１．定款および規約等

(1) 定　　款

改正なし

(2) 規 約 等

①　特定退職金共済制度規約

一部改正(１０月１４日第７３９回常議員会)　　＿＿＿＿が改正箇所

現　　行	新 条 文
＜省　略＞	＜省　略＞
第８章　管　　理 **第27条（会計処理）** 商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、特別会計とし、他の経理と区分して処理する。	**第８章　管　　理** **第27条（会計処理）** 商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、他の経理と区分して処理する。
＜省　略＞	**付　　則（12）** １．この規約は、令和4年4月1日から一部改定実施する。 ２．施行日において被共済者であった者に対する退職金の額は、以下の合計額とする。 (1) 令和４年３月３１日までの加入期間については、その加入期間に積立てられた保険料積立金の額を令和４年４月１日から退職金算定基準日までの期間【別表４】の年複利０．７％で付利した額 (2) 令和４年４月１日から退職金算定基準日までの加入期間については、その加入期間に応じて【別表１】に定める額 ＜省　略＞

②　東京商工会議所会員加入手続および会費・加入金・負担金に関する規約

一部改正(２月２４日第２３１回（通常）議員総会)　　＿＿＿＿が改正箇所

現　　行	新 条 文
＜省　略＞	＜省　略＞
第２章　（会員加入手続） **第２条**　会員加入しようとするものは、所定の加入申込書に次の各号に掲げる事項を記入し、社印（団体の場合は団体名のわかる印、個人の場合は個人印）を捺印のうえ本商工会議所に提出しなければならない。 (1)事業所の名称または商号 (2)代表者名・役職 (3)資本金額 (4)所在地	**第２章　（会員加入手続）** **第２条**　会員加入しようとするものは、所定の加入申込書（書面に代えて行う所定の電磁的方法による申込みを含む）に次の各号に掲げる事項を記入し、本商工会議所に提出しなければならない。 (1)事業所の名称または商号 (2)代表者名・役職 (3)資本金額 (4)所在地

(5)業種 (6)主たる営業種目 (7)会費負担口数 (8)創業・設立年月 (9)売上高 (10)従業員数 (11)希望所属部会 (12)その他 ＜省　略＞	(5)業種 (6)主たる営業種目 (7)会費負担口数 (8)創業・設立年月 (9)売上高 (10)従業員数 (11)希望所属部会 (12)その他 ＜省　略＞

２．組　　織

(1) 会　　員

① 会 員 数

（２０２２年３月３１日現在）

種別＼区分	2020年度末現在会員数	2021年度新規加入者数	2021年度脱退者数	種別変更	2021年度末現在会員数
法　　人	63,508	4,306	3,166	67	64,715
団　　体	2,629	133	119	18	2,661
個　　人	13,966	1,955	1,350	−119	14,452
特　　別	713	142	72	34	817
合　　計	80,816	6,536	4,707	0	82,645

1)　会費負担口数別会員数

（２０２２年３月３１日現在）

口数＼区分	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
1	33,491	2,050	14,312	598	50,451
2	9,467	321	104	127	10,019
3	13,048	116	18	54	13,236
4	3,103	47	2	21	3,173
5	1,670	50	3	5	1,728
6	798	26	0	5	829
7	66	3	2	0	71
8	1,251	12	1	3	1,267
9	23	2	1	0	26
10	805	24	9	1	839
11	19	0	0	0	19
12	12	1	0	0	13
13	103	1	0	0	104
14	12	0	0	0	12
15	27	1	0	0	28
16	131	0	0	0	131
17	9	0	0	0	9
18	6	0	0	0	6
19	59	1	0	0	60
20	52	5	0	1	58
21	4	0	0	0	4
22	59	0	0	0	59
23	2	0	0	0	2
24	2	0	0	0	2
25	52	0	0	0	52
26	3	0	0	1	4
28	48	0	0	0	48
29	2	0	0	0	2
30	29	0	0	0	29
31	22	0	0	0	22
32	3	0	0	0	3
33	3	0	0	0	3
34	23	0	0	0	23
35	12	0	0	1	13
36	1	0	0	0	1
37	12	0	0	0	12
40	40	0	0	0	40
43	15	0	0	0	15
45	15	0	0	0	15
46	8	1	0	0	9
48	1	0	0	0	1
49	12	0	0	0	12
50	5	0	0	0	5

2．組織　(1)会員

区分 / 口数	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
52	11	0	0	0	11
53	1	0	0	0	1
54	1	0	0	0	1
55	32	0	0	0	32
56	1	0	0	0	1
57	2	0	0	0	2
58	1	0	0	0	1
60	30	0	0	0	30
62	1	0	0	0	1
63	1	0	0	0	1
64	1	0	0	0	1
65	15	0	0	0	15
66	2	0	0	0	2
68	2	0	0	0	2
69	1	0	0	0	1
70	8	0	0	0	8
73	1	0	0	0	1
75	9	0	0	0	9
80	6	0	0	0	6
85	4	0	0	0	4
90	2	0	0	0	2
94	1	0	0	0	1
95	4	0	0	0	4
100	3	0	0	0	3
105	6	0	0	0	6
108	1	0	0	0	1
110	4	0	0	0	4
115	1	0	0	0	1
116	1	0	0	0	1
120	2	0	0	0	2
125	3	0	0	0	3
130	3	0	0	0	3
135	1	0	0	0	1
145	2	0	0	0	2
150	1	0	0	0	1
155	1	0	0	0	1
162	1	0	0	0	1
165	2	0	0	0	2
170	1	0	0	0	1
180	1	0	0	0	1
185	1	0	0	0	1
200	3	0	0	0	3
210	1	0	0	0	1
215	2	0	0	0	2
220	3	0	0	0	3
235	1	0	0	0	1
260	1	0	0	0	1
270	1	0	0	0	1
305	1	0	0	0	1
320	1	0	0	0	1
380	1	0	0	0	1
424	1	0	0	0	1
610	1	0	0	0	1
821	1	0	0	0	1
総合計	64,715	2,661	14,452	817	82,645

2)　地区別資本金別会員数・口数

（２０２２年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計	
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				件数	口数
千代田	1,351	537	2,432	641	337	222	378	5,898	439	1,045	0	7,382	28,677
中央	1,473	569	2,533	666	372	229	332	6,174	268	999	0	7,441	23,262
港	1,675	591	2,206	586	335	207	350	5,950	284	945	0	7,179	23,851
新宿	1,207	457	1,591	309	134	63	103	3,864	208	757	0	4,829	12,437
文京	608	181	961	141	52	25	37	2,005	88	418	0	2,511	5,742
台東	963	372	1,533	253	85	47	48	3,301	103	424	0	3,828	7,851
北	572	165	553	69	19	12	16	1,406	74	491	0	1,971	3,494
荒川	558	172	625	69	16	3	4	1,447	50	375	0	1,872	3,278
品川	754	220	1,016	241	101	87	97	2,516	86	436	0	3,038	8,101
目黒	611	172	573	75	32	8	10	1,481	40	414	0	1,935	3,325
大田	872	226	1,323	222	70	33	33	2,779	97	622	0	3,498	7,420
世田谷	1,080	243	903	129	36	20	15	2,426	107	885	0	3,418	5,329
渋谷	1,658	523	1,574	246	116	52	77	4,246	164	661	0	5,071	11,221
中野	540	136	542	75	25	11	17	1,346	72	467	0	1,885	3,394
杉並	762	177	734	92	21	7	6	1,799	65	654	0	2,518	3,826
豊島	890	308	1,020	154	55	14	33	2,474	83	548	0	3,105	5,863
板橋	862	231	925	120	31	10	14	2,193	61	667	0	2,921	5,064
練馬	729	215	748	76	17	6	8	1,799	56	707	0	2,562	3,828
江東	824	265	1,142	214	75	53	65	2,638	82	535	0	3,255	7,408
墨田	698	215	1,018	138	62	25	34	2,190	65	390	0	2,645	5,378
足立	1,022	327	1,056	117	19	7	5	2,553	51	731	0	3,335	5,100
葛飾	830	220	749	50	7	5	4	1,865	81	665	0	2,611	3,594
江戸川	954	308	990	80	17	11	5	2,365	37	616	0	3,018	4,723
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	817	817	1,268
合計	21,493	6,830	26,747	4,763	2,034	1,157	1,691	64,715	2,661	14,452	817	82,645	193,434

3)　業種別資本金別会員数

（２０２２年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				
鉱業	1	0	6	3	0	1	11	22	0	0	0	22
建設業	2,089	808	3,258	498	189	75	137	7,054	1	612	68	7,735
製造業	2,158	688	5,293	1,123	481	335	611	10,689	3	703	107	11,502
電気・ガス・熱供給・水道業	65	7	14	6	10	10	16	128	0	14	0	142
情報通信業	2,426	754	2,574	451	198	102	99	6,604	11	372	53	7,040
運輸業	364	169	966	204	78	46	90	1,917	6	1,061	16	3,000
卸売業	2,376	1,191	5,821	1,159	452	341	274	11,614	7	473	88	12,182
小売業	1,901	608	1,480	175	88	30	62	4,344	3	1,039	31	5,417
金融・保険業	1,403	57	204	32	30	33	158	1,917	124	233	6	2,280
不動産業	1,557	540	1,955	312	143	53	96	4,656	3	808	14	5,481
教育･学習支援業	3,463	866	2,552	377	151	63	54	7,526	774	6,316	287	14,903
宿泊業	98	21	60	15	22	5	13	234	1	17	0	252
飲食店	1,099	379	438	70	23	5	17	2,031	2	1,196	3	3,232
サービス業	2,126	637	2,014	309	153	51	50	5,340	67	1,154	51	6,612
医療・福祉	345	96	102	24	13	5	2	587	158	442	12	1,199
団体	4	2	2	0	0	2	0	10	1,477	3	13	1,503
その他	18	7	8	5	3	0	1	42	24	9	68	143
合計	21,493	6,830	26,747	4,763	2,034	1,157	1,691	64,715	2,661	14,452	817	82,645

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

4)　地区別業種別会員数

（２０２２年３月３１日現在）

	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店	宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	団体	その他	合計
千代田	7	275	811	16	1,047	101	1,222	275	227	369	154	21	52	2,082	510	200	13	7,382
中央	2	287	881	8	770	148	1,705	405	242	387	363	22	43	1,520	484	169	5	7,441
港	4	301	700	21	912	199	1,120	340	168	495	222	27	73	1,790	640	159	8	7,179
新宿	2	283	393	8	709	51	524	270	145	364	225	31	60	1,200	472	88	4	4,829
文京	0	185	408	2	278	31	383	180	42	158	103	10	47	456	174	52	2	2,511
台東	1	223	733	5	302	35	1,015	290	83	161	170	29	23	458	219	73	8	3,828
北	0	272	314	5	74	82	227	169	51	128	103	7	38	294	168	36	3	1,971
荒川	0	240	453	3	63	63	273	149	37	108	85	5	44	191	126	31	1	1,872
品川	2	266	505	6	276	121	435	197	88	182	138	14	30	498	224	53	3	3,038
目黒	0	137	227	4	168	28	239	185	41	157	104	3	39	368	202	30	3	1,935
大田	1	410	892	7	120	178	475	211	112	207	110	11	53	408	239	61	3	3,498
世田谷	0	402	267	5	221	101	371	294	100	326	163	3	79	687	325	71	3	3,418
渋谷	1	226	438	9	766	95	631	294	132	389	190	17	70	1,190	531	90	2	5,071
中野	0	214	162	2	154	52	192	162	52	172	102	1	39	342	191	46	2	1,885
杉並	0	321	203	4	155	79	259	262	80	245	132	3	49	436	245	44	1	2,518
豊島	1	271	317	3	345	34	363	197	97	333	133	19	49	629	275	37	2	3,105
板橋	0	511	562	6	97	165	291	233	71	212	116	2	65	332	222	35	1	2,921
練馬	0	523	210	6	92	205	269	206	73	193	96	3	73	388	194	29	2	2,562
江東	0	379	533	5	164	269	627	228	85	163	108	3	45	348	238	57	3	3,255
墨田	0	262	677	5	90	79	528	177	66	139	102	14	38	256	174	37	1	2,645
足立	1	663	619	4	77	351	367	244	101	199	103	1	58	263	253	29	2	3,335
葛飾	0	404	592	5	51	201	241	193	88	189	123	2	71	216	192	42	1	2,611
江戸川	0	612	498	3	56	316	337	225	93	191	84	4	49	264	263	21	2	3,018
特別	0	68	107	0	53	16	88	31	6	14	3	0	12	287	51	13	68	817
合計	22	7,735	11,502	142	7,040	3,000	12,182	5,417	2,280	5,481	3,232	252	1,199	14,903	6,612	1,503	143	82,645

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

② 部　会

（２０２２年３月３１日現在）

部会名	所属業種	所属部会員数
商業	小売業、飲食店、ホテル・旅館業	10,630
商業卸売	卸売業	9,783
工業	製造業	7,929
資源・エネルギー	鉱業、石油製品・石炭製品（製）、非鉄金属（製）、鉱物・金属材料（卸）、燃料（小）、電気・ガス供給業	737
貿易	貿易業	2,734
金融	銀行業、保険業、証券業他	1,063
交通運輸	鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他	2,932
建設・不動産	総合工事、職別工事、不動産業	13,962
サービス	事業所サービス、専門サービス業他	23,672
情報通信	放送、広告、出版他	6,313

③ 委 員 会・懇 談 会

（２０２２年3月３１日現在）

委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数
総　合　政　策	17	教育・人材育成	31	エネルギー・環境	36	ものづくり推進	37
組　　織	28	中　小　企　業	42	経　済　法　規	36	流通・サービス	43
事業・会員サービス向上	39	事業承継対策	40	知的財産戦略	34	中小企業のデジタルシフト推進	49
税　　制	39	新事業・イノベーション創出	46	首　都　圏　問　題	55	健康づくり・スポーツ振興	41
労　　働	46	国　際　経　済	42	災　害　対　策	45	東京の将来を考える懇談会	31
多様な人材活躍	55	社　会　保　障	28	観　　光	53		

(2) 特定商工業者

２０２１年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日　２０２１年5月１１日

資本金または払込済出資総額　　１，０００万円以上

従業員数　　２０人以上

（特定商工業者内訳）　　（２０２２年3月３１日現在）

区　　分	特定商工業者	内　　訳	
		会　　員	非　会　員
個　　人	66	52	14(　3)
法　　人	62,344	36,907	25,437(11,069)
計	62,410	36,959	25,451(11,072)

（注）１．　商工会議所法第１２条第２項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち２０２１年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1)　負担金額　　２，５００円（均一賦課）

(2)　同意を得た数　　５１，２８８件

２．　表中の非会員欄の（　）は同意・負担金納入者数

(3) 役　　員

① 役員の定数および実数

（２０２２年3月３１日現在）

区　　分	定　　数	実　　数	区　　分	定　　数	実　　数
会　　頭	1	1	常　議　員	50	50
副　会　頭	4	11（注）	監　　事	3	3
専務理事	1	1	理　　事	4	3

（注）副会頭に準ずる者７名を含む。

②　役員の氏名

２０２２年３月３１日現在）

役員名	氏名	企業の名称および企業上の役職	役員名	氏名	企業の名称および企業上の役職
会頭	三村明夫	日本製鉄㈱名誉会長	常議員	小坂敬	㈱小松ストアー社長
名誉会頭	岡村正	㈱東芝名誉社友		後藤忠治	セントラルスポーツ㈱会長
副会頭	垣内威彦	三菱商事㈱社長		後藤信夫	㈱帝国データバンク社長
	大久保秀夫	㈱フォーバル会長		後藤亘	東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱会長
	野本弘文	東急㈱会長		小松節子	小松ばね工業㈱会長
	田川博己	㈱ＪＴＢ相談役		今野由梨	ダイヤル・サービス㈱社長・ＣＥＯ
	広瀬道明	東京ガス㈱会長		櫻田厚	㈱モスフードサービス会長
	金子眞吾	凸版印刷㈱会長		下村節宏	三菱電機㈱シニアアドバイザー
	斎藤保	㈱ＩＨＩ相談役		鈴木貴士	五十鈴㈱社長
	上條努	ｻｯﾎﾟﾛﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱特別顧問		関根正裕	㈱商工組合中央金庫社長
	大島博	㈱千疋屋総本店社長		髙島誠	㈱三井住友銀行頭取
	三部敏宏	本田技研工業㈱社長		多田憲之	東映㈱会長
	山内隆司	大成建設㈱会長		田沼千秋	㈱グリーンハウス社長
専務理事	石田徹			田畑日出男	いであ㈱会長
監事	石井宏治	㈱石井鐵工所社長		綱川智	㈱東芝取締役会議長
	木村惠司	三菱地所㈱特別顧問		長岡勤	㈱東京ドーム社長
	坂本隆	㈱きらぼし銀行顧問		日覺昭廣	東レ㈱社長
常議員	秋田正紀	㈱松屋社長		野末尚	東洋熱工業㈱最高顧問
	淺野秀則	㈱フォーシーズ会長兼ＣＥＯ		服部津貴子	㈻服部学園常務理事
	池田朝彦	東京レジャー㈱会長		濱逸夫	ライオン㈱会長
	石井卓爾	三和電気工業㈱会長		東原敏昭	㈱日立製作所会長兼ＣＥＯ
	井上裕之	愛知産業㈱会長		廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱会長
	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱特別顧問		細谷敏幸	㈱三越伊勢丹ホールディングス社長
	江田敏彦	ビリングシステム㈱社長		宮入正英	㈱宮入社長
	大谷信義	松竹㈱会長		森洋二	㈱ワールドケミカル会長
	大山忠一	光陽産業㈱会長		矢口敏和	グローブシップ㈱社長
	岡田元也	イオン㈱会長		安永竜夫	三井物産㈱会長
	小口英嚴	オーウイル㈱会長		山村雅之	東日本電信電話㈱相談役
	梶原德二	梶原工業㈱会長		吉髙紳介	デンカ㈱特別顧問
	神谷一雄	松久㈱社長		渡辺元	渡辺パイプ㈱社長
	北島義俊	大日本印刷㈱会長		渡邊順彦	㈱アテナ会長
	北村雅良	電源開発㈱特別顧問		鰐渕美惠子	㈱銀座テーラーグループ会長
	桑島俊彦	東京都商店街連合会会長	常務理事	小林治彦	
	郡正直	郡リース㈱会長	理事・事務局長	湊元良明	
	國分勘兵衛	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ	理事	山下健	

(4) 議　員

①　議員の定数および実数

（２０２２年３月３１日現在）

区分	定数	実数
１号議員	76	76
２号議員	52	52
３号議員	22	22
計	150	150

②　議　　員

（２０２２年3月３１日現在）

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
㈱ＩＨＩ	相談役　斎藤　保	工業
愛知産業㈱	会長　井上裕之	工業
アクサ生命保険㈱	副社長　幸本智彦	金融
㈱浅井	社長　浅井　隆	交通運輸
旭化成㈱	名誉会長　伊藤一郎	工業
㈱アテナ	会長　渡邊順彦	情報通信
㈱アプリコット	社長　畠山笑美子	情報通信
㈱アリスマジック	社長　本多保隆	情報通信
イオン㈱	会長　岡田元也	商業
㈱石井鐵工所	社長　石井宏治	工業
五十鈴㈱	社長　鈴木貴士	商業卸売
いであ㈱	会長　田畑日出男	サービス
㈱伊藤園	会長　本庄八郎	商業
伊藤忠商事㈱	名誉理事　小林栄三	商業卸売
ＡＮＡホールディングス㈱	相談役　大橋洋治	交通運輸
㈱榮太樓總本鋪	社長　細田　眞	商業
ＳＭＫ㈱	社長　池田靖光	工業
㈱エヌケービー	ｴｽｹｰﾋﾞｰ､ぐるなび創業者会長	滝　久雄	サービス
㈱ＮＴＴドコモ	相談役　加藤　薫	情報通信
オーウイル㈱	会長　小口英嚞	貿易
王子ホールディングス㈱	会長　矢嶋　進	工業
大崎電気工業㈱	会長　渡辺佳英	工業
㈱オンワードホールディングス	社長　保元道宣	商業卸売
鹿島建設㈱	会長　押味至一	建設・不動産
梶原工業㈱	会長　梶原徳二	工業
学校法人片柳学園	理事長　千葉　茂	サービス
㈱桂川精螺製作所	社長　石井昌景	工業
㈱関電工	特別顧問　後藤　清	建設・不動産
㈱きらぼし銀行	顧問　坂本　隆	金融
㈱銀座テーラーグループ	会長　鰐渕美恵子	商業
㈱グリーンハウス	社長　田沼千秋	商業
グローブシップ㈱	社長　矢口敏和	サービス
㈱啓文社	社長　小渕浩史	情報通信
光陽産業㈱	会長　大山忠一	工業
郡リース㈱	会長　郡　正直	建設・不動産
国分グループ本社㈱	会長兼ＣＥＯ　國分勘兵衛	商業卸売
㈱小松ストアー	社長　小坂　敬	商業
小松ばね工業㈱	会長　小松節子	工業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
西京信用金庫	理事長　北村啓介	金融
サッポロホールディングス㈱	特別顧問　上條努	工業
三機工業㈱	特別顧問　梶浦卓一	建設・不動産
山九㈱	会長　中村公一	交通運輸
三和電気工業㈱	会長　石井卓爾	工業
㈱ＪＴＢ	相談役　田川博己	サービス
Ｊ．フロントリテイリング㈱	取締役会議長　山本良一	商業
㈱シオザワ	社長　塩澤好久	商業卸売
㈱資生堂	社長兼 CEO　魚谷雅彦	商業
清水建設㈱	会長　宮本洋一	建設・不動産
㈱商工組合中央金庫	社長　関根正裕	金融
松竹㈱	会長　大谷信義	サービス
㈱新宿高野	社長　髙野吉太郎	商業
㈱すかいらーくホールディングス	会長兼社長　谷真	商業
スキャネット㈱	会長　小池隆彦	情報通信
住友商事㈱	特別顧問　岡素之	貿易
住友林業㈱	最高顧問　矢野龍	建設・不動産
セイコーホールディングス㈱	会長兼グループCEO兼グループCOO　服部真二	商業卸売
㈱世界貿易センタービルディング	社長　宮﨑親男	商業
セコム㈱	会長　中山泰男	サービス
㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長　井阪隆一	商業
セントラルスポーツ㈱	会長　後藤忠治	商業
㈱千疋屋総本店	社長　大島博	商業
綜合警備保障㈱	社長　青山幸恭	サービス
双日㈱	社長　藤本昌義	貿易
ソニー㈱	会長兼社長ＣＥＯ　吉田憲一郎	工業
第一三共㈱	常勤顧問　中山譲治	工業
醍醐ビル㈱	社長　田中常雅	建設・不動産
大成建設㈱	会長　山内隆司	建設・不動産
大東京信用組合	会長　柳沢祥二	金融
大日本印刷㈱	会長　北島義俊	情報通信
ダイヤル・サービス㈱	社長・ＣＥＯ　今野由梨	情報通信
大陽ステンレススプリング㈱	会長　横山正二	工業
㈱髙島屋	会長　鈴木弘治	商業
㈱帝国データバンク	社長　後藤信夫	情報通信
デンカ㈱	特別顧問　吉髙紳介	工業
電源開発㈱	特別顧問　北村雅良	資源・エネルギー
㈱電通グループ	顧問　石井直	サービス
東映㈱	会長　多田憲之	サービス
東急㈱	会長　野本弘文	商業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
東急建設㈱	会長　飯塚恒生	建設・不動産
㈱東急百貨店	社長　大石次則	商業
東急不動産ホールディングス㈱	会長　金指潔	建設・不動産
㈱東京會舘	社長　渡辺訓章	商業
東京海上日動火災保険㈱	副会長　北沢利文	金融
東京ガス㈱	会長　広瀬道明	資源・エネルギー
東京電力ホールディングス㈱	社長　小早川智明	資源・エネルギー
㈱東京ドーム	社長　長岡勤	サービス
東京都商店街連合会	会長　桑島俊彦	商業
（一社）東京都信用金庫協会	会長　澁谷哲一	金融
東京メトロポリタンテレビジョン㈱	会長　後藤亘	情報通信
㈱東京流通センター	社長　小野真路	商業
東京レジャー㈱	会長　池田朝彦	サービス
東光薬品工業㈱	社長　小林洋一	工業
㈱東芝	取締役会議長　綱川智	工業
東洋ドライルーブ㈱	社長　飯野光彦	工業
東洋熱工業㈱	最高顧問　野末尚	建設・不動産
東レ㈱	社長　日覺昭廣	工業
戸田建設㈱	会長　今井雅則	建設・不動産
凸版印刷㈱	会長　金子眞吾	情報通信
㈱中村塗装店	社長　中村節雄	建設・不動産
日本製鉄㈱	名誉会長　三村明夫	工業
日本通運㈱	社長　齋藤充	交通運輸
日本郵船㈱	会長　内藤忠顕	交通運輸
日本航空㈱	会長　植木義晴	交通運輸
日本証券業協会	会長　森田敏夫	金融
㈱日本レーザー	会長　近藤宣之	貿易
㈻服部学園	常務理事　服部津貴子	サービス
東日本電信電話㈱	相談役　山村雅之	情報通信
東日本旅客鉄道㈱	副社長　伊勢勝巳	交通運輸
㈱日立製作所	会長兼ＣＥＯ　東原敏昭	工業
ビリングシステム㈱	社長　江田敏彦	サービス
廣瀬ビルディング㈱	会長　廣瀬元夫	建設・不動産
㈱フォーシーズ	会長兼ＣＥＯ　淺野秀則	商業卸売
㈱フォーバル	会長　大久保秀夫	サービス
藤田観光㈱	特別顧問　中村雅俊	サービス
富士フイルムビジネスイノベーション㈱	会長　玉井光一	情報通信
㈱フジマック	社長　熊谷光治	建設・不動産
㈱ベアーズ	副社長　高橋ゆき	サービス
本田技研工業㈱	社長　三部敏宏	工業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
前田建設工業㈱	社長　前田操治	建設・不動産
松久㈱	社長　神谷一雄	工業
㈱松屋	社長　秋田正紀	商業
丸源飲料工業㈱	社長　阿部貴明	工業
㈱丸高工業	社長　髙木一昌	建設・不動産
丸紅㈱	名誉理事　朝田照男	貿易
ミクニ化学工業㈱	会長　宮下仁志	工業
みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問　塚本隆史	金融
三井住友海上火災保険㈱	特別顧問　江頭敏明	金融
㈱三井住友銀行	頭取　髙島誠	金融
三井物産㈱	会長　安永竜夫	貿易
三井不動産㈱	会長　岩沙弘道	建設・不動産
三井不動産レジデンシャル㈱	会長　藤林清隆	建設・不動産
㈱三越伊勢丹ホールディングス	社長　細谷敏幸	商業
三菱ケミカル㈱	名誉顧問　石塚博昭	工業
三菱商事㈱	社長　垣内威彦	貿易
三菱電機㈱	ｼﾆｱｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ　下村節宏	工業
三菱マテリアル㈱	会長　竹内章	資源・エネルギー
㈱三菱ＵＦＪ銀行	特別顧問　小山田隆	金融
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	特別顧問　若林辰雄	金融
㈱宮入	社長　宮入正英	商業卸売
㈱モスフードサービス	会長　櫻田厚	商業
森ビル㈱	社長　辻慎吾	建設・不動産
山崎金属産業㈱	社長　山崎洋一郎	資源・エネルギー
㈱ヤマシタ	社長　山下和洋	サービス
㈱山下ＰＭＣ	会長　川原秀仁	サービス
ヤマトホールディングス㈱	会長　山内雅喜	交通運輸
(医)友和会　太陽歯科衛生士専門学校	理事長　櫻井善忠	サービス
ライオン㈱	会長　濱逸夫	工業
㈱龍角散	社長　藤井隆太	工業
㈱ワールドケミカル	会長　森洋二	工業
㈱渡辺パイプ	社長　渡辺元	建設・不動産

③　名誉議員

（２０２２年3月３１日現在）

氏名	企業の名称	企業上の役職
飯田亮	セコム㈱	最高顧問
西澤宏繁		
馬場彰		
古屋勝彦	㈱松屋	名誉相談役

④　議員待遇者

（２０２２年3月３１日現在）

氏　　名	企　業　の　名　称	企　業　上　の　役　職
伊　藤　雅　人	オーデリック㈱	社　　長
今　村　治　輔	清　水　建　設　㈱	元　会　長
岡　田　明　重	㈱三井住友銀行	名誉顧問
熊　谷　俊　範	㈱フジマック	会　　長
熊　谷　直　彦	三　井　物　産　㈱	元　会　長
児　玉　幸　治	(一財)機械システム振興協会	顧　　問
齋　藤　朝　子	㈱ピアチェーレ	会　　長
多　田　公　人		
多　田　修　人	日本システムウエア㈱	名誉会長
辻　　亨	丸　　紅　㈱	名誉理事
中　村　胤　夫	㈱三越伊勢丹ホールディングス	社　　友
根　津　公　一	㈱東武百貨店	名誉会長
平　井　克　彦	東　　レ　㈱	社　　友
松　橋　　功	㈱　J　T　B	相　談　役
茂木友三郎	キッコーマン㈱	取締役名誉会長
山　本　恭　人		

(5) 部会長等

（２０２２年３月３１日現在）

役職名		氏名	企業の名称	企業上の役職
商業	部会長	杉江俊彦	㈱三越伊勢丹	会長
	副部会長	桑島俊彦	東京都商店街連合会	会長
	〃	小坂敬	㈱小松ストアー	社長
	〃	井阪隆一	㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長
	〃	鰐渕美恵子	㈱銀座テーラーグループ	会長
	〃	髙野吉太郎	㈱新宿高野	社長
商業卸売	部会長	國分勘兵衛	国分グループ本社㈱	会長兼ＣＥＯ
	副部会長	宮入正英	㈱宮入	社長
	〃	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長兼ＣＥＯ
	〃	服部真二	セイコーホールディングス㈱	会長兼グループＣＥＯ兼グループＣＯＯ
	〃	鈴木貴士	五十鈴㈱	社長
工業	部会長	下村節宏	三菱電機㈱	シニアアドバイザー
	副部会長	石井宏治	㈱石井鐵工所	社長
	〃	森洋二	㈱ワールドケミカル	会長
	〃	吉髙紳介	デンカ㈱	特別顧問
	〃	日覺昭廣	東レ㈱	社長
	〃	濱逸夫	ライオン㈱	会長
資源・エネルギー	部会長	北村雅良	電源開発㈱	特別顧問
	副部会長	竹内章	三菱マテリアル㈱	会長
	〃	牧野明次	岩谷産業㈱	会長兼ＣＥＯ
	〃	矢島幹也	東京都石油業協同組合	理事長
	〃	杉森務	ＥＮＥＯＳホールディングス㈱	会長
貿易	部会長	安永竜夫	三井物産㈱	会長
	副部会長	朝田照男	丸紅㈱	名誉理事
	〃	岡素之	住友商事㈱	特別顧問
	〃	小口英嚞	オーウイル㈱	会長
	〃	藤本昌義	双日㈱	社長
	〃	伊藤滋	マルハニチロ㈱	会長
金融	副部会長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	特別顧問
	〃	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
	〃	若林辰雄	三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	特別顧問
	〃	澁谷哲一	（一社）東京都信用金庫協会	会長
	〃	森田敏夫	日本証券業協会	会長
交通運輸	部会長	大橋洋治	ＡＮＡホールディングス㈱	相談役
	副部会長	浅井隆	㈱浅井	社長
	〃	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長
建設・不動産	部会長	山内隆司	大成建設㈱	会長
	副部会長	押味至一	鹿島建設㈱	会長
	〃	廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱	会長

役　職　名	氏　　名	企　業　の　名　称	企業上の役職
〃	梶　浦　卓　一	三　機　工　業　㈱	特別顧問
〃	宮　本　洋　一	清　水　建　設　㈱	会　　長
〃	今　井　雅　則	戸　田　建　設　㈱	会　　長
〃	金　指　　潔	東急不動産ホールディングス㈱	会　　長
サービス　部会長	中　山　泰　男	セ　コ　ム　㈱	会　　長
副部会長	滝　　久　雄	㈱　エ　ヌ　ケ　ー　ビ　ー	ｴﾇｹｰﾋﾞｰ・ぐるなび創業者会長
〃	長　岡　　勤	㈱　東　京　ド　ー　ム	社　　長
〃	服　部　津　貴　子	㈻　服　部　学　園	常務理事
情報通信　部会長	玉　井　光　一	富士フイルムビジネスイノベーション㈱	会　　長
副部会長	今　野　由　梨	ダ　イ　ヤ　ル　・　サ　ー　ビ　ス　㈱	社長・ＣＥＯ
〃	後　藤　信　夫	㈱　帝　国　デ　ー　タ　バ　ン　ク	社　　長
〃	後　藤　　亘	東京メトロポリタンテレビジョン㈱	会　　長
〃	山　村　雅　之	東　日　本　電　信　電　話　㈱	相　談　役
〃	加　藤　　薫	㈱　Ｎ　Ｔ　Ｔ　ド　コ　モ	相　談　役

(6) 委員長等

（２０２２年3月３１日現在）

役　職　名	氏　　名	企　業　の　名　称	企業上の役職
総合政策　委員長	小　林　栄　三	伊　藤　忠　商　事　㈱	名誉理事
共同委員長	渡　辺　佳　英	大　崎　電　気　工　業　㈱	会　　長
組　織　委員長	斎　藤　　保	㈱　Ｉ　Ｈ　Ｉ	相　談　役
共同委員長	池　田　朝　彦	東　京　レ　ジ　ャ　ー　㈱	会　　長
〃	鈴　木　貴　士	五　十　鈴　㈱	社　　長
事業・会員ｻｰﾋﾞｽ向上　委員長	淺　野　秀　則	㈱　フ　ォ　ー　シ　ー　ズ	会長兼ＣＥＯ
共同委員長	髙　野　吉　太　郎	㈱　新　宿　高　野	社　　長
〃	長　岡　　勤	㈱　東　京　ド　ー　ム	社　　長
税　制　委員長	田　中　常　雅	醍　醐　ビ　ル　㈱	社　　長
共同委員長	阿　部　貴　明	丸　源　飲　料　工　業　㈱	社　　長
〃	郡　　正　直	郡　リ　ー　ス　㈱	会　　長
労　働　委員長	塚　本　隆　史	みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問
共同委員長	中　村　公　一	山　九　㈱	会　　長
〃	青　山　幸　恭	綜　合　警　備　保　障　㈱	社　　長
多様な人材活躍　委員長	上　條　　努	サッポロホールディングス㈱	特別顧問
共同委員長	梶　浦　卓　一	三　機　工　業　㈱	特別顧問
〃	近　藤　宣　之	㈱　日　本　レ　ー　ザ　ー	会　　長
〃	小　山　田　隆	㈱　三　菱　Ｕ　Ｆ　Ｊ　銀　行	特別顧問
教育・人材育成　委員長	矢　口　敏　和	グ　ロ　ー　ブ　シ　ッ　プ　㈱	社　　長
共同委員長	小　松　節　子	小　松　ば　ね　工　業　㈱	会　　長
〃	今　井　雅　則	戸　田　建　設　㈱	会　　長
中小企業　委員長	大久保　秀　夫	㈱　フ　ォ　ー　バ　ル	会　　長
共同委員長	宮　入　正　英	㈱　宮　入	社　　長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
〃	関根正裕	㈱商工組合中央金庫	社長
事業承継対策　委員長	宮入正英	㈱宮入	社長
共同委員長	坂本隆	㈱きらぼし銀行	顧問
〃	塩澤好久	㈱シオザワ	社長
新事業・イノベーション創出　委員長	垣内威彦	三菱商事㈱	社長
共同委員長	田沼千秋	㈱グリーンハウス	社長
〃	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長兼CEO
〃	武田健三	㈱大崎コンピュータエンヂニアリング	社長
国際経済　委員長	朝田照男	丸紅㈱	名誉理事
共同委員長	小口英嚞	オーウイル㈱	会長
〃	鰐渕美恵子	㈱銀座テーラーグループ	会長
〃	藤本昌義	双日㈱	社長
社会保障　委員長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	特別顧問
共同委員長	中山譲治	第一三共㈱	常勤顧問
〃	細田眞	㈱榮太樓總本鋪	社長
〃	藤井隆太	㈱龍角散	社長
エネルギー・環境　委員長	広瀬道明	東京ガス㈱	会長
共同委員長	北村雅良	電源開発㈱	特別顧問
〃	野末尚	東洋熱工業㈱	最高顧問
経済法規　委員長	渡辺元	渡辺パイプ㈱	社長
共同委員長	大山忠一	光陽産業㈱	会長
〃	細田眞	㈱榮太樓總本鋪	社長
知的財産戦略　委員長	荒井寿光	東京中小企業投資育成㈱	特別参与
共同委員長	濱逸夫	ライオン㈱	会長
首都圏問題　委員長	野本弘文	東急㈱	会長
共同委員長	今井雅則	戸田建設㈱	会長
〃	藤林清隆	三井不動産レジデンシャル㈱	会長
災害対策　委員長	中山泰男	セコム㈱	会長
共同委員長	田畑日出男	いであ㈱	会長
〃	後藤清	㈱関電工	特別顧問
観光　委員長	田川博己	㈱JTB	相談役
共同委員長	植木義晴	日本航空㈱	会長
〃	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長
ものづくり推進　委員長	三部敏宏	本田技研工業㈱	社長
共同委員長	森洋二	㈱ワールドケミカル	会長
〃	飯野光彦	東洋ドライルーブ㈱	社長
流通・サービス　委員長	大島博	㈱千疋屋総本店	社長
共同委員長	鈴木貴士	五十鈴㈱	社長
〃	江田敏彦	ビリングシステム㈱	社長
〃	佐藤仁	㈱東急レクリエーション	相談役
中小企業のデジタルシフト推進　委員長	金子眞吾	凸版印刷㈱	会長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
共同委員長	下村節宏	三菱電機㈱	ｼﾆｱｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ
〃	北沢利文	東京海上日動火災保険㈱	副会長
健康づくり・スポーツ振興　委員長	櫻田厚	㈱モスフードサービス	会長
共同委員長	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
〃	服部津貴子	㈻服部学園	常務理事
東京の将来を考える懇談会　座長	北沢利文	東京海上日動火災保険㈱	副会長
共同座長	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長

(7) 女性会長等

（２０２２年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	市瀬優子	美和商事㈱	社長
副会長	緒方智英子	㈱象英企画	社長
〃	財津澄子	㈱京王興産	会長
〃	内川あ也	ブレイン㈲	社長
〃	倉光美也子	㈱フミヤスポーツ	社長

(8) 青年部会長等

（２０２２年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	加藤貴久	東立電機㈱	社長
副会長	木原一雄	キハラ㈱	社長
〃	井上博貴	愛知産業㈱	社長
〃	倉田大輔	池袋さくらクリニック	院長

(9) 顧問および参与

① 特別顧問

（２０２２年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
本庄　八郎	㈱伊藤園会長	岡　　素之	住友商事㈱特別顧問
井上　裕之	愛知産業㈱会長	塚本　隆史	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
渡辺　佳英	大崎電気工業㈱会長	杉江　俊彦 (部会長兼務)	㈱三越伊勢丹会長
石井　卓爾	三和電気工業㈱会長	國分　勘兵衛 (部会長兼務)	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ
田中　常雅	醍醐ビル㈱社長	下村　節宏 (部会長兼務)	三菱電機㈱シニアアドバイザー
神谷　一雄	松久㈱社長	北村　雅良 (部会長兼務)	電源開発㈱特別顧問
今野　由梨	ダイヤル・サービス㈱社長・ＣＥＯ	安永　竜夫 (部会長兼務)	三井物産㈱会長
矢野　　龍	住友林業㈱最高顧問	大橋　洋治 (部会長兼務)	ＡＮＡホールディングス㈱相談役
小林　栄三	伊藤忠商事㈱名誉理事	中山　泰男 (部会長兼務)	セコム㈱会長
朝田　照男	丸紅㈱名誉理事	玉井　光一 (部会長兼務)	富士フイルムビジネスイノベーション㈱会長

② 顧　　問

（２０２２年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
小池　百合子	東京都知事	上條　清文	東急㈱特別顧問
十倉　雅和	(一社)日本経済団体連合会会長	池田　彰孝	ＳＭＫ㈱最高顧問
櫻田　謙悟	(公社)経済同友会代表幹事	杉山　清次	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
黒田　東彦	日本銀行総裁	福井　威夫	本田技研工業㈱社友
田中　一穂	㈱日本政策金融公庫総裁	小林　　健	三菱商事㈱会長
木下　康司	㈱日本政策投資銀行会長	宮村　眞平	三井金属鉱業㈱名誉相談役
豊永　厚志	(独)中小企業基盤整備機構理事長	鳥原　光憲	東京ガス㈱特別参与
佐々木　伸彦	(独)日本貿易振興機構理事長	清野　　智	東日本旅客鉄道㈱顧問
安藤　立美	東京信用保証協会理事長	児玉　幸治	(一財)機械システム振興協会顧問
望月　晴文	東京中小企業投資育成㈱社長	伊藤　一郎	旭化成㈱名誉会長
片桐　　裕		佐々木　隆	㈱ＪＴＢ相談役
岡田　卓也	イオン㈱名誉会長相談役	前田　新造	㈱資生堂社友
福原　義春	㈱資生堂名誉会長	釜　　和明	㈱ＩＨＩ特別顧問
佐々木　幹夫	三菱商事㈱元会長	北山　禎介	㈱三井住友銀行名誉顧問
川本　信彦	本田技研工業㈱社友	中村　満義	鹿島建設㈱相談役
浅地　正一	浅地事務所代表	伊東　孝紳	本田技研工業㈱社友
吉野　浩行	本田技研工業㈱社友	中村　利雄	公益財団法人全国中小企業振興機関協会会長
小島　順彦	三菱商事㈱相談役		

③　常任顧問

（２０２２年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
荒井　寿光	東京中小企業投資育成㈱特別参与	久保利 英明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
市川　　晃	住友林業㈱会長	小林　文彦	伊藤忠商事㈱副社長
植松　　敏		鈴木　善久	伊藤忠商事㈱副会長
加留部　淳	豊田通商㈱会長		

④　参　　与

（２０２２年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
(特別参与)		神谷　隆一	松久㈱執行役員
久保田 政一	(一社)日本経済団体連合会副会長・事務総長	今野　譲司	ダイヤル・サービス㈱経営企画・新規事業担当・フェロー
岡野　貞彦	(公社)経済同友会常務理事・事務局長	水野　　隆	住友林業㈱秘書室長
河津　　司	(一社)日本貿易会専務理事	寺澤　佳代	伊藤忠商事㈱開発･調査部調査･情報室長代行･国内ユニット長
前田　和敬	(公財)日本生産性本部理事長	重吉　玄徳	丸紅㈱丸紅経済研究所 企画・渉外チーム長
佐藤　哲哉	全国中小企業団体中央会専務理事	福原　基文	住友商事㈱グローバル業務部　渉外担当部長
坂本　雅彦	東京都産業労働局局長	長谷川 智彦	㈱みずほ銀行秘書室参事役
（参　与）		高木　勝徳	㈱三越伊勢丹ホールディングス秘書室・室長
有田 進之介	日本製鉄㈱総務部広報センター所長	岡村　宏隆	国分グループ本社㈱社長室参与
中嶋　哲也	㈱東芝政策渉外室　室長	吉田　謙信	三菱電機㈱総務部長
篠原　徹也	三菱商事㈱執行役員　地域総括部長	久保田 百年	電源開発㈱経営企画部　経営調査室長
須田　憲和	㈱フォーバル執行役員・会長室室長	旭　　俊哉	三井物産㈱秘書室長
但馬　英俊	東急㈱執行役員	田中　雄介	㈱三井住友銀行管理部秘書室長
武藤　修一	㈱ＪＴＢ秘書室長	濱田　秀樹	ＡＮＡホールディングス㈱秘書部長
椿　　高範	東京ガス㈱秘書部会長秘書役	大井　　新	セコム㈱会長付担当部長 会長秘書
高橋　　淳	凸版印刷㈱秘書室長	荒木　康晴	富士フイルムビジネスイノベーション㈱総務部長 兼 秘書室長
和田　季也	㈱ＩＨＩ総務部 渉外グループ　部長	角島　義之	㈱石井鐵工所取締役・常勤監査等委員
土田　泰生	サッポロホールディングス㈱総務部秘書室長	加藤　宗泰	三菱地所㈱総務部　秘書室長
橋本　建治	㈱千疋屋総本店取締役総務・人事部長	須田　信之	㈱きらぼし銀行秘書室長
池田　哲也	本田技研工業㈱渉外部　担当部長	井手　孝浩	旭化成㈱秘書室長
安達　亜希	大成建設㈱社長室 経営企画部 渉外室長	田代　裕美	㈱資生堂秘書・渉外部長
松永　　聡	㈱伊藤園秘書部長	新妻　　充	鹿島建設㈱執行役員 総務管理本部副本部長
井原　直明	愛知産業㈱監査役	堀口　政浩	東映㈱執行役員 経営戦略部長
根本　和郎	大崎電気工業㈱取締役 専務執行役員	（常任参与）	
下中 佑一朗	三和電気工業㈱総務部長	間部　彰成	一般財団法人日本ファッション協会専務理事
永田　　隆	醍醐ビル㈱社長室兼事業企画部マネージャー	西尾　昇治	

(10) 支部会長

（２０２２年３月３１日現在）

支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職	支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職
千代田	栃木　一夫	㈱栃木屋社長	渋　谷	佐藤　　仁	㈱東急レクリエーション相談役
中　央	大谷　信義	松竹㈱会長	中　野	麻沼　雅海	アサヌマコーポレーション㈱社長
港	池田　朝彦	東京レジャー㈱会長	杉　並	和田　新也	箱根植木㈱社長
新　宿	髙野　吉太郎	㈱新宿高野社長	豊　島	渡邊　裕之	渡邊建設㈱社長
文　京	吉岡　　新	共立速記印刷㈱会長	板　橋	岩月　宏昌	イワツキ㈱社長
台　東	桑山　征洋	㈱桑山会長	練　馬	髙内　恒行	豊玉タクシー㈱会長
北	越野　充博	越野建設㈱社長	江　東	鈴木　健之	鈴直商事㈱社長
荒　川	富永　新三郎	㈱新吉社長	墨　田	阿部　貴明	丸源飲料工業㈱社長
品　川	武田　健三	㈱大崎コンピュータエンヂニアリング社長	足　立	近藤　　勝	美濃紙業㈱会長
目　黒	相馬　熊郎	㈱手塚興業社社長	葛　飾	浅川　弘人	㈱浅川製作所会長
大　田	深尾　定男	㈱巴商会社長	江戸川	森本　勝也	東亜物流㈱社長
世田谷	大場　信秀	世田谷信用金庫理事長			

３．選任および退任

(1) 役　　員

①　副会頭

三　部　敏　宏(本田技研工業㈱社長)就任（２０２１年3月１１日第２２６回（臨時）議員総会・第７３４回常議員会）※4月1日付
山　内　隆　司(大成建設㈱会長)就任（２０２１年６月１０日第２２７回（臨時）議員総会・第７３７回常議員会）

②　常議員

山　内　隆　司（大成建設㈱会長）退任（２０２１年６月１０日）
飯　島　彰　己（三井物産㈱顧問）退任（２０２１年７月５日）
安　永　竜　夫（三井物産㈱会長）就任（２０２１年７月６日第２２８回（通常）議員総会）
杉　江　俊　彦（㈱株式会社三越伊勢丹会長）退任（２０２１年６月２４日）
馬　場　　彰（㈱オンワードホールディングス）退任（２０２１年６月２９日）
細　谷　敏　幸（㈱三越伊勢丹ホールディングス社長）就任（２０２１年７月６日第２２８回（通常）議員総会）
小　口　英　嚞（オーウイル㈱会長）就任（２０２１年７月６日第２２８回（通常）議員総会）
江　田　敏　彦（ビリングシステム㈱社長）就任（２０２１年７月６日第２２８回（通常）議員総会）
宮　田　孝　一（㈱三井住友銀行会長）退任（２０２１年１０月２４日ご逝去）
髙　島　　誠（㈱三井住友銀行頭取）就任（２０２２年２月２４日第２３１回（通常）議員総会）

③　常務理事・理事

小　林　治　彦　常務理事就任（２０２１年3月１１日第２２６回（臨時）議員総会・第７３４回常議員会）※4月1日付
湊　元　良　明　事務局長就任（２０２１年3月１１日第２２６回（臨時）議員総会・第７３４回常議員会）※4月1日付
山　下　　健　理事就任（２０２１年3月１１日第２２６回（臨時）議員総会・第７３４回常議員会）※4月1日付

(2) 議　　員

①　議員の職務を行う代表者の変更について

本田技研工業㈱（２０２１年４月１日付）
　（新）社　長　三　部　敏　宏　（旧）取締役相談役　伊　東　孝　紳
藤田観光㈱（２０２１年４月１日付）
　（新）執行役員　中　村　雅　俊　（旧）特別顧問　本　村　　哲
啓文社㈱（２０２１年４月２０日付）
　（新）社　長　小　渕　浩　史　（旧）会　長　小　渕　勝　一
三井物産㈱（２０２１年６月２１日付）
　（新）会　長　安　永　竜　夫　（旧）取 締 役　飯　島　彰　己
東日本旅客鉄道㈱（２０２１年６月２２日付）
　（新）副 社 長　伊　勢　勝　巳　（旧）　西　野　史　尚
㈱三越伊勢丹ホールディングス（２０２１年６月２５日付）
　（新）社　長　細　谷　敏　幸　（旧）取 締 役　杉　江　俊　彦
㈱関電工（２０２１年６月２９日付）
　（新）特別顧問　後　藤　　清　（旧）特別顧問　山　口　　学
㈱オンワードホールディングス（２０２１年６月３０日付）
　（新）社　長　保　元　道　宣　（旧）　馬　場　　彰
日本証券業協会（２０２１年７月１日付）
　（新）会　長　森　田　敏　夫　（旧）会　長　鈴　木　茂　晴
㈱三井住友銀行（２０２１年１０月２５日付）
　（新）頭　取　髙　島　　誠　（旧）会　長　宮　田　孝　一

前田建設工業㈱（２０２１年１１月１日付）
（新）社　長　前田操治　（旧）顧　問　小原好一
日本通運㈱（２０２２年1月４日付）
（新）社　長　齋藤充　（旧）会　長　渡邉健二

(3) 部会長等

＜資源・エネルギー部会＞
月岡　隆（出光興産㈱会長）副部会長退任（２０２１年6月３０日）
杉森　務（ＥＮＥＯＳホールディングス㈱会長）副部会長就任（２０２１年7月１日）
＜貿易部会＞
飯島彰己（三井物産㈱顧問）部会長退任（２０２１年6月２０日）
安永竜夫（三井物産㈱会長）部会長就任（２０２１年6月２１日）
＜金融部会＞
宮田孝一（㈱三井住友銀行会長）部会長退任（２０２１年１０月２４日ご逝去）
鈴木茂晴（日本証券業協会会長）副部会長退任（２０２１年6月３０日）
森田敏夫（日本証券業協会会長）副部会長就任（２０２１年7月１日）
＜交通運輸部会＞
伊勢勝巳（東日本旅客鉄道㈱副社長）副部会長就任（２０２１年6月２２日）

(4) 委員長等

① 常設委員会

＜総合政策委員会＞
宮田孝一（㈱三井住友銀行会長）共同委員長退任（２０２１年１０月２４日ご逝去）
＜教育・ 人材育成委員会＞
今井雅則（戸田建設㈱会長）共同委員長就任（２０２１年7月６日第２２８回（通常）議員総会）
＜災害対策委員会＞
山口　学（㈱関電工特別顧問）共同委員長退任（２０２１年6月２８日）
後藤　清（㈱関電工特別顧問）共同委員長就任（２０２１年7月６日第２２８回（通常）議員総会）
＜観光委員会＞
伊勢勝巳（東日本旅客鉄道㈱副社長）共同委員長就任（２０２１年7月６日第２２８回（通常）議員総会）
＜ものづくり推進委員会＞
三部敏宏（本田技研工業㈱社長）委員長就任（2021年3月11日第226回（臨時）議員総会・第734回常議員会）※4月1日付

② 懇談会

＜東京の将来を考える懇談会＞
伊勢勝巳（東日本旅客鉄道㈱副社長）共同座長就任（２０２１年7月６日第２２８回（通常）議員総会）

(5) 顧問および参与

① 特別顧問

山内隆司（大成建設㈱会長）退任（２０２１年6月１０日）
飯島彰己（三井物産㈱顧問）退任（２０２１年7月５日）
安永竜夫（三井物産㈱会長）就任（２０２１年7月６日第２２８回（通常）議員総会）
宮田孝一（㈱三井住友銀行会長）部会長退任（２０２１年１０月２４日ご逝去）

② 顧　問

中西宏明（(一社)日本経済団体連合会会長）退任（２０２１年5月３１日）
十倉雅和（(一社)日本経済団体連合会会長）就任（2021年6月10日第227回(臨時)議員総会・第737回常議員会）

③　常任顧問

安　永　竜　夫（三井物産㈱会長）退任（２０２１年７月６日）

④　名誉議員

馬　場　　彰（オンワードホールディングス㈱）就任（２０２１年７月６日第２２８回（通常）議員総会）
田　村　逸　也（㈱タムラ製作所会長）退任（２０２２年２月１３日ご逝去）
細　田　安兵衛（㈱榮太樓總本鋪相談役）退任（２０２１年１１月３日ご逝去）

⑤　議員待遇者

鈴　木　義　雄（㈱鈴屋相談役）退任（２０２１年５月１２日ご逝去）
清　水　　仁　退任（２０２１年６月１６日ご逝去）
井　上　秀　一（東日本電信電話㈱）退任（２０２１年１２月２７日ご逝去）

⑥　特別参与

橋　本　圭一郎（(公社) 経済同友会副代表幹事・専務理事）退任（２０２１年４月２７日）
岡　野　貞　彦（(公社) 経済同友会常務理事・事務局長）就任（２０２１年４月８日第７３５回常議員会）
高　橋　淑　郎（東京中小企業投資育成㈱特別参与）退任（２０２１年１０月８日ご逝去）
村　松　明　典（東京都産業労働局長）退任（２０２１年１１月１４日）
坂　本　雅　彦（東京都産業労働局長）就任（２０２１年１１月８日第７４０回常議員会）※１１月１５日付

⑦　参　　与

西　村　暢　明（東京ガス㈱秘書部 会長秘書役）退任（２０２１年４月７日）
椿　　高　範（東京ガス㈱秘書部 会長秘書役）就任（２０２１年４月８日第７３５回常議員会）
河　合　良　介（伊藤忠商事㈱調査・情報部 調査・情報室 シニアマネージャー）退任（２０２１年４月７日）
寺　澤　佳　代（伊藤忠商事㈱開発・調査部 調査・情報室長代行・国内ユニット長）就任（2021年4月8日第735回常議員会）
黄　檗　満　治（三菱電機㈱総務部長）退任（２０２１年４月７日）
吉　田　謙　信（三菱電機㈱総務部長）就任（２０２１年４月８日第７３５回常議員会）
江　川　　巧（三菱地所㈱総務部ユニットリーダー）退任（２０２１年４月７日）
加　藤　宗　泰（三菱地所㈱総務部 秘書室長）就任（２０２１年４月８日第７３５回常議員会）
立　川　基　久（㈱ＪＴＢ秘書室長）退任（２０２１年５月１２日）
武　藤　修　一（㈱ＪＴＢ秘書室長）就任（２０２１年５月１３日第７３６回常議員会）
中　川　淳　一（本田技研工業㈱渉外部 担当部長）退任（２０２１年６月１０日）
池　田　哲　也（本田技研工業㈱渉外部 担当部長）就任（2021年6月10日第227回(臨時)議員総会・第737回常議員会）
奥　村　　隆（三井物産㈱秘書室長）退任（２０２１年７月５日）
旭　　俊　哉（三井物産㈱秘書室長）就任（２０２１年７月６日第２２８回（通常）議員総会）
遠　藤　洋　介（大成建設㈱営業総本部まちづくり・IRプロジェクト推進部担当部長）退任（２０２１年９月９日）
安　達　亜　希（大成建設㈱社長室経営企画部渉外室長）就任（2021年9月9日第229回議員総会・第738回常議員会）

４．事　務　局

(1) 機　　構

総務統括部	総務課……	機密及び秘書事務、部間の総合調整、危機管理、定款・その他諸規則、印章の保管、文書の収受、議員総会・常議員会等会議、官公署等との連絡、儀礼及び慶弔、その他、他の所掌に属さない事務に関すること
	組織連携担当…	関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会業務、女性会、青年部、その他組織連携に関すること
	支部運営担当…	支部活動の全般的支援、支部役員並びに支部事務局との連絡調整、支部組織の研究、その他支部に関すること
	組織運営課……	組織強化、議員選挙、コンプライアンスの推進、会員増強推進及び退会防止に関する企画立案、中・長期の組織運営計画の立案、会費及び負担金の徴収、契約の締結及び管理、その他組織運営・会員増強に関すること
	事業推進担当…	事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進、事業の効率的推進及び再構築、新規サービス事業の開発、その他事業・サービスの推進に関すること
	人事課……	人事管理、給与、労務、福利厚生、教育及び研修、その他能力開発ならびに人事一般に関すること
財務部	財務課……	予算の作成・執行管理、決算、会費及び負担金の収納、事業収入その他収入の収納、経費等の支払事務、財務体質強化に係る計画立案、小規模企業対策特別会計の経理、その他経理一般に関すること
	財政担当……	財務体質強化に係る計画の立案、収支の執行管理、その他財政に関すること
オフィス環境部	オフィス管理担当…	本所に所属するビルの土地・建物及び施設の管理、設備の運転保守、貸室・貸会議室の運用、ビル内外の警備及びそれに伴う諸業務、什器備品の購入・保管及び処分、その他本所所有の財産の管理に関すること
	情報システム担当…	会員データベースの管理、所内イントラネットの管理・運用、事務局の事務合理化及びＯＡ化の推進、その他所内の情報管理に関すること
広報部	広報担当……	広報、公聴、企業広報及び文化問題に関する調査研究及び企画、その他広報一般に関すること
	編集担当……	機関紙の刊行に関すること
	見える化推進担当…	ホームページ・メールマガジンの運営、ＰＲ資料の刊行、ロゴ・商標の管理及び使用、その他ＰＲ一般に関すること
	経済資料センター…	経済関係図書資料等の収集及び相談、専門図書館協議会、その他経済関係資料に関すること
国際部	国際政策担当……	国際経済政策に関する調査研究及び企画、海外経済事情の調査研究、その他国際関係一般に関すること
	国際経済担当……	当該諸国との定期的会合による経済交流の推進、経済ミッションの派遣及び受入れ、その他特定地域との国際関係に関すること
企画調査部	総合政策・教育担当…	総合的な政策の企画立案及び調査、特命事項、教育に関する調査研究及び企画、その他調査・教育一般に関すること
	社会保障担当……	社会保障に関する調査研究及び企画、その他社会保障一般に関すること
産業政策第一部	産業経済担当……	経済政策及び経済法規・コンプライアンスに関する調査研究及び企画、その他産業経済施策一般に関すること
	税制担当……	税制に関する調査研究及び企画、その他税制一般に関すること
産業政策第二部	労働担当……	労働に関する調査研究及び企画、多様な人材活躍に関する調査研究及び企画、その他労働一般に関すること
	環境・エネルギー担当…	環境・エネルギー政策に関する調査研究および企画、その他環境・エネルギー一般に関すること
地域振興部	都市政策担当……	交通運輸政策、建設・不動産業振興施策、首都圏対策及び都市問題、震災対策・災害対策、その他都市政策一般に関すること
	観光・流通サービス担当…	商業振興施策、流通対策、サービス業振興施策、観光施策に関する調査研究及び企画、その他観光、流通サービス、まちづくり一般に関すること

中小企業部	中小企業振興担当…	中小企業の経営状況に関する実態調査、下請関係の改善適正化に関する調査研究及び企画、金融制度及び企業金融に関する調査研究及び企画、中堅・中小企業の経営革新や新たな経営課題への対応に関する調査研究及び企画、事業承継対策に関する調査研究及び企画、その他中小企業の振興施策や経営一般に関すること
	ものづくり担当……	工業振興施策、産学連携及び「ものづくり」に関する調査研究及び企画、その他「ものづくり」施策に関すること
	調査・統計担当……	調査の分析および企画、産業経済一般の調査・統計の分析、その他調査・統計一般に関すること
	IT 活用推進担当…	中小企業の生産性向上を目的とした IT 活用推進に関する調査研究及び企画、その他中小企業の生産性向上・IT 活用推進一般に関すること
中小企業相談部	中小企業相談センター業務推進担当	経営改善普及事業に係る調査研究及び企画、連絡調整、諸記録及び諸報告、ＰＲ資料及び資料の刊行に関すること
	経営相談担当	商工業に関する相談・指導・紹介・斡旋、記帳指導・相談、倒産防止特別事業、再生、創業、M＆A支援、商事紛争の仲裁及び解決、信用調査、取引情報の提供、後援、協賛に関すること
	金融対策担当	小企業等経営改善資金融資の指導・認定、中小企業倒産防止共済制度等共済事業、その他金融相談に関すること
	海外展開支援担当	海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること
	浅草分室 ビジネスサポートデスク（東京東） ビジネスサポートデスク（東京西） ビジネスサポートデスク（東京南） ビジネスサポートデスク（東京北）	商工業に関する窓口及び文書による相談及び指導、その他相談・創業関連業務に関すること
人材･能力開発部	人材支援センター…	人材の確保・就労支援、人材移動の円滑化支援、人材情報の提供、その他人材・雇用情報に関すること
	研修センター……	経営者及び従業員の教育及び研修、経営改善普及事業に係る講習会及び講演会等に関すること
検定事業部	検定センター……	各種技能検定及び資格試験、技能向上のための講習会等の開催及び助成、商工実務及び技術の振興、その他検定事業一般に関すること
ビジネス交流部	ビジネス交流センター…	会員間のビジネス交流事業の企画立案及び運営実施、展示会出展支援、その他ビジネス交流に関すること
	会員交流センター…	会員間の親睦交流事業の企画立案及び運営実施、議員及び会員の親交並びに相互の啓発向上、健康づくり・スポーツ振興、その他会員交流一般に関すること
共済･証明事業部	共済センター……	共済事業の実施及び運営に関すること
	福利厚生支援センター…	ＣＬＵＢ　ＣＣＩの運営及び普及促進、会員事業所の福利厚生に関すること
	証明センター……	貿易関係証明、商工業に関する証明の発給に関すること
支部事務局	２３支部……	区内商工業の振興に関すること、経営改善普及事業の実施に関すること 千代田・中央・港・新宿・文京・台東・北・荒川・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川

(2) 事務局員

２０２２年3月３１日現在における事務局員５０４名

常務理事	小林　治彦
理事・事務局長	湊元　良明
理　　事	山下　　健
常任参与	西尾　昇治
常任参与	間部　彰成

① 本　　部

会頭秘書役　林　謙志

総務統括部

部　長　染谷　政克
副部長　佐藤幸太郎
副部長　進藤　創
総務課長　山本　泰之
調査役　張替　健吾
主　幹　廣江みどり
総務課組織連携担当課長　津田裕紀子
総務課支部運営担当課長　水村　裕一
総務課支部運営担当専任調査役　和田　詩織
組織運営課長　碓井　秀直
組織運営課事業推進担当課長　(碓井　秀直)
主任調査役　助川　宜寛
調査役　岡田　憲明
主　幹　菅谷　顕一
主　幹　須藤　憲一
人事課長　(佐藤幸太郎)
専任調査役　深山　親弘
総務統括部付調査役　寺居　明香

財　務　部

部　長　橋本　一朗
担当部長　山口　健
財務課長　(山口　健)
課長補佐　守屋　啓
調査役　小林利恵子
専任調査役　西村　正子
財務課財政担当課長　兼崎　志郎

オフィス環境部

部　長　貫井　晴宣
オフィス管理担当課長　井上　敦子
情報システム担当課長　鈴木　康修
調査役　小室　裕司

広　報　部

部　長　大井川智明
副部長　小林美樹子
広報担当課長　吉野　陽
専任調査役　横田美穂子
編集担当課長　(小林美樹子)
見える化推進担当課長　(小林美樹子)
調査役　小松　伸一
経済資料センター所長　(小林美樹子)

国　際　部

部　長　西谷　和雄
担当部長　宮本　雅廣
担当部長　佐々木和人
副部長　羽生　明央
課　長　杉　健太郎
課　長　(羽生　明央)
課　長　西澤　正純
課　長　富澤　陽一
主任調査役　井尻　收一
主任調査役　松川　孝司
主任調査役　山根　正久

企画調査部

部　長　五十嵐克也
総合政策・教育担当課長　山下　晃代
社会保障担当課長　森　挙一
主任調査役　福田　康司
主任調査役　川井　徹郎

産業政策第一部

部　長　山内　清行
副部長　清水　力
産業経済担当課長　石井　豪
税制担当課長　鶴岡　雄司

産業政策第二部

部　長　大下　英和
担当部長　杉崎　友則
労働担当課長　清田　素弘
主任調査役　村田　真
調査役　井上　智博
環境・エネルギー担当課長　石井　照之
主任調査役　後藤　麻里

地域振興部

部　長　平澤　哲哉
副部長　清水　竜
副部長　小島　和明
都市政策担当課長　(清水　竜)
主任調査役　福島　浩次
観光・流通サービス担当課長　(小島　和明)
主任調査役　伊藤　成明
調査役　木幡　朋子

中小企業部

部　長　(山下　健)
副部長　長嶋　収一
中小企業振興担当課長　大山　智章
主任調査役　土谷　亨
調査役　小野寺　健
ものづくり担当課長　(長嶋　収一)
主任調査役　小鍛治満弥
調査・統計担当課長　(長嶋　収一)
IT 活用推進担当課長　(長嶋　収一)
主任調査役　三上　徹
主任調査役　闕山　暢之

中小企業相談部

部　長　福田　泰也
副部長　柳本　満生
副部長　馬目　学
中小企業相談センター所長　(馬目　学)
中小企業相談センター業務推進担当課長　紺谷　直之
中小企業相談センター経営相談担当課長　(馬目　学)
課長補佐　阿知良　拓
主任調査役　吉田　晋
主任調査役　山下　聡
調査役　福田　研二
調査役　加藤　久人
調査役　髙橋　真備
調査役　森合　亮介

調査役　嶌村　雄一
調査役　清水　健介
参　事　小堺　浩
中小企業相談センター金融対策担当課長
豊留　秀一
調査役　伊東　康祐
主　幹　新井　洋一
ビジネスサポートデスク（東京東）課長
（柳本　満生）
ビジネスサポートデスク（東京西）課長
山本　格
ビジネスサポートデスク（東京南）課長
安部　泰起
ビジネスサポートデスク（東京北）課長
小山内奏介

人材・能力開発部

部　長　和泉　純治
人材支援センター所長　向山　理
研修センター所長　長濱　正史
主任調査役　西薗　健史

検定事業部

部　長　高橋　芳行
担当部長　清水　繁
検定センター所長　（清水　繁）

ビジネス交流部

部　長　藤田　善三
副部長　渋谷　貴司
ビジネス交流センター所長　（渋谷　貴司）
所長補佐　原　憲昭
会員交流センター所長　（渋谷　貴司）
主任調査役　飛澤　和紀

共済・証明事業部

部　長　上田　裕子
副部長　米村　達郎
共済センター所長　（米村　達郎）
主任調査役　石田　孝
福利厚生支援センター所長　（米村　達郎）
主任調査役　井田千香子
証明センター所長　山崎　幹人
主席調査役　岡本　貴志
参　事　加藤　和夫
証明センター証明事業推進担当課長
原田　芳明

②　支 部 等

支 部 名	事 務 局 長	事務局次長	調　査　役　等
千　　代　　田	大　野　靖　二		
中　　央	栗　山　幸　夫	松　本　知　珠	主　幹　小 林　　巧
港	小 野 田　賀　人		
新　　宿	森　ま　り　子	寺　田　直　子	
文　　京	城 戸 口　隆　俊	中　村　昭　紀	調 査 役　安 藤　憲 吾
台　　東	中　井　宏　好		
北	石　井　洋　介		
荒　　川	渡　辺　紀　子		
品　　川	荒　井　隆 一 郎		
目　　黒	佐　塚　太　一		
大　　田	小　山　康　司		
世　田　谷	霜　崎　敏　一		
渋　　谷	鳥　光　周　一		
中　　野	伊　東　　海		
杉　　並	酒　井　崇　好		
豊　　島	粟　野　　浩		
板　　橋	近　野　孝　行		
練　　馬	蔵　方　康 太 郎		主任調査役　中村　友樹
江　　東	西　郷　直　紀		
墨　　田	上　條　久　美		
足　　立	金　井　文　隆		主　幹　中 山　甲 一
葛　　飾	宇 田 川　裕　司		
江　戸　川	山　本　順　一	安　藤　　薫	主任調査役　漆原　　佳
浅　草　分　室	副参事　田 中 秀 明		

③　出　　向

東京メトロポリタンテレビジョン㈱
総務部担当部長　星野ひとみ

(公財)東京観光財団
常務理事　小林　英文

(公財)東京観光財団
地域振興部次長兼経営支援担当課長　新保　邦彦

(公財) 全国中小企業振興機関協会
水谷　幸宏

日本商工会議所
(ベトナム日本商工会議所事務局長)
八田城之介

日本商工会議所
(ジャカルタ・ジャパン・クラブ事務局長)
小倉　政則

５．庶　　務

(1) 受章・表彰

① 受　章

４月２９日　○２０２１年春の叙勲・褒章受章者
勝俣宣夫君、片桐裕君、薄井信明君、田川博己君、伊藤滋君、佐藤広君、
鈴木貴士君、長谷収君、半澤進君、角谷幸男君、細田悌治君、矢野正隆君

１１月　３日　○２０２１年秋の叙勲・褒章受章者
江頭敏明君、石毛博行君、小林功君、出井久之君、戸田達夫君、松本光史君、近藤宣之君、
白山良一君、北澤良且君、鈴木美津惠君

② 表　彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第１条による永年在職役員、議員等表彰
７月１３日
該当者なし
２月２６日
馬場彰君

７月１３日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第２条による退任役員、議員等表彰
古屋勝彦君

１０月　１４日　○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

＜７０年表彰＞	２７ 事業所	＜４０年表彰＞	４３６ 事業所
＜６０年表彰＞	２２３ 事業所	＜３０年表彰＞	８７３ 事業所
＜５０年表彰＞	１２２ 事業所	計	１，６８１ 事業所

４月　１日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第４条による永年勤続事務局員表彰

＜４０年勤続＞	該当者なし				
＜３５年勤続＞	石田　智子	加藤　和夫	小林　英文	田中　秀明	星野ひとみ
＜３０年勤続＞	天尾　佳絵	荒井隆一郎	石崎　典子	和泉　純治	上條　久美
	城戸口隆俊	蔵方康太郎	谷川　尚子	中井　宏好	渡辺　紀子
＜２５年勤続＞	渋谷　貴司	清水　　繁	杉崎　友則	関口　　忍	高木　涼子
	豊留　秀一	八田城之介	依田　美保		
＜２０年勤続＞	安部　泰起	馬目　　学			
＜１５年勤続＞	朝倉かおり	大橋　幸枝	岡田　憲明	栗原　佳世	佐塚　太一
	中島　貴志	長濱　正史	名取しのぶ	早坂　浩史	原　　憲昭
	張替　健吾	山崎　涼子			
＜１０年勤続＞	有井　徳子	樺澤　りか	木下　雄貴	佐藤　弘太	鳥海　崇宏
	南條　俊介	西田　優樹	日比　　大	平栗　彩加	渡邊　弘子

３月１８日　○経営改善普及事業発足６０周年記念表彰

＜経済産業大臣表彰＞	優良経営指導員	山下 昌敏
＜中小企業庁長官表彰＞	役職員功労者	山下　健
＜日本商工会議所会頭表彰＞	優良経営指導員	山本　格

(2) 慶　　弔

① 慶　　祝

1) 祝　　電　　６１４件

2) 祝　　意　　０件

② 弔　　慰

1) 弔　　電　　７５件

2) 弔　　意　　０件

(3) 行　　事

１月　５日　　新年祝賀パーティー（経済三団体共催）　　於： 帝国ホテル

６．会　　議

(1) 議員総会

① 第２２７回（臨時）議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　　２０２１年　６月１０日（木）　正午～午後１時
場　　所　　東京商工会議所 ＲｏｏｍＡ１-２・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出 席 者　　１５０名（うち委任状出席者６８名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
三　部　敏　宏　君、　石　田　　徹　君、　後　藤　　亘　君、
櫻　田　　厚　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　７・８月休会中の会員加入の取扱いについて
3)　副会頭の選任同意について
4)　第２２８回(通常)議員総会について
5)　顧問の委嘱について
6)　参与の委嘱について
7)　中小企業のイノベーション促進に向けた提言について
8)　東京都の中小企業対策に関する重点要望について
9)　東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望について
10)　首都・東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望について
11)　「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見について（追認）
12)　コロナ禍における雇用・労働対策に関する緊急要望について（追認）
13)　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について

報　　告　　1)　「第２回東京都医師会との意見交換会」結果概要について
(以下は配布資料による報告)
2)　テレワーク実施状況調査
（「東商けいきょう」４－６月期　調査）結果概要について
3)　総合政策委員会２０２０年度活動報告について
4)　東商環境アクションプラン２０２０年度取組実績について
5)　コロナ禍における各国・地域の動向について

② 第２２８回（通常）議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　　２０２１年　７月６日（火）　午前１１時～午後０時４５分
場　　所　　東京商工会議所 ＲｏｏｍＡ１-２・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出 席 者　　１５０名（うち委任状出席者６７名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、
小　林　洋　一　君、　髙　木　一　昌　君

役員・議員表彰

議　　件　1)　２０２０年度東京商工会議所事業活動報告について
2)　２０２０年度東京商工会議所収支決算について
3)　国の中小企業対策に関する重点要望について
4)　コロナ禍からの復活に向けた、東京の観光振興に関する重点要望について
5)　名誉議員の委嘱について
6)　特別顧問の選任同意について
7)　常議員の選任について
8)　共同委員長の委嘱について
9)　参与の委嘱について

報　　告　1)　東京２０２０大会に向けた東商の活動について
2)　最低賃金を巡る動向について
3)　「東京の将来を考える懇談会」中間活動報告について
4)　部会長・副部会長の選任結果について
5)　議員の職務を行う代表者の変更について
6)　東京商工会議所における共同接種の実施について
7)　その他
渋沢栄一ゆかりの地 物産展について
(以下は配布資料による報告)
8)　コロナ禍における各国・地域の動向について

講　　演　新型コロナウイルス感染症とワクチン接種の現状について
(公財)東京都医師会　　会長　尾　崎　治　夫　氏

③　第２２９回議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　２０２１年　9月9日（木）　午後３時～午後４時
場　　所　Ｔｈｅ　Ｏｋｕｒａ　Ｔｏｋｙｏ　「平安の間」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　１０２名（うち代理出席者２５名）
議　　長　三　村　明　夫　君
議事録署名人　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、　山　内　隆　司　君、
石　田　　徹　君、　大　山　忠　一　君、　江　田　敏　彦　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　令和４年度税制改正に関する意見について
3)　参与の委嘱について

報　　告　1)　２０２１年度最低賃金額の改定結果について
2)　コロナ対策支援事業について
3)　東商の販路拡大支援事業について
4)　支部活動の状況について
・高校と会員企業による就職情報交換会について（江戸川支部）
5)　東商青年部の活動について
(以下は配布資料による報告)
6)　各国・地域の動向について

④　第２３０回議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　２０２１年１２月９日（木）　正午～午後１時４５分

場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　１０７名（うち代理出席２４名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
石　田　　徹　君、　鰐　渕　美惠子　君、　宮　入　正　英　君

講　　演　　リチウムイオン電池が拓く未来社会
旭化成㈱　名誉フェロー　　吉　野　　彰　氏
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進に関する意見について
3)　多様な人材の活躍に関する要望について
4)　雇用・労働政策に関する要望について
報　　告　　1)　「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果について
2)　「東京の魅力再発見プロジェクト」および「東京の観光を考える懇談会」について
3)　令和４年度税制改正について
4)　各国・地域の動向について
5)　東商マイページの開設について
6)　企業における教育活動支援・採用・人材育成アンケート結果概要について
(以下は配布資料による報告)
7)　第４７回日本ニュージーランド経済人会議　概要報告

⑤　第２３１回（通常）議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
日　　時　　２０２２年　２月２４日（木）　午後０時１５分～午後２時
場　　所　　ザ・キャピトルホテル東急「桐」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　１５０名（うち委任状出席者７６名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
斎　藤　　保　君、　大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、
山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、　青　山　幸　恭　君、
池　田　靖　光　君

講　　演　　リーダーのためのデジタルトランスフォーメーション
東京財団政策研究所　主席研究員　　山　本　康　正　氏
議　　件　　1)　２０２２年度　東京商工会議所事業活動計画について
2)　２０２２年度　東京商工会議所収支予算について
3)　「東京商工会議所会員加入手続および会費・加入金・負担金に関する規約」
の改定について
4)　常議員の選任について
報　　告　　1)　オミクロン株の特性に即した感染対策による活動回復に向けた緊急要望について
2)　ものづくり推進委員会の活動報告について
3)　２０３０年代に向けた企業と東京の成長に関する調査について
4)　議員の職務を行う代表者の変更について
(以下は配布資料による報告)
5)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進について

6)　中小企業マーケットＴＯＫＹＯ２０２２結果報告

⑥　**第２３２回議員総会**　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　　２０２２年　３月１０日（木）　午後０時１５分～午後１時３０分
場　　所　　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　１００名（うち代理者２２名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、
山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、　小　坂　　敬　君、
小　松　節　子　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　社会保障における持続可能な医療制度に関する提言について
3)　知的財産政策に関する意見書について
報　　告　　1)　「中小企業のイノベーション創出事例集・イノベーションポータル」について
2)　中小企業要望の実現状況および企業ヒアリング結果について
3)　支部活動の状況について
・大規模水災害を見据えた小規模企業者向けＢＣＰ策定支援事業（葛飾支部）
（以下は配布資料による報告）
4)　各国・地域の動向について
5)　第４５回日印経済合同委員会会議　概要報告

(2) 常議員会

①　**第７３５回常議員会**　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　　２０２１年　４月８日（木）　正午～午後１時３０分
場　　所　　東京商工会議所 渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　６８名（うち委任状による出席１９名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、　石　田　　徹　君、
鈴　木　貴　士　君、　小　松　節　子　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　コロナ禍からの復活に向けた、わが国の観光振興に関する重点要望について
3)　最低賃金に関する要望について
4)　参与の委嘱について
報　　告　　1)　「２０２０年度のコロナ対策支援事業」および
「東京都医師会・東京商工会議所　意見交換会」結果概要について
2)　中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート調査結果概要について
3)　「本支部税制懇談会」ヒアリング結果について
4)　コロナ禍における各国・地域の動向について
5)　教育・人材育成委員会の活動について

6)　最低賃金引上げの影響に関する調査結果について
7)　支部活動の状況について
・新発見！歩いて見つける商品開拓　絵地図で小さなお店支援事業について（世田谷支部）
・２０２０年度としまイノベーションプランコンテスト実施概要について（豊島支部）
8)　２０２１年度　渋沢栄一記念事業について
9)　会頭・副会頭と議員・支部会長との懇談会について

②　第７３６回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　　２０２１年　５月１３日（木）　午後０時１０分～午後１時３０分
場　　所　　東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１-２　・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　６８名（うち委任状による出席２３名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
三　部　敏　宏　君、　石　田　　徹　君、　田　畑　日出男　君、
服　部　津貴子　君

講　　演　　東京２０２０大会に向けて
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
会長　橋本　聖子　氏
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　参与の委嘱について
報　　告　　1)　「コロナ禍における雇用・就業面での対応等に関する調査」結果概要について
2)　男女共同参画推進に関する懇談会の設置について
3)　「飲食関係企業による緊急懇談会」結果概要について
4)　東京２０２０大会に向けた東商の活動について
5)　防災対策に関するアンケート結果および東日本大震災復興支援、防災・減災促進パッケージについて
6)　第５次社会資本整備重点計画（素案）に対する意見について
7)　支部活動の状況について
・ウィズコロナに対応する販路拡大事例紹介について（千代田支部）
8)　２０２０年度　中小企業支援事業の結果概要について
9)　２０２１年春の叙勲褒章受章者について
10)　その他
ＩＢＴ検定について
（以下は配布資料による報告）
11)　コロナ禍における各国・地域の動向について
12)　「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する中間試案」意見について

③　第７３７回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　　２０２１年　６月１０日（木）　正午～午後１時
場　　所　　東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１-２　・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　６８名（うち委任状による出席１５名）
議　　長　　三　村　明　夫　君

議事録署名人　三村明夫君、垣内威彦君、大久保秀夫君、
野本弘文君、田川博己君、広瀬道明君、
金子眞吾君、上條努君、大島博君、
三部敏宏君、石田徹君、後藤亘君、
櫻田厚君

議件
1) 会員加入の承諾について
2) ７・８月休会中の会員加入の取扱いについて
3) 副会頭の選任同意について
4) 第２２８回（通常）議員総会について
5) 顧問の委嘱について
6) 参与の委嘱について
7) 中小企業のイノベーション促進に向けた提言について
8) 東京都の中小企業対策に関する重点要望について
9) 東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望について
10) 首都・東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望について
11) 「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見について（追認）
12) コロナ禍における雇用・労働対策に関する緊急要望について（追認）
13) 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について

報告
1)「第２回東京都医師会との意見交換会」結果概要について
(以下は配布資料による報告)
2) テレワーク実施状況調査
（「東商けいきょう」４－６月期　調査）結果概要について
3) 総合政策委員会２０２０年度活動報告について
4) 東商環境アクションプラン２０２０年度取組実績について
5) コロナ禍における各国・地域の動向について

④ 第７３８回常議員会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日時　２０２１年　９月９日（木）　午後３時～午後４時
場所　Ｔｈｅ　Ｏｋｕｒａ　Ｔｏｋｙｏ　「平安の間」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出席者　６９名（うち委任状による出席２６名）
議長　三村明夫君
議事録署名人　三村明夫君、垣内威彦君、大久保秀夫君、
野本弘文君、田川博己君、広瀬道明君、
金子眞吾君、斎藤保君、上條努君、
大島博君、三部敏宏君、山内隆司君、
石田徹君、大山忠一君、江田敏彦君

議件
1) 会員加入の承諾について
2) 令和４年度税制改正に関する意見について
3) 参与の委嘱について

報告
1) ２０２１年度最低賃金額の改定結果について
2) コロナ対策支援事業について
3) 東商の販路拡大支援事業について
4) 支部活動の状況について
・高校と会員企業による就職情報交換会について（江戸川支部）
5) 東商青年部の活動について

（以下は配布資料による報告）
6)　各国・地域の動向について

⑤　**第７３９回常議員会**　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　　２０２１年１０月１４日（木）　正午～午後１時５０分
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　６９名（うち委任状による出席２０名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、　山　内　隆　司　君、
石　田　　徹　君、　野　末　　尚　君、　江　頭　敏　明　君
永年会員表彰
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　東京都の雇用就業施策に関する要望について
3)　中小流通・サービス業の生産性向上と新たな価値創造に向けた提言について
4)　２０２１年度　規制・制度改革に関する意見について
5)　国の防災・減災対策に関する重点要望について
6)　東京都の防災・減災対策に関する重点要望について
7)　特定退職金共済制度規約の変更について
報　　告　　1)　オリンピック・パラリンピック特別委員会について
2)　ワクチン接種の進展に伴う社会経済活動の回復に向けた緊急要望について
3)　岸田内閣に望む
4)　国土交通省幹部と東京商工会議所との懇談会結果概要について
5)　第５８回日豪経済合同委員会会議について
6)　「会頭・支部会長との懇談」結果概要について
7)　多様な人材の活躍に関する調査結果について
8)　「建設・不動産部会　本部・支部役員懇談会」結果概要について
9)　各国・地域の動向について
10)　支部の活動状況について
・大田区事業承継説明会の開催について（大田支部）
11)　選挙管理委員会の設置について
12)　東京商工会議所における共同接種の結果概要について
（以下は配布資料による報告）
13)　「日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合」結果概要について
14)　第３８回日比経済合同委員会　概要報告

⑥　**第７４０回常議員会**　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　　２０２１年１１月　８日（月）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　６８名（うち委任状による出席２２名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
三　部　敏　宏　君、　山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、

郡　　正　直　君、　淺　野　秀　則　君

講　　演　　「どうなる日本の政治」

読売新聞特別編集委員　　橋　本　五　郎　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について

2)　参与の委嘱について

報　　告　　1)　新たな経済対策に関する要望について

2)　「中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会」結果概要について

3)　健康経営アドバイザー事業について

4)　２０２２年　新年賀詞交歓会について

5)　２０２１年秋の叙勲褒章受章者について

6)　その他

渋沢事業について

東京２０２０大会にかかる感謝状贈呈式について

(以下は配布資料による報告)

7)　「消費税インボイス制度とバックオフィス事業のデジタル化等に関する実態調査」結果について

8)　各国・地域の動向について

⑦　第７４１回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　　２０２１年１２月９日（木）　正午～午後１時４５分

場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ

出　席　者　　６８名（うち委任状による出席２２名）

議　　長　　三　村　明　夫　君

議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、

野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、

金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、

石　田　　徹　君、　鰐　渕　美惠子　君、　宮　入　正　英　君

講　　演　　リチウムイオン電池が拓く未来社会

旭化成㈱　名誉フェロー　　吉　野　　彰　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について

2)　中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進に関する意見について

3)　多様な人材の活躍に関する要望について

4)　雇用・労働政策に関する要望について

報　　告　　1)　「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果について

2)　「東京の魅力再発見プロジェクト」および「東京の観光を考える懇談会」について

3)　令和４年度税制改正について

4)　各国・地域の動向について

5)　東商マイページの開設について

6)　企業における教育活動支援・採用・人材育成アンケート結果概要について

(以下は配布資料による報告)

7)　第４７回日本ニュージーランド経済人会議　概要報告

⑧　第７４２回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　　２０２２年　１月　６日（木）　午後４時１０分～午後５時１０分

場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ

出　席　者　　６８名（うち委任状による出席１５名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、　山　内　隆　司　君、
石　田　　徹　君、　田　沼　千　秋　君、　秋　田　正　紀　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
報　　告　　1)　中小企業マーケットＴＯＫＹＯ２０２２について
2)　第３期スポーツ基本計画（中間報告）に関する意見の提出について
3)　支部活動の状況について
・江戸川　建設・運輸人材強化ハンドブックの発行について（江戸川支部）

⑨　第７４３回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
日　　時　　２０２２年　２月１０日（木）　午後０時１０分～午後１時３０分
場　　所　　東京商工会議所　ＲｏｏｍＢ１－２　・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　６８名（うち委任状による出席２４名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、　斎　藤　　保　君
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、
山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、　後　藤　忠　治　君、
田　畑　日出男　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　第２３１回（通常）議員総会について
（１）２０２２年度　東京商工会議所事業活動計画について
（２）２０２２年度　東京商工会議所収支予算について
報　　告　　1)　経済産業省幹部と流通・サービス委員会との意見交換会結果概要について
2)　各国・地域の動向について
3)　「厚生労働省幹部との意見交換会」結果概要について
4)　支部活動の状況について
・テレワーク導入支援事業の報告について（世田谷支部）
・台東支部設立５０周年事業について（台東支部）
5)　新型コロナワクチン追加接種について
6)　東京都「ＢＣＰの再点検等に係る協力依頼」および「公労使による『新しい東京』実現会議」について

⑩　第７４４回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
日　　時　　２０２２年　３月１０日（木）　午後０時１５分～午後１時３０分
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　６８名（うち委任状による出席２４名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、
山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、　小　坂　　敬　君、
小　松　節　子　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　社会保障における持続可能な医療制度に関する提言について
3)　知的財産政策に関する意見書について
報　　告　1)　「中小企業のイノベーション創出事例集・イノベーションポータル」について
2)　中小企業要望の実現状況および企業ヒアリング結果について
3)　支部活動の状況について
・大規模水災害を見据えた小規模企業者向けＢＣＰ策定支援事業（葛飾支部）
(以下は配布資料による報告)
4)　各国・地域の動向について
5)　第４５回日印経済合同委員会会議　概要報告

(3) 会頭・副会頭会議

４月　８日（１７名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
講　　演
東京都のデジタル戦略について
東京都　副知事　　宮　坂　　学　氏
報告事項
1)　第７３５回常議員会について
2)　会頭・副会頭と議員・支部会長との懇談会について

５月１３日（１６名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
討議事項
1)　円滑な事業承継の実現に向けた意見について
2)　中小企業のイノベーション促進に向けた提言について
3)　国および東京都の中小企業対策に関する重点要望について
4)　東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望について
5)　「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見について
報告事項
1)　第７３６回常議員会について

６月１０日（１６名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
報告事項
1)　第２２７回（臨時）議員総会・第７３７回常議員会について
2)　第２２８回（通常）議員総会について
3)　最低賃金を巡る動向について
討議事項
1)　東京の観光振興に関する重点要望について

７月　６日（１７名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
討議事項
1)　令和４年度税制改正に関する意見について
報告事項
1)　第２２８回（通常）議員総会について
2)　２０２０年度事業活動報告（案）及び収支決算（案）について

９月　９日（１７名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

討議事項

1)　国の防災・減災対策に関する重点要望について

2)　東京都の防災・減災対策に関する重点要望について

3)　東京都の雇用就業施策に関する要望について

4)　中小流通・サービス業の生産性向上と新たな価値創造に向けた提言について

5)　２０２１年度　規制・制度改革に関する意見について

報告事項

1)　第２２９回議員総会・第７３８回常議員会について

2)　第１９回「勇気ある経営大賞」選考結果について

１０月１４日（１８名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

報告事項

1)　第７３９回常議員会について

2)　その他

初代会頭渋沢栄一翁「逆境の時こそ、力を尽くす」東京タワー点灯式について

説明・意見交換

1)　コロナ禍の影響と今後の展望

１１月　８日（１８名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

講　　演

感染防止と経済活動の両立に向けて　第六波への備え

(公財)東京都医師会　　会長　尾　﨑　治　夫　氏

報告事項

1)　第７４０回常議員会について

2)　２０２２年新年賀詞交歓会について

討議事項

1)　「中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進に関する意見」について

2)　多様な人材の活躍に関する要望について

3)　雇用・労働対策に関する要望について

１２月　９日（１４名）

講　　演

新型コロナウイルス感染症への墨田区の取組み

墨田区長　山　本　　亨　氏

報告事項

1)　第２３０回議員総会・第７４１回常議員会について

2)　経済三団体懇親ゴルフ会について

１月　６日（３５名）　会頭・副会頭・特別顧問合同会議

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

報告事項

1)　第７４２回常議員会について

討議事項

1)　２０２２年の景気見通しについて

2)　２０２２年度事業活動計画（案）について　※後日、意見照会を実施

２月１０日（１６名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
討議事項
1)　社会保障における持続可能な医療制度に関する提言について
報告事項
1)　第７４３回常議員会ならびに第２３１回（通常）議員総会について
2)　２０２２年度　事業活動計画・収支予算について

３月１０日（１５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
報告事項
1)　第２３２回議員総会・第７４４回常議員会について
討議事項
1)　わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望について
意見交換
1)　カーボンニュートラルに向けた取組みについて

(4) 特別顧問会議

６月　２日（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
説明・意見交換
1)　業界の動向について

１２月　３日（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
説明・意見交換
1)　業界の景気見通しについて

３月　４日（２１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
講　　演
新型コロナウイルス感染対策の動向について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室　室長　　迫　井　正　深　氏
意見交換
ポストコロナに求められる中小企業施策について

(5) 会頭・副会頭と議員・支部会長との懇談会

※新型コロナウイルスの影響で中止

(6) 監事会

７月　２日　　①２０２０年度（令和２年度）東京商工会議所事業活動報告（案）について
②２０２０年度（令和２年度）東京商工会議所収支決算（案）について
同一般会計収支決算（案）について
同小規模企業対策事業特別会計収支決算（案）について
同建物特別会計収支決算（案）について
同貸借対照表（案）について
同財産目録（案）について

(7) 部　　会

①　商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治経済、消費動向等幅広い観点から時宜に応じたテーマによる講演会および所属議員懇談会を合同で開催した。

1)　所属議員懇談会

４月２８日　（２７名）　卓話　「日本の長期停滞の真因と米国の金融政策の行方」
ＢＮＰパリバ証券㈱　経済調査本部長　チーフエコノミスト
河　野　龍太郎　氏

６月１５日　（２５名）　卓話　「アフターコロナの地方創生」
㈱日本総合研究所　調査部　主席研究員　藻　谷　浩　介　氏

１０月２６日　（２４名）　卓話　「ポストコロナに向けた流通業界の対応」
日本経済新聞社　編集局　編集委員　田　中　　陽　氏

１２月２２日　（２１名）　所属議員年末懇親会

２月２８日　（２０名）　卓話　「世界経済から読み解く日本経済のゆくえ」
ＢＮＰパリバ証券㈱　グローバルマーケット統括本部
副会長　中　空　麻　奈　氏

2)　部会講演会

７月　５日～３０日（１０７名）　講演　「アフターコロナの地方創生」
㈱日本総合研究所　調査部　主席研究員　藻　谷　浩　介　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信

１１月　８日～３０日（２２０名）　講演　「ウィズコロナ・ポストコロナの消費者像」
㈱ニッセイ基礎研究所　生活研究部　上席研究員　久　我　尚　子　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信

3)　新春特別講演会　※日本小売業協会との共催

１月２６日　（８０名）　講演　「ポストコロナの世界・日本経済の展望」
㈱三菱総合研究所　シンクタンク部門　副部門長
兼政策・経済研究センター長　武　田　洋　子　氏

②　工業部会

工業部会では、コロナ禍を乗り越える企業の参考とすべく、新商品の開発、ＡＩの活用、ポストコロナなどをテーマに、オンライン講演会（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）を行い、中小企業の経営者に役立つ情報を提供した。また、所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流を図り意見を交換した。

1)　部　　会

５月２５日～　６月３０日　講演　「～小さな企業が生き残る～自らの武器を見つけ未来を切り開く商品開発」
（申込者数：１９３名）　㈲セメントプロデュースデザイン　社長　金　谷　　勉　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信

１１月１８日～１２月２４日　講演　「～バウムクーヘンを作り続けて１００年～ＡＩは職人の系譜

を継げるのか？」

（申込者数：９９名）　㈱ユーハイム　社長　河　本　英　雄　氏

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場参加者を限定し開催するとともに当日の講演を後日ＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信

2)　所属議員昼食懇談会

１１月１２日　（２４名）　卓話　「新たなプロの育て方～左官業を若者と女性が活躍する場へ」

㈲原田左官工業所　社長　原　田　宗　亮　氏

3)　新春特別講演会

２月２１日～　３月２５日　講演　「ポストコロナ時代における製造業の展望」

（申込者数：１０７名）　ＤＭＧ森精機㈱　社長兼グループＣＥＯ　森　雅　彦　氏

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信

③　資源・エネルギー部会

資源・エネルギー部会では、エネルギー・環境分野におけるわが国をとりまく急激な状況変化を踏まえ、最新情報を会員に提供するため、講演会（動画配信形式）を行った。

1)　講演会・報告

７月７日　（１０１名）

講演「脱炭素で変わるビジネス環境～事業者が今知るべき最新情報～」（視聴回数：１９９回）

常葉大学　名誉教授　ＮＰＯ法人　国際環境経済研究所　副理事長兼所長　山　本　隆　三　氏

報告「今年度の電力需給の見通しについて」（視聴回数：１０５回）

経済産業省 資源エネルギー庁　電力・ガス事業部 電力基盤整備課電力供給室長　森　本　将　史　氏

報告「「ゼロエミッション東京」実現に向けた政策展開について」（視聴回数：１０２回）

東京都　環境局　地球環境エネルギー部　地球環境エネルギー部

都市エネルギー推進担当課長　西　脇　勇　二　氏

地域エネルギー課課長代理　萩　原　健　一　氏

１１月２２日　（５６名）※会員限定

講演「カーボンニュートラルに向けた日本の立ち位置～企業経営への影響～」（視聴回数：１２３回）

(公財)地球環境産業技術研究機構　システム研究グループ

グループリーダー　主席研究員　秋　元　圭　吾　氏

報告「水素エネルギー社会の実現に向けて～事業の枠組みを超えた挑戦～」（視聴回数：５０回）

岩谷産業㈱　専務執行役員　福　島　洋　氏

報告「東京電力管内における２０２１年度冬季の需給見通し」（視聴回数：３９回）

東京電力パワーグリッド㈱　執行役員　系統運用部長　田　山　幸　彦　氏

報告「福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組とＡＬＰＳ処理水の海洋放出について」

（視聴回数：２８回）

資源エネルギー庁　廃炉・汚染水・処理水特別対策監　牧　野　剛　氏

報告「都の中小企業向け省エネ支援策等」（視聴回数：４２回）

東京都　地域エネルギー課　課長代理　長　塚　洋　行　氏

次世代エネルギー推進課　課長代理　岡　本　尚　美　氏

次世代エネルギー推進課　主事　引　田　俊　介　氏

２月２１日　（４７名）※会員限定

講演「カーボンニュートラル実現の道筋としてのサーキュラーエコノミー（循環経済）とビジネスのあり方」（視聴回数：１０３回）

(一社)サステナブル経営推進機構　専務理事　壁　谷　武　久　氏

報告「資源循環政策について」（視聴回数：４２回）

経済産業省　産業技術環境局　資源循環経済課　課長　　羽　田　由美子　氏
報告「循環型社会実現に向けて～サッポログループプラスチック方針～」（視聴回数：６４回）
サッポロホールディングス㈱　経営企画部　マネージャー　　中　村　寧　子　氏
報告「新たな資源循環施策に向けて」（視聴回数：２８回）
東京都　環境局　資源循環推進部　計画課　　塚　田　泰　久　氏

④　貿易部会

貿易部会は、部会員への情報提供の一環として、コロナ禍における世界経済の現状や企業の海外展開、デジタルの活用等をテーマに、セミナーを開催した。

1）部　　会

５月１３日（１０２名）　講演　「バイデン政権における、アメリカ移民法政策～日本企業へのインパクト～」
フラゴメン・デルレイ・バーンセン・ローウィー法律事務所　パートナー弁護士　　荒　木　信太郎　氏
６月１８日（１３９名）　講演　「バイデン政権の環境政策～米国でＥＶブームは起こるのか～」
テネシー州政府経済開発庁　日本事務所　代表　　寺　澤　英　光　氏
副代表　　三田村　優　美　氏
メイティックス㈱　取締役社長　　松　川　泰　三　氏
６月２１日（１１１名）　講演　「我が国を取り巻く戦略環境とこれからの国家安全保障」
丸紅㈱　顧問　　番　匠　幸一郎　氏
６月２５日（１００名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要です！～」
令和３年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　濱　　宏　氏
７月　２日　（３５名）　講演　「中小企業の海外展開促進セミナー～投資関連協定と各種支援策の活用法をご紹介～」
経済産業省　通商政策局　経済連携課　課長補佐　　岩　崎　純　一　氏
(独)日本貿易振興機構　お客様サポート部　主幹　　小　林　　寛　氏
７月１６日　（５９名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業も技術流出防止に向けた体制構築が重要です～」
令和３年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　濱　　宏　氏
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易管理課
技術・認証係長　　大　木　章　弘　氏
(独)日本貿易振興機構　イノベーション・知的財産部知的財産課　弁理士　　渡　辺　浩　司　氏
９月１７日　（６４名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業も技術流出防止に向けた取組みが重要です！～」
令和３年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　伊津野　仁　一　氏
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易管理課
技術・認証係長　　大　木　章　弘　氏
(独)日本貿易振興機構　知的財産課　アドバイザー　　杉　山　哲　哉　氏
１０月１４日　（４２名）　講演　「米国への展開支援セミナー～テキサス州リチャードソン市（ダラス都市圏）の魅力をご紹介～」
リチャードソン市長　　ポール・ボウカー　氏
在ダラス日本国名誉領事　　七　条　　恒　氏
リチャードソン商工会議所　会頭　　ビル・スプロール　氏
Ｆｕｊｉｔｓｕ Ａｍｅｒｉｃａ Ｎｅｔｗｏｒｋ Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ，Ｉｎｃ.（富士通㈱）
ＣＦＯ ｏｆ ｔｈｅ Ａｍｅｒｉｃａｓ Ｒｅｇｉｏｎ　栗　田　武　志　氏
Ｈａｔｓｕ Ｊａｐａｎ，Ｉｎｃ.（㈱発ジャパン）取締役　　岩　澤　　旭　氏
１０月２５日　（７７名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要

です！～」
令和３年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　萩　原　良　信　氏
１１月　５日　（６０名）　講演　「海外市場での勝率をあげる、グローバルリサーチの進め方」
㈱ｇｒ．ａ．ｍ　社長　谷　村　　真　氏
マネージャー兼シニアコンサルタント　坂　井　聡　佑　氏
１２月　７日　（５７名）　講演　「国際ビジネスで配慮すべき人権リスク／海外の販路開拓へ、ＳＮＳの効果的な活用法」
経済産業省　通商政策局　通商戦略室長（併）ビジネス・人権政策調整室長　田　村　英　康　氏
プルーヴ㈱　社長　森　　英　明　氏
シニアマネージャー/ＧＤＸ責任者　野　口　慎　平　氏
ＧＤＸデジタルマーケッター　三　浦　由香子　氏
１２月１０日　（４２名）　講演　「ポストコロナの米国進出～現地の最新事情と留意点をご紹介～」
スミス・ガンブレル＆ラッセル（ＳＧＲ）法律事務所　パートナー弁護士　小　島　清　顕　氏
１２月１７日　（４９名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業も技術流出防止に向けた取組みが重要です！～」
令和３年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　工　藤　文　男　氏
１月３１日（１８７名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要です！～」
令和３年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　伊津野　仁　一　氏
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易管理政策課　課長補佐　木　佐　允　彦　氏
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易管理課　課長補佐　長谷川　寛　晃　氏
２月２４日　（５５名）　講演　「ウェブサイトの活用で海外事業を効率的に推進！ ～海外の見込み顧客を増やす鉄則をご紹介～」
プルーヴ㈱　社長　森　　英　明　氏
シニアマネージャー/ＧＤＸ責任者　野　口　慎　平　氏
ＧＤＸデジタルマーケッター　三　浦　由香子　氏
２月２８日　（６９名）　講演　「中小企業の技術情報管理に関するセミナー～「みなし輸出」管理に向けた取組みが必要となります～」
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易管理政策課　課長補佐　木　佐　允　彦　氏
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易管理課　課長補佐　長谷川　寛　晃　氏
３月１１日　（６４名）　講演　「安全保障貿易管理・技術情報流出対策セミナー～適切な管理体制の構築方法と外部攻撃対策の重要性・対応方法～」
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易管理課　課長　浅　井　洋　介　氏
警視庁　公安部　部長　宮　沢　忠　孝　氏

⑤　金融部会

金融部会では、金融および国内外の経済動向に関わる問題について、広く会員に対して情報提供を行うため、講演会を開催した。

1)　部　　会

５月２８日　（５７名）　講演　「バイデンの大規模財政のグローバル経済・金融市場への帰結は？」
ＢＮＰパリバ証券㈱　経済調査本部長　チーフエコノミスト　河　野　龍太郎　氏

１１月１９日　（８０名）　講演　「コロナ下における世界・日本経済の展望と金融市場動向」
法政大学大学院　政策創造研究科　教授　真　壁　昭　夫　氏

⑥　交通運輸部会

交通運輸部会では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける事業者の新たな施策に関する調査や情報提

供を行った。

1)　通勤混雑緩和に向けた実態把握調査

会員企業の通勤や勤務の実態、および混雑緩和に向けたダイナミックプライシング等の施策に関する意識について調査を実施

・調査対象：東京商工会議所会員企業　１２，０２８社
・回答件数：１，４６５件（回答率１２．２％）
・調査期間：２０２１年5月３１日～6月１１日
・調査方法：ＦＡＸ、メールによる調査票の送付、オンライン・ＦＡＸ・メールによる回答

2)　セミナー

１０月２８日～１２月２７日　（７６名）　講話「第１回　物流業界・建設業界　今から始める！働き方改革『２０２４年問題』への対応セミナー」
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　渡　邉　哲　史　氏
（共催：建設・不動産部会）

１１月３０日～１月３１日　（６２名）　講話「第２回　物流業界・建設業界　今から始める！働き方改革『２０２４年問題』への対応セミナー」
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　渡　邉　哲　史　氏
（共催：建設・不動産部会）

3)　公共交通事業者へのヒアリング調査

新型コロナウイルスの感染拡大による人々の移動の自粛・制限により甚大な影響を受けている公共交通事業者の課題と要望について、アンケート調査およびヒアリングを実施（鉄道４社、航空２社、バス２社、タクシー２社）

１１月～１２月　アンケート調査の実施
１月～２月　アンケート調査に基づき各社へ個別ヒアリングを実施

4)　幹事会

６月２５日　（　３名）　説明「部会活動報告および今後の活動（案）について」
意見交換

⑦　建設・不動産部会

建設・不動産部会では、部会員の声を反映した活動を実施するべく本部・支部役員懇談会等を開催した。

1)　新年賀詞交歓会

１月２５日　講演　「インフラの未来～ビックピクチャーの提言に向けて～」
(公社)土木学会　第１０９代会長　谷　口　博　昭　氏
式典
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2)　本部・支部役員懇談会

９月　６日　（２０名）　講話　「建設業・不動産業の現状と課題について」
国土交通省　不動産・建設経済局長　長　橋　和　久　氏
意見交換

3)　幹事会

６月１６日　（　９名）　説明　「今年度の部会活動（案）について」
意見交換

4)　セミナー

１０月２８日～　（７６名）　講話「第１回　物流業界・建設業界　今から始める！働き方改『２０２４

１２月２７日　　年問題』への対応セミナー」
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　　代表社員　渡　邉　哲　史　氏
（共催：交通運輸部会）

１１月３０日～　（６２名）　講話「第２回　物流業界・建設業界　今から始める！働き方改革『２０２
１月３１日　　４年問題』への対応セミナー」
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　　代表社員　渡　邉　哲　史　氏
（共催：交通運輸部会）

5）　情報提供
・東商マイページにおける情報提供（３月３１日動画「建設キャリアアップシステム普及啓発セミナー」、３月３１日コラム「中小建設業のデジタル化のヒント」）
※建設業・不動産業デジタル活用支援パッケージの一環として実施

⑧　サービス部会

サービス部会では、ＧＤＰの７割以上を占めるサービス産業の生産性向上という課題解決に資するテーマで講演会などを開催した。

1）　部会
６月２１日　（１６名）　講演「コロナ危機とサービス産業の生産性」
一橋大学経済研究所　教授　　森　川　正　之　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、所属議員以外の部会員へはＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信

１２月２２日　（７６名）　講演「世界の経営学からみた日本企業ＤＸへの視座」
早稲田大学大学院経営管理研究科
早稲田大学ビジネススクール　教授　　入　山　章　栄　氏

2）　所属議員懇談会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
１０月２９日(１８名)　講話「サービスイノベーションと労働生産性
～「サービス産業×生産性研究会」の議論から～」
経済産業省　商務情報政策局　商務・サービスグループ　サービス政策課課長
兼　教育産業室長　兼　デジタル庁統括官付参事官　浅　野　大　介　氏
説明　「今年度の部会活動予定について」
意見交換　「報告書のとりまとめ等について」

⑨　情報通信部会

情報通信部会では、部会員の経営に資する時宜を得たテーマによる講演会をオンラインで開催したほか、中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催でオンライン特別講演会や部会講演会を実施、後日オンラインで配信し、コロナ禍における情報発信の強化に努めた。また、交流促進や情報交換の機会創出のため幹事会を実施した。

1）　部　　会
１１月２９日　　（会場参加１７名、後日オンライン配信１１０申込、１５８視聴）
講演「デジタル変革」への向き合い方　～企業がデジタル活用で成果を創出するには～
東京大学　大学院工学系研究科　教授　　森　川　博　之　氏

2）　所属議員昼食懇談
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3）　オンライン特別講演会
３月３０日～　４月２８日

講演「変なホテル」の立役者が語る、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴがもたらす未来
㈱ｈａｐｉ－ｒｏｂｏ　ｓｔ　代表取締役社長　富　田　直　美　氏

4)　幹事会

５月１３日（　５名）　説　明「前年度（２０２０年４月～２０２１年３月）活動報告」
「今期（２０２１年４月～２０２２年３月）の活動内容」について
討　議「２０２０年度の振り返りと２０２１年度活動の要望」について

７月２８日（　５名）　説　明「第３回情報通信部会の開催」について
討　議「中小企業のＩＴ活用の推進」について

２月２８日（　３名）　説　明「情報通信部会オンライン講演会の開催」について
討　議「「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトの今後の進め方」について

⑻ 委員会

① 総合政策委員会

総合政策委員会では、コロナ禍で大きなダメージを受けている地方経済の再生・活性化に向け、デジタル技術活用による地域課題解決の取り組みや農商工連携等について、具体的な取組事例の紹介や政府関係者・有識者からの意見聴取を行い、国の施策などを含め積極的な情報発信、周知活動を行った。また、これらを踏まえ、各地で地方創生を目的に行われているテレワークの取り組みなど、政府検討会議等で好事例の紹介や意見活動を行った。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

５月１９日　（３４名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「逆転の発想による全国各地でできる地域活性化ワーケーション」
阿波池田商工会議所　会頭　丸　浦　世　造　氏
講演　「導入企業事例：中期滞在型ワーケーション”三好キャンプ”」
㈱野村総合研究所　福　元　修　氏
意見交換
報告　２０２０年度委員会活動報告書（案）について

７月　２日　（３５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「地域資源とソフトパワーを活用した新事業創出“奈良まもる繋がるプロジェクト”」
奈良商工会議所　副会頭　乾　昌　弘　氏
㈱エンジンズ　取締役　足　立　靖　氏
意見交換

１０月１２日　（３２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「商工会議所と農協の連携事例とポイント」
㈱農林中金総合研究所　基礎研究部　尾　中　謙　治　氏
講演　「みしまコロッケの取り組みについて」
三島函南農業協同組合　販売課　外　岡　賢　大　氏
意見交換

１２月　１日　（３０名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためハイブリッド形式
講演　「地域活性化を牽引する農林水産業・食品産業に」
農林水産省　農林水産審議官　新　井　ゆたか　氏
意見交換
講演　「鹿児島銀行による地域活性化の取り組み～アグリクラスター構想を基点にした活性化策～」

鹿児島銀行　地域支援部　アグリ事業開発室
室長　　濱　屋　尚　輝　氏

意見交換

２月　８日　（３４名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式

講演　「デジタル田園都市国家構想について」

内閣官房　デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
次長　　清　瀬　和　彦　氏

講演　「デジタル田園都市構想のチャンスと課題」

㈱Ｎｅｗ　Ｓｔｏｒｉｅｓ　代表取締役　　太　田　直　樹　氏

意見交換

②　組織委員会

組織委員会では、小規模以上の枠組みの企業の会員増強の在り方、「東京商工会議所活動へのニーズに関する調査」を通じた、今後の活動強化の方向性について討議を行った。

1)　委員会

６月３０日（２３名）説明　組織基盤強化に向けた取り組みについて
討議　中小・中堅・大企業との接点強化について
報告　（１）現場主義・双方向主義の取り組みについて
（２）渋沢関連事業について

２月　８日（２１名）討議　組織基盤強化に向けた取組みについて
報告　現場主義・双方向主義の取組みについて
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

③　事業・会員サービス向上委員会

事業・会員サービス向上委員会では、これまでの事業・会員サービスの報告を行い、委員に対し今後の事業・会員サービスの提案を募り、広く意見交換を行った。

1)　委員会

９月３０日（２６名）　報告　２０２０年度実績報告・２０２１年度進捗報告
討議　①コロナ禍のニーズ変化に対応した各社で成功した取り組み事例
②いま 東商に求められている「事業」「会員サービス」
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

３月１４日（２３名）　報告　コロナ禍を踏まえた 今年度の事業･会員サービス
討議　ｗｉｔｈコロナ・ａｆｔｅｒコロナを見据えた今後の事業・会員サービス
（交流・取引拡大（販路開拓）、人材採用・育成について）
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

④　税制委員会

税制委員会では、コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続・雇用維持と、ポストコロナへのビジネス変革等の挑戦を後押しする税制の実現に向け、会員企業等へのヒアリングや税制アンケート、各種調査結果等を踏まえて討議を行い、税制改正に関する意見書をとりまとめ、政府・政党、東京２３区選出の国会議員、東京都等へ提出した。

２３区選出国会議員等への陳情活動を精力的に行った結果、令和４年度税制改正大綱においては、商業地等に係る令和４年度固定資産税の負担軽減措置、交際費課税特例や少額減価償却資産特例の延長、所得拡大促進税制の延長・拡充、法人版事業承継税制の特例承継計画に係る提出期限の延長など、数多くの要望項目が実現した。

1)　委員会

４月２２日　（３２名）　講演　「我が国の税制における今後の課題等」
ＰｗＣ税理士法人　パートナー　佐々木　浩　氏
協議　令和４年度税制改正に関する意見（論点整理）について
６月２８日　（３１名）　協議　令和４年度税制改正に関する意見（素案）について
８月２５日　（３３名）　講演　「令和３年度及び令和４年度税制改正について」
経済産業省　経済産業政策局　企業行動課長　大　貫　繁　樹　氏
協議　令和４年度税制改正に関する意見（案）について
２月１６日　（３１名）　講演　「令和４年度税制改正の概要と今後の課題」
経済産業省　経済産業政策局　企業行動課長　大　貫　繁　樹　氏
協議　（１）令和５年度税制改正に向けた検討課題（案）について
（２）ブロック別政策懇談会（税制）について
（３）令和５年度税制改正アンケートについて

2)　支部との懇談会

２月２１日　（１０名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：報告　令和４年度税制改正について
議題・コロナ克服に向けた中小企業等の経営基盤強化を後押しする税制
・ビジネス変革等の挑戦とレジリエンス強化を後押しする税制
・円滑な事業承継に資する税制
・インボイス制度および電子帳簿保存法への対応状況

３月　１日　（　９名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：中野サンプラザ
参加支部：　新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：同上

３月１４日　（　８名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東武ホテルレバント東京
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：同上

３月１５日　（　９名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：ホテルメトロポリタン
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：同上

3)　オンラインセミナー

６月１１日～　７月　９日（１５０名）
「中小企業が収益力を向上させる決算書活用術」
星田税務会計事務所　代表　星　田　直　太　氏

１０月２９日～１１月２５日（１６０名）
「デジタル活用で経理業務を効率化～電子帳簿保存法の改正ポイント～」
アクタス税理士法人　代表社員　加　藤　幸　人　氏
アクタスＩＴソリューションズ㈱　代表取締役　坂　本　敏　文　氏

１月２７日（１５名）
「【期間延長でも油断は禁物】失敗しない事業承継のポイントと特例制度の

使いかた」
弁護士法人フォーカスクライド　弁護士　　伊　藤　良　太　氏

⑤　労働委員会

労働委員会は、コロナ禍の中小企業に対する雇用維持の支援に加え、今後の新たな成長に向け、生産性の向上に資する人材育成、多様で柔軟な働き方の推進、成長分野や人手不足産業への円滑な労働移動等の重要政策課題についての意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　労働専門委員会）

４月　６日（５４名）　※地方最低賃金審議会委員との懇談会　合同会議
講演　コロナ禍の雇用・労働への影響と最低賃金の動向
㈱大和総研　経済調査部　日本経済調査課長　シニアエコノミスト
神　田　慶　司　氏
議件　「最低賃金に関する要望（素案)」について
報告　「最低賃金引上げの影響に関する調査結果」について
意見交換

６月２８日（４１名）　※地方最低賃金審議会委員との懇談会　合同会議
講演　コロナ禍の経済動向と最低賃金について
㈱野村総合研究所　エグゼクティブ・エコノミスト
木　内　登　英　氏
説明　最低賃金制度と今年度の政府動向について
厚生労働省　労働基準局　賃金課長
大　塚　弘　満　氏
報告　最低賃金に関する商工会議所の活動状況ついて
意見交換

１０月　８日（７３名）　※東商労働委員会・多様な人材活躍委員会合同開催
講演　ポストコロナに求められる労働政策、柔軟な働き方について
㈱東レ経営研究所　ダイバーシティ＆ワークライフバランス推進部長
宮　原　淳　二　氏
議件　「東京都の雇用就業施策に関する要望（素案）」について
意見交換

１１月３０日（３９名）　講演　ウィズコロナ・ポストコロナの時代に推進すべき雇用・労働政策
㈱第一生命経済研究所　首席エコノミスト　　熊　野　英　生　氏
議件　「雇用・労働政策に関する要望(素案)」について
意見交換

2)　厚生労働省と日商・東商との雇用・労働政策に関する意見交換会（共催：多様な人材活躍委員会）

１２月２０日（３４名）　施策説明　経済対策について（雇用・労働、多様な人材の活躍推進関係）
厚生労働省　政策立案総括審議官　　田　中　佐智子　氏
意見発表　①企業による自発的な賃上げの促進、納得感のある最低賃金の決定
②外国人の活躍推進（特定技能の活用促進、技能実習の適正化）
③新たな成長を支える能力開発と生産性向上、裁量労働制の対象拡大
④女性の活躍推進、育児と仕事の両立支援
⑤雇用の安定と人手不足産業、成長産業への円滑な労働移動の促進

自由懇談

3)　公労使による「新しい東京」実現会議

１月２４日　（　７名）　オミクロン株の流行に対し、公・労・使が連携・協力し、感染拡大防止と事業活動の両立に取り組むことを確認することを目的に東京都が開催し、小池都知事、東商・三村会頭のほか、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京経営者協会、連合東京、東京労働局の各代表らが出席。「職場を挙げたＢＣＰの取組等に係る緊急共同宣言」を採択。

4)　支部との懇談会　（共催：多様な人材活躍委員会）

２月２１日　（１０名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田

３月　１日　（１０名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：中野サンプラザ
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

３月１４日　（ ９名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東武ホテルレバント東京
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

３月１５日　（ ８名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：ホテルメトロポリタン
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容　・成長と分配の好循環（賃上げ）、最低賃金
・人材育成、円滑な労働移動
・女性、外国人等多様な人材の活躍推進
・その他、雇用・労働政策全般

5)　労働セミナー

５月１３日～　６月１１日（オンライン５２名）
「はじめて取り組む『雇用シェア（在籍型出向）』の留意点と支援策」
（第一部）ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　副部長　特定社会保険労務士　　渡　邉　哲　史　氏
（第二部）(公財)産業雇用安定センター　情報ネットワーク部長　　成　子　素　行　氏

５月３１日～　６月２５日（オンライン３９名）
「＜東京都・東京労働局施策説明会＞ 働き方改革の実行に向けて」
東京都産業労働局雇用就業部労働環境課　課長代理（働き方改革推進担当）　　唐　川　美由紀　氏
東京労働局　雇用環境・均等部　企画課　担当者

７月２７日～　８月２７日（オンライン２９名）
「自社にあったテレワーク環境整備のポイント」
東京テレワーク推進センター　事業責任者　　湯　田　健一郎　氏

９月２８日～１０月２９日（オンライン８２名）
「同一労働同一賃金の対応実務解説セミナー」
㈱リーガル・ステーション　代表取締役　特定社会保険労務士・行政書士　　岩　﨑　仁　弥　氏

１月２５日～　２月１４日（オンライン１８３名）
「～２０２２年４月中小企業へパワハラ防止対策義務化！～
職場のハラスメント対策のポイントセミナー」
社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　特定社会保険労務士　　小　宮　弘　子　氏

6)　「ハラスメント対策ＢＯＯＫーハラスメントのない社会へー」の発行

中小企業におけるハラスメント対策の一助となるよう、ハラスメントに関する近年の動向と法律の概要、各種ハラスメントの定義から防止に向けた措置、ハラスメント発生後の対応策や公的な支援策に至るまで、事業者が取り組むべき一連の流れを分かりやすく解説し、広く周知・啓発を行った。

⑥　多様な人材活躍委員会

多様な人材活躍委員会では、中小企業における女性・シニア等の更なる活躍推進や外国人材の円滑な受入れ及び受入れ拡大に向けた意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　女性・シニア・外国人材活躍推進専門委員会）

５月１０日（５８名）　講演　第５次男女共同参画計画について
内閣府　男女共同参画局長　林　伴　子　氏
報告　「コロナ禍における雇用・就業面での対応等に関する調査結果」について
議件　「男女共同参画に関する懇談会（仮称）」の設置について
意見交換

１０月　８日（７１名）　※東商労働委員会・多様な人材活躍委員会合同開催
講演　ポストコロナに求められる労働政策・柔軟な働き方について
㈱東レ経営研究所　ダイバーシティ＆ワークライフバランス推進部長
宮　原　淳　二　氏
議件　「東京都の雇用就業施策に関する要望（素案）」について
意見交換

１２月　６日（５８名）　講演　ポストコロナにおける多様な人材の活躍に関して
㈱リクルート　ジョブズリサーチセンター　センター長
宇佐川　邦　子　氏
説明　技能実習制度に関わる不正行為撲滅に向けて
㈱日本経済研究所上席研究主幹
(一財)外国人材共生支援全国協会（ＮＡＧＯＭｉ）副会長
梅　田　邦　夫　氏
議件　「多様な人材の活躍に関する要望（素案)」について
意見交換

2)　男女共同参画に関する懇談会

７月　８日（１２名）　講演　女性活躍の取組について
①㈱資生堂　社会価値創造本部　ダイバーシティ＆インクルージョン室
グループマネージャー　塩　見　朋　子　氏
②サッポロビール㈱　人事部Ｄ＆Ｉ推進グループ　小　山　初　美　氏
意見交換

１０月　６日（１４名）　講演　中小企業における女性活躍推進の取り組み
①㈱吉村　社長　橋　本　久美子　氏
②㈱小宮商店　管理統括本部　部長　伊　藤　裕　子　氏
報告　「多様な人材の活躍に関する調査結果」について
意見交換

3)　厚生労働省と日商・東商との雇用・労働政策に関する意見交換会（共催：労働委員会）

１２月２０日（３４名）　施策説明　経済対策について（雇用・労働、多様な人材の活躍推進関係）

厚生労働省　政策立案総括審議官　田　中　佐智子　氏

意見発表　①企業による自発的な賃上げの促進、納得感のある最低賃金の決定
②外国人の活躍推進（特定技能の活用促進、技能実習の適正化）
③新たな成長を支える能力開発と生産性向上、裁量労働制の対象拡大
④女性の活躍推進、育児と仕事の両立支援
⑤雇用の安定と人手不足産業、成長産業への円滑な労働移動の促進

自由懇談

4)　支部との懇談会　（共催：労働委員会）

２月２１日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田

３月　１日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：中野サンプラザ
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

３月１４日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東武ホテルレバント東京
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

３月１５日　（　８名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：ホテルメトロポリタン
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容　・成長と分配の好循環（賃上げ）、最低賃金
・人材育成、円滑な労働移動
・女性、外国人等多様な人材の活躍推進
・その他、雇用・労働政策全般

5)　セミナー

８月　２日～　８月２７日（オンライン１６７名）
「ウィズコロナにおける外国人材活躍セミナー
～定着する職場づくりと特定技能の採用について～」
ＰＥＲＳＯＬ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｗｏｒｋｆｏｒｃｅ㈱　社長　　多　田　盛　弘　氏

９月２９日～１０月２０日（オンライン１６３名）
「外国人材活躍支援力向上セミナー
～外国人材の活躍・定着にあたって、求められる支援とは～」
㈱エイムソウル　代表取締役 ＰＴ．Ｂｒｉｄｇｅｕｓ　Ｋｉｚｕｎａ　Ａｓｉａ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
稲　垣　隆　司　氏

１０月２９日～１１月３０日（オンライン２６名）
「女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定方法
実務解説セミナー」
社会保険労務士法人ヒューマンテック経営研究所　　島　麻衣子　氏

１０月２９日～１１月３０日（オンライン７８名）
「『改正育児・介護休業法』の制度内容と企業に求められる対応について」
厚生労働省　雇用環境・均等局　職業生活両立課長　　古　瀬　陽　子　氏

１月１９日～　２月１４日（オンライン２８５名）

「改正育児・介護休業法にあわせた男性育児休業の取得促進
実務解説セミナー」
㈱グラース　代表取締役　　新　田　香　織　氏

１月１９日～　２月２０日（オンライン４４名）
「外国人材の採用、定着・活躍に向けたポイントについて」
ゴーウェル㈱　代表取締役　　松　田　秀　和　氏

⑦　教育・人材育成委員会

教育・人材育成委員会では、行政や教育機関と連携した若年者へのキャリア教育支援、産業人材の確保・育成、リカレント教育推進等について検討し、それぞれの現状と課題を踏まえた上で、高校生を対象としたインターンシップ受入れ推進や、大学生を対象とした東商リレーションプログラムの実施などの活動を展開した。また、コロナ禍における中小企業の採用活動やインターンシップ、人材育成、教育支援活動の取り組み状況の実態や課題等を把握するべくアンケートを実施した。

1)　委員会

６月２２日　（１８名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「都立高校における企業と連携した取り組みについて」
東京都教育庁　指導部　高等学校教育指導課
統括指導主事　　久保田　哲　司　氏
指導主事　　佐　竹　晶　博　氏
意見交換

１１月１５日　（２１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためハイブリッド形式
講演　「アフターコロナへ向けた、人材の採用・定着・育成について」
㈱クオリティ・オブ・ライフ　代表取締役　　原　　正　紀　氏
意見交換
報告　「企業における採用・人材育成・教育支援に関するアンケート調査結果」

２月２１日　（２０名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「未来人材会議での検討課題等について」
経済産業省　経済産業政策局　産業人材課長　　島　津　裕　紀　氏
意見交換
講演　「女性のためのリカレント教育 ―現状と展望―」
日本女子大学　生涯学習センター所長・現代女性キャリア研究所所長
文学部教授（教育・人材育成委員会　学識委員）
坂　本　清　恵　氏
意見交換

2)　東商リレーションプログラム
「7.事業　(17)各種支援事業　③人材確保支援事業　7)」を参照

3)　リカレント教育推進活動
「7.事業　(10)講演会・講座　⑤日本女子大学との『女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書』に基づく連携事業」を参照

4)　「企業における採用・人材育成・教育支援に関するアンケート調査」の実施
コロナ禍の採用活動・インターンシップ、人材育成、教育支援活動の取り組み状況に関する実態や課題などを把握するため、標記アンケートを実施し、調査結果を取りまとめた。

⑧　中小企業委員会

中小企業委員会では、新型コロナウイルス長期化による中小企業への影響について現場の生の声を集めるべくヒアリングやアンケートなどを実施し、要望活動を展開するとともに、要望の実現に向けた活動を行った。実現した施策はオンラインセミナー等を通してタイムリーに情報提供を実施。また、金融研究会においては、コロナ禍で影響を受けた事業者の事業再生を支援すべく、国のガイドライン策定に向けて議論を行った。

1)　委員会

４月２１日（３４名）	卓話	「東京都の令和３年度中小企業施策について」 東京都　産業労働局　商工部長　　緑　川　武　博　氏
	報告	「『品川支部２０２２年度中小企業施策に関する要望』について」
		「ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会中間報告について」
	協議	「『中小企業対策に関する重点要望（素案)』について」
５月２１日（３０名）	卓話	「中小企業・小規模事業者の業況と関連施策の概要」 中小企業庁　長官官房　総務課長　　定　光　裕　樹　氏
	協議	「『東京都の中小企業対策に関する重点要望（案)』について」
６月１４日（３６名）	報告	「『東京都の中小企業対策に関する重点要望』の提出について」
	協議	「『国の中小企業対策に関する重点要望（案)』について」

2)　中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会

１０月２７日（１１名）	挨拶	東京商工会議所　副会頭　　大久保　秀　夫 中小企業庁　長官　　角　野　然　生　氏
	説明	「最近の中小企業政策について」
	意見交換	

3)　支部との懇談会

２月２１日（１１名）	ブロック別政策懇談会（城南ブロック） 於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田 内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議 ※中小企業のデジタルシフト推進委員会・事業承継対策委員会との共催
３月　１日（１１名）	ブロック別政策懇談会（城西ブロック） 於：中野サンプラザ 参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬 内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議 ※中小企業のデジタルシフト推進委員会・事業承継対策委員会との共催
３月１４日（１０名）	ブロック別政策懇談会（城東ブロック） 於：東武ホテルレバント東京 参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川 内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議 ※中小企業のデジタルシフト推進委員会・事業承継対策委員会との共催
３月１５日（１０名）	ブロック別政策懇談会（城北ブロック） 於：ホテルメトロポリタン

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業のデジタルシフト推進委員会・事業承継対策委員会との共催

4)　経営課題に関するヒアリング
国・東京都に提出する要望のとりまとめにあたり、企業経営の現場から生の声を収集することを目的として実施。
９月２１日～２月２４日　（２９件）　調査回答企業に対するヒアリング（事業承継対策委員会・新事業・イノベーション創出委員会実施分を含む）

5)　オンラインセミナー
a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信
４月１３日～２６日、４月１９日～５月１３日（申込数：１５２名）
「『ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金』申請の極意」
㈱アルファコンサルティング　代表取締役　尾崎佳貴氏
※ものづくり推進委員会、中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
４月１６日～　５月　６日、５月１０日～３１日（申込者数：３３２名）
「早分かり解説！「事業再構築補助金」申請のポイント」
七田総合研究所　代表　七田亘氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
６月１６日～３０日、７月　１日～１９日（申込者数：１３６名）
「補助金を活用したＩＴ、テレワーク導入のポイント」
ＢＴＩコンサルティング事務所　代表　西川智哉氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
６月２３日～　７月１３日（申込者数：１６０名）
「２０２１年版中小企業白書・小規模企業白書オンライン説明会」
中小企業庁　事業環境部　調査室　室長補佐　小倉政貴氏
８月１９日～　９月　６日、９月　７日～　９月３０日（申込者数：１７５名）
「早分かり解説！事業再構築補助金の傾向と対策」
七田総合研究所　代表　七田亘氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
８月３１日～　９月１４日、９月１５日～３０日（申込者数：２３７名）
「補助金を活用して販路を広げる！
アフターコロナではじめるゼロからの新規顧客開拓」
㈱オージュ・コンサルティング　代表取締役　大森渚氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
９月３０日～１０月１４日、１０月１５日～１１月５日（申込者数：２２７名）
「非接触で顧客とつながる！
ホームページを活用した顧客獲得実践セミナー」
㈱ペンタゴン　代表取締役　冨田さより氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
１０月２９日～１１月　８日（申込者数：　７３名）
「新規事業展開に向けた補助金等の活用
（事業再構築補助金・東京都助成金等）」
七田総合研究所　代表　七田亘氏
(公財)東京都中小企業振興公社　総合支援部　城南支社長　濱咲雅人氏

㈱きらぼしコンサルティング　会員サービスグループ　　豊　田　浩　之　氏
※大田支部、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサルティング
との共催
※大田区、(公財)東京都中小企業振興公社の後援
１２月　８日～２１日、１２月２２日～　１月１１日（申込者数：　９６名）
「ウィズコロナで売上をあげる！これから始める動画活用【基礎編】」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
１２月１５日～　１月　７日、１月１２日～３１日（申込者数：１０７名）
「新規事業開発に活用！ クラウドファンディング実践セミナー」
ブリッジソリューションズ㈱　代表取締役　　阿　部　　満　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
１２月２２日～　１月１１日、１月１７日～　２月１日（申込者数：１２７名）
「ウィズコロナで売上をあげる！これから始める動画活用【応用編】」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
１２月２８日～　１月１８日、１月１９日～　２月　８日（申込者数：１２５名）
「早分かり解説！
事業復活支援金など補正予算の最新支援施策をいち早くご紹介」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
１月２０日～　２月１４日（申込者数：　７１名）
「コロナ融資を活用した方必見！資金繰りと経営改善の考え方」
東京都よろず支援拠点　コーディネーター　　和　田　寿　郎　氏
２月２８日～　３月１４日、３月１１日～２４日（申込者数：１８５名）
「早分かり解説！事業復活支援金･事業再構築補助金の申請ポイント」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
３月１６日～３０日、３月３１日～（申込者数：１０２名）
「補助金の採択率を上げる外部データの活用術
＜統計データ活用セミナー＞」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
※調査・統計担当との共催
３月２３日～（申込者数：６０名）
「ＥＣやＰＯＳデータを分析して売上・収益アップ
＜統計データ活用セミナー＞」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
※調査・統計担当との共催

6)　東京の中小企業振興を考える有識者会議

東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後１０年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定およびＰＤＣＡのため設置された小池都知事直下の会議に大久保委員長が参画。ＩＴ人材育成やサイバーセキュリティ対策に対する支援等、東商の意見を陳述し、令和４年度予算では多数の項目で要望内容が反映された。

7)　ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済活性化に向けて、コロナ禍で存続が危ぶまれる企業の価値ある事業の引継ぎや、事業から撤退する経営者の再チャレンジ支援について議論するため、本研究会を設置。

経営支援の相談現場や、調査・ヒアリングを通じて生の声を収集し、実効性の高い支援策や政策について検討し、中小企業委員会への中間報告として意見を提出した。

４月　７日（　７名）　卓話　「コロナ禍における中小企業等支援の取組み状況」
㈱商工組合中央金庫　業務企画部長　山　中　秀　彦　氏
協議　「中小企業委員会への中間報告（案）について　」
７月１２日（　７名）　卓話　「中小企業版「私的整理ガイドライン」の策定について」
中小企業庁　事業環境部　金融課　課長　神　﨑　忠　彦　氏
課長補佐　横　田　直　忠　氏
報告　「中小企業委員会への中間報告について」
「『国および東京都の中小企業対策に関する重点要望』の公表について」
１２月　７日（　６名）　卓話　「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン（仮称)』について」
中小企業庁　事業環境部　金融課　課長補佐　横　田　直　忠　氏
「『中小企業の事業再生等に関する研究会』の動向について」
日本商工会議所　中小企業振興部長　加　藤　正　敏　氏
意見交換
３月３０日（　６名）　卓話　「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン』および『中小企業活性化パッケージ』について」
中小企業庁　事業環境部　金融課　課長　神　﨑　忠　彦　氏
協議　「当研究会の今後の活動について」

8)　海外展開支援機関連絡会議

海外展開支援機関の実務担当者が一堂に会し、コロナ禍における取り組みなど支援の実態に関する意見交換を行った。

３月１６日（１６名）　支援事業紹介
意見交換

⑨　事業承継対策委員会

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小・小規模企業の増加が予想されていることから、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析するとともに、事業を引き受ける後継者側の視点、支援側の問題や課題について意見収集を行った。政府や東京都に対して、実効性の高い支援策や必要な政策を提言することで、円滑な事業承継の実現に向けた環境整備に取り組んだ。

1)　委員会

４月２２日（２２名）　卓話　「事業承継・再生支援事業について」
東京都産業労働局　商工部　経営支援課長　佐　藤　拓　也　氏
「ビジネスサポートデスクによる支援について」
東京商工会議所　ビジネスサポートデスク（東京西）課長　山　本　　格
協議　「『中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（素案)』について」
５月２４日（３４名）　卓話　「抜本拡充された事業承継税制～令和３年度税制改正の影響～」
税理士法人タクトコンサルティング　代表社員　玉　越　賢　治　氏
協議　「『中小企業の円滑な事業承継も実現に向けた意見(案)』について」

2)　支部との懇談会

２月２１日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）

於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業委員会・中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催

３月　１日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：中野サンプラザ
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業委員会・中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催

３月１４日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東武ホテルレバント東京
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業委員会・中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催

３月１５日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：ホテルメトロポリタン
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業委員会・中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催

3)　事業承継セミナー

a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信
１１月　２日～２６日（申込者数：６０名）
「事業承継を考える経営者必見！資産承継対策と投資育成会社による経営承継支援」
北澤淳税理士事務所　代表　北　澤　　淳　氏
東京中小企業投資育成㈱　ビジネスサポート部　中　野　威　人　氏

b.　ハイブリット開催（Ｚｏｏｍ）
１２月１４日（申込者数：３５名）
「『価値ある事業』を次代へつなぐ～中小企業の経営者が押さえておくべき事業承継のポイント」
財務コンサル㈱　代表　新　原　章　吾　氏
㈱きらぼしコンサルティング　礒　野　好　美　氏
※板橋支部、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサティングとの共催

c.　Ｚｏｏｍライブ配信
２月２２日（申込者数：２７名）
「戦国武将に学ぶ！事業承継トラブルの解決方法・東京都の事業承継支援」
城所会計事務所　公認会計士・税理士　城　所　弘　明　氏
(公財)東京都中小企業振興公社　総合支援部　総合支援課　石　坂　悠　人　氏
(公財)大田区産業振興協会　経営革新デパートメント経営支援セクション　小笠原　大　八　氏
※大田支部、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサティングとの共催
大田区、(公財)大田区産業振興協会、(公財)東京都中小企業振興公社の後援

4)　中小企業の事業承継対策のため施策・事例の情報発信

ホームページ、「事業承継支援ポータルサイト」を通じて、事業承継税制や事業承継ファンド、M&Aなどの施策の解説や、事例紹介コラム（延べ１３件）を発信した。

⑩　新事業・イノベーション創出委員会

新事業・イノベーション創出委員会では、中小企業のイノベーション活動促進に向け、実態調査や企業ヒアリング等を通じ、中小企業におけるイノベーション活動の実態把握に努めるとともに、イノベーションならびに成果創出に向けて、中小企業経営者が取り組むべきポイントをまとめた「提言」や、好事例を掲載した「事例集」を取りまとめた。その他にも、セミナーやイベント開催、産学公連携を通じたオープンイノベーション支援など、中小企業のイノベーション活動の促進、支援に取りんだ。

また、起業創業の促進のため、アントレプレナーシップ醸成に向けた起業家講演や、東京都のスタートアップ支援事業と連携したスタートアップ支援にも取り組んだ。

1)　委員会

５月３１日	（３８名）	協議	「中小企業のイノベーション促進に向けた提言」（案）について
２月　２日	（３１名）	協議	「中小企業のイノベーション創出事例集・ＨＰ」について
			「創業・スタートアップ実態調査」ついて
		報告	「東商イノベーションフォーラム」の開催について
			「イノベーション創出支援パッケージ」の実績について
			今後のスケジュールについて

2)　専門委員会

４月２３日	（１０名）	協議	「中小企業のイノベーション促進に向けた提言」素案について
		報告	「中小企業のイノベーション実態調査」成長戦略会議における
			三村会頭のご発言について
７月２１日	（１０名）	協議	「新事業展開事例集・ＨＰ」の構成ならびに事例企業案について
		報告	イノベーション創出支援パッケージについて
			今後のスケジュールについて
１１月　１日	（１１名）	協議	「中小企業のイノベーション創出事例集・ホームページ」について
			「創業・スタートアップ実態調査」について
		報告	イノベーション創出支援パッケージの実績について
			今後のスケジュールについて
１２月２０日	（１０名）	協議	「中小企業のイノベーション創出事例集・ホームページ」について
			「東商イノベーションフォーラム」開催概要案について
			「創業・スタートアップ実態調査」について
		報告	今後のスケジュールについて

3)　起業家講演

５月１９日	武蔵野大学	
		㈱ＬＩＧＨＴｚ　社長　乙　部　信　吾　氏
６月２３日	明治大学	
		㈱Ｓｙｎａｍｏｎ　代表取締役　武　樋　　恒　氏
１２月２２日	慶應義塾大学	
		協栄産業㈱　代表取締役　古　澤　栄　一　氏

4)　オンラインセミナー・イベント

a.　Ｚｏｏｍライブ配信

４月１３日（申込者数：１１４名）

＜講演・対談＞オープンイノベーションの手法とポイント
～中小企業経営者に聞く「スタートアップとの協業」～

第１部講演　「中小企業が取り組むオープンイノベーションについて」
Ｃｒｅｗｗ㈱　代表取締役　　伊地知　　天　氏

第２部対談　「中小企業経営者に聞く　スタートアップとのオープンイノベーションについて」
ユーアイ精機㈱　社長　　水　野　一　路　氏
Ｃｒｅｗｗ㈱　取締役　　水　野　智　之　氏

６月２１日（申込者数：４８名）

「『業界破壊企業第二のＧＡＦＡを狙う革新者たち』著者による
オンライン講演会　『業界破壊企業』の事例からみるイノベーションの
基本パターンと起こし方」
ビジネス・ブレークスルー大学　経営学部　教授　　斉　藤　　徹　氏

１０月１５日（申込者数：８５名）

「中小企業が取り組む『オープンイノベーションを通じた新規事業開発の
可能性と始め方』」
ｅｉｉｃｏｎ　ｃｏｍｐａｎｙ　代表／ｆｏｕｎｄｅｒ　　中　村　亜由子　氏

１２月　３日（申込者数：５３名）

「＜講演・対談＞新たなビジネスを創り出す
イスラエルイノベーションセミナー」

第１部講演　「イスラエルスタートアップと創る新たなビジネスの可能性と成功のポイント」
ミリオンステップス㈱　取締役兼ＣＯＯ　　井　口　優　太　氏

第１部対談　「中小企業経営者に聞く　イスラエルスタートアップとの協業に向けた取り組み」
㈱ＪＰリサーチ＆コンサルティング　　代表取締役　　古　野　啓　介　氏
ミリオンステップス㈱　取締役兼ＣＯＯ　　井　口　優　太　氏

第２部講演　「ＪＥＴＲＯによる支援と現地情報」
(独)日本貿易振興機構　企画部海外地域戦略主幹中東担当　　西　浦　　克　氏

３月２３日（申込者数：１２６名）

「東商イノベーションフォーラム」

基調講演　「～環境変化をチャンスに変える～ 中小企業に求められるイノベーションとは」
法政大学大学院　教授・一橋大学　名誉教授　　米　倉　誠一郎　氏

経営者講演　「～日本製ビーチサンダル専門店による挑戦～
環境ビジネスと海外製品に打ち勝つブランディング戦略」
㈱ＴＳＵＫＵＭＯ　代表取締役　　中　島　広　行　氏

経営者対談　「～敢えて小規模という選択、危機を乗り越えるための企業戦略～
既存技術を活かした新製品開発とＡＩを活用したデジタル分野への進出」
㈱田代合金所　代表取締役　　田　邊　豊　博　氏
（進行）㈱西北社　代表取締役　　塚　井　太　郎　氏

5)　産学公連携相談窓口

オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う事業。２０１３年３月の窓口開設から１７８件（本年度１６件）の申し込みを受け付け、大学から５６９件の回答があり、うち５７件が共同研究、受託研究へと進展した。

産学公連携相談窓口の協力機関は以下の４８大学、２研究機関、７区、２１金融機関。

＜協力研究機関（順不同）＞

青山学院大学、宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、関西大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、産業能率大学、滋賀大学、芝浦工業大学、城西大学、

上智大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、
電子学園、東京海洋大学、東京工科大学、東京工業大学、東京国際工科専門職大学、東京電機大学、
東京都市大学、東京都立大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、鳥取大学、新潟大学、
日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、
日本獣医生命科学大学、文化学園大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、立正大学、
立命館大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
＜協力支援機関(順不同)＞
荒川区、北区、江東区、墨田区、台東区、千代田区、港区
朝日信用金庫、足立成和信用金庫、亀有信用金庫、㈱きらぼし銀行、興産信用金庫、江東信用組合、小松川、信用金庫、㈱商工組合中央金庫、城南信用金庫、城北信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、大東京信用組合、東榮信用金庫、東京信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、㈱日本政策金融公庫、東信用組合、中ノ郷信用組合

協力機関との意見交換会（オンライン開催）
１２月６日・１４日　　意見交換　産学公連携相談窓口の運営上の課題等について
３３機関４５名（オブザーバー７名含む）参加（２日間で全３回５グループに分けて開催）

6)　東商テクノネット事業
メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信
技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。２０２１年3月は約2，６００件だった中小企業製造業配信先も２０２２年３月時点では約2，９００件へと拡大､ほぼ毎週末配信を行い、合計で４４回１４５件の情報を配信した。

⑪　国際経済委員会

新型コロナウイルスによる往来制限や貿易・投資環境の変化、カーボンニュートラルの実現に向けた世界的な動き、米中対立に起因する経済安全保障問題など企業を取り巻く課題・問題点を洗い出すとともに、コロナ禍における海外展開や各社の対応などをテーマに委員会活動を展開した。

1)　委員会（いずれも日本商工会議所　中小企業輸出投資専門委員会との合同開催）
７月　５日（５２名）　講演　「新たな時代のＡＳＥＡＮ展開」
桜美林大学　ビジネスマネジメント学群　准教授　　岩　垂　好　彦　氏
事例紹介　「ＪＩＣＡ支援事業を活用した中小企業の海外展開」
㈱イル・ヴリール　代表取締役　　加　藤　和　則　氏
帯広商工会議所　総務運営部長　　武　田　光　史　氏
意見交換
１０月１８日（４９名）　講演　「中小企業の脱炭素化を取り囲む状況と排出量削減およびビジネスの機会」
丸紅経済研究所　所長　　今　村　　卓　氏
事例紹介　「コロナ禍における各社の海外での対応状況」
㈱ヤマシタワークス　代表取締役　　山　下　健　治　氏
小島プレス工業㈱　相談役　　小　島　洋一郎　氏
経営企画部　経営企画室　企画課　課長　　米　山　英　昭　氏
意見交換
１１月１０日（４３名）　講演　「最近の国際情勢と日本の進路」
富士通フューチャースタディーズ・センター
理事長　　谷　内　正太郎　氏
講演　「米中摩擦に伴う日系企業への影響と現地企業の対応」

スミス・ガンブレル&ラッセル（ＳＧＲ）法律事務所
パートナー　弁護士　　小　島　清　顕　氏
キャストグローバルグループ　ＣＥＯ／弁護士・税理士
村　尾　龍　雄　氏

意見交換

２月　１日（５０名）　事務局説明「政策提言作成に向けたワーキング・グループ（仮称）の設置について」
意見交換　「海外展開・国際ビジネスにおける課題・要望について」

2)　新型コロナウイルス禍における各国・地域の動向の発信

a.　ホームページの公開

４月　１日～　新型コロナ禍で頻繁に更新される渡航制限の緩和状況や各国・地域の最新動向、経済・貿易関連セミナー情報等を東京商工会議所ホームページで公開。

b.　資料「各国・地域の動向」の常議員会報告・ホームページ公開

主要な国際経済トピックスを一覧にまとめた各国・地域の情勢を、朝田委員長より常議員会で報告。資料はホームページで公開した。

3)「国際往来の回復に向けた水際措置に係る要望」の提出

委員企業および二国間・多国間経済委員会委員等を対象に、「新型コロナウイルスに係る水際措置（出入国規制等）に関するアンケート調査」を１１月に実施。１１２社から寄せられた要望事項を取りまとめ、１２月８日に関係省庁に提出した。

⑫　社会保障委員会

社会保障委員会では、新型コロナウイルス感染問題によりその重要性が顕在化した「いのちを守ること」「医療を守ること」の両立を目指し、わが国の医療制度が直面する諸課題の解決に向けた取組みを力強く進める必要があるとの認識のもと、コロナ禍による国民の受診行動の変化、セルフメディケーションの必要性等についての調査・研究を行い、社会保障審議会各部会等での意見活動に活用するとともに、「社会保障における持続可能な医療制度に関する提言」をとりまとめ、３月１７日に公表した。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

９月　６日　（２３名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「『念のため、病院に行かない』ことの価値って？―コロナ禍受診抑制と、医療保険の持続可能性―」
横浜市立大学　医学群　健康社会医学ユニット　准教授
東京大学大学院　薬学系研究科　医薬政策学　客員准教授
五十嵐　　中　氏

意見交換

１０月２８日　（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「セルフメディケーション」
(公社)東京都医師会　会長　　尾　﨑　治　夫　氏
意見交換
討議・説明　「医療制度に関する提言（仮称）」骨子案について
意見交換

１月２１日　（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「秋田県で取り組むクラウドシステム『ナラティブブック』を活用した患者の『物語』と『語り』の共有による医療」
(一社)秋田県医師会　副会長　　伊　藤　伸　一　氏

意見交換
討議・説明　「社会保障における持続可能な医療制度に関する提言（仮称）」案について
意見交換

2)　医療ワーキンググループ

１０月　５日　（　６名）　説明　「医療制度に関する要望（骨子案）について」
自由討議・意見交換

１２月１４日　（　５名）　説明　「医療制度に関する提言（案）について」
自由討議・意見交換

⑬　エネルギー・環境委員会

「「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見（案）」に関する意見交換のほか、カーボンニュートラルを巡る国内外の最新動向について情報提供を行った。

1)　委員会

４月１９日　（４７名）　講演「エネルギー政策の現状およびエネルギー基本計画見直しに係る検討状況について」
資源エネルギー庁　資源エネルギー政策統括調整官　　小　野　洋　太　氏
報告「「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見（案）について」
※日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同委員会として開催（ハイブリッド形式）。

９月２１日　（４８名）　講演「カーボンニュートラルを巡る動向と今後の政策の方向性について」
経済産業省　産業技術環境局　環境経済室長　　梶　川　文　博　氏
講演「カーボンプライシングに関する検討状況および見通しについて」
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　市場メカニズム室長　　井　上　和　也　氏
※日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同委員会として開催（ハイブリッド形式）。

2)　セミナー

１月１９日　（３７１名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】カーボンニュートラル
～２月２０日　「まるわかりセミナー（動向編・第１回）」：カーボンプライシングとは何か？ ～炭素税導入の議論とビジネスへの影響～
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　市場メカニズム室長　　井　上　和　也　氏

２月１８日　（９８名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】カーボンニュートラル
～３月２０日　「まるわかりセミナー（動向編・第２回）」：ＣＮの実現に向けた銀行界の取組み　～産業界とともに実現するＣＮ～
(一社)全国銀行協会　企画部サステナビリティ推進室室長　　大波多　　充　氏

３月１８日　（９３名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】カーボンニュートラル
～４月１７日　「まるわかりセミナー（動向編・第３回）」：脱炭素に向けた環境価値の活用　～省エネ以外に取り組めること～
経済産業省　産業技術環境局　環境経済室　室長補佐　佐　藤　滉　介　氏

⑭　経済法規委員会

経済法規委員会は、中小企業を始めとした会員事業者が活力ある経済活動を展開できるよう、関連する諸法規の改正動向に応じた政策・事業活動を展開した。２０２２年３月には、公正取引委員会との意見交換会を開催し、コスト増に対する価格転嫁の円滑化や適正な取引関係の構築に向けた環境整備を求めた。

1)　委員会

４月１６日　（３４名）　講演「担保法制の見直しに向けた現状と課題について」
法務省民事局　参事官　　笹　井　朋　昭　氏

講演「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正をめぐる動向について」
法務省民事局　参事官　　大　野　晃　宏　氏
議題「民事訴訟法(ＩＴ化関係)等の改正に関する中間試案に対する意見(案)について」
報告「担保法制検討ワーキンググループの設置について」
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

2)　担保法制検討ワーキンググループ

座長　弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
法学博士・早稲田大学名誉教授・弁護士　　近　江　幸　治　氏
委員　旭化成㈱　法務部長　　下　平　高　志　氏
委員　旭化成㈱　弁護士　法務部　主査　　小　原　和　広　氏
委員　朝日信用金庫　常務理事　　岩　田　光　司　氏
委員　国分グループ本社㈱　法務部課長　　徳　永　雅　憲　氏
委員　全国中小企業団体中央会　政策推進部　副部長　　今　村　哲　也　氏
委員　髙井総合法律事務所　代表弁護士　　髙　井　章　光　氏
委員　㈱みずほ銀行　法務部　次長　　日比野　俊　介　氏
委員　山崎金属産業㈱　社長　　山　崎　洋一郎　氏

４月　７日　（　９名）　講演「担保法制の見直しに向けた現状と課題について」
法務省民事局　参事官　　笹　井　朋　昭　氏
講演「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」論点整理について
意見交換

５月　７日　（　９名）　意見交換「第２回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

６月　４日　（　８名）　意見交換「第３回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

７月　９日　（　９名）　意見交換「第４回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

７月３０日　（　９名）　意見交換「第５回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

８月２０日　（　９名）　意見交換「第６回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

９月２４日　（　９名）　意見交換「第７回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

１０月２１日　（　８名）　意見交換「第８回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

１１月　５日　（　８名）　意見交換「第９回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

１２月　３日　（　８名）　意見交換「第１０回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

１２月２４日　（　９名）　意見交換「第１１回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案)」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

１月１４日　（　８名）　意見交換「第１２回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催
２月１０日　（　９名）　意見交換「第１３回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催
３月１８日　（　８名）　意見交換「第１４回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）」について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

3)　公正取引委員会との意見交換会

３月１１日　（１５名）　説明「独禁法の近時の動向」
意見交換

公正取引委員会　委員長　古谷一之氏
公正取引委員会　事務総長　菅久修一氏
公正取引委員会　経済取引局長　小林渉氏
公正取引委員会　経済取引局取引部長　岩成博夫氏
公正取引委員会　官房審議官（企業結合）　品川武氏
公正取引委員会　経済取引局取引部企業取引課長・優越的地位濫用未然防止対策調査室長　守山宏道氏
公正取引委員会　経済取引局取引部取引企画課取引調査室長　栗谷康正氏
東京商工会議所　副会頭・日本商工会議所　特別顧問　大久保秀夫
東京商工会議所　副会頭・日本商工会議所　特別顧問　大島博
東京商工会議所　知的財産戦略委員長・日本商工会議所　知的財産専門委員長　荒井寿光
東京商工会議所　中小企業委員会顧問　井上裕之
東京商工会議所　経済法規委員会　共同委員長　細田眞
東京商工会議所議員・大田支部副会長　小松節子
前橋商工会議所　会頭・日本商工会議所　中小企業経営専門委員会　共同委員長　曽我孝之
川口商工会議所　会頭・日本商工会議所　中小企業経営専門委員会　共同委員長　伊藤光男
ほか、内部役員等
※日本商工会議所との合同開催

4)　セミナー

２月１４日（１４５名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】わが社の表示は大丈夫！？「基礎から学ぶ景品表示法」
弁護士　植村幸也氏

⑮　知的財産戦略委員会

知的財産戦略委員会では、中小企業の知財創造・活用と、知財の保護・取引適正化に向け、内閣府　知的財産戦略本部　構想委員会・本会合や産業構造審議会　知的財産分科会　不正競争防止小委員会等、既存の会議体に加え、新設された産業構造審議会　知的財産分科会　財政点検小委員会等、８会議体に参画し、政府への働きかけを強化した。こうした活動の結果、２０２１年１２月に中小企業庁と特許庁とＩＮＰＩＴ（(独)工業所有権情報・研修館）による「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」が公表された。また、これを受け、２０２２年２月には日本商工会議所とＩＮＰＩＴの間で、中小企業の知財創造・活用・保護の推進に向けた連携協定が締結された。新型コロナウイルス感染症による社会変化への対応、絶え間ないイノベーションへの挑戦に向けて、中小企業の知財活用による成長を後押しする環境整備、経済安全保障の観点からの知財保護や取引適正化などの課題解決に向け、２０２２年３月に「知的財産政策に関する意見」をとりまとめ、

内閣府知的財産戦略本部や特許庁等の関係先に意見活動を行った。

1)　委員会

１２月１０日　（４４名）講演　　中小企業の知的財産活用促進に向けた特許庁の取組
特許庁長官　森　清　氏
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

２月２２日　（３５名）講演　「知的財産推進計画２０２１」とその推進状況 今後の課題について
内閣府　知的財産戦略推進事務局長　田 中 茂 明 氏
議事　「知的財産推進計画２０２２」に向けた知財政策に関する意見について
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

2)　セミナー

６月２９日　（２９名）【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信)】
商標専門家が教える リスクを避けたネーミングのポイント（中央支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　伊 藤 夏 香 氏

９月　６日　（７８名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】
～１０月　８日　中小企業のための技術契約（初級編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　琴 寄　俊 氏

９月　６日　（５１名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】
～１０月　８日　中小企業のための技術契約（中級編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　星　克 宏 氏

９月　６日　（４５名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】
～１０月８日　中小企業のための技術契約（著作権・コンテンツ編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　金 木 健 二 氏

１０月１３日　（９５名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】
～１１月１０日　企業に求められる著作権コンプライアンス
(一社)学術著作権協会　事務局長　石 島 寿 道 氏
同顧問弁護士　市 村 直 也 氏

１２月１０日　（３３名）【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信)】
改正法にも対応！知らないでは済まない著作権コンプライアンスの基礎
（文京支部共催）
(公財)東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター
知財戦略アドバイザー 金 木 健 二 氏

２月　８日　（２２名）【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信)】
これならできる！ネーミングの使い方と守り方（中野支部共催）
弁理士　中 村 祥 二 氏

２月２４日　（３１名）【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信)】
もっと知ろう！商標・著作権事情（練馬支部共催）
弁理士　太 田 洋 子 氏

⑯　首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京および首都圏の国際競争力強化に資するインフラ整備の促進、及びインフラ整備をスピードアップするための円滑な公共用地取得等に関する要望を国及び東京都へ行った。さらに、「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づき、観光委員会、災害対策委員会と合同で、各委員会の委員長と国土交通省幹部との懇談会等を実施した。

1)　委員会

５月２８日　（３６名）講話　インフラ整備のスピードアップの経済効果―事業評価の観点から―
日本大学　経済学部　教授　手　塚　広一郎　氏
討議　東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望(案)について
報告　第５次社会資本整備重点計画（素案）に対する意見の提出について

９月　３日　（３６名）報告　首都圏問題委員会の下期検討テーマに関するアンケート結果、並びに下期検討テーマについて
講話　グリーン社会の実現に向けた「国土交通グリーンチャレンジ」について
国土交通省　総合政策局　次長　大　髙　豪　太　氏
講話　ゼロエミッション東京の実現に向けて
東京都　環境局　地球環境エネルギー部長　小　川　謙　司　氏
報告　下期以降の活動予定について

１２月２０日　（３７名）講話　デジタル技術を活用したまちづくりについて
- スマートシティの社会実装
- Ｐｒｏｊｅｃｔ　ＰＬＡＴＥＡＵの取組
国土交通省　都市局長　宇　野　善　昌　氏
報告　下期以降の活動予定について

３月　９日　（３６名）講話　東京の国際競争力向上に向けたベイエリアの開発について
明治大学　名誉教授　首都圏問題委員会委員　市　川　宏　雄　氏
意見交換　要望概要案について

2)　国土交通省との「官民連携促進プロジェクト」(懇談会)

１０月　５日　（１５名）国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会
※３委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会）合同開催
説明　「国土交通省令和４年度概算要求について」
国土交通省　大臣官房　会計課長　大　沼　俊　之　氏
「国土交通グリーンチャレンジについて」
国土交通省　総合政策局長　和　田　信　貴　氏
懇談　重要政策課題について
・東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について
・コロナ禍からの復活に向けた観光振興について
・都市防災力の強化について

3)　幹事会

４月１５日　（　８名）討議　東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望骨子（案）について
討議　第５次社会資本整備重点計画（素案）に対する意見（案）について

８月　４日　（　８名）報告　下期の検討テーマ等に関するアンケートの集計結果について
討議　下期の検討テーマ等について

１０月２５日　（　８名）講話　脱炭素社会の実現に向けた今後の住宅・建築物における省エネ対策、建築基準制度の方向性
国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）　今　村　　敬　氏

１１月２９日　（　８名）講話　スマート東京について
東京都 デジタルサービス局　デジタルサービス推進部
スマートシティ推進担当課長　松　永　武　志　氏
講話　建物ＯＳ・都市ＯＳが拓くあたらしいまちづくり
～ 豊洲スマートシティ ～

豊洲スマートシティ推進協議会
（幹事会社：清水建設㈱
スマートシティ推進室 豊洲スマートシティ推進部長）
谷　口　精　寛　氏

２月１５日　（　８名）意見交換　要望概要案について

4)　支部との懇談会

①　２月２１日　（１３名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：討議テーマに関するご説明
意見発表・意見交換

②　３月　１日　（１３名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：中野サンプラザ
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：同上

③　３月１４日　（１１名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東武ホテルレバント東京
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：同上

④　３月１５日　（１１名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：ホテルメトロポリタン
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：同上

⑰　災害対策委員会

災害対策委員会では、都市防災力の強化に向け、国や東京都に対する要望を行った。中小企業のＢＣＰ策定支援セミナーや東京商工会議所各支部・東京都との共催による、風水害に備えたタイムライン作成セミナーを実施した。また、会員企業の防災意識の醸成に向け、安否確認をはじめとした普及啓発事業や会員企業の防災対策に関するアンケート調査等を行った。被災地支援活動では、東日本大震災被災地のニーズを踏まえた情報提供やオンラインでの物産展の開催等を行った。

1)　委員会

５月３１日　（３５名）講話　「最近の内閣府防災の取組について」
内閣府　政策統括官（防災担当）　青　柳　一　郎　氏
講話　「あらゆる関係者による流域治水の推進について」
国土交通省　水管理・国土保全局長　井　上　智　夫　氏
報告　会員企業の防災対策に関するアンケートおよび
東日本大震災復興支援、防災・減災促進パッケージの結果について
報告　今年度の活動について

７月　５日　（４３名）講話　「首都の防災課題」
名古屋大学　教授　福　和　伸　夫　氏
報告　国ならびに東京都の防災・減災対策に関する重点要望（骨子素案）について
報告　防災週間における取組みについて

９月３０日　（３８名）講話　「東京都の帰宅困難者対策について」
東京都　総務局　総合防災部　事業調整担当課長　萩　原　　健　氏

討議：国ならびに東京都の防災・減災対策に関する重点要望（案）について
報告：防災週間における取組み等について

１月２８日　（３３名）講話　強い輪の構築に向けた自助・共助の取組みについて
①「危機に備える！ＢＣＰの確立に向けた明電舎の取り組み
～自助から共助への展開～」
㈱明電舎　総務部兼コーポレートコミュニケーション推進部 技師長
㈱レジリエンスラボ　代表取締役ＣＥＯ　沖　山　雅　彦　氏
②「物流を止めない！災害時物流の事業化に向けた取り組み」
㈱丸和運輸機関３ＰＬ物流統括本部
ＢＣＰ物流支援企画部　部長　横　田　利　央　氏

2)　被災地支援活動
オンライン物産展の開催
１月２７日～２月２日　宮城県オンライン物産展（東商職員対象）

3)　都市防災力の強化に向けた活動
a.防災に関するセミナー／説明会

１１月１６日　（　７名）働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
講話　「防災講話 自然災害発生時における企業の責任
～安全配慮義務について～」
㈱保険あっとなびプラネット　飯　島　健　夫　氏
説明　「東京マイ・タイムライン」作成に当たってのポイント
あなただけの「マイ・タイムライン」をつくろう！
防災ネットワークプラン　代表　井　上　浩　一　氏
講評
（共催：板橋支部、東京都）

１１月２４日　（　８名）働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
講話　「防災講話 自然災害発生時における企業の責任
～安全配慮義務について～」
あいおいニッセイ同和損害保険株㈱　喜多村　誠　之　氏
説明　「東京マイ・タイムライン」作成に当たってのポイント
あなただけの「マイ・タイムライン」をつくろう！
防災ネットワークプラン　代表　井　上　浩　一　氏
講評
（共催：江戸川支部、東京都）

１１月３０日　（１５名）働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
※内容は同上
（共催：墨田支部、東京都）

b.意見交換会

１０月　５日　（１５名）国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会
※３委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会）合同開催
説明　「国土交通省令和４年度概算要求について」
国土交通省　大臣官房会計課長　大　沼　俊　之　氏
「国土交通グリーンチャレンジについて」
国土交通省　総合政策局長　和　田　信　貴　氏
懇談　重要政策課題について
・東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について
・コロナ禍からの復活に向けた観光振興について
・都市防災力の強化について

c.防災関連情報・施策の周知

・国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所主催「荒川流域治水シンポジウム」における中山災害対策委員長基調講演（９月２９日「企業視点からの流域治水を考える」）
・東商新聞８月２０日号「安否確認特集」
・東商新聞３月２０日号「被災地支援・防災特集」
・メールマガジンの配信（年５回）
・「ＢＣＰなど企業の防災対策支援」ウェブページでの情報提供（会員企業が提供する安否確認サービス６社、家族との安否確認訓練の実施方法等）
・ｔｏｓｈｏ　ａｎｔｅｎｎａでのコラム掲載（８月３０日「第１回　防災週間に安否確認の事前訓練を」、８月３１日「第２回　災害時における従業員の安否確認の重要性」、９月１日「第３回　安否確認サービスを利用するメリット」、９月２日「第４回　安否確認サービスの選び方」、９月３日「第５回　安否確認の備えができたら、一歩進んだ対策を」）
・東商マイページでの情報提供（１月６日コラム「東京の災害リスクと企業の防災・危機管理」、３月３０日動画「危機に備える！ＢＣＰの確立に向けた明電舎の取り組み～自助から共助への展開～」、３月３０日動画「物流を止めない！災害時物流の事業化に向けた取り組み」）
・東京都商工会議所連合会における講話（９月１６日　国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川技術調整官　荒川　泰二氏「首都「東京」における水害リスクと流域治水の推進について」）
・東京都の防災関連事業・施策普及への協力
（「帰宅困難者対策啓発ポスター」掲載協力、「防災ウーマンセミナー」周知協力、「防災コーディネーター育成研修」周知協力、「一時滞在施設戦略アドバイザー支援事業」周知協力、「一斉帰宅抑制推進企業認定制度」周知協力、「東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業」周知協力、「一時滞在施設スマートフォン等充電環境整備補助事業」周知協力、「発災時の一斉帰宅抑制普及啓発キャンペーン」周知協力）

4)　中小企業のＢＣＰ策定支援事業

８月　６日～８月３０日（１３１名）オンラインセミナー「中小企業がおさえるべきＢＣＰ策定と災害対策のポイント」
東京海上日動火災保険㈱　広域法人部
次長　　中　村　郁　雄　氏

１１月　２日　（５６名）　「事業継続力強化計画策定支援セミナー」
東京海上日動火災保険㈱　広域法人部
次長　　中　村　郁　雄　氏

１２月　１日　（７３名）　「事業継続力強化計画策定支援セミナー」
東京海上日動火災保険㈱　広域法人部
次長　　中　村　郁　雄　氏

5)　支部との懇談会

①　２月２１日　（１３名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：討議テーマに関するご説明
意見発表・意見交換

②　３月　１日　（１３名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：中野サンプラザ
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：同上

③　３月１４日　（１２名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東武ホテルレバント東京
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川

内容：同上

④　３月１５日　（１１名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）

於：ホテルメトロポリタン

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

内容：同上

⑱　観光委員会

新型コロナウイルス感染拡大長期化や度重なる緊急事態宣言の発出により、観光関連産業は過去に経験のない甚大な影響を受けており、足腰の弱い中小企業だけではなく、影響の長期化は比較的体力のある大手・中堅企業まで大きな業績悪化をもたらしている。コロナ禍からの復活に向けた観光振興においては、感染予防徹底ならびに迅速なワクチン接種による国民・事業者の不安払拭が不可欠であるとの認識のもと、諸課題の解決に向けた施策の改善および明確なロードマップを示し、着実な実行を求める観点から、会員企業の声を踏まえ、国・都に対する要望を行った。

また、事業面では、今年度より新たに「東京の魅力再発見プロジェクト」を立ち上げ、郷土愛醸成や観光関連産業の早期復活を目的とした「東京三昧カレンダー」による情報発信を行った他、２３区内の観光協会・区役所観光部門等で構成される「東京の観光を考える懇談会」を新たに発足して、共同事業の検討を行うなど、東京の観光振興に向けた連携強化に努めた。

1)　委員会

６月１８日　（４６名）　講演　「令和３年度における東京都の観光施策について」

東京都産業労働局観光部　企画調整担当課長　岩　下　政　臣　氏

報告　「第２回地域の魅力向上懇談会」結果概要について

討議　「コロナ禍からの復活に向けた、東京の観光振興に関する重点要望（案)」について

１１月１０日　（５７名）　講演　「ユニバーサルツーリズム促進に向けた考察－共生社会の推進－」

ＪＴＢトラベル&ホテルカレッジ　講師

東洋大学　国際観光学部　講師　竹　内　敏　彦　氏

報告　活動報告と今後の取組等について

３月２５日　（５３名）　講演　「観光の現状と今後の取組」

国土交通省　観光庁長官　和　田　浩　一　氏

討議　「わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望(案)」について

2)　幹事会

１月２４日　（　５名）　議題　「２０２２年度国要望に向けた検討について」

3)　地域の魅力向上懇談会

６月　７日　（２２名）　意見発表　コロナ禍における観光振興のあり方について

4)　東京の観光を考える懇談会

本懇談会は、東京２３区の地域間連携促進と各エリアの魅力向上、域内観光の推進を目的に、観光協会、区役所観光課等の役職員により構成。キックオフミーティングに続き、具体的な連携事業検討に向け、ブロックごとに実務担当者を中心とした会議を開催した。

a．キックオフミーティング

１０月１３日　（４５名）　講演　「東京の新たな交流創造に向けて」

観光委員会　委員長　　田　川　博　己

報告　（１）「東京三昧カレンダー」について
　　（２）「東京の観光を考える懇談会」について
意見交換

b．ブロック別会議

１１月２５日　（１５名）　参加対象区：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
講演　「城西エリアのシビック・プライドを考える」
　　(公財)ハイライフ研究所　副理事長　　榎　本　　元　氏
意見発表

１１月２６日　（１３名）　参加対象区：江東・台東・墨田・葛飾・江戸川
講演　「城東エリアのシビック・プライドを考える」
　　(公財)ハイライフ研究所　副理事長　　榎　本　　元　氏
意見発表

１１月３０日　（　９名）　参加対象区：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
講演　「城北エリアのシビック・プライドを考える」
　　(公財)ハイライフ研究所　副理事長　　榎　本　　元　氏
意見発表

１１月３０日　（１４名）　参加対象区：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
講演　「城南エリアのシビック・プライドを考える」
　　(公財)ハイライフ研究所　副理事長　　榎　本　　元　氏
意見発表

5)　観光情報デジタルブック「東京三昧カレンダー」

「東京三昧カレンダー」は、東京が持つ多様な文化と知られざる魅力の発信、郷土愛醸成の機会提供、またコロナ禍収束後の観光関連産業への早期復活支援を目的とした情報誌。東京２３区の各地域に密着した魅力的なイベント・観光情報を、３か月毎にデジタルブック形式で紹介している。

９月　１日　　「東京三昧カレンダー２０２１秋号」創刊
１２月　１日　　「東京三昧カレンダー２０２１冬号」発刊
３月　１日　　「東京三昧カレンダー２０２２春号」発刊

6)　東海道品川宿の義理人情と水辺を活かしたまちづくり　視察会

本視察会は、「東京の魅力再発見プロジェクト」視察会の第２弾として、東海道第一宿場町の品川宿に触れ、地元事業者による歴史を活かしたまちづくりや今後の展望を学ぶことを通じ、東京の郷土愛の醸成を図りつつ、コロナで打撃を受ける地域の消費喚起、および観光関連産業の支援を目的に実施した。

４月２６日　　視察先：品川宿交流館、旧東海道品川宿、目黒川水上新緑巡り、寺田倉庫施設
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

３月２３日　（１４名）　視察先：品川宿交流館、旧東海道品川宿、目黒川水上巡り、寺田倉庫施設

7)　旅の安全・安心への取組（バス・鉄道・船舶の取組）　視察勉強会

コロナ禍からの観光の早期復活に向けては、「安全・安心な旅」に向けた旅行者・事業者双方の取り組みが

不可欠となる。旅客輸送事業者（バス・鉄道・船舶）における感染防止に関する最新の取り組みを視察、体験する機会を提供し、自社や所属団体における今後の取り組みに活かしてもらうことを目的として開催した。

１２月　８日　（２０名）　視察先：船清屋形船、はとバス車庫、ＪＲ東日本東京駅

8)　江戸・東京の魅力再発見「ＴＯＫＹＯショーケース」

東商本部ビル１階の多目的スペースを活用した都内観光事業者・観光団体等による、展示・販売イベント。本事業の実施を通じ、長引くコロナ禍で疲弊する域内観光や地元消費喚起を図るとともに、都民・都内事業者の東京への郷土愛を醸成し、観光振興の観点から地域の持続的発展に貢献することを目的としている。

７月１５日・１６日　会　場：東京商工会議所　本部ビル１階　多目的スペース内

出展団体：①中央区観光協会（展示・販売）
②東京北区観光協会（展示・販売）
③江東区観光協会（展示・販売）
④墨田区観光協会（展示・販売）
⑤小津和紙（販売）
⑥はとバス（バスツアー案内・販売）
⑦東京都歴史文化財団（展示）
⑧東京観光財団（展示・販売）
⑨東京商工会議所（展示）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

9)　オンラインセミナー

３月１７日　（４１名）　ＳＤＧｓ推進企業に聞く、いま私たちが取り組めること　～ＳＤＧｓのストーリーと実践～　※ジャパンショッピングツーリズム協会との共催

オールバーズ㈱　マーケティング本部長　蓑　輪　光　浩　氏
㈱ファンケル　理事　ＳＤＧｓ推進室　室長　山　本　真　帆　氏

10)　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会

１０月１５日　（１２名）　※３委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会）合同開催

説明　国土交通省令和４年度概算要求について
国土交通省　大臣官房会計課長　大　沼　俊　之　氏
国土交通グリーンチャレンジについて
国土交通省　総合政策局長　和　田　信　貴　氏

懇談　重要政策課題について
・東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等について
・コロナ禍からの復活に向けた観光振興について
・都市防災力の強化について

⑲　ものづくり推進委員会

長引くコロナ禍により、世界の社会経済に甚大な影響を及ぼし、企業もこれまで想定しえなかったリスクへの対応が必要となっている。加えて、半導体不足、各種原材料価格の高騰など、製造業を取り巻く環境は厳しさを増しているなど、これまでにない環境変化に直面する中、２３区内ものづくり企業の実態や課題を把握し、会員企業へものづくりに関する最新の情報を提供することを活動の柱とし、専門家を招いた卓話や協議等を行った。また、スマートものづくりの更なる推進を図るべく、デジタルツールを有効に活用した好事例企業をウェブサイトで紹介するとともに、事例を紹介するセミナーを開催するなど周知に努めた。

1)　委員会

６月２８日　（３８名）　意見交換　「日本のものづくりの課題と今後の展望

※ハイブリット開催　～『２０２１年版ものづくり白書』から～」
経済産業省製造産業局長　藤　木　俊　光　氏
協　議　「東京の地域特性を踏まえた
小規模製造業の好事例発信事業」について
報　告　ものづくり推進委員会　視察会（荒川区）について

２月　７日　（３６名）　議　件　・スマートものづくり実践事例集への事例追加、
※オンライン開催　サイトの改修について
※本支部懇談会と同時開催　・新製品開発を目的としたゼミナール事業の実施について
意見交換　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各社・業界の動向
デジタルツールの活用状況
都内立地における構造的課題・現状 等

2)　本支部懇談会（荒川支部）
２月　７日　（３６名）　意見交換　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各社・業界の動向
※ものづくり推進委員会と同時開催　デジタルツールの活用状況
都内立地における構造的課題・現状 等

3)　オンライン視察会
３月２４日　（３８名）　製造業の営業協力に！コロナ禍に体操したオンライン工場見学のいろは
－精密板金屋のオンライン工場見学体験付－
Ｗｅｂ活用経営㈱　代表取締役　小　野　春　世　氏
㈱ミューテック３５　代表取締役　谷　口　栄美子　氏

4)　オンラインセミナー
a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信
４月１３日～２６日　「『ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金』申請の極意」
４月１９日～５月１３日　㈱アルファコンサルティング　代表取締役　尾　崎　佳　貴　氏
（申込者数：１５２名）　※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催

１２月６日～２７日　「金網専門メーカーが挑戦する新製品開発」
（申込者：３８名）　石川金網㈱　社長　石　川　幸　男　氏

5)　【地域持続化支援事業（活性化事業)】東京の地域特性を踏まえた小規模製造業の好事例発信事業
a.　目的
新型コロナウイルス感染症の影響が事業者にも急速に拡大し、都内製造業においても受注の減少など深刻な影響が生じている。顧客への訪問が困難になったことに加え、各種展示会も中止になるなど、既存・新規問わず、顧客と接点を持つことが難しくなり、受注環境が悪化している。
一方で、新規顧客開拓や新分野への進出に際し、デジタルツールを有効に活用することで成果を創出している中小企業も出てきている。デジタルツールは企業規模に関係なく活用できることから、取り組みを好事例として取りまとめ広く周知することで、都内ものづくり産業の生産性向上や経営改善に貢献する。

b.　事業概要
専門家ワーキンググループを設置のうえ、効果的にデジタルツールを活用している企業を取材し、「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」へ事例１０社（累計４０社掲載）を追加するとともに、サイトのリニューアルを行い、トップページに各企業経営者の写真とともに、簡単な取り組み紹介文を掲載するなど、サイトのデザイン性・閲覧性の向上を図ったほか、各種条件を選択することで事例の絞り込みが

できるよう検索機能を追加した。また、「スマートものづくり実践事例集」追加企業を広く周知するため、経営者を対象としたセミナーを開催した。

c.　事業

(a)「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）」への事例追加（２０２２年2月２４日）

今まで掲載していた３０社に加え、自社製品の開発をＳＮＳなどの活用により積極的に発信した事例や、低迷した業績からインターネット販売で起死回生を図った事例など、コロナ禍で落ち込む受注に対応すべく、営業力強化に取り組んだ１０社（累計４０社掲載）を新たに追加した。

また、経営者の写真と取組紹介文を一覧で紹介する等、ページのデザイン性・閲覧性を向上させたほか、「業務・場面」、「従業員規模」、「解決した課題・達成した目標」、「解決に向け導入・活用したもの」の４つの検索条件を設定し、事業者の課題に沿った事例を絞り込みができるよう検索機能を追加し、サイトのリニューアルを図った。

(b) オンラインセミナー

３月１６日（３１名）　「コロナ禍でも業績を伸ばしている
デジタルツールを活用したものづくり企業の好事例紹介」
ウイングアーク１ｓｔ㈱マーケティング本部ＵＰＤＡＴＥＲｅｐｏｒｔ調査室
主席研究員　大　川　真　史　氏
㈱石井精工　取締役　石　井　洋　平　氏
㈱ヨシズミプレス　専務取締役　吉　住　　研　氏

(c) 専門家ワーキンググループ

座長	ウイングアーク１ｓｔ㈱マーケティング本部ＵＰＤＡＴＥＲｅｐｏｒｔ調査室 主席研究員	大　川　真　史	氏
委員	三和電気工業㈱	石　井　保　雄	氏
委員	㈲広沢プラスチック工業　専務取締役	広　沢　嘉　彦	氏
委員	中小企業診断士	坂　口　　到	氏

第１回　７月１９日　（　９名）　議　題
ⅰ.委員自己紹介
ⅱ.スマートものづくりサイト改訂について
ⅲ.事例取材候補企業について
ⅳ.意見交換
ⅴ.その他

第２回　１月２６日　（　９名）　議　題
ⅰ.「スマートものづくり実践事例集」について
ⅱ.新製品開発を目的としたゼミナール事業について
ⅲ.その他

⑳　流通・サービス委員会

長引くコロナ禍からの日本経済復活には、地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業、とりわけ国内ＧＤＰ・雇用の約７割を占める流通・サービス産業の底上げが重要であり、デジタルシフトとパートナーシップ構築を今こそ推進し、恒常的課題であるサプライチェーン全体の付加価値向上を図る取り組みが求められる。そこで当委員会では、昨年度実施した経営課題アンケートに続き、飲食関係企業との緊急懇談、業界団体等へのヒアリング等を踏まえ、中小流通・サービス業の課題解決に特化した提言を初めて取りまとめた。また本提言を踏まえ、経済産業省・中小企業庁幹部と初の意見交換会を行った。

また、流通・サービス業の経営に役立つ情報を紹介するポータルサイト「東商　流通・サービスＮａｖｉ」において、各種支援施策情報やセミナー情報など、コロナ禍における事業者の課題解決につながるタイムリーな情報提供を行った。

1)　委員会

６月３０日　　講演　「小売・流通業関連の最近の課題と施策」
経済産業省　商務・サービスグループ　大臣官房参事官
（商務・サービスグループ担当）　田　中　一　成　氏
報告　（１）「飲食関係企業による意見交換会」結果概要について
（２）新型コロナウイルスワクチンの共同接種について
（３）流通・サービス専門委員会の活動状況について
意見交換

９月２７日　（３３名）　講演　「日本小売業協会・ＣＩＯ研究会報告書概要と今後の活動について」
学習院大学　経済学部経営学科　教授　河　合　亜矢子　氏
討議　「中小流通・サービス業の生産性向上と新たな価値創造に向けた提言」について

３月２９日　（３０名）　報告　（１）経産省・中企庁幹部との意見交換会結果概要について
（２）公正取引委との意見交換会結果概要について
講演　「下請法をめぐる最新動向とコンプライアンス上の留意点」
弁護士法人大江橋法律事務所　弁護士　長　澤　哲　也　氏
意見交換　「今後の委員会活動について」

2)　幹事会

２月２５日　（　４名）　議題　「今後の流通・サービス委員会の活動について」
説明　アンケート結果概要
意見交換
自由討議

3)　専門委員会

５月２１日　（１２名）　説明　「飲食関係企業による緊急懇談会」結果概要
専門委員会の今後の活動について
意見交換

６月２３日　（　９名）　説明　報告書（国への提言）骨子について
意見交換

4)　経済産業省・中小企業庁と流通・サービス委員会との意見交換会

当委員会策定の提言「中小流通・サービス業の生産性向上と新たな価値創造について」を踏まえ、提言の具体的な実行に向けた官民の相互理解と今後の連携・協力を確認する場として、経済産業省および中小企業庁幹部との意見交換を初めて実施した。

１月１３日　（１４名）　説明　「流通・サービス業の生産性向上に向けた施策・取組みについて」
経済産業省　消費・流通政策課長
（併）物流企画室長　中　野　剛　志　氏
「下請等中小企業の取引条件改善への取組みについて」
中小企業庁　事業環境部取引課長　遠　藤　幹　夫　氏

意見交換　「商流・情報流・物流の整流化」と「地域の視点に立った取組み」について

5)　飲食関係企業による緊急懇談会

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令下における、飲食関係企業から業界・地域における現状や課題、感染拡大防止、売上確保に向けた取組の好事例、政府・自治体への要望等を聞き、今後の情報発信・要望活動に繋げることを目的に開催した。

４月２８日　（１０名）　意見交換

6)　流通・サービス業向け支援情報サイト　東商　流通・サービスＮａｖｉ

「東商　流通・サービスＮａｖｉ」を通じてコロナ禍の事業継続、売上確保のため、課題解決に役立つ情報をわかりやすく紹介した。

ＵＲＬ：ｈｔｔｐｓ：／／ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ－ｄｓｃ．ｃｏｍ／

開設日：２０２０年１０月２日

掲載内容：支援施策／動画セミナー／コラム／イベント情報など

㉑　中小企業のデジタルシフト推進委員会

本委員会では、価値あるＩＴ活用により生産性向上や成長を目指す中小企業を増やすべく、昨年度実施した「ＩＴ活用実態調査」の結果や、今年度実施した会員企業へのヒアリング・アンケートの結果、またこれらを踏まえたワーキンググループ・委員会での議論をもとに、「中小企業のＩＴ活用・デジタルシフトに関する意見」を作成し、国・東京都に提出した。また、本委員会において「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトのＰＤＣＡを担い、委員会活動と連動した事業活動を展開した。

1)　委員会

７月　９日（４０名）　卓話　「国・東京都のデジタル政策の最新動向～中小企業のデジタル化推進に向けて～」
みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱　主席コンサルタント　河　野　浩　二　氏
説明・意見交換　「中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進に関する意見（仮）について」
報告　「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト進捗状況について

１０月　８日（３９名）　説明・意見交換　「『中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進に関する意見』について」
報告　「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」活動状況について
「『はじめてＩＴ活用』１万社プロジェクト」進捗状況について
今後のスケジュールについて

2)　オンライン懇談会

４月２７日（１２名）　討議「ＩＴ人材の育成・活用について」
５月２１日（１３名）　討議「ＩＴ人材の育成・活用について」

3)　支部との懇談会

２月２１日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業委員会・事業承継対策委員会との共催

３月　１日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：中野サンプラザ
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り

組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業委員会・事業承継対策委員会との共催

３月１４日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東武ホテルレバント東京
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業委員会・事業承継対策委員会との共催

３月１５日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：ホテルメトロポリタン
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：コロナによる影響とウィズ／アフターコロナを見据えた新しい取り組み、ＩＴ活用、デジタル化、事業承継、金融をテーマに討議
※中小企業委員会・事業承継対策委員会との共催

4)　「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト

a. コンセプト

中小企業の生産性向上の近道としてＩＴ活用を推進すべく、中小･小規模事業者１万社にアプローチし、ＩＴ活用を総合的に支援するプロジェクト。

b. 主な事業

（ア）会員限定優待付きおすすめＩＴサービス・ツール

「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトを開始時より会員限定で簡単・便利で安価な優待ツールを提供。２０２２年3月末現在のＩＴサービス・ツール数は１０社、１７サービス。

ＩＴサービス・ツール提供企業は以下のとおり。

㈱Ｓａｎｓａｎ、日本マイクロソフト㈱、㈱ＤＯＮＵＴＳ、㈱マネーフォワード、ワウテック㈱、凸版印刷㈱、ビズネット㈱、大興電子通信㈱、ＩＣｈｅｃｋ㈱、ヘイ㈱

（イ）オンラインセミナー

＜ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信＞
４月６日～４月３０日（参加者数：３１８名）
早分かり解説！事業再構築補助金など最新の補助金をいち早くご紹介
七田総合研究所　代表　七　田　亘　氏
※中小企業委員会との共催

４月７日～４月３０日（参加者数：１４２名）
これからはじめる「オンライン営業」～基本から実践まで～
㈱中小企業営業支援　代表取締役　津　山　淳　二　氏

４月７日～４月３０日（参加者数：９７名）
危機に強くなる！テレワーク活用術～攻めと守りのテレワーク～
Ｔ＆Ｉアソシエイツ　代表　田　中　薫　氏

４月７日～４月３０日（参加者数：１０３名）
ｗｉｔｈコロナの今だからこそ始める！脱ハンコの進め方
ＫＦＳコンサルティング　松　本　年　史　氏

４月２６日～５月２１日（参加者数：８９名）
＜ＩＴベンダー向け＞分かりやすく解説！ＩＴ導入補助金活用セミナー
㈱テクノスイッチ 代表取締役　中　島　竜　郎　氏

５月１４日～６月１１日（参加者数：２２１名）
小さい会社が３カ月で１６０時間削減した「業務自動化」による生産性向上事例とポイント
㈱ドットコネクト 代表取締役　兎　澤　直　樹　氏

５月２８日～６月１８日（参加者数：１４６名）
グループウェア(ＧｏｏｌｇｅＷｏｒｋｓｐａｃｅ)を使った中小企業の業務効率化
㈲ＬＴシステム 代表取締役　廣　木　秀　之　氏

６月１６日～６月３０日、７月１日～７月１９日（参加者数：１６５名）
補助金を活用したＩＴ、テレワーク導入のポイント
中小企業診断士　西　川　智　哉　氏

※中小企業委員会との共催

６月２１日～７月３０日（参加者数：１６４名）
私にもできる！ＤＩＹで始めるＩＴ活用術～手軽なツールで売上アップに挑戦しよう～
Ｔ＆Ｉアソシエイツ　代表　　田　中　　薫　氏
６月３０日～８月３日（参加者数：１３９名）
基礎から分かる！中小企業のＩｏＴ活用術
メディアスケッチ㈱　代表取締役　　伊　本　貴　士　氏
８月２日～８月３１日（参加者数：９７名）
今さら聞けない！オンライン会議システムのいろは
ＫＦＳコンサルティング　　松　本　年　史　氏
８月１８日～９月１７日（参加者数：１７３名）
ネットショップのはじめ方～生産性向上のためのＥＣサイト活用～
（特）ＩＴコーディネータ協会 中小企業WEB 活用支援プロジェクト リーダー
川　端　俊　之　氏
８月３１日～９月１４日（参加者数：１４０名）
補助金を活用して販路を広げる！アフターコロナではじめるゼロからの新規顧客開拓
中小企業診断士　　大　森　　渚　氏
※中小企業委員会との共催
８月１９日～９月６日（参加者数：１４９名）
早分かり解説！事業再構築補助金の傾向と対策
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
※中小企業委員会との共催
９月１７日～１０月１５日（参加者数：１１９名）
工場業務の作業効率が４割アップの例も！・・・製造現場のＩｏＴ化
凸版印刷㈱　ＤＸデザイン事業部　ＮＡＶＩＮＥＣＴ本部 販売促進部長　　松　本　　博　氏
９月２４日～１０月１５日（参加者数：２９２名）
危機からの事業再生～平凡な中小企業がＤＸで一変！社員を幸せにした事例～
㈱福岡情報ビジネスセンター　代表取締役　　武　藤　元　美　氏
９月３０日～１０月１４日（参加者数：２１６名）
非接触で顧客とつながる！ホームページを活用した顧客獲得実践セミナー
㈱ペンタゴン 代表取締役　　冨　田　さより　氏
※中小企業委員会との共催
１０月１日～１０月２９日（参加者数：１５１名）
中小企業のサイバーセキュリティ対策～「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」発足記念セミナー～
（特）ＩＴコーディネータ協会　五　島　一　輝　氏
１０月４日～１２月２７日（参加者数：８８２名）
今からでも間に合う請求書電子保存の始め方～来年１月改正の電子帳簿保存法と電子保存の義務化を解説～
Ｓａｎｓａｎ㈱　Ｂｉｌｌ　Ｏｎｅ　Ｕｎｉｔ　Ｐｒｏｄｕｃｔ　Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ　Ｍａｎａｇｅｒ
浜　田　英　揮　氏
１０月１１日～１１月１９日（参加者数：６１名）
知っておきたいサイバーセキュリティの世界
㈱Ｂｌｕｅ　Ｐｌａｎｅｔ－ｗｏｒｋｓ　プロダクト&テクニカルサービス本部
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ａｄｖｉｓｏｒ　　鴫　原　祐　輔　氏
１１月１５日～１２月６日（参加者数：１４３名）
〝共創×内製化〟でＤＸを成功させる！ＤＸの進め方とＩＴベンダーとの付き合い方
㈱ＳＲＡ　ビジネスイノベーション事業部　プロダクトサービス部長　　溝　口　英　利　氏
１１月１９日～１２月１０日（参加者数：４９名）
キャッシュレス決済で売上ＵＰ　～キャッシュレス決済を実現するｄ払いのご紹介～
㈱ＮＴＴドコモ　法人ビジネス戦略部　　岡　本　　貫　氏
１２月６日～１月２０日（参加者数：７２名）
すぐ始める！実例に基づく企業内ＤＸ人材育成セミナー
テービーテック㈱　代表取締役社長　　金　井　恭　秀　氏
㈱ＶＳＮイノベーション＆キャリア開発本部　未来創造グループ長　　種　畑　恵　治　氏

（一社）ｉＣＤ協会　常任理事　　遠　藤　　修　氏

１２月１５日～１月７日（参加者数：８１名）

新規事業開発に活用！ クラウドファンディング実践セミナー

ブリッジソリューションズ㈱　代表取締役　　阿　部　　満　氏

※中小企業委員会との共催

１２月２０日～１月１７日（参加者数：９２名）

中小企業のための越境ＥＣ活用オンラインセミナー（第３回Ａｍａｚｏｎ活用オンラインセミナー）

アマゾンジャパン合同会社　プログラムマネージャー　　徳　永　唯　希　氏

〃　　アカウントマネージャー　　川　口　凜太朗　氏

１２月２２日～１月１１日（参加者数：６２名）

ウィズコロナで売上をあげる！これから始める動画活用【基礎編】

㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏

※中小企業委員会との共催

１月６日～１月３１日（参加者数：１８３名）

２０２２年におけるＩＴ・デジタルの展望

㈱野村総合研究所　研究理事・未来創発センター センター長・

コンサルティング事業本部 副本部長

桑　津　浩太郎　氏

１月１２日～２月１日（参加者数：１５６ 名）

ウィズコロナで売上をあげる！これから始める動画活用【応用編】

㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏

※中小企業委員会との共催

１月２４日～２月７日（参加者数：３９名）

売上向上につながる！名刺を活用した顧客データベースの作り方

Ｓａｎｓａｎ㈱Ｅｉｇｈｔ事業部Ｐｒｏｄｕｃｔ部Ｅｉｇｈｔ　Ｔｅａｍ担当　　厚　芝　智　行　氏

１月２５日（参加者数：６５名）

基礎から丸わかり！中小企業のためのＤＸ推進戦略講座

㈱ジーニー　マーケティングテクノロジー事業本部　　水　谷　辰　佳　氏

２月２日～２月２２日（参加者数：７４ 名）

外出先でもここまでできる、スマホ活用の仕事術 ～「モバイル×クラウド」の働き方改革～

㈱ＮＴＴドコモ　東京支店　ＩＴエバンジェリスト　　岡　本　雅　史　氏

２月１０日（参加者数：４８９名）

今、中小企業経営者が押さえるべきサイバーリスクの実態と対策

警視庁　サイバーセキュリティ対策本部

東京海上日動火災保険㈱ 広域法人部次長　　中　村　郁　雄　氏

２月１４日～３月７日（参加者数：６７名）

基礎から丸わかり！中小企業のためのＤＸ推進戦略講座（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）

㈱ジーニー　マーケティングテクノロジー事業本部　　水　谷　辰　佳　氏

２月１６日～３月８日（参加者数：４２名）

コロナ禍における中小企業のＩＴ活用は？ ～ＩＴ専門家不在でＩＴ活用を進めるには～

㈱ナレッジピース シニアアドバイザー　　宇　野　勝　利　氏

２月２８日～３月１４日（参加者数：７４名）

早分かり解説！事業復活支援金・事業再構築補助金の申請ポイント

七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏

※中小企業委員会との共催

３月８日～３月３１日（参加者数：１５７名）

売上アップにつながる！ 自社ホームページ リニューアルのはじめ方

(特)ＩＴコーディネータ協会 中小企業ＷＥＢ活用支援プロジェクト リーダー　川　端　俊　之　氏

（ウ）ＩＴ活用好事例発信

売上向上、業務効率化などを目的として、ＩＴの活用により経営課題の解決が実現した会員企業の取り組みをコラム形式で東商ウェブサイトにおいて紹介。

○掲載数２２社（うち２０２１年度：１２社）

＜今年度新規掲載企業＞（掲載順）

・㈱クラダシ
・㈱藤ダイレクト
・㈱ＭＡ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ
・根本特殊化学㈱
・シンク・エンジニアリング㈱
・㈱金陽社印刷所
・㈱漫画家学会
・Ｂｕｓｈｉｚｏ㈱
・㈱中尾電設
・㈱ｎｏｂｉｌｕ
・㈱スリジエル
・㈲すずらんホームズ

（エ）ＩＴサービス発見ナビ

○掲載数　７４件（４３社）（うち２０２１年度：４１件（２６社））

〈今年度新規掲載サービス〉（掲載順）

企業名		サービス名	
1	綜合警備保障㈱	1	ＭＲ－ＥＰ
		2	ＡＬＳＯＫ　ＰＣマネジメントサービス
		3	Ｓｏｌｉｔｏｎ　ＳｅｃｕｒｅＤｅｓｋｔｏｐサービス
		4	「ネットワーク監視」サービス
2	㈱日経リサーチ	5	Ｗａｒｉｆｕｒｉ
3	BizTech㈱	6	ＡＩ　Ｍａｒｋｅｔ
4	㈱ 山下 PMC	7	ＢＥＡＭａｐ
		8	ｂ－ｐｌａｔｆｏｒｍ
5	㈱リーディングマーク	9	就活プラットフォーム「ミキワメ（旧レクミー）」
		10	適性検査クラウド「ミキワメ」
6	凸版印刷㈱	11	マルチスタンプ・クーポン
		12	ＰＡＳ+（パスタス）
		13	ＮＡＶＩＮＥＣＴ（ナビネクト）クラウド
		14	ＴＯＲＥＳＹＳ　３Ｄ（トレシス３Ｄ）
7	スマートキャンプ㈱	15	ＢＯＸＩＬ　ＳａａＳ（ボクシルサース）
8	㈱アイルビーソリューションズ	16	データプロテクション
9	ソフトバンク㈱	17	Ｇｏｏｇｌｅ　Ｗｏｒｋｓｐａｃｅ
		18	ＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳ
10	㈱ナレッジピース	19	マーケティング・販路拡大サポート
		20	ＩＴ活用アドバイザリーサポート
11	セコム㈱	21	セコム安否確認サービス
12	㈱パイプドビッツ	22	ＳＰＩＲＡＬ　ＨＲクラウド
		23	ＳＰＩＲＡＬ® 安否確認サービス
13	㈱ 大塚商会	24	安否確認サービス（トヨクモ）
14	NEC ソリューションイノベータ㈱	25	緊急連絡・安否確認システム

15	㈱リヴィティエ	26	ＩＴサポート本舗
16	旭化成㈱	27	環境センサ（ＣＯ２センサ）
17	㈱ＮＴＴドコモ	28	ｄ払い
		29	ビジネス端末レスキュー
		30	ビジネスｄアカウント
18	㈱皆人	31	自動化支援サービス
19	㈱ジェイドコーポレーション	32	ＲｅｍｏＴＥＬ
20	㈱日本ビジネス開発	33	ＧｏｌｄＳｔｏｎｅ採算
		34	ＧｏｌｄＳｔｏｎｅ読取ＡＩ
21	kabetee（カベティー）	35	ホームページ制作
22	HS Works	36	サブスクホームページ
23	リベルタスシステム㈱	37	リモートワークサーバー
24	㈱英揮ビジネス	38	ＣＯＣＯＡＲ（ココアル）
25	㈱アントアント	39	ａｎｔ　ＯＥＭサービス
		40	Ｓｅａｕｒｅ　ＣＭＳ
26	㈱ＢｌｏｏｍＡｃｔ	41	Ｓｐｏｋｅｓ（音声付動画作成ツール）

（オ）東商サイバーセキュリティコンソーシアム

中小企業のデジタルシフト推進委員会において、会員企業のサイバーセキュリティ対策支援を目的とした「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」を７月３０日に発足。「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトのウェブサイトを通じて、サイバーセキュリティ対策支援サービスの提供を開始。「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」参画企業は以下のとおり。

凸版印刷㈱、三菱電機㈱、東京海上日動火災保険㈱、富士フイルムビジネスイノベーション㈱、東日本電信電話㈱

・オンラインセミナー

【ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信】

１０月１日～　１０月２９日（申込者数：６７名）

中小企業のサイバーセキュリティ対策

～「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」発足記念セミナー～

※講師は、(特)ＩＴコーディネータ協会五島一輝氏と「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」参画企業４社（㈱Ａｒｍｏｒｉｓ（凸版印刷グループ企業）、東京海上日動火災保険㈱、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン㈱（富士フイルムビジネスイノベーショングループ企業）、東日本電信電話㈱）。

【Ｚｏｏｍライブ配信】

２月１０日（申込者数：４８９名）

今、中小企業経営者が押さえるべきサイバーリスクの実態と対策

～「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー～

警視庁サイバーセキュリティ対策本部

東京海上日動火災保険㈱　広域法人部　次長　中　村　郁　雄　氏

※東京海上日動火災保険（株）、東京都商工会議所連合会との共催

・「標的型攻撃」メール訓練の実施

中小企業・小規模事業者の経営者や担当者のサイバーセキュリティに対する意識向上と対策強化を促すことを目的に、オンラインセミナーの開催ならびに「標的型攻撃」メール訓練を実施した。

【実施期間】

１２月１５日～１８日

【訓練方法】

東京商工会議所から訓練対象者のメールアドレスに「標的型攻撃メール（訓練用）」を送信。

訓練対象者がメール本文内のＵＲＬをクリックした場合に「開封」としてカウント。

【訓練対象】

東商会員企業（従業員１００名以下）の経営者・従業員（公募）９９社・団体、６９２名

※当訓練は、東日本電信電話㈱（ＮＴＴ東日本）が提供するサービスを利用。

【当訓練全体開封率】

１５．３％（送信数６９２件、開封数１０６件）

【調査結果】

３月１０日にプレスリリースおよびウェブサイトにて公表。

c. 情報発信ウェブサイト

情報発信ウェブサイトでは、経営課題の解決につながるＩＴ活用やデジタルシフトに関する最新情報をワンストップで発信。「売上向上」や「業務効率化」「テレワーク・コミュニケーション」「サイバーセキュリティ」といった課題ごとにページを設け、各テーマに関連するコンテンツ（オンラインセミナー・コラム・ＩＴツール・補助金・支援策など）を提供している。

今年度は、「はじめてＩＴ活用」トップページの「会員限定優待付きサービス」の機能改修に伴う表示改修と、ニュースリリースの表示の追加を行い、より見やすいページに改修を行った。

㉒　健康づくり・スポーツ振興委員会

当委員会では、個々の従業員の心身の健康増進に向けた「行動変容」を促すために有効な取り組みを検討するという考え方に基づき、食、運動、睡眠、およびメンタルヘルスをテーマとした研究の推進、また、ヘルスケア産業の育成・発展、長引くコロナ禍におけるスポーツ産業の振興に向けて、関係省庁の担当者からの講話を交えながら、議論をおこなった。

1)　委員会

５月３１日　（３２名）　講　話「予防・健康づくりの推進について」
厚生労働省　保険局　医療介護連携政策課長　　山　下　　護　氏
報　告　健康経営アドバイザー制度について
東京都職域健康促進サポート事業について
職場で始める感染症対応力向上プロジェクトについて
委員会活動などに関する意見・要望等について

１１月　２日　（３４名）　講　話「オリパラの機運を活かしたスポーツ実施率向上に向けた取組について」
スポーツ庁　健康スポーツ課　課長補佐　　本　田　　隆　氏
報　告　健康経営アドバイザー事業について

2)　講演会（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信 ）

a.　職場の感染症対策講演（申込者数合計　３７５回）

第１回　「職場の感染症対策・総論」
東京医科大学病院　渡航者医療センター　　濱　田　篤　郎　氏

第２回　「新型コロナウイルス感染症予防について」
大阪大学大学院医学系研究科感染制御学　教授　　忽　那　賢　志　氏

第３回　「職場での新型コロナウイルス感染症対策と検査の意義」
大東文化大学スポーツ・健康科学部健康学科　教授　　中　島　一　敏　氏

第４回　「都内における夜間と昼間の人流の状況」
（公財）東京都医学総合研究所　社会健康医学研究センター長　　西　田　淳　志　氏
第５回　「新型コロナウイルス感染症～現状と今後」
東北医科薬科大学医学部感染症学教室　特任教授　　賀　来　満　夫　氏

b.　感染症ＢＣＰセミナー
「感染症ＢＣＰセミナー～新型コロナウイルス感染症への対応～」
ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱　　楠　木　紗　愛　氏
「ＢＣＰによる中小企業の危機管理」
児嶋国際特許事務所　　児　嶋　秀　平　氏
「感染症ＢＣＰ作成のポイントと感染症対応力向上プロジェクトの活用」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏

c.　風しん予防啓発セミナー
「職場での風しん予防対策の推進」
国立感染症研究所感染症疫学センター　予防接種総括研究官　　多　屋　馨　子　氏

3)　展示会への出展
展示会「データヘルス・予防サービス見本市２０２１」（会期：１１月３０日～１２月２日、開催形式：完全オンライン）に東京商工会議所のブースを出展し、職場での感染症対策を普及啓発した。

【展示内容】
・オンラインセミナー　「次の新型コロナ感染拡大（第６波）に向けて準備すること」
ＯＨサポート㈱　代表　　今　井　鉄　平　氏
・オンラインセミナー　「感染症ＢＣＰ作成のポイント」
中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏
・産業保健師による相談会

㉓　オリンピック・パラリンピック特別委員会

委員会では、２０２１年に延期された東京２０２０大会に向けた準備状況等を踏まえた上で、大会を契機とした新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、企業が現状よりも一歩前進するような挑戦を後押しすることを目的とした取組みについて議論を行った。
東京２０２０大会の閉幕を受け、特別委員会として設置された所期の目的を達成したものとし、９月２９日をもって解散となった。

1)　委員会
４月１３日（５１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためハイブリッド形式で実施
講　演　東京２０２０大会に向けた準備状況
（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
副事務総長　　古　宮　正　章　氏
講　演　東京２０２０大会輸送に関わる検討状況について
東京都オリンピック・パラリンピック準備局　技監　　荒　井　俊　之　氏
協　議　「東京２０２０大会に向けた東商の取組みについて」
９月２９日（６０名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためハイブリッド形式で実施
講　演　東京２０２０大会の御礼について
（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
会長　　橋　本　聖　子　氏

講　演　東京２０２０大会の報告について
東京都オリンピック・パラリンピック準備局　次長　　延　與　　桂　氏
報　告　「東京２０２０大会における東商の取組みについて」
報　告　「オリンピック・パラリンピック特別委員会について」

㉔　東京の将来を考える懇談会

本懇談会では、２０３０年代を見据えた首都・東京の将来について、企業が東京の成長に大きな役割を果たすことから、企業の成長に焦点を当てて議論した。また、企業の成長を軸に、コロナ禍を乗り越えるための企業の取り組みや、コロナ禍への対応と企業の成長における経営理念・行動指針との関係性、２０３０年代に向けた企業の成長に関する意向、都市としての東京への期待などについて、実態を把握するための調査を行った。

1)　懇談会

６月　１日（２８名）　講演　デジタル化による産業構造の転換～東京の可能性～
ウイングアーク１ｓｔ㈱
Ｃｏｎｎｅｃｔｅｄ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉｅｓエヴァンジェリスト
大　川　真　史　氏
質疑応答・意見交換
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

６月２５日（２５名）　講演　デジタル化する新興国　～飛び越え型発展の時代の東京～
東京大学社会科学研究所 准教授　　伊　藤　亜　聖　氏
質疑応答・意見交換

９月１４日（２９名）　講演　東京が進化するには
ミリオンステップス㈱
代表取締役社長　　ヨアブ　ラモト　氏
取締役　　井　口　優　太　氏
質疑応答・意見交換
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

１０月１２日（２７名）　講演　ＩＴを活用し公共空間を快適に
～人と技術を融和させた解決策をデザインし、みんなが喜ぶステキな社会を創ります～
芝園開発㈱　取締役会長　　海老沼　孝　二　氏
代表取締役　　宮　本　　薫　氏
質疑応答・意見交換

１０月２７日（２８名）　講演　東京低成長の構造的要因と今後の展望、そして打開策
ＵＢＳ　ＳｕＭｉ　ＴＲＵＳＴウェルス・マネジメント㈱
チーフ・インベストメント・オフィス（ＣＩＯ）
日本地域最高投資責任者兼日本経済担当チーフエコノミスト
青　木　大　樹　氏
質疑応答・意見交換

２月１４日（２９名）　説明　「２０３０年代に向けた企業と東京の成長に関する調査」結果概要について
質疑応答・意見交換

⑼　会頭の支部訪問

３月　７日　（１１名）視察・説明「㈱文明堂東京」
（３４名）会頭・城西ブロック担当副会頭と支部会長との懇談会
会場：京王プラザホテル
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため（ハイブリッド形式）

テーマ「地域の実情と新たな需要を獲得するための取組み」について

(10) 会頭・支部会長との懇談

９月２２日（３０名）※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催
「地域の現状・区内企業の動向」について」

１２月１３日（３２名）　　会場：東京商工会議所　渋沢ホール
「区内企業の動向について」

(11) ブロック担当副会頭・支部役員との懇談

① 城北ブロック担当副会頭・支部役員との懇談

６月２２日（４４名）※新型コロナウイルス感染拡大防止のため（ハイブリッド形式）
会場：ホテルメトロポリタン
「地域の状況報告」
a.「新型コロナウイルスを踏まえた支部事業活動」について
b.「地域の経済動向、状況報告」について

② 城東ブロック担当副会頭・支部役員との懇談

９月１０日（４３名）※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催
「地域の状況報告」
a.「区内の景況感」または「支部事業活動」について
b.「自社・自社の業界動向」または「地域の状況」について

③ 城南ブロック担当副会頭・支部役員との懇談

１１月２４日（３８名）※新型コロナウイルス感染拡大防止のため（ハイブリッド形式）
会場：ホテル雅叙園東京
「地域の状況報告」
a.「区内の景況感」について
b.「自社・自社の業界動向」について

(12) ブロック別政策懇談会

２０２１年度より中小企業部、地域振興部、産業政策第一部、産業政策第二部が実施する政策懇談会を参加者入替制で東西南北のブロックで各１回、合計４回の政策懇談会として開催。

① 城南ブロック
２月２１日　　於：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
「中小企業委員会・中小企業のデジタルシフト推進委員会・事業承継対策委員会（１１名）」
「まちづくり（首都圏問題委員会・災害対策委員会）（１３名）」
「税制委員会（１０名）」
「多様な人材活動委員会・労働委員会（１０名）」※ハイブリッド形式

② 城西ブロック
３月　１日　　於：中野サンプラザ
「まちづくり（首都圏問題委員会・災害対策委員会）（１３名）」
「税制委員会（　９名）」
「多様な人材活動委員会・労働委員会（１０名）」
「中小企業委員会・中小企業のデジタルシフト推進委員会・事業承継対策委員会（１１名）」

③ 城東ブロック

３月１４日　　於：東武ホテルレバント東京
「中小企業委員会・中小企業のデジタルシフト推進委員会・事業承継対策委員会（１０名)」
「多様な人材活動委員会・労働委員会（　９名)」
「税制委員会（　８名)」
「まちづくり（首都圏問題委員会・災害対策委員会）（１１名)」

④ 城北ブロック
３月１５日　　於：ホテルメトロポリタン
「多様な人材活動委員会・労働委員会（　８名)」
「中小企業委員会・中小企業のデジタルシフト推進委員会・事業承継対策委員会（１０名)」
「まちづくり（首都圏問題委員会・災害対策委員会）（１１名)」
「税制委員会（　９名)」

(13) 青年部

① 総会

６月１４日　（６１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　挨拶　　東京商工会議所青年部　会長　　加　藤　貴　久
　　東京商工会議所　常務理事　　小　林　治　彦
3)　議件
a.　２０２０年度 事業活動報告（案）について
b.　２０２０年度 収支決算（案）について
c.　理事の選任（案）について
4)　報告
a.　副会長の選任について
b.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２１について
c.　その他
5)　意見交換
6)　閉会

２月１８日　（６４名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　挨拶　　東京商工会議所青年部　会長　　加　藤　貴　久
　　東京商工会議所　常務理事　　小　林　治　彦
第一部
3)　議件
a.　２０２２年度 事業計画（案）について
b.　２０２２年度 収支予算（案）について
c.　理事の選任（案）について
d.　監事の選任（案）について
e.　その他
4)　報告
a.　東商青年部ＯＢ・ＯＧ会（仮称）の発足（案）について
b.　その他
第二部
ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２１最終選考結果発表・表彰式

5)　閉会

②　理事会

４月２８日　（１９名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

1)　報告

a.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２１の検討状況について

b.　築地輸送デポ（東京２０２０大会輸送の拠点）におけるＴＤＭの理解啓発・大会への貢献活動について

c.　「深谷市～北区 大河ドラマ館バス視察会」について

d.　日本工学院専門学校への講師派遣協力について

e.　東商本部の委員会活動状況について

f.　今後のスケジュールについて

g.　その他

2)　意見交換

a.　２０２１年度東京商工会議所青年部ブロック担当事業について

６月　９日　（１９名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

1)　議件

a.　入会の承認（案）について

b.　第８回通常総会上程議案について

(a)　２０２０年度事業活動報告（案）について

(b)　２０２０年度収支決算（案）について

(c)　理事の選任（案）について

c.　副会長の選任（案）について

d.　２３支部幹事長会議について

2)　報告

a.　各ブロック担当事業の検討状況について

b.　日本工学院専門学校への講師派遣協力について

c.　東商本部の委員会活動状況について

d.　今後のスケジュールについて

e.　その他

3)　意見交換

９月３０日　（１９名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

1)　議件

a.　入会について

b.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２１について

c.　城東ブロック企画講演会について

d.　その他

2)　報告

a.　２３支部幹事長会議について

b.　日本工学院専門学校への講師派遣協力について

c.　次期役員改選スケジュールについて

d.　東商本部の委員会活動状況について

e.　今後のスケジュールについて

f.　その他

１０月２８日　（１６名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

1)　議件

a.　２３支部青年部幹事長会議について（城北ブロック）

b.　講演会について（城西ブロック）
c.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２１について（城南ブロック）
d.　その他

2)　報告
a.　２３支部幹事長懇談会について（城南ブロック）
b.　講演会について（城東ブロック）
c.　東商本部の委員会活動状況について
d.　今後のスケジュールについて
e.　その他

１２月　２日　（１９名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

1)　議件
a.　入会について
b.　講演会について（城西ブロック）
c.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２１について（城南ブロック）
d.　第９回通常総会における議案について
(a)　２０２２年度事業計画（案）について
(b)　２０２２年度収支予算（案）について
(c)　理事の選任（案）について
(d)　監事の選任（案）について
e.　その他

2)　報告
a.　大学・専門学校等への講師派遣（日本工学院専門学校・駒澤大学）について
b.　東商青年部ＯＢ・ＯＧ会（仮称）の発足（案）について
c.　日本商工会議所青年部 全国大会（香川県高松市開催）について
d.　東商本部の委員会活動状況について
e.　今後のスケジュールについて
f.　その他

２月２２日　（２５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

1)　報告
a.　ＡＷＡＲＤＳ最終選考結果について
b.　城西ブロック講演会について
c.　日本ＹＥＧ全国大会（たかまつ大会）について
d.　東商本部の委員会活動状況について
e.　その他

2)　ご挨拶

③　正副会長会議

４月２６日　（　３名）　1)　理事会上程議案について
５月２０日　（　３名）　1)　理事会上程議案について
６月　８日　（　３名）　1)　理事会上程議案について
６月１６日　（　３名）　1)　理事会上程議案について
９月２２日　（　４名）　1)　理事会上程議案について
１０月２８日　（　４名）　1)　理事会上程議案について
１２月　１日　（　４名）　1)　理事会上程議案について

２月１５日　（　４名）　　1)　理事会上程議案について

④　次期役員就任予定者会議

２月２２日　（２３名）　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

1)　議題
- a.　次期役員の選任結果について
- b.　次期会長の選任（案）について
- c.　次期副会長の選任（案）について
- d.　その他

2)　報告
- a.　２０２２年度事業計画・予算について
- b.　今後のスケジュールについて
- c.　その他

⑤　監事会

５月３１日　（　２名）　　1)　議件
- a.　２０２０年度事業活動報告（案）について
- b.　２０２０年度収支決算（案）について

⑥　２３支部青年部幹事長会議

７月１４日　（３６名）　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

1)　本部青年部役員紹介

2)　支部青年部幹事長自己紹介ならびに支部青年部事業紹介

3)　今年度の本部青年部事業について

4)　ブロック別セッション
- a.　支部青年部活動における好事例・隣接支部との連携事例について
- b.　今年度各支部青年部活動の活性化について

⑦　ＴＯＫＹＯ ＹＥＧ ＡＷＡＲＤＳ ２０２１

渋沢栄一が「論語と算盤」で唱えた「智」「情」「意」のバランスがとれた具体的な取り組みや、青年経済人らしい攻めの経営、時流に先駆けた事業を展開している東京商工会議所２３支部青年部会員企業を顕彰する事業。

２０２１年度より新たに開始したもの。

1)　顕彰制度の概要

a.　選考基準

下記(a)～(d)の基準に基づき選考

(a)「智」:【知恵・知性・感性】
～世の中の流れを見極め、先駆的かつ健全な企業経営を行っている～

(b)「情」:【情熱・チャレンジ・従業員満足】
～青年経済人や従業員が、熱い想いや志をもって事業・企業経営に取り組んでいる～

(c)「意」:【意思・意識・道徳】
～自社の利益だけではなく、社会への貢献も重視した企業活動を行っている～

(d) 青年経済人らしい攻めの経営、時流に先駆けた事業展開

b.　表彰

大賞１社、優秀賞１社、奨励賞３社

c.　募集期間

９月１３日～１１月１２日

d. 応募資格

２３支部青年部に所属する会員

e. 選考経過

第一次選考（書類・動画審査）　　１２月　２日

最終選考会（プレゼンテーション審査）　２月１８日

2) 運営組織

東京商工会議所青年部　ＴＯＫＹＯ ＹＥＧ ＡＷＡＲＤＳ選考委員会

3) 応募総数

１７件

4) 選考結果　※同賞内は社名五十音順

大賞	㈱カラーズ	代表取締役	田　尻　久美子　氏
優秀賞	ｍｕｇｉｃｈｏｃｏｌａｔｅ㈱	代表取締役	界　外　亜由美　氏
奨励賞	㈱Ｃｒｉａｃａｏ	社長 ＣＥＯ	丸　山　和　大　氏
	辻村人財コンサル㈱	代表取締役	辻　村　あ　い　氏
	㈱八芳園	会長	長　谷　晴　義　氏

5) 表彰式

２月１８日

於：東京商工会議所５階 Ｈａｌｌ ＆ Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ Ｒｏｏｍ会議室「ＲｏｏｍＡ３－Ａ５」

6) 選考委員会

４月１５日，５月２６日，８月２４日，１１月２４日（全４回／ハイブリッド・オンライン形式）

7) 幹事長懇談会

１０月２０日（１０名）　幹事長懇談会

（北・目黒・中野・豊島・江東・墨田・葛飾／オンライン形式）

１０月２６日（１０名）　幹事長懇談会

（文京・台東・品川・大田・板橋・練馬・足立・江戸川／オンライン形式）

１０月２７日（　６名）　幹事長懇談会

（千代田・中央・新宿・世田谷・渋谷／オンライン形式）

⑧ 講演会

１１月　２日　（５１名）『１００年企業を継ぐ』～事業承継の心構えと企業の挑戦～

（ハイブリッド形式）

㈱文明堂東京	社長	宮　﨑　進　司　氏
㈲元祖鯱もなか本店	代表取締役	古　田　花　恵　氏
㈲元祖鯱もなか本店	専務取締役	古　田　憲　司　氏

２月　７日（１２２名）　先見力で読む！１０年後の未来予想図

～あなたは変革の時代に勝ち残れますか～（オンライン形式）

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科　教授　岸　博　幸　氏

⑨ 講師派遣協力事業

1) 日本工学院専門学校

６月１６日　　東京商工会議所プレゼンツ未来学２０２１

『Ｉｍａｇｉｎｅ　Ｙｏｕｒ　Ｆｕｔｕｒｅ　～活躍の場は、あなた次第～』
東京商工会議所青年部　副会長　　井　上　博　貴

１１月２２日　　東京商工会議所プレゼンツ未来学２０２１
『～社長視点の～１０年後、輝く人材になるために』
東京商工会議所青年部　副会長　　木　原　一　雄

2)　駒沢大学
１月１９日　　キャリアデザイン講座（オンライン形式）
『魅力ある社会人になるために』
東京商工会議所青年部　副会長　　木　原　一　雄

⑩　会員数　　７０名（２０２２年3月３１日現在）

⑪　その他

1)　外部催事への参加

６月１８日		築地輸送デポにおけるＴＤＭの理解啓発・大会への貢献活動 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
１１月　６日	（　７名）	日本商工会議所青年部　第４１回関東ブロック大会「かながわ厚木大会」（ハイブリッド形式）へ参加
１月２２日	（　１名）	静岡商工会議所青年部　１０周年記念事業へ参加
２月２６日	（　４名）	日本商工会議所青年部　第４１回全国大会「ＳＥＴＯの都香川たかまつ大会」（オンライン形式）へ参加

(14)　女性会

①　総会

６月２９日（１０２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

1)　開会
2)　議件
a.　２０２０年度事業活動報告（案）について
b.　２０２０年度収支決算（案）について
c.　２０２１年度事業活動計画（案）について
d.　２０２１年度収支予算（案）について
e.　その他
3)　報告
a.　「理事選任に関する内規」の変更について
b.　その他
4)　閉会

②　理事会

４月　７日　（２２名）

1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動ならびに２０２１年度委員会事業計画（案）について
c.　委員長等の選任（案）について
3)　報告
a.　運営の手引きの更新について
b.　本部委員会の動向について

c.　当面のスケジュールについて
4)　討議
a.　理事選任に関する事項（内規等の変更等）について
5)　閉会

５月１２日　（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　会費未納による除名について
c.　委員長等の選任（案）について
d.　２０２１年度事業計画（案）について
e.　２０２１年度収支予算（案）について
f.　内規の変更（案）について
3)　報告
a.　会議・事業等の当面の対応について
b.　本部委員会の動向について
c.　当面のスケジュールについて
4)　閉会

６月　２日　（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動について
c.　総会への上程議案について
3)　報告
a.　本部委員会の動向について
b.　当面のスケジュールについて
4)　閉会

９月　８日　（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　理事の退任申し出について
b.　入会の承認（案）について
c.　会長経験者の役職について
d.　委員会活動について
3)　報告
a.　東京都内商工会議所女性会の動向について
b.　関東商工会議所女性会連合会の動向について
c.　全国商工会議所女性会連合会の動向について
d.　本部委員会の動向について
e.　今後の主な予定について
4)　閉会

１０月　６日　（２１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　顧問の委嘱について

c.　委員会の活動について
3)　報告
a.　都内商工会議所女性会の動向について
b.　全国商工会議所女性会連合会の動向について
c.　本部委員会の動向について
d.　今後の主な予定について
4)　閉会

１１月１０日　（２３名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　新年賀詞交歓会について
c.　委員会の活動について
3)　報告
a.　役員改選のスケジュールについて
b.　東京都内商工会議所女性会の動向について
c.　本部委員会の動向について
d.　今後の主な予定について
4)　閉会

１２月　１日　（２１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　東商ＬＡＤＹの制作について
c.　役員新年懇親会について
d.　委員会活動・委員会企画事業について
3)　報告
a.　委員会の運営について
b.　本部委員会の動向について
c.　今後の主な予定について
4)　閉会

１月１２日　（２１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
3)　報告
a.　東商ＬＡＤＹの制作について
b.　関東商工会議所女性会連合会共催講演会について
c.　本部委員会の動向について
d.　今後の主な予定について
4)　閉会

２月　２日　（２１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　２０２２年度委員会事業計画・収書予算（素案）について

c.　委員会活動・委員会企画事業について
3)　報告
a.　委員会運営について
b.　２０２２年度の主なスケジュールについて
c.　本部委員会の動向について
d.　今後の主な予定について
4)　閉会

3月　9日　（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
c.　会員交流会（２０２２年賀詞交歓会代替事業）ならびに２０２３年賀詞交歓会について
3)　報告
a.　東商ＬＡＤＹについて
b.　関東商工会議所女性会連合会総会（沼津大会）について
c.　本部委員会の動向について
d.　今後の主な予定について
4)　閉会

③　監事会

5月２５日　（　7名）　1)　開会
2)　議件
a.　２０２０年度事業活動報告（案）について
b.　２０２０年度収支決算（案）について
3)　閉会

④　理事・監事懇談会

7月１６日　（１６名）　1)　開会
2)　挨拶
3)　懇談
a.　テーマ「女性会に対する思い」について
4)　総括
5)　閉会

⑤　正副会長会議

4月　7日　（　5名）　理事会上程議案について
5月１２日　（　5名）　理事会上程議案について
6月　2日　（　5名）　理事会上程議案について
7月１６日　（　5名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
理事・監事懇談会について
9月　8日　（　5名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
理事会上程議案について
１０月　6日　（　5名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
理事会上程議案について
１１月１０日　（　5名）　理事会上程議案について

１２月　１日　（　５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
理事会上程議案について
１月１２日　（　５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
理事会上程議案について
２月　２日　（　５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
理事会上程議案について
委員会運営について
３月　９日　（　５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
理事会上程議案について
委員会運営について

⑥　正副会長委員長会議

１１月１０日　（　９名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　討議
a.　委員会・事業の運営について
b.　２０２１年度予算執行状況について
3)　閉会

⑦　委員会

1)　国際ビジネス委員会　７月１３日，９月１６日，１１月２６日，１月１１日
（全４回／オンライン形式）
2)　社会貢献・少子化委員会　５月１４日，６月２５日，９月１５日，１０月１２日，１２月１４日，
１月２４日，２月２１日（全７回／オンライン・ハイブリッド形式）
3)　交流・観光委員会　４月１４日，５月１９日，６月１６日，７月１４日，９月１５日，
１１月１７日，１２月８日，１月２５日，２月９日，３月２３日
（全１０回／オンライン形式）
4)　イノベーション推進委員会　７月８日，９月９日，１０月２９日，１２月１５日，２月７日
（全５回／オンライン形式）

⑧　都内商工会議所女性会会長会議

６月１４日　（　４名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　挨拶
3)　報告
a.　各女性会の２０２０年度の活動について
4)　議題
a.　２０２１年度共催事業について（関商女性連・政策委員会活動）
b.　関東商工会議所女性会連合会監事ローテーションについて
5)　閉会

９月２１日　（　４名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　挨拶
3)　報告
a.　２０２１年度共催事業（関商女性連・政策委員会活動）について
4)　議題
a.　全商女性連　２０２１年度総会の出席・参加方法について

b.　関商女性連　総会開催地のローテーションについて

5)　その他

a. 今後の主な予定について

6)　閉会

⑨　事　業

1)　新年懇親会　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

（市瀬女性会長による新年挨拶動画を配信）

2)　講演会・交流会等（オンライン形式）

４月２０日　（３０名）　ＪＥＴＲＯ（日本貿易振興機構）のＥＣ（電子取引）事業展開について

（国際ビジネス委員会企画）

(独)日本貿易振興機構　デジタルマーケティング部プラットフォームビジネス課　二　宮　美　穂　氏

６月１５日　（５１名）　多様性に向けたカナダの歩みと発展：令和時代のリーダーへ

（イノベーション推進委員会企画）

Ｅｎｊｏｉ　Ｄｉｖｅｒｓｉｔｙ&Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ

ＣＥＯ　スティール　若　希　氏

１０月１５日　（３８名）　「逆境の時こそ、力を尽くす」渋沢栄一翁の経営マインドに学ぶ

（交流・観光委員会企画）

國學院大學　経済学部　教授　　杉　山　里　枝　氏

経営者サロン「論語と算盤」　代表　　渋　澤　健　司　氏

１０月２６日　（１６名）　カンボジア事業への挑戦～価値の創造とマーケティング～

（国際ビジネス委員会企画）

㈱イル・ヴリール　代表取締役　　加　藤　和　則　氏

１１月１５日　（３３名）　すべての女性が輝く令和の社会へ

- 中小企業における女性活躍・男女共同参画の推進に向けて -

（社会貢献・少子化委員会企画）

内閣府男女共同参画局　局長　　林　　伴　子　氏

２月２５日　（４０名）　カナダと日本の関係性を深める～在日カナダ商工会議所と共に～

（イノベーション推進委員会企画）

在日カナダ商工会議所　会頭　Ｄａｖｉｄ　Ａｎｄｅｒｓｏｎ　氏

在日カナダ商工会議所　理事　Ｒｉｙｏ　Ｗｈｉｔｎｅｙ　氏

在日カナダ商工会議所　理事　Ｋａｒｌ　Ｐｉｒｅｓ　氏

㈱箔一　会長　　浅　野　邦　子　氏

３月　４日　（３９名）　台湾の魅力：最新の話題と台湾女性経営者の今

（国際ビジネス委員会企画）

Ｕｎｉｔｅｄ　Ｔａｉｗａｎ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

ＣＥＯ　Ａｍｙ　Ｌｉｎｇ　氏

３月　８日　（３５名）　国際女性デーに考える「ＳＤＧｓゴール５」（交流・観光委員会企画）

日本アイ・ビー・エム㈱　人事部　　小　澤　綾　子　氏

㈱毎日新聞社　学芸部　副部長　　五　味　香　織　氏

(特)ブロードバンドスクール協会　理事　　若　宮　正　子　氏

３月２８日　（２６名）　こどもスマイルムーブメントについて（社会貢献・少子化委員会企画）

東京都政策企画局　計画部長期戦略プロジェクト推進担当課長

磯　部　光　弘　氏

3)　各地女性会との共催事業

１１月２２日～２４日　　オンライン講演会（配信型）

（視聴回数５５回）　　「アナウンサーのコミュニケーション術～聞く。考えて話す～」

（八王子・武蔵野・町田商工会議所女性会共催・
関東商工会議所女性会連合会政策委員会活動）
フリーアナウンサー　笠　井　信　輔　氏

２月　１日～１４日　　オンライン講演会（配信型）
（視聴回数３２７回）　『「社会課題解決」で新市場を開拓！
～ＳＤＧｓ経営に学ぶ「気付く力」と「巻き込む力」～』
（関東商工会議所女性会連合会共催）
Ｇｌｏｂａｌ　Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　Ｓｅｒｖｉｃｅ㈱　社長　中　島　徳　至　氏

⑩　会員数　　３２２名（２０２２年3月３１日現在）

⑪　慶弔　　２件

⑫　その他

1)　発行物

a.　会報誌『東商Ｌａｄｙ』第２６号　８００部　７月発行

b.　好事例集「国際女性デーに考える『ＳＤＧｓゴール５』～女性が輝く生き方をするには～」
（交流・観光委員会企画）３５０部　２月発行

2)　ホームページ

a.　ページビュー数　　４月１日～３月３１日延べ３５８，１１６件

b.　会員情報コーナー　会員（掲載希望者）の事業紹介・ＰＲ情報をホームページで紹介
（延べ１４社掲載）

3)　主な催事への参加・協力

４月		全国商工会議所女性会連合会第２０回女性起業家大賞募集協力
５月１８日		関東商工会議所女性会連合会２０２１年度総会＜横浜大会＞（オンライン形式）へ参加
７月　５日	（　３名）	全国商工会議所女性会連合会　合同委員会・理事会（オンライン形式）へ参加
９月１６日	（　３名）	日本商工会議所第１３３回通常会員総会（ハイブリット形式）へ参加（於：帝国ホテル）
１０月２２日	（１６名）	第５３回全国商工会議所女性会連合会　総会（オンライン形式）へ参加
３月　２日	（　３名）	全国商工会議所女性会連合会　合同委員会・理事会（オンライン形式）へ参加
３月１７日	（　２名）	日本商工会議所第１３４回通常会員総会（オンライン形式）へ参加

(15)　国際会議

①　アジア商工会議所連合会（ＣＡＣＣＩ）

1）第９３回、９４回　ＣＡＣＣＩ理事会

１０月２６日

開催地：オンライン

概　要：大島博氏（東商副会頭・千疋屋総本店社長）がＣＡＣＣＩ副会長に選任され、コロナ禍における日本経済の状況、同影響を踏まえた日商の要望活動、日本の農林水産物の輸出促進に向けた取り組み等について特別挨拶を行った。その後、議案の承認、コロナ禍におけるＣＡＣＣＩの活動について話し合いが行われた。

2）第３５回　ＣＡＣＣＩ総会

１１月　２日

開催地：オンライン

概　要：「コロナウイルスによるパンデミックからの教訓」をテーマに、各国の対策や緩和策の効果、成功

または阻害した要因､そして企業がポストコロナに向けて行うべき戦略について講演が行われた。また、ＷＴＯ（世界貿易機関）に関し、どのような改革が必要で、世界経済の再活性化にはどのような政策対応が必要かについて講演が実施された。

3）ＣＮＡＩＣ７０周年記念フォーラム「２０２２年世界経済の展望と地域経済統合」

３月１５日

開催地：ハイブリッド（会場：台北）

概　要：「２０２２年世界経済の展望と地域経済統合」をテーマとした講演やアジア太平洋地域の有識者によるパネルディスカッションを実施。大島博ＣＡＣＣＩ副会長がパネルディスカッションにオンラインで登壇し､「２０２２年の世界経済の展望」､「日本が主導的役割を担うＣＰＴＰＰ発効がもたらしたビジネスチャンスと課題」について発言した。

②　世界商工会議所連合（ＷＣＦ）

1）世界商工会議所連合・国際商業会議所等を通じた各国商工会議所とのネットワーク

１１月２３日－１１月２５日

開催地：ハイブリッド（会場：ドバイ）

概　要：第１２回商工会議所世界大会が開催され、当所役職員がオンラインで参加した。全体会議では、「Ｇｅｎｅｒａｔｉｏｎ　Ｎｅｘｔ：Ｃｈａｍｂｅｒｓ　４.０」をテーマに、テクノロジーが世界の貿易システムとビジネスのあり方をどのように変えるのか等について議論が行われた。

③　ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会日本委員会

1）　２０２１年度総会（２０２０年度収支決算（案）・事業報告（案）および２０２１年度収支予算（案）・事業計画（案）の承認）

７月３０日（紙上総会）

2）　日ＡＳＥＡＮビジネスウィーク

a.　三村会頭　開会セッション　「東南アジアに拡がる新たなビジネスチャンス」

５月２４日

開催地：オンライン

概要：「東南アジアに拡がる新たなビジネスチャンス」をテーマに講演。ＡＳＥＡＮを日本の中小企業にとっての成長のフロンティアと捉えていると述べ、自身の会頭就任以降、東南アジア７カ国に経済ミッションを派遣してきた実績を紹介。日商が今年度からスタートした中小企業の支援プロジェクト「海外展開イニシアティブ」の活用を呼び掛けた。

b.　ウェビナー「中小企業の更なるＡＳＥＡＮ展開」

５月２５日

開催地：オンライン

概要：「ポスト新型コロナ禍のＡＳＥＡＮにおける事業機会」､「日本企業の強みを生かしたＡＳＥＡＮでのＤＸ」をテーマにした講演やＡＳＥＡＮに進出している全国各地の中小企業の事例発表を含めたパネルディスカッションを実施。日本とＡＳＥＡＮ諸国を中心に１２００人以上の登録があり、活発な意見交換が行われた。

3）　行事

a.　オンラインセミナー「５年、５０年、５００年：時間軸で読み解く日本と東南アジア」

１１月９日　（６３名）

開催地：オンライン

(a)　開会
(b)　講演
「5年、５０ 年、５００ 年：時間軸で読み解く日本と東南アジア」
ＡＳＥＡＮ 日本政府代表部　特命全権大使　　千　葉　　明　氏
(c)　質疑応答・意見交換
(d)　閉会

b.　第１回ＡＳＥＡＮ日本経済協議会と経済産業省との定期連絡会
１２月２日　（２０名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　経済産業省から近況報告
(c)　各団体から近況報告
(d)　Ｑ＆Ａ・意見交換
(e)　閉会

c.　第２回ＡＳＥＡＮ日本経済協議会と経済産業省との定期連絡会
３月２９日　（２０名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　アジア未来投資イニシアティブ（ＡＪＩＦ）紹介
(c)　各団体から近況報告
(d)　Ｑ＆Ａ・意見交換
(e)　閉会

d.　第２２回ＡＳＥＡＮ貿易円滑化合同諮問委員会(ＡＴＦ－ＪＣＣ)
２月１５日（２８名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　各団体からのプレゼンテーション
ＥＵ－ＡＳＥＡＮ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｕｎｃｉｌ，
ＵＳ－ＡＳＥＡＮ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｏｕｎｃｉｌ，ＡＪＢＣ
(c)　質疑応答および意見交換
(d)　閉会

4)　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）との合同会議
ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）および各国協議会との合同会議（ＪＢＣ）
第１８回会合
９月２日　（６５名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前回（第１７回会合）の振り返り
(c)　各国協議会及び団体からの情報共有と提案
(d)　閉会

第１９回会合
２月１４日　（７１名）

開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前回（第１４回会合）の振り返りと２０２１年のまとめ
(c)　各国協議会及び団体からの情報共有と提案
(d)　閉会

5)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合
９月１５日
開催地：オンライン
日本側として参加し、斎藤保副会長（東商副会頭・ＩＨＩ相談役）は、経済産業省とＡＳＥＡＮ加盟国、ＡＳＥＡＮ事務局がオンラインで開催した「第２７回日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合」における経済界との対話セッションに出席。会合に出席した斎藤副会長は、ＡＳＥＡＮと日本との間に創設した官民学の連携組織であるＤＩＳＧ（イノベーティブ&サステナブル成長対話）における活動や、直近１年間の主な取り組みなどを紹介。イノベーションやデジタル化の推進、再生可能エネルギーの普及などのポストコロナを見据えた取り組みとともに、「中小企業や地方の成長が不可欠」との考えを表明し、各国における中小企業ビジネス支援強化を提言した。

6)　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会（ＦＪＣＣＩＡ）への協力
ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会総会への参加
７月　７日
開催地：オンライン

7)　イノベーティブ&サステナブル成長対話（ＤＩＳＧ）
a.　ＡＳＥＡＮ企業の対日本企業の実態調査
ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ、ＪＥＴＲＯ、ＣＡＲＩ　Ｒｅｃｅｒｃｈ　ａｎｄ　Ａｄｖｏｃａｃｙと連携し、ＡＳＥＡＮ企業を対象とした日ＡＳＥＡＮ産業界の共同調査として、アンケート・インタビュー調査を実施。回答数は４５９件、インタビュー件数は４２件。最終分析結果は４月末頃を予定。

b.　ＤＩＳＧ　Ｔａｓｋ　Ｆｏｒｃｅ
４月１２日　ＤＩＳＧ　３ｒｄ　Ｍｅｅｔｉｎｇ　ｏｆ　ＤＩＳＧ　ＴＦ
１１月　４日　Ｍｉｎｕｔｅｓ　ｏｆ　ｔｈｅ　５ｔｈ　Ｍｅｅｔｉｎｇ　ｏｆ　ＤＩＳＧ　ＴＦ

8)　各機関への協力等
８月２５日　　経済産業省とのＡＳＥＡＮロードマップ作成

④　日印経済委員会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
５月２１日（紙上総会）

2)　第４５回日印経済合同委員会会議
３月２日（２７４名）
開催形式：オンライン（日本側配信会場は東京會舘）
a.　開会式
(a)　開会挨拶

日印経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫

印日経済委員会　委員長　　Ｏｎｋａｒ　Ｓ．　Ｋａｎｗａｒ　氏

(b)　来賓挨拶

駐インド日本国大使　　鈴　木　　哲　氏

駐日インド国大使　　Ｓａｎｊａｙ　Ｋｕｍａｒ　Ｖｅｒｍａ　氏

(c)　基調講演

経済産業大臣　　萩生田　光　一　氏

商工大臣　　Ｐｉｙｕｓｈ　Ｖｅｄｐｒａｋａｓｈ　Ｇｏｙａｌ　氏

b.　全体会議１　未来志向の日印経済協力

(a)　講演

「インドの戦略的重要性と日本～気候変動分野における連携可能性～」

㈱三井物産戦略研究所　社長　　北　川　慎　介　氏

「日印連携によるグローバルでの全体最適価値の創造」

日本電気㈱　取締役　会長　　遠　藤　信　博　氏

Ｓｒｉ　Ｃｉｔｙ　Ｍａｎａｇｉｎｇ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ

Ｒａｖｉｎｄｒａ　Ｓａｎｎａｒｅｄｄｙ　氏

(b)　質疑応答

c.　全体会議２　成長に向けた日印産業連携

(a)　講演

「低炭素社会実現に向けた産業の進化」

スズキ㈱　副社長 兼 マルチ・スズキ・インディア　社長　　鮎　川　堅　一　氏

Ｌａｒｓｅｎ　＆　Ｔｏｕｂｒｏ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

Ｓｅｎｉｏｒ　Ｖｉｃｅ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ＆Ｈｅａｄ　Ｇｒｅｅｎ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ

Ｄｅｒｅｋ Ｍｉｃｈａｅｌ Ｓｈａｈ 氏

Ｔａｔａ　Ｃｏｎｓｕｌｔａｎｃｙ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ

Ｉｎｔｅｒｎｅｔ　ｏｆ　Ｔｈｉｎｇｓ（ＩｏＴ）ａｎｄ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ　ｕｎｉｔ

Ｒｅｇｕｒａｍａｎ（Ｒｅｇｕ）Ａｙｙａｓｗａｍｙ　氏

(b)　質疑応答

d.　閉会式

(a)　共同声明の採択

(b)　閉会挨拶

印日経済委員会　委員長　　Ｏｎｋａｒ　Ｓ．　Ｋａｎｗａｒ　氏

日印経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫

3)　日印経済委員会常設委員会会議

１１月２９日　（５０名）

開催形式：ハイブリッド（会場は東京會舘）

a.　開会挨拶

日印経済委員会　常設委員会委員長　　藤　末　浩　昭

b.　日印経済協力に関するブリーフィング

経済産業省通商政策局　南西アジア室長　　福　岡　功　慶　氏

c.　現地活動状況報告

「最新のインド情勢について」

インド日本商工会　会長　　蛭　子　貴　裕　氏

「インドにおけるビジネス環境改善について」

インド日本商工会　副会長　兼　ビジネス環境改善委員会　委員長　　鈴　木　　敦　氏

d.　質疑応答

e.　第４５回日印経済合同委員会会議にかかる意見交換

f.　閉会

4)　表敬

５月２０日　　西谷事務総長によるサンジャイ・クマール・ヴァルマ駐日インド国大使表敬
（インドにおける新型コロナウイルス感染拡大に対する御見舞金の寄贈）

⑤　日本・バングラデシュ経済委員会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
５月２１日（紙上総会）

2)　バングラデシュ情勢に係るオンライン講演会
６月２９日　（６３名）
開催形式：オンライン（配信会場は東京會舘）

a.　開会挨拶
日本・バングラデシュ経済委員会　委員長　　朝　田　照　男

b.　講演
「日本・バングラデシュ経済協力の高度化の方向性」～後発開発途上国からの卒業を見据えて～
経済産業省通商政策局　南西アジア室長　　福　岡　功　慶　氏

c.　質疑応答

d.　閉会

3)　協力

a.　周知協力

５月２４日～６月１１日　バングラデシュ企業とのオンライン商談会
（主催：ＵＮＩＤＯ東京事務所、 後援：駐日バングラデシュ大使館）

１０月２６日～１１月１日　Ｂａｎｇｌａｄｅｓｈ　Ｔｒａｄｅ　ａｎｄ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｓｕｍｍｉｔ
（主催：ダッカ商工会議所）

１１月１５日～２１日　ソーシングバングラデシュ２０２１ オンライン版
（主催：バングラデシュ商務省輸出振興局(ＥＰＢ)）

１１月２８日～２９日　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｓｕｍｍｉｔ
（主催：バングラデシュ投資開発庁（ＢＩＤＡ））

１２月　８日　第２２回企業情報交換会（主催：日本バングラデシュ協会）

２月２４日～３月１５日　バングラデシュ企業とのオンライン商談会
（主催：ＵＮＩＤＯ東京事務所、 後援：駐日バングラデシュ大使館）

b.　登壇

２月１５日　日本バングラデシュ国交樹立５０周年イベント―これまでの５０年と今後―（主催：ジェトロ、チッタゴン商工会議所（ＣＣＣＩ）、日本バングラデシュ商工会議所（ＪＢＣＣＩ））における朝田委員長の登壇

⑥　日本・パキスタン経済委員会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
５月２１日（紙上総会）

2)　表敬

９月１７日　和田充広駐パキスタン大使の朝田委員長表敬
９月２９日　和田充広駐パキスタン大使の三村会頭表敬
１月２７日　イムティアズ・アハマド駐日パキスタン大使の朝田委員長表敬

3)　協力
８月１４日　ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニューズ　パキスタン独立記念日特集に朝田委員長の祝辞寄稿
１０月１４日　ウェビナー「我が国のスマートシティの現況と急進するパキスタンのＩＴ産業事情」(主催：プロファウンドヴィジョン㈱、共催：在日パキスタン大使館）への周知協力
３月２３日　ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニューズ　パキスタン・ナショナル・デー特集に朝田委員長の祝辞寄稿

⑦　日本・スリランカ経済委員会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度事業報告（案)・収支決算（案）および２０２１年度事業計画（案)・収支予算（案）の承認）
７月　１日（紙上総会）

2)　表敬
５月２５日　ウィシュラマール・サンジーヴ・グナセーカラ駐日スリランカ大使と佐々木事務総長の面談
８月１９日　甲木浩太郎駐スリランカ公使の小林委員長表敬
１０月２６日　水越英明駐スリランカ大使の三村会頭表敬
１０月２８日　水越英明駐スリランカ大使の小林委員長表敬

3)　周知協力
６月　７日～９日　オンラインスリランカ投資フォーラム２０２１（主催：在日スリランカ大使館）

⑧　日本マレーシア経済協議会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度事業報告（案)・収支決算（案）および２０２０年度事業計画（案)・収支予算（案）の承認）
７月　２日（紙上総会）

2)　第３８回合同会議・事前ブリーフィング
１０月２１日（４０名）
開催地：オンライン
(a)　開会挨拶
日本マレーシア経済協議会　会長　永　野　　毅
(b)　マレーシアの政治情勢、外交関係等
外務省南部アジア部南東アジア第二課長　川　埜　　周　氏
(c)　マレーシアの経済情勢
経済産業省通商政策局アジア大洋州課参事官　布　施　吉　章　氏
(d)　意見交換・質疑応答

3)　第３８回合同会議
１０月２７日　（２１３名）
開催地：オンライン

(a)　開会式

ⅰ．開会挨拶

日本マレーシア経済協議会　会長　　永　野　　毅

マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏

ⅱ．祝辞

岸田　文雄　日本国内閣総理大臣

（代読）駐マレーシア特命全権大使　　岡　　浩　氏

イスマイル・サブリ・ヤコブ首相

（代読）駐日マレーシア特命全権大使　　ダト・ケネディ・ジャワン　氏

ⅲ．写真撮影

(b)　特別講演

「ニューノーマルにおける日本とマレーシアの連携、ビジネス連携を通じたレジリエンスの構築」

マレーシア上級大臣兼国際貿易産業大臣　　ダト・セリ・モハメド・アズミン・アリ　氏

(c)　パネルディスカッション

テーマ「ビジネス連携を通じたレジリエンスの構築」

モデレーター

マレーシア日本経済協議会事務総長　　タン・スリ・マイケル・ヤオ　氏

ⅰ．各社講演

㈱アルム社　代表取締役社長　　坂　野　哲　平　氏

サイエンテックス社　ＣＥＯ　　リム・ペン・ジン　氏

ちとせバイオエボリューションＰＴＥ．ＬＴＤ　ＣＥＯ　　藤　田　朋　宏　氏

プレスメタル社　ＣＥＯ　　タンスリ・ダト ポール・クーン・ポー・ケオング　氏

ⅱ．質疑応答

ⅲ．写真撮影

(d)　講演

「日馬のさらなる経済連携に向けたＪＡＣＴＩＭの取り組み」

マレーシア日本人商工会議所（ＪＡＣＴＩＭ）　会頭　　児島　大司　氏

(e)　閉会式

ⅰ．開会挨拶

マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏

日本マレーシア経済協議会　会長　　永　野　　毅

ⅱ．第３９回合同会議アナウンス

マレーシア日本経済協議会　副会長　　ダトゥク・セリ・モハメッド・イクバル　氏

3)　主催・共催　懇談会・セミナー等

a.　アズミン・アリ マレーシア上級大臣兼国際通商産業大臣と正副会長の懇談会

４月　６日

開催地：帝国ホテル３階「雅の間」

(a)　大臣挨拶

マレーシア上級大臣兼国際通商産業大臣　　アズミン・アリ　氏

(b)　正副会長挨拶

日本マレーシア経済協議会　会長　　永　野　　毅

日本マレーシア経済協議会　副会長　　中　村　邦　晴

(c)　自由懇談

(d)　写真撮影、記念品贈呈

b.　オンラインセミナー「新たな局面を迎えるマレーシア～将来を読み解くための視点～」
７月１３日　（３０名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　講演
クロール・シンガポール ジャパンデスク　シニアバイスプレジデント　　川　端　隆　史　氏
(c)　質疑応答
(d)　閉会

4)　表敬訪問等
８月２４日　永野会長のダト・ケネディ・ジャワン駐日マレーシア特命全権大使表敬訪問
１２月１７日　児島マレーシア日本人商工会議所会頭と荒井日本商工会議所事務局長の懇談（オンライン）

5)　各機関への協力等
８月３１日　ザ・ジャパン・タイムズ　マレーシア・ナショナルデー特集に永野会長の祝辞寄稿
１２月２４日撮影　マレーシア投資開発庁（ＭＩＤＡ）依頼によるマレーシア投資促進ビデオへ永野会長のメッセージ動画を提供

⑨　日比経済委員会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度収支決算（案）・事業報告（案）および２０２１年度収支予算（案）・事業計画（案）の承認）
６月１５日（紙上総会）

2)　第３８回日比経済合同委員会　事前ブリーフィング
９月２２日（４５名）
開催地：オンライン
(a)　開会挨拶
日比経済委員会代表世話人　　林　　信　秀　氏
(b)　フィリピンの政治情勢、外交関係等
外務省南部アジア部南東アジア第二課長　　川　埜　　周　氏
(c)　フィリピンの経済情勢
経済産業省通商政策局アジア大洋州課長　　池　谷　　巖　氏
(d)　意見交換・質疑応答

3)　第３８回日比経済合同委員会
９月２７日（２１２名）
開催地：オンライン
(a)　事前顔合わせ
進行役
比日経済委員会　委員長　　ジェラード・サン・ビクトレス　氏
挨拶
比日経済委員会　委員長　　ジェラード・サン・ビクトレス　氏
フィリピン貿易産業大臣　　ラモン・Ｍ・ロペス　氏
駐フィリピン共和国日本国特命全権大使　　越　川　和　彦　氏
駐日フィリピン共和国特命全権大使　　ホセ・ラウレル５世　氏

日比経済委員会　筆頭代表世話人　　小　林　　健
日比経済委員会　代表世話人　　朝　田　照　男
日比経済委員会　代表世話人　　林　　信　秀
アヤラコーポレーション　会長　　ハイメアウグスト・ゾベル・デ・アヤラ　氏

(b)　開会式

ⅰ．開会挨拶

比日経済委員会　委員長　ジェラード・サン・ビクトレス　氏
日比経済委員会　筆頭代表世話人　　小　林　　健

ⅱ．基調講演　「イノベーションとデジタライゼーションを通じた比日ビジネスの促進」

フィリピン貿易産業大臣　　ラモン・M・ロペス　氏

ⅲ．質疑応答

ⅳ．写真撮影

(c)　講演

ⅰ．日本側講演　「丸紅のフィリピンにおけるイノベーションとデジタルビジネスについて」

丸紅㈱　元会長、名誉理事　　朝　田　照　男　氏

ⅱ．日本側講演　「デジタル化を通じた日本のイノベーションと日比ビジネス連携
～日本のスタートアップの役割と実態～」

㈱みずほ銀行　元会長、常任顧問　　林　　信　秀　氏

ⅲ．質疑応答

ⅳ．フィリピン側講演　「強靭で持続可能な成果に向けたイノベーションとデジタライゼーション」

アヤラコーポレーション　会長　　ハイメ・アウグスト・ゾベル・デ・アヤラ　氏

ⅴ．質疑応答

(d)　閉会

ⅰ．閉会挨拶

比日経済委員会　委員長　　ジェラード・サン・ビクトレス　氏
日比経済委員会　筆頭代表世話人　　小　林　　健

ⅱ．次期筆頭代表世話人挨拶

日比経済委員会　代表世話人　　朝　田　照　男

4)　主催・共催　懇談会・セミナー等

a.　オンラインセミナー　「ドゥテルテ政権の概括と次期大統領選挙」

７月２０日（６２名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所　主任研究員　　鈴　木　有理佳　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会

b.　オンラインセミナー

「なぜ今『権威主義ノスタルジー』なのか？大統領選挙から社会変容を読み解く」

３月９日（５８名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

名古屋大学大学院国際開発研究科　准教授　　日　下　　渉　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会

5)　各機関への協力等

１１月２４日　フィリピン経済セミナー

『ＳＤＧｓ達成に向けて-フィリピンと日本とのパートナーシップ』

（主催：駐日フィリピン共和国大使館貿易投資部）

⑩　日豪経済委員会

1)　幹事会

６月２３日　（３０名）

形式：ハイブリッド

a.　「コロナ禍におけるオーストラリア経済状況」

(独)日本貿易振興機構　シドニー事務所長　　高　原　正　樹　氏

b.　第５８回日豪経済合同委員会会議（２０２１年１０月）について

１月１８日　（３７名）

形式：ハイブリッド

a.　「豪州の経済動向、ビジネスにおける課題、日豪関係の展望」

駐オーストラリア日本国大使館　公使　　角　南　明　彦　氏

b.　第５０回日豪／豪日経済委員会運営委員会について

c.　第５９回日豪経済合同委員会会議について

d.　年間スケジュールについて

2)　日豪／豪日経済委員会運営委員会

１０月　４日　（３４名）＜第４９回＞

日本側：１５名

豪州側：１９名

形　式：ハイブリッド（東京：東京商工会議所５階、豪州側：全面オンライン）

a.　第５８回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b.　第５９回日豪経済合同委員会会議の日程・開催地

c.　両国の政治経済情勢

３月３０日　（３０名）＜第５０回＞

日本側：１１名

豪州側：１９名

形　式：ハイブリッド（東京：東京商工会議所５階、豪州側：オーストラリア各地、東京、シンガポール）

a.　第５９回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b.　第６０回日豪経済合同委員会会議の日程

c.　日豪両国の政治・社会・経済情勢

3)　２０２１年度日豪経済委員会総会
７月２３日（紙上総会）
a.　２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

4)　第５８回日豪経済合同委員会会議　日本代表団結団式
９月２４日　（９１名）
形式：オンライン
a.　来賓ブリーフィング
外務省　アジア大洋州局　大洋州課長　神　田　鉄　平　氏
経済産業省　大臣官房審議官（通商政策担当）　矢　作　友　良　氏
b.　第５８回日豪経済合同委員会会議について

5)　第５８回日豪経済合同委員会会議
１０月５日（４５４名）
主　催：豪日経済委員会
日本側：２７１名
豪州側：１８３名
形　式：ハイブリッド（東京：ホテルニューオータニ、豪州側：全面オンライン）
a.　開会式
開会挨拶
豪日経済委員会　委員長　サー・ロッド・エディントン　氏
日豪経済委員会　委員長　三　村　明　夫
両国政府代表挨拶
（ビデオメッセージ）オーストラリア連邦　首相　スコット・モリソン　氏
（ビデオメッセージ）駐オーストラリア日本国特命全権大使　山　上　信　吾　氏
南オーストラリア州政府代表挨拶
南オーストラリア州　首相　スティーブン・マーシャル　氏

b.　基調講演　「今後の日豪経済協力について」
基調スピーカー：　オーストラリア連邦　貿易・観光・投資大臣　ダン・ティーハン　氏

c.　第１回全体会議　「エネルギー安定確保のための日豪関係」
スピーカー：
経済産業省　首席国際カーボンニュートラル政策統括調整官　南　亮　氏
Ｃｌｉｍａｔｅ　Ｃｈａｎｇｅ　Ａｕｔｈｏｒｉｔｙ，
Ｃｈａｉｒ，　Ｇｒａｎｔ　Ｋｉｎｇ　氏
進行役：　ＫＰＭＧ Ａｕｓｔｒａｌｉａ，
Ｐａｒｔｎｅｒ ａｎｄ Ｅｎｅｒｇｙ Ｔｒａｎｓｉｔｉｏｎ Ｌｅａｄ，
Ｂａｒｒｙ　Ｓｔｅｒｌａｎｄ　氏
パネリスト：Ｗｏｏｄｓｉｄｅ Ｅｎｅｒｇｙ Ｌｔｄ，
Ｃｈｉｅｆ Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ Ｏｆｆｉｃｅｒ，　Ｍｅｇ　Ｏ‘Ｎｅｉｌｌ　氏
電源開発㈱　特別顧問　北　村　雅　良　氏
ＢＨＰ，Ｃｈｉｅｆ Ｃｏｍｍｅｒｃｉａｌ Ｏｆｆｉｃｅｒ，
Ｖａｎｄｉｔａ　Ｐａｎｔ　氏
ＥＮＥＯＳ㈱　常務執行役員　宮　田　知　秀　氏

d.　第２回全体会議　「アフターコロナの経済・産業の回復」

進行役：University of South Australia, Research & Enterprise, Deputy Vice Chancellor, Prof. Marnie Hughes−Warrington 氏

パネリスト：㈱ＪＴＢ 会長　髙 橋 広 行 氏

Macquarie Capital Australia & New Zealand, Co−Head,　John Pickhaver 氏

日本電気㈱ 会長　遠 藤 信 博 氏

Fujitsu Australia and New Zealand, Chief Executive Officer,　Graeme Beardsell 氏

e.　特別講演　「ニューフロンティアでの総力の結集：宇宙での挑戦」

挨拶（ビデオメッセージ）：　宇宙飛行士、日本科学未来館 名誉館長　毛 利　衛 氏

スピーカー：　（オンライン）宇宙航空研究開発機構 理事長　山 川　宏 氏

Australian Space Agency, Head,　Enrico Palermo 氏

f.　第３回全体会議　「激動の時代の貿易－グローバル・サプライチェーンの未来」

スピーカー：　（独）日本貿易振興機構 副理事長　信 谷 和 重 氏

Business Council of Australia, Chief Executive Officer, Jennifer Westacott 氏

進行役：　Government of South Australia, Dept. for Trade & Investment, Chief Executive, Leonie Muldoon 氏

パネリスト：　（一社）電池サプライチェーン協議会 執行理事　森 島 龍 太 氏

National Farmers’Federation, President,　Fiona Simson 氏

㈱ＮＴＴデータ 取締役常務執行役員　鈴 木 正 範 氏

BizCubed, Chief Executive Officer, Zachary Zeus 氏

g.　第４回全体会議　「次世代リーダーズセッション～二国間を超えた日豪関係～」

挨拶：　㈱@アジア・アソシエイツ・ジャパン 代表取締役　正 宗 エリザベス 氏

AMP Capital, Head of Business Relationships − Japan, Craig Usmar 氏

スピーカー：　日本航空㈱ グローバル販売部販売推進室 主任　秋 房 千安紀 氏

INPEX Corporation, Senior Legal Counsel, Luke Russll 氏

パネリスト：　ST Solutions Australia, Director, Takero Izuhara 氏

Power Ledger, Co−Founder and Executive Chairman,　Jemma Green 氏

h.　閉会式

閉会挨拶

豪日経済委員会　委員長　　サー・ロッド・エディントン　氏
日豪経済委員会　委員長　　三　村　明　夫

6)　日豪次世代リーダーズプログラム

a.　「シンクタンク」ワークショップ

１０月　４日（４７名）

形式：オンライン

ＦＬＰ：２８名、運営委員：１９名

(a)　次世代リーダーズによるプレゼンテーション

(b)　運営委員の皆さまとのディスカッション

7)　その他の会議・イベント

a.　ダン・ティーハン　オーストラリア政府　貿易・観光・投資大臣との懇談会

７月１５日

開催地：ザ・プリンスギャラリー東京紀尾井町

懇談テーマ：エネルギー政策やサプライチェーンについて意見を交換

日本側：三村明夫委員長、飯島彰己副委員長、広瀬道明運営委員

b.　南オーストラリア州スティーブン・マーシャル首相との懇談会

１０月　４日（２１名）

開催地：東京商工会議所５階およびオンライン

日本側：１５名

豪　側：　６名（運営委員）

懇談テーマ：水素、宇宙、観光関連などについて

c.　ピーター・グレイ豪日経済委員会委員長と三村明夫日豪経済委員会委員長との懇談

３月　２日

開催地：オンライン

d.　ニューサウスウェールズ州・クイーンズランド州における大規模洪水被害に対する義捐金の拠出

３月２５日

e.　ジャン・アダムズ　駐日オーストラリア大使と三村委員長との懇談

３月３０日

開催地：在日オーストラリア大使館

f.　ＱＬＤ州における土地付加価値税に関する調査

g.　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｉｄｅｎｔｉｆｉｃａｔｉｏｎ　Ｎｕｍｂｅｒ（ＤＩＮ）制度に関する調査

8)　後援・協力

８月１０日　日本貿易振興機構　シドニー事務所主催ウェビナー（後援）
「日豪水素サプライチェーンの展望―ＮＳＷ州を中心に―」

9)　表敬・懇談

１２月１０日　小野益央　在ブリスベン総領事による三村委員長表敬

３月　９日　西オーストラリア商工会議所と西谷事務総長のオンライン面談

⑪　日本ニュージーランド経済委員会

1)　委員長・副委員長会議

７月２６日（５名）

形式：オンライン

a.　委員長・副委員長の選任について

b.　２０２０年度活動報告・２０２１年度事業計画について

c.　第４７回日本ニュージーランド経済人会議について

９月　６日（５名）

形式：オンライン

a.　委員長挨拶

b.　浜田晋吾副委員長（日本水産㈱　代表取締役社長）のご紹介

c.　第４７回日本ニュージーランド経済人会議について

d.　２０２１年度、今後の会議スケジュールについて

e.　２０２２年度第４８回日本ニュージーランド経済人会議について

2)　２０２１年度日本ニュージーランド経済委員会総会

７月２６日（紙上総会）

a.　日本ニュージーランド経済委員会　委員長・副委員長の選任ついて
（新任　副委員長　浜田　晋吾　氏（日本水産㈱　代表取締役　社長執行役員））

b.　２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認

3)　幹事会

９月１３日（１８名）

形式：オンライン

a.　第４７回日本ニュージーランド経済人会議について

b.　２０２１年、今後の会議スケジュールについて

c.　２０２２年度　第４８回日本ニュージーランド経済人会議について

4)　第４７回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

１１月　５日（３８名）

形式：オンライン

a.　来賓ブリーフィング

外務省　アジア大洋州局　大洋州参事官　　石　月　英　雄　氏
経済産業省　通商政策局　通商企画調整官　　布　施　吉　章　氏

b.　第４７回日本ニュージーランド経済人会議について

5)　第４７回日本ニュージーランド経済人会議

１１月１６日（１６９名）

主　催：日本ニュージーランド経済委員会ＮＺ側委員会

日本側：８５名

ＮＺ側：８４名

形式：ハイブリッド（東京：東商渋沢ホール、ＮＺ側：全面オンライン）

a.　開会式

マオリの挨拶

Ｆｏｎｔｅｒｒａ，Ｉｎｃｌｕｓｉｏｎ＆ｍāｏｒｉ Ｓｔｒａｔｅｇｙ，
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　Ｔｉａｋｉ Ｈｕｎｉａ 氏

マオリの歌

Ｗａｋａｔū Ｉｎｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　Ｍｉｒｉａｎａ Ｓｔｅｐｈｅｎｓ 氏

開会挨拶

日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　　イアン・ケネディ 氏
日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　　市　川　　晃

来賓祝辞

駐日ニュージーランド特命全権大使　ヘイミッシュ・クーパー 氏
（オンラインでご臨席）駐ニュージーランド日本国特命全権大使　　伊　藤　康　一 氏

b. 第１回全体会議「ポストコロナの両国ビジネス環境」

進行役：　　ＢＮＺ，Ｅｘｐｏｒｔ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ Ｐａｒｔｎｅｒｓｈｉｐ Ｂａｎｋｉｎｇ，Ｈｅａｄ，　Ｊａｓｏｎ Ｒｅｅｖｅｓ 氏

パネリスト：

（ＮＺ側）　Ａｕｃｋｌａｎｄ Ｕｎｌｉｍｉｔｅｄ，ＣＥＯ，　Ｎｉｃｋ Ｈｉｌｌ 氏
（日本側）　㈱三菱ＵＦＪ銀行　顧問　　藤　末　浩　昭 氏
（ＮＺ側）　Ｗａｋａｔū Ｉｎｃｏｒｐｏｒａｔｅｄ，　ＡｕＯｒａ，
Ｇｅｎｅｒａｌ Ｍａｎａｇｅｒ，　Ｍｉｒｉａｎａ Ｓｔｅｐｈｅｎｓ 氏
（日本側）　㈱トレードワルツ　社長　　小　島　裕　久 氏

c. 第２回全体会議「安全、健康、持続可能な社会」

進行役：　　Ｆｏｎｔｅｒｒａ，Ｇｌｏｂａｌ Ｓｔａｋｅｈｏｌｄｅｒ Ａｆｆａｉｒｓ，
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｓｉｍｏｎ Ｔｕｃｋｅｒ 氏

パネリスト：

（ＮＺ側）Ｇｅｏｔｈｅｒｍａｌ Ｒｅｓｏｕｒｃｅｓ ＆ Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔｓ，
Ｇｅｎｅｒａｌ Ｍａｎａｇｅｒ，　Ｍｉｋｅ Ｄｕｎｓｔａｌｌ 氏
Ｃｏｎｔａｃｔ Ｅｎｅｒｇｙ，Ｓｔｒａｔｅｇｙ，
Ｇｅｎｅｒａｌ Ｍａｎａｇｅｒ，Ｊａｍｅｓ Ｆｌａｎｎｅｒｙ 氏
（日本側）　富士電機㈱　執行役員兼発電プラント事業本部長　　堀　江　理　夫 氏
（ＮＺ側）Ｒｏｂｏｔｉｃｓ Ｐｌｕｓ Ｇｒｏｕｐ，　Ｆｏｕｎｄｅｒ ＆ Ｂｏａｒｄ Ｃｈａｉｒ，ＣＥＯ，　Ｓｔｅｖｅｎ Ｓａｕｎｄｅｒｓ 氏
（日本側）パナソニック・ホームズ㈱　海外事業部構法開発課長　兼
Ｓｍａｒｔ Ｂｕｉｌｄ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ．Ｌｉｍｉｔｅｄ
ディレクター　　岩　澤　成　憲 氏

d. 第３回全体会議「イノベーションとテクノロジー」

進行役：　　Ｂａｋｅｒ Ｔｉｌｌｙ Ｓｔａｐｌｅｓ Ｒｏｄｗａｙ，
Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ａｄｖｉｃｅ，Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，
Ａｎｎｅｔｔｅ Ａｚｕｍａ 氏

パネリスト：

（ＮＺ側）　Ｂｅｃａ Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ Ｓｕｓｔａｉｎａｂｉｌｉｔｙ，
Ｌｅａｄ，　Ｅｌｅａｎｏｒ Ｇｒａｎｔ 氏
（日本側）　日本水産㈱　相談役　　的　埜　明　世 氏
（ＮＺ側）　Ｒｏｃｋｅｔ Ｌａｂ，
Ｇｌｏｂａｌ Ｃｏｍｍｅｒｃｉａｌ Ｌａｕｎｃｈ Ｓｅｒｖｉｃｅｓ，
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　Ｓａｎｄｙ Ｔｉｒｔｅｙ 氏

（日本側）　日本電気㈱　会長　遠　藤　信　博　氏

e.　閉会式

閉会挨拶

日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　イアン・ケネディ　氏

日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　市　川　　晃

マオリの祈祷

Ｆｏｎｔｅｒｒａ，Ｉｎｃｌｕｓｉｏｎ＆ｍāｏｒｉ Ｓｔｒａｔｅｇｙ，
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　Ｔｉａｋｉ Ｈｕｎｉａ　氏

6)　その他の会議・イベント

a.　ニュージーランド「ジャパン・フォーラム」

４月２１日（１６４名）

形式：オンライン

(a)　基調講演

ニュージーランド　貿易・輸出振興大臣兼農業大臣　ダミエン・オコナー　氏

(b)　挨拶

駐ニュージーランド日本国特命全権大使　伊　藤　康　一　氏

(c)　講演

「ニュージーランドの再生可能エネルギーの最新動向について」

（水素）　ニュージーランド水素評議会　会長　リンダ・ライト　氏

（地熱）　Ｃｏｎｔａｃｔ Ｅｎｅｒｇｙ社
Ｄｅｐｕｔｙ　ＣＥＯ　ジェームズ・キルティ　氏

b.　ダミエン・オコナー　ニュージーランド　貿易・輸出振興大臣兼農業大臣　貿易使節団
バーチャル・トレード・ミッション（主催：在日ニュージーランド大使館）

６月　４日

形式：オンライン

日本側ビジネス界代表として、市川晃　日本ニュージーランド経済委員会委員長　挨拶

7)　後援・協力

６月２３日　ニュージーランド投資セミナー
（後援、主催：ニュージーランド大使館/ニュージーランド貿易経済促進庁）

６月２８日～７月９日　ニュージーランド・アグリテック２０２１
（後援、主催：ニュージーランド大使館/ニュージーランド貿易経済促進庁）

⑫　日智経済委員会

1)　２０２１年度日智経済委員会日本国内委員会総会

６月３０日（紙上総会）

a.　２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　第３２回日智経済委員会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

3)　日智経済委員会オンライン分科会

a.　第１回「グリーン水素の現状と課題、ビジネス機会」

６月　３日（２６２名）

(a)　開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会　委員長　　小　林　　健

日智経済委員会チリ国内委員会　委員長　　フアン・エドゥアルド・エラスリス・オッサ　氏

(b)　講演

経済産業省　資源エネルギー庁　新エネルギーシステム課　課長　　白　井　俊　行　氏

チリ共和国　エネルギー省　燃料・新エネルギーキャリアー部門長　　マックス・コレア　氏

(c)　質疑応答

b.　第２回「鉱山におけるロボット活用・自動化が生産性、持続可能性に与える影響」

７月　８日（２４１名）

(a)　講演

小松製作所　鉱山技術ソリューション自律走行型運搬システム部長

アンソニー・クック　氏

アントファガスタ・ミネラルズ　イノベーショングループマネージャー

アラン・ムクニク　氏

(b)　質疑応答

c.　第３回「スマートアグリが農業全体の生産性・持続可能性に与える影響」

９月　２日（１３６名）

(a)　講演

北海道大学農学研究院　ビークルロボティクス研究室　副研究院長　教授

野　口　　伸　氏

オルティフルット　コーポレートＣＥＯ　　フアン・イグナシオ・アジェンデ　氏

(b)　質疑応答

4)　その他の会議・イベント

a.　チリ「日本から見たチリ」出版記念式

１２月　７日（６８名）

形式：オンライン

(a)　開会挨拶

日智経済委員会チリ国内委員会　委員長　　フアン・エドゥアルド・エラスリス・オッサ　氏

日智経済委員会日本国内委員会　委員長　　小　林　　健

(b)　講演

サンチアゴ・カトリック大学　教授　　ペドロ・ジャコベリ　氏

国際協力機構（ＪＩＣＡ）緒方研究所　シニア・リサーチ・アドバイザー、

元駐エルサルバドル日本国大使　　細　野　昭　雄　氏

神戸大学経済経営研究所　フェロー、ラテンアメリカ協会　常務理事　　桑　山　幹　夫　氏

元三菱商事　理事、ラテンアメリカ協会　理事　　工　藤　　章　氏

(c)　質疑応答

b.　日本向けチリ産キウイ輸出市場調査

８月～９月

日本向けチリ産キウイ輸入市場調査のため、在日チリ大使館、外務省の協力を得て、輸入業者、卸売業者、スーパーマーケット等にヒアリングを実施した。

c.　チリ共和国エネルギー省　電気自動車業界バーチャルツアー

３月

チリ共和国エネルギー省が、世界各国の電気自動車メーカーや関連企業とオンラインでの情報交換の機会を設けることとなり、本田技研工業、三菱自動車との会合をアレンジした。

5)　表敬・懇談

２月１８日　リカルド・ロハス駐日チリ大使と宮本事務総長の懇談

⑬　日亜経済委員会

1)　２０２１年度日亜経済委員会総会

６月３０日（紙上総会）

a.　２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　その他の会議・イベント

a.　第６回日亜ビジネス環境整備委員会報告会

１１月１０日（１１６名）

形式：オンライン

(a)　講演

在アルゼンチン日本大使館　公使参事官　　佐　藤　慎　市　氏
在亜日本商工会議所　会頭（トヨタアルゼンチン副社長）　　永　谷　佳　久　氏
在亜日本商工会議所　日亜ビジネス環境整備委員会　セクター委員長
（亜国三菱社長）　　松　岡　孝　典　氏

b.　アルゼンチン共和国　エルナン・ラクンサ元財務大臣講演会

１２月　９日（１６９名）

形式：オンライン

(a)　開会挨拶

亜日経済委員会　委員長　　アンヘル・マチャード　氏
日亜経済委員会　委員長　　小　林　　健
駐アルゼンチン日本国　特命全権大使　　中　前　隆　博　氏
駐日アルゼンチン共和国　特命全権大使　　ギジェルモ・ハント　氏

(b)　講演

アルゼンチン共和国　元財務大臣　　エルナン・ラクンサ　氏

(c)　質疑応答

3)　表敬・懇談

７月　２日　ギジェルモ・ハント駐日アルゼンチン大使と宮本事務総長との面談

⑭　日本ペルー経済委員会

1)　２０２１年度日本ペルー経済委員会総会

６月３０日（紙上総会）

a.　２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　日本ペルー経済委員会　オンライン経済協議会「日本とペルーのビジネス関係の強化とイノベーション」

７月１６日（２８８名）

a.　開会挨拶

日本ペルー経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫

ペルー日本経済委員会　委員長　　ルイス・ベガ　氏

b.　講演

「これからの２００年に向けた新しいペルー」

ブエナベントゥーラ　社長 / ペルー日本経済委員会　鉱山部会長　　ロケ・ベナビデス　氏

「デジタル化によるヘルスケアサービスの変革」

㈱アルム　社長　　坂　野　哲　平　氏

c.　質疑応答

d.　閉会挨拶

ペルー日本経済委員会　ペルー側会員企業　代表

（ペルー三井物産　社長）　　中　村　　誠　氏

3)　その他の会議・イベント

a.　ブエナベントゥーラ社ロケ・ベナビデス社長（ペルー日本経済委員会　鉱業部会長）の
インタビュー動画（日本語）配信

b.　オンラインセミナー「ペルー元閣僚による政治経済情勢」

１２月　３日（１５４名）

(a)　開会挨拶　　日本ペルー経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫

(b)　講演

政治セクター　ペルー共和国　元生産大臣　ダビッド・レモール　氏

経済セクター　ペルー共和国　前経済大臣　ワルド・メンドーサ　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会挨拶　　ペルー日本経済委員会　委員長　　ルイス・ベガ　氏

4)　表敬・懇談

３月２５日　ロベルト・セミナリオ駐日ペルー共和国大使による安永委員長表敬

⑮　日本エジプト経済委員会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

５月２５日（紙上総会）

2)　アイマン・カーメル駐日エジプト・アラブ共和国特命全権大使　　オンライン講演会

１０月１日　（４０名）

開催地：オンライン（配信会場は東京會舘）

a.　開会挨拶

日本・エジプト経済委員会　委員長　　加留部　　淳

b.　来賓挨拶

外務省中東アフリカ局　局長　　長　岡　寛　介　氏

c.　特別講演

「日本・エジプト間における経済協力関係」～任期を振り返って～

駐日エジプト・アラブ共和国特命全権大使　　アイマン・アリ・カーメル　氏

d.　質疑応答

e.　閉会

3)　表敬

１月２８日　　モハメド・アブバクル・サレー・ファッターフ駐日エジプト・アラブ共和国大使の加留部委員長表敬

4)　協力

７月２２日　　ジャパン・タイムズ　エジプト・ナショナル・デー特集に祝辞広告掲載

⑯　日西経済委員会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２１年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

５月２１日（紙上総会）

2)　オンラインセミナー「スペインの最新事情とビジネスチャンス」

７月　２日（７６名）

a.　開会挨拶

日西経済委員会 委員長　　佐々木　幹　夫

駐スペイン日本国特命全権大使　　平　松　賢　司　氏

b.　講演

「スペインの概況（欧州復興基金等を活用した最近の主な産業政策について）」

在スペイン日本国大使館　一等書記官　　椎　名　隆　之　氏

「カーボンニュートラルを巡るスペイン産業界の動き」

日本貿易振興機構（ジェトロ）マドリード事務所　所長　　加　藤　辰　也　氏

「スペインにおける水素エネルギーの動向」

スペイン日本商工会議所 会頭　兼　欧州三井物産㈱　スペイン支店長

千　原　大　輔　氏

d.　質疑応答

e.　閉会

3)　表敬

１１月　８日　　平松賢司駐スペイン大使の三村会頭表敬

4)　後援・協力

４月１４日　　スペイン大使館主催ウェビナー「水素社会を見据えた自動車産業の戦略」

５月２６日　　スペイン大使館主催ウェビナー「２０５０年脱炭素化の実現：洋上風力普及の取組み」

１０月　７日　　外務省からの周知依頼「スペイン・ガリシア州投資誘致資料の送付」

１１月　２日　　京都グリーンケミカル・ネットワーク、京都スマートシティエキスポ運営協議会主催「京都スマートシティエキスポ２０２１プレイベント」

１１月１１日～１２月３１日　京都スマートシティエキスポ運営協議会主催「けいはんな学研都市のオータムフェア２０２１」

１２月　２日　　西日財団主催、日本・スペイン両国外務省共催「日・スペイン・デジタルシンポジウム」

⑰　日本・カナダ商工会議所協議会

1)　日本・カナダ商工会議所協議会 オンライン合同会合

１１月２６日（１５０名）

オンライン開催

a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会　会長　　安　永　竜　夫

b. 講演・意見交換

テーマ　「エネルギー」

ＡｌｔａＧａｓ　Ｓｅｎｉｏｒ　Ｖｉｃｅ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ
Ｅｘｔｅｒｎａｌ　Ｒｅｌａｔｉｏｎｓ　Ｄａｎ　Ｗｏｚｎｏｗ　氏
三菱商事㈱　執行役員、石油・化学ソリューショングループ 次世代燃料・石油事業
本部長 兼 ＥＸタスクフォース 次世代エネルギー戦略室長
羽　場　広　樹　氏

テーマ　「イノベーション協力」

Ａｃｃｅｌａｔｉｏｎ　Ｃｅｎｒｔｒｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ　Ｔａｂａｔｈａ　Ｌａｖｅｒｔｙ　氏
ジェトロ・トロント事務所長　　斎　藤　健　史　氏

c. 基調講演

駐カナダ日本国大使　　川　村　泰　之　氏
駐日カナダ大使　　イアン・マッケイ　氏

d. 閉会挨拶

カナダ側会長　　スティーブ・デッカ　氏
カナダ商工会議所　会頭　　ペリン・ビーティー　氏

2)　２０２１年度総会

3月１６日（３６名）オンライン開催

a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会　会長　　安　永　竜　夫

b. 報告　①２０２１年度活動報告
②２０２１年度収支決算（見込み）

c. 議件　①２０２２年度活動計画（案）
②２０２２年度収支予算（案）

d. 講演

外務省　北米局　北米第二課長　　岡　崎　泰　之　氏
在日カナダ大使館　参事官・シニアトレードコミッショナー
ディビッド・ボストウィック　氏

3)　主催イベント

a.　１０月２８日　日本・カナダ次官級経済協議における要望事項に関する外務省との意見交換会

b.　３月　９日　～１６日　オンラインセミナー「カナダ５州（アルバータ州・ブリティッシュコロンビア州・オンタリオ州・サスカチュワン州・ケベック州）の最新情報とビジネスチャンス」（動画配信）

4)　後援・協力

a.　５月２７日・６月３日　ケベック州投資公社／在モントリオール日本国総領事館主催「ケベック州の先端技術紹介」ウェビナー

b.　１０月１９日　カナダ大使館主催「カナダと考えるＡＩ倫理」セミナー

c.　１１月１８日　カナダ大使館主催「就業許可証とビジネストラベル：ＣＰＴＰＰとカナダの支援政策」セミナー

d.　１２月１４～１６日　カナダ大使館主催「日加エネルギー安全保障フォーラム」

⑱　日本メコン地域経済委員会

1)　２０２１年度総会（２０２０年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２０年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
６月１４日（紙上総会）

2)　合同会議
ベトナム商工会議所との第２回合同ウェビナー
７月２２日　（２８名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　ベトナム側講演
「ＥＶＦＴＡ実施に伴うベトナムの農業と日本への輸出の可能性」
ベトナム農業農村開発省所管　農業農村開発政策戦略研究所（ＩＰＳＡＲＤ）ダイレクター
チャン・コン・タン　氏
(c)　日本側講演
「対越農業振興支援の概要と直近の取組み」
国際協力機構（ＪＩＣＡ）ベトナム事務所　次長
室　岡　直　道　氏
国際協力機構（ＪＩＣＡ）専門家
ベトナム・ゲアン省フードバリューチェーン　振興アドバイザー
稲　葉　　誠　氏
「ベトナム農業の振興におけるソリマチグループの取組みと今後の展望」
ソリマチ㈱　取締役　兼　農業利益創造研究所　代表理事理事長
平　石　　武　氏
ソリマチベトナム㈲　農業事業推進責任者
グェン・タン・モン　氏
(d)　ベトナム企業紹介
企業紹介１（コーヒー）：
ディテック・コーヒー社　会長　　ダオ・ゴック・アイン　氏
企業紹介２（冷凍フルーツ・野菜、スパイス）：
アン・バン・ティン社　ジェネラルダイレクター　　グエン・コン・ラム　氏
企業紹介３（ナチュラルエッセンシャルオイル）：
リエン・ミン・サイン社　営業　　アン・ニャン　氏
(e)　閉会

3)　懇談会、セミナー等
a.　オンラインセミナー「クーデター１００日 ミャンマーはどうなっていくのか 軍政の「完全復活」と「完全解体」をかけた軍と国民の激突」
５月１９日　（８１名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　講演
読売新聞東京本社　元アジア総局長　　深　沢　淳　一　氏
(c)　質疑応答
(d)　閉会

b.　外務省・経産省による「第２回ミャンマー情勢説明会」
６月２８日　（７０名）
開催地：オンライン
(a)　開会挨拶
日本メコン地域経済委員会　委員長　　鈴　木　善　久　氏
(b)　各省より説明
「ミャンマー情勢及び米国の制裁」
外務省　南部アジア部長　　小　林　賢　一　氏
「ＯＤＡ関連」
外務省　国際協力局長　　植　野　篤　志　氏
「現地企業の状況」
経済産業省　通商政策局長　　広　瀬　　直　氏

c.　梅田邦夫 前駐ベトナム全権大使によるオンラインご講演「ベトナムを知れば見えてくる日本の危機」
７月１２日　（５４名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　講演
㈱日本経済研究所　上席研究主幹　外国人材共生支援全国協会　副会長
（前駐ベトナム全権大使）　　梅　田　邦　夫　氏
(c)　質疑応答
(d)　閉会

d.　オンラインセミナー「カンボジア中央銀行デジタル通貨と、ラオス中央銀行との取り組みについて」
１１月　１日　（４５名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　講演
ソラミツ㈱　代表取締役社長　　宮　沢　和　正　氏
(c)　質疑応答
(d)　閉会

e.　タイ王国大使館経済・投資事務所　タイ投資委員会(ＢＯＩ)東京事務所との共催オンラインセミナー
１２月２３日　（２０名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　講演
「タイのリカバリー：リスクとチャンス」
タイ開発調査研究所（ＴＤＲＩ）　エコノミックインテリジェンスサービス　所長
ギリダー・パオピチット　氏
「タイ投資委員会（ＢＯＩ）による投資支援」
タイ王国大使館経済・投資事務所（ＢＯＩ東京事務所）公使
ガノッポーン・ショーティパーン　氏
(c)　質疑応答
(d)　閉会

f.　外務省・経産省による「第３回ミャンマー情勢説明会」
２月１５日　（７０名）
開催地：オンライン
(a)　開会挨拶
日本メコン地域経済委員会　委員長　　鈴　木　善　久　氏
(b)　各省より説明
「ミャンマー情勢及び米国の制裁」
外務省　南部アジア部長　　加　納　雄　大　氏
「ＯＤＡ関連」
外務省　国際協力局長　　植　野　篤　志　氏
「現地企業の状況」
経済産業省　通商政策局長　　松　尾　剛　彦　氏

4)　表敬訪問等
６月２４日　駐日タイ特命全権大使　シントン・ラーピセートパン氏と事務局の面会
１０月１５日　駐ラオス特命全権大使　小林賢一氏の三村会頭表敬訪問
１１月１０日　駐ラオス特命全権大使　小林賢一氏の鈴木委員長表敬訪問

5)　アドバイザリー・メンバー
委員企業のビジネスにとってより有益な委員会活動の検討や国際会議等での議題や登壇者等の検討、メコン地域の政府関係者やビジネス界への政策提言を行う際に、メコン地域における投資環境改善に向けた効果的な内容とするためのヒアリング・意見交換、要望事項の策定等を行う場として創設。１４名が就任。
９月　６日　第一回会合（オンライン）

6)　ＪＭＢＣＣ通信
メコン地域ビジネスに有益な情報提供として、専門家より委員企業に向け寄稿を依頼。「ＪＭＢＣＣ通信」として配信を開始した。
１１月１５日　ＪＭＢＣＣ通信ＶＯＬ．１　「メコン地域にとってのＲＣＥＰの意義（1）」
国士舘大学　政経学部　教授　　助　川　成　也　氏
１月２５日　ＪＭＢＣＣ通信ＶＯＬ．２　「メコン地域にとってのＲＣＥＰの意義（2）」
国士舘大学　政経学部　教授　　助　川　成　也　氏
３月２２日　ＪＭＢＣＣ通信ＶＯＬ．３　「メコン地域にとってのＲＣＥＰの意義（3）」
国士舘大学　政経学部　教授　　助　川　成　也　氏

7)　各機関への協力等
a.　日アセアン経済産業協力委員会（ＡＭＥＩＣＣ）事務局、日本貿易振興機構共催ウェビナー
「Ｍｅｋｏｎｇ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｓｅｍｉｎａｒ　ｖｏｌ．１　成長するメコン地域の魅力とポテンシャル」への協力
２月２４日
開催地：オンライン
概要：メコン地域全体の最新概況や、近年の物流環境の改善に伴って域内全体で拡大するビジネス機会などについての紹介のほか、今年１月に経済産業省が打ち出した「アジア未来投資イニシアティブ」の説明。本委員会は広報面で協力。

b.　日越大学に関する事業
１月２１日　日越大学第二期理事会・第１回会議（オンライン）

c.　ミャンマー人材育成支援産学官連携ぷらっとフォームに関する事業
　７月　６日　第１９回世話人会（オンライン）
１２月２１日　第２０回世話人会（オンライン）
　３月２９日　第２１回世話人会・２０２１年度総会（オンライン）

⑲　全国商工会議所中国ビジネス研究会

1)　会員企業の対中国ビジネスを支援するため、中国関連セミナーなどについて情報提供を行った。
本年度は日商との共催で「越境ＥＣ」などをテーマに以下のとおりセミナーを４回開催した。

６月２３日（１０８名）　中小企業のためのＡｍａｚｏｎ活用オンラインセミナー
８月２７日（３２名）　オンライン展示会をフル活用！新規取引先の開拓
１２月　２日（３１名）　中小企業のためのＥＣセミナー　～爆買いの情報源　中国最大のＳＮＳで行う中国展開～
１２月２１日（７０名）　中国経済の現状と展望・最新法律動向について

⑳　東アジア・ビジネスカウンシル（ＥＡＢＣ）

1)　第５１回ＥＡＢＣ会合
５月１７日
開催地：オンライン
a.　議長挨拶
b.　前会（第５０回）振り返り
c.　各国及び各ワーキンググループより近況と課題の共有
d.　グローバルサプライチェーンへの影響に関する２０２１年のＥＡＢＣ調査進捗
e.　その他

2)　第５２回ＥＡＢＣ会合
９月６日
開催地：オンライン
a.　議長挨拶
b.　前会（第５１回）振り返り
c.　各国及び各ワーキンググループより近況と課題の共有
d.　ＡＳＥＡＮ高級経済実務者会合に関する報告
e.　ＲＣＥＰウェビナーおよびＥＡＢＣ議長国選定
f.　その他

3)　第５３回ＥＡＢＣ会合
１月２６日
開催地：オンライン
a.　議長挨拶
b.　議長国交代セレモニー
c.　前会（第５２回）振り返りの共有
d.　２０２２年の課題と日程共有
e.　ＲＣＥＰ関連情報交換
f.　調査準備状況
g.　その他

4)　ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合

９月１３日
開催地：オンライン

㉑　アジア・大洋州地域大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）
※新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止

㉒　駐中南米地域日本国大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）
※新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止

㉓　その他国際関係会議

1)　ウェビナー「インドネシア　オムニバス法と関連法令に関するオンラインセミナー」（東商共催）
７月１日　（１９０名）
開催地：オンライン
a.　開会
b.　講演
インドネシア投資調整庁　日本事務所　所長　　ラフマット・ユリアン氏
c.　質疑応答・意見交換
d.　閉会

2)　Ｊａｐａｎ　Ｉｓｒａｅｌ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｎｅｔｗｏｒｋ（ＪＩＩＮ）総会
６月８日（２０名）
開催方法：オンライン

3)　中小企業のための「海外進出」セミナー ～ ″欧州・北米市場の窓口″として世界をリードする アイルランドの現状とその魅力 ～（東商共催）
１月２６日（４４名）
a. オープニング
b. 講演
c. 質疑応答
d. 閉会挨拶

4)　日本ＹＥＧ×イスラエルビジネスシンポジウム２０２１
３月１日（３１０名）
a．オープニング
b．基礎講座
c．ビジネスモデル講演
＊テーマ：再生エネルギー、農業、ＡＩを活用した金融サービス等
d.　閉会挨拶

(16) その他の会議

①　参与会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

②　秘書会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

③　２０２２年度議員選挙に関する説明会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
１１月　１日　　（２２４名）　1)　２０２２年度議員選挙・投票日について

2)　２０２２年度議員選挙の概要について
3)　東商マイページを利用した票数通知について
4)　「投票券」の電子化について
5)　選挙実施に際してのお願いについて

④　選挙管理委員会

１０月　６日　（　１２名）　説明　1)　議員選挙の概要について
議件　1)　議員選挙の日程並びに投票場・開票場について
2)　東商マイページを利用した票数通知について
3)　「投票券」の電子化について
報告　1)　「会員・特定商工業者名簿」頒布について
2)　今後の選挙管理委員会日程について

３月　９日　（　１４名）　議件　1)　選挙権委任に関する変更点について
2)　２０２２年度　１号議員選挙要領（案）について
3)　１号議員選挙　各種用紙の様式（案）について
4)　ＷＥＢ委任システムについて
報告　1)　「票数確認のお願い」発送報告について
2)　今後の選挙管理委員会日程について

⑤　四木会　※東商主催会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑥　東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、１５団体にて構成する「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議」を開催し、意見交換を行った。

1)　連絡会議

１２月　２日　（　１５名）　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議
説明　「東京外かく環状道路　現在の事業の進捗状況について」
国土交通省関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長　関　信郎　氏
東日本高速道路㈱関東支社　東京外環工事事務所長　辻　功太　氏
中日本高速道路㈱東京支社　東京工事事務所長　中岡　毅　氏
意見交換

１月２６日　（　１８名）　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議
来賓挨拶　東京都議会外かく環状道路建設促進議員連盟
会長　中嶋義雄　氏
国土交通省　関東地方整備局　道路部長　髙松　諭　氏
東京都　建設局　三環状道路整備推進部長　福島眞司　氏
説明　「東京外かく環状道路　１２月以降の進捗と今後の予定について」
国土交通省関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長　関　信郎　氏
東日本高速道路㈱関東支社　東京外環工事事務所長　辻　功太　氏
中日本高速道路㈱東京支社　東京工事事務所長　中岡　毅　氏
意見交換
要望決議

○東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する要望

首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。

中でも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支える重要な基幹インフラである。加えて、２０１６年以降、環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした料金体系が首都圏に導入されていることからも、一刻も早い整備が求められる。

こうした中、首都高速中央環状線は、２０１５年３月に全線開通し、また、現在約９割の整備率である圏央道は、早期全線開通に向けて検討・工事が進められている。これらの道路においては、渋滞緩和効果や、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。一方、東京外かく環状道路（外環道）は、千葉区間が２０１８年６月に開通し、渋滞損失時間の減少や時間短縮による生産性の向上など、様々な効果が現れていることからも、未開通区間として残っている関越道～湾岸道路間の重要性がいよいよ高まっている。

しかしながら、２０２０年１０月、調布市において、トンネル直上部の地表面の陥没が確認され、その後の調査で3か所の空洞も見つかった。これを受けて、事業者は、シールドトンネルの掘進作業を停止し、陥没・空洞の原因究明と補修・補償への対応、周辺住民への丁寧な説明に取組んできた。加えて、調布市東つつじケ丘で発生した陥没事故を受けて設置した「東京外環トンネル施工等検討委員会有識者委員会」においてとりまとめられた東京外環事業における再発防止対策を元に、２０２１年１２月に策定された「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン」を踏まえて、事業者は外環道における再発防止対策を取りまとめ、「東京外環トンネル施工等検討委員会」においてその内容が確認されたところである。引き続き、補修・補償の対応や地域住民への説明を尽くすとともに、今般策定された再発防止対策を徹底した上で、早期の工事再開が望まれる。

一方、東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、首都圏三環状道路の総仕上げの区間であり、湾岸道路等との接続により関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線であり、高いストック効果が期待されているが、未だルートが確定していない予定路線である。その具体化に向けた検討の場として、２０１６年2月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立し、２０１９年6月には5回目の協議会が開催されたところであるが、早期計画具体化に向け、検討をさらに加速していくことが求められる。

外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも経済効果や生活道路の安全性向上、環境改善効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことからも、必要不可欠な路線である。

従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、右記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

記

１．陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応

・地域住民に丁寧に説明するとともに、陥没・空洞箇所周辺での地盤補修、補償等の対応について、誠心誠意取り組むこと。

２．再発防止対策を徹底し安全確保を最優先とした上での、シールド工事の早期再開と東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通

・大泉側本線シールド工事及び大泉ＪＣＴランプシールド、中央ＪＣＴランプシールド工事においては、地域住民に丁寧に説明するとともに、今般策定された再発防止対策を徹底した上で、早期に工事を再開すること。
・本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進し、一日も早い開通を目指し、国において用地および工事に必要な財源を確保すること。
・現在、約９割の進捗であるＪＣＴ・ＩＣ等の用地取得及び区分地上権取得を促進すること。特に進捗が遅れている青梅街道ＩＣ部における用地取得、区分地上権取得を国と東京都が連携のうえで加速すること。

３．東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の早期計画具体化

・環状道路としての機能を最大限発揮させるために、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」において、スピード感をもって検討を進め、東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画について、起終点やインターチェンジの位置等を決定し、できる限り早期に事業化すること。

２０２２年1月２６日
東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議

東京商工会議所	会頭	三村　明夫
八王子商工会議所	会頭	樫﨑　博
武蔵野商工会議所	会頭	髙橋　勇
青梅商工会議所	会頭	小澤　順一郎
立川商工会議所	会頭	川口　哲生
むさし府中商工会議所	会頭	濱中　重美
町田商工会議所	会頭	深澤　勝
多摩商工会議所	会頭	伊野　弘明
東京都商工会連合会	会長	山下　真一
一般社団法人東京都トラック協会	会長	浅井　隆
一般社団法人東京バス協会	会長	南　正人
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	会長	川鍋　一朗
東京都商店街連合会	会長	桑島　俊彦
公益財団法人東京観光財団	理事長	金子　眞吾
公益社団法人東京青年会議所	理事長	外口　真大

⑦　各種検定試験に関する会議等

1)　ビジネス実務法務検定試験

第１回１級作問・採点委員会	５月１７日	（１６名）	第５０回１級問題作成について
第２回１級作問・採点委員会	８月２０日	（２５名）	第５０回１級問題作成について
第３回１級作問・採点委員会	１０月　５日	（１７名）	第５０回１級問題作成について
１級最終採点委員会	２月１７日	（　５名）	第５０回１級最終採点審査

2)　福祉住環境コーディネーター検定試験

第１回１級作問委員会	５月１７日	（　８名）	第４７回１級問題作成について
第２回１級作問委員会	８月１７日	（　８名）	第４７回１級問題作成について
１級最終採点委員会	２月１６日	（　４名）	第４７回１級最終採点審査

3)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

第１回作問委員会	３月２３日	（　６名）	第３０回問題作成について
第２回作問委員会	５月１０日	（　５名）	第３０回問題作成について
第１回作問委員会	９月　７日	（　５名）	第３１回問題作成について
第２回作問委員会	１０月　５日	（　５名）	第３１回問題作成について
「ｅｃｏ検定アワード２０２１」審査委員会	１０月　４日	（　７名）	ｅｃｏ検定アワード２０２１最終審査

4)　そ の 他

東京商工会議所企画検定試験「大都市商工会議所検定担当課長会議」※オンライン形式
１月３１日　（１５名）　1)２０２１年度東商検定の実施結果・２０２２年度実施方針等について
2)質疑応答

東京商工会議所企画検定試験「担当者会議」※オンライン形式

４月　９日　（３３４名）　1)東商検定ＩＢＴ等について
2)質疑応答
３月１４日　（２１８名）　1)２０２１年度東商検定の実施結果・２０２２年度実施方針等について
2)質疑応答

⑧　新型コロナウイルス感染拡大に関する意見交換等

1)　小池都知事と三村会頭の意見交換

４月１３日　テレワークの推進、不要不急の外出自粛、職場の感染防止対策の徹底等の協力要請　他
４月２３日（オンライン形式）　大型連休期間の感染対策、テレワークの推進等の協力要請　他
７月２７日（オンライン形式）　テレワークの推進、２０時までの退社・帰宅、長期休暇の取得促進、ワクチン接種の加速化等の協力要請　他
１月１２日（オンライン形式）　テレワークの推進、ＢＣＰの策定・点検の促進等の協力要請　他

2)　東京都医師会との意見交換会

４月　２日（　１１名）　挨拶　東京商工会議所　会頭　三村　明夫
東京都医師会　会長　尾﨑　治夫　氏
東京都の医療現場の現状について
東京都医師会　副会長　猪口　正孝　氏
中小企業における新型コロナウイルス感染症の影響と企業支援の取り組みについて
東京商工会議所　専務理事　石田　徹
意見交換（コロナ禍における東京の医療現場の実情および経済界の役割について）

５月２５日（　１４名）（オンライン形式）
挨拶　東京都医師会　会長　尾﨑　治夫　氏
東京商工会議所　会頭　三村　明夫
「飲食関係企業による緊急懇談会」結果概要について
東京商工会議所　副会頭　大島　博
新型コロナウイルス感染症に係る商工会議所の対応について
東京商工会議所　専務理事　石田　徹
現在の医療提供体制について
東京都医師会　副会長　猪口　正孝　氏
ワクチン接種状況について
東京都医師会　副会長　角田　徹　氏
意見交換

3)　小池東京都知事・尾﨑東京都医師会会長と三村会頭の意見交換

１月２７日（オンライン形式）　ワクチン接種の推進、ＴＯＫＹＯワクションアプリ・無料検査制度の周知等の協力要請　他

７．事　　業

(1) 渋沢栄一記念事業

渋沢栄一記念事業については、２０１９年４月、東京商工会議所初代会頭渋沢栄一翁が２０２４年からの新１万円札の肖像画に採用、また、２０１９年９月には、２０２１年２月１４日ＮＨＫで放送開始の大河ドラマ「青天を衝け」の主人公に採用決定。これを受け、５つの主なテーマ「学ぶ」「訪ねる」「集まる」「読む」「作る」に基づき、昨年度に引き続き、渋沢栄一記念事業推進プロジェクトチームをオフィス環境部内に設置し、様々な記念事業を実施した。

①　渋沢栄一記念事業の実施

1)　「渋沢栄一翁８者連携　首脳会議」の開催

「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定（２０１９年８月２７日締結)」締結先である東京商工会議所（三村明夫会頭)、埼玉県深谷市（小島進市長)、東京都北区（花川與惣太区長)、公益財団法人渋沢栄一記念財団（樺山紘一理事長)、深谷商工会議所（村岡正巳会頭)、ふかや市商工会（沼尻芳治会長)、東京都板橋区（坂本健区長)（２０２０年１１月１１日付覚書にて追加)、東京都江東区（山﨑孝明区長)（２０２１年１月２９日付覚書にて追加）の８者が一堂に会し、各自治体・団体の取り組みを確認するとともに、今後の連携を一層深める機会とすることを目的に開催した。

（日　時）２０２１年４月２２日（木）１５時３０分～１７時
（場　所）東京商工会議所Ｈａｌｌ＆Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　ＲｏｏｍＡ１－２
（参加者）

東京商工会議所	三　村　明　夫	会　頭
埼玉県深谷市	小　島　　進	市　長
東京都北区	花　川　與惣太	区　長
公益財団法人渋沢栄一記念財団	樺　山　紘　一	理事長
渋沢史料館	井　上　　潤	館　長
深谷商工会議所	村　岡　正　巳	会　頭
ふかや市商工会	沼　尻　芳　治	会　長
東京都板橋区	坂　本　　健	区　長
東京都江東区	山　﨑　孝　明	区　長
日本放送協会	板　野　裕　爾	専務理事
	板　垣　麻衣子	プロデューサー
㈱ＮＨＫエンタープライズ	安　齋　尚　志	社　長
東京商工会議所	石　田　　徹	専務理事
	越　野　充　博	北支部会長
	岩　月　宏　昌	板橋支部会長
	鈴　木　健　之	江東支部会長
	小　林　治　彦	常務理事
	湊　元　良　明	理事・事務局長

2)　「深谷市～北区 大河ドラマ館バス視察会」の実施

ＮＨＫ放送の大河ドラマ「青天を衝け」の開始を受け、渋沢翁の生涯と精神に触れるべく、新たに開設された埼玉県深谷市・東京都北区の大河ドラマ館を巡る視察会を実施した。

（実施日）第１回　２０２１年　４月２０日（火）
第２回　　６月２３日（水）
第３回　　７月　９日（金）
第４回　　１０月　７日（木）
第５回　　１０月２１日（木）

第６回　　１１月　４日（木）
第７回　　１１月１７日（水）
（視察先）渋沢栄一 青天を衝け 深谷大河ドラマ館、渋沢栄一記念館、旧渋沢邸「中の家」、
渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館　他
（参加者数）合計５８社１３６名

3)　東京タワーライトアップ

渋沢翁の命日で没後９０年にあたる１１月１１日に、渋沢翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」精神を受け継ぎ、コロナ禍に立ち向かう事業者、中小企業や、コロナと戦う全ての方々に応援の気持ちを込めて、渋沢翁ゆかりの「藍玉」をモチーフに、東京タワーを藍色にライトアップした。ライトアップにあたり、点灯式および展示を開催した。

（日　時）２０２１年１１月１１日（木）１７時００分～１８時３０分
（場　所）ザ・プリンスパークタワー東京　３３階「スカイバンケット」

（来　賓）港区	武　井　雅　昭	区　長
日本放送協会	板　野　裕　爾	専務理事
（参加者）東京商工会議所	三　村　明　夫	会　頭
	垣　内　威　彦	副会頭
	野　本　弘　文	副会頭
	田　川　博　己	副会頭
	広　瀬　道　明	副会頭
	斎　藤　　保	副会頭
	上　條　　努	副会頭
	大　島　　博	副会頭
	山　内　隆　司	副会頭
	石　田　　徹	専務理事
㈱ＴＯＫＹＯ　ＴＯＷＥＲ	前　田　　伸	代表取締役社長
	吉　成　二　男	取締役常務執行役員
東京商工会議所	小　林　治　彦	常務理事
	湊　元　良　明	理事・事務局長

（展　示）東京タワーフットタウン２階特設コーナーに於いて東京商工会議所と渋沢翁の関係、東京商工会議所の活動等を紹介

4)　「大河ドラマ『青天を衝け』クロージングイベントｉｎ東京商工会議所」の開催

東商初代会頭である渋沢翁と東商との関係性に関する認知度向上を目的に、大河ドラマ「青天を衝け」の最終回放送に合わせ、トークイベント及びパブリックビューイングを開催した。

（日　時）２０２１年１２月２６日（日）１７時１０分～１９時１５分
（場　所）東京商工会議所　渋沢ホール
（来　賓）（１）主催者挨拶
（２）出演者・制作関係者によるトークイベント

〔出演〕　大河ドラマ「青天を衝け」渋沢栄一役	吉　沢　　亮	氏
ＮＨＫチーフ演出	黒　崎　　博	氏

（３）大河ドラマ「青天を衝け」最終回上映パブリックビューイング
（４）出演者・制作関係者アフタートーク
（主　催）東京商工会議所
（共　催）ＮＨＫ（名義共催）
（後　援）東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会、東京都板橋区、東京都江東区
（参加者）東京商工会議所　　三　村　明　夫　会　頭

	野　本　弘　文	副会頭
	田　川　博　己	副会頭
	広　瀬　道　明	副会頭
	大　島　　博	副会頭
	山　内　隆　司	副会頭
渋沢史料館	井　上　　潤	館　長
松戸市戸定歴史館	齋　藤　洋　一	名誉館長
学校法人日本女子大学	今　市　涼　子	理事長
㈱帝国ホテル	定　保　英　弥	社　長
日本放送協会	板　野　裕　爾	専務理事
㈱ＮＨＫエンタープライズ	松　本　浩　司	社　長
	安　齋　尚　志	経営主幹
東京商工会議所	石　田　　徹	専務理事
	越　野　充　博	北支部会長
	岩　月　宏　昌	板橋支部会長
	鈴　木　健　之	江東支部会長
	小　林　治　彦	常務理事
	湊　元　良　明	理事・事務局長

（参加者数）４５０名

②　その他の渋沢栄一記念事業

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
企画展 「ＮＨＫ大河ドラマ「青天を衝け」展」	３月３０日～ ４月２７日	東京商工会議所本部ビル １階多目的スペース	－	オフィス環境部
―逆境の時こそ、力を尽くす― 第３回セミナー 第１部講演「渋沢栄一の人となり・行動原理に学ぶ」 〔講師〕 作家・中国古典研究家 守　屋　淳　氏 第２部講演「大河ドラマ「青天を衝け」見どころの紹介」 ［講師］ ＮＨＫチーフ・プロデューサー 福岡　利武　氏	６月　８日	東商渋沢ホール ※オンライン開催	５６名 （ＹｏｕＴｕｂｅ再生回数：１５９回） ※再生回数は２０２２年３月末時点	広報部
「渋沢栄一ゆかりの地物産展」	７月７日～ ７月８日	東京商工会議所本部ビル １階多目的スペース	来場者数（合計） ９８５名	オフィス環境部
―逆境の時こそ、力を尽くす― 第４回セミナー 第１部講演「グローバル時代にこそ学ぶ渋沢栄一」 〔講師〕 一橋大学大学院経営管理研究科 教授 クリスティーナ・アメージャン氏 第２部講演「渋沢栄一さんを通して伝えたいこと」 〔講師〕	１１月９日	東商渋沢ホール ※ハイブリッド開催	８５名 （ＹｏｕＴｕｂｅ再生回数：２５８回） ※再生回数は２０２２年３月末時点	広報部

大河ドラマ「青天を衝け」作・脚本 大森　美香　氏				
企画展 「第２回 　ＮＨＫ大河ドラマ「青天を衝け」展」	１１月４日～ １１月３０日	東京商工会議所ビル １階多目的スペース	－	オフィス環境部
「～渋沢栄一ゆかりの地～ 地域特産　物産展」	１２月８日～ １２月９日	東京商工会議所本部ビル １階多目的スペース	来場者数（合計） ６６８名	オフィス環境部
「論語とそろばん」 セミナー２０２２ ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催。	３月１日～ ３月３０日	オンライン	３３０名	オフィス環境部

③　東商渋沢ミュージアムの展示状況

東商渋沢ミュージアムは、２０１９年１１月１日（金）に開設。その後、渋沢栄一翁生誕１８０年を機に、２０２０年2月１３日（木）リニューアルオープン。以降、渋沢翁に関する東商保有の歴史資料のほか、東京商工会議所製作の渋沢翁グッズを販売するなど、会員企業のみならず一般公開している。

（展示概要）東商所有の歴史資料の展示

・展示パネル「受け継がれる渋沢栄一の精神」
・東商所有の歴史資料
・渋沢翁直筆の書「不平等即平等」
・展示パネル「渋沢栄一直筆の書『道之以徳齋之以禮』（滝野川警察署 所蔵）」
・初代会頭 渋沢栄一像（深谷市寄贈、ミニチュア版）
・写真パネル「渡米実業団　西陣織の感謝状（見本）」
　「初代会頭渋沢栄一自筆の書『業精干勤荒干嬉』」
　「初代会頭　渋沢栄一胸像」
・展示パネル「関東近隣 渋沢栄一の主な銅像」
・映像「大礼記念国産振興東京博覧会」
・壁面展示「１４０年にわたる歩み」
・渋沢翁直筆掛け軸「雲無心以出岫鳥倦飛而知還」
　（㈱カジワラ　梶原 徳二 代表取締役会長　寄贈）
・大河ドラマ「青天を衝け」出演者直筆サイン展示
・展示パネル「長野県上田商工会議所『信州上田と渋沢栄一企画展』について」

（販　　売）渋沢翁グッズの販売

・Ａ５サイズ　リングノート
・歴代会頭名入り湯呑み
・渋沢翁の訓言・解説付き　箸、箸置きセット
・渋沢翁珈琲
・渋沢翁ピンバッジ
・渋沢翁マスク（藍色、霞色、鶯色、和紙）
・渋沢翁手指消毒アルコールスプレー

④　東商新聞における渋沢栄一事業

1)　渋沢栄一に関連がある著名人へのインタビュー

内容／見出し	掲載号	取材対象者	実施部署
大河ドラマ『青天を衝け』の意気込みや見どころ	４月２０日号	大河ドラマ『青天を衝け』 尾高千代役　　橋本　愛　氏	広報部
大河ドラマ『青天を衝け』の意気込みや見どころ	５月２０日号	大河ドラマ『青天を衝け』 徳川慶喜役　　草彅　剛　氏	広報部
「東京の底ぢから」渋沢栄一翁の思想を継承し、シビックプライドの醸成へ	６月２０日号	東京北区観光協会	広報部
Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ「ＦＡＣＥ」日本資本主義の父を支えたサン・シモン主義	１１月２０日号	フランス文学者　　鹿島　茂　氏	広報部
Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ「ＦＡＣＥ」祖父・渋沢栄一の仕事の原動力は人類愛でした	１２月２０日号	エッセイスト　　鮫島　純子　氏	広報部
新年号特別対談　渋沢翁の精神で“今”を生き、“未来”を拓く	１月１日号	脚本家・演出家・映画監督 大森　美香　氏	広報部

2)　渋沢栄一に関連した記事

見出し	掲載号	実施部署
「渋沢ピンバッジ収益金を寄付」東京都共同募金会へ贈呈式	４月２０日号	広報部
「さらなる連携強化で初集結」渋沢栄一翁８者連携首脳会議	５月２０日号	広報部
「渋沢翁を知るきっかけに」北区大河ドラマ館を視察	５月２０日号	広報部
「渋沢のような人材を育てるには」第３回渋沢セミナー	６月２０日号	広報部
ビジネス伝言板　渋沢関連グッズ特集	６月２０日号	広報部
「渋沢の志　周知に向けて」渋沢栄一ゆかりの地　物産展	７月２０日号	広報部
「渋沢翁の精神継ぎ、明るい未来へ」東京タワー点灯式、渋沢セミナーを開催	１１月２０日号	広報部
「好評の声で２度目の開催」渋沢栄一ゆかりの地　地域特産物産展	１２月２０日号	広報部
「トークショーとＰＶに４５０人」「青天を衝け」クロージングイベント	１月２０日号	広報部
「東京ワクチンチームに１００万円を寄付」渋沢グッズ収益金の一部から	３月２０日号	広報部

3)　連載「逆境を乗り越えるための渋沢栄一の教え」

内容	掲載号	執筆者	実施部署
第１回「『やりたい』『やりたくない』を軸に考える」	５月２０日号	シブサワ・アンド・カンパニー㈱ 代表取締役 渋澤　健　氏	広報部
第２回「『と』の力で新たな創造を生みだす」	８月２０日号		
第３回「『令和時代の覚悟』という変革」	１１月２０日号		
第４回「どこでも通用する社員の育成」	１２月２０日号		
第５回「外部性を考慮した善い競争」	２月２０日号		

⑤　東京商工会議所　公式ＬＩＮＥアカウント『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～

東京商工会議所での渋沢栄一翁に関する取り組み、大河ドラマ情報、渋沢翁が係った企業情報、記念グッズの紹介、関係機関の活動などを幅広く配信するため、東京商工会議所で２０２０年より初めての公式ＬＩＮＥアカウント「『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～」を開設。２０２１年4月２０日に累計友だち登録数が「１，０００人」を超えた。

（開 設 日）２０２０年9月２８日（月）

（名　　称）「渋沢通信」～受け継がれる渋沢栄一の精神～
（配信内容）東京商工会議所の渋沢栄一に関する取り組み・イベント
・渋沢ミュージアムの見どころ・記念グッズ紹介など
・大河ドラマ「青天を衝け」に関する情報・コラム
・渋沢翁が係った企業における情報・コラム
・大河ドラマに関連した会員企業の商品やサービス紹介
（配信回数）４６回（２０２１年度）

⑥　渋沢事業の寄付金活動の実施

生涯に約５００の企業の育成に関わり、同時に約６００の社会公共事業設立にも尽力していた渋沢栄一翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」という精神を受け継ぎ、社会公共活動として寄付金事業を実施した。

1)　渋沢翁ピンバッジ・マスクの製作

「逆境の時こそ、力を尽くす」をテーマに渋沢翁ピンバッジとマスクを製作。以下の通り販売し、収益金を寄付する。

渋沢翁ピンバッジ	１個４００円のうち２００円を寄付
渋沢翁マスク（全３色）	１枚６００円のうち１００円を寄付
渋沢翁和紙マスク	１枚１，９００円のうち２００円を寄付

2)　寄付金贈呈

１８４０年２月１３日の渋沢翁の生誕日にあわせ、渋沢翁ピンバッジ・マスクの収益金のうち１００万円を、新型コロナウイルス感染症の最前線で奮闘する医療従事者・関係者支援の一助となるよう「東京ワクチンチーム」（東京都医師会、東京都看護協会、東京都薬剤師会、東京都歯科医師会）へ寄付した。

(2)　新型コロナワクチン共同接種事業

経済活動と感染対策の両立に向けて、東京ワクチンチーム（東京都医師会、東京都看護協会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会）と連携して、渋沢ホールにて会員を対象としたしたワクチン共同接種を実施。また、東京都と協力して、中小企業向けのワクチン接種を飯田橋会場にて実施。２会場合計で３１，３８０人に６２，５８７回の接種を実施した。さらに、２月には、政府の前倒し要請にも対応し、３回目接種となる追加接種会場を開設した。

①　渋沢ホール会場（１、２回目接種）

1)　実施期間　７月８日～９月３０日（実施日７６日）
2)　接種回数　３７，５３８回
3)　接種人数　１８，８１１人
4)　運営体制　東京ワクチンチームと連携

②　飯田橋会場（１、２回目接種）

1)　実施期間　８月２日～９月３０日（実施日６０日）
2)　接種回数　２５，０４９回
3)　接種人数　１２，５６９人
4)　運営体制　東京都と連携

③　東商会場（追加（３回目）接種）

1)　実施期間　２月２８日～４月１５日（実施日３８日）
2)　接種回数　４，７５３回（３月３１日現在）
3)　接種人数　４，７５３人（３月３１日現在）
4)　運営体制　東京ワクチンチームと連携

④　飯田橋会場（追加（３回目）接種）

1)　実施期間　２月２８日～４月２８日（実施日５９日）
2)　接種回数　１，５３０回（３月３１日現在）
3)　接種人数　１，５３０人（３月３１日現在）
4)　運営体制　東京都医師会と連携

⑶ 組織基盤強化活動

①　会員訪問活動による、顧客満足度の向上

＜ＰＲサポーター制度＞

東商事業の利用促進を目的とした訪問活動を千代田区・中央区・港区の会員企業および今年度代表者変更企業を対象に展開した。また、事業サービス改善を目的としたヒアリングコール活動を実施した。

＜訪問活動（オンライン面談含む）＞

訪問企業数：１，９９９件、事業紹介件数：１，５４５件

＜ヒアリングコール活動＞

内容：研修・検定クロス営業／新入社員研修受講企業ヒアリング／検定試験受験事業者ヒアリング
コール企業数：３４５社、ヒアリング件数：２４５件

②　新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は６，５３６件となった。一方、退会は４，７０７件となり、本年は会員数純増（１，８２９件）となった。

＜加入＞	６，５３６件	（前年比１２６．６％）
うち議員・支部役員等募集	１２０件	（　〃　２００．０％）
〃　事務局募集	６，４１６件	（　〃　１２５．８％）
＜退会＞	４，７０７件	（前年比８４．４％）

1)　議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進

＜直接募集件数＞	１０８件
＜紹介による件数＞	１，０７４件
【合計】	１，１８２件

2)　事務局会員増強表彰

件数・口数ともに目標達成しており、かつ、部署目標達成率（件数）の上位５部署に対し表彰を実施した。

中小企業相談部	（件数達成率１７５．６％、口数達成率１４６．１％）、
世田谷支部	（件数達成率１５２．９％、口数達成率１２５．９％）、
港支部	（件数達成率１４６．４％　口数達成率２１４．７％）、
共済・証明事業部	（件数達成率１２５．４％、口数達成率２２４．１％）、
足立支部	（件数達成率１２２．０％、口数達成率１２０．３％）

3)　入会キャンペーン

新規加入促進のためのキャンペーンとして、２０１２年度より実施。２０２１年度は、２０２１年７月～９月常議員会加入承認分を対象に、下記キャンペーンを実施。

・期間中の加入者には「事業・サービス共通ご優待券（１枚３，０００円分)」を１枚追加で進呈
　※通常は加入時に１会員につき一律１枚
・非会員を紹介した会員に対し、当該非会員が期間中に入会した際に「東商オリジナル・渋沢栄一デザインのＱＵＯカード（５００円分)」１枚を、紹介した会員に進呈

③　業務推進・業務改善

1)　業務改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる１０事業・１２部署の取り組みについて、事務局長名による表彰を行った。

（表彰対象）

・中小企業のワクチン職域共同接種
他に先駆けたワクチン職域接種による東商存在意義の向上（総務統括部、オフィス環境部、広報部、産業政策第一部）

・東商・渋沢翁の認知度向上・ＰＲ事業
大河ドラマ放送年における千載一遇の機会を捉えた積極的な周知（オフィス環境部）

・実現した施策を「会員限定情報」として迅速に発信
会員限定情報の積極発信による政策効果向上と会員獲得の実現（中小企業部）

・東商検定のオンライン化
東商検定オンライン化と収益構造の大幅な改善（検定事業部）

・特定原産地証明の円滑な発給
ＲＣＥＰ発効への万全な体制整備による貿易の円滑化（共済・証明事業部）

・コロナ対応の新ビジネスフェア
コロナ禍での感染対策を徹底した商談会「新・ビジネスフェア」の実施（千代田支部）

・たいとうデジタルスタンプラリー
デジタルスタンプラリー展開による非接触型観光振興の実現（台東支部）

・ＱＲコードを活用した受付システム
ＱＲコード活用の受付システム導入による業務改善（北支部）

・アニメ・サブカルのギャラリー設置が決定
行政や支部間連携の継続的事業によりアニメ・サブカル等のＰＲ拠点の設置が実現（中野支部）

・２３区初の職業能力開発センターとの連携
人材育成・確保支援に向けた２３支部初の職業能力開発センターとの連携（板橋支部）

(4) 意見活動

①　意見・要望・提言一覧

NO.	摘　　要
1	コロナ禍からの復活に向けた、わが国の観光振興に関する重点要望
2	最低賃金に関する要望
3	中小企業のイノベーション促進に向けた提言
4	東京都の中小企業対策に関する重点要望
5	東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望
6	首都・東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望
7	「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見
8	コロナ禍における雇用・労働対策に関する緊急要望
9	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
１０	国の中小企業対策に関する重点要望
１１	コロナ禍からの復活に向けた、東京の観光振興に関する重点要望
１２	令和４年度税制改正に関する意見
１３	東京都の雇用就業施策に関する要望
１４	中小流通・サービス業の生産性向上と新たな価値創造に向けた提言
１５	２０２１年度規制・制度改革に関する意見
１６	国の防災・減災対策に関する重点要望
１７	東京都の防災・減災対策に関する重点要望
１８	中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進に関する意見
１９	多様な人材の活躍に関する要望
２０	雇用・労働政策に関する要望
２１	社会保障における持続可能な医療制度に関する提言～医療のデジタル化と自助・イノベーションの強化を～
２２	知的財産政策に関する意見

１．　コロナ禍からの復活に向けた、わが国の観光振興に関する重点要望

二度にわたる緊急事態宣言により、わが国の観光関連産業は過去に経験のない甚大な影響を受け、飲食、宿泊、土産品、交通、旅行、イベント等多岐にわたる産業が今なお経営の危機に直面している。その影響は業種や規模により様々であるが、とりわけ足腰の弱い中小企業に与えた影響は極めて深刻である。さらに、影響の長期化は比較的体力のある大手・中堅企業にも大きな業績悪化をもたらしており、裾野の広い観光分野においては関連産業への波及も強く懸念されることから、企業規模に応じた適切な支援策が望まれる。

各業界とも国や自治体等による各種支援策の活用、時間短縮等の要請や各業界のガイドラインを順守し、感染拡大防止に努めながら事業継続あるいは営業時間短縮などに取り組んでいるものの、先行き不透明な中、売上・採算の回復や資金繰りの改善を見通す事は難しく、雇用の維持もままならない。

感染拡大による影響の長期化は、社会経済活動のみならず、国民の生活・消費行動や価値観をも大きく変化させた。人との接触、移動や交流が制約されたことにより、心身への影響や心の豊かさが失われてきていることも懸念されている。

しかしながら、わが国が誇る観光資源の魅力が決して失われた訳ではない。コロナによる教訓を未来に生かすことが重要であり、強い、豊かな国であることが国民、企業を救うことにつながる。感染予防の徹底の下、社会経済活動を高めていくことがコロナ禍克服の最大の経済対策である。そのためには、ワクチンの迅速な接種および検査・医療提供体制の確保・整備により、国民・事業者の不安を一日も早く払拭することが不可欠である。また、足元で打撃を受けている企業に対しては、生き残るための適切な支援を継続し、再建に向けた時間的猶予を設けることも必要である。

また、コロナによるパンデミックは、国境をまたぐヒト・モノ・カネの動きを止め、グローバル社会の脆弱さを明らかにした。今後も同様のリスクが必ず発生することを想定し、わが国の災害に対する世界水準のレジリエンスを今から構築していくことが極めて重要である。

そして、社会構造や生活行動の変化に対応すべく、また生産性の向上に向けて、各種ＩＴ技術の活用等を通じて、新しい生活様式に対応した、デジタルとリアルが融合した深みのある交流の創造に向け、観光分野におけるイノベーションを創出していくことが重要である。

東京２０２０大会では、海外からの一般観客の受入れ見送りが正式に決定された。安全・安心確保を最優先した上での決断であり止むを得ないが、今大会の観戦に訪日する多くの外国人による観光消費、またリピーターとして今後のインバウンドに好影響をもたらす機会を逸したことは非常に残念である。多くの外国人による需要を見込んで受入れを準備していた観光地、宿泊事業者等に与える損失は計り知れず、行政に対する補償を求める声もある。将来のインバウンド需要回復を図る上では、選手、関係者等の受入態勢に万全を期すと共に、各種メディア等を通じて、開催国・日本の魅力や安全性、清潔さ、そして震災からの復興の姿を世界に発信していくことが極めて重要である。

今般、東京商工会議所観光委員会では、会員企業の声を踏まえ、本要望を取りまとめた。諸課題の解決に向けた施策の改善および明確なロードマップを早急に示すと共に、課題克服に向け、官民が一致団結して取り組むことにより未来（あす）の観光復活を実現していくことを強く望む。当商工会議所としても、国や自治体との緊密な連携のもと、地域・事業者の取組を、全力を挙げて支援していく所存である。

１．観光産業・観光需要の本格的な回復に向けた強力な支援

（１）観光関連事業者の事業継続に向けた支援の拡充

新型コロナウイルスの感染拡大が１年以上続き、未だ感染の収束を見通すことができない状況の中、感染拡大の始めに融資を受けた企業の多くが、順次据置期間の終了を迎えるなど、資金繰りの悪化と先行きに対する不安が大きくなっている。観光関連産業の事業継続に必要な当面の資金繰りおよび雇用維持等について、今後の感染状況や雇用情勢を踏まえ、各種支援の延長、拡充等、柔軟な対応を図られたい。また、感染収束後の本格的な旅行者の受入再開に支障を来すことのないよう、「新しい日常」に対応した安全・安心な受入環境整備や、新たな観光需要の創出・交流創造に必要な設備投資を積極的に支援されたい。

加えて、今般、感染状況が落ち着いているステージ２相当以下とする都道府県が行う県内旅行の割引事業を国が財政的に支援（一人一泊当り５千円上限の旅行割引および２千円上限のクーポン券発行分を自治体に補助）する、「地域観光事業支援」（予算規模総額約３千億円）について、本年４月より順次実施することが決定された。感染収束後の観光需要・個人消費の回復に向けて、国民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策として大いに期待する。

（２）ＧｏＴｏトラベルの効果的な実施および期間延長

ＧｏＴｏトラベルキャンペーンは、感染者の増加を受け一時停止の延長措置が取られており、再開時期については方針が示されていない。昨年７月から１２月までの利用人泊数は約８，７８１万人泊、支援額は５，３９９億円に達した他、支援額の３割が地域共通クーポンとして土産品、飲食等に使用されるなど、観光産業の

みならず地域経済の回復に大いに貢献している。
　ついては、感染状況が一定程度収まった地域より順次再開する等、各地域の実情に合わせた対応を検討されたい。また、再開にあたっては、利用促進と共に、新しい生活様式に沿った「旅のエチケット」の徹底等、旅行者に対する感染防止策について十分な周知を図られたい。
　また、駆け込み利用による影響を回避し、かつインバウンド需要の回復が見込めない中で、東京２０２０大会後を見据えた需要を喚起する観点から、キャンペーンの実施期間の延長を図られたい。さらに、比較的単価の低い宿泊施設など、中小事業者への誘客促進に繋がる制度設計についても検討されたい。あわせて、中小事業者の利用促進に向けて事務手続きの簡素化を図られたい。

（３）ブレジャー、ワーケーションの推進
　コロナ禍を契機として多くの企業においてテレワーク・在宅勤務等社員の新たな働き方への対応が進む中、出張先でのレジャーや延泊での旅行を行う「ブレジャー」や、旅行先で仕事を行う「ワーケーション」については、国内におけるビジネス旅行による消費拡大に寄与することから、国は「新たな旅のスタイル」として官民による普及・促進に努めている。推進に当たっては、社員の休暇取得促進等、企業への理解促進に努め、企業活動に配慮した上で導入・定着を支援すると共に、宿泊事業者等におけるワーケーション対応に必要な設備改修等、受入れ地域の環境整備についても着実に支援されたい。

（４）新たな環境に適応したＭＩＣＥの受入環境整備と誘致促進
　新型コロナウイルスの感染拡大により、対面を基本とするＭＩＣＥや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞し、経済へ深刻な影響を及ぼしている。こうした中、オンライン型、ハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなＭＩＣＥの取組が急速に普及しつつある。
　国は、国・自治体・業界団体が作成したＭＩＣＥ開催に関するガイドラインの周知と感染防止対策徹底の啓発に一層努めるとともに、今後の世界的なデジタル社会の到来を見据え、こうした新たな環境に適応したＭＩＣＥの誘致・開催を受け入れる施設環境整備や、設備の高度化を支える専門人材の確保・育成を早急に支援されたい。
　また、国際的なＭＩＣＥの本格的な回復までの間、比較的早期に再開が見込まれる国内ＭＩＣＥの開催についても誘致・開催の助成等の支援を図られたい。
　加えて、今後の国際的なＭＩＣＥの誘致においては、環境に配慮した「サステナブルな会議」が国際的に重視されていることから、国際認証取得の奨励や国際基準に準ずる国内基準の策定などの取組を進めることが必要である。
　さらに、今後の国際的なＭＩＣＥ誘致に向けたプロモーションにおいては、わが国の感染拡大防止対策の取組や都市の安全性・清潔さを客観的データに基づき積極的に発信し、国際競争力のさらなる強化を図られたい。

（５）公的空間を活用した観光拠点の整備と活用促進
　公的空間の整備・活用は、地域の利便性や快適性を高めるだけでなく、旅行者と住民との交流、街の賑わい創出を促し、地域の魅力・価値向上に大いに寄与するものである。とりわけ、コロナ禍において公園や緑、オープンスペース等の利活用促進への期待が高まりつつある。
　こうした中、飲食店等のテイクアウト、テラス営業のための路上利用に関する道路占用許可基準の緩和については、２０２１年９月３０日まで時限的措置の期限が延長されたことに加え、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」が新たに施行されるなど、施策の拡充が進んでいる。国は、各自治体に対して本施策のさらなる周知を図るとともに、全国の道路管理者との連携や省庁間のコミュニケーションを強化し、切れ目のない活用促進に努められたい。また、道路占用システムの整備によりオンラインでの許可申請が可能となっている。国道だけでなく、都道、区道においてもワンストップで、オンライン申請が可能となるよう、引き続き整備を進められたい。
　また、都市公園については、設置管理許可期間延長や建ぺい率緩和等の規制緩和により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置にあわせ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する「Ｐａｒｋ－ＰＦＩ」の手法を活用し、整備を一層進められたい。
　さらに、ウォーターフロントは、憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点から、観光資源としてのポテンシャルは高い。東京２０２０大会においては競技会場の多くがベイゾーン（お台場・有明エリア）に設置され、東京の新たな象徴として注目されており、今後の観光資源としての活用が期待される。加えて、河川については、近年、河川法の運用の弾力化によりオープン化が図られているが、民間事業者への周知・浸透を図り、さらなる活用推進に取り組むと共に、舟運の活性化に向けて、新たなルート開発に対する支援や運行手続きの簡素化、川幅や川底等の環境整備等を一層推進されたい。

（６）地域特性を生かした観光コンテンツの開発と発信強化
　自然、食、歴史、産業、街並みなど、地域固有の特性を生かした多様な観光コンテンツを開発することは、当面の観光需要を担う日本人による旅行消費を促すとともに、将来的なインバウンド誘客・消費拡大にも寄与

する。国は、自治体等との連携により、こうしたコンテンツ開発を支援し、街の賑わい創出、地域の活性化に向けた需要喚起を促進されたい。

現在のコロナ禍においては、地域毎の感染拡大状況等を勘案しつつ、コト消費需要に応える体験型・テーマ別観光のコンテンツ開発や、ツアー造成等の他、伝統芸能や祭り・食に関するイベントの開催等への支援を図られたい。

また、特に欧米からの旅行者は日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きいことから、インバウンドの再開を見据え、芸能・文化関連産業や古民家・歴史的建築物等ソフト・ハード両面の歴史的資源の活用促進に関する支援を図られたい。

文化・芸術の振興は、都市の魅力向上やクリエイティビティの醸成に寄与する重要な要素の一つであり、国際競争力の強化に資するものである。しかしながら、多様な文化、芸術の受け皿としての役割を担う民間文化施設では、コロナ禍において公演や展覧会が中止となる等、厳しい経営環境が続いており、その事業継続にあたり支援が必要である。

さらには、最新のデジタル技術の活用等により、わが国が誇る歴史的・文化的資源を国内外に広く発信していくことも必要である。

加えて、訪日旅行者のゲートウェイとなる、わが国の主要都市における観光のイメージを低下させないよう、東京をはじめ都市の中心部に集積する文化・芸術資源の積極的な活用を図ることも必要である。

２．経済活動との両立に向けた感染拡大防止策の徹底

（１）ワクチン接種体制の早期構築と医療機関体制のさらなる強化

世界各国で新型コロナワクチンの接種が行われる中、日本でも２月より医療従事者を対象に接種が開始された。厚生労働省からは４月以降、高齢者及び基礎疾患を有する者、高齢者施設職員と、優先度の高い順に接種を進めるとの方針が示されている。

国は、可能な限り早期に全国民への接種が行えるよう十分なワクチン数量を確保すると共に、全国自治体・医療機関と連携し、滞りなく接種できる体制を確保されたい。あわせて、今後の国際的な需要増加を見据え、国産のワクチンおよび治療薬の開発・生産に向けて関連産業への支援を早期に図られたい。

また、ワクチン接種者に移動の自由を認めることを目的とする「ワクチン証明書」については、接種率向上や感染拡大防止と経済社会活動の両立には有効である一方、未接種者に対する差別を助長するとの懸念も指摘されている。国は、今後の国際的な人の往来再開を段階的に進めていくにあたり、諸外国の動きを注視しつつ、わが国における対応を早期に検討されたい。

（２）旅行者の混雑緩和・分散化に向けた取組の促進

観光地における混雑は、旅行者の満足度や再訪意欲の低下のみならず、住民の日常生活にも大きな影響をもたらす。また、特定の時期・時間帯に旅行者が集中することは、観光関連産業における安定的な雇用を困難にする。安全・安心で快適な観光の推進、また感染拡大防止の観点からも、観光地における旅行者の混雑緩和・分散化は極めて重要な課題である。

わが国を代表する観光都市・京都市では、こうしたオーバーツーリズムの解決に向けて市観光協会等と連携し、旅行者の分散化、ＡＩ分析による観光スポットの渋滞予測情報の提供に取り組み、過密の回避に奏功している。

国においては、時間や場所の分散により感染リスクを最小限にした旅のスタイルを提案する「分散型旅行」のキャンペーンを昨年より開始しているところであるが、引き続き普及・啓発に努めると共に、旅行者の混雑緩和・分散化に取り組む自治体・地域の観光関連事業者に対する支援を一層強化されたい。

（３）水際対策の強化徹底を前提とした段階的な入国制限緩和

わが国経済の回復のためには、国際的な人の往来が非常に重要である。今後の国際的な人の往来再開を段階的に進めていくに際しては、各国の感染拡大状況を勘案しながら、海外渡航者の入国制限緩和を図る必要がある。

制限緩和に際しては、①検査・待機場所の確保や検疫所の人員増強等、空港における検査体制の大幅な拡充、②新型コロナウイルスの変異株にも対応した検査体制の強化、判定のさらなる迅速化、③渡航先の国や地域によって異なる検査条件、陰性証明書の様式等の世界標準化と電子化、④接触確認アプリＣＯＣＯＡの運用改善と入国者・帰国者への積極活用等、諸施策を推進し、国際往来の増加に対応した水際対策の強化徹底を図られたい。

また、ワクチン接種者に移動の自由を認めることを目的とする「ワクチン証明書」については、現在ＥＵにおいては「グリーンパス」、ＩＡＴＡ（国際航空運送協会）では「トラベルパス」の検討が進んでいる他、世界経済フォーラムが中心となり開発されたデジタル健康証明「コモンパス」は、国内外の航空業界において実証実験が進められている。こうした取組はワクチン接種率向上や感染拡大防止と経済社会活動の両立には有効である一方、未接種者に対する差別を助長するとの懸念も指摘されている。国は、今後の国際的な人の往来再

開を段階的に進めていくにあたり、諸外国の動きを注視しつつ、わが国における対応を早期に検討されたい。
さらに、国は、訪日する東京２０２０大会関係者向けに、先に公表された「プレーブック」に明記される滞在中のＰＣＲ検査と共に、新たに健康管理のためのスマートフォンアプリの開発を進めている。こうした取組を今後の観光やイベント開催に引き続き活用し、感染拡大防止対策と経済社会活動との両立を促進されたい。

（４）今後の新たなリスクに備えた観光危機管理体制の早急な整備

わが国は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大のような感染症のほか、地震や台風などの自然災害やテロ・紛争等国際情勢も含めたリスクが今後新たに発生することを想定し、備えを強化することが急務となっている。今般のコロナ禍の教訓を踏まえ、国は、世界的な感染症の流行、その拡大防止と経済社会活動の両立の早期実現に向けたロードマップを含む「観光危機管理体制」の整備を早急に進めることが重要である。また、今後の国際的な往来再開に向けては観光危機管理に関する「世界標準の指標」が必要であり、災害多発国であるわが国には、過去の災害による経験を踏まえ世界の危機管理をリードする役割を果たしていくことが望まれる。

観光庁とＵＮＷＴＯ駐日事務所では、自治体・ＤＭＯ・観光事業者を対象に観光危機管理を普及・浸透させることを目的とした手引書・教材を策定している。国は、こうした取組を推進し、自治体等の計画策定を支援すると共に、企業が優先度の高い重要な業務から早期に復旧できるよう、ＢＣＰ（事業継続計画）の策定を引き続き後押しされたい。

３．観光のデジタル対応（スマート・ツーリズム）に対する支援

（１）最新のデジタル技術を活用した新しい旅行体験の推進

コロナ禍で世界全体にデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進の機運が高まる中、わが国経済の回復過程において企業のデジタル化への対応は、業種・規模を問わず避けて通ることができない状況にあり、観光分野も例外ではない。

近年、急速に進化しているＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）等最先端ＩＣＴの観光への活用も加速しており、実際に行かなくともその場所にいるようなバーチャルの旅行体験ができるとともに、実際にその場所を訪れたいという旅行需要の喚起に寄与するなど、世界中でデジタル技術を活用した観光コンテンツが展開されている。加えて、対面を基本とするＭＩＣＥや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞する中、オンライン型、ハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなＭＩＣＥの取組も急速に普及しつつある。

わが国においても、競争力のある観光コンテンツの造成、デジタル技術を活用した付加価値の高い旅行体験の提供を実現するため、地域の観光団体や民間事業者との連携促進や新たな旅行価値の創造を積極的に推進することが重要である。あわせて、オンラインツアーをはじめとするデジタル技術を活用した観光コンテンツの普及に対応すべく、業界ガイドラインや関連法制度の整備が求められる。

（２）キャッシュレス決済のさらなる推進

わが国の２０１９年のキャッシュレス決済比率は２６．８％と、諸外国に比べ導入が進んでいないものの、今般のコロナ禍により、新しい生活様式への対応として、また接触感染防止の観点からも有効な手段であることから、消費者においてキャッシュレス決済の利用意向が高まりつつある。昨年４月の緊急事態宣言以降、支払いや買い物に占めるキャッシュレス決済の比率が増えたとする民間の生活者調査結果もある。しかしながら、中小の小売事業者には、決済手数料、端末導入負担、資金サイトなどの負担が重く、現在も現金決済が根強い。そこで、国は、キャッシュレス決済の導入に係るこうした課題を解決すべく、引き続き多様な決済環境への対応支援を図ることにより着実な普及に努められたい。

（３）観光関連産業の生産性向上支援

観光関連産業は労働集約型産業が多いことから、他の産業に比べ労働生産性の低さが指摘されている。とりわけ、飲食・宿泊業の生産性向上にはＩＣＴ等の利活用が有効であり、今般のコロナ禍における、非接触・非対面、混雑状況の可視化など安全・安心の取組、感染症対策としての効果もある一方で、資金やノウハウ不足により導入に踏み出せない事業者も多い。国は、基幹業務へのクラウド型ＩＣＴの導入や、オペレーションの効率化等、宿泊施設の高度化に向けた支援を継続されたい。また、宿泊施設単体への支援に加え、宿泊施設間の連携や好事例の共有など、地域全体の付加価値向上に資する面的支援、業界全体の活性化支援に引き続き取り組まれたい。

（４）観光統計データの整備および地域における活用促進

観光庁の２０１９年訪日外国人消費動向の調査結果によると、訪日外国人が旅行出発前に役立った旅行情報源の上位は、ＳＮＳ、個人のブログ、自国の親族・知人が上位だった。また、民間調査によると、日本人の旅行においても旅先に関するタビマエ、タビナカの情報収集は「検索サイトで検索」が共通のトップだった。こ

のように、国内外の旅行者の多くはオンラインで情報を入手しており、国内外の旅行需要の喚起に向けては、デジタルマーケティングの活用による戦略的なプロモーションが必要である。国は、地域や民間事業者等が各地の観光振興に活かせるよう、これまで収集、蓄積したビッグデータを迅速かつタイムリーに提供するとともに、計画、戦略立案やプロモーションなどに容易にこれらのデータを活用できるよう、専門家派遣や民間事業者との連携推進の支援を強化されたい。

４．地域の持続的発展に向けたレスポンシブル・ツーリズムの推進

（１）旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進

旅行者、業界、環境および旅行者を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を充分に考慮する「持続可能な観光」の実現に向けた取組が欧州各国を中心に進んでいる。そのような中で、地域住民や自然環境への悪影響を最小にしながら、観光産業の持続可能な発展を実現しようという取組である「レスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）」が注目されており、観光事業者だけでなく旅行者も持続可能性を意識することが求められる。

我が国においても、コロナ禍以降、各地の観光振興においては、域外旅行者の受入れに対する地域、住民の不安を払拭し、理解を得る努力がこれまで以上に求められる。国は、地域住民が観光まちづくりへ積極的に関与を図り、質の高い観光を実現できるよう、自治体や観光関連団体を中心とした地域の取組を後押しされたい。

（２）シビックプライド（郷土愛）の醸成と観光人材の育成

地域ごとの観光まちづくりを促し、持続可能な観光を推進するうえで、その旗振り役として、愛着を持って地域に根ざし、その事情に通じた観光の担い手の育成が必要である。このため、国は、関係省庁や自治体、観光関連産業と連携を図り、次代を担う子どもたちの地域の愛着と誇りの醸成を通じ、観光の意義や持続可能な社会について学ぶ観光教育の普及に取り組まれたい。

（３）観光推進体制の強化（日本版ＤＭＯの機能強化）

国は、昨年７月、地方自治体やＤＭＯ向けに国際基準に基づいた「日本版持続可能な観光ガイドライン（ＪＳＴＳ－Ｄ）」を策定し、効果的で持続可能な観光地マネジメントへの取組を促していくこととしている。今般のコロナ禍の影響により、各地の観光危機管理体制の確保・充実の重要性は高まり、さらには今後の反転攻勢を見据えた戦略策定においては地域が一体となって取り組む体制が必要であることから、ＤＭＯの果たすべき役割はより大きくなっている。国は、ＤＭＯにおいて持続可能な観光地経営が行えるよう、本ガイドラインの周知に努めるとともに、地方運輸局の観光部門の機能強化を図ることにより、組織運営や資金調達の支援を継続されたい。加えて、今後、自治体等がＪＳＴＳ－Ｄ等に対応した指標管理型かつＥＢＰＭ（エビデンスに基づく政策立案）による観光振興計画を推進していけるよう、国は、自治体等の取組に対する指導・支援を強化すべきである。

（４）都市間・広域連携のさらなる推進

アフターコロナに向けて社会経済活動を活発化させるためには、地域における需要喚起やしごと創出への支援拡充を通じた、交流人口・関係人口の拡大が必要であり、東京と多様な魅力や資源を有する各地域の連携をさらに深め、共存する社会の構築が重要である。日本人の滞在旅行を促進し、国内旅行の活性化に寄与する広域周遊観光のさらなる展開を図るため、実施主体となる各地広域連携ＤＭＯ等の組織運営や資金調達について引き続き支援されたい。

（５）地場産業等の域内連携による観光資源の開発の支援

国は、２０３０年の訪日外国人旅行消費額１５兆円の目標を掲げている。アフターコロナを見据えた、富裕層や欧米豪等の新たなインバウンド層誘客のため、長期滞在型かつ付加価値の高いコンテンツの造成が求められる。地域に根差した多様な産業の連携により、農業・植林体験をテーマとしたエコツーリズムや農業漁業体験民宿によるグリーンツーリズム等の「体験型観光」、地域の複数の地場産業をつなぐ「テーマ型観光」など、日本ならではの新たな観光コンテンツを開発していくことが必要である。国は、各地の取組の好事例を共有するとともに、地域のＤＭＯや複数の民間事業者等の連携による取組を支援されたい。

５．公共交通機関の利用促進

（１）公共交通機関の安全性・感染拡大防止策の強力な発信

観光需要の回復に向けては、感染拡大防止策の徹底と安全性の発信が極めて重要である。最近の民間調査結果においても、国内旅行者・インバウンドともに、旅行先を選択する際の関心事項は「訪問先の観光地で実施されている感染拡大防止策」となっている。また、公共交通機関については、昨年１０月の新型コロナウイル

ス感染症対策分科会から国への提言において「十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられる」とされている。こうしたことから、国は、科学的データや客観的事実に基づいた公共交通機関の安全性や感染拡大防止策を強力に発信されたい。

（２）新たなモビリティサービスの取組支援（日本版ＭａａＳの普及促進）

感染症対策や新しい生活様式を踏まえた新たなモビリティとして、また、交通空白地等における持続可能な地域交通を実現すべく、ＭａａＳ（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）に関する取組が進んでいる。観光活性化やコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である「シームレスな移動環境の充実」に向け、ＭａａＳなど民間主導による様々な検討が進んでいるが、特定の地域での限定的な取組に留まっているものもあるなど解決すべき課題も多い。そのため、行政による民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、各交通事業者等のデータの連携・利活用の一層の推進が重要である。

（３）首都圏空港・港湾等の整備

海外の空港では空港機能の強化が進められており、首都圏空港においても国際交通ネットワークと交通利便性を世界の主要都市に劣後しないよう強化することが必要である。

富裕層のインバウンド拡大も踏まえ、ビジネスジェットの受入体制のさらなる強化や、空港から都心への交通アクセスの改善を図ると共に、東京２０２０大会以降の方策として提案されている成田空港や羽田空港の滑走路の増設など、首都圏空港の機能強化に向けた取組のさらなる推進が重要である。

また、東京港においては世界最大級のクルーズ客船を誘致するため都が整備した「東京国際クルーズターミナル」が２０２０年９月に開業した。大型クルーズ客船の入港は、多くの訪日外国人旅行者が受入れ可能であり、高い経済効果が見込まれることから、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備が求められる。

６．観光立国の実現に向けた大会レガシーの着実な形成・継承

東京２０２０大会では、海外からの一般観客の受入れ見送りが正式に決定された。安全・安心確保を最優先した上での決断であり止むを得ないが、今大会の観戦に訪日する多くの外国人による観光消費、またリピーターとして今後のインバウンドに好影響をもたらす機会を逸したことは非常に残念である。国内在住者の観戦客に加え、駐日外国公館や外資系企業をはじめとする在日外国人にも大会への積極的な参画を働きかけることにより、国際交流機会の創出を図ることが望まれる。

民間調査によると、コロナ収束後に観光旅行したい国として、アジアの居住者では日本がトップであり、欧米豪の居住者でも２位の人気となっている。アフターコロナを見据え、インバウンド復活に向けた取組を進めていくうえで、東京２０２０大会を契機としたわが国の魅力や安全・安心の取組の強力な発信、多言語表記やバリアフリー化等の整備はもとより、公共空間や街なか、店舗等における他者への思いやりや積極的な声かけといったおもてなし機運の醸成等の受入環境整備の推進も重要である。

（１）国内外への日本の取組の発信

東京２０２０大会の開催を契機として将来のインバウンド需要回復を図る上で、選手、関係者等の受入態勢に万全を期すと共に、各国から取材に訪れるマスメディア、各種インターネットメディア等を通じて、開催国・日本の魅力、安全性、清潔さ、そして震災からの復興の姿を世界に発信していくことが極めて重要である。

本年３月８日の国際女性デーには、国、東京都、ＩＯＣ、ＩＰＣ、大会組織委員会が共同声明を行い、東京２０２０大会をジェンダー平等について画期的で、より平等で包摂的な社会への道を開くものとする、との誓いが改めて表明された。国は東京都と連携し、大会をジェンダー平等に向けたわが国の大きな転換点として、大会後のレガシーに残る活動を積極的に推進していくことが望まれる。

こうした１年延期に伴い培われた一連の取組が「東京モデル」として、コロナ後の世界に合致した新たな大会運営のロールモデルとなることが望まれる。

（２）外国人の快適な訪日滞在に向けた受入環境整備

東京２０２０大会開催を契機に、ハード・ソフト両面のバリアフリー化が官民連携により進められており、わが国の観光立国実現に向けて、今後も益々の取組が期待される。高齢や障害等の有無に関わらず、誰もが快適に旅行できる「ユニバーサル・ツーリズム」の推進は、国内市場の開拓、交流機会の創造につながると共に、国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成にも寄与するものである。国は、研修や人材育成等さらなる普及啓発に努めるとともに、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・助成制度の拡充を図られたい。とりわけ、コロナ禍により経営環境が悪化している公共交通機関におけるバリアフリー設備の整備については、支援の強化が必要である。

また、訪日観光の再開後、ムスリム旅行者やベジタリアン・ビーガンなどの旅行者の増加も見込まれることから、多言語対応とともに、外国人の多様な文化・生活習慣等に配慮した環境整備に向けた支援を引き続き進められたい。

（３）ボランティア参加への機運醸成と定着

東京２０２０大会では、大会運営に直接携わる８万人の「大会ボランティア」と、公共交通機関や観光地などで、観客や観光客を案内する３万人の「都市ボランティア」の合計１１万人が募集された。東京都ならびに大会組織委員会は「東京２０２０大会に向けたボランティア戦略」の中で、ボランティア文化の定着と、一人ひとりが互いに支え合う「共助社会」の実現を目指すとしている。こうした活動は、イベントの機運醸成や成功だけでなく、快適で安全・安心な訪日滞在に非常に重要な役割を担う。東京２０２０大会を機に高まるボランティアへの関心を、大会後も多種多様な活動に繋げるべく、参加しやすい環境づくりや、育成、活用に引き続き取り組まれたい。

（４）東京２０２０大会関連施設の観光への活用促進

東京２０２０大会は、新規施設の他、東京１９６４大会でも使われた施設を含む多くの既存施設等も活用し、都内外４３会場で開催される予定である。新規恒久施設については、スポーツ拠点に加え、文化・レジャー・イベント等の多目的な活用を目指し、整備が進められてきた。大会終了後は、観光需要・賑わいの創出にむけて、大会関連施設とその周辺環境を旅行者が周遊できるよう引き続き整備を進められたい。

以　上

２０２１年度第１号
２０２１年４月８日提出
第７３５回常議員会

＜提出先＞国土交通省、観光庁、内閣府、経済産業省、法務省ほか関係省庁大臣・幹部

＜実現状況＞

○ワクチン２回接種を完了した人の割合　総人口の７９．５％　６５歳以上の高齢者　９２．５％
　３回目接種をした人の割合　総人口の４１．５％　高齢者の割合　８２．３％（２０２２年４月１日時点）

○国交省が、日本版ＭａａＳの社会実装に向けて、意欲的な取組である１２事業を選定。

○安全・安心な東京２０２０大会の実施に向けて、コロナ対策やバリアフリー化、持続可能性に配慮した取組、スムーズビズ、多言語対応などハード・ソフト両面にわたる施策を推進。

２．最低賃金に関する要望

Ⅰ．現状認識

【極めて厳しい景況感と予断を許さない雇用情勢】

日本商工会議所が３月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響がある（※）と回答した企業の割合は８８．５％で、昨年３月以降この割合は一貫して９割前後で推移している。

また、緊急事態宣言の再発出・延長の影響もあり、３月の全産業合計の業況ＤＩはマイナス３５．３と大幅なマイナスが続いており、先行きも見通せないことから、中小企業の景況感は極めて厳しい状況が続いている。特に、非正規労働者を多く雇用し、最低賃金の影響を受けやすいサービス業ではマイナス４８．５で、他の産業よりも厳しい状況となっている。

雇用状況に関しては、２月の完全失業率は２．９％で、コロナ禍以前の昨年１月の２．４％から０．５ポイント悪化しているものの、雇用調整助成金等の効果もあり何とか踏みとどまっている。一方、有効求人倍率は１．０９倍で、昨年１月の１．４９倍から０．４０ポイント低下し、９都道府県では１倍を下回っていることから、足下の雇用情勢は予断を許さない状況である。

２月のＬＯＢＯ調査では、新型コロナウイルスの影響を踏まえた雇用・採用関連の対応として、「従業員の人員整理を検討・実施」と回答した企業の割合は僅か６．２％にとどまっているなど、多くの中小企業は雇用調整助成金等の各種支援策を活用しながら、「事業の存続」と「雇用の維持」にギリギリの努力を続けているが、感染による影響が長期化し収束が見通せない中で、こうした努力も限界に達し、倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念される。

※「影響が続いている」６４．７％、「現時点で影響はないが、今後マイナスの影響が出る懸念がある」２３．８％の合計。

【コロナ禍でより一層乏しくなっている賃金支払い余力】

企業が賃上げする際の重要な考慮要素である労働生産性は、中小企業では一貫して横ばいで大企業との格差が広がっており、労働分配率も大企業が４０％台であるのに対して中小企業は７０％台で推移して、付加価値額の

多くが人件費に費やされている。
　こうした状況の中、ＬＯＢＯ調査によると、２０２０年度に賃上げをした中小企業は４０．６％であり、前年同期の６３．６％から一気に２３．０ポイントも低下していることに加え、賃上げした企業のうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は実に７４．８％を占めていることから、中小企業における賃金支払い余力はより一層乏しくなっているのが実態である。
　更に、人件費を含めたコスト増加分の価格転嫁については、ＢｔｏＢ、ＢｔｏＣともに転嫁に難航している企業が実に約７割に達している。

【最低賃金の大幅な引上げに伴う影響】
　最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に対して罰則付きで一律に適用されることから、通常の賃上げとは異なる性格を有している。しかし、最低賃金は政府方針に基づき、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない状況下で、明確な根拠が示されないまま、名目ＧＤＰ成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（２０２０年：１．２％）を大きく上回る３％台の大幅な引上げが２０１６年から２０１９年まで４年連続で行われてきた。昨年度の全国加重平均額はコロナ禍により１円の引上げであったが、最低賃金の大幅な引上げは、中小企業数がここ７年間で６２万者も減少している中で、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることから、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが強く懸念される。
　こうした中、当所が本年２月に実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査」で、現在の最低賃金額について、「負担になっている」と回答した企業の割合は５５．０％で、「経営への影響があった」と回答した企業の割合も４３．９％に達している。
　更に、厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、最低賃金額を改正した後に　改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示す「影響率」は、２００９年度の２．７％から２０１９年度は１６．３％と大幅に上昇しており、東京都（１８．９％）を含む３５都道府県が１０％以上で、神奈川県（３２．１％）、北海道（２３．９％）、大阪府（２２．５％）では２０％を超えている。

【高まっている中小企業の不満と不安】
　このように最低賃金の大幅な引上げに伴う影響が広がっている中で、最低賃金の審議で政府方針に代表される「時々の事情」が重視され、明確な根拠が示されないまま大幅に引上げられてきたことに対する不満が高まっている。また、コロナ禍で昨年度と同様に危機的な経済情勢であるにも関わらず、現在の政府方針を踏まえると、再び中小企業の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないか、といった不安の声も多く聞かれている。
　政府はこれまで各種給付金や雇用調整助成金等の支援策を総動員し、中小企業の「事業の存続」と「雇用の維持」を強力に支えてきた。こうした中、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げることは、一連の政策効果を打ち消し、中小企業を更なる窮状に追い込むことが強く懸念される。
　加えて、最低賃金に関しては、より大幅に引上げることで生産性の低い中小企業を淘汰し新陳代謝を促すべきといった意見や、最低賃金を全国で一元化することで地方から都市部への労働移動を抑制し地方創生を推進すべきといった意見など、様々な論調があることから、多くの中小企業は戸惑い、大きな不安を訴える声が高まっている。

【中小企業の経営実態を考慮し、明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定を】
　中小企業は、企業数の９９％、雇用の約７割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎である。したがって、最低賃金は、政府方針に基づき「引上げありき」で審議するのではなく、あくまで中小企業の経営実態や地域経済の状況を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。
　また、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべきである。
　こうした現状認識のもと、当所は今年度の審議にあたり下記の事項を強く要望するとともに、最近の様々な論調に対する当所の見解を改めて申し述べる。

記

Ⅱ．今年度の審議に対する要望

１．危機的な経済情勢を反映した新たな政府方針の設定を
　今年度の最低賃金の審議に関しては、多くの中小企業から、「より早期に全国加重平均１，０００円になることを目指すとの方針を堅持する」という政府方針や、本年１月の通常国会における菅内閣総理大臣の施政方針演説における「最低賃金は、雇用にも配慮しながら継続的な引上げを図り、経済の好循環につなげていく」旨の発言を踏まえると、コロナ禍で昨年度と同様に危機的な経済情勢であるにも関わらず、再び中小企業の経営実態を超

える大幅な引上げが行われるのではないか、といった不安の声が多く聞かれている。
現在の全国加重平均９０２円が、政府が目指す１，０００円になると約１１％の大幅な引上げになり中小企業の経営に与えるインパクトが非常に大きいことから、これまで当所は政府方針に基づく「引上げありき」ではなく、あくまで中小企業の経営実態を重視した審議を行うべきであると主張してきた。
例年６月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」には最低賃金に関する政府方針が示されるが、政府は、企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、最低賃金に関しては現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな方針を設定すべきである。

２．コロナ禍の危機的な経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を
地域別最低賃金の決定にあたっては最低賃金法第９条により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案することが求められている。しかし、最低賃金は、政府方針に基づき明確な根拠が示されないまま、３％台の大幅な引上げが２０１６年から２０１９年まで４年連続で行われてきたことから、中小企業にとって負担感が増している。
最低賃金は、政府方針に基づき「引上げありき」で審議するのではなく、あくまで中小企業の経営実態や地域経済の状況を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。
特に、今年度は、コロナ禍の危機的な経済情勢が続いていた中で、緊急事態宣言が再発出・延長されたことで、飲食業では営業時間の短縮要請、観光産業ではＧｏＴｏトラベルの一時停止により、関連する業種の企業も含め、昨年度以上に厳しい業況の企業が多い。また、昨年に休廃業・解散した企業は約５万件と前年比１４．６％増えたとの調査結果もあることから、今後も倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念される。コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業がこの危機を乗り切るための経営支援に最優先で取り組むべきである。
当所が本年２月に実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査」では、今年度の最低賃金の改定について、「引上げはせずに、現状の金額を維持すべき」と回答した企業の割合は５１．２％、「引下げるべき」と回答した企業の割合は５．４％となり、引上げに反対する企業は半数を超えている。また、同調査で、現在の最低賃金額が「負担になっている」と回答した中小企業は過半数を超え、特にコロナ禍で深刻な影響が出ている「宿泊・飲食業」に加え、「介護・看護業」、「運輸業」といった労働集約型産業の他、「製造業」、「卸売・小売業」など幅広い業種で負担になっている企業の割合が高い。
また、最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることはできない。このため、コロナ禍の収束が見通せない現状において、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。
したがって、今年度は、中小企業の経営実態や足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すべきである。

３．地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を
最低賃金は、４７都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の１９の指標をもとにＡ～Ｄの４ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。諸外国では全国一律に最　低賃金額を決定しているケースもあるが、わが国が採っているランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定していることから、合理的なシステムである。
一方、東京都をはじめとしたＡランクの地域別最低賃金額がＣランクやＤランクよりも高いことが、地方から都市部への労働移動の一因であるとの考えのもと、最低賃金を全国で一元化すべきとの論調があるが、１０頁に記載の通り、最低賃金の全国一元化は地方創生につながるとは考えにくいどころか、大都市への人口流入により、少子化加速の要因にもなりかねない。
したがって、最低賃金は全国で一元化すべきではなく、地域の経済実態に基づいたランク制を堅持すべきである。

４．各種支援策の強化・拡充を
最低賃金の大幅な引上げに加え、子ども・子育て拠出金や社会保険の負担増、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など働き方改革への対応に伴い、多くの企業で人件費が増加している中で、コスト増加分の価格転嫁については、ＢｔｏＢ、ＢｔｏＣともに転嫁に難航している企業が約７割に達している。したがって、人件費を含めたコスト増加分を適正に価格転嫁できるよう、中小企業庁等関係省庁は、官民協力のもとで、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進を図るなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充していくべきである。
また、中小企業は現下のコロナ禍及び収束後を見据えた需要の変化に的確に対応していく必要があることに加え、改正高年齢者雇用安定法・改正女性活躍推進法など労働法制への対応、インボイス導入など各種の制度変更にも着実に対応していく必要がある。こうした制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、デジタル化をはじめとする設備投資、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「中小企業生産性革命推進事業」は非常に有効な施策であることから、幅広く周知し、利用を促進していくべきである。
中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以

上引上げた場合に、その設備投資等に要した経費の一部を助成する「業務改善助成金」は、最低賃金引上げに対する主な支援策である。本助成金に関しては、当所の要望に基づき「２０円コース」が新設された他、これまでにも助成対象事業場の拡大や助成上限額の引上げ、申請時に必要であった納税証明書の提出を不要とするなど申請手続きの簡素化が図られ、使い勝手が向上していることから、厚生労働省は本助成金を幅広く周知し、利用を促進していくべきである。

５．改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会での目安に関する答申が出た後に各都道府県の地方最低賃金審議会での実質的な審議が始まり、地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では１０月１日前後に発効するプロセスとなっている。

このため、各企業は、地方最低賃金審議会での改正決定から１０月１日前後の発効までの２カ月程度で最低賃金の引上げに対応せざるを得ないことから、当所には「給与規定等の改定やシステム改修等を短期間で準備するのは負担が大きい」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の支払い原資を確保するための時間も必要だ」といった中小企業の「生の声」が多く寄せられている。

したがって、各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は１０月１日前後ではなく、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めとすべきである。

６．特定最低賃金の廃止に向けた検討を

特定の産業または職業について設定される特定最低賃金には、都道府県ごとに適用されるものが２２７件ある。特定最低賃金の改定または新設は関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。一方、２０２０年度の審議・決定状況を見ると、地域別最低賃金額を下回っているにも関わらず改定されなかった特定最低賃金は５０件あり、このうち改正の申出が無かったものが２８件ある。

地域別最低賃金の大幅な引上げが続いている中で、これらの特定最低賃金は存在意義が失われつつあることから、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

Ⅲ．最低賃金に関する主な論調に対する見解

最近、最低賃金に関する様々な論調があり、多くの中小企業が不安を募らせていることから、主な論調に対する当所の見解を改めて申し述べる。

論調①：日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である。したがって、最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する。

【わが国経済における中小企業の位置付け】

日本全体の生産性は長きにわたり低迷し、先進国の中で下位にあるのは事実である。また、大企業の労働生産性は回復傾向だが、中小企業はここ数年一貫して横ばいである。

一方、図表の数値が示している通り、わが国経済における中小企業の位置付けは極めて重要であることは言うまでもない。中小企業は経済活力の源泉であり、特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在である。また、大企業のサプライチェーンの中でも重要な役割を担っている。

したがって、中小企業の成長・発展、大企業と中小企業との連携や共存共栄なしに、日本経済は成立しない。

＜わが国経済における中小企業の位置付け＞

項目	中小企業における数値	中小企業が占める割合
企業数	３５８万者	９９．７％
従業者数（全国）	３，２２０万人	６８．８％
従業者数（政令市と東京２３区の合計）	１，２６５万人	５２．８％
従業者数（政令市と東京２３区以外の地域）	１，９５５万人	８５．６％
付加価値額	１３５．１兆円	５２．９％

※従業者数に関するデータは、経済センサスで本社等一括調査を導入していることに留意する必要がある。
※出典：中小企業庁

【新陳代謝が進む中で、今まさに生産性向上に取り組んでいる中小企業】

「日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である」との論調に対して、中小企業数は市場メカニズムや後継者難などにより７年間（２００９年→２０１６年）で６３万者（４２１万者→３５８万者）、直近２年間（２０１４年→２０１６年）では２３万者（３８１万者→３

５８万者）と、人口の減少率を大きく上回るペースで減少しており、すでに新陳代謝は進んでいる。
更に、２０２０年に休廃業・解散した企業は４万９，６９８　件（東京商工リサーチ調べ）、前年比１４．６％増となり、２０００年の調査開始以降で最多を記録している。また、休廃業・解散企業の従業員数は１２万６，５５０人にのぼるなど、コロナショックは企業の事業活動と雇用に深刻な影響を及ぼしている。
こうした中で、多くの中小企業は「働き方改革関連法」の施行を契機に、時間外労働の削減等の働き方改革や身の丈ＩｏＴの導入などに加え、コロナ禍における新事業展開・業態転換など、今まさに労働生産性の向上に取り組んでいる最中であり、こうした取組が成果を出すまでには相応の時間がかかる。対して、最低賃金は業績の良し悪しに関わらず、罰則付きで直ちに適用される。
当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として、「設備投資の抑制等」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっている。こうした観点からも、中小企業の経営実態を考慮することなく、最低賃金を大幅に引上げるべきではない。
なお、日本の生産性の低さは、大企業も含めた日本全体の問題であり、中小企業のみを問題として取り上げるべきではない。

【最低賃金の大幅な引上げと生産性向上との関係性】
「最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する」という論調について、最低賃金の引上げによる生産性向上への効果は確認されないとする研究がある。
更に、「人手不足の状況下では、中小企業が倒産しても失業は増えない」との意見は、職探しに時間がかかることによって発生する摩擦的失業を無視しており、企業の合併・統合も容易に行われるとは限らない。
したがって、日本全体の生産性向上には、強制力のある最低賃金の大幅な引上げにより中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促す手法は採るべきではなく、取引適正化やＩｏＴ等の活用支援、働き方改革への対応支援等を講じることで、中小企業が生み出す付加価値をより一層高めていくとともに、中小企業の労働生産性を向上させていくことが不可欠である。
なお、この論調に関しては、そもそも「日本全体の生産性が向上した結果、支払原資が増えることで、最低賃金を含む賃金水準が引上がる」のであって、因果関係が逆である。

【大企業と中小企業の新たな「共存共栄関係の構築」が必要】
中小企業の取引構造に関して、中小製造業の実質労働生産性の伸びは大企業と遜色ないレベルにある一方で、大企業に比べて価格転嫁力に差があることから、中小製造業の生産性は低迷したままであり、売上高伸び率や営業利益率も取引の階層が下がるに連れて低下する傾向がある。
このため、中小企業が生産性を向上し、賃上げ原資を確保するには「取引価格の適正化」を通じて、大企業と中小企業が生産性向上の果実もコストアップ分もサプライチェーン全体で分け合い共に付加価値向上を目指していく、「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進が必要であり、わが国経済全体の成長基盤の強化、ひいては「経済の好循環」にも不可欠である。
したがって、中小企業庁は関係省庁等との連携のもと、「パートナーシップ構築宣言」を含めた取引適正化支援をより一層強化・拡充していくべきである。

【地域経済の発展や地方創生の視点が欠如】
「最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する」という論調により、仮に最低賃金を大幅に引上げれば、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることが懸念される。
中小企業は経済活力の源泉であり、特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在であるが、地方の中小企業は大都市部の中小企業と比べて１社あたりの付加価値額が低いことから、仮に最低賃金を大幅に引上げれば、地方の中小企業が経営不振に陥り、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが強く懸念される。
加えて、この論調は、中小企業が倒産・廃業しても、人手不足の状況下であれば労働者は他社へ円滑に移動できることから失業は発生しないという考えを前提としている。しかし、地方など大都市以外の地域では中小企業の従業者比率は８割を超えており、大都市部の５割強に比べて格段に高い中で、この論調は景気後退により雇用情勢が悪化する可能性や、労働者が他社へ移動する際のスキル習得に要する時間や社会的費用を考慮していないことから、円滑な労働移動が保障されているという前提は適当ではない。
したがって、最低賃金を大幅に引上げると、失業者が発生するリスクがあると考える方が自然である。また、地方の中小企業で雇用されていた労働者が失業すれば、仕事を求め都市部へ移動することも十分に予見される。
以上から、東京一極集中が加速し地方創生の重要性が一層増している中で、この論調には地域経済の発展や地方創生の視点が欠如していると言わざるを得ない。
なお、２０２０年度版小規模企業白書によると、人口密度の低い地方部ほど、百貨店や総合スーパー等が少ない一方で、食品小売業等の専門店は一定程度立地していることから、小規模事業者が地域住民の生活を支えている実態がうかがえる。また、幅広い年齢層の地域住民が小規模事業者を通じて地域とのつながりを感じており、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても小規模事業者への期待は大きい。更には、小規模事業

者は高齢者や女性が継続して長く働ける場を提供している。こうしたことからも、小規模事業者は、地域経済のみならず、地域コミュニティや共助を支えるなど、生産性だけでは測れない大切な機能を有している。

＜最低賃金のランク別　企業１社あたり付加価値額（万円）＞

項目	企業１社あたり付加価値額	
		中小企業１社あたり付加価値額
Ａランク	１２，２４９	５，０５８
Ｂランク	４，４３０	３，１６５
Ｃランク	４，２１３	３，１６２
Ｄランク	２，９８０	２，５０８

※出典：中小企業庁、日本商工会議所

【最低賃金はあくまで労働者のセーフティネット保障】

そもそも、最低賃金の目的は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、だからこそ強制力を伴っている。また、最低賃金は公労使が参加する審議会で議論し決定するものであり、その決定基準も最低賃金法により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定める、とされている。

余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、最低賃金の目的や法の趣旨を踏まえると、政府は賃金水準の引上げや日本全体の生産性の向上に際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、あくまで取引適正化やＩｏＴ等の活用支援、働き方改革への対応支援を通じて中小企業の労働生産性を向上させていくことで、中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備していくべきである。

論調②：最低賃金の引上げは、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、更に消費の拡大につなげる「経済の好循環」を継続・拡大させることに寄与するので、今後も引上げを継続していくべきである。

【最低賃金の引上げによる一般労働者への賃上げ効果は極めて限定的】

最低賃金は「経済の好循環」を継続・拡大させることを目的の一つとして、２０１６年から２０１９年までの４年連続で３％台の大幅な引上げが行われた。

しかし、「賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金分布下位１０％の者（２０２０年、１７万５，９００円）、下位２５％の者（同年、２１万２，２００円）の賃金の対前年比伸び率は、最低賃金が３％台の大幅な引上げとなった２０１６年以降、３％に達しておらず低い伸び率にとどまっている。

また、パートタイム労働者は時給が上がると、労働時間を減らす傾向が顕著に表れ、その結果、年収はわずかな増加にとどまっているという調査結果もある。多くの企業で配偶者（家族）手当の支給基準額となっている「１０３万円の壁」や、社会保険加入の基準額である「１３０万円の壁」を意識し、労働時間を調整していることが想定される。こうしたことから、最低賃金の引上げによる労働者への賃上げ効果は極めて限定的である。

＜賃金分布下位層の平均年収の伸び率＞

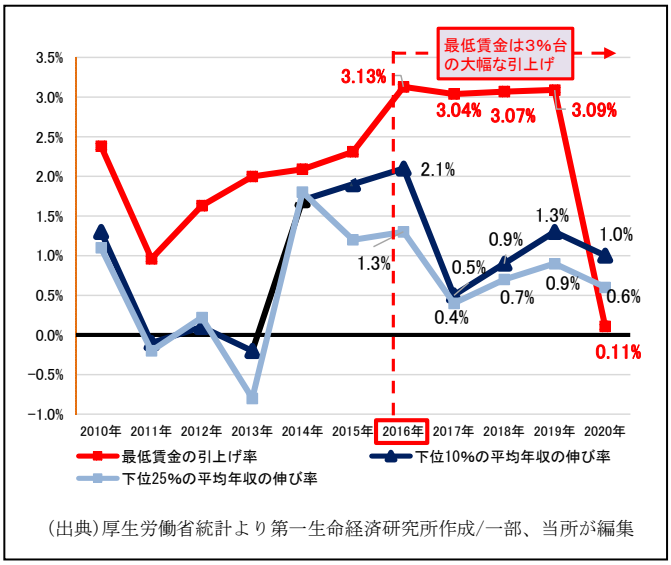

(出典)厚生労働省統計より第一生命経済研究所作成/一部、当所が編集

＜パートタイム労働者の年収・労働時間・時給の推移＞

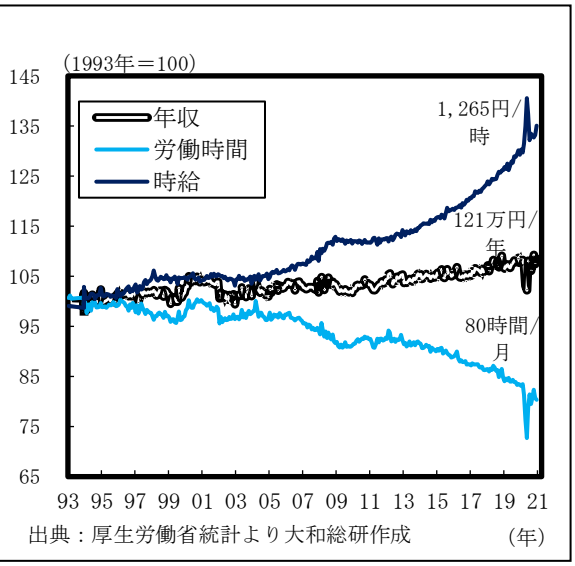

出典：厚生労働省統計より大和総研作成

【最低賃金の大幅な引上げは「経済の好循環」を阻害する恐れ】
そうした中、賃上げの原資を創出するには生産性の向上が必要だが、当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として「設備投資の抑制等」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっている。
したがって、最低賃金の引上げは、企業の生産性向上、労働者の賃上げ、ひいては消費者の購買力向上、消費の拡大という「経済の好循環」を阻害する恐れがある。

論調③：日本の最低賃金を全国で一元化すれば、地方から都市部への労働移動が抑制され、地方創生につながる。

【全国一元化により地域経済が一層衰退する懸念】
日本の最低賃金を全国で一元化すべきであるという論調は、東京都をはじめとしたＡランクの地域別最低賃金額がＣランクやＤランクよりも高いことが、地方から都市部への労働移動の一因であるとの考えのもと、最低賃金が低い地域の金額を高い地域に合わせることを意図しているものと思われる。仮に、地域別最低賃金額が最も安い県（７９２円）を、最も高い東京都（１，０１３円）に合わせると、最も安い県の企業は、従業員一人あたり年間で約５０万円の負担増になる。
こうした中、仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される。
また、企業は立地戦略の観点から、人件費が高まる地方への投資を避ける一方で、インフラが整い市場規模が大きく効率的に生産や販売活動をすることができる都市部や、人件費が安い海外への立地や投資を加速することが想定される。
そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の一層の衰退、中心市街地の更なる疲弊、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになる。そうなってからでは手遅れであるばかりか、地域の活力を再び取り戻すには相当の時間と社会的コストがかかることを考慮しなければならない。
したがって、最低賃金の全国一元化が地方創生につながるとは考えにくいどころか、大都市への人口流入により、少子化加速の要因にもなりかねない。

【地域別最低賃金額の違いは地方創生の阻害要因ではない】
最低賃金の決定には、地域ごとの労働者の生計費が考慮されている。都道府県ごとの標準生計費に占める地域別最低賃金額の割合を比較してみると、都道府県ごとにバラツキはあるものの、ＣランクやＤランクが総じて低いということはない。また、都道府県別の一般労働者の賃金額や一人当たり家計消費額との比較においても同様である。
つまり、東京都をはじめとしたＡランクは地域別最低賃金額は高いものの生計費も高いことから、ＣランクやＤランクと比べて、労働者にとって金銭面でのアドバンテージがある訳ではない。したがって、地域別最低賃金額の違いは東京一極集中に代表される地方から都市への労働移動、地方創生の阻害要因になっているとは言えない。
それでも、東京一極集中に歯止めがかからないのは、進学や就職など、東京圏には充実した教育環境や雇用機会、多様な商品やサービス、文化やレジャーが揃っていることが要因と思われる。
東京一極集中を是正し、地方創生を推進していくことは国是である。ただし、地方創生を推進していくには最低賃金を全国で一元化するのではなく、第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に則り、国・地方・民間が連携して様々な施策を総合的に推進していくことやコロナ禍を契機としたテレワークの普及・ 定着を通じた地方での就労を推進していくことが求められる。
なお、日本の最低賃金の決定システムは、生計費の違いを考慮しランク制のもとで地域別最低賃金額を決定していることから、諸外国のシステムに比べて、より地域の実態を反映した合理的なシステムであると言える。

論調④：最低賃金は政府方針により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目ＧＤＰ成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る引上げが続いているが、雇用情勢に大きな影響がないことから、更に引上げても問題はない。

【中小企業の賃金支払余力は乏しくなっている】
最低賃金は中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目ＧＤＰ成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（２０２０年：１．２％）を大きく上回る３％台の引上げが２０１６年から２０１９年まで４年連続で行われたことから中小企業の負担は増している。当所が本年２月に実施した調査によると、現在の最低賃金額に対し、「負担になっている」と回答した企業は５５．０％で、「経営への影響があった」と回答した企業は４３．９％に達している。
また、中小企業の労働分配率（大企業４９．０％、中小企業７５．１％）は高止まりしており、付加価値額の多くが人件費に費やされている。こうした状況の中、ＬＯＢＯ調査によると、２０２０年度に賃上げをした中小企業は４０．６％であり、前年同期の６３．６％から一気に２３．０ポイントも低下していることに加え、賃上げした企業のうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は実に７４．８％を占めていることから、中小企業における賃金支払い余力はより一層乏しくなっ

ている。

【景気後退による雇用情勢の悪化により失業者が発生するリスク】
　また、最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることはできない。このため、コロナ禍の収束が見通せない現状において、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。
　なお、当所の調査によると、最低賃金の引上げによって「正社員の採用を抑制した」と回答した企業は１２．１％、「非正規社員の採用を抑制した」と回答した企業は１０．９％となるなど、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げは雇用にマイナスの影響を与えることが懸念される。
　また、新型コロナウイルスによる影響は広範囲の企業に及んでいるが、特に宿泊、飲食、観光、娯楽等をはじめとするサービス業やこれらに関連する小売業への影響が顕著である。こうした業種は非正規労働者を多く雇用し、最低賃金の影響を強く受ける業種である。また、最低賃金の引上げが若年高卒労働者に負の効果を与えるといった調査結果もある。
　したがって、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げは、コロナ禍で特に業況が厳しい企業が多く存在している経済情勢下では、失業者を発生させるリスクがあると考えるべきである。
　最低賃金の審議では、政府方針ありきでの大幅な引上げを前提とせず、あくまで名目ＧＤＰ成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、最低賃金決定の三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率など中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

論調⑤：日本の最低賃金は国際的に見て低い水準である。

【全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は国際的に見て低くない】
　「フルタイム労働者の平均賃金に占める最低賃金の割合」を見ると、確かに諸外国に比べて見劣りする。しかし、パートタイム労働者を含めた全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は、他の先進国と比べて決して見劣りするレベルではない。最低賃金は、フルタイム労働者だけでなく、パートタイム労働者を含めた全労働者に適用されることから、パートタイム労働者を含めた国全体の労働者の賃金（全産業平均賃金）で比較する方がより適切である。
　したがって、日本は最低賃金だけが低いのではなく国全体の労働者の平均賃金が低い状況にあることから、国全体の労働者の平均賃金の底上げには、国全体の労働生産性の向上が不可欠である。
　なお、諸外国の最低賃金制度には、労働者の年齢や技能に基づく適用除外や減額措置があることから、最低賃金を国際比較する際には、こうした違いを十分に考慮しなければならない。

＜平均賃金に占める最低賃金の割合（左：フルタイムのみ　右：フルタイム＋パートタイム）＞

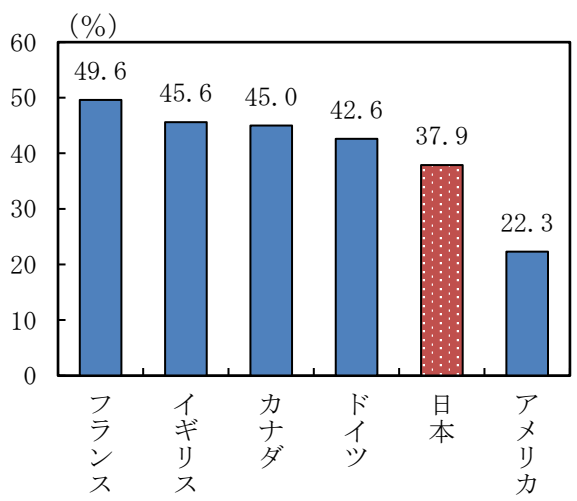

出典：OECD 統計より大和総研作成

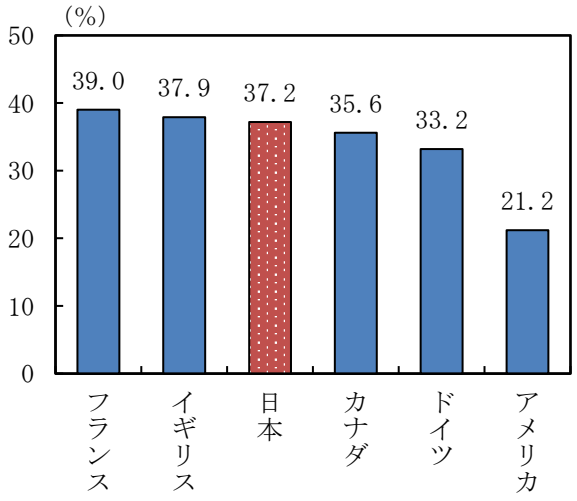

出典：内閣府、OECD、Haver Analytics より大和総研作成

※データは２０１９年
※雇用者１人当たりの年間労働時間のデータを利用できない国は、就業者１人当たりの年間労働時間を代用
※ＯＥＣＤ平均は、ＯＥＣＤ加盟国のうち一国単位の最低賃金制度があり、データ取得が可能な国の平均値

以上

２０２１年度第２号

２０２１年４月８日提出
第７３５回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

＜実現状況＞

最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」の助成対象、助成額が数次にわたり拡充された。

３．中小企業のイノベーション促進に向けた提言

【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、わが国経済や、中小企業・小規模事業者の経営環境に甚大な影響が及んでいる。コロナ禍が長期化する中で、社会全体の行動変容や、ビジネス環境の急速な変化が生じ、多くの企業でこれまでのビジネスモデルや従来の常識を見直す必要性が生じている。コロナ禍においては、以前からわが国の課題として指摘されていたデジタル化の遅れが明白となり、中小企業・小規模事業者においてもデジタル技術を活用したビジネスモデルの変革、ＤＸ推進に向けた取り組みが求められている。技術進化の加速化や企業間の競争激化、商品・サービスのライフサイクルの短期化、今後も起こり得る非連続な環境変化など、不確実性が高まる中で、中小企業・小規模事業者にとってイノベーション活動の重要性がかつてないほど高まっている。中小企業・小規模事業者は生産性が低く、革新的なイノベーションの担い手はスタートアップに限られていると考えられてきたが、昨年度の当所の実態調査によると、イノベーション活動に取り組む中小企業・小規模事業者は調査回答企業のうち７割を超え、革新的なイノベーション活動に取り組む事業者も３割に達している。日本経済を下支えしてきた中小企業・小規模事業者が強みである意思決定や変革のスピード感をもって、イノベーション活動に取り組み、生産性を向上させて、持続的な成長や発展を遂げることが、コロナ禍からの日本経済の回復、今後の日本経済の発展に欠かせない。そのためにも、中小企業・小規模事業者が挑戦するイノベーション活動を後押しする環境整備に取り組む必要がある。

また、企業のイノベーション活動は様々な社会課題解決、社会変革につながる重要な取り組みとしての視点も欠かすことはできない。わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題など様々な社会課題に直面している。中小企業・小規模事業者は、こうした社会課題の解決につながる革新的なイノベーション創出の担い手としての役割が期待される。

経営資源の制約や既存事業への対応など、様々な事情を抱える中で、中小企業・小規模事業者がイノベーションを創出するためには、経営者によるイノベーションの重要性の認識と、「未来志向」の考え方が重要である。自社の業界ポジションや未来の社会構造、市場環境を見据え、トライアンドエラーを繰り返しながら、既存技術・ノウハウを活かした新商品・新サービスの開発、新しいビジネスモデルへの転換といったイノベーション活動に取り組む必要がある。未来のありたい姿と現在の自社の姿にある乖離を埋めるため、相反する複合的な課題を俯瞰的に捉え、同時に解決していく取り組みが求められる。さらに、継続的にイノベーションを創出するために、「再現性・持続可能性」のある組織づくりも重要である。

あわせて、経営資源が限られる中小企業・小規模事業者がイノベーションアイデアを実現するためには、外部の知識・アイデアや技術力などを活用する「オープンイノベーション」が重要となる。外部との協業においては、自社の強みである競争領域に経営資源を集中させ、非競争領域においていかに外部の力を活用できるかという点が、効率的かつスピード感をもったイノベーション活動を実現する鍵となる。革新的なイノベーションの創出に向けては、ＩＴを経営戦略に活用する「攻めのＩＴ」の観点も不可欠である。

以上の課題認識にもとづき、東京商工会議所では「中小企業のイノベーション実態調査」（以降「イノベーション調査」）や企業ヒアリングを通じて、中小企業・小規模事業者におけるイノベーション活動の実態把握を行ってきた。中小企業・小規模事業者のイノベーション活動の実態を踏まえ、本提言では、中小企業経営者が取り組むべきポイント、また国や東京都による必要な支援、東京商工会議所が取り組む支援の内容を、以下の４つの柱で取りまとめている。

Ⅰ．イノベーション創出に向けた「未来志向」経営
Ⅱ．オープンイノベーションの促進と成果創出に向けて
Ⅲ．イノベーション促進に向けた支援強化（国や東京都への要望）
Ⅳ．東京商工会議所の取り組み

【中小企業におけるイノベーションの重要性】

本提言におけるイノベーションの定義は、「売上や業務の効率化など生産性向上に寄与し、経済的な価値を生み出す、課題解決に向けた企業における新たな取り組み」を指し、「革新的なイノベーションだけでなく、自社にとって新しい、または改善された取り組み」も含むものとする。一方で、「革新的なイノベーション」の定義は「競合他社が導入していない全く新しい取り組み」としている。

「イノベーション調査」において、イノベーション活動に取り組んでいる企業は全体の７３．０％、革新的な

イノベーション活動に取り組んでいる企業は全体の３０．５％にのぼる[1]（図０－①参照）。コロナ禍や様々な環境変化を乗り越えるために、多くの企業でイノベーション活動に積極的に取り組んでいることがわかる。

イノベーション活動によって得られた効果については、「競合との差別化」、「販路拡大」、「顧客満足度向上」など「収益」につながる効果が上位を占める。中でも、革新的なイノベーションに取り組む企業ほど、これらの効果を得られたと回答する割合が高い結果となった（図０－②参照）。中小企業・小規模事業者がイノベーションを創出するために、まずはイノベーションの重要性を認識するなど経営者の意識改革が不可欠であり、そのうえで業界ポジションの分析など現状分析が重要となる。未来のありたい姿と現状のギャップを埋めるため、既存技術・ノウハウを活用しながらイノベーション活動に取り組み、そこからさらに革新的なイノベーション活動につなげていくことが重要であることが明らかになった。

また、革新的なイノベーションは、企業における収益改善や生産性向上だけでなく、顧客の利便性向上や社会課題の解決などにつながる可能性を有する。社会課題の解決を担うという点においても、中小企業・小規模事業者におけるイノベーション活動の促進は重要である。

＜図０－①　左：イノベーション活動の取り組み状況　右：革新的なイノベーション活動の取り組み状況＞

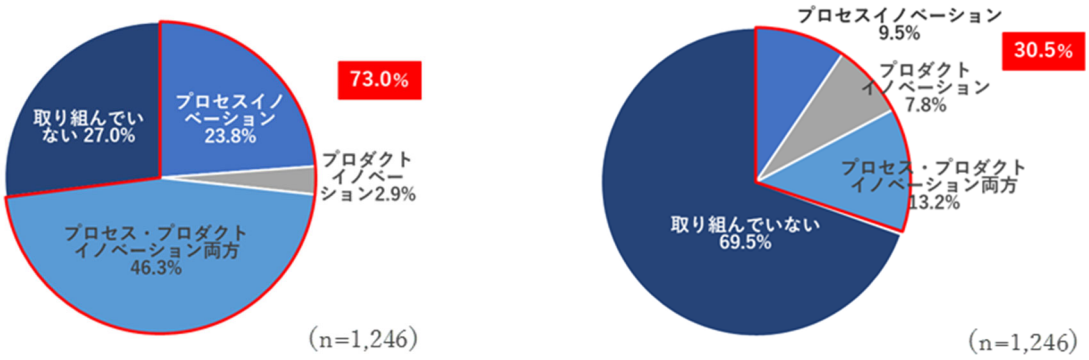

出典：東京商工会議所「中小企業のイノベーション実態調査」（２０２１年３月）
以降の図はすべて「中小企業のイノベーション実態調査」のデータを引用

＜図０－②　イノベーション活動によって得られた効果＞

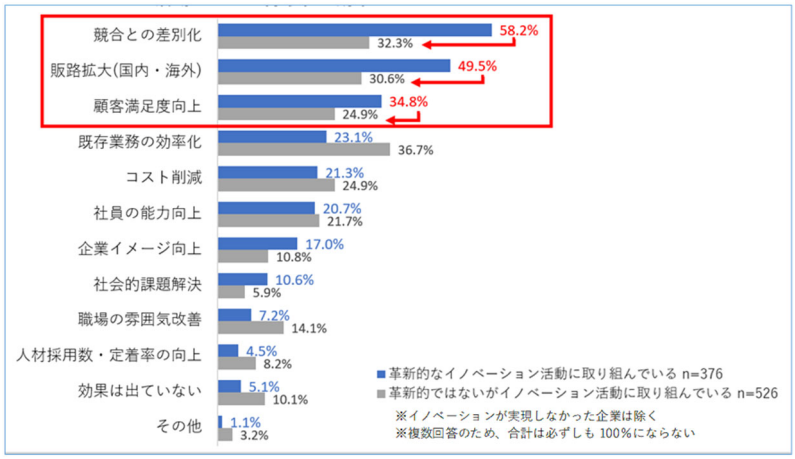

中小企業・小規模事業者がイノベーションに取り組むにあたって、アイデア段階からイノベーション活動の企画・実行、成果創出に向けて、様々なステージや、ステージに応じた課題が存在する（図０－③参照）。

イノベーション活動のきっかけを見出し、企画に結び付ける「ゼロイチ」の段階では、現状の分析と未来の課題を把握したうえで、自社が取り組むべきイノベーションアイデアをいかに考え、探し出すかが課題となってくる。また、アイデアを実行する段階では、事業計画、マーケティングなどの事前準備から、不足する経営資源や技術力・開発力を補うための協業相手の探索、支援施策の活用など、アイデアの実現ならびに成果創出に向けた

[1] 東京商工会議所「中小企業のイノベーション実態調査」（２０２１年３月）
調査対象：東京２３区内事業者１０，０００件　回答数：１，２５９件（回答率１２．６％）

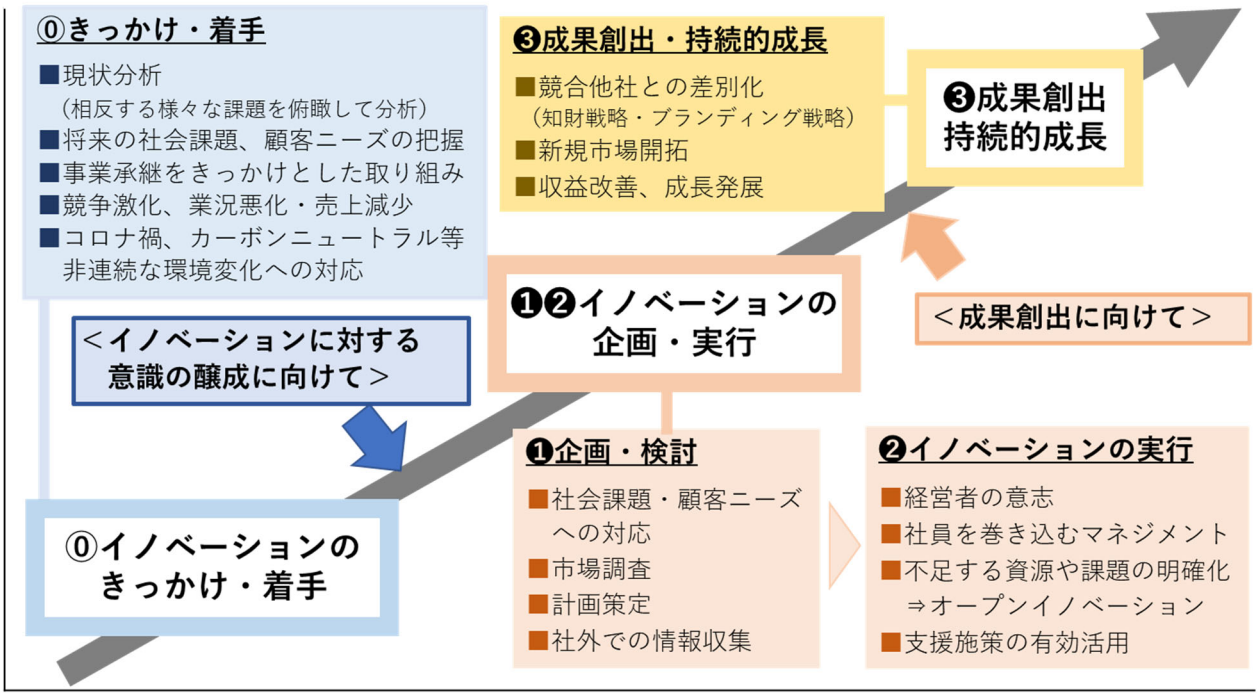

様々な課題の克服、取り組みが重要となる。

＜図０－③ イノベーションの段階・提言の対象＞

本提言では、「⓪きっかけ・着手」から「❶イノベーションの企画」の取り組み、いわゆる「ゼロイチ」をいかに促進するか、また「❷イノベーションの実行」から「❸成果創出・持続的成長」にいかにつなげていくか、このすべてを網羅し、中小企業経営者が取り組むべきポイント、国や東京都による必要な支援、東京商工会議所が取り組む支援の内容をまとめている。

Ⅰ．イノベーション創出に向けた「未来志向」経営

【イノベーション活動の課題とイノベーションに取り組む企業の特徴】

新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする環境変化の加速化
- 顧客ニーズの変化や非連続な環境変化への対応が求められている
- 過去の実績、成功体験にとらわれずに、未来の変化を見据えたイノベーションが重要

経営者の強い意志や社外での情報収集がイノベーション活動につながる
- イノベーションに取り組む企業では、経営者の「強い意志」や大企業にはないスピード感を重視
- イノベーションに取り組む際、顧客ニーズの把握、ヒントとなる情報の獲得が課題

限られた経営資源の中でのイノベーション活動への挑戦
- 限られた経営資源を無駄にしないため、成果創出の可能性を高める事前準備、計画策定が求められる
- 新規事業のリスクを軽減するため、補助金など支援施策の積極的な活用が求められる（リスクヘッジ）

【提言項目】
1. **未来の社会構造、自社のありたい姿を見据えた「未来志向」の重要性**
2. **イノベーション創出に向けた経営者の強い意志、変革スピードの重要性**
3. **顧客ニーズや異業種の取り組みなどの情報収集、人脈形成などの社外活動の重要性**
4. **業界ポジションの分析を踏まえた新規事業開発におけるマーケティングと持続的な収益につなげるためのブランディング戦略の重要性**
5. **経営理念・ビジョン・中長期の明確な目標の浸透による社員の前向きな意識醸成、組織づくりの重要性**
6. **「ビジネス知」と「デジタル知」の融合に向けた若手人材の活躍促進、事業承継を契機とした変革の重要性**
7. **事業再構築補助金など支援施策の有効活用を通じた新規事業のリスク軽減**

１．未来の社会構造、自社のありたい姿を見据えた「未来志向」の重要性

【中小企業が取り組むべきポイント】

スタートアップ企業がゼロから革新的なイノベーションを生み出す「ゼロイチ」とは異なり、中小企業・小規模事業者は過去の実績や、既存事業に最適化した環境や文化が存在するため、現在の経営実態（Ａｓ－Ｉｓ）から経営戦略を検討することが多い。これまで蓄積したノウハウや成果をあげている既存事業における業務効率化や利益最大化を目指す「深化」の取り組みは重要である。しかし、時代の変化に対応し、イノベーションを創出していくためには、業界を取り巻く動向や、次の１０年、２０年といった未来の社会構造やニーズを意識し、自社の強みや経営資源が適合可能なマーケットを「探索」する「未来志向」の考え方（Ａｓ－Ｉｓ　、Ｔｏ－Ｂｅ）が求められている。既存事業の「深化」だけではなく、新たなアイデアを「探索」する、いわゆる「両利き経営」の取り組みが重要である。

【経営者の声】

・トレンドの移り変わりは目まぐるしく、「進化をやめた時点で取り残され、滅びる」という危機感のもと、常に新たな事業を模索している。今後の社会の変化や流れを把握するため、実用書や様々な業種の経営者との情報交換などを通じて、常にイノベーションのヒントとなる情報を収集し、アイデアを考えている。（運輸業・従業員 15 名）

・環境変化に取り残されないために、継続的にイノベーションを創出できる組織作りが重要だと考えている。既存の事業は安定しているものの、新たなイノベーションに取り組むために、今後 10 年～20 年後の世の中の変化を予想し、常にアンテナを張り、自社が付加価値を出せる分野を考えている。（製造業・従業員 223 名）

２．イノベーション創出に向けた経営者の強い意志、変革スピードの重要性

【中小企業が取り組むべきポイント】

既存の事業とは異なる発想や取り組みから生み出される革新的なイノベーションは、実現に向けた多くのハードルや、長い期間を要するケースが存在する。これらを乗り越え、成果創出に結びつけるためには、経営者の「強い意志」が必要不可欠である。

また、中小企業・小規模事業者がイノベーション活動に取り組む際、大企業にはない意思決定や取り組みのスピードが強みとなる。環境変化が加速化する中においては、イノベーションアイデアを事業化、成果創出につなげるため、トライアンドエラーをコンパクトなサイクルで回していく、「アジャイル思考[2]」が重要となる。環境変化に対応し競争優位性を確保するためにも、スピード感のある取り組みを進めるべきである。

革新的なイノベーション活動に取り組む企業では、イノベーション活動で重視する経営者の意識において、経営者の「強い意志」を最も重視している（図１－①参照）。

従業員規模別の革新的なイノベーション活動の取り組み状況では、従業員２０名以下の小規模企業と、従業員２０名超の企業との間で、大きな差は存在せず、小規模企業においても積極的に革新的なイノベーション活動に取り組んでいることが明らかになっている（図１－②参照）。イノベーション活動は企業規模の大小ではなく、経営者の意志によって実現できることが表れている。

＜図１－①　革新的なイノベーション活動に取り組む企業 × 経営者の意識＞

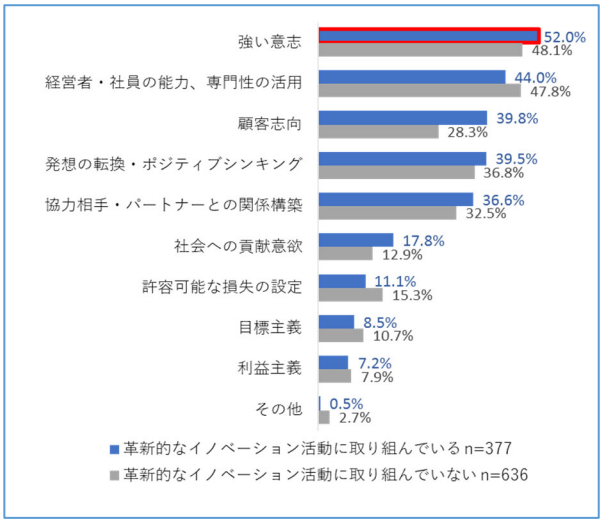

＜図１－②　従業員規模別にみた革新的なイノベーション活動の取り組み状況＞

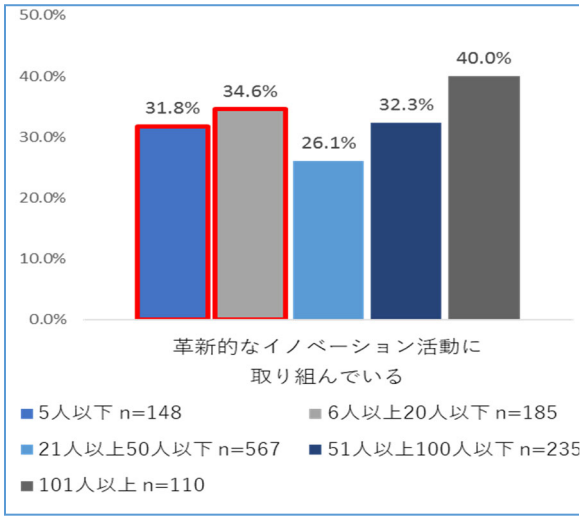

[2] 新しいアイデアについて、実装とテストを短いサイクルでトライアンドエラーを繰り返しながら改善し、価値を高めていく考え方、開発手法。

【経営者の声】
・ビジネスを進めるうえでスピード感を重視している。新たな協業を始める際に、秘密保持契約の締結に大企業では数カ月かかるが、当社はなるべく面談の場で締結し、ビジネスを迅速に進めることを意識している。（卸売業・従業員３０名）
・コロナ禍で売上が減少し、製造現場の業務負荷が落ちたタイミングで、もともとアイデアとして持っていた新製品の開発に着手。スピード感をもって製品化に結び付けたことで、大きな受注につながっている。（製造業・従業員７名）
・観光地などでの利用を想定した小型電気自動車の開発に向けて、中小企業５社が得意分野を持ち寄り協業し、わずか４カ月で開発に成功した。大企業では、こういった「ゼロイチ」の開発は内部決裁などに時間がかかるためすぐに取り掛かることができないが、中小企業ではスピード感をもって、新たな製品開発を進めていくことができるため、その強みを差別化につなげていくことが重要。（製造業・従業員４７名）
・新たな事業アイデアを思い付いた際、当社では２～３割の準備段階でも、とにかくスピード感をもって着手する。新たなサービスはすぐに大企業を含む競合他社に模倣されるため、模倣されるまでの間にいかに収益を上げるかが重要。大企業にはないスピード感で商品、サービスを開発し続けることが当社の競争力につながっている。（サービス業・従業員４名）

３．顧客ニーズや異業種の取り組みなどの情報収集、人脈形成などの社外活動の重要性

【中小企業が取り組むべきポイント】
イノベーション活動に取り組むうえで、そのきっかけとなる顧客ニーズ、イノベーションのヒントを経営者が積極的に社内外で収集することが重要である。
イノベーションの源泉の一つは、アイデアの組み合わせであり、社外での情報収集を通じて異業種の取り組みやアイデアを、自社のビジネスモデルに組み合わせることがイノベーション創出につながる。また、オープンイノベーションの際の協業相手の選択肢を広げるうえでも、経営者が社外で人脈を構築し、情報を収集することが、イノベーション推進に向けて重要である。

イノベーション活動に取り組む企業では、イノベーション活動の課題として、「顧客ニーズの把握」と回答する割合が最も高い（図１－③参照）。新たな製品、サービスの開発に向けて、そのきっかけやヒントにつながる情報や顧客ニーズをいかに収集するかが重要である。

＜図１－③　イノベーション活動の課題＞

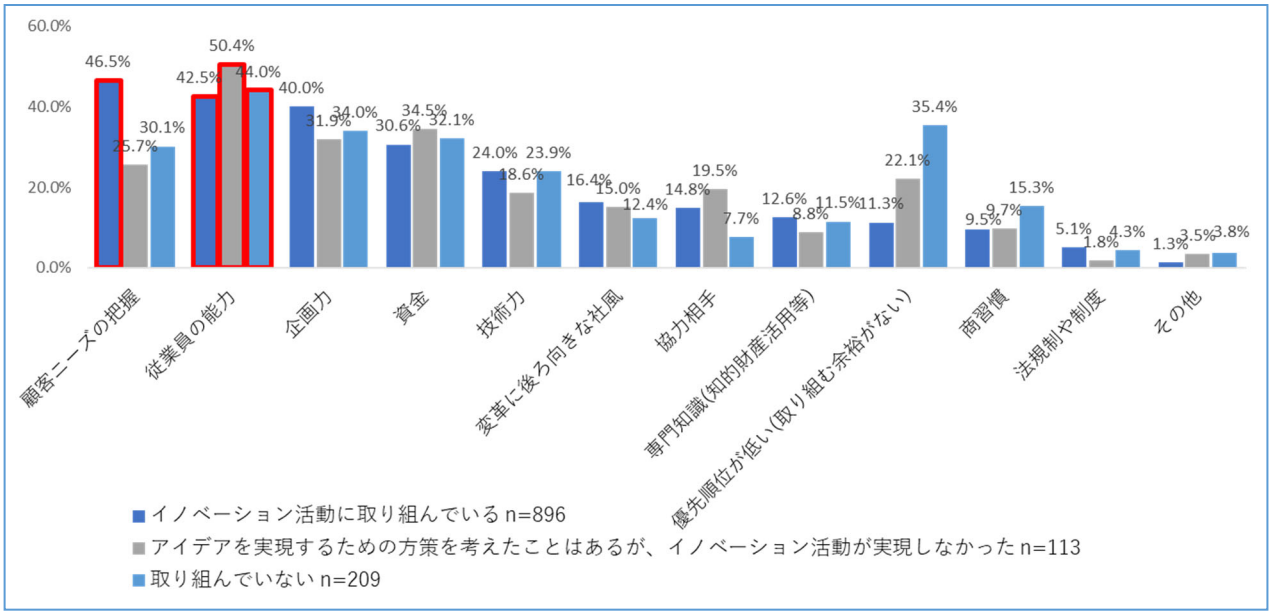

【経営者の声】
・自社の業界、取扱商品だけを研究してもイノベーションは生まれない。これまでの価値観を越えたものを生み出すためには、社外の様々な事象、経営者仲間との情報交換の機会など、既存事業とは異なる環境での情報、気づきを常に意識し、イノベーションにつなげていく必要がある。（製造業・従業員１２名）
・イノベーションを創出するためには、経営者が外部で知識、情報を仕入れ、その中で新たなアイデアを生み出していくことが重要。様々な情報、気づきを得るために経営者自らが大学、研究所、中小企業団体な

どと多くの接点を持つようにしている。（製造業・従業員１３３名）
・新商品の製品化にあたり提携工場を探す際、過去に参加したものづくりゼミや、行政とのネットワークを活用し、提携先を見つけることができた。（製造業・従業員１名）

４．業界ポジションの分析を踏まえた新規事業開発におけるマーケティングと持続的な収益につなげるためのブランディング戦略の重要性

【中小企業が取り組むべきポイント】

「未来志向」でイノベーションに取り組む際に、まずは自社が属する業界全体の知見や、その業界の中でのポジションなど、自社の現状を分析し、理解することが起点となる。その上で、新たに取り組むイノベーション活動を収益改善、競合他社との差別化につなげていくために、事前の市場調査、マーケティングを入念に行うべきである。

また、革新的なイノベーションによって確立した技術、サービスアイデアを持続的な成果につなげるための差別化戦略も重要である。特許出願や商標登録などの知財戦略や、新サービスの模倣対策としてブランディング戦略を活用し、持続的な優位性を確保することが重要である。

経営資源が限られる中小企業・小規模事業者がイノベーション活動に取り組むにあたって、資源の分散や浪費を防ぐためにも、成果創出の可能性を高めるための事前準備が重要となる。業界ポジションの分析や、顧客ニーズ、市場動向、競合他社の動向を入念に調査し、自社の勝機を整理したうえで、新たな取り組みに着手することが重要である。

イノベーション活動の計画策定、事前準備にあたっては、「新事業活動」の現状の課題や目標を明確にし、中期的な「経営目標」の達成に向け策定する経営計画書である「経営革新計画」の活用や、クラウドファンディングを活用したテストマーケティングなどの手段も有効である。

【経営者の声】

・経営資源が限られる中小企業が新規事業に取り組むには、顧客ニーズや市場の調査を入念に行い、勝ち筋、土台を固めることが重要。当社は小規模事業者で、人的余裕もないため、新たな取り組みに着手する前にこの土台を社員全員で共有、納得のうえ、全社一丸で取り組むようにしている。（製造業・従業員７名）
・自社商品が日本唯一であることをブランド化し、ホームページやブログ、ＳＮＳなどを通じて積極的に情報を発信している。社員１名で営業活動は一切していないが、ホームページからの問い合わせにより大手企業とのコラボ商品の開発や、イベント向けの大型受注を獲得している。（製造業・従業員１名）
・大手企業の下請けから脱却するため、ＢｔｏＣ向けの新サービスを開発した。他社からの模倣に対抗するため、サービスをブランド化し、ネット上のＰＲはもちろん、パブリシティの活用など、露出を増やす努力を続けている。（運輸業・従業員１５名）
・競合との差別化を図りながら、継続的な収益に結びつけるため、開発したものに関しては国内特許、海外特許含めて取得している。（製造業・従業員７名）

５．経営理念・ビジョン・中長期の明確な目標の浸透による社員の前向きな意識醸成、組織づくりの重要性

【中小企業が取り組むべきポイント】

イノベーションを実現するためには、いかに組織全体の理解を得ながら取り組んでいけるかが成否を分けるポイントとなる。特に、これまでの事業や発想とは全く異なる革新的なイノベーションに取り組むためには、組織の理念やビジョン、中長期の目標を明確にし、社員の前向きな取り組み、自発的な行動を促していくことが重要である。

また、環境変化が加速化する中で、継続して新規事業、イノベーションを創出できる「再現性・持続可能性」のある組織づくりが事業の継続、成長のためのポイントとなる。イノベーション創出といった目の前の取り組みを目的化せず、経営理念をもとにした中長期的なビジョンの設定、組織づくりが求められる。

革新的なイノベーションに取り組む企業では、イノベーション活動で重視する組織マネジメントにおいて、「組織理念・ビジョンの浸透」、「組織目標の共有」を最も重視している（図１－④参照）。

また、イノベーション活動における課題について、イノベーション活動に取り組んでいる企業、実現しなかった企業、取り組んでいない企業いずれにおいても、「従業員の能力」が課題だと回答する割合が高い（図１－③参照）。

これらの実態からも、イノベーション活動の推進に向けて、経営者の「強い意志」と、人材育成といった「組織マネジメント」の両輪が機能することが重要である。目指す方向性やビジョン、目標を共有し、組織全体での意識醸成を図りながら、人材育成を進めていくことや、習慣的に創意工夫を行うような仕組みづくり、自由な意見交換ができる場の設定など、職場環境の見直しがイノベーション活動の実現、成果創出のためには重要である。

＜図１－④　革新的なイノベーション取り組む企業　×　組織マネジメント＞

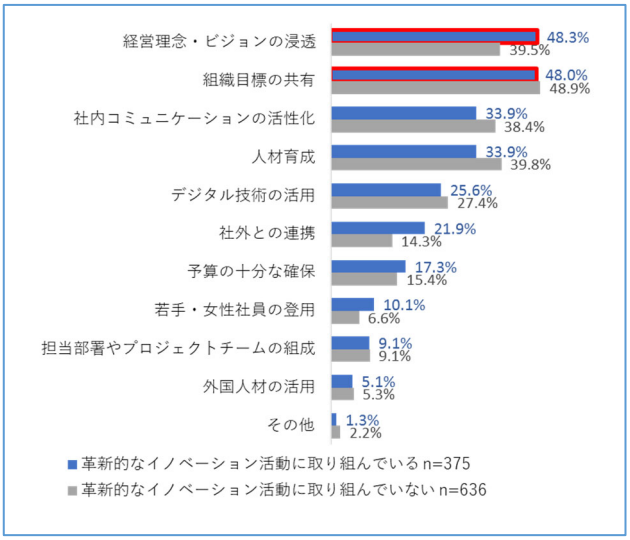

【経営者の声】

・イノベーション創出にあたって、社員にいかに前向きに取り組んでもらうかが最大の課題。そのためには、行動や思考の原点となる経営理念の浸透が重要だと考え、ことあるごとに経営者が理念を口にしているほか、従業員にも理念を人に伝える機会を設け浸透を図っている。また何か新しい取り組みをする際には、必ず経営理念と関連付けて取り組みの背景、目的を説明している。（建設業・従業員２３０名）

・経営者が会社として何を目指すのか、方向性を明確にし、社員との人事面談などを通じて方向性を共有している。またコンサルタントの力を借りながら、給与・人事評価・教育体系の改革に取り組んでいる。人事評価では「価値との連動性」をポイントとし、年功部分だけでなく実績に対する評価割合を高めるなど、社員のモチベーションにつながるよう、制度を改革している。（製造業・従業員２４名）

・業績悪化に伴い、大手企業の下請けから脱却し、ＢｔｏＣビジネスに転換した。業務が大幅に変わる中で、経営者が改革の意図や組織が目指す方向を社員に対して丁寧に説明した。また、経営者自身もすべての現場に足を運び、時には事務所に泊まり込むなど、自らが変革に向けた姿勢を見せることで、前向きに取り組む社内の雰囲気が醸成された。（運輸業・従業員１５名）

・内発的なイノベーションを創出できる組織づくりのため、現場社員の声、意見を会社の制度に反映できる仕組みを整備している。現場の社員は顧客のために働くことはもちろんだが、それだけではなく自社の経営にも目を向けることが重要。「自分たちが会社を作り上げる」といった意識が醸成されるとともに、そういったプロジェクトメンバーに選ばれることが社員のモチベーションにつながっている。（サービス業・従業員３４８名）

６．「ビジネス知」と「デジタル知」の融合に向けた若手人材の活躍促進、事業承継を契機とした変革の重要性

【中小企業が取り組むべきポイント】

ニーズが多様化し、商品・サービスサイクルが短期化する中で、中小企業・小規模事業者は、既存事業の枠組みにとらわれず、従来にはない発想、取り組みから生まれるイノベーションを創出していく必要がある。革新的なイノベーションの創出に向けては、ＩＴを経営戦略に活用する「攻めのＩＴ」の取り組みも重要となる。

新たな視点や未来志向のもとで生み出されるアイデアの発掘、活用に向けて、未来の社会の担い手であり、かつ顧客の思考やマーケットと価値観が近い、若手人材の意見や価値観を経営に取り入れていくことが重要である。また、業務のデジタル化や、「攻めのＩＴ」に向けた取り組みに対しても、デジタルネイティブ世代である若手人材の活躍促進を通じて、経営者・経営幹部が持つ「ビジネス知」と若手人材が持つ「デジタル知」を融合させていくことが重要となる。

経営者の交代を機に事業内容を外部環境に適応させ、イノベーションを創出していくことも有効である。創業時や前回の事業承継時から時間が経過している場合、その間に多くの環境変化が生じており、事業承継を機とした後継者による新たな取り組みを進め、生産性を向上させていくことが重要である。

「イノベーション調査」によると、従業員の平均年齢が若い企業ほど、イノベーション活動に取り組む割合が高い結果となっている（図１―⑤参照）。また、業歴別にみたイノベーション活動の取り組み状況では、業歴による大きな違いは見られないが、業歴が長い（５１年以上）企業を分析すると、従業員の平均年齢が若い企業ほど、イノベーション活動に活発に取り組んでいることから、業歴を重ねる中でも組織の若返りがイノベーション活動の活性化に向けて重要となる（図１―⑥参照）。

＜図１－⑤　従業員の平均年齢
×　イノベーション活動の取り組み状況＞

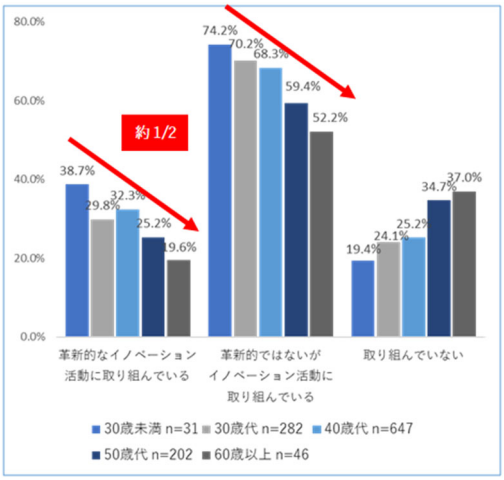

＜図１－⑥　業歴別にみた革新的な
イノベーション活動の取り組み状況＞

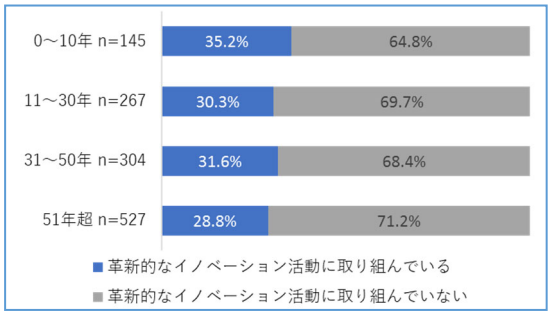

＜（創業 51 年以上）　従業員の平均年齢×
革新的なイノベーション活動の取り組み状況＞

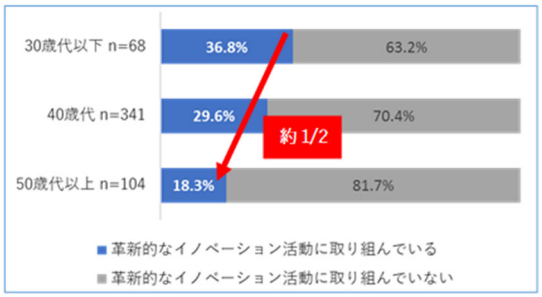

【経営者の声】

・デジタルネイティブ世代の若手社員が社内業務のＩＴ化を中心的に進めている。しかしＩＴに不慣れな社員への説明、ＩＴツールの浸透に苦戦している。（製造業・従業員５５名）

・新型コロナウイルス感染拡大による世の中の変化は、誰も事前に予想できなかった。未来の社会がどうなるかは予想できないが、業界、日本、世界が今後どうなるかを考えることが重要であり、若手社員も含め社内で議論するようにしている。また、会社の持続性を考えた時に、様々な予想できない変化に対応するためには、小さなイノベーションでもいいので、トップダウンでなく内発的なイノベーションを創出できる組織づくりが重要であり、人材育成、経営理念の浸透に取り組んでいる。（建設業・従業員２３０名）

・取引先の経営状況悪化や市場縮小に伴い、倒産寸前まで業況が悪化したが、事業承継を機に事業内容を転換。１０年後の社会を考えた時に、電子機器の需要が高まることを見込み、既存の技術を生かし、半導体関連の電子部品市場にターゲットを転換し業績を回復させた。また、電子部品関連の共同研究の依頼は断らず、多くの大手企業との協業を通じて技術、情報を蓄積し、その蓄積が新たなイノベーション活動につながっている。（製造業・従業員２４名）

７．事業再構築補助金など支援施策の有効活用を通じた新規事業のリスク軽減

【中小企業が取り組むべきポイント】

経営資源が限られる中で、リスクを伴う新規事業、イノベーション活動に積極的に取り組むためには、リスク軽減の観点からも補助金、助成金などの支援施策を有効活用することが重要である。

【経営者の声】

・社内の新たな取り組み、課題となっているテーマを吸い上げて、社長自らが中小企業基盤整備機構や行政窓口などに活用できる補助金、支援策について相談、情報収集している。（製造業・従業員２００名）

・自動車メーカー向けの切削工具の製造を手がけるが、非自動車分野へのシフトを目指し、自社技術を応用した液晶パネル向け工具の開発に着手。２年の開発期間を経て製品化に成功した。サポイン事業の採択を受けて開発に取り組んだため、開発費の大半を補助で賄えたほか、大学や民間企業の開発部門との共同研究を通じて、従業員の育成にもつながった。（製造業・従業員１３３名）

Ⅱ．オープンイノベーションの促進と成果創出に向けて

【中小企業におけるオープンイノベーションの課題と実態】

経営資源の不足・自前主義の限界

● イノベーションアイデアを具体化するための経営資源や開発力・技術力が不足

● オープンイノベーションに取り組む企業は、単独での取り組みに比べ「収益」につながる効果を獲得

● 中小企業では、競争力を持たない非競争領域（協調領域）で連携する割合が高い

サプライチェーンを越えた連携は進んでいない
- オープンイノベーションにおいて、「顧客・販売先」、「仕入先」など、取引関係にある相手、同一サプライチェーン内での連携が大半を占める
- 協力相手別の満足度は、「大学・高等教育機関」、「研究機関」などが上位を占める
- 協力相手とのマッチング経緯は、「既存取引先」、「経営者・経営幹部の人脈」が大半を占め、各支援機関や民間のマッチングサービスをきっかけとした連携は進んでいない

ノウハウ・情報流出の懸念、知財トラブルがオープンイノベーションの阻害要因に

【提言項目】
１．イノベーションの実現、成果創出に向け、オープンイノベーションが重要
２．競争領域に経営資源を投入し、非競争領域では外部との連携を（競争領域と協調領域の設計と連携）
３．イノベーション創出に向けてサプライチェーンを越えた連携を図るべき
４．イノベーション活動の協力相手との関係構築およびオープンイノベーションの阻害要因となる不公正な知財取引の是正に向けて（パートナーシップ構築宣言の活用）
５．知財保護に向けた中小企業がとるべき知的財産戦略の構築

１．イノベーションの実現、成果創出に向け、オープンイノベーションが重要

【中小企業が取り組むべきポイント】

経営資源が限られる中小企業・小規模事業者が、既存事業と異なる革新的なイノベーションに取り組み、成果を創出するためには、自社の経営資源や開発力・技術力では課題解決、実現が難しいケースが存在する。自前主義の取り組みには限界があることから、他社・他機関との協業によりイノベーションを実現する、「オープンイノベーション」に取り組むべきである。

「イノベーション調査」において、他社・他機関と連携してイノベーションに取り組んでいる企業ほど、「競合との差別化」、「販路拡大」など収益につながる効果が得られたと回答する割合が高い。一方で他社・他機関と連携せず、単独でイノベーションに取り組んでいる企業は、連携して取り組んでいる企業に比べ「効果は出ていない」と回答する割合が２倍以上となっている（図２－①参照）。

技術進化の加速化、商品・サービスサイクルが短期化する中で、開発スピードを速め、成果につなげていくためにも、協業を通じたイノベーション活動の重要性が高まっている。また、収益面での効果以外にも、異業種との協業が新たなイノベーションのヒントにつながるケースや、社員の技術力向上につながった事例なども存在し、このことからも、中小企業・小規模事業者にとってオープンイノベーションの取り組みは重要である。

＜図２－①　協力相手の有無とイノベーション活動によって得られた効果＞

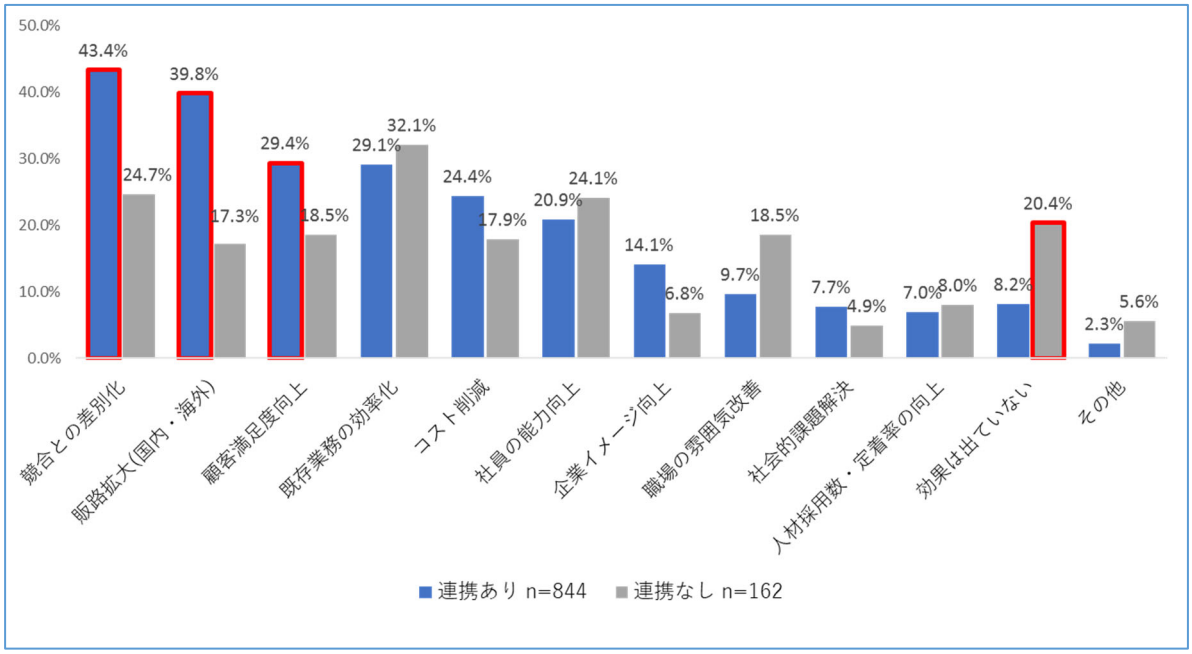

【経営者の声】
・大手企業の製造工程で発生する廃材の再利用ニーズをヒントに新商品の開発に着手。廃材の再利用技術を有する工場と新たに提携することで、自社工場では対応できなかった生産方法を確立。今後も大手企業の

環境ニーズに応えた商品を展開していく。（製造業・従業員１名）
・電気工事業の中でも、別の分野で強みを持つ企業を買収したことによって、提案できる工事の幅が広がり、競合との差別化が実現した。実際に、大手企業からの大型受注にもつながっており、協業の選択肢の一つとして、当社ではM＆Ａを積極的に活用している。（建設業・従業員５７名）

２．競争領域に経営資源を投入し、非競争領域では外部との連携を（競争領域と協調領域の設計と連携）

【中小企業が取り組むべきポイント】

経営資源が限られる中小企業・小規模事業者では、イノベーション活動に取り組むにあたり、自社の強み、課題を分析し（競争領域と協調領域を設計し）、自社の強みである「競争領域」に経営資源を集中させることが重要である。

自社において競争力を有さない「非競争領域（協調領域）」においては、他社・他機関と連携、または外部の技術・サービスを活用し、経営資源の分散を防ぎながら、効率よくイノベーション活動に取り組むべきである。

中小企業・小規模事業者では、自社の業務プロセスにおいて「課題だと感じる分野（非競争領域）」では、他社・他機関と「連携している」割合、ならびに「連携を希望する」割合が高い。実際に、多くの中小企業で非競争領域における連携が行われ、かつ連携ニーズが高いことが明らかとなっている（図２－②参照）。

＜図２－② 他社・他機関と連携している割合　×自社の課題だと感じる分野で連携している割合
×自社の課題だと感じる分野で連携を希望する割合＞

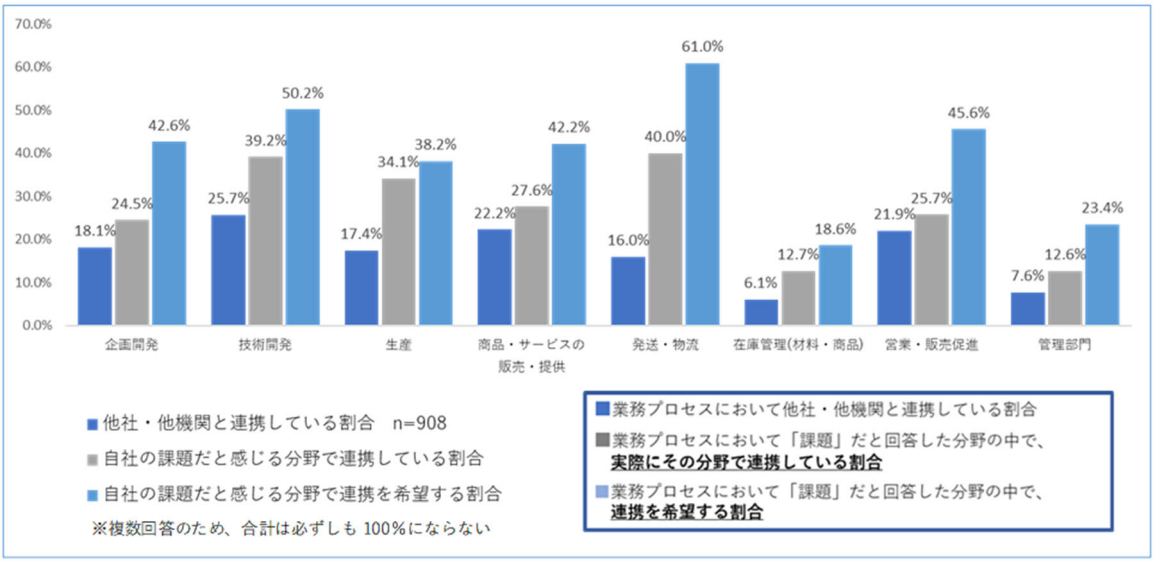

【経営者の声】
・ＡＩを活用し、ＥＣ販売用の画像を自動で補正するシステムを大学と共同で開発。これまで手作業で時間がかかっていた画像補正の作業時間を大幅に短縮した。また、同業他社においても同じ課題を抱えていることが明白だったため、このシステムをサービスとして同業他社に販売し、売上につなげている。（小売業・従業員７名）

３．イノベーション創出に向けてサプライチェーンを越えた連携を図るべき

【中小企業が取り組むべきポイント】

経営資源が限られる中小企業・小規模事業者では、イノベーション活動に取り組むにあたり、自社の強み、課題を分析し（競争領域と協調領域を設計し）、自社の強みである「競争領域」に経営資源を集中させることが重要である。

自社において競争力を有さない「非競争領域（協調領域）」においては、他社・他機関と連携、または外部の技術・サービスを活用し、経営資源の分散を防ぎながら、効率よくイノベーション活動に取り組むべきである。

中小企業のオープンイノベーションの実態について、イノベーション活動における協力相手は「顧客・販売先」、「仕入先」などの取引先、同一サプライチェーン内での連携が大半を占めている（図２－③参照）。一方、連携相手別の満足度では、「大学・高等教育機関」や「研究機関」、「スタートアップ」などとの連携が、既存の取引先や同業他社との連携満足度を上回っていることから、サプライチェーンを越えた連携を推進することが重要である（図２－④参照）。

しかし、現状ではオープンイノベーションにおける協力相手とのマッチング経緯は、「既存取引先」や、「経営

者・経営幹部の人脈」によるものがほとんどである（図２－⑤参照）。サプライチェーンを越えた連携を推進するためには、現在活用が進んでいない金融機関や公的機関によるマッチング支援強化や、民間のマッチングサービス、また新規事業開発に向けてスタートアップとの協業を図る「アクセラレータープログラム」などの活用促進が重要である。

＜図２－③　イノベーション活動の協力相手＞

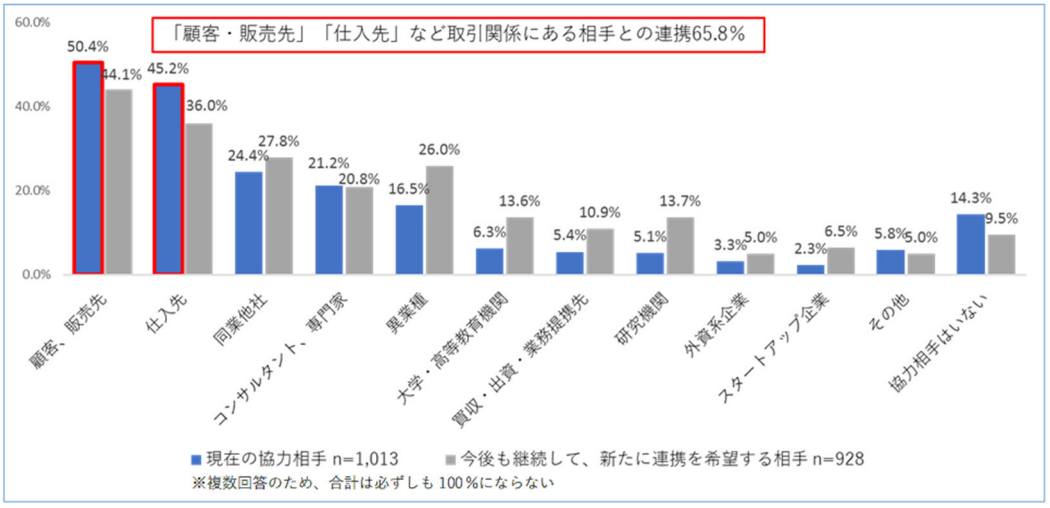

＜図２－④　協力相手別の連携満足度＞

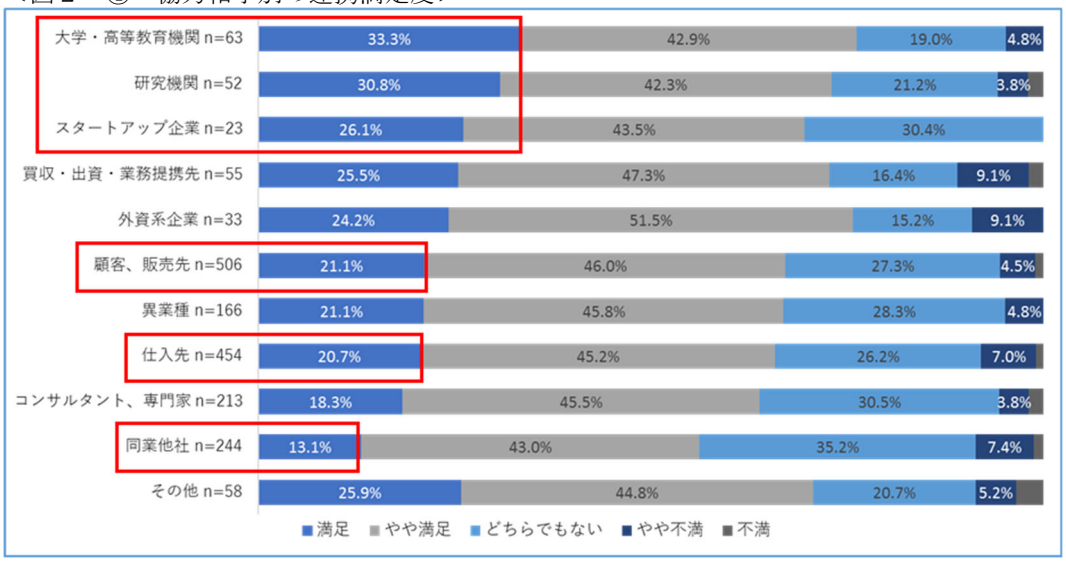

＜図２－⑤　協力相手とのマッチング経緯＞

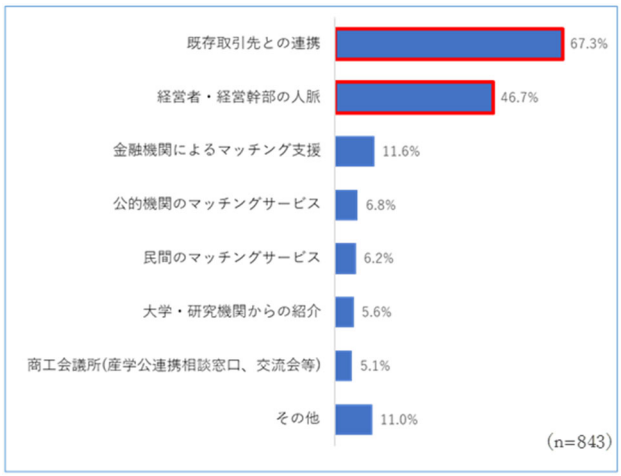

【経営者の声】
・工事の図面作成にあたり、従来は設計事務所に外注していたが、設計事務所の繁忙期に重なると図面完成までに時間を要することが課題となっていた。そこで大学と連携し、寸法を入力するだけで瞬時に図面が完成するＡＩを活用した図面作成システムを開発。図面作成の外注費削減と、問い合わせから納品までの期間が短縮化され、他社との差別化につながっている。（建設業・従業員１７名）
・オープンイノベーションで成果を創出するためには、受発注の関係にある中での協業では難しいと感じている。サプライチェーンを越えた関係性の中で、同じ目標、目的のもとで、両社が持っているものをかけ合わせ、「共創」していくといった考え方が重要である。（製造業・従業員１４名）

４．イノベーション活動の協力相手との関係構築およびオープンイノベーションの阻害要因となる不公正な知財取引の是正に向けて（パートナーシップ構築宣言の活用）

【中小企業が取り組むべきポイント】
オープンイノベーションの協力相手は、取引関係のある相手や、同一サプライチェーン内での連携が大半を占めている。２０２０年６月に開始された「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携を目的とするものであり、本制度の積極的な活用と、国や東京都による宣言企業拡大の取り組みが重要である。

オープンイノベーションに取り組まない企業が、「他社・他機関と連携していない理由」は、「連携を必要としていない」と回答する割合が高いが、「情報、技術流出への懸念」と回答する割合も一定程度存在する（図２－⑥参照）。実際に一部の大企業と中小企業・スタートアップ間で知財に関する不公正な取引が行われたとの声が上がっており、情報や技術流出のリスクはオープンイノベーションの阻害要因となっている。
「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」とする内容が盛り込まれている。この点においても、オープンイノベーションの促進に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の普及、宣言企業の拡大が重要である。

＜図２－⑥　イノベーション活動において他社・他機関と連携しない理由＞

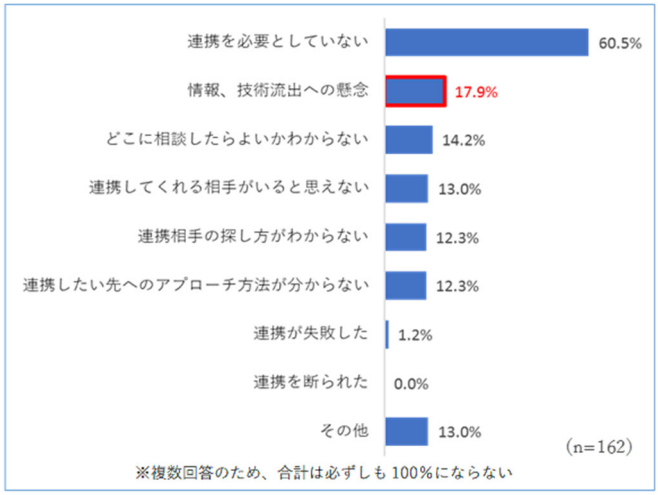

５．知財保護に向けた中小企業がとるべき知的財産戦略の構築

【中小企業が取り組むべきポイント】
オープンイノベーションでは、協業による開発時間の短縮化や新たなノウハウ・情報を蓄積できるメリットが存在する反面、自社のノウハウ・情報の流出や、協業後に技術だけを奪われ他社に発注されるなどのリスクも存在する。
経営資源が大企業に比べ乏しい中小企業・小規模事業者にとって、訴訟による解決はハードルが高く、こうしたリスクを未然に回避しながら、オープンイノベーションを成果につなげるための知的財産戦略の構築が重要となる。中小企業・小規模事業者は自らの競争力の源泉である知財を意識し、何を守り、何を供与するか、いわゆる「オープン・クローズ戦略」を実践するべきである。
一方で、中小企業・小規模事業者では知的財産戦略を構築するための知見を必ずしも持ち合わせていないため、ＩＮＰＩＴ（独立行政法人工業所有権情報・研修館）や、東京都知的財産総合センター、日本弁理士会といった支援機関の相談窓口を活用し、専門家の知見も活用しながら、戦略を構築していくことが重要である。

【経営者の声】

・大手メーカーと電子部品を数年間にわたり共同開発し、仕様の調整を行っていた。開発終了後、量産に入るタイミングで、納品先から緊急時の代替生産確保の観点から２社供給体制を一方的に要求された。その他にも、開発後に別業者に受注を取られるケースが存在したが、訴訟による解決はハードルが高く、諦めざるをえなかった。
世の中の技術変化が速いことも踏まえ、当社では開発した「もの」よりも、「開発プロセス」を重視している。開発後に失注することは避けたいが、開発案件で得られた情報量、技術力を蓄積し続けることが、当社の強みとなり、次のイノベーションにつながっている。（製造業・従業員２４名）

Ⅲ．イノベーション促進に向けた支援強化（国や東京都への要望）

ビジネス環境の急速な変化が生じる中で、企業数の９９．７％を占める中小企業・小規模事業者がイノベーション活動に積極的に取り組み、持続的な成長を実現することが、ひいては日本経済の発展につながる。また、イノベーションを通じた生産性向上、企業や個人の課題解決、利便性向上など、現在や未来にわたる多くの社会課題解決の担い手として、中小企業・小規模事業者のイノベーション活動を支援施策により、強力に後押しすることが重要である。そこで、以下の通り支援施策の強化、改善を図られたい。

【要望項目】
１．業界ポジション分析を含めた事前調査段階から事業化までの切れ目ない支援メニュー充実
２．中小企業・小規模事業者の多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進、不採択事業に対するフォロー体制の構築
３．改正ＳＢＩＲ制度の積極活用、周知促進
４．革新的なイノベーションの担い手としての中小企業向け支援強化
５．新たな取り組みの後押しにつながる補助金運用ルールの見直し
６．オープンイノベーション促進に向けた支援強化
７．知的財産戦略構築に向けた支援強化・知財取引の適正化
８．東京都の都市課題解決に向けた「イノベーションマップ」に基づく取り組みの支援強化

１．業界ポジション分析を含めた事前調査段階から事業化までの切れ目ない支援メニュー充実
２．中小企業・小規模事業者の多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進、不採択事業に対するフォロー体制の構築

これまで他社も取り組んでこなかった革新的なイノベーションは、不確実性が極めて高く、研究開発、事業化に至る前の、業界ポジション分析を含めた事前調査（Ｆ／Ｓ）の取り組みが重要となる。環境変化が加速化する中においては、「未来志向」のもとで生み出されるイノベーションアイデアから、事前調査（Ｆ／Ｓ）、研究開発（Ｒ＆Ｄ）、事業化までのトライアンドエラーをコンパクトなサイクルで回していく、「アジャイル思考」が重要である。しかし、現状の補助金等支援施策については、事業化を前提とした研究開発（Ｒ＆Ｄ）段階における支援は手厚いものの、事前調査、初期段階での支援は手薄な状況である。よって、革新的なイノベーションの取り組みを後押しし、また成果創出に向けた可能性を高めるためにも、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階も含めた切れ目ない支援メニューの充実が求められる。

また、中小企業・小規模事業者の多様なアイデアを発掘し、企業や個人の課題解決、社会課題の解決に結びつけるため、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階の支援件数を増やし、事業化に近いものに支援を集中させる「多段階選抜方式」の導入を促進するべきである。一方、「多段階選抜方式」は、中小企業・小規模事業者にとって研究開発（Ｒ＆Ｄ）段階に移行できなかった際の影響が大きいことがデメリットとして挙げられる。新しいアイデアをもとに挑戦を目指す企業の芽を摘まないためにも、研究開発（Ｒ＆Ｄ）段階に移行できなかった事業に関して、産業技術総合研究所や東京都立産業技術研究センターなどと連携したブラッシュアップ支援の継続など、フォロー体制を構築されたい。

３．改正ＳＢＩＲ制度の積極活用、周知促進

第２０１回通常国会において成立した、科学技術基本法等の一部改正に伴い、日本版ＳＢＩＲ制度[3]の見直しが行われ、各省毎の研究開発予算に対する特定新技術補助金等の支出目標の導入や、多段階選抜による連続支援などの統一的な運用ルールが策定された。今後、中小企業・小規模事業者のイノベーション促進に向け、運用ルールの適切な実行、施策の周知、利用促進に取り組まれたい。

４．革新的なイノベーションの担い手としての中小企業向け支援強化

社会課題の解決に向けた革新的なイノベーションの担い手として、スタートアップへの支援強化、環境整備が

[3] 米国で導入されていた中小企業によるイノベーション促進のための制度Ｓｍａｌｌ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｒｅｓｅａｒｃｈを参考に、中小企業技術革新制度（「日本版ＳＢＩＲ制度」）が１９９９年に創設。日本版ＳＢＩＲ制度は、中小企業や起業家に対して、研究開発に関する国の補助金・委託費等の支出機会の増大を図るとともに、その成果の事業化を支援する省庁横断的な制度。

進んでいる。スタートアップの成長、規模拡大に向けた支援は重要であるが、「イノベーション調査」によると、中小企業・小規模事業者においても約７割を超える企業が何らかのイノベーション活動に取り組んでおり、スタートアップに偏らず、中小企業の取り組みの後押しとなる、支援施策の充実についても引き続き検討されたい。

５．新たな取り組みの後押しにつながる補助金運用ルールの見直し

今後、中小企業が取り組むべきイノベーションは、単なる既存事業の延長ではなく、これまでになかった新たな価値を生み出すイノベーションが求められている。しかし、新たな取り組み、特に既存事業とは全く異なる革新的なイノベーションは、成果創出に向けて事前に計画を策定するものの、必ずしも成果に結びつくとは限らない。

一部補助事業において、当初の目標が未達の場合に補助金の返還を求める運用ルールが定められているが、このようなペナルティが存在することで、思い切った新規事業の取り組みを躊躇するといった声が経営者から上がっている。イノベーション活動によって収益向上、生産性向上を実現することはもちろん重要である。しかし、仮に革新的な取り組みが実を結ばなかった際に、その企業に対しさらにペナルティを課すことは、前向きな挑戦の阻害要因になりかねないことから、実績報告時の理由記載による免除を認めるなど、柔軟な対応や運用ルールの見直しを求める。

６．オープンイノベーション促進に向けた支援強化

中小企業・小規模事業者が革新的なイノベーションに取り組むうえで、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させるオープンイノベーションの取り組みが重要である。「イノベーション調査」によると、多くの企業が既存取引先や同一サプライチェーン内での協業に取り組んでいるが、革新的な取り組みを後押しし、成果を創出するためにサプライチェーンを越えた、幅広い連携を促進する必要がある。東京商工会議所では、全国４６の大学や研究機関と連携し、産学公連携プラットフォーム事業を展開し、オープンイノベーションの取り組みを後押ししている。国や東京都におかれても、マッチング支援強化や、民間のプラットフォーム活用に向けた支援強化、費用助成の充実などに取り組まれたい。

また、連携相手が見つかったものの、その後具体的な協業を進める中で、協業のノウハウがない、成果創出にまで至らないといった声も多い。オープンイノベーションの入口であるマッチングの支援だけでなく、協業から成果創出に至るまでの支援強化や、スタートアップとの協業による新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」の費用助成事業の創設など、中小企業の幅広い協業の促進と、成果創出に向けた支援強化に取り組まれたい。

連携相手とのマッチングだけでなく、資金面での支援者とのマッチングもイノベーション実現に向けて重要である。投資家と、イノベーション創出に取り組む事業者との公的なマッチングプラットフォームの構築についても検討されたい。

７．知的財産戦略構築に向けた支援強化・知財取引の適正化

オープンイノベーションでは、不足する経営資源や技術、ノウハウを補い、協業相手とＷｉｎ－Ｗｉｎの関係を構築することが重要である。しかし、共同開発後に、技術だけを搾取され、他の企業に注文を取られる事例が存在し、技術やノウハウが自社の強みに直結する中小企業やスタートアップにとって、経営上の大きなリスクとなっている。

中小企業側でも、こうしたリスクを未然に回避するため、「オープン・クローズ戦略」を実践することが重要であるが、国や東京都においても、こうした取り組みへのサポート強化、知的財産保護に向けた支援を強化するべきである。具体的には、中小企業が知財を意識し、経営に活用していける環境整備に向け、「知財取引検討会」が２０２１年３月に公表した「知的財産取引に関するガイドライン」と契約書のひな形の活用促進や、中小企業の知財活用の一層の進展を促す施策メニューの充実を図ることが重要である。また、不公正な知財取引の抑止に向け、知財Ｇメンを効果的に活用し、定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果の公表を求める。詳しくは、３月１８日に日本商工会議所・東京商工会議所が取りまとめた「知的財産政策に関する意見」を参照されたい。

８．東京都の都市課題解決に向けた「イノベーションマップ」に基づく取り組みの支援強化

東京都においては、「『未来の東京』戦略ビジョン」で示された都市課題を解決するため、各分野における開発支援テーマと技術・製品開発動向などを示した「イノベーションマップ」に基づいた取り組みの支援施策を打ち出している。

中小企業・小規模事業者の様々なアイデアや取り組みを都市課題の解決につなげるため、「イノベーションマップ」に示す分野での開発支援助成事業において、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階の支援強化や、「多段階選抜方式」の導入、また施策自体の認知度向上、利用促進、予算規模拡充を図られたい。

Ⅳ．東京商工会議所の取り組み

１．イノベーション創出に向けた意識の醸成（きっかけ・着手段階の支援）

外部の環境変化が加速化する中で、「イノベーション調査」において多くの中小企業・小規模事業者が何らかのイノベーション活動に取り組んでいる実態が明らかとなっている。一方で、イノベーション活動に着手できていない、成果に結びついていないといった声も一定程度存在することから、東京商工会議所では、中小企業・小規模事業者のイノベーション創出に対する意識醸成に向け、「気づき」につながる企業の取り組み事例や、取り組みを後押しする施策の情報発信に取り組む。

①意識醸成に向けた情報発信

● 「勇気ある挑戦＋１」による取り組み事例の発信

逆境のときこそ力を尽くし、コロナ禍においても一歩前に踏み出そうと挑戦する企業の、勇気ある取り組みを紹介する掲示板を東京商工会議所ホームページ内に公開し、各社の取り組みを発信する。各社の取り組みを紹介することで、挑戦する企業の認知度向上を図るとともに、ベストプラクティスとして、より多くの中小企業・小規模事業者の参考となるよう、情報の横展開に取り組む。

● 新事業展開事例集の発行、Ｗｅｂページ制作、セミナー等を通じた好事例展開

中小企業・小規模事業者の新事業展開の好事例や、取り組みのポイントをまとめた事例集、Ｗｅｂページを制作。その他、セミナー等イベントを通じた好事例展開など、様々な企業の取り組み事例を通じて、中小企業・小規模事業者におけるイノベーション活動の気づきやヒントにつながる情報を発信する。

②支援施策の情報発信

● 補助施策の解説セミナーや広報媒体を活用した施策情報の発信

東京商工会議所の支援情報に加え、細分化された行政や支援機関による支援施策を、目的別、段階別に合せて分りやすく情報を発信する。２０２０年度は、コロナ禍に対応した業態転換や非接触対応、ＩＴ化の推進に向けた各種施策や取り組みのポイントを解説するオンラインセミナーを３０回開催し、中小企業経営者など３，０００名超が参加。引き続き、中小企業・小規模事業者における新たな取り組み、イノベーション活動を促進する支援施策の周知のため、セミナーや会報誌など広報媒体を通じた情報発信の強化に取り組む。

③外部情報の収集、人脈形成に向けた支援

● ビジネス交流イベント

異業種交流会や、同業種による事業提携などを目的とした交流会、テーマ別の交流会など、様々な交流イベントを通じ、イノベーション活動に重要な中小企業の人的交流・情報交換、またビジネスチャンス拡大を支援する。

２．新たな取り組みの計画策定、事前準備の支援（イノベーションの企画・検討段階）

不確実性を伴う新規事業、イノベーション活動に取り組むにあたり、成果創出の可能性を高めるため、自社や競合他社の分析、市場分析を踏まえた計画策定などの事前準備が重要である。イノベーション活動による成果創出に向け、企画・検討段階における計画策定支援を実施する。

①計画策定支援

● 経営革新計画策定支援

経営革新計画は、中小企業が取り組む「新事業活動」の課題や目標を明確にし、中期的な「経営目標」の達成に向け策定する経営計画書。東京商工会議所では中小企業の新たな取り組みに関する経営革新計画の策定支援や東京都への申請書類提出、承認申請等、幅広い支援を実施する。２０２０年度は東京商工会議所の相談窓口を通じて２６７社の経営革新計画が承認された。

３．成果創出に向けた支援（イノベーションの実行段階）

既存の事業と異なる新たなイノベーション活動に取り組むにあたって、実現や成果創出に向けて様々な課題に直面し、それを解決していく必要がある。イノベーション活動の実行段階において、課題を解決し成果に結びつけるため、専門家による課題解決のサポートや資金面での支援、人材支援やオープンイノベーションに向けたマッチング支援など、課題に応じた支援を実施する。

①計画実行支援

● 専門家による経営支援、サポート（ビジネスサポートデスクによる支援）

イノベーション活動において直面する様々な課題解決に向けて、課題に応じた専門家による個別支援を実施。事業計画策定支援や商品開発、ブランディング、販売促進、ＩＴ活用など、中小企業・小規模事業者の課題や相談ニーズ、リソースに合わせたオーダーメイドの支援を提供する。２０２０年度は２，２９１社に対し、延べ８，０７０回の支援を実施した。

＜ビジネスサポートデスクの相談・支援の流れ＞

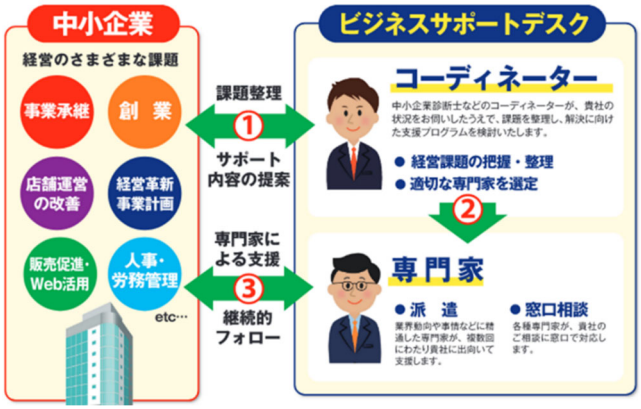

● 資金面での支援（マル経融資、公的融資制度の紹介等）

小規模事業者の経営改善に向けた取り組みをバックアップするために商工会議所の経営指導・推薦にもとづき無担保・無保証人で融資を受けることができる日本政策金融公庫の融資制度（マル経融資）による資金調達支援、その他公的融資制度の紹介など、新たな取り組みによって必要となる資金面での支援を実施する。マル経融資について、２０２０年度は４，２５２件、約２８０億円の融資を斡旋し、経営改善に向けた資金調達をサポートしている。

②人材面での支援

● 人材育成、採用・マッチング支援

イノベーション活動の担い手として重要となる人材の育成について、東京商工会議所では年間２００回を超える講座を開催。今後は新たに、新規事業開発やイノベーション創出に向けた、「デザイン思考実践講座」や「新規事業成功の秘訣習得講座」、新規事業開発の知財戦略の習得に向けた「ＩＰランドスケープを活用した経営・新規事業・知財戦略講座」など、中小企業・小規模事業者の人材育成ニーズや、取り組みの段階にあわせた研修を実施する。

採用支援については、「東商ジョブサイト」による各社の採用情報掲載や、「人材採用支援イベント」を通じて新卒、中途など幅広い人材を対象にした事業を行う。また、営業・企画・貿易実務・生産管理などの分野で即戦力となる人材の獲得に向け、「東商キャリア人材サポート」を通じて会員企業間における中高年の人材移動を支援する。

＜人材移動に向けた支援（東商キャリア人材サポート）＞

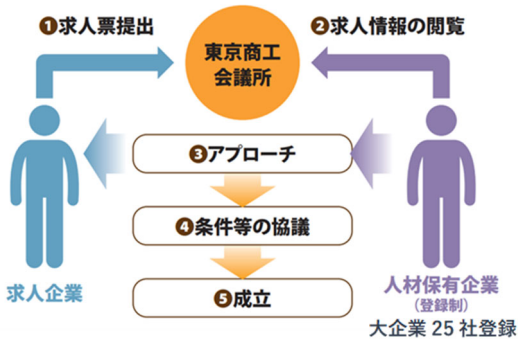

対象人材：「東商キャリア人材サポート」の登録大手企業に在籍している主に５０～６０歳のベテラン人材
対象職種：営業関連、管理・事務、技術・研究開発、技能・製造関連、人事労務・総務・経理財務　等

③ＩＴ化支援

● 「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト

効果的なＩＴ活用が進んでいない中小企業・小規模事業者を対象に、ＩＴ化推進に向けた情報発信や、便利で役立つＩＴツールの活用促進、経営相談などを通じて、ＩＴ活用、ＩＴツール導入支援を実施する。プロジェクトをスタートした２０１９年１１月から２０２１年４月末までに５，０００件を超える支援を実施。また、

経営課題の解決に役立つＩＴツールサービス事業者７社とも提携し、ＩＴの実装支援も実施する。

＜「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトによるＩＴ化支援＞

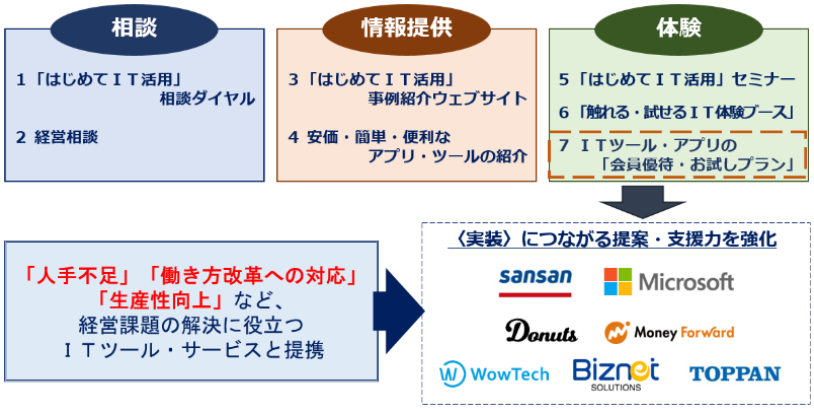

④オープンイノベーションに向けたマッチング支援

● 産学公連携プラットフォーム（産学公連携相談窓口）

大学や公的機関の持つ研究能力や知見、相談機能を広く活用できるよう、東京商工会議所がイノベーション活動に取り組む中小企業と、提携する４６の大学・研究機関との橋渡しを実施する。２０１３年の窓口開設から２０２１年３月末時点で、１６２件の申し込みを受け付け、大学から５１３件の回答があり、うち５０件が共同研究、受託研究へと進展した。

＜産学公連携プラットフォーム（産学公連携相談窓口）＞

４．イノベーション創出に向けた取り組みの周知

東京商工会議所では、中小企業・小規模事業者におけるイノベーション創出、ならびに成果創出に向け、上記支援メニュー、各種取り組みをまとめた「イノベーション創出支援パッケージ」を策定し、会員企業に対して周知に取り組む。

以　上

２０２１年度第３号
２０２１年　６月１０日
第227回議員総会・第737回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体 等

４．東京都の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により大きな打撃と混乱が生じ、いまだ先行きの見通せない状況が続いている。感染拡大防止と経済社会活動の両立に向けて、官民を挙げた取り組みが続けられているものの、幅広い業種で需要が蒸発し、広範囲な事業者が事業継続の危機に直面している。とりわけ経営体力の弱い中小企業・小規模事業者は、３度にわたる緊急事態宣言などにより、影響が長期かつ甚大なものとなっている。東京都におかれては、昨年来、迅速に補正予算を編成し、都内事業者の事業継続を支えてきた。しかしながら、東商けいきょう１－３月期の調査結果においても、業況ＤＩは▲４６．７と小幅に改善しているものの、再度の長期間にわたる緊急事態宣言の発令もあり、コロナ以前の水準への回復はいまだ見通すことができず、今後は廃業や倒産の増加も懸念される。

一方で、東京商工会議所の調査によると、８４．１％の企業において、コロナ禍を機として新たな取り組みを行い、販路開拓・取引先拡大や新商品・新サービスの開発、異業種への参入など、好事例も生まれ始めている。今後、「アフターコロナ」を見据えた経済回復を実現するためには、「ウィズコロナ」を前提とした「新しい日常」を確立していく必要がある。コロナ禍において、中小企業が今まで抱えてきたデジタル化や慢性的な人手不足、事業承継などの課題は一層顕在化し、対応の必要性が高まる一方、目の前の事業継続が優先され対策の遅れも懸念される。新型コロナウイルスの影響を乗り越えて事業を継続することが緊急かつ最大の課題であるが、中小企業の構造的・本質的な経営課題の解決を後回しにすることはできない。東京都においては、中長期的な施策の方向性を示す「『未来の東京』戦略」および「東京都中小企業振興ビジョン」と中小企業の現状をふまえ、引き続き中小企業・小規模事業者の支援に強力に取り組まれたい。

当商工会議所では、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の生の声を迅速かつ継続的に収集し、要望活動を行ってきた。あわせて、新型コロナウイルス対策パッケージの６本の柱に基づく活動を展開し、昨年２月の緊急相談窓口開設以降、本年３月末までに延べ１３万８千件を超える事業者からの経営相談対応を行うほか、「採用情報」「飲食店紹介」「勇気ある挑戦」といった５つの情報掲示板の開設など、事業者の支援に尽力している。今後も、社会情勢や事業者のニーズなどを踏まえ、ウィズコロナに対応したビジネスモデルへの転換支援策を充実・拡大するとともに、中小企業支援施策の利用促進を図るなど、都内経済を支える中小企業・小規模事業者の支援に全力を尽くす所存である。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。ついては、東京都におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

Ⅰ．事業継続を図る中小企業・小規模事業者の経営力強化に対する支援

１．中小企業におけるデジタルシフトの加速化

急速に進展するＩＣＴ・デジタル技術は、生産性向上やビジネスモデルの変革に大きな役割を果たすものであり、コロナ禍で非対面・非接触の企業活動が求められる中で、業種・業態や企業の規模に関わらず、導入や活用が一層求められている。当商工会議所が昨年行った調査でも、テレワークの導入率が一時５３．１％にまで上昇するなど、従来はＩＣＴを活用していなくとも感染拡大防止対策などの一環でデジタル環境を整備した企業は多い。しかしながら、当商工会議所が昨年１０月に行った「中小企業の経営課題に関するアンケート」では、ＩＴツールを「活用している」と回答した企業は全体の４７．０％と前年度から８．７ポイント減少している。会員企業からも、「ツールは導入したものの、思うような効果があがらず、継続的な利用には至っていない」といった声が上がっており、急激な業況悪化などにより、継続的かつ十分な活用ができていない企業も多い。専門知識の不足や導入効果の不透明さなど、経営者の不安を払拭してＩＣＴ活用の裾野を広げるには、費用補助のみならず、専門家によるコンサルティングと導入後の活用を推進する人材育成など伴走型の支援を強化する必要がある。あわせて、コロナ禍で生まれた好事例や、小規模なものづくり企業でも成果を上げている「身の丈ＩｏＴ」などの成功事例を広く周知、横展開していくことで、ＩＣＴ活用に対する心理的障壁を下げるとともに、導入後の人材育成や社内体制整備に向けた支援を強化されたい。

また、社内にデジタル人材がおらず、ＩＣＴの実装段階で対応に苦慮する中小企業が多い。一方で、東京にはＩＴエンジニアなど専門スキルを持つＩＴ人材も多い。そのため、ＩＴ技術者と中小企業とのマッチング支援を行い、中小企業のＩＣＴ化の実装段階における支援を強化すべきである。

なお、ＭＩＴＢ攻撃や、ランサムウェア、フィッシングなどによる被害が世界的にも拡大する中、中小企業がＩＣＴを活用する際に情報セキュリティ対策も同時に行う必要がある。しかしながら、感染拡大への対応に迫られる中、セキュリティ対策が不十分なままＩＣＴの導入・利用を進め、ハード・ソフトの両面からセキュリティを懸念する企業も多いことから、中小企業の情報セキュリティリテラシーの向上や、ソフト・設備導入の支援を継続されたい。

【具体的要望内容】

① ＩＣＴツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続・周知強化、好事例の横展開等）

② 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援（デジタル人材育成支援事業および生産性

向上のための中核人材育成事業の継続）
③ ＩＣＴ実装に向けたＩＴ技術者と中小企業とのマッチング支援
④ 業種や規模など個社の実情をふまえたうえでのテレワーク導入・定着に向けた支援の継続
（テレワーク等普及推進事業の継続、サテライトオフィスの利用促進）
⑤ コロナ禍で生まれたＩＣＴ活用の好事例や「身の丈ＩｏＴ」実践事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援
⑥ ＩＣＴを活用した販路開拓に対する支援（オンライン活用型販路開拓支援事業およびメディア活用販路開拓支援事業の継続）
⑦ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援の継続
（中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業や中小企業における危機管理対策促進事業の継続）
⑧ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるＩＣＴ活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進

※東商の取組（2020 年度実績）
○IT 活用実態調査（2021 年2月発表）・テレワークの実施状況に関するアンケート（年3回実施）による会員企業の実態把握
○IT 活用に関するオンラインセミナーの実施による情報提供：24 回、延べ 3,451 回視聴
○はじめて IT 活用特設ウェブサイトのリニューアルによる IT 活用情報発信の強化
○標的型攻撃メール訓練：89 社・651 名を対象に実施

２．感染拡大防止と企業活動の両立に対する支援の継続

感染拡大防止と企業活動の両立が求められる「ウィズコロナ」時代にあっては、東京都から示されている事業者向け感染拡大防止ガイドラインや、業界団体などで策定されているガイドラインに沿った事業活動を個社で推進する必要がある。感染拡大の収束や業況回復が見通せない中で、オフィス・店舗・工場の改装などの取り組みに要する費用負担は各企業に重くのしかかっている。東京都におかれては、中小企業におけるオフィス・店舗・工場の環境整備に対する支援を継続されたい。

中小企業・小規模事業者が感染拡大防止対策など「ウィズコロナ」への対応を進め、安定的に事業を継続するには、基盤となる公正な取引環境の整備を進める必要がある。感染拡大期には、下請事業者において、発注元からの指示によりテレワーク可能な業務でも現場での作業を余儀なくされたために受注を断念した、感染リスクを抱えながら事業を継続せざるを得なかったなど、不合理な取引事例に関する声が寄せられている。また、多くの企業がいまだ業況回復を果たせない中、混乱に乗じた不当な契約の打ち切りや、適正なコスト負担を伴わない低い価格での受注、知的財産やノウハウの不当な提供を迫られるような事態の増加も懸念される。下請センター東京における相談対応の強化を図るとともに、不公正な取引事例があれば公正取引委員会や中小企業庁との連携を進め、是正に努められたい。

また、個々の企業において対応が困難な商慣習の見直しや取引適正化に向けては、個社の取り組みとあわせて業界毎の取り組みが重要となる。昨年、商工会議所の意見をふまえて国で策定された「パートナーシップ構築宣言」は、いかなる企業も共に成長できる共存・共栄関係の構築を目的とした、取引適正化やオープンイノベーションに関する個社の自主行動宣言であり、本年３月には公表企業数が１，０００社を突破している。中小企業庁の調査によると、宣言を公表している発注者側の企業のうち約９４％が同宣言を意識して取引条件の協議を行っており、受注側においても半数以上が同宣言の効果を実感していることから、さらなる推進が望まれている。東京都においては、同宣言を「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」など各種補助金の加点要素や、東京都の委託事業の採択条件に盛り込むなど、取引適正化に向けた取り組みを強力に推進されたい。あわせて、業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集や周知、新たに取り組みを行う際の支援を実施すべきである。

【具体的要望内容】
① 「新しい日常」に対応するためのオフィス・店舗・工場の環境整備に対する支援の継続
（「中小企業等による感染症対策助成事業」の継続）
② 取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（各種補助金・助成金への加点要素への追加、東京都からの委託事業における採択条件化等）
③ 新型コロナウイルス感染症の混乱に乗じた、中小企業・小規模事業者に対する取引上のしわ寄せ防止（大企業への普及啓発や、下請センター東京における相談対応の強化）
④ 官公共事業の予定通りの発注および柔軟な工期・納期の設定・変更・予定価格の設定、迅速な支払い
⑤ 適切な価格転嫁の促進や知財取引の適正化など、公正な取引環境の実現に向けた対応の継続
（下請企業対策の拡充、「下請取引ガイドライン」の周知強化）
⑥ 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件といった下請企業へのしわ寄せ

の防止、監視強化
⑦ 業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集・周知、取り組みの支援
⑧ 社会課題の解決、取引条件の優位性獲得および企業イメージ向上につながるＳＤＧｓ経営の推進（中小企業ＳＤＧｓ経営推進事業の継続）

３．中小企業金融の支援体制強化

当商工会議所では、中小企業委員会のもとに、中小企業経営者や学識経験者で組成した「ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会」を設置し、行政や、金融機関、中小企業支援機関、再生実務の担当者等の意見を聴取し、中小企業金融の出口戦略や中小企業経営者がなすべき取り組みについて議論を重ねてきた。本項では、同研究会での議論のうち、現下の中小企業金融に関する認識と事業継続に向けた支援強化について記載する。

（１）コロナ禍における中小企業金融に関する現状認識

新型コロナウイルスに関する緊急融資では、東京都の制度融資が昨年３月に一早く発表され、その後、いわゆるゼロゼロ融資と呼ばれる感染症対応融資を早期に制度設計を行ったうえで、東京信用保証協会と民間金融機関が連携し、未曾有の膨大な案件に対応したことで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支えてきた。結果として、２０２０年の倒産件数は低水準にとどまるなど、中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな効果が出ている。一方で、金融機関の融資残高は２０００年以降で過去最高を記録し、保証残高も急増しており、ウィズコロナ・アフターコロナ時代において企業の過剰債務問題が顕在化すれば、倒産・廃業による価値ある事業の喪失にくわえ、新規投資抑制による企業の成長鈍化によって、最終的にはわが国経済全体の生産性低下をもたらすことにもなる。そのため、金融機能のモラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を検討する必要がある。

現在、新型コロナウイルス感染拡大による幅広い業種への影響が長期化する中で、中小企業・小規模事業者は、東京都をはじめ、政府や区における新型コロナウイルス特別貸付など資金繰り支援策を活用して足元の資金繰りを回している。事業継続を目的とした支援策によって時間的猶予がある間に、業況回復ならびに安定的な事業継続に向けて、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した業態転換・事業転換などの事業ドメインを再構築する取り組みを進め、業績を回復させていく必要がある。

一方で、業況の回復を果たせず、借入金の返済負担増も相まって、資金繰りが悪化し、廃業や民事再生などの法的整理、私的整理を選択する事業者の増加が見込まれる。そのため、コロナ禍で存続が危ぶまれる企業の価値ある事業の引継ぎや、事業の円滑な撤退と経営者の再チャレンジに向けた支援強化が必要となる。

（２）中小企業・小規模事業者の足元の資金繰り支援策について

東京都や政府・区の手厚い緊急対策は、事業者が危機に対応するための時間的猶予を得るものとして重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染拡大の先行きが見通せない中で、初回の緊急事態宣言の発令から約１年が経つ２０２１年４月以降、緊急融資の据置措置が終了して返済が始まる企業や、中小企業再生支援協議会の特例リスケジュールによる返済猶予を受けていて期限が到来する企業では、資金繰りがさらに悪化することが想定される。新型コロナウイルス特別貸付では、政府系金融機関においても、据置期間が半年・１年に設定されている場合も多く、事業者によって返済開始時期が異なっている。また、売上が回復しない中で、既往の借入金返済によって資金繰りに窮している企業も多い。そのため、まずは、中小企業再生支援協議会による特例リスケジュールの制度周知、利用促進を図るとともに、今後の事業計画が描けない中で特例リスケジュールの期限が到来する企業については、早期経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した場合、既往債務も含めて制度融資で据置期間とされた３年～５年の範囲内でリスケジュールを認めることを検討すべきである。新型コロナウイルス特別貸付では東京信用保証協会の保証付きの融資が大半を占めることから、保証債務について最大限柔軟にリスケジュールに応じるよう、東京都から要請を行うべきである。

また、リスケジュールを受けた企業が業況回復を果たせるよう、東京信用保証協会をはじめとした公的機関や地域金融機関において、金融支援にくわえ、中小企業支援機関の支援を組み合わせた業態転換や事業転換を含めた本業支援を強化していくべきである。

なお、東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度は、企業の事業に基づいた資金調達手段であり、近年取扱残高が増加傾向であるものの、担保評価費用が高額であることや、譲渡登記による信用不安の風評被害に対する懸念などの理由から、依然としてマイナスイメージを持つ事業者も多い。ＡＢＬは資産の少ない中小企業・小規模事業者の事業性に沿った資金調達方法であることから、利用促進に向けたＰＲ活動を図るとともに、ＡＢＬ利用時に必要な保証料や担保物件の評価費用などの補助率の拡大を図られたい。

【具体的要望内容】
① 新型コロナウイルス特例リスケジュールの積極的な活用に向けた周知強化
② 東京信用保証協会において、経済情勢を見極めつつ、早期経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した事業者においては、保証債務の条件変更（制度融資の据置期間である３年～５年）

に対応するなど、「事業者の実情に応じた最大限柔軟な」対応を行うよう、東京都より要請を実施
③ 円滑な事業撤退と再チャレンジの早期決断に向けて、信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などオール東京での支援強化
④ 動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度利用促進のためのＰＲ展開の推進、ならびに保証料や担保物件の評価費用に対する補助率の拡大

４．効果的な施策展開に向けた取り組みの強化

東京都においては、中小企業・小規模事業者の成長ステージやニーズに応じた多様な施策が設けられている。昨年度、数多く措置された、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策については、事業継続を下支えするものとして多くの事業者が利用し、感謝の声が上がっている。一方で、利用者である中小企業からは、「補助金・助成金の募集期間が短い」「感染拡大防止で緊急性が高いにも関わらず、申請・採択から実行までの期間が長い」といった声も上がっている。より多くの中小企業・小規模事業者を支援すべく、十分な公募期間を設定するなど、より事業者のニーズや実態に即した運用を推進するべきである。

「新しい日常」の中で企業活動を行うにあたっては、中小企業支援においても、非対面・非接触型の対応を行う必要がある。オンラインセミナーや動画配信による情報提供を継続・拡大するとともに、公的機関窓口におけるＷｅｂ会議システムなどオンラインツールを活用した相談体制の構築に引き続き取り組まれたい。

また、支援を求める事業者に必要な情報を届けるべく、東京都においては、「東京都中小企業振興施策早見表」や「東京都　新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」により分かりやすい周知に取り組んでいる。今後も、Ｗｅｂサイトを中心とした、目的や時期別などによる情報の逐次更新・発信にくわえ、申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知に努められたい。

【具体的要望内容】
① 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底
② 公的機関窓口におけるオンラインツール活用による相談体制の構築およびオンラインセミナーや動画配信による情報提供の拡大
③ 目的や時期別などによる情報発信と、事業趣旨や申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知
④ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるＩＣＴ活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進（再掲）

Ⅱ．新たな挑戦を通じて成長・飛躍を目指す中小企業の後押し

１．イノベーションの担い手である中小企業に対する支援強化

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、社会全体の行動変容や、ビジネス環境の急速な変化が生じたことにより、多くの企業でこれまでのビジネスモデルや従来の常識を見直し、事業再構築などのイノベーション活動に取り組む必要性が高まっている。東京都においては、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画・構想から事業化、販路開拓まで、さまざまな施策を通じたハンズオンの支援メニューが用意されている。今後、中小企業が取り組むべきイノベーションは、単なる既存事業の延長ではなく、これまでになかった発想による新たな価値を生み出すことが求められている。不確実性の高い革新的な取り組みや挑戦をさらに後押しし、成果創出の可能性を高めるためにも、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実、予算拡充に取り組まれたい。

また、中小企業が環境変化に対応したイノベーションに取り組むうえで、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させるオープンイノベーションの促進が重要である。当商工会議所では、全国４６の大学や研究機関と連携し、産学公連携プラットフォーム事業を展開し、オープンイノベーションの取り組みを後押ししている。東京都におかれても、企業や研究機関などとのマッチング支援や民間のプラットフォーム活用に向けた支援強化、費用助成の充実、中小企業とスタートアップとの協業による新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」への費用助成事業の創設など、中小企業の幅広い協業の促進に取り組まれたい。

「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」は、補助上限１億円という手厚い支援により、先端技術を活用して変革に取り組み、持続的発展を目指す中小企業を強力に支援するものである。中小企業の持続的な発展に不可欠な、競争力強化やＤＸ推進に向けた事業展開につながるものであり、本事業の予算拡充、ならびに中小企業の革新的な挑戦に対する支援メニューの充実に取り組まれたい。

【具体的要望内容】
① 新製品・新サービスの研究開発から商品化・事業化、販路開拓まで、切れ目のない支援メニューの充実（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良／規格適合・認証取得支援事業、市場開拓助成事業などの採択数拡充、ものづくりイノベーション企業創出道場の継続、拡充等）

② 既存の取引関係や企業規模を超えた、企業間や産学公連携によるオープンイノベーションの推進（民間団体などと連携した産学公のマッチング支援、民間のプラットフォーム活用に向けた支援強化・費用助成の充実、東京都立大学や東京都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化評価する一定期間無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）
③ 中小企業とスタートアップが協業して新規事業開発に取り組む「アクセラレーションプログラム」に対する助成事業の創設
④ 中小企業の競争力強化やＤＸなど、イノベーション推進につながる「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の予算拡充
⑤ 既存の取引関係を越えた連携を促す「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（各種補助金・助成金への加点要素への追加、東京都からの委託事業における採択条件化等）（再掲）
⑥ 東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

※東商の取組(2020 年度実績)
○産学公連携相談窓口(大学や公的研究機関の持つ知見、相談機能を広く活用できるよう企業からの相談の橋渡しを行う):30 件受付、うち9件が共同研究･委託研究へ進展(相談件数合計 162 件、うち 53 件が共同研究･委託研究へ進展)

２．新市場や成長産業進出に対する後押し

新型コロナウイルス感染拡大による環境変化や、技術進化の加速化、企業間の競争激化、商品・サービスサイクルの短期化などに対応し、中小企業が持続的な成長を図るために、イノベーション活動を通じた新市場開拓、成長産業への進出などの重要性が高まっている。東京都では、新型コロナウイルスの感染拡大防止などに寄与する非接触や混雑回避、衛生対策など、「新しい日常」に対応したイノベーション創出を支援する、「『新しい日常』対応型サービス創出支援事業」が創設されている。引き続き、中小企業における外部環境の変化への対応を後押しするべく、事業の継続と予算拡充を図られたい。

また、企業のイノベーション活動は、ウィズコロナへの対応だけでなく、社会課題の解決、社会変革を進めていくうえでも不可欠な取り組みである。東京は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題などさまざまな社会課題に直面している。国内企業の大多数を占める中小企業には、社会課題の解決につながる革新的なイノベーション創出の担い手としての役割が期待されている。東京都は、「『未来の東京』戦略ビジョン」で示された都市課題を解決するため、各分野における開発支援テーマと技術・製品開発動向などを「イノベーションマップ」として示し、それに基づく取り組みに対する支援施策を打ち出している。都内中小企業のさまざまなアイデアや取り組みを都市課題の解決につなげるため、「イノベーションマップ」に示す分野での技術・製品開発に係る助成事業において、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化や、「多段階選抜方式」の導入を検討されたい。あわせて、イノベーションマップに関連する施策の認知度向上や利用促進、予算規模の拡充を図られたい。

【具体的要望内容】
① 社会の変化に対応した新たなサービス創出を促進する、「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の継続、予算拡充
② 中小企業ニューマーケット開拓支援事業の強化、トライアル発注認定制度の認定件数拡充や認定事業者に対するフォローアップを通じた新製品・新サービスの市場展開に関する支援
③ 東京の都市課題解決に向けた「イノベーションマップ」に基づく取り組みに対する支援強化および利用促進、予算拡充（事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化、「多段階選抜方式」の導入）
④ 製品やサービスの競争力強化に資する、デザイン活用によるブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのマッチングなど、デザイン活用支援施策の利用促進）
⑤ 「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の継続（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化、外部専門家とのマッチング支援）

３．技術革新への対応や先端技術導入に向けた支援

ＩｏＴやＡＩ、ロボットなどの技術革新は目覚ましく、それらを業務プロセスに取り入れ、活用することで、コロナ禍で求められる非接触型ビジネスモデルへの転換や、自動化による生産性向上を実現することができる。経営資源が限られる中小企業・小規模事業者が先端技術の活用を進めることは経営に与えるプラスの影響が非常に大きいため、中小企業の技術革新への対応を強力に支援されたい。あわせて、東京都立産業技術研究センターのＩｏＴテストベッドを活用した実機体験を通じて、先端技術の導入や最先端・成長分野への参入支援を行われたい。なお、最新技術の活用にあたっては、専門領域に精通した人材が不可欠であることから、専門人材の育成、および人材移動の促進などに取り組むべきである。

また、新製品・新サービス開発やマーケティング、販売促進などの企業活動において、ビッグデータの活用が始まっているが、多くの中小企業は、資金の不足により入手が困難であったり、複雑な分析手法などに関する知識が不足していたりと、さまざまな要因で活用に至らないことが多い。中小企業のビッグデータ活用を促進するためには、どのような準備が必要なのか、企業にどのような気づきや効果が得られるかなど、活用の検討を行ううえで必要な情報とともに具体例を示す必要がある。「東京都オープンデータカタログサイト」などを通じて情報発信や事例提供を強化し、中小企業のビッグデータ活用促進に向けた支援を継続して行うべきである。

【具体的要望内容】

① ＩｏＴやＡＩ、ＲＰＡ、ロボット、３Ｄプリンターなど急速に進展する技術革新への対応に向けた支援強化（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続（再掲）、東京都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用

② 新型コロナウイルス感染拡大により一層ニーズの高まる医療・ヘルスケアなどの成長分野へ参入しようとする中小企業の後押し

③ 中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（東京都オープンデータカタログサイトの活用に向けた基本的な情報提供を含む内容充実・活用支援・活用事例の周知等）

※東商の取組（2020 年度実績）
○中小ものづくり企業の IT、IoT の活用を支援するべく好事例を紹介する「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）」への 10 事例の追加（計 30 社掲載）
○東京都立産業技術研究センターIoTテストベッドへの視察会：26 名参加

４．ウィズコロナ時代における中小企業の海外展開に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世界的に経済活動や移動が制限されたことにより、企業による輸出入が停滞するとともに、直接投資が大きく制約される状況におかれている。ウィズコロナ時代において海外需要を取り込むには、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすい越境ＥＣの活用が期待される。海外販路開拓を後押しするべく、ＥＣサイト構築費用や出店・翻訳・決済および物流に必要な費用などの助成、支援を強化されたい。

また、海外販路開拓の足掛かりとして、海外展示会への出展は効果的な手段である。コロナ禍において、越境ＥＣや海外オンライン展示会を通じて、新たな市場開拓に成功した好事例も生まれている。新型コロナウイルス感染拡大により、急激に落ち込み消滅した需要を取り戻すべく、「販路拡大助成事業」による海外展示会出展費用の助成において、社内担当者などへの渡航・滞在費や通訳の手配などに対する対象経費の拡大、展示会主催者が発行した現地語募集要項の日本語訳添付の許容、助成限度額の引上げなど、海外展示会出展に向けた支援、同事業の拡充を図られたい。

くわえて、グローバルな経済活動の再開に向け各国で国境封鎖の緩和が進む中、健康な出国希望者へのＰＣＲ検査体制の構築・拡充など、出入国手続きがスムーズに行われるような体制強化を図られたい。

【具体的要望内容】

① 海外展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援（越境ＥＣ出品支援事業の継続および複数回の募集による機会の拡充）

② ＷＥＢサイトの多言語対応などに向けた支援の強化（インバウンド対応力強化支援補助金の拡充）

③ 海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「市場開拓助成事業」や「販路拡大助成事業」の利用促進、予算・補助対象経費拡充）、海外の現地企業とのマッチング強化

④ 出入国の際に新型コロナウイルスに感染していないことを確認するＰＣＲ検査の体制強化

※東商の取組（2020 年度実績）
○中小企業国際展開アドバイザー：登録アドバイザー企業数 49 社、アドバイザーによる支援件数 16 社 16 件
○海外展開セミナー：48 回開催、延べ 6,457 名参加（公的機関との協力事業等を含む）
○海外展開窓口相談件数：391 社 829 件
○海外展開お役立ち動画「海外ビジネス基本の 10 策」の公開

Ⅲ．中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

１．アフターコロナの東京を創る起業・創業の促進

地域経済が持続的に成長するためには、起業・創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。起業・創業の促進にあたっては、諸外国に比べてわが国の開業率や起業家予備軍の数が低水準である

ことが課題として挙げられる。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、創業予定者や創業初期企業に対する支援強化とともに、起業に対する機運の醸成に取り組む必要がある。東京都においては、高校生起業家養成プログラムや、小中学校向け起業家教育推進事業の継続実施に取り組んでおり、若年層のアントレプレナーシップ醸成の一助になるものとして大いに歓迎したい。これらの教育プログラムを着実に実施すべく、教職員向け相談体制の強化やプログラム実施支援を通じて積極的な起業家教育の推進を図られたい。

また、創業初期企業が創業後５年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、経営の安定化に向けた支援が必要である。特に、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた創業初期企業は、経営体力が乏しいため、創業支援拠点による支援強化や、創業助成事業の予算拡充、ファンドによる創業企業向けの迅速な支援に取り組まれたい。また、販路に乏しい創業企業と既存企業とのマッチング機会の創出を図るべく、展示会の優先的な斡旋や出展費用の助成、マッチング支援を行うなど、経営の安定化に向けた後押しを継続すべきである。

東京が抱えるさまざまな都市課題の解決や人々の生活における利便性向上につながるイノベーション創出の担い手として、スタートアップによる革新的な製品、サービスの開発が期待される。スタートアップの成長、発展に向けた事業会社や支援機関、産学官などが共存共栄を図るエコシステムの構築・強化に取り組むとともに、経営面、資金面での支援強化やスタートアップ実証実験促進事業の充実、オープンイノベーションの促進に向けた支援などを強化されたい。

【具体的要望内容】

① アントレプレナーシップのみならず、「就業観」醸成の一助となる、小中学校や都立高校、大学における起業家教育の推進
② 創業間もない企業や、新型コロナウイルス感染拡大により開業を控えていた創業予定者に対する迅速な支援（創業助成事業の予算枠拡充および申請要件の緩和）
③ 創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給）
④ 起業エコシステム形成に向けて、スタートアップエコシステム東京コンソーシアムのＨＵＢ機能の充実・強化
⑤ 革新的な製品・サービスの事業化に向けた、スタートアップ実証実験促進事業の予算拡充
⑥ クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
⑦ 創業初期企業支援におけるアクセラレーターの活用
⑧ 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（展示会出展費用の助成や産業交流展での創業企業ブースの創設等）
⑨ 中小企業支援機関などの創業支援を受けた創業者に対する、創業５年間の法人事業税や法人都民税減免措置の創設
⑩ ベンチャーキャピタルの呼び水となるような成長産業に絞った投資
⑪ 過去の起業・経営からリスタートする創業者に対する支援（リスタートアントレプレナー支援モデル普及事業の継続、各支援施策における条件となっている事業継続期間などについて、創業者の経歴や事業実態を勘案した要件緩和）

※東商の取組(2020 年度実績)
○創業窓口相談:2,890 件(個別･専門相談)
○創業ゼミナール:2020 年度は規模を縮小し「創業支援スクール」を開講、3日間 20 名参加
/2003 年 11 月から開講、延べ卒業者数 1,226 名/2020 年3月時点開業率 33.7%
※開業者数は連絡を受けた数の集計
○創業テーマ別セミナー:年2回開催、37 名参加
○大学における起業家講演：3大学で3回開催

２．地域経済を支える小規模企業に対するきめ細かな支援

経営資源が乏しい中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、事業継続の危機に直面するほど大きな影響が生じている。収束が見通せない中では、ウィズコロナに対応した感染防止策を講じながら事業継続を図る必要がある。同時に、急速な産業構造の変化や時代のニーズの変化、技術革新への対応のほか、慢性的な人手不足や生産性向上、事業承継など、構造的・本質的な経営課題への対応も求められている。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、きめ細かな支援を強化する必要がある。

当商工会議所は、域内事業者の身近な相談先として、２３支部をはじめ、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間１１万件を超える経営相談に対応し、今般の新型コロナウイルス感染拡大により深刻な経営状況に直面する中小企業・小規模事業者に対し、各種支援策の活用支援などを実施している。また、中小企業施策の普及のほか経営課題の克服に向けた講習会を開催し、その参加者数は年間延

べ６千人近くにのぼっている。ウィズコロナ・アフターコロナに対応した新たな事業構築を支援し、継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添って課題解決を支援する経営指導員の人員確保が必要不可欠である。２０２０年度は、事業者による支援施策活用や資金繰りなどに関する相談が急増し、経営指導員の業務が逼迫したものの、機動的に補正予算が編成されたことで、都内事業者への支援を継続することができた。コロナ収束に至るまでは引き続き公的支援の強化が求められ、現場で支援を行う相談体制の強化もあわせて行う必要があることから、これまで以上の商工会議所による小規模企業対策予算の確保に努められたい。ビジネスサポートデスク４か所を含む都内７か所で実施している地域持続化支援事業（拠点事業）では、地域の事業者の事業継続に向けて、事業承継や事業継続のための磨き上げなど、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題解決のための高度な支援を行っており、事業者の満足度も高い。現状はコロナ禍における事業継続が最大の課題であるが、本質的な課題解決に向けた取り組みを継続するためには、各分野の専門家による支援体制の維持・強化を図る必要があり、本事業における安定的、かつ継続的な予算確保を求める。

また、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」は、事業者自身に気づきを与え、支援機関・専門家と連携、協力しながら、潜在的な課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして大変有効な施策である。新型コロナウイルスによって影響を受けた企業業績を回復軌道に乗せ、潜在的な課題解決を目指す事業者を後押しするべく、引き続き、同事業を実施・拡充することで、中小企業・小規模事業者の経営力向上と成長を後押しされたい。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

① 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保

② 地域の事業者の事業継続（事業承継、創業、経営革新）に資する地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、相談対応強化のための事務所整備への対応）

③ 「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用、支援を受けて事業計画書を作成した事業者に対する支援施策の充実（各種支援施策への加点要素化等）

④ 商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組（2020 年度実績）
○指導件数：巡回指導（対象企業数）7,349 社　実績 16,968 件　／　窓口指導（対象企業数）：22,484 社　実績 100,214 件
集団指導（講習会）：347 回開催、6,013 名参加　／　エキスパートバンク事業：426 社、実績 478 件
○東商における経営改善普及事業予算等：約 21 億円（内、東京都補助約 17 億円）
○ビジネスサポートデスク相談件数：8,070 件

３．国内販路開拓に対する支援の強化

新型コロナウイルス感染拡大の長期化によって需要が蒸発し、大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者にとって、新規取引先の獲得、販路開拓は、今後の事業継続に向けて重大な課題となっている。当商工会議所の調査でも、コロナ禍で多くの中小企業が商談や営業活動への支障、イベント・展示会の中止・延期などの影響を受けており、オンラインでの実施についても経営資源やノウハウの不足から十分な成果に結びついていない企業が多い。東京都においては、「オンライン活用型販路開拓支援事業」により、オンライン展示会・商談会の活用に向けた伴走支援が実施されている。地域経済団体などと連携し、引き続き同事業を継続されたい。

新型コロナウイルスの影響によって外出自粛が続いている中で、インターネット通販（ＥＣ）が売上確保に有効であり、都内中小企業・小規模事業者からは「店頭売上が激減する一方、ＥＣは好調」との声が多く上がり、非接触型の販売強化を目指す中小企業における取り組み拡大が期待される。ＥＣが軌道に乗るまでは一定期間が必要であり、売上・受注量が減少する中、サイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいため、地域経済団体などとも連携しながら支援を継続されたい。また、コロナ禍において生き残りをかけて販売チャネルを変更すべく都内の卸売事業者においてもＥＣに取り組むケースが増えており、自社製品を製造・企画していない事業者に対しても支援を強化されたい。

新型コロナウイルス感染拡大に一定の収束が見通せた段階においては、急激に落ち込み消滅した需要を取り戻すべく、展示会や商談会などを通じた販路開拓強化に向けた対策を迅速に進める必要がある。「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」では、販路拡大に関するセミナー実施のほか、展示会出展費用・販路拡大に関する助成、マッチング商談会の開催など、中小企業の販路開拓に資する支援メニューが多数用意

されている。同事業を積極的に実施するとともに、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」により展示会出展助成を受けた事業者が、アシストコースや経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど、同事業の拡充を行うことで、中小企業・小規模事業者のさらなる販路開拓を後押しされたい。

【具体的要望内容】

① ウィズコロナ・アフターコロナにおける新たな販路開拓に資する事業の創設（展示会・イベントの積極開催）
② オンライン展示会・商談会への出展に対する支援（オンライン活用型販路開拓支援事業の継続、地域経済団体などとの連携）
③ 東京ビッグサイト青海展示棟の継続
④ 非対面での売上確保に有効な、ＥＣサイト構築・運用やＥＣモール出店に係る幅広い支援の実施（メディア活用販路開拓支援事業の継続、卸売事業者への支援強化）
⑤ テレビ通信販売への出品や通販カタログ掲載による新たな販路開拓に対する支援
⑥ 収束期・収束後の展示会による販路拡大支援の強化（「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」の出口施策である展示会出展助成金の対象拡大やその他の販路開拓策への適用拡大）
⑦ 都内企業と地方企業とのネットワーク強化に有効な地域連携型商談機会創出事業について、事業実施体制の強化を含む拡充
⑧ 飲食業における業態転換支援事業の継続

※東商の取組(2020 年度実績)
○中小企業活力向上プロジェクトネクスト　支援実績延べ 712 社　　○商談会:9回開催、商談件数 2,431 件
○ビジネス交流会:1回開催、延べ 58 名参加（本部主催分）
○展示会出展支援:1回実施、23 社、商談件数 1,931 件
○地域連携型商談機会創出事業:3 か所(沖縄･名古屋･大阪)で開催、商談件数 651 件

４．中小企業を支える人材確保に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大により多くの企業で業務縮小が余儀なくされる中、地域経済を支える中小企業・小規模事業者は、雇用の維持に懸命に取り組んでいる。一方で、人口減少という構造的課題が存在する中、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題であり、今後ビジネスモデルや業務体制の転換を進めるうえでも、若年層、女性、外国人材といった多様な人材の活躍が一層求められている。都内企業においては、従来の集合型・対面式の採用活動に取り組めず、学生などへのＰＲが不十分であるなどの不安の声が上がっている一方、採用対象の拡大や採用活動のオンライン化など人材確保に向けて変革に取り組む好事例も見受けられる。採用活動に積極的に取り組む中小企業を支援するべく、オンラインによる合同会社説明会の開催など、多様な人材とのマッチングの機会を提供されたい。また、セミナーや好事例の周知など、ノウハウが乏しい中小企業に対する支援策を講じられたい。

若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、学生インターンシップ支援事業などを通じて中小企業の魅力をさらに強力に発信するとともに、都立高校普通科や商業高校、専門学校、大学を対象としたインターンシップ受入支援制度を新たに創設されたい。あわせて、職場としての中小企業について、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める機会を創出されたい。

改正女性活躍推進法の成立に伴い、中小企業に対する事業主行動計画の策定が義務化されることを契機として、女性のさらなる労働参画と活躍が期待される。一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革への対応も迫られる中にあっては、職場環境の整備に関する現場負担は増加している。東京都におかれては、女性の就業促進やライフ・ワーク・バランス推進のための支援を継続されるとともに、企業主導型保育事業の周知および施設設置促進や、待機児童解消など、女性が活躍できる環境整備を継続されたい。

新たな外国人材受入れ制度創設を機に、外国人材に対する期待と関心はこれまでになく高まっている。一方で、これまで外国人材を受入れたことのない中小企業からは、準備や相談窓口が分からず活用に至らない、活躍してもらうために不可欠である既存の従業員の理解や受入れ体制の整備をどのようにすべきか分からないといった声も上がっている。留学生や高度人材などの外国人材と都内中小企業とのマッチングにくわえ、外国人材向けの研修、中小企業向けの外国人材採用・定着に向けた情報提供などを継続・強化し、中小企業における外国人材の活躍推進を後押しされたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Ｗｅｂ上での合同会社説明会の開催、セミナーや好事例の周知等）
② 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化（都立高校普通科や商業高校、専門学校、大

学を対象としたインターンシップ受入支援制度の創設)、都立高校における日本版デュアルシステムの推進（商業高校などへの拡充）
③ 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（待機児童解消（保育の受け皿整備、保育人材の確保)、企業主導型保育施設設置促進事業の周知および施設設置促進等）
④ 女性の活躍推進に取り組む企業への支援拡充（女性の活躍推進加速化事業の継続、好事例の周知）
⑤ 外国人材（留学生、高度人材等）の中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（中小企業の外国人材受入支援事業の拡充）
⑥ 事業継続に向けた取り組みが急務である中小企業の即戦力となる、中途人材採用に対する支援（民間団体などと連携したキャリア人材採用支援の展開）
⑦ 新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した中小企業の雇用継続に対する支援（国の雇用関連助成金に関する申請支援や、助成金申請を機とした雇用環境整備に対する支援）

※東商の取組(2020 年度実績)
○中堅･中小企業の魅力や求人情報を発信する｢東商ジョブサイト｣の運営:
学生 58 件、キャリア 47 件、女性の再就職希望者 19 件、シニア人材 7 件の求人情報掲載
○東商主催｢合同会社説明会｣:2回開催、参加企業延べ 426 社、来場者延べ 351 名
○会員企業と学校法人との就職情報交換会:2回開催、参加企業延べ 67 社、参加学校法人延べ 132 校、面談数 2,874 件
○東商リレーションプログラム(大学1･2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業)
:参加企業延べ 26 社、参加大学延べ 15 校、参加学生延べ 205 名
○都立商業高校･工業高校のインターンシップ受入れ企業:81 社、連携高校5校
○上記取り組み等による人材確保数:252 名(新卒 189 名(うち外国人留学生 17 名)、キャリア 42 名、シニア 21 名)

５．生産性向上に資する人材育成と働き方改革の推進に対する支援

わが国経済が未曽有の危機を乗り越えて成長軌道に向かうためには、中小企業における労働力の量的確保とともに、人材の能力・資質を高めることが不可欠であり、従業員のスキルアップや技術・技能の振興をはじめとした人材開発に係る支援策の重要性が高まっている。また、ＡＩやロボット技術の進展により産業構造が大きく変動する中、時代や企業が求める技術や能力も変わりつつある。東京都におかれては、企業のニーズをふまえた都立職業能力開発センターの機能拡充など、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援に取り組まれたい。

東京都では、人材育成に取り組む中小企業を対象に「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」を実施しているが、中小企業のニーズが高いビジネスマナー習得に関する講座は「職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要な知識を習得するもの」として対象外となっている。「オンラインスキルアップ助成金」にはこうした制限はないことから、「中小企業人材スキルアップ支援事業」の助成対象を「職業人として共通して必要な知識を習得する」講座を含むものと統一して、中小企業の人材育成ニーズにより一層応えていくべきである。

従業員の健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として広がりを見せている。テレワークの増加など働き方の急速な変化によって運動不足やメンタルヘルス不調者の増加が懸念される中、一層の普及と取り組みの推進が求められている。とりわけ、健康経営の取り組みの一つでもある感染症対策の強化は喫緊の課題であり、感染症ＢＣＰの策定など専門家によるサポート体制の強化など支援拡充を図られたい。

新型コロナウイルス感染拡大を契機にテレワーク導入が加速し、ウィズコロナ・アフターコロナにおける働き方で欠かせない選択肢となっている。東京都におかれては、かねてよりテレワーク普及を強力に推進し、導入に係る費用補助などにより中小企業のテレワーク導入を後押ししており、テレワークの推進に寄与している。一方で、中小企業の中には、「テレワークでは生産性が下がる」といった声や、「コミュニケーションが取りづらい」、「ＰＣ・スマートフォンなどのＩＴ機器が不十分」といった声が上がっており、さらなる導入や定着に向けた課題は残っている。東京都におかれては、テレワークのさらなる普及・定着に向け、導入の支援はもとより、導入歴が浅いことで上手く活用できていない中小企業に対するセミナーやコンサルティングなどの支援を強化・拡充するとともに、サテライトオフィスの整備にも引き続き取り組まれたい。くわえて、東京テレワーク推進センターにおいては、テレワークに関する相談、セミナー、マッチングイベントなどの事業を引き続き実施するとともに、テレワークの導入・活用に課題や不安を抱える中小企業に対する効果的な情報提供に努められたい。

テレワークや時差Ｂｉｚ、２０２０ＴＤＭ推進プロジェクトといった「スムーズビズ」の取り組みは、感染拡大防止と経済社会活動との両立に資するものであり、参加企業数は５万社を超え増加し続けている。引き続き効果的な周知・啓発活動の展開により機運を高め、普及を促進し、定着を図っていくべきである。

【具体的要望内容】

① 中小企業で活躍する人材の能力向上に資する施策の着実な実施、都立職業能力開発センターなどの機能拡充（需要が大きい技術者の育成メニューなど、地域や受講生のニーズに合ったカリキュラム（最新のアプリ開発やビッグデータ分析に係る言語等）や現場訓練の充実、オーダーメイド講習の拡充）
② 中小企業人材スキルアップ支援事業の継続および支援対象講座拡充（「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」におけるビジネスマナー習得に関する講座等の助成対象追加）
③ 若者への技能・技術継承の支援強化
④ 工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成強化
⑤ 健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家を活用した実践支援、および感染症ＢＣＰの策定などに係る支援継続
⑥ 従業員のワクチン接種に係る休暇を付与するなど円滑なワクチン接種の促進に向けた体制整備を行う中小企業に対する助成制度の創設
⑦ 業種や規模など個社の実情をふまえたうえでのテレワーク導入・定着に向けた支援の継続（テレワーク等普及推進事業の継続、サテライトオフィスの利用促進）（再掲）
⑧ 「スムーズビズ」のさらなる普及・定着

※東商の取組(2020 年度実績)
○研修事業:218 回開催、総受講者数 4,108 名
○感染症対応力向上プロジェクトを通じた企業への感染症対策支援:193 社
○健康経営や職場における健康づくりに対する専門家派遣を通じた企業支援:166 社
○東京都の雇用就業施策に関する要望(7 月、提出先:東京都)

６．円滑な事業承継の実現に向けた支援

新型コロナウイルス感染拡大と、中小企業経営者の高齢化が相まって、後継者不在を理由とした廃業が増加しており、昨年、廃業を選択した事業者は過去最高の水準となっている。廃業した企業のうち約６割が直近の業績は黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を円滑に次代へつなぐ必要性はさらに高まっている。当商工会議所の調査では、コロナ禍で大きな影響を受けた企業ほど、日々の事業活動が優先され事業承継が後回しになっていることから、事業承継の気づきの促進をさらに進めていく必要がある。

昨今、事業承継の重要性が高まる中で、国において事業承継税制が抜本拡充され、東京都においても事業承継税制担当の設置や事業承継支援助成金が創設されるなど、事業承継支援施策は年々充実してきている。一方で、充実した支援施策を十分に理解できていない中小企業・小規模事業者も多いため、地域金融機関や中小企業支援機関が協力し、事業承継税制の利用促進をはじめ「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」など事業承継支援施策を強力に周知していく必要がある。

当商工会議所の調査によると、コロナ禍においても、事業承継を果たした若い経営者は、新製品・新サービス開発や、ＥＣのような新たな販売チャネルの構築など、「事業ドメインの再構築」を図り、新たな事業展開を行っている。円滑な事業承継の実現に向けて、後継者の年齢を考慮した早期の事業承継を促進するべきである。そのため、東京都の事業承継支援施策において、現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策を促進するとともに、後継者が円滑に事業を承継するための後継者教育や経営者の右腕人材育成などを進めていくべきである。

抜本拡充された事業承継税制を利用するために必須である特例承継計画の２０２０年度の申請件数は、コロナの影響もあり一昨年度に比べて低迷した。申請期限まではあと２年を切っていることから、さらなる周知強化を図り、法人・個人版ともに事業承継税制の利用を強力に推し進める必要がある。あわせて、東京都におかれては、特例承継計画の期限延長について国に対する要請をお願いしたい。なお、産業労働局内の事業承継税制担当では、特例承継計画や事業承継税制の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者からの問い合わせに丁寧な対応を行っていただいている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応を行われたい。

近年、後継者不足に伴い第三者承継（Ｍ＆Ａ）への注目が増してきている一方で、自社の株価すら把握しておらず、実際の検討に至らない中小企業も多い。事業承継支援助成金は、民間Ｍ＆Ａ会社へのアドバイザリー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることになり、第三者承継の促進につながることから、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対して周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。また、昨年３月に中小企業庁が改訂・公表した「中小Ｍ＆Ａガイドライン」は、適切な仲介業者や手数料の水準を見極めるための指針となり得るものであることから、東京都においても周知を図られたい。

【具体的要望内容】
① 事業承継の早期対策に関する経営者の「気づき」を促進させるための取り組み（現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策の実現）

② 事業承継の早期対策促進に向けた東京都における支援拠点である地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、相談対応強化のための事務所整備への対応）（再掲）
③ 事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充
④ 「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底
⑤ 事業承継税制のさらなる認知度向上・特例承継計画策定に向けた周知強化
⑥ 事業承継税制の前提となる特例承継計画の期限延長に関する要請
⑦ 事業承継税制や特例承継計画の認定窓口における、申請企業に寄り添った相談対応の継続
⑧ 次世代でのさらなる成長に向けた後継者教育の充実
⑨ 経営者の右腕となる経営幹部の育成支援（事業承継支援助成金、経営人材育成による企業力強化支援事業の活用促進）
⑩ 「中小M&Aガイドライン」の周知促進

※東商の取組（2020 年度実績）
○「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」（7 月、提出先：東京都知事等）
○ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援：779 社 2,695 件
○「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」の実施および報告書の発刊
○事業承継診断の実施：診断企業 75 社 （社長 60 歳「企業健康診断」®：精緻な事業承継診断）
○東京都事業承継・引継ぎ支援センター（旧東京都事業引継ぎ支援センター）：
新規相談企業数 908 社、相談延べ件数 1,177 件、成約件数 90 件
○事業承継税制セミナー：22 回開催、延べ約 300 名参加　　○「事業承継支援ポータルサイト」の開設

7．ウィズコロナ・アフターコロナにおける金融対策

（1）債務過剰企業に対する支援

新型コロナウイルス特別貸付を受けた企業が増加する中、今後、債務過剰となる企業の増加が見込まれる。過去のバブル崩壊後のバランスシート不況からも明らかなとおり、債務過剰企業が増加すると、新規投資の抑制による生産性低下につながる可能性がある。そのため、債務過剰企業の早期の経営改善や、事業再生などの取り組みが重要となる。

債務過剰企業の事業継続、あるいはその可否を見極めるためには、経営状況を客観的に把握するための経営改善計画を策定する必要がある。現時点では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されるなどコロナの収束が見通せない中で、外部不経済を被っている一部の業種においては、自社の経営状況や事業性だけでは経営改善計画の策定が困難な実態もあり、金融機関では個々の企業に応じた丁寧な対応が必要となる。

（2）事業再生を図る中小企業に対する支援

わが国では、事業の失敗によって、経営者自身が自己破産することにより再起が困難な状態になるという大きな問題が存在している。新型コロナウイルスという制御不可能な外部不経済によって、多くの中小企業経営者が自己破産を強いられるようなことがあれば、経営者が再チャレンジを図れないとともに、リスクを取って起業しようとするような創業者も減少することが予想され、日本経済のダイナミズムも減少してしまう。そのため、今回の新型コロナウイルスによる影響を原因として廃業を検討する場合、企業を清算したとしても、中小企業経営者自身の自己破産を回避し、再チャレンジを促進する仕組みづくりが必要不可欠である。そのような観点から、経済合理性など一定の要件を満たした場合に一定の資産を残しつつ保証債務を整理することを認める「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）の適用拡大が必要不可欠である。

業況悪化に伴う資金繰り難などにより倒産寸前の経営者が、円滑な事業撤退と再チャレンジを早期に決断できるようにするためには東京信用保証協会や地域金融機関などオール東京で、「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）や 2019 年に改訂された「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」の順守に取り組む必要がある。同ガイドラインに関する内容について、東京都、地域金融機関の理解促進や、東京信用保証協会における率先した真摯な対応が求められる。

東京都においては、原則として税金を投じていることから東京信用保証協会に最大限の回収を要請しているが、今後は、東京信用保証協会に対して、経営者の早期再チャレンジを可能とするために、中小企業再生支援協議会などが行う準則型私的整理にもとづく場合、積極的な私的整理を行うよう要請されたい。特に、中小企業経営者のリスタートや再チャレンジを支援する観点からも、中小企業再生支援協議会による同ガイドラインに則った積極的な保証債務の整理が望まれた場合、できる限り破産手続を回避して、同ガイドラインに基づいた保証債務の整理が迅速になされることが必要である。そして、破産手続においては、保証人に自由財産（99 万円相当分）を残しつつゼロ配当で免責が問題なく認められるケースが多いことから、経営者

保証ガイドラインでも、保証人に一定の資産を残しつつゼロ弁済で保証解除することも当然に認められるべきである。今後は、東京都の制度融資においてもゼロ弁済での債務整理計画を積極的に許容するよう要請すべきである。

【具体的要望内容】

① 東京都において、東京信用保証協会に対して、中小企業再生支援協議会による支援など準則型私的整理に基づく弁済計画について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応の要請（ゼロ弁済での債務整理計画の積極的な活用等）

② 中小企業再生支援協議会による「経営者保証に関するガイドライン」に則った積極的な保証債務の整理が望まれた事業再生に対して、東京信用保証協会における「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）や「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」に対する真摯な対応

Ⅳ．世界に輝く都市の実現に向けた環境整備

１．ゼロエミッション東京に向けた中小企業における省エネ対策の推進

東京都は、本年１月、都内温室効果ガス排出量を２０３０年までに２０００年比５０％削減するという高い目標を掲げ、３月には実現に向けた「ゼロエミッション東京戦略２０２０　Ｕｐｄａｔｅ＆Ｒｅｐｏｒｔ」を策定した。都内中小企業でも不要な照明の間引きなどが行われているが、ＰＤＣＡのためのエネルギー使用量の見える化（ＢＥＭＳ、ＦＥＭＳ等）など一層促進する必要がある。そのため、当商工会議所が実施した「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」においても要望の声が大きかった、ＩｏＴ導入に対する補助金などの費用面に関する支援、ならびに事例・データの発信など情報面の支援を強化されたい。あわせて、新型コロナウイルス収束後の景気回復期において、エネルギーコスト低減につながるよう、中小企業の自主的な省エネへの取り組みを一層推進されたい。

また、ゼロエミッション東京の実現に向けた取り組みは、中小企業における技術開発やイノベーションの可能性を秘めている。本年度新設された「ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業」などを通じて、中小企業などによる技術開発に対する支援を強化されたい。

【具体的要望内容】

① ＩｏＴ活用による中小企業のエネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入する上での専門家による各種省エネ対策取り組み支援

② 中小企業も取り組みやすいＬＥＤ照明への更新、省エネを考慮した空調・温度管理機器の導入など、より省エネ性能の高い機器導入に向けた支援の継続・拡充

③ 省エネ推進による経営改善の好事例の収集・公表、省エネセミナーなどの情報発信

④ 中小企業に対する省エネ支援体制強化（「クール・ネット東京」の活用）

⑤ ゼロエミッション東京の実現に資する中小企業の技術開発に対する支援（「ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業」の継続）

※東商の取組（2020年度実績）
○環境・エネルギーに関するセミナー：13回開催、651名参加
○省エネセミナー（オンライン）：1回開催、221名参加、視聴回数324回（クール・ネット東京との共催）

２．安全・安心と経済成長を促進する都市政策の推進

コロナ禍で事業所などの東京一極集中是正と地方への分散の声が高まる一方、当商工会議所が昨年８月に行ったアンケート調査によると、東京で事業をすることのメリットを感じる企業は６０％、都内オフィスを現状維持または拡大すると回答した企業は８８％と高水準となっている。したがって、首都東京は高度な都市機能の集積により、引き続き国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図るとともに、郊外や地方など規模の異なる複数の拠点が補完し合いながら共存共栄する、自立分散型都市構造の形成を目指すことが重要である。都心、郊外にかかわらず、オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用などが必要である。

東京の国際競争力を強化するネットワークの充実・連携については、引き続き、外環道（関越道～東名高速、東名高速～湾岸道路）や環状２号線などの道路整備にくわえ、都心と首都圏空港間のアクセス改善など鉄道交通網の強化、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港のふ頭整備の推進に取り組まれたい。

また、感染症の脅威は、この先も繰り返す可能性が高く、それをふまえた都市政策の検討と個社での備えが必要となる。当商工会議所で実施した「会員企業の防災対策に関するアンケート」によると、リスクへの対応策として有効と考えられるＢＣＰ（事業継続計画）を策定している企業の割合は３１．８％と低水準に

とどまっている。企業の防災・減災対策は自助のみならず、「災害時に他人に迷惑をかけない」という意味での共助の観点からも重要であり、東京都におかれては、感染症のリスクもふまえた中小企業におけるＢＣＰ策定・訓練や防災人材の育成に向けた支援を強化されたい。

さらに、近年、首都直下型地震などにくわえ、大規模な風水害への懸念など、首都東京が抱える災害リスクは大きくなっている。こうしたリスクに対しては、中長期的な視点で防災・減災のまちづくりを急ぎ、レジリエントな都市を構築する必要がある。高台まちづくりや流域治水などの取り組みを通じた災害リスクに適応できる市街地の創出など、国との緊密な連携の下、東京における防災・減災対策を強化されたい。

【具体的要望内容】

①都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟性向上かつスピードアップにつながる土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用（用途地域の柔軟な運用等）
②陸・海・空の交通・物流ネットワーク強化（外環道および環状２号線など幹線道路の整備、都心と首都圏空港間などの鉄道交通網の強化、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港の整備促進等）
③民間活力による都市再生の推進（東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成、都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進等）
④インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）
⑤中小企業・小規模事業者のＢＣＰ策定率向上に向けた支援策の拡充（感染症発生時の対策も含むＢＣＰ策定支援講座の拡充、ＢＣＰ策定企業に対するインセンティブの強化、防災のリーダー人材育成への支援）
⑥災害リスクに適応できる市街地の創出（土砂災害などハザードエリアにおける新規立地の抑制、高台まちづくりなどの推進、ハザードマップなど災害リスクの認知度向上、「流域治水」への迅速な転換等）
⑦地域防災力の向上とレジリエンスの観点を重視した都市の構築（帰宅困難者対策、木造住宅密集地域の不燃化対策、タイムラインの周知啓発など風水害への対策等）

※東商の取組（2020 年度実績）
○「首都・東京の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望」（7月、提出先：東京都知事等）
○三村会頭、野本副会頭・首都圏問題委員長の羽田空港視察
○「東京都の防災・減災対策に関する要望」（10 月、提出先：東京都知事等）
○東京都帰宅困難者対策条例説明会：1回開催、98 名参加　○BCP策定支援講座：オンライン開催、338 名参加
○働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー（東京都・東商3支部との共催）：3回開催、計 47 名参加
○全会員への帰宅困難者対策促進チラシ配布
○「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施：回答企業 1,239 社
○防災訓練の実施：家族との安否確認訓練1回実施（東商会員企業等 189 社が参加）

３．中小企業の事業継続と生産性向上に資する税制措置および納税環境の整備

本年発表された都内の公示価格は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞などにより、住宅地および商業地で８年ぶりに変動率がマイナス、工業地においても前年より大幅に下落している。しかしながら、コロナ禍で経営に大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者とって家賃の負担は重く、引き続き、不動産オーナーが家賃の猶予・減免などに応じやすい環境を整備することが重要である。そのため、企業規模にかかわらず、テナントの家賃の支払い猶予・減免などに協力した不動産オーナーに対する土地・建物などの固定資産税の減免措置などを検討するべきである。また、企業の前向きな投資活動を促進するため、事業所税、償却資産に係る固定資産税を廃止し、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

あわせて、「新しい日常」への対応に迫られる中小企業の業務効率化のため、都税や公金の電子納税の普及、９都県市で取り組みが始まっている東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書などの帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。

【具体的要望内容】

①商業地などに係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引下げ）、小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化
②新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた中小企業・小規模事業者の家賃減額や支払い猶予に応じた事業者に対する支援措置の創設（土地・建物などの固定資産税の減免措置）
③企業活動の拡大を阻害する事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止、法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃
④東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進

⑤ 東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一

４．ウィズコロナ時代における観光産業の事業継続に向けた迅速な支援

３度にわたる緊急事態宣言により、都内観光関連産業は過去に経験のない甚大な影響を受けている。足腰の弱い中小企業に与えた影響は極めて深刻であり、各業界のガイドラインを遵守し、感染拡大防止に努めながら懸命に事業継続に取り組んでいるものの、雇用の維持も危うい状況にある。個社の経営支援に万全を期すことはもとより、新型コロナウイルス収束期・収束後に需要を喚起するため、官民を挙げて取り組まなければならない。域内における直接的な消費喚起策のほか、商店街や地域団体による取り組みについても支援されたい。

東京２０２０大会では、海外からの一般観客の受入れが見送りとなり、インバウンド需要回復にも長期間要することが予想される。将来の需要回復を図るべく、良質で安全・安心な受入環境整備はもとより、都内観光資源の磨き上げを進め、各種メディアなどを通じて、東京の魅力を発信することが重要となる。アフターコロナに向けた社会環境変化を見据え、新たな観光需要の創出に中長期的かつ戦略的に取り組むことを通じ、国内外の観光・ビジネス客による需要安定・持続的成長に向けて国際競争力の強化を図っていくことが重要である。

【具体的要望内容】

① 観光関連事業者の事業継続に必要な各種支援策の継続
② 安全・安心な受入環境整備および観光需要創出に向けた情報発信
③ 都立公園や都道、ウォーターフロントなどの公的空間を活用した観光拠点の整備と活用促進
④ 最新のデジタル技術を活用した新しい旅行体験の推進やキャッシュレス決済のさらなる普及促進など、スマート・ツーリズムに対する支援
⑤ 旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進、シビック・プライド（郷土愛）の醸成と観光人材の育成など、レスポンシブル・ツーリズムの推進
⑥ 今後新たに発生する感染症・災害に備えた観光危機管理体制の強化
⑦ 東京の文化・交流創造、ＭＩＣＥ促進などに向けた、都内観光関連団体（観光協会、ＤＭＯ等）の連携促進

※東商の取組(2020 年度実績)
○「江戸・日本橋の歴史からたどる東京の魅力再発見」視察会:参加者 14 名
○観光オンラインセミナー:2 回開催、12 月 112 名参加、2 月 128 名参加
○東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」における地域資源情報 250 件掲載
○「新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望」(5 月、提出先:国土交通省等)
○「コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言」(8 月、提出先:東京都知事等)
○「東商オリパラ・アクションプログラム」・「プラスワン運動」に基づく事業の展開

以上

２０２１年度第４号
２０２１年６月１０日
第２２７回議員総会・第７３７回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関 等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保

２０２１年度　４，３１９億円⇒２０２２年度　４，６７９億円（前年度比＋３６０億円）

※金融支援費を除いた中小企業対策予算は９４７億円

○ＩＣＴツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続・強化

・【新規】中小企業デジタルツール導入促進支援事業　５．７億円

○社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援

・【新規】ＤＸ人材リスキリング育成支援事業　３．４億円

・デジタル人材育成支援事業　１２．６億円（＋６．６億円）

○中小企業の情報セキュリティに対するソフト・設備機器導入支援の継続
・【新規】中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援事業　１．５億円
○イノベーションの担い手である中小企業に対する支援強化
・躍進的な事業推進のための設備投資支援事業　１０１．２億円（＋４５．３億円）
○商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
・商工会・商工会議所補助等　３４．４億円
・中小企業活力向上プロジェクトアドバンス　４．６億円
・【新規】目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業　１１．４億円（＋３．２億円）

５．東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望

＜基本的な考え方＞

Ⅰ．インフラ関連産業、都市の魅力を支える産業への継続的な支援

新型コロナウイルス感染症は、これまでの日常の行動自粛、休業・営業時間短縮要請等により、事業者に深刻な打撃を与えており、その影響は企業規模を問わずに広がり続けている。インフラ関連産業、特に公共交通事業者や、都市の魅力を支える観光関連事業者、飲食事業者、文化・交流事業者は存続の危機に追い込まれている。

最大の対策は感染拡大防止と社会経済活動の両立であり、その実現に向けてはワクチンの接種スピードの加速が極めて重要である。接種スケジュールの見える化やＰＤＣＡサイクルによる計画的な推進、さらに円滑な接種へのボトルネックがあれば、規制改革、民間活力の活用等を直ちに実施する必要がある。また、コロナ禍が収束するまでの間、飲食事業者等の事業継続・雇用維持のための売上確保が重要である。コロナ禍の長期化は事業基盤の脆弱な中小企業はもとより、比較的体力のある大手・中堅企業にも大きな業績悪化をもたらしており、企業規模に応じた適切な支援策が望まれる。公共交通機関を含め裾野の広い観光分野においては関連産業への影響波及が強く懸念されることから、資金繰り等を注視し事業継続に向けた機動的な支援が不可欠である。

Ⅱ．Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策～東京及び首都圏の国際競争力強化を

コロナ禍は、働き方や住まい方等、ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化を加速させた。地方・二地域居住への関心の高まりや地方への移転を検討している企業もあり、地方分散化は一部で進むものと思われる。また、当所が昨年８月、会員企業に対して実施した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた都市のあり方に関するアンケート」（以下、「都市のあり方アンケート」という）では、東京で事業をすることは「メリットの方が大きい」と回答した企業が６０％に達する一方、「デメリットの方が大きい」との回答企業は２％にとどまるなど、東京で事業を行う魅力を感じている企業は多い。

したがって、中長期的には、首都東京は高度な都市機能の集積により、引き続き国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図るとともに、郊外はライフスタイルの変化に合わせた自立分散型のまちに、地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るためにコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築などを推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する都市構造の形成を目指すことが重要である。

激しい国際的な都市間競争の中で東京及び首都圏が都市機能の集積を図り、国際競争力を向上させるためには、①都市の基盤、②各地域との直結、③都市の多種多様な魅力といった都市再生への取組みをスピードアップさせることが極めて重要である。

また、コロナ禍では、わが国の脆弱なデジタル環境が明らかとなった。５Ｇ通信環境の整備とその活用推進はもとより、政府におけるデジタル庁、東京都におけるデジタルサービス局創設を通じた行政手続きのデジタル化等ビジネス環境整備が不可欠である。デジタル活用が遅れている中小企業等への支援継続も重要である。

さらに、政府は２０３０年度における温室効果ガス排出削減について２０１３年度比４６％削減、２０５０年にはカーボンニュートラル実現という思い切った目標を内外に示した。経済と環境の両立を図り、グリーン社会を実現する都市への取組みも世界の潮流となっており、再生可能エネルギー等脱炭素・低炭素電源の最大限の活用、住宅・建築物の省エネ対策等温室効果ガス排出削減に向けて、あらゆる施策を総動員し、諸外国に見劣りしない大規模かつ積極的な財政支援が期待される。

加えて、首都東京の都市としての価値・魅力を高めるため、東京２０２０大会を契機とした交通機関や公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進等大会レガシーの形成・継承が重要である。

Ⅲ．国際競争力強化を加速させるインフラ整備のスピードアップを

国際競争力の高い、真に豊かさを実感できる地域社会を構築していくためには、関係者が中長期的な視点で街づくりのストーリーを描き、共有したうえで、地域全体の価値や魅力（トータルバリュー）を高めるための柔軟な制度運用や取組みを行っていく必要がある。インフラ整備においても、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備の効果や費用のあり方を検討していくことが肝

要であり、こうした合意形成による計画に基づき、整備効果を早期に発現させることが重要である。
　インフラ整備のスピードアップに向けては、さまざまな課題があるが、本要望では、その根幹となる公共用地取得のスピードアップについて申し述べる。一部の利害関係者の権利濫用による整備の長期化は、大きな社会的コストを生じさせることとなる。法制度の改正や柔軟な運用、積極的な活用、さらに公共用地取得にあたり不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の創設などもあわせて検討・実施していくことが必要である。

　以上の基本的な考え方のもと、Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナにおいて東京が国際的な都市間競争に勝ち残るための都市政策に関し、以下のとおり要望する。

【国土交通省への要望】

Ⅰ．インフラ関連産業、都市の魅力を支える産業への継続的な支援

重点要望1.新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受ける公共交通・観光関連事業者への支援

◆公共交通の安全性の発信強化による利用促進、柔軟な鉄道運賃制度の実現
◆ＧｏＴｏトラベルの効果的な実施および期間延長
◆Ａｆｔｅｒコロナを見据えた人材、設備投資等の後押し
◆休業・時短営業要請や人数制限等の影響を受けている飲食店等のテナント事業者並びに大規模商業施設等運営者に対する支援

　昨年10月の新型コロナウイルス感染症対策分科会から国への提言では、「十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられる」とされた。公共交通の業界団体や事業者においても対策状況の発信等を行っているが、風評被害により利用者が減少していると訴える声がある。そのため、科学的データや客観的事実に基づいた公共交通機関の安全性や感染拡大防止策を強力に発信されたい。
　また、公共交通機関のサービスの高度化に伴う投資にはイニシャルコストのみならず大きなランニングコストがかかる一方、特に鉄道においてはそのコストを運賃に反映できない状況である。加えて、固定費が大きいビジネスモデルの中、コロナ禍による急激な需要の変化により事業者は非常に苦しい経営環境にある。一部鉄道会社においては、利用者の需要の平準化を目的としたダイナミックプライシングの導入が検討されており、議論を深めることが必要である。将来需要が見通せない状況下においても、事業者が利便性や安全性の向上を図りながら事業を継続し公共的な責務を果たせるよう、柔軟な運賃制度の実現に向けた議論についても合わせて進められたい。
　ＧｏＴｏトラベルキャンペーンについては、昨年７月から１２月までの利用人泊数は約８，７８１万人泊、支援額は５，３９９億円に達した他、支援額の３割が地域共通クーポンとして土産品、飲食等に使用されるなど、観光産業のみならず地域経済の回復に大いに貢献している。ついては、感染状況が一定程度収まった地域より順次再開する等、各地域の実情に合わせた対応を検討されたい。もとより、再開にあたっては、利用促進と共に、新しい生活様式に沿った「新しい旅のエチケット」の徹底等、旅行者に対する感染防止策について十分な周知が必要である。駆け込み利用による影響を回避し、かつインバウンド需要の回復が見込めない中で、東京２０２０大会後を見据えた需要を喚起する観点から、キャンペーンの実施期間の延長も図られたい。比較的単価の低い宿泊施設など、中小事業者への誘客促進に繋がる制度設計、中小事業者の利用促進に向けた事務手続きの簡素化も必要である。
　さらに、インフラ関連産業、都市の魅力を支える産業は大幅な減収により投資計画の見直しを迫られているが、事業継続に向けた人材育成への投資は将来にわたり必要であり、後押しが求められる。専門人材のリソースとしての航空等の専門学校の経営支援や、外国人操縦士等技能保有者の円滑な業務復帰への手続き簡素化、迅速化も重要である。
　固定資産税については担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるため、多くの固定資産を有し、コロナ禍で売上の減少が甚大な公共交通事業者、宿泊業者等にとっては経営への極めて大きな負担となっている。引き続き事業者の実態を注視した継続的な対応が重要である。特に、安全を担保し中長期にわたり事業を継続していくための投資は先延ばしできないものがあり、固定資産税の減免等の支援が必要である。
　あわせて、緊急事態宣言等の発令に伴い、休業・時短営業や人数制限等の影響を受けている飲食店や映画館、スポーツ施設等への支援も求められる。例えば、飲食店をはじめ、商業施設に入居するテナント事業者の中には、賃料支払いが困難となる等、資金繰りに窮しているという声も上がっている。経営維持を可能にするための家賃支援給付金等の迅速な給付と支援の継続を願いたい。また、テナント事業者とともに都市の魅力を創造する大規模商業施設運営者に対する支援は、休業要請・営業時間短縮要請に応じた場合、１，０００㎡あたり、２０万円となっている。一方で大規模商業施設運営者は、国からの支援のみでは経営が困難なテナント事業者の賃料減免要請に応じており、大規模商業施設運営者に対しても減免した金額に相当する支援金等の支援の拡充が必要である。

2.インフラ関連産業の持続的な発展に向けた支援

◆建設業等の担い手確保・育成に向けた情報発信・環境整備
（週休２日制の推進、建設キャリアアップシステムの定着等）

◆運輸業等における適正取引の推進（標準運送約款の改正への対応等）
◆インフラ関連産業における現場作業高度化・生産性向上支援（人手不足を見据えた生産性向上・自動化、建設キャリアアップシステムの定着、「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の推進）
◆新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムの輸出促進

インフラを支える建設業や運輸業では、少子高齢化の進行により、人材の確保・育成が課題になっている。多様な人材が業界についての理解を深めるための情報発信や、週休２日制の推進、建設キャリアアップシステムの定着等、より安心して働くことのできる環境の整備に向け、官民を挙げた取組みが必要である。

また、業界の担い手確保に向けては、それぞれの企業が適切な利潤を確保し、従業者に対して適正な賃金を還元できることが前提となる。建設業における新・担い手３法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正を受けた取組みや、運輸業における標準運送約款の改正等、引き続き適正取引の推進を図ることが重要である。

さらに、インフラ関連産業におけるＩＣＴの活用等、人手不足を見据えた現場作業の高度化・自動化や生産性向上の取組みも重要である。建設業では「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の導入が推進されているが、コスト等がネックとなり中小建設業への普及が遅れていることから、小規模工事への対応やノウハウ共有の取組について引き続き推進していくことが必要である。国土交通省では 2023 年度までに小規模工事を除く全ての公共工事へのＢＩＭ／ＣＩＭ（Ｂｕｉｌｄｉｎｇ　Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　Ｍｏｄｅｌｉｎｇ／Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ　Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　Ｍｏｄｅｌｉｎｇ，　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ）原則適用をはじめＤＸ推進を強く打ち出しており、関東地方整備局における関東ＤＸ・ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ人材育成センターの活用等により、官民連携のもと着実に推進していくことが重要である。

他方、高速鉄道、都市鉄道などアジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、今後一層の市場拡大が見込まれている。新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムについて、わが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用し、世界の需要を積極的に取り込んでいくことが期待される。

Ⅱ．Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策～東京及び首都圏の国際競争力強化

１．Ａｆｔｅｒコロナを見据え重点的に強化する必要がある都市機能

(1)都市の基盤…安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長

重点要望 ①都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用

◆土地利用の複合利用等、更なる高度利用に向けた都市計画の柔軟な運用
（用途地域の変更、容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進）
◆災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用（柔軟な適用除外等）
◆地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）の利活用の推進

東京及び首都圏が将来にわたり安全・安心が確保され、事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるよう、土地の複合利用等、更なる高度利用に向けて都市計画の柔軟な運用を行い、用途地域の変更、容積率緩和、遠隔地間の容積率移転等についてスピード感をもって進めることが必要である。特に、新型コロナウイルス感染拡大により、働き方、住まい方に対する人々の価値観の変化は加速し、働く場所が郊外に分散化される傾向にあることから、郊外にオフィス、商業施設、娯楽施設が立地し自立した都市となることが求められている。したがって都心はもとより郊外においても柔軟で、スピーディな都市計画の運用を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染拡大によるニューノーマルに対応した新たな都市政策について検討するため、国土交通省では「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」を設置し、本年４月に中間とりまとめを行った。同とりまとめでは、人々の都市に対するニーズの変化に対応して、地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）について、最大限に利活用することが重要であるとされている。魅力と活気のあるまちづくりのため、公共空間や企業が所有する資産等の一層の利活用について官民連携して検討を進めていただきたい。

さらに、現在進められている都市の再開発が円滑に進められるとともに、再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、災害リスクの低減 や生産性向上に資する建替え等における容積率や日影規制などの柔軟な運用を通じた更新・建替、適切な維持・保存を図ることが重要である。

重点要望 ②民間活力による都市再生の推進
（都市再生緊急整備地域、国家戦略特区の特例等に基づく都市再生プロジェクトの推進）

◆（特定）都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
・魅力ある国際都市の形成に向けた事業の促進、施策の活用推進
（民間都市再生事業に対する金融支援措置や税制支援）
・日影規制や駐車場附置義務の柔軟化の継続的な推進
◆国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進
・計画の速やかな認定、地区外対象プロジェクト認定の推進
・東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成

◆オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用（再掲）
◆国際ビジネス環境の整備に対する支援の拡充
（国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設、宿泊施設等への支援、容積率緩和、国際イベントへの出展、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など）

東京が、世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくためには、官民が連携して都市の整備・再生を強力に推進し、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せる、魅力ある都市を形成していくことが必要である。「(特定）都市再生緊急整備地域」による特別な措置や「国家戦略特区」の規制改革メニューは、都市の魅力を高めるために、極めて重要な制度である。現在、多数のプロジェクトが進行中であり、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地促進が図られているところである。そのため、都市再生の一層の促進に向けて、都市再生緊急整備地域について、指定地域の拡大、支援の活用推進、複合用途施設の大胆な容積率緩和等が重要である。
加えて、最先端技術を活用し、第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来社会を包括的に先行実現するショーケースを目指す「スーパーシティ」構想については、日本の成長を支える東京においてこそ重要であることから、拠点の形成にあたっては十分考慮されたい。
国際的ビジネス環境の構築には、国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設等の整備はもとより、相談体制の充実等ソフト面の支援の拡充も必要である。

重点要望 ③インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

◆首都高速道路の更新計画の確実な推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方公共団体への支援強化
◆「インフラメンテナンス国民会議」などを通じた新技術の取組の着実な推進と水平展開

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、関東地方整備局が管理する道路橋のうち、建設後５０年以上が経過した橋は２０１８年度末時点で３０％となっており、その２０年後には７２％まで急激に増加する見込みである。同様に、建設後５０年以上が経過したトンネルは５３％、その２０年後には７１％まで増加する見込みとなっている。また、東京都内の下水道管は建設後５０年以上経過が１２％、同３０年以上５０年未満が４６％となっており、着実な対策が課題となっている。特に、市町村では老朽化対策についての人員面、技術面、財政面で課題があり、引き続きトータルコストの縮減と平準化の両立が急務である。より効果的・効率的なメンテナンス手法を確立し、確実な修繕・更新の実施に向け、産学官の多様な主体によるオープンイノベーションの手法等の活用、メンテナンス産業の生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築を通じたメンテナンス産業の育成・拡大などが必要である。

＜個別要望項目＞
①空き家・空き地対策の推進、既存ストックの活用促進

◆総合的な空き家対策（計画的解体・撤去等）の更なる推進
・区市町村を対象とした空き家対策計画作成等に関する支援や助言
・民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進
・専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援
◆東京における所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
◆消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備、運用
（資産価値の適切な評価、現況検査、瑕疵保険等）
◆建替、リノベーションの促進、官民連携による集約化の推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）（再掲）

都市、地方にかかわらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き地、空き家等への対策は重要である。空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行以降、主に、地方公共団体が中心的な役割を担い、総合的な空き家対策を推進しているところであるが、首都圏（１都７県）における空き家率は２０１８年時点で１１．８％と、まだ対策が十分であるとは言えない。
また、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が課題であり、低未利用地の集約、活性化に向けた対策が進められているところである。都市の集約・再編をしやすい環境整備に向け、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点も踏まえた施策の着実な実施が重要である。
加えて、空き家の発生を抑制していく上で、良質な既存住宅市場の形成により、流通を促進していく観点も重要である。そのためには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。現在、国土交通省及び関係機

関が取り組んでいる「安心Ｒ住宅」制度や「住宅ストック維持・向上促進事業」等の更なる周知や拡充が重要である。

②老朽マンション、団地、ニュータウンの再生・耐震化、ならびに解体撤去の促進

◆老朽マンション等の再生・耐震化、ならびに解体撤去の促進
・マンション建替等の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和
・既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり
・借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、権利者相互の合意形成等の促進
・耐震化や再生が難しいストックの適切な解体撤去の促進
◆老朽化した団地の更新に合わせた計画的な保育施設や高齢者支援施設の整備推進
◆老人ホームの容積率緩和拡大等、制度面からの後押し

東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積しているが、旧耐震基準で建築されたものが未だ残っており、今後、更新期を迎えるマンションの増加も見込まれる。除却の必要性に係る認定対象について、昨年６月の改正マンション建替え円滑化法の成立により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。加えて、引き続きマンションの耐震化、再生、ならびにストックの適切な解体撤去を促進させていくことが必要である。

さらに、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生において、保育施設や高齢者支援施設の計画的な設置といった視点も含めて検討していくことが重要である。

③木密地域等密集市街地の早期改善

◆助成、周知等を通じた木密地域の不燃化推進
（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）
◆東京都及び各区の執行体制、両者の連携の更なる強化の支援

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の約１１％、居住人口の約２０％を占めている。木密地域においては、地震や火災等の発生時、甚大な被害が想定されているが、居住者の高齢化や狭小な敷地、複雑な権利関係を背景に、整備・改善が進みにくい状況となっている。

内閣府による首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、火災による焼失棟数は４１万　２千棟、死者数は最大１万６千人に達するとしていることから、木密地域対策は大規模地震への備えにおいて最重要課題である。国土交通省と東京都は、昨年３月、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議において密集市街地の不燃化に向けた取り組み方策を示したが、これらの方策を通じ、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを一層促進されたい。木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価など、種々の政策を強力に進めることが必要である。あわせて延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園や火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例えば、墨田区の白鬚東アパート等）の整備推進など、一連の取組を強力に講じられたい。なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取組を展開していくためには、東京都や各区との緊密な連携が不可欠であり、そうした連携を支援されたい。

④無電柱化の推進

◆容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び低コスト化の推進、財政的措置拡充
◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保においても重要である。国土交通省は２０２１年度から５年間を対象とする新たな無電柱化推進計画をまとめ、緊急輸送道路の無電柱化着手率等の目標達成のためには、４，０００㎞の無電柱化が必要と明記するなど施策を推進しているところであるが、多額の費用を要すること等がネックとなり、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して未だ低い状況にある。従って、低コスト化の徹底や、国民への周知啓発、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充が必要である。民間発案による無電柱化の取組の横展開、後押し等も重要である。

⑤避難所、建物、インフラの感染症対策強化への支援

◆新型コロナウイルス感染症の拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援
◆感染リスクを低減するための換気設備等の導入支援
◆建物、インフラの混雑緩和・衛生管理に関する支援の拡充

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、地震や水害が発生した場合、避難所で集団感染が起きないよう、密閉、密集、密接の三密対策等を進めることが重要である。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を

確保するとともに、親戚や友人の家等への避難検討の呼びかけ、十分な換気、スペースの確保、発熱・咳等の症状が出た者のための医療スペースの設置といった衛生管理・医療支援の体制確保に留意する等運営方法の見直しが必要である。今年もすでに出水期を迎えており、政府には「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」に基づき、最新の知見、技術的助言を地方公共団体に対してスピーディに共有するとともに、現場の意見や新たな知見を踏まえ、今後とも継続的にガイドラインの見直しを行うことが求められる。また、外出や営業の自粛要請が実施されている中では、可能な限り多くの避難所を確保するために、ホテル・旅館の活用等を検討することが重要である。国土交通省には、避難所を設置・運営する地方公共団体とホテル・旅館等との間の連携や情報共有等について支援されたい。

⑥災害に備えたインフラ整備の着実な推進、災害等ハザードエリアにおける新規立地抑制、高台まちづくり等の推進

◆高規格堤防、調節池の整備、河川、海岸保全施設・港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
◆東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
◆羽田空港の耐震化・液状化対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度等の後押し

昨年８月に当所が実施した都市のあり方アンケートでは、Ａｆｔｅｒコロナで求められる施策として、「感染症や災害リスクに対する安全・安心の強化」が７６％と最も多かった。

首都圏での大規模広域水害や首都直下地震等、これまでの常識を超えた災害の発生に備え、防災インフラの整備を着実に行うことが重要である。加えて、東京港や羽田空港等の重要インフラ施設は、災害時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難に重要な役割を担っている。これらの施設において、耐震化・液状化・高潮等の対策を行うとともに、災害時にも確実にアクセスできるよう、周辺の整備も進めていくことが必要である。

また、昨年６月、都市計画法等が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策が講じられた。国におかれては、地方公共団体はもとより国民・企業等関係先に対し、本施策の周知を徹底されるとともに、住居等の移転促進のための税制上の特例措置や道路、橋、鉄道の安全なルートへの変更を後押しする支援策を新設・拡充していくことが重要である。一方、地域の中には、災害リスクはあっても既存の住宅や施設の移転は適当でない重要な市街地等がある。そうした市街地等では、浸水区域を経由せずに高台などへの安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等が有効であることから、国と東京都の連携により、高層階に避難し易くする改修への支援等を含め、着実に推進することが重要である。

⑦民間による防災・減災対策の促進

◆緊急輸送道路沿道建築物や商業施設・病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化促進
◆地下街、地下駅の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援
◆エリア防災、災害時業務継続地区（ＢＣＤ）の整備や、免震・制振装置の導入推進に向けた、民間事業者に対するインセンティブ拡充

災害への備えには、行政による公助だけでなく、自助・共助の取組みが不可欠であることから、民間による防災・減災対策を後押しすることが重要である。

東京都における特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は８６．７％（２０２０年１２月時点）であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると４９．３％にとどまっている。建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。

また、東京及び首都圏に数多く整備されている地下街、地下駅は、多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり、管理者が民間であっても公共性を有する。地下空間の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援を着実に実施することが必要である。

加えて、都市再生緊急整備地域や都市機能が集積する他地域において、民間の優良な再開発プロジェクトを誘導・促進することで、耐震性に優れ、非常用電源設備など防災機能を備えた地域に更新していくことが望まれる。ソフト・ハード両面にわたる都市防災力向上に資するエリア防災や、災害時の業務継続地区（ＢＣＤ）の整備、免震・制振装置の導入についての後押しも重要である。

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

重点要望 ①首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）

◆外環道：安全かつ着実な工事と速やかな用地取得による早期開通、東名高速以南の早期具体化・事業化
◆圏央道：早期の全線開通及び４車線化の加速化

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、迂回機能（リダンダンシー）を発揮するなど、災害時に重要な役割を担う。

既に概成した圏央道や外環道の開通区間では、渋滞緩和効果や沿道の企業立地増加及び資産価値上昇等、様々な経済効果が確実に表れており、引き続き安全かつ着実に整備していくことが重要である。なお、圏央道の一部の区間では未開通または暫定２車線として残っており、早期の全線開通及び４車線化が必要である。

重点要望 ②都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上
（羽田空港アクセス線、新空港線）
◆地方公共団体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
（東京８号線[豊洲～住吉]、東京１２号線[光が丘～大泉学園町]）
◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組推進

世界の都市総合力ランキング（森記念財団都市戦略研究所）では、東京は「空港アクセス時間の短さ」が課題として挙げられている。羽田空港アクセス線や新空港線といった首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上が必要である。また、地方公共団体や事業者から要望が強い東京８号線（豊洲～住吉）、東京１２号線（光が丘～大泉学園町）等については、国、東京都、関係機関が連携し、整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。あわせて、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。

重点要望 ③コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化

◆新型コロナウイルス感染症対策や、移動手段、船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備
◆大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備
（東京港：中央防波堤外側コンテナターミナル整備、横浜港：新本牧ふ頭整備等）
◆南本牧～本牧ふ頭地区臨港道路等、港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進
◆大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備
◆官民連携による国際クルーズ拠点（横浜港）としてのハード・ソフト両面の取組推進

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支える重要な拠点であるが、昨今シンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭しており、京浜港の国際的な地位の回復が急務である。東京港中央防波堤外側地区の国際海上コンテナターミナル整備事業などを確実に推進するとともに、港湾と各地域をつなぐ道路ネットワークの充実・強化を併せて進めることが必要である。また、東京国際クルーズターミナルをはじめ客船ふ頭では、一度に多数の乗客が訪れることから、感染症対策に万全を期すとともに、ターミナルと都市部をつなぐ交通経路や、船内で発生する廃棄物の処理など、旅行者にも事業者にも安全・安心で使いやすい環境整備が必要である。

重点要望 ④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進

◆首都圏空港の処理能力強化
（羽田空港第５滑走路検討など更なる取組みの推進、成田空港の処理能力強化、羽田新経路の着実な遂行等）
◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
◆横田空域の早期全面返還による首都圏の空域再編成、一体的な管制業務
◆首都圏空港におけるビジネスジェット受け入れおよび駐機場の拡大、都心への交通アクセスの強化

海外の空港では機能強化が進められており、首都圏空港においても国際交通ネットワークと交通利便性を世界の主要都市に劣後しないよう強化することが必要である。

羽田空港の飛行ルートの見直しや成田空港における夜間空港飛行制限の緩和など首都圏空港の機能強化が実施されたところだが、年間発着回数約１００万回の実現に向け、羽田空港第５滑走路の増設に向けた検討の深化・具体化など首都圏空港の機能強化に向けた取組の更なる推進が重要である。

他方、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。また、在日米軍が管理する横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

＜個別要望項目＞
①首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化

◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
◆踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
◆観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
◆主要国道のバイパス化、道路拡幅等（３５７号線、６号線、２０号線等）
◆スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）
◆高速道路料金見直しにおける、事業者の実態に合わせた柔軟な実施方法の検討
◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充

◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は、早急に対策が進められるべきである。高速道路等のピンポイント対策や踏切における連続立体交差事業等の実施、観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立が重要である。また、大災害時における通行機能強化の観点からも、重要物流道路の指定と合わせた、体系的な道路ネットワークの構築が必要である。

また、混雑緩和を目的とした高速道路料金の見直し（値上げ）にあたっては、新型コロナ感染拡大により甚大な影響を被っている事業者の状況を鑑み、業務用車両は除外する等、柔軟な方法の検討が必要である。また、将来的に混雑状況に応じて変動する機動的な料金が導入される場合には、事業者が適切に費用を回収できるような対策を講じることが重要である。また、高速道路利用者の予見性が減じて利用を躊躇させる恐れがあることにも留意が必要である。

加えて、スマートインターチェンジの整備や、主要観光スポットをめぐる企画料金の設定などとも合わせた「賢い料金」は、既存の高速道路の利便性向上や地域活性化に有用であり、促進していくべきである。とりわけ、より多くの事業者が発意できる環境を整備・周知することで、工業団地や物流施設等と直結したスマートインターチェンジの設置促進に向けた取組が望まれる。

②物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備

◆自動運転・隊列走行等の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進（新東名高速他）、共同輸配送（中継輸送、モーダルシフト）の強化、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
◆ドローンの利用、宅配便再配達の削減（宅配ボックス等）等による生産性の向上
◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保、渋滞対策の推進
◆重要物流道路制度による道路の機能強化とその機能の民間への周知
◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、トラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が依然として発生している。また、中心市街地等における荷さばきスペース・駐車場の確保、大災害時にも維持可能なサプライチェーン、被災地への支援物資供給等、様々な課題が存在している。そのため、国において進められている物流生産性革命による生産性の向上や、重要物流道路制度による道路の機能強化など、種々の施策が確実に推進されることが望まれる。

とりわけ、首都圏においては、圏央道沿道や東京港、羽田空港周辺などの物流拠点と都区部中心との物流が平常時、災害時のいずれも円滑に機能することが極めて重要である。

③シームレスな移動環境の充実（ＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ）

◆コロナ禍による社会変化を踏まえたＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ
◆新たな情報技術を活用した道路交通に関する情報インフラの高精度化
◆交通関連データ活用のためのスキームの検討

コロナ禍により、多様化する働き方・ライフスタイルに対応する利便性の高い交通サービスの実現や、混雑の緩和、サービスの効率化が求められている。

これらの課題解決のためには、特定の交通機関に縛られず、公共交通機関や多様な交通サービスを組み合わせ、シームレスに一括で予約と決済が可能な「ＭａａＳ」（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）の推進が必要である。現在、国や自治体、公共交通事業者等が連携し実施している各地域での実証実験を加速させると共に、一刻も早い社会実装に向け、官民一体となって課題の把握や必要な法改正等、解決のスピードアップを図ることが重要である。また、ラストワンマイルの移動手段としての電動キックボードの利用について、本年４月から渋谷区、新宿区等で実証実験が開始された。新たな交通サービスとして社会実装されるか、この実証実験を注視したい。

また、道路交通のトラフィックの円滑化については、多くの運送車両や自家用車、信号制御などがＶＩＣＳと共通の情報を基盤に動いているが、情報の更新が他の地図情報提供サービス等に比べて遅く、渋滞解消に時間がかかるとの声もある。今後の道路交通に関する情報通信インフラについては、ビッグデータ、ＡＩ等最新技術を活用し、一層精度の高い環境整備を行っていく必要がある。

さらに、ＭａａＳを含むＤＸの一層の推進にあたっては、各事業者が所有するデータはそれ自身当該事業者の重要な資産であり、その活用、連携に際しては、データの正確性、収集、加工、分析への技術的・金銭的な負担とともに、セキュリティ対策も不可欠であり、必要となる設備投資へのインセンティブ等、事業者の積極的な取り組みを後押しする施策が望まれる。

④リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成

◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組

◆スーパー・メガリージョンの形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
◆地方創生と国際競争力を組み合わせたプラットフォーム機能の充実

急速に進むリモートワークなど働き方の見直しやデジタル化を追い風に、二地域居住や地方への移住といった動きが出てきている。リニア中央新幹線の開業により、こうした動きを促進することが期待される。
また、リニア中央新幹線の開業では、東京・名古屋・大阪の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンを形成することが求められている。リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化や、「首都圏広域地方計画」などのプロジェクトを着実に推進し、スーパー・メガリージョンの効果を全国に拡大・波及させることが重要である。
さらに、スーパー・メガリージョンの形成により、東京圏は、各地域の多様な素材（商品）を日本各地へ、あるいは世界へと広めていくプラットフォームとしての機能の充実が求められる。国や東京都においては、東京圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会に関わる企業の育成、支援や、海外メディア、バイヤーの招へい等の後押しをされたい。

⑤インフラのストック効果の見える化・見せる化（施策推進に向けた国民への周知）

◆国土交通省の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
◆インフラツーリズムの推進

国土交通省は、国土形成計画や首都圏広域地方計画など種々の計画に基づき、インフラ整備を進めている。一方、厳しい財政状況を考慮すると、国土づくりや交通政策には、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠である。
また、インフラ整備には合意形成に時間を要することが多く、迅速かつ着実な整備には、その効果を国民に広く周知することが肝要である。そのため、これまでの国の情報発信に加えて、ビッグデータやアンケート等の多様な手法を用いながら、ストック効果を可能な限り数値化し、客観的に把握し公表する「見える化」や、ストック効果をユーザーと共有する「見せる化」に資する取組を推進することが重要である。さらに、インフラは観光資源としても注目されていることから、引き続きインフラツーリズムを推進することが望まれる。

(3)都市の多種多様な魅力･･･密集・混雑を避けた交流・魅力の創出・再生
重点要望 ①民間活力による都市再生の推進（再掲）

②「国際金融都市東京」「東京ベイｅＳＧプロジェクト」の実現に向けた取組み推進

＜国際金融都市東京＞
◆投資先として有力な国内企業の多さや国民の豊富な預貯金等日本の強みの発信
◆海外の資産運用事業者の参入規制・手続きの緩和
◆高度人材の受入れ促進に向けた環境整備（在留資格取得、教育、医療等）
＜東京ベイｅＳＧプロジェクト＞
◆国や関係機関、民間との連携により実効性の高い取組を

わが国は、投資先として有力な国内企業の多さ、１，９００兆円を超える個人金融資産等の強みを活かし、首都東京を世界・アジアの金融ハブとして、国際金融センター機能を強化することが重要である。海外の資産運用事業者等の参入規制・手続きの緩和や、金融の高度人材の受入れを促進するためのサポートスタッフを含めた在留資格取得の円滑化を進めるほか、教育、医療等の環境整備を図る必要がある。他方、金融法令の英文化を進めるなど、言語の壁により滞る許認可、検査・監督の円滑化も必要である。
また、東京都は本年３月、感染症の脅威と気候変動による影響の２つの危機を乗り越えた先にある未来の東京の都市の姿を構想し、その実現に向けて、具体的な社会の構造改革を速やかに実装する必要があるとして、ベイエリアを舞台とする「東京ベイｅＳＧプロジェクト」を公表した。最先端技術を活用し、東京の安全・安心を高め、コロナ禍でダメージを受けた経済の持続可能な回復「サステナブル・リカバリー」にも繋がるようなまちづくりを進めていく。５０年・１００年先の未来の東京を見据えた大胆なプロジェクトとして国や関係機関、民間との連携のもと実効性の高い取組が期待される。

③楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用

◆「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度等の
　利活用促進に向けた省庁間連携の推進
◆民間が行うエリアマネジメントの取組みを推進するための環境整備

コロナ禍における日常生活の閉塞感の解消のため、市民が憩うことができる、道路空間・公園・公開空地の整備・利活用等が以前に増して望まれるようになった。公共空間の整備・利用促進により地域の利便性や快適性の向上を図るとともに、市民が安らぐことのできる美しい都市空間の形成を図ることは、都市の魅力向上のため欠かすことができない。
飲食店等のテイクアウト、テラス営業のための路上利用に関する道路占用許可基準の緩和については、２０２１年９月３０日まで時限的措置の期限が延長されたことに加え、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」が新た

に施行されるなど、施策の拡充が進んでいる。また、新しい水辺の活用の可能性を切り開くための官民一体の協働プロジェクト「ミズベリング・プロジェクト」の取組みによる川と河川敷と公園の三位一体となった市民の憩いの場の整備や、多様な人々が集い・交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けたウォーカブル推進税制による特例措置を含む各種の支援、さらに都市公園については、公園施設を一体的に整備する「Ｐａｒｋ－ＰＦＩ」の手法により民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設を設置する取組み等が進められている。このうち、ウォーカブル推進税制については、今年度で適用期限を迎えることから、当該税制の期間延長の検討を進めていただきたい。国におかれては、こうした官民連携による公共空間の利活用に今後とも積極的に取り組むと共に、利活用の促進のため省庁間、省庁・地方公共団体間の円滑なコミュニケーションを図っていただきたい。

加えて、ウォーターフロントについては、憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点からも観光資源、そして経済活動の拠点としてのポテンシャルは高い。これまで優先順位で劣後していた都市景観の課題への取組みを含め、空間・景観・環境価値の高い都市の創造に向けて取組の強化が必要である。

他方、コミュニティの維持や地域の魅力向上を図るためには、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行うエリアマネジメントの取組を推進する環境整備も重要である。エリアマネジメント団体の財源不足が指摘される中、ＰＰＰ／ＰＦＩ、クラウドファンディング、地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用促進とともに、公共空間を利用した収益をまちの魅力向上に役立てる仕組みの整備、まちづくりへの挑戦を促す補助制度の創設など、引き続き財源の安定的な確保を図るための検討が重要である。さらに、都市の魅力を一層向上させるために、それぞれのエリアを相互にネットワークさせるエリアマネジメント団体の活動のための環境整備について検討願いたい。

2.ニューノーマルに対応したデジタル・トランスフォーメーションの推進

◆５Ｇ通信環境の整備と、それを活用した官民の新たなサービス、新用途に関する好事例の展開
（例：５Ｇを活用した自動運転技術の実用化や交通渋滞の回避・解消、
遠隔・非接触・非対面の取組・サービスの拡大等）
◆中小企業のテレワーク導入・定着に向けた支援の継続ならびにテレワークを後押しする
サテライトオフィス設置・活用支援、サイバーセキュリティへの支援
◆行政のデジタルシフト、重要インフラを含めた行政のサイバーセキュリティの一層の推進
◆新技術の迅速な社会実装

高速大容量の次世代通信規格「５Ｇ」のサービスが昨年３月から始まった。５Ｇは高速性のほか、低い遅延性や高密度な接続など優れた特徴を持ち、これからの都市に必要な多様な新サービス、新用途を生み出す基盤となることが期待される。特に、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（テレワーク、オンライン会議等働き方の新しいスタイル）や、デジタル技術の活用で事業を変革し新たな市場を切り開くデジタル・トランスフォーメーションを企業に迅速に普及させていく上で、強力なエンジンとなり得る。

東京都では昨年２月に、５Ｇを活用した情報社会「スマート東京」実現の実施戦略を発表した。加えて、今年３月には「未来の東京」戦略、「シン・トセイ」戦略が相次いで示されるとともに、４月にはデジタルサービス局が設置され、デジタルガバメントの実現に向けた取組みが本格化したところである。国と東京都は積極的に連携し、５Ｇ通信環境の全国への普及や、官民による新たなサービス、新用途の拡大につなげていくとともに、６Ｇを見据えた検討を行うことが重要である。

デジタルガバメントの実現のためにマイナンバーカードの普及が必要であるが、本年２月現在の普及率は、２５．２％（東京都２９．６％）にとどまっており、マイナンバーカードを所持する動機づけが必要である。また、テレワークの普及には、企業数の９９％を占める中小企業の動向が鍵を握っており、中小企業のテレワーク導入・定着に向けた支援が引き続き必要である。もとより、国・地方公共団体と民間の間における各種行政手続きの徹底的な見直しを含めた行政のデジタルシフト、重要インフラを含めた行政のサイバーセキュリティの一層の推進が不可欠である。

さらに、デジタル化を含めた技術革新を次々と生み出していくためには、新たな技術やサービスを人々や地域に円滑に普及させる社会実装を迅速に進めることが必要である。

3. ２０５０年カーボンニュートラル実現へ、あらゆる施策の総動員を

◆再生可能エネルギー・水素エネルギー等、脱炭素・低炭素エネルギーの最大限の活用を
◆住宅・建築物の省エネ対策等の加速、公共交通機関・電気自動車・燃料電池車の利用促進
・住宅・建築物の規模や立地条件に応じたＺＥＢ・ＺＥＨの柔軟な運用
・既存ストック改修の推進に向けた周知啓発、多様な手法の採用
◆グリーン社会、カーボンニュートラルを実現するにあたって生じる追加的コストを明示し
社会で公平に負担する仕組みの構築

政府は、昨年１０月に２０５０年カーボンニュートラルを宣言し、今年４月には、２０３０年に４６％削減という意欲的な目標を打ち出した。東京都においても２０１９年末、２０５０年にＣＯ２排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京戦略」を策定するとともに、本年３月には、２０３０年までのＣＯ２排出量の半減、カーボンハーフの実現に向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「２０３０・カーボンハーフスタイル」を提

起した。
昨今の気候変動の加速化を踏まえれば、脱炭素化に向けた取組は急務であるものの、目標達成に向けては国民や企業の理解の下、社会が一体となって具体的な取組みを推進することが不可欠である。そのためには、各目標の根拠やそこに至る道筋を明確に示し、性急でなく段階的に取組みを行っていく必要がある。
事業者の自主的な行動を促進すべく、ＩｏＴ導入に対する補助金などの費用面に関する支援ならびに事例・データの発信など情報面の支援をさらに推進し、また、コロナ収束後の景気回復期においてエネルギーコストの一層の低減が図られるよう、戦略的な施策を着実に実行されたい。
２０５０年カーボンニュートラルを考えるにあたっては、エネルギー政策の基本である「３Ｅ＋Ｓ[1]」をしっかりと踏まえる必要がある。とりわけわが国にとっては「エネルギー安全保障」は第一に考えるべき観点であり、様々なエネルギーをバランス良く活用することが極めて重要である。また、単独で「３Ｅ＋Ｓ」全てを満たせるエネルギー源は存在せず、水素活用・蓄電池開発・ＣＣＵＳ[2]の実用化等が不可欠である。民間投資のみでこれらの開発を行うことは困難であり、政府が国家プロジェクトとして取り組み、国主導の下、官民一体でグリーン・イノベーションの実用化を図るべきである。
また、ＺＥＢ（ｎｅｔ　Ｚｅｒｏ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｂｕｉｌｄｉｎｇ）・ＺＥＨ（ｎｅｔ　Ｚｅｒｏ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｈｏｕｓｅ）においては、太陽光発電等による創エネルギーが不可欠であるが、住宅・建築物の規模や立地条件によっては設備の設置スペース等に制約が生じることから、制度を柔軟に運用することが必要である。
あわせて新築はもとより既存ストックの省エネ化も課題である。改修にあたっては、所有者の理解が不可欠であることから、国がその重要性を周知啓発するとともに、多様な手法を活用して改修の推進を図られたい。
他方、旅客輸送における輸送量当たりの二酸化炭素の平均的な排出量は、自家用乗用車に対し航空が約７割、バスが約４割、鉄道が約１．５割となっている。また、自家用自動車からの二酸化炭素の排出量は、運輸部門の５割近くを占めている。
政府は自動車の電動化を加速する方針であり、東京都も２０３０年までに都内で販売される新車すべてを電動車に切り替える方針を示している。脱炭素化のために、電動化の推進は今後ますます重要な対策となっていくが、同時に、自家用車利用から、環境にやさしい公共交通利用への転換の一層の促進も必要である。
グリーン社会、カーボンニュートラルを実現するにあたっては、研究開発や機器の更新等の設備投資のほか、オペレーションコストも含め、多額のコストがかかる。政府は、グリーン社会、カーボンニュートラルを実現するための中長期的な社会コストについて、その全体像および国民　負担の総額を早期に情報開示し、国民の理解を得たうえで進めるプロセスを早期に確立すべきである。また、企業が、多額なコストを負担しカーボンニュートラルを推進するためのインセンティブを付与するための基準や制度の構築を図られたい。
さらに、２０２７年に横浜市での開催を目指す国際園芸博覧会において、グリーンインフラの社会実装等のカーボンニュートラルに資する取組が推進できるよう、国際園芸博覧会の準備を進められたい。

4.東京２０２０大会レガシーの形成・継承

◆交通機関や公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
◆大会輸送を契機とした都心における人流・物流対策の推進
◆東京２０２０大会後も東京の国際競争力強化に資するレガシーの形成

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、史上初の「延期」となった東京２０２０　オリンピック・パラリンピック競技大会を、「感染拡大防止と社会経済活動の両立」を実現する具体的な目標として位置付け、官民連携して環境整備していくことが重要である。
東京２０２０大会は、わが国におけるバリアフリー化の一層の推進と、後世へのレガシーとする絶好の機会である。誰もが安全・安心と感じ、暮らしやすい社会であるためには、円滑な移動に必要なホームドア、エレベーター、エスカレーター及び車いすスペースの整備促進など、公共交通機関等のバリアフリー化といったハード面の整備を積極的に進める必要がある。
東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。東京圏の大会関係者等の輸送ルートや地域別の混雑状況が明らかにされ、情報公開されている。大会期間中の輸送量をコントロールする交通需要マネジメントの実効性を高めるには、公開されている情報を企業や市民に知らしめるとともに、広く協力を得ることが肝要である。さらに、交通需要マネジメントは大会のみならず都心における人流・物流機能を改善するための契機となることが期待されており、大会輸送で得た知見を今後の人流・物流対策に活用していくことが必要である。
東京２０２０大会へ海外からの観戦客を迎えることはできなくなったが、Ａｆｔｅｒコロナを見据えて東京へ外国人観光客を受け入れる環境整備は欠かせない。高齢者や障害者、地震を経験したことがない人々等を含め外国人がＡｆｔｅｒコロナには来訪することが期待され、平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が不

[1] エネルギーの安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境への適合(Environment)、安全性(Safety)から成り、日本のエネルギー政策の基本となる概念。
[2] 「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略称。発電所や化学工場などから排出されたCO2を分離・貯留し有効利用する技術を指す。

安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置を進め、周辺情報や災害情報の発信を強化する必要がある。加えて、自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供についても、スムーズな案内対応ができるよう、関係機関との更なる連携が期待される。

Ⅲ. 国際競争力強化を加速させるインフラ整備のスピードアップを

1. インフラ整備スピードアップの重要性

インフラは、都市の魅力向上（国際競争力向上）、対流創出（対流型首都圏への転換）、生産性向上、防災力強化等に長期に渡り極めて重要な役割を担う。都市間の国際競争に勝ち残るためには、スピード感をもってインフラを整備していくことが重要である。ＧＤＰ世界トップ３の米国、中国と日本の高速道路の整備状況を一例として比較すると、中国・米国は、日本を上回るペースで整備を進めている。近年の中国の国際競争力の向上は顕著だが、米国は中国に対抗するため本年４月に８年間で約２２０兆円規模のインフラ投資計画を発表した。他方、わが国の状況を鑑みれば、北陸新幹線の開業が２０２３年３月から２０２４年３月に延期されることにより、逸失利益の額は、２９７億円と推定される。また、自然災害が頻発・激甚化するわが国では、国土強靭化のための公共事業の早急な実施も求められる。日本のインフラ整備の遅延を見過ごしたままでは日本の国際競争力に多大な影響をもたらすこととなる。

北陸新幹線（金沢－敦賀間）

項　目	当初計画	計画変更
開業	2023 年 3 月	2024 年 3 月
開業延期	－	1 年
開業による経済効果	297億円…①	0億円…②
開業延期による逸失利益 （基準年 2023 年度、割引率 4%で計算）	－	▲297億円 （①－②）

2020 年 2 月日本政策投資銀行の試算する経済波及効果額に基づき東商にて計算

下図のとおり、インフラ整備の期間のうち用地取得にかかる期間に多くの時間が費やされている。荒川放水路の整備に尽力された内務省技師 青山士氏は、「土木事業は、いかに計画が壮大であっても用地が取得できなければ絵に描いた餅と一緒」と語ったが、インフラ整備には公共用地の取得が常に伴う。事業期間の過半に及ぶ用地取得の迅速化を図ることは喫緊の課題である。また、インフラ整備は、継続的かつ網羅的な取組が必要である一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、長期に渡るストック効果の高い施策を優先的に進めることが必要である。

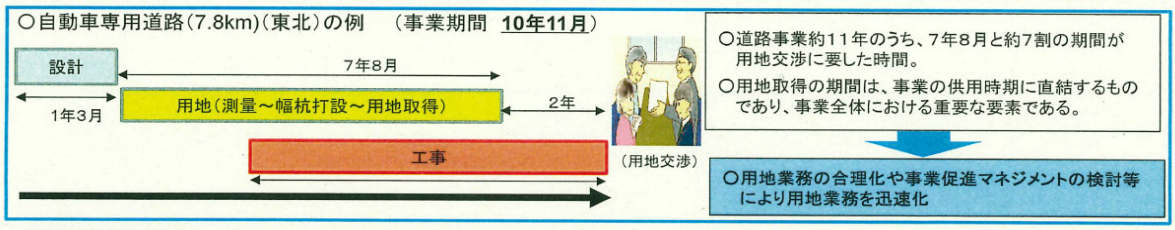

出典:国土交通省資料

重点要望　2. スピードアップのための円滑な公共用地取得
(1)公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用

◆土地収用への移行を決定・指示できる第三者機関の設置等８０％、３年ルールのより厳格な運用
・用地取得率８０％となった時、または用地幅杭打設終了時から３年を経た時のいずれか早い時期に土地収用に移行すべきという国土交通省の通達（平成１５年３月　２８日付事業認定等に関する適期申請等について等）を着実に運用すべき
◆都市計画事業認可方式の活用

国土交通省では、平成１５年３月２８日付通達「事業認定等に関する適期申請について」により、事業の完成期限を鑑み、用地取得率が８０％となった時、または用地幅杭打設終了時から３年を経た時のいずれか早い時期に土地収用手続きに移行するための事業認定の申請を行うよう、また、都市計画事業承認を受けた事業においては裁決申請及び明渡し申請を行うよう関係部局に要請した。しかし、用地取得率が８０％超であり、用地幅杭打設終了から３年を経過しているものの、通達のとおり土地収用の手続きまたは裁決申請・明渡し申請に移行していない事業は依然として多く見受けられる（国土交通省関東地方整備局：道路事業２２件、河川事業６件（Ｒ３．１．１時点））。その原因の一つとしては、土地収用に伴い事業者と地権者に軋轢が生じることを避けるためと推察されるが、これによる遅延を解消する方策として、８０％・３年ルールの義務化、または事案毎に土地収用へ

の移行、裁決申請及び明渡し申請の実施を決定・指示することのできる第三者機関の設置が望まれる。義務付けにあたっては、土地収用等案件の増加に対応するため、官民連携の強化、業務執行体制の拡充も必要である。

また、東京都収用委員会では裁決までに要する日数は、平均４３２日（令和元年度）となっている。同委員会では多数の権利者がかかわる事件等を除いた一般的な事件においては１０ケ月程度で事件を処理（裁決等）することを目標に掲げており、目標を達成できるよう引き続き様々な取組を講じられたい。同委員会での過去１０年の取扱い件数を見ると、平成２７年度をピークに漸減傾向にある。起業者による土地収用制度等の積極的な利用が望まれる。

さらに、土地収用法の手続きにより土地収用を行うためには、事業認定庁へ事業認定の申請、公告・縦覧、公聴会、第三者機関の意見聴取等の多くの手続きを経なければならない。一方､都市計画法上の事業認可・承認の告示は、土地収用法上の事業認定の告示とみなされるため、都市計画法上の事業認可・承認の告示があれば直ちに収用手続きに入ることができる。効率的な業務執行を図るため、都市計画事業認可方式の積極的な活用が重要である。

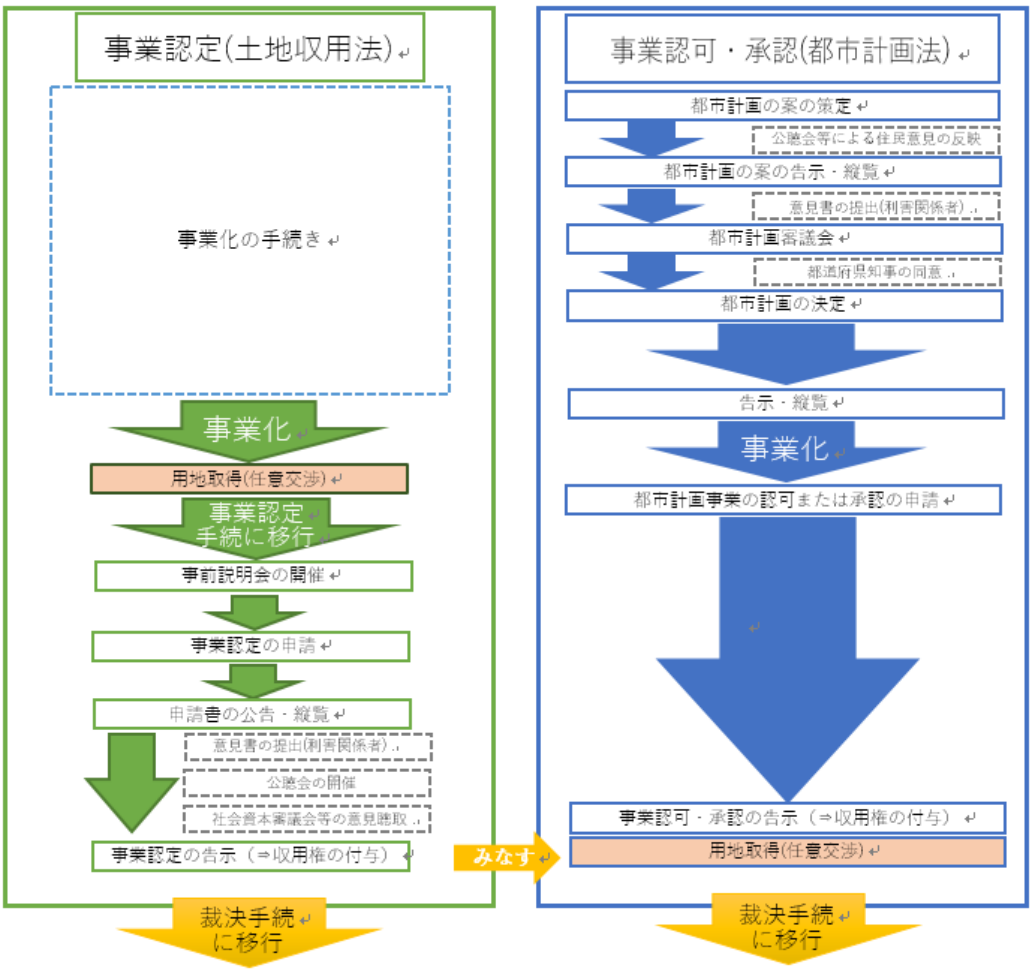

出典:国土交通省資料

(2)官民連携による用地取得業務の加速

◆用地取得のスピードアップのための積極的な民間活用
◆用地職員の人材育成
◆関東地方整備局・東京都による地方公共団体への支援

インフラ整備の要となる用地取得のスピードアップを図るために官民それぞれの強みを生かし連携することが重要である。現在、行政は、用地の測量、調査、補償金額の算定、行政事務の補助業務や、土地の収用等の裁決申請等、幅広い分野の業務を民間に委託しているが、用地取得のスピードアップのため、これらの業務の委託を引き続き積極的に推進することが必要である。業務の委託に当たっては、用地職員の発注・モニタリングのスキルアップ等を含め、用地職員の人材育成が非常に重要である。

国土交通省内の用地職員は、行政組織のスリム化のなかで、この１０年間で約２割の減少とゼネラリスト化が進み、用地経験の豊富な職員が少なくなってきたと指摘されており、若手職員の現場経験が十分であるのか、また、これまで省内で培われてきた用地業務のノウハウの継承が適正に行われるのか懸念する声がある。

公共用地取得の遅延は、多額の機会損失額を発生させることとなる。当該機会損失額は、出金を伴わないため看過されがちであるが、機会損失相当額の費用を人材育成・拡充のために費やすことにより、用地取得のスピードアップを図るという発想も必要である。

また、国および東京都に比べ、地方公共団体の特に、中小の市町村においては、公共用地取得の執行体制において経験者がほとんどいない団体も見受けられることから、インフラ整備の実施に支障をきたすのではないかという懸念の声も聞かれる。東日本大震災後の復興のために、関係省庁（復興庁（本庁・復興局）、法務局、地方整備局）からなる「用地加速化支援隊」が創設され、関係機関と連携して、個別事案に応じたきめ細かな支援が実施されたが、これを好事例として、国・東京都など一定の執行体制がある行政機関が、体制の脆弱な市町村の人材育成を含め支援を行うことが必要である。

(3)用地取得における不公平感の解消

◆道路拡幅により立ち退く者と、新たに道路に接する者の不公平感の解消
（用地補償の不公平感解消のため、新たな損失補償制度の検討・創設を）
◆補償金受領による介護保険料等増額の是正
◆全国一律５０００万円控除の不公平感の解消のための地価を勘案した控除額の設定

道路拡幅により新たに道路に接する者は、資産価値の上昇の恩恵を受けることができる。一方で、現在の用地補償制度による補償額は、道路拡幅前の現況によるとの定めから、「道路拡幅により立ち退く者は、資産価値の上昇の恩恵を受けられず不公平」という声があり、事業進捗の妨げとなっている。

現在の補償制度は、昭和３７年に閣議決定された「損失補償基準要綱」によるものである。補償額算定の時期（第３条）、土地の補償額算定の基本原則（第７条）により土地などの取得等に係る補償額は、契約締結時の価格で算定し、その後の価格変動による差額の追加払いはせず、近傍類地の土地取引価格を基準とした正常な取引価格とされているため、資産価値の上昇について一切考慮されないこととなっている。他方、区画整理事業の換地では、資産価値の上昇を加味して土地評価額を算定している。円滑な土地取得を進めるため、インフラ整備による当該地区の資産価値の上昇分を立ち退く者に還元する方法について検討され、新しい用地補償制度を創設されたい。

さらに、介護保険料計算の指標である住民税課税・非課税要件についても、不公平感が指摘されている。用地を売却し、補償金を受け取ることで、住民税非課税の所得上限額（概ね４３万円程度）を超えると、食費・居住費の補足給付の負担増加、介護保険料の上昇など、住民税の均等割りの負担に比べても著しく重い負担が強いられることになっており、用地取得にあたっての支障となっている。

介護保険料（補足給付に対する負担を含む）において負担の指標となっている住民税（均等割）の課税・非課税の区分について、公共事業に協力する地権者の負担増とならないよう合計所得金額の計算において、公共用地取得に係る５０００万円控除の補正措置を講じられたい。

【本人負担額の増加の例】
前提：特別養護老人ホームに入所している単身の第１号被保険者、６６歳
（妻が施設入所、夫が江戸川区内の自宅で居住）
老齢年金収入収１５５万円、補償金１，５００万円で土地売買契約締結

項目	契約前	契約後	負担増
住民税	0	5,000	5,000
介護保険料	19,440	77,760	58,320
施設介護サービス等の自己負担額	180,000	446,400	266,400
食費	142,350	503,700	361,350
居住費	153,300	419,750	266,450
合　計	**495,090**	**1,452,610**	**957,520**

（笠井社会保険労務士事務所による試算）

加えて、公共用地売却による所得に係る５，０００万円控除については全国一律であり、地価が高い地域では、控除額が十分でない場合がある。公示地価、路線価等を勘案した各地域の地価に応じた控除額の設定が必要である。

(4)所有者不明土地問題対策の実効性を上げる取組を

◆所有者不明土地の発生予防と利用円滑化を推進する民事基本法制改正の丁寧な周知啓発
◆相続登記の申請の義務化、土地所有権を国庫に帰属させる制度創設
（一定の要件の下で土地所有権を放棄できる制度）、共有関係にある所有者不明土地の利用・処分を円滑に推進する制度（民法の共有制度の見直し）等における実効性を高める柔軟な制度設計

◆登記と住民基本台帳ネットワーク等の連携による登記情報の最新化
◆各行政機関、さらに民間も情報を活用できるようシンプルかつ効率的なシステムが必要

所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化を踏まえ、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的な民事基本法制の見直しを行う関連法の改正が２０２１年４月に成立した。東商が以前より要望していた施策であり、国民・企業等への丁寧な周知啓発、実効性を高める柔軟な制度設計が重要である。

所有者不明土地の発生予防の観点からは不動産登記法の改正として、これまで任意とされていた相続登記や住所変更登記の申請を義務化しつつ、それらの手続の簡素化・合理化策を盛り込んでいる。国土交通省の「平成２９年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」結果では、不動産登記簿のみでは所有者の所在不明な土地の割合は約２２．２％であり、その要因として「相続による所有権移転の未登記」が約６５．５％、「住所変更の未登記」は約３３．６％、「売買・交換等による所有権移転の未登記」は約１．０％であった。この結果を踏まえれば、所有者不明土地の発生を予防するために、国民の理解の下、一定期間内に相続登記を義務づける制度の創設は必要である。相続登記の申請を促進し実効性を高める取組として、一定期間内に相続登記を行った者に対する登録免許税・手続き費用の減免措置等インセンティブ付与や、相続登記申請義務を簡易に履行することが可能となる相続人申告登記（仮称）の創設（持分は登記されない報告的な登記）も重要である。

また、将来に渡る人口減少から、土地の需要縮小・価格下落が進行し、土地所有者の土地への関心が失われ、適切に管理されない土地が増加することが懸念される。これに対応するため、政府は新法（相続土地国庫帰属法）を制定し、相続によって土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設することとした。もっとも、こうした制度を無限定に創設すれば、所有者が土地を適切に管理しなくなるモラルハザードの発生や、土地所有に伴う義務・責任や管理コストの国への転嫁、すなわち最終的には多大な国民負担となる恐れがある。そのため、政府は、土地所有者が土地の管理に係る費用を一部負担すること等一定の要件を満たす場合に限定しているが、新制度の執行に当たっては、これらの要件が制度利用を過度に躊躇させていないか注視し、必要に応じて見直しを検討していくことも重要である。

加えて、政府は不動産登記所の登記官が個人情報保護の観点に留意しつつ、住民基本台帳ネットワークや商業・法人登記のシステムから所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所の変更の情報を取得し、これを不動産登記に反映させるなど、不動産登記と住民基本台帳ネットワーク等の連携による登記情報の最新化を図ることとしている。こうした取組は必要であり、実施に当たっては、円滑な不動産の取引、利用の観点から、各行政機関、さらに民間も情報を活用できるようシンプルかつ効率的なシステムとすることが重要である。

他方、所有者不明土地の利用の円滑化を図る観点からは、共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備や、所有者不明土地管理制度の創設等に向けて民法等が改正された。民法では、共有物の変更または処分には共有者全員の同意を求めているが、その同意を取得する方法については特に定めを置いていない。そのため、所在不明な共有者に賛否を問うことができない場合や催告をしても共有者が賛否を明らかにしない場合でも、共有物の利用が阻害されないよう、変更・処分や管理行為をすることができる新たな仕組みを設けることが必要である。政府は、裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度の創設や、裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みの創設を提示している。一方、インフラ整備のための公共用地取得では、共有地について多数の共有者が存在する場合、全員と売買契約を締結するまでは分筆登記ができないことから、結果的に契約時期が大幅に後ろ倒しになってしまう等の課題が指摘されている。そのため、現行民法では共有者全員の同意を要する類型の行為（変更・処分）でも、例えば公共事業の場合には、持分の過半数の同意で分筆登記できるようにする等更なる検討が必要である。

(5) 土地所有に関する基本制度見直しの着実な執行

◆土地所有者等に対する土地の適正な利用、管理に関する責務（登記等権利関係の明確化、境界の明確化）についての周知啓発
◆地籍調査の早期の進捗率向上（第７次国土調査事業十箇年計画（２０２０～２０２９年度）の早期執行）

２０２０年４月に施行された改正土地基本法では、従来からの土地の利用・取引に当たっての責務規定に加え、単に所有されている場合の規律も規定された。人口減少社会の進展に伴い、土地の価格や利用意向が低下する中で、土地が適切に管理され、利用されるために、所有者が負うべき責務について明確にした。正に土地政策の再構築であり、国民、企業等に対する周知啓発等着実に執行することが重要である。

また、所有者の判明とともに、地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことも、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は２０２０年３月時点の全国の面積ベースで約５２％である一方、東京都の進捗率は約２３％と低くなっている。政府は２０２０年５月、効率的な調査手法の導入により、第６次計画における実績事業量約１万㎢と比較して１．５倍の進捗を目指す第７次国土調査事業十箇年計画を決定した。本計画をできる限り前倒し執行し、地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが求められる。

以上

２０２１年度第５号

２０２１年6月１０日
第２２７回議員総会決議

＜提出先＞　国土交通大臣、国土交通省幹部

＜実現状況＞【関連予算の確保・拡充】

○国土強靭化の推進

・「流域治水」の本格的展開［５，２０４億円（対前年１．０３倍）］

・災害時における人流・物流の確保［４，６８２億円（１．０１）］

・南海トラフ巨大地震、首都直下地震対策等の推進［１，７３２億円（同１．０４）］

○都市の魅力を支える産業への継続的な支援（コロナ関連）

・「新たなＧｏＴｏトラベル事業」の実施［１兆３，２３９億円］

・地域経済を支える観光の継続的支援と本格的な観光の復興に向けた施策の推進
［１，４３１億円］

・航空会社・空港会社に対する支援
着陸料等・航空機燃料税の減免（合計約７００億円の減免）
空港会社等が行う空港整備事業に対する無利子貸付
（成田空港：１５４億円、羽田空港：７億円、コンセッション空港：１２７億円）

○インフラ老朽化対策等によるインフラメンテナンスの実現［７，２０４億円（対前年１．０４）］

○都市の国際競争力の強化［１３０億円（同１．０１）］

【その他の実現状況】

○所有者不明土地問題への迅速かつ総合的な対策

⇒所有者不明土地の発生予防（土地所有者の責務の明確化等）と利用の円滑化の両面から、総合的な民事基本法制の見直しを行う関連法の改正が２０２１年４月に成立（相続登記の申請の義務化、土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設等）

○マンション建替等の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和

⇒２０２１年３月に設置された法務省の検討会において、法改正について検討中

○要望の実現を図るため、国土交通省幹部との懇談会を開催（首都圏問題・観光・災害対策の各委員会による合同開催２０２１年１０月１４日）

６．首都・東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望

＜基本的な考え方＞

Ⅰ．インフラ関連産業、都市の魅力を支える産業への継続的な支援

新型コロナウイルス感染症は、これまでの日常の行動自粛、休業・営業時間短縮の要請等により、事業者に深刻な打撃を与えており、その影響は企業規模を問わずに広がり続けている。インフラ関連産業、特に公共交通事業者や、都市の魅力を支える観光関連事業者、飲食事業者、文化・交流事業者は存続の危機に追い込まれている。

最大の対策は感染拡大防止と社会経済活動の両立であり、その実現に向けてはワクチンの接種スピードの加速が極めて重要である。接種スケジュールの見える化やＰＤＣＡサイクルによる計画的な推進、さらに円滑な接種へのボトルネックがあれば、規制改革、民間活力の活用等を直ちに実施する必要がある。また、コロナ禍が収束するまでの間、飲食事業者等の事業継続・雇用維持のための売上確保が重要である。コロナ禍の長期化は事業基盤の脆弱な中小企業はもとより、比較的体力のある大手・中堅企業にも大きな業績悪化をもたらしており、企業規模に応じた適切な支援策が望まれる。公共交通機関を含め裾野の広い観光分野においては関連産業への影響波及が強く懸念されることから、資金繰り等を注視し事業継続に向けた機動的な支援が不可欠である。

Ⅱ．Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策～首都・東京の国際競争力強化を

コロナ禍は、働き方や住まい方等、ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化を加速させた。地方・二地域居住への関心の高まりや地方への移転を検討している企業もあり、地方分散化は一部で進むものと思われる。また、当所が昨年８月、会員企業に対して実施した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた都

市のあり方に関するアンケート」（以下、「都市のあり方アンケート」という）では、東京で事業をすることは「メリットの方が大きい」と回答した企業が６０％に達する一方、「デメリットの方が大きい」との回答企業は２％にとどまるなど、東京で事業を行う魅力を感じている企業は多い。

したがって、中長期的には、首都東京は高度な都市機能の集積により、引き続き国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図るとともに、郊外はライフスタイルの変化に合わせた自立分散型のまちに、地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るためにコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築などを推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する都市構造の形成を目指すことが重要である。

激しい国際的な都市間競争の中で東京及び首都圏が都市機能の集積を図り、国際競争力を向上させるためには、①都市の基盤、②各地域との直結、③都市の多種多様な魅力といった都市再生への取組みをスピードアップさせることが極めて重要である。

また、コロナ禍では、わが国の脆弱なデジタル環境が明らかとなった。５Ｇ通信環境の整備とその活用推進はもとより、政府におけるデジタル庁、東京都におけるデジタルサービス局創設を通じた行政手続きのデジタル化等ビジネス環境整備が不可欠である。デジタル活用が遅れている中小企業等への支援継続も重要である。

さらに、政府は２０３０年度における温室効果ガス排出削減について２０１３年度比４６％削減、２０５０年にはカーボンニュートラル実現という思い切った目標を内外に示した。経済と環境の両立を図り、グリーン社会を実現する都市への取組みも世界の潮流となっており、再生可能エネルギー等脱炭素・低炭素電源の最大限の活用、住宅・建築物の省エネ対策等温室効果ガス排出削減に向けて、あらゆる施策を総動員し、諸外国に見劣りしない大規模かつ積極的な財政支援が期待される。

加えて、首都東京の都市としての価値・魅力を高めるため、東京２０２０大会を契機とした交通機関や公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進等大会レガシーの形成・継承が重要である。

Ⅲ．国際競争力強化を加速させるインフラ整備のスピードアップを

国際競争力の高い、真に豊かさを実感できる地域社会を構築していくためには、関係者が中長期的な視点で街づくりのストーリーを描き、共有したうえで、地域全体の価値や魅力（トータルバリュー）を高めるための柔軟な制度運用や取組みを行っていく必要がある。インフラ整備においても、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備の効果や費用のあり方を検討していくことが肝要であり、こうした合意形成による計画に基づき、整備効果を早期に発現させることが重要である。

インフラ整備のスピードアップに向けては、さまざまな課題があるが、本要望では、その根幹となる公共用地取得のスピードアップについて申し述べる。一部の利害関係者の権利濫用による整備の長期化は、大きな社会的コストを生じさせることとなる。法制度の改正や柔軟な運用、積極的な活用、さらに公共用地取得にあたり不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の創設などもあわせて検討・実施していくことが必要であり、東京都から国へ働きかけをお願いしたい。

以上の基本的な考え方のもと、Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナにおいて東京が国際的な都市間競争に勝ち残るための都市政策に関し、以下のとおり要望する。

【東京都への要望】

Ⅰ．インフラ関連産業、都市の魅力を支える産業への継続的な支援

重点要望 1.新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受ける公共交通・観光関連事業者への支援

◆公共交通の安全性の発信強化による利用促進、柔軟な鉄道運賃制度の実現
◆ＧｏＴｏトラベルの効果的な実施および期間延長
◆Ａｆｔｅｒコロナを見据えた人材、設備投資等の後押し
◆休業・時短営業要請や人数制限等の影響を受けている飲食店等のテナント事業者並びに大規模商業施設等運営者に対する支援

昨年１０月の新型コロナウイルス感染症対策分科会から国への提言では、「十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられる」とされた。公共交通の業界団体や事業者においても対策状況の発信等を行っているが、風評被害により利用者が減少していると訴える声がある。そのため、科学的データや客観的事実に基づいた公共交通機関の安全性や感染拡大防止策を強力に発信されたい。

また、公共交通機関のサービスの高度化に伴う投資にはイニシャルコストのみならず大きなランニングコストがかかる一方、特に鉄道においてはそのコストを運賃に反映できない状況である。加えて、固定費が大きいビジネスモデルの中、コロナ禍による急激な需要の変化により事業者は非常に苦しい経営環境にある。一部鉄道会社においては、利用者の需要の平準化を目的としたダイナミックプライシングの導入が検討されており、議論を深めることが必要である。将来需要が見通せない状況下においても、事業者が利便性や安全性の向上を図りながら事業を継続し公共的な責務を果たせるよう、柔軟な運賃制度の実現に向けた議論についても合わせて進められたい。

ＧｏＴｏトラベルキャンペーンについては、昨年７月から１２月までの利用人泊数は約８，７８１万人泊、支援額は５，３９９億円に達した他、支援額の３割が地域共通クーポンとして土産品、飲食等に使用されるなど、観光産業のみならず地域経済の回復に大いに貢献している。ついては、感染状況が一定程度収まった地域より順

次再開する等、各地域の実情に合わせた対応を検討されたい。もとより、再開にあたっては、利用促進と共に、新しい生活様式に沿った「新しい旅のエチケット」の徹底等、旅行者に対する感染防止策について十分な周知が必要である。駆け込み利用による影響を回避し、かつインバウンド需要の回復が見込めない中で、東京２０２０大会後を見据えた需要を喚起する観点から、キャンペーンの実施期間の延長も図られたい。比較的単価の低い宿泊施設など、中小事業者への誘客促進に繋がる制度設計、中小事業者の利用促進に向けた事務手続きの簡素化も必要である。

さらに、インフラ関連産業、都市の魅力を支える産業は大幅な減収により投資計画の見直しを迫られているが、事業継続に向けた人材育成への投資は将来にわたり必要であり、後押しが求められる。専門人材のリソースとしての航空等の専門学校の経営支援や、外国人操縦士等技能保有者の円滑な業務復帰への手続き簡素化、迅速化も重要である。

固定資産税については担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるため、多くの固定資産を有し、コロナ禍で売上の減少が甚大な公共交通事業者、宿泊業者等にとっては経営への極めて大きな負担となっている。引き続き事業者の実態を注視した継続的な対応が重要である。特に、安全を担保し中長期にわたり事業を継続していくための投資は先延ばしできないものがあり、固定資産税の減免等の支援が必要である。

あわせて、緊急事態宣言等の発令に伴い、休業・時短営業や人数制限等の影響を受けている飲食店や映画館、スポーツ施設等への支援も求められる。例えば、飲食店をはじめ、商業施設に入居するテナント事業者の中には、賃料支払いが困難となる等、資金繰りに窮しているという声も上がっている。経営維持を可能にするための家賃支援給付金等の迅速な給付と支援の継続を願いたい。また、テナント事業者とともに都市の魅力を創造する大規模商業施設運営者に対する支援は、休業要請・営業時間短縮要請に応じた場合、１，０００㎡あたり、２０万円となっている。一方で大規模商業施設運営者は、国からの支援のみでは経営が困難なテナント事業者の賃料減免要請に応じており、大規模商業施設運営者に対しても減免した金額に相当する支援金等の支援の拡充が必要である。

2.インフラ関連産業の持続的な発展に向けた支援

◆建設業等の担い手確保・育成に向けた情報発信・環境整備
（週休２日制の推進、建設キャリアアップシステムの定着等）
◆運輸業等における適正取引の推進（標準運送約款の改正への対応等）
◆インフラ関連産業における現場作業高度化・生産性向上支援
（人手不足を見据えた生産性向上・自動化、建設キャリアアップシステムの定着、「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の推進）
◆新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムの輸出促進

インフラを支える建設業や運輸業では、少子高齢化の進行により、人材の確保・育成が課題になっている。多様な人材が業界についての理解を深めるための情報発信や、週休２日制の推進、建設キャリアアップシステムの定着等、より安心して働くことのできる環境の整備に向け、官民を挙げた取組みが必要である。

また、業界の担い手確保に向けては、それぞれの企業が適切な利潤を確保し、従業者に対して適正な賃金を還元できることが前提となる。建設業における新・担い手３法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正を受けた取組みや、運輸業における標準運送約款の改正等、引き続き適正取引の推進を図ることが重要である。

さらに、インフラ関連産業におけるＩＣＴの活用等、人手不足を見据えた現場作業の高度化・自動化や生産性向上の取組みも重要である。建設業では「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の導入が推進されているが、コスト等がネックとなり中小建設業への普及が遅れていることから、小規模工事への対応やノウハウ共有の取組について引き続き推進していくことが必要である。国土交通省では２０２３年度までに小規模工事を除く全ての公共工事へのＢＩＭ／ＣＩＭ（Ｂｕｉｌｄｉｎｇ　Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　Ｍｏｄｅｌｉｎｇ／Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ　Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　Ｍｏｄｅｌｉｎｇ，Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ）原則適用をはじめＤＸ推進を強く打ち出しており、官民連携のもと着実に推進していくことが重要である。

他方、高速鉄道、都市鉄道などアジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、今後一層の市場拡大が見込まれている。新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムについて、わが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用し、世界の需要を積極的に取り込んでいくことが期待される。

Ⅱ．Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策～首都・東京の国際競争力強化

1.Ａｆｔｅｒコロナを見据え重点的に強化する必要がある都市機能

(1)都市の基盤…安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長

重点要望 ①都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用

◆土地利用の複合利用等、更なる高度利用に向けた都市計画の柔軟な運用
（用途地域の変更、容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進）
◆災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する

柔軟な運用（柔軟な適用除外等）

東京及び首都圏が将来にわたり安全・安心が確保され、事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるよう、土地の複合利用等、更なる高度利用に向けて都市計画の柔軟な運用を行い、用途地域の変更、容積率緩和、遠隔地間の容積率移転等についてスピード感をもって進めることが必要である。特に、新型コロナウイルス感染拡大により、働き方、住まい方に対する人々の価値観の変化は加速し、働く場所が郊外に分散化される傾向にあることから、郊外にオフィス、商業施設、娯楽施設が立地し自立した都市となることが求められている。したがって都心はもとより郊外においても柔軟で、スピーディな都市計画の運用を行う必要がある。

さらに、現在進められている都市の再開発が円滑に進められるとともに、再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、災害リスクの低減 や生産性向上に資する建替え等における容積率や日影規制などの柔軟な運用を通じた更新・建替、適切な維持・保存を図ることが重要である。

重点要望 ②民間活力による都市再生の推進
（都市再生緊急整備地域、国家戦略特区の特例等に基づく都市再生プロジェクトの推進）

◆（特定）都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
・魅力ある国際都市の形成に向けた事業の促進、施策の活用推進
（民間都市再生事業に対する金融支援措置や税制支援）
・日影規制や駐車場附置義務の柔軟化の継続的な推進
◆国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進
・計画の速やかな認定、地区外対象プロジェクト認定の推進
・東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成
◆オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用（再掲）
◆国際ビジネス環境の整備に対する支援の拡充
（国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設、宿泊施設等への支援、容積率緩和、国際イベントへの出展、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など）

東京が、世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくためには、官民が連携して都市の整備・再生を強力に推進し、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せる、魅力ある都市を形成していくことが必要である。「（特定）都市再生緊急整備地域」による特別な措置や「国家戦略特区」の規制改革メニューは、都市の魅力を高めるために、極めて重要な制度である。現在、多数のプロジェクトが進行中であり、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地促進が図られているところである。そのため、都市再生の一層の促進に向けて、都市再生緊急整備地域について、指定地域の拡大、支援の活用推進、複合用途施設の大胆な容積率緩和等が重要である。

加えて、最先端技術を活用し、第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来社会を包括的に先行実現するショーケースを目指す「スーパーシティ」構想については、日本の成長を支える東京においてこそ重要であることから、拠点の形成にあたっては十分考慮されたい。

国際的ビジネス環境の構築には、国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設等の整備はもとより、相談体制の充実等ソフト面の支援の拡充も必要である。

重点要望 ③インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

◆首都高速道路の更新計画の確実な推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方公共団体への支援強化
◆「インフラメンテナンス国民会議」などを通じた新技術の取組の着実な推進と水平展開

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、都有道路施設の橋梁のうち、建設後５０年以上が経過した橋は２０１６年３月末時点で３４％、建設後３０年以上５０年未満も３６％に達する。同様に、トンネルでは建設後５０年以上経過が２１％、同３０年以上５０年未満が２６％、下水道管では建設後５０年以上経過が１２％、同３０年以上５０年未満が４６％となっており、着実な対策が課題となっている。特に、市町村では老朽化対策についての人員面、技術面、財政面で課題があり、引き続きトータルコストの縮減と平準化の両立が急務である。より効果的・効率的なメンテナンス手法を確立し、確実な修繕・更新の実施に向け、産学官の多様な主体によるオープンイノベーションの手法等の活用、メンテナンス産業の生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築を通じたメンテナンス産業の育成・拡大などが必要である。

＜個別要望項目＞
①空き家・空き地対策の推進、既存ストックの活用促進

◆総合的な空き家対策（計画的解体・撤去等）の更なる推進
・区市町村を対象とした空き家対策計画作成等に関する支援や助言
・民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進
・専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援
◆東京における所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
◆消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備、運用
（資産価値の適切な評価、現況検査、瑕疵保険等）
◆建替、リノベーションの促進、官民連携による集約化の推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、
新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）（再掲）

都市、地方にかかわらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き地、空き家等への対策は重要である。空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行以降、主に、地方公共団体が中心的な役割を担い、総合的な空き家対策を推進しているところであるが、東京都における空き家率は２０１３年時点の１１．１%から２０１８年時点には１０．６%と若干の改善が見られるものの、まだ対策が十分であるとは言えない。

また、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が課題であり、低未利用地の集約、活性化に向けた対策が進められているところである。都市の集約・再編をしやすい環境整備に向け、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点も踏まえた施策の着実な実施が重要である。

加えて、空き家の発生を抑制していく上で、良質な既存住宅市場の形成により、流通を促進していく観点も重要である。そのためには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。東京都は既存住宅流通や住宅リフォーム市場の活性化のため、ガイドブックによる普及促進や消費者向け相談窓口の開設を進めてきたが、建物状況調査、既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用等の認知度を高めるための普及啓発や、住宅リフォームに関する相談体制を充実させていくことが求められる。

<u>②老朽マンション、団地、ニュータウンの再生・耐震化、ならびに解体撤去の促進</u>

◆老朽マンション等の再生・耐震化、ならびに解体撤去の促進
・マンション建替等の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和への働きかけ
・既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり
・借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、
権利者相互の合意形成等の促進への働きかけ
・耐震化や再生が難しいストックの適切な解体撤去の促進
◆老朽化した団地の更新に合わせた計画的な保育施設や高齢者支援施設の整備推進
◆老人ホームの容積率緩和拡大等、制度面からの後押し

東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積しているが、旧耐震基準で建築されたものが未だ残っており、今後、更新期を迎えるマンションの増加も見込まれる。除却の必要性に係る認定対象について、昨年６月の改正マンション建替え円滑化法の成立により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底し円滑な建替えや改修が困難なマンションへの対策を進めていくことが重要である。加えて、引き続きマンションの耐震化、再生、ならびにストックの適切な解体撤去をしていくことが必要である。

さらに、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生において、保育施設や高齢者支援施設の計画的な設置といった視点も含めて検討していくことが重要である。

<u>③木密地域等密集市街地の早期改善</u>

◆助成、周知等を通じた木密地域の不燃化推進
（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）
◆東京都及び各区の執行体制、両者の連携の更なる強化の支援

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の約１１%、居住人口の約２０%を占めている。木密地域においては、地震や火災等の発生時、甚大な被害が想定されているが、居住者の高齢化や狭小な敷地、複雑な権利関係を背景に、整備・改善が進みにくい状況となっている。

内閣府による首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、火災による焼失棟数は４１万２千棟、死者数は最大１万６千人に達するとしていることから、木密地域対策は大規模地震への備えにおいて最重要課題である。国土交通省と東京都は、昨年３月、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議において密集市街地の不燃化に向けた取り組み方策を示したが、これらの方策を通じ、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを一層促進されたい。木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価など、種々

の政策を強力に進めることが必要である。あわせて延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園や火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例えば、墨田区の白鬚東アパート等）の整備推進など、一連の取組を強力に講じられたい。なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取組を展開していくためには、各区との緊密な連携が不可欠である。

④無電柱化の推進

◆容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び低コスト化の推進、財政的措置拡充
◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保においても重要である。東京都は今年２月、これまでの取組みを一層推進する「無電柱化加速化戦略」を策定したところであるが、多額の費用を要すること等がネックとなり、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して未だ低い状況にある。従って、低コスト化の徹底や、都民への周知啓発、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充が必要である。民間発案による無電柱化の取組の横展開、後押し等も重要である。

⑤避難所、建物、インフラの感染症対策強化への支援

◆新型コロナウイルス感染症の拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援
◆感染リスクを低減するための換気設備等の導入支援
◆建物、インフラの混雑緩和・衛生管理に関する支援の拡充

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、地震や水害が発生した場合、避難所で集団感染が起きないよう、密閉、密集、密接の三密対策等を進めることが重要である。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、親戚や友人の家等への避難検討の呼びかけ、十分な換気、スペースの確保、発熱・咳等の症状が出た者のための医療スペースの設置といった衛生管理・医療支援の体制確保に留意する等運営方法の見直しが必要である。今年もすでに出水期を迎えており、政府が作成・公表している「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」に基づき、スピーディに対応するとともに、現場の意見や新たな知見を踏まえ、今後とも継続的にガイドラインの見直しを行うよう国に働きかけていくことが求められる。また、外出や営業の自粛要請が実施されている中では、可能な限り多くの避難所を確保するために、ホテル・旅館の活用等を検討することが重要である。東京都には、ホテル・旅館等との間の連携や情報共有等を強化されたい。

⑥災害に備えたインフラ整備の着実な推進、災害等ハザードエリアにおける新規立地抑制、
高台まちづくり等の推進

◆スーパー堤防、調節池の整備、河川、海岸保全施設・港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
◆東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
◆羽田空港の耐震化・液状化対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、
助成制度等の後押し

昨年８月に当所が実施した都市のあり方アンケートでは、Ａｆｔｅｒコロナで求められる施策として、「感染症や災害リスクに対する安全・安心の強化」が７６％と最も多かった。

首都圏での大規模広域水害や首都直下地震等、これまでの常識を超えた災害の発生に備え、防災インフラの整備を着実に行うことが重要である。加えて、東京港や羽田空港等の重要インフラ施設は、災害時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難に重要な役割を担っている。これらの施設において、耐震化・液状化・高潮等の対策を行うとともに、災害時にも確実にアクセスできるよう、周辺の整備も進めていくことが必要である。

また、昨年６月、都市計画法等が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策が講じられた。東京都におかれては、区市町村はもとより都民・企業等関係先に対し、本施策の周知を徹底されるとともに、住居等の移転促進のための税制上の特例措置や道路、橋、鉄道の安全なルートへの変更を後押しする支援策の新設・拡充を国に働きかけていくことが重要である。一方、地域の中には、災害リスクはあっても既存の住宅や施設の移転は適当でない重要な市街地等がある。そうした市街地等では、浸水区域を経由せずに高台などへの安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等が有効であることから、国と東京都の連携により、高層階に避難し易くする改修への支援等を含め、着実に推進することが重要である。

⑦民間による防災・減災対策の促進

◆緊急輸送道路沿道建築物や商業施設・病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化促進
◆地下街、地下駅の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援
◆一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備、無電柱化の整備に向けた、民間事業者に対する
インセンティブ拡充

災害への備えには、行政による公助だけでなく、自助・共助の取組みが不可欠であることから、民間による防

災・減災対策を後押しすることが重要である。
東京都における特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は８６．７％（２０２０年１２月時点）であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると４９．３％にとどまっている。建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。
また、東京及び首都圏に数多く整備されている地下街、地下駅は、多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり、管理者が民間であっても公共性を有する。地下空間の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援を着実に実施することが必要である。
加えて、東京都は都市開発諸制度を適用する大規模建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備、無電柱化の整備を推進し、建築物はもとより、その所在する地域の自立性の確保を図っているが、民間事業者に対するインセンティブを拡充し、民間による優良な再開発プロジェクトの誘導・促進を通じて、高度な防災都市を実現させることが重要である。

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

重点要望 ①首都圏三環状道路(外環道、圏央道)、並びに都心と臨海部を結ぶ幹線道路（環状２号線等）の整備

◆外環道：安全かつ着実な工事と速やかな用地取得による早期開通、東名高速以南の早期具体化・事業化
◆圏央道：早期の全線開通及び４車線化の加速化
◆環状２号線本線のトンネル整備の迅速かつ着実な推進

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、迂回機能（リダンダンシー）を発揮するなど、災害時に重要な役割を担う。
既に概成した圏央道や外環道の開通区間では、渋滞緩和効果や沿道の企業立地増加及び資産価値上昇等、様々な経済効果が確実に表れており、引き続き安全かつ着実に整備していくことが重要である。なお、圏央道の一部の区間では未開通または暫定２車線として残っており、早期の全線開通及び４車線化が必要である。
都心と臨海部を結ぶ環状２号線は、東京２０２０大会を契機とした臨海部の発展に不可欠な道路であることから、２０２２年度を目標としている本線開通を迅速かつ着実に推進すべきである。

重点要望 ②都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上
（羽田空港アクセス線、新空港線）
◆地方公共団体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
（東京８号線［豊洲～住吉］、東京１２号線[光が丘～大泉学園町]）
◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組推進

世界の都市総合力ランキング（森記念財団都市戦略研究所）では、東京は「空港アクセス時間の短さ」が課題として挙げられている。羽田空港アクセス線や新空港線といった首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上が必要である。また、地方公共団体や事業者から要望が強い東京８号線（豊洲～住吉）、東京１２号線（光が丘～大泉学園町）等については、国、東京都、関係機関が連携し、整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。あわせて、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。

重点要望 ③コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化

◆新型コロナウイルス感染症対策や、移動手段、船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備
◆大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備
（東京港：中央防波堤外側コンテナターミナル整備）
◆港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進
◆大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支える重要な拠点であるが、昨今シンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭しており、京浜港の国際的な地位の回復が急務である。東京港中央防波堤外側地区の国際海上コンテナターミナル整備事業などを確実に推進するとともに、港湾と各地域をつなぐ道路ネットワークの充実・強化を併せて進めることが必要である。また、東京国際クルーズターミナルをはじめ客船ふ頭では、一度に多数の乗客が訪れることから、感染症対策に万全を期すとともに、ターミナルと都市部をつなぐ交通経路や、船内で発生する廃棄物の処理など、旅行者にも事業者にも安全・安心で使いやすい環境整備が必要である。

重点要望 ④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進

◆首都圏空港の処理能力強化

（羽田空港第５滑走路検討など更なる取組みの推進、成田空港の処理能力強化、羽田新経路の着実な遂行等）
◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
◆横田空域の早期全面返還による首都圏の空域再編成、一体的な管制業務
◆首都圏空港におけるビジネスジェット受け入れおよび駐機場の拡大、都心への交通アクセスの強化

海外の空港では機能強化が進められており、首都圏空港においても国際交通ネットワークと交通利便性を世界の主要都市に劣後しないよう強化することが必要である。

羽田空港の飛行ルートの見直しや成田空港における夜間空港飛行制限の緩和など首都圏空港の機能強化が実施されたところだが、年間発着回数約１００万回の実現に向け、羽田空港第５滑走路の増設に向けた検討の深化・具体化など首都圏空港の機能強化に向けた取組の更なる推進が重要である。

他方、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。また、在日米軍が管理する横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

＜個別要望項目＞

①首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化

◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
◆踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
◆観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
◆東京都の優先整備路線の計画的な取組・着実な整備
◆スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）
◆高速道路料金見直しにおける、事業者の実態に合わせた柔軟な実施方法の検討
◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充
◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は、早急に対策が進められるべきである。高速道路等のピンポイント対策や踏切における連続立体交差事業等の実施、観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立が重要である。また、大災害時における通行機能強化の観点からも、重要物流道路の指定と合わせた、体系的な道路ネットワークの構築が必要である。

また、現在国において検討が進められている、混雑緩和を目的とした高速道路料金の見直し（値上げ）にあたっては、新型コロナ感染拡大により甚大な影響を被っている事業者の状況を鑑み、業務用車両は除外する等、柔軟な方法の検討が必要である。また、将来的に混雑状況に応じて変動する機動的な料金が導入される場合には、事業者が適切に費用を回収できるような対策を講じることが重要である。また、高速道路利用者の予見性が減じて利用を躊躇させる恐れがあることにも留意が必要である。

加えて、スマートインターチェンジの整備や、主要観光スポットをめぐる企画料金の設定などとも合わせた「賢い料金」は、既存の高速道路の利便性向上や地域活性化に有用であり、促進していくべきである。とりわけ、より多くの事業者が発意できる環境を整備・周知することで、工業団地や物流施設等と直結したスマートインターチェンジの設置促進に向けた取組が望まれる。

②物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備

◆自動運転・隊列走行等の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進(新東名高速他)、共同輸配送（中継輸送、モーダルシフト）の強化、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
◆ドローンの利用、宅配便再配達の削減（宅配ボックス等）等による生産性の向上
◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保、渋滞対策の推進
◆重要物流道路制度による道路の機能強化とその機能の民間への周知
◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、トラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が依然として発生している。また、中心市街地等における荷さばきスペース・駐車場の確保、大災害時にも維持可能なサプライチェーン、被災地への支援物資供給等、様々な課題が存在している。そのため、国において進められている物流生産性革命による生産性の向上や、重要物流道路制度による道路の機能強化など、種々の施策が確実に推進されることが望まれる。

とりわけ、首都圏においては、圏央道沿道や東京港、羽田空港周辺などの物流拠点と都区部中心との物流が平常時、災害時のいずれも円滑に機能することが極めて重要である。

③シームレスな移動環境の充実（ＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ）

◆コロナ禍による社会変化を踏まえたＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ

◆新たな情報技術を活用した道路交通に関する情報インフラの高精度化
◆交通関連データ活用のためのスキームの検討

コロナ禍により、多様化する働き方・ライフスタイルに対応する利便性の高い交通サービスの実現や、混雑の緩和、サービスの効率化が求められている。

これらの課題解決のためには、特定の交通機関に縛られず、公共交通機関や多様な交通サービスを組み合わせ、シームレスに一括で予約と決済が可能な「ＭａａＳ」（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）の推進が必要である。現在、国や自治体、公共交通事業者等が連携し実施している各地域での実証実験を加速させると共に、一刻も早い社会実装に向け、官民一体となって課題の把握や必要な法改正等、解決のスピードアップを図ることが重要である。また、ラストワンマイルの移動手段としての電動キックボードの利用について、本年４月から渋谷区、新宿区等で実証実験が開始された。新たな交通サービスとして社会実装されるか、この実証実験を注視したい。

また、道路交通のトラフィックの円滑化については、多くの運送車両や自家用車、信号制御などがＶＩＣＳと共通の情報を基盤に動いているが、情報の更新が他の地図情報提供サービス等に比べて遅く、渋滞解消に時間がかかるとの声もある。今後の道路交通に関する情報通信インフラについては、ビッグデータ、ＡＩ等最新技術を活用し、一層精度の高い環境整備を行っていく必要がある。

さらに、ＭａａＳを含むＤＸの一層の推進にあたっては、各事業者が所有するデータはそれ自身当該事業者の重要な資産であり、その活用、連携に際しては、データの正確性、収集、加工、分析への技術的・金銭的な負担とともに、セキュリティ対策も不可欠であり、必要となる設備投資へのインセンティブ等、事業者の積極的な取り組みを後押しする施策が望まれる。

④リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成

◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組
◆スーパー・メガリージョンの形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
◆地方創生と国際競争力を組み合わせたプラットフォーム機能の充実

急速に進むリモートワークなど働き方の見直しやデジタル化を追い風に、二地域居住や地方への移住といった動きが出てきている。リニア中央新幹線の開業により、こうした動きを促進することが期待される。

また、リニア中央新幹線の開業では、東京・名古屋・大阪の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンを形成することが求められている。リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化や、「首都圏広域地方計画」などのプロジェクトを着実に推進し、スーパー・メガリージョンの効果を全国に拡大・波及させることが重要である。

さらに、スーパー・メガリージョンの形成により、東京圏は、各地域の多様な素材（商品）を日本各地へ、あるいは世界へと広めていくプラットフォームとしての機能の充実が求められる。国や東京都においては、東京圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会に関わる企業の育成、支援や、海外メディア、バイヤーの招へい等の後押しをされたい。

⑤インフラのストック効果の見える化・見せる化（施策推進に向けた国民への周知）

◆東京都の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
◆インフラツーリズムの推進

東京都は、社会資本総合整備計画など種々の計画に基づき、インフラ整備を進めている。一方、厳しい財政状況を考慮すると、国土づくりや交通政策には、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠である。

また、インフラ整備には合意形成に時間を要することが多く、迅速かつ着実な整備には、その効果を国民に広く周知することが肝要である。そのため、これまでの東京都の情報発信に加えて、ビッグデータやアンケート等の多様な手法を用いながら、ストック効果を可能な限り数値化し、客観的に把握し公表する「見える化」や、ストック効果をユーザーと共有する「見せる化」に資する取組を推進することが重要である。さらに、インフラは観光資源としても注目されていることから、引き続きインフラツーリズムを推進することが望まれる。

(3)都市の多種多様な魅力･･･密集・混雑を避けた交流・魅力の創出・再生

重点要望 ①民間活力による都市再生の推進（再掲）

②「国際金融都市東京」「東京ベイｅＳＧプロジェクト」の実現に向けた取組み推進

＜国際金融都市東京＞
◆投資先として有力な国内企業の多さや国民の豊富な預貯金等日本の強みの発信
◆海外の資産運用事業者の参入規制・手続きの緩和
◆高度人材の受入れ促進に向けた環境整備（在留資格取得、教育、医療等）
＜東京ベイｅＳＧプロジェクト＞
◆国や関係機関、民間との連携により実効性の高い取組を

わが国は、投資先として有力な国内企業の多さ、１，９００兆円を超える個人金融資産等の強みを活かし、首都東京を世界・アジアの金融ハブとして、国際金融センター機能を強化することが重要である。海外の資産運用事業者等の参入規制・手続きの緩和や、金融の高度人材の受入れを促進するためのサポートスタッフを含めた在留資格取得の円滑化を進めるほか、教育、医療等の環境整備を図る必要がある。他方、金融法令の英文化を進めるなど、言語の壁により滞る許認可、検査・監督の円滑化も必要であり、東京都から国へ働きかけを願いたい。

また、東京都は本年３月、感染症の脅威と気候変動による影響の２つの危機を乗り越えた先にある未来の東京の都市の姿を構想し、その実現に向けて、具体的な社会の構造改革を速やかに実装する必要があるとして、ベイエリアを舞台とする「東京ベイｅＳＧプロジェクト」を公表した。最先端技術を活用し、東京の安全・安心を高め、コロナ禍でダメージを受けた経済の持続可能な回復「サステナブル・リカバリー」にも繋がるようなまちづくりを進めていく。５０年・１００年先の未来の東京を見据えた大胆なプロジェクトとして国や関係機関、民間との連携のもと実効性の高い取組が期待される。

③楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用

◆「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度等の利活用促進に向けた連携の推進
◆民間が行うエリアマネジメントの取組みを推進するための環境整備
◆地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）の利活用の推進

コロナ禍における日常生活の閉塞感の解消のため、市民が憩うことができる、道路空間・公園・公開空地の整備・利活用等が以前に増して望まれるようになった。公共空間の整備・利用促進により地域の利便性や快適性の向上を図るとともに、市民が安らぐことのできる美しい都市空間の形成を図ることは、都市の魅力向上のため欠かすことができない。

飲食店等のテイクアウト、テラス営業のための路上利用に関する道路占用許可基準の緩和については、２０２１年９月３０日まで時限的措置の期限が延長されたことに加え、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」が新たに施行されるなど、施策の拡充が進んでいる。また、新しい水辺の活用の可能性を切り開くための官民一体の協働プロジェクト「ミズベリング・プロジェクト」の取組みにより川と河川敷と公園が三位一体となった市民の憩いの場が作られるなど整備が進んでいる。さらに、多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けたウォーカブル推進税制による特例措置を含む各種の支援が行われ、さらに都市公園については、公園施設を一体的に整備する「Ｐａｒｋ－ＰＦＩ」の手法により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設を設置する取組みが進められている。このうちウォーカブル推進税制については、今年度で適用期限を迎えることから、当該税制の期間延長の検討を進めるよう働きかけをお願いしたい。東京都におかれては、こうした官民連携による公共空間の利活用に今後とも積極的に取り組むと共に、利活用の促進のため関係先との円滑なコミュニケーションを図っていただきたい。

加えて、ウォーターフロントについては、憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点からも観光資源、そして経済活動の拠点としてのポテンシャルは高い。これまで優先順位で劣後していた都市景観の課題への取組みを含め、空間・景観・環境価値の高い都市の創造に向けて取組みの強化が必要である。

他方、コミュニティの維持や地域の魅力向上を図るためには、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行うエリアマネジメントの取組を推進する環境整備も重要である。エリアマネジメント団体の財源不足が指摘される中、ＰＰＰ／ＰＦＩ、クラウドファンディング、地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用促進とともに、公共空間を利用した収益をまちの魅力向上に役立てる仕組みの整備、まちづくりへの挑戦を促す補助制度の創設など、引き続き財源の安定的な確保を図るための検討が重要である。さらに、都市の魅力を一層向上させるために、それぞれのエリアを相互にネットワークさせるエリアマネジメント団体の活動のための環境整備について検討願いたい。

2.ニューノーマルに対応したデジタル・トランスフォーメーションの推進

◆5G通信環境の整備と、それを活用した官民の新たなサービス、新用途に関する好事例の展開
（例：５Ｇを活用した自動運転技術の実用化や交通渋滞の回避・解消、
遠隔・非接触・非対面の取組・サービスの拡大等）
◆中小企業のテレワーク導入・定着に向けた支援の継続ならびにテレワークを後押しするサテライトオフィス設置・活用支援、サイバーセキュリティへの支援
◆行政のデジタルシフト、重要インフラを含めた行政のサイバーセキュリティの一層の推進
◆新技術の迅速な社会実装

高速大容量の次世代通信規格「５Ｇ」のサービスが昨年３月から始まった。５Ｇは高速性のほか、低い遅延性や高密度な接続など優れた特徴を持ち、これからの都市に必要な多様な新サービス、新用途を生み出す基盤となることが期待される。特に、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（テレワーク、オンライン会議等働き方の新しいスタイル）や、デジタル技術の活用で事業を変革し新たな市場を切り開くデジタル・トランスフォーメーションを企業に迅速に普及させていく上で、強力なエンジンとなり得る。

東京都では昨年２月に、５Ｇを活用した情報社会「スマート東京」実現の実施戦略を発表した。加えて、今年３月には「未来の東京」戦略、「シン・トセイ」戦略が相次いで示されるとともに、４月にはデジタルサービス局

が設置され、デジタルガバメントの実現に向けた取組みが本格化したところである。国と東京都は積極的に連携し、５Ｇ通信環境の全国への普及や、官民による新たなサービス、新用途の拡大につなげていくとともに、６Ｇを見据えた検討を行うことが重要である。

デジタルガバメントの実現のためにマイナンバーカードの普及が必要であるが、本年２月現在の普及率は、２５．２％（東京都２９．６％）にとどまっており、マイナンバーカードを所持する動機づけが必要である。また、テレワークの普及には、企業数の９９％を占める中小企業の動向が鍵を握っており、中小企業のテレワーク導入・定着に向けた支援が引き続き必要である。もとより、国・地方公共団体と民間の間における各種行政手続きの徹底的な見直しを含めた行政のデジタルシフト、重要インフラを含めた行政のサイバーセキュリティの一層の推進が不可欠である。

さらに、デジタル化を含めた技術革新を次々と生み出していくためには、新たな技術やサービスを人々や地域に円滑に普及させる社会実装を迅速に進めることが必要である。

3. ２０５０年カーボンニュートラル実現へ、あらゆる施策の総動員を

◆再生可能エネルギー・水素エネルギー等、脱炭素・低炭素エネルギーの最大限の活用を
◆住宅・建築物の省エネ対策等の加速、公共交通機関・電気自動車・燃料電池車の利用促進
・住宅・建築物の規模や立地条件に応じたＺＥＢ・ＺＥＨの柔軟な運用
・既存ストック改修の推進に向けた周知啓発、多様な手法の採用
◆グリーン社会、カーボンニュートラルを実現するにあたって生じる追加的コストを明示し
社会で公平に負担する仕組みの構築

政府は、昨年１０月に２０５０年カーボンニュートラルを宣言し、今年４月には、２０３０年に４６％削減という意欲的な目標を打ち出した。東京都においても２０１９年末、２０５０年にＣＯ２排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京戦略」を策定するとともに、本年３月には、２０３０年までのＣＯ２排出量の半減、カーボンハーフの実現に向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「２０３０・カーボンハーフスタイル」を提起した。

昨今の気候変動の加速化を踏まえれば、脱炭素化に向けた取組は急務であるものの、目標達成に向けては都民や企業の理解の下、社会が一体となって具体的な取組みを推進することが不可欠である。そのためには、各目標の根拠やそこに至る道筋を明確に示し、性急でなく段階的に取組みを行っていく必要がある。

事業者の自主的な行動を促進すべく、ＩｏＴ導入に対する補助金などの費用面に関する支援ならびに事例・データの発信など情報面の支援をさらに推進し、また、コロナ収束後の景気回復期においてエネルギーコストの一層の低減が図られるよう、戦略的な施策を着実に実行されたい。

２０５０年カーボンニュートラルを考えるにあたっては、エネルギー政策の基本である「３Ｅ＋Ｓ[1]」をしっかりと踏まえる必要がある。とりわけわが国にとっては「エネルギー安全保障」は第一に考えるべき観点であり、様々なエネルギーをバランス良く活用することが極めて重要である。また、単独で「３Ｅ＋Ｓ」全てを満たせるエネルギー源は存在せず、水素活用・蓄電池開発・ＣＣＵＳ[2]の実用化等が不可欠である。民間投資のみでこれらの開発を行うことは困難であり、政府が国家プロジェクトとして取り組み、国主導の下、官民一体でグリーン・イノベーションの実用化を図るべきである。

また、ＺＥＢ（ｎｅｔ　Ｚｅｒｏ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｂｕｉｌｄｉｎｇ）・ＺＥＨ（ｎｅｔ　Ｚｅｒｏ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｈｏｕｓｅ）においては、太陽光発電等による創エネルギーが不可欠であるが、住宅・建築物の規模や立地条件によっては設備の設置スペース等に制約が生じることから、制度を柔軟に運用することが必要である。

あわせて新築はもとより既存ストックの省エネ化も課題である。改修にあたっては、所有者の理解が不可欠であることから、その重要性を周知啓発するとともに、多様な手法を活用して改修の推進を図られたい。

他方、旅客輸送における輸送量当たりの二酸化炭素の平均的な排出量は、自家用乗用車に対し航空が約７割、バスが約４割、鉄道が約１．５割となっている。また、自家用自動車からの二酸化炭素の排出量は、運輸部門の５割近くを占めている。

政府は自動車の電動化を加速する方針であり、東京都も２０３０年までに都内で販売される新車すべてを電動車に切り替える方針を示している。脱炭素化のために、電動化の推進は今後ますます重要な対策となっていくが、同時に、自家用車利用から、環境にやさしい公共交通利用への転換の一層の促進も必要である。

グリーン社会、カーボンニュートラルを実現するにあたっては、研究開発や機器の更新等の設備投資のほか、オペレーションコストも含め、多額のコストがかかる。政府は、グリーン社会、カーボンニュートラルを実現するための中長期的な社会コストについて、その全体像および国民負担の総額を早期に情報開示し、国民の理解を得たうえで進めるプロセスを早期に確立すべきである。また、企業が、多額なコストを負担しカーボンニュートラルを推進するためのインセンティブを付与するための基準や制度の構築を図られたい。

[1] エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）、安全性（Safety）から成り、日本のエネルギー政策の基本となる概念。

[2] 「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略称。発電所や化学工場などから排出されたCO2を分離・貯留し有効利用する技術を指す。

4.東京２０２０大会レガシーの形成・継承

◆交通機関や公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
◆大会輸送を契機とした都心における人流・物流対策の推進
◆東京２０２０大会後も東京の国際競争力強化に資するレガシーの形成

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、史上初の「延期」となった東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会を、「感染拡大防止と社会経済活動の両立」を実現する具体的な目標として位置付け、官民連携して環境整備していくことが重要である。

東京２０２０大会は、わが国におけるバリアフリー化の一層の推進と、後世へのレガシーとする絶好の機会である。誰もが安全・安心と感じ、暮らしやすい社会であるためには、円滑な移動に必要なホームドア、エレベーター、エスカレーター及び車いすスペースの整備促進など、公共交通機関等のバリアフリー化といったハード面の整備を積極的に進める必要がある。

東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。東京圏の大会関係者等の輸送ルートや地域別の混雑状況が明らかにされ、情報公開されている。大会期間中の輸送量をコントロールする交通需要マネジメントの実効性を高めるには、公開されている情報を企業や市民に知らしめるとともに、広く協力を得ることが肝要である。さらに、交通需要マネジメントは大会のみならず都心における人流・物流機能を改善するための契機となることが期待されており、大会輸送で得た知見を今後の人流・物流対策に活用していくことが必要である。

東京２０２０大会へ海外からの観戦客を迎えることはできなくなったが、Ａｆｔｅｒコロナを見据えて東京へ外国人観光客を受け入れる環境整備は欠かせない。高齢者や障害者、地震を経験したことがない人々等を含め外国人がＡｆｔｅｒコロナには来訪することが期待され、平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置を進め、周辺情報や災害情報の発信を強化する必要がある。加えて、自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供についても、スムーズな案内対応ができるよう、関係機関との更なる連携が期待される。

Ⅲ.国際競争力強化を加速させるインフラ整備のスピードアップを

1.インフラ整備スピードアップの重要性

インフラは、都市の魅力向上（国際競争力向上）、対流創出（対流型首都圏への転換）、生産性向上、防災力強化等に長期に渡り極めて重要な役割を担う。都市間の国際競争に勝ち残るためには、スピード感をもってインフラを整備していくことが重要である。ＧＤＰ世界トップ３の米国、中国と日本の高速道路の整備状況を一例として比較すると、中国・米国は、日本を上回るペースで整備を進めている。近年の中国の国際競争力の向上は顕著だが、米国は中国に対抗するため本年４月に８年間で約２２０兆円規模のインフラ投資計画を発表した。他方、わが国の状況を鑑みれば、北陸新幹線の開業が２０２３年３月から２０２４年３月に延期されることにより、逸失利益の額は、２９７億円と推定される。また、自然災害が頻発・激甚化するわが国では、国土強靭化のための公共事業の早急な実施も求められる。日本のインフラ整備の遅延を見過ごしたままでは日本の国際競争力に多大な影響をもたらすこととなる。

下図のとおり、インフラ整備の期間のうち用地取得にかかる期間に多くの時間が費やされている。荒川放水路の整備に尽力された内務省技師　青山士氏は、「土木事業は、いかに計画が壮大であっても用地が取得できなければ絵に描いた餅と一緒」と語ったが、インフラ整備には公共用地の取得が常に伴う。事業期間の過半に及ぶ用地取得の迅速化を図ることは喫緊の課題である。また、インフラ整備は、継続的かつ網羅的な取組が必要である一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、長期に渡るストック効果の高い施策を優先的に進めることが必要である。

北陸新幹線（金沢－敦賀間）

項　目	当初計画	計画変更
開業	2023 年 3 月	2024 年 3 月
開業延期	－	1 年
開業による経済効果	297億円…①	0億円…②
開業延期による逸失利益 （基準年 2023 年度、割引率 4%で計算）	－	▲297億円 （①－②）

2020 年 2 月日本政策投資銀行の試算する経済波及効果額に基づき東商にて計算

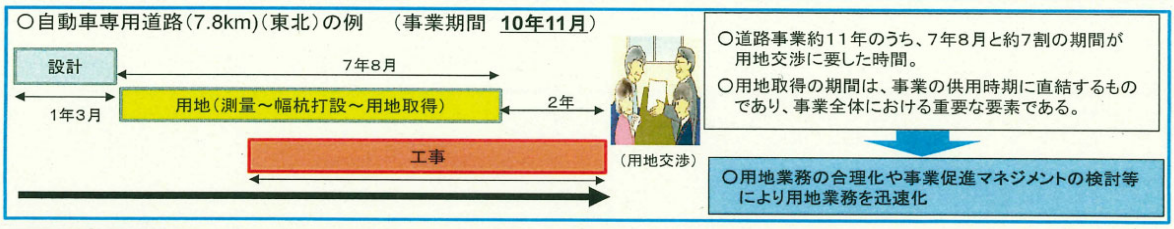

重点要望　2. スピードアップのための円滑な公共用地取得
(1)公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用

◆土地収用への移行を決定・指示できる第三者機関の設置等８０％、５年ルールのより厳格な運用
・用地取得率８０％となった時、または用地幅杭打設終了時から３年を経た時のいずれか早い時期に土地収用に移行すべきという国土交通省の通達（平成１５年３月　２８日付事業認定等に関する適期申請等について等）に準じ厳格に運用すべき
◆都市計画事業認可方式の活用

国土交通省では、平成１５年３月２８日付通達「事業認定等に関する適期申請について」により、事業の完成期限を鑑み、用地取得率が８０％となった時、または用地幅杭打設終了時から３年を経た時のいずれか早い時期に土地収用手続きに移行するための事業認定の申請を行うよう、また、都市計画事業承認を受けた事業においては裁決申請及び明渡し申請を行うよう関係部局に要請した。一方、東京都建設局の事業においては、８０％、５年ルールで運用していると伺っており、区部の道路事業及び河川事業において、用地取得率が８０％超、または事業認可の告示から５年を経過しているものは９２事業である。(都市計画道路事業９０、都市計画河川事業２（Ｒ２．４．１時点)) この中には、土地収用の手続きの裁決申請・明渡し申請に移行していない用地が依然として多く見受けられる。その原因の一つとしては、土地収用に伴い事業者と地権者に軋轢が生じることを避けるためと推察されるが、これによる遅延を解消する方策として、８０％・５年ルールの義務化、または事案毎に土地収用への移行、裁決申請及び明渡し申請の実施を決定・指示することのできる第三者機関の設置が望まれる。義務付けにあたっては、土地収用等案件の増加に対応するため、官民連携の強化、業務執行体制の拡充も必要である。

また、東京都収用委員会では裁決までに要する日数は、平均４３２日（令和元年度）となっている。同委員会では多数の権利者がかかわる事件等を除いた一般的な事件においては１０ケ月程度で事件を処理（裁決等）することを目標に掲げており、目標を達成できるよう引き続き様々な取組を講じられたい。同委員会での過去１０年の取扱い件数を見ると、平成２７年度をピークに漸減傾向にある。起業者による土地収用制度等の積極的な利用が望まれる。

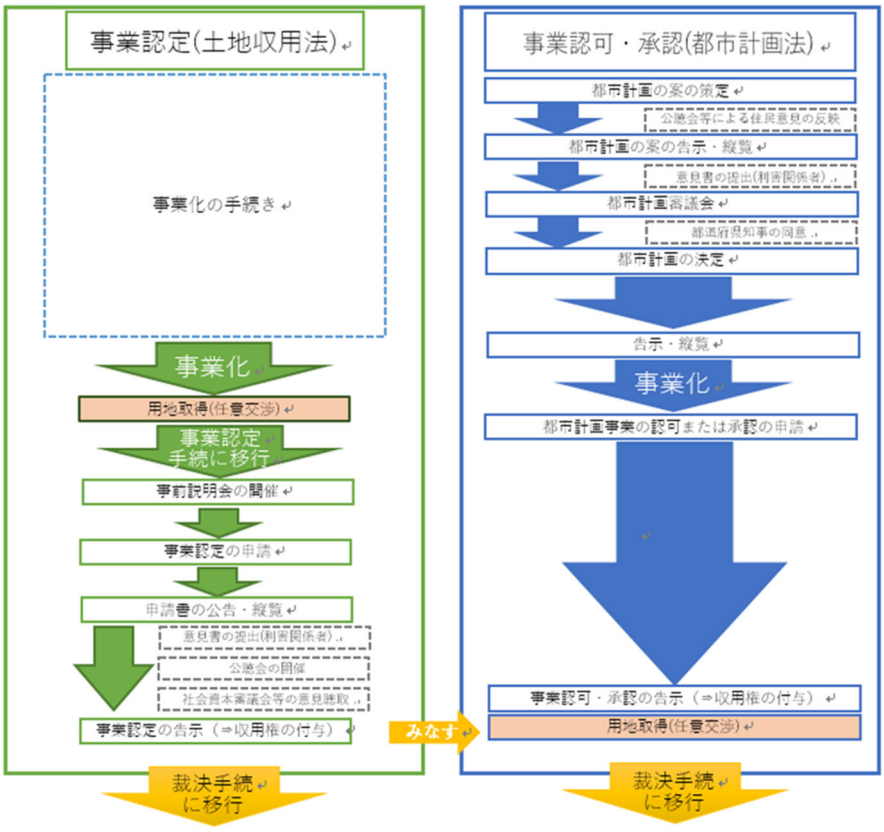

(2)官民連携による用地取得業務の加速

◆用地取得のスピードアップのための積極的な民間活用
◆用地職員の人材育成
◆関東地方整備局・東京都による地方公共団体への支援

インフラ整備の要となる用地取得のスピードアップを図るために官民それぞれの強みを生かし連携することが重要である。現在、行政は、用地の測量、調査、補償金額の算定、行政事務の補助業務や、土地の収用等の裁決申請等、幅広い分野の業務を民間に委託しているが、用地取得のスピードアップのため、これらの業務の委託を引き続き積極的に推進することが必要である。業務の委託に当たっては、用地職員の発注・モニタリングのスキルアップ等を含め、用地職員の人材育成が非常に重要である。

公共用地取得の遅延は、多額の機会損失額を発生させることとなる。当該機会損失額は、出金を伴わないため看過されがちであるが、機会損失相当額の費用を人材育成・拡充のために費やすことにより、用地取得のスピードアップを図るという発想も必要である。

また、国および東京都に比べ、地方公共団体の特に、中小の市町村においては、公共用地取得の執行体制において経験者がほとんどいない団体も見受けられることから、インフラ整備の実施に支障をきたすのではないかという懸念の声も聞かれる。東日本大震災後の復興のために、関係省庁（復興庁（本庁・復興局）、法務局、地方整備局）からなる「用地加速化支援隊」が創設され、関係機関と連携して、個別事案に応じたきめ細かな支援が実施されたが、これを好事例として、国・東京都など一定の執行体制がある行政機関が、体制の脆弱な市町村の人材育成を含め支援を行うことが必要である。

(3)用地取得における不公平感の解消

◆道路拡幅により立ち退く者と、新たに道路に接する者の不公平感の解消
（用地補償の不公平感解消のため、新たな損失補償制度の検討・創設を）
◆道路整備と一体的に進める沿道まちづくりの積極的な活用
◆補償金受領による介護保険料等増額の是正
◆全国一律５０００万円控除の不公平感の解消のための地価を勘案した控除額の設定

道路拡幅により新たに道路に接する者は、資産価値の上昇の恩恵を受けることができる。一方で、現在の用地補償制度による補償額は、道路拡幅前の現況によるとの定めから、「道路拡幅により立ち退く者は、資産価値の上昇の恩恵を受けられず不公平」という声があり、事業進捗の妨げとなっている。

現在の補償制度は、昭和３７年に閣議決定された「損失補償基準要綱」によるものである。補償額算定の時期（第３条）、土地の補償額算定の基本原則（第７条）により土地などの取得等に係る補償額は、契約締結時の価格で算定し、その後の価格変動による差額の追加払いはせず、近傍類地の土地取引価格を基準とした正常な取引価格とされているため、資産価値の上昇について一切考慮されないこととなっている。他方、区画整理事業の換地では、資産価値の上昇を加味して土地評価額を算定している。円滑な土地取得を進めるため、インフラ整備による当該地区の資産価値の上昇分を立ち退く者に還元することのできる新しい用地補償制度が創設されるよう東京都から国へ働きかけを願いたい。

また、東京都が実施している道路整備と一体的に進める沿道まちづくり（沿道一体整備事業）では、その効果として道路に面する土地所有者は、後背地の所有者と一体となって再開発された地区に住み続けることができるなど、道路拡幅後のメリットを享受することができる。木密地域の解消、不燃化の促進等に向けた優れた事業手法である。建物の密集する都区部では、当該事業の積極的な活用ができるよう、執行体制の拡充を検討されたい。その際、事業のできる限り早い段階から民間企業の力を活用していくことが有効と考える。

《事業のイメージ》

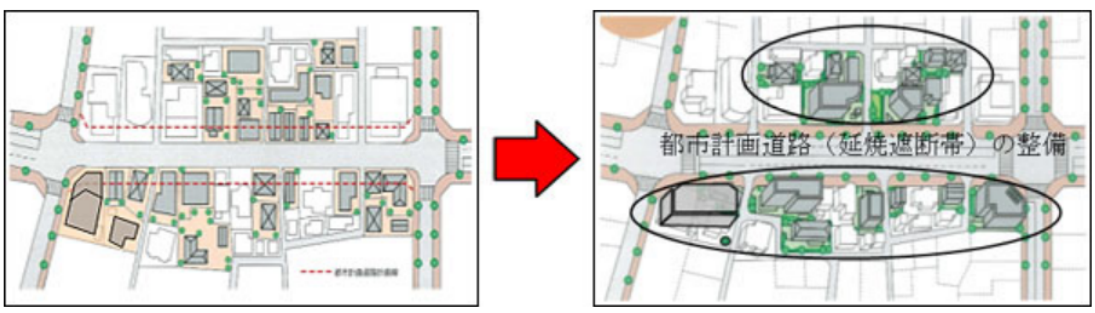

さらに、介護保険料計算の指標である住民税課税・非課税要件についても、不公平感が指摘されている。用地を売却し、補償金を受け取ることで、住民税非課税の所得上限額（概ね４３万円程度）を超えると、食費・居住費の補足給付の負担増加、介護保険料の上昇など、住民税の均等割りの負担に比べても著しく重い負担が強いら

れることになっており、用地取得にあたっての支障となっている。
介護保険料（補足給付に対する負担を含む）において負担の指標となっている住民税（均等割）の課税・非課税の区分について、公共事業に協力する地権者の負担増とならないよう合計所得金額の計算において、公共用地取得に係る５，０００万円控除の補正措置を講じられるよう東京都から国に政策要望をしていただきたい。

【本人負担額の増加の例】
前提：特別養護老人ホームに入所している単身の第１号被保険者、６６歳
（妻が施設入所、夫が江戸川区内の自宅で居住）
老齢年金収入収１５５万円、補償金１，５００万円で土地売買契約締結

項目	契約前	契約後	負担増
住民税	0	5,000	5,000
介護保険料	19,440	77,760	58,320
施設介護ｻｰﾋﾞｽ等の自己負担額	180,000	446,400	266,400
食費	142,350	503,700	361,350
居住費	153,300	419,750	266,450
合　計	**495,090**	**1,452,610**	**957,520**

（笠井社会保険労務士事務所による試算）

加えて、公共用地売却による所得に係る５，０００万円控除については全国一律であり、地価が高い地域では、控除額が十分でない場合がある。公示地価、路線価等を勘案した各地域の地価に応じた控除額の設定について東京都から国へ政策要望をしていただきたい。

(4)所有者不明土地問題対策の実効性を上げる取組を

◆所有者不明土地の発生予防と利用円滑化を推進する民事基本法制改正の丁寧な周知啓発
◆相続登記の申請の義務化、土地所有権を国庫に帰属させる制度創設
（一定の要件の下で土地所有権を放棄できる制度）、共有関係にある所有者不明土地の利用・処分を円滑に推進する制度（民法の共有制度の見直し）等における実効性を高める柔軟な制度設計
◆登記と住民基本台帳ネットワーク等の連携による登記情報の最新化
◆各行政機関、さらに民間も情報を活用できるようシンプルかつ効率的なシステムが必要

所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化を踏まえ、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的な民事基本法制の見直しを行う関連法の改正が２０２１年４月に成立した。東商が以前より要望していた施策であり、国民・企業等への丁寧な周知啓発、実効性を高める柔軟な制度設計が重要である。
所有者不明土地の発生予防の観点からは不動産登記法の改正として、これまで任意とされていた相続登記や住所変更登記の申請を義務化しつつ、それらの手続の簡素化・合理化策を盛り込んでいる。国土交通省の「平成２９年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」結果では、不動産登記簿のみでは所有者の所在不明な土地の割合は約２２．２％であり、その要因として「相続による所有権移転の未登記」が約６５．５％、「住所変更の未登記」は約３３．６％、「売買・交換等による所有権移転の未登記」は約１．０％であった。この結果を踏まえれば、所有者不明土地の発生を予防するために、国民の理解の下、一定期間内に相続登記を義務づける制度の創設は必要であり、東京都から国へ制度創設の働きかけを願いたい。相続登記の申請を促進し実効性を高める取組として、一定期間内に相続登記を行った者に対する登録免許税・手続き費用の減免措置等インセンティブ付与や、相続登記申請義務を簡易に履行することが可能となる相続人申告登記（仮称）の創設（持分は登記されない報告的な登記）も重要である。
また、将来に渡る人口減少から、土地の需要縮小・価格下落が進行し、土地所有者の土地への関心が失われ、適切に管理されない土地が増加することが懸念される。これに対応するため、政府は新法（相続土地国庫帰属法）を制定し、相続によって土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設することとした。もっとも、こうした制度を無限定に創設すれば、所有者が土地を適切に管理しなくなるモラルハザードの発生や、土地所有に伴う義務・責任や管理コストの国への転嫁、すなわち最終的には多大な国民負担となる恐れがある。そのため、政府は、土地所有者が土地の管理に係る費用を一部負担すること等一定の要件を満たす場合に限定しているが、新制度の執行に当たっては、これらの要件が制度利用を過度に躊躇させていないか注視し、必要に応じて見直しを検討していくことも重要である。
加えて、政府は不動産登記所の登記官が個人情報保護の観点に留意しつつ、住民基本台帳ネットワークや商業・法人登記のシステムから所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所の変更の情報を取得し、これを不動産登記

に反映させるなど、不動産登記と住民基本台帳ネットワーク等の連携による登記情報の最新化を図ることとしている。こうした取組は必要であり、実施に当たっては、円滑な不動産の取引、利用の観点から、各行政機関、さらに民間も情報を活用できるようシンプルかつ効率的なシステムとすることが重要である。

他方、所有者不明土地の利用の円滑化を図る観点からは、共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備や、所有者不明土地管理制度の創設等に向けて民法等が改正された。民法では、共有物の変更または処分には共有者全員の同意を求めているが、その同意を取得する方法については特に定めを置いていない。そのため、所在不明な共有者に賛否を問うことができない場合や催告をしても共有者が賛否を明らかにしない場合でも、共有物の利用が阻害されないよう、変更・処分や管理行為をすることができる新たな仕組みを設けることが必要である。政府は、裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度の創設や、裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みの創設を提示している。一方、インフラ整備のための公共用地取得では、共有地について多数の共有者が存在する場合、全員と売買契約を締結するまでは分筆登記ができないことから、結果的に契約時期が大幅に後ろ倒しになってしまう等の課題が指摘されている。そのため、現行民法では共有者全員の同意を要する類型の行為（変更・処分）でも、例えば公共事業の場合には、持分の過半数の同意で分筆登記できるようにする等更なる検討が必要であり、東京都から国へ検討を促されたい。

(5) 土地所有に関する基本制度見直しの着実な執行

◆土地所有者等に対する土地の適正な利用、管理に関する責務（登記等権利関係の明確化、境界の明確化）についての周知啓発
◆地籍調査の早期の進捗率向上（第７次国土調査事業十箇年計画（２０２０～２０２９年度）の早期執行）

２０２０年４月に施行された改正土地基本法では、従来からの土地の利用・取引に当たっての責務規定に加え、単に所有されている場合の規律も規定された。人口減少社会の進展に伴い、土地の価格や利用意向が低下する中で、土地が適切に管理され、利用されるために、所有者が負うべき責務について明確にした。正に土地政策の再構築であり、国民、企業等に対する周知啓発等着実に執行することが重要である。

また、所有者の判明とともに、地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことも、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は２０２０年３月時点の全国の面積ベースで約５２％である一方、東京都の進捗率は約２３％と低くなっている。政府は２０２０年５月、効率的な調査手法の導入により、第６次計画における実績事業量約１万㎢と比較して１．５倍の進捗を目指す第７次国土調査事業十箇年計画を決定した。本計画をできる限り前倒し執行し、地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが求められる。

以上

２０２１年度第６号
２０２１年６月１０日
第２２７回議員総会決議

＜提出先＞

東京都副知事、東京都幹部等

＜実現状況＞

【関連予算の確保・拡充】

・中小企業・地域産業等の支援　［４，３３５　億円（対前年１．０８倍)］
・ゼロエミッション東京の実現　［９７１　億円（同２．９０倍)］
・国際競争力を備えた魅力的な拠点の形成　［２１４　億円（同１．４５倍)］
・交通ネットワークの形成　［３，１７２　億円（同１．０６倍)］
・港湾・物流機能の強化　［２６８　億円（同１．１６倍)］
・社会の隅々までデジタル化を浸透　［２，３３４　億円（同１．３４倍)］
・水と緑あふれる都市環境の形成　［５３０　億円（同１．１１倍)］
・スポーツや文化を楽しめる環境整備［２６４　億円（同１．９８倍)］
・バリアフリー化の推進　［９３　億円（同１．１１倍)］

○国土強靭化の推進

・「流域治水」の本格的展開　［５，２０４　億円（対前年１．０３倍)］
・災害時における人流・物流の確保　［４，６８２　億円（１．０１)］
・南海トラフ巨大地震、首都直下地震　対策等の推進　［１，７３２　億円（同１．０４)］

７．「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見

現在見直しが進められている「エネルギー基本計画」に関し、２０５０年と２０３０年の時間軸に分け、それぞれを見据えたエネルギー政策のあり方について意見を申しあげる。

Ⅰ.　２０５０年カーボンニュートラル実現に向けて

1.　国・国民のコミットメントと官民をあげた革新的イノベーションを

世界的にカーボンニュートラルへ向けた動きが加速する中、昨年１０月菅総理が２０５０年カーボンニュートラルを目指すという方針を示された。極めて困難ではあるが達成しなければならないこの目標の実現に向けては、非連続的なイノベーションを創出していかなければならないが、そのためには国および国民の強いコミットメントが必要である。

昨年末に「２０５０年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、産業政策の観点から、成長が期待される「分野・産業」が示された。洋上風力、蓄電池、水素・アンモニアの利活用、カーボンリサイクルなど、あらゆる分野において、技術開発、社会実装、量産投資によるコスト低減が求められる。政府が国家プロジェクトとして取組むという覚悟をもち、国主導のもと、官民一体となり革新的イノベーションにチャレンジするべきである。

地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストと捉える時代から、国際的にも「成長の機会」と位置付ける時代に突入している。わが国としても、新時代に向けた大きな成長に繋げる「経済と環境の好循環」を目指すことが求められる。中小企業においても、産業構造の変化も見据え、従来のビジネスモデルや経営戦略の見直しなどを図りながら、今まで以上に温暖化対策に取組むことが必要である。

2.　「３Ｅ＋Ｓ」を前提としたエネルギー政策を

エネルギー政策は、今後カーボンニュートラル実現を見据えつつも、「３Ｅ＋Ｓ」(「安定供給」(Ｅｎｅｒｇｙ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ)「経済性」(Ｅｃｏｎｏｍｉｃ　Ｅｆｆｉｃｉｅｎｃｙ)「環境」(Ｅｎｖｉｒｏｎｍｅｎｔ)＋「安全性」(Ｓａｆｅｔｙ))を前提とし、現実的かつ合理的な内容でなければならない。エネルギーは国民生活のベースであり、大規模かつ長期間の投資を伴うことから、政策の方向性を誤ると取り返しがつかないことになる。多様なエネルギー源の長所を活かし短所を克服して最大限活用する視点を基に、内外の状況変化に応じて柔軟に対応できるよう複線的なシナリオを用意することが肝要である。

エネルギーユーザー、特に中小企業にとっては、環境面だけでなく、経済性を考慮したバランスの取れたエネルギー政策が強く求められる。実際、中小企業にとってエネルギーコスト上昇は経営上の圧迫要因となっており、当所が全国の商工会議所会員事業所に対し実施した調査では、約８割の中小企業が「電力料金の上昇は経営に悪影響／懸念がある」と回答している[1]【グラフ１】。電力料金の上昇を自社の販売価格へ転嫁できる中小企業は少なく、電力料金のアップが経営を悪化させている実情を看過してはならない。エネルギー政策を考えるにあたっては、供給サイドの議論のみではなく、需要サイドには膨大な数の一般市民や事業者がいることを念頭におき、「経済と環境の好循環」の視点で議論するべきである。

【グラフ１】

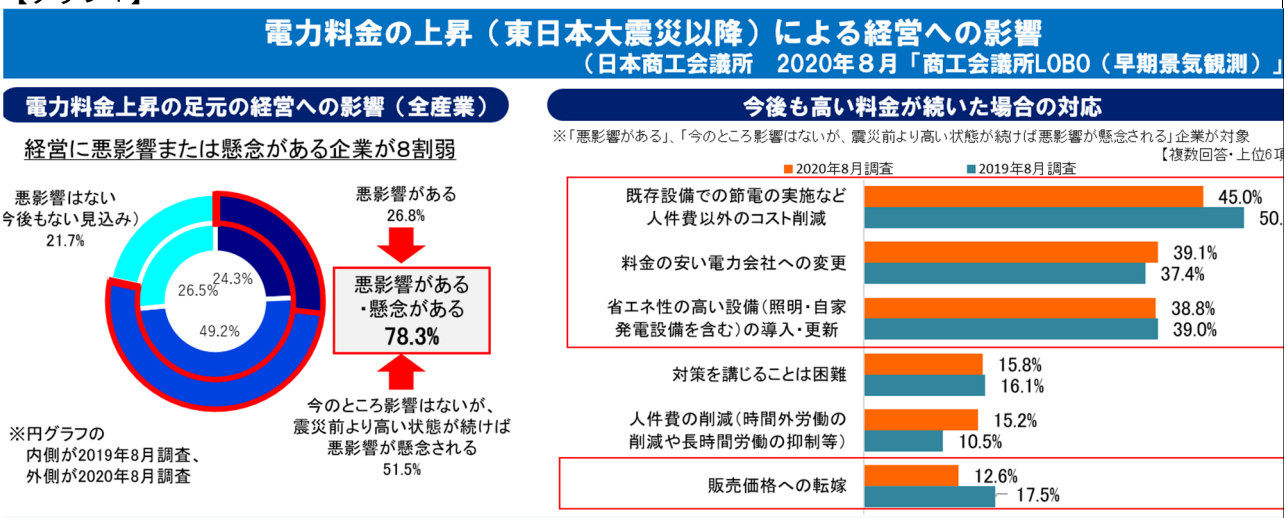

[1] 「商工会議所 LOBO」 ８月調査結果（2020 年８月）
https://cci-lobo.jcci.or.jp/wp-content/uploads/2020/08/LOBO202008.pdf

II．２０５０年に向けた具体的なエネルギー政策について

1. 電力部門

２０５０年カーボンニュートラル実現を図るには、産業・運輸・家庭部門の電化推進が不可欠であり、今後電力需要は３０～５０%増加することが予想されている。そうした電力の需要増加分については、再生可能エネルギー、原子力発電および脱炭素化された火力発電により賄う必要がある。

(1) 再生可能エネルギー

２０５０年カーボンニュートラルを実現するためには、再エネの電源構成比率を引き上げ、その主力電源化を推進することが重要である。わが国における再エネの電源構成比率は２０１９年度１８%（速報値）であるが、２０５０年５０～６０%を目指すという参考値が示されている。今後、再エネの短所を克服し長所を活かすため、様々な課題解決とイノベーションに取組むことが必要である。

① 電力供給の安定性確保

再エネは、ＣＯ２を排出せず、かつ、エネルギー自給率に貢献する電源であるが、自然条件により出力変動するため、需給を一致させる「調整力」が必要となり、蓄電池などによるバックアップ機能がセットで必要になる。その他、送電容量の確保および系統の安定性維持（慣性力の確保）など、安定供給に向け解決すべき課題が山積している。

本年１月にわが国が直面した電力需給逼迫により、多くの国民が電力の安定供給の重要性を再認識することとなった。この緊急事態は、天候不順による太陽光発電の発電量の低下、寒波による電力需要増大、ＬＮＧの在庫不足、原子力発電が十分に稼働していないことなど、複数の要因が重なったことによるものであるが、出力変動を余儀なくされる再エネの特性、調整力の重要性など、再エネ主力電源化を進めるうえでの課題が浮き彫りになった。この点、本年２月に発生した米国テキサス州における大停電、また、２０１６年の豪州南部における大停電など、他国の事例も検証し、学ぶべき点はわが国の　電力供給のレジリエンス確保などエネルギー政策に取り入れていく必要もあると思われる。

② エネルギーコストの抑制

再エネ主力電源化を推進するにあたっては、新技術の開発などによるイノベーション創出とともにコスト抑制も図っていかなければならない。震災以降電力料金がＦＩＴ賦課金と燃料費増大により約２５%上昇しているが[2]、国民負担抑制の観点を前提に進めることを強く求めたい。ＦＩＴ賦課金を含む電力料金の上昇はそのまま国民の負担増となり、先に述べたとおり中小企業の経営にも影響を与えている。電力料金に占めるＦＩＴ賦課金の割合は、制度導入当初は１%程だったものの、現在は家庭用で１１%、産業用・業務用で１５%を占めるに至っている。また、賦課金総額は年間２．４兆円[3]、制度導入以降の累計は１３兆円（資源エネルギー庁ＨＰデータを基に事務局試算）にのぼっている。

今後のコストについて、本年３月の政府試算によると、２０３０年度再エネ比率２２～２４%を想定した場合の買取総額は３．９～４．４兆円と、エネルギーミックス策定時に想定された３．７～４兆円を大きく上回る。また、仮に、すべての既認定（２０１９年度時点）案件が稼働した場合、再エネ比率は２５%、買取総額は４．９兆円となる[4]。こうしたコストは最終的には事業者や国民の負担となる。再エネ主力電源化にあたってはコスト抑制の観点を最大限重視し、再エネの割合には一定の上限を設けるべきである。併せて、再エネ導入拡大に伴うコストについては、技術開発の推進およびＦＩＴ制度見直し等によりその低減を図るとともに、国民に対しそのコストを明確に示し理解を求めたうえで、国民全体でフェアにシェアする方法を検討するべきである。

③ 国内産業の育成

再エネに関わる国内産業の育成についても検討が必要である。かつて日本製が高い世界シェアを誇った太陽光パネルも、現在では太陽光パネルの８０%は輸入品に代替されている[5]。残念ながら、ＦＩＴ制度が太陽光発電関連の産業育成には繋がったとは言い難い。「２０５０年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、洋上風力発電を再　エネ主力電源化に向けた切り札として位置づけ、その国

---

[2] 「日本のエネルギー２０２０」
https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/energy_in_japan2020.pdf

[3] 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第 25 回)資料（2021 年 3 月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/025_01_00.pdf

[4] 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第 25 回)資料（2021 年 3 月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/025_01_00.pdf

[5] 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第 32 回）資料（2020 年 10 月）
h ttps://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/032/pdf/032_004.pdf

内調達比率を２０４０年までに６０％に高めるという目標が掲げられている。もっとも、わが国と欧州などとの間では、台風などの気象条件、および、浅瀬が少ないなどの自然条件が異なることを念頭に置いたうえで、技術開発支援を推進すべきである。また、これまでの太陽光発電導入拡大の政策効果および課題を十分に検証し、今後の洋上風力発電開発に向け、サプライヤーの競争力強化など戦略的な制度設計に繋げるべきである。

なお、洋上風力発電については、漁業などの産業や自然景観との調和など地域との調整が必要である。また、我が国の自然条件では、遠浅の海が少なく、適地の確保が困難であり、今後建設が進むことにより適地不足によるコスト上昇も懸念される点には留意が必要である。

(2)　火力発電

火力発電は、再エネの供給不安定性をカバーするための調整力として、また、自然災害の多いわが国にとって、安定供給・コスト抑制の観点で欠かせない電力供給源である。一方、カーボンニュートラルに向けては脱炭素化が課題であり、火力発電から排出されるＣＯ２を回収するＣＣＵＳやカーボンリサイクルの仕組みの構築、水素・アンモニアの活用による火力燃料自体の脱炭素化など、官民をあげたイノベーションが必要である。ＣＣＳの適地の確保および水素・アンモニアの供給体制の構築等における国のリーダーシップを期待する。

天然ガスについては、化石燃料の中でＣＯ２排出が少ないうえ、水素原料としての活用も期待されるなど、カーボンニュートラルへのトランジションに欠かせない電源である。今後も世界的な需要増が予想されることから、輸送時間、大量の在庫に不向き等の特徴を踏まえたうえで、安定的な調達が求められる。天然ガスの安定供給確保に向け、国際情勢の変化への対応力を高め、海外権益の獲得等を通じ、官民一体による上流開発を進めることが必要である。

また、一次エネルギーの約２５％を占める石炭については、化石燃料の中で、地政学リスクおよび熱量当たり単価が最も低く、国民生活・経済活動を支える重要なエネルギー源である。他方、２０５０年カーボンニュートラルに向けては、ＣＯ２排出が大きいという課題を抱えていることから、脱炭素化技術の導入・拡大を進めるとともに、多様なエネルギーをバランスよく活用する観点で、今後も高効率石炭火力発電は一定程度維持するべきである。

(3)　原子力発電

①　原子力発電の位置づけを明確に

原子力発電は、ＣＯ２排出削減、安価な電力供給、レジリエンス向上への貢献、および、準国産エネルギーの確保という点で、安全性を最優先させた上で、早期に再稼働を進めるべきである。特にレジリエンス面に関しては、東日本大震災が発生した際、太平洋側の発電所が停止する中、日本海側に所在する東京電力柏崎刈羽原子力発電所が稼働していたことで首都圏の計画停電が抑制されたことは、エネルギーの組合せが我々の生活を支えた好例であり、災害の多いわが国において踏まえるべき重要な視点である。

２０５０年カーボンニュートラル実現を確かなものとするためには、原子力発電の位置づけを明確にすべく、第６次エネルギー基本計画では、電源構成目標等を具体的に明記し、２０５０年に繋げるべきである。そして、そのエネルギーミックスの実現には、早期再稼働および設備利用率の向上、さらにはリプレース・新増設が不可欠である。政府が前面に立ち、核燃料サイクル、放射性廃棄物の処理を含め、原発政策を大きく前進させることを強く期待する。併せて、わが国の原発を支える産業および人材の育成についても推進されたい。

②　運転期間見直し・設備利用率向上を

わが国における原発運転期間は原則４０年であり、１回のみ２０年の延長が認められているが、現状では、新増設および運転延長がなければ、２０５０～６０年代には数基ほどしか稼働できない。また、稼働中の原子力発電を審査・検査する際にはすべての原子炉を停止させるため、東日本大震災前においても設備利用率は６０～７０％にとどまっていた。この点、米国では、安全性を満たしていれば運転期間を制限しないうえ、原則運転を停止せずに点検を行っており、その結果、設備利用率は９０％を超えている[6]。わが国で原子力事業を安定的に運営していくためには、安全性を高めつつトラブル防止等を通じて、稼働停止期間を可能な限り短くし、高い設備利用率を実現することが必要である。

③　安全対策の徹底を

先般、核物質防護設備の機能の一部喪失などテロ対策の不備が明らかになったことにより、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が見通せない事態となっている。原発の早期再稼働による電力供給の安定性確保を求めてきた経済界としては、大変遺憾である。柏崎刈羽原子力発電所においては、地元住民

[6] 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会（第 21 回）資料（2021 年 2 月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/pdf/021_03_00.pdf

からの信頼回復および国民理解が得られるよう、今一度管理体制を抜本的に見直し、再発防止に万全を期すことに期待するとともに、政府においても適切な指導を求めたい。また、各電力会社においても、本件を業界全体の問題と捉え、核セキュリティ向上など安全性を最優先した運転および再稼働に向けた安全対策に一層努めていただきたい。

2. 産業・民生・運輸部門

(1) 需要側の省エネ推進

２０５０年カーボンニュートラル実現に向け、技術革新を通じた電源の脱炭素化や水素・メタネーション利活用による熱分野の脱炭素化、さらには植林やＤＡＣＣＳ等の炭素除去の実用化が急務であるが、これらのエネルギー供給サイドの取組みに加え、産業・民生・運輸部門においては、需要サイドとして、省エネ・省ＣＯ２の取組みを最大限推進することが求められる。例えば、製造業において、多量の重油や石炭が活用されている産業用の高温度帯は電化が難しい領域であるが、化石燃料の中で最もＣＯ２排出量が少ない天然ガスへの転換を進めることにより、将来的にカーボンニュートラルメタンの活用など脱炭素化の実現が図られることが期待される。また、需要サイドの一般市民や事業者がより前向きに省エネに取組めるよう、省エネ行動を適切に評価する仕組みが重要である。この点、はからずも、新型コロナウィルスの感染拡大の影響により我々の生活様式は変化しデジタル化や分散化が進展している。国民の行動変容に伴いエネルギーの利用状況がどのように変化したのか、今後のデジタル化や分散化の進展がエネルギー需要にどのような影響を及ぼすのか、自然災害に対するレジリエンス確保にも貢献できるのか等、エネルギー需要サイドの動向を十分分析し、今後のエネルギー政策に反映させていくことが必要である。

(2) 中小企業の取組み支援

① 中小企業にも理解しやすい全体像・道筋の提示を

２０５０年を見据え、中小企業や各地域においてもカーボンニュートラルに向けた取組みが不可欠であり、サプライチェーンを通じたＣＯ２排出削減が求められることも予想される。もっとも、現時点においては多くの中小企業が、カーボンニュートラルが自らのビジネス環境にどのような影響があるのか、どのように対応したらよいのか、十分に理解できていない。政府におかれては、わが国が２０５０年に向けどのような経済社会を目指すのか、ビジネス環境がどう変化していくのか、中小企業にも理解しやすいよう、できるだけ具体的な全体像とそこに至る道筋を早めに示していただくことを期待する。

② 自主的取組みへの支援に期待

そのような中、中小企業においても、ＣＯ２排出削減に向け、経営改善や生産性向上に繋がる省エネをはじめとした取組みは着実に進んでいる。中小企業自身の事業活動における排出抑制の取組みを後押しすることは極めて重要である。この点、当所が各地商工会議所を対象とした調査においては、規制的手法ではなく企業の自主的な取組みを後押しする支援に期待する声が圧倒的に多く、特に設備投資への補助、税制や資金調達上の優遇措置といった支援強化が強く求められている【グラフ２】。政府におかれては、　中小企業の負担が増大するような規制的手法によることなく、インセンティブ手法によるカーボンニュートラル推進を強く期待する。

具体的には、電化設備の普及、設備の高効率化、エネルギー利用の最適化に繋がるエネルギーマネジメントシステム、レジリエンス強化にも貢献する分散型のコージェネレーションや燃料電池、エネルギーの面的な融通やデマンドコントロールなど、中小企業個社における設備導入の支援ならびに地域における省エネ等の取組みに対する一層の支援を講じられたい。併せて、企業向けの各種支援策について、特に中小企業が分かりやすく判別・活用できるような情報の「見える化」および手続の簡素化を強力に推進されたい。

また、日本には既に、企業にとってＣＯ２削減のインセンティブとなり得るＪクレジット制度や非化石価値証書市場などが整備されており、こうした仕組みが中小企業に十分に認知され活用されるよう、一層の推進を図るべきである。

なお、当所としても、「商工会議所環境アクションプラン」[7]および「ＣＯ２チェック　シート」[8]のさらなる推進等を通じ、中小企業の環境経営を強力に支援していく所存である。

【グラフ２】

---

[7] 「商工会議所環境アクションプラン」（2017 年 12 月）
https://www.jcci.or.jp/cat298/2017/1221103000.html

[8] 「CO２チェックシート」
https://eco.jcci.or.jp/checksheet

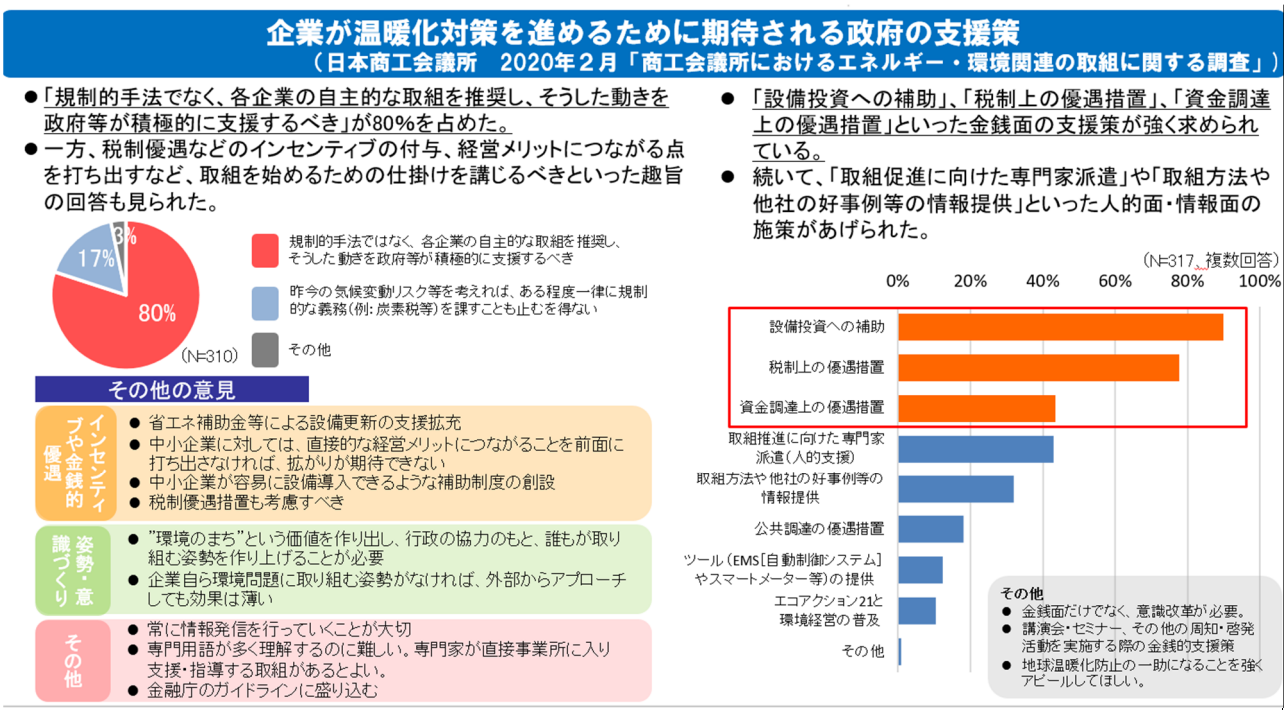

Ⅲ．２０３０年に向けたエネルギー政策とエネルギーミックスの見直し検討について

２０５０年カーボンニュートラルの実現のためには、官民を挙げた革新的なイノベーションへのチャレンジが必要であること、また、「３Ｅ＋Ｓ」を前提に様々なエネルギー源の長所を活かし短所を克服して最大限活用するべきであることを述べた。先月には、２０３０年度の温室効果ガス排出を２０１３年度比４６％削減するという目標が発表されたが、２０３０年に向けては、２０５０年に目指すわが国経済社会の姿を念頭におきつつ、以下の観点を十分に踏まえ、エネルギー政策を推進するべきである。

1. 安定供給と経済効率性の重視を

２０３０年までの期間は、カーボンニュートラルに資する現存技術を確実に社会実装しつつ、イノベーションにもチャレンジしていく時期であることから、「３Ｅ＋Ｓ」のうち、とりわけ安定供給および経済効率性に配慮したエネルギー政策が求められる。

特に、コロナ禍における中小企業を取り巻く厳しい経営環境および国際的に割高な電力料金等に鑑みると、エネルギーコストのさらなる上昇は中小企業の経営を圧迫し、産業競争力の低下に繋がるおそれがある。温暖化対策の推進に伴うコストの上昇を明確に示し、国民に理解を求めるとともに、公平な負担のあり方についても早急な検討が必要である。政府には、民間による取組みを力強く促すインセンティブとなるよう、あらゆる施策を総動員するとともに、野心的目標の実現に相応しく、諸外国に見劣りしない大規模かつ積極的な財政支援を期待する。

また、２０３０年エネルギーミックスについては、時間的制約がある中で検討し対応を進めなければならない。技術革新の裏付けのない希望的観測に基づくエネルギーミックスは「３Ｅ＋Ｓ」の実現を危うくするおそれがある点に留意するべきである。

2. 「したたかさ」と「しなやかさ」で

２０３０年エネルギーミックスの見直しにあたっては、カーボンニュートラルに移行していくトランジションとして、安定供給・コスト抑制も踏まえ、火力・原子力を含めた多様なエネルギーがバランスよく活用される、合理的かつ現実的な計画が提示されることを強く期待する。すなわち、エネルギーミックスについては、「したたかさ」（戦略性）と「しなやかさ」（リダンダンシー、戦略的ゆとり）を備えた見直し内容とされたい。

これまでの「２６％削減」を大きく上回る「４６％削減」という新たな目標を、既存技術をベースとし、わずか９年という短期間で達成することは容易ではない。まずもって、現存の脱・低炭素電源を最大限活用することが不可欠であり、特に原子力発電については、改めてわが国のエネルギー政策における位置づけを明確にするとともに、安全対策を徹底したうえで、早期再稼働、新増設およびリプレースを進めていくことが急務である。

また、温暖化対策を実効的なものにするためには、中国および米国をはじめとする主要排出国による地球規模での努力と協力が不可欠である。この実現に向けた政府の努力に期待したい。

以　上

２０２１年度第７号
２０２１年６月１０日
第２２８回議員総会追認

＜提出先＞資源エネルギー庁長官、経済産業省幹部等

＜実現状況＞

○エネルギーの安定供給・経済性の重要性、再エネ導入拡大と国民負担抑制の両立、イノベーションの創出、および、「安全性を大前提とした原発の再稼働などにより、国民の電気料金負担の抑制に努め、国際的にも競争力のある電気料金を実現することで、産業の国際競争力等の確保に繋げていく」ことなどを明記した第６次「エネルギー基本計画」が閣議決定された。

【関連予算の拡充】

○令和３年度補正予算グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のＣＯ２削減比例型設備導入支援事業
３０億円（新規）

８．コロナ禍における雇用・労働対策に関する緊急要望

Ⅰ．現状認識

【極めて厳しく先が見通せない経済情勢と、予断を許さない雇用情勢】

日本商工会議所が４月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響が続いていると回答した企業の割合は６３．３％で、昨年４月以降この割合は一貫して６割前後で推移しており、影響が長期化している。

また、年明けからの緊急事態宣言の再発出・延長や、まん延防止等重点措置の実施の影響もあり、４月の全産業合計の業況ＤＩはマイナス２５．３、特に、非正規労働者を多く雇用するサービス業ではマイナス３３．５で大幅なマイナスとなるなど、極めて厳しく、先が見通せない経済情勢が続いている。

雇用状況に関しては、３月の完全失業率は２．６％で、コロナ禍以前の昨年１月の２．４％から０．２ポイント悪化しているものの、雇用調整助成金等の効果もあり何とか踏みとどまっている。一方、有効求人倍率は１．１０倍で、昨年１月の１．５１倍から０．４１ポイント低下し、１０都道府県では１倍を下回っており、足下の雇用情勢は予断を許さない状況である。

【中小企業の「雇用の維持」に向けた一層の支援を】

２月のＬＯＢＯ調査では、新型コロナウイルスの影響を踏まえた雇用・採用関連の対応として、「従業員の人員整理を検討・実施」と回答した企業の割合は僅か６．２％にとどまっている。これまで深刻な人手不足に悩まされてきたこともあり、多くの中小企業は雇用調整助成金等の各種支援策を活用しながら、「事業の存続」と「雇用の維持」にギリギリの努力を続けている。

しかし、感染再拡大による影響が長期化し収束が見通せない中で、こうした努力も限界に達することが懸念されることから、政府は、雇用の７割を支える中小企業の「雇用の維持」に向けた支援をより一層講じるべきである。

【ポストコロナを見据えた雇用対策の強化を】

一方、産業構造の変化への対応を念頭に、ポストコロナを見据えた雇用対策を推進していく必要もある。足下では特に、雇用吸収力がある産業や成長分野への「失業なき労働移動」を円滑に進めていくことが重要である。また、働き方に関しても、「新しい日常」に適合した形に変えていく必要があることから、地方を含めた中小企業においてテレワーク等の柔軟な働き方を一層推進していくべきである。

こうした現状認識に基づき、コロナ禍において強化・拡充すべき雇用・労働対策について、下記の事項を緊急要望する。

記

Ⅱ．現状認識

１．雇用調整助成金の特例措置の延長

「雇用調整助成金」は、雇用の維持・安定はもとより、感染拡大収束後の経済の力強い回復に向け、非常に大きな役割を担っている。特に、雇用の７割を占め、地域経済を支える礎である中小企業が円滑に申請・利用することができ、かつ迅速に支給されるようにすることが極めて重要である。

こうした認識のもと、日本・東京商工会議所は昨年５月に策定・公表した「雇用調整助成金の円滑な申請・支

給に関する緊急要望」をはじめ数次にわたる要望を行ってきた。その結果、対象労働者一人一日当たりの上限額の引上げ（８，３７０　円→１５，０００円）や、解雇等を行わず雇用を維持した場合の中小企業の助成率引上げ（１０／１０）に加え、支給の迅速化、申請書類の大幅な簡素化等が実現し、本年３月末日時点の支給決定件数は累計で　２９６　万件、支給決定額は３兆１，５５５億円に達している。

足下の雇用情勢は予断を許さない状況であるが、本年５月・６月における雇用調整助成金の特例措置の取扱いについて、「原則的な措置」では対象労働者一人一日あたり上限額を１５，０００円から１３，５００　円に、解雇等を行っていない場合の助成率を１０／１０から９／１０にそれぞれ縮減することとしており、「地域特例」、「業況特例」では、対象労働者一人一日あたり上限額は１５，０００円、解雇等を行っていない場合の助成率は１０／１０となっている。

今春の緊急事態宣言の三回目の発出・延長や各地へのまん延防止等重点措置の実施もあり、極めて厳しく、先が見通せない経済情勢が続いている中で、全国の中小企業、特に影響が深刻な宿泊・飲食業などの企業から、雇用調整助成金の特例措置の延長を希望する声が未だに多く聞かれている。

厚生労働省は、７月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、「原則的な措置」及び「地域特例」、「業況特例」を縮減する考えを打ち出しているが、上記の状況を踏まえ、「地域特例」、「業況特例」を含む特例措置は当面、現行水準を維持した上で延長すべきである。また、「業況特例」における生産指標要件についても、状況に応じて柔軟に対応していくことが必要である。

２．雇用調整助成金の一般会計による財源負担の実施

雇用調整助成金の特例措置等、コロナ禍の長期化に伴う一連の措置は、事業主のみが負担する共同連帯の制度である雇用保険二事業の範疇を大きく超え、感染症対策としての性格が極めて強くなっていることから、その財源は本来全て一般会計による国費で負担すべきである。

雇用保険二事業会計は既に枯渇化が必至な状況であり、失業等給付に係る雇用保険会計の積立金から１兆６，９０４　億円の借入れをしてもなお、２０２１年度の安定資金残高が８６４億円の見込みとなっている。また、失業等給付に係る雇用保険会計に関しても、雇用保険二事業会計への多額の貸出により、積立金が枯渇することが懸念されている。

こうした中、去る５月２１日に公表された財政制度等審議会の建議では、「雇用保険財政の逼迫に対しては、まずは保険料引上げによる対応が検討されるべき」と記載されている。

極めて厳しく、先が見通せない経済情勢が続いている中で、失業者の生活の安定を図る失業等給付に係る雇用保険会計の安定化はもとより、雇用吸収力がある産業や成長分野への「失業なき労働移動」を円滑に進めていくためにも、将来にわたり雇用保険二事業会計の収支の安定化を確保していくことは極めて重要である。また、年々支出額が増加している育児休業給付に関しても、収支の安定化を確保していく必要がある。

したがって、現在、失業等給付は２．５％、育児休業給付は１．２５％としている国庫負担を本則（失業等給付は２５％、育児休業給付は１２．５％）に戻すとともに、一般会計から資金を投入することで雇用保険二事業会計を含めた雇用保険財政の安定化を確保すべきである。なお、価格転嫁が困難な中で、最低賃金や事業主拠出金など、中小企業の負担はこれまでになく高まっていることから、雇用保険料率全般について、弾力条項以外の要因で将来にわたり引上がることがないよう、強く要望する。

加えて、保険料財源では対応が困難な有事の場合等における国（一般会計）の責任の範囲について検討していくことも必要である。

３．「失業なき労働移動」の促進に資する施策の強化・拡充

足下の雇用維持への取組に加え、ポストコロナを見据えデジタル化など産業構造の変化への対応を念頭に、雇用吸収力がある産業や成長分野への「失業なき労働移動」を円滑に進めていくことが重要である。

厚生労働省はハローワークに配置された就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化や、労働移動支援助成金・トライアル雇用助成金の幅広い周知と利用促進、更には、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足業種や成長分野の企業との間で「雇用シェア・在籍型出向」を活用したマッチングを行う産業雇用安定センターの機能強化にも取り組むべきである。

加えて、公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等が実施している職業訓練や、特にコロナ禍による経済情勢の悪化により、やむを得ず離職した者の再就職を促進するために実施している求職者支援訓練をより一層推進していくことが求められる。

４．テレワークの普及・定着に向けた支援策の強化・拡充

新型コロナウイルスの感染防止対策としてテレワークを実施している企業は多いが、テレワークの普及・定着は、働き方改革の推進や多様な人材の活躍、生産性向上に向けても重要である。

日本・東京商工会議所が本年２月に実施した調査で、テレワークを「現在も実施している」と回答した企業の割合は２１．４％であった。これを地域別に見ると、「（本年１月に発出された）緊急事態宣言エリア」（３１．５％）及び「東京都」（５４．３％）では、テレワークを「現在も実施している」と回答した企業の割合が高い一方で、「（本年１月に発出された）緊急事態宣言エリア以外」（１３．３％）及び「東京都以外」（１５．８％）では、１割台にとどまった。

また、「実施したことがある（現在は取りやめた）」と回答した企業の割合が一定数（全体集計で７．４％）あることから、テレワークの更なる普及・定着には、地方を含めた中小企業への継続的な支援が求められる。

一方、テレワークの実施によって生じた課題は多岐にわたり、「社内のコミュニケーション確保」（５１．６％）、「パソコン等の機器やネットワーク環境の整備・確保」（４９．２％）、「テレワークに対応できる業務の少なさ」（４４．９％）、「社員の労務管理」（４２．３％）、「情報セキュリティの確保」（３９．９％）などが挙げられている。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は、各種支援施策の分かりやすい周知に加え、労務管理や社内外とのコミュニケーションの問題など課題解決に資する好事例の紹介や、地方を含めた中小企業向け相談機能の強化及び利用促進策を講じられたい。

合わせて、導入時の負担軽減に向け、機器・ネットワーク環境の整備や情報セキュリティの強化等にも資する人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充及び幅広い周知など利用促進策も図られたい。

以　上
２０２１年度第８号
２０２１年６月１０日提出
第７３７回常議員会追認

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

＜実現状況＞

○雇用調整助成金の特例措置について、「地域特例」、「業況特例」における対象労働者一人一日あたり上限額１５，０００　円、解雇等を行っていない場合の助成率は１０／１０支給の維持が実現した。

○雇用保険会計の枯渇化については、令和３年度補正予算において、失業等給付に係る雇用保険会計および雇用保険二事業会計に対し、一般会計から合計約２．１兆円投入された。

９．中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

基本的な考え方

新型コロナウイルスの発生より１年以上が経過し、３度にわたる長期間の緊急事態宣言の発令で、国民や企業が外出自粛や時短営業を強いられた結果、わが国経済に甚大な影響が生じている。とりわけ、労働分配率や損益分岐点比率の高い中小企業・小規模事業者は、急激な売上減少によって、かつて経験したことのない苦境に立たされている。わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数の９９．７％を占め、雇用の約７割を支え、従業員への給与支払総額の約４割、社会保険料の事業主拠出分約５割を負担するなど、雇用を通じて日本の財政や経済に大きく貢献している。また、地域の生活基盤を提供するなど、地域経済やまちを支える存在である。ウィズコロナ・アフターコロナ時代に、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、持続的な成長を実現することがわが国経済の再生には欠かせない。

昨今、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業・小規模事業者が経営交代期を迎える「大事業承継時代」が到来している。コロナ禍をきっかけとして、後継者不在を理由とした廃業も増加しており、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を円滑に次代へつなぐ必要性はさらに高まっている。そのような中、事業承継を果たした若い経営者は、コロナ禍においても新製品・新サービス開発や、インターネット販売のような新たな販売チャネルの構築など、「事業ドメインの再構築」を図り、新たな事業展開を行っている。一方で、コロナ禍で大きな影響を受けた企業ほど、日々の事業活動が優先され事業承継が後回しになっていることから、事業承継の気づきをさらに進めていく必要がある。

事業承継の重要性が高まる中で、国における事業承継税制の抜本拡充や経営者保証に関するガイドラインの特則の創設、東京都における事業承継税制担当の設置や事業承継支援助成金の創設など事業承継支援施策は年々充実してきている。一方で、充実した支援施策を十分に理解できていない中小企業・小規模事業者も多いため、地域金融機関や中小企業支援機関が協力し、事業承継税制の利用促進をはじめ事業承継支援施策を強力に周知していく必要がある。現在、コロナ禍で中小企業・小規模事業者の事業承継が後回しになっている実態を踏まえ、２０２３年３月末となっている、事業承継税制の特例を利用する前提となる特例承継計画の提出期限を５年程度延長すべきである。

東京商工会議所では、都内４か所に設置したビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））において、昨年度７５社に対して総合的かつ精緻な事業承継診断を行うなど、延べ２，６９５回の事業承継相談に対してきめ細かな支援を実施している。また、小規模な事業者のＭ＆Ａのマッチング支援を東京都事業承継・引継ぎ支援センター（国の委託事業）において実施し、８５１社の新規相談、９０件の成約を実現している。当商工会議所は今後も地域経済団体として、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。政府、東京都におかれては、コロナ禍で事業継続・事業ドメインの再構築が喫緊の課題となっている中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継をより一層促進するため、以下の事項に関して、具現

化されるよう推進されたい。

【参考１：中小企業の円滑な事業承継に向けた東京商工会議所の取り組み】

・東京商工会議所では、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内承継・従業員承継を中心として、ビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））にて支援を行い、主に第三者承継（M&A）を東京都事業承継・引継ぎ支援センター（国の委託事業）にて支援している。

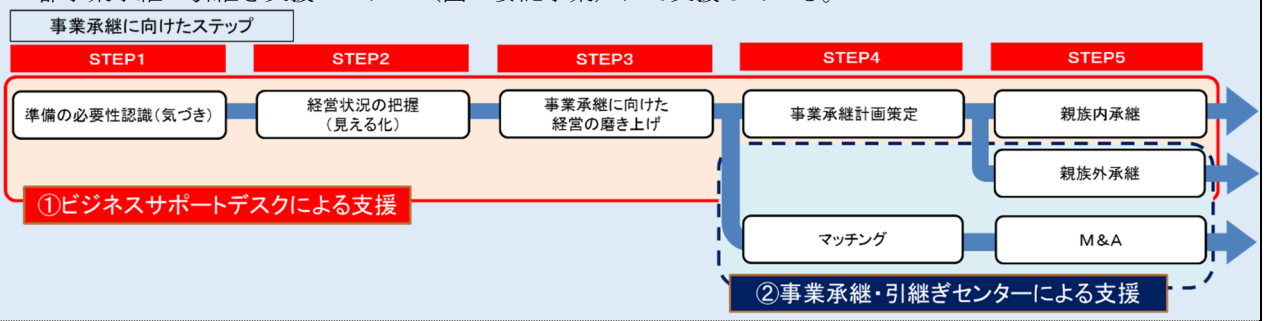

○ビジネスサポートデスク（ＢＳＤ）（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））

・事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営課題（事業承継・創業・経営革新など）に対応するため、支援拠点を東西南北の４エリアに設置。２３支部と連携した相談体制を構築している。
・拠点には中小企業支援の専門家（コーディネータ）が常駐し、課題を整理して支援プランを作成。コーディネータにくわえ、必要に応じて各分野の専門家を派遣し、きめ細かに支援。

○「社長６０歳『企業健康診断』®」事業
・事業承継に向けて企業の現状と課題を専門家が無料で診断し、診断結果に基づく対策も無料サポートしている。

○事業承継対策委員会における取り組み

・事業承継税制ほか支援施策の利用促進に資するセミナーの実施。地域金融機関と連携したセミナーも開催した。
（本部・２３支部にて２２回実施・約３００名受講）

・「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」の実施、報告書の発行。
（東京都地域持続化支援事業（活性化事業））
- 調査期間：２０２０年９月４日～９月２５日
  回 答 数：１，８６７件（回答率１８．７％）
- 事業承継に取り組むうえでの課題を整理・分析するとともに、新型コロナウイルスの影響や、企業の事例・インタビューも掲載している。

・「事業承継支援ポータルサイト」の開設
事業承継支援施策に関する情報をワンストップで発信する特設サイト。経営者は、施策の情報収集のほか、「社長 60 歳『企業健康診断』®セルフチェックシート」で適切な相談窓口の確認や、「事業承継税制適用チェックリスト」で税制の要件を確認することができる。

○東京都事業承継・引継ぎ支援センター

・事業承継の相談や、特に、「第三者への会社の譲渡」についての相談に対応。「第三者への会社の譲渡」については、民間M&A会社では対応が難しい小規模な事業者のマッチングを支援。売上高１億円未満の事業者からの相談が約半数を占めている。M&Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援している。

【新規相談・成約実績】

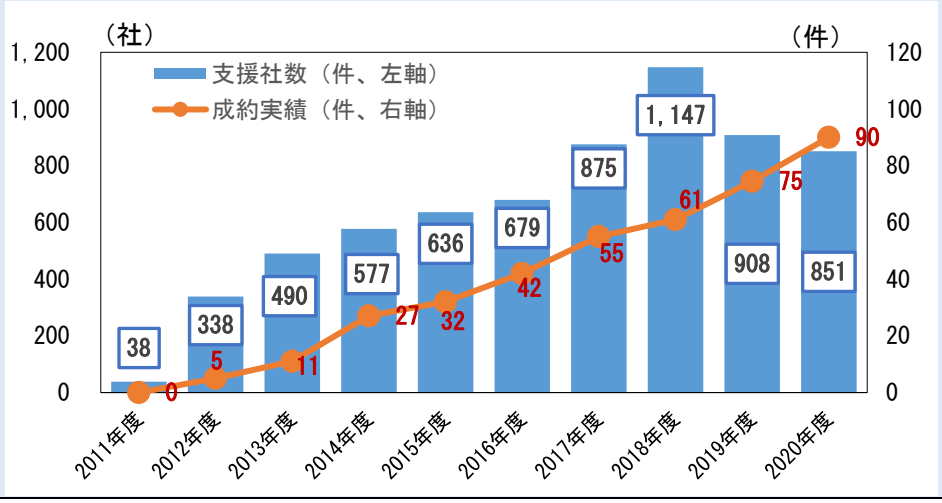

Ⅰ．事業承継対策の早期着手に向けた「気づき」促進

１．事業承継の早期着手の重要性

事業承継の本質は、経営者の交代を機として事業内容を外部環境に適応させる「事業ドメインの再構築」にある。大企業と比べ、経営者交代までの期間が長い中小企業・小規模事業者[1]では、創業時点や前回の事業承継時点から外部環境が変化し、事業形態が外部環境と大きく乖離している場合が多い。そのため、事業承継を機とした後継者による新たな取り組みを進め、生産性を向上させていくことが重要である。

現在、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進み、多くの企業が経営交代期を迎える大事業承継時代が到来している。経営者に子供がいないケースや、子供が事業を引き継がないケースなど後継者不在の企業も多く存在しており、昨今のコロナ禍における影響も重なり廃業も増加している。廃業する中小企業・小規模事業者の約６割が黒字企業[2]であることから、廃業による「価値ある事業」の喪失を防ぐ必要性は高い。

新型コロナウイルスの影響によって、昨年売上が減少した事業者ほど事業承継を後回しにしている傾向がある。今後、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に適合したＩＣＴ活用をはじめとした事業再構築を進め、収益力を回復し、事業を継続していくことが必須であり、後継者による「事業ドメインの再構築」に取り組む必要性が高まっている。「価値ある事業」を次代へ円滑につないでさらに発展させていくためには、現経営者が事業承継に関する早期対策の重要性について「気づき」を得る必要がある。

また、中小企業・小規模事業者の事業承継の多くは親族内承継であるが、近年、親族外承継（従業員承継・第三者承継）も増えてきており、とりわけ後継者のいない経営者は第三者承継（Ｍ＆Ａ）を早期に検討する必要がある。

事業承継に向けたステップ～事業承継の範囲と東商の相談事業～

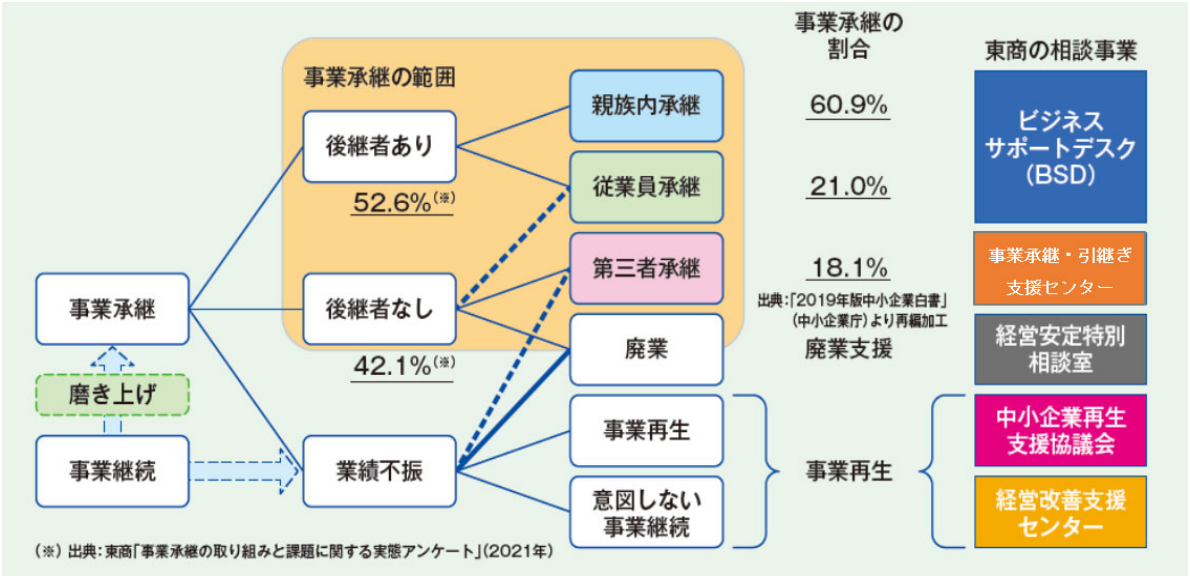

後継者の決定状況別「事業承継における障害・課題」

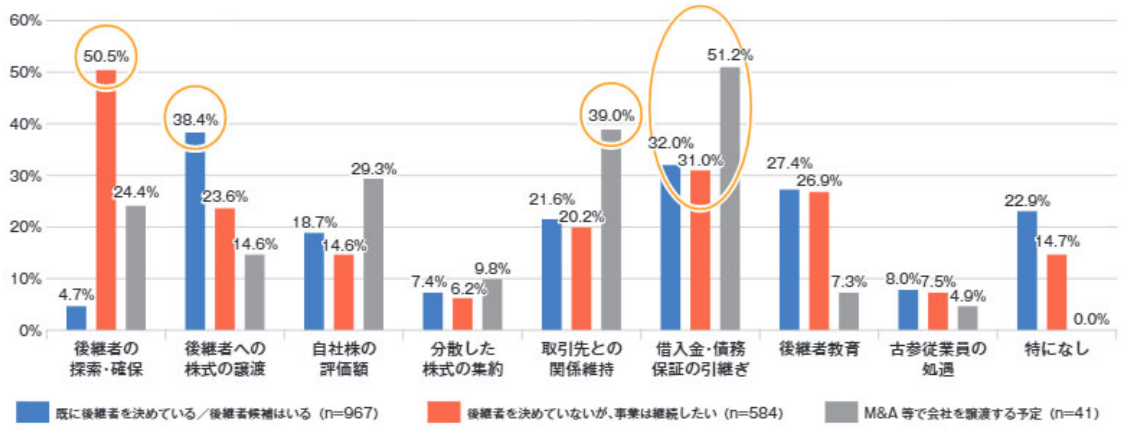

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

[1] 上場企業の経営者は約７年程度で交代するが、中小企業の場合は約２０～３０年に一度。
[2] 株式会社東京商工リサーチ「２０２０年『休廃業・解散企業』動向調査」

２．後継者の年齢を意識した事業承継の実現

新型コロナウイルスの感染拡大により、中小企業・小規模事業者はＩＣＴを活用した新事業創出や販路開拓など多くの変革を求められており、「事業ドメインの再構築」を迫られている。

当商工会議所の調査によると、年齢が若い経営者ほどコロナ禍においても積極的に新しい取り組みに挑戦しているとともに、２０００年以降に事業承継を実施した企業ほど業績が良いという結果が出ている。未曽有の危機に直面するなか、多くの中小企業・小規模事業者で事業承継対策が後回しになっているが、変革を求められている今こそ、早期の事業承継を促進すべきである。若くして承継した経営者が、若い感性で大胆かつ革新的な取り組みを行えるよう、積極的な支援を図られたい。

コロナ禍における新しい取り組み（経営者年齢別）

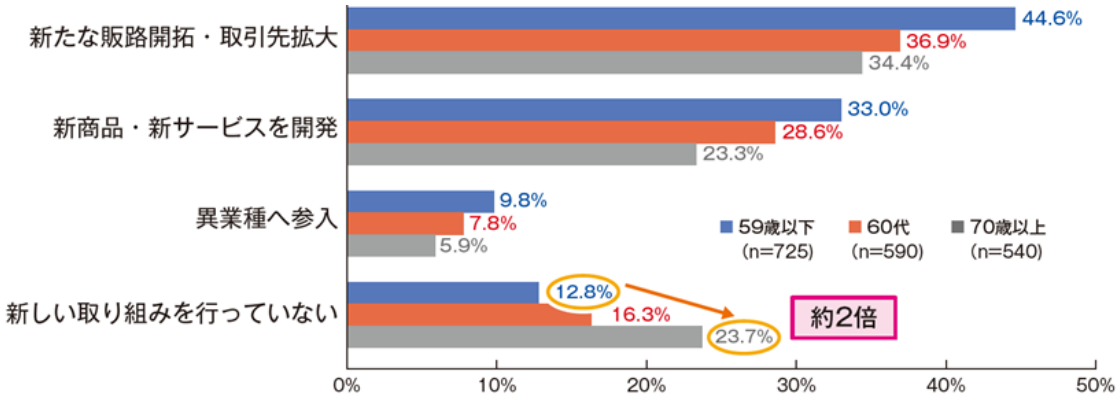

直近決算期（前期）利益状況（２０００年以降の事業承継の有無別）

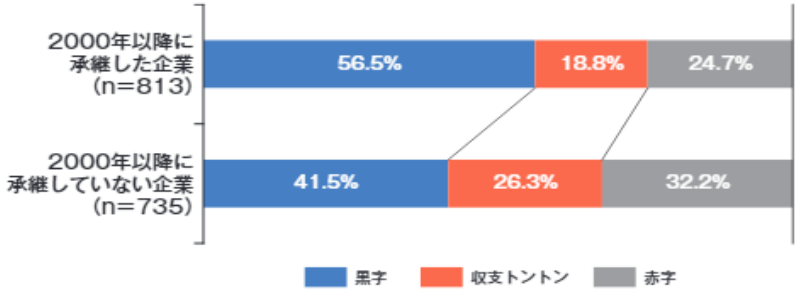

直近決算期（前期）利益状況（２代目以降の経営者の在任期間別）

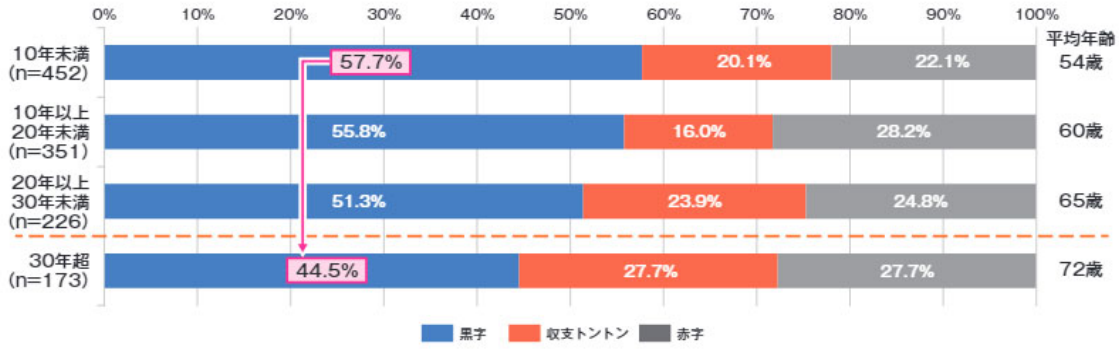

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

３．総合的な支援体制の維持・強化

大事業承継時代が到来する中、昨今、国や東京都において充実した事業承継支援施策が創設されており、当商工会議所からの意見も多くの項目が施策に反映されている。

国においては、事業承継の「気づき」の促進に向けてプッシュ型の支援を行っていた「事業承継ネットワーク」と、主にM&Aに係わる支援を行っていた「事業引継ぎ支援センター」を統合し、新たに「事業承継・引継ぎ支援センター」が当初予算で措置された。事業承継支援施策が当初予算で安定的に確保される点、ならびに総合的な支援体制が整備される点は歓迎したい。特に、専門家の少ない地方部での事業承継支援のサービス強化がなされる点は、円滑な事業承継の促進に大きく寄与すると考えられる。一方で、東京では事業承継に係る専門家や専門機関が多数存在するとともに、M&Aや親族内承継など専門性を有する各中小企業支援機関や地域金融機関が有機的に連携して、専門的な事業承継支援を進めてきた経緯がある。東京独自の実態を踏まえて、真に地域の中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現できる取り組みを進められたい。

東京都においては、「事業承継・再生支援事業」として、中小企業が事業承継に取り組む過程や承継後の取り組みにおいて、外部専門家への委託費の一部が助成されるほか、普及啓発・後継者教育セミナーを開催するなど、幅広い支援を行っている。また、「地域金融機関による事業承継促進事業」では、地域にネットワークを持つ金融機関が窓口になることで、事業承継に係る課題の洗い出しから解決策の立案、ならびに事業承継などに係る資金調達までの取り組みを並行して支援することが可能となっている。地域金融機関からのプッシュ型支援が可能となることから、事業者・地域金融機関の双方から評価が高い。本支援制度において、地域金融機関から特例承継計画の策定など事業承継税制の周知についても進められたい。いずれの事業も、事業者の満足度が高く、事業承継対策の「気づき」の促進につながっていることから、引き続き事業を継続されたい。

東京都内の事業承継支援機関

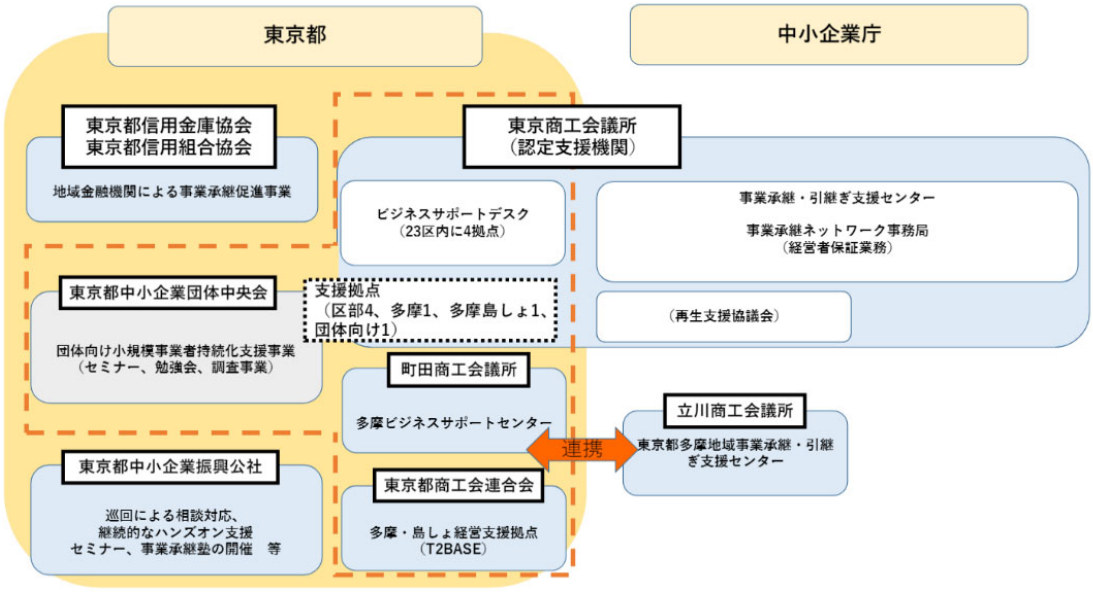

４．自社株式の評価促進

中小企業経営者が事業承継対策を検討するにあたり、自社の現状を知ることが重要である。経営権（株式）の承継においては、自社株式の評価額によって、有効な対策が異なることから、まずは自社株式の評価額を認識する必要がある。経営者のみならず、支援機関や金融機関の担当者からも、「株式評価額がきっかけで、事業承継対策の必要性に気づいた」という声が多いことから、自社株式の算定が事業承継の「気づき」につながることは明らかである。

昨年度の当商工会議所の調査によると、自社株式評価額を算定したことがない企業は約５割にのぼり、毎年定期的に自社株式評価額を確認している企業は２割に満たず、３年前の同調査に比べてもほとんど変化がない。新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、中小企業・小規模事業者の株式評価額の変動が予想されることから、過去に評価額を算定したことがある企業も、今一度算定を行う必要がある。近年、民間金融機関でも、自社株式評価額をシミュレーションするサービスを開始しているが、東京都の「事業承継・再生支援事業」における事業承継支援助成金では、外部専門家を活用した株式評価額算定費用の一部が助成されることから、積極的な周知を図られたい。

また、国においてはM&Aにおける簡易的な株式評価額算定が可能なホームページの作成を企画しているところであるが、相続・贈与時の非上場株式の評価額の算定方法と、年倍法を中心としたM&Aにおける算定方法は異なる。そのため、主に親族内承継を対象とした非上場株式の評価額（純資産価額方式、類似業種比準方式、配当還元方式）の簡易算定が可能となるホームページの作成を検討されたい。

自社株式評価の状況

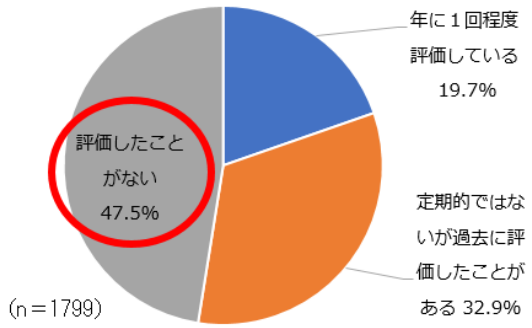

株式評価の実施状況（従業員規模別）

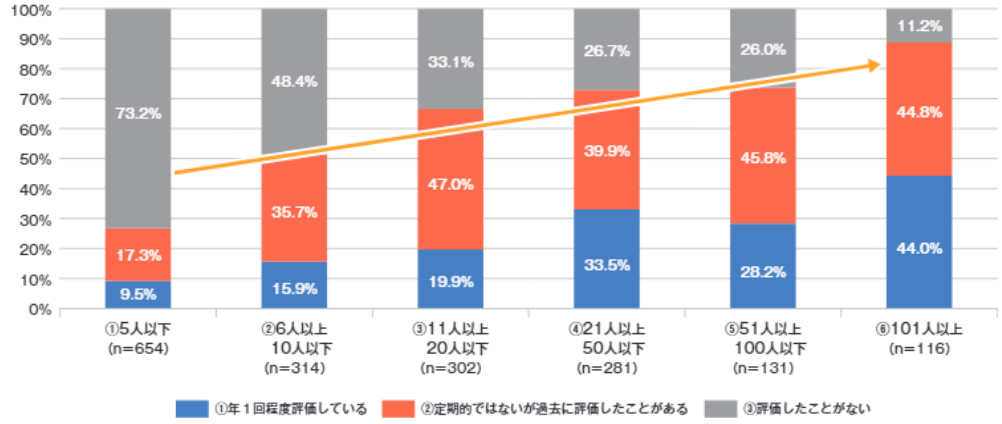

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

【都内中小企業の声】

○ 後継者候補に経営を任せたところ、同業他社の買収による事業規模拡大や、コロナ禍においてＥＣ販売を開始し新たな販路を開拓するなど、スピード感をもって変革に取り組んでいる。（製造業）

○ 顧問税理士に依頼し、精緻な株価算定を実施した。これまで暦年贈与による株式の移転を進めていたが、株価が高いことから事業承継税制の活用を検討している。（製造業）

＜具体的な項目＞
- 事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
- 現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継支援の実現（国・東京都）
  - ・（新）各種補助金の採択における後継者加点の追加（国・東京都）
  - ・ベンチャー型事業承継の支援事例発信（国）
- 総合的な支援体制の維持・強化
  - ・地域の実態を考慮した事業承継支援の推進（国）
  - ・事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的・継続的な予算確保（東京都）
  - ・「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続、地域金融機関による特例承継計画策定および事業承継税制の周知（東京都）
- 後継者の新たな取り組みを支援する事業承継・引継ぎ補助金の継続・拡充（国）
- 自社株式の評価促進に向けた措置の創設・拡充
  - ・事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充（東京都）
  - ・非上場株式の評価額（純資産価額方式、類似業種比準方式、配当還元方式）の簡易算定が可能なホームページ等の作成（国）
  - ・M&Aによる譲渡価額の簡易計算が可能なホームページ等の作成（国）

Ⅱ．抜本拡充された事業承継税制の利用促進

１．特例承継計画の周知・申請の促進

２０１８年度税制改正で抜本拡充された事業承継税制の特例は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者に大きなメリットのある制度となっている。当商工会議所の昨年度調査においても、後継者への株式譲渡における課題として、「後継者に株式買取資金がない」「譲渡の際の相続税・贈与税が高い」との回答が圧倒的に多く、自社株式の承継に苦しむ中小企業・小規模事業者の事業承継対策の柱となる制度である。また、２０１９年度税制改正で創設された個人版事業承継税制においても、多様な事業用資産に係る納税猶予措置が可能となり、事業承継対策支援の強化につながっている。

新型コロナウイルス感染拡大により、多くの中小企業は事業存続の危機に直面するほど経営に大きな影響が生じている一方、事業承継の観点では好機と捉えることもできる。景気や業績の悪化に伴い自社株式の評価額が下がることは、税負担の軽減につながる。この機を捉えて、相続時精算課税制度による贈与税の納税猶予措置を活用し、一気に事業承継を進めていくことが可能である。

また、昨年度の税制改正で、相続時に特例承継計画の確認を受けている場合、後継者が相続直前で対象会社の役員である必要があった点が免除になっている。経営者の高齢化が進む中において、感染症により経営者に万が一のことが発生した際に、突然、高額な納税負担が発生するというリスクも懸念されることから、今までよりも特例承継計画を事前に提出する必要性が高まったと言える。

一方で、昨年度の当商工会議所の調査によると、主に事業承継税制の利用が想定される株式評価額１億円超の事業者において、既に後継者が決まっている企業のうち約半数が特例承継計画を提出する予定となっているが、後継者が決まっている企業に比べて後継者候補がいる企業では特例承継計画を提出する予定としている割合が半減している。特例承継計画は３人までの複数の後継者候補を記入することが可能なため、後継者候補がいる事業者には特例承継計画の早期提出を推奨していく必要がある。そのため、経営者のみならず、中小企業支援機関、士業などの専門家や地域金融機関を巻き込んで、より広い層に周知を強化すべきである。

２．＜重点要望＞コロナ禍における事業承継の遅れに鑑み、特例承継計画の期限延長を

抜本拡充された事業承継税制の特例承継計画申請件数は累計約９，０００件に迫り、拡充前に比べ利用が広がっていた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業者の事業承継の準備が遅れた結果、昨年度の特例承継計画の提出件数は低迷している。２０２０年２月以降は新型コロナウイルスの影響によって、全国で月平均約２３０件と提出件数が減少した。東京都においても、一昨年度までは月平均４６件ペースで提出があったが、昨年は月平均３０件にまで減少している。

コロナ禍で日々の事業活動に追われ、先行きが不透明な中で事業計画を策定できないため、特例承継計画の策定も手付かずになっている事業者も多い。特例承継計画の提出期限が残り約１年半に迫る中、長期的な見通しが必要な事業承継計画を策定することが困難な事業者も多い実態を踏まえ、特例承継計画の提出期限を５年程度延長すべきである。

特例承継計画の提出状況　　※２０２１年３月末時点

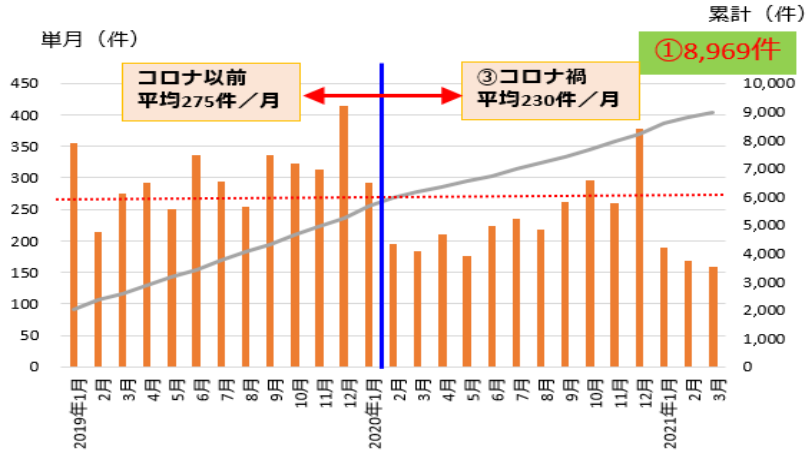

コロナによる事業承継への影響

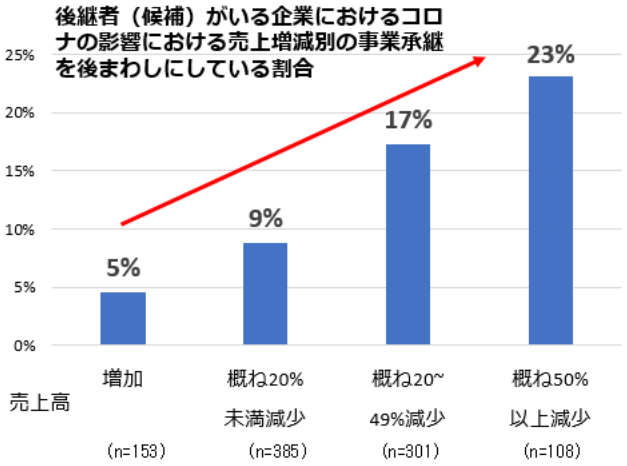

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

３．事業承継税制の活用に向けた正しい理解の促進

抜本拡充された事業承継税制は資産承継における対策の柱となるべき制度であるが、創設時の複雑かつ煩雑な制度設計による「使いづらい」といったイメージが先行するなど、内容を正確に理解していない経営者は多い。また、税理士などの専門家においても正確な情報を経営者に伝えていないケースも多数見受けられ、制度の正しい理解が進んでいない状況である。

昨年度の当商工会議所の調査結果によると、事業承継税制利用にあたっての障壁として、「１０年の時限措置で今後どうなるか不明である」といった回答や、「納税免除にならない可能性」、「納税猶予の取り消しリスク」などの回答が上位を占めている。とりわけ、事業承継税制で猶予された税額が累積されるといった誤解が広まっており、正しい理解の促進が必要である。

また、支援機関による改正内容の周知強化とあわせて、事業承継税制の活用にあたってのサポートも重要である。具体的には、特例承継計画提出に向けた事業承継計画の策定から、計画実施段階や承継後の円滑な事業運営に向けた助言やサポートなどの支援が必要となる。また、今後事業を引き継ぐ後継者が、認定取り消しの際の納税負担や、財産価値が株式に集中している場合に、相続時に公平な財産承継ができなくなるなど、事業承継税制を利用した場合に生じるさまざまなリスクを理解し、必要に応じて対策を取るなど、制度への正しい理解と備えが重要となる。特例承継計画の提出を支援する認定支援機関は、申請手続きだけでなく、これらの点も踏まえた適切な情報提供、多面的な支援、フォローを担う必要があり、支援体制強化とあわせて、適切な情報周知を強化するべきである。

事業承継税制の利用促進にあたっては、株式のうち外国子会社相当分が対象に含まれないことから、事業承継税制の対象となる株式の金額が小さくなり、活用しづらいといった声も上がっている。中小企業においても海外進出が進む中で、海外進出している企業であっても事業承継税制が活用できるよう、外国子会社株式相当分も猶予の対象とすることを検討されたい。

なお、東京都におかれては、産業労働局内の事業承継税制担当により、特例承継計画や事業承継税制の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応を行われたい。

事業承継税制利用時の課題

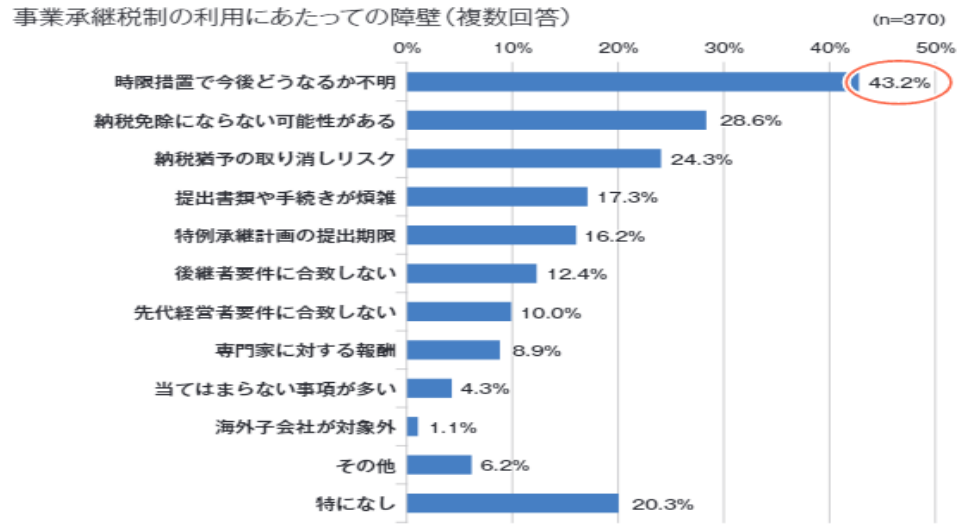

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

【都内中小企業の声】

○ 事業承継税制を活用して承継を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収支が大幅に悪化したことから、経営の立て直しに迫られ承継時期を数年後ろ倒しにした。制度の延長を期待している。（製造業）
○ 事業承継税制を活用したいが、後継者候補が学生であり、役員就任要件を満たせない。そのため制度の延長、恒久化を期待している。（建設業）
○ 事業承継税制の活用を予定しているが、特例承継計画の申請が必要であることを知らなかった。（製造業）
○ 事業承継税制を活用したとしても、猶予された税額が子々孫々まで累積されるものだと誤解していた。（製造業）
○ 事業承継税制を活用するため、後継者候補を役員に就任させた。また取引先への顔つなぎ、取引開始の経緯などの引継ぎも行っており、資産と経営の両面で承継準備を進めている。（製造業）

＜具体的な項目＞

- ＜重点要望＞新型コロナウイルス感染拡大による中小企業への影響に鑑み、「特例承継計画」の提出期限の延長（国）
- 事業承継税制の前提となる特例承継計画の期限延長に関する要請（東京都）
- 特例承継計画策定に向けた周知強化（国・東京都）
  ・特例承継計画策定支援の推進
- 事業承継税制に対する正しい理解の促進（国・東京都）
  ・事業承継税制の理解のさらなる促進に向けた周知活動の強化
  ・支援機関をはじめ、専門家や地域金融機関を巻き込んだ対策の推進
- 事業承継税制や特例承継計画の認定窓口における、申請企業に寄り添った相談対応の継続（東京都）
- 事業承継税制の制度改善（国）
  （制度適用対象の拡大）
  ・納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化
  （申請手続きの緩和）
  ・災害発生時における認定申請期間の延長規定の明確化
  ・都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化
  （制度適用後の不安解消）
  ・提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
  ・過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継税制への移行の容認
- 経営承継円滑化法における遺留分に関する民法特例の対象拡大（国）
- 個人版事業承継税制、小規模宅地の特例など、個人事業主の事業承継対策の周知促進（国・東京都）

Ⅲ.「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時特則の利用促進

１.「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時特則の利用促進

当商工会議所の昨年度の調査によると、金融機関からの借入金に対する経営者保証を「全部付けている」事業者は半数を超え、「付けていない」事業者は１５％にとどまっている。経営者保証が付いていない事業者に比べて、経営者保証が付いている事業者は、事業承継時に借入金の経営者保証を課題と感じている割合が約４倍になっており、経営者保証は事業承継時の大きな課題として残っている。特に、従業員承継では、後継者候補の従業員や従業員の家族が借入金の経営者保証に二の足を踏み、事業承継が失敗する事例が散見される。新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行きが見通せないなかで、後継者にとって経営者保証の存在はますます障害となることが予想される。

２０１９年１２月に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」（２０２０年４月運用開始）は、承継の際に前経営者と後継者から二重で債務保証を求めることを原則として禁止しており、さらに後継者からの取得については、事業承継の阻害要因となることを十分考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁である経営者保証の引継ぎ問題を解決する一助になりえることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関など広く周知を図られたい。

他方、金融機関が後継者に対し債務保証を求めるか否かについて検討するうえで、「経営者保証に関するガイドライン」では、中小企業に対し、①法人と個人の分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示、を求めている。経営者保証の解除を希望する中小企業経営者が、そのために何をすべきなのかについては、金融機関より引き続き真摯な説明を行うよう指導の徹底を図られたい。

金融機関からの借入金に対する経営者保証を付けている割合

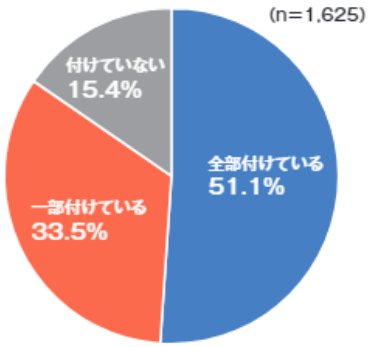

事業承継時に借入金・経営者保証が課題と感じている割合（経営者保証の設定状況別）

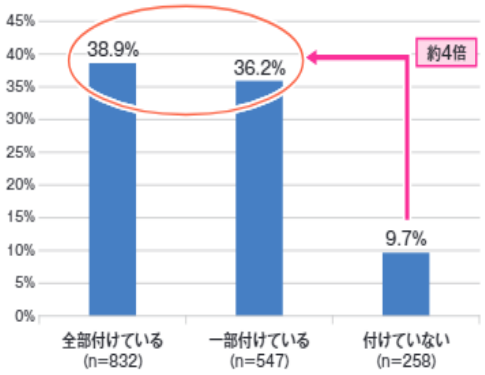

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

【参考２：事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の概要】

本特則は、「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、主たる債務者、保証人および対象債権者のそれぞれに対して、事業承継に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたもの。経営者保証が阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者双方からの二重徴求を行わないことなど以下の考え方が明記された。

１．前経営者、後継者双方からの経営者保証の二重徴求の原則禁止（例外を４類型に限定列挙）
２．後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し慎重に判断
３．前経営者との保証契約の適切な見直し
４．金融機関は、内部規程（判断基準等）等を整備し、保証契約の必要性について具体的に説明

２．金融機関向け周知・運用状況の確認・指導

経営者保証に関するガイドラインの認知度は、昨年度の当商工会議所の調査によると、「名称、内容ともに知っている」との回答が２５．４％、「名称のみ知っている」をくわえて約６０％を超えるなど、少しずつ向上してきている。今後、本ガイドライン、ならびに昨年運用が開始された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」への中小企業経営者の理解度をさらに向上させるうえで、金融機関が果たすべき役割は非常に大きい。正確、かつ迅速に本制度を広く中小企業経営者に周知するために、金融機関担当者に対する周知を徹底されたい。金融庁が発表している民間金融機関における代表者交代時の保証徴求の実績では二重徴求の割合が大幅に減少しており、活用が促進されている点が明確になってきている。今後は、事業承継時の後継者の保証なしの割合をさらに増加するように推進するとともに、引き続き運用状況のモニタリング調査を実施され

たい。また、運用状況が著しく低い金融機関においては運用促進に向けた指導を行われたい。
　中小企業庁が発表している、信用保証協会別の経営者保証を付けない新規保証の割合（２０２０年４～９月）では、東京は１９．３％と前年より割合が増加してきているが、全国平均（３０．４％）と比べると低い水準（全国４６位）にとどまっている。民間金融機関と連携し、経営者保証を不要とする融資をさらに推進されたい。

経営者保証ガイドラインの認知状況

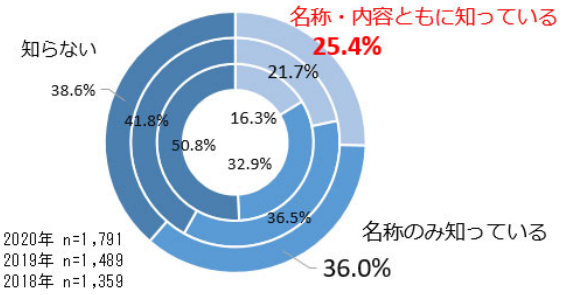

民間金融機関の説明状況

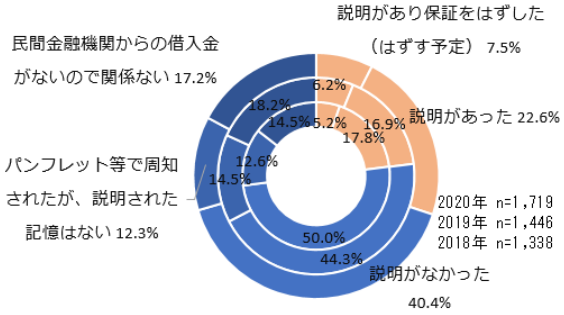

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０２１年１月）

「経営者保証に関するガイドライン」による新規保証の都道府県別実績

２０２０年４～９月 新規信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合

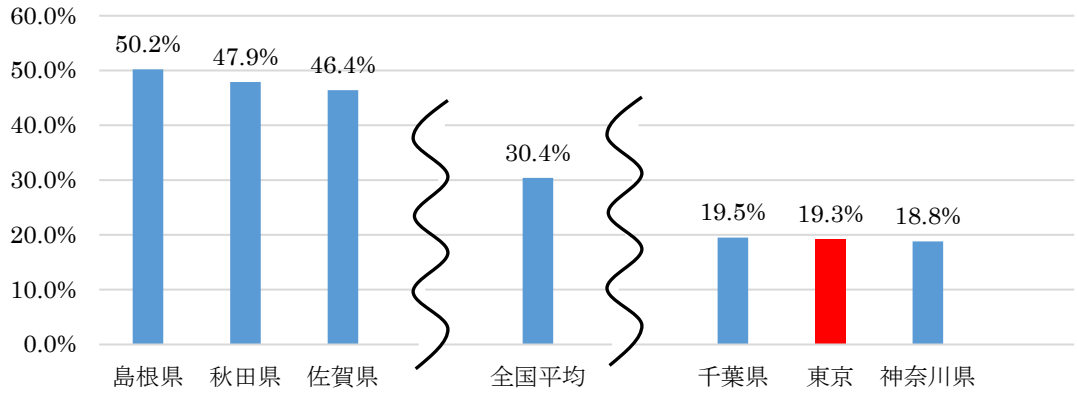

出典：中小企業庁「信用保証協会における経営者保証に関するガイドラインの活用実績（令和２年度４～９月）」加工・再編

【参考３：「経営者保証に関するガイドライン」の概要】

経営者保証を提供せず融資を受ける際や、保証債務の整理を行う際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として２０１３年１２月に策定・公表されたガイドライン。
２０１４年２月に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は以下の３点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」（※）を検討することが求められるようになった。
※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」
　停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資（ＡＢＬ）、金利の一定の上乗せ など

①法人と個人の分離	②財務基盤の強化	③適時適切な情報開示
● 融資を受けたい企業は、役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る。 ● そうした体制の整備・運用状況について、公認会計士・税理士などの外部専門家による検証を行い、その結果を債権者に適切に開示することが望ましい。	● 融資を受けたい企業は、財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化する。	● 融資を受けたい企業は、自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する。 ● 情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。

【都内中小企業の声】

○ 親族内承継を考えているが、借入金の経営者保証が最大の障壁。金融機関には毎月収支の状況も開示して交渉しているが、経営者保証の解除に応じてくれない。（製造業）
○ 以前は全て経営者保証が付いていたが、事業承継を機に業績が上向いてきたタイミングでメインバンクと交渉したところ、今後は経営者保証を外してくれることになった。（卸売業）

＜具体的な項目＞

- 「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底（国・東京都）
  - ・金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化
  - ・中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた経営支援の強化
- （新）「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底および利用促進（国・東京都）
  - ・中小企業経営者のみならず支援機関、金融機関などへの周知強化
  - ・運用状況のモニタリング調査の実施
- （新）東京信用保証協会における民間金融機関と連携した経営者保証を不要とする融資の促進（東京都）

Ⅳ．第三者承継（Ｍ＆Ａ）の推進と公正なマーケットの形成

１．中小企業・小規模事業者Ｍ＆Ａの推進

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進み、後継者不在を理由とした廃業が増加している。東京商工リサーチの調査[3]によると、２０２０年は過去最多の４万９，６９８件が休廃業・解散し、特に６０歳以上の企業が８４．２％を占めるなど、事業承継がスムーズに進んでいない点が廃業の増加に直結している。また、休廃業を選択した６割を超える企業が直近決算期で黒字決算となっており、価値ある事業が廃業で失われる事態が続いている。

親族や社内に後継者候補が存在しない後継者不在企業が、廃業を回避し事業を継続するための有効な手段が第三者承継（M&A）である。当商工会議所の昨年度の調査によると、２０００年以前は約９６％が親族内承継であったが、２００９年以降は親族外承継の比率が２５％まで増加している。東京都事業承継・引継ぎ支援センターにおいても、相談者の約半数が売上高１億円未満の小規模な事業者となるなど、ここ数年でM&Aの対象となる事業者の規模は急速に縮小してきている。

一方で、同調査で「後継者を決めていないが事業は継続したい」と回答した事業者のうち、８割を超える事業者が「M&Aを検討したことがない」と回答している。M&Aを検討しない理由としては、従業員規模が２０人以下の企業では「自社がM&Aの対象となるとは思えない」との回答が最多になっているが、実際に事業を譲渡（売却）した事業者の規模の多くは２０人以下となっており、小規模な事業者であってもM&Aの対象とならないとは限らない。事業を買収した企業へのヒアリングを実施した際も、後継者がいない取引先企業の事業を引き継いだ事例や、事業引継ぎ支援センターを通じて従業員数２０人以下の企業を買収したという事例も多々聞かれている。また、同調査では、従業員数５１人以上の後継者不在企業では、「M&Aに対して良いイメージがない」といった回答が最多になるなど、未だにM&Aに対して、「乗っ取り」や「リストラ」など、敵対的、ネガティブなイメージを持っている中小企業経営者も多い。

後継者不在の中小企業・小規模事業者が廃業を回避し、M&Aを事業承継の有効な手段として選択するためにも、小規模事業者であってもM&Aの対象になっている事実を踏まえて、M&Aに対する正しい理解促進が必要である。また、M&Aのイメージ向上に向けて、M&A後に社員が活き活きと活躍し、成長している譲渡側企業を紹介するなどの取り組みも必要となる。

なお、後継者不在の中小企業・小規模事業者は、新たな設備投資や人材投資を抑制する傾向にあり、実際に、中小企業を複数社買収した企業からは、「追い詰められてからM&Aを検討したとしても企業価値が低下しており、相乗効果が見込めない状況になっているケースが多い」と指摘されている。後継者不在企業は、早期に客観的な企業価値を算定するなど、「譲りどき」を逃さないよう、周知強化を図るべきである。

譲渡側のＭ＆Ａの検討状況（後継者の決定状況別）

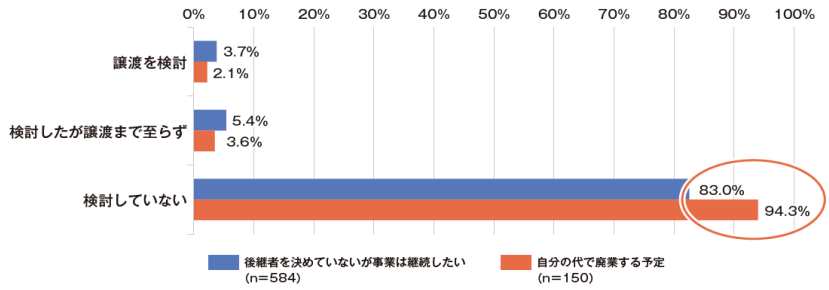

買収側と買収先（譲渡側）の企業規模

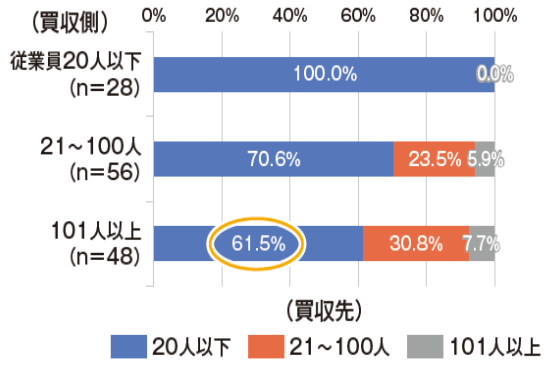

譲渡側のＭ＆Ａを検討しない理由（譲渡側）

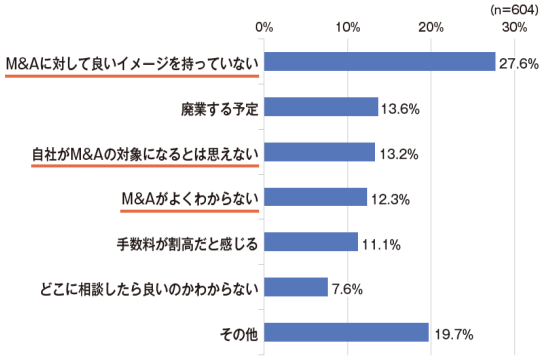

譲渡側のＭ＆Ａを検討しない理由（従業員規模別）

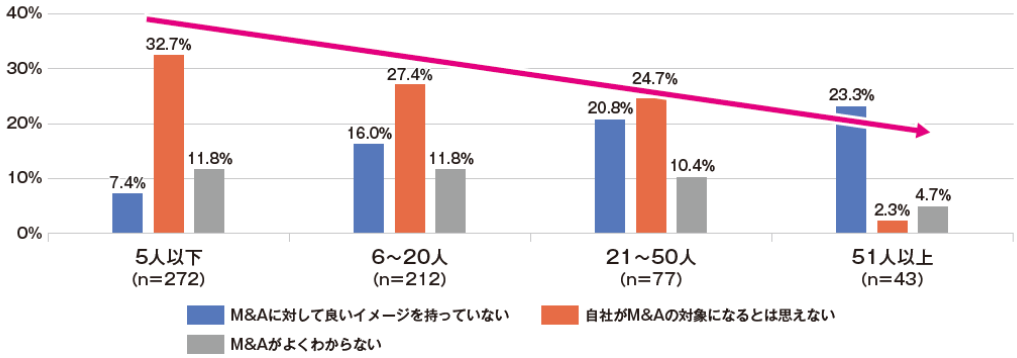

買収側のＭ＆Ａの検討・実施状況

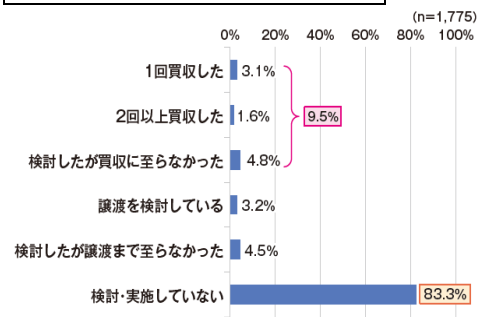

買収側のＭ＆Ａの検討・実施状況（従業員規模別）

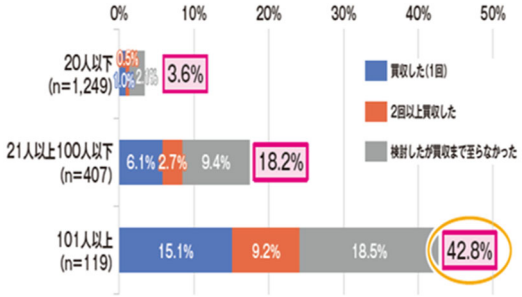

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

[3] 株式会社東京商工リサーチ「２０２０年『休廃業・解散企業』動向調査」

２．中小企業のＭ＆Ａを後押しする支援施策の充実・強化

昨年度、中小企業庁に設置された「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会」において中小企業のM&Aの推進向けた議論が行われた。２０２１年４月には、中小企業経営者の高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、中小企業の貴重な経営資源が散逸することを回避するとともに、事業再構築を含めて生産性の向上等を図り、中小企業の貴重な経営資源を将来につなぐことを目的として「中小M&A推進計画」が取りまとめられた。後継者不在の企業の円滑な事業承継に向けて、本章における当商工会議所の意見を取り入れたうえで、本推進計画を着実に実行されたい。

東京都においては、昨年度、企業再編促進支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業（M&Aマッチング支援）が創設され、新型コロナウイルス感染症の影響で事業譲渡を希望する都内中小企業と国内譲受企業の直接的なマッチング支援が実現しており、後継者不在企業の第三者承継の「気づき」の促進につながっている。また、東京都の事業承継支援助成金（後継者未定タイプ）は、民間M&A会社へのアドバイザリー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることから、後継者不在企業におけるM&A検討のきっかけとなっている。国においては、事業承継・引継ぎ補助金が拡充されるなどさらに支援策が強化されており、中小企業の事業承継に向けた取り組みの後押しとなるものと期待される。ただし、いまだに、後継者不在の中小企業・小規模事業者に

とってM&Aは身近なものではないことから、M&Aの検討に向けた後押しとなるよう、国・東京都の支援施策について周知を徹底するとともに、制度を維持・充実されたい。

３．公正な中小企業・小規模事業者のM&Aマーケットの形成

中小企業・小規模事業者のM&Aが増加するなか、M&Aアドバイザーも増加し、中小企業・小規模事業者のM&Aマーケットは急成長を果たしている。近年では、事業承継・引継ぎ支援センターなどの公的機関のほか、公認会計士や税理士、中小企業診断士、弁護士といった士業、中小企業を対象とした民間のM&AアドバイザーⅠTプラットフォームを用いたM&Aプラットフォーマーなどが増加傾向にあり、M&Aを検討する中小企業にとって、選択肢や環境は整備されつつある。

一方で、中小企業経営者からは「M&Aは経験や知見がなく進め方がわからない」「M&Aアドバイザーの手数料など報酬額が分かりにくい」「M&A仲介サービスに対する不信感がある」などの声が寄せられている。M&Aアドバイザーから提供されるサービスの専門性の高さや分かりにくさから、M&A自体に抵抗感を感じている経営者も多い。また、M&A仲介サービスを受けた事業者からは、「仲介者は譲渡側の企業の瑕疵を知っていたはずなのに、事前に開示されなかった」「デューデリジェンスの審査のポイントとなる不良在庫の可能性を知らされなかった」などといった取引におけるM&Aアドバイザーとの情報の非対称性から発生する問題を指摘する声も増えてきている。「着手金だけ取得してマッチングの紹介がほとんどなかった」「M&Aアドバイザーの担当者が、自分の成績のために成約を急かしてくる」などの声も寄せられており、急成長する市場に伴って、残念ながら一部には悪質な事業者や、専門知識の乏しいプレーヤーが増えているのが実態である。

また、増加傾向にあるⅠTプラットフォームを用いたマッチングサービス業者については、インターネット上のシステムを活用し、中小企業・小規模事業者におけるマッチングの機会を拡大した点において評価できる。一方で、事業や財務内容、売却希望価格が適切な企業価値からかけ離れているなど、掲載案件の信頼性のリスクが課題として存在しており、掲載案件の実在確認や、情報の更新に関する管理徹底などが求められている。

そのようななか、中小企業がM&Aを進めるうえでの適切な対応方法を示すため、２０２０年３月に「中小M&Aガイドライン」が策定された。本ガイドラインでは、公的機関や民間のM&A専門業者、金融機関など事業承継支援に携わる関係者の適切な対応を示している。M&Aに関する知識、経験がない中小企業経営者にとっても、適切な仲介業者、手数料水準を見極めるための指針となる。本ガイドラインはコロナ禍で公表されたこともあり、認知度は低い状況であるため、さらなる周知が必要である。

公正な中小企業・小規模事業者のM&A市場を実現していくためには、M&Aアドバイザーや金融機関など支援サービスの提供者が、中小企業へ前述のガイドラインの内容に準拠した支援サービスを行うことを証明する仕組みの構築や、M&Aアドバイザーの登録制度の導入、宅地建物取引業法で定められている重要事項説明などを義務付けることも検討してくべきである。また、同ガイドラインで明示された、中小企業・小規模事業者がM&Aに取り組むにあたって求めるべき、事業承継・引継ぎ支援センターからのセカンド・オピニオンについては、公的機関から中立的なアドバイスを受けられる点で非常に有益であることから、積極的に推進していくべきである。

買収先を探す際の主な紹介者・相談者

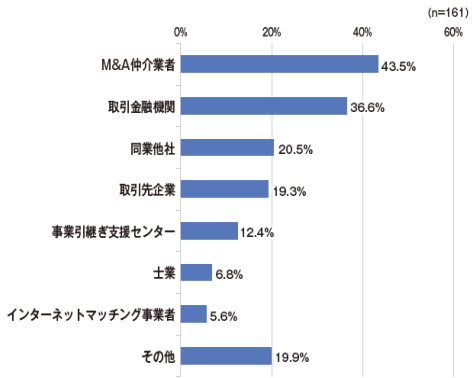

「中小M&Aガイドライン」の認知状況

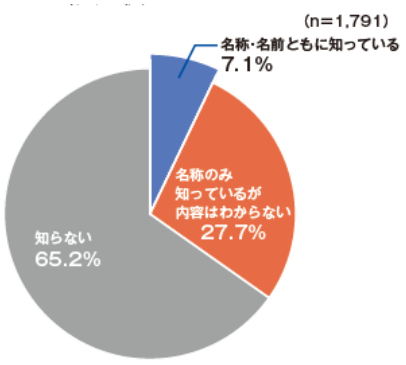

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

４．M&A成立後の経営や組織文化の融合（PMI）を重視し、経営資源集約化による成長の実現

後継者不在企業の事業を譲り受けることによる人手不足の解消、商圏の拡大、サービス・製品の拡充・強化など、事業の成長を目的として、近年、買収側になる中小企業・小規模事業者も増えている。当商工会議所の昨年度の調査によると、買収を検討したことがある企業は、中小企業では約１割、従業員規模１００名以上の企業では４割超にのぼり、M&Aが中小企業の事業戦略の一つとして検討されていることが明らかになっている。廃業を選択する中小企業・小規模事業者の経営資源を次代につなぎ、M&Aによる経営資源集約化により事業の相乗効果を発揮し、成長や効率化を図ることは、事業承継対策のみならず、わが国中小企業全体の生産性向上を図る

観点からも非常に有効な手段である。
　ただし、M&Aで「価値ある事業」を引き継いだとしても、M&A成約後に収益の悪化や従業員の離職などを招くことで、買収先企業の企業価値を低下させてしまっては、逆効果である。当商工会議所の昨年度調査においては、買収目的を概ね達成した企業は約半数にのぼるが、買収目的を達成できなかった企業の課題としては「相手先の経営・組織体制が脆弱だった」「相乗効果が出なかった」「相手先の従業員が退職してしまった」との回答が多かった。買収時における課題としても、「経営陣や従業員の維持・処遇」、「組織文化・社内体制の統合」との回答が多く、買収後の組織文化の統合の難しさがうかがえる結果となっている。M&Aによる経営資源集約化の成功率を引き上げるためには、M&Aプロセスにおける事業デューデリジェンスの精緻化、財務・法務などのデューデリジェンスなどの実施は当然のこと、M&A成立後の企業の統合プロセスであるＰＭＩ（Ｐｏｓｔ　Ｍｅｒｇｅｒ　Ｉｎｔｅｇｒａｔｉｏｎ）を重視していくべきである。
　さらに、中小企業では、買収後の経営人材が不足しているとの指摘も多い。多くの譲渡側企業は後継者不在で売却を決断するため、経営を担える人材が存在しないケースが多いことから、中小企業が外部から経営人材を招へいできるような支援が必要である。とりわけ、買収先企業の経営人材として大企業出身の人材を採用したいとのニーズが高いが、人材紹介会社への費用がネックとなっている場合もある。東京都の事業承継支援助成金（後継者未定タイプ）では、後継者候補の確保に関する経費の補助が可能であり、非常に有効な制度となっていることから、引き続き支援を継続・強化されたい。
　なお、M&Aプロセスにおいて、財務や法務デューデリジェンスを行ったとしても、簿外資産や、債務、契約にない商慣習など、買収リスクは一定程度残ることが多く、M&A後の満足度を引き下げる要因となっている。昨今、わが国においても民間の保険会社よりM&Aのリスクを引き下げる目的で「表明保証保険」の取り扱いが始まっている。買収側企業にとっては、買収後の経済的損失に対する一定程度のリスクヘッジになる一方で、譲渡側企業の経営者にとっても、売却後の賠償請求リスクの低減や、早期に譲渡金額が現金化されるなどのメリットがある。中小企業のM&Aのリスクを低減するためにも、「表明保証保険」制度の普及促進を進めるべきである。

買収時の課題（複数回答）

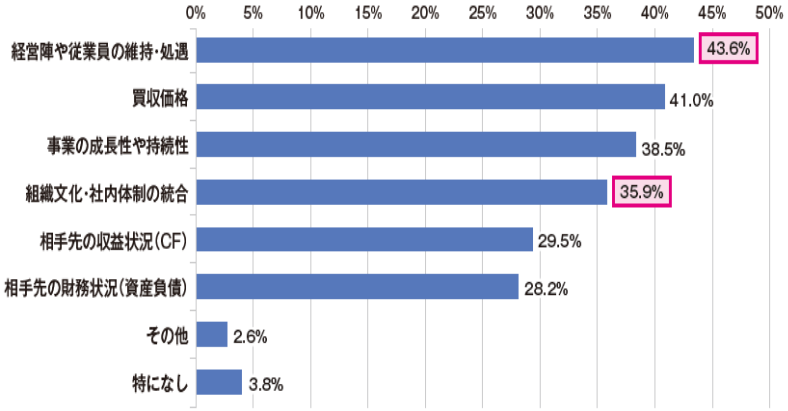

買収の目的や想定効果

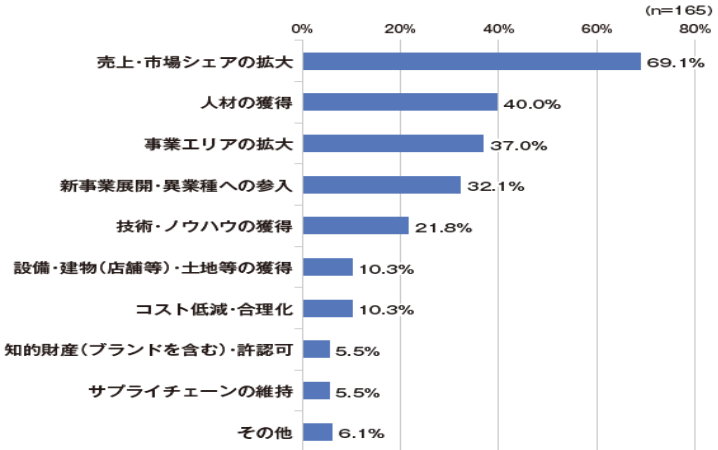

買収における当初目的・期待効果の達成度

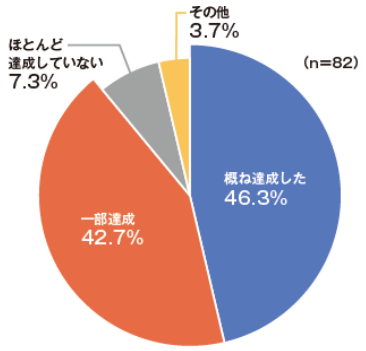

当初目的・期待効果が達成できなかった理由（複数回答）
※上位３項目

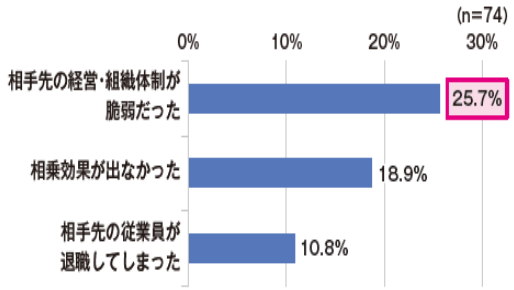

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

【都内中小企業の声】

○ 後継者不在企業による譲渡の打診が近年増えているが、企業価値が低下しており手遅れとなっているケースが多い。追い込まれてからM&Aを検討するのではなく、後継者不在企業は早めの決断が重要。（製造業）
○ M&A仲介会社を通じて買収した際、売り手にとって不利になる情報を開示されなかったことがあり、不信感が強い。（情報サービス業）
○ 買収する前に「買収後の社長」を明確にしておく必要がある。買収先企業に経営を担える人材がおらず、当社から送り込める人材も不足していたため、買収後の組織体制整備に数年を要した。（製造業）

＜具体的な項目＞

- （新）公正な中小企業・小規模事業者のM&Aマーケットの形成（国）
  - （新）中小M&Aガイドラインに準拠した取り組みの推進、登録制度の導入
  - （新）悪質な事業者等の通報制度および公表制度の創設
  - （新）買い手に対する重要事項説明の義務化
  - （新）最低報酬額の明記、成功報酬の見積り、複数買手候補への着手金禁止など透明性の強化
- 中小企業に対する「中小M&Aガイドライン」の周知強化（国・東京都）
  - （新）事業承継・引継ぎ支援センターへのセカンド・オピニオンの推奨
- （新）事業承継・引継ぎ補助金の継続・拡充（国）（再掲）
- 小規模M&A促進に向けた周知強化（国・東京都）
  - 小規模M&Aを手掛ける専門家の育成
  - 事業承継・引継ぎ支援センターの相談機能の維持・強化（国）
- （新）M&Aによる許認可の引継ぎに関する環境整備（国）
- 個人事業主における事業承継時の許認可手続きに関する環境整備（国）
  - 飲食店など個人事業主の屋号の承継に関して、親族内承継、親族外承継問わず、新規許認可取得の不要、および手続きの簡素化
- （新）ＰＭＩを重視した中小企業のM&Aの促進（国・東京都）
  - ＰＭＩの成功事例の収集と事例の周知（国）
  - 事業承継・引継ぎ補助金におけるＰＭＩの補助項目の継続（国）
  - 事業承継支援助成金におけるＰＭＩの補助項目の継続（東京都）
- （新）M&Aにおける「表明保証保険」の利用促進に向けた周知強化（国・東京都）

Ⅴ．その他の課題

１．分散した株式の集約

旧商法で株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代があったことや、相続などによって、業歴が長い企業ほど株式が分散している。安定した経営を継続するために株式の集約は重要であるが、当該非上場株式が高く評価され、経営者による買い戻しが困難なケースも多い。そのため、株式の集約化に向けた支援強化と株式評価額算定方法の見直しが必要である。

昨年度、事業承継時において所在不明株主から株式を集約する場合の要件について、会社法第１９７条による「所在不明株主に対する通知・催告が５年以上継続して到達しない、かつ所在不明株主が継続して５年間剰余金の配当を受領しない」期間を一定の場合に５年から１年に短縮することが、経営承継円滑化法上の特例措置として閣議決定され、今年の通常国会に提出された。所在不明株主の取り扱いは事業承継時やM&Aによる売却時の

大きなネックになっていたため、本改正が行われることは円滑な事業承継に大きく寄与するものとして歓迎したい。

２０１８年１２月に設立された東京都事業承継支援ファンドは、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるため、ファンドに加入する地域金融機関などと連携し支援を行っていくものであり、２０２１年３月末時点で４社へ投資、支援を行っている。引き続き、資金難により株式集約が図れない中小企業への積極的な支援を図るとともに、投資後においても、継続した支援強化を図られたい。

また、東京中小企業投資育成株式会社では、２０２０年３月までに投資先社数２，３３６社、投資残高１，２０７億円の実績を持ち、中小企業の長期安定株主の機能と、分散した株式の集約に寄与している。民間ベンチャーキャピタルとは異なり、「経営の自主権を尊重」「株式上場の義務付けなし」など、経営判断に中小企業経営者の意向が尊重されやすい点が特徴である。とりわけ、公的機関である中小企業投資育成株式会社が株価を算定することで、株式の集約時に既存株主の了解を得られやすい点は、株式が分散し、株式の集約に悩む中小企業にとって大きなメリットとなりうる。投資育成制度を活用することにより、中小企業の株式の集約、ひいては自己資本の充実につながることから、今後さらなる普及促進と支援強化を図られたい。

業歴別の現経営者の株式保有割合

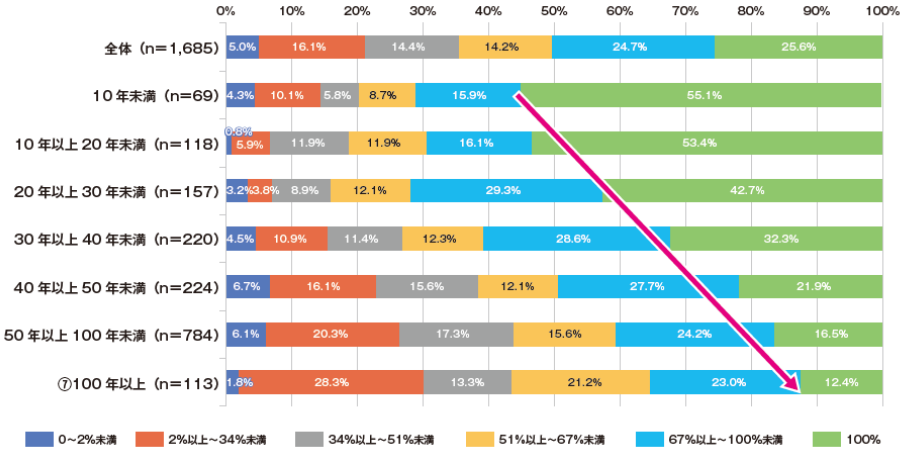

分散した株式が課題となっている割合（現経営者の株式保有割合別）

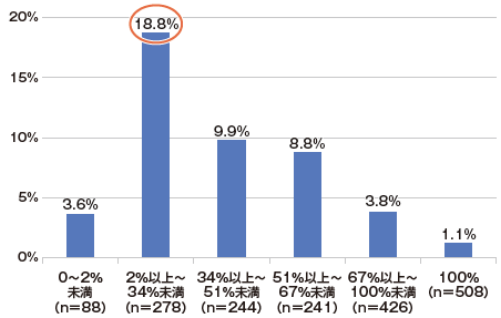

株式の集約を行う際の課題

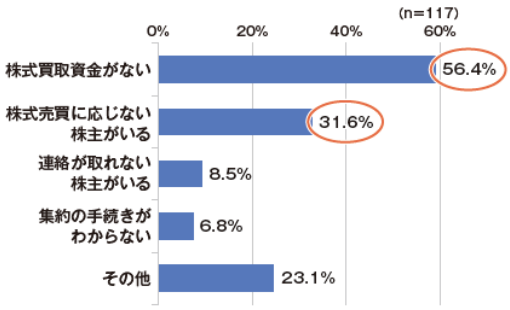

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

【都内中小企業の声】

○ 経営に関与していない親族に株が分散しており、その親族も高齢であることから分散が進む前に対策したいが、買取資金が十分になく集約が進んでいない。（製造業）

＜具体的な項目＞

- 分散した株式の集約に向けた支援強化（国・東京都）
  - ・東京中小企業投資育成株式会社の認知度向上に向けた活動の徹底
  - ・融資、事業承継支援ファンド、投資育成などによる支援、周知の強化
- 分散した株式の集約に向けた株式評価額算定方法の見直し（国）
  - ・同族判定の範囲の縮小（血族：６親等内（はとこ）、姻族：３親等内（配偶者の甥姪））など）
  - ・同族会社における配当還元方式での評価方法の適用

２．後継者教育

円滑に事業を承継し、継続的に企業が発展していくためには、後継者の経営者としての資質やリーダーシップが必要不可欠である。当商工会議所の昨年度の調査結果によると、特に後継者が決定している企業における課題として「後継者教育」と回答する企業が多かった。一方で、「後継者候補がいる」と回答した企業では、後継者が決定している企業と比べて後継者教育の実施が進んでいない現状も明らかになった。後継者教育の内容としては、「トップが直接教育」「自社の取締役や管理職にする」など、自社の業務を通じて教育を行う場合が多いことが明らかになっている。一方で、後継者がイノベーションのきっかけを得るには、自社が所属するサプライチェーンを超えた異業種の経営者と交流してアイデアや情報を入手していくことが重要である。また、後継者独自の悩みを共有するには、同じ境遇にある後継者同士の交流も重要である。昨今、さまざまな支援機関が後継者教育のカリキュラムを設けていることから、活用に向けた積極的な周知を図られたい。東京都中小企業振興公社においては、「事業承継・再生支援事業」のなかで後継者の交流事業や事業承継塾などで後継者教育に取り組んでいる。今後も、中小企業の多様なニーズを満たすべく、さらなる充実に向けた予算の拡充を図られたい。

また、後継者教育においては、経営知識だけでなく、事業承継や多くの経営課題を乗り越えてきた先輩経営者の知恵を借りることが非常に有効であり、先輩経営者からレクチャーを得る機会を盛り込むべきである。

他方で、実際に承継後、自身の右腕となる人材の確保・育成に悩む後継者も多いことから、後継者教育にくわえ、後継者の右腕となる経営幹部育成のための新たな取り組みを進めるべきである。

後継者教育が課題と回答した割合

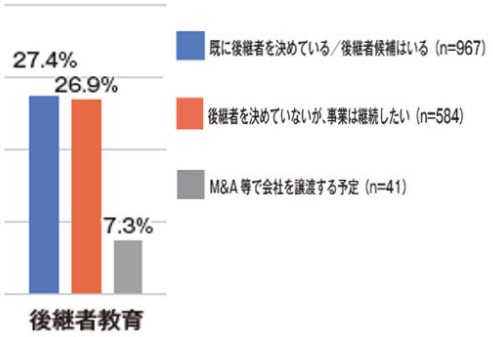

後継者教育の実施状況（後継者の決定状況別）

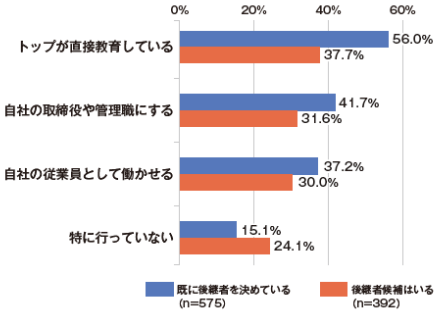

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（２０２１年２月）

【都内中小企業の声】

○ 後継者を区が主催する後継者育成塾に参加させた。他業種の後継者とも人脈を築き、実際に参加企業との協業も始まっている。（製造業）

＜具体的な項目＞

- 後継者教育の充実（国・東京都）
  - ・「事業承継・再生支援事業」における後継者教育の充実（東京都）
  - ・事業承継・引継ぎ補助金における後継者塾などの後継者教育を受講した場合の費用を補助する制度の創設（国）
- 社長の右腕となる経営幹部の育成に対する支援拡充（国・東京都）
  - ・事業承継支援助成金の拡充（再掲）
  - ・経営人材育成による企業力強化支援事業の活用促進

以上

２０２１年度第９号
２０２１年　６月１０日
第２２７回議員総会・第７３７回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関等

＜実現状況＞

○事業承継税制の特例適用に必要な「特例承継計画」の提出期限が１年延長
（２０２３年３月末⇒２０２４年３月末）

○国における事業承継対策予算
・事業承継・引継ぎ推進事業　当初１６．３億円
　＋補正２，００１億円（中小企業生産性革命推進事業）の内数
・中小企業再生支援・事業承継総合支援事業　１５７．７億円（＋６２．７億円）
・「M&A支援機関登録制度」の創設
○東京都における事業承継対策予算
・事業承継・再生支援事業　５．４億円（＋０．２億円）

１０．国の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大と影響長期化により、過去に例のないような大きな打撃と混乱が生じている。特に、東京都においては、３度にわたって発令された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などにより、ヒト・モノの移動が大きく制限されたことで幅広い業種で需要が蒸発し、とりわけ経営体力の弱い中小企業・小規模事業者は深刻な経営状況に陥っている。そのような中、政府は累次にわたる補正予算を編成し、前例のない無利子・無担保融資など迅速かつ手厚い支援を実施することで、事業者が事業継続に向けた取り組みを進めるための時間的猶予を与える役割を果たしてきた。ウィズコロナ・アフターコロナにおける生き残りに向けた取り組みは自助努力が前提ではあるが、いまだ先行きが見通せない中では、地域経済や雇用を支えてきた中小企業・小規模事業者の抜本的な経営改善に向けて、引き続き力強く支援していくことが重要である。

コロナ以前から中小企業が抱えてきた生産性向上や慢性的な人手不足、事業承継などの構造的・本質的な課題は残ったままであり、解決を後回しにすることはできない。今後、ワクチン接種が加速し、感染拡大に一定の収束が見通せた段階でも、ウィズコロナを前提とした感染拡大防止と経済社会活動の両立に向けた取り組みは継続することが予想される。コロナ禍において事業継続に困窮する事業者が多い一方で、デジタルを活用した新製品・新サービス開発や新たな販路の獲得など、ウィズコロナに対応するための前向きな取り組みに関する好事例も生まれ始めている。中小企業においてもイノベーションの重要性がかつてないほど高まっており、デジタル化やグリーン戦略を契機とした産業構造への対応など中小企業の新たな取り組みを促進していくことが、わが国全体の生産性向上を実現するためにも不可欠である。

今後、経営者の高齢化に伴う廃業の増加にくわえて、新型コロナウイルスにより業況への影響を大きく受けている業種にあっては、資金繰りのさらなる悪化によって廃業や法的整理・私的整理を選択する企業の増加が見込まれる。抜本拡充された事業承継税制の利用などによる親族内承継・従業員承継や、後継者不在の企業に対する第三者承継の推進など、中小企業の価値ある事業の円滑な承継とあわせて、業況回復を果たせず、廃業などやむなく事業から撤退する経営者の早期再チャレンジに向けた支援も強化する必要がある。再チャレンジを許容する環境を整備することは、アフターコロナの社会を創造する起業・創業を促進していく観点からも重要なポイントとなる。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、新型コロナウイルスで甚大な影響を受けた中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

Ⅰ．事業継続を図る中小企業・小規模事業者の経営力強化に対する支援

１．中小企業におけるデジタルシフトの加速化

コロナ禍における感染防止対策の観点からテレワークやオンライン会議などが浸透しているが、ウィズコロナ・アフターコロナにおいて、ＩＣＴツールの活用は不可欠であり、中小企業においてもデジタルシフトの加速化が求められている。また、行政手続きや補助金・助成金の運用においてもデジタル化が進展しており、利用者の立場としても、ＩＴリテラシー向上を含め早急な対応が必要である。コロナ禍を機として、ＩＣＴ化の取り組みが遅れていた中小企業においても、テレワーク導入や業務効率化のほか、非接触型ビジネスモデルの構築に向けて取り組みが進んできている。しかしながら、急激な経営環境の変化と業況悪化に見舞われ、当商工会議所が昨年１２月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」では、ＩＴツールを「活用している」と回答した企業は全体の４７．０％と前年度から８．７ポイント減少している。また、当商工会議所が本年２月に公表した「ＩＴ活用実態調査」によると、ＩＴ活用における課題は「ＩＴ導入の旗振り役が務まるような人材がいない」点を挙げる企業が最多であった。専門知識の不足や導入効果の不透明さなど、経営者の不安を払拭してＩＣＴ活用の裾野を広げるには、費用補助のみならず、専門家や地域の情報サービス業事業者による伴走型支援の強化が重要となる。昨年度より実施されている「中小企業デジタル化応援隊事業」などを通じて、経営課題の洗い出しからＩＣＴツールの導入、活用まで、ハンズオン支援を継続・強化されたい。特に、社内にＩＴ人材がいない場合には、ＩＣＴの実装が困難との声が多いことか

ら、外部の個人のＩＴ技術者を活用できるよう、中小企業とＩＴ技術者とのマッチング支援を強力に進めるべきである。

また、前述の「中小企業の経営課題に関するアンケート」によると、ＩＴツールを活用している小規模企業においては、中規模企業と比べて、従業員数２０人以下のＩＴ事業者に相談する割合が高く、中堅・大手ＩＴ事業者へ相談する割合は低くなっている。地域を支える中小企業・小規模事業者のデジタルシフトを推進するためには、比較的小規模な情報サービス業事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数６人以上２０人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築すべきである。

ＩＣＴを十分に活用し、成果を最大化するためには、社内でＩＣＴ導入や活用を先導する人材を育成することが重要である。生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練は、個社の課題やニーズに即したメニューできめ細かな支援を受けることが可能であり、利用者からも好評であることから、同事業の周知強化や支援拡充を図られたい。

コロナ禍で多くの緊急支援策が措置される中、国や地方自治体、支援機関などにおけるデータ連携が進んでおらず、紙ベースでの事務処理に人手や時間がかかることが、支援の「目詰まり」を起こす一因となった。また、感染拡大防止のためテレワークを導入する企業が急増したが、電子決裁業務などが満足に行えない状況も明らかとなった。本年９月に創設が予定されているデジタル庁を中心として、地方自治体も含めたデジタル・ガバメント実行計画を早急かつ着実に実施していくべきである。あわせて、営業許可制度などをはじめ、国・地方自治体と民間の間における各種行政手続きを徹底的に見直されたい。

なお、法人向けデジタルバンキングの推進など金融機関のデジタル化が進む中で、情報セキュリティ対策が脆弱な中小企業において、ＭＩＴＢ攻撃やフィッシングなどによる被害が想定される。電子債権や金融ＥＤＩなどを進めるうえでも、中小企業のハード・ソフト両面から情報セキュリティを向上させる必要がある。そのため、中小企業のセキュリティリテラシーの向上、ソフト・設備投資の支援を継続・拡充されたい。

【要望内容】＜経済産業省、厚生労働省、総務省＞
○ＩＣＴツール導入・活用に向けた、専門家・専門人材と中小企業とのマッチングおよび伴走支援の強化（中小企業デジタル化応援隊事業の継続・強化）
○ＩＣＴ実装に向けた、中小企業とＩＴ技術者とのマッチング支援の促進
○ＩＣＴツール導入にあたり、地域の情報サービス業事業者による伴走支援強化および費用補助の継続（サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業の継続・拡充（通常枠（Ａ・Ｂ類型）におけるハードウェアへの対象拡充、補助率引上げ（２分の１→３分の２）および下限額の撤廃、ＩＣＴ導入に向けたコンサルティング単体での対象化）、事業再構築補助金の推進）および導入事例の積極的な発信
○地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「５人以下」から「２０人以下」への拡大
○中小企業でＩＣＴツール導入や活用を進める上で中核となる人材育成の強化（生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練や職業訓練員・講師派遣などの周知強化・支援拡充）
○中小企業経営者・従業員のＩＴリテラシー向上に対する支援（ＩＴパスポートなど情報処理技術者試験や、ＩＴコーディネータなどＩＴ資格取得の奨励や助成等）
○個社の実情に応じたテレワークの導入・定着に向けた支援の継続（サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業・特別枠（Ｄ類型）の継続、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充および周知強化）
○「身の丈ＩｏＴ」促進に向けた知識習得支援および導入事例の積極的な発信
○大企業・中堅企業の先導による商流ＥＤＩの導入・利活用支援、中小企業共通ＥＤＩの普及促進
○社会全体のデジタル化をけん引するデジタル・ガバメントの早急な構築
○補助金申請などにおける事業者の電子申請に関する国によるサポート体制の強化
○デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応

２．感染拡大防止と企業活動の両立に対する支援の継続

感染拡大防止と企業活動の両立が求められるウィズコロナ時代にあっては、業界団体などで策定されているガイドラインに沿った事業活動を個社で継続する必要がある。感染拡大の収束や業況回復が見通せない中で、オフィス・店舗・工場の改装などの取り組みに要する費用負担は各企業に重くのしかかっている。ウィズコロナにおける中小企業・小規模事業者の事業継続に向けて、オフィス・店舗・工場の環境整備に対する支援を継続されたい。

中小企業・小規模事業者が感染拡大防止対策などウィズコロナへの対応を進め、安定的に事業を継続するには、基盤となる公正な取引環境の整備を進める必要がある。昨年６月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、本年３月に公表企業数１，０００社を超えている。宣言の実効性を確保するためには、不公正な取引の防止に向けた監視の強化や、宣言に反する企業の掲載取りやめなどの措置も必要となる。「下請振興基準」に基づく指導・助言をはじめ、「下請法」や「独占禁止法」の運用とあわせて、宣言企業に対するフォローアップや検証を強化されたい。

「価値創造企業に関する賢人会議」中間報告において、中小製造業の名目生産性の伸び率が低水準にとど

まる要因として、価格転嫁が十分に行われず、積極的な設備投資や人件費の引上げが困難な点が指摘された。新型コロナウイルス感染拡大による混乱に乗じて、下請の中小企業・小規模事業者が親事業者から不当な契約の打ち切りや、適正なコスト負担を伴わない通常より低い価格での受注、不当な知財やノウハウの提供を求められるなど、取引環境の悪化が懸念されている。

そのような中、本年３月に改正された下請中小企業振興法「振興基準」により、約束手形などの支払いサイト短縮化および割引料負担の改善が示されるなど、支払い条件の改善に向けた取り組みが推進されていることは歓迎したい。一方で、約束手形は長く日本の商慣習として扱われてきたものであり、発注側だけでなく受注側、さらにはその取引先の資金繰りにも影響を与えることに留意しながら、企業の自主的な取り組みを後押しするための環境整備を行うべきである。

不合理な商慣習や取引慣行の見直しや取引適正化には、業界毎の取り組みも重要となる。政府においては、現在１８業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図られたい。さらに、個社による「パートナーシップ構築宣言」とあわせて、「取引適正化と付加価値向上に向けた自主行動計画」の取引現場におけるより一層の浸透に向けて、フォローアップの継続や策定団体の拡充など、下請取引およびサプライチェーン全体の取引適正化を進められたい。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府＞
○感染拡大防止に有効な「新しい生活様式」に対応するための設備などへの費用補助継続
○ワクチンの安定供給と円滑な接種の推進、医療提供体制の抜本的な強化
○「価値創造企業に関する賢人会議」および「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」での議論をふまえ、公正な取引環境整備への取り組みの強化
○個社による「パートナーシップ構築宣言」の推進および宣言企業に対するフォローアップや検証など実効性の確保（大企業も利用可能なＮＥＤＯなど各種補助金の前提条件化、加点対象となる補助金の追加）
○「パートナーシップ構築宣言」の策定・公表を補助金などの加点対象とするなど、各都道府県に対する協力要請
○「下請振興基準」に基づく指導・助言や「下請法」「独占禁止法」の運用強化、下請Ｇメン・知財Ｇメンによる取引実態の調査などを通じた不公正な取引防止・是正の強化
○消費税の転嫁拒否行為に対する機動的な取締体制の継続
○「下請取引ガイドライン」の普及・業種の拡大や、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充など業種ごとの取引適正化に向けた取り組みの後押し
○大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
○知財取引の適正化に向けて、「下請法」の「親事業者の禁止行為」（第４条）に「不当な知財取引」を追加。不当な知財取引を行う企業名の公表など、独占禁止法（優越的地位の濫用）ガイドラインの拡充による断固たる措置の実施
○中小企業庁作成の知財に関する契約のひな形・ガイドラインの普及・啓発と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設

３．中小企業金融の支援体制強化

当商工会議所では、中小企業委員会のもとに、中小企業経営者や学識経験者で組成した「ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会」を設置し、行政や金融機関、中小企業支援機関、再生実務の担当者などの意見を聴取し、中小企業金融の出口戦略や中小企業経営者がなすべき取り組み※Ⅲ－５－（３）を参照について議論を重ねてきた。本項では、同研究会で議論されている内容の中で、現下の中小企業金融に関する認識と事業継続に向けた支援強化について記載する。

（１）コロナ禍における中小企業金融に関する現状認識

新型コロナウイルスに関する緊急融資に関しては、商工組合中央金庫や日本政策金融公庫などの政府系金融機関、信用保証協会、民間金融機関が、未曾有の危機の中で膨大な案件に対応することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支えてきた。結果として、２０２０年の倒産件数は低水準にとどまるなど、中小企業の事業継続に大きな効果が出ている。一方で、金融機関の融資残高は２０００年以降で過去最高を記録し、保証残高も急増しており、ウィズコロナ・アフターコロナ時代において企業の過剰債務問題が顕在化すれば、倒産・廃業による価値ある事業の喪失にくわえ、新規投資抑制による企業の成長鈍化によって、最終的には日本経済全体の生産性低下をもたらすこととなる。そのため、金融機能のモラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を検討する必要がある。

現在、新型コロナウイルス感染拡大による幅広い業種への影響が長期化する中で、中小企業・小規模事業者は、国・東京都・区の新型コロナウイルス特別貸付など資金繰り支援策を利用しながら、足元の資金繰りを回している。事業継続を目的とした支援策によって時間的猶予がある間に、業況回復ならびに安定的な事業継続に向けて、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した業態転換・事業転換などの事業ドメインを再構築する取り組みを進め、業況を回復させていく必要がある。

（２）中小企業・小規模事業者の足元の資金繰り支援策について

国・東京都・区の手厚い緊急対策は、事業者が危機に対応するための時間的猶予を得るものとして重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染拡大の先行きが見通せない中で、新型コロナウイルス特別貸付の据置期間が終了して返済が始まる企業や、中小企業再生支援協議会の「新型コロナウイルス特例リスケジュール」を活用して１年間の返済猶予を受け、本年４月以降に返済が開始する企業では、資金繰りがさらに悪化することが想定される。新型コロナウイルス特別貸付では、政府系金融機関においても据置期間が短い企業では半年・１年に設定されているケースがあり、事業者によって返済開始時期が異なっている。政府系金融機関の新型コロナウイルス特別貸付の受付期間については２０２１年末まで受付期間が延長されており、同制度を推進するとともに、感染拡大状況や経済への影響を注視しながら、状況に応じてさらなる延長も検討されたい。一方で、売上が回復しない中で、既往の借入金返済によって資金繰りに窮している企業も多いことから、まずは中小企業再生支援協議会による特例リスケジュールの制度周知、利用促進を図るべきである。また、今後の事業計画が描けない中で特例リスケジュールの期限が到来する企業については、早期経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した企業において、制度融資における据置期間（３年~５年）の範囲内で条件変更を認めることを検討すべきである。さらに、条件変更を受けた企業が業況回復を果たせるよう、地域金融機関において、金融支援にくわえ、中小企業支援機関の支援を組み合わせた業態転換や事業転換を含めた本業支援を強化していくべきである。

また、事業者の資金調達の選択肢を多様化する観点から、動産・債権を目的とする担保取引の推進や、法制審議会で議論されている担保法制の見直しを通じた事業性評価担保融資などを進めていくべきである。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞
○政府系金融機関の新型コロナウイルス特別貸付制度の推進
○新型コロナウイルス特例リスケジュールの制度周知、利用促進
○金融機関において、経済情勢を見極めつつ、早期経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した事業者に対して、新型コロナウイルス特別貸付の制度上の据置期間（３年～５年）内においては、特例リスケジュール終了後も条件変更に対応するなど、「事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応」を行うよう、引き続き要請を実施
○政府系金融機関における資本性劣後ローンの推進
○地域金融機関による金融支援・本業支援の強化、きめ細かな支援のできる人材の育成
○「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知強化、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供の推進
○事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用および企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
○政府系金融機関における「知財公的融資制度」の創設（知財を担保として、低金利貸付や知財以外の無担保・無保証貸付などを実施）
○担保法制の見直しを通じた事業性評価担保融資の推進

４．新型コロナウイルスの影響長期化をふまえた、支援施策・支援体制の改善

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策が行われる中で、支援施策や支援体制における課題が顕在化している。現場のマンパワー不足や手続きの煩雑さから、申請・審査・実行までにタイムロスが発生し、事業継続が危機的な状況になる事業者が多く存在する。政策効果を広く行き渡らせるためには、現場における課題の解決に向けた政策効果の検証が不可欠である。検証結果をふまえ、手続きの簡素化・迅速化や申請窓口の体制強化を図られたい。

支援施策を利用するうえで事業計画を策定することは当然ではあるが、コロナ禍という未曽有の危機にさらされる中では、先行きに対する事業者の不安を払拭し、予見可能性を高めるため、従来の手法にとらわれない支援が必要となる。制度設計をしっかり行ったうえで周知・公募を開始し、採択から補助金・助成金の実行まで十分な期間を確保することはもとより、事前着手承認制度を拡充するなど、交付決定前でも事業を開始できるようにすべきである。また、事前着手承認制度においても、事前承認を受けるまで一定の時間がかかる点が課題となることから、事前届出を行った場合は事前承認を受ける前でも補助対象とするなど、よりスピード感をもった対応を講じられたい。

中小企業のさまざまな取り組みを後押しする上では、ニーズに応じた支援施策を設けるとともに、利用を促進する仕組みづくりが必要である。「中小企業生産性革命推進事業」や「中小企業等事業再構築促進事業」において、複数年度にわたる予算措置により通年公募・複数回の締め切りが実現し、事業者の利便性が大きく向上している。一方で、「事業再構築」などの定義や類型、要件が複雑で分かりづらく、申請を躊躇う事業者も多い。分かりやすく迅速な周知を行うことはもとより、支援施策を活用して前向きな取り組みを行おうとする中小企業・小規模事業者の意欲を阻害するような運用ルールについては、見直しを行うべきである。あわせて、各施策の運営事務局や申請窓口の体制を充実・強化し、各施策の基本的な要件確認などに関する問い合わせ対応のワンストップ化を実現されたい。

【要望内容】＜財務省、総務省、経済産業省、国土交通省、内閣府、内閣官房、国税庁＞
○十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定、事前着手承認制度の継続および対象拡大
○補助金・助成金などの中小企業支援施策について、複雑化する類型・要件や加点要素など運用ルールの見直し・改善と分かりやすく迅速な周知
○各施策の運営事務局や申請窓口の体制強化と問い合わせ対応のワンストップ化
○社会保険、税手続きや補助金・助成金の申請・報告など行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善（ＩＣＴ活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き・納税期限の統一化）
○マイナンバー活用による社会基盤整備、マイナンバーカードの普及・活用促進（運転免許証など既存の公的身分証との統合）
○中小企業の新たな挑戦や生産性向上につながる規制緩和（飲食店による製販業務拡大に必要な新たな営業許可取得に係る許認可手続きの簡便化・施設基準の緩和、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等に資する「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い」の期限延長・恒久化、在庫酒類の持ち帰り用販売等に資する「料飲店等期限付酒類小売業免許」の再適用、介護サービスにおける人員配置基準の緩和、建設業における技術者の配置要件の緩和）

Ⅱ．新たな挑戦を通じて成長・飛躍を目指す中小企業の後押し

１．イノベーションの担い手である中小企業に対する支援強化

（１）ウィズコロナ・アフターコロナに向けた中小企業の事業再構築に対する支援強化

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、社会全体の行動変容や、ビジネス環境の急速な変化が生じたことにより、多くの企業でこれまでのビジネスモデルや常識を見直し、事業再構築などのイノベーション活動に取り組む必要性が生じている。中小企業がイノベーション活動に取り組み、生産性を向上させ、持続的な成長・発展を遂げることは、日本経済がコロナ禍から回復し、発展するうえで欠かせないものであり、中小企業による新たな挑戦を後押しする環境整備に取り組む必要がある。

令和２年度補正予算において、中小企業などがウィズコロナ・アフターコロナに対応し、事業再構築に取り組む際の費用を補助する「中小企業等事業再構築促進事業」が創設されたことは歓迎したい。今後も中小企業による事業再構築、イノベーション活動の後押しとなるよう、制度の見直し・改善を図るとともに、支援を継続されたい。また、イノベーション活動の必要性を感じながらも、未だ着手できていない中小企業に対する「気づき」の創出や意識醸成に向けて、好事例の横展開にも取り組まれたい。

（２）オープンイノベーションの促進と成果創出に向けた支援

経営資源が限られる中小企業がイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させる、オープンイノベーションの取り組みが重要となる。「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを越えた新たな連携を目的とするものであることから、本制度の積極的な周知と、宣言企業の拡大、ならびに宣言企業から得られる好事例の周知に取り組まれたい。あわせて、中小企業と協力相手とのマッチング支援強化や、民間のプラットフォーム活用に向けた費用助成の充実、スタートアップとの協業により新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」の費用助成事業創設など、中小企業の幅広い連携、協業の促進に取り組まれたい。

本年３月に当商工会議所が公表した「中小企業のイノベーション実態調査」によると、オープンイノベーションに取り組まない企業が、協力相手と連携していない理由として、「情報、技術流出への懸念」と回答する割合が一定数存在する。実際に一部の大企業と中小企業・スタートアップ間で、知的財産に関する不公正な取引が行われたとの声が上がっており、情報や技術流出のリスクはオープンイノベーションの阻害要因となっている。「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めない」とする内容が盛り込まれている。この点においても、「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーションを加速化するとともに、知的財産保護に対する支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞
○中小企業等事業再構築促進事業などによる中小企業の事業再構築に対する支援の継続、好事例の横展開
○事業再構築補助金の拡充
・売上高構成比要件の緩和、売上減少要件の撤廃
・事業再構築の定義の分かりやすい明示
・事前着手承認制度の継続および対象拡大、十分な公募期間の設定
・コロナ禍で本来事業再構築すべき事業者への加点措置

・予算の拡充
○上記取り組みをさらに推進するべく、支援策の複雑な類型・要件など運用ルールの見直し・改善および分かりやすく迅速な周知（再掲）
○「パートナーシップ構築宣言」の推進および「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを超えた新たな連携」の好事例周知
○革新的なアイデアを持ったスタートアップと既存企業とのマッチング支援、オープンイノベーションの取り組みに対する費用助成などの支援強化
○スタートアップと中小企業の連携強化に向けた支援（実証実験の場の提供、アクセラレータープログラム等）
○大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
○戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続・強化
○中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
○中小企業の新たな特許出願層を開拓する観点から、知財総合支援窓口などにおける、相談業務にくわえ、電子出願や手数料納付の代行など、ワンストップで直接的な支援の強化

２．新たな需要に対応した新製品・新サービス開発に対する支援

（１）多様なニーズ、社会課題に対応した取り組みの後押し

新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中で、「新しい生活様式」や、多様化するニーズに対応した新製品・新サービス開発の重要性が高まっている。従来とは違った発想、取り組みによる革新的な新製品・新サービスの開発は不確実性が極めて高く、研究開発、事業化に至る前の事前調査（Ｆ／Ｓ）が重要となる。しかし、現行の補助金など支援施策については、事業化を前提とした研究開発段階における支援が手厚い一方で、事前調査（Ｆ／Ｓ）や初期段階での支援が手薄である。革新的なイノベーション、新製品・新サービス開発の取り組みを後押しし、成果創出の可能性を高めるためにも、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実に取り組まれたい。科学技術基本法などの一部改正に伴って見直しが行われた日本版ＳＢＩＲ制度において、多段階選抜による連続支援や各省毎の研究開発予算に対する支出目標の導入など統一的な運用ルールが策定された。今後、中小企業のイノベーション促進に向け、改正ＳＢＩＲ制度における運用ルールの適切な実行、施策の周知、および利用促進に取り組まれたい。

新製品・新サービス開発など、新たな取り組みはリスクを伴うものであり、その取り組みを後押しするため、各種補助制度が措置されていることは歓迎したい。しかし、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」や「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業費補助金」において定められている、当初の目標が未達の場合に補助金の返還を求めるという「ペナルティ」の存在は、中小企業の思い切った新規事業の取り組みを躊躇させる一因となっている。特にコロナ禍で先行きの見通せない中だからこそ、中小企業の新たな取り組みを後押しする制度となるよう、運用ルールの見直しと支援施策の活用促進に取り組まれたい。

【要望内容】＜内閣府、経済産業省、環境省＞
○「新しい生活様式」や多様なニーズに対応する新製品・新サービス開発について、事業構想の検証から事業化までの支援強化（事前調査段階（Ｆ／Ｓ）の補助制度創設や、事前調査段階から研究開発段階、事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実）
○改正ＳＢＩＲ制度（中小企業技術革新制度）の積極活用、周知促進
○新規事業のリスク軽減に資する支援施策の活用促進、運用ルールの見直し（目標未達の場合の補助金返還について、実績報告時の理由記載による免除を認める等）
○新製品・新サービス開発に資する「攻めのＩＣＴ投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
○生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーンの強靭化に対する支援（中小企業等事業再構築促進事業の周知・活用促進、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の継続）
○カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素効果の高い設備への転換・導入などグリーン対応補助金の新設・拡充
○省エネとあわせ経営改善・生産性向上につながる、設備投資への補助、税制・資金調達上の優遇措置、個別コンサルティングなどの支援強化
○効果的な省エネなどを取り入れた環境経営（エコアクション２１等）の実施に対する支援、およびそうした取り組みを適切に評価する仕組みの構築

（２）先端技術への対応や導入に向けた支援

Ｓｏｃｉｅｙ５．０が到来する中、ＡＩやＲＰＡ、ＩｏＴ、ロボットなどの技術革新は目覚ましく、それらを活用することで、ウィズコロナにおける非接触型ビジネスモデルへの転換や、自動化による生産性向上が期待されている。先端技術の活用による新製品・新サービスおよびビジネスモデルの開発・転換を促進するためには、個社の取り組みにくわえ、流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈに代表される産業全体によるプラットフォームの変革を推進する必要がある。一方で、その大きな変革の波に取り残され、バリューチェーンやサ

プライチェーンから退出を迫られる中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細かな支援が必要である。

また、最先端技術による新製品・新サービスの実用化に対しては、大学や研究機関による支援強化のほか、実現可能性に係る調査や実証実験に取り組む際の費用補助制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣府＞
○「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈ等）および中小企業への導入支援
○ＡＩやＲＰＡ、ＩｏＴ、ロボットなど新技術の積極的な活用、およびそれらを活用した新たな事業分野や成長産業への参入支援、好事例の周知強化
○新技術導入にあたっての実証実験や実現可能性調査に関するノウハウの提供、費用補助制度の創設
○中小企業の先端技術導入に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供などの支援強化

（3）事業規模を拡大する中堅企業への支援の充実

昨年度、中小企業政策審議会制度設計ワーキンググループにおいて、「グローバル型」「サプライチェーン型」に分類されるような、従業員数や売上などの規模拡大を図る中小企業に対する支援拡大が議論され、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策が拡大したことは歓迎したい。同ワーキンググループでの議論をふまえ、中小企業から中堅企業へ規模拡大や、地域を支える中核企業に対する支援を充実されたい。

また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、中堅企業と中小企業の取引の適正化や事業連携を構築するため、パートナーシップ構築宣言企業の拡大を進めるとともに、同宣言の策定・登録を各種支援施策利用にあたっての前提とすべきである。

【要望内容】＜経済産業省＞
○事業規模を拡大する中堅企業への支援の継続（地域未来投資促進法に基づく支援、中小企業等事業再構築促進事業の適切な運用）
○パートナーシップ構築宣言の策定・登録の促進（宣言を各種支援施策利用にあたっての前提とする等）

３．ウィズコロナ時代における中小企業の海外展開に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世界的に経済活動や移動が制限され、直接投資なども大きく制約されている。わが国が持続的な成長・発展に向けて海外需要を取り込むには、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすく、非対面・非接触の販売・営業方法である越境ＥＣや海外のオンライン展示会などの活用が期待される。中小企業の海外販路開拓を後押しすべく、低リスクでブランディング効果も期待できるＪＡＰＡＮ　ＭＡＬＬ事業の推進や、ＥＣサイト構築、ＥＣモール出店、オンライン展示会出展に対するサポート、費用の助成など、支援体制を強化されたい。

現在、中小企業経営者からは、従業員のワクチン接種の遅れから、自社で職域接種可能な大企業に比して海外ビジネス展開が遅れるとの懸念の声や、海外駐在員の安全を心配する声が上がっている。そのため、海外出張が必要な中小企業の従業員に対する迅速なワクチン接種とともに、海外での感染爆発時における在留邦人へのワクチン接種体制の整備を検討されたい。また、グローバルな経済活動の本格的な再開に向け、ビジネス関連の出入国に関する各国の規制緩和に合わせたタイムリーな情報提供や、ＰＣＲ検査を含む検査体制の早期拡充、ワクチン接種者への証明書の発行と渡航規制の緩和など出入国手続きがスムーズに実施されるよう体制強化を図られたい。

新型コロナウイルス収束期において、海外展開を円滑に進めていくためには、現地の新型コロナウイルス感染拡大状況など正確な情報収集とともに、国内外における事前調査や事業計画の策定といったフィージビリティ・スタディが重要である。これらの調査や計画策定は長期化することが多く、特に中小企業の関心が高い東南アジアなどの新興国では統計やデータの入手が困難であることから、支援が必要である。さらに、国内だけでなく海外での事前調査も必要であるため、海外展開に係る事業計画や国内外での事前調査費用を助成する制度の創設を求める。

あわせて、情報や人的資源に乏しい中小企業は、海外展開を考える際に支援機関の利用を検討するが、各機関の事業内容や特徴が分かりづらく、相談先の選定に悩む事業者が多いため、各支援機関の事業内容や特徴の周知を強化されたい。また、海外拠点設立・海外販売チャネルが実現した後も、投資・経済環境の変化により撤退、移転、営業展開の再編を余儀なくされることもあるため、海外展開のステージに応じた国内外一気通貫の支援体制を確立されたい。

くわえて、中小企業にとって、各国・地域によって異なる規格・認証の取得に係る費用負担が大きいことから、中小企業が国際認証（ＥＵにおけるＣＥマークやＨＡＣＣＰ等）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、外務省、総務省、内閣府、厚生労働省＞
○中小企業の海外販路開拓の後押し（ＪＡＰＡＮ　ＭＡＬＬ事業など海外展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援の拡充、海外展示会出展支援の強化等）
○各国の出入国規制の緩和など最新情報の提供や、ＰＣＲ検査体制の拡充を含むビジネス目的の出入国支援の強化
○海外での感染爆発時における在留邦人へのワクチン接種体制の整備
○海外出張が必要な中小企業の従業員に対する迅速なワクチン接種
○海外展開に係る事業計画策定や国内外での事前調査など、Ｆ／Ｓに係る費用を助成する制度の創設
○日本貿易振興機構（ジェトロ）などによるウェブを活用した展示会・商談会などを通じた販路拡大や、安定的なサプライチェーン構築に向けた支援の継続
○海外展開支援機関の事業内容や支援施策の周知強化、および中小企業の海外展開ステージに応じた国内外一気通貫の支援体制の確立
○中小企業における「グローバル人材」の育成に資する関連施策の拡充・利便性向上
○国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
○中小企業が海外で行う知的財産活動支援のさらなる拡充(外国出願補助金(中小企業等海外出願･侵害対策支援事業)の採択企業数の拡大、通年での申請受付や予算確定後の即時利用など運用改善)
○ジャパンブランドの価値向上を支援するＪＡＰＡＮブランド育成支援事業の推進
○国内外におけるわが国コンテンツの需要拡大に向けてシナジー効果が発揮されるよう、クールジャパン、ビジットジャパン、コンテンツグローバル需要創出等促進事業、放送コンテンツ海外展開促進機構（ＢＥＡＪ）事業などに係る連携強化
○コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金について、コンテンツの製作期間が長期に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間の大幅な拡大
○中小企業の海外展開を後押しする経済連携協定の締結促進
○ベトナム、タイ、インドネシア、メキシコなど日本企業の駐在員が多い国との社会保障協定の締結促進

Ⅲ．中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

１．アフターコロナの社会を創る起業・創業の促進

わが国の企業数は１９８６年以降年々減少傾向にあり、２００６年から２０１６年の１０年間で約６０万社が減少している。また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化は、企業経営に大きな影響を及ぼし、今後さらに倒産や廃業の増加が懸念される。わが国経済の持続的な成長を実現するためには、起業・創業を促進し、企業数の減少に歯止めをかけることが不可欠である。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、起業・創業関心層の開業を後押しするには、創業者のリスクや不安感を低減するための融資制度や、補助金・助成金など支援体制の強化が必要である。商工会議所が創業前の事業計画策定やブラッシュアップから事業を軌道に乗せるまでの伴走支援を行い、資金力・信用力の乏しい創業初期企業に対しても適切な資金供給を行えるよう、事業歴１年未満の事業者に対してもマル経融資制度の融資対象を拡充されたい。

また、今回のコロナ禍のような制御不能な外部環境の変化にあって、借入金や信用保証に対する経営者保証などによって多くの経営者が自己破産へ追い込まれることとなれば、起業家のアントレプレナーシップ減退が危惧される。後段に詳述する「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用など、起業家が再チャレンジできる環境整備に取り組むべきである。

コロナ禍以前より、わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。社会課題解決や国民の生活における利便性向上につながる革新的なイノベーションの担い手として、スタートアップによる革新的な製品・サービスの開発が期待されている。スタートアップの成長、発展に向けた支援強化や、革新的な製品・サービスの実証実験、事業会社とのオープンイノベーションの促進に向けた支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞
○商工会議所の伴走支援に基づく資金調達に対する支援（マル経融資制度における事業歴１年未満の事業者の融資対象化）
○創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援の実施（事業計画策定などに対する支援、創業後５年間の法人税の減免等）
○成長産業に絞った創業補助制度の創設
○スタートアップの成長、発展に向けた支援強化（革新的な製品・サービスの実証実験および事業化に向けたものづくりスタートアップ・エコシステム構築事業などの予算拡充）
○スタートアップと中小企業の連携強化に向けた支援（実証実験の場の提供、アクセラレータープログラム等）（再掲）

○大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）
○ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充
○アントレプレナーシップのみならず、就業観醸成にも資する高校や大学などでの起業家教育の推進
○起業家のチャレンジ意欲を後押しすべく、失敗を許容する環境づくりの推進（「経営者保証に関するガイドライン」の推進等）

２．地域経済・コミュニティを支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続

（１）中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

当商工会議所では、２０２０年２月より「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置し、２０２１年３月末までに３０，０００件以上の相談対応を行ってきた。マル経融資に関しても、拡充措置（新型コロナウイルス対策マル経融資）への申し込みに対し、２０２１年３月末までに３，０００件以上を推薦しており、緊急時における小規模事業者の資金需要へ迅速に対応してきた。商工会議所は、マル経融資を通じて、小規模事業者の持続的な発展に対する支援はもとより、長期化する新型コロナウイルスとの戦いを乗り切るために、事業者への伴走支援を実施しながら適切な金融支援を行ってきた。今後、小規模事業者がウィズコロナに対応した新たな取り組みを行う際、あるいはアフターコロナにおける需要回復期には、新規投資や増加運転資金など資金需要の発生が予想される。しかしながら、コロナ禍の一年間で金融機関からの借入が急増し、債務過剰に陥っている小規模事業者に対して、民間金融機関が新規融資を実施することは困難なケースも今後多くなることが想定される。一方で、マル経融資は、経営指導の一環で行われる融資制度であり、債務過剰であっても、経営状態や事業性を見極めた新規融資と事業継続に向けた経営指導が可能である。小規模事業者の資金繰りと成長を支えるものとして今後一層の活用が期待されることから、一般枠の制度維持ならびに予算枠の堅持および融資対象の拡充を図られたい。

「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の申請件数は、２０２１年３月末時点で１２０，０００件を超えている。「経営力向上計画」は、計画策定を通じて自社の強み・弱みを把握し、自社の中期経営計画を検討、実行することで中小企業の成長・発展が期待されることから、引き続き、認定企業に対する、補助金申請時の加点や優先採択にくわえ、支援策を拡充し、本計画の普及・推進を図るべきである。

新型コロナウイルスの収束期・収束後においても、中小企業・小規模事業者の慢性的な人手不足や大事業承継時代への対応は課題として存在する。とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、２０１９年に見直された「小規模企業振興基本計画」に基づいて、ＩＣＴ活用による生産性向上を促進する必要がある。したがって、ＩＣＴツールやサービスを提供するうえで鍵となる情報サービス業の支援・育成が急務となっている。同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業などの他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業者数の比率が低く、さらなる支援を求める声も業界団体より上がっている。「小規模事業者持続化補助金」では、ソフトウェアのような無形の商品・価値も「流通性のあるモノ」とみなし、それを製造する事業者として、ソフトウェア開発業を製造業と同様の基準で支援対象としている。昨年度、中小企業政策審議会制度設計ワーキンググループにおける議論の中では、「財務指標より零細的性質を満たしていない」と指摘されているが、小規模事業者のＩＣＴ化を進めるためには、小規模の情報サービス業の経営基盤強化が必要不可欠である。ついては、小規模の情報サービス業に対して重点的な支援を行うべく、小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（５人以下→２０人以下）を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、総務省＞
○マル経融資制度（一般枠）に係る予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化、事業継続１年未満の事業者の融資対象化
○中小企業等経営強化法を活用した施策の推進
○商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
○多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（５人以下→２０人以下））（再掲）

（２）国内販路開拓に対する支援

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品開発のみならず、販路開拓による売上増加が重要である。当商工会議所の調査によると、新型コロナウイルスの影響で多くの中小企業が「商談や営業活動への支障」「イベント・展示会の中止・延期」などの影響を受けており、コロナ禍での新たな販路開拓が求められている。中小企業の早期業績回復を後押しするべく、小規模事業者持続化補助金などの販路開拓支援策を継続すべきである。

中小企業は大企業と比較して知名度が低く、資金も限られていることから、自社のみで取り組める販路開拓の手法や効果が限定されている。さらに、非対面・非接触での企業活動が求められるウィズコロナ時代においては、インターネット通販をはじめとするＥＣ市場への参入や商談システムなどを活用したオンラインでの営業戦略が求められている。感染拡大期に外出自粛が続いている中でも、都内中小企業・小規模事業者

からは「店頭売上が激減する一方、ＥＣは好調であった」との声が多く上がっている。一方で、ＥＣが軌道に乗るまでは一定期間が必要であり、売上・受注量が減少する中、ＥＣサイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいため、中小企業によるＥＣサイトの開設や活用、および販売促進への支援を引き続き強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞
○中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）
○インターネット通販（ＥＣ）やオンライン商談システムの活用、オンライン展示会など非対面型ビジネスモデル転換に対する支援の継続（事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金等の適切な運用）
○非対面・非接触の販路開拓に関する専門家・専門人材による支援の強化

３．多様な人材の確保・活躍推進に対する支援

（１）中小企業の働き方改革の後押し

「働き方改革」は、これまでの労働慣行や社会の変革を促し、生産性向上と多様な人材の活躍を推進するきっかけとなるものであり、ウィズコロナ・アフターコロナに対応した働き方の推進にもつながるものである。働き方改革関連法は令和元年４月より施行されており、昨年４月からは中小企業への時間外労働の上限規制がスタートしているが、昨年２月から３月にかけて日本・東京商工会議所で行った調査では、対応の目途がついていない企業が一定割合存在している。さらに、多くの中小企業においては、新型コロナウイルス感染拡大による急速な経営悪化と営業自粛や感染防止策などの対処に追われ、働き方改革関連法への対応を十分に進められていないことが予想される。したがって、法のさらなる周知に加え、働き方改革推進支援センターによるきめ細かい相談対応、さらには「働き方改革推進支援助成金」など、設備投資やＩＴ導入による生産性向上・業務効率化に資する施策を幅広く周知し利用を促進するなど、中小企業に対する支援策を強化・拡充されたい。くわえて、コロナ禍や人手不足の状況下で、特定の時期に業務が集中することもあり得ることから、労働基準監督署は中小企業に対する助言・指導にあたっての配慮規定に則り、中小企業の労働時間の動向や人材確保の状況、取引実態等をふまえ、長時間労働の発生原因や改善方法等についてきめ細かく相談に応じるなど、丁寧に指導をしていただきたい。

テレワークは、感染拡大防止対策や災害時の危機管理対応はもとより、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方として、生産性の向上や子育て、介護・看護との両立など、多くの効果が期待されているため、業種や個社の実情に配慮しつつも、さらなる普及・定着を図っていくことが求められる。したがって、テレワーク相談センターにおける相談・導入支援、専門家派遣、セミナーの開催など一連の支援策や助成金などの措置を強化・拡充されたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会＞
○中小企業の働き方改革への取り組みに対するきめ細かな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に関する助成拡充）
○「同一労働同一賃金」や「時間外労働の上限規制」など、「働き方改革関連法」の内容の周知徹底と好事例の周知による中小企業の取り組み促進
○行政官庁による中小企業への助言・指導について、「配慮規定」をふまえた対応の徹底
○大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止に向けた監視強化（再掲）
○個社の実情に応じたテレワークの導入と定着に向けた支援の継続（サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業・特別枠（Ｄ類型）の継続、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充および周知強化）（再掲）

（２）多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

中小企業経営者がコロナ禍において事業の継続と雇用の維持に取り組む中、雇用調整助成金は極めて大きな役割を担っている。本年２月に日本商工会議所で行った調査では、雇用・採用関連の対応として４割の企業が「雇用調整助成金を検討・申請」していると回答した一方、人員整理を実施・検討している企業は６．２％にとどまっている。現在の全国を対象とする原則的な措置のほか、感染が拡大している地域および特に業況が厳しい企業に対する特例措置を含め、経済情勢や雇用動向を十分に注視し、当面は延長するなど柔軟に対応されたい。また、コロナ禍は国家の非常事態であり、雇用調整助成金の財源である雇用保険二事業会計は枯渇化が必至であることから、本措置に伴う財源は一般会計で負担すべきである。また、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足などにより新規雇用を希望する企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を図る取り組みが注目されている。人材マッチングの支援を強化するとともに、産業雇用安定助成金など、引き続き支援を継続されたい。

一方で、少子高齢化による労働人口の減少という構造的課題を抱えるわが国では、中小企業・小規模事業者における人材の確保・育成は引き続き大きな課題となっている。従来の集合型・対面式の採用活動を行うことができず、大企業を中心にＷｅｂシステムの導入や選考フローの変更などの取り組みも進んでいるが、ノウハウや経営資源の少ない中小企業においては迅速な対応が困難であり、今後の人材確保について不安の声が上がっている。ウィズコロナ・アフターコロナをふまえると、オンラインによる採用活動は今後も拡大

していくと思われることから、セミナーや好事例の周知など、ノウハウが乏しい中小企業に対する支援策を講じられたい。さらに、民間事業者や団体などが主催・運営している合同会社説明会や就職情報サイトは、若年者が中小企業と接点を持つことができる機会として定着しているが、中小企業側の費用負担が課題となっていることから、助成などの支援を実施されたい。

新型コロナウイルス収束期・収束後の経営の持続性を確保し、成長軌道への回復へと向かうためには、若年層のみならず、外国人材、女性、高齢者といった多様な人材を確保し、感染拡大防止を徹底したうえで活躍できる環境を整備することが必要である。日本・東京商工会議所が昨年７月から８月にかけて実施した調査では、「外国人材の受入れニーズがある」企業の割合は　４８．７％で、そのうち特定技能外国人を「受入れている」もしくは「受入れに関心がある」企業の割合は　７４．１％と、依然として外国人材に対する期待と関心は高い状態が続いている。入管法には、いわゆる見直し規定が盛り込まれていることから、法務省出入国在留管理庁は特定技能制度がより有効に機能するよう、関係団体等の幅広い参画のもとで、制度の改善や受入の拡大に向けた方策に関する検討を早期に開始すべきである。なお、２０１７年１１月に施行された技能実習法にも施行後５年を経過した際の見直し規定が盛り込まれていることから、在留資格変更許可などの手続きの簡素化を図るなど、特定技能制度と技能実習制度との連携・接続を深めていくことが望まれる。また、技能実習制度においては、労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、関係省庁が連携し、適正化に向けた取り組みを進めていくことが重要である。

保育の受け皿のさらなる整備による待機児童の解消および質の確保は、安心して子供を産み育てられる環境整備のみならず、女性の活躍推進に向けて喫緊の課題であることから、政府は保育の受け皿を着実に整備し、早期に待機児童ゼロを実現すべきである。なお、少子化対策は国の最重要課題の一つであり、社会全体で子育てを支えていく観点から、保育の受け皿整備は、安定的な財源確保のためにも税による恒久財源で賄うべきである。

本年４月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、非雇用の措置を含む６５歳から７０歳までの「高年齢者就業確保措置」が企業の努力義務となったことに伴う課題に関しては、日本・東京商工会議所が昨年７月から８月に実施した調査では、４５．４％の企業が「(高齢者) 本人の体力的な面や疾病等の面で難しい」を挙げており、多くの中小企業から「日本は解雇規制が厳しく、働き方改革や同一労働同一賃金にも対応しなければならない中で、７０歳までの『高年齢者就業確保措置』が努力義務となることは、非常に負担が重い」との声が聞かれている。このため、「高年齢者就業確保措置」に関しては、「対象者基準」を設定できることや、就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当する場合には継続雇用しないことができる旨を適切に周知していくべきである。また、「対象者基準」を設定する際の参考に資するよう、厚生労働省は、基準の設定に関する具体的な考え方や事例を示し、幅広く周知していただきたい。

【要望内容】＜厚生労働省、内閣府、文部科学省、法務省＞
○地域特例・業況特例など雇用調整助成金の特例措置の当面の延長、一般会計による財源負担の実施
○大企業と中小企業との人材マッチングのさらなる促進（産業雇用安定助成金の周知・拡充による在籍型出向の活用、産業雇用安定センターの機能強化等）
○ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化、労働移動支援助成金・トライアル雇用助成金の幅広い周知と利用促進
○中小企業の新卒採用などに対する支援（都道府県労働局によるＷｅｂ上での合同会社説明会の開催、非対面型・非集合型の採用活動に関する助言や好事例の収集・周知）
○職業観・就業観の醸成と将来の主体的な職業選択につながる、若年層のインターンシップ・職場体験推進に向けた人員配置や費用の負担軽減、中小企業限定での学生情報活用、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの拡充等）
○特定技能制度、技能実習制度の改善に関する検討の早期開始
○中小企業の外国人材受入れに対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入れ業種・分野のさらなる拡大等）
○保育の受け皿整備に対する着実な整備と、早期の待機児童ゼロ実現
○事業主拠出金の運用規律の徹底
○改正女性活躍推進法の幅広い周知と中小企業に対する支援策の強化・拡充（両立支援等助成金女性活躍加速化コースの拡充等）
○改正高年齢者雇用安定法の幅広い周知（対象者基準の設定に関する具体的な考え方や事例の提示等）、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化

（3）新たな挑戦や生産性向上を支える人材育成などに対する支援

ウィズコロナ・アフターコロナにおいて、ビジネスモデルや業務体制の変革が求められる中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、新たな事業展開や生産性向上を担う人材を育成することが不可欠である。しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴う出社抑制や企業活動の縮小を余儀なくされる中、自社だけで十分に人材育成を行うことのできない中小企業も多い。ＩＣＴ関連のスキル強化など産業界のニーズをふまえた職業能力開発を通じて、中小企業の人材育成を支援されたい。なかでも、ものづく

りの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上に関するノウハウが乏しいなどの課題も多いことから、中小企業の技能承継に向けた支援メニューをさらに拡充されたい。

一方、ＩｏＴ、ＡＩなど新たな技術革新に対応するため、また、転職・再就職などにより新たな職域にチャレンジする人材を支援するため、社会人の「学び直し」（リカレント教育）は欠かすことができない。そうした機運を高めるために、中小企業における「人材開発支援助成金」の活用促進が効果的であることは論をまたない。一方で、申請手続き、とりわけ「事業内職業能力開発計画」の策定内容にある「対象労働者の職務内容と訓練の関連性」の整理や記載が困難で、利用を躊躇するとの声も事業者から上がっている。厚生労働省におかれては、同計画の作成相談に対応しているほか、関連する情報をホームページに掲載し周知に努めている。事業者側の計画策定に必要なプロセスや考え方をより広範に、具体的に想起できるよう分かりやすい周知を行うことで、労働者の能力開発をさらに促進されたい。

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として全国的な広がりを見せている。また、テレワークの増加など働き方の急速な変化によって運動不足やメンタルヘルス不調者の増加が懸念される中、一層の普及と取り組みの推進が求められている。産業医選任などに対する助成制度の利用促進のほか、データヘルス計画・コラボ健診の推進、特定健診・特定保健指導やがん検診の促進、メンタルヘルス対策など健康管理の強化に資する民間サービスと中小企業とのマッチングなど、健康経営に関する中小企業へのさらなる普及・啓発、さらに健康経営に取り組む中小企業へのインセンティブ拡充を図られたい。また、働き方の変化を背景に個々人の健康意識が高まっていることを機として、東京２０２０大会のレガシーとしてスポーツ実施率の向上に向けた運動習慣の定着化につながる取り組みとともに、「Ｓｐｏｒｔ　ｉｎ　Ｌｉｆｅプロジェクト」の推進やその取り組みに不可欠なヘルスケア産業、およびコロナ禍で苦境に立たされているスポーツ産業の活性化に取り組まれたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省＞
○産業界のニーズをふまえた職業能力開発の充実
○ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進等）
○社会人の「学び直し」（リカレント教育）に取り組む企業への支援強化（人材開発支援助成金の利用促進等）
○健康経営の一層の普及と取り組みの推進、感染症対策や健康管理などの強化に対する支援拡充および、東京２０２０大会のレガシーとして運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充
○健康経営に取り組む中小企業へのインセンティブの付与（各種補助金・助成金、公共入札における加点対象化）

４．価値ある事業の円滑な承継に向けた支援

（１）円滑な事業承継の推進

新型コロナウイルス感染症拡大と、中小企業経営者の高齢化の進展が相まって、後継者不在を理由とした廃業が増加しており、昨年、廃業を選択した事業者数は過去最高の水準となっている。廃業した企業のうち約６割は直近の業績が黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を円滑に次代につなぐ必要性はさらに高まっている。当商工会議所の調査では、コロナ禍で大きな影響を受けた企業ほど、日々の事業活動が優先され事業承継が後回しになっていることから、事業承継の気づきの促進をさらに進めていく必要がある。

昨今、事業承継の重要性が高まる中で、事業承継税制の抜本拡充や経営者保証に関するガイドラインの特則の創設など、事業承継支援施策は年々充実してきている。一方で、充実した支援施策を十分に理解できていない中小企業・小規模事業者も多いため、地域金融機関や中小企業支援機関が協力し、抜本拡充された事業承継税制の利用促進をはじめ事業承継支援施策を強力に周知していく必要がある。また、現在、コロナ禍で中小企業・小規模事業者の事業承継が後回しになっている実態をふまえ、２０２３年３月末となっている、事業承継税制を利用する前提となる「特例承継計画」の提出期限を５年程度延長すべきである。

当商工会議所の調査によると、コロナ禍においても、事業承継を果たした若い経営者は、新製品・新サービス開発や、ＥＣのような新たな販売チャネルの構築など、「事業ドメインの再構築」を図り、新たな事業展開を行っている。円滑な事業承継の実現に向けて、後継者の年齢を考慮した早期の事業承継を促進すべきである。あわせて、承継した経営者が若い感性で大胆な革新的取り組みを実践できるよう、事業承継・引継ぎ補助金をはじめ積極的な支援を図られたい。

他方で、後継者が債務保証（経営者保証）の引継ぎを敬遠し、承継を断るケースが多い。「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」について、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関等に周知徹底を図られたい。また、金融機関の運用状況について、定期的なモニタリング調査を継続するとともに、運用状況が低い金融機関へは指導の徹底を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞
○新型コロナウイルス感染拡大による中小企業への影響に鑑み、「特例承継計画」の提出期限の５年程度の

延長
○特例承継計画策定に向けた周知強化、事業承継税制に対する正しい理解の促進
○海外子会社の株式を事業承継税制の対象とするなど事業承継税制の制度改善
○事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
・現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継支援の実現
・各種補助金の採択における後継者加点の追加
・ベンチャー型事業承継の支援事例発信
○総合的な支援体制の維持・強化
○後継者の新たな取り組みを支援する事業承継・引継ぎ補助金の継続・拡充
○自社株式の評価促進に向けた措置の創設
・非上場株式の評価額の簡易算定が可能なホームページなどの作成
・M&Aによる譲渡価額の簡易計算が可能なホームページの作成
○「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底
○「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底および利用促進

（２）中小企業・小規模M&Aの推進

近年、後継者不足に伴い第三者承継（M&A）への注目が高まり、中小企業・小規模M&Aの市場が急速に拡大してきた。一方で、当商工会議所の調査によると、「後継者を決めていないが事業は継続したい」と回答した事業者のうち、８割を超える事業者が「M&Aを検討したことがない」と回答している。後継者不在の中小企業・小規模事業者が廃業を回避し、M&Aを事業承継の有効な手段として選択するためにも、小規模事業者であってもM&Aの対象になる点など、M&Aに対する正しい理解促進や、事業承継後に成長する譲渡側企業を紹介していくなどイメージ向上に向けた取り組みが必要である。

昨今、中小企業・小規模事業者のM&A市場が急成長する中、M&Aアドバイザーも増加する一方で、悪質な事業者や専門知識の乏しいプレーヤーも増加してきている。２０２０年３月に制定された「中小M&Aガイドライン」は、適切な仲介事業者や手数料水準を見極めるための指針となりえるものであることから、周知強化を図られたい。さらに、公正な中小企業・小規模事業者のM&A市場を形成していくため、M&A専門機関や金融機関など支援サービスの提供者が、中小企業へ「中小M&Aガイドライン」の内容に準拠した支援サービスを行うことを証明する仕組みの検討や、M&Aアドバイザーの登録制度導入に取り組むべきである。また、同ガイドラインで明示された、中小企業・小規模事業者がM&Aに取り組むにあたって求めるべき事業承継・引継ぎ支援センターからのセカンド・オピニオンについては、公的機関から中立的なアドバイスを受けられる点で非常に有益であることから、積極的に推進していくべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞
○公正な中小企業・小規模事業者のM&Aマーケットの形成
・中小M&Aガイドラインに準拠した取り組みの推進、登録制度の導入
・悪質な事業者などの通報制度および公表制度の創設
・買い手に対する重要事項説明の義務化
・最低報酬額の明記、成功報酬の見積もり、複数買い手候補への着手金禁止など透明性の向上
○中小企業に対する「中小M&Aガイドライン」の周知強化
・事業承継・引継ぎ支援センターへのセカンド・オピニオンの推奨
○事業承継・引継ぎ補助金の継続・拡充
○小規模M&A促進に向けた周知強化
・小規模M&Aを手掛ける専門家の育成
・事業承継・引継ぎ支援センターの相談機能の維持・強化
○M&Aによる許認可の引継ぎに関する環境整備
○個人事業主における事業承継時の許認可手続きに関する環境整備
○ＰＭＩを重視した中小企業のM&Aの促進
・ＰＭＩの成功事例の収集と事例の周知
・事業承継・引継ぎ補助金におけるＰＭＩの補助項目の継続
・M&Aにおける「表明保証保険」の利用促進に向けた周知強化

５．ウィズコロナ・アフターコロナ時代における金融対策

前述のとおり、当商工会議所では、「ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会」を設置し、行政や、金融機関、中小企業支援機関、再生実務の担当者などの意見を聴取しながら、中小企業金融の出口戦略や中小企業経営者がなすべき取り組み※（3）を参照について議論を重ねてきた。本項では、同研究会で議論されている中で、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における金融対策について記載する。

（１）債務過剰企業に対する支援のあり方

新型コロナウイルス特別貸付を受けた企業は多く、早期に業況を回復できず、債務過剰となる企業の増加が見込まれる。過去のバランスシート不況からも明らかなとおり、債務過剰企業が増加すると、新規投資の抑制による生産性低下につながる可能性がある。そのため、債務過剰企業の早期の経営改善や、事業再生などの取り組みが重要となる。

債務過剰企業の事業継続、あるいはその可否を見極めるためには、経営状況を客観的に把握するための経営改善計画を策定する必要がある。現時点では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されるなど新型コロナウイルスの収束が見通せない中、外部不経済を被っている一部の業種においては、自社の経営状況や事業性だけでは経営改善計画の策定が困難な実態もあり、金融機関における個々の企業に応じた丁寧な対応が求められている。

まずは、経営改善計画策定支援事業（４０５事業）および早期経営改善計画策定支援事業の利用促進に向けて、中小企業経営者および金融機関への周知強化が必要である。特に、飲食・宿泊業やイベント業、アパレル産業など新型コロナウイルスの影響を大きく受けて先行きが見えない事業者に対しては、金融機関における丁寧な対応をお願いしたい。なお、本業支援においては、中小企業支援機関による事業者の経営支援の継続・強化にくわえて、各支援機関と金融機関の連携が欠かせない。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞
○経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業の経営者および金融機関への周知強化・利用促進、ならびに金融機関から積極的な活用促進と真摯な対応
○中小企業支援機関による事業者への経営支援の継続・強化、各支援機関・金融機関の連携強化

（２）事業再生を図る中小企業に対する支援のあり方

ウィズコロナ・アフターコロナにおいて、業況の回復を果たせず、借入金の返済負担増も相まって資金繰りが悪化し、廃業や民事再生などの法的整理、私的整理を選択する事業者の増加が見込まれる。事業譲渡などの手段を用いた価値ある事業の引継ぎとともに、やむなく事業から撤退する経営者自身の早期再チャレンジを後押しする仕組みづくりが必要である。中小企業が事業再生に取り組むにあたっては、法的整理のハードルが高く、私的整理の取り組みを推進すべきである。とりわけ、ゼロゼロ融資と呼ばれる民間金融機関による新型コロナウイルス特別貸付は信用保証協会付き融資であることから、保証債務に関する私的整理の適用が大きな課題となる。

今後、事業再生に取り組む企業が増加した場合、私的整理に取り組む専門人材の不足も指摘されており、新たに「私的整理ガイドライン」の中小企業版を制定し、民間における事業再生支援の基盤づくりに取り組むべきである。

わが国では、事業の失敗によって経営者自身が自己破産することにより、再起が困難な状態になるという大きな問題が存在している。新型コロナウイルスという制御不可能な外部不経済によって、多くの中小企業経営者が自己破産を強いられるようなことがあれば、経営者が再チャレンジを図ることができないばかりか、リスクを取って起業しようとする創業者も減少することが懸念され、日本経済のダイナミズムも縮小してしまう。そのため、今回の新型コロナウイルスによる業況悪化を原因として廃業を検討する場合、企業を清算したとしても、中小企業経営者自身の自己破産を回避し、再チャレンジを促進する仕組みづくりが必要不可欠である。そのような観点から、経済合理性など一定の要件を満たした場合に、一定の残存資産を残して保証債務の免除を認める「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）の推進が必要不可欠である。同ガイドラインについて行政および金融機関の理解促進や、信用保証協会における率先した真摯な対応が求められるため、国から地方自治体や信用保証協会、金融機関に対して積極的な活用を要請すべきである。さらに、同ガイドラインの利用促進のため、中小企業版「私的整理ガイドライン」とともに、「経営者保証に関するガイドライン」の廃業特則を制定すべきである。

一方で、事業再生に取り組む際には、金融機関の経済合理性の確保や理解が必要不可欠である。現在、金融機関において単独で債権放棄した際に、税務上の取り扱いが寄付金課税とされるため、有税償却となる点が事業再生の阻害となっているとの指摘がある。国税庁より、「準則的私的整理など合理的な再建計画であれば、寄付金に該当しない」との回答が出ているが、地域金融機関が積極的に活用できるよう本要件を緩和いただきたい。また、単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても、準則型私的整理の対象など合理的な再建計画であれば、期限切れ欠損金を青色欠損金などに優先して控除できる企業再生税制の対象とすべきである。

なお、コロナ禍においてスポンサーがつかない再生案件も多く発生しており、事業再生ファンドの重要性が高まっている。令和２年度補正予算で措置された中小企業基盤整備機構における事業再生ファンドを地域金融機関と連携して積極的に活用し、事業再生を力強く支援すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁、財務省、国税庁＞
○全ての民間金融機関（都銀・地銀・信金・信組）、公的金融機関、信用保証協会の意見をふまえた中小企業版「私的整理のガイドライン」の制定
○保証債務に関して、経営者保証ガイドラインを活用した早期の私的整理に関しても積極的に補助を認める

よう、都道府県へ要請
○信用保証協会が私的整理への真摯な対応を行うよう、都道府県へ要請（中小企業再生支援協議会スキームなど準則型私的整理への対応）
○「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）の活用促進
・地方自治体や金融機関、信用保証協会の理解促進
・保証債務に対する積極的な活用の促進を地方自治体・保証協会・金融機関へ要請
・「経営者保証に関するガイドライン」の廃業特則の制定
○金融機関や専門家などの事業再生支援の担い手の育成・確保
○企業再生税制の拡充（中小企業再生支援協議会スキーム等準則型私的整理を利用した合理的な再建計画の場合、期限切れ欠損金の充当範囲の拡大）
○自主再建を促進するための金融機関側の債権償却における無税償却の範囲拡大
○地域金融機関と連携した中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドの積極的な活用

（3）中小企業経営者がなすべき取り組み

新型コロナウイルス感染拡大期においては、手元資金の確保と事業継続が経営者の最優先事項となっている。無借金経営を継続し金融機関との取引がない事業者など、今まで堅実経営を実践していた事業者もコロナ禍において多額の借入を行ってきた。資金調達や経営改善を進めるにあたって協力が不可欠な金融機関との対話を深める必要性が高まっており、中小企業経営者の金融リテラシーの向上が必要である。

事業再構築補助金など、融資以外にも前例のない支援策が用意されていることから、中小企業経営者は、支援策を活用して経営基盤を強化していく必要がある。金融機関との対話促進や各支援策の利用にあたっては、中小企業支援機関のアドバイスなどを受けながら自社の財務・損益状況や事業性を経営者自身が把握し、金融機関へ情報開示を行うことが重要である。

金融機関と対話を行ううえでは、「経営者保証に関するガイドライン」に示されている中小企業経営者が果たすべき役割の理解が重要である。税法や中小企業会計要領などに則った適切な財務諸表を作成し、金融機関へ情報開示を進めるべきである。とりわけ、事業再生局面においては、中小企業経営者の「誠実な対応」が金融機関の協力を得るための大前提であることの理解が必要である。

【中小企業経営者がなすべき事項】＜参考：経済産業省、金融庁＞
○中小企業支援機関に対する早期の経営相談
○資金繰りや事業再編・統合に資する公的施策の積極的な情報収集と活用
○自社の事業性や財務状況について、ローカルベンチマークなどの客観的なツールを用いた定性的・定量的な見直し。事業再編・統合など事業再生・事業再構築の検討
○中小企業経営者の金融リテラシー向上、金融機関との対話強化、誠実な経営の実行
○税法や中小企業会計要領に則った適切な財務諸表の作成
○事業再生時に「経営者保証に関するガイドライン」に則った、適時適切な金融機関への情報開示や誠実な対応

以上

２０２１年度第１０号
２０２１年　７月　６日
第２２８回議員総会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保
中小企業対策費：２０２１年度補正予算３兆８，５９４億円
２０２１年度当初予算１，１１７億円⇒２０２２年度予算１，１１８億円
○ＩＣＴツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続・強化
・中小企業生産性革命推進事業　２，００１億円
○政府系金融機関の新型コロナウイルス特別貸付制度の推進
・新型コロナウイルス特別貸付制度の取扱期間延長（２０２１年１２月末⇒２０２２年６月末）、融資期間の延長（最長１５年⇒２０年）
○イノベーションの担い手である中小企業に対する支援強化
・中小企業等事業再構築促進事業　６，１２３億円　－売上高減少要件緩和・一部撤廃
○ウィズコロナ・アフターコロナ時代における金融対策
・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」策定
・「中小企業活性化パッケージ」策定

１１．コロナ禍からの復活に向けた、東京の観光振興に関する重点要望

新型コロナウイルスの感染拡大長期化、三度にわたる緊急事態宣言等により、都内観光関連産業は過去に経験のない甚大な影響を受けている。飲食、宿泊、土産品、交通、旅行、イベント等多岐にわたる産業において需要が蒸発し、今なお経営の危機に直面している。足腰の弱い中小企業に与えた影響は極めて深刻であることに加え、影響の長期化は比較的体力のある大手・中堅企業にも大きな業績悪化をもたらしている。

各業界とも、国や自治体等による各種支援策の活用、時間短縮等の要請や各業界のガイドラインを順守し、感染拡大防止に努めながら事業継続あるいは営業時間短縮などに取り組んでいる。しかしながら、先行き不透明な中で売上・採算の回復や資金繰りの改善を見通す事は難しく、雇用の維持も限界に来ている。裾野の広い観光分野においては、影響のさらなる長期化による関連産業への波及も強く懸念されることから、足元で打撃を受けている企業に対しては、企業規模や業態に応じた適切な支援を継続し、再建に向けた時間的猶予を設けることが重要である。

１年半にわたる感染拡大長期化は、わが国の企業活動のみならず、国民の生活・消費行動や価値観をも大きく変化させた。人との接触、移動や交流が制約されたことにより、心身への影響や心の豊かさが失われてきていることも懸念されている。

しかしながら、わが国、東京が誇る観光資源の魅力が決して失われた訳ではない。コロナによる教訓を未来に活かすことが重要であり、強い、豊かな国、都市であることが国民、都民、企業を救うことにつながる。感染予防徹底の下で社会経済活動を高めていくことが最大のコロナ対策である。ワクチンの迅速な接種、医療提供体制確保・整備により国民・事業者の不安を払拭していくことが不可欠である。その上で、将来に希望を持てるような観光需要回復に向けたロードマップを明確に示し、着実に実行していくことが求められる。

短期的には、インバウンド需要の本格的な回復には相当期間を要すると予想されることから、国内需要回復に向けた域内における直接的な消費喚起策をはじめ、地域事業者・団体・商店街等による新しい日常への取組について一層の支援が必要である。

また、中期的には、段階的な国内外の往来再開を見据えた需要回復を図るべく、良質で安全・安心な受入環境整備、都内観光資源の磨き上げを進めると共に、各種メディア等を通じ、東京の安全・安心、清潔さ、多様な魅力を強力に発信することが重要である。

そして、長期的には、本格的なインバウンド回復を見据え、ポストコロナにおける社会環境変化を踏まえつつ、新たな観光需要創出に官民を挙げて戦略的に取組、交流人口拡大、シビック・プライド（郷土愛）醸成等による地域活性化・持続的成長を通じ、東京の国際競争力強化を図ることが重要である。

また、コロナによるパンデミックは、国境をまたぐヒト・モノ・カネの動きを止め、グローバル社会の脆弱さを明らかにした。今後も同様のリスクが必ず発生することを想定し、首都・東京の災害に対する世界水準のレジリエンスを今から構築していくことが極めて重要である。

そして、社会構造や生活行動の変化に対応すべく、また生産性の向上に向けて、各種ＩＴ技術の活用等を通じて、新しい生活様式に対応した、デジタルとリアルが融合した深みのある交流の創造に向け、観光分野におけるイノベーションを創出していくことが重要である。

東京２０２０大会では、海外からの一般観客の受入れ見送りが正式に決定された。安全・安心確保を最優先した上での決断であり止むを得ないが、今大会の観戦に訪日する多くの外国人による観光消費、またリピーターとして今後のインバウンドに好影響をもたらす機会を逸したことは非常に残念である。多くの外国人による需要を見込んで受入れを準備していた観光地、宿泊事業者等に与える損失は計り知れない。

東京都は、開催都市として、まずは選手、関係者等の受入態勢に万全を期すと共に、各種メディア・各国の在日大使館等を通じて、開催都市・東京の魅力や安全性、清潔さを国内外に発信していくことが重要である。そして、これらの取組を通じて、将来の訪都旅行者回復、国際競争力の強化を図ることが極めて重要である。

今般、東京商工会議所観光委員会では、都内会員企業の声を踏まえ、本要望を取りまとめた。東京都においては、こうした諸課題の解決に向けた施策の改善および明確なロードマップを早急に示すと共に、課題克服に向け官民が一致団結して取り組むことにより、「世界一の観光都市・東京」を実現していくことを強く望む。当商工会議所としても、東京都、国との緊密な連携のもと、地域・事業者の取組を全力を挙げて支援していく所存である。

【フェーズ１】域内需要回復に向けて重点的に取り組むべき事項

（1）ワクチン効果による社会経済活動の正常化

世界各国で新型コロナワクチンの接種が行われる中、日本でも本年２月以降、医療従事者、高齢者及び基礎疾患を有する者、高齢者施設職員など、優先度の高い順に接種が進められている。また、６４歳以下の国民に対しても接種対象が拡大されたほか、職域接種も開始するなど、今後ますますワクチン接種が普及することが期待される。

海外の統計データを見ると、ワクチン接種率と感染者数・死者数は相関関係にあることがうかがえる。アメリカでは、接種率４割程度で行動制限を緩和し、経済も上向いてきている。イスラエルにおいては、約６割の接種

が完了したことで、実行再生産数が０．６以下になるなど、諸外国ではワクチン接種が進むことで、新規感染者や重症者等の数が減少し、活動再開へと動き出している。

将来に希望を持ち観光需要を回復させるために、ワクチン接種の浸透による人流の再開は大前提である。東京都としても、引き続き十分なワクチン数量を確保すると共に、国や自治体、医療機関等との連携により遅滞なく接種可能な人員・会場を確保し、迅速かつ円滑な実施に努められたい。

なお、当商工会議所としても、東京都医師会等から医療従事者の派遣協力を得るとともに、当商工会議所本部が所在する千代田区ならびに東京都と連携し、産業医の設置義務のない従業員５０人未満の会員企業（コロナ禍により経営に大きな影響を受けている飲食関連・宿泊・観光業等の事業者を優先して案内）を対象とした共同接種を実施するなど、最大限協力していく所存である。

①「ワクチン証明書」等を活用した外食・宿泊・レジャー・交通の積極的な需要回復促進

ワクチン接種者に移動の自由を認めることを目的とする「ワクチン証明書」については、現在ＥＵにおいては「グリーンパス」、ＩＡＴＡ（国際航空運送協会）では「トラベルパス」の検討が進んでいる他、世界経済フォーラムが中心となり開発されたデジタル健康証明「コモンパス」は、国内外の航空業界において実証実験が進められている。こうした取組はワクチン接種率向上や感染拡大防止と社会経済活動の両立には有効である一方、未接種者に対する差別を助長するとの懸念も指摘されている。

東京都は、今後の国際的な人の往来再開が段階的に進むにあたり、諸外国の動きを注視しつつ、国と連携して東京都における対応を早期に検討されたい。その際、コロナ禍により大きな打撃を受けている、外食・宿泊・レジャー・交通分野において、「ワクチン証明書」あるいは「陰性証明書」等を提示することで受けられる優遇措置を設けるなど、観光関連産業の積極的な需要回復を促進されたい。

②大規模イベント・学校行事開催の早期正常化

都内ではいまだ感染収束の兆しが見えないことから、集客を伴うイベントや季節性のある祭りなどは秋頃までほぼ全て中止、延期となっており、地域の活力低下が懸念されている。また、修学旅行や遠足、運動会や社会科見学など、長引くコロナの影響による学校行事の中止、延期や規模縮小は、子供たちの心身への影響や健全な成長を損なうことも懸念されている。

東京都は、ワクチン接種の浸透による感染者数の減少等の状況を勘案した上で、都内における大規模イベントに対する人数制限緩和や、修学旅行、校外学習などの学校行事開催の早期正常化を図られたい。

（２）安全・安心な受入環境整備および観光需要創出に向けた情報発信

①都内飲食店・小売店等で十分な感染対策を行う店舗の認証・情報発信

長引くコロナの影響を特に受けている飲食店をはじめ、土産品等を扱う小売店は、小規模な老舗が多く、店舗の閉鎖が相次いでいる。訪日客が日本に期待する和食を提供する飲食店舗や地場産業による伝統工芸品を販売する小売店舗は、そのものが貴重な観光資源であり、職人の伝承も途絶えてしまうことによる観光資源の喪失が強く懸念される。また、多くの従業員を抱え、人件費や家賃支払いなどの固定費負担が業績悪化に拍車を掛けている大手・中堅企業においても、長期化するコロナ禍の影響は甚大である。

東京都は、これまでの感染防止徹底宣言等、都内事業者向け施策を一層推進すると共に、各種ガイドラインに基づき感染対策を徹底している模範となる店舗については差別化して規制を緩和し、インセンティブを与えるなど、対応努力次第で活動継続できる、「攻めの感染対策」を鋭意検討されたい。従来のように業種一律に投網をかけるスタイルではなく、より科学的根拠に基づいた、急所を突く対策が打ち出されるべきである。

②都民を対象とした都内宿泊施設等の利用促進

今般、感染状況が落ち着いているステージ２相当以下とする都道府県が行う県内旅行の割引事業を国が財政的に支援（一人一泊当り５千円上限の旅行割引および２千円上限のクーポン券発行分を自治体に補助）する、「地域観光事業支援」（予算規模総額約３千億円）について、本年４月より順次実施されている。

東京都は、国や区市町村、観光協会等と連携し、感染収束後の観光需要・個人消費の回復に向けて、都民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策を検討されたい。とりわけ、都内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、観光産業の早期回復を図るとともに、東京観光への都民ニーズにも応えるため、国の「ＧｏＴｏトラベル事業」とも連携し、感染防止対策を徹底した都内への旅行商品等への定額の支援を行う、都内観光促進事業「もっと楽しもう！ＴｏｋｙｏＴｏｋｙｏ」を可及的速やかに再開されたい。

③都内公共交通機関等における安全性・感染対策の情報発信

観光需要の回復に向けては、感染拡大防止策の徹底と安全性の発信が極めて重要である。最近の民間調査結果においても、国内旅行者・インバウンドともに、旅行先を選択する際の関心事項は「訪問先の観光地で実施されている感染拡大防止策」となっている。また、公共交通機関については、昨年１０月の新型コロナウイルス感染症対策分科会から国への提言において「十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられる」とされている。

東京都は国や交通事業者等と連携の上、科学的データや客観的事実に基づき、都内公共交通機関の安全性や感

染拡大防止策を強力に発信されたい。

（３）文化・芸術拠点を核とした都内観光の促進

①都内の文化・芸術に関する施設訪問・イベント参加の促進

自然、食、歴史、産業、街並みなど、地域固有の特性を生かした多様な観光コンテンツを開発することは、当面の観光需要を担う日本人による旅行消費を促すとともに、将来的なインバウンド誘客・消費拡大にも寄与する。

東京都は、区市町村や観光協会等との連携により、地域に根差した多様なコンテンツ開発を支援し、街の賑わい創出、地域の活性化に向けた需要喚起を促進されたい。とりわけ、地域毎の感染拡大状況等を勘案しつつ、コト消費需要に応える体験型・テーマ別観光のコンテンツ開発や、ツアー造成等の他、伝統芸能や祭り・食に関するイベントの開催等への支援を図られたい。また、特に欧米からの旅行者は日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きいことから、インバウンドの再開を見据え、芸能・文化関連産業や古民家・歴史的建築物等、ソフト・ハード両面において歴史的資源の活用促進に関する支援を図られたい。

②都内文化・芸術施設における新しい日常への対応に向けた設備投資への助成

文化・芸術の振興は、都市の魅力向上やクリエイティビティの醸成に寄与する重要な要素の一つであり、国際競争力の強化に資するものである。しかしながら、多様な文化・芸術の受け皿としての役割を担う民間施設では、コロナ禍において公演や展覧会が中止となる等、厳しい経営環境が続いており、その事業継続にあたり支援が必要である。さらには、最新のデジタル技術の活用等により、わが国が誇る歴史的・文化的資源を国内外に広く発信していくことも必要である。地域事業者からも、文化芸術や産業の魅力をオンラインで体験できるイベント実施を望む声がある。

東京都は、訪日旅行者のゲートウェイとして、首都・東京における観光のイメージを低下させないよう、都内に集積する文化・芸術資源の積極的な活用を図られたい。あわせて、感染収束後の本格的な旅行者の受入再開に支障を来すことのないよう、都内事業者の「新しい日常」に対応した安全・安心な受入環境整備や、新たな観光需要の創出・交流創造に必要な設備投資に対して、積極的に支援されたい。

（４）東京の交流創造に向けた都内・首都圏観光団体の連携促進

アフターコロナに向けて社会経済活動を活発化させるためには、地域における需要喚起やしごと創出への支援拡充を通じた、交流人口・関係人口の拡大が必要であり、東京と多様な魅力や資源を有する各地域の連携をさらに深め、共存する社会の構築が重要である。

東京都は、都内においては東京観光財団をはじめ区市町村や観光協会等、関東広域においては関東観光広域連携事業推進協議会および同協議会の構成自治体等と緊密に連携の上、国内旅行の活性化に寄与する、都内の回遊、首都圏の広域周遊観光を促進されたい。

なお、東京商工会議所としても本年度、「東京の魅力再発見プロジェクト」を立ち上げ、東商２３支部および区内観光協会等と連携した視察体験や情報発信など各種事業を通じ、東京の観光振興に関する連携強化に取り組む。

【フェーズ２】段階的な往来再開に向けて重点的に取り組むべき事項

（１）国内外に向けた安全・安心な東京のシティプロモーション

感染者数が一定程度減少し、段階的な往来再開が進む時期においては、国内はもとより海外に向けて、旅行地としての東京の安全・安心について、正確な情報を発信していくことが極めて重要である。今後のインバウンド回復に向けて、海外メディア、ＳＮＳ等を通じて、訪日外国人旅行者に都内観光関連事業者の施設やサービスを強力に発信していくことが重要である。

東京都は、「東京観光の魅力発信キャンペーン協議会」等を通じて、前述の都内観光促進事業に加えて、新型コロナウイルス感染症収束後の外国人旅行者による訪都需要回復に向けた、東京観光の継続的な情報発信の一環として、オンライン等による海外へのプロモーションを早期に推進されたい。

（２）旅行消費拡大に向けた取組の推進

①ＧｏＴｏキャンペーン等、国が推進する観光需要回復施策との連携

ＧｏＴｏトラベルキャンペーンは、感染者の増加を受け一時停止の延長措置が取られており、再開時期については方針が示されていない。昨年７月から１２月までの利用人泊数は８，７８１万人泊、支援額は５，３９９億円に達した他、支援額の３割が地域共通クーポンとして土産品、飲食等に使用されるなど、観光産業のみならず地域経済の回復に大いに貢献している。

ついては、感染状況が一定程度収まった地域より順次再開する等、各地域の実情に合わせた対応を検討すると共に、再開後の利用促進にあたっては、新しい生活様式に沿った「旅のエチケット」の徹底等、旅行者に対する感染防止策について十分な周知を図ることが必要である。

東京都は、段階的な往来再開に向けた国内需要を喚起する観点から、本キャンペーンの実施期間の延長と共に、

比較的単価の低い宿泊施設等中小事業者への誘客促進に繋がる制度設計、中小事業者の利用促進に向けた事務手続きの簡素化を国に働きかけられたい。

なお、近年、ふるさと納税制度を活用し、施設への限定入館や体験型イベントなど他地域では体験できない「コト」を返礼品とすることで地域に足を運んでもらう取組が全国各地で進んでいる。都内でも本制度を活用し地域の来訪を促す動きがあり、東京都としても区市町村の取組を後押しされたい。

②安全・安心なナイトライフ充実に向けた環境整備

夜間・早朝などの観光ニーズに沿って、魅力ある観光資源を掘り起こし、体験型コンテンツとして提供することは、旅行者の宿泊・滞在時間の長期化を促し、消費拡大につながるものである。とりわけ、施設・店舗・交通等の夜間営業等により消費拡大を狙うナイトライフの活性化については、訪日リピーター増加にともなう「コト消費」対応の観点から推進すべきである。

東京都においては、これまでも都内におけるナイトライフ観光振興に関する助成金等支援を推進してきたところであるが、アフターコロナにおける安全・安心なナイトライフの充実を図る観点から、国とも連携を図り、都内にある美術館・博物館の開館時間や娯楽施設の開演時間の延長を検討されたい。

③新たなモビリティサービスの取組支援（日本版ＭａａＳの普及促進）

感染症対策や新しい生活様式を踏まえた新たなモビリティとして、また、交通空白地等における持続可能な地域交通を実現すべく、日本版ＭａａＳ（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）に関する取組が進んでいる。観光活性化やコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である「シームレスな移動環境の充実」に向け、ＭａａＳなど民間主導による様々な検討が進んでいるが、特定の地域での限定的な取組に留まっているものもあるなど解決すべき課題も多い。

東京都は、東京のスマートシティ化を加速する観点から、都内における社会実装モデルとなる実証実験プロジェクトを引き続き推進し、民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、各交通事業者等のデータの連携・利活用を一層後押しされたい。

（３）ビジネス需要取込みによる訪都旅行の促進

①ブレジャー・ワーケーションの推進

コロナ禍を契機として多くの企業においてテレワーク・在宅勤務等社員の新たな働き方への対応が進む中、出張先でのレジャーや延泊での旅行を行う「ブレジャー」や、旅行先で仕事を行う「ワーケーション」については、国内におけるビジネス旅行による消費拡大に寄与することから、国は「新たな旅のスタイル」として官民による普及・促進に努めている。

東京都においては、都内におけるブレジャー・ワーケーションの推進に当たり、社員の休暇取得促進等、企業への理解促進に努め、企業活動に配慮した上で導入・定着を支援すると共に、都内宿泊事業者等におけるワーケーション対応に必要な設備改修等、受入れ地域の環境整備を着実に支援されたい。

②新たな環境に適応したＭＩＣＥの受入環境整備と誘致促進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面を基本とするＭＩＣＥや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされており、交流によるビジネス活動の停滞、開催による経済波及効果の減少等、経済へ深刻な影響を及ぼしている。こうした中、オンライン型、ハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなＭＩＣＥの取組が急速に普及しつつある。加えて、今後の国際的なＭＩＣＥの誘致においては、環境に配慮した「サステナブルな会議」が国際的に重視されていることから、国際認証取得の奨励や国際基準に準ずる国内基準の策定などの取組を進めることも必要である。

東京都は、国・自治体・業界団体が作成したＭＩＣＥ開催に関するガイドラインの周知と感染防止対策徹底の啓発に一層努めるとともに、今後の世界的なデジタル社会の到来を見据え、こうした新たな環境に適応したＭＩＣＥの誘致・開催を受け入れる施設環境整備や、設備の高度化を支える専門人材の確保・育成を早急に支援されたい。また、国際的なＭＩＣＥの本格的な回復までの間、比較的早期に再開が見込まれる国内ＭＩＣＥの開催についても誘致・開催の助成等の支援を図られたい。さらに、今後の国際的なＭＩＣＥ誘致に向けたプロモーションにあたり、東京の感染拡大防止対策の取組や都市の安全性・清潔さを客観的データに基づき積極的に発信し、国際競争力のさらなる強化を図られたい。

③ユニークベニューのさらなる情報発信

ＭＩＣＥ誘致には、レセプションやアフターコンベンション等の魅力向上に資する、ユニークベニューの充実が重要な要素となる。

東京都は、都立施設や歴史的建築物等を活用したユニークベニュー事例の展開について、国と連携しながら、周知、公表に引き続き取り組まれたい。また、民間事業者がそれらを積極的に活用できるよう、消防法や文化財保護法など各種規制の緩和等について、国へ働きかけを行う等により、活用促進を図られたい。

（４）公共空間を活用した観光拠点整備・活用促進

①都立公園、都道の活用促進

公共空間の整備・活用は、地域の利便性や快適性を高めるだけでなく、旅行者と住民との交流、街の賑わい創出を促し、地域の魅力・価値向上に大いに寄与するものである。とりわけ、コロナ禍において公園や緑、オープンスペース等の利活用促進への期待が高まりつつある。

東京都は、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置にあわせ、設置管理許可期間延長や建ぺい率緩和等の規制緩和に加え、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する「Ｐａｒｋ－ＰＦＩ」の手法も活用する等、民間活力の導入により都立公園の多面的な活用を一層進められたい。

また、飲食店等のテイクアウト、テラス営業のための路上利用に関する道路占用許可基準の緩和については、２０２１年９月３０日まで時限的措置の期限が延長されたことに加え、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」が新たに施行されるなど、施策の拡充が進んでいる。

東京都は、国と連携の上、本施策のさらなる周知を図るとともに、全国の道路管理者との連携や省庁間のコミュニケーションを強化し、切れ目のない活用促進に努められたい。また、道路占用システムの整備によりオンラインでの許可申請が可能となっていることから、国道だけでなく、都道、区道においてもワンストップでオンライン申請が可能となるよう、国に働きかけられたい。

②水辺を活用した観光拠点の整備

東京は、江戸時代から東京湾や河川、運河の開発とともに発展してきた都市であり、東京２０２０大会においても競技会場の多くがベイゾーン（お台場・有明エリア）に設置され、東京の新しい魅力として期待されている。加えて、河川については、近年、河川法の運用の弾力化によりオープン化が図られているが、都内民間事業者への支援を図り、さらなる活用推進に取り組むことが求められる。

東京都は、水辺を活用した観光拠点として、ウォーターフロントにおける憩いと賑わいの創出、都市景観向上に向けた整備を一層推進されたい。あわせて、都内における舟運の活性化に向けて、新たなルート開発に対する支援や運行手続きの簡素化、川幅や川底等の環境整備等を一層推進されたい。

③東京２０２０大会関連施設の観光への活用促進

東京２０２０大会は、新規施設の他、東京１９６４大会でも使われた施設を含む多くの既存施設等も活用し、都内外４３会場で開催される予定である。新規恒久施設については、スポーツ拠点に加え、文化・レジャー・イベント等の多目的な活用を目指し、整備が進められてきた。

東京都は、東京２０２０大会終了後の観光需要・賑わいの創出にむけて、大会関連施設とその周辺環境を旅行者が周遊できるよう引き続き整備を進められたい。

【フェーズ３】インバウンドの回復に向けて重点的に取り組むべき事項

（１）地域の持続的発展に向けたレスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）の推進

①旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進

旅行者、業界、環境および旅行者を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を充分に考慮する「持続可能な観光」の実現に向けた取組が欧州各国を中心に進んでいる。こうした中、地域住民や自然環境への悪影響を最小にしながら、観光産業の持続可能な発展を実現する取組である「レスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光)」が注目されている。

当商工会議所観光委員会「地域の魅力向上懇談会」においても、コロナ禍以降の域外旅行者の受入れに際しては、地域、住民の不安を払拭し、理解を得る努力が重要との声が多く上がっており、今後の観光振興においては、観光事業者だけでなく旅行者も持続可能性を意識することが求められる。

東京都は、地域住民が観光まちづくりへ積極的に関与を図り、質の高い観光を実現できるよう、区市町村や観光関連団体を中心とした地域の取組を後押しされたい。

②シビック・プライド（郷土愛）の醸成と観光人材の育成

東京を持続可能な観光都市とするためには、地域住民、観光協会、自治体等の多様な主体がそれぞれの役割・責任を果たす「観光地域経営」の視点が重要である。都民が地元に対する理解を深め、“ふるさと”としての東京に愛着・誇りを持つこと、「シビック・プライド（郷土愛)」を醸成していくことが、将来の観光の担い手を育成する観点からも重要である。

東京都は、区市町村や都内の学校、都内観光関連事業者等と連携を図り、都民、とりわけ次代を担う子どもたちに対して、都内各地域における「シビック・プライド（郷土愛)」、愛着と誇りの醸成を通じ、観光の意義や持続可能な社会について学ぶ、「観光教育」の普及啓発に取り組まれたい。

③効果的で持続可能な観光地マネジメントの推進

国は、昨年７月、地方自治体やＤＭＯ向けに国際基準に基づいた「日本版持続可能な観光ガイドライン（ＪＳＴＳ－Ｄ)」を策定し、効果的で持続可能な観光地マネジメントへの取組を促していくこととしている。今般のコ

ロナ禍の影響により、各地の観光危機管理体制の確保・充実の重要性は高まり、さらには今後の反転攻勢を見据えた戦略策定においては地域が一体となって取り組む体制が必要であることから、ＤＭＯの果たす役割は一層重要さを増している。国においては、ＤＭＯにおいて持続可能な観光地経営が行えるよう、本ガイドラインの周知に努めるとともに、地方運輸局の観光部門の機能強化を図ることにより、組織運営や資金調達の支援を継続することが必要である。

東京都においても国と連携を図り、指標管理型かつＥＢＰＭ（エビデンスに基づく政策立案）による、「日本版持続可能な観光ガイドライン」に基づく観光振興計画の推進を図られたい。

（２）快適な訪都旅行の実現に向けた支援

①スマート・ツーリズム（デジタル活用）に対する支援

コロナ禍で世界全体にデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進の機運が高まる中、わが国経済の回復過程において企業のデジタル化への対応は、業種・規模を問わず避けて通ることができない状況にあり、観光分野も例外ではない。

近年、ＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）等、最先端のデジタル技術を活用した観光コンテンツが世界中で展開されており、バーチャルの体験を通じた旅行需要の喚起に寄与している。加えて、対面を基本とするＭＩＣＥや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞する中、オンライン型、ハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなＭＩＣＥの取組も急速に普及しつつある。

東京都は、競争力のある観光コンテンツの造成、デジタル技術を活用した付加価値の高い旅行体験の提供を実現するため、新たな旅行価値の創造に向けた地域の観光団体や民間事業者の取組を積極的に支援されたい。

また、わが国の２０１９年のキャッシュレス決済比率は２６．８％と、諸外国に比べ導入が進んでいないものの、今般のコロナ禍により、新しい生活様式への対応として、また接触感染防止の観点からも有効な手段であることから、消費者においてキャッシュレス決済の利用意向が高まりつつある。コロナ禍により、支払いや買い物に占めるキャッシュレス決済の比率が増えたとする民間の生活者調査結果もある。しかしながら、中小事業者には、決済手数料、端末導入負担、資金サイトなどの負担が重く、現在も現金決済が根強い。

東京都は、国と連携の上、キャッシュレス決済の導入に係る諸課題を解決すべく、引き続き都内観光関連事業者における多様な決済環境への対応支援により着実な普及に努められたい。

②ユニバーサル・ツーリズムの推進

東京２０２０大会開催を契機に、ハード・ソフト両面のバリアフリー化が官民連携により進められており、わが国の観光立国実現に向けて、今後も一層の取組が期待される。高齢や障害等の有無に関わらず、誰もが快適に旅行できる「ユニバーサル・ツーリズム」の推進は、国内市場の開拓、交流機会の創造につながると共に、国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成にも寄与するものである。

東京都は、都内観光関連事業者に対するバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に関する研修や人材育成等さらなる普及啓発に努めるとともに、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・助成制度の拡充を図られたい。コロナ禍により経営環境が悪化している公共交通機関におけるバリアフリー設備の整備についても支援の強化を図られたい。加えて、訪日観光の再開後、ムスリム旅行者やベジタリアン・ビーガンなどの旅行者の増加も見込まれることから、これまで国との共同による「２０２０年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」で進めてきた多言語対応の推進とともに、外国人の多様な文化・生活習慣等に配慮した環境整備の支援についても、官民連携により引き続き進められたい。

（３）観光統計データの整備および地域における活用促進

観光庁の２０１９年訪日外国人消費動向の調査結果によると、訪日外国人が旅行出発前に役立った旅行情報源の上位は、ＳＮＳ、個人のブログ、自国の親族・知人が上位だった。また、民間調査によると、日本人の旅行においても旅先に関するタビマエ、タビナカの情報収集は「検索サイトで検索」が共通のトップだった。このように、国内外の旅行者の多くはオンラインで情報を入手しており、国内外の旅行需要の喚起に向けては、デジタルマーケティングの活用による戦略的なプロモーションが必要である。

東京都は、国と連携の上、区市町村や観光協会、民間事業者等が各地の観光振興に活かせるよう、これまで収集、蓄積した観光統計データを迅速かつタイムリーに提供するとともに、計画、戦略立案やプロモーションなどに容易にこれらのデータを活用できるよう、専門家派遣や民間事業者との連携推進の支援を強化されたい。

（４）今後新たに発生する感染症・災害に備えた観光危機管理体制の強化

わが国は、今般の新型コロナウイルスのような感染症のほか、地震や台風などの自然災害やテロ・紛争等国際情勢も含めたリスクが今後新たに発生することを想定し、備えを強化することが急務となっている。今般のコロナ禍の教訓を踏まえ、国は、世界的な感染症の流行、その拡大防止と経済社会活動の両立の早期実現に向けたロードマップを含む「観光危機管理体制」の整備を早急に進めることが重要である。また、今後の国際的な往来再開に向けては観光危機管理に関する「世界標準の指標」が必要であり、災害多発国であるわが国には、過去の災害による経験を踏まえ世界の危機管理をリードする役割を果たしていくことが望まれる。観光庁とＵＮＷＴＯ（国連世界観光機関）駐日事務所では、自治体・ＤＭＯ・観光事業者を対象に観光危機管理を普及・浸透させる

ことを目的とした手引書・教材を策定している。
　東京都は、都内事業者の観光危機管理に関する取組に対する支援を一層強化すると共に、災害発生時に優先度の高い重要な業務から早期に復旧できるよう、ＢＣＰ（事業継続計画）の策定を引き続き後押しされたい。

以　上

２０２１年度第１１号
２０２１年7月６日
第２２８回議員総会決議

＜提出先＞東京都知事・幹部、関係部局

＜実現状況＞

○東京都全人口の７５．４％、約１，０４３万人がワクチン２回接種を完了（２０２２年3月３１日時点）

○東京都が、２０２２年2月に策定した「ＰＲＩＭＥ観光都市・東京　東京都観光産業振興実行プラン」において、「観光産業の復活に向けたロードマップ」を観光需要の回復フェーズに合わせて（域内需要回復、段階的な往来再開、インバウンドの回復）、３段階の時間軸で取りまとめた。

○同プランにおいて、「持続可能な観光の推進」にあたり「シビックプライドの醸成」や「地域・住民に寄り添った観光地域経営の推進」が重要であると初めて記載。

○同プランにおいて、日本版持続可能な観光ガイドライン（ＪＳＴＳ－Ｄ）を初めて取り入れた。

１２．令和４年度税制改正に関する意見

基本的な考え方

（コロナ禍で中小企業はかつてない危機的状況に直面。当分の間、ウィズコロナは続く）

　１年半を超えるコロナ禍は未だ収束の目途が立たない。緊急事態宣言等の発令・延長が繰り返され、政府の活動制約要請により、地域経済を支え、地域の雇用の受け皿となっている中小企業は先の見通せない不安定な経営を強いられている。８月の商工会議所早期景気観測調査結果（以下、ＬＯＢＯ調査結果）では、依然として６割を超える中小企業が、コロナ禍が自社の経営にマイナスの影響を及ぼしているとしており、うち約４４％の企業で３割以上の売上減少が継続し、過剰債務で危機的状況に直面している。特に人流抑制の影響を受ける飲食業、宿泊業、運輸業、観光業等は元々固定費負担が重く、売上減が利益減に直結する業種であり、コロナ禍による減収で事業継続への努力は既に限界を超えている。

　こうした厳しい環境下においても、ＬＯＢＯ調査結果では、従業員の人員整理を検討・実施する中小企業は約６％にとどまる等、中小企業は、政府施策を最大限活用し、雇用維持に必死に取り組んでいる。しかし、今後、最低賃金の大幅な引上げや被用者保険の適用拡大による社会保険料の上昇等、さらなる負担増が見込まれるなか、経営者の心が折れ、倒産・廃業が急増し、地域における事業と雇用が失われることを強く懸念している。

（ワクチン効果を踏まえた成長戦略の下、地域や中小企業の挑戦へ大胆かつ強力な支援を）

　中小企業等がコロナ禍を克服し、再び事業活動を活性化させ、地域における事業と雇用の維持を果たしていくためには、感染拡大防止と社会経済活動の両立環境の整備が必要である。政府は責任をもって、ワクチン接種を加速化させ、ワクチン効果を踏まえた、社会経済活動の正常化への具体的なロードマップと、国民および困窮する地域経済や中小企業が将来に希望を持てる成長戦略を早急に示し、地域や中小企業の挑戦を税制面からも大胆かつ強力に支援し、推進していくことが必要である。特に、社会経済活動の本格的な再開に向け、危機的状況に直面する飲食業、宿泊業、運輸業、観光業等の再活性化を進めるためには、需要・消費意欲を大胆に喚起するとともに、中小企業の財務基盤の強化と成長資金を生み出すための固定費の負担軽減に向けた支援が必要である。また、ポストコロナに向けた、ビジネスモデルの転換やイノベーションの創出、生産性向上、ＤＸ推進等への中小企業の果敢なチャレンジを強力に後押ししていくことも不可欠である。

（「中小企業の事業継続・雇用維持」と「ビジネス変革等の挑戦」への強力な税制支援を）

　税制改正は、ポストコロナに向けた成長戦略への国民や事業者の行動変容を促す重要な意味を持っている。政府・与党におかれては、本税制改正を通じ、「コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続・雇用維持」と「ポストコロナへのビジネス変革等の挑戦」を強力に後押しし、企業の繁栄、地域の再生、日本の成長の同時実現を果たしていただきたい。特に、地域の生産、雇用、消費、コミュニティを支える中小企業の活力強化が重要である。

　また、次のパンデミックに備えるためにも、国全体のレジリエンスの強化が必要である。コロナ政策対応のため、当分の間は歳出拡大局面が続くことが想定されるが、財政健全化は、潜在成長率を底上げする成長戦略の下、安易な増税によらず、イノベーションや生産性向上等への挑戦支援により持続的な経済成長を実現するととも

に、社会保障制度改革等による歳出削減への不断の取り組みにより実現していくことが必要である。

Ⅰ．コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続・雇用維持を後押しする税制

１．コロナ禍で蒸発した飲食需要等の喚起

（１）コロナ禍による活動制約で困窮する飲食事業者等の救済に向けた交際費課税の見直し

企業の交際費は１９９２年度の約６兆円をピークに、バブル崩壊後の経済の低迷、それに伴う企業の営業活動停滞の影響等により、２０１１年度には３兆円を切る水準まで低下したが、その後、アベノミクスによる景気回復、それに伴う企業の営業活動の活性化により、２０１９年度には約４兆円にまで増加した。

しかしながら、昨年から、政府による外出自粛や飲食の場への活動制約の要請により、個人需要は蒸発し、企業の事業推進に係る飲食を中心とした法人需要も現状ほぼ止まっている。地域の飲食事業者等は、売上が蒸発するなか、事業継続に必要な固定費負担に苦しみながらも度重なる休業や時短要請に必死に応えているが、借入増による過剰債務が常態化し、先の売上が見込めない状態がこのまま続けば、経営者の心が折れて倒産・廃業の急増が現実のものとなる。

地域の飲食店等の倒産・廃業が増加すると、地域経済の停滞、地域コミュニティの消失のほか、国際的にも評価の高い日本の食の魅力が大いに低下する恐れがある。日本の食は美味しく、ヘルシー、安全で、世界中で高く評価されており、インバウンド観光客が日本に来る目的の一つが日本の食である。地域に欠かせない観光資源である日本の食を、インバウンドが回復するまでの間維持することができなければ、日本経済、特に地域経済にとって大きな損失である。

今後、ワクチン接種が広がったとしても、企業はコロナ感染への不安・警戒感があり、飲食支出に慎重な姿勢を続けることが予想されるため、税制による後押しで飲食を中心とした法人需要を喚起し、コロナ禍で収縮・停滞した地域経済を一気に回復させる必要がある。また、国の厳しい財政状況に鑑みれば、民間資金、特に法人の資金を活用することは有意義である。飲食事業者や業種組合からも、需要を喚起するための税制措置を望む声があがっているところである。

こうした観点から、交際費課税については、現行の特例措置（中小法人は８００万円までの全額損金算入等が可能）の延長はもちろんのこと、コロナ対策として、ワクチンの接種率が一定程度に達した時点から、事業者に対する活動制限の緩和とあわせて、一定の期間、課税を停止する（全額損金算入を認める）こと等を含め、抜本的に見直すべきである。特に、感染対策で店内の人数や時間等の制限を課せられている飲食事業者等の事業継続には、客単価の引上げによる付加価値向上が不可欠であり、現状１人あたり５千円以下とされる交際費として課税されない飲食費の上限については、１万円程度に引上げられたい。

なお、交際費課税は元々、冗費・濫費の抑制と企業の資本蓄積のため、１９５４年に導入されたものであり、６０年以上経った現在、その導入目的は既に果たされているとの指摘もある。したがって少なくとも、政策目的として現在でも合理的か、その目的を達成する手段として適切なのかを改めて精査すべきである。

（２）個人による飲食需要の喚起に向けた外食費控除（仮称）の創設

上述のとおり、地域の飲食店を支援することで、地域に欠かせない観光資源である日本の食を維持し、日本経済、地域経済の成長を図ることは何より重要であり、そのためには法人のみならず、個人の飲食需要の喚起に向け、個人に対する思い切った税制上のインセンティブを講じる必要がある。

このため、現行の医療費控除に倣い、個人が確定申告により、一定額（年間１０万円等）を超える部分の外食費を所得税の課税所得から控除する「外食費控除（仮称）」を創設すべきである。

（３）地域の観光需要の喚起に向けたワーケーション促進税制（仮称）の創設

近年、リゾート地や温泉地等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うワーケーションの取り組みが注目されている。ワーケーションは、送り手となる企業にとっては有給休暇の取得促進、企業イメージの向上による人材確保、従業員にとっては働き方の選択肢の増加、新たな出会いやアイデアの創出といったメリットがある。他方、受入側の地域にとっては交流人口や関係人口の増加、平日における旅行需要の創出といったメリットのほか、コロナ禍で経済的苦境にあえぐ地域の旅館・ホテルをはじめ観光業の売上増による地域経済の活性化が期待できる。

こうした観点から、個人が確定申告により、ワーケーションに係る費用のうち一定額を超える部分を所得税の課税所得から控除する、もしくは、企業がワーケーションに係る経費を負担した場合、その一定割合について法人税の税額控除を行うといった「ワーケーション促進税制（仮称）」を創設し、企業によるワーケーションの取り組みを大いに進めるべきである。

あわせて、企業がワーケーションに係る費用を支出した際の税務上の取り扱いを明確にすることも必要である。

２．中小企業等の事業継続・雇用維持

（１）土地に係る固定資産税の据置き措置の継続

コロナ禍前の地価の高騰により、来年度は多くの土地で固定資産税負担の増加が予想されるが、一方でコロナ禍以降、特にインバウンドが消失した地域等は、地価が大きく下落している。

また、そもそも固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、コロナ禍に加えて、最低賃金の引上げで大きなダメージを受ける中小企業にとって、事業継続や雇用維持の大きな阻害要因となっている。

こうした状況を踏まえ、土地に係る固定資産税については、令和３年度に講じられている据置き措置を来年度も継続すべきである。

（２）コロナ禍の影響を受けた事業者に対する固定資産税・都市計画税・事業所税の減免

コロナ禍で大きなダメージを受ける中小企業を支援するため、コロナ禍の影響により売上が一定程度減少した中小企業等に対する、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税の減免措置については、来年度も継続すべきである。

また、売上が一定程度減少した事業者や赤字企業に対し、土地等に係る固定資産税や事業所税等を減免する措置を創設すべきである。

さらに、中小テナントの家賃等を猶予・減免する取り組みを支援するため、中小企業の家賃等を猶予・減免した事業者に対する固定資産税の減免措置を創設すべきである。

（３）欠損金の繰越期間（１０年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は１０年間とされているが、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で、大きな減収・減益を負った中小企業が平時の経営状態に戻るには、１０年間では不十分との声がある。

このため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

（４）欠損金の繰戻し還付の対象期間の拡充

上述のとおり、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で売上が立たず、資金繰りに苦しむ中小企業は未だ多い。資金繰り支援として有効な繰戻し還付制度は、現状、１事業年度しか遡ることができず、コロナ禍の影響が小さい２０１９年度は既に２年度前であり不十分との声がある。

他方、新型コロナの影響による損失が災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象とされており、同制度の対象期間は２事業年度となっているが、対象となる損失が飲食業者等の食材の廃棄損や施設・備品等を消毒するために支出した費用等に限定され、対象とならないケースが多い。

このため、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を複数年度（２事業年度以上）に拡充すべきである。

（５）地方税における繰戻し還付制度の創設

上述のとおり、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で売上が立たず、資金繰りに苦しむ中小企業は未だ多いことから、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、地方税（事業税・法人住民税）における繰戻し還付制度を新たに創設すべきである。

（６）納税猶予に係る延滞税の免除

コロナ禍による売上減少の影響で資金繰りに困窮する事業者への支援のため、納税猶予に係る延滞税を免除する特例措置が２０２０年４月に始まったが、同特例は２０２１年２月に終了した。しかしながらその後も、コロナ禍は収束の目途がつかないどころか、緊急事態宣言等が幾度となく発令され、売上が立たず、資金繰りに困窮する中小企業が相次いでいる。

このため、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、納税猶予に係る延滞税を免除する措置を再度講じるべきである。

３．事業再生・再編の後押し

（１）中小企業版私的整理ガイドラインの策定と同ガイドラインに基づく私的整理が無　税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で業況が悪化し、過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。このため、「中小企業版私的整理ガイドライン」を早期に策定し、民間における事業再生支援の基盤づくりを進めていくべきである。

そのうえで、同ガイドラインに基づく私的整理を企業再生税制の対象とするとともに、同ガイドラインおよび「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）に定める手続きに従って再生計

画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

（２）企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「２以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

（３）協議会関与の下での事業再生における資産の評価損益の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

（４）経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、２０１３年４月１日から２０２２年３月３１日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、２００９年１２月４日から２０１６年３月３１日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

あわせて、再生支援を必要としている事業者の状況を踏まえ、第二会社方式および東日本大震災における二重ローン問題への対応として被災事業者の震災前債権を買取り、事業再生に向けて支援する「産業復興機構」でも本特例措置を使えるようにすること等、適用対象を拡充すべきである。

（５）協議会関与の下でのサービサーによる債権の買取りに係る債務免除益の繰延べ

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰延べ、再生計画期間後５年間等一定期間で均等額以上を益金に算入する等の措置を講ずべきである。

（６）青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

（７）保証債務を履行するために土地建物等を譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

（８）固定資産税の軽減

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

（９）経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後１年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第９条（非課税所得）第１項第１０号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

(10) 事業承継・引継ぎ支援センター等を利用した事業承継・事業再生一体型計画の場合の特例措置の創設

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業に事業承継が必要であり、かつ、事業承継・引継ぎ支援センター等非営利機関によって選定されたスポンサー企業により事業承継が行われることを含む再生計画のときは、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、繰

越期限が経過した青色繰越欠損金について損金算入ができる特例措置を講じるべきである。

(11) 計画期間中の納付税額の軽減および延滞税の免除

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業が滞納租税を再生計画に基づいて分割納付するときは、再生企業の納税の猶予または換価の猶予の適用について、当初の猶予期間とあわせて２年を超える猶予期間の延長を認めるべきである。また、計画期間中は担保の提供を要さずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除することにより、再生企業の資力の回復を促進し、早期再生を支援すべきである。

(12) 特別清算による債権の切り捨てに係る貸倒損失の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って第二会社方式による再生計画が策定された場合において、個別和解型の特別清算により旧会社を清算するときは、特別清算で切り捨てられる金銭債権については、協定型の特別清算に係る債務免除と同様に、法人税基本通達９－６－１(2)に該当する貸し倒れの事実が生じたものとして、貸倒損失による損金算入を認めるべきである。

Ⅱ．ポストコロナへのビジネス変革等の挑戦を後押しする税制

１．中小企業等の活力強化

（１）デジタル投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約５９万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

特に、感染拡大防止に向けた設備導入（非接触型体温測定器、空気清浄機、パーテーション等）やテレワーク環境の整備（テレワーク用機器等）のほか、デジタルツールを使ったビジネスへの転換等に必要なデジタル機器（パソコン、ソフトウェア等）等、中小企業におけるコロナ禍への対応として使い勝手が良く、ニーズは高い。

一方で、例えば、動画や３Ｄデータを編集・加工する際に必要となるパソコンの購入等、現行の対象資産の限度額（３０万円未満）では収まらないケースや、会社全体でデジタル化を進めようとすると、取得合計額の上限（３００万円）を超えてしまうケースも多い。

このため、中小企業におけるデジタル投資促進の観点から、現行の対象資産の限度額（３０万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（３００万円）の引上げを行ったうえで、同特例を本則化すべきである。

（２）企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（３０万円）と地方税（固定資産税（２０万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（３）業績連動給与の同族会社への適用

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の３類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から３カ月以内に限られ、３カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

（４）建物等の償却資産における減価償却方法の見直し

これまでの税制改正において、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資後の初期の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等経営の実態を踏まえ、建物や建物附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、建物等の法定耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、建物等に対する法定耐用年数の短縮について柔軟に認めるべきである。

（５）「パートナーシップ構築宣言」に登録した企業に対する税制上のインセンティブの付与

取引条件のしわ寄せ防止等による適正な取引価格を実現するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を目指し、２０２０年６月に創設された「パートナーシップ構築宣言」は、１年あまりで１，４００社を超える企業による宣言へと拡大した。

一方、コロナ禍によって経営に甚大な影響を受けた企業からは、依然、今後の取引条件へのしわ寄せ等を懸念する声が寄せられており、ポストコロナを見据えたビジネス変革を進めていくためには、サプライチェーン全体で適正なコスト負担をするとともに、生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進することが不可欠であり、そのためにも、同宣言を普及していく意義は極めて大きい。

政府が講じた補助事業の一部においては、審査・評価項目として、同宣言を策定・登録した企業に対する政策加点措置が講じられる等のインセンティブが付与されているが、さらなる普及・啓発を図るため、同宣言に登録した企業に対し、特別償却や税額控除の措置等の税制上のインセンティブを付与することを検討すべきである。

（６）起業・創業の促進に資する税制措置

①創業後５年間の法人税の減免措置

創業後５年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後５年間の法人税免税措置や、創業後５年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を１００％控除できる期間について、現行（創業後７年以内）から延長すべきである。

②創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、１，０００万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

（７）中小企業のデジタル化促進に向けた税制措置の創設・拡充

かねてより、中小企業の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つとされており、中小企業がバックオフィス業務をデジタル化するための投資を促す施策が求められているところである。

一方、中小企業が行うことができるデジタル化投資としては、クラウドシステムの利用やＲＰＡの導入等が多いが、それらは一般的には全額損金算入可能なものであり、現在の中小企業投資促進税制等の対象とならないものが多い。

中小企業のＤＸを推進する観点から、中小企業が行うデジタル化投資について、全額損金算入に加え、支出額の一定割合を税額控除できるといった税制措置を創設するとともに、デジタル化投資を促進するための既存の税制措置の拡充等を講じるべきである。

（８）「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置の延長

中小企業が事業承継を検討する際、多くの企業が親族内承継や従業員承継を検討するが、経営者保証の引継ぎへの不安や、家業にとらわれない職業選択等から後継者を確保できず、近年、第三者承継を検討する企業も増加している。

一方で、事業を譲り受ける側においては、引き継いだ事業を安定化させ、経営力を強化していく必要があるが、土地・建物の取得に係る登録免許税や不動産取得税のコストが資金繰りを悪化させている。このため、「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置について、適用期限を延長すべきである。

（９）オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

ポストコロナを見据えたビジネス変革を推進し、わが国企業の競争力を強化していくためには、新たな付加価値の創出に向け、企業の規模・系列等を越えた連携が不可欠であるが、わが国のオープンイノベーションへの取り組みは欧米諸国に比べて遅れている。

特に、スタートアップ企業は、資金や人材、販路に乏しく、単独で新たな事業を立ち上げることが困難であることから、オープンイノベーションの加速化には、スタートアップ企業と事業会社等との関係構築・連携強化が重要である。

このため、今年度末で期限を迎えるオープンイノベーション促進税制の適用期限を延長するとともに、オープンイノベーションのさらなる促進の観点から、適用対象の拡充等の措置を講じるべきである。

(10) 企業のデジタル化を後押しする５Ｇ導入促進税制の延長

次世代通信規格「５Ｇ」は、超高速、超低遅延、多数同時接続という特徴を持ち、ＩｏＴ・ＡＩの利用等、企業のデジタル化を支える重要な通信インフラとなっている。

また、通信事業者以外の様々な主体が自ら構築する「ローカル５Ｇ」は、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業等が柔軟に構築・利用できるものであり、その活用が広がりつつある。

このため、ローカル５Ｇ基地局および全国５Ｇ基地局の設置をさらに促進する観点から、今年度末で期限を迎える５Ｇ導入促進税制について、適用期限を延長すべきである。

(11) 産業競争力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援等事業計画」における特定創業等支援事業を受けた創業者の登録免許税について、適用期限を延長すべきである。

(12) 研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

(13) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

(14) 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成２９年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去３年平均）が１５億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。

このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

２．地方創生の実現と内需の拡大

（１）地方拠点強化税制の延長・拡充

働き方改革の流れを受け、企業が人材確保のため、地方拠点における社員寮等福利厚生施設を充実・強化する動きが活発化している。しかし、現行の地方拠点強化税制（オフィス減税）の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。同税制の活用企業を増やし、地方創生の動きを加速させるためにも、同税制の対象設備に福利厚生施設を追加したうえで、適用期限を延長すべきである。

あわせて、より小規模な都市への移転の動きを加速させる観点から、移転先の人口に応じて控除額や控除率を増やすといった措置を講じることも検討すべきである。

（２）地域商工業者を応援するクラウドファンディングの活用促進

コロナ禍の影響により、地域のにぎわいや交流を支えてきた多くの地域商工業者が経営悪化に直面している。そうした事業者を応援するため、クラウドファンディングを活用する動きが活性化しており、各地の商工会議所においても多額の支援金を募る等、地域の需要喚起に資する取り組みが展開されている。

寄附型クラウドファンディングにおいては、寄付金控除・寄附金特別控除を受けることができるが、プロジェクト実施者が国・地方公共団体や認定ＮＰＯ法人である場合に限られる。地域の活性化や需要喚起に資するといったプロジェクトの趣旨に着目し、寄付金控除等の対象を拡充すべきである。

（３）内需拡大に資する住宅関連税制の拡充

内需拡大に向けては、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起すべきであり、加えて、２０５０年カーボンニュートラル達成へのさらなる貢献を目指し、住宅・建築物ともに「省エネ性能が高く、脱炭素につながる

新規良質ストック」の供給に向けた必要な対策および「省エネ性能の劣る数多くの既存ストック」への対策を講じることが極めて重要である。
そこで、住宅関連税制等について、以下の措置を講じるべきである。

①住宅ローン減税の延長・拡充
内需の柱である住宅投資の活性化に向け、新築住宅に対する住宅ローン減税について、「一般住宅等の控除限度額および控除期間」を延長すべきである。
また、先進的な高い環境性能を有する住宅の初期負担軽減等、取得促進のための支援措置を講じるべきである。

②住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の延長・拡充
若年層の住宅資金への支援を行う観点から、住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置は、非課税限度額を拡充のうえ延長するとともに、相続時精算課税の選択の特例についても延長すべきである。

③新築住宅における固定資産税を２分の１に減免する措置の延長
住宅取得者の初期負担を軽減する制度として長きにわたり定着している制度であり、良好な住宅ストックの形成を図る観点から、新築住宅における固定資産税を２分の１に減免する措置を延長すべきである。

④居住用財産（特定居住用財産）の買換え・譲渡に伴う特例の延長
マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例措置、居住用財産（特定居住用財産）の買換え特例措置、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例措置を延長すべきである。

⑤住宅の登録免許税の軽減措置の延長
不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、住宅用家屋における所有権の保存登記、移転登記、抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すべきである。

⑥住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長
不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の土地取得から新築までの期間要件の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置を延長すべきである。

（４）民間投資を喚起する国家戦略特区等の税制措置の延長
国家戦略特区は、２０１４年５月に東京圏、関西圏等６区域が指定されて以降、現在１０区域が指定されており、それぞれの地域において、都市の国際化、農業や雇用の規制改革、観光振興による地域活性化等の取り組みが進められている。また、国際総合戦略特区税制は、特区指定地域の都道府県や政令指定都市による事業者認定となっている等、地域の実情に応じて適用が図れること等から、多くの事業者が活用し、地域の潜在力強化に大きく寄与している。
このため、「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」に向け、民間投資を喚起する現行の措置を継続するとともに、新たに、固定資産税・都市計画税の減免措置も講じるべきである。

（５）民間のまちづくり意欲を引き出す税制措置

①居心地が良く歩きたくなるまちなか創出に資する税制措置（ウォーカブル推進税制）の延長等
感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりを推進する観点から、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域において、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合の固定資産税等の軽減措置を延長等すべきである。

②まちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置の創設
地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベント等の事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。
特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るとともに、まちづくり会社等の事業理念に共感し出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

（６）所有者不明土地等の発生抑制および利活用促進のための税制措置
少子高齢化・都心部への人口流出等による土地所有意識の希薄化等により全国的に増加している所有者不明土地や管理不全土地、低未利用地は、環境悪化や災害の復旧復興事業、民間の土地取引の支障の要因とな

る等、国民経済に著しい損失を生じさせており、その解決は喫緊の課題となっている。この課題に対応するために、所有者不明土地等の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充のほか、所有者不明土地の発生抑制につながる、管理不全土地や低未利用土地の適正管理・利活用を図る仕組みが必要である。
これらの仕組みが円滑に動くためには、制度に係る税制特例措置によるインセンティブの付与が必要不可欠と考えることから、以下を要望する。

①ランドバンクによる一時的な土地等取得に対する税の軽減
所有者不明土地の発生抑制のためにランドバンク（※）が一時的に土地等を取得して流通させる場合の税を軽減すべきである。

※自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。１９７０年代からアメリカで広がりを見せていたが、２００８年の金融危機後、さらに増加している。日本では２０１３年に山形県鶴岡市で設立され注目を浴びている。

②地域福利増進事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得税率等の軽減
所有者不明土地において実施される地域福利増進事業の対象事業を拡充すべきである。そのうえで、地域福利増進事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得税率等の軽減措置および地域福利増進事業の用に供する土地・償却資産に係る固定資産税等の軽減措置について、拡充された事業においても確実に措置すべきである。

③所有者不明土地の発生防止に資する特例措置の延長
所有者不明土地は、民間主導のまちづくりを進めるうえで障害となっているが、その発生を防止するための相続登記の促進策として、相続による土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置が講じられているところである。
登記に係る経済的負担を軽減し、引き続き相続登記を促進するため、当該措置については延長すべきである。

④所有者不明土地・建物の解消に向けた不動産登記法の見直し（相続登記等の申請の義務化、新たな職権的登記の創設等）を踏まえた特例措置の創設
２０２１年４月に所有者不明土地・建物の解消に向けた不動産登記法等の改正法が成立・公布されたところ、この改正法では、相続登記等や法人の本店所在地等の変更登記の申請が義務化されるとともに、新たな職権的登記として、相続人申告登記のほか、登記官が職権により法人の本店所在地等の変更登記や会社法人等番号を追加する旨の変更登記をする仕組みが創設されている。
これらの方策による所有者不明土地・建物の解消を通じて経済取引の円滑化を促進するため、新たな職権的登記に対する登録免許税の免税措置とともに、土地・建物の相続登記に対する登録免許税についても、前項の措置の抜本的拡充を含めたさらなる負担軽減措置を講じるべきである。

⑤都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の延長
地方都市をはじめとした多くの都市において、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じている。
低未利用地の集約等による利用促進の観点から、「立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置」や「低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置」を延長すべきである。

⑥空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設
都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（１０年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。
※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

（７）防災・減災対策を促す税制措置の創設
中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのＢＣＰ策定等防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与することを検討すべきである。
また、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

（８）工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例の延長

工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税については、不動産の建設・流通過程の多段階にわたり課税され、最終的には工場建設の施主となる中小企業、戸建て住宅等を購入する個人等のエンドユーザーに転嫁される。このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要があることから、印紙税に係る特例措置を延長すべきである。

（９）不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成１６年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得に係る土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止等、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(10) ＰＦＩ事業における固定資産税等の特例措置の拡充

民間の資金・ノウハウを活用するＰＦＩ事業を推進し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現するため、ＢＯＴ方式（※）で整備される公共施設等の固定資産税等を非課税とするとともに、利用料金等を収受して運営される施設等もその対象に追加すべきである。

※Ｂｕｉｌｄ　Ｏｐｅｒａｔｅ　ａｎｄ　Ｔｒａｎｓｆｅｒ、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に公共へ施設所有権を移転する方式

(11) 民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長

民間の創意工夫や資金調達能力がより発揮できる、利用料金を徴収するＰＦＩ事業の推進においては、民間資金等活用事業推進機構（以下、ＰＦＩ推進機構）による支援が必要である。ＰＦＩ推進機構がＰＦＩ事業へのリスクマネーの出融資を行うためには十分な財務基盤を有していることが必要であり、ＰＦＩ推進機構の税負担を軽減させることが不可欠である。

このため、ＰＦＩ推進機構に係る法人事業税について、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（２０億円）とみなす資本割の課税標準の特例措置をＰＦＩ推進機構の業務完了により解散するまでの期間に延長すべきである。

(12) まちづくりの重要な担い手である芸術文化、スポーツ関連施設に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手であるが、コロナ禍によるイベント自粛や入場数制限等により経営が悪化し、存続の危機に瀕している。民間が所有する文化施設の事業継続を支援するため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

(13) 商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

(14) 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取り組みを後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

(15) 商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国５１５商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。また、コロナ禍においては、行政等からの要請を受け、困窮する中小企業等を対象に、各地域で感染拡大防止と社会経済活動を両立していくためのワクチンの共同接種を行っているところである。

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいては、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されたが、今後も大規模な災害や感染症の発生が予測されるなか、商工会議所等が行う地域経済社会の復旧・復興、福祉の増進に資する公益目的事業への寄附金については、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべ

きである。
　また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業等新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。そうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金についても、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

(16) 複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し
　自動車税制を簡素化・負担軽減の観点から抜本的に見直すとともに、道路整備等の受益と税負担の関係の再構築と２０５０年カーボンニュートラル目標の実現を含め、新たなモビリティ社会にふさわしい税体系を実現すべきである。

(17) 電動車の普及加速に向けた税制措置の創設
　２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け、電動車・電動二輪車に対する免税措置のほか、充電インフラや水素ステーションの設置促進に向けた設備に係る固定資産税の免税措置を講じるべきである。

３．人材の確保・定着

（１）新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制措置の創設
　国が提唱する働き方改革を踏まえ従業員の労働時間を削減しつつ、新事業展開等による収益力の拡大や付加価値の向上を図るためには、人材に対する投資を積極的に行うことが重要であるが、近年、企業の教育訓練費は減少している。
　このため、新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制優遇措置を創設し、中小企業の積極的な人材投資を後押しすべきである。
　また、人材の能力開発には、個人が自発的に自己研鑽に取り組むことも重要であることから、社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用について、給与所得者の特定支出控除の適用基準を緩和すべきである。

（２）私的年金の普及・拡大

①企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ
　高齢化が進展するなか、老後の生活保障をより充実させる企業年金の果たす役割はますます重要となっているが、企業型確定拠出年金における現状の拠出限度額（月額５．５万円）では、企業や従業員のニーズに応じた多様な退職給付制度を設計することが困難となっている。このため、同年金における拠出限度額の引上げを行うべきである。

②企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化
　企業型確定拠出年金のマッチング拠出において、従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、拠出枠を十分に活用できず、従業員の自助努力による資産形成の取り組みが阻害されている。このため、マッチング拠出における加入者拠出金の限度額規制を撤廃すべきである。

③「個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ)」および「中小事業主掛金納付制度（ｉＤｅＣｏプラス)」の拠出限度額の引上げ
　「個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ)」および「中小事業主掛金納付制度（ｉＤｅＣｏプラス)」における拠出限度額は月額２．３万円となっており、企業型確定拠出年金の拠出限度額と比較して見劣りしている。
　とりわけｉＤｅＣｏプラスは、これまで企業年金を導入することが難しかった中小企業にとって、低コストで自社の福利厚生の充実を図ることができる優れた制度であることから、これらの制度における拠出限度額について、少なくとも企業型確定拠出年金の拠出限度額と同額にし、同制度の普及・拡大を通じて従業員の資産形成を後押しすべきである。

４．中小企業の国際化支援

（１）中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現
　平成２１年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として５％分が相殺され９５％が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

（２）租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なＰＥ課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

（３）外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の３年から米国並みの１０年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

（４）海外投資リスクを軽減する税制措置

国際的な資源獲得競争が激化するなか、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国企業による探鉱・開発促進の観点から、海外投資等損失準備金の適用期限を延長すべきである。

また、中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違い等に直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度を創設すべきである。

あわせて、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも１年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

Ⅲ．消費税インボイス制度への対応等

１．消費税インボイス制度の導入凍結および中小企業のデジタル化促進

（１）インボイス制度の導入は当分の間凍結すべき

適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、２０２３年１０月から導入予定となっているが、仮に同制度が導入された場合、免税事業者（約５００万者）が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があることに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替・改修、受け取った請求書等に登録番号があるかの確認、仕入先が免税事業者かどうかの確認、自社が発行する請求書等の保存、端数処理のルール変更等、事業者にとって多大な負担が生じることになる。

また、こうした状況を踏まえ、「所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）」において、２０１９年１０月の軽減税率制度導入後３年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講じると規定されているが、コロナ禍の影響により、これまで政府においてこうした検証は行われていない。

他方、足元では、コロナ禍で多くの中小企業が過剰債務を抱え、経営の立て直しを余儀なくされている。加えて今後、最低賃金の大幅な引上げ等も見込まれ、事業継続・雇用維持にこれまで以上に注力する必要があり、制度導入に向けた準備に取りかかれる状況にはない。また、制度導入により行政側の徴税コストが増加する懸念もある。

こうしたコロナ禍の影響等を踏まえ、インボイス制度の導入は当分の間、凍結すべきである。

（２）インボイス制度凍結の間、中小企業のバックオフィス業務のデジタル化を大胆に促進すべき

インボイス制度が導入された場合、事業者は、請求書の様式変更、受け取った請求書等の記載内容の確認、自社が発行する請求書等の保存等、これまでの業務に加え、新たな業務を行う必要がある。こうした事務負担の増加はわが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。

一方、政府におけるデジタル庁の創設や押印義務の原則廃止、電子帳簿保存法の大幅な要件緩和等、デジタル化を大胆に進めるなか、安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの普及等、帳簿・申告等バックオフィス業務のデジタル化に取り組みやすい環境が整備されつつある。また、大企業におけるテレワークの普及でビジネスプロセス全体のデジタル化が急速に進んでおり、中小企業も対応が不可避の状況となっている。

こうした状況を踏まえ、インボイス制度凍結の間、青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充や電子帳簿保存法の普及・活用推進とともに、売上拡大・競争力強化に向けたデジタル化により、結果的に制度変更等に対応できるような取り組み促進や支援体制構築等に対する予算措置を講じる等、中小企業のバックオフィス業務のデジタル化を大胆に促進すべきである。

２．消費税制度の見直し

（１）軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべき

商工会議所はかねてから、軽減税率制度は社会保障財源を毀損することや、中小企業に過度な事務負担を

強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。
　こうしたなか、軽減税率制度は２０１９年１０月に導入されたが、事業者や税理士等からは依然として単一税率に戻すべきとの声が根強くあがっている。
　こうしたことを踏まえ、軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべきである。なお、必要な低所得者対策は、マイナンバーの利活用による給付措置により行うべきであり、対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきではない。

（２）消費税の滞納防止、事業者の経理事務負担の軽減措置
①中間納付制度について税理士・事業者への周知徹底、課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設による消費税の滞納防止
②「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上の処理の差異の解消

（３）消費税の非課税取引における事業者負担の軽減措置
　福祉車両販売や住宅貸付等の仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、全額仕入税額控除を認める措置の対象拡大等事業者負担の軽減措置が必要である。

Ⅳ．円滑な事業承継の実現に資する税制

１．事業承継税制の利用促進に向けた制度の改善

　平成３０年度税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、利用者からは高く評価されているものの、かねてより中小企業からは、事業承継税制の適用要件の緩和、申告手続きや各種届出の簡素化、特例措置の恒久化を求める声が多く寄せられ、また税理士等の専門家からは、抜本拡充前の一般措置と特例措置の統合等、法令の簡素化を求める声が寄せられている。
　こうした状況を踏まえ、同税制については以下のとおり見直す必要がある。

（１）特例承継計画の提出期限（２０２３年３月末）の延長
　コロナ禍の影響が長期化するなか、特例承継計画の申請件数は伸び悩んでおり、商工会議所の調査においても、コロナ禍で売上が減少している中小企業ほど事業承継時期を先送りする傾向がみられている。
　このため、中小企業がコロナ禍からの再生に注力し、後継者に安心して事業を承継できるよう、少なくとも、特例承継計画の提出期限（２０２３年３月末）は延長すべきである。

（２）申請手続きの緩和

①災害発生時における認定申請期間の延長規定の明確化
　災害発生等のやむを得ない事情があると認められる場合、その事情を記載した書類をあわせて提出することで提出期限内に提出されたものとみなす規定があるものの、実務上はその都度、都道府県の窓口で相談することとなっている。法省令等で「事業承継税制に係る相続税又は贈与税の申告期限が延長された場合は、その延長後の申告期限の２カ月前の日をもって、都道府県知事への認定申請期限とする」等の規定を設けるべきである。

②都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化
　５年間の事業承継期間における都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書を一本化し、書類の提出先を１箇所にすべきである。

（３）制度適用対象の拡大

①外国子会社株式の対象化
　グローバル競争の激化や人口減少による国内需要の縮小等を背景に、中小企業においても海外需要の獲得を目的とした海外直接投資が増加しているが、現行の事業承継税制では、外国会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外される。中小企業の積極的な海外展開を阻害する恐れがあることから、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国会社株式を対象とすべきである。

②経営承継円滑化法における雇用維持要件の撤廃
　平成３０年度税制改正において事業承継税制の適用を受けた中小企業に対する雇用確保要件が弾力化

されたことから、経営承継円滑化法においても、贈与の日から贈与認定申請基準日までの雇用維持要件および相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すべきである。

（４）制度適用後の不安解消

① 書類提出の不備等に対する宥恕規定（※）の明確化

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

② 自社株贈与時に一般措置を利用した者に対する、相続発生時における特例措置への切り替えの容認

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：１００％、相続税：８０％）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

③ みなし相続時における後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族内筆頭株主要件）の撤廃

贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内（原則として贈与税納税猶予適用後５年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められているが、経営贈与承継期間の経過後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡した場合、相続税の納税猶予を適用（みなし相続）する際の後継者要件として、贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内と同様の要件が再度課されることとなる。

経営贈与承継期間の経過後、次世代経営者を育成するため、代表権を次の後継者に譲っていたり、あるいは同族関係者内における相続の発生等により株主構成割合が変わっていたりする可能性があるが、事業承継税制の趣旨が「中小企業の事業の継続による雇用の確保を通じた、地域経済の活力維持」であることを勘案すると、贈与税納税猶予適用後５年経過後においても事業が継続されていれば、その趣旨は達成されており、安定的な事業継続の基盤も確立されている。また課税の公平性の観点からも、事業承継税制の適用を受けた非上場株式の保有を続けていることから、特段の問題は生じないものと考えられる。

このため、贈与税納税猶予適用後５年経過後に相続が発生した場合において、後継者が相続税の納税猶予制度を適用（みなし相続）する際の後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

④ 納税猶予適用後５年間における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税および相続税の納税猶予における経営贈与承継期間内および経営承継期間内（原則として納税猶予適用後５年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できない。後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、納税猶予適用後５年間における納税猶予の取り消し事由から撤廃すべきである。

⑤ 事業所等の建物を売却して買換える場合等に、特定資産買換えの圧縮記帳が認められる期間において、引き続き認定承継会社として扱うことを認めること

平成３１年度税制改正において、特例措置・一般措置のいずれも「一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から６月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする」との措置がなされた。

事業所等の建物を売却して買換える場合等は、売却してから買換えるまでの期間で資産保有型会社に該当する可能性があり、６月以内での完了は難しいことから、特定資産の買換えの圧縮記帳が認められている期間については、上記の様な事情で資産保有型会社に該当した場合であっても、引き続き認定承継会社

として扱うことを認めるべきである。

⑥ 資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること
資産管理型会社は、従業員数が一時でも５名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

（５）事業承継税制のさらなる周知・ＰＲ
事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

２．事業承継の円滑化に資する税制措置

（１）贈与税の暦年課税制度の維持
贈与税の暦年課税制度は、若年世代への早期の資産移転を促すことで、事業を承継する者に対して早くから経営者としての自覚を醸成し、経営者としての能力を育成するため、多くの中小企業で長らく活用されてきた制度である。中小企業が事業承継を行う方策の選択肢を確保する観点からも、同制度は引き続き維持すべきである。

（２）経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し
特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者１人に限定されたままである。
特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

（３）相続時精算課税制度を利用し、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用
現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

（４）信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化
事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

（５）経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減
事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

（６）担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し
中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は６割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。
法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

（７）分散株式の集中化のための税制措置等
商法上、株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難となっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。
分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。
また、同族株主判定の際に基準となる「６親等内の血族（はとこ）、３親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主に係る相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および３親等内の親族」に縮小すべきである。

（８）現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

①都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき

②純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき

③評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長１０年以内に制限すべき

④評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前３カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後３カ月間（あるいは５カ月間）の株価変動を斟酌すべき

⑤土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の事業承継の促進のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき

⑥コロナ禍における評価会社の業績悪化等の後発事象を反映させるよう、純資産価額の算式に特例措置を導入すべき

（９）取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加する等円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値は無いと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、配当還元方式の適用を拡大する等、抜本的に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

Ⅴ．わが国のビジネス環境整備等に資する税制

１．デジタル化への環境整備

（１）小規模事業者の電子帳簿促進のためのインセンティブ措置の拡充

日本商工会議所が２０２０年６月に実施した調査（中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査）では、小規模な企業ほど、帳簿作成等の経理事務を手書きで行っている割合が高く、特に売上高１千万円以下では約半数（５１．３％）を占めている。

帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等経営面からもメリットが大きい。加えて、今般のコロナ対応において、融資や助成金等の申請に際し、会計ソフトを導入していたことでタイムリーに月次決算や試算表を作成・提出できたといった効果も確認された。また、電子取引（ＥＤＩ）の普及に向けても、中小企業の取引先である小規模事業者が帳簿や証憑書類を電子化していることが不可欠となる。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与する。

令和３年度税制改正において、電子帳簿等保存制度の大幅な要件緩和が行われ、小規模事業者の電子帳簿導入のためのハードルは大きく下がったが、電子帳簿のさらなる促進のため、青色申告特別控除における電子申告等の上乗せ措置のさらなる拡充等、帳簿や証憑書類の電子化に取り組む小規模事業者へのインセンティブ措置を講じるべきである。

（２）電子申告・電子納税等行政手続きのデジタル化の推進

デジタル庁が創設され、デジタル社会実現に向けて強力な総合調整機能としての役割が期待されるなか、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①ｅ－Ｔａｘ（国税）とｅＬＴＡＸ（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にＰＤＦ化した申請書類をホームページに掲載したりするだけにとどまっているケースがある。

このため、ｅ－ＴａｘとｅＬＴＡＸの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

②給与明細・源泉徴収票の電子化（電子化に向けた本人同意の廃止）

コロナ禍により、企業のテレワークが進むなか、給与明細・源泉徴収票を適切なタイミングで書面にて交付することは困難となっている。また、書面による交付は事務作業が多く、生産性向上の観点からも電子化を促進すべきである。

所得税法において、給与明細・源泉徴収票を電磁的方法により提供する場合は、給与等の支払を受ける者の承諾を得る必要があるが、一部の者が電子化に同意しない場合は紙と電子が混在することになり、業務効率化を阻害することが懸念される。

このため、電子化に向けた本人同意要件については、廃止すべきである。

③大幅な要件緩和が行われた電子帳簿保存法の周知・ＰＲ

経理業務のデジタル化による企業の生産性向上および記帳水準の向上等に資するため、令和３年度税制改正において、税務署の事前承認の廃止やスキャナ保存の定期検査要件の廃止（スキャン後すぐの原本破棄を認める）等、電子帳簿保存法の大幅な要件緩和が行われたところである。

中小企業における経理事務のデジタル化を促すため、同法の積極的な周知を行う必要がある。

２．納税環境整備・納税協力負担の軽減

（１）行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。一方で、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

中小企業の納税協力負担の軽減および行政の効率化による社会全体での生産性向上に向けて、以下の措置を講じるべきである。

①地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展に伴い、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想されるなか、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務にとどまっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すべきである。

②納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やｅ－Ｔａｘの利便性向上等において検討すべきである。

③国税に係る企業の税務事務負担の軽減

・国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
・「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
・中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
・税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
・準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
・法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る

確定申告書の提出期限までとすること
・年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

④地方税に係る企業の税務事務負担の軽減
・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
・固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
・法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

（２）納付加算税の軽減
源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の１０％が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月１０日）を、「翌月２０日」とする
②不納付加算税（源泉所得税の１０％）を軽減する

（３）青色申告の個人事業主に対するインセンティブの拡充
適正な税務申告を確保するには、正規の簿記の原則に基づいた帳簿を作成することが重要であるが、法人の青色申告率はほぼ１００％である一方、個人事業者の青色申告率は6割程度にとどまっている。
このため、個人事業主の青色申告率の向上に向け、青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（３年間）を延長する等、青色申告者に対するインセンティブを拡充すべきある。

（４）租税教育と簿記・会計教育の実施
租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で、租税教育を実施すべきである。
また、正しい納税のためには、簿記・会計の知識も欠かせない。若いうちから会計リテラシーを身に付けてもらうため、学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で、簿記・会計教育を行うべきである。

３．中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

（１）中小企業の負担増に繋がり、成長を阻害するような炭素税等のカーボンプライシングの導入には反対
２０５０年カーボンニュートラルを実現するためには、国家プロジェクトとしての革新的な技術開発によるブレークスルーを図るとともに、地域や中小企業がどう取り組むかの道筋を示し、それぞれの成長に資する形での環境整備を整えていく必要がある。
わが国では、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税等、国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担している。こうしたなか、さらなる負担増に繋がる炭素税等のカーボンプライシングを導入すると、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、エネルギー使用量削減に資する設備更新や技術開発が阻害され、また、企業のイノベーション投資を抑制することから、長期戦略で提示されたビジネス主導による非連続なイノベーションの実現に大きな障害となる可能性が高い。さらに、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招くとともに、国際的なイコールフッティングが確保されていなければ、世界全体でのＣＯ２排出削減につながらないおそれもある。
また、長引くコロナ禍で、多くの中小企業が経営の立て直しを余儀なくされており、今後、最低賃金の大幅な引上げ等も見込まれるなかで、人件費や家賃等とともに、固定的経費であるエネルギーコストの増加の経営に与える影響は極めて大きく、経営者の心が折れ、いつ倒産や廃業が急増してもおかしくない。
こうした観点から、中小企業の負担増に繋がり、成長を阻害するような炭素税等のカーボンプライシングの導入には反対である。中小企業の実質負担が増えないような措置が不可欠である。

（２）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対
個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとすれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の１月１日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。
こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認

作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等寄附行為が増加するなかで、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのＩＣＴ化の推進・納税環境整備が不可欠である。

（３）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収されるなかにあって、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

（４）時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

（５）中小企業への留保金課税の適用拡大には断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金が中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金１億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

（６）外形標準課税の中小企業への適用拡大には、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持・創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約７割、損益分岐点比率が約８割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人１６９万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成３０年度税制改正において、中小ガス事業者の一部については規制料金分野以外で取扱いが見直された。また、令和２年度税制改正において、電気供給業のうち、発電・小売事業（新規参入者を含む）については、特殊な課税方式が適用されることとなった。

しかしながら、小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、見直しは一部にとどまり不公平な取り扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

（７）二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

①印紙税
②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）

③嗜好品に課せられる税（酒税等）
④その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

（８）地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対
地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約１７％を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。
法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

（９）リース会計基準の見直しにより、中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない
２０１６年に国際会計基準（ＩＦＲＳ）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。
ＩＦＲＳ等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、リースに関する会計基準とＩＦＲＳ等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はＩＦＲＳの影響を受けないものとされている。
仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

(10) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対
外国人労働者の新たな在留資格制度（特定技能）の創設により、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。
特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。
また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。
こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。
なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応すべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧な説明を行う等の対応が望まれる。

Ⅵ. 女性の活躍促進、子育て世代への支援拡充に資する税制等

（１）第３号被保険者制度の抜本的見直し
年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという、昔ながらの雇用・家族形態を標準モデルとしてきているが、現在は、そのような標準モデルより共働き世帯が多数となる等、働き方や家族のあり方が大きく変化している。
また、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる１３０万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。
こうした状況を踏まえ、また、働く女性との公平性を確保するため、第３号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

（２）公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充
消費税率１０％の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策に重点的に配分すべきである。
平成３０年度税制改正において、公的年金等控除について、年金以外の所得が１，０００万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除

の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

（３）事業主拠出金の安易な使途拡大や料率引上げは行うべきではない

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られているなかで、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討するとともに、安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度等、企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

（４）所得控除制度の見直しに関する考え方　～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収３００万円～４００万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

Ⅶ．国際的な法人税の見直しへの対応

経済のグローバル化およびデジタル化の進展に伴う国際的な租税回避行為への対抗措置として、国際的な法人税の見直しが協議され、２０２１年７月にはＯＥＣＤ加盟国を含む１３０カ国・地域が新たな法人課税ルールに大枠合意し、Ｇ２０財務大臣・中央銀行総裁会議で承認されたところである。

今後、国内での法制化に向けた検討が行われるが、検討に際しては、コロナ禍克服に向けて海外展開に活路を見出そうとする中小企業等に影響がおよばないよう、十分配慮する必要がある。

Ⅷ．東京都に対する要望

１．コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続・雇用維持を後押しする税制

東京都においては、４度にわたり発令された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等により人流が大きく制限され、経営体力の乏しい中小企業等は深刻な経営危機に陥っている。

東京都では、感染拡大防止協力金や月次支援給付金等をはじめ、事業者の事業継続への支援を行っているところではあるが、コロナ禍による売上減少のダメージが長期化していることに加え、今後、固定資産税の上昇や最低賃金の大幅な引上げも見込まれており、事業継続・雇用維持にこれまで以上に必死に取り組む必要がある。

こうした観点から、地域経済や雇用を支えてきた中小企業等を引き続き力強く支援するため、税制面で以下の措置を講じるべきである。

①令和３年度に講じられた土地に係る固定資産税の据置措置の継続
②商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準引下げ条例減額措置（負担水準の６５％）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引き下げ）
③小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化
④コロナ禍の影響による売上減少事業者に対する固定資産税・都市計画税・事業所税の減免
⑤コロナ対応のため、テナント料の猶予・減免に応じた事業者に対する固定資産税の軽減等
⑥需要が大幅に減少した航空、鉄道、バス等旅客運輸事業者について、バリアフリー設備をはじめ、駅、線路、変電所、車両等の固定資産税・都市計画税の減免

⑦コロナ禍の影響により、運営が困難となっている民間所有の文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）に対する固定資産税・都市計画税の減免

２．高度な防災都市を実現するための税制

首都直下地震・南海トラフ地震や大規模な風水害による影響、被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

「災害の脅威から都民を守る強靭で美しい東京」を実現するためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面で以下の措置を講じるべきである。

①ＢＣＰ策定や訓練の実施率向上を図るためのインセンティブとして、ＢＣＰの導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について防災・減災目的で改修工事や建替え、新設する場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免すべき
②密集市街地（木造住宅密集地域、老朽ビル集積地等）、緊急輸送道路沿道建築物等の防災・減災や、帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には、法人および個人事業税の減免措置を創設すべき
③オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、自主的に備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合、固定資産税・都市計画税の減免対象とすべき

３．世界経済を牽引する東京の活力強化に向けた税制

（１）企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収されるなかにあって、既にその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。また、課税算出根拠が「事業所面積」と「従業員給与」であり、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

こうしたことから、事業所税については早急に廃止すべきである。

なお、少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、速やかに廃止すべきである。

（２）外形標準課税の適用拡大には断固反対

東京を「世界で最もビジネスしやすい都市」へと進化させるためには、立地競争力強化が不可欠であり、企業の成長を阻害する税制の見直しを行う必要がある。

外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増し、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。経済の好循環や東京の活性化を阻害するものであることから、外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対する。

（３）産業の活性化に資する税制措置の拡充

東京都が策定している『「未来の東京」戦略』において、都内開業率の向上や、スタートアップの成長に応じた支援の徹底等が目指すべき姿として掲げられている。都内中小企業が様々な時代の変化に的確に対応して輝き続け、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

①創業後５年間の法人事業税や法人都民税の減免
②創業者を対象に家賃を減免してオフィスを提供した事業者に対する優遇制度（固定資産税の減免措置、地方税の税額控除等）
③償却資産に係る固定資産税の廃止
④東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
⑤東京都および周辺自治体において個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一

（４）法人事業税・法人都民税の超過課税の廃止

東京都が策定した『「国際金融都市・東京」構想』において、国内外金融系企業に対して都税である法人二税の軽減等を検討する旨が盛り込まれた。

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、２９．７４％（２０１８年度）にまで引下げられたが、東京都においては、３０．６２％と、３０％台に止まっている。

わが国のビジネス環境に対する評価は、世界銀行が発表するビジネスしやすさランキング（「Ｄｏｉｎｇ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　２０２０」）において２９位と低迷している。東京都が掲げる「世界で最もビジネスしや

すい都市」の実現に向け、全ての業種において法人事業税・法人都民税の超過課税を廃止し、東京の産業活性化を図るべきである。

以　上

２０２１年度第１２号
２０２１年　9月9日
第７３８回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、東京都知事・幹部、東京都選出国会議員、東京都議会議長・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞

【コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制】

○商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置（１年間）
・令和４年度に限り、固定資産税額が上昇する商業地等について、税額の上昇分を半減

○交際費課税特例の延長（２年間）

○事業承継税制特例措置の特例承継計画提出期限（２０２３年３月末）の延長（１年間）

【ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制】

○少額減価償却資産の損金算入特例の延長（２年間）

○所得拡大促進税制の延長・拡充（１年間）
・雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比１．５％以上増加した場合に、その増加額の１５％を税額控除
・雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比２．５％以上増加した場合に、その増加額の３０％の税額控除
・教育訓練費が前年度比１０％以上増加した場合に、給与等支給総額の増加額の１０％の税額控除を上乗せ

○オープンイノベーション促進税制の延長・拡充（２年間）
・売上高研究開発費比率１０％以上かつ赤字のスタートアップ企業の場合、設立１５年未満でも対象に追加

○５Ｇ導入促進税制の延長・見直し
・５Ｇ基地局の整備や企業等が限られたエリアで構築するローカル５Ｇへの投資について、取得価額の１５％の税額控除または３０％の特別償却ができる措置の延長（３年間。ただし控除率は段階的に見直し）
・ローカル５Ｇ事業者に限り固定資産税の課税標準を１／２にする措置の延長（２年間）
・対象資産の取得価額要件を２億円以下に引下げ（現行：３億円以下）

○中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（２年間）
・認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税および不動産取得税を軽減

○産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長（２年間）
・特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税を軽減

【地方創生・地域経済の活性化を後押しする税制措置】

○地方拠点強化税制の延長・拡充（２年間）
・対象事業部門に「情報サービス事業部門（ソフトウェア開発等）」を追加
・拡充型の対象地域に「事業者の立地を目的として地方自治体が情報通信環境の整備を行っている地域」を追加
・中小企業が整備計画の認定を受ける場合の従業員要件が１名以上増加に緩和（現行：２名以上増加）
・オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を３年以内に延長（現行：２年以内）
・雇用促成税制の対象となる従業員について、地方拠点整備完了前に新規雇用した従業員を追加
・雇用促進計画の提出期限を整備計画認定後３カ月以内に延長（現行：２カ月以内）

○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出に資する税制措置（ウォーカブル推進税制）の延長・拡充（２年間）

・民地のオープンスペース化に係る課税の特例の適用対象設備に電源設備・給排水設備・冷暖房設備を追加
・公共施設の管理が官民連携で行われる場合も対象となることを明確化

【納税環境整備】
○電子取引における電子保存義務化の猶予（２年間）
・２０２２年１月施行の改正電子帳簿保存法に盛り込まれている電子データで受け取った請求書や領収書等の電子保存の義務化を２年間猶予

【その他】
○経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長・拡充（３年間）
・適用対象に産業復興機構等を追加
○住宅ローン減税の延長・見直し（４年間）
・控除率を０．７％、控除期間を１３年等に見直し
・環境性能等に応じて借入限度額を上乗せ
・新築住宅の床面積要件を４０㎡以上に緩和
○住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の延長・見直し（２年間）
・非課税限度額を良質な住宅は１，０００万円、その他の住宅は５００万円に見直し
○新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（２年間）
○居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長（２年間）
○住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（２年間）
○所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の拡充
・対象事業に「備蓄倉庫等の災害対策に関する施設の整備に関する事業」「地産地消等に資する再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業」等を追加
○相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の延長・拡充（３年間）
・適用対象に市街化区域内の土地を追加
・適用対象となる土地の上限価額を１００万円に引上げ（現行：１０万円）
○低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置の延長（２年間）
○工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長（２年間）
○ガス供給業の事業税に係る収入金課税の見直し
・導管部門の法的分離の対象となる大手ガス事業者等について、収入金課税の４割を見直し、一般の課税方式に適用されている付加価値割＋資本割を組入れ
・その他の中堅・中小ガス事業者等については、一般の事業と同じ課税方式に見直し

１３．東京都の雇用就業施策に関する要望

Ⅰ．現状認識

【ポストコロナを見据えた東京都の雇用就業施策を】
わが国経済は、新型コロナウイルスの影響が長期化し、いまだに先行きの見通せない状況が続いている。昨年４月に緊急事態宣言が発出されて以降、数次にわたる再発出・延長を繰り返す中で、経済活動は大きく制限され、都内中小企業の経営に深刻な影響を与えている。
多くの中小企業は、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、事業の継続と雇用の維持に必死に取り組んでいるが、長期にわたる経済活動の制限下において、我慢も限界との声が多く聞かれており、今後の廃業の増加、雇用情勢の悪化が強く懸念される。
他方、ワクチン接種の進展も踏まえ、政府においては日常生活の回復に向けた制限の緩和が進められている。こうした中、東京の企業・産業が、その活力を回復・強化していくためには、当面の雇用安定とともに、雇用吸収力のある産業や成長産業への円滑な労働移動を促していく政策が求められる。
また、中小企業においても、先ずは直面する危機的な状況を乗り越えることが最大の経営課題であることは言うまでもないが、従来からの人手不足や後継者難、あるいはデジタル化、生産性向上などの課題にも取り組んでいかなければならない。

ポストコロナを見据え、中小企業の成長を後押ししていくべく、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の推進による労働生産性の向上、更には、女性、高齢者、外国人材など多様な人材の活躍の推進による人手不足の解消やイノベーションの創出に重点を置いた政策が重要である。

こうした現状認識に基づき、東京都が取り組むべき雇用就業施策について、下記により要望する。なお、当所においては、東京都とより一層の連携を図り、都内中小企業の経営支援と雇用就業に関する課題の解決に全力で取り組んでいく所存である。

記

Ⅱ．重点要望項目

１．ポストコロナを見据えた円滑な労働移動の推進

東京都の本年４月～６月期平均の完全失業率は３．８％と１月～３月期平均の２．７％から１．１ポイント上昇し、８月の有効求人倍率は０．９０倍と１４か月連続で１倍を下回るなど、雇用情勢は予断を許さない。コロナ禍の長期化に加え、今後見込まれる雇用調整助成金をはじめとする支援策の縮減、最低賃金の引上げなどによる負担の増加から、廃業の増加や雇用情勢の悪化が懸念されている。

ワクチン接種の進展もあり、政府において日常生活の回復に向けた検討が進む中、足下の雇用維持に加え、雇用吸収力のある人手不足産業や市場の拡大による雇用の創出が期待される成長産業に円滑な労働移動を促していく政策が求められる。

東京都は、「東京版ニューディール～ＴＶＡ（Ｔｏｋｙｏ　Ｖａｌｕｅ－ｕｐ　Ａｃｔｉｏｎ）作戦」として、トライアル就労を通じた正社員化を支援する「雇用創出・安定化支援事業」や、業界団体と連携した短期講習プログラム・合同企業面接会を実施する「業界連携再就職支援事業」、東京しごとセンター、都立職業能力開発センター等による職業訓練の充実・強化などの施策を実施し、２万人を超える雇用を創出する大胆な雇用対策を展開している。介護業界やＩＴ業界などの需要の高い業界との連携や、セミナー・講習と就職面接会を組み合わせたプログラム、トライアル就労など、実効性の高い施策について重点的に予算を措置していることを評価したい。雇用創出目標の２万人を早期に達成すべく着実に実施されたい。

なお今後、こうした一連の事業の実施にあたっては、建設業、介護業、運輸業といった慢性的な人手不足産業およびデジタル、グリーン関連など成長産業への就職に重点を置いた運営をお願いしたい。

また、求職者の職業訓練にあたっては、修了者の就職を成果目標ととらえ、訓練修了者に対し、就職説明会、面接会などのマッチング機会を積極的に提供するなど、職業訓練から就職まで一貫した支援を行われたい。なお、こうした雇用対策をより確実に成果に結びつけていくためには、ハローワークや中小企業支援団体などと相互の事業周知や情報交換を行うなど、緊密な連携を図る事が重要である。

更に、コロナ禍による影響が２年近くに及ぶ中で、企業が雇用の維持を図るにあたっては、雇用調整助成金による従業員の休職や出勤調整等の対策のみでは限界があり、従業員の就業意欲や能力開発の観点からも問題があることから、一時的に人手が過剰となっている業種から人手不足産業や成長産業への在籍型出向を官民一体となって推進していくことも重要である。

東京都においては、中小企業支援団体などの関係機関と連携を図りながら、在籍型出向に係る相談の実施や、出向受入・送出企業のマッチングに資する事業を積極的に展開いただきたい。

当所においても、「東商ジョブサイト」による求人情報の提供、第二新卒・中途・ミドル・シニア人材のマッチング、大手企業との求人情報面談会などを通じ、引き続き、企業の人材確保の支援に取り組んでいく。

［具体的要望項目］
○「東京版ニューディール～ＴＶＡ作戦」の着実な推進と雇用創出目標２万人の早期実現
○慢性的な人手不足業種（建設、介護、運輸等）、および今後の雇用拡大が期待される成長産業（デジタル、グリーン関連等）への就職に重点を置いた能力開発・マッチング支援
○職業訓練修了者に対する企業とのマッチング機会提供など、職業訓練から就職まで一貫した支援の実施
○都とハローワーク、中小企業支援団体等、関係機関相互の事業周知や情報交換などの連携強化
○在籍型出向に係る相談体制整備やマッチング事業の実施

２．時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進

（１）テレワークの活用促進、更なる普及・定着に向けた支援の強化・拡充

テレワークは、感染症対策をはじめとした危機管理に有効であるとともに、場所を選ばない柔軟な働き方として、今後の更なる普及・定着が期待される。

当所が本年８月に実施した調査では、都内中小企業のテレワーク実施率は３９．９％となり、昨年６月の調査時の約７割（６７．３％）から大きく低下している。同調査において、過去テレワークを実施していたが今回実施していない理由としては、「業務の生産性低下」（４４．０％）が最も多く、次いで「テレワーク可能な業務がない」（４１．４％）となっている。また、テレワークを継続して実施している企業の目的としては、「出勤人数の抑制」（７３．６％）、「事業継続性の確保」（５５．０％）など感染症対策を意識したものが多い一方、「働き方改革の推進」（３０．６％）、「業務プロセスの見直し」（１５．１％）などは比較的少数となっている。

こうした現状を踏まえ、ポストコロナにおいてもテレワークが普及・定着していくためには、感染症対策のみを目的としている企業の定着支援や、実施を取りやめた企業の再活用に向けた支援に重点を置いた施策が必要である。こうした企業に対し、テレワークの効果的な活用が、感染症対策のみならず経営課題の解決にプラスの効果があることを発信していくことが重要であり、働き方改革の進展による労働生産性の向上や人材の採用力・定着率の向上、経費の削減など具体的な経営への効果について、好事例を収集し、周知することが求められる。

東京都では、テレワークに関する２０３０年に向けた政策目標を「都内企業のテレワーク導入率８０％」に上方修正し、社会全体での更なる普及・定着に向け取組を強化している。テレワークの導入・活用拡大に向けたセミナー、コンサルティング、機器及びソフトウェアの経費助成等の支援に加え、テレワークの定着に向けては、企業が独自のテレワークの運用ルールを策定し宣言する「テレワーク東京ルール」や「週３日・社員７割以上を１～３ヶ月実施」する企業を「テレワーク・マスター企業」として助成対象とするなどの取組を実施している。更に、テレワーク時に活用できるサテライトオフィスの整備への補助など、社会全体での環境整備にも取り組んでいる。

今後の施策運営にあたっては、テレワークが経営課題の解決にプラスの効果があることの理解を進めるべく、「テレワーク東京ルール」の宣言企業から先進的な事例を紹介する動画の公開、「東京テレワーク推進センター」での業種ごとのテレワーク活用事例を紹介する取組等を強化されたい。

また、テレワークの活用に悩む企業に対しては、伴走型によるきめ細かな支援として、専門コンサルタントが訪問し、課題解決などの支援を無料で行う「ワークスタイル変革コンサルティング」事業の利用促進を図るとともに、予算拡充により支援対象企業数の増加を図られたい。

当所においても、引き続きテレワークの活用に関する好事例や有効なＩＴサービス・ツールの紹介について、専門家による経営指導、セミナー、コラムや動画による情報提供を通じて取り組んでいく。

［具体的要望項目］
○「テレワーク東京ルール」宣言企業による先進事例動画公開、「東京テレワーク推進センター」による業種別事例紹介など、テレワーク好事例紹介の取組強化
○ 専門コンサルタントが企業を訪問し、テレワーク導入や活用拡大に関する課題解決支援を無料で行う「ワークスタイル変革コンサルティング」事業の利用促進、予算拡充による支援対象企業数拡大

（２）「時間にとらわれない多様で柔軟な働き方」の導入支援

テレワークの取組が進んだことに伴い、労働時間ではなく、仕事の成果やスキルに基づく人材活用や評価、あるいは、「新しい日常」に適合した柔軟で効率の良い働き方に対する関心が更に高まっている。

日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて中小企業を対象に実施した調査では、ポストコロナを見据え、今後、政府が要件や規制緩和すべき働き方や推進すべき取組を尋ねたところ、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制、高度プロフェッショナル制度等の「時間にとらわれない柔軟な働き方」と回答した企業が３２．１％で最も多く、中小企業においても一定の関心・ニーズがあると考えられる。

一方、中小企業は人事・労務に関するノウハウやマンパワーが必ずしも十分ではないことから、「導入に際しての要件や手続きが複雑で、自社にどの制度が合っているのか分からない」、「社内の規程類を整備する必要があるが、どのように進めればよいのか分からない」、「導入後、円滑に運用していくためのノウハウがない」といった声も多く、制度の導入や運用等に関する助言や指導の取組が求められる。

東京都においては、中小企業が企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制、高度プロフェッショナル制度等の「時間にとらわれない柔軟な働き方」を円滑に導入・運用できるよう、制度導入に関する要件や手続きを周知するとともに、ＴＯＫＹＯ「働き方改革、ライフ・ワーク・バランス」相談窓口での相談体制の強化や、中小企業における好事例の発信に取り組まれたい。

なお、東京都では、通勤混雑の緩和や東京２０２０大会における交通需要マネジメント、さらには感染症拡大防止策として、時差出勤の推進にも取り組んでいるが、多様な働き方の推進の観点からも、引き続き普及・定着を図ることが重要である。企業が時差出勤やテレワークに取り組むには取引先や消費者の理解や配慮も必要になるとの指摘もあることから、引き続き東京都の主導による社会全体の機運醸成に努められたい。

［具体的要望項目］
○企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制、高度プロフェッショナル制度の円滑な制度導入・運用に向けた、要件・手続きの周知、ＴＯＫＹＯ「働き方改革、ライフ・ワーク・バランス」相談窓口の体制強化、中小企業における好事例の発信
○「時差出勤」の普及・定着に向け、社会全体の機運醸成や企業への働きかけの継続

（３）副業・兼業の促進

副業・兼業は、所得の増加に加え、スキル・経験の獲得を通じた本業へのフィードバックや人生１００年時代の中で将来的な職業の選択肢拡大にもつながるものとして推進が期待され、政府においても環境整備に取り組んでいる。

一方、日本商工会議所が本年７月に実施した調査では、副業・兼業を推進・容認している中小企業は３０．３％にとどまっており、導入を躊躇する理由として、「社員の長時間労働・過重労働につながりかねないため」（６４．

９％)、「社員の総労働時間の把握・管理が困難なため」（５３．０％)、「副業・兼業先での労働災害が起きた際に本業への支障が生じる恐れがあるため」（３９．１％）などが挙げられている。副業・兼業の導入に関心を持つ企業のこうした懸念を払しょくするためには、各企業における効果的なルール作りについてきめ細かな相談指導が求められる。

東京都においては、「『未来の東京』戦略ビジョン」で２０３０年に向けた戦略の一つに「誰もが輝く働き方実現戦略」を掲げ「副業・兼業、フリーランスなどの新しい働き方を支援」するとしている。副業・兼業の導入を検討する企業の取組が円滑に進むよう、厚生労働省が昨年９月に改訂した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や相談体制の整備を図られたい。

また、コロナ禍で東京一極集中のリスクやコストの大きさが改めて認識され、企業の地方拠点の強化や二地域居住への関心が高まっている。東京都においては、都内企業に勤務する人材が地方の中小企業で副業・兼業することにより、働きがいの向上や人手不足の解消につながるなどの好事例を収集、周知することで、副業・兼業を推進していくことが期待される。

［具体的要望項目］
○厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（２０２０年９月改訂）の周知、ならびに各企業における効果的な副業・兼業ルール作りに向けたきめ細かな相談指導の推進
○都内企業社員による地方・中小企業での副業・兼業推進に向けた好事例の収集・周知

３．中小企業の生産性向上に資するデジタル人材の育成

少子化を背景とする労働力人口の減少が続く中で、中小企業が働き方改革の取組を進めながら、競争力を維持・強化していくには、デジタル技術の活用により労働生産性を高めていくことが不可欠である。特に、東京都の生産年齢人口１人当たり県内総生産の成長率（２０１２年～２０１７年の年率成長率）は０．３６％と全国平均２．４７％を下回り、４７都道府県中最下位となっていることからも、より一層の取組が求められる。

当所が昨年１０月に中小企業を対象に実施した調査では、「ＩＴを活用して社内業務を効率化している」（４４．２％)、「ＩＴを差別化や競争力強化に積極的に活用している」（６．１％）など、ＩＴを有効に活用できている中小企業は約半数にとどまる。他方、十分に活用できていない企業の課題としては、「ＩＴ導入の旗振り役が務まるような人材がいない」（３３．４％）と回答する企業が最も多く、各社の業務特性を踏まえたＩＴ導入・活用を担う人材の育成が求められる。

東京都は、「デジタル人材育成支援事業」を令和２年度補正予算で措置し、新型コロナウイルスの影響等により失業中の若者などに対し、ＩＴ関連のスキルを付与する職業訓練と再就職支援を一体的に行っている。支援対象とする４００名の着実な就職支援を実現するとともに、ＩＴ人材の育成を雇用創出の重点分野ととらえ、次年度以降の予算拡充により支援規模の拡大を図られたい。

また、東京都中小企業振興公社においては、「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」を実施し、窓口相談、セミナー等の情報提供や、各企業の現地調査を通じた専任アドバイザーによる支援、人材育成講座、デジタル技術活用推進助成金などの取組を実施している。こうした一貫した支援を継続するとともに、ロボットなど先端分野の内容のみならず、広く中小企業におけるＩＴの理解深耕、導入推進に資する講座の充実を図られたい。

当所においても、「はじめてＩＴ活用」事業において、「売上向上」や「業務効率化」「テレワーク・コミュニケーション」「サイバーセキュリティ」といった課題ごとに、関連するコンテンツ（オンラインセミナー・コラム・ＩＴツール・補助金・支援策など）を提供するなど、経営課題の解決につながるＩＴ活用やデジタルシフトに関する最新情報をワンストップで発信するとともに、ＩＴ人材育成に係る研修講座の実施等、引き続き、デジタル人材の育成、導入支援に努めていく。

［具体的要望項目］
○新型コロナウイルスの影響等により失業中の若者などに対する「デジタル人材育成支援事業」における支援対象４００名の着実な就職支援の実現、ならびに次年度以降の予算拡充、支援規模拡大
○「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」による窓口相談から情報提供、現地調査を通じた専任アドバイザーの支援、人材育成講座など一貫した支援の継続・強化と、中小企業におけるＩＴの理解深耕、導入推進、システム構築の内製化（ノーコード・ローコードの活用等）に関する研修講座の実施・拡充

４．女性の活躍推進に向けた施策の強化・拡充

（１）都内中小企業の女性活躍推進の一層の後押し

女性の活躍推進は人手不足の解消のみならず、女性ならではの発想や視点に基づくイノベーションの創出、企業価値・業績の向上の観点からも更なる推進が求められる。来年４月からは改正女性活躍推進法の施行に伴い、従業員数１０１人以上３００人以下の中小企業においても、女性活躍に向けた行動計画の策定や情報公表が義務づけられることになっている。

一方、日本・東京商工会議所が本年７月から８月に中小企業を対象に行った調査では、女性活躍に取り組む企業は８０．５％に達しているが、そのうちの約半数は取組に課題を抱えているとしており、その内容は、「女性の管理職・役員比率が低い」（４４．７％)、「求める能力を有する女性人材を思うように採用できない」（３６．０％)、

「女性社員が定着しない」（３１．２％）と多岐にわたる。
中小企業が女性活躍を推進するには、各企業が自社の課題を整理して、自社の業種・業態や企業文化にあった取組を検討・工夫していく必要がある。そのため、支援にあたっては、専門家のサポートを受けながら各企業が主体的に取組を検討する機会を提供していくことが求められる。
また、女性活躍の推進に向けた取組は、仕事と家庭の両立が図れる職場環境の整備や人材育成の充実などにより、女性のみならず、企業全体の人材の確保・育成・定着につながることが期待できる。こうした経営全般への具体的な効果を発信していくことが重要である。
東京都においては、「『未来の東京』戦略ビジョン」において、女性活躍推進戦略を柱の一つに掲げ、女性の就業率を２０３０年までに６５％（２０２０年５７．１％、同年全国５１．８％）とするなど具体的な目標を設定し、女性のライフステージに応じた支援や、社会的なマインドチェンジなど幅広い内容に取り組むとしている。また、「女性の活躍推進加速化事業」として、研修等による実践的な知識の付与や、企業間・従業員間の交流機会の提供等を通じて、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援するなどきめ細やかな支援を実施している。
こうした事業を通じ、中小企業が自社の行動計画を主体的に策定することは非常に有効であり、より多くの企業に支援が講じられるよう施策の周知を強化し利用を促進していくとともに、予算を更に拡充していただきたい。特に、改正法の施行を踏まえ、事業主行動計画の策定が新たに義務付けられる１０１人以上３００人以下の企業等に対しては、重点的な支援が求められる。
当所においても、今年度より新たに「男女共同参画に関する懇談会」を設置し、企業における女性活躍推進の取組について研究、検討を行っている。今後、同懇談会の活動等を通じ、女性活躍に向けた中小企業の好事例の周知など、支援に努めていく。

［具体的要望項目］
○「女性の活躍推進加速化事業」の予算拡充、支援対象企業数の拡大。特に、事業主行動計画策定が新たに義務付けられる従業員１０１人以上３００人以下の企業に対する重点的支援

（２）都内中小企業における仕事と子育ての両立支援の推進支援
子育て世代の女性の更なる労働参画を推進するためには、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必要であり、保育所や学童クラブの受け皿整備は重要な課題である。
東京都においては、本年４月の保育所の待機児童数が９６９人と前年同月比で１，３７４人減少するなど着実に取組が進んでいる一方、学童クラブの待機児童は昨年７月時点で３，２６２人と前年５月に比べ１６５人の減少にとどまる。引き続き、施設の整備による量の確保を進めるとともに、保育人材等の確保やサービスの充実など質の確保にも取り組むことが求められる。
東京都は、「『未来の東京』戦略ビジョン」において、「保育および学童の待機児童を早期に解消し、その状態を継続」することを目標に掲げている。また、「東京都子供・子育て支援総合計画（第２期）」において、２０２０年度から２０２４年度までの受け皿整備の具体的な目標を定めている。
同計画の着実な遂行により、保育所や学童クラブの施設整備による早期の待機児童解消に加え、病児保育の強化・拡充、開所時間や職員の配置など利用者ニーズに沿ったサービスの充実等を支援することで、量と質の確保を図られたい。なお、今後の少子化の進行を見据え、中長期的な需要動向の把握・分析に基づく施設整備・運営の在り方を検討することも必要である。

［具体的要望項目］
○保育所や学童クラブの施設整備による早期の待機児童解消に加え、病児保育の強化・拡充、開所時間や職員の配置などの利用者ニーズに沿ったサービス充実
○少子化の進展を見据え、中長期的な需要動向の把握・分析に基づく施設整備・運営のあり方検討

（３）男性の育児休業の取得促進支援
本年成立した改正育児介護休業法により、来年度より、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されるとともに、事業主に対しては育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けなどが行われる予定である。
日本・東京商工会議所が本年７月から８月に中小企業を対象に行った調査では、男性の育児休業取得を促進する上での課題としては、「人員に余裕がなく、既存社員による代替が困難」（５６．７％）、「専門業務や属人的な業務が多く、対応できる代替要員がいない」（３８．２％）、「採用難で代替要員が確保できない」（３２．１％）が挙げられ、代替要員の確保が大きな課題となっている。
東京都においては、今後、法改正に伴い、社内体制の整備や就業規則の改訂など、中小企業が行うべき具体的な対応を厚生労働省と協力しながら周知していくとともに、代替要員確保に向けた人件費の助成、属人的な業務によらない業務平準化に資する個別コンサルティングの支援などを講じられたい。
当所においても法制度の内容や企業が求められる措置について、セミナー等を実施し、周知に努めていく。

［具体的要望項目］
○改正育児介護休業法に基づく男性の育児休業取得促進の取組にあわせ、社内体制の整備や就業規則の改定など中小企業が行うべき対応についての周知
○育児休業の取得促進に向けた代替要員の人件費助成、業務平準化に関する個別コンサルティングの実施

（４）ハラスメントの防止に向けた取組の推進
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、事業主にはセクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられている。加えて、労働施策総合推進法の改正により、中小企業に対して来年４月から、パワーハラスメントに関する相談体制の整備など雇用管理上の措置が義務付けられることとなっている。
パワーハラスメントに関しては多くの中小企業から、「業務上の指導とハラスメントの線引き」や「適正な処罰・対処の目安」に関する判断に困るとの声が聞かれており、判例等に基づいた、より具体的な情報提供や相談指導が求められる。
東京都においては、より多くの中小企業の取組が進むよう、法改正の動向を踏まえた実務的なセミナーの実施や「職場におけるハラスメント防止ハンドブック」などによる周知・啓発の取組を一層強化されたい。また、東京都労働相談情報センター等による個別相談に際しては、判例や事例に基づく具体的な情報提供や、個社の実情に応じたきめ細やかな相談指導をお願いしたい。
当所においても、今後、ハラスメント防止に向けた企業の雇用管理の措置、トラブル時の対処方法などを判例や事例に基づいて具体的に取りまとめたハンドブックを作成し、周知していく予定である。

［具体的要望項目］
○法改正を踏まえた実務的なセミナーの実施や「職場におけるハラスメント防止ハンドブック」による、ハラスメント防止に向けた周知・啓発のさらなる取組強化
○東京都労働相談情報センター等による判例・事例に基づく情報提供、個社の実情に応じたきめ細やかな相談指導の実施

Ⅲ．個別要望項目

１．人材の確保、労働生産性の向上に資する人材の育成支援の強化・拡充
（１）人材確保支援の強化・拡充
少子化により労働力人口の減少が進む中、中小企業にとって人材確保は引き続き深刻な経営課題であり、とりわけ求職者に対する認知度の向上や、企業と求職者の相互理解の促進に向けた取組に支援が求められる。加えて、コロナ禍で急速に広がった採用活動のオンライン化への対応も新たな課題となっている。
東京都においては、相談窓口の設置や合同会社説明会の実施など、幅広く中小企業の人材確保支援に取り組まれているが、こうした状況を踏まえ、中小企業の魅力をウェブサイトや冊子を通じて紹介する「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」など中小企業のＰＲの支援を強化・拡充するとともに、業界、職種などの分野に応じた合同会社説明会・面接会の開催やインターンシップ機会の提供など、企業・求職者のニーズにきめ細かく対応したマッチング支援を実施いただきたい。併せて、採用活動におけるオンライン化への対応についても支援されたい。

［具体的要望項目］
○「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」など中小企業のＰＲ支援の強化・拡充
○業界、職種などの分野に応じた合同会社説明会・面接会の開催やインターンシップ機会の提供など、企業・求職者のニーズにきめ細かく対応したマッチング支援の実施
○採用活動におけるオンライン化への対応支援

（２）労働生産性の向上に資する人材育成支援の強化・拡充
中小企業が人手不足や働き方改革への対応を進めるうえでは、重点要望項目に掲げた「デジタル人材の育成」のみならず、製造や営業などの現場からバックオフィス業務まで広く従業員の能力開発を図り、生産性を高めていくことが不可欠である。
東京都中小企業振興公社、都立職業能力開発センター等が行うセミナー・研修においては、受講実績を踏まえ企業ニーズの高い講座に加え、特に業務効率化や生産工程の改善など生産性向上に資する講座を重点的に実施する運営をお願いしたい。また、マンパワーの少ない中小企業では「就業時間中の研修受講が負担である」との声が多いことから、夜間やオンラインでの講座を拡充するなど、受講しやすい講座運営の工夫をお願いしたい。更に、意欲ある中小企業に対しては、企業の実態に即したオーダーメイドの研修機会を提供し、人材育成ニーズにより一層応えていくべきである。

［具体的要望項目］

○東京都中小企業振興公社、都立職業能力開発センター等における業務効率化や生産工程の改善などの生産性向上に資する講座の重点的な実施
○夜間やオンラインでの講座を拡充するなど、受講しやすい講座運営の工夫
○企業の実態に即したオーダーメイドの研修機会の提供

２．都内中小企業の「働き方改革」の更なる推進

働き方改革に関しては、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金など一連の法制度が施行され、企業の取組が求められている。

しかしながら、労働時間の縮減に伴う労働生産性の向上や人材の確保に課題を抱える企業は多く、また、同一労働同一賃金に関しては、法制度の内容が分かりづらく、自社の運用に不安を感じる声もあり、日本・東京商工会議所が本年２月に実施した調査では、「対応の目途が付いている」と回答した企業は約半数の５６．２％にとどまる。今後は、こうした各社の実情に応じたより具体的な運用の支援に重点を置いていくことが求められる。

東京都においては、「働き方改革促進事業」として、集中講座の実施や専門家派遣に取り組んでいるが、今後は、より各社の実情に応じた効果的な運用を支援するべく、「働き方改革促進事業」における専門家派遣の支援企業数の拡充や「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」の宣言企業の取組をフォローアップする専門家による巡回・助言などの個別支援を強化されたい。合わせて、中小企業が自社の取組を見直していく上で参考となるよう、働き方改革の先進的な事例を収集し、関係団体・機関と連携により更なる周知に取り組まれたい。

［具体的要望項目］
○「働き方改革促進事業」における専門家派遣の支援企業数の拡充
○「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」の宣言企業の取組をフォローアップする専門家による巡回・助言など個別支援の強化
○働き方改革の先進的な事例の収集と関係団体・機関との連携による周知

３．「多様な人材の活躍推進」に向けた施策の強化・拡充

（１）高齢者の活躍推進支援

東京都の高齢者人口は昨年９月の推計で３１１万人を超え、高齢化率は２３．３％に達しており、労働力不足解消の観点からも、意欲ある高齢者に多様な就業機会を確保していくことが重要である。また、本年４月より改正高年齢者雇用安定法が施行され、７０歳までの就業機会の確保措置が努力義務となるなど、企業にも高齢者の更なる活躍の環境整備に向けた取組が求められている。他方、人手不足に悩む中小企業にとっては、大企業等でキャリアを重ねた高齢者やシニア人材の活躍が大いに期待されるところである。

東京都が実施している、高齢者の就業意欲の向上を図る講座や職場体験の支援は高齢者の活躍推進に有効であることから、継続した実施を求める。また、高齢者や大企業のシニア人材が有するノウハウやスキルを見える化し、中小企業の人手不足や経営課題の解決につなげていくことも重要であり、高齢者と中小企業とのマッチング支援を充実・強化されたい。

［具体的要望項目］
○高齢者の就業意欲の向上を図る講座や職場体験の支援の継続
○高齢者・シニア人材のスキル・ノウハウの見える化と中小企業のニーズ把握によるマッチング支援の充実・強化

（２）就職氷河期世代の活躍推進支援

生産年齢人口の減少などから、正社員を希望しながら不本意に非正規社員として働いている若年者や、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者などの就職・活躍にむけた支援が求められている。

東京都はこうした就職氷河期世代の就職・活躍に向けて、就業経験の無い求職者への支援として、生活自立から就労自立までを３か月にわたり支援する「ミドル版ワークスタート支援プログラム」や、非正規雇用の長い求職者への支援として、ジョブコーディネーターによる適職探索・就活支援を行う「就活エクスプレス」、セミナーと企業実習を組み合わせたプログラムで正社員就職を目指す「若者正社員チャレンジ事業」・「ミドルチャレンジ事業」など取組を強化している。

こうした事業の成果目標の達成はもとより、就職後の定着が最も重要であることから、一連の施策による就職後のフォロー策についても検討されたい。

［具体的要望項目］
○就職氷河期の就職・活躍支援事業における就職支援目標の達成と就職後の定着フォローの実施

（３）外国人材の受入れに向けた支援

日本・東京商工会議所が本年７月～８月に行った調査では、「外国人材の受入れのニーズがある（既に受入れている、今後受入れる予定、検討中の合計）」と回答した中小企業は４６．９％となり、コロナ禍で海外との往来が厳しく制限される中においても、依然として外国人材の活用に対する関心は高い。

東京都においては、昨年１２月に「東京外国人材採用ナビセンター」を開設して、窓口相談、セミナー開催、コンサルタント派遣などに取り組んでいることに加え、本年度より「特定技能外国人雇用支援事業」を新たに開始し、在留資格「特定技能」に焦点を当て、中小企業と外国人材とのマッチングを実施するとともに、在留資格「特定技能」の取得や中小企業の受入体制整備等をトータルで支援する事業を行うなど、外国人材受入れに関する支援を強化している。

こうした外国人材受入れの支援は、人手不足に悩む中小企業に有効な支援であり、コロナ後の海外との往来再開も見据え、鋭意推進し利用促進に向けた周知の強化を図られたい。また、「特定技能外国人雇用支援事業」においては、現在対象としている飲食料品製造、介護、外食、宿泊業界に加え、他の人手不足産業についても重点的な支援をお願いしたい。併せて、日本語教育等、外国人材受入れ後の定着や育成に向けた支援策の充実・強化も検討いただきたい。

［具体的要望項目］
○外国人材受入れ支援に関する事業の鋭意推進と利用促進に向けた周知の強化
○「特定技能外国人雇用支援事業」の支援対象業種の追加・拡大
○日本語教育など、外国人材の定着・育成支援の充実・強化

（４）障害者雇用の促進支援

都内企業の障害者雇用については、昨年６月の実雇用率は全体で２．０４％と全国の都道府県で最も低く、さらに従業員規模４５．５～１００人未満では０．８３％となっている。本年３月より障害者雇用の法定雇用率が２．３％に引上げられており、障害者雇用の促進に向けた一層の取組が求められる。

東京都においては、「東京ジョブコーチ支援事業」や「職場内障害者サポーター事業」など、障害者の定着に向けた支援を行っている。業務内容や進め方、企業内文化など各社の実情に応じた支援の実施は非常に有効である。

日本・東京商工会議所が７月～８月に中小企業を対象に行った調査では、障害者雇用への課題として、「自社の業務にあった障害者を採用できない」（３６．５％）、「障害特性を踏まえた配慮など受入れのノウハウが不足」（３３．２％）、「障害者が行う業務の切り出し、設定が困難」（３１．４％）と回答する企業が多い。

こうしたことから、今後は特に、まだ障害者雇用に取り組んでいない企業に対し、障害者が行う業務の切り出し等の受入れに係る準備および、各社のニーズを踏まえた採用の支援等について重点的な取組が求められる。

［具体的要望項目］
○まだ障害者雇用に取り組んでいない企業に対する受入れ準備および各社のニーズを踏まえた採用の支援

以　上

２０２１年度第１３号
２０２１年１０月１４日
第７３９回常議員会決議

＜提出先＞東京都
＜実現状況＞
デジタル人材育成支援事業やＤＸ人材リスキリング支援事業などデジタル人材プロジェクトの推進、テレワーク導入ハンズオン支援事業はじめテレワークの更なる普及促進、女性活躍推進の強化等、要望内容の一部が実現した。

１４．中小流通・サービス業の生産性向上と新たな価値創造に向けた提言
～デジタルシフトとパートナーシップ構築によるサプライチェーン全体の付加価値向上～

１．基本的な考え方

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大と１年半以上続く影響長期化により、過去に経験のない大きな打撃を受けている。本年９月３０日をもって緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置が全面解除となったものの、都内においては４度にわたる緊急事態宣言と、それに伴う営業自粛要請等により、幅広い業種・規模において極めて深刻な経営状況が続いており、引き続き予断を許さない状況にある。目下、官民を挙げたワクチン接種の浸透に加え、今後一定程度の感染拡大に耐えうる医療提供体制の拡充が期待される中、当面はウィズ・コロナを前提に感染拡大防止を一層徹底しつつ、行動制限の緩和を段階的に進めていくこと等により、社会経済活動のレベルを着実に引き上げていくことが求められる。

長引くコロナ禍からの日本経済復活には、わが国産業の太宗を占め、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の生産性の向上が不可欠である。とりわけ、国内ＧＤＰ・雇用の約７割を占める流通・サービス産業(卸売、小売、飲食、宿泊、運輸等)の生産性の底上げが重要である。コロナ禍を好機と捉え、デジタルシフトとパートナーシップ構築を今こそ推し進め、流通・サービス業における恒常的課題であるサプライチェーン全体の付加価値向上を図ることが極めて重要である。

サプライチェーン全体の付加価値向上においては、商流（取引（商談）・カネの流れ)、情報流（商品・生産者に関する情報の流れ)、物流（商品を届ける際のモノの流れ）の３つの側面から整流化していくことが求められる。

商流については、サプライチェーンの最適化が部分最適にとどまり、全体の最適化が図られないことが長年の課題となっている。非合理・不公正な商慣習は流通全体の生産性向上の阻害要因となっているものの、立場の弱い中小・小規模企業では、こうした要因を一企業で変えることは難しく、業界全体、取引構造全体で取り組むことが不可欠である。

情報流については、従来からのアナログ取引のデジタルシフトを進めていくと共に、取引データの共有を可能にするプラットフォームの整備が課題となっている。大企業や取引の立場が強い企業が率先して変えていくことが重要である。

物流については、サプライチェーンを支える物流においてドライバーの高齢化等による人手不足や、多頻度小口配送の増加等による積載率の低下、荷待ち時間や手荷役などによる長時間労働などが課題となっており、配送費の高騰の要因ともなっている。こうした状況は荷主企業にとってもマイナスであり、取引構造全体で解決していくことが急務である。さらに中長期的には生産性向上の観点から標準化が望まれる。

こうした抜本的な改善に向けては、中小企業が単独で取り組むことはもとより、業界全体でも解決が難しい構造的な課題を有していることも多い。そのため、民間だけで取り組みが進まない分野については、行政において必要な法制度の改革や適切な補助政策等を推進していくことが重要である。

今般、東京商工会議所流通・サービス委員会では、中堅・中小流通サービス業への経営課題アンケート調査ならびに個別企業、業界団体、支援機関等へのヒアリング等に基づき、本提言を取りまとめた。諸課題の克服に向け官民が一致団結して取り組むことにより、中小流通・サービス業の生産性向上と新たな価値創造が実現することを強く望む。

２．中小流通・サービス業の課題解決に向けた方向性

サプライチェーン全体の付加価値向上に向けた商流・情報流・物流３つの整流化の観点を踏まえ、中小流通・サービス業の課題解決にあたっては、商流における公正な取引環境を整備する観点から、企業の社会的責任・持続的成長に向けたパートナーシップの強化が重要である。また、情報流におけるコロナ禍を契機とした社会のデジタル化の加速への対応の観点から、新たな消費構造の変化を踏まえたデジタルシフトの加速が重要である。そして、物流における効率化・標準化を促進する観点から、物流・荷主企業の連携による諸課題の克服が重要である。以下に示す課題解決に向けた方向性に基づき、商流・情報流・物流それぞれの基盤を構築し、具体的な改善策を実行していくことが求められる。

＜提言の全体像＞

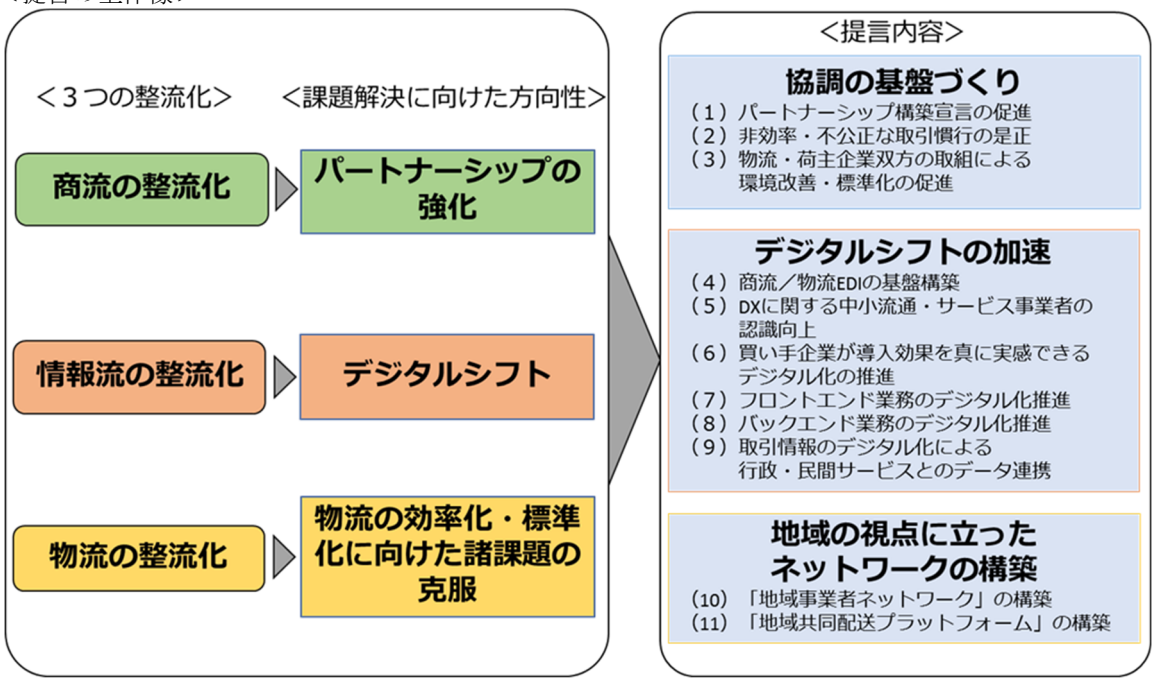

（１）企業の社会的責任・持続的な成長に向けたパートナーシップの強化

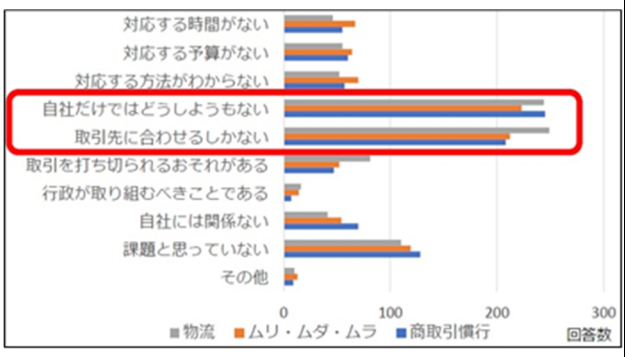

（東商「中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート」調査結果より・2021年）

中小企業・小規模事業者が感染拡大防止対策などウィズ・コロナへの対応を進め、安定的に事業を継続するには、基盤となる公正な取引環境の整備を進めることが重要である。当所流通・サービス委員会が実施したアンケート調査結果では、サプライチェーンの改善が進まない要因については、商取引慣行、物流、ムリ・ムダ・ムラいずれも「自社だけではどうしようもない」「取引先に合わせるしかない」との回答が大勢を占めた。

近年、企業の持続的な成長のために持続可能な視点を経営方針に取り入れる考え方が、大企業を中心に世界的に広まりつつあり、経済産業省も「ＳＤＧｓ経営ガイド」において企業が持続可能な経営を実践する際に有用な視点を整理している。企業の社会的責任、ＳＤＧｓへの対応は、企業ブランドの向上をはじめ、取引先との良好な関係構築、商品・サービスの付加価値向上等に寄与するものであり、大企業だけでなく中小企業においても、こうした取り組みにより新たなビジネスチャンスにつながることが期待される。

こうした中、取引先とのパートナーシップ強化等を経営トップ自ら宣言する「パートナーシップ構築宣言」は、昨年６月より募集が開始され、直近の公表企業数は１，７００社を超え、政府は、２０２１年度中に２，０００社の宣言を目指す方針を示している。商工会議所としても、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係の構築に向けて、本宣言を一層推進していく所存であり、官民を挙げたさらなる促進が必要である。

（２）新たな消費構造の変化を踏まえたデジタルシフトの加速

コロナ禍は、社会のデジタル化を５年から１０年早めたとも言われている。コロナ禍を契機として、テレワーク導入や業務効率化のほか、非接触型ビジネスモデルの構築に向けた取り組みが社会全体に浸透しつつある。ＥＣ（電子商取引）、キャッシュレス等非接触型の購買行動、３密を避けるためのテイクアウト、デリバリー等消費構造の変化が進んでいる。

しかしながら、中小企業・小規模事業者におけるデジタル化の状況は一様ではない。当商工会議所が実施した調査においても、中小流通・サービス業の約４割が、コロナ禍を機にデジタル化の対応を行っている一方で、経営者の高齢化やノウハウ、人材や資金不足から、スムーズに進んでいない。同調査においては、商取引の基本業務である受発注・検品・請求処理いずれも「業務の５割以上がアナログ対応」と回答した企業が約６割を占め、特に検品・請求処理では４割以上の企業が「業務の８割超がアナログ対応」と回答するなど、デジタル化の遅れが浮き彫りとなっている。

そこで、中小流通・サービス業がＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の最初の一歩を踏み出すには、コロナ禍による新たな消費構造の変化が進んでいる状況も踏まえ、まずは商取引の基本業務のデジタル化を早期に進めることが必要である。単に費用補助のみならず、専門家や地域の情報サービス業事業者による伴走型支援の強化が重要である。加えて、近年の技術進歩により、業種別の特性や操作性、視認性、コスト面で優れたＩＴツールの普及も進みつつあり、拡充された各種補助金の後押しにより、中小・小規模企業における円滑な導入が期待される。

経済産業省では、コロナ禍以前の２０１８年に公表した「ＤＸレポート」において、日本のインフラ整備や各企業が古い技術のまま事業を続け、デジタル化の波に取り残される場合、２０２５年以降、最大で年間１２兆円の経済損失が生じる可能性も高い、との警告を発し、ＤＸへの取組みの重要性を指摘している。あわせて、ＤＸの推進により２０３０年には実質ＧＤＰを１３０兆円超に押し上げる「ＤＸ実現シナリオ」を提示している。

そこで、政府においては、わが国のＤＸ推進に向けたロードマップを早期に提示し、具体的な施策を着実に展開していくことが望まれる。中小流通・サービス業においては、２０２０年代半ばまでに受発注のデジタル化、２０３０年までに検品・請求処理を含めた商取引全体のデジタル化の実現を目標として、取組を加速させることが極めて重要である。

＜ＤＸ実現シナリオ＞

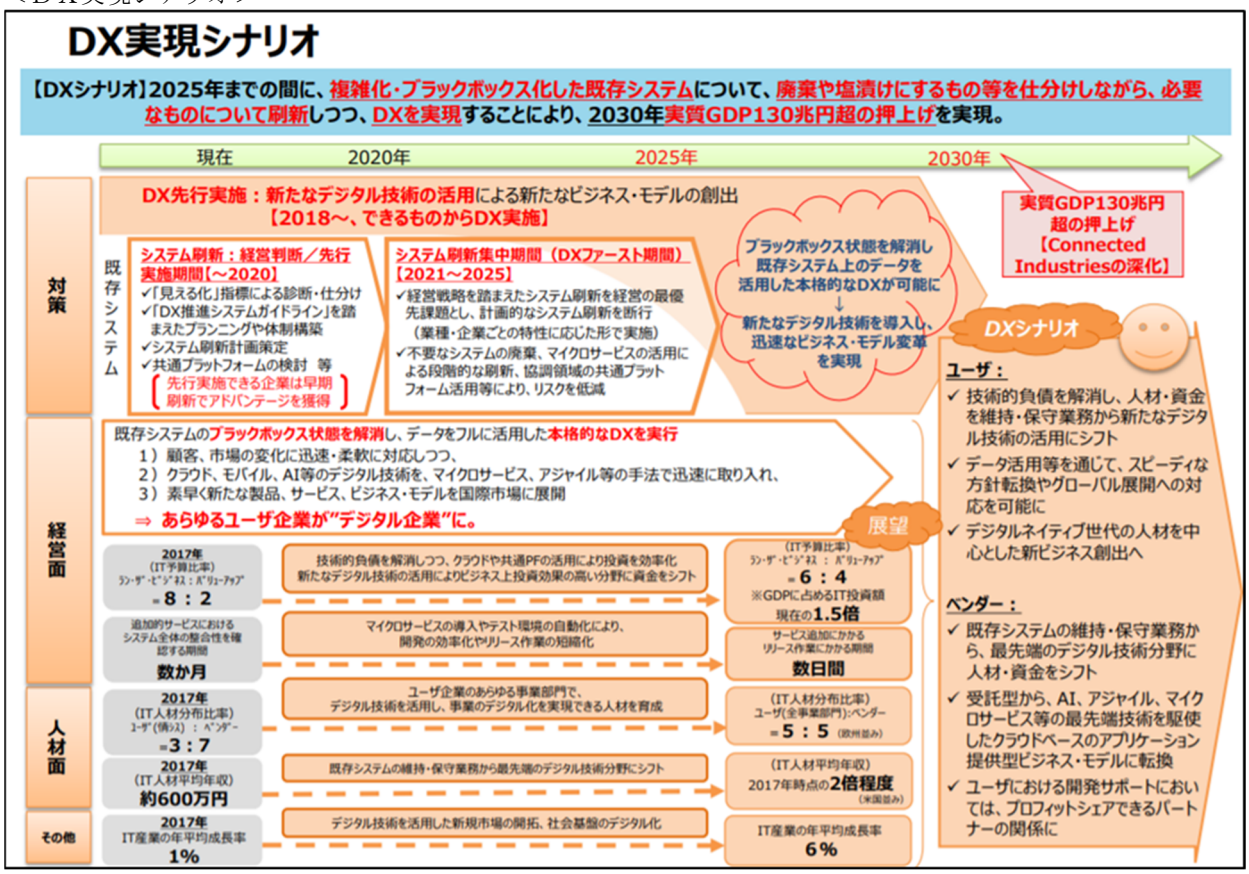

（出典：経済産業省「ＤＸレポート」・２０１８年）

＜商取引のアナログ状況＞　　（%は各業務におけるアナログ（電話・ＦＡＸ等）取引の割合）

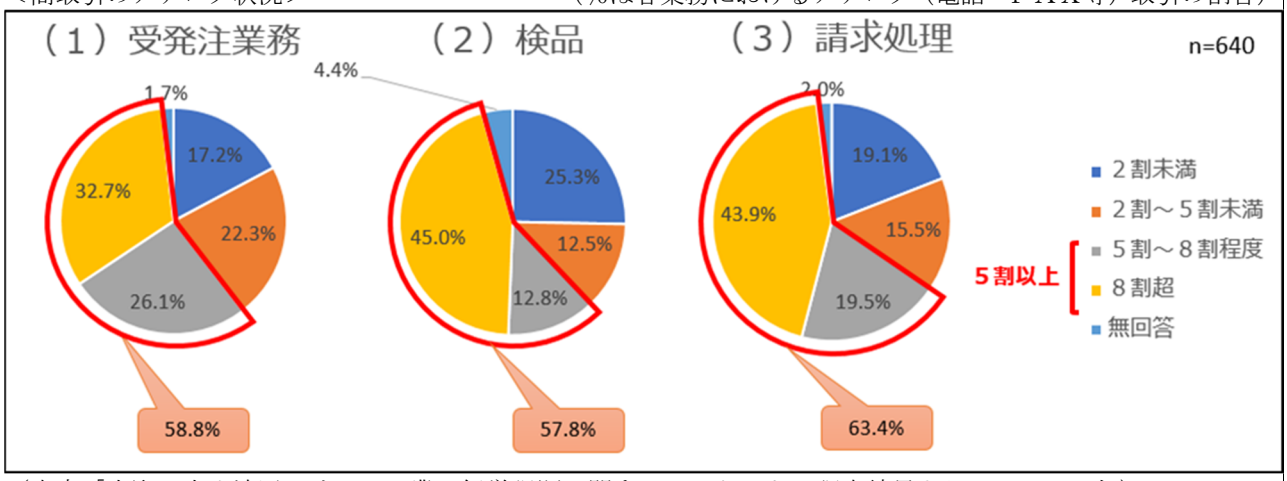

（東商「中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート」調査結果より・２０２１年）

（３）物流の効率化・標準化に向けた荷主企業との連携による諸課題の克服

サプライチェーンの全体最適化の実現に向けては、物流業界における効率化・標準化が不可欠である。中でも国内物流の大半を担うトラック運送業は、労働時間が長く賃金が低い傾向にあり、若年入職者が減少していることに伴い就業者の高齢化も進展している。トラック運送業における人手不足は、足元では新型コロナウイルス感染拡大を受けて一時的に緩和しているものの、事業者にとって深刻な課題となっている。それに加えて、ＥＣ（電子商取引）市場の拡大等にともない宅配需要が増加傾向にあり、多頻度・小口配送が進んでいることにより、積載率の低下や荷待ち時間増加から業務の効率化が進まない状況にある。当商工会議所が実施した調査においても、荷主側からは物流コストが増加傾向にあるとの声が挙がっている。

物流は社会の安定維持に欠かせない公共性の高い産業分野であり、事業継続に向けて業界が抱えるこれら諸課題の解決については、物流業界のみならず荷主側にも十分な理解を促し、共に改善を図っていくことが不可欠で

ある。また、民間だけで解決の難しい課題については、行政が主導して改善を図っていくことが重要である。

＜物流の需給ギャップのグラフ＞

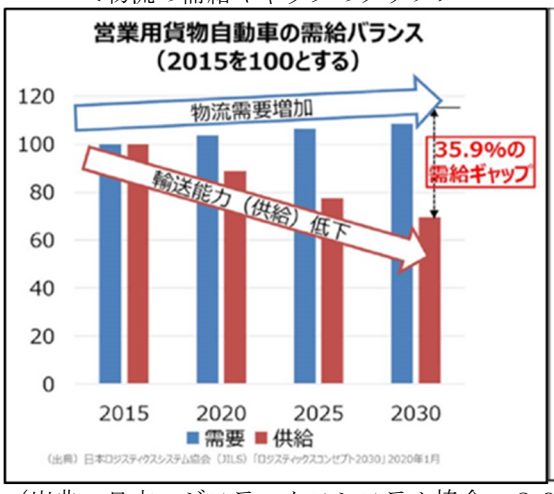

＜物流費用等に関する荷主／物流企業の主な声＞

- 物流費用が高い。配送運賃のコストダウンをお願いしたい。（卸売業、小売業多数）
- 運送業者が強く、価格（配送運賃）の交渉余地がない。（卸売業）
- 物流・配送会社の人手不足により、配送時間の制約を受けている。（小売業）

- 従来からの商慣習により、荷待ち時間や手荷役等のコスト転嫁がされていない。荷主の多くに認識がなく運送事業者も声を上げにくい状況。（運送業）
- 荷主と運送事業者間のガイドラインはあるものの強制力がなく、作って終わりの状況。（運送業）
- 標準的運賃告示後も状況はあまり改善されていない。2024年４月に時間外労働時間上限の適用が予定されており、荷主側に理解してほしい。（運送業）

（出典：日本ロジスティクスシステム協会・２０２０年）
（東商アンケート調査および業界ヒアリングより・２０２１年）

３．デジタル化とサプライチェーンの改善に向けた提言

以上の方向性を踏まえ、中小流通・サービス業の商流、情報流、物流の３つの側面から見た課題の解決に向けては、各社の協調分野と競争分野を明確にしたうえで、協調の基盤づくりに取り組むことが重要である。その上で、買手企業が導入効果を実感し、取引情報のデジタル化から行政・民間サービスとの連携に至る、デジタルシフトの加速に官民ともに戦略的に取り組むことが重要である。さらに、地域に密着したネットワーク構築や次世代ＥＤＩ（電子データ交換システム）の基盤構築など、サプライチェーンの改善に官民を挙げて取り組み、日本型サプライチェーンの実現を目指すことが重要である。

そこで本提言では、デジタル化とサプライチェーン改善に向けた方策について、「協調の基盤づくり」、「デジタルシフトの加速」、「地域の視点に立ったネットワークの構築」の３つの視点から、具体的な方策や望ましいあり方を以下のとおり提案する。

＜提言のフロー図＞

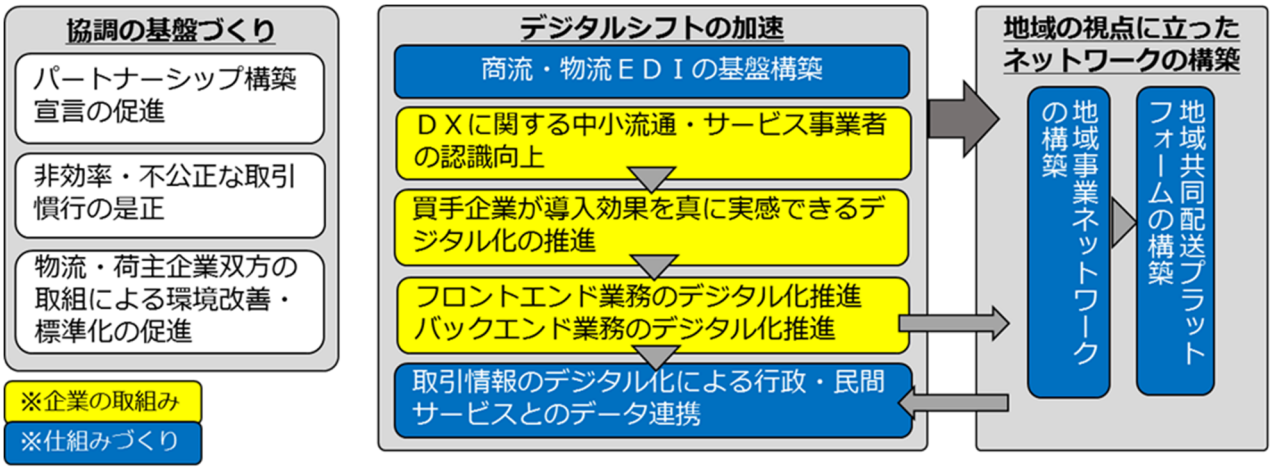

【１】協調の基盤づくり

（１）　パートナーシップ構築宣言の促進

「パートナーシップ構築宣言」は、取引先との共存共栄関係の強化を経営者自ら宣言するものであり、サプライチェーン全体での付加価値向上はもとより、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携、取引先との共存共栄の構築、取引慣行や商慣行の是正など、流通・サービス業における恒常的課題の克服に寄与するものである。さらに、今や多くの企業が取組むＳＤＧｓにも貢献し、わが国の国際競争力強化やアフターコロナの未来を切り拓くことにもつながるものである。

商工会議所は、日本商工会議所ウェブサイト内に「パートナーシップ構築宣言」に関する専用ホームページを開設し、プロモーション動画や会報誌等を通じてメリットや効果を分かりやすく紹介し、各地商工会議所会員企業等における宣言策定に向けた情報発信を強化している。当商工会議所としても、引き続き中小企業庁をはじめとする関係省庁や全国の商工会議所と連携し、さらなる周知・啓発に努める所存である。

国は、「パートナーシップ構築宣言」のさらなる周知・働きかけを行うと共に、宣言企業に対する補助金の加点措置等インセンティブのさらなる拡充や、税制上のインセンティブの付与を検討すべきである。さらに、取組みの横展開、各省庁におけるモニタリング等により、宣言の実効性を確実にしていくことが極めて重要である。

（２）非効率・不公正な取引慣行の是正

サプライチェーンにおける非効率性の解消は、わが国における流通業の積年の課題であり、ＳＤＧｓの達成に向けてわが国が果たす役割でもある。これまで、小売（販売）は店頭での「機会ロス」が、卸売（配送）・メーカー（製造）は注文に対する「欠品」が生じないよう、製・配・販の各プレイヤーが個別の最適化を優先した結果、商品の「過剰供給」が恒常的に行われている。その結果、返品や廃棄ロスといった「ムダ」が生じることとなり、サプライチェーン全体の生産性低下を招いている。

例えば食品ロスについて、わが国では年間約６００万トンの食品ロスが発生したと推計され、国連世界食糧計画（ＷＦＰ）による食料援助量（約４２０万トン）を大幅に上回る規模となっている。このことに大きく影響する小売の「３分の１ルール」については、省庁が横断的に商慣習の見直しが進められている。こうしたサプライチェーンの全体最適化、経済的・社会的損失の解消、中小企業の働き方改革や生産性向上を図る観点から、旧来の非効率、非合理的な取引慣行については改善を徹底し、効率的な働き方、公正な取引を浸透させていくことが極めて重要である。

前述のパートナーシップ宣言の実効性を確保するため、企業側においては、社内における経営者と購買部門、社外においては購買部門とサプライヤーとの間の認識のギャップが生じないよう、経営・現場の双方において徹底を図ることが重要である。また、国においては、不公正な取引の防止に向けた監視の強化や、宣言に反する企業の掲載取りやめなどの措置も必要となる。国は、「下請振興基準」に基づく指導・助言をはじめ、「下請法」や「独占禁止法」の運用とあわせて、宣言企業に対するフォローアップや検証を強化すべきである。下請Ｇメンによる監視強化に加え、発注側企業と受注側企業との取引価格の適正化に向けた価格交渉に関する受注側企業への対応に関する調査、問題事例の整理・周知や好事例の展開などにより、非合理・非効率な商慣習の是正、適切な価格交渉に向けたＰＤＣＡを回していくことが極めて重要である。

（３）物流・荷主企業双方の取組による環境改善・標準化の促進

コロナ禍にともない国内物流を取り巻く環境には様々な変化が生じており、政府は本年５月、「官民物流標準化懇談会」を設置し、物流の生産性向上に向けて関係者連携による物流標準化推進に着手している。また、本年６月に取りまとめられた「総合物流施策大綱（２０２１年度～２０２５年度）」においても「物流ＤＸや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」を今後取り組むべき施策の方向性に挙げている。

一方、当商工会議所がトラック運送業界に対して実施したヒアリングでは、従来からの商慣習により取引の適正化が進まないこと、人手不足や労働条件の改善に対する荷主側の理解、中小・零細企業が多い物流企業のデジタル化への後押し、パレット標準化に向けた構造的な課題、行政主導による共同配送・モーダルシフトの推進等、を訴える声が挙がっている。２０２４年度からの時間外労働上限規制の適用等も踏まえ、荷主・物流双方が共に物流事業者の労働環境改善、下請け構造改革に取り組むと共に、需給ギャップ、配送コストの改善に取り組むことが極めて重要である。

企業においては、物流事業者と荷主企業・納品先企業等の物流利用者とが、相互理解の下に連携すること、事業活動を通じて得られた成果とコスト負担を適正にシェアしていくこと等、各業界団体が中心となり普及・啓発を強化していくことが重要である。国は、「ホワイト物流」運動のさらなる推進を図り、物流・荷主双方の企業・業界団体の取り組みを後押しし、物流の生産性向上に向けた環境改善・標準化を促進されたい。

【２】デジタルシフトの加速

（４）商流／物流ＥＤＩの基盤構築

サプライチェーンを構成する各企業が情報共有を行うにあたってはインターネットの活用が不可欠である。とりわけ近年では、クラウドコンピューティングの普及により、これまで業界ごと、取引先ごとに異なっていた取引手順や、業種、企業により形式が異なる商品情報などの標準化が容易で、かつ比較的安価で活用しやすいアプリケーションの開発も進んできている。

これまで流通業においては、大企業を中心に独自のＥＤＩが構築され、受注側にも導入が求められてきた。受注側の多くは下請けの中小企業であるが、取引先毎の専用端末や端末料金など負担を強いられるケースも少なくない。その後、２０００年代よりＷｅｂ－ＥＤＩの導入が進められてきたが、業界毎、企業毎に構築されておりデータの相互連携がないため、複数の業界と取引がある場合の負担（多画面問題、自社システムへの手入力など）は改善されていない。当商工会議所が実施した調査においても、サプライチェーン改善の阻害要因として、「自社だけではどうしようもない」「取引先に合わせるしかない」という回答が大勢を占めている。加えて、２０２４年には固定電話回線による通信サービスが終了する「２０２４年問題」も間近に迫る中、こうした業界毎、企業毎のレガシーＥＤＩはその多くが老朽化しており、システム改修や運用に係るコスト負担も大きい。

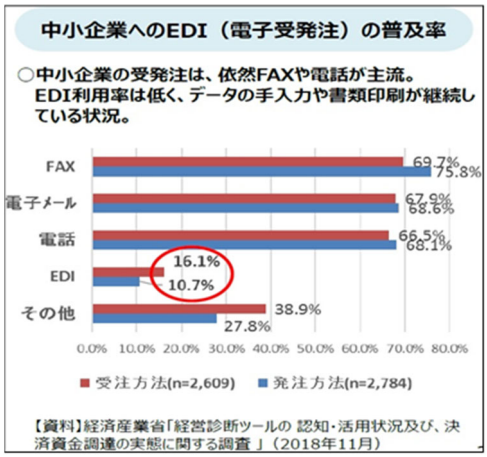

従って、今後のサプライチェーン改善においては、商流ＥＤＩ（中小企業共通ＥＤＩ等）をはじめ金融ＥＤＩ、物流ＥＤＩ、電子記録債権、キャッシュレス決済、ＡＰＩ連携等のデジタル取引を推進し、業界間、企業間のデータ標準化を図るべきである。そして、中長期的には、取引先、とりわけ体力に乏しい中小企業のコスト・事務負担軽減等を図る観点から、クラウド技術を活用した次世代ＥＤＩへの移行を、官民連携により強力に推進していくことが重要である。

（５）ＤＸに関する中小流通・サービス事業者の認識向上

当商工会議所が実施した調査においては、中小流通・サービス業のＤＸは、社内管理業務ではある程度進展している一方、業態転換や新規事業、ＡＩ（人工知能）の活用等については、活用したい意向はあるものの取り組みには至っていないことがうかがえる。さらに、ＤＸの目的や効果が実感できない、必要と思うが取引先や顧客に受け入れられない、等の意見も挙がっている。

そのため、中小流通・サービス業のデジタルシフトの加速にあたっては、経営者の関心が高い経営課題（販路拡大、新分野への参入等）の解決にフォーカスし、その実現に向けたデジタル化を推進していくことが必要である。ＤＸを単なる情報機器や手段のデジタル化ではなく、人手不足・需要不足・事業リスクを克服するための自社のビジネスモデル革新の先に描く「ありたい姿(ビジョン)」として位置づけて取り組めるように普及活動を進める必要がある。

こうしたＤＸに取り組むきっかけ作りには、行政、支援機関においては、単なる資金補助、助成だけでなく、導入・活用に至る経営相談を含む、きめ細かい導入支援が求められる。国は、ＩＴ導入補助金および、専門家選定方法等を改善した上での「中小企業デジタル化応援隊事業」の継続・拡充を図ることが必要である。また、オンライン経営相談の推進を含む相談対応や、ＧＡＦＡ等ベンダーの専門人材による導入サポートなど伴走型のデジタル化支援を強化することが必要である。中小企業の持ち前の「自己変革能力」を活かし、ビジネスモデルの転換やイノベーション、生産性向上、ＤＸ推進等に積極的に取り組む企業、地域需要やコミュニティを支える中小・小規模事業者の挑戦を後押しすることが求められる。

（６）買手企業が導入効果を真に実感できるデジタル化の推進

競争が激しい流通市場においては、「バイイング・パワー（購買力）」が最重要視され、買手（顧客）が強い傾向にあることから、取引においても買手(顧客)側からの要求や取引条件、受発注方法に合わせざるを得ないことが多い。そこで、流通のＤＸは川下である買手（顧客）企業を起点として、川上に向けて進めることが重要である。

また、買手企業のＤＸを進めるにあたっては、「売上の拡大」「新たな事業展開」といった経営上の優先課題から導入効果を真に実感できることが重要である。そこで、カスタマージャーニーの変化に合わせてＥＣやデジタル接点を強化して売上の拡大を図る、いわゆるフロントエンド（顧客に見える部分）業務から取り組むことが有効である。

具体的には、販売(営業)・プロモーションでは、ＥＣサイト等の活用やリモート営業、オンライン展示会等の活用に取り組むこと等が挙げられる。加えて、飲食業では出前サービスや自動販売機の活用等も挙げられる。

こうした取組みをきっかけにＤＸの効果が実感され目的の理解が進められれば、デジタルベースの事業展開の拡充、取引先との条件見直しや取引のデジタル化につながることが期待できる。さらに、対消費者取引では、オムニチャネル化（リアルとネットの融合）やキャッシュレス決済への取組みもＤＸに取り組むきっかけとなる。とりわけキャッシュレス決済は現金取扱コストの抑制や、後述する顧客ＩＤや地域通貨等との連動も可能となる。

（７）フロントエンド業務のデジタル化推進（顧客ＩＤを活用したマーケティングの推進）

中小流通・サービス業は、大手企業に比べ資本力が限られ、リアルな販売拠点の広域の拡充が容易ではない一方で、特定の顧客との関係が密接である強みを持っている。この特徴を生かし、フロントエンド業務においては、ＥＣ等を活用したオムニチャネル化による商圏の拡大等により販路拡大を図ることは可能である。現状の商圏においても特定の顧客との関係を緊密にすることはＬＴＶ（Ｌｉｆｅ　Ｔｉｍｅ　Ｖａｌｕｅ（＊1））の向上にもつながる。

こうした取り組みには、顧客ＩＤを活用したマーケティングがＤＸの観点から有効である。顧客ＩＤを活用したマーケティングとは、顧客のＩＤ情報をキーとしてＥＣ等とリアル店舗における顧客の購買行動履歴（カスタマージャーニー（＊2））を追跡し、顧客との関係を密にし、競争価値の創出につなげる手法である。顧客接点を増やし、顧客ＩＤでその関係性を深めていくことにより、オムニチャネル環境下でも大手企業に対抗して、顧客の流出を防止するとともに、利用密度を高め、さらに周辺顧客へのリコメンド（おすすめ）や顧客ニーズ情報の提供等の価値を共有する関係性（顧客エンゲージメント（＊3））へと発展させることが可能になる。

これまで政府においてはキャッシュレスの推進や、マイナンバーカードを活用した民間事業者の公的個人認証サービスの検討等が進められている。こうした仕組みにポイントカードの顧客ＩＤ情報を結びつける等、民間活用促進に向けた環境整備が求められる。

(*1) ＬＴＶ（Ｌｉｆｅ　Ｔｉｍｅ　Ｖａｌｕｅ、顧客生涯価値」）とは、ある顧客が取引を開始してから終了するまでの期間に、自社に対してどれだけ利益をもたらしたか、収益の総額を算出するための指標。

(*2) カスタマージャーニー（購買行動履歴）とは、顧客がその商品・サービスのことを認知し、最終的に購買に至るまでの、心理や行動などの変容プロセス。顧客としての商品・サービスの利用経験ではなく、あくまでも顧客となるまでの経験を指す。

(*3) エンゲージメントとは，顧客と企業，顧客と顧客，顧客と潜在顧客との間の能動的な相互作用を意味する。Ｋｕｍａｒ　ｅｔ　ａｌ.（２０１０）は、顧客　のエンゲージメント価値の構成要素として，①ＣＬＶ：Ｃｕｓｔｏｍｅｒ　Ｌｉｆｅｔｉｍｅ　Ｖａｌｕｅ（顧客の購買行動から得られる顧客生涯価値），②ＣＲＶ：Ｃｕｓｔｏｍｅｒ　Ｒｅｆｅｒｒａｌ　Ｖａｌｕｅ（紹介による新規顧客獲得の価値），③ＣＩＶ：Ｃｕｓｔｏｍｅｒ　Ｉｎｆｌｕｅｎｃｅｒ　Ｖａｌｕｅ（潜在顧客と既存顧客に影響を及ぼすことによって継続利用や利用拡大に貢献する価値），④　ＣＫＶ：Ｃｕｓｔｏｍｅｒ　Ｋｎｏｗｌｅｄｇｅ　Ｖａｌｕｅ（顧客の知識を企業に提供することによって企業のイノベーションや改善に貢献する価値），の４つ関係価値がある。

（８）バックエンド業務のデジタル化推進

中小流通・サービス業では、経理処理などバックエンド（顧客に見えない部分）業務においては、ＰＯＳレジと連携したシステムが中心となっている。ＰＯＳレジと連携した既存のシステムは比較的高額であるためリプレイスが難しいことに加え、新たなシステム（飲食店ではセルフオーダーシステム等）との連携も難しい。メーカー毎に連動したアプリで囲い込まれ、他の先進的なアプリとのオープンな接続も困難な状況にある。こうした背景から、店舗におけるＦＡＸ、電話による注文等のアナログ作業のデジタル化は進みにくく、バックエンド業務における生産性向上を阻害する要因の一つとなっている。

そこで、現場業務に精通しているがＤＸに関する知識・認識が不足している経営者に対する普及啓発を強化し、ＤＸ化によるバックエンド業務の負荷軽減とコストダウンについて、経営者に具体的なイメージを持ってもらうことが必要である。また、ボトルネックであるＰＯＳレジを中心とした既存システムのリプレイスに関しては、助成・優遇制度の検討や中小企業のデジタル化促進に向けた税制措置の創設・拡充が望まれる。

（９）取引情報のデジタル化による行政・民間サービスとのデータ連携

バックエンド業務における売上集計と勤怠管理、仕入発注、諸経費支払等取引データのデジタル化により、将来的には税理士との連携による電子納税や地域金融機関との連携による融資、行政・自治体との連携による補助金申請等の簡素化、スピード化といった、事業者が直接的なメリットを享受できることにつながり、経営者自身が積極的に取り組むモチベーションの向上にもつながる。

国は、コロナ禍により、わが国の行政手続き等のデジタル化の遅れが顕在化し、困窮する国民や事業者へのピンポイントの迅速な給付等の支援が講じられなかったことも踏まえ、本年９月に新設されたデジタル庁主導の下、マイナンバー等を活用したデジタル社会の形成に早急に取り組むべきである。

【３】地域の視点に立ったネットワークの構築

(10)「地域事業者ネットワーク」の構築

コロナ禍が収束に向かったとしても、スマホやＰＣ、ＳＮＳ等を通じて常時インターネットに接続されている

消費者・ユーザーの生活・行動が後戻りすることはなく、ＥＣの活用はますます増加すると考えられる。中小の小売・サービス事業者がオムニチャネル化への業態転換を図る際、大手チェーンとは異なるアプローチにより規模のメリットに対抗することが必要である。そこで重要になるのが、地域の視点である。

中小の小売・サービス事業者は規模のメリットを生かせない反面、特定の顧客との関係が密接であることから、地域の生活者に密着した品揃えとサービスを提供することにより強みを発揮することができる。そこで、地域の異業種と連携することにより、品揃えやサービス能力を相互に補完する「地域事業者ネットワーク」を構築し、地域の多様な生活者ニーズに応えていくことが期待できる。

例えば、高齢者世帯の多い地域において、介護負担が大きい家庭の負担軽減のため、地域の調剤薬局と食品スーパー、介護サービス等が連携して、宅配や支援サービスを展開することにより、地域住民の安心感、地域ブランドの向上を図ることが期待できる。さらに、デジタルを活用した地域通貨や顧客情報の活用により、地域生活者の利便性のさらなる向上、地域社会の持続的発展にもつながる。

わが国では、独立した小売事業者が連携・組織化し、商標使用・仕入れ・物流などを共同化し、チェーンストアに対抗する仕組み「ボランタリーチェーン」が組織化されている。ボランタリーチェーンの中には、多数の異業種事業者を加盟店に包含し、生活者にとって一括したサービスを提供している実例もある。

こうした民間企業による既存の取組みを土台とし、行政・自治体は共通基盤構築等の環境整備や資金補助を行い、地域団体が事業者の連携を支援することが望まれる。

＜ボランタリーチェーンの事例＞----------
ヤマダ電機の子会社でボランタリーチェーンを展開するコスモス・ベリーズ（本社愛知県）は、月額１万円の会費で在庫を持たずに家電製品を安定的に仕入れることができる事業を展開。地域の電気店の仕入コスト削減や幅広いジャンルの品揃えをサポートする。同社の加盟店には電気店の他、リフォーム店や水道・電気工事店、便利屋、ＥＣ事業者等、多岐にわたる業種が加盟している。同社は「ローカルプラットフォーム」と称し、地域住民の困りごとを加盟店のネットワークで解決する取り組みを推進している。
（右図は同社ウェブサイトより）

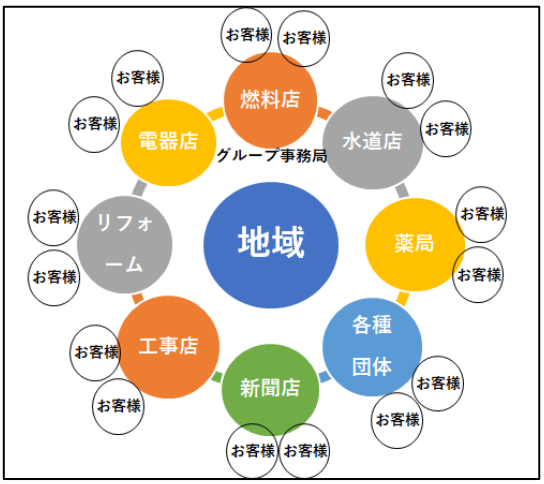

（11）「地域共同配送プラットフォーム」の構築

前述の「地域事業者ネットワーク」の構築にあたっては、商品の引き渡しやサービス提供を柔軟に実現できる、地域の物流ネットワーク体制の整備が不可欠となる。物流リソースの制約が厳しくなってきている状況下で物流の効率を維持・向上させるためには、従来型のクローズドな専用物流ネットワークや、コストをサプライヤーに転嫁する「配送無料化」等のビジネスモデルから、物流ネットワーク（物流拠点と輸送能力）のオープンシェアリング（共同化）を図っていくことが重要である。物流ネットワークのオープンシェアリングにあたっては、取り組みを契機として、物流現場の非効率性を解消するため生産調達と販売のあり方を見直し、結果としてサプライチェーンの整合性を高める、現場主導のアプローチを取ることが重要である。

また、物流・販売については地域の様々な拠点の再活用も有効である。例えば、地域内で時間帯により活用効率が低下するスペース（駐車場、空き店舗など）を活用すること等も考えられる。海外では、既存の実店舗に併設されたデジタル注文専用の規模の比較的小さい倉庫（ＭＦＣ：マイクロ・フルフィルメント・センター）を設けている企業もある。こうした店舗内拠点の活用により、配送の積載効率を引き上げることも考えられる。このように、地域内の拠点スペースを活用した輸送網を、地域の事業者・労働力が支える、「地域共同配送プラットフォーム」を形成していくことにより、地域への収益還元、物流効率・物流サービスの向上が期待できる。

こうした地域の共同配送については、大手コンビニにおける実証実験が進められている他、国内でも取組みが進みつつある。荷主・物流事業者をはじめ、地域団体、自治体、地域住民等、多様な関係者が連携して取り組むことが重要であり、国による環境整備も必要である。

＜コンビニ３社共同配送の事例＞----------
（公財）流通経済研究所は昨年８月、大手コンビニ３社の店舗配送における共同物流の実証実験を内閣府の支援を受けて実施した。東京都江東区に設置した共同配送センターから、都内湾岸エリアの大手コンビニ　３社の近接した店舗（３社合計で４０店舗）に対し、同じトラックで商品の納入を実施し、共同化による物流効率化の効果を検証した。その結果、配送距離の短縮化や、ＣＯ２排出量・燃料消費量の削減、トラック回転率の向上、積載率の改善等多くの評価指標で改善効果が確認された。（出典：流通経済研究所・２０２０年）

４．おわりに

これまで述べたとおり、中小流通・サービス業が恒常的課題であるサプライチェーン全体の付加価値向上を図るためには、まずは取引先との共存共栄の観点から協調の基盤づくりに取り組むことが土台となる。そして、企業間・行政との連携を視野に入れたデジタルシフトの加速に戦略的に取り組むことにより、積年の課題である流通・サービス産業の生産性向上を図ることが期待できる。デジタル化の進展により、中小企業の強みを活かした地域の視点に立ったネットワークを構築していくことは、中小企業の付加価値向上のみならず、地域の利便性向上や課題解決に貢献し、地域社会の持続的発展に資するものであり、新たな価値をもたらすことが期待できる。

様々な諸課題を乗り越え、わが国が将来に向けて持続可能なサプライチェーンを構築・維持していくためには、自助・共助・公助の視点から荷主・物流事業者・行政等、関係者が一致協力し、競争領域から協調領域へシフトしていくことが求められる。そのためには、政府が省庁横断的に取り組む「戦略的イノベーション創造プログラム」（ＳＩＰ）においてテーマとなっている、「スマート物流サービス」や「物流・商流データプラットフォーム」「商品情報の見える化」などに一層取り組むことが期待される。

本提言に掲げた、デジタルシフトとパートナーシップ構築によりサプライチェーン全体の付加価値向上を図ることは、企業の生産性向上はもとより、わが国流通産業の競争力向上、環境面、持続可能性等への配慮からも大きく寄与することから、行政には一層強力な支援を求めたい。当商工会議所としても、国や自治体、業界団体と緊密な連携を図り、全力を挙げて取り組む所存である。

以　上

２０２１年度第１４号
２０２１年１０月１４日
第７３９回常議員会決議

＜提出先＞経済産業省、中小企業庁、国土交通省　等
＜実現状況＞
○パートナーシップ構築宣言の促進
　宣言企業数増加：１７００社（１０月）から６５００社（３月）
○非効率・不公正な取引慣行の是正
　取引適正化をめぐる重点５課題の解決に向けての取組（中小企業庁）
○物流・荷主企業双方の取組による環境改善・標準化の促進
　フィジカルインターネットの推進（経済産業省・国土交通省）

１５．２０２１年度規制･制度改革に関する意見

Ⅰ．基本的な考え方

【現状認識】

昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動のみならず、人々の意識、行動が大きく変化し、また、デジタル化の遅れ、少子高齢化、東京一極集中等の課題が改めて浮き彫りとなった。コロナ禍を乗り越え、わが国の潜在成長率を引き上げ、自律的な経済成長を実現するためには、官民がともに時代や社会環境の変化に適切に対応していくことが必要であり、規制についても同様のことが当てはまる。

もとより規制は、「社会の秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、または国民に義務を課すもの」であり、あくまで目的を達成するための「手段」である。

規制導入に当たっては、それによる経済社会の影響が想定されているはず（べき）であるが、現状を見ると、

費用と便益という形での定量化が必ずしも進んでおらず、その定量評価を基にしたチェック・審査も行われているとは言い難い。
また、規制導入後の時代の変化に合わなくなった規制が放置されれば、ビジネス・事業の非効率や暮らしにマイナスの影響がもたらされかねない。そうした状況を踏まえて、以下のとおり意見する。

【意見のポイント】
規制を遵守するための費用（設備費用、行政手続の手間など）は、国民や事業者などが負担するコストであるとの認識に立ち戻り、規制の影響の定量的評価による「見える化」を推進すべきである。
また、事後的には、そうした事前評価と時代の趨勢・変化を基に規制を見直す仕組みを再構築することが重要である。特に、デジタル化が急速に進展する中、変化し続ける環境や技術の発展、場合によっては政策目標も変化する状況を踏まえ、規制についても、迅速に見直し、より良い形に更新していく「アジャイル」の手法を取り入れることも必要である。
こうした取り組みは、国だけでなく地方自治体においても行われるべきであり、改めて「地方版規制改革会議」の設置促進を図られたい。
行政のデジタル化については、９月に発足したデジタル庁を司令塔とし、「デジタル化３原則」を徹底し、マイナンバーカードの普及・多面的な活用も含め、各省庁や地方自治体と連携して一層強力に推し進めることを期待する。

Ⅱ．規制の導入と見直しが連動する仕組みの再構築に向けて

【意見の概要】
規制改革を進めるには、個別規制の改善に加え、現在の規制影響評価のあり方を見直し、より有効に機能する制度とすることが重要である。そのためには、制度運営や情報の「見える化」を進めることが必要であり、事前評価、特に規制遵守費用の算出方針を徹底すべきである。同時に、第三者や専門家を交えて審議できる場での影響評価の活用必須化、中小企業など事業規模への配慮の制度化、不要な規制が放置されない仕組みの導入を検討されたい。加えて、環境変化に対しスピード感を持って規制を見直し改善するアジャイル型の手法も積極的に導入する必要がある。

【わが国の規制影響評価制度の導入経緯と現状認識】
ＯＥＣＤの調査によると、主要国では１９７０年代後半から規制影響評価に取り組んでおり、導入していないのは日本だけとの指摘がなされた。
これを受けてわが国では、２００１年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が公布され、行政機関はその所掌する政策の効果を自己評価し当該政策に適切に反映させることが定められるとともに、社会経済等への影響や費用が大きい場合には事前の評価を行うこと、が義務付けられた。
２００７年には、そうした影響評価を測るためのガイドラインが施行され、各省庁による自己評価が開始された。他方、ＯＥＣＤは「規制政策とガバナンスに関する理事会提言」（２０１２年）を公表し、規制プロセスにおける透明性の確保、規制監督機関設置の必要性等についての提言を行っている。
その後わが国では、２０１７年にガイドライン※が改正され、国民や事業者が規制を遵守するために要する費用（規制遵守費用）の算出を行うことや、便益（効果）の定量的な推計やそれらをまとめた「事前評価書」を各省庁が設置している審議会・研究会等で活用することなどが指針として示された。
しかし、２０２０年９月に公表された総務省の「規制に係る政策評価の点検結果（令和元年度分）」によると、規制遵守費用の算出や規制の便益推計が行われた実績は３～４割にとどまっている。ましてや、それらが審議会・研究会等において活用されている事例は見当たらないのが現状である。
わが国に行政や規制の評価が導入されて２０年が経過した。「政策評価審議会提言」（２０２１年３月）が指摘するとおり、エビデンスやデータの重視、各種施策の研究者等との連携を強化した評価制度への改善が求められている。

１．規制導入に当たっての見える化促進
(1) 事前評価制度（規制遵守費用の算出）の徹底
規制遵守費用は、国民や事業者が負担するコストであり、規制の費用対効果を費用負担者が認識できるよう「見える化」を進めるべきである。
この点、前述のガイドラインが遵守費用について「正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分」としていることに依拠し、算出を簡素化することで定量化を徹底することが重要である。
事業者が知りたいのは、規制が事業に及ぼす大まかな影響（費用）であり、ガイドラインが求める概算値と同程度のものである。計算の正確性追求に時間を要するがあまり、社会経済に必要な政策が前に進まないようなことになれば本末転倒である。それよりも、一定の前提条件の下に「概算」の算出を行うこと、検討過程を記録すること、そして事後の検証にも活用すること、そうした一連の「見える化」を進めることが先決である。

(2) 導入規制予定の事前公表

新たに導入予定の規制については、各省庁の動きや情報を丹念に確認するか、閣議決定や国会審議等の段階での報道で知ることが多く、国民や事業者が事前に規制の動向を簡単に把握することは難しい。
そのため、各省庁において検討段階や審議過程にある規制案、若しくは、向こう２年間に導入を検討する予定の規制を一覧化したものを定期的に公表するなど、国民や事業者が活動への影響を予見できるような仕組みづくりを検討されたい。

２．規制影響評価の実施プロセスの改善
(1) 事前評価の実施環境の改善
規制の事前評価の資料作成は当該規制所管の省庁が担っている。規制遵守費用は一様でなく、影響の大きいものから取るに足らないものまで混在する。そのため、すべての規制について一律に詳細な影響評価の作成（定量化・金額化）を求めることは、いたずらに行政側への負担を増すだけであり、労力が成果とつり合わない。ガイドラインに明記されている概算値での算出の許容の徹底や、詳細な評価を不要とするファストトラックの活用など、評価作成業務に係る環境の整備・改善と当該業務を行う各省庁職員向け研修の充実化を求めたい。

(2)「影響評価書」の活用拡大と審議会等の役割・機能の向上
ガイドラインでは、政府の審議会・研究会などにおいて「規制影響評価書」を共通基礎資料として活用することを勧奨しているが、ほとんど実行されていないのが実情である。
同評価書は、規制の必要性、代替案、遵守費用、副次的及び波及的な影響などが盛り込まれる（はずの）資料であり、データ分析やＥＢＰM推進の一環としてもきわめて重要である。その上で、各省庁の審議会・研究会など政策検討段階で同評価書を活用することが強く求められる。併せて、審議会等に複数の視点から政策・規制導入の是非について検討する役割を付与し、特に経済・社会的影響に関する費用対効果を衡量できる機能を持たせるべきである。さらに、より第三者性の高い研究者や影響を受ける側の事業者等からの意見聴取・反映の仕組みを設けることも必要である。
これらを進めるためには、現在閣議決定等の直前に各省庁にて作成されている同評価書の作成タイミングを早めることが不可欠となる。
また、規制改革推進会議においても同評価書の活用を図り、事前と事後を連動させた一貫性のある規制影響評価制度へと発展させるべきである。
なお、将来的には、既存の審議会等より一段上の評価・判断権限の下、強い規制監督機能を発揮し得る仕組みの構築を目指すべきである。

３．事業規模への配慮、継続的に規制を見直す仕組みの導入
(1) 事業規模が考慮されない画一的な規制等の見直し
わが国の規制は、大企業と同様の規制が中小企業にも適用されるなど事業規模が考慮されない画一的な規制も多く、経営資源が限られている中小企業にとり、新たな挑戦や生産性向上の妨げとなっている。
規制影響評価制度の効果的な運用で先行する米英等においては、中小企業の負担に配慮（負担軽減策、免除規定等）することを前提とした制度設計が行われている。これに倣い、コロナ禍や人手・人材不足を乗り切ろうとする中小企業にとり、一律の規制が事業・経営の足かせとならないよう、規制導入のための影響評価に中小企業配慮規定（項目）を盛り込んでいただきたい。

【画一的な規制が影響している例】
・例　：建設業許可を受けた事業者が建設工事を施工する場合は、請負金額に拘わらず主任技術者を現場に常駐することが定められている。同時に複数の工事を行いたくとも、人材確保が難しい中小企業では受注を見送らざるを得ないことがある。規模の小さい工事はＩＣＴの活用で対応できると考えられるケースも多いが、常駐規制がネックとなっている。

【海外における中小企業に配慮した規制の例】
・例１：バイオ工学食品情報開示基準の策定に当たり、パブリックコメントを経て、零細食品製造業者（年間収益２５０万ドル未満）は情報開示義務を免除、中小食品製造業者（年間収益２５０万ドル以上１，０００万ドル未満）はパッケージ上にウェブサイトのアドレスあるいは電話番号を示すのみ、で情報開示要件を満たすとする特例措置が認められた。（米国）
・例２：大豆油糧種子及び飼料の登録規定を見直すに当たり、ヒアリング等を踏まえた検討を行い、中小企業に対して、記録・報告書の作成、データのレビューといった作業を免除した。（カナダ）

(2) 不要な規制が放置されない仕組みの導入
規制導入に当たり事前の影響評価が重要であると述べてきたが、事後においても規制遵守費用を定量的に把握・分析し、見直すＰＤＣＡサイクルを回すことが重要である。
事業者の多くは、行政が導入する規制を「所与のもの」と捉えており、当該規制の中で最大限の事業効率の達成に努力している。規制を遵守することが事業者の過度な費用負担や機会損失とならないよう、規制遵守費用の

「見える化」促進により、影響の大きな規制の導入に対するけん制を強めるとともに、規制がむやみに増えることのない仕組みを制度化すべきである。

例えば、時代や環境の変化にそぐわなくなった規制の放置を防ぐとともに、事業者が負担する規制遵守費用の総量を増やさない効果を持つ「Ｏｎｅ－ｉｎ／Ｔｗｏ－ｏｕｔ」といった米英等で採用されている制度の導入を検討されたい。

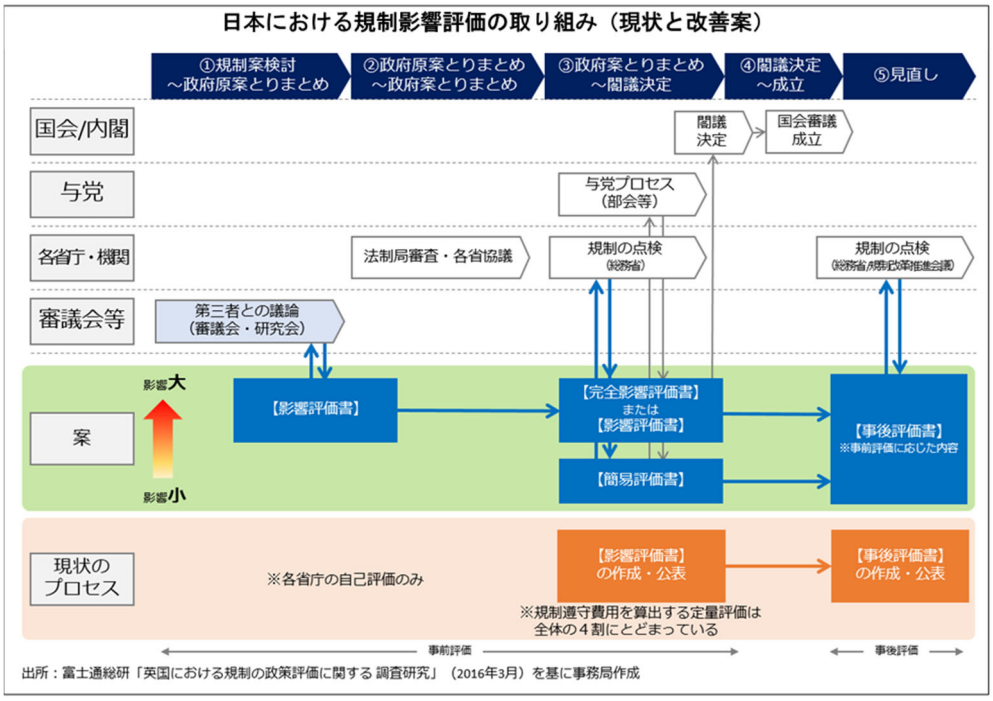

Ⅲ．規制・制度の見直しに関する個別意見

【意見の概要】

長引くコロナ禍で飲食・宿泊業をはじめ多くの事業者、地域経済が疲弊し、特に中小企業は一層厳しい状況に追い込まれている。地域の経済循環を高める地方創生、事業者の新たな挑戦やイノベーション、多様な人材の活躍を支援するための規制・制度改革を進めることが重要である。

政府が開設している「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り１１０番）」に多くの声が寄せられており、こうした国民・事業者の声に迅速な対応をお願いしたい。この点、引き続き規制改革推進会議の取り組みに期待している。

また、地方や事業者からは自治体による規制についての意見も多いことから、ぜひ、「地方版規制改革会議」の設置を促進し、地域ごとの規制についての見直しや適切な運用が進むよう取り計られたい。

なお、コロナ禍に苦しむ事業者の前向きなトライアルを後押しすることにもなった“期間限定の規制緩和措置”が有効に機能したケースも多い。地域限定で規制緩和を行う特区制度や新技術等の社会実装を促進するためのサンドボックス制度に加え、期間限定の特例措置の手法も積極的に進めるべきである。

（項目一覧）

１．民間の創意工夫を活かした地方創生の推進
　①公共性の高い設備の道路占用期間の緩和
　②再開発組合の総会の簡素化
　③老朽マンション建替え決議の要件の緩和
　④スーパーシティ構想実現の強力な推進
２．中小企業の生産性向上、新たな挑戦とイノベーション支援
　①建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和
　②建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し
　③介護サービスにおける人員配置基準の緩和
　④運送業におけるＩＴ点呼制度の要件緩和
　⑤企業による農地の直接所有の要件緩和
　⑥飲食店が加工食品を製造販売する際の要件緩和の徹底
　⑦公的資格の各種講習会の更なるオンライン化の加速
　⑧法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

３．多様な人材の活躍推進
①企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大
②労働者派遣制度に係る規制の見直し
③障害者手帳の所持を要件とする各種制度の改善
④年次有給休暇の取得義務の緩和

１．民間の創意工夫を活かした地方創生の推進
①公共性の高い設備の道路占用期間の緩和
【要望内容】
商店街アーケード等の道路占用期間の延長

【国土交通省】

【理由】
商店街に設置している街路灯やアーケード等の道路の占用期間は道路法施行令第９条によって５年以内と定められているため、複数の商店街の取りまとめを行っている商工会議所等では、頻繁に都道府県の窓口において占用期間の更新手続を行う必要があり、大きな事務負担となっている。
このため、安心・安全のために設置される商店街の街路灯やアーケードのように、街のインフラとして公共性の高い施設については、上下水道、ガス、電気等と同様に道路の占用期間を１０年以内に見直しされたい。

②再開発組合の総会の簡素化
【要望内容】
市街地再開発組合におけるバーチャルオンリー型総会の開催に向けた規制緩和

【国土交通省、法務省】

【理由】
新型コロナウイルスの感染リスク軽減・三密を避けるため、産業競争力強化法の改正によってバーチャルオンリー型株主総会の開催が可能となった。また、省令改正により事業協同組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合等では、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会を開催することが可能となった。
一方、市街地再開発組合については、バーチャルオンリー型の総会開催が不可能（都市再開発法３１条）であり、来場者がいない状態でもリアルの会場を用意しなければならず、組合にとって大きな負担となっている。
このため、市街地再開発組合においても、バーチャルオンリー型総会の開催を可能にすべきである。

③老朽マンション建替え決議の要件の緩和
【要望内容】
区分所有法における老朽マンションの建替え決議の成立要件の緩和

【法務省、国土交通省】

【理由】
大規模地震の発生が想定される中、耐震性等の面で問題が生じかねない老朽マンションが増加している。また、区分所有者の高齢化や空き家問題等により、老朽マンションの建替は困難となっている。
老朽マンションの建替えが進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼす。しかし、「建替え決議」の成立には、区分所有者及び議決権の各５分の４が必要であり、高いハードルになっているため、成立要件を緩和すべきである。
（注）築後３０年超の分譲マンション戸数

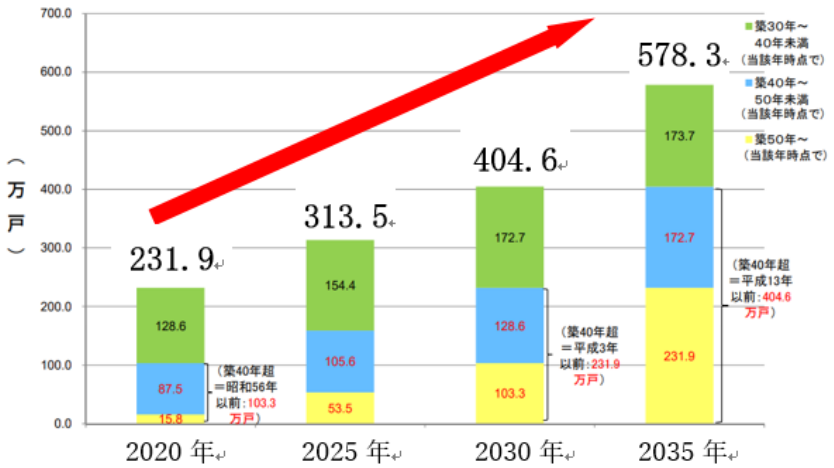

出所：国土交通省資料を元に事務局にて作成

④スーパーシティ構想実現の強力な推進
【要望内容】
スーパーシティ構想の強力な推進及び横展開へ向けた整備
指定地域外における取得データの活用

【内閣府】

【理由】
スーパーシティ構想は、ＡＩやＩｏＴ、ロボット等の最先端技術を活用して第４次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市づくりを推進するものである。わが国において、世界に先駆けてスーパーシティを実現し、世界にモデルを示すためにも、早急に取り組む必要がある。昨年、改正国家戦略特別区域法が施行され、今夏には地域の選定が行われる予定であったが、３１件の全提案に対し再提出が求められ採択が延期となった。申請地域に対し、各提案の課題を明確化するとともに、迅速な採択を進められたい。
また、地域選定後、国及び地方公共団体は、迅速かつ柔軟に規制特例を設定し、先端的な技術をまとめて実践し、サービスへつなげられるよう、縦割りを排し強力に推進することが必要である。
スーパーシティは、人の生活を主眼において、さまざまなデータを分野横断的に収集、整理し連携を進めることが重要であるが、制度としては地域を限定して指定するものとなっている。より高い精度で分析し、サービスを提供できるようにするため、対象となる人をＩＤ等で特定した上で、スーパーシティに指定された地域以外で取得されたデータも活用できるようにすべきである。具体的には、例えば健康データや、購買データなどの行動データ等は、指定された地域以外のデータも含めて連携させることが有効な課題解決策を生み出すと考えられるため、意味のあるデータ取得が可能となる制度とされたい。
また、スーパーシティ制度によって実現された仕組みは、いち早くその取り組みを標準化し、さまざまな分野、地域に広げられるよう整備すべきである。

２．中小企業の生産性向上、新たな挑戦とイノベーション支援
①建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和
【要望内容】
ア．営業所専任技術者の配置要件の緩和
イ．監理技術者の配置要件の緩和
ウ．主任技術者の配置要件の緩和
エ．経営管理業務責任者の常勤要件の緩和

【国土交通省】

【理由】
（ア．営業所専任技術者の配置要件の緩和）
建設業許可を受ける建設事業者の営業所には、一定の資格または経験（監理技術者・主任技術者と同程度）を有した営業所専任技術者の常勤が義務付けられ、原則として現場配置できない。特例的には、主任技術者として営業所に近接する工事現場での兼務（非専任）が認められているが、限定的であるため、技術人材が不足する中小企業にとり大きな負担となっている。
現在、コロナ禍で営業所専任技術者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、就労環境の実態に合わせて営業所内での常勤義務を外すなど、営業所に近接する工事現場に限らず、主任技術者として兼務も可能になるよう見直すべきである。

（イ.監理技術者の配置要件の緩和）
建設業法では、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が４，０００万円（建築一式工事の場合は、６，０００万円）以上となる場合には、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。
改正建設業法（２０２０年１０月施行）によって、監理技術者は２つの現場兼務が可能となったが、それぞれの現場に「監理技術者補佐」を専任させる必要があり、監理技術者を含めて最大３名の技術者の配置が求められる。時期が重なる複数の工事を多く受注する事業者にとっては、人材の量的確保の困難さに対する改善になっていない。
ＩＣＴの進歩により、現場の施工管理はリモートで可能なほど格段に向上している。常駐の場合と同程度の管理が担保できるＩＣＴ導入の基準を設定し、監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を一段と緩和すべきである。

（ウ．主任技術者の配置要件の緩和）
建設業法では、建設業の許可を受けた事業者が建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額の大小にかかわらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない。しかし、請負金や工事規模の大小にかかわらず、すべての工事現場に主任技術者を配置することが求められるため、少額・小規模な工事を複数抱える事業者からは、「現場に配置する主任技術者が不足しているため、

工事を受注できない」との声が寄せられている。
　少額・小規模な工事については、ビデオ通話の活用などにより、主任技術者の現場配置を必須としないよう緩和すべきである。

（エ．経営管理業務責任者の常勤要件の緩和）
　建設業許可を得るに当たっては、経営業務の管理を適切に行うためとして経営管理業務責任者の配置が求められる。同責任者は、建設業界において一定年数の役員経験を有するほか、主な営業所に常勤する役員である必要があるが、業務実態を考えると要件が厳しすぎる。
　改正建設業法（２０２０年１０月施行）によって、同責任者の要件緩和が行われたが、建設業界において一定年数の役員経験を有するほか、主な営業所に常勤する役員である必要があり、また、新たに財務管理、労務管理、業務運営の経験のある直接補佐者を配置しなければならない。高齢化の影響もあり、人材確保が困難な中、要件の緩和は依然として不十分である。
　ＩＣＴは格段に向上しており、仮に在宅であっても営業所に内勤している場合と同程度の執務が可能となっている。現在、コロナ禍において同責任者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、通勤等の過度な負担なく、多様な有資格者を配置できるよう、恒常的なテレワークも可能となるよう、営業所への常駐義務の規制を緩和すべきである。

（注）改正建設業法（２０２０年１０月施行）によって緩和された経営監理業務責任者の要件

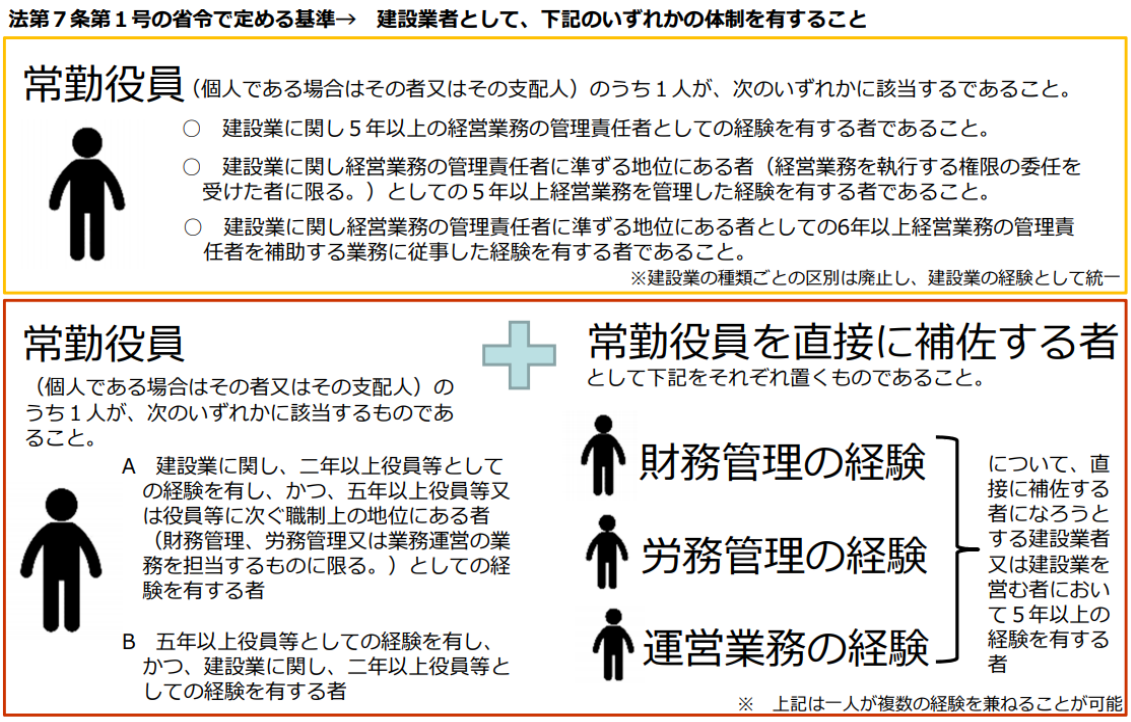

出所：国土交通省ＨＰ　経営業務管理責任者に関する基準の見直し

②建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し
【要望内容】
ア．実務経験による主任技術者の資格要件の緩和
イ．実務経験による監理技術者の資格要件の緩和（指定学科の拡大）
ウ．１級施工管理技術検定の受験に要する実務経験の短縮

【国土交通省】

【理由】
（ア．実務経験による主任技術者の資格要件の緩和）
　建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、国家資格に合格するほかに実務経験による取得が可能となっている。後者については、指定学科の大学卒では３年、指定学科の高校卒では５年だが、それ以外の者は１０年の実務経験が必要とされている。中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒者の採用は難しく、他方で「指定学科以外の卒業者に求められる１０年の実務経験は長すぎる」との声が寄せられている。
　このため、最長１０年とされている実務経験について、年数を半分程度に短縮すべきである。

（イ．実務経験による監理技術者の資格要件の緩和（指定学科の拡大））

監理技術者の資格保有者は約６８万人（２０２１年8月現在）で、ここ１０年は横ばい状態が続いており、事業者からは「慢性的に人材が不足している」との声が寄せられている。
監理技術者の資格を取得するには、実務経験３～１０年に加え、指導監督的実務経験（左記年数と重複可な2年含む）が求められる。指定学科の大学や高校等を卒業した場合は、３～５年の実務経験で資格取得が可能であり、事業者は指定学科を卒業した人材を確保したいところだが、人数は限られており、資格保有者の確保が困難となっている。
例えば、機械器具設置工事の監理技術者の資格を取得するためには、指定学科が「建築学、機械工学、電気工学」に限られるため、資格保有者も約３万人と僅かである。
このため、現在の指定学科の範囲について見直しを行い、関連する学科を新たに指定学科に含めることで、不足する監理技術者を確保できるよう要件を緩和すべきである。

（注）実務経験による監理技術者の資格要件

学歴または資格	必要な実務経験年数	
	実務経験	指導監督的実務経験
（イ）指定学科を履修した者		
学校教育法による大学・短期大学・高等専門学校（５年制）を卒業し、かつ指定学科を履修した者	卒業後３年以上	２年以上 （左記年数と重複可）
学校教育法による高等学校を卒業し、かつ指定学科を履修した者	卒業後５年以上	
（ロ）国家資格等を有しているもの		
技術検定２級または技能検定１級等を有している者	―	２年以上
平成１６年３月３１日以前に技能検定２級等を有している者	合格後１年以上	２年以上 （左記年数と重複可）
平成１６年４月１日以降に技能検定２級等を有している者	合格後３年以上	
（イ）・（ロ）以外の者	１０年以上	２年以上 （左記年数と重複可）

出所：一般財団法人建設技術者センターＨＰを元に事務局で作成

（ウ．１級施工管理技術検定の受験に要する実務経験の短縮）
施工管理技士は、工事の実施に当たり施工計画及び施工図の作成、当該工事の工程管理、品質管理等、一定水準以上の施工技術を有することを公的に認定する国家資格であり、検定の種目及び級に応じて、営業所に置かれる専任技術者、工事現場に置かれる主任技術者または監理技術者の資格を満たす者として取り扱われている。
１級施工管理技士を受験するには、例えば、大学の指定学科を卒業した場合でも３年以上の実務経験、中学卒業者にいたっては１５年以上もの実務経験が必要とされている。受験資格の要件としては長すぎ、早期に資格を取得したい優秀な若手技術者の進路や事業者における人材確保の妨げとなっている。
このため、受験に必要な実務経験年数の大幅な短縮により、若手の資格取得者が一層多く社会に輩出され得るよう受験資格の要件を緩和すべきである。

（注）１級施工管理技術技士の受験資格要件

学歴または資格	施工に関する実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
短期大学卒業者・高等専門学校卒業者・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後５年以上	卒業後７年６月以上
高等学校・中等教育学校卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後１０年以上	卒業後１１年６月以上
その他の者	１５年以上	

出所：一般社団法人全国建設研修センターＨＰを元に事務局で作成

③介護サービスにおける人員配置基準の緩和
【要望内容】
介護サービスの人員配置基準（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネージャー等）の緩和
【厚生労働省】
【理由】
近年、ＩＣＴ、ＡＩ等の活用、技術革新による介護サービスの質の向上、生産性向上に向けた取り組みが進展する中で、他分野に比べて遅れていた文書の簡素化・標準化等に加え、行政手続の簡素化も飛躍的に改善するこ

とが見込まれ、介護サービスの更なる充実に専念・集中できる体制が整いつつある。
　今後も介護が必要な高齢者の安心・安全な暮らしを社会全体で支え、サービスを維持するためには、限られた介護資源を有効的に活用することが必要となっている。
　このため、現場で身体介護や生活援助を行う介護士の人員は維持しつつ、専従・常勤が求められている専門職（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネージャー等）について、ＩＣＴを活用することによって、リモートにおける一定のサービスの提供が可能な場合については、専従・常駐を求める人員の配置基準を緩和すべきである。

（注）通所介護サービスを提供するために必要な職員
人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で１以上 （生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。）
看護職員（※）	単位ごとに専従で１以上 （通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。）
介護職員（※）	①　単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ア　利用者の数が15人まで　１以上 イ　利用者の数が15人を超す場合　アの数に利用者の数が１増すごとに0.2を加えた数以上 ②　単位ごとに常時１名配置されること ③　①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	１以上
生活相談員又は介護職員のうち１人以上は常勤	

出所：第１８８回社会保障審議会介護給付費分科会資料（２０２０年１０月）

④運送業におけるＩＴ点呼制度の要件緩和
【要望内容】
ＩＴ点呼の対応可能な事業所の要件緩和

【国土交通省】

【理由】
　トラックをはじめとした貨物等の運送事業者では、自動車運送事業における安全輸送の責任者である運行管理者が、自社の運転者の体調や酒気帯びの有無、業務内容等を確認するため、対面しながら点呼（乗務前点呼、乗務後点呼等）を行っているが、安全性優良事業所（Ｇマーク取得事業所）の取得や、一定の要件を満たす事業所では、ＩＴツールを導入することで離れた複数の事業所による点呼業務を可能とする「ＩＴ点呼」が認められている。
　ＩＴ点呼を導入することで、早朝や夜間帯に点呼を行うためだけに運行管理者を事業所に配置する機会が減少したことによって業務改善の一助となっている。しかし、ＩＴ点呼の導入が認められているのは、運送業の営業許可を取得した事業所に限られ、営業許可を持たない場合は本社等であっても対応することができないため、一部の事業所に負担が偏るなどの問題が発生している。
　そのため、運送業の営業許可を取得していない本社等の事業所においても運行管理者を配置することで他の営業所との点呼業務を処理できるよう要件を緩和されたい。

⑤企業による農地の直接所有の要件緩和
【要望内容】
農業の成長産業化に向けた企業による農地の直接所有

【農林水産省】

【理由】
　農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少している一方で、農業への参入を希望する企業は一定数存在するが、現在、企業による農地の直接所有は認められていない。他者から借りた土地であれば、企業でも農業を行うことは可能であるが、この場合、将来的に当該土地を返還する必要があることから、大規模な設備投資や土地の改良に取り組むことが困難である。また、近年は、都心に住む個人が相続により地方の農地を取得したものの、農業に従事していないという例もある。以上の背景などから、耕作放棄地が年々増加している。
　企業の農業参入が進めば、農業の大規模化・集約化が進み、生産性・収益性が高まるとともに、地域に根差した持続的営農が可能となり、地方創生にも大きく寄与する。
　兵庫県養父市で国家戦略特区の活用により実施されている「企業による農地取得」特例は、２０２３年８月まで２年間延長された。特区での実証実験において約１５ヘクタールの遊休農地が再生され、農業の６次産業化が促進されるなど、地域経済の活性化に貢献している。
　このため、上記特例については、延長期限を迎えた後に大きな課題が無ければ、速やかに全国に展開すべきである。
　また、養父市における上記特例では、①農地を一旦自治体が買い入れた上で企業に売却すること、②自治体が

①の農地を買い入れる場合は議会の議決を経ること等が必要となっており、ハードルが高いことから、要件を緩和すべきである。

（注）兵庫県養父市は、２０１６年９月の改正特区法施行を受け、「企業による農地取得の特例」を実施。株式会社Ａｍｎａｋ、兵庫ナカバヤシ株式会社、株式会社やぶの花、住環境システム協同組合、株式会社マイファームハニーの５社が農地を取得した。付近では、農家レストランが農用地区域内設置容認されるなど、地域活性化につながっている。

（注）耕作放棄地面積の推移（耕作放棄地が年々増加している）

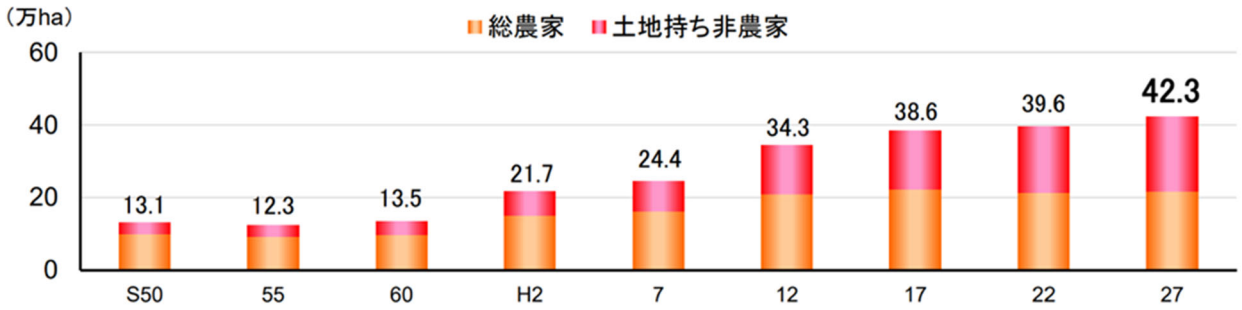

出所：農林水産省「荒廃農地の現状と対策について」

⑥飲食店が加工食品を製造販売する際の要件緩和の徹底
【要望内容】
改正食品衛生法の運用の徹底

【厚生労働省】

【理由】
本年６月に改正食品衛生法が施行され、８月には厚生労働省「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するＱ＆Ａ」により、飲食店営業を取得している事業者は追加の営業許可を取得せずに、店内で提供している麺類をテイクアウト用として販売できるよう緩和されたことが周知された。しかし、一部地域の保健所では、運用を変更することなく、従来通りに麺類製造業の許可を取得することや保健所に販売の可否を確認することを求めている。
地域によって対応が異なることは事業者の営業活動の妨げとなるため、厚生労働省の通知によって緩和された措置については、全国一律の運用がされるよう徹底されたい。

例：そば店が自家製麺を店頭で販売しようとした場合に、東京都Ａ区では、追加の営業許可なく販売可能だが、長野県Ｂ市では、従来通り新たに麺類製造業の許可が必要

（注）食品衛生法改正後の飲食店営業について
飲食店営業者が自ら麺を製造し、これを調理し提供する場合には、追加的に他の営業許可を取得する必要はありません。また、短期間のうちに消費されることを前提にテイクアウト用として販売する場合には、追加的に麺類製造業の許可を取得する必要はありません。
出所：厚生労働省ＨＰ　営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するＱ＆Ａ（２０２１年８月）

⑦公的資格の各種講習会の更なるオンライン化の加速
【要望内容】
食品衛生責任者実務講習会のオンライン化の普及・促進
消防設備士の法定講習のオンライン化
排水設備工事責任技術者更新講習のオンライン化

【厚生労働省、消防庁、国土交通省】

【理由】
コロナ禍において、各種講習会のオンライン化は進展しつつあるも、未だ十分な水準にあるとは言い難い。例えば、食品衛生責任者実務講習会については、Ｅラーニング方式等によるオンライン開催を実施している自治体もある一方で、従来の集合型の研修を実施している自治体が散見される。定期的に指定された日時・場所などに出向いて受講しなければならない講習会は事業者にとって負担感が大きく、また大人数で集合することによる感染リスクもあるため、動画や書面を活用して事業所などにいながら講習を受講できる方法に全面的に転換することを国として推進すべきである。

（注）食品衛生責任者実務講習
食品衛生法に基づき、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）にて、食品衛生責任者は、「都道府県知事、指定都市長及び中核市長（以下「知事等」という。）が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること」と規定されている。
（注）消防設備士の法定講習
消防法第１７条の１０の規定に基づく講習であり、消防設備士は、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を定期的に受けなければならないとされている。消防用設備等の点検、工事などの業務に従事しているか否かにかかわらず、定期的に講習を受講する必要がある。
（注）排水設備工事責任技術者更新講習
各都道府県市区町村で実施される排水設備工事責任技術者試験に合格した者が、その資格を更新するために必要な講習である。排水設備の設計、施工等は「指定工事店」でなければ行うことが出来ず、その指定工事店に指定されるためには、最低１名の排水設備工事責任技術者が所属している必要がある。

⑧法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃
【要望内容】
法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

【法務省】

【理由】
従来、法人設立に当たっては、法務局への届出の前に、公証人役場において公証人の面前での定款認証が必要となっており、創業者にとって大きな負担となっていた。現在では定款認証のオンライン申請が可能となっているが、申請を行うためには、公証人とテレビ電話による面談の実施及び５万円の手数料が必要であり、依然として創業者にとっての負担となっている。
一方で、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、合同会社の原始定款については面前での認証は不要となっていることなどから、法人設立時の公証人による定款認証は形骸化しているとの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃していただきたい。
なお、規制改革実施計画（２０２１年６月１８日）に、２０２１年度措置として、「法務省は、会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引き下げを検討し、必要な措置を講ずる」と記載されている。定款認証撤廃が即刻行われないとしても、公証人手数料（５万円）については、その積算根拠を徹底的に検証した上で、少なくとも今年度中に大幅に引き下げを行うべきである。

（注）資本金９８０万円、従業員数５名の情報提供サービス業を設立した際の費用（約２０万円）内訳

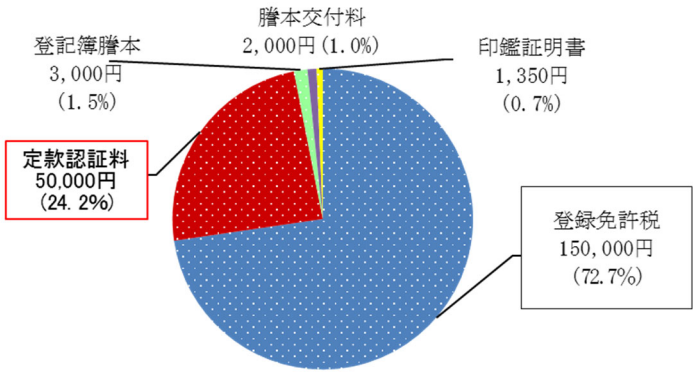

出所：第１０回行政手続部会（２０１８年６月２５日）日本商工会議所提出資料

３．多様な人材の活躍推進
①企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大
【要望内容】
企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

【厚生労働省】

【理由】
経済・社会の構造変化や労働者の就業意識の変化、更には新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたテレワークの普及等に伴い、同制度の対象業務が限定的で、ホワイトカラーの業務の高度化・複合化等に対応できていない、といった課題が生じている。
本年６月に公表された厚生労働省による「裁量労働制実態調査」の調査結果も踏まえた議論を行い、対象業務の拡大を早期に実現すべきである。

（注）企画業務型裁量労働制の対象となる業務の要件

イ業務が所属する事業所の事業の運営に関するものであること（例えば対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼすもの、事業場独自の事業戦略に関するものなど）
ロ企画、立案、調査及び分析の業務であること
ハ業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があると、「業務の性質に照らして客観的に判断される」業務であること
ニ企画・立案・調査・分析という相互に関連し合う作業を、いつ、どのように行うか等についての広範な裁量が労働者に認められている業務であること

（出典：「企画業務型裁量労働制」厚生労働省）

②労働者派遣制度に係る規制の見直し
【要望内容】
派遣労働者個人単位の派遣期間制度の見直し
離職後１年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し
日雇い派遣の年収要件の見直し

【厚生労働省】

【理由】
労働者派遣法には派遣労働者個人単位の期間制限が設けられており、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（課など）において受け入れることができる期間は、３年が限度となっている。しかしながら、厚生労働省が実施した改正派遣法の施行状況調査の結果によると、派遣元、派遣労働者の双方ともに派遣期間制限の廃止・緩和のニーズは高く、期間制限によるキャリアアップ効果に関しても、マイナスの影響が懸念されている。さらに、同一労働同一賃金の施行による均等待遇の確保、待遇改善により、自ら派遣としての働き方を希望する労働者は増加することも予想されることから、派遣労働者個人単位の派遣期間制限は緩和・撤廃すべきである。
また、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者についても、離職後１年以内の元勤務先への派遣が禁止されている。この規制により、当該本人の意向、離職に至った経緯などを一切考慮せずに一律的に派遣を制限することは、再就労希望者のニーズに反しており、良好な就業機会を阻害している。改正派遣法の施行状況調査の結果を勘案しつつ、当該本人の意向、離職に至った経緯などを考慮した例外対応など、同規制は緩和・撤廃すべきである。
日雇い派遣について、原則として禁止され、例外となる労働者の要件の一つに、副業として従事するもので正業年収が５００万円以上の者というものがある。副業・兼業は今後の働き方としても注目されていることから、日雇い派遣制度を利用してスポット的に副業を行うケースが増加していくことが考えられる。５００万円以上の年収要件は高いため、副業・兼業の阻害要因となる可能性があることから、一定且つ定期的な収入を確保できている者は年収基準を改めて検討するなど、５００万円の年収要件を引き下げられたい。

（注）労働者派遣法（離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止）
第４０条の９　派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。
第２項　派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

③障害者手帳の所持を要件とする各種制度の改善
【要望内容】
障害者の法定雇用率の算定対象として精神障害について精神障害者保健福祉手帳以外を認めること
短時間労働者に関する雇用率のカウントの特例措置の維持

【厚生労働省】

【理由】
障害者の雇用については、近年、就労希望者の着実な増加に加え、企業における理解や取り組みが進展し、雇用者数は着実に増加しているものの、その伸び率は鈍化している。一方で、日常生活や社会生活に制約がある障害を抱えながら、さまざまな理由で障害者手帳を所持していない者も相当数存在している。
障害者雇用促進法では、雇用する障害者のうち、手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所有者を法定雇用率の算定対象としているが、身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書によって確認を行うことが認められている。一方で、精神障害者については、保健福祉手帳の交付を受けていない者は法定雇用率の算定対象にならない。

本件については、昨年から、厚生労働省の労働政策審議会 障害者雇用分科会で取り上げられている。今後、精神障害についても、手帳以外の方法でも法定雇用率の算定対象とされることになるよう望む。
また、身体障害者や知的障害者に比べて職場定着率が低い精神障害者について、２０２３年４月以降も引き続き短時間労働者に関する雇用率のカウントの特例措置を維持すべきである。

④年次有給休暇の取得義務の緩和
【要望内容】
年次有給休暇の取得義務の緩和

【厚生労働省】

【理由】
２０１９年の労働基準法改正により、年次有給休暇を付与した日から１年以内に５日間の休暇を取得させることが使用者の義務となっている（第３９条第７項）。傷病や産前産後、育児・介護休業中にも付与され、年度の途中に休業から復帰した労働者についても、復帰の時期に拘わらず５日間の年休を取得させる必要がある。そのため、事業年度末に復帰した場合、実質的な労働日数に対し休暇日数の割合が過大となり、また年次有給休暇の本来の目的であるの心身のリフレッシュとも合致しないものとなってしまう。
ついては、休業から復帰する労働者については、復帰日から年度末など、勤務可能日数に応じた日数での年次有給休暇の取得で足りることとすべきである。

Ⅳ．行政手続の見直しに関する意見

【意見の概要】
コロナ禍により改めて明らかになったわが国のデジタル化の遅れを取り戻すべく変革の動きを加速させるため、官民を挙げて社会全体のデジタル化を推進しなければならない。昨年末には「デジタル・ガバメント実行計画」が改定され、すでに行政手続の押印義務については全体の約９７％を廃止するとともに、２０２５年までに行政手続の約９８％をオンライン化する方針を示している。９月に発足したデジタル庁を中心に、デジタル化３原則（「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」）を徹底し、スピード感をもって国・地方行政のデジタル化が力強く進められることを期待する。
一方で、事業者からは、「（実際の現場では）行政手続がオンライン化されていない」、「オンライン化されているが使い勝手が悪い」、「ワンストップで手続が出来ない」などの声が寄せられている。事業者の生産性向上の妨げともなっているこのような問題について、オンラインによる円滑な手続が進められるよう、早期の改善を図られたい。

１．デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目
①政府電子調達・電子契約の推進　【デジタル庁】
政府の電子調達については対応が進んでいるが、併せて契約についても推進されたい。

②ｅ－Ｇｏｖの改善　【総務省】
昨年、大規模なシステム更改が行われログイン方法など改善が行われたが、入力フォームは従前の書類と同じデザインで、何度も会社の住所や代表者名の入力を求める様式となっているため、ユーザーの利便性を考慮した形に改善されたい。また、受付・申請内容承認時にメール通知を行うこととされたい。申請差し戻しに際しても、その理由・基準を併せて開示されたい。

③マイナンバーカードの機能拡充　【総務省、厚生労働省、警察庁、国土交通省】
マイナンバーカードに新型コロナワクチンの接種予約、接種状況を確認できる機能を導入されたい。また、運転免許証等の公的身分証に加え、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）で利用する「建設キャリアアップカード」の情報を統合し、建設技能労働者の利便性を向上されたい。

④警備業に関する各種申請・届出書類のデジタル化　【警察庁】
警備業法に基づく各種申請・届出手続全般について窓口での提出を取りやめ、オンラインで提出できるようにされたい。

⑤巡回健診に係る手続のデジタル化　【厚生労働省】
巡回健診を実施する際は、管轄の保健所に申請書類（開設許可申請、開設届、閉院届など）を提出しているが、提出方法は窓口や郵送に限られているため、オンラインで提出できるようにされたい。

⑥「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減・オンライン化　【経済産業省】
新規加入時、加入希望者自身が預金口座のある金融機関に赴き、事前押印を求める「金融機関口座確認印」を廃止されたい。また、規制改革実施計画（２０２１年６月１８日）において、「短期間でオンライン利用率を大胆

に引き上げる取組を着実に推進する」とされていることから、掛金月額変更申込書、掛金前納申出書など加入後手続について、オンライン化を早急に実現されたい。

２．省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目
①公共入札の申請手続の簡素化　【全省庁】
　国や自治体ごとで異なる入札参加申請手続について、一括してオンライン申請できるようにするとともに、申請時期に期限を設けず年間受付できるように改善されたい。

②道路占用手続プラットフォーム構築　【国土交通省】
　自治体が管理する道路においても国道に倣ったオンライン化を進める当あたり、ワンストップ化などを進め、国・自治体・警察・保健所への申請を一括で行う共通のプラットフォームを構築し、手続を簡素化されたい。

③電子決済等代行業者の登録制度における提出内容の簡素化
【金融庁、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁】
　関係省庁（金融庁以外に、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁など）に提出する年次報告、各種変更届（役員・営業所在地等）などについて、同一の内容については各省庁で共有されたい。

④高圧ガス販売及び保安の実績報告提出の簡素化　【経済産業省】
　ＬＰＧ（液化石油ガス）の販売事業所として、高圧ガス保安法に基づき「販売及び保安の実績報告」を監督官庁（経済産業省、関東原子力保安監督部）と各都道府県へ提出しているため、同一の書類については共有されたい。

⑤障害者雇用状況報告書の簡素化　【厚生労働省】
　「障害者雇用状況報告書」を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とハローワークに提出しているため、同一の書類については共有されたい。

⑥指定給水装置工事事業者の申請内容の簡素化　【厚生労働省】
　各自治体で提出書類が異なるため、全国で基準を統一し、一括してオンライン申請できるように手続を簡素化されたい。

３．事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目
①労働保険・社会保険の添付書類の改善　【厚生労働省】
　雇用保険の資格取得手続等で、雇用契約書の添付が義務付けられているが、電子証明による電子契約書のデータを直接添付することは認められず、一度印刷してＰＤＦファイルにしたデータを添付する必要がある。電子契約書を直接添付して提出できるように手続を改善されたい。

②労働者災害補償保険手続の改善　【厚生労働省】
　労災保険給付関係請求書等ダウンロードの書式はＯＣＲ読み込みのため、ＰＤＦファイルのみが公開されている。編集可能な書式を導入して簡便化を図られたい。また、本手続は薬局・病院等を含めたオンライン対応が必要であり、オンライン対応が困難な薬局・病院への支援を推進されたい。

③産業廃棄物のマニュフェスト書式の統一化　【環境省】
　書類作成を効率化するために、全国の書式を統一されたい（一部の自治体で独自の書式を要求される）。

④再生可能エネルギー発電事業に係る各種申請の迅速な処理　【経済産業省】
　発電事業者が経済産業省へ行う５０ｋW以上の再生可能エネルギー発電事業にかかわる各種申請については、回答期限が明示されておらず、事業の実施上の障害となることがある。標準回答期限などを明示した上で迅速に処理されたい。また、同申請は窓口か郵送のみとなっており、オンライン対応も進められたい。

⑤障害者雇用申告書の簡素化　【厚生労働省】
　障害者の月ごとの実労働時間を申告書に記載することをやめ、「３０時間以上」「２０時間以上３０時間未満」のいずれの区分に該当するのかを企業が確認して記載するにとどめる等、申告書の簡素化をされたい。

⑥介護及び障害福祉サービス事業者の新規指定申請の簡便化　【厚生労働省】
　厚生労働省が昨年３月に介護分野の文書に係る負担軽減について周知したが、一部の自治体では、事前説明や面談など一度対面での打合せを経た後も、申請書類の不備等の提出について郵送・電子メールを認めず窓口への持参を求めている。事業者の負担軽減のために、早急に郵送・電子メールによる書類確認・申請を認め、複数回の持参の手間が発生しないよう徹底されたい。また、自治体に提出する指定申請書の審査は、数ヵ月の期間を要

する場合もあるため、審査期間の短縮に向けた改善を図られたい。

以上

２０２１年度第１５号
２０２１年１０月１４日
第７３９回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣はじめ関係各方面

＜実現状況＞

○マンション建替等の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和

・法務省「区分所有法制研究会」において、法改正に向けて検討中

○法人設立の際の公証人による定款認証の見直し

・公証人手数料令が改正され、株式会社又は特定目的会社の定款の認証の手数料が減額された

○建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和

・国土交通省「建設業許可事務ガイドライン」が改正され、経営業務管理責任者、営業所専任技術者のテレワーク勤務が認められた

・国土交通省「建設業法の概要」が改正され、監理・主任技術者が工事現場に常駐不要、非専任の場合に複数工事の兼務が可能であることが明確化された

・国土交通省「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第２期）」において、監理技術者等の専任要件の緩和を検討中

○建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し

・国土交通省「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第２期）」において、実務経験による資格要件、国家資格の受験要件の見直しに向けて検討中

○高圧ガス販売及び保安の実績報告、指定給水装置工事事業者申請の簡素化

・経済産業省、厚生労働省より手続の簡素化に向けて取り組む方向性が示された

○内閣府規制改革推進会議がとりまとめた中間報告（当面の規制改革の実施事項）への意見反映

・行政手続のキャッシュレス化・オンライン化の推進、地方公共団体等と事業者間の手続のデジタル化、建設業における技術者等の専任要件および資格要件の見直し、労働時間制度の見直し等、多くの要望が盛り込まれた

１６．国の防災・減災対策に関する重点要望

＜基本的な考え方＞

気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化に対し、世界的に危機感が高まっている。今年８月に公表されたＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、人間の活動が温暖化を招いてきたことは疑う余地がないとし、世界の平均気温は、２０２１年～２０４０年に産業革命前と比べて１．５℃上昇する可能性が高い、とした。加えて、大雨の頻度や強度の増加等の現象は人為起源の気候変動が主な要因である可能性が高く、平均気温が１．５℃上昇した場合、産業革命前には１０年に１回発生していたような大雨が、発生頻度は１．５倍、強度は１０．５％増加すると予測した。

既に、気候変動の影響と考えられる状況は各所で顕在化しており、我が国においても、大雨による洪水や土石流などの大規模災害が各地で発生している。加えて、首都直下地震や南海トラフ地震、富士山をはじめとした火山噴火などの自然災害、感染症との複合災害のリスクも大きく、これらに対応する政府、東京都の迅速な取組みが重要となっている。

政府は、昨年１２月、１２３対策・１５兆円規模となる「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を決定し、風水害・大規模地震等への対策やインフラ老朽化対策、デジタル化等の推進に関して、更なる加速化・深化を図ることとした。加えて、災害対策基本法の改正や流域治水関連法の整備等、増大する災害リスクに対応する取組みを迅速に進めている。こうした政府の防災・減災対策を踏まえ、官民連携を一層強化し、レジリエントな都市「東京」を構築することが求められている。

そのためには、まず「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有する必要がある。各企業・国民が自らハザードマップ等を理解した上で、各々の役割・責任を自覚し、ＢＣＰ、タイムライン等、自律的に対策を推進することが重要である。

自助・共助の取組み推進に向けては、防災・減災対策においてリーダーとなる人材の育成が不可欠である。特

に、経済活動を支える企業や地域の防災力向上に資する防災人材の育成に対し、行政の強力な支援が求められる。
その際、顧客や取引先等の他人に迷惑をかけない、との利他の心に基づく「共助」の意識を醸成する必要がある。サプライチェーンの強靭化や企業間でのパートナーシップを推進することにより、弱い輪（ウィーケストリンク）を作らないための防災活動強化を図ることが重要である。
また、行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らみがちな一方、対応資源は限られている。そのため、自助・共助により公助への需要を減らし、公助は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。
一方で、防災・減災分野における官民のデジタル・トランスフォーメーションを推進することにより、各対策を加速化することも重要である。
以上のような考え方のもと、政府におかれては、省庁間ならびに政府と地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組まれたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

【要望項目】
上記の通り、自助・共助・公助のそれぞれの役割による大規模水害・首都直下地震対策の強化が必要である。
こうした考え方の下、東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や、民間における取組みの推進にあたり特に重要な項目については「Ⅰ．重点要望項目」として、引き続き取組みの推進が必要な項目については、「Ⅱ．継続要望項目」として、下記のとおり要望する。

Ⅰ．重点要望項目

１．気候変動を見込んだ「流域治水」の加速化、大規模水害時の住民等避難に関する対策に向けた強力な周知啓発活動の推進

①治水インフラのストック効果の見える化と強力な周知啓発活動の推進
（下流地域での上流の治水対策等に関する周知啓発の実施）
上流における調節池の整備や利水ダム等の活用は、下流地域の水害リスク軽減につながっている。２０１９年の台風１９号では、国土交通省は、八ッ場ダムをはじめとした利根川上流ダム群の貯留により、八斗島地点の水位が１m低下した、と公表した。このように、流域における治水インフラのストック効果を見える化した上で、下流地域において上流の治水対策等に関する周知啓発を強力に推進することにより、流域全体の水害対策の最適化という視点に対する住民・企業等の理解を深め、あらゆる関係者の連携を推進することが重要である。加えて、企業における浸水対策やＢＣＰ策定の推進に向け、各地域の水害リスクをわかりやすく示し、自助・共助の取組みを促す必要がある。
流域治水の取組み加速化にあたっては、関係省庁や地方公共団体、企業等との緊密な連携が不可欠である。国土交通省のリーダーシップの下、河川改修事業等の事前防災対策に加え、あらゆる関係者の積極的な関与を引き出し、ハード・ソフト一体となった種々の対策が確実に実施されるよう取り組まれたい。

②未来への投資としての高台まちづくりや高規格堤防、調節池の速やかな整備
墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物を早急に整備するよう求める声が、事業者からも寄せられている。垂直避難先となる建物の整備に加え、高台の拠点をペデストリアンデッキ等で線的・面的につなぎ、平時は賑わいのある駅前空間や公園などの良好な都市空間、浸水時は緊急避難場所や最低限の避難生活の拠点となる「高台まちづくり」などを、その地域に住み、事業を営み続けるための未来への投資として、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。一時避難施設やデッキの整備等の公共的貢献に対する容積率緩和等により民間開発との連携を促進するとともに、住民負担の軽減を図る不動産取得税・固定資産税の特例を引き続き活用することで取組みの加速化を図られたい。また、高規格堤防についても、高台まちづくりと一体となって進めていく必要がある。
加えて、２０１９年の台風１９号では、荒川第一調節池における洪水貯留が下流の洪水氾濫の防止に大きな役割を果たした。国土交通省は、荒川調節池群の洪水調節容量を約２．３倍の約９，０００万㎥とする、荒川第二・三調節池の整備を進めており、その迅速かつ着実な推進が重要である。

③親戚・知人宅への避難や垂直避難、広域避難など、複数の避難行動を想定した水害対策の検討
大規模水害時の住民避難の在り方については、２０１９年の台風１９号において、膨大な広域避難者数や遠方の他自治体への避難を前提とした計画を策定することの難しさが明らかとなったことを踏まえ、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において、親戚・知人宅への避難や垂直避難、広域避難など、複数の避難行動を想定した水害対策について検討が進められている。これらの取組みについて、国民・企業等への周知徹底を図り、事前の準備を促すことで、実効性を高めることが重要である。
また、今年３月の当所会員へのアンケートでは、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい」（７７．３%）「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい」（７６．７%）、などが多く上がった。こうした企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が重要である。さらに、地方公共団体の計画策定や住民・企業

等への周知について連携・協力していくことが肝要である。

④盛土等土砂災害リスクへの対策推進
　各地における大雨の発生に伴い、土砂災害も頻発化しており、対策が急務である。今年７月１日からの大雨では、神奈川県や鳥取県等で２６０件以上、８月１１日からの大雨では広島県、佐賀県等で３６０件以上の土砂災害が発生した。今年７月の大雨では、静岡県熱海市の伊豆山において土石流が発生し、甚大な被害を及ぼした。現在、国は「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」を設置し、危険箇所への対策や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策について、関係行政機関相互の緊密な連携の下検討を進めるとともに、各地方公共団体による点検作業を関係府省が連携してサポートしている。また、国土交通省は、デジタルマップを利用して全国における盛土可能性箇所を抽出し、関係省庁や地方公共団体に情報提供を行っている。速やかに調査を完了し、いまだ顕在化されていない災害リスクについて周知を図るとともに、危険性が確認できたエリアにおいては、エリアメールやサイレン等を組み合わせた監視警戒体制の構築等、対策を強化することが重要である。

２．木造住宅など密集市街地の防災力向上
①建替え・斜線制限や日影規制等の緩和・無電柱化の一体的推進
　首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、火災による焼失棟数は４１万２千棟、死者数は最大１万６千人に達するとしていることから、木密地域対策は大規模地震への備えにおいて最重要課題である。
　国土交通省と東京都は、昨年１２月、災害に強い首都「東京」形成ビジョンをとりまとめ、密集市街地の不燃化に向けた取組み方策を示した。本取組み方策において掲げられている不燃化建替えにあたっては、斜線制限や日影規制、容積率・高さ制限等の緩和（容積率の別敷地評価を含む）ならびに道路の無電柱化を、個別に行うのではなく一体的に推進することで効果を上げることが重要である。また、災害時には避難場所、平時には住民の憩いの場となるようなグリーンベルトの形成も検討されたい。

②インセンティブ付与による建替え促進
　避難場所および救出・救助活動の拠点となる公園・広場や火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例えば、墨田区の白鬚東アパート等）等を整備していく必要がある。国土交通省には、都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携し取り組みを加速されたい。なお、用地取得の国費率を引き上げていくことが望ましい。さらに、木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）も検討されたい。

③ソフト対策の推進（地域における訓練の実施や感震ブレーカーの導入促進等）
　速やかな建替えが難しい地域においては、ソフト面の対策により被害軽減を図ることが重要である。地域における地震や火災を想定した訓練を実施するとともに、感震ブレーカーの導入を促していくことが重要である。密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携等により、感震ブレーカーの効果の周知や費用負担の軽減等を一層強化されたい。さらに、夜間の発災時に感震ブレーカーが作動し、明かりが消えると、災害への初期対応が難しくなることから、非常灯の整備をあわせて支援することが重要である。
　また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。しかし、狭小敷地が多い密集市街地など、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

④観光スポット等における下町の風情や木造の良さを残す不燃化対策の実施
　下町の風情や木造の良さを残す観光スポット等においては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れるなど、街並みを維持しながら不燃化対策を行っていくことも重要であり、そうした特性にも留意されたい。
　都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取り組みを展開していく際には、東京都や各区との緊密な連携を図られたい。

３．自助・共助の意識に基づく企業等のＢＣＰ・タイムライン策定、訓練の促進
①企業間で連携した防災・減災対策の推進
　（サプライチェーン内の企業にＢＣＰ策定支援を行なった場合のインセンティブ付与等）
　大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業等が顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてＢＣＰやタイムラインを策定し、訓練を実施する必要がある。いざ災害が発生した際、サプライチェーンにおいて対策が不十分な企業があれば、サプライチェーン全体を麻痺させることが予想される。そのため、各企業が「人に迷惑をかけない」という共助の意識を持ち、サプライチェーン全体を俯瞰した対策を行うことにより、弱い輪（ウィーケストリンク）を作らないための防災活動強化を図る必要がある。
　２０１９年度中小企業白書によれば、ＢＣＰを策定している企業が、策定のきっかけとして挙げたものは、「販

売先からの勧め」が最多であった。また、直接の取引先にＢＣＰの策定を要請された場合、７割弱の企業が策定に至ったとしている。

一方で、今年３月の当所会員へのアンケートでは、ＢＣＰの策定率は３１．８％であった。また、発注時に取引先に対してＢＣＰを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか聞いたところ、約９割の企業がいずれも行っていない、との回答であった。受注時について見ると、取引先からＢＣＰを取引条件にされたり、策定を要請されたり、有無を確認されたことがない、との企業が約７割であった。このように、ＢＣＰの策定に関して、企業間で連携した取組みは十分に進んでいない。

国は事業継続力強化計画認定制度を創設し、認定を受けた単独あるいは複数の中小企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策を設けている。しかし、現在の制度では、中小企業以外が、複数の企業で作成する連携事業継続力強化計画に参画しても、上記支援策を受けられず、中小企業以外にとってのメリットは限定的である。

従って、大企業も含めた企業が、サプライチェーンを構成する企業にＢＣＰ策定支援を行った場合のインセンティブを設けるなど、企業間の連携により防災・減災対策の実効性を高める措置を検討されたい。その際、企業間のパートナーシップを強化する観点が重要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

なお、防災・減災の取組みとしては、サプライチェーンはもとより、地域における企業間の連携も有効である。中部地域では、防災対策について業種を超えて意見交換を行う取組みが産官学の連携により行われており、こうした活動も重要である。

また、企業等によるＢＣＰ策定や更新、訓練等の取組みを、原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等インセンティブの拡充や助成制度の創設も必要である。内閣府および中小企業庁等のＢＣＰ策定ガイドの周知や、地方公共団体および商工会議所などの経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象とした策定支援講座を実施していくことが求められる。また、住民一人一人の避難計画（マイ・タイムライン）作成も重要であり、作成にあたってのサポート役となる地域リーダーの育成、専門家派遣を促進されたい。

ＢＣＰやタイムラインについて、さらに重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、ＢＣＰ策定済企業の約９割が、運用や見直しを実施しており、こうした取組みを後押しする施策が必要である。

②水害等リスク情報の充実

災害対策の第一歩である災害リスクの把握について、今年３月の当所調査では、事業所所在地の災害リスクを「ハザードマップ等に基づいて把握している」企業は６４．７％であった。地方公共団体における洪水や土砂災害、液状化等に関するハザードマップの作成・公表を促進するとともに、継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握、自助・共助の意識を向上させていくことが必要である。加えて、現在公表されているハザードマップの多くは想定最大規模を前提としたものであるが、企業の防災・減災対策への活用を促進するため、より発生頻度の高い自然災害を想定し、かつ活用しやすい形式での情報提供が望まれる。

③保険・共済の活用

自然災害の激甚化・頻発化は、大きな経済的被害を及ぼしている。国土交通省の調査によれば、２０１９年の水害被害額は全国で約２兆１，８００億円と、津波以外の水害被害額で統計開始以来最大を記録した。国民や企業の経済的被害を極力抑え、早期復旧に繋げていくためには、保険・共済を活用した災害への備えを促す必要がある。水災補償（物的損失・休業損失等への補償）をはじめ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進するなど、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

④中小企業防災・減災投資促進税制のインセンティブ拡充

中小企業防災・減災投資促進税制については、令和３年度税制改正により、感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ、無停電電源装置（ＵＰＳ）など対象設備が追加され、適用期限が２年間延長された。これらの施策は中小企業のＢＣＰ策定を促進するものと期待されることから、引き続き対象設備の追加等のインセンティブ拡充を図るべきである。また、申請に必要となる事業継続力強化計画作成への支援体制を拡充すべきである。加えて、１億円超の大企業を対象とした新たな防災・減災投資促進税制の創設も検討されたい。

４．企業や地域の自助・共助の要となる防災人材の育成

①企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成、研修の充実・拡大、人材育成に関する費用補助

今年３月の当所会員企業へのアンケートによると、防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は１０．１％であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて６１．９％に上った。

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に「公助」が行き届かない可能性があることから、「自助・共助」で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、防災・減災対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していくことが必要である。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。国においては、地方公共団体や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

５．帰宅困難者対策の実効性向上に向けた取組み推進

①地域に合わせた対策の実施

（人口分布や人々の行動パターンを踏まえた地域ごとの帰宅困難者対策の検討）

東京都帰宅困難者対策条例では都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制とそのための３日分の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。しかし、都内の人口分布は東京駅、渋谷駅、新宿駅、池袋駅等の一部の駅とそれ以外の地域で大きく異なる。また、当所が今年３月に実施した調査によれば、帰宅困難者対策条例の努力義務の認知度も、都心地域（千代田区・中央区・港区・台東区）では５割超であるのに対し、それ以外の地域では４割未満となっている。

現在、東京都はビッグデータとシミュレーションを活用し、今後の帰宅困難者対策のあり方について検討を行っている。都内における帰宅困難者の発生状況は、人口分布や人々の行動パターン（地域への来訪目的等）によって異なるものと推測されることから、地域ごとに発災後の対応を検討する等、各地域に合わせた対策を行うことで、実効性を向上させることが重要である。その際、各々の国民・企業が、とるべき行動を自ら把握しておく必要があることから、防災・減災対策全般に対する理解度が高まるよう、周知啓発に取組むことが必要である。

また、帰宅困難者対策の検討にあたっては、国・地方公共団体・民間企業等の各機関の調整や情報交換を目的として２０１３年に設置された「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を通じ、関係者間で連携した取組みの推進を図ることが重要である。

６．防災・減災分野のデジタル・トランスフォーメーション推進

①平時にも役立つデジタル技術の導入

官民におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が加速する中、防災・減災対策においてもＤＸへの対応が急務である。

国土交通省は今年６月、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト第２弾」を取りまとめた。このなかで、「デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」の積極的活用を掲げており、今年３月には、現実の都市をサイバー空間に再現する３Ｄ都市モデルの整備・活用・オープンデータ化事業「プロジェクトプラトー」を整備した。本モデルは防災や都市活動のモニタリング、まちづくりにおける活用が期待されており、災害時のみならず平時にも役立つものである。本モデルの活用方法を民間企業に対して具体的に、かつわかりやすく周知することで、自助・共助の防災・減災対策やビジネスにおける利活用を促進されたい。また、「プロジェクトプラトー」に限らず、防災・減災分野のデジタル・トランスフォーメーションに関しては、平時にも役立つとの観点が、その普及において重要である。

また、関東地方整備局では、インフラＤＸ推進本部を設置し、防災対応の迅速化・効率化に向けたＡＩ活用や、ウェアラブルカメラによるリモート現地調査等を検討・実施しており、引き続き災害対応におけるＤＸの推進が必要である。

加えて、各地で線状降水帯等の大雨による被害が発生していることから、次世代スーパーコンピュータの整備等により予測精度を向上させるとともに、気象庁との連携により、河川の水位予測やダム運用の高度化を図ることが重要である。さらに、人工衛星や浸水センサ等の技術を活用した浸水被害範囲の早期把握を実現し、速やかな復旧につなげることが重要である。

②防災データの民間活用推進

ハザードマップの基となる防災関連のデータについて、民間の活用促進を図られたい。現在、国土数値情報に掲載された想定最大規模（Ｌ２）の洪水浸水想定区域図は商用利用可能となっているが、過去に公表された河川整備の計画規模の降雨（Ｌ１）の洪水浸水想定区域図は商用利用不可となっており、民間のサービスにおいて活用することができないとの声がある。また、商用利用が可能であっても、民間のサービスで活用する際に必要な情報のオープンデータ化が行われていない場合がある。発災時のクライシスマネジメントに資するリアルタイム情報等、国が有する防災関連のデータを広く公開するとともに、民間ニーズに即して長期的かつ安定的に情報を提供する体制を整えることで、民間による優れたサービスの開発を促し、防災・減災対策を底上げするとともに、サプライチェーンの強靭化を支えるデジタル・トランスフォーメーションを推進することが重要である。

③防災に関する産業の育成

内閣府では、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の横展開等を行う場として「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を設置した。現在、マッチングサイトの開設やセミナーの開催により普及を図っており、これらの取組みを引き続き推進し、中小企業をはじめとした民間企業の優れた技術を広く周知するとともに、防災に関する産業の育成を図られたい。加えて、地方公共団体はもとより、民間企業等における防災サービスの活用を平時から促すことが必要である。

④マイナンバーカードの災害時の対応機能強化
　首都直下地震をはじめ、甚大な被災時においては、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが果たし得る役割は大きい。そのため、マイナンバーカードについて、災害等の緊急時に、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるＩＤカードとしての機能の拡充を推進すべきである。また、早期復興の観点から、マイナンバーカードを罹災証明書の発行の際にも活用できるよう要望したい。

Ⅱ．継続要望項目
１．レジリエントなまちづくり
①陸・海・空の主要な交通施設の強化
　（道路、橋梁、三環状道路、鉄道施設、東京湾の重要な港湾、羽田空港等）
　災害の被害を最小限に抑えるには、陸・海・空の主要な交通施設が、発災時でも機能することが極めて重要である。
　国土交通省が今年６月に取りまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」第２弾では、道路・橋梁等のハード面からの防災対策に加え、通行止め予測情報の提供やＡＩ技術を活用した交通障害自動検知システムの導入など、「輸送確保」に向けたソフト施策やデジタル技術の活用が掲げられている。こうした取組みをできるだけ早期に完了することが必要である。
　また、首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善などの多岐にわたるストック効果に加え、首都直下地震等の大災害発生時には、迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担うことから、引き続き安全かつ着実に整備していくことが重要である。
　加えて、鉄道施設の耐震化、浸水対策を進め、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことが重要である。特に、水害について、地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策が重要である。
　さらに、東京湾の重要な港湾は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策等が重要である。また、災害時の物資輸送や避難、復旧・復興活動においては、陸上に加え、川を活用した輸送方法も検討されたい。
　一方、羽田空港も同様に緊急支援物資の輸送拠点として極めて重要であることから、滑走路等の耐震化、液状化対策等を早急に行う必要がある。

②レジリエンスの観点を重視した生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、
　停電・通信障害時の対策の点検・強化
　北海道胆振東部地震によるブラックアウト、一昨年の台風１５号による千葉県等での大規模停電は、生活と経済を支えるエネルギー・通信の重要性を改めて認識させた。医療機関や避難所等災害時に重要な役割を担う施設のエネルギー、通信の確保や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取組みを強化することが重要である。
　特に、日本の中枢機能が集中する首都圏では、火力発電所や製油所が東京湾岸に多く集積している。東京湾沿岸の石油コンビナートで地震の揺れや液状化により火災や油の流出等が発生した場合、航行する船舶や沿岸部の被害のみならず、首都圏および全国へのエネルギー供給にも大きな影響をもたらす。広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等によりバックアップ機能を高めていくことが必要である。
　加えて、情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靭・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、住民、旅行者等にとっての安全・安心を確保する必要がある。災害拠点病院の耐震化や浸水対策など、医療機関の防災力強化も重要である。
　また、都市再生や国際的な経済活動の拠点となる地域（都市再生緊急整備地域）等において、平常時の環境性能と、災害時の防災機能を併せて向上させ、エリア全体の業務継続機能を確保していくために、国土交通省が補助事業等の展開を通じて支援している業務継続地区（ＢＣＤ：Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ　Ｄｉｓｔｒｉｃｔ）の整備は、都市の防災力向上に加えて、国際競争力の強化ひいては国際的なビジネス・生活拠点の形成にも資することから、補助対象の拡充等も含め、推進していく必要がある。

③地下街・地下駅等の浸水対策・耐震化の推進、災害時の誘導設備等の整備
　地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策 を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電 になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管 理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面 でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規 模水害時においても該当することである。
　地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、「地下街

の安心避難対策ガイドライン」の周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策に加え、位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。

④下水道施設等の耐震化、浸水対策の推進（内水氾濫を防ぐ排水能力の強化等）

都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。特に、東京２３区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。

また、東京都区部の下水道管施設は、大部分において１時間５０ｍｍの降雨に対応するよう設計されているが、近年、台風、集中豪雨、局地的大雨など施設の計画規模を上回る降雨が頻発していることから、ハード・ソフト両面から対策を加速させる必要がある。

東京都内の下水道管は建設後５０年以上経過が１２％、同３０年以上５０年未満が４６％となっていることから、老朽化対策の着実な実施も重要である。

⑤インフラ老朽化対策の推進

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、橋梁、トンネルなどの高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。

インフラ老朽化に確実に対応していくため、重要インフラを中心に戦略的なメンテナンスが必要である。予防保全の着実な推進に向け、こうしたノウハウを地方公共団体等と共有していくことが必要である。地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力していく必要もある。

また、メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが必要である。

戦略的なインフラメンテナンスにおいては、利用や老朽化の状況のほか、人口減少、まちづくりの状況等を踏まえた施設の集約、再編、広域化の観点が重要であり、地方公共団体等関係機関と連携し、取組みを促進していくことが求められる。

加えて、インフラ老朽化対策の重要性に係る国民の理解促進が重要である。老朽化の危機的状況だけでなく、例えば、オープンイノベーションの手法等を活用した産学官の多様な主体による、メンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組み（成功事例等）を社会に広く発信し、老朽化対策に対する国民の理解、協力を深めていくことが肝要である。

⑥老朽マンション、団地、ニュータウンの再生・耐震化、ならびに解体撤去の促進

全国の分譲マンションストック数は約６７５．３万戸（２０２０年）と増加傾向が続き、今や国民の１割超が居住していると推計されている。そのうち、築４０年超マンションは２０２０年末時点で約１０３．３万戸であるが、１０年後（２０３０年）には約２３１．９万戸、２０年後（２０４０年）には約４０４．６万戸と急増する見込みとなっている。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

除却の必要性に係る認定対象について、昨年６月の改正マンション建替え円滑化法の成立により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。加えて、引き続きマンションの耐震化、再生、ならびにストックの適切な解体撤去を促進させていくことが必要である。

⑦空き家対策の推進

総務省の住宅・土地統計調査で、２０１８年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．６％（東京都は１０．６％）になるなど、空き家は人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各市区町村が空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、国土交通省には、同計画に沿った空き家の活用や除却などへの財政支援や、空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、専門家等と連携した相談体制の構築等の施策の充実を引き続き推進されたい。

また、空き家に係るマッチング機能を強化し、流通を促進する観点から、空き家・空き地バンクの活用や取組事例紹介サイトを通じた成功事例の横展開を一層推進することが必要である。

２．迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備

①ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの機能強化

国土交通省には、大規模災害等に際して、被災した地方公共団体を支援し、被災地の早期復旧のための技術的支援等を迅速に実施するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが設置されており、災害応急対策活動への備えとして極めて重要である。大規模災害も想定した隊員の研修・訓練の充実、ＩＣＴ技術や災害対策車両等の資機材の拡充など、体制

の充実・強化を図るとともに、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥと関東ブロックの都県をはじめとした地方公共団体が連携して訓練を実施していくことが必要である。また、オンラインで被災状況を集約・共有できるデジタル技術の開発などを進め、被害全容把握の迅速化を図ることも重要である。
　加えて、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動を広く一般に周知し、理解を促進していくことも肝要である。

②物流施設の防災・減災対策、再整備の促進
　物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。
　大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や自家発電等防災設備の設置促進、浸水対策のほか、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進が重要である。加えて、都市防災力向上と物流効率化の実現に向けて、新たな物流施設の整備や、老朽化した物流施設の建替え、集約化等の再整備、機能更新に対する税制上、財政上の支援の拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設も必要である。
　なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していくことが必要である。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域や地区計画など都市計画による対応、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。
　また、国土交通省は物流事業者等とともに災害支援物資の輸送訓練を実施している。引き続き広域での輸送演習により実効性を確保していくことが求められる。その際、現在開発が進められている緊急物資の輸送オペレーションシステムについても訓練・演習を実施し、物流事業者の活用を促すことが重要である。
　さらに、支援物資の備蓄、仕分け、ニーズの把握と、避難所に実際に送り込まれた物資に関する情報管理システムの導入については、現場の混乱を避け、スムーズに被災者の元に届ける観点から非常にニーズの高い領域として、対応が求められる。

③円滑な物資輸送・避難の確保のための無電柱化の推進
　無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。
　しかし、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して依然として低い状況にあり、推進への課題として多額の費用を要することが指摘されている。
　国土交通省は今年５月、①新設電柱を増やさない②徹底したコスト縮減を推進する③事業の更なるスピードアップを図る、の３つの取組姿勢の下、２０２１年度からの５年間で約４，０００ｋｍの新たな無電柱化に着手する目標を掲げた新たな無電柱化推進計画を策定した。本計画に基づき迅速かつ着実に実施していくことが重要である。
　なお、無電柱化の推進にあたっては、災害ハザードマップ等を踏まえ、避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて、推進することも必要である。
　加えて、既存の道路における無電柱化は、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることからも、このような事例を周知することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組みも検討すべきである。

④緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化、迅速な四路啓開体制の構築
　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて極めて重要である。
　そのため、国土交通省は、耐震改修促進法で耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（建築物耐震対策緊急促進事業）を創設するなど、地方公共団体とともに耐震化促進に向けて粘り強く取り組んでいる。国土交通省には、緊急輸送道路沿道建築物の所有者の耐震化への取組みを促すため、建築物耐震対策緊急促進事業の活用など、建物所有者への後押しを強化されたい。
　加えて、道路啓開については、引き続き人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を実施することで、実効性を十分に確保していくことが必要である。
　あわせて、道路に加え、水路、航路、空路を含めた四路の連続性を確保し、緊急輸送ルートを設定することも必要である。緊急河川敷道路、緊急用船着場等の整備に併せて、河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置も検討していくことが望ましい。
　なお、首都直下地震等大災害発生時、緊急自動車の円滑な通行を確保するため実施される第一次交通規制（環状７号線～都心）および第二次交通規制（その他の路線）については、さらなる周知を実施するべきである。

⑤復旧・復興体制の強化（災害協定締結会社等の増強、特殊車両通行許可等の規制緩和）
　首都直下地震等大災害発生時には、緊急輸送道路の啓開や河川堤防および港湾施設等の早期復旧にあたり、建

設業をはじめとした民間企業の協力が不可欠である。関東地方整備局は「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」を認定し公表しているが、より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務（災害協定）等の協定締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

また、復旧作業のための特殊車両の通行に関しては、被災地域への又は被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行うなどの措置がとられているが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を一層緩和されたい。

他方、２０１８年の西日本豪雨被害早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では３６協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第３３条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受けることができたとの声が寄せられた。今後とも、災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。

⑥都市の事前復興の周知啓発、取組促進

災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靭な地域づくりを行う、ビルド・バック・ベターの考え方が重要であり、災害への備えとしては、直接的被害を軽減する防災・減災対策に加え、間接的被害を軽減するための事前復興の取組みが必要である。

国土交通省では、２０１８年に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、市町村における復興事前準備や事前復興の取り組みを推進しており、一層の周知啓発を図られたい。

３．防災・減災に対する社会的意識の向上

①女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な視点からの災害対策の推進

災害対策に女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な人々の視点を取り入れることは、災害による直接的・間接的な被害を軽減するために非常に重要である。

内閣府は、地方公共団体が女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、昨年５月、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を公表した。男女双方が協力して活動を展開できるよう周知を図るとともに、地域や企業における防災対策を推進する女性リーダーの育成も重要である。

加えて、災害時に誰もが円滑に避難できるよう、公共交通機関や公共空間のユニバーサルデザイン、バリアフリー化などの対策をより積極的に推進していくべきである。官民をあげて「心のバリアフリー」を推進していくことも、広い意味で首都圏の防災力の強化に資することから重要である。

今年５月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされたことから、市町村の計画作成を推進されたい。なお、こうした「災害弱者」（要配慮者）の支援にあたっては、デジタル技術等の活用を強化することも重要である。

また、国は小学校、中学校等における防災教育の推進に取り組んでいる。「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知等を継続的に実施していくことが重要である。また、こうした教育で使用する教材、資料、見学施設等は地域住民や企業にとっても有用であり、一層の活用、周知が必要である。

一方で、Ａｆｔｅｒコロナを見据え、地震を経験したことがない外国人が災害時や非常時に不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示や「Ｓａｆｅｔｙ　Ｔｉｐｓ」などの訪日外国人客向け災害時情報提供アプリの普及、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化等に取り組んでいくことが肝要である。様々な使用言語・文化を持つ外国人客に対しての避難誘導方法を確立し、民間に対しても周知を行うことが必要である。観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化も求められる。

さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保

（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のＱＯＬ）

避難所等において、被災時に生活用水を滞りなく利用するための容器の備蓄や、段ボールベッド、簡易トイレの設置等を進める必要がある。また、プライバシーの確保、騒音や悪臭対策、ごみ処理、トイレの質的量的な確保、その他避難者のＱＯＬの向上を踏まえて、設置、運営の改善を進めることが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、内閣府は「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を発出し、今年６月には第３版を公表した。本ガイドラインを広く周知するとともに、避難所の感染対策や衛生管理・医療支援の体制確保に引き続き取り組むことが重要である。

③防災・減災に資する施設のストック効果のアピール
　首都圏外郭放水路、高規格堤防、八ッ場ダムなどは防災・減災に高いストック効果が期待されている。昨年３月に実施した当所会員企業へのアンケート調査では、回答企業の４８．４％が、河川管理施設等のインフラが水害の防止・被害軽減において「効果を発揮していることを実感したり、意識したことがある」と回答した。
　インフラ整備においては、大きな構想を描くとともに、全体最適の視点に基づく戦略的な投資が求められる。その際、防災・減災に資する施設は、ストック効果を定量的に示すとともに、その効果を積極的にアピールすることで、社会資本整備の意義や重要性に係る国内外の多くの人々の理解を促進していくことが重要である。また、同様の意味において、インフラツーリズムを振興していくことも肝要である。

以上

２０２１年度第１６号
２０２１年１０月１４日
第７３９回常議員会決議

＜提出先＞内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通副大臣、内閣府、国土交通省幹部等

＜実現状況＞

○内閣府は防災×テクノロジー官民連携プラットフォームマッチングサイトを開設、マッチングセミナーを実施

○国土交通省は令和３年度内の流域治水プロジェクト事業効果・進捗等について「見える化」を実施

【関連予算の拡充等】

○災害予防（内閣府）　８億円（前年度比１．０１倍）

○あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の本格的展開（国土交通省）　５，２０４億円（同１．０３倍）

○南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策等の推進（国土交通省）
　１，７３２ 億円（同１．０４倍）

○国土強靭化に資するＤＸの推進（国土交通省）　７７億円（新規）　等

１７．東京都の防災・減災対策に関する重点要望

＜基本的な考え方＞
　気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化に対し、世界的に危機感が高まっている。今年８月に公表されたＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、人間の活動が温暖化を招いてきたことは疑う余地がないとし、世界の平均気温は、２０２１年～２０４０年に産業革命前と比べて１．５℃上昇する可能性が高い、とした。加えて、大雨の頻度や強度の増加等の現象は人為起源の気候変動が主な要因である可能性が高く、平均気温が１．５℃上昇した場合、産業革命前には１０年に１回発生していたような大雨が、発生頻度は１．５倍、強度は１０．５％増加すると予測した。
　既に、気候変動の影響と考えられる状況は各所で顕在化しており、我が国においても、大雨による洪水や土石流などの大規模災害が各地で発生している。加えて、首都直下地震や南海トラフ地震、富士山をはじめとした火山噴火などの自然災害、感染症との複合災害のリスクも大きく、これらに対応する政府、東京都の迅速な取組みが重要となっている。
　東京都は、今年３月に公表した「『未来の東京』戦略」において、２０３０年に向けた戦略の１つに「安全・安心なまちづくり戦略」を掲げ、地震・風水害に対するハード・ソフト両面の対策をバージョンアップすることとしている。加えて、木造住宅密集地域等の不燃化に関する具体的な整備計画である「防災都市づくり推進計画」整備プログラムの改定や、防災分野のデジタル・トランスフォーメーション推進等を盛り込んだ「東京防災プラン２０２１」の策定等、増大する災害リスクに対応する取組みを迅速に進めている。こうした東京都の防災・減災対策を踏まえ、官民連携を一層強化し、レジリエントな都市「東京」を構築することが求められている。
　そのためには、まず「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有する必要がある。各企業・都民が自らハザードマップ等を理解した上で、各々の役割・責任を自覚し、ＢＣＰ、タイムライン等、自律的に対策を推進することが重要である。
　自助・共助の取組み推進に向けては、防災・減災対策においてリーダーとなる人材の育成が不可欠である。特に、経済活動を支える企業や地域の防災力向上に資する防災人材の育成に対し、行政の強力な支援が求められる。
　その際、顧客や取引先等の他人に迷惑をかけない、との利他の心に基づく「共助」の意識を醸成する必要がある。サプライチェーンの強靭化や企業間でのパートナーシップを推進することにより、弱い輪（ウィーケストリ

ンク）を作らないための防災活動強化を図ることが重要である。
　また、行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らみがちな一方、対応資源は限られている。そのため、自助・共助により公助への需要を減らし、公助は広く都民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。
　一方で、防災・減災分野における官民のデジタル・トランスフォーメーションを推進することにより、各対策を加速化することも重要である。
　以上のような考え方のもと、東京都におかれては、政府や他の地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組まれたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

【要望項目】
　上記の通り、自助・共助・公助のそれぞれの役割による大規模水害・首都直下地震対策の強化が必要である。
　こうした考え方の下、東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や、民間における取組みの推進にあたり特に重要な項目については「Ⅰ．重点要望項目」として、引き続き取組みの推進が必要な項目については、「Ⅱ．継続要望項目」として、下記のとおり要望する。

Ⅰ．重点要望項目
１．帰宅困難者対策の実効性向上に向けた取組み推進
①地域に合わせた対策の実施（人口分布や人々の行動パターンを踏まえた地域ごとの帰宅困難者対策の検討）
　東京都帰宅困難者対策条例では都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制とそのための３日分の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。しかし、都内の人口分布は東京駅、渋谷駅、新宿駅、池袋駅等の一部の駅とそれ以外の地域で大きく異なる。また、当所が今年３月に実施した調査によれば、帰宅困難者対策条例の努力義務の認知度は、都心地域（千代田区・中央区・港区・台東区）では５割超であるのに対し、それ以外の地域では４割未満となっている。
　現在、東京都はビッグデータとシミュレーションを活用し、今後の帰宅困難者対策のあり方について検討を行っている。都内における帰宅困難者の発生状況は、人口分布や人々の行動パターン（地域への来訪目的等）によって異なるものと推測されることから、地域ごとに発災後の対応を検討する等、各地域に合わせた対策を行うことで、実効性を向上させることが重要である。その際、各々の国民・企業が、とるべき行動を自ら把握しておく必要があることから、防災・減災対策全般に対する理解度が高まるよう、周知啓発に取組むことが必要である。加えて、帰宅困難者対策では、駅周辺等の混乱を防止し、徒歩帰宅者で主要道路を溢れさせないことが求められる。「発災直後」「発災から数時間後」といった発災からのタイムラインにより内容が変化する情報提供によって、国民や企業に適切な行動を取らせることや、人命救助にとって重要な７２時間等を意識した行動計画の策定等が重要である。
　また、帰宅困難者対策の検討にあたっては、国・地方公共団体・民間企業等の各機関の調整や情報交換を目的として２０１３年に設置された「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を通じ、関係者間で連携した取組みの推進を図ることが重要である。

②備蓄品の確保・更新に対する支援拡充
　東京都は、区市町村と帰宅困難者受入協定を締結する民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けの備蓄品購入費用の６分の５を補助する事業を実施するなど、備蓄の促進に注力している。
　一方、今年３月の当所会員へのアンケートでは、従業員向けに、帰宅困難者対策条例で定める３日分以上の飲料水・食料の備蓄を行っている企業は５割未満、外部の帰宅困難者向けの備蓄を行っている企業は２割未満との結果となった。
　引き続き、事業者の備蓄促進に向け、補助事業の周知徹底に加え、補助対象要件（区等との協定締結）の緩和や、同補助金により購入した食品以外の備蓄品（災害用トイレ等）の更新分に対する支援にも取り組まれたい。

２．企業や地域の自助・共助の要となる防災人材の育成
①企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成、研修の充実・拡大、人材育成に関する費用補助
　今年３月の当所会員企業へのアンケートによると、防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は１０．１％であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて６１．９％に上った。
　近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に「公助」が行き届かない可能性があることから、「自助・共助」で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、防災・減災対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していくことが必要である。
　企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。東京都においては、都内企業等を対象とした防災人材育成のための研修等の実施に連携して取り組まれたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

３．自助・共助の意識に基づく企業等のＢＣＰ・タイムライン策定、訓練の促進

①企業間で連携した防災・減災対策の推進

（サプライチェーン内の企業にＢＣＰ策定支援を行なった場合のインセンティブ付与等）

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業等が顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてＢＣＰやタイムラインを策定し、訓練を実施する必要がある。いざ災害が発生した際、サプライチェーンにおいて対策が不十分な企業があれば、サプライチェーン全体を麻痺させることが予想される。そのため、各企業が「人に迷惑をかけない」という共助の意識を持ち、サプライチェーン全体を俯瞰した対策を行うことにより、弱い輪（ウィーケストリンク）を作らないための防災活動強化を図る必要がある。

２０１９年度中小企業白書によれば、ＢＣＰを策定している企業が、策定のきっかけとして挙げたものは、「販売先からの勧め」が最多であった。また、直接の取引先にＢＣＰの策定を要請された場合、７割弱の企業が策定に至ったとしている。

一方で、今年３月の当所会員へのアンケートでは、ＢＣＰの策定率は３１．８％であった。また、発注時に取引先に対してＢＣＰを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか聞いたところ、約９割の企業がいずれも行っていない、との回答であった。受注時について見ると、取引先からＢＣＰを取引条件にされたり、策定を要請されたり、有無を確認されたことがない、との企業が約７割であった。このように、ＢＣＰの策定に関して、企業間で連携した取組みは十分に進んでいない。

国は事業継続力強化計画認定制度を創設し、認定を受けた単独あるいは複数の中小企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策を設けている。しかし、現在の制度では、中小企業以外が、複数の企業で作成する連携事業継続力強化計画に参画しても、上記支援策を受けられず、中小企業以外にとってのメリットは限定的である。

従って、大企業も含めた企業が、サプライチェーンを構成する企業にＢＣＰ策定支援を行った場合のインセンティブを設けるなど、企業間の連携により防災・減災対策の実効性を高める措置を検討されたい。その際、企業間のパートナーシップを強化する観点が重要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

なお、防災・減災の取組みとしては、サプライチェーンはもとより、地域における企業間の連携も有効である。中部地域では、防災対策について業種を超えて意見交換を行う取組みが産官学の連携により行われており、こうした活動も重要である。

また、企業等によるＢＣＰ策定や更新、訓練等の取組みを、原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等インセンティブの拡充や助成制度の創設も必要である。内閣府および中小企業庁等のＢＣＰ策定ガイドの周知や、地方公共団体および商工会議所などの経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象とした策定支援講座を実施していくことが求められる。また、住民一人一人の避難計画（マイ・タイムライン）作成も重要である。当所は、東京都と協力し、２３区内で各地域の災害リスク状況を踏まえた、マイ・タイムライン作成セミナーを実施しており、今後も職域を通じたマイ・タイムラインの普及啓発、作成促進に取り組んでまいりたい。

ＢＣＰやタイムラインについて、さらに重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、ＢＣＰ策定済企業の約９割が、運用や見直しを実施しており、こうした取組みを後押しする施策が必要である。

②水害等リスク情報の充実

災害対策の第一歩である災害リスクの把握について、今年３月の当所調査では、事業所所在地の災害リスクを「ハザードマップ等に基づいて把握している」企業は６４．７％であった。地方公共団体における洪水や土砂災害、液状化等に関するハザードマップの作成・公表を促進するとともに、継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握、自助・共助の意識を向上させていくことが必要である。加えて、現在公表されているハザードマップの多くは想定最大規模を前提としたものであるが、企業の防災・減災対策への活用を促進するため、より発生頻度の高い自然災害を想定し、かつ活用しやすい形式での情報提供が望まれる。

③保険・共済の活用

自然災害の激甚化・頻発化は、大きな経済的被害を及ぼしている。国土交通省の調査によれば、２０１９年の水害被害額は全国で約２兆１，８００億円と、津波以外の水害被害額で統計開始以来最大を記録した。都民や企業の経済的被害を極力抑え、早期復旧に繋げていくためには、保険・共済を活用した災害への備えを促す必要がある。水災補償（物的損失・休業損失等への補償）をはじめ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進するなど、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

④中小企業防災・減災投資促進税制の活用促進

中小企業防災・減災投資促進税制については、令和３年度税制改正により、感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ、無停電電源装置（ＵＰＳ）など対象設備が追加され、適用期限が２年間延長された。これらの施策は中小企業のＢＣＰ策定を促進するものと期待されることから、広く周知を行い、活用を促進していくこと

が重要である。

４．木造住宅など密集市街地の防災力向上

①建替え・斜線制限や日影規制等の緩和・無電柱化の一体的推進

首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、東京において火災による焼失棟数は約２０万１千棟、死者数は最大約４千人に達するとしていることから、木密地域対策は大規模地震への備えにおいて最重要課題である。

国土交通省と東京都は、昨年１２月、災害に強い首都「東京」形成ビジョンをとりまとめ、密集市街地の不燃化に向けた取組み方策を示した。本取組み方策において掲げられている不燃化建替えにあたっては、斜線制限や日影規制、容積率・高さ制限等の緩和（容積率の別敷地評価を含む）ならびに道路の無電柱化を、個別に行うのではなく一体的に推進することで効果を上げることが重要である。また、災害時には避難場所、平時には住民の憩いの場となるようなグリーンベルトの形成も検討されたい。

②インセンティブ付与による建替え促進

避難場所および救出・救助活動の拠点となる公園・広場や火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例えば、墨田区の白鬚東アパート等）等を整備していく必要がある。木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）も検討されたい。

③ソフト対策の推進（地域における訓練の実施や感震ブレーカーの導入促進等）

速やかな建替えが難しい地域においては、ソフト面の対策により被害軽減を図ることが重要である。地域における地震や火災を想定した訓練を実施するとともに、感震ブレーカーの導入を促していくことが重要である。感震ブレーカーの効果の周知など、電気火災を含めた防火対策の意識啓発を強化する必要がある。さらに、夜間の発災時に感震ブレーカーが作動し、明かりが消えると、災害への初期対応が難しくなることから、非常灯の整備をあわせて支援することが重要である。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。しかし、狭小敷地が多い密集市街地など、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

④観光スポット等における下町の風情や木造の良さを残す不燃化対策の実施

下町の風情や木造の良さを残す観光スポット等においては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れるなど、街並みを維持しながら不燃化対策を行っていくことも重要であり、そうした特性にも留意されたい。

震災時に特に甚大な被害が想定される木密地域を改善し、地域の安全・安心を確保していくことは、当該地域およびその周辺の住民や企業等にとって、大きな関心事である。従って、東京都の取組みに対する地域の様々な主体の協力や参画を促進するため、「防災都市づくり推進計画」の整備プログラムで示している各整備地域での整備計画を、住民や企業等をはじめとした地域の様々な主体に広く周知し、理解を促進していくことが極めて重要である。

５．気候変動を見込んだ「流域治水」の加速化、大規模水害時の住民等避難に関する対策に向けた強力な周知啓発活動の推進

①治水インフラのストック効果の見える化と強力な周知啓発活動の推進

（下流地域での上流の治水対策等に関する周知啓発の実施）

上流における調節池の整備や利水ダム等の活用は、下流地域の水害リスク軽減につながっている。２０１９年の台風第１９号では、東京都は、「神田川・環状七号線地下調節池」が調整池下流の神田川の水位を最大で１．５メートル（推定）低下させた、と公表した。このように、流域における治水インフラのストック効果を見える化した上で、下流地域において上流の治水対策等に関する周知啓発を強力に推進することにより、流域全体の水害対策の最適化という視点に対する住民・企業等の理解を深め、あらゆる関係者の連携を推進することが重要である。加えて、企業における浸水対策やＢＣＰ策定の推進に向け、各地域の水害リスクをわかりやすく示し、自助・共助の取組みを促す必要がある。

流域治水の取組み加速化にあたっては、関係省庁や地方公共団体、企業等との緊密な連携が不可欠である。都内の各一級水系等における流域治水協議会を通じ国や他の地方公共団体と積極的に連携するとともに、種々の対策について都民や企業に対して広く周知されたい。

②未来への投資としての高台まちづくりやスーパー堤防、調節池の速やかな整備

墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物を早急に整備するよう求める声が、事業者からも寄せられている。垂直避難先となる建物の整備に加え、高台の拠点をペデストリアンデッキ等で線的・面的につなぎ、平時は賑わいのある駅前空間や公園などの良好な都市空間、浸水時は緊急避難場所や最低限の避難生活の拠点となる「高台まちづくり」などを、その地域に住み、事業を営み続ける

ための未来への投資として、スピード感を持って推進することが重要である。取組みの加速に向けては、東京都と国との連携はもちろん、民間の力を最大限活用することが必要である。東京都と国が設置した、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループでは、高台まちづくり推進方策リストとして避難スペースを確保した建築物の整備に対する支援策等を上げているが、こうした民間事業者による水災害対策の促進に向けたインセンティブ付与は有効である。東京都におかれては支援メニューの更なる拡充とともに、区市町村や企業に対する周知を強化されたい。あわせて、中小規模の建築物においても浸水リスクの軽減や周辺住民等の避難に資する取組が促進されるよう更なる支援策が必要である。また、スーパー堤防についても、高台まちづくりと一体となって進めていく必要がある。

加えて、水害の未然防止に大きな効果を発揮する「環状七号線地下広域調節池」等の調節池や貯留施設の着実な整備が重要である。

③親戚・知人宅への避難や垂直避難、広域避難など、複数の避難行動を想定した水害対策の検討

大規模水害時の住民避難の在り方については、２０１９年の台風第１９号において、膨大な広域避難者数や遠方の他自治体への避難を前提とした計画を策定することの難しさが明らかとなったことを踏まえ、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において、親戚・知人宅への避難や垂直避難、広域避難など、複数の避難行動を想定した水害対策について検討が進められている。これらの取組みについて、都民・企業等への周知徹底を図り、事前の準備を促すことで、実効性を高めることが重要である。

また、今年３月の当所会員へのアンケートでは、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい」（７７．３％）「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい」（７６．７％）、などが多く上がった。こうした企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が重要である。さらに、区市町村の計画策定や住民・企業等への周知について連携・協力していくことが肝要である。

東京都は、今年９月、国立オリンピック記念青少年総合センターを広域避難先とする協定を締結した。大規模水害時の広域避難者は約７４万人と試算されており、引き続き広域避難先を確保することが必要である。

④盛土等土砂災害リスクへの対策推進

各地における大雨の発生に伴い、土砂災害も頻発化しており、対策が急務である。今年７月１日からの大雨では、神奈川県や鳥取県等で２６０件以上、８月１１日からの大雨では広島県、佐賀県等で３６０件以上の土砂災害が発生した。今年７月の大雨では、静岡県熱海市の伊豆山において土石流が発生し、甚大な被害を及ぼした。現在、国は「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」を設置し、危険箇所への対策や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策について、関係行政機関相互の緊密な連携の下検討を進めるとともに、各地方公共団体による点検作業を関係府省が連携してサポートしている。今後、国とも連携し、大規模盛土造成地の災害リスクについて周知啓発を行うとともに、危険性が確認できたエリアにおいては、監視警戒体制の構築等、対策を強化することが重要である。

６．防災・減災分野のデジタル・トランスフォーメーション推進

①平時にも役立つデジタル技術の導入

官民におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が加速する中、防災・減災対策においてもＤＸへの対応が急務である。

東京都は今年３月、都政の構造改革戦略「シン・トセイ」をとりまとめ、都市全体の３Ｄデジタルマップ化や水防災情報の収集・発信、高潮対策のＤＸの取組みを掲げている。また、「東京防災プラン２０２１」においては、発災前の備蓄推進から発災時の帰宅困難者対策、復旧・復興時の罹災証明の電子化等、各段階におけるＤＸを進めることとしている。これらを迅速に実現するとともに、都民・企業に対して具体的に、かつわかりやすく周知することで、自助・共助の防災・減災対策やビジネスにおける利活用を促進されたい。防災・減災分野のデジタル・トランスフォーメーションに関しては、平時にも役立つとの観点が、その普及において重要である。

②防災データの民間活用推進

ハザードマップの基となる防災関連のデータについて、民間の活用促進を図られたい。発災時のクライシスマネジメントに資するリアルタイム情報等、東京都が有する防災関連のデータを広く公開することで、民間による優れたサービスの開発を促し、防災・減災対策を底上げするとともに、サプライチェーンの強靭化を支えるデジタル・トランスフォーメーションを推進することが重要である。

③防災に関する産業の育成

都市防災力を高める新規性の高い技術開発の実用化・普及を支援する先進的防災技術実用化支援事業（実用化経費助成）や防災関連の展示商談会については、企業間や産学官の連携による防災技術開発の発展はもとより、今後も拡大が見込まれる防災関連市場において、中小企業の活力を都市防災力の向上に活かすことが期待できることから、当該事業を一層拡充し、防災に関する産業の育成を図られたい。

Ⅱ．継続要望項目
下記の項目については、引き続き取組みの推進を図られたい。

１．帰宅困難者対策の推進
①民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施、事業者が協力しやすくなる制度の確立
　東京都は、首都直下地震発生時に生じる行き場のない帰宅困難者約９２万人を受け入れる一時滞在施設の確保を進めている。現在まで、約４８％を確保しているところであり、引き続き、民間事業者の協力を得て確保していくことが喫緊の課題となっている。
　一方、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかとの懸念から、民間事業者の施設提供は困難になっている。２０１９年に行った当所会員へのアンケートで「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に聞いたところ、「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効」（６７．２％）、「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効」（４３．６％が）という声が寄せられた。
　首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（２０１５年２月）において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消、低減する措置が必要である。
　加えて、九都県市首脳会議は今年７月に国に対して、地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。このなかで、受け入れた帰宅困難者のための３日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所にとどまる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

②他の事業者の備蓄品保管に提供した場所等の固定資産税・都市計画税の減免
　帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業者の一斉帰宅抑制のために３日分の飲料水、食料、その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、今年３月の当所会員へのアンケートでは、３日分以上の従業員向け備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で４７．５％、食料で４０．０％、災害用トイレで３０．５％にとどまっている。
　東京都が共助の観点から推奨する外部の帰宅困難者向けの備蓄をしている事業者の割合は、飲料水・食料・災害用トイレのいずれも約２割程度となっている。当所が過去に行った調査によれば、「備蓄なし」と回答した事業者の中には「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」という理由があることから、備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と考えられる。そのため、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

③行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充
　一時滞在施設の運営については、発災時には安全面を含む実効性を確保することが不可欠であることから、民間の一時滞在施設の管理者が予め施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。
　民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー支援事業は、民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。また、発災時には負傷した帰宅困難者を受け入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・歯科医師・薬剤師・看護師など医療従事者の派遣についても検討されたい。その際、医療従事者や医療に必要な設備・機材等の輸送にあたって民間の力を活用する等、柔軟な対応を検討されたい。
　また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今年３月、東京都は「都立一時滞在施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を公表したところだが、民間一時滞在施設における感染症対策の推進に向けた情報提供が望まれる。

２．迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備
①物流施設の防災・減災対策、再整備の促進、復旧・復興活動を行う車両に対する通行規制の緩和
　物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。
　大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や自家発電等防災設備の設置促進、浸水対策のほか、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進が重要である。加えて、都市防災力向上と物流効率化の実現に向けて、新たな物流施設の整備や、老朽化した物流施設の建替え、集約化等の再整備、機能更新に対する税制上、財政上の支援の拡充、免震

倉庫の普及に対する支援措置の創設も必要である。
なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していくことが必要である。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域や地区計画など都市計画による対応、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。
また、復旧・復興活動を担う民間企業においては、災害時、首都圏以外からの応援車両の手配等が必要となる場合がある。現在、東京都においては、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の走行は禁止されているが、迅速な復旧・復興のため、災害時にはこうした車両の通行規制を緩和することも検討されたい。

②円滑な物資輸送・避難の確保のための無電柱化の推進
無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。
しかし、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して依然として低い状況にあり、推進への課題として多額の費用を要することが指摘されている。
一方、東京都は、今年６月、「東京都無電柱化計画」を改定し、整備対象全線（延長２，３２８ｋｍ）の２０４０年代の整備完了に向けた年間の整備規模倍増など、ペースアップを掲げており、本計画に基づき迅速に整備を進めることが重要である。
なお、無電柱化の推進にあたっては、災害ハザードマップ等を踏まえ、避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて、推進することも必要である。
加えて、既存の道路における無電柱化は、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることからも、このような事例を周知することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組も検討すべきである。

③緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて極めて重要である。
東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路とし、沿道建築物の耐震化に取り 組んでいる。今年６月末時点の耐震化率は８６．９％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると５０．１％となっている。加えて、特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表せる指標である区間到達率について、 その平均値である総合到達率は、今年６月末時点で９１．６％となっている。
東京都が沿道建築物の所有者を対象に２０１６年に行った調査では、所有者の３９．１％ が耐震化を予定（耐震改修を予定２１．３％、建替え・除却を予定１７．８％）していることが明らかになった一方で、５３．５％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。
そのため、東京都には、当該沿道建築物の耐震化の促進に向けて、建物所有者に対する継続的な助言を行う仕組みの整備や、個別訪問時における耐震改修事例の情報提供、アド バイザーの派遣や補助の拡充、税制面からの後押し、総合設計制度やマンション建替法容 積率許可制度の活用による建替えの促進等もあわせ、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。

④地域防災力の向上に資する活動の強化（消防団・自主防災組織等の強化等）
大規模災害時の初期対応においては地域の企業や住民による自助・共助が重要であることから、地域防災力の向上が求められる。
また、災害時に出火・延焼を抑制し、燃え広がらない・燃えないまちを形成していくには、ハード面の対策に加えて、初期消火力を強化することが極めて重要である。そのため、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等の活動支援に引き続き取り組むことが必要である。また、消防団に協力する事業所に対する評価制度等について周知を強化し、企業の関心を高めることも重要である。各地域や各企業の防災活動の活性化のため、自主防災組織等への支援強化に努められたい。
加えて、地域住民や自治会、事業者により組織された地域防災協議会、ならびにターミナル駅やその周辺の事業者、学校等が中心となった駅前滞留者対策協議会等の防災組織は自助・共助の担い手として、地域防災力の向上に不可欠である。こうした協議会の設立推進や、事務局機能のサポートをはじめとした活動支援等について、区とともにさらに取り組まれたい。加えて、駅前滞留者対策の円滑な実施のため、協議会を構成する事業者や学校等に災害時でも有効な通信機器を設置していくことが望ましい。
なお、駅前滞留者対策協議会では、訓練の実施等を通じてノウハウが蓄積され、独自の一時滞在施設運営マニュアルの策定に至るなど、積極的な活動を推進しているケースも見られる。各協議会が連携し、こうしたマニュアルを共有することは、都内全域の防災力向上に寄与することから、策定支援に加えて好事例の周知や共有化に

努められたい。
　また、木密地域には幅員が狭く消防車など緊急車両が入れない道路や路地が数多く存在していることから、延焼防止に向けた対策の一環として、経年した防火水槽の補強による再生や深井戸の整備など消防水利の確保を進めていく必要がある。さらに、防災訓練や消火器の使用方法等の習得等を通じ、地域における初期消火力を強化していくことが重要である。
　加えて、災害時、地方公共団体は現場対応等に極めて重要な役割を担う。東京都は、都内区市町村のＢＣＰ策定等に対する支援の強化や、発災時の応援要員派遣、救援物資提供を円滑に遂行するための相互応援に関する協定の締結先の地方公共団体等との交流・情報交換を図り、有事に備えておくことが重要である。なお、地方公共団体において、退職自衛官等の防災・危機管理に関する知識・経験を有する人材の採用を促進していくことも有効である。

⑤東京都における都市の事前復興の取組促進
　災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靭な地域づくりを行う、ビルド・バック・ベターの考え方が重要であり、災害への備えとしては、直接的被害を軽減する防災・減災対策に加え、間接的被害を軽減するための事前復興の取組みが必要である。
　東京都は、「地域協働復興の普及啓発事業補助金」を通じて、都民等が復興プロセスを学ぶためのセミナーやワークショップ、模擬体験等の開催を支援しており、本制度のさらなる周知啓発に努められたい。加えて、生活再建や都市機能の回復を迅速に行うための「東京都震災復興マニュアル」については、今後も不断の見直しを行っていくことが求められる。あわせて、訓練の実施等により実効性を高めていくことが望ましい。
　また、国土交通省の調査によれば、２０２０年７月末時点で都内市区町村の約９０％が、復興まちづくりの事前準備に挙げられた５つの取組みのうち、いずれかについて検討を行っている。市区町村による取組みの一層の推進に向け、支援を行っていくことが重要である。

３．レジリエントなまちづくり
①陸・海・空の主要な交通施設の強化
　（道路、橋梁、三環状道路、鉄道施設、海岸施設、東京港、羽田空港等）
　災害の被害を最小限に抑えるには、陸・海・空の主要な交通施設が、発災時でも機能することが極めて重要である。
　特定緊急輸送道路等の幹線道路は、救出・救助活動や緊急物資の輸送、防災拠点や他県等との連絡等に極めて重要な役割を担うため、発災時には迅速かつ効率的に障害物除去を行い緊急輸送路としての機能を確保していくことが不可欠である。中でも、東京都の管理する橋梁は、高度経済成長期に建設されたものが多く、更新時期が集中することが懸念さ れている。そのため、橋梁の耐震性・耐荷性・耐久性を更に向上させ延命化することで、更新時期の平準化と橋梁事業費を縮減する長寿命化工事を着実に実施し、発災しても緊急 交通路・緊急輸送道路が有効に機能するようにしなければならない。また、城東地区をはじめ液状化の危険度が高い地域では、あわせて液状化対策も重要である。
　また、首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善などの多岐にわたるストック効果に加え、首都直下地震等の大災害発生時には、迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担うことから、引き続き安全かつ着実に整備していくことが重要である。また、交通渋滞や踏切事故の解消等に加え、都市の防災・安全性の向上に資する連続立体交差事業について、都内においては高いストック効果が見込めることから鋭意推進していくべきである。
　鉄道については震災時に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生することが懸念されている。首都圏の鉄道施設が被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、高架線や高架駅、橋梁の耐震化を急ぐ必要がある。加えて、地平駅についても国と連携の上、対策を急ぐべきである。
　さらに、東京港は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策等が重要である。また、災害時の物資輸送や避難、復旧・復興活動においては、陸上に加え、川を活用した輸送方法も検討されたい。
　一方、羽田空港も同様に緊急支援物資の輸送拠点として極めて重要であることから、滑走路等の耐震化、液状化対策等を早急に行う必要がある。

②レジリエンスの観点を重視した生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、
　停電・通信障害時の対策の点検・強化
　北海道胆振東部地震によるブラックアウト、一昨年の台風第１５号による千葉県等での大規模停電は、生活と経済を支えるエネルギー・通信の重要性を改めて認識させた。医療機関や避難所等災害時に重要な役割を担う施設のエネルギー、通信の確保や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取組みを強化することが重要である。
　特に、日本の中枢機能が集中する首都圏では、火力発電所や製油所が東京湾岸に多く集積している。東京湾沿岸の石油コンビナートで地震の揺れや液状化により火災や油の流出等が発生した場合、航行する船舶や沿岸部の

被害のみならず、首都圏および全国へのエネルギー供給にも大きな影響をもたらす。広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等によりバックアップ機能を高めていくことが必要である。

加えて、情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靭・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、住民、旅行者等にとっての安全・安心を確保する必要がある。災害拠点病院の耐震化や浸水対策など、医療機関の防災力強化も重要である。

また、公的機関や民間の重要施設では非常用発電設備が確保されているが、スペース等の問題から重油等燃料の備蓄量が３日分に満たないなど限られているケースもある。停電が発災直後から長期化した場合は非常用電力が得られなくなる可能性も考えられ、ビル等の大規模建築物内の一時滞在施設では、やむを得ず、受け入れた帰宅困難者に対して施設からの退出を求めざるを得ないことも想定される。

国は「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において供給ルート、輸送手段、縦横施設への算定供給等について定めているが、東京都においては、同計画に基づく着実な実施が求められる。なお、発災時でも生活用水を滞りなく利用できるようにすることや、冬の発災への備えとして、避難所等に水の容器、燃料用タンクやガスボンベ等を備蓄しておくことも肝要である。

③地下街・地下駅等の浸水対策・耐震化の推進、災害時の誘導設備等の整備

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、国土交通省が策定した「地下街の安心避難対策ガイドライン」の周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策に加え、位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。

④下水道施設等の耐震化、浸水対策の推進（内水氾濫を防ぐ排水能力の強化等）

都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。特に、東京２３区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。

また、東京都区部の下水道管施設は、大部分において１時間５０ｍｍの降雨に対応するよう設計されているが、近年、台風、集中豪雨、局地的大雨など施設の計画規模を上回る降雨が頻発していることから、ハード・ソフト両面から対策を加速させる必要がある。

東京都内の下水道管は建設後５０年以上経過が１２％、同３０年以上５０年未満が４６％となっていることから、老朽化対策の着実な実施も重要である。

⑤インフラ老朽化対策の推進

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、橋梁、トンネルなどの高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。

インフラ老朽化に確実に対応していくため、重要インフラを中心に戦略的なメンテナンスが必要である。東京都では、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う「予防保全型管理」の考え方のもと、橋梁、トンネル、下水道管の老朽化対策に取り組んでおり、こうした取組みを引き続き推進することが必要である。

また、市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えている。メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが必要である。

戦略的なインフラメンテナンスにおいては、利用や老朽化の状況のほか、人口減少、まちづくりの状況等を踏まえた施設の集約、再編、広域化の観点が重要であり、国や区市町村等関係機関と連携し、取組を促進していくことが求められる。

加えて、インフラ老朽化対策の重要性に係る都民の理解促進が重要である。老朽化の危機的状況だけでなく、例えば、オープンイノベーションの手法等を活用した産学官の多様な主体による、メンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組（成功事例等）を社会に広く発信し、老朽化対策に対する国民の理解、協力を深めていくことが肝要である。

⑥老朽マンション、団地、ニュータウンの再生・耐震化、ならびに解体撤去の促進

都内分譲マンションの着工累計戸数は１８７．９万戸と全国のマンションストックの約 ４分の１が集積している。全国の分譲マンションストックのうち、築４０年超マンションは２０２０年末時点で約１０３．３万戸であるが、１０年後（２０３０年）には約２３１．９万戸、２０年後（２０４０年）には約４０４．６万戸と急増する見込みとなっている。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な

居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。
　除却の必要性に係る認定対象について、昨年６月の改正マンション建替え円滑化法の成立により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。加えて、引き続きマンションの耐震化、再生、ならびにストックの適切な解体撤去をしていくことが必要である。

⑦空き家対策の推進
　総務省の住宅・土地統計調査で、２０１８年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．６％（東京都は１０．６％）になるなど、空き家は人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。
　空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各市区町村が空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う計画の作成や空き家改修工事助成等に対して補助を行う「空き家利活用等区市町村支援事業」等を着実に遂行されたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言や区市町村相互間の連絡調整等必要な支援にも注力されたい。

４．防災・減災に対する社会的意識の向上
①女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な視点からの災害対策の推進
　災害対策に女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な人々の視点を取り入れることは、災害による直接的・間接的な被害を軽減するために非常に重要である。
　東京都は２０１８年に、女性の視点からみる防災人材の育成検討会議報告書をとりまとめ、本報告書に盛り込まれた施策等を実施している。今後も取組を継続し、地域や企業における防災対策を推進する女性リーダーを育成することが重要である。
　加えて、災害時に誰もが円滑に避難できるよう、公共交通機関や公共空間のユニバーサルデザイン、バリアフリー化などの対策をより積極的に推進していくべきである。加えて、官民をあげて「心のバリアフリー」を推進していくことも、広い意味で首都圏の防災力の強化に資することから重要である。なお、こうした「災害弱者」（要配慮者）の支援にあたっては、デジタル技術等の活用を強化することも重要である。
　また、東京都は「防災ノート ～災害と安全～」の作成・配布など、小学校、中学校、高等学校等における防災教育の推進に取り組んでいる。「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知等を継続的に実施していくことが重要である。また、こうした教育で使用する教材、資料、見学施設等は地域住民や企業にとっても有用であり、一層の活用、周知が必要である。
　一方で、Ａｆｔｅｒコロナを見据え、地震を経験したことがない外国人が災害時や非常時に不安な状況に陥ることのないよう、「東京防災」や「東京都防災ガイドブック」の外国語版の周知や、サイン・ピクトグラムによる対応行動の可視化等に取り組んでいくことが肝要である。様々な使用言語・文化を持つ外国人客に対しての避難誘導方法を確立し、民間に対しても周知を行うことが必要である。観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化も求められる。
　さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保
　（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のＱＯＬ）
　避難所等において、被災時に生活用水を滞りなく利用するための容器の備蓄や、段ボールベッド、簡易トイレの設置等を進める必要がある。また、プライバシーの確保、騒音や悪臭対策、ごみ処理、トイレの質的量的な確保、その他避難者のＱＯＬの向上を踏まえて、設置、運営の改善を進めることが必要である。
　また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、昨年６月、東京都は「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定した。本ガイドラインを広く周知するとともに、避難所の感染対策や衛生管理・医療支援の体制確保に引き続き取り組むことが重要である。

以上

２０２１年度第１７号
２０２１年１０月１４日
第７３９回常議員会決議

＜提出先＞東京都副知事、東京都幹部等
＜実現状況＞
○東京都「帰宅困難者対策に関する検討会議」において帰宅ルールの策定等新たな取組の方向性をとりまとめ
○東京都は「事業所防災リーダー」を創設。また、東商と連携し防災リーダー育成研修（仮）を実施予定

【関連予算の拡充】
○災害の脅威から都民を守る都市づくり　３，４７０億円（＋２１１億円）
　台風・豪雨への備え、震災に強いまちづくり、無電中化の推進、災害対応力・災害医療対策の強化など

１８．中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進に関する意見

【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染拡大によって、社会全体に行動変容が求められ、事業者が直面している事業環境は一変した。特に、コロナ禍を機とした時間・場所・規模の制約を超えるＩＴ・デジタル技術の急速な進展は、業種・規模を問わずあらゆる事業者がデジタルシフトする必要性・重要性をかつてないほど高めている。事業者がＩＴ・デジタル技術を活用する効果は、感染症対応にとどまらず、ビジネスプロセスの再構築やビジネスモデルの変革をもたらし、収益力向上につながるものである。とりわけ、かねてより生産性向上が大きな課題となっている中小企業・小規模事業者は、ＩＴ・デジタル技術を積極的に活用し、業務効率化や新事業・新サービス創出など付加価値向上に向けた取り組みが急務となっている。

中小企業・小規模事業者は、コロナ禍において非対面・非接触が求められる中、強みである意思決定のスピードの速さを活かして、テレワークやオンライン会議、キャッシュレスの導入に迅速に取り組んでおり、ＩＴの「導入」のきっかけとなった。実際に、東京商工会議所が２０２０年６月に公表した「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」では、新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受けて、中小企業のテレワーク実施率が感染拡大前の２６％から、約６７％と大幅に上昇した。また、弊所が２０２１年２月に公表した「ＩＴ活用実態調査」によれば、ＩＴを「導入」している企業は約７０％であった。しかし、業務効率化や事業の差別化、競争力強化など、生産性向上につながる取り組みにＩＴを「活用」できている企業は約半数にとどまっている。また、ＩＴをほとんど利用していない企業も約２３％存在しており、中小企業・小規模事業者の中でもＩＴ活用の巧拙が明確になっている。さらに、テレワークに関しては、直近の調査において実施率は約４０％にまで減少してきており、ＩＴを「導入」するだけでなく、継続してＩＴを「活用」することが課題となっている。中小企業・小規模事業者は、テレワーク導入に象徴される意思決定や変革のスピード感という強みを最大限活かしながら、生産性向上をはじめとした経営課題の解決手段として、ＩＴを「活用」し、デジタルシフトを進めていく必要がある。

国・地方自治体では、コロナ禍で明らかとなったわが国のデジタルシフトの遅れを解決するべく、２００１年のＩＴ基本法の制定以来、２０年ぶりの見直しとなるデジタル改革関連法を機として、デジタル庁を創設し、行政のデジタルシフト（デジタルガバメント）に向け本腰を入れ始めた。東京都においても、デジタルサービス局を設置し、行政のデジタルシフトを通じて、都民サービスの向上を図る取り組みを強力に進めている。わが国全体のデジタルシフト・国民のデジタルリテラシー向上を推進するには、企業数の９９．７％、雇用者数の約７割を占める中小企業・小規模事業者がデジタルシフトを進めていくことが重要である。

そのような中、弊所では「『はじめてＩＴ活用』１万社プロジェクト」を推進し、中小企業・小規模事業者のＩＴ導入・活用に向けた支援を強力に進めているところである。今般、国および東京都によるＩＴ活用支援を促進していくため、中小企業におけるＩＴ活用の現状・課題を明らかにするとともに、今後必要となる支援施策や、中小企業自身が取り組むべき項目を以下にとりまとめた。

＜図０－１　本意見書の構成＞

本意見書では、中小企業のＩＴ活用の現状・課題を明らかにしたうえで、中小企業が取り組むべきこと、それに対する国や東京都による必要な支援、東京商工会議所の取り組みをまとめている。くわえて、中小企業におけるＩＴ活用の支援者であるＩＴベンダー、支援機関等の現状と課題・取り組むべきことも盛り込んでいる。

※本意見書では、特に断りのない限り、「中小企業」とは、ユーザー企業（ＩＴを利活用し自社のビジネスに効果をもたらそうとする企業）を指す。
※弊所「ＩＴ活用実態調査」（２０２１年２月公表）と同様に、本意見書内では、ＩＴ活用のレベルを以下のように定義する。
○レベル１「口頭連絡、電話、帳簿での業務が多い」
→ＩＴを導入していない、またはほとんど使っていない状態
○レベル２「紙や口頭でのやり取りをＩＴに置き換えている」
→連絡に社内メールを使用、会計処理・給与計算・売上日報などにパソコン等を使いはじめた状態
○レベル３「ＩＴを活用して社内業務を効率化している」
→社内規定整備、新規顧客獲得、商品／サービス再点検などを行い、顧客管理・商品・サービス別売上分析・在庫管理等にＩＴを活用し、経営状況の正確・迅速な把握、ホームページを活用した情報発信などができる状態
○レベル４「ＩＴを差別化や競争力強化に積極的に活用している」
→専門家等のアドバイスなども取り入れ、マーケティング・販路拡大・新商品開発・ビジネスモデル 構築等のためにデータベース・クラウド・統合されたシステム等をフル活用し、ＩＴを経営の差別化に位置付けた状態

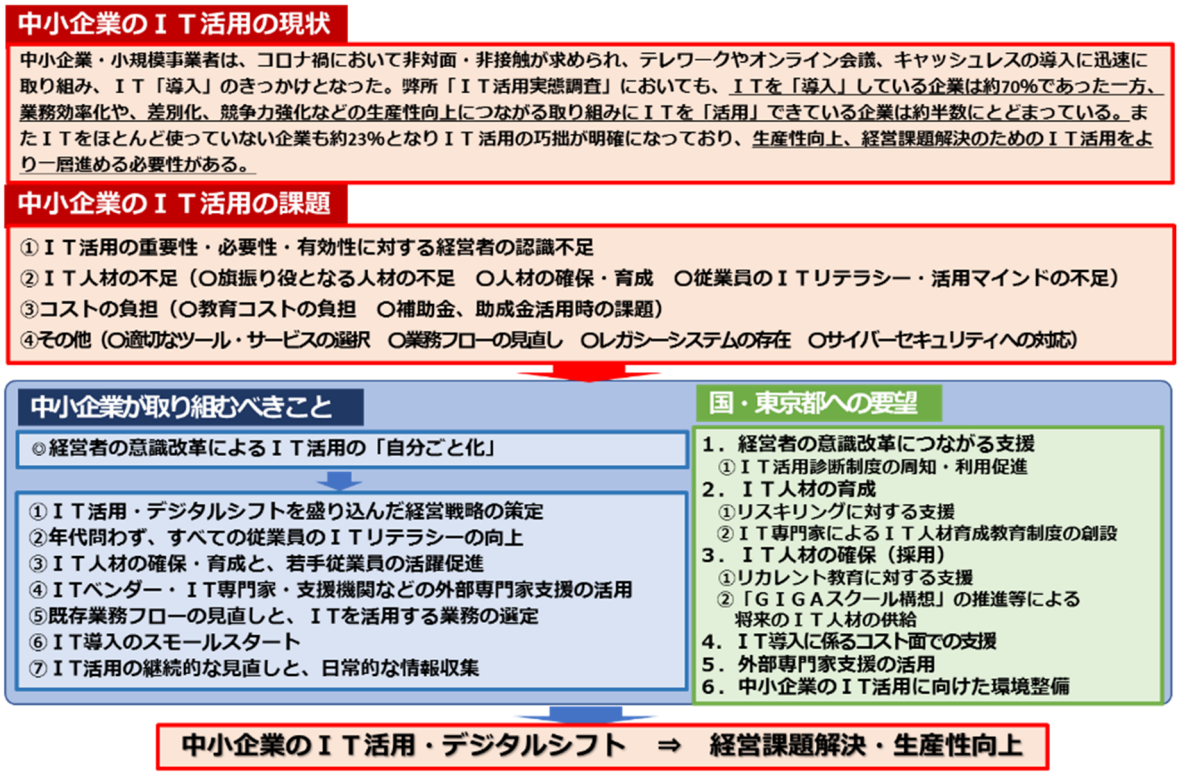

＜Ⅰ．中小企業のＩＴ活用の現状と課題＞

１．中小企業のＩＴ活用の現状

弊所「ＩＴ活用実態調査」（２０２１年２月公表）では、経済産業省「攻めのＩＴ活用指針」に基づきＩＴの活用度合いでレベル分けして中小企業のＩＴ活用状況を調査した。ＩＴを「導入」している企業（レベル２～４）は約７０％となった一方で、「活用」できている企業（レベル３、４）は約半数にとどまっている。また、ＩＴをほとんど使っていない企業（レベル１）は２２．７％となり、事業者間におけるＩＴ活用の巧拙が明らかになった。

＜図１－１　レベル別ＩＴ活用状況＞

レベル１：
「口頭連絡、電話、帳簿での業務が多い」22.7%
レベル２：
「紙や口頭でのやり取りをＩＴに置き換えている」22.6%
レベル３：
「ＩＴを活用して社内業務を効率化している」 44.2%
レベル４：
「ＩＴを差別化や競争力強化に積極的に活用している」6.1%

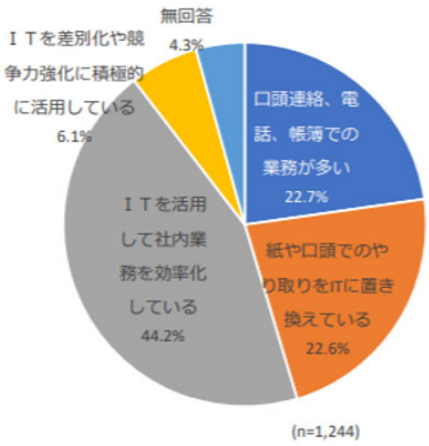

（出典：東京商工会議所「ＩＴ活用実態調査」２０２１年２月公表）

くわえて、同調査では、直近３年間の利益の傾向とＩＴ活用状況との相関関係を分析したところ、直近３年間の利益が増加している企業ほどＩＴ活用レベルが高く、ＩＴ活用が利益の増加につながる傾向があることが明らかになった。（Ｐ４　図１―２参照）

＜図１－２　ＩＴ活用状況×直近３年間の利益の傾向＞

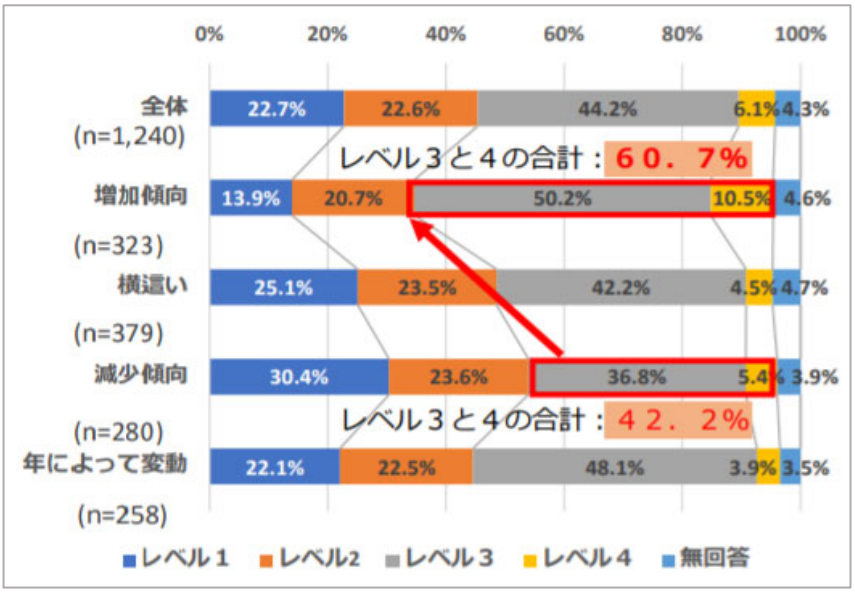

（出典：東京商工会議所「ＩＴ活用実態調査」２０２１年２月公表）

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとした非対面・非接触等に代表される急速な社会の変化に対応し、中小企業・小規模事業者はテレワーク・オンライン会議・キャッシュレスの導入など積極的な対応を進めてきた。弊所「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」（２０２０年６月公表）によれば、新型コロナウイルス感染拡大の初期における中小企業のテレワーク実施率は、６７．３％と感染拡大前に比べて大幅に増加した。直近の実施率は約４０％と継続性が課題になっているものの、中小企業・小規模事業者は、このテレワークの導入に象徴される意思決定や変革のスピード感という強みを最大限活かしながら、生産性向上、経営課題解決のための手段としてＩＴ活用を進めていくべきである。

＜図１－３　テレワークの実施状況＞

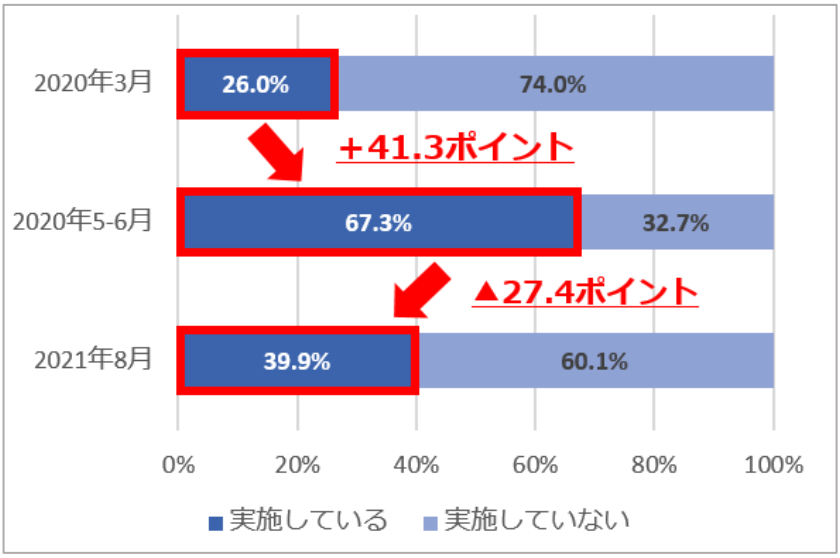

（出典：東京商工会議所「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」２０２０年６月公表、
東京商工会議所「中小企業のテレワーク実施状況に関する調査」２０２１年９月公表）

また、２０２１年版中小企業白書によれば、新型コロナウイルス感染拡大後に企業のデジタル化に対する「事業方針上の優先順位は高い・やや高い」と答えた企業は感染拡大前と比べて１５．９ポイント増の６１．６％となっており、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、中小企業・小規模事業者のＩＴ活用への意識が高まっている。

＜図１－４　デジタル化に対する事業方針上の優先度の変化（感染症流行前後）＞

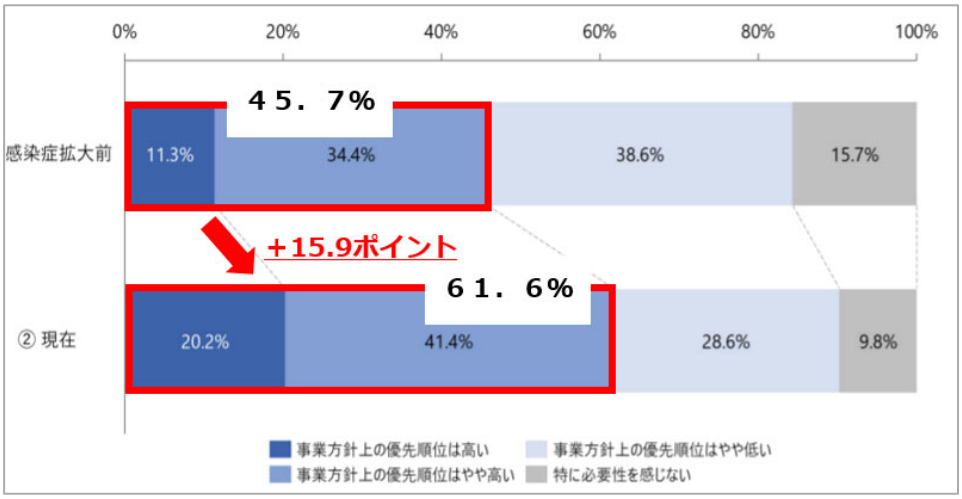

（出典：中小企業庁　２０２１年版「中小企業白書」）

国・東京都においても、事業者のＩＴ導入・活用促進に向けた支援強化に取り組んでいる。２０１７年に創設された「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（ＩＴ導入補助金）」は累計約１２．５万件と多くの事業者のＩＴ導入に貢献しているほか、経済産業省における「ＤＸ推進指標」の策定や、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「ここからアプリ・ＩＴ経営簡易診断」の提供をはじめ、様々な取り組みを行っている。東京都においても、テレワーク導入に係る費用を助成する「テレワーク促進助成金」にくわえ、「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」において専門家による相談や各種情報提供を行っており、多くの中小企業のＩＴ導入・活用につながっている。また、国・東京都では各種補助金・助成金の申請・報告・請求等について「ｊＧｒａｎｔｓ」をはじめとするオンラインシステムで受け付けを開始しており、中小企業のＩＴ活用促進の一助となっている。

以上、本項で明らかとなった中小企業・小規模事業者のＩＴ活用の実態や、デジタルシフトの不可逆的な潮流を捉え、ＩＴをほとんど使っていない企業（レベル１）は、必要に応じ国・東京都の支援制度を活用しながら生産性向上や経営課題の解決手段としてＩＴを導入するべきである。また、すでにＩＴを導入している企業（レベル２～４）も、よりレベルの高いＩＴ活用に積極的に取り組むべきである。

２．中小企業のＩＴ活用の課題

弊所「ＩＴ活用実態調査」において、ＩＴ活用の課題について調査したところ、「人材」「コスト」が多くあげられたほか、「事業内容にあったＩＴ技術や製品が見つからない」「導入の効果がわからない」と回答する企業も多かった。

＜図２－１　ＩＴ活用の課題＞

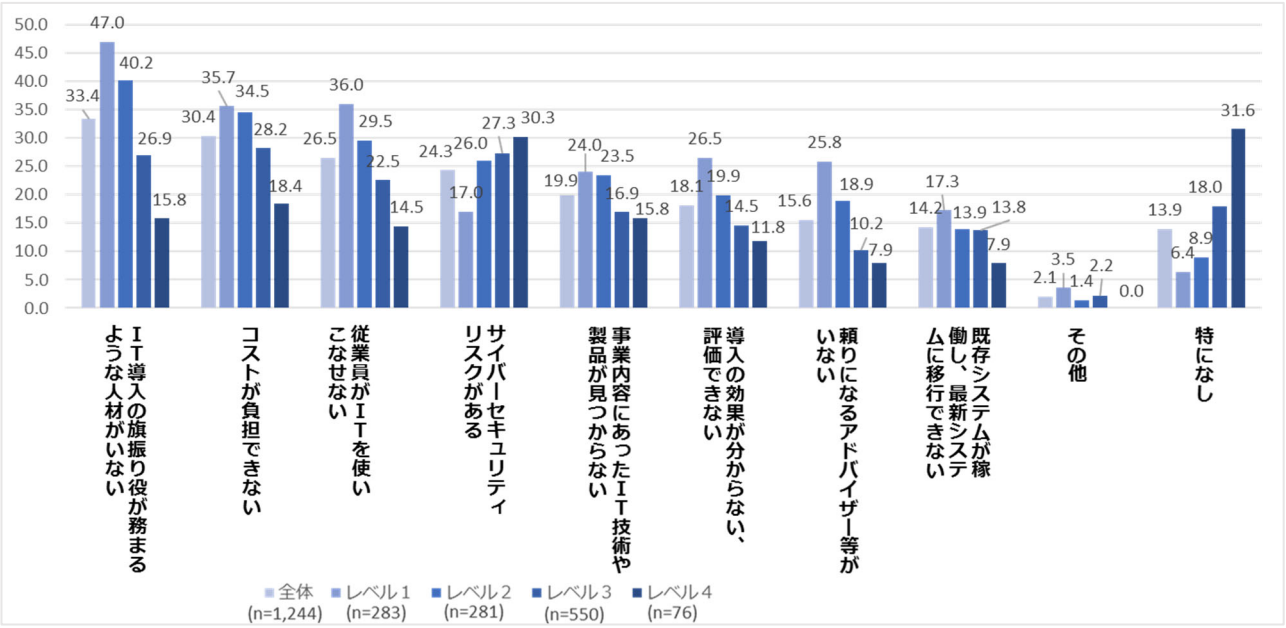

（出典：東京商工会議所「ＩＴ活用実態調査」2021年２月公表）

上述した弊所「ＩＴ活用実態調査」等の調査や会員企業へのヒアリング等を通じ、浮き彫りになった中小企業におけるＩＴ活用の課題は以下の通りである。

（1）企業経営におけるＩＴ活用の重要性・必要性・有効性に対する経営者の認識不足

急速なＩＴ・デジタル技術の進展が見られる中で、企業規模にかかわらず、ＩＴの活用は経営に欠かせないものになっている。弊所「ＩＴ活用実態調査」によると、利益が減少傾向にある企業と比較し、増加傾向にある企業では、ＩＴ活用レベルが高い企業の割合が多くなっており、ＩＴ活用による効果は明確に示されている（Ｐ４図１－２参照）。また、同調査では、経営者自身がＳＮＳを個人として積極的に使用している（「自ら投稿し、他人の投稿も見ている」）企業では、ＩＴ活用レベル３～４と回答した割合が６１．１％と最多であり、経営者自身がＳＮＳを活用していない企業の４４．９％と比べ１６．２ポイントの差があった（Ｐ７　図２－２参照）。個人でのＳＮＳ利用を通じてＩＴの有効性を実感、認識している経営者は、自らが経営する企業でもＩＴを積極的に活用している。しかし、経営者の中には、そもそも企業経営へのＩＴ活用の有効性や必要性を十分に認識していないケースや、ＩＴツールをどのように自社で活用できるかという認識（「自分ごと化」）がされていないケースも多く見受けられる。一方で、ＩＴ活用の必要性を感じている経営者においても、他の経営課題の解決に追われ、ＩＴ導入に向けた積極的な関与ができていないケースも存在する。

２０２１年版中小企業白書に記載の調査結果（Ｐ５　図１－４参照）によれば、新型コロナウイルス感染拡大後に企業のデジタル化に対して「事業方針上の優先順位は高い・やや高い」と答えた企業は感染拡大前と比べて１５．９ポイント増の６１．６％となっており、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、多くの事業者のＩＴ活用への意識が高まっている一方、感染拡大後もデジタル化に対する「優先順位はやや低い」と答えた企業は２８．６％にのぼり、「特に（デジタル化に対して）必要性は感じない」と答えた企業も９．８％存在する。

＜図２－２　ＩＴ活用状況×経営者のＳＮＳ活用状況＞

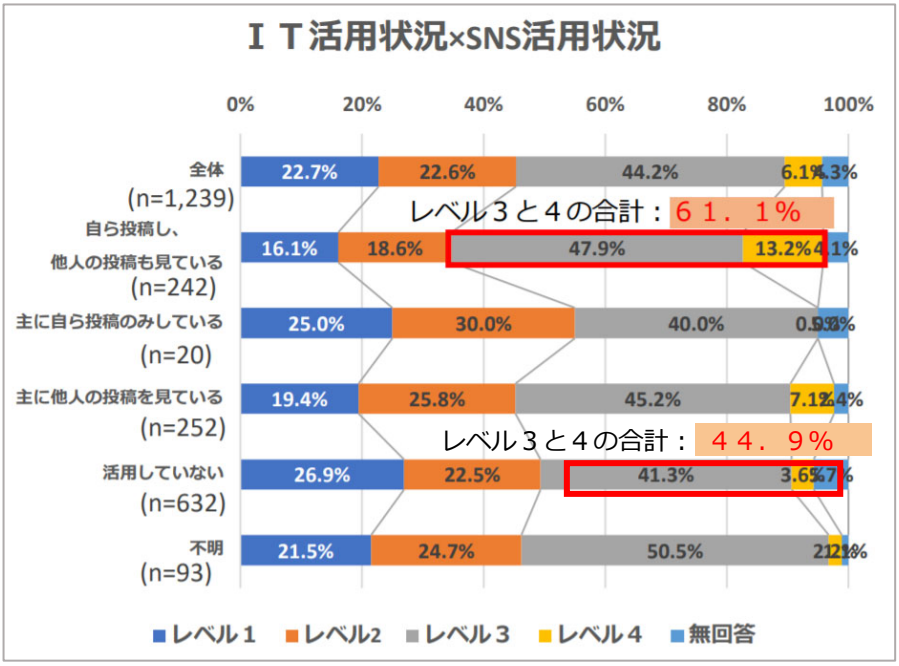

（出典：東京商工会議所「ＩＴ活用実態調査」２０２１年２月公表）

【ＩＴ専門家の声】
・商いが回っていればあえてＩＴ投資をする必要はないと考える中小企業の経営者もいる。
・中小企業の経営者は、目の前の売上確保・会社運営・資金調達に追われており、ＩＴ活用は優先度が低いため後回しになっている。

【事例①：前職でＩＴの有効性を認識し、その後自ら創業した会社でＩＴ活用、労務改善により働きやすい会社を実現】

代表者は、新卒後、ハウスメーカーに勤務し、新聞販売を行う株式会社ＮＨＣを創業。前職での経験を活かしながら、業界独自の商慣習にとらわれることなく、新たな取り組みに積極的に挑戦。その中で、業務効率化や働き方改革を目指し、勤怠管理をタイムカードから勤怠管理システムに移行。また、メッセージアプリを導入し、チャットでやり取りをすることで、外回り中の従業員とも連絡が取りやすくなった。さらにモバイルプリンターも導入し、新聞の購読料の集金の際の領収書の発行を効率化。これらのＩＴを活用した効率化の取り組みから、現在は「完全週休２日」を実現、優秀な人材確保につながっている。

会社名：株式会社ＮＨＣ
業　種：新聞販売　　代表者：山口 英司　　所在地：板橋区
従業員：４０名　　ＩＴ活用レベル：レベル３

（２）ＩＴ人材の不足
中小企業のデジタルシフトを進めるうえで、ＩＴを導入し、継続的な活用を牽引する社内のＩＴ人材の存在は欠かせない。経済産業省「ＩＴ人材需給に関する調査」（２０１９年３月公表）によれば、２０３０年までにＩＴ人材は高位シナリオで７９万人不足すると予測されており、企業規模を問わずＩＴ人材の不足が課題となっている。特に、人的資源の乏しい中小企業にとって、ＩＴ人材不足は深刻な課題である。また、社会全体のデジタルシフトの進展に伴い、企業のみならず行政・支援機関等でもＩＴ人材が求められている。ＩＴ人材は公共の財産であるという考え方にもとづいて、企業、行政、教育機関、支援機関などが連携し、社会全体で育成することが重要である。

＜人材面での具体的な課題＞
①　ＩＴ導入の旗振り役となる人材がいない
弊所「ＩＴ活用実態調査」では、全体の３３．４％、レベル１（口頭連絡、電話、帳簿での業務が多い）の企業では４７％が「ＩＴ導入の旗振り役となる人材がいない」と回答しており、経営課題や業務課題を認識しつつも、その解決のためにＩＴ活用を発案し、導入まで導ける人材（＝旗振り役）がいないという課題が浮き彫りになった。

【中小企業の声】
・社員は目の前の業務をさばくのに精一杯でＩＴ導入・活用を考える余裕がない。
（不動産業、９４名）
・小規模の企業では、特に旗振り役の不足が課題である。組織・業務の仕組みをわかっていて、ＩＴを使ってどう業務を変えるかということまで提案してくれる社員は少ない。
（卸売業、１５名）
【支援機関の声】
・専門家派遣でＩＴ専門家がアドバイス等はできるが、実際に作業する（手を動かす）のは社員。社内での調整や実行役リソースが不足していると感じる。

【事例②：後継者が旗振り役となり、ＩＴ活用を推進】
広告グラフィックデザインを行う当社では、社長が「当社でもＤＴＰ（Ｄｅｓｋｔｏｐ　Ｐｕｂｌｉｓｈｉｎｇ：パソコン上での印刷物のデータ制作）に取り組まなければ生き残ることができない」と考え、取り組みを先導させるべく、社長の娘が大手電機メーカーを退職し、後継者として入社。社長が権限を委譲し、社内のＩＴ導入を一任。後継者自身も入社前に１年間、土・日曜に学校に通い、ＤＴＰによるグラフィックデザインに必要となる基本ソフトをマスター。最初はパソコンの操作もままならなかった社内のデザイナーに対し、後継者が率先垂範しながら操作方法を丁寧に指導したことでスムーズにＩＴ活用が進んだ。

会社名：株式会社ティル
業　種：グラフィックデザイン　　代表者：塚原 大治・中村 亜弓
所在地：豊島区　　従業員：１２名　　ＩＴ活用レベル：レベル３

②　ＩＴ人材の確保・育成
中小企業からは、ＩＴ人材の不足に対応するため、即戦力となる人材の中途採用や、ＩＴに素養のある学生を新卒採用したいという強いニーズが寄せられている。しかし、実際には、希望するスキルを保有する人材を確保できないという声や、採用できた場合でも、求めるＩＴ人材像とのミスマッチが生じているとの声も多い。必要な人材を外部から確保できない場合に、社内でＩＴ人材になり得る従業員を育成することも必要となるが、適切なＩＴ研修の選択や実施などのノウハウが不足しており、ＩＴ人材の育成を課題とする企業も多い。

【中小企業の声】
・ＩＴ人材の採用については大企業と比較して待遇・労働条件など及ばないところもあり、苦戦している。
（サービス業、２１４名）
・オフィスのＩＴ化を支援する営業部門でＩＴに詳しい人材を採用したところ、ＩＴには詳しいが営業と

してのスキル（顧客のニーズをヒアリングし適確な商品を提案する等）に欠ける人材を採ってしまい、結果、複数名が１年以内の退職となってしまった。（サービス業、１５６名）
・内部でＩＴ人材を育成したいと考え、社員のＩＴリテラシー向上やＩＴ活用に向けたマインドを育てる研修パッケージを探したが見つからなかった。そのため現在では、社内でＩＴ活用に関する考え方や成功事例を共有することに留まっている。（製造業、６７名）

③　従業員のＩＴリテラシー・ＩＴ活用マインドの不足

弊所「ＩＴ活用実態調査」では、中小企業の２６．５%、レベル１（口頭連絡、電話、帳簿での業務が多い）の企業では、３６%が「従業員がＩＴを使いこなせない」と回答している。ＩＴ活用の機会が少なかった高齢の従業員が多い職場を中心に、従業員が業務を遂行していくうえでＩＴ活用が欠かせないというマインドを持っていないため、社内全体のＩＴリテラシーが向上しないとの指摘がある。
また、社内全体でＩＴリテラシーが不足している場合、ＩＴツール導入の際に社内から反対の声があがり、ＩＴ活用が思うように進まないという課題がある。

【中小企業の声】
・従業員の多くが６５歳以上であり、スマートフォンを持っている人も少なく、ＩＴツールを導入しても使いこなせないと思われる。（ビルメンテナンス業、９４名）
・全国の営業所との定例会議をオンライン会議で行っているが、ツール自体は容易に導入できたものの、実際に使う社員が接続の対応ができなかったり、慣れない形式に緊張してしまい発言しにくいなど、使い手のＩＴリテラシー不足が課題になっている。（不動産業、９８名）
・７０代～９０代でメールを送ることもできない社員もいる一方で、若手社員は元々ＩＴリテラシーが高いため、社員のＩＴリテラシーにバラつきがありＩＴ導入・活用の課題となっている。（製造業、５５名）

【事例③：ＩＴ活用には高齢の従業員にも配慮】
総合ビル管理業をメインに行う当社では工事部門を中心に高齢の社員が在籍している。ＩＴ導入の際には、「高齢の従業員でも活用しやすいものか」という観点に配慮しながら進めている。例えば、勤怠管理システムは静脈認証を活用し、手のひらをかざすというシンプルなものを導入している他、テレワークの際には、従来から使い慣れているオフィスソフトのクラウドサービスなど誰でも利用しやすいものを積極的に導入している。

会社名：Tohnetsu Group（東熱ビルディング株式会社・東熱パネコン株式会社）
業　種：総合ビル管理、建設・ 設備工事、メンテナンス　代表者：柴田 亮
所在地：港区　　従業員：27名（２社）　　ＩＴ活用レベル：レベル３

（３）コストの負担

弊所「ＩＴ活用実態調査」において、業務効率化など「守りのＩＴ活用」を進めているレベル３（ＩＴを活用して社内業務を効率化している）の企業では、ＩＴ活用に関する課題として「コストが負担できない」と答えた企業が最多（２８．２%）であった。イニシャルコストが抑えられるクラウドサービスが多数提供され、ＩＴ導入に関する様々な補助金・助成金が提供されている中でも、コスト負担を課題とする声は多い。特に、レベル３の企業では、ＩＴ活用によって収益を生み出すレベルまでには至っていないため、コストの負担感が大きいものと考えられる。

＜コスト面での具体的な課題＞

①　教育コストの負担

ＩＴ導入にあたっては、直接コストとして認識される初期費用や維持費のみならず、従業員に対して、ＩＴ活用のマインドや操作方法をトレーニングする教育コストも必要となり、中小企業がＩＴ活用を進めるうえでは無視できないものとなっている。

◆直接コスト	
・初期費用	ソフトウェア、システム、サービスなどを新たに利用する際に、利用を開始する時点までに必要となる費用
・維持費	ソフトウェア、システム、サービスを継続利用するために必要な利用料などの費用
◆間接コスト	
・人件費	ＩＴ導入・メンテナンスに関わる社員の人件費
・教育コスト	ツール・サービスを使う従業員に対して教育するコスト **中小企業のＩＴ活用を進めるうえで無視できないコスト**

・光熱費	サーバー・汎用機の設置による光熱費

【中小企業の声】
・ＩＴ導入に際して、ソフト・サービスの導入費用がかかることはもちろん、教育コストもかかるため、費用が効果を上回ると感じている。（ビルメンテナンス業、９４名）

② 補助金、助成金活用時の課題

国・東京都ともにＩＴ導入に際して、「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（ＩＴ導入補助金）」や「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」、「テレワーク促進助成金」等を通じてＩＴ導入について費用の面からも支援している。しかし、補助金の活用に不慣れな中小企業からは、提出するべき書類の多さ等が指摘されている。

【中小企業の声】
・ＩＴ導入補助金は、申請したが不採択となった。申請にあたって、ＩＴ導入によって生産性の高まるプロセスを複数選択しなければならないという要件があり、分かりにくい。
（小売業、１５６名）
・コロナが急速に拡大し対応に追われる中で、テレワーク導入に関する補助金・助成金の申請を検討したが、提出するべき書類が多すぎる点、申請期間が短すぎる点から断念した。
（製造業、６７名）

（4）その他の課題

① 自社の経営課題・業務内容にあったＩＴツール・サービスが見つからない

弊所「ＩＴ活用実態調査」においてＩＴ活用の課題として「業務内容にあったＩＴ技術や製品が見つからない」と回答した企業が全体の１９．９％、レベル１（口頭連絡、電話、帳簿での業務が多い）の企業では、２４％あり、経営課題は明確だがそれに対応したＩＴツールが見つからないとの声もあった。

【中小企業の声】
・社内にＩＴ人材がいないため、自社の移転をきっかけに業務システム等の効率化のためＩＴ活用を推進するべく、執行役員自らが旗振り役としていくことを打ち出したが、経営課題・業務課題に対してどういったＩＴツールがあるのかが分からず困った。（製造業、５５名）

② ＩＴ導入前後で業務プロセスを見直さず、かえって非効率なＩＴ導入が行われている

ＩＴ導入にあたっては、現状の業務フロー（Ａｓ－Ｉｓ）を分析し、ＩＴ導入による効率的な業務プロセス（Ｔｏ－Ｂｅ）を再構築する必要がある。しかし、現実には、業務効率化を目的とするＩＴ導入に際して、業務フローを見直さなかったため、システムの効率的な運用が達成されず、かえって現場に負担を掛けた等の声が寄せられている。特に、ＩＴ人材が不足する中小企業では、ＩＴベンダーと実務を担う従業員との意識の隔たりやシステムの仕様に対する理解度に齟齬がある、ＩＴ導入後の業務フローを想像することができず、従来の業務を単純に置き換えてしまうなどの問題が出ている。従業員がＩＴ導入後の業務フローを想像できるような開発を進めるため、プロトタイピング（試作モデルの制作）やアジャイル（実装とテストを繰り返す）などの開発・導入方法を推奨していくことも必要となる。

③ レガシーシステム（老朽化・複雑化・ブラックボックス化した既存システム）の存在

弊所「ＩＴ活用実態調査」においてＩＴ活用の課題として、１４．２％の企業が「既存システムが稼働し、最新システムに移行できない」と回答している。
ブラックボックス化している既存システムは、メンテンナンスを行わず日常的に活用できている間はそれがレガシーシステムであると自社で認識できない可能性が高く、改修時に大きな問題として顕在化するなど、潜在的な課題となっている企業は多い。今後さらに大きな課題となっていくことが考えられる。

【中小企業の声】
・約４０年前にオフィスコンピューターを入れて社長自身とシステムエンジニアが連携しながらシステムを作り上げてきた。２０００年問題や改元の問題を自社でクリアしてきたが、先日ベンダーからあと５年でサポートが終了すると言われ、今まで蓄積した情報財産をどのように新システムに移行するかが課題である。（卸売業、１５名）

④ サイバーセキュリティへの対応

弊所「ＩＴ活用実態調査」においてＩＴ活用の課題として「サイバーセキュリティリスクがある」と回答した企業は、全体では２４．３％であった一方、レベル４（ＩＴを差別化や競争力強化に積極的に活用している）の企業では、３０．３％とＩＴ活用度が高い企業ほどサイバーセキュリティに対して不安があることが判明した。

ＩＴ活用度が低い企業では、コンピュータウイルスや不正アクセスなどの脅威を認識しておらず、そもそもサイバーセキュリティの必要性を理解できていない可能性も高い。

【中小企業の声】
・社内ネットワークを構築し、現場の社員にもＰＣを持たせクラウドストレージサービスを導入したところ、ウイルス対策がしっかりできておらず、エモテット（Ｅｍｏｔｅｔ）に感染してしまった。（建設業、１６名）

３．外部機関の現状と課題

中小企業が抱えるＩＴ活用の課題を解決するためには、自社だけでの取り組みには限界があり、外部の支援が必要不可欠である。外部機関（ＩＴベンダー・ＩＴ専門家・支援機関・教育機関）は、中小企業の経営実態を理解し、経営課題・業務課題を認識したうえで、経営者と伴走し支援を行うべきである。中小企業のＩＴ活用支援にあたっての外部機関の現状と課題をユーザーである中小企業の声などをもとに以下の通りまとめた。

（1）ＩＴベンダー

新たな販路開拓先として中小企業市場に注目しつつも、中小企業、特に小規模事業者の案件は受注額や利幅が小さい割に手間・負担が大きいとして中小企業のＩＴ活用支援に積極的に取り組む企業は少ない。また、中小企業との接点が持てず営業活動が難しいといった課題や、ユーザー企業側との言語ギャップを課題とする声も多い。

（2）ＩＴ専門家

中小企業のＩＴ活用支援のためには、ＩＴ専門家は、中小企業の経営課題・業務課題を徹底的にヒアリングしたうえで、経営者と伴走し対話を繰り返しながら取り組みを進め、経営実態を深く理解することが必要である。経営者とＩＴ技術者の橋渡しを念頭に置いて創設されたＩＴコーディネータやＩＴストラテジスト、ＩＴに知見の深い中小企業診断士のような人材が求められている。特にＩＴコーディネータは、真に経営に役立つＩＴ活用に向け、経営者の立場に立った助言・支援を行い、ＩＴ経営を実現する人材として２００１年に創設され、現在約６，５００名の資格保有者が活動している。一方で、ＩＴコーディネータ協会が実施した「２０２０年度実務活動報告」によると、２０２０年度に資格更新したＩＴコーディネータの５６．４％がＩＴベンダーに所属しており、ユーザーとなる企業との接点が少なく、認知度は高くない。

（3）支援機関

独立行政法人中小企業基盤整備機構やよろず支援拠点、公益財団法人東京都中小企業振興公社、商工会議所といった中小企業支援機関でも、ＩＴ活用に関する相談対応、情報提供など中小企業に対して様々な支援を行っているが、各機関が重複した支援を行っていたり、支援機関同士の連携が充分とはいえない。また、ＩＴ・デジタル技術の進展に伴って、相談に対応する各機関職員の継続的なスキルアップも課題である。

（4）教育機関

ＩＴを教育する機関と、企業経営を教育する機関が分かれており、先進的なＩＴリテラシーを持ちつつ経営課題の解決のためにＩＴ活用ができる人材が生まれにくい状況にある。ＩＴと企業経営をあわせて学べるカリキュラムが設置されている教育機関は一部にとどまっており、今後、より多くの教育機関が取り組むことが期待される。

＜Ⅱ．中小企業のＩＴ活用促進に向けた今後の方向性＞

１．中小企業が取り組むべきこと

【提言内容】

◎経営者の意識改革によるＩＴ活用の「自分ごと化」

①ＩＴ活用・デジタルシフトを盛り込んだ経営戦略の策定
②年代問わず、すべての従業員のＩＴリテラシーの向上
③ＩＴ人材の確保・育成と、若手従業員の活躍促進
④ＩＴベンダー・ＩＴ専門家・支援機関などの外部専門家支援の活用
⑤既存業務フローの見直しと、ＩＴを活用する業務の選定
⑥ＩＴ導入のスモールスタート
⑦ＩＴ活用の継続的な見直しと、日常的な情報収集

中小企業・小規模事業者のＩＴ活用促進に向けた取り組みとして最も必要なことは、経営者の意識改革によるＩＴ活用の「自分ごと化」である。経営に関する最終的な決定権を持つ経営者が、企業経営におけるＩＴ活用の重要性・必要性・有効性を正しく認識していない場合、優れた人材やいかなる支援策があったとしてもＩＴ導入・活用は進まない。したがって、経営者自らが日々進歩しているＩＴ活用の現状について正しく理解し、自社の経営戦略に取り入れていく努力が必要となる。

◎経営者の意識改革によるＩＴ活用の「自分ごと化」

【中小企業が取り組むべきポイント】

経営者は日々直面する経営課題を解決するにあたって、従来の解決手段に加え、ＩＴ・デジタル技術の活用を検討することが重要である。従来であれば、多大な労力を掛けて行ってきた作業や、アナログでは実現できなかったことも、ＩＴ・デジタル技術を活用することで、課題解決の可能性も広がる。くわえて、クラウド技術の進展により、定額の利用料を支払うことで活用することができるようなＩＴサービスが数多く登場してきており、従来のような借入金を伴う大きな投資を行うことなく、手軽に利用できる環境が整ってきている。

経営者はＩＴ活用をもはや「当たり前のもの」として捉え、ＩＴを活用しないことでかえって不利益を被る時代が到来していることを認識するべきである。その上で、これまで同じやり方で進めていた自社の業務についても、今一度見直しを図り、ＩＴを活用することで、業務の効率化やコストの削減、あるいは販路の拡大など売り上げの向上を図ることができないかを検討するべきである。

①　ＩＴ活用・デジタルシフトを盛り込んだ経営戦略の策定

【中小企業が取り組むべきポイント】

経営者自身が、自社の経営とＩＴを一体的にとらえて、ＩＴ活用を「自分ごと化」するにあたっては、自社の経営課題の解決や目標達成のためＩＴ活用・デジタルシフトを進めることを盛り込んだ経営戦略を策定し、社内外（従業員、取引先・協力会社など）に発信・共有する必要がある。
経営者の意識改革、従業員のモチベーション向上とともに、外部への発信により周囲の理解・協力を得やすい環境づくりにもつながる。

弊所「ＩＴ活用実態調査」において、ＩＴ活用レベルが高い企業ほど「ＩＴ化による目的・ゴールを経営者と従業員が共有している」と回答する割合が高かった。経営者の意識改革とともに、従業員に対しＩＴ活用を宣言し、強力に推進する姿勢を見せることが有効である。

＜図３－１　ＩＴ化による目的・ゴールを経営者と従業員が共有している割合＞

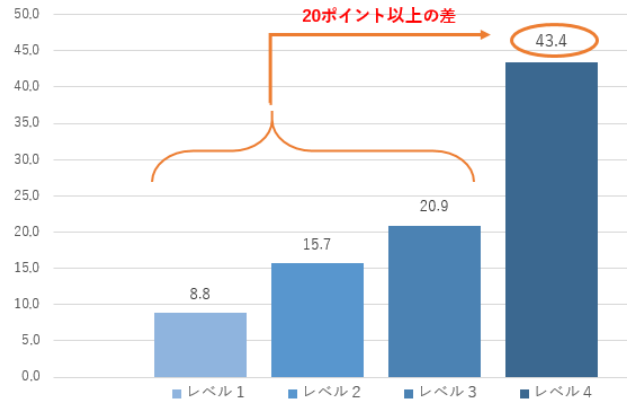

（出典：東京商工会議所「ＩＴ活用実態調査」２０２１年２月公表）

②　年代問わず、すべての従業員のＩＴリテラシーの向上

【中小企業が取り組むべきポイント】

ＩＴを導入したのち、実際に活用するのは、経営者より従業員が中心となる。社内のシステム部門・担当者に一任するのではなく、年齢を問わず、すべての従業員のＩＴリテラシーを向上させ、日々の業務においてＩＴ活用を意識させることで業務の効率化・コストの削減、新しい製品・サービスの開発につなげるべきである。

③ＩＴ人材の確保・育成と、若手従業員の活躍促進

【中小企業が取り組むべきポイント】

ＩＴの導入・活用にあたっては、旗振り役となる人材の確保・育成が重要である。人材確保に向けては、

社内におけるＩＴ活用や人材育成制度の整備の状況など、対外的に発信することで、自社の魅力を公表していくべきである。さらに、生まれたころからＩＴ・デジタルツールが身近に存在し、ＩＴ教育を受けたデジタルネイティブ世代の若手従業員の積極的な登用が効果的である。経営者と若手従業員がタッグを組み、企業内の世代間コミュニケーションを図ることが重要となる。場合によっては若手従業員が経営者とＩＴベンダーの間で橋渡し役となって導入・活用を進めることも検討するべきである。

若手従業員は、ＩＴリテラシーは全般的に高い一方で、業務経験が浅いことから、経営課題や業務課題を把握したうえで、課題解決のためにＩＴ活用の提案をすることが難しいケースが多い。そのため、経営層やベテラン社員と、若手従業員がタッグを組むことで、双方の強みを活かしながらＩＴ活用を推進していくことが重要である。

④ ＩＴベンダー・ＩＴ専門家・支援機関などの外部専門家支援の活用

【中小企業が取り組むべきポイント】

限られた人材で業務を進めている中小企業がＩＴ導入・活用を進めるためには、ＩＴベンダーやＩＴ専門家、支援機関などの外部専門家から支援を受けることが有効である。また、サイバーセキュリティへの対応についても、自社だけで完璧な対策をとることは困難であるため、ＩＴ専門家や支援機関が提供する関連サービスを活用することが効果的である。外部への相談にあたっては、ＩＴのみならず、経営に関する知識も兼ね備えたＩＴコーディネータやＩＴストラテジスト、ＩＴに知見のある中小企業診断士などのＩＴ専門家に相談をすると効果的である。

多くの支援機関が、ＩＴ活用に関する無料相談を実施していることにくわえ、ＩＴ活用の好事例やセミナー等を通じて情報提供を行っている。提供されている情報を積極的に収集し、自社のＩＴ活用に取り入れることが重要である。

⑤ 既存業務フローの見直しと、ＩＴを活用する業務の選定

【中小企業が取り組むべきポイント】

ＩＴを導入するにあたり、既存業務フローを見直すことで、無駄な作業を行っていないかなどを確認することが重要である。業務フローの見直しにあたっては、ＩＴコーディネータや中小企業診断士などの専門家を活用することも効果的である。また、ＩＴ活用はあくまで課題解決のための一つの手段であることを認識し、闇雲にＩＴ導入を行うのでなく、投資する費用に対する効果を想定したうえで、対象となる業務を選定する必要がある。

くわえて、最新システムへの移行を妨げているレガシーシステムがある場合は、業務フローを抜本的に見直したうえで、安価なクラウドサービスなどへの移行を検討するべきである。

既存の業務フローを見直さずにＩＴ導入を行うと、既存の業務にくわえてＩＴツールへの入力も必要となるなど二重の作業が発生し、かえって業務効率が悪化するケースがある。生産性向上を実現するためには、既存の業務を整理し、ＩＴ活用に適した形に再構築したうえで、ＩＴ導入を実施するべきである。また、まずは、ＩＴ化の効果が高いと思われる業務から導入を検討していくべきである。

⑥ ＩＴ導入のスモールスタート

【中小企業が取り組むべきポイント】

ＩＴ導入にあたっては、部署・グループ単位での「スモールスタート」を行い、導入の課題を洗い出し、改善策を講じるなど試行錯誤を行うことが重要である。課題がクリアされたのちに、全社的な導入を図ることで、スムーズに運用を行うことが可能となる。

全社で一斉にＩＴを導入すると、想定外のトラブルが生じた場合に、業務運営に与える影響が極めて大きく、今後のＩＴ活用に対して、必要以上に慎重になることに加え、従業員からの反発の原因にもなりかねない。したがって、まずは人数を限定したうえで、ＩＴツールの導入を開始し、小さな成功体験を積み重ねていくことが重要である。その上で、全社へ展開するにあたっては、運用ルールの策定やトラブルシューティングにくわえ、具体的な導入の効果についても併せて提示することにより、従業員にとって納得感のある取り組みとなる。

⑦ ＩＴ活用の継続的な見直しと、日常的な情報収集

【中小企業が取り組むべきポイント】

ＩＴ活用は、一度導入したら終わりではなく、日々運用を改善していくなど、現場の実態に合わせながら、より効果の高いものにしていくべきである。したがって、ＩＴ活用の定着にあたっては、日常的な改善活動を行うことが重要である。また、長年慣習となっている手作業の業務が、実はＩＴ活用により簡単に自動化することができるなど、社内の経営者・従業員では気が付かないケースも存在する。日頃から各種支援機関が発信する好事例や、他の経営者との情報交換を行うなど、日常的に情報収集を行うことで新たな気づきを得ることが必要である。

弊所「ＩＴ活用実態調査」において、ＩＴ活用の定着に向けた取り組みとして、「ＩＴ活用の継続的な見直し」「ＩＴ活用に関する日常的な情報収集」を行っていると答えた企業は、ＩＴ活用レベル１～３とレベル４を比較すると２０ポイント以上の差が生じており、ＩＴを積極的に活用する企業ほど継続的な見直しと日常的な情報収

集に注力している。

＜図３－２　ＩＴ活用の継続的な見直しと日常的な情報収集を行っている企業の割合＞

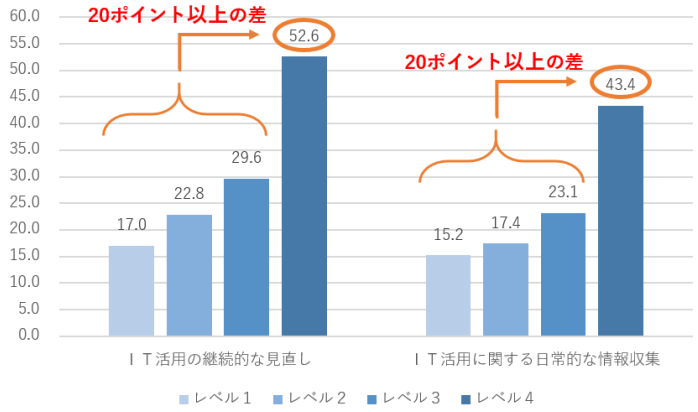

（出典：東京商工会議所「ＩＴ活用実態調査」２０２１年２月公表）

２．中小企業が外部機関に求めていること

中小企業が外部機関（ＩＴベンダー、ＩＴ専門家、支援機関、教育機関）に求めていることを中小企業の声などをもとに以下の通りまとめた。

①ＩＴベンダー

国内でのシステム開発受託事業は、クラウド化等の進展から今後市場の規模は縮小すると思われる。したがって、今後、ＩＴベンダーはシステム開発の受託者から、顧客とともに新しいビジネスモデルを考えるパートナーとしての役割が重要になる。ＩＴベンダーが、わが国における全事業者の９９．７％の中小企業、とりわけ８５．１％を占める小規模事業者をメインの顧客として捉え、サービスの提供を行っていくのであれば、大企業と比較して人材・資金面などの経営資源が限られる中小企業・小規模事業者の経営実態や、抱えている経営課題・業務課題についてしっかりと把握したうえで、サービス開発やその運用に努めるべきである。

②ＩＴ専門家

中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進のためには、ＩＴと経営に関する知識を兼ね備えたＩＴコーディネータや、ＩＴに知見のある中小企業診断士などが果たす役割は重要である。しかしながら、ＩＴに関する技術には詳しいが、中小企業経営の知識・理解が不足している人材も多く、中小企業にとって適切な相談相手になれないケースがあることから、ＩＴと中小企業経営の一方に偏らずバランス良く知識を兼ね備えた人材が求められる。

特に、ＩＴコーディネータ制度においては更なる認知度向上と、ユーザーとなる企業や独立系コンサルタントなどにおいて保有資格者を増加させる取り組みが重要である。

③支援機関

現状、多くの支援機関が様々なＩＴ活用支援施策を行っているが、各支援機関が連携して中小企業・小規模事業者にとって有効な施策をわかりやすく発信していくことが重要である。

あわせて、今後、各支援機関の職員・相談員が、中小企業の経営課題の解決手段としてＩＴ活用を提案・支援できるよう能力を向上させるとともに、支援の質を高めるためにＩＴベンダーやＩＴ専門家との連携を強化することが重要である。

④教育機関

ＩＴと企業経営を同時に教育する機関は一部にとどまっていることから、ＩＴと企業経営の知識を兼ね備えた人材の育成が進んでいない。いずれの教育機関においてもＩＴ、企業経営の両方の要素が入ったカリキュラムを設けることにより、企業のＩＴ活用促進に資する人材の育成を進めることが重要である。

＜Ⅲ．中小企業のＩＴ活用促進に向けた支援強化（国や東京都への要望）＞

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界中で経済・社会活動にとって深刻な脅威となり、それぞれの社会が抱える脆弱性を顕在化させた。中でも日本においては、社会全体のデジタルシフトの遅れが改めて明らかになった。

社会全体のデジタルシフトを一層加速させるためにも、わが国の企業数の９９．７％を占める中小企業・小規模事業者へのＩＴ活用推進を強力に後押しすることが重要である。そこで、国、東京都におかれては、以下の通り支援施策の強化、改善を図られたい。

【要望項目】
１．経営者の意識改革につながる支援要望事項
①　ＩＴ活用診断制度の周知・利用促進（国）
２．　ＩＴ人材の育成に向けた要望事項
①　リスキリングに対する支援（国・東京都）
②　ＩＴ専門家によるＩＴ人材育成教育制度の創設（国・東京都）
３．　ＩＴ人材の確保（採用）に向けた要望事項
①　リカレント教育に対する支援（国・東京都）
②「ＧＩＧＡスクール構想」の推進等による将来のＩＴ人材の供給（国・東京都）
４．ＩＴ導入に係るコスト面での支援要望事項（国・東京都）
５．外部専門家支援の活用に向けた要望事項（国・東京都）
６．中小企業のＩＴ活用に向けた環境整備に関する要望事項（国・東京都）

１．経営者の意識改革につながる支援要望事項
①　ＩＴ活用診断制度の周知・利用促進（国）
中小企業・小規模事業者が、ＩＴを活用するきっかけとして、自社のＩＴ活用度を客観的に自己診断できる制度の活用が効果的である。経営者や社内の関係者がＤＸの推進に向けた現状や課題に対する認識を共有し、アクションにつなげるための気づきの機会を提供することを目的に、経済産業省により公表された「ＤＸ推進指標」も、ＩＴ活用を通じ、デジタルシフトおよびＤＸの推進に取り組む中小企業にとって現状の立ち位置を認識できる効果が期待できる。
また、独立行政法人中小企業基盤整備機構が提供する、専門家との３回の面談を通じて経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理・見える化し、ＩＴ活用の可能性を提案する「ＩＴ経営簡易診断」や、自社の課題を見える化したＩＴ戦略マップを作成し、経営へのＩＴ活用をサポートする「ＩＴ戦略ナビ」は、これからＩＴ活用を推進する中小企業にとって大いに役立つものである。
また、一般社団法人中小企業個人情報セキュリティー推進協会が推進するＤＸマーク認証制度など民間団体における中小企業・小規模事業者のデジタルシフトおよびＤＸ支援も有効な取り組みである。また、今後、身近な地方自治体を通じて支援を強化することは地方を含め国全体のデジタルシフトに効果的である。
したがって、これら施策の周知、利用促進とともに、「ＤＸ推進指標」については、民間団体と連携するなど中小企業の実態に合った指標として一部項目を中小企業向けに修正・再設定し、中小企業の経営者がＤＸの推進に向けた現状や課題に対する認識を自社の従業員や関係者と共有できるようにするべきである。また、自己診断の実施による社内のＤＸ推進状況の把握を各種補助金の要件として位置づける等、中小企業のＩＴ活用、ＤＸ加速に資する政策を一体的に推進されたい。

２．ＩＴ人材の育成に向けた要望事項
①　リスキリングに対する支援（国・東京都）
中小企業・小規模事業者がＩＴ活用を推進するにあたっては、経営者・従業員のＩＴリテラシーの向上が不可欠である。したがって、今後、中小企業・小規模事業者においても、デジタル技術を活用するために、リスキリング（業務上必要となるスキル・技術を、再教育で従業員に身につけさせること）を推進する必要がある。
ついては、中小企業・小規模事業者のＩＴ人材育成に向けて、従業員のＩＴリテラシー向上を目的とした各種研修・講座の受講や、ＩＴパスポートをはじめとした情報処理技術者試験、ＩＴコーディネータなどＩＴ資格取得の奨励や助成等に取り組まれたい。あわせて、経営者のＩＴ活用に関する意識改革がなされた後に経営者自身がＩＴ活用に関して学ぶことも重要であることから、経営者向けの各種研修・講座の受講に対する奨励・助成に取り組まれたい。
また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が全国の職業能力開発促進センター等に設置している生産性向上人材育成支援センターにおける「生産性向上支援訓練」は、個社の課題やニーズに即したメニューできめ細かな支援を受けることが可能であり、利用者からも好評であることから、同事業の周知強化や支援拡充を図られたい。あわせて、東京都で実施している「デジタル人材育成支援事業」、「生産性向上のための中核人材育成事業」においては、ＩＴ人材のさらなる育成のため、中小企業の実態に即したプログラムを充実させ、さらなる周知・継続を図られたい。

②　ＩＴ専門家によるＩＴ人材育成教育制度の創設（国・東京都）
中小企業・小規模事業者は、経営者がＩＴ活用に積極的であっても、人手に余裕がなく、人材不足が原因で、ＩＴ活用が進まないケースが散見される。くわえて、社内にＩＴ活用の旗振り役や教育に関するノウハウがないこともＩＴ活用が進まない原因になっている。
したがって、ＩＴコーディネータや中小企業診断士などのＩＴ専門家を、一定期間（最長１年間等）社内に派遣し、従業員に対してＩＴに関するリテラシー・知識を教育する制度を創設されたい。

３．ＩＴ人材の確保（採用）に向けた要望事項

①　リカレント教育に対する支援（国・東京都）
今後、到来する人生１００年時代を見据え、リカレント教育（学校教育からいったん離れた社会人が、大学・専門学校などの教育機関で学び直し、能力を磨き続けていくこと）の重要性は一層高まっている。リスキリングとともにＩＴ人材育成の両輪となるべく、リカレント教育のさらなる充実のため、ＩＴリテラシー向上を目的とした基礎的な教育プログラムや、ＩＴと経営に関する知識を兼ね備えたＩＴ支援人材の育成プログラムの充実をはじめとした中小企業の要望に沿った職業訓練プログラムの開発に取り組まれたい。くわえて、上記のＩＴリテラシー向上等の訓練を組み込んだコースを受講した人材を採用した中小企業に対する助成制度等、ＩＴ人材の採用を奨励されたい。

②　「ＧＩＧＡスクール構想」の推進等による将来のＩＴ人材の供給（国・東京都）
多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、 子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境の実現を目指す「ＧＩＧＡスクール構想」は、将来のＩＴ人材の供給に大いに貢献するものであると考える。今後、ＩＴ人材は、公共の財産として社会全体で育成していくことが必要であり、当構想のさらなる発展とともに、各地域の民間企業との意見交換・協力体制を構築したうえで、より実践的な社会課題の解決を目指す新たな教育プログラムの創設に取り組まれたい。

４．ＩＴ導入に係るコスト面での支援要望事項
①　「ＩＴ導入補助金」の継続・拡充・利便性向上（国）
ＩＴ化の取り組みが遅れていた中小企業においても、コロナ禍を契機として、テレワーク導入や業務効率化のほか、非接触型ビジネスモデルの構築に向けた取り組みが進んでいる。しかしながら、急激な経営環境の変化と業況悪化に見舞われた中小企業・小規模事業者にとって、新たなＩＴ導入は大きな負担にもなり得る。２０１７年に創設された「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（ＩＴ導入補助金）」は、累計約１２．５万件の支援実績があり、中小企業のＩＴ活用、ひいては生産性向上など経営課題の解決に大きく役立っているため、同制度の継続・拡充を取り組まれたい。

＜「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（ＩＴ導入補助金）」の継続・拡充＞
- 通常枠（Ａ・Ｂ類型）におけるハードウェアへの対象拡充
- 補助率引上げ（２分の１→３分の２）
- 下限額の撤廃
- ＩＴ導入に向けたコンサルティング単体での対象化

②　個社の実情に応じたテレワークの導入・定着に向けた支援の継続（国・東京都）
コロナ禍における感染防止対策の観点からテレワークやオンライン会議などが浸透してきているが、弊所調査の通り一度導入してもテレワークを取りやめる事業者も多い。今後、ウィズコロナにおいては、より一層のテレワークの実施率の拡大とともに、継続してＩＴツールを活用することが必要不可欠である。そのため、「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業・特別枠（D類型）」の継続、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の拡充およびさらなる周知の強化に取り組まれたい。

③　大企業・中堅企業の先導による商流ＥＤＩの導入・利活用支援、中小企業共通ＥＤＩ、全銀ＥＤＩシステム（ＺＥＤＩ）の普及促進（国）
取引先である大企業・中堅企業の先導のもと、受発注や出荷検収のやり取りを効率化・省力化することが可能な商流ＥＤＩを導入する中小企業に対して助成する等、導入・活用の奨励に取り組まれたい。また、中小企業取引に最適化・標準化された中小企業共通ＥＤＩや、企業における資金決済事務の合理化が可能となる全銀ＥＤＩシステム（ＺＥＤＩ）においては、さらなる普及促進に取り組まれたい。

④　リスキリングに対する支援（「２．ＩＴ人材の育成に向けた要望事項」にて既述）

⑤　リカレント教育に対する支援（「３．ＩＴ人材の確保（採用）に向けた要望事項」にて既述）

５．外部専門家支援の活用に向けた要望事項
①　「中小企業デジタル化応援隊事業」の継続・拡充（国）
専門知識の不足や導入効果の不透明さなど、経営者の不安を払拭してＩＴ活用の裾野を広げるには、費用補助のみならず、専門家や地域の情報サービス業事業者による伴走型支援の強化が重要となる。昨年度より実施されている「中小企業デジタル化応援隊事業」などを通じて、経営課題の洗い出しからＩＴツールの導入、活用まで、ハンズオン支援を継続・強化されたい。社内にＩＴ人材がいない場合には、ＩＴの実装が困難との声が多いことから外部の個人のＩＴ技術者を活用できるよう、中小企業とＩＴ技術者とのマッチング支援を強力に進めるべきである。

＜「中小企業デジタル化応援隊事業」の継続・拡充＞
・制度の継続、さらなる周知
・ＩＴ専門家に支払われる謝金単価上限額（最大3,500円/時間(税込)）の引き上げ
・補助上限（第I期・第II期通算30万円）の引き上げ

②　「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」の継続・周知強化（東京都）
東京都の「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」では、ＩＴ活用を行い生産性向上に取り組もうとする中小企業を対象として、専門家によるヒアリング・現地調査・派遣等を通じＩＴ導入から活用までトータル支援を行っており、同事業で提供しているセミナー等の各種情報提供とあわせＩＴ活用に取り組む中小企業に大きく役立っていることから、同制度の継続・周知強化、好事例の横展開に取り組まれたい。

６．中小企業のＩＴ活用に向けた環境整備に関する要望事項
①各種支援施策の周知強化（国・東京都）
国・東京都をはじめ、各支援機関などで、中小企業・小規模事業者のＩＴ導入・活用に向け、経済産業省が提供する「ＤＸ推進指標」、独立行政法人中小企業基盤整備機構が提供する「ＩＴ経営簡易診断」や「ＩＴ戦略ナビ」、「ここからアプリ」、東京都が提供する「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」などの強力な支援策が実施され、国・東京都においても様々な方法で周知に取り組んでいるが、いまだ中小企業・小規模事業者における認知度が低く、有効な施策が事業者まで届いていない。したがって、それら支援策のさらなる周知強化に取り組まれたい。

②サイバーセキュリティ対策（国・東京都）
ＩＴ活用・デジタルシフトの進展に伴い、企業や民間団体、官公庁等、特定の組織を狙う「標的型攻撃」や、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバー被害が増加している。くわえて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とするテレワークの普及によって、企業規模に関わらずサイバーリスクが増大するなど、中小企業・小規模事業者においてもその対策が急務である。しかしながら、経営資源が限られる中小企業・小規模事業者においては、その対策は大きな負担にもなり得る。したがって、各種対策の実施を補助金の加点要件として位置づける等、対策の導入を奨励するとともに、導入費用の助成等に取り組まれたい。

③「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の拡大（国）
弊所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０２０年１２月公表）によれば、ＩＴツールを活用している小規模企業においては、中規模企業と比べて、従業員数２０人以下のＩＴ事業者に相談する割合が高く、中堅・大手ＩＴ事業者へ相談する割合は低くなっている。地域を支える中小企業・小規模事業者のＩＴ活用を推進するためには、比較的小規模な情報サービス業事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」を拡大し、従業員数６人以上２０人以下の情報サービス業事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援ができる制度を構築するべきである。

④ＩＴインフラの整備（国・東京都）
今後、ＩＴ活用・デジタルシフトは特定の産業だけでなく、すべての産業において必要不可欠なものになる。ＡＩやビッグデータを当たり前に活用するデジタル社会を迎えるにあたっては、今後、一層急増するであろう情報処理量・通信量に対応できるようなＩＴインフラの整備・強化に取り組まれたい。

⑤オープンデータ活用に向けた諸条件の整備（国・東京都）
行政が公表しているオープンデータの活用は、多くのビジネスチャンスを秘めているにもかかわらず、多くの中小企業において、その活用は進んでいない。行政においては、企業がオープンデータを実際に活用した好事例を調査のうえ公表するなど具体的な活用方法とともに、さらなる情報発信に取り組まれたい。

⑥デジタルガバメントの推進（国・東京都）
各種申請や手続き、決済等のデジタル化を通じて、中小企業等の手間・コストの削減や利便性の向上等、デジタル化によるメリットを“具体的に享受・実感”できるよう取り組まれたい。くわえて、ＧビズＩＤのさらなる普及促進を図るとともに、国・地方自治体における補助金・助成金をはじめとした各種申請において、基本情報の入力項目を共通化するなど、事業者の効率化につながるよう取り組まれたい。また、デジタルガバメントの推進にあたっては、取り残される中小企業・小規模事業者が生まれることがないよう十分な支援策、サポート体制の強化を検討されたい。

＜Ⅳ．東京商工会議所の取り組み＞
弊所では、「『はじめてＩＴ活用』１万社プロジェクト」をはじめ、経営者の意識改革を促す支援のほか、ＩＴ人材育成に資する研修事業の展開、サイバーセキュリティ対策支援、好事例の発信など、中小企業・小規模事業者のＩＴ活用促進に向け、取り組みを後押しする施策を実施している。

１．「『はじめてＩＴ活用』１万社プロジェクト」の推進

効果的なＩＴ活用が進んでいない中小企業・小規模事業者を対象に、経営者の意識改革を促すオンラインセミナーやＩＴ活用好事例紹介等の情報発信、便利で役立つＩＴツールの活用促進などを通じて、ＩＴの導入や活用を支援するプロジェクト。２０１９年１１月からスタートし、２０２１年１１月末までに、１０，０００件を超える支援を実施。また、経営課題の解決に役立つＩＴツール・サービス事業者と提携し、ＩＴの実装支援も行っている。

２．ＩＴ人材育成に向けた研修事業の展開

弊所では、ＩＴ活用に関する実務講座のほか、攻めのＩＴ活用に資する実践講座（デザイン思考、データ分析講座等）を開催し、会員企業の経営課題の解決手段としてのＩＴ活用を支援している。今後は、各社の経営課題や目的に応じて、ＩＴ人材育成に資する複数のテーマの講座を組み合わせたパッケージを用意・提案し、会員企業が体系立てて着実にＩＴ活用を推進できるよう支援を強化する。

３．サイバーセキュリティ対策の支援

サイバーセキュリティ対策の支援として、２０１９年度から申込者のメールアドレスに訓練用の標的型メールを送る「標的型攻撃メール訓練」を毎年度実施している。また、警視庁と連携し、弊所各支部においてサイバーセキュリティ対策セミナーを開催するなど各種情報提供に努めている。くわえて、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバーセキュリティ攻撃の増加を背景として、従前より展開している「『はじめてＩＴ活用』１万社プロジェクト」の枠組みの中で、会員企業のサイバーセキュリティ対策を総合的に支援することを目的に、２０２１年７月に「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」を設立。参画企業５社（凸版印刷㈱、三菱電機㈱、東京海上日動火災保険㈱、富士フイルムビジネスイノベーション㈱、東日本電信電話㈱）が弊所と連携し、専用ウェブサイトを通じ、中小企業向けサイバーセキュリティ支援サービスを提供する。

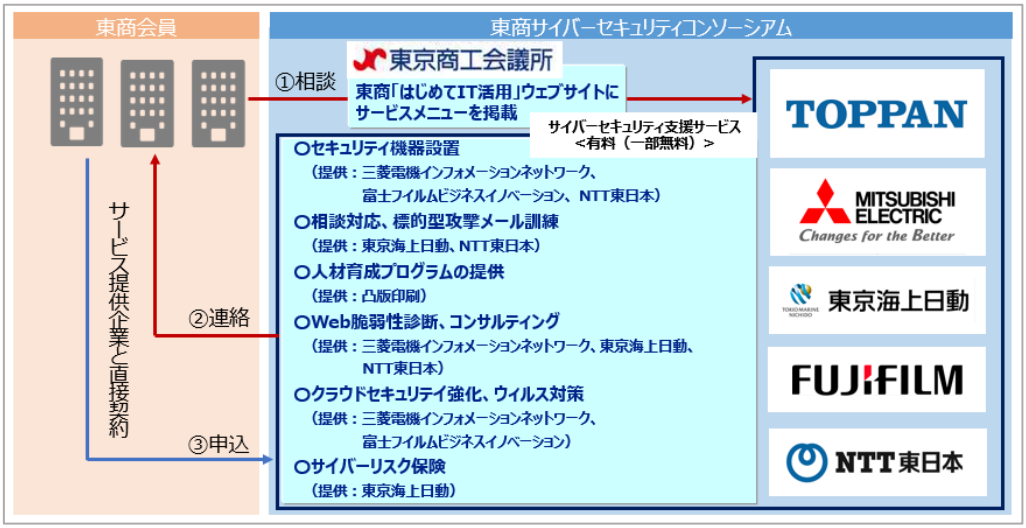

４．スマートものづくり実践事例集の展開（製造業向け）
　ＩＴ、ＩｏＴの活用を通じた中小ものづくり企業における生産現場の効率化や営業力強化に向けたＳＮＳ活用などを推進すべく、2019年３月に「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）」を開設。ＳＮＳや動画配信を用いて販売チャネルを業務用から一般消費者まで広げた事例や、衛生管理と品質管理をタブレットで管理することにより業務効率化を図った事例など、計30社の好事例を写真や動画を用いて紹介している。

２０２１年度第１８号
２０２１年１２月９日
第２３０回議員総会・第７４１回常議員会決議

＜提出先＞　山田デジタル大臣政務官、東京都坂本産業労働局長等

＜実現状況＞　・ＩＴ導入補助金の特定分野における補助率引き上げ、ハードウェア購入の補助対象化（国）
・中小企業デジタルツール導入促進支援事業の新規創設（東京都）
・ＤＸ人材リスキリング支援事業の創設（東京都）

１９．多様な人材の活躍に関する要望

Ⅰ．現状認識

【経済活動正常化への期待も、予断を許さない雇用情勢】
　日本商工会議所の１１月ＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、緊急事態宣言の解除による経済活動正常化への期待から全体の景況感は改善に転じている。しかし、依然として約３割の中小企業がコロナ禍前の売上から３割以上減少という厳しい経営状況にあり、感染再拡大への懸念に加え、資源価格高騰や円安等の影響もあり、力強い回復には至っていない。
　足下の雇用情勢も予断を許さない。雇用調整助成金等の効果で１０月の完全失業率は２．７％に踏みとどまっているが、有効求人倍率は１．１５倍で、東京、沖縄など６都府県では１倍を下回っている。１０月の新規求人数も全体ではコロナ禍前の前々年同期比で８割程度（▲１６．６％）まで回復するものの、宿泊業・飲食サービス業（▲３３．１％）、卸売業・小売業（▲２９．８％）、生活関連サービス業・娯楽業（▲２９．４％）では大幅な減少が続いている。

【企業の発展、経済の持続的な成長に、「多様な人材の活躍」は不可欠】
　企業にとっては、足下の雇用の維持や業績の回復に取り組むことが喫緊の課題であるが、今後の新たな成長に向けて、コロナ禍による社会や人々のニーズの変化、デジタル化の進展による産業構造の変化にも対応していかなければならない。
　女性・外国人・高齢者・障害者など、「多様な人材の活躍」推進は、労働力人口の減少への対応のみならず、ビジネスに多様な視点や価値観を取り込むという観点で、変革期にあるわが国企業の発展と日本経済の持続的な成長にとって極めて重要かつ不可欠な要素である。
　政府はこれまでも「多様な人材の活躍」推進に関する様々な施策を実施してきており、企業においても取り組みが進められているが、依然として課題は多く、さらにコロナ禍による景気の低迷は非正規比率の高い女性の雇用を直撃し、水際対策により外国人労働者の入国が制限されるなど、新たな問題も生じている。
　こうした認識のもと、「多様な人材の活躍」に関する政策について、下記により要望する。

Ⅱ．要望内容

１．女性の活躍推進
（１）［重点］中小企業における女性活躍推進の取組支援
　女性の活躍推進に向けては、２０２０年１２月に第５次男女共同参画基本計画が取りまとめられ、２０３０年までの政策目標などの基本認識が示されており、２０２２年４月からは、改正女性活躍推進法により常用雇

用者１０１人以上３００人以下の企業に対しても、事業主行動計画の策定や情報公表が義務付けられることとなっている。
　一方、日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、女性活躍に取り組む中小企業は８０．５％に達しているが、そのうちの約半数は取組に課題を抱えており、その内容は、「女性の管理職・役員比率が低い」（４４．７％）、「求める能力を有する女性人材を思うように採用できない」（３６．０％）、「女性社員が定着しない」（３１．２％）など、人材の確保から育成・定着まで全般にわたる。
　厚生労働省は、改正女性活躍推進法が企業に義務付けている取組の内容を分かりやすく周知していくとともに、中小企業が自社の業種・業態や企業文化にあった取組を実施できるよう、地方公共団体等とも連携し、事業主行動計画の策定に関する専門家による相談対応や個別訪問、経営戦略や人事制度の再構築に向けたコンサルティング、経営者・人事担当者への研修等支援を強化されたい。
　なお、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、取組の実施状況が優良な企業を対象とした「えるぼし」認定の制度がある。認定企業にはマークの使用や公共調達における優遇措置等のメリットが用意されているが、認定企業は約１，５１６社（内従業員数３００人以下の企業は約５５０社（２０２１年１０月末時点））にとどまっており、より取得要件が厳しい「プラチナえるぼし」も含め、企業による取組推進のインセンティブとして、税制優遇や助成措置等の大胆な支援策等を設けていただきたい。
　企業が女性活躍の推進に取り組むことは、仕事と家庭の両立が図れる職場環境の整備や、人材育成の充実、責任ある仕事への意欲醸成などにより、女性のみならず企業全体の人材の活躍を促し、ひいては、経営課題の解決や変革・成長にもつながることが期待される。こうした観点から、優良企業の女性活躍推進を通じた経営全般への具体的な効果を広く発信し、好事例の横展開を図られたい。

［具体的要望項目］
○改正女性活躍推進法の周知強化、地方公共団体等との連携による事業主行動計画の策定に関する相談対応や個別訪問等の支援強化
○経営戦略や人事制度の再構築に向けたコンサルティング支援や経営者・人事担当者への研修等に係る支援の強化
○「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の取得促進に向けたインセンティブの強化（取得企業に対する税制優遇や助成措置等の大胆な支援策の創設等）
○女性活躍推進の経営全般への効果に関する好事例の周知

（２）［重点］働く女性の主体的なキャリア形成支援
　２０２０年の雇用者に占める非正規の割合は、男性の２２．１％に対して、女性は５４．４％と高く、コロナ禍はこの女性・非正規の雇用を直撃し、５０万人の減少となった。
　厚生労働省は、コロナ禍における雇用対策の一環として、雇用保険を受給できない求職者が無料の職業訓練を受講し再就職や転職を目指す制度である求職者支援訓練を実施しているが、今年度の訓練受講者数は政府目標（５万人）よりも少数で推移しており、２０２０年度の実績は就職率も５割台にとどまっている。
　受講者数の増加や就職率の向上に向け、ハローワーク・マザーズハローワークにおける周知とともに、訓練から就職まで一貫した個別・伴走型支援を強化していくべきである。更に、女性の就業率が高い介護・医療分野や雇用の拡大が期待されるデジタル・グリーン分野の業界団体等との連携による訓練コースの設定や、トライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供を検討されたい。
　また、政府は２０２０年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を３０％程度とする目標を定めているが現状は厳しく、日本・東京商工会議所が実施した調査では、女性活躍に課題を有する中小企業の約半数が、「管理職・役員比率が低い」ことを課題に挙げている。また同調査では、女性活躍が進まない要因として、「女性社員が現状以上に活躍したいと思っていない」（４９．１％）を挙げる企業が最も多く、次いで、「社内にロールモデルとなる女性社員が少ない」（４２．２％）となっている。
　こうしたことから、女性の活躍推進には、企業による人材開発の推進とともに、働く女性の主体的なスキル向上、キャリアアップに向けた学びの意欲を引き出す職業能力開発施策の強化が求められる。
　労働者の自己啓発を広く支援する一般教育訓練給付は、簿記やプログラミングなどビジネスの実務で役に立つスキルから、輸送・機械運転関係や製造関係など現場を支える技術・技能に至るまで１万１千余の講座が対象に指定されているが、受給者数が減少傾向にある。ニーズの高いオンラインや休日・夜間の講座の拡充や、制度自体の更なる周知により、利用を促進していくべきである。
　また、労働者の中長期的なキャリア形成に資する教育訓練を対象とする専門実践教育訓練給付に関しては、「子育て女性のリカレント課程等、大学等の職業実践力育成プログラム（１３６講座）」など、女性活躍推進に資する対象講座数を増やしていくべきである。

［具体的要望項目］
○求職者支援訓練の受講者数の増加、就職率の向上に向けた、ハローワーク・マザーズハローワークにおける訓練の周知・実施から就職に至るまでの一貫した個別・伴走型支援の強化（業界団体との連携による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供）
○一般教育訓練給付について、オンラインや休日・夜間の講座の充実や、制度自体の更なる周知による利用の促進

○専門実践教育訓練給付について、「子育て女性のリカレント課程等、大学等の職業実践力育成プログラム」など女性の活躍推進に資する対象講座数の拡充

（３）女性の就労を阻害する税・社会保障制度の見直し

日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、女性の活躍が進まない要因のうち外部要因としては、「税・社会保険負担（１０６万円、１３０万円の壁等）が障壁となり、就業調整を意識する女性社員が多い」（３６．６％）と回答した企業の割合が最も高い。

年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列といったいわゆる日本型雇用と、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという家族形態を標準モデルとしてきているが、現在は雇用形態も多様化し、共働き世帯が多数となる等、働き方や家族のあり方が大きく変化してきている。また、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる１３０万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

こうした状況を踏まえ、また、働く女性との公平性を確保するため、第３号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

［具体的要望項目］
○第３号被保険者制度の廃止を含めた抜本的な見直し

（４）［重点］仕事と育児の両立支援

日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、女性の活躍が進まない要因のうち、女性社員本人に関する要因としては、「女性社員が現状以上に活躍したいと思っていない」（４９．１％）に次いで、「家事・育児の負担が女性社員に集中している」（４０．３％）が挙げられている。

本年６月に改正された育児・介護休業法により、男性の育児休業取得のための新たな枠組みである「出生時育児休業制度」の創設や、企業に対して育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等が義務付けられることになったが、同調査では、改正育児・介護休業法について、「名称・内容ともに知っている」と回答した企業の割合は４２．２％にとどまる。改正育児・介護休業法については、制度の内容が複雑でよく分からないとの声も聞かれることから、厚生労働省は分かりやすいパンフレットの策定により丁寧な周知に取り組まれたい。

また、男性の育児休業取得促進に関する課題については、「人員に余裕がなく、既存社員による代替が困難」（５６．７％）、「専門業務や属人的な業務が多く、対応できる代替要員がいない」（３８．２％）、「採用難で代替要員が確保できない」（３２．１％）など、代替要員の確保に課題を抱える企業が多い。

育児休業者の代替要員確保時に利用できる両立支援等助成金の育児休業等支援コースや、男性労働者が子の出生後８週間以内に開始する連続１４日以上（中小企業は連続５日以上）の育児休業等を取得した企業に助成金を支給する出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）の周知強化により利用促進を図るとともに、マンパワーやノウハウが十分ではない中小企業に対しては、業務平準化の体制整備への個別コンサルティング支援、専門家派遣による相談対応や好事例の周知、ハローワークにおける代替要員確保のための求人支援など、きめ細やかな支援を講じられたい。

性別にかかわらず、意欲ある労働者の育児休業中の能力開発を支援すべく、育児休業中でも利用可能である教育訓練給付や人材開発助成金の制度を企業や対象者に周知し、利用を促進していくことも重要である。

さらに、育児はもとより家庭と仕事を両立する上での弊害として、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も指摘されていることから、解消に向けた研修・セミナーなども実施されたい。

なお、育児休業給付に係る国庫負担は１．２５％で、２０１７年度から２０２１年度までの間は時限的に本則（１２．５％）の１０／１００に抑えられているが、厚生労働省が示した育児休業給付費の財政運営試算によると、２０２２年度以降の国庫負担は２０１６年度までの国庫負担率であった本則の５５％で算出した前提で、２０２３年度以降の差引剰余はマイナスとなっていることから、２０２２年度以降の国庫負担率を本則に戻すとともに、将来にわたり保険料率（４／１，０００）は引上げるべきではない。

［具体的要望項目］
○改正育児・介護休業法の分かりやすいパンフレット類の策定による丁寧な周知
○両立支援等助成金の育児休業等支援コースや出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）の周知強化・利用促進
○業務平準化の体制整備への個別コンサルティング支援、専門家派遣による相談対応や好事例の周知、ハローワークにおける代替要員確保のための求人支援など、中小企業に対するきめ細やかな支援
○育児休業中でも利用可能な教育訓練給付や人材開発助成金の周知、利用促進
○性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた研修・セミナー等の実施
○１．２５％としている育児休業給付の国庫負担を本則（１２．５％）に戻すこと。将来にわたり育児休業給付に係る保険料率を引上げないこと

（５）［重点］保育の量・質の確保

保育の受け皿整備による待機児童の解消は、安心して子供を産み育てられる環境整備のみならず、女性の活躍推進に向けても重要な課題である。政府は「新子育て安心プラン」に基づき、２０２１年度から２０２４年

度末までの４年間で約１４万人分の保育の受け皿を整備し、待機児童の解消を図るとしており、本年４月時点の待機児童数は５，６３４人と３年連続で最少となるなど整備は着実に進んでいる。引き続き着実に整備を進め、早期に待機児童ゼロを実現すべきである。

一方、政府の推計によると、２０２５年に保育施設の利用児童がピークとなる見込みであることから、将来的な施設の過剰を見据えた具体的な対応方針を早期に示し、各区市町村に対して、新設計画のみならず既存施設の利活用策を含めた計画策定を推進していくことが求められる。

また、保育の量の確保とともに、保育施設等における重大事故防止はもとより、多様な就労形態への対応や病児保育等の保育サービスの充実など、保育の質の確保に取り組むことが必要である。保育の現場において質の確保を担う保育士の処遇改善に向けた公定価格のあり方について、安定的な財源の確保も含め、具体的に検討し、措置を講じられたい。

企業や地域の企業が共同で設置・利用する企業主導型保育事業については、事業規模の拡大に伴い、保育の質や、定員割れ・休止等の事業の継続性、助成金の不正受給など様々な課題が顕在化したことから、審査委員会による審査体制や審査内容の充実・精度の向上、指導監査の充実・強化をはじめ、早急に改善すべき内容が「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」報告書に取り纏められた。政府はこの内容に沿って着実に取り組んでいくことで諸課題を解決・再発を防止し、企業主導型保育の量と質の確保を図っていくべきである。

なお、企業主導型保育事業や認可保育所の運営費（０～２歳児相当）の補助に係る助成金の財源である事業主拠出金は、業績の良し悪しに関係なく全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されている。政府は、「新子育て安心プラン」の実行に際し、事業主拠出金率を段階的に引上げ、最終的には０．４３％程度とすることを想定しているが、運用規律を徹底することで、できる限り引上げることなく、特に、今後は積立金の余剰分の動向等も勘案した上で、料率の引下げも視野に入れて検討されたい。

［具体的要望項目］
○保育の受け皿の整備による待機児童ゼロの実現
○将来的な保育施設の過剰を見据えた、具体的な対応方針の明示、各市区町村での計画策定の推進
○保育の質の確保、保育士の給与引上げに向けた公的価格のあり方の見直しと安定的な財源の確保の検討
○審査委員会による審査体制や審査内容の充実・精度の向上、指導監査の充実・強化等「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」報告書に基づく対応の着実な実施
○事業主拠出金の運用規律の徹底、事業主拠出金率は出来る限り引上げることなく、引下げを視野に入れた検討を行うこと

２．外国人材の活躍推進

（１）［重点］入国制限の緩和と感染防止水際対策との両立

日本で就労する外国人は、２０２０年１０月末時点で過去最高の１７２万人となり、外国人を雇用する事業所数も約２６万７千か所と、２０１４年以降、毎年約２万事業所ペースで増加しており、労働力を支える担い手として、期待が高まっている。また、特定技能や高度人材など外国人材の受入れ環境の更なる整備が求められている。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外国人の新規入国に関しては、入国を認める「特段の事情（再入国許可や日本人の配偶者・子など）」と同様の事情がない限り入国ができない状況となっている。本年１１月８日から一部見直され、商用・就労目的の短期滞在や就労・留学・技能実習等の長期滞在について、一定の要件の下、一日当たりの入国人数制限の範囲内で新規入国が認められることになったものの、変異株に対する予防的な観点から再び新規入国が停止されている。

なお、１１月８日以降の見直しでは、留学生、技能実習生の入国は在留資格認定証明書の作成日ごとに段階的に行われており、且つ、入国後１４日間の待機施設等における待機（一定要件を満たすワクチン接種者は１０日間）に係る措置も継続され、また、技能実習生の入国に関しては、一般監理団体および要件を満たす一部の特定監理団体が監理する実習生に限られている状況であった。

日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、特定技能外国人の雇用や受入れに係る課題について、３２．９％の企業が「コロナウイルスの影響により、外国人材が入国できない」を挙げており、特定技能外国人の受入れ経験のある企業に限ると５０．０％の企業が同課題を挙げている。

こうした状況を踏まえ、政府は、変異株等への水際対策を徹底し、感染防止策を講じた上で入国制限措置の緩和を検討されたい。また、入国制限の緩和に際しては、一日当たりの入国人数制限を引上げるとともに、ワクチンを接種した留学生、技能実習生に関しては、入国後１４日間の待機施設等における待機を他の中長期滞在者に対して講じた措置と同様に３日程度に緩和されたい。また、監理団体の区分によらず一律に実習生の入国を認められたい。

［具体的要望項目］
○変異株等への水際対策の徹底と、感染防止策を講じた上での入国制限の緩和の検討
○入国制限の緩和に際して、一日当たりの入国人数制限の引上げ、ワクチンを接種した留学生や技能実習生の入国後 14 日間の待機施設等における待機の日数緩和、監理団体の区分によらず一律の技能実習生の入国許可の実施

（２）［重点］中小企業の特定技能制度の活用支援

日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、特定技能外国人の雇用や受入について、「受入手続きがよく分からない」（３０．７％）、「採用に係るノウハウがない」（２８．４％）といった課題を挙げる企業が多く、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」、「外国人材を雇用したいが出会いの場がない」といった声も寄せられている。

法務省出入国在留管理庁は関係機関と連携し、外国人材の雇用について総合的に情報を入手し相談することができる「外国人在留支援センター・（ＦＲＥＳＣ／フレスク）」について幅広く周知し利用を促進していくとともに、受入れ申請手続きから採用・定着まで企業からの相談にきめ細かく対応されたい。更に、将来的にはこうしたワンストップの常設相談拠点が全国に整備されるなど、生活面での支援や災害等の対応を含めた総合的な支援を強化・拡充されたい。

加えて、昨年度より、外国人材受入れ支援体制の強化事業として実施してきている、特定技能制度の説明会や説明動画の提供、４７都道府県でのマッチング事業やオンラインでの就職面接会については、海外で特定技能試験に合格した外国人材も含め幅広く周知し、多くの外国人や企業の参加を得ることで、参加者の満足度やマッチングの実効性を確保されたい。

なお、各地商工会議所では、外国人材と企業とのマッチングイベントや企業見学会の開催、インターンシップの仲介など、地元中小企業における外国人材受入れに資する事業に鋭意取り組んでいる。法務省出入国在留管理庁はマッチングイベントの開催に際して、周知をはじめ、各地商工会議所との連携を図られたい。

［具体的要望項目］

○「外国人在留支援センター・（ＦＲＥＳＣ／フレスク）」の周知・利用促進、関係機関が連携して対応する常設相談拠点の全国的な整備等、総合的な支援の強化・拡充

○法務省出入国在留管理庁が実施するマッチング事業の周知、国際往来の再開以降の実施回数・頻度の拡充、各地商工会議所との連携

（３）［重点］特定技能の利用促進に向けた制度改善の検討

政府は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、２０１９年４月に新たな在留資格である「特定技能」を創設し、向こう５年間で約３４万５千人を上限に受入れることにしていたが、申請手続きの煩雑さや運用面の課題、更には新型コロナウイルスの影響もあり、本年９月末時点の受入れ数は３８，３３７人となっている。

一方で、日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、外国人材を「受入れている」、「受入れる予定がある」、「検討中」の企業のうち、特定技能外国人を「雇用しており、今後も受け入れたい」と回答した企業は１８．３％と前年調査より５ポイント増加した。「現在雇用していないが、受入れに関心がある」と回答した企業は前年調査から８．２ポイント減少したものの、約半数の４７．９％であり、同制度に対する企業の関心は依然として高い。

企業からは、利用を進めるに当たり、申請書類の簡素化と電子届出システムの利用促進を含む手続きの円滑化・迅速化、受入れ企業に義務付けられている１０項目の支援内容の見直しに加え、受入れ対象分野の拡大、登録支援機関の質の向上に向けた研修の実施やガイドライン策定など、制度の改善を求める声が多く寄せられている。

改正入管法には、いわゆる見直し規定が盛り込まれており、施行後２年を経過した際に制度の在り方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じることになっている。法務省出入国在留管理庁は特定技能がより有効に機能するよう、関係団体等の幅広い参画のもと、制度の改善や受入れ拡大に向けた方策に関する検討を早期に実施すべきである。

併せて、技能実習２号修了予定者や監理団体に対する特定技能の受入れ手続き及び制度の周知強化、外国人材の送り出しが期待できる国々への積極的且つ効果的な周知・広報活動にも取り組まれたい。

［具体的要望項目］

○改正入管法の施行２年後の見直し規定に基づく、制度の改善や特定技能外国人の受入れの拡大に向けた方策に関する検討

○申請書類の簡素化、申請および技能実習２号からの在留資格変更許可等手続きの円滑化・迅速化、電子届出システムの利用促進

○受入れ企業に義務付けている１０項目の支援内容の見直し（技能実習修了者や国内試験合格者に対する支援項目の一部免除・廃止等）

○特定技能１号の受入れ対象分野の拡大（技能実習２号の対象職種で特定技能の対象となっていない対象分野の拡大）、特定技能２号の受入れ対象分野の拡大

○登録支援機関向けの研修機会の提供や支援に関するガイドラインの策定等、登録支援機関の支援の質の向上に向けた取組の実施

○技能実習２号修了予定者や監理団体に対する特定技能の受入れ手続き及び制度の周知強化、外国人材の送り出しが期待できる国々への特定技能制度の積極的且つ効果的な周知・広報活動

（４）［重点］技能実習制度の運用適正化

技能実習制度は、わが国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。２０２０年１０月末時点で約４０万２千人の技能実習生が就労し、増加を続けている。

他方、同制度については、劣悪な条件下の就労や、技能実習生の人権侵害・虐待、失踪・事故といった様々な問題が指摘されている。外国人技能実習機構の業務統計によると、２０２０年度の実地検査において技能実習法令違反等に対する指導を行った割合は、実習実施者の３７．２％、監理団体の４１．７％にのぼり、適正な運用に向けた取組を強化していくことが求められる。

２０１９年３月に法務省に設置された「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が「調査・検討結果報告書」において、二国間取り決めの対象国拡大・運用強化、口座振り込みによる報酬支払、特定技能への移行の周知徹底、迅速・広範な情報共有に基づく厳正な審査・検査など、制度の適正化に向けた改善策をまとめている。

政府はこれらの改善策を着実に実施するとともに、技能実習制度の推進や検査・指導を行う外国人技能実習機構の人員増強と機能強化により、実習実施者や監理団体に対して法令遵守に向けた指導を強化されたい。また、技能実習生をはじめとする外国人との共生社会の実現には、外国人の生活のために必要な日本語能力の向上を支援することが重要である。

［具体的要望項目］

○技能実習制度の改善に向けた取組の強化

○外国人技能実習機構の人員増強、機能強化による、実習実施者や監理団体に対する法令順守に向けた指導の強化

○外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

３．高齢者の活躍推進

（１）企業と高齢者とのマッチング機能の強化・拡充

わが国の６５歳以上人口割合は２０２０年１０月時点で２８．８％となり、政府推計では、２０年後の２０４０年には３５．３％まで上昇することが予測されているなど、急速な高齢化が進んでいる。いわゆる健康寿命（日常生活に制限のない期間）は、２０１６年時点で男性が７２．１４年、女性が７４．７９年となっており、７０歳を超えても個々人の意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が既に到来している。

厚生労働省の調査によると、６６歳以上も働くことができる制度のある企業の割合は、大企業の２８．２％に対して中小企業は３４．０％となっており、中小企業は深刻な人手不足もあって、高齢者の雇用に関して比較的積極的であると言える。

大企業等での経験を通じて高度な技術や知識・経験・ノウハウを有し、退職後もそれらを活かしたい意欲を持つ大企業等ＯＢ人材は多く存在する。一方、多くの中小企業は生産・開発、技術、販路、知識・ノウハウをはじめ様々な経営課題を抱えている。

政府は「高齢者の活躍推進」と「中小企業の経営課題の解決」の両方を目的に、大企業等ＯＢ人材と中小企業をマッチングする全国的な事業を創設されたい。また、ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センター、シルバー人材センターの機能強化・拡充や更なる周知に取り組んでいくことも重要である。

なお、６５歳以上高齢者に加え、定年後のセカンドキャリアを検討する世代に対する学び直しの機会を提供するべく、教育訓練給付の制度周知を強化するとともに、デジタルに不安のある高齢者向けの職業訓練の充実や、中小企業の現場を体験し、実践的なスキルを習得できるよう、インターンシップやトライアル雇用による訓練機会の提供を検討いただきたい。

［具体的要望項目］

○大企業等ＯＢ人材と中小企業をマッチングする全国的な事業の創設

○ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センター、シルバー人材センターの機能強化・拡充や更なる周知

○教育訓練給付の制度周知の強化、デジタルに不安のある高齢者向けの職業訓練の充実や中小企業の現場体験と実践的スキルの習得に向けたインターンシップやトライアル雇用による訓練機会の提供

（２）改正高年齢者雇用安定法の幅広い周知

本年４月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、企業に義務付けられている６５歳までの「高年齢者雇用確保措置」に加えて、非雇用の措置を含む６５歳から７０歳までの「高年齢者就業確保措置」が企業の努力義務となった。

日本商工会議所が本年４月に実施した調査では、改正高年齢者雇用安定法の対応状況について、「必要な対策を講じている」（３２．６％）、「具体的な対応を準備・検討中」（１０．６％）を合わせて４３．２％の企業が具体的に取り組んでいるが、そのうち、新たに創設された「創業支援等措置（非雇用の措置）」に取り組む企業は約１割程度にとどまる。

「創業支援等措置（非雇用の措置）」については、内容が分かりづらく、具体的なイメージが湧かないという声や、本措置の導入にあたっては過半数労働組合等の同意を得ることが要件になっているなど、手続き面が

複雑で分かりづらいという声が多く聞かれている。
厚生労働省は、改正法の内容を平易な表現で記載した分かりやすいパンフレット等により、幅広く丁寧に周知するとともに、「創業支援等措置（非雇用の措置）」の好事例の収集・横展開にも取り組まれたい。
また、日本・東京商工会議所が昨年７月～８月にかけて実施した調査では、「高年齢者就業確保措置」が努力義務になることに伴う課題に関しては、４５．４％の企業が「（高齢者）本人の体力的な面や疾病等の面で難しい」を挙げている。「高年齢者就業確保措置」に関しては、「対象者基準」を設定できることや、就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当する場合には継続雇用しないことができる旨を適切に周知していくべきである。また、「対象者基準」を設定する際の参考に資するよう、厚生労働省は、基準の設定に関する具体的な事例を示し、幅広く周知していただきたい。

［具体的要望項目］
○改正高年齢者雇用安定法の周知、「創業支援等措置（非雇用の措置）」の好事例の収集・横展開
○「高年齢者就業確保措置」の「対象者基準」を設定に関する具体的な事例の周知

（３）高年齢雇用継続給付の激変緩和措置に係る中小企業への配慮
中小企業は高齢者の雇用に関して比較的積極的であり、中小企業で働く多くの労働者が高年齢雇用継続給付の支給を受けている。このため、高年齢者等職業安定対策基本方針に記載の通り、高年齢雇用継続給付が２０２５年４月から、賃金の原則１５％から１０％へ縮小されることに関しては、各経済団体とも連携の上、事業主を含めた周知を十分な時間的余裕をもって行われたい。また、給付率の縮小後は中小企業に対して、支給率や支給期間等について激変緩和措置を講じられたい。
加えて、６５歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めの廃止、希望者全員を６６歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成する６５歳超雇用推進助成金（６５歳超継続雇用促進コース）は、今年度、申請多数により受付停止となっている。予算拡充の上、中小企業の更なる利用を促進されたい。

［具体的要望項目］
○高年齢者雇用継続給付の給付率縮小後の中小企業に対する激変緩和措置の実施
○６５歳超雇用推進助成金（６５歳超継続雇用促進コース）予算拡充、利用促進

（４）審議会委員、労働審判員の年齢要件の撤廃
審議会の委員は、１９９９年４月に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」により「委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない」こととされており、原則、委員就任時に７０歳以上の者は選任することができない。また、労働審判員は２００５年１月に定められた「労働審判員規則」により、６８歳未満の者の中から最高裁判所が任命することになっている。
高齢者活躍推進の観点から、これらの年齢要件は撤廃すべきである。

［具体的要望項目］
○審議会委員、労働審判員の年齢要件の撤廃

４．障害者の活躍推進
（１）中小企業における障害者雇用の拡大に向けた支援の強化・拡充
民間企業の法定雇用率は、２０１８年４月の政令改正により２．０％から２．３％へ引上げられ、経過措置として当分の間（施行日から起算して３年を経過する日よりも前）は２．２％となっていたが、２０２１年３月１日に経過措置が廃止され、２．３％へ引上がった。
厚生労働省の調査によると、２０２０年度の中小企業の障害者の実雇用率は４５．５人～１００人未満で１．７４％、１００人～３００人未満で１．９９％と民間企業全体の２．１５％と比べて低く、また、法定雇用率達成企業の割合は４５．５人～１００人未満で４５．９％、１００人～３００人未満で５２．４％と半数程度にとどまるなど、中小企業における障害者雇用は進んでいない。
日本・東京商工会議所が７月～８月に実施した調査では、中小企業における障害者雇用の課題は、「自社の業務にあった障害者を採用できない」（３６．５％）、「障害特性を踏まえた配慮など受入れのノウハウが不足」（３３．２％）、「障害者が行う業務の切り出し、設定が困難」（３１．４％）と受入・採用に関する課題が多いことに加え、「障害者の就労をサポートするマンパワーがない」（２６．９％）、「サポートするノウハウが不足している」（２５．６％）など、就労のサポートなどノウハウの面にも課題を抱えている。また、新型コロナによる影響やテレワークの普及拡大により、配送物の仕分けや資料の印刷・封入、オフィスの清掃など、障害者の業務は大幅に減少し、「雇いたくても雇えない」状況も発生している。
こうした現状を踏まえ、ハローワークや地域障害者職業センターでの障害者受入・定着支援の強化を図るとともに、個社の事情に合わせた業務の切り出しや社内の理解促進など、個別伴走型支援の充実に取り組むことが必要である。また、トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金の利用促進、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」の幅広い周知など、障害者雇用に関する中小企業支援策を強化・拡充されたい。

［具体的要望項目］
○ハローワークや地域障害者職業センターでの障害者受入・定着支援の強化、特に個別伴走型支援の充実
○トライアル雇用助成金・特定求職者雇用開発助成金の利用促進、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」の周知など、障害者雇用に関する中小企業支援策の強化・拡充

（２）従業員 100 人以下の中小企業に対する障害者雇用納付金制度の適用除外継続

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となり、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うことから、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的として「障害者雇用納付金制度」が設けられている。

本制度により、常用労働者１００人超の雇用率未達成企業は納付金が徴収され、それを財源として、常用労働者１００人超の法定雇用率達成企業には「調整金」が、常用労働者１００人以下で障害者を４％又は６人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主には「報奨金」がそれぞれ支給されている。なお、本制度の対象が２０１５年４月に、常用労働者２００人超から１００人超の事業主に拡大されたこともあり、本制度の積立金（納付金関係業務引当金額）は２０１３年度には２０億円であったが、２０１９年度には３００億円まで増加している。

こうした中、厚生労働省は障害者雇用政策に関する今後の論点の一つに「中小企業に対する障害者雇用調整金及び納付金制度の適用範囲の拡大」を挙げているが、まずは、納付金制度を通じた効果的な支援体制の整備に取り組むべきであり、納付金の対象として常用労働者１００人以下の企業を除外する措置は継続すべきである。

また、在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）または在宅就業支援団体に仕事を発注する企業に対して、特例調整金・特例報奨金を支給する在宅就業障害者特例調整金は、法定雇用率未達成企業については特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額される制度であるため、障害者雇用が進まない中小企業に広く周知し、利用を進めるべきである。

［具体的要望項目］
○常用労働者１００人以下の企業を障害者雇用納付金制度の除外する措置の継続
○在宅就業障害者特例調整金の中小企業への周知・利用促進

５．就職氷河期世代の就職支援

１９９３年から２００４年頃の間に就職活動をしていたいわゆる就職氷河期世代のうち、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者は少なくとも５０万人、これに、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者や、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者等を加えると、全体で１００万人程度と見込まれている。こうした状況を踏まえ、政府は２０１９年６月に策定した「就職氷河期世代支援プログラム」に基づく３年間の取組により、就職氷河期世代の正規雇用者を３０万人増やすことを目指している。

政府の取組に対して、人手不足に悩む中小企業から「現時点では就労面に課題を抱えていても、働く意欲があり、即戦力となる人材であれば積極的に採用したい」旨の声も聞かれている。厚生労働省はハローワークにおける専門窓口の拡充や、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援、短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得に資するリカレント教育の実施、更には就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充等、就職氷河期世代の就職に向けた一連の支援策を強化・拡充するとともに、幅広く周知し利用を促進されたい。

また、コロナ禍による厳しい経営環境におかれる企業が多い中、第二の就職氷河期世代を生まぬよう、新卒応援ハローワークでの新卒者のみならず既卒３年以内の新卒者も対象としたきめ細やかな就職支援の充実・強化や中小企業とのマッチング機会の提供などに取り組まれたい。

［具体的要望項目］
○就職氷河期世代の就職に向けた支援策の強化・拡充、幅広い周知・利用促進
○第二の就職氷河期世代を生まぬよう、新卒応援ハローワークでの新卒者のみならず既卒３年以内の新卒者も対象としたきめ細やかな就職支援の充実・強化、中小企業とのマッチング機会の提供

以上

２０２１年度第１９号
２０２１年１２月１６日
第７４１回常議員会決議

＜提出先＞厚生労働省、内閣府、経済産業省、中小企業庁、法務省、出入国在留管理庁

＜実現状況＞

改正女性活躍推進法や改正育児・介護休業法の周知強化が行われた。女性活躍推進については、令和４年度厚生労働省事業において、事業主の有する課題の解決に向けた個別の支援の強化が行われる予定。また、外国人材の活躍推進については、一日当たりの入国人数制限が２０２２年3月１４日時点で1日７，０００人まで引上げられた。ワクチンを接種した留学生、技能実習生に関しては、入国後１４日間の待機施設等における待機長期が免除もしくは3日程度に短縮された。

２０．雇用・労働政策に関する要望

Ⅰ．現状認識

【経済活動正常化への期待も、予断を許さない雇用情勢】

日本商工会議所の１１月ＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、緊急事態宣言の解除による経済活動正常化への期待から全体の景況感は改善に転じている。しかし、依然として約3割の中小企業がコロナ禍前の売上から3割以上減少という厳しい経営状況にあり、感染再拡大への懸念に加え、資源価格高騰や円安等の影響もあり、力強い回復には至っていない。

足下の雇用情勢も予断を許さない。雇用調整助成金等の効果で１０月の完全失業率は２．７％に踏みとどまっているが、有効求人倍率は１．１５倍で、東京、沖縄など6都府県では1倍を下回っている。１０月の新規求人数も全体ではコロナ禍前の前々年同期比で8割程度（▲１６．６％）まで回復するものの、宿泊業・飲食サービス業（▲３３．１％）、卸売業・小売業（▲２９．８％）、生活関連サービス業・娯楽業（▲２９．４％）では大幅な減少が続いている。

【「成長と分配の好循環」に向けた雇用・労働政策を】

企業にとっては、足下の雇用維持と業績回復が喫緊の課題であるが、同時に、今後の新たな成長に向けて、コロナ禍による社会や人々のニーズの変化、デジタル化の進展による産業構造の変化にも対応していかなければならない。

日本経済の成長を生み出す最大の資源は「人」である。わが国経済社会がコロナ禍を乗り越え、「成長と分配の好循環」を実現していくためには、デジタルやグリーン関連など成長が期待される産業分野への円滑な労働移動、リスキリング・学び直しによる能力開発、更には、多様で柔軟な働き方の実現等を通じて、中小企業や地域経済を含めた社会全体としての生産性を高め、イノベーションの創出にチャレンジしていくことが不可欠である。

こうした認識のもと、今後の雇用・労働政策について、下記により要望する。

記

Ⅱ．要望内容

１．雇用の安定と人手不足・成長分野への円滑な労働移動

（１）［重点］雇用調整助成金の特例措置の延長

雇用調整助成金は、コロナ禍の雇用対策として対象労働者一人一日当たりの上限額の引上げや助成率に係る特例措置が講じられた結果、本年１２月３日時点の支給決定件数は累計で５２８万件、支給決定額は4兆9，９３４億円に達している。

こうした中、コロナ禍で深刻な影響をなお受けている宿泊・飲食業などの企業から、「業況特例」など特例措置の延長を希望する声が多く聞かれている。

厚生労働省は特例措置の取り扱いについて、「原則的な措置」に関しては来年３月末まで現行の助成率を維持し、助成額の日額上限を来年1月以降は段階的に引下げる一方、「業況・地域特例」は3月末まで現行の助成率・助成額の日額上限を継続することとしている。

これらの特例措置は雇用の安定に大きな役割を果たしていることから、経済・雇用に関する各種指標がコロナ禍以前の状況に戻るなど、コロナ禍が収束し経済が回復するまでの間は、雇用調整助成金の特例措置、とりわけ「業況特例」は助成率・助成額の日額上限など現在の助成内容を延長すべきである。

［具体的要望項目］

○経済・雇用に関する各種指標がコロナ禍以前の状況に戻るまで、雇用調整助成金の特例措置、とりわけ「業況特例」の助成内容の延長

（２）［重点］一般会計資金投入による雇用保険財政の安定化

雇用調整助成金支給の増大により、雇用保険二事業会計は既に枯渇化が必至な状況であり、失業等給付に係る雇用保険会計の積立金から２兆６千億円の借入れをしてもなお、２０２１年度の安定資金残高はゼロとなる見込

みである。
雇用調整助成金の特例措置等、コロナ禍の長期化に伴う一連の措置は、事業主のみが負担する共同連帯の制度である雇用保険二事業の範疇を大きく超え、感染症対策としての性格が極めて強いことから、その財源は本来全て一般会計による国費で負担すべきである。
現在、失業等給付は２．５％、育児休業給付は１．２５％としている国庫負担を本則（失業等給付は２５％、育児休業給付は１２．５％）に戻すことはもとより、一般会計から資金を投入することで雇用保険二事業会計を含めた雇用保険財政の安定化を早期に確保すべきである。
来年度の雇用保険料率は、労働保険徴収法の「弾力条項」（積立金残高など財政状況に照らして一定の要件を満たす場合に雇用保険料率を大臣が変更することができる）により引上がることが考えられるが、長引くコロナ禍により厳しい業況の企業が多く、コロナ禍が収束し経済が回復するまでの間は、料率が引上がることがないよう強く要望するとともに、雇用保険料の引上げは将来にわたり出来る限り回避すべきである。
併せて、今回のコロナ禍での経験を踏まえ、激甚災害の指定を受けた災害や大規模な感染症等の際には、雇用調整助成金の財源を全額一般会計で負担する制度を創設するなど、保険料財源では対応が困難な有事の場合における国（一般会計）の責任の範囲についても早急に検討すべきである。

［具体的要望項目］
○雇用保険の国庫負担を本則（失業等給付は２５％、育児休業給付は１２．５％）に戻すとともに、一般会計資金の投入による雇用保険財政の早期安定化
○コロナ禍が収束し経済が回復するまでの間、雇用保険料率を引上げず、また、将来にわたりできる限り引上げを回避すること
○激甚災害の指定を受けた災害や大規模な感染症等の際など、保険料財源では対応が困難な有事の場合における国（一般会計）の責任の範囲に関する検討

（３）［重点］人手不足業種、成長産業への労働移動の促進
足下の雇用維持への取組に加え、介護・建設など慢性的な人手不足業種や、デジタル・グリーン関連など新たな成長分野への労働移動を円滑に進めていくことが重要である。
厚生労働省は、コロナ禍における雇用対策の一環として、雇用保険を受給できない求職者が無料の職業訓練を受講し再就職や転職を目指す制度である求職者支援訓練を実施しているが、今年度の訓練受講者数は政府目標（５万人）よりも少数で推移しており、就職率も２０２０年度の実績では５割台にとどまっている。
受講者数の増加や就職率の向上に向け、ハローワーク・マザーズハローワークにおける周知とともに、訓練から就職まで一貫した個別・伴走型支援を強化していくべきである。雇用吸収力の高い建設・介護分野や今後の雇用の拡大が期待されるデジタル・グリーン分野の業界団体等との連携による訓練コースの設定や、トライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供を検討されたい。
なお、求職者支援訓練の財源は２０２１年度までの時限措置として国庫５／１００、労使負担９５／１００となっているが、訓練の対象者は雇用保険被保険者ではないことから、全額一般会計で措置すべきである。
併せて、ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化や、労働移動支援助成金・トライアル雇用助成金の幅広い周知と利用促進にも取り組むべきである。

［具体的要望項目］
○ハローワークにおける訓練から就職に至るまで一貫した個別・伴走型支援の強化（業界団体との連携による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供）
○ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化
○労働移動支援助成金・トライアル雇用助成金の幅広い周知と利用促進

（４）雇用シェア・在籍型出向の促進
足下の雇用維持への取組として、コロナ禍により一時的に雇用過剰となった企業と人手不足業種や成長分野の企業との間で「雇用シェア・在籍型出向」を促進していくことも重要である。
産業雇用安定助成金の出向計画受理状況によると、本助成金を通じた在籍型出向に占める中小企業の割合は出向元（６割）、出向先（５割）ともに多く、出向元企業は在籍型出向について出向労働者の労働意欲の維持・向上、能力開発効果、雇用維持効果を、出向先企業は従業員の負担軽減や即戦力の確保等の面で評価している。
一方、厚生労働省が実施した調査では、マッチング相手の情報提供や企業間の相談の仲介や立会い、出向契約書等の作成支援を求める割合が高い。昨年度、３千件の成約を出している産業雇用安定センターによる企業マッチングや規程の整備・手続きなど出向のノウハウに係る相談支援を強化・拡充していくべきである。
また、関係機関による出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓の推進を目的として、全国在籍型出向等支援協議会が本年２月に設置され、その後４７都道府県ごとに地方協議会が設置された。その中で、関係団体が連携し、説明会・相談会やマッチング会を開催した岡山県の協議会の取組が紹介されたが、こうした好事例は他の地方協議会への横展開を図っていくべきである。

［具体的要望項目］
○産業雇用安定センターによる企業マッチングや出向のノウハウに係る相談支援の強化・拡充
○４７都道府県ごとに設置された地方協議会の好事例の横展開

（５）解雇無効時の金銭救済制度の早期具現化

解雇無効時の金銭救済制度は、厚生労働省が設置した検討会において、有識者による専門的な検討が進められており、本年６月に策定された「成長戦略フォローアップ」には労働移動の円滑化の観点から、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる旨が記載されている。

日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査でも、「アフターコロナ」を見据え、今後、政府が要件や規制緩和すべき働き方や推進すべき取組を尋ねたところ、「時間にとらわれない柔軟な働き方」に次いで、２１．５％の企業が「解雇に係る法制・規制の緩和」と回答しており、早期に検討を進め、具現化すべきである。

［具体的要望項目］
○解雇無効時の金銭救済制度の早期具現化

２．新たな成長を支える能力開発と生産性向上

（１）［重点］リスキリング・学び直しの促進

わが国経済が人口減少下でも持続的に成長・発展していくには、デジタル技術の進展など産業構造の変化に対応し、働く一人ひとりが自らの知識・能力を積極的にアップデートしていく「リスキリング・学び直し」を推進していく必要がある。

労働者の自己啓発を広く支援する一般教育訓練給付は、簿記やプログラミングなどビジネスの実務で役に立つスキルから、輸送・機械運転関係や製造関係など現場を支える技術・技能に至るまで１万１千余の講座が対象に指定されているが、受給者数が減少傾向にある。ニーズの高いオンラインや休日・夜間の講座の拡充や、制度自体の更なる周知により、利用を促進していくべきである。

また、労働者の中長期的なキャリア形成に資する教育訓練を対象とする専門実践教育訓練給付に関しては、「子育て女性のリカレント課程等、大学等の職業実践力育成プログラム（１３６講座)」など学び直しに資する対象講座を増やしていくべきである。

併せて、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成することで企業内の人材育成を支援する人材開発支援助成金について、幅広く周知することで利用を促進していくべきである。

［具体的要望項目］
○一般教育訓練給付について、オンラインや休日・夜間の講座の充実や、制度自体の更なる周知による利用の促進
○専門実践教育訓練給付について、「子育て女性のリカレント課程等、大学等の職業実践力育成プログラム」など学び直しに資する対象講座の拡充
○人材開発支援助成金の幅広い周知による利用の促進

（２）［重点］中小企業のデジタル活用、生産性向上に資する人材育成

少子化を背景とする労働力人口の減少が続く中で、中小企業が働き方改革の取組を進めながら、競争力を維持・強化していくには、デジタル技術の活用により労働生産性を高めていくことが不可欠である。

東京商工会議所が昨年１０月に中小企業を対象に実施した調査では、ＩＴを十分に活用できていない企業の課題としては、「ＩＴ導入の旗振り役が務まるような人材がいない」（３３．４%）と回答する企業が最も多く、各社の業務特性を踏まえたＩＴ導入・活用を担う人材の育成が求められる。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の生産性向上人材育成支援センターでは、生産性向上に資する従業員向け訓練を企業のニーズに合わせたオーダーメイドで提供する「生産性向上訓練」を実施しているが、受講者の評価も高く、受講者数・受講事業数ともに計画を上回るなど活用が進んでいることから、更なる利用促進に向け、予算や支援体制を強化・拡充されたい。来年度は全国の同センターに「ＤＸ人材育成推進員」を１００名配置し、中小企業におけるＤＸ人材育成の推進を図ることにしているが、幅広く周知し相談窓口の利用を促進していくとともに、きめ細やかな相談支援を実施されたい。

また、専門実践教育訓練給付においても、「ＡＩ・ＩｏＴ等の第四次産業革命スキル習得講座（８５講座)」など中小企業のデジタル活用に資する対象講座を拡充するとともに、訓練で習得したスキルを現場で実践できるよう、企業での実習を組み合わせて実施していくべきである。

［具体的要望項目］
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の生産性向上人材育成支援センターが実施している「生産性向上訓練」の予算、支援体制の強化・拡充
○全国の同センターに配置される「ＤＸ人材育成推進員」の幅広い周知による相談窓口の利用促進、中小企業に

対するきめ細やかな相談支援の実施
○専門実践教育訓練給付について、「ＡＩ・ＩｏＴ等の第四次産業革命スキル習得講座（８５講座)」など中小企業のデジタル活用に資する対象講座の拡充と、企業での実習を組み合わせた訓練の実施

３．成長と分配の好循環の実現

（１）［重点］企業による自発的な賃上げの促進

ＯＥＣＤデータによると、２０１９年の日本の時間当たり労働生産性（就業１時間当たり付加価値）は主要先進７カ国中最下位であり、２０２０年の平均賃金の水準もイタリアに次いで２番目に低い。賃金水準の向上には、成長戦略により生産性を向上させ、企業が生み出す付加価値を増やし、その成果を賃金として分配することで、民需主導の自律的な成長軌道につなげていく「成長と分配の好循環」を実現していくことが重要である。

一方、雇用の７割を占める中小企業の労働分配率は高止まりしており、賃上げ余力は乏しい。また、日本商工会議所が本年６月に実施した調査では、今年度に正社員の所定内賃金の引上げを実施した企業（予定含む）は４１．４％であるが、そのうちの７３．１％の企業が業績の改善に裏打ちされていない賃上げ（防衛的な賃上げ）である。

こうしたことから、中小企業の賃金水準向上には、デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援、「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化の推進等、生産性向上に資する支援策を講じることで、中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備していくことが必要である。

なお、政府が分配政策として打ち出している賃上げ企業への税制支援に関しては、現行の中小企業に対する所得拡大税制を深堀りされたい。また、看護師、介護士、保育士等の給与引上げに向けた公的価格のあり方の見直しに関しては、エッセンシャルワーカーの待遇改善の観点から意義あるものと考える。安定的な財源の確保も含め、具体的に検討し、措置を講じられたい。

［具体的要望項目］
○デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援、パートナーシップ構築宣言による取引適正化の推進など、生産性向上に資する支援策の実施による、中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備
○中小企業に対する所得拡大税制の深堀り
○看護師、介護士、保育士等の給与引上げに向けた公的価格のあり方の見直しと安定的な財源の確保の検討

（２）［重点］中小企業の経営実態を踏まえた納得感のある最低賃金の決定

最低賃金は法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に係る指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきであり、最低賃金の引上げを賃金水準の向上など経済政策の道具として用いることは適切でない。

しかしながら、今年度の中央最低賃金審議会における「目安に関する公益委員見解」には、経済財政諮問会議で決定された最低賃金引上げの政府方針へ特段の配慮をした上で審議を行った旨が明記されており、結果として、政府方針を追認する形で、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げとなった。法が定める最低賃金の決定プロセス、ひいては最低賃金審議会のあり方自体にも疑問を抱かざるを得ず、各地商工会議所や地方最低賃金審議会の使用者側委員からも「地域の経済状況が考慮されず、データやエビデンスに基づいた審議が十分に行われていない」といった声が多く聞かれている。

厚生労働省は、最低賃金の審議における政府方針の位置付けを整理するとともに、政府方針の決定に当たっては、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、労使の意見を十分に反映すべきである。

なお、今年度の目安はＡからＤの全ランク２８円の引上げであり、ランク制を廃止し全国一律とすべきとの意見もあるが、現在のランク制は４７都道府県を所得・消費、給与、企業経営に関する指標をもとに４ランクに分け、地域の状況に基づき目安額を決定する合理的なシステムであり、今後も堅持すべきである。

［具体的要望項目］
○明確な根拠のもとで納得感のある最低賃金の決定
○最低賃金の審議における政府方針の位置付けの整理
○最低賃金に関する政府方針の決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会の設定
○最低賃金の目安に関するランク制の堅持

４．多様で柔軟な働き方の推進

（１）ハイブリッド型を含め、テレワークの普及・定着に向けた支援の強化・拡充

コロナ禍により急速に普及したテレワークは、感染症対策をはじめとした危機管理に有効であるとともに、場所を選ばない柔軟な働き方として、今後の更なる普及・定着が期待される。

しかしながら、日本・東京商工会議所が本年２月に実施した調査では、テレワークを「現在も実施している」と回答した企業の割合は全体で２１．４％、東京都で５４．３％となり、「実施したことがある（現在は取りやめた)」と回答した企業の割合は全体で７．４％、東京都で７．２％と一定数存在する。

一方、テレワークの実施によって生じた課題は多岐にわたり、「社内のコミュニケーション確保」（５１．６％）、「パソコン等の機器やネットワーク環境の整備・確保」（４９．２％）、「テレワークに対応できる業務の少なさ」（４４．９％）、「社員の労務管理」（４２．３％）、「情報セキュリティの確保」（３９．９％）などが挙げられている。

テレワークが普及・定着していくには、感染症対策のみを目的として取り組んでいる企業の定着支援や、実施を取りやめた企業の再活用など、企業の実態に合わせた支援に重点を置くとともに、ハイブリッド型を含め、テレワークの効果的な活用が、感染症対策のみならず経営課題の解決にプラスの効果があることを発信していくことが重要である。

厚生労働省においては、働き方改革の進展による労働生産性の向上や人材の採用力・定着率の向上、経費の削減など、テレワークによる経営への効果について、好事例を収集し、幅広く周知されたい。併せて、テレワークの普及・定着に資する人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充やテレワーク相談センターなど相談機能の強化を図られたい。

また、内閣府が実施している「地方創生テレワーク」に係る一連の取組は、会社を辞めずに地方に移り住む「転職なき移住」やワーケーションなどによる関係人口の拡大、東京圏企業による地方サテライトオフィスの設置など、都市部から地方への人の流れを加速させ、地方の活性化に資することから、官民を挙げて推進していくべきである。

［具体的要望項目］
○働き方改革の進展による労働生産性の向上や人材の採用力・定着率の向上、経費の削減など、テレワークの具体的な経営への効果に関する好事例の収集、幅広い周知
○人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充やテレワーク相談センターなど相談機能の強化
○「地方創生テレワーク」の官民を挙げた推進

（２）副業・兼業の推進

副業・兼業は所得の増加に加え、スキル・経験の獲得を通じた本業へのフィードバックや、人生１００年時代の中で将来的に職業上の別の選択肢への移行・準備も可能とするものである。

日本商工会議所が本年７月に実施した調査では、副業・兼業を推進・容認している中小企業は３０．３％にとどまった。また、副業・兼業を認めていない理由は、６４．９％の企業が「社員の長時間労働・過重労働につながりかねないため」、５３．０％が「社員の総労働時間の把握・管理が困難なため」を挙げている。

厚生労働省は、昨年９月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、「簡便な労働時間管理の方法」を提示した。これにより、本業先の使用者Ａ及び副業・兼業先の使用者Ｂは、それぞれ予め設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、他の使用者の事業場における実労働時間の把握を要することなく労働基準法を遵守することが可能になった。本ガイドラインの内容とともに「簡便な労働時間管理の方法」を用いた具体的な事例を労使双方に対して、幅広く周知していただきたい。

また、高度な技術や知識、経験、ノウハウを有する大企業のシニア人材等が副業・兼業によりスポット的に中小企業で働くことは、労働移動の契機になり得ることから、こうした人材と中小企業をマッチングするスキームを創設されたい。

なお、多様な働き方の一つとして「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」に盛り込まれた「選択的週休３日制度」に関しても、副業・兼業等を通じた地方創生やワーク・ライフ・バランスの推進など様々な効果が期待できることから、好事例を収集し、幅広く周知していただきたい。

［具体的要望項目］
○「副業・兼業の促進に関するガイドライン」による「簡便な労働時間管理の方法」と活用事例の幅広い周知
○大企業のシニア人材等による副業・兼業と中小企業をマッチングするスキームの創設
○「選択的週休３日制度」に関する好事例の収集と幅広い周知

５．働き方改革の推進

（１）中小企業における時間外労働の上限規制などへの対応支援

時間外労働の上限規制は、昨年４月に中小企業に対しても導入されたが、厚生労働省が本年８月に公表した昨年度の監督指導結果によると、対象となった２万４千余の事業場のうち３７％で違法な時間外労働が確認され、是正・改善に向けた指導が行われており、取組に課題がある。

中小企業が法令を遵守し、生産性の向上やワーク・ライフ・バランスの推進など「働き方改革」への取組を着実に推進していけるよう、法の更なる周知に加え、４７都道府県に設置された働き方改革推進支援センターによる相談体制や働き方改革推進支援助成金など、中小企業に対する支援策を強化・拡充されたい。

なお、年５日の年次有給休暇の取得義務化が２０１９年４月に施行されたが、傷病や産前産後、育児・介護休業から年度途中に復帰した労働者については、復帰日から年度末など、勤務可能日数に応じた日数の取得義務とすべきである。

[具体的要望項目]
○働き方改革推進支援センターによる相談体制や働き方改革推進支援助成金など、中小企業に対する支援策の強化・拡充
○休業から年度途中に復帰した労働者に対する年５日の年次有給休暇の取得義務の緩和

（２）中小企業による同一労働同一賃金への対応支援

同一労働同一賃金について、中小企業への導入を控えた本年２月に日本・東京商工会議所が実施した調査では、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業は５６．２％にとどまり、正社員と非正規社員との待遇差に関する説明義務について「客観的・合理的に説明ができる」と回答した企業の割合も４１．１％にとどまった。

こうした中、未だに多くの中小企業から「内容や定義が分かりづらい」、「裁判でしか判断が付かないグレーゾーンが広く、自信を持って準備を進めることができない」、「非正規社員の処遇改善に充てる原資がない」といった声が聞かれている。

法の更なる周知に加え、４７都道府県に設置された働き方改革推進支援センターによる相談体制やキャリアアップ助成金など、中小企業に対する支援策を強化・拡充されたい。また、各企業が取組を進める際の参考に資するよう、最高裁などの判例を分かりやすく周知していただきたい。

[具体的要望項目]
○働き方改革推進支援センターによる相談体制やキャリアアップ助成金など、中小企業に対する支援策の強化・拡充
○最高裁などの判例の分かりやすい周知

（３）企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

テレワークの普及・定着などコロナ禍を契機とした働き方の変化により、「労働時間」を基軸とするのではなく、「仕事の成果」を基軸とした効率の良い働き方に対する関心が高まっている。

日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、「アフターコロナ」を見据え、今後、政府が要件や規制緩和すべき働き方や推進すべき取組を尋ねたところ、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制、高度プロフェッショナル制度等の「時間にとらわれない柔軟な働き方」と回答した企業が３２．１％で最も多かった。

また、厚生労働省が６月に公表した「裁量労働制実態調査」によると、裁量労働制が適用されていることについて、適用労働者の８割が「満足」であると回答していることに加え、半数が「時間にとらわれず柔軟に働くことで、ワーク・ライフ・バランスが確保できる」、「仕事の裁量が与えられることで、メリハリのある仕事ができる」と回答するなど、多くの適用労働者が裁量労働制の効果を実感している。

現在、厚生労働省の検討会において制度改革案が検討されているが、働き方改革関連法案の段階で削除となった「企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大」を、早期に実現すべきである。

[具体的要望項目]
○「企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大」の早期実現

（４）高度プロフェッショナル制度の導入実態把握・分析

「高度プロフェッショナル制度」は、高度の専門的知識等を有し職務の範囲が明確で、一定の年収要件（１，０７５万円以上）を満たす労働者を対象に、労使委員会の決議や労働者本人の同意を前提として、年間１０４日以上の休日確保措置や健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労働基準法に定められた労働時間等に関する規定が適用されない柔軟な働き方として、一昨年４月に施行されたが、本年３月末時点での導入企業数は２０社（２１事業場）、対象労働者数は５５２人にとどまっている。導入が極めて少数にとどまる要因を調査・分析し、必要があれば導入要件や手続きを見直していくべきである。

[具体的要望項目]
○高度プロフェッショナル制度について、導入が少数にとどまる要因を調査・分析し、必要があれば導入要件や手続きを見直すこと

６．健康経営の推進とハラスメント防止

（１）健康経営の更なる普及・促進と専門人材の活用

近年、従業員の健康管理を経営的な視点から戦略的に実践し、労働生産性の向上などにつなげる健康経営の認知度が高まっている。健康宣言を行った企業は合計で５万社を超え、健康経営優良法人等の申請社数は約１万２千社に上った。先般、日本健康会議において、健康経営に取り組む企業等を１０万社以上にする目標が設定されたところである。

一方で、コロナ禍において定期健康診断が進まず、昨年のがん検診受診率も約３０％低下した。テレワークの影響もあり、運動不足など生活習慣の乱れ、メンタルヘルス不調の社員の増加も懸念されている。企業の健康づ

くりに資する人材などのリソースも不足しているといわれ、特に中小企業では、従業員の心とからだの健康づくりは大きな課題となる。
　全国の企業・団体数を考慮すると、健康経営の更なる普及と取組の促進には、人材の育成と活用が不可欠である。商工会議所で実施している健康経営アドバイザー研修を受講し、現在普及・啓発等を行っている人材は全国で約１７，０００人おり、その中で、社会保険労務士、中小企業診断士、保健師、健康運動指導士、産業医などの専門家が健康経営エキスパートアドバイザー研修を受講し、約１，５００人が中小企業等の健康経営の取組支援を行っている。同時にデータヘルスの普及、コラボヘルスの促進、特定健診・特定保健指導の受診率向上に向けた周知活動、中小企業における安全衛生管理体制の確立、労働災害防止等の普及・啓発、働き方改革との連携などにこのような人材を活用すべきである。
　また健康経営優良法人認定制度は、国が認定することにより、健康経営の推進に一層寄与するものであり、引き続き国が責任を持って実施していただきたい。

[具体的要望項目]
○中小企業の健康経営の取組を支援する専門人材（健康経営エキスパートアドバイザー）の派遣費用の助成措置
○地方公共団体、保険者、医師会、地域経済団体、民間事業者等が連携して健康経営を推進する仕組み（日本健康会議の地方版）づくりへの支援
○次期健康日本２１において、健康経営アドバイザーを推進者等として位置付け、その活用を明記すること

（２）ハラスメント防止の徹底に向けた支援策の強化・拡充
　一昨年５月に成立した改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）により、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに加え、職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務化され、大企業は昨年６月に施行、中小企業には来年４月に施行されることになっている。
　日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、パワハラ防止法の名称・内容を知っている企業の割合は４２．５％で、施行時期を知っている企業の割合も４０．８％にとどまっている。また、パワーハラスメントと業務上の適正な指導との線引きが困難である、また、適正な処罰・対処の判断に迷うといった声が多く聞かれている。
　パワハラ防止法の幅広い周知や、コンサルティング派遣や相談対応、セミナーによる情報提供、調停制度や判例の周知など、中小企業に対する支援策を強化・拡充されたい。

[具体的要望項目]
○パワハラ防止法の幅広い周知
○コンサルティング派遣や相談対応、セミナーによる情報提供、調停制度や判例の周知など、中小企業に対する支援策の強化・拡充

７．中小企業の人材確保
（１）ハローワークにおける支援体制の強化
　日本・東京商工会議所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、「人手が不足している」と回答した企業の割合は４９．９％で、前年の調査と比べて１３．５ポイント増加するなど、再び人手不足の状況に戻りつつある。中小企業が人材を採用する際に最も身近な手段はハローワークであるが、昨年度のハローワーク求職者における就職率は２４．６％に低下し、目標である２９．７％を大きく下回った。
　コロナ禍による求人の減少に加え、雇用調整助成金等に関する問い合わせ急増への対応も要因の一つと考えられるが、今後の経済回復期においてハローワークが果たすべき役割は益々大きく、要員体制を十分に強化するとともに業務のＩＴ活用を進めることにより、担当者制による求職者へのきめ細やかな職業相談・職業紹介や、求職者と求人企業とのマッチング力の強化、これまでハローワークを利用していない企業に対する求人開拓等に取り組んでいただきたい。
　また、本年９月にハローワークインターネットサービスの機能が強化され、オンラインでの職業紹介が可能になり利便性が向上したことから、求職者と求人企業双方に対して幅広く周知していくべきである。

[具体的要望項目]
○ハローワークの要員体制強化とＩＴ活用の推進
○担当者制による求職者へのきめ細やかな職業相談・職業紹介や、求職者と求人企業とのマッチング力の強化、これまでハローワークを利用していない企業に対する求人開拓
○ハローワークインターネットサービスの周知、利用促進

（２）中小企業の魅力発信に関する支援策の創設
　日本・東京商工会議所が２０１９年に実施した調査で、人員が充足できない理由を尋ねたところ、「産業・職種に魅力がない」（４４．６％）、「自社の知名度が低い」（３０．０％）、「自社の業務内容がＰＲできていない」（２３．３％）など、自社の魅力発信に関する項目を挙げる企業が多い。中小企業にとって人材確保は引き続き深刻

な経営課題であるが、上記調査結果を踏まえると、求職者に対する認知度の向上や、企業と求職者の相互理解の促進に向けた支援が求められる。
　東京都は中小企業における人材確保を支援するために、中小企業の魅力をウェブサイトや冊子を通じて紹介する「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」を実施しているが、厚生労働省においても中小企業の魅力発信に資する具体的な支援策を実施されたい。

［具体的要望項目］
○中小企業の魅力発信に資する具体的な支援策の実施

（３）中小企業におけるインターンシップ活用促進と採用選考ルールの周知
　内閣府の調査によると現在、約７割の学生がインターンシップに参加し、そのうちの多くが業界・業種や仕事内容、会社の雰囲気に対する理解促進等の効果を実感している。インターンシップは学生の就労意識の向上やミスマッチによる離職防止への効果が期待されるとともに、中小企業にとっては、自社の魅力を学生に伝える貴重な機会となり得る。
　就業体験という本来の趣旨に即したインターンシップの普及促進を図るとともに、マンパワーの限られる中小企業のインターンシップ実施について、プログラムの企画・立案に関する助言・指導や、大学との連携・交流機会の提供、実施に関する費用の補助等の支援策を講じられたい。
　なお、採用選考ルールに関しては、ルールが定めた日程の前から採用に係る活動が行われているなど形骸化の指摘もあるが、就職・採用活動の早期化・長期化を抑止し、学生が学業に専念できる環境の確保にも資するものであり、採用に携わるマンパワーが限られる中小企業にとっても有益である。採用・就職に関する環境の変化をとらえつつ、官民を挙げて幅広く周知していくとともに、企業においては本ルールを遵守することが求められる。

［具体的要望項目］
○就業体験を目的とするインターンシップの普及促進と、中小企業に対する専門家による助言・指導、大学との交流機会の提供、実施費用の補助等、支援策の実施
○採用選考ルールの官民を挙げた幅広い周知

（４）労働者派遣制度に係る規制の見直し
　労働者派遣法には派遣労働者個人単位の期間制限が設けられており、同一の派遣労働者を派遣先の事業所における同一の組織単位（課など）において受け入れることができる期間は３年が限度となっている。しかし、厚生労働省が実施した改正派遣法の施行状況調査によると、派遣元、派遣労働者の双方とも派遣期間制限の廃止・緩和のニーズは高く、期間制限によるキャリアアップ効果に関しても、プラスの影響があるとの回答よりもマイナスの影響があるとの回答が多い。こうしたことから、派遣労働者個人単位の派遣期間制限は緩和・撤廃を含めて見直すべきである。
　他方、雇用者の約４割が非正規雇用となる中で、所得格差の拡大と固定化は日本の社会にとって大きな問題であり、見直しに当たっては、期間制限以外の方法によるキャリアアップの促進の方策についても十分な検討が必要である。
　また、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者については、離職後１年以内の元勤務先への派遣が禁止されている。本人の意向や離職に至った経緯等を一切考慮せず一律に派遣を制限することは、再就労希望者のニーズに反し、良好な就業機会を奪うことにもなりかねない。改正派遣法の施行状況調査の結果を勘案しつつ、本人の意向、離職に至った経緯などを考慮した例外対応を可能とするなど、同規制は見直すべきである。
　日雇い派遣は、原則として禁止され、例外となる労働者の要件の一つに、副業として従事するもので正業年収が５００万円以上の者というものがあるが、一定且つ定期的な収入を確保できている者は年収基準を改めて検討するなど、副業・兼業の推進に向け、年収要件を引下げられたい。

［具体的要望項目］
○派遣労働者個人単位の派遣期間制限の緩和・撤廃を含めた見直しと、派遣労働者のキャリアアップ促進策の検討
○離職後１年以内の元勤務先への派遣規制の見直し
○日雇い派遣に係る年収要件の引下げ

以上

２０２１年度第２０号
２０２１年１２月１６日
第７４１回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

＜実現状況＞

雇用調整助成金の特例措置（業況特例・地域特例の日額上限額１５，０００円、助成率最大１０／１０）について、２０２２年６月末まで延長された。雇用保険料率については、２０２２年９月まで失業等給付の料率が据え置かれることになった。また、雇用保険会計の積立金の枯渇化が想定される場合における機動的な国庫繰り入れ規定が新たに設けられた。

新たな成長を支える能力開発と生産性向上関係では、令和４年度において、デジタルなど成長分野を支える人材育成の強化、非正規雇用労働者のキャリアアップ、リカレント教育、成長分野などへの労働移動の円滑化への支援が強化される予定。

２１．社会保障における持続可能な医療制度に関する提言～医療のデジタル化と自助・イノベーションの強化を～

基本的考え方と概要

新型コロナウイルス感染問題を通じて、「いのちを守ること」と「医療を守ること」は同時に達成すべき目標であると、改めて気づかされた。困難ながらもきわめて重要なこの目標の両立に向け、現在わが国が直面する医療制度をめぐる諸課題に正面から向き合い、解決に向けた取組みを力強く進めなければならない。

政府においては、年金・医療・介護をはじめ全世代型社会保障制度のあり方全般に関し、持続可能性を高めるための総合的検討を行ってきている。給付費ベースで約３割を占める医療について、政府や地方自治体において次期医療費適正化計画の策定をはじめ医療制度に関する議論が本格化するこのタイミングをとらえ改めて課題を明確化したい。

もとより、日本の医療は、医療関係者の日々の懸命な活動と国民皆保険制度に支えられている。皆保険の根幹は公的医療保険制度であるが、少子高齢化に伴い、制度の主な担い手である現役世代が減少する一方で、医療受診機会の多い高齢者や高額医療の増加などを要因として医療保険給付の拡大が続いており、保険財政は厳しい状況にある。

国民のいのちと健康を守るために不可欠な社会インフラである公的医療保険制度を持続可能な形で維持していくためには、現行制度における自助・共助・公助のあり方を含め、国民に広く納得感のある制度へと不断の見直しを行うことが求められる。政府は、遅れている医療分野のデジタル化を一気に進めるとともに、コロナで国民の間に医療への関心が高まっている今を好機と捉え、従来からの制度改善にとどまらず、国民の意識改革にも踏み込んだ新たな取組みも同時に進めていただきたい。

併せて、健康・医療関連産業を経済成長に結び付ける方策、新興の感染症蔓延といった危機的状況への対応など、コロナ禍を奇貨として、わが国の経済社会全体のレジリエンス強化に国を挙げて取り組まれたい。

そうした状況を踏まえ、以下のとおり提言し、その実現に向け意見活動を行う。

【総括的概要】

１．公的医療保険財政構造の見直し

職域における被用者保険（現在の組合健保、協会けんぽなど）からスタートしたわが国の健康保険制度は、国民皆保険として市町村単位の国民健康保険（以下、「市町村国保」）、さらに後期高齢者用の保険制度を加えながら今日に至っている。

高齢者向け保険給付を被用者保険（現役世代が加入）と公費で支える収支構造が複雑化し、非常に分かりにくいものになっている。また、増加を続ける現役世代と事業者の負担や公費投入のあり方に関する見直しが進んでおらず、公平性の観点からの課題も大きい。

国民皆保険の持続可能性向上に向け、給付と負担のバランスを改善する応能負担の拡大、ひいては公的医療保険制度の運営・財政構造全体について抜本的な改革を進めることが必要である。

２．「医療ＤＸ」の強力な推進

コロナ禍を通じて、わが国の医療分野におけるデジタル化・ＩＣＴ化とその活用（以下、「医療ＤＸ」）の遅れが、「いのちと医療」を守るうえでの障害となっていることが明らかになった。国を挙げて「医療ＤＸ」の強力な推進を急がねばならない。これにより、国民・関係者がともにメリットを受け、医療保険財政の負荷軽減や医療の発展にもつながる。

「医療ＤＸ」を進めるにあたって重要なことは、個人データの共有化と適切な活用である。現在行われているのは主に治療の処置記録であり、本人不在のデータ収録・管理に過ぎないとの指摘もある。病歴・受診歴等の個人情報・データは当該個人に帰属するものであるという基本認識を国民、政府、関係機関がしっかり共有しなければならない。そのうえで、国が情報プラットフォームを整備し、かつ適切に管理し、必要な情報を各個人同意

のもとに活用できるデータヘルス[1]を進めることが強く求められる。また、医療機関ごとに仕様が異なる電子カルテのデータ共有とオンライン診療等の推進、感染症発生情報ならびに医療機関の稼働状況等情報の一元管理が必要である。

「医療ＤＸ」により、平時における医療の効率化・医療（給付）費の削減やデータ利活用による診断・医療技術等の発展はもとより、大規模自然災害や新興感染症流行等による危機的状況にも適時適切な医療提供体制と医療資源の確保が可能となる。

なお、忘れてならないのは、個人情報に関する徹底したセキュリティの確保であり、サイバーリスク対策にも万全を期すことが不可欠である。そうした対策とともに国民的理解と同意を得ることを大前提として進めなければならない。

３．セルフメディケーションの浸透促進

わが国の公的医療保険は、国民や事業者が負担する保険料を基（原資）とする共助制度に公助（税金投入）を組み込んだ制度となっている。現役世代や事業者の更なる負担増は回避しなければならないが、国の財政にはさまざまな制約要因があり、公助への過度の依存が難しいことも自明である。

このように、保険財政における「収入」には限界がある。そうした中で持続可能な制度運営を図るために重要なことは、「支出」すなわち保険給付の増加を適切に抑制することであり、われわれは「自助」たるセルフメディケーションの促進を強く提案する。誰もが健康寿命の延伸を願っている。コロナ禍により健康・疾病への関心が高まっている今こそ、セルフメディケーションを普及拡大させる絶好のチャンスである。

セルフメディケーションには、個々人のヘルスリテラシー[2]向上、データに基づいた健康管理の推進が求められるため、基本ツールとしての「医療ＤＸ」が欠かせないが、併せて、日常的な相談に対応してもらえる家庭医的存在も重要である。「かかりつけ医」「かかりつけ薬局・薬剤師」について、国民的合意が得られる機能と役割の検討を深められたい。

４．健康・医療関連産業におけるイノベーションの推進

世界に先駆けて少子高齢化が進展してきたわが国においてこそ、医療・健康関連産業のイノベーションを強力に推進し、その成果を国民の健康増進とわが国の経済成長につなげることが求められる。がん検査・治療に関する日本の内視鏡ＡＩの技術が世界標準になっている例などに続かねばならない。日本発の医療機器・医薬品の開発が進められるよう、官民を挙げた積極的な取組みが必要である。

特に、政府の「健康・医療戦略推進本部」による関係省庁の連携強化、産学官の垣根を超えた資金投入や人材育成・流動性確保などを促進することが重要である。「革新的創薬」への取組み強化も求めたい。

いのちや未来の医療をテーマとする「２０２５年大阪・関西万博」は、日本の医療・健康産業のポテンシャルを世界に示す絶好の機会であり、その成功をステップとして、関連産業のイノベーションを加速すべきである。

【各論】

１．公的医療保険財政構造の見直し

公的医療保険財政の全体像を見ると、被用者保険から市町村国保（現在は都道府県との共同運営）へ前期高齢者納付金（以下、「納付金」）として３．７兆円、被用者保険と市町村国保から後期高齢者医療制度へ後期高齢者支援金（以下、「支援金」）として６．２兆円がそれぞれ拠出されている。また、同制度には公費が７．６兆円投入されている（いずれも２０１８年度）。

高齢者が多い市町村国保と７５歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、保険料で医療給付費を賄えず、現役世代や事業主が保険料を負担している被用者保険からの納付金・支援金や公費で収支均衡を図っている。今後、団塊世代が順次、後期高齢者に到達することなどから、現役世代、事業主や公費による負担はさらに膨らむ恐れがある。

加えて、市町村国保は、被用者保険から納付金を受け入れる一方、後期高齢者医療制度へ支援金を出すなど、公的医療保険制度全体の財政構造がきわめて歪である[3]。

公的医療保険財政の健全化を進めて持続可能性を高めるため、政府は、現役世代や事業者の負担増の抑制、医療費減少につながる以下の施策を迅速に実行されたい。

（１）応能負担の原則化と医療費窓口負担の公平性確保

現役世代は自己負担や健康保険料支払額（負担）が医療費（受益）を超えている一方、高齢者は受益が負担を大きく上回っている（図１）。世代間の受益と負担のアンバランスが顕著であり、抜本的な見直しが求められる。後期高齢者の一定所得層について医療費の窓口負担が２２年１０月から２割に引き上げられることと

[1] 協会けんぽや健康保険組合等の保険者が、電子化された健康医療情報の分析結果を踏まえて実施する、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な取組みのこと。
[2] 健康状態を把握し、自分で手当てが可能か、医療機関を受診すべきかを決めるための知識と判断力のこと。
[3] 厚生労働省社会保障審議会医療保険部会（２０２１年９月２２日）資料より。

なり[4]（図２）、改善の一歩は進んだが、同等の所得があっても年齢による負担割合が異なる状態は解消されておらず、依然として公平性に欠けたままである。

医療費の負担は、年齢でなく支払能力に応じた形にすることを基本とすべきである。一定以上の所得がある高齢者の窓口負担割合は、年齢にかかわらず一律３割とすることとし、影響緩和の観点から、例えば２年に一度の診療報酬改定のタイミングに合わせるなどスケジュールを決めて段階的に引き上げるべきである。

また、高齢者のみならず、現役世代を含めて広く薄く国民全体を対象としたワンコイン型受診時定額負担制度を導入し、医療保険収支の改善が図られるようにすべきである。本制度の導入により、後述する「かかりつけ医」の定着や、大学病院を中心に過重労働が問題となっている勤務医の負担軽減につながることも期待される。

（図１）医療に関する自己負担・保険料（負担）と医療費（受益）の関係（年齢層別）

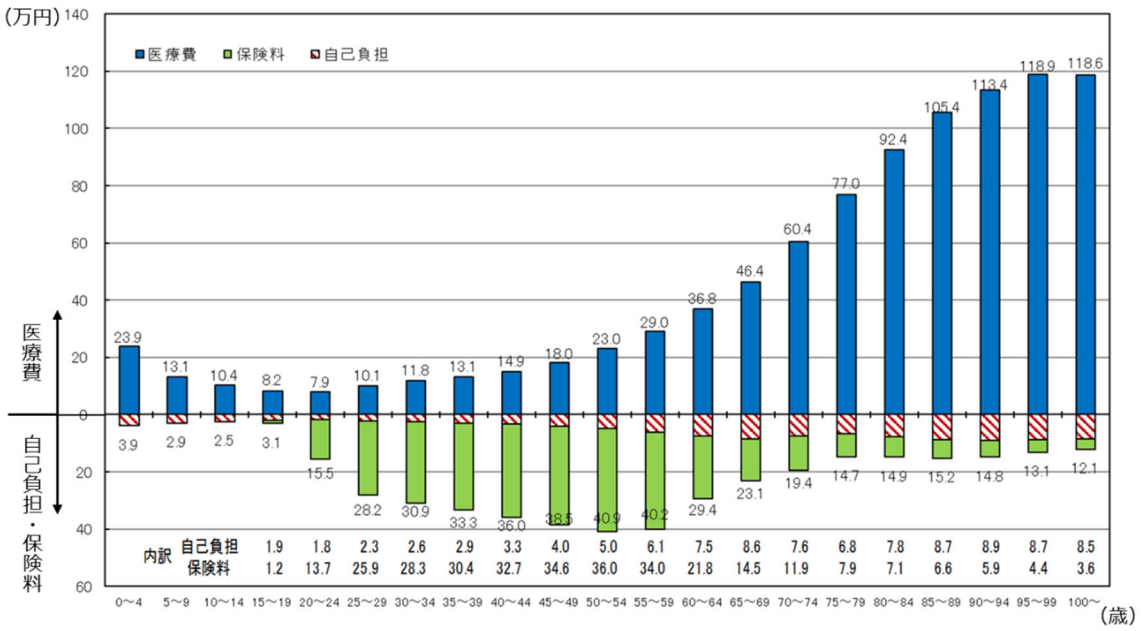

出典：第１４５回社会保障審議会医療保険部会　資料

（図２）医療費の窓口負担割合（単身世帯の場合）

75歳以上	年収383万円以上	3割
	年収200万円～383万円　〔2022年10月から　1割 ➡ 2割〕	
	年収200万円未満	1割
70～74歳	年収383万円以上	3割
	年収383万円未満	2割
70歳未満	年収要件なし	3割

2022年10月１日から

区分	医療費負担割合
年収383万円以上	3割
年収200万～383万円 ※1	2割 ※2 ※3
年収200万円未満	1割

※１　複数世帯の場合、新たに２割負担となる世帯年収基準は 320 万円以上。

※２　対象者は約 370 万人。被保険者全体に占める割合は、20%。

※３　激変緩和措置として、施行後３年間は、１割負担の場合と比べた負担増がひと月当たり 3,000 円に収まるようにする。

出典：厚生労働省資料等を基に事務局作成

[4] ２０２２年１０月１日施行開始。

（２）処方・投薬の適正化による医療費削減

保険財政の健全化に向けては、医療費全体の約２割を占めると言われる薬剤の処方・投薬の適正化を図ることも必要である。

後述するように、小さなリスクには「自助」で対応するという考え方を普及させる中で、うがい薬や湿布薬等と同様に、ＯＴＣ[5]類似医薬品（市販薬と成分が同等の、医師が処方する医療用医薬品）の範囲を拡大して保険給付対象外の医薬品を増やすといった見直しを進めることが必要である。フランスで実施されている事例を参考に、薬剤の種類や有効性等に応じて自己負担割合を引き上げるという方策も検討に値すると考える。

また、医師・医療機関が患者に対して行うべき医薬品使用方針に関する説明用資料である「フォーミュラリー」の積極活用を図るべきである。広く策定・活用が進めば、約３，０００億円の薬剤費削減につながるとの試算[6]もある。政府主導で、地域の医療機関の連携による「地域フォーミュラリー」の策定を促進することも検討されたい。

なお、東京都葛飾区や墨田区では、薬局が「節薬バッグ」を用いて残薬戻しを促す取組みがなされ、薬剤師とのより密接なコミュニケーションにより、服薬指導の徹底や飲み忘れ解消も図られている。全国に広がると、最大で約３，３００億円の医療費削減につながるという試算[7]もあり、政府として各自治体に働きかけていただきたい。

（３）医薬品の安定供給に向けた取組みの促進

保険財政の健全化（医療費削減）のための薬剤費低減は１つの方策であるが、近年の継続的な薬価引き下げは医薬品（特に、ジェネリック医薬品）の安定供給を損ないかねないとの声が出ている。実際、コロナ禍による海外からの原材料の調達難や海外工場の未稼働、および需要量の急増等により供給量が不足するリスクが顕在化し、また一方向的なコストカット要請による薬剤メーカーの疲弊や品質低下の懸念も指摘されている。

国民が安心して必要な医薬品を選択できることが重要であり、ジェネリック医薬品等の供給を安定させるため、政府には、製造・取引価格の適正化を図りつつ、原材料の調達から製造までを国内で一貫して行い得る環境を整備することが強く求められる。

（４）公的医療保険制度における不合理性の見直し

わが国では、国民皆保険が確立する過程と人口高齢化の動きが並行して進んだことを背景に、公的医療保険制度を構成する保険が幾つも並立している。近年、高齢者向け保険を被用者保険が支える構造が非常に歪なものとなっており、増加する一方の現役世代と事業者の保険料負担が人々の将来不安要因と考えられるまでになっている。

政府には、被用者保険の負担増加抑制にもつながる医療保険制度間の収支バランス改善のため、公的医療保険制度全体の運営・財政構造見直しの一環として、以下の対応策を進めていただきたい。

① 被用者保険が拠出する後期高齢者支援金の計算方法の見直し

７５歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、収入の約４割を被用者保険と市町村国保からの後期高齢者支援金に依存しているが、市町村国保が拠出する支援金の一部も結果的に被用者保険が負担する調整が行われている。

被用者保険側が二重に負担しているともとれる同支援金の計算方法を見直し、負担の適正化を図るべきである。

② 市町村国保における前期高齢者向け給付原資の見直し

前期高齢者（６５歳～７４歳）が多く加入する市町村国保に対し、被用者保険から、前期高齢者向け給付充足のための前期高齢者納付金を拠出している。しかし、同納付金は、計算上、調整額外の給付もあると考えられ、不合理である。

市町村国保においては、会計区分を見直すなどして、被用者保険から拠出するのは、前期高齢者に対する給付原資の不足分のみとすべきである。

③ 保険料滞納者に対する保険給付サービスの限定化

負担能力を有するにも関わらず保険料を滞納している被保険者が、保険料を支払う者と同等のサービスを受けられる現状は、共助による保険制度の趣旨から外れるとともに、公平性・納得性の点から問題がある。

社会的な合理性に照らして、保険料滞納者に対する保険給付サービスに差を設けるなど、納得できる仕組みを検討されたい。

---

[5] 「Ｏｖｅｒ　Ｔｈｅ　Ｃｏｕｎｔｅｒ：オーバー・ザ・カウンター」の略。ＯＴＣ医薬品は、いわゆる市販薬のこと。

[6] 健康保険組合連合会の試算による。

[7] 九州大学大学院の島添隆雄准教授の試算による。

２．「医療ＤＸ」の強力な推進

いのちを守るとともに公的医療保険財政への負荷軽減を図るには、限りある医療資源を有効かつ適切に活用する「医療マネジメント」が必要である。

そうした観点から、「医療ＤＸ」を強力に進めることが不可欠の課題となっている。現状を見ると、今般のコロナ禍に対応するため政府等が各種システムの整備を行ったものの、医療現場等での導入・活用が進んだとは言えない。「医療ＤＸ」は、ビッグデータの利活用により、重複診療・過剰投薬の回避や遠隔地医療の実施、病気発見、医療技術・新薬開発などへの期待を背景として、平時の効率的な治療や医療提供、医療の進化にも必要不可欠なものとなりつつある。世界的に劣後してきた「医療ＤＸ」の遅れ（図３）を取り戻すため、関係者における取組みを一気に加速すべきである。併せて、画像データの通信・処理等にも耐え得る情報ハイウエイの全国的敷設が必要と考える。

「医療ＤＸ」を進めるうえで重要なことは、個人情報の管理と活用のあり方に関し認識を整理・共有することである。すなわち、個人情報は、人々のいのちと健康を守るためにこそ集約・管理・活用されるべきものであって、その帰属先は当該個人であり医療機関や政府ではないこと、を明確にしなければならない。そうした基本認識のうえで、国民のニーズに合った診療・治療のために、個人情報が有効活用されることが重要であり、政府はそのための信頼に足るプラットフォームを整備する役割を担うべきである。

特に、電子カルテの統一的活用、オンライン診療の拡大などにより、真に必要とされる相談・診断・治療の普及が進められることを望む。

（図３）医療分野におけるＤＸの進捗状況

出典：ＯＥＣＤ，　ＨＣＱＩ　ｓｕｒｖｅｙ　ｏｆ　ｅｌｅｃｔｒｏｎｉｃ　ｈｅａｌｔｈ　ｒｅｃｏｒｄ　ｓｙｓｔｅｍ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　ａｎｄ　Ｕｓｅ（２０１７）

（１）感染症発生報告用システム等の確実な利用促進

現在、感染症発生報告用のシステムとして、感染症サーベイランスシステム（ＮＥＳＩＤ。ネシッド）と、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（ＨＥＲ－ＳＹＳ。ハーシス）が運用されている。

今回のコロナ禍では、保健所が医療機関からＦＡＸ等紙ベースで受け取った感染症発生情報をオンライン入力するＮＥＳＩＤに替わり、医療機関も直接オンライン入力できるシステムであるＨＥＲ－ＳＹＳが導入された。しかし、医療機関での活用が進まず、迅速な情報集約、保健所の作業負担の軽減が進まなかった現実がある。

今後も起こり得る新興感染症蔓延等の緊急事態に備え、各医療機関においてＨＥＲ－ＳＹＳの利用が確実に行われるよう対策を進められたい。

なお、医療機関等から独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）への報告が義務付けられているワクチン接種後の副反応疑い情報と、デジタル庁が運営している「ワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）」のデータ連携なども「医療ＤＸ」の一環として検討されたい。

（２）医療資源に係る情報システムの普及拡大と新たな法的枠組みの検討促進

医療機関の稼働状況、病床空き状況、医療従事者配置状況、医療機器・資材確保状況を、保健所や地方自治体、政府や医療機関が一元的に把握できる医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）が２０２０年５月から稼働している。

同システム利用に必要な登録については、病院（病床２０床以上）でほぼ完了しているのに対し、診療所（同１９床以下）ではおよそ３割に留まっている[8]。情報共有を通じた医療資源の有効活用が促進されるよう、情報入力の簡便化やシステム導入および運用に対するインセンティブ付与などにより、Ｇ－ＭＩＳの普及拡大を図られたい。

また、緊急事態においては、可能な限り多くの医療資源を機動的に確保・活用することが必要であり、政府や地方自治体が医療資源を総動員できる法的枠組みの検討を速やかに開始するべきである。

（３）電子カルテの統合化、データ連結の推進

医療に関する個人情報のすべては個人のカルテに集約されており、これを電子化することが「医療ＤＸ」の必須の条件であり、データヘルス改革のカギとなる。電子カルテによって、一定条件のもとに医療機関が診療歴・服薬歴等の個人情報を閲覧できれば、新規受診・医療機関の変更および突発的な傷病などの際に、迅速・適切な処置や薬剤処方等が可能となる。現在も一部で電子カルテが採り入れられているが、各医療機関における個別・独自のシステムによる運用となっており、仕様が統一されておらずシステム間の互換性もないため、医療機関間で情報・データ共有ができない。

政府において、基幹となる統一仕様の電子カルテシステムの構築を推進するとともに、仕様が異なるシステムを導入している医療機関間でデータの共有が可能となるよう、コンバージョン機能を整備すべきである。併せて、電子カルテ未導入医療機関に対する同システムの導入および運用に関する財政的支援などの促進策を検討されたい。

（４）マイナンバーカードの普及・活用促進

２０２１年１０月からマイナンバーカードの健康保険証利用の運用が開始された。医療機関（患者本人の同意が必要）が、必要なデータを閲覧できることで、災害時や緊急搬送時において、より迅速・適切な治療や重複受診・過剰投薬の解消等につながる環境が整備された。

政府は、医療機関・薬局における「オンライン資格確認等システム」[9]の導入・活用（２０２２年３月６日現在１３．２％）ならびに国民におけるマイナンバーカードの取得と保険証利用の登録・利用が進むよう強力に後押しする必要がある。併せて、閲覧可能な情報の範囲を、レセプト[10]情報、カルテ情報、予防接種の受診歴、ＯＴＣ医薬品の服用歴等にまで、できるだけ拡充すべきである。

医療に関する個人情報は、政府が管理し医療機関等が必要に応じて活用できるものとすべきである。政府は、「国民のいのちと健康を守るために必要」という基本認識の浸透と、情報セキュリティへの不安払拭が図られるよう、国民に丁寧な説明と強力な理解浸透を行い、早期に全国民のマイナンバーカード取得（２０２２年３月１日現在４２．４％）と健康保険証としての利用登録（同３月６日現在１４．２％）を実現していただきたい。

（５）オンライン診療・服薬指導の取組み促進

遠隔地や自力での移動が困難な患者の利便性向上に向け、オンラインによる診療・服薬指導の拡大が求められる。これに関連し、電話・オンライン診療実施可能と厚生労働省へ登録した医療機関の数は、２０２１年６月末時点で約１７，０００、全医療機関数の１５％[11]に留まっている。オンライン診療・服薬指導が進まない理由として、「オンラインでは十分な診療・判断ができない」と考えている医師等が多いことから、オンライン診療・服薬指導が行えるＩＣＴ環境の施設等整備の促進と併せ、その習熟に向けた医師・薬剤師の育成強化を図ることが必要である。

（６）電子処方箋、リフィル処方箋の活用促進

---

[8] ２０２１年７月６日現在、病院の登録数は８，３０１。診療所の登録数は２９，６５３。厚生労働省資料より。

[9] 医療機関が作成する診療内容や投与薬剤等を記載した明細書。

[10] 医療機関・薬局に設置されるカードリーダーにマイナンバーカードをかざすことで、健康保険への加入の有無を確認できるシステム。

[11] 厚生労働省オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会（２０２１年１０月７日）資料より。

マイナンバーカードの普及拡大と並行して、電子処方箋の活用・管理の仕組みを構築することが重要である。電子カルテやお薬手帳との連動性を図り、総合的なデータヘルス改革を進めていただきたい。特に、慢性疾患等で症状に大きな日常的変化がないと見込まれ、同じ内容の診療・薬剤の処方で十分と判断される患者に対しては、オンライン診療と電子処方箋の組み合わせで対応することが効率的であり、医療機関に運用のためのインセンティブを付与するなどしてこれを促進すべきである。また、一定期間内であれば反復利用可能な「リフィル処方箋」の交付への切り替え促進を図られたい。

患者にとっての受診効率化（時間、費用の低減）とともに、医療機関や薬局における事務作業軽減を通じた医療資源の有効活用にもつながることが期待される。

（７）地域医療におけるデジタル実装の普及・促進がカギ

「医療ＤＸ」は、環境が整備されるだけでは意味がない。政府による適切な情報管理のもとに、デジタル化の社会実装がどう進められるかがポイントである。すでにＩＣＴ活用の取組みが進んでいる次のような地域もあり、参考になる。

秋田県医師会では、スマホ等の活用により個人と医師や薬剤師、ケアマネージャーらとのコミュニケーションを進める「ナラティブブック秋田」を構築し、住民に安心感のある医療を実現している。

香川県では、県庁と医師会が、患者の診療情報や調剤結果を病院や診療所、薬局で共有する「かがわ医療情報ネットワーク（Ｋ－ＭＩＸ　Ｒ)」を運営。緊急時にも正確な個人情報に基づく治療を受けることが可能となっている。

ＩＣＴの活用により個々の患者の状態に適した医療を実践しているこうした事例を参考モデルとして全国の自治体等で取組みが進むよう後押しをされたい。

３．セルフメディケーションの浸透促進

公的医療保険制度を持続可能な形で維持していくためには、保険財政の支出面に焦点を当て、保険給付の増加を適切に抑制することが不可欠であり、国民全体でセルフメディケーションの重要性を認識・実行していくことが必要である。

セルフメディケーションは、世界保健機関（WHO）が、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義している。これを実践するためには、自身の健康状態を把握し、自分で手当てすべきか・可能か、医療機関を受診すべきかを判断できるだけの知識と判断力（ヘルスリテラシー）が必要である。

そうしたリテラシーの習得を支えるアドバイザーとして、身近にいて相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局・薬剤師」（以下、「かかりつけ医等」とする。）が重要である。かかりつけ医等の活用が進めば、軽度の疾病の大病院での受診抑制にもつながり、結果として外来医療の機能分化と医療資源の有効活用が図られることになる。

また、セルフメディケーションを後押しする主体として、雇用者たる事業所の取組みもきわめて重要である。社員が健康で長期間働ける環境を整えることが事業継続・発展に有効であることはもとより、これが共助たる社会保険制度の収入基盤強化につながる観点から、健康経営を進める企業を増やしていくことが必要である。

政府は、人々におけるヘルスリテラシーの向上を通じたセルフメディケーションの促進が図られるよう、以下の施策を講じられたい。

（１）ヘルスリテラシーの向上による自助の促進

コロナ禍により通院回数を減らした人のうち、６６％が「健康状態は変わらなかった」とする調査結果がある[12]。他の先進諸国に比して１人当たりの外来受診回数が多い[13]わが国において、人々の受診行動に大きな課題が突き付けられたとも言える。

政府には、国民の自助たるセルフメディケーションの実践に向け、ヘルスリテラシーの向上につながる以下の対策を推進していただきたい。

①　ヘルスリテラシー向上に向けた活動への支援

事業主が保険者（健康保険組合等）や産業医と連携して健康増進の取組みを行うコラボヘルスが進められるよう、政府として、各都道府県の地域医療構想調整会議や保険者協議会との連携が促進される環境づくりを図られたい。

また、ヘルスケア産業が創出する健康増進ツールや各種サービスはヘルスリテラシー向上にも役立つことから、そうした情報が関係者に適切に提供・共有される仕組みを作られたい。

[12] 東京大学大学院薬学系研究科の五十嵐中准教授が実施した受診動向調査結果より。

[13] 日本の国民１人あたりの年間外来受診回数（医科、歯科の合計）は１２．６回。ＯＥＣＤのなかでは韓国に次いで２番目に多い（ＯＥＣＤ平均は６．８回)。

② 予防・健康づくりに関する費用や効果の「見える化」促進

国民のセルフメディケーションの取組みを促進するためには、予防・健康づくりの行動が、医療保険制度と自らの医療費支出の負担軽減にどれくらい貢献するのかを知ることも重要である。現在の厚生労働省の公表統計「国民医療費」には、予防接種のワクチン代や各種検診の費用、ＯＴＣ医薬品代が含まれないなど、個々人が判断できる材料に乏しい。

政府として、予防・健康づくりに係る費用の総額を把握（推計）するとともに、費用対効果を算出・検証するなどして情報の一層の「見える化」を進められたい。

③ 若年世代における健康・医療等に関する理解促進の取組み強化

ヘルスリテラシー向上のためには、若年時代からの教育・理解促進が欠かせない。厚生労働省は、文部科学省と連携して、高校生対象の社会保障のモデル授業の開発に着手しているが、学校医等も活用した、より低年齢からの幅広い年代層にわたる一貫した健康教育に取り組まれたい。

また、医療・医薬・保険に関する若い世代の社会人向け情報提供・理解促進も重要である。健診の徹底等を通じたヘルスリテラシー向上のための教育推進を図る必要がある。

（２）「かかりつけ医等」の活用促進

医療資源の有効活用を図るため、軽度な傷病や慢性疾患等の外来受診については、個々人のヘルスリテラシー向上と「かかりつけ医等」の利用を適切に組み合せたセルフメディケーションを進めることが重要である。「かかりつけ医等」には、治療および健康に関するアドバイスや予防医療を提供する機能と、それらをオンラインでも行い得る態勢・環境の整備を求めたく、政府は、そのための支援を強力に行うべきである。その前提としても、政府主導の「医療ＤＸ」による病歴や服薬・診療履歴などの個人情報の登録・閲覧システム稼働が必要である。

なお、「かかりつけ医」については、医療行為の数量に応じて収入が増える出来高払い方式での診療報酬制度を見直す必要がある。例えば、年間契約方式（人頭払い方式）や予防・健康づくり支援に対する包括払いなど、「かかりつけ医」に期待される役割に基づく報酬体系となるよう仕組みを工夫すべきである。

（３）ＯＴＣ医薬品や零売（非処方箋医療用）医薬品の積極的活用

セルフメディケーションを促進するため、国民に、ヘルスリテラシーを高めて自分の健康状態を見極め、体調が優れない場合は軽症のうちにＯＴＣ医薬品を服用して早期に回復することが重要との意識を浸透させる方策が望まれる。

また、零売医薬品（処方箋がなくとも薬剤師の指導の下に購入可能な医療用医薬品。約１．５万種類ある医療用医薬品のうち約半数の７，３００種類）もセルフメディケーションの促進に寄与することから、国民に対する周知強化を通じて、その活用を積極的に促進されたい。

（４）セルフメディケーション税制の拡充と医療費控除との統合

セルフメディケーション税制[14]は、保険給付の対象となる医療用医薬品ではなくＯＴＣ医薬品の使用を促進することに有効ではあるが、その対象となる医薬品の範囲が限定的であり、かつ、購入者に分かりづらいこと、課税所得から控除できる金額が少ないこと、現行の医療費控除[15]との併用が認められていないことなどから、利用件数は令和２年（２０２０年）分で約２万５千人にとどまっている。

このため、同税制の対象医薬品の更なる拡大、減税効果を高めるため購入費用から差し引く下限額引き下げや、現行の医療費控除との統合などにより、セルフメディケーションの実践につながる使い勝手の良い制度へと見直す必要がある。

（５）健康経営の普及促進に向けた取組みの強化

① 政府主体による健康経営の更なる普及促進

セルフメディケーションの実践とヘルスリテラシーの向上を促進するうえで、企業単位での取組みとしての健康経営の普及が有効である。中小企業の従業員数は企業全体の約７割を占めるが、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人」の中小企業等の認定数は１２，２５５、健康経営への取組みを宣言している事業者まで広げても５万社強であり、全体（３００万社以上）から見るとまだ僅かである。

健康経営の普及促進に向け、金融機関の融資や自治体の入札におけるインセンティブ措置の更なる拡充など、企業経営へのメリット拡大に向けた取組みの強化を図られたい。

②「健康スコアリングレポート」「事業所カルテ」の積極的活用

中小企業への健康経営の普及促進には、経営者への積極的なアプローチが不可欠である。従業員の健康

[14] 対象医薬品を１世帯年間１２，０００円以上購入した場合、その超える金額を所得税の課税所得から控除できる制度。
[15] 治療費等を１世帯年間１０万円以上支出した場合、その超える金額を所得税の課税所得から控除できる制度。

状態や予防・健康づくりへの取組み状況を数値で示しつつ、取り組むことによるメリットについての理解促進を図ることが有効である。特に、自己の健康に関心の低い若い世代への健診促進が重要である。

各地商工会議所や協会けんぽ、日本年金機構ならびに民間保険会社が、日本健康会議の「健康スコアリングレポート」[16]や全国健康保険協会（協会けんぽ）の「事業所カルテ」[17]を活用して、健康経営に取り組む意義の周知・ＰＲを行っているが、そうした取組みが一層進むよう政府の強力な後押しをお願いしたい。

４．健康・医療関連産業におけるイノベーションの推進

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、検査薬、医療機器、ワクチン、治療薬等が社会・経済基盤を維持するために必須であることが改めて認識された。感染症だけでなくがんを始め多くの分野で医薬品・医療機器等が国民の健康に果たす役割は大きくなっている。公的保険で償還される医薬品や医療機器は、社会保障の枠組みの中では抑制が求められる一方で、革新的な医薬品や医療機器は、ものづくり、イノベーションであり、世界で通用するものを開発し、海外展開により収益を上げることで、税収・歳入を増大することができる。国民の健康、経済成長のいずれにおいても大きく貢献する健康・医療関連産業のイノベーションを推進していくことが求められている。

（１）関係省庁が一体となった健康・医療産業政策の展開

医療機器、医薬品産業において、革新的技術の開発や創薬を行うためには、アカデミアとベンチャー・企業が持つ技術や設備を持ち寄り、協働することが重要である。

このような活動を促進するためには、関係者が円滑にコミュニケーションを図り、協働によりイノベーションを創出する仕組みとしての「ヘルスケアイノベーション創出エコシステム」とでも言うべき基盤を構築することが有効と考える（参考：図４）。このため、政府の「健康・医療戦略推進本部」の総合調整のもとに関係省庁の連携を一層深め、官民一体となって健康・医療産業政策を展開することが不可欠である。実現に向けては、技術開発等の実施主体として重要な役割を果たすべき国立研究開発法人日本医療研究開発機構　（ＡＭＥＤ）の機能の充実・強化とともに、規制当局による承認の迅速化を求めたい。

（図４）【参考】「創薬エコシステム」

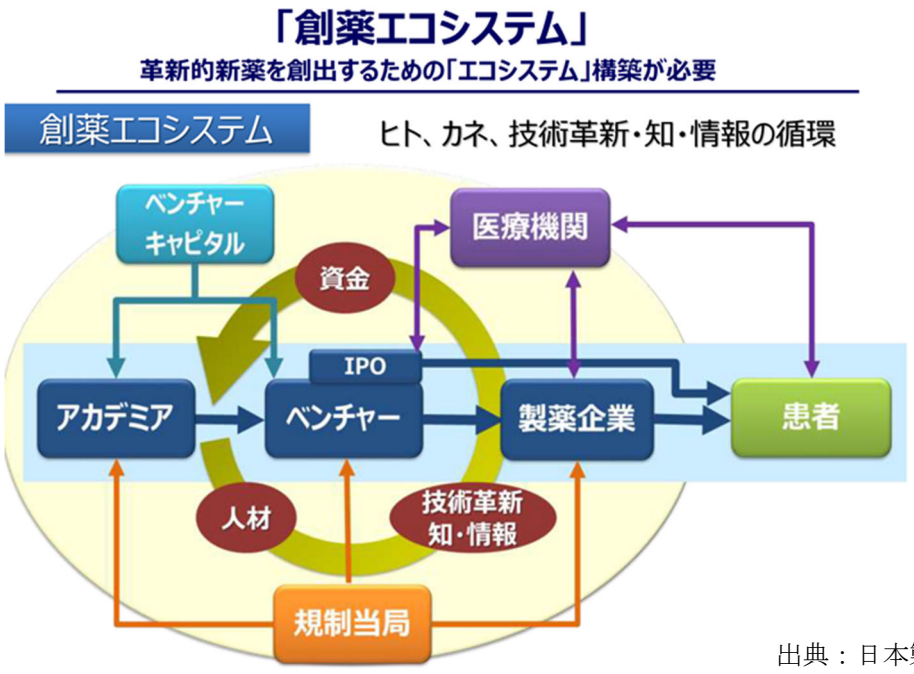

出典：日本製薬工業協会資料

[16] 健康保険組合ごとに加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、全健保組合や業態平均と比較したデータを「見える化」したもの。厚生労働省、経済産業省、日本健康会議が連携して作成。

[17] 全国健康保険協会（協会けんぽ）が、事業所ごとの従業員の１人当たり医療費や、高血圧、脂質異常症、糖尿病、喫煙、メタボリスク等の保有率を、全国平均・支部平均・業種平均との比較で「見える化」したもの。

（２）産学官にわたる人材交流・流動性の促進

米国は、健康・医療分野のイノベーションにおいても最先端で世界をリードするが、その強さの背景には、研究開発に従事する産学官のプレーヤーが流動する中で、技術・知・情報などの革新資源と併せて投資資金が機敏に反応して循環していることがあると言われている。

わが国においても、産学官にわたる人材の交流・流動性を促進し、エコシステム全体をよく理解している優秀な人材を育成・循環させ、将来的には、その環を海外にも拡大していくことが重要である。

（３）２０２５年大阪・関西万博を契機としたイノベーションの加速化

「２０２５年大阪・関西万博」は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、サブテーマの一つとして「Ｓａｖｉｎｇ　Ｌｉｖｅｓ」（いのちを救う）を掲げており、ＡＩやＩｏＴなどの次世代技術を活用した未来の医療をはじめ、日本の健康・医療産業のポテンシャルを世界に示す絶好の機会である。

このため、次世代技術等を活用した様々な実証事業に対し、開催前の現時点から国を挙げた強力な支援を行い、産学官連携による技術やサービス等のブレークスルーを通じたイノベーションを加速すべきである。

（４）革新的創薬の推進

２０２１年９月に公表された「医薬品産業ビジョン２０２１」には、絶え間ないイノベーションにより創薬力を強化する「革新的創薬」が基本的方向性として掲げられており、これを強力に進めていただきたい。

そうした「革新的創薬」の具体策推進にあたっては、医療用医薬品に加え、是非ともセルフメディケーションを支える医薬品として重要なＯＴＣ医薬品も念頭に置いた検討を行われたい。

以　上

２０２１年度第２１号
２０２２年３月１０日
第２３２回議員総会・第７４４回常議員会決議

＜提出先＞　内閣総理大臣はじめ政府関係幹部、与党関係議員、全世代型社会保障構築会議メンバーほか

＜実現状況＞

提言内容の実現に向け、社会保障審議会医療保険部会等での意見表明に加え、デジタル庁や厚生労働省、全世代型社会保障構築本部事務局等への働きかけを行う。

２２．知的財産政策に関する意見

基本的な考え方

わが国経済は、新型コロナウイルスの発生から２年３か月が経過したが、今後もオミクロン株など変異株による感染急拡大等が想定される中、当分の間、感染防止と社会経済活動の両立を求められる状況が続く見通しである。コロナ禍で国民の生活様式や価値観が変化・多様化する中、わが国を危機に対するレジリエンスを備えた強い豊かな国にするためには、コロナ禍で明らかになった社会課題の解決と経済成長を同時に実現していくことが求められる。

こうした中、岸田総理は、「新しい資本主義」において、様々な弊害を乗り超え、持続可能な経済社会を実現していくための重要な柱として、「科学技術・イノベーション」の推進を掲げている。知的財産などの無形資産を最大限活用して成長に繋げられる国際競争力の高いビジネス環境を急ぎ整備し、産学官金が一体となって、絶え間ないイノベーションへの挑戦であらゆる分野の生産性を向上させ、０％台で停滞する潜在成長率の底上げを図っていくことが極めて重要である。

世界に目を向けると、米国で無形資産投資が有形資産投資を逆転する等、投資の中心は、研究開発・知的財産・データ・ブランド等の無形資産投資へと移行し、付加価値を上げることで企業が高成長し、経済成長を牽引している。中国も国家戦略として知財強国化を掲げ、特許出願件数を大きく伸ばしている。一方で、世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）が毎年公表している「グローバルイノベーション指数（ＧＩＩ）」の２０２１年版によれば、米国は３位、中国が１２位に浮上する中、日本は１３位に留まっており、政府は潮流を大きく変える打開策を打てず、イノベーション停滞への危機感を示している。日本全体の経済成長のためには、競争力の源泉である知財、人材、研究開発への民間投資を促し、生産性を向上させるための対策を講じる必要があり、企業数の９９．７％を占める中小企業の果たす役割は大きい。中国等との国際競争にさらされる中、中小企業の活性化・発展に向けて、中小企業への知財の創造・活用について、中国にも負けない知財支援策の拡充が必要である。

「パートナーシップ構築宣言」企業が６千社を超え、中小企業における知財取引条件の適正化への認識が広がる中、昨年１２月、中小企業庁と特許庁およびＩＮＰＩＴ（独立行政法人　工業所有権情報・研修館）による「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」が公表された。中小企業経営者に対し、事業再構築など

新たな付加価値創造で重要となる知的財産の価値への気づきを与え、その活用を推進するとともに、スタートアップの知財活用を推進していくことが重要である。商工会議所としては、全国のネットワークを活かし、中小企業の知財の活用促進と取引適正化への取組みを強力に後押しする。あわせて、経済安全保障の観点から、産業界への影響に十分配慮しつつ、日本で生み出された知財保護への対応も必要である。今後の戦略策定に当たっては、世界に伍する科学技術立国を実現するためにも、国際競争力を有する企業等の意見も広く反映すべきである。

以上の基本的な考え方の下、政府におかれては、「知的財産推進計画２０２２」に以下に掲げる施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。

Ⅰ．中小企業・スタートアップにおける知的財産の創造と活用

１．支援体制・支援ネットワークの強化

（1）　知財総合支援窓口機能の拡充をはじめ、中小企業やスタートアップの知財活動支援体制の強化

中小企業の出願促進には、知財総合支援窓口等におけるワンストップサービスの提供が重要である。特に、初めて出願を行う事業者に手厚い支援を行うことで、さらなる出願のリピートを促す効果が期待できる。ついては、初めての出願に限って出願代理費用の助成を行うとともに、出願手続きにおけるきめ細やかな支援を行われたい。また、中小企業からは模倣被害の対応に苦慮する声が多く寄せられることから、新たな発明等の相談があった場合には、出願等の説明とあわせ、模倣被害を防止するための対策や被害を受けた場合の対応等について指導を実施されたい。海外での保護が求められる場合には、外国出願の手続きだけでなく、どの国で保護を行うべきか、製品・サービスの特徴にあわせたコンサルティングが必要である。なお、コロナ禍における対応として、各窓口にてオンラインによる相談対応が広がっているが、これを一過性のものとせず、相談窓口の利便性向上に向け、今後も継続してオンライン相談対応を行うべきである。ついては、以下の（2）～（4）を含め、中小企業やスタートアップに対するＩＮＰＩＴの総合的な支援体制を抜本的に強化されたい。

（2）　中小企業支援機関の支援体制および連携の強化

知財総合支援窓口の多くは県庁所在地に存在している。このため、知財総合支援窓口に限らず、各地に分散する相談窓口も最大限活用していくことが重要である。ついては、各地域の中小企業が身近な相談窓口を利用できるよう、知財支援に注力する商工会議所やよろず支援拠点等中小企業支援機関の支援体制を強化されたい。

２０２１年１２月、中小企業庁と特許庁およびＩＮＰＩＴによる「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」が公表され、日本商工会議所を含む中小企業支援機関との連携強化が掲げられた。日本商工会議所は、同アクションプランに基づき、ＩＮＰＩＴとの連携協定を締結し、中小企業の知財活用と保護への取組みを推進していくこととしており、このために必要な予算措置を講じられたい。また、ＩＮＰＩＴでは、２０２２年度に中小企業支援機関や金融機関などをメンバーとした知財経営に関するネットワーク会議（仮称）の設置を進めており、同会議において、中小企業の知財活用支援に必要な対策等を整理し、必要な予算確保に繋げてほしい。

（3）　知財に関心がない層を引き上げるための普及啓蒙活動の強化

特許料の減免等の中小企業向けの支援制度の効果もあり、中小企業の特許出願件数はコロナ禍の２０２０年においても前年比から微増し、約４万件となっている。一方で、わが国の全企業数の９９．７％を中小企業が占める現状に鑑みれば、中小企業の知財取得・活用はより一層促進できる余地がある。知財に関心を持たない層に気づきを与えるためのボトムアップセミナー等を開催し、知財の重要性の普及啓蒙を強化されたい。

（4）　ＩＰ　ｅＰｌａｔにおけるコンテンツの充実

ＩＰ　ｅＰｌａｔ（ＩＮＰＩＴが提供する知財に関する知識を提供するウェブサイト）に対し、中小企業からは「知財担当従業員の知識向上に役立っている」との声が寄せられている。一方で、現在の分類一覧は１３分類となっており、例えば「ビジネス」の中にＩＰランドスケープ、営業秘密、海外ビジネスに関するセミナーが混在しているなど、初めてサイトを訪れた者にとって、自身の関心あるセミナーが存在しているか分かりにくい状態となっている。近年、関心が高まる知財ミックスに関するコンテンツの追加等、サイトの更なる充実化を図りつつ、初めての者にも分かりやすいコンテンツの整理を行われたい。

２．知財金融の推進・研究開発促進に向けた税制等の制度措置

（1）　知財を用いた資金調達制度の抜本的強化

知的財産推進計画２０２１に、商工会議所が要望する知財投資・活用促進を促す資本・金融市場の機能強化が重点施策として盛り込まれた。コーポレートガバナンス・コードの改訂や「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」の策定など、上場企業をはじめとする大企業向けの知財投資・活用に向けた環境整備は知的財産戦略本部の主導により、２０２１年度に大きく進展したところである。

一方で、中小企業向けの知財を用いた資金調達は、知財ビジネス評価書など間接的な支援制度があるものの、実際の融資につながっているものは少なく、依然として中小企業における資金調達は有形固定資産を担保とする融資が中心となっている。資力は乏しいが優れた知財を持つ中小企業やスタートアップが知財を用いた資金調達を積極的に行えるよう、金融面の制度を整備することが求められる。特に事業を立ち上げて間もないスタートアップにとっては、技術力が拠り所であり、知財を用いた資金調達が容易になれば、事業の成長スピードの加速が期待される。知財金融の推進が進む中国等の諸外国の先進事例を参考にしつつ、資金調達制度の抜本的強化を図られたい。

（２）　知財金融促進に向けた知財の流通を促進する環境整備
　日本においては、特許流通マーケットが発達しておらず、マーケットアプローチでの価値評価が難しい点が知財金融の推進における課題となっている。知財の目利きができる専門家を活用し、特許権をはじめとする知財の流通を促進する環境整備を進められたい。
（３）　特許権保有によって融資額を上乗せする中小企業向け融資制度の導入
　現在、法制審議会の担保法制部会において、事業に対する担保権など、無形資産を担保とする融資について検討されている。この評価プロセスが複雑化した場合、金融支援の現場で活用が進まない懸念があり、中小企業向け知財金融を促進する上では、よりシンプルな評価スキームが求められる。例えば、融資を希望する中小企業が特許を取得している場合、特許庁の審査を通過するだけの技術開発能力があるということであり、その事実を一つの信用材料として融資額の上乗せを行う融資制度を政府系金融機関において導入すべきである。
（４）　パテント・ボックス税制の創設
　中小企業の知財権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制を創設されたい。
（５）　研究開発税制（オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度））の利便性向上
　中小企業者に支払う知財権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できるが、本制度の活用促進のため、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善を図られたい。
（６）　質・技術に配慮した公共調達に関する法整備に向けた検討
　わが国の公共調達は専ら価格競争が原則となっており、新たな技術やデザインをはじめとした知的資産が尊重されず、新規の調達への参入を阻害し、知的創造を委縮させているという指摘がある。わが国のイノベーション促進と中小企業振興に向けて、中小企業の新たな市場を確保する観点から、従来の価格や実績を重視する仕組みを改め、会計法や地方自治法等において、知的資産が活用されるような法整備を検討すべきである。
（７）　ＩＰランドスケープを活用した知財経営の普及・定着
　ＩＰランドスケープは知財や市場等の情報を分析し、自社の強みや市場での位置づけを見える化し、経営戦略・事業戦略に活かす取り組みであり、企業の迅速な経営判断に有用である。令和４年度概算要求において、「ＩＰランドスケープを通じた知財経営の普及・実践支援事業」が新規に盛り込まれており、本事業の効果に期待したい。知財に関する専門人材が少ない中小企業においては、独力でＩＰランドスケープを作成することは困難であるため、セミナーや事例研究にとどまらず、コンサルタントによる作成支援を実施されたい。

３．デジタル化推進等による特許行政の効率化
（１）　デジタル田園都市国家構想に対応した知財プラットフォームの構築
　開放特許の流通・活用を促進するため、大学が持つ開放特許データベースの集約化など全国的な知財権運用サービス体系の構築を検討されたい。
（２）　申請書類のデジタル化等のユーザー目線に立ったデジタル化推進
　現在、特許庁では、規制改革実施計画に基づき、所管する全ての手続きのデジタル化が進められているが、デジタル化推進にあたっては、ユーザー目線に立ち、特に中小企業やスタートアップにとって使い勝手の良いものとすべきである。具体的には、特許料または登録料の自動納付制度における「自動納付申出書」や「自動納付取下書」、「特許・年金領収書」は現在書面での対応となっているが、郵送・管理等の負担が生じているとの声がある。メールやインターネット出願ソフト等を活用したデジタル化を検討されたい。
（３）　特許審査における質の向上とＡＩ・ＩＴを活用した効率化
　特許権の無効審判に関する請求件数や請求成立件数は１０年前と比較して減少傾向ではあるが、企業からは依然、権利を与えるべきではない技術が特許権として成立している事例があるとの声が聞かれる。中小企業では、無効審判請求を立てて対応を行っていく余裕がなく、仮にこのような特許が成立したとしても、対応を見送らざるを得ないのが実情である。すでに日本の特許審査は世界において高い水準にあるが、さらなる質とスピードの向上を目指し、審査の際のＡＩやＩＴの活用をより一層加速されたい。
（４）　商標審査体制の強化
　商標出願件数は近年増加傾向にあり、２０１１年と比較すると１．６倍以上になっている。出願件数の増加を背景に、審査期間が長期化する傾向にあることから、審査官の増員やＡＩ・ＩＴの活用により、審査体制を強化されたい。

４．国際競争力強化・海外展開
（１）　外国出願補助金のスキーム活用の推進
　グローバル化の進展に伴い、ＰＣＴ国際出願件数は増加傾向にある。２０２０年はコロナ禍の影響もあり前年と比べ４．５％減少したが、４．９万件と高い水準を示している。しかし、外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）については、年間を通じ複数回の公募はあるものの、各回の公募期間は約１カ月と短期となっているため、企業の出願スケジュールに合致しないなど、使いにくいものとなっている。企業にとってより利便性の高い制度となるよう、公募受付期間を通年化するとともに、申請から採択までの期間を短縮する等、使いやすい制度に改善されたい。

（２）　ＰＣＴ出願やマドリッド制度等の海外出願支援の普及啓発および充実
　中小企業からは自社製品を製造・開発したとしても、他社からの模倣被害を受けてしまい、開発費等を十分に回収できないと指摘する声が多くある。海外展開を進める上で、重要な模倣対策の１つが権利化であり、まずはＰＣＴ出願やマドリッド制度等の海外出願制度の普及・啓蒙に一層力を入れるべきである。また、出願に関しては外国出願補助金等の補助があるものの、その後の権利化の場面においても相応の費用が求められることから、出願・登録を躊躇してしまうケースがある。今般、審査請求や中間応答に要する費用を助成対象とする支援が開始される見込みだが、こうした権利取得後の支援制度の拡充を図られたい。
（３）　グローバルな知的財産環境の整備推進
　企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知財の保護を受けられることが必要不可欠である。しかし、中小企業からは、海外で権利を取得する際に、審査基準の違いや担当官毎の考え方によって審査結果が左右されることがあり、その交渉に対応する専門家費用等が負担となっているとの声がある。すでに特許庁にて、五庁会合をはじめとした多国間会合における取組みを実施しているが、制度の調和に向けた議論を一層推進されたい。
（４）　規格・基準の国際的な相互承認の推進
　ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ中小企業が海外需要を取り込むことができるよう、各国間の規格・基準の統一や調和をより一層推進すべきである。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準の相互承認を推進されたい。
（５）　標準の戦略的活用の更なる強化
　グローバル化の進展により、国際的な競争力確保のための標準の活用が重要性を増している。一方、わが国には優れた技術があっても国際標準を成立させるための人材や活動費用が他国に比べて乏しい状況にある。戦略的な標準活用に向け、政府全体の標準関係予算を積み増し、ＩＳＯやＩＥＣなどの国際機関や各国への働きかけ、国際機関への人材派遣等の施策強化を図られたい。
（６）　潜在的な知財リスク把握の必要性に関する中小企業への普及啓発
　グローバル化が進む今日において、国際的な競争力強化の観点から、中小企業が自身の事業に影響し得る潜在的な知財関連リスクについて、不断に把握することの重要性が指摘されている。知財の保護や活用に課題を抱える中小企業に対し、海外展開における知財の重要性の認識を深めるべく、セミナー等を通じた普及啓発活動を行うこと。なお、世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）では中小企業支援の一環として、知財に不慣れな中小企業や個人が自身の知財課題やリスクについてオンラインで診断し、知財の基礎を確認できる知財診断ツールを開発、２０２１年末より日本語版を公開しているが、こうしたツールの普及および活用支援を行うことも有効である。
（７）　グリーン成長戦略実現に向けたＷＩＰＯ　ＧＲＥＥＮ施策の普及支援
　２０２０年１２月に策定された成長戦略実行計画では、２０５０年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略が１つの柱として掲げられた。この点、ＷＩＰＯでは国内外を通じた技術のマッチングとＳＤＧｓ等の地球環境課題への対処を実現すべく、ＷＩＰＯ　ＧＲＥＥＮという技術移転促進プラットフォームを立ち上げ、環境技術の希望者と提供者を繋いでいる。現在、そのデータベースには１２万件以上の世界の環境技術が蓄積され、日本からのパートナーも近年急増し、世界一の合計３９の機関・企業・大学等がパートナーとして登録されている（２０２２年２月末現在）が、技術移転の実績はいまだ不十分である。グリーン成長戦略の実現に向け、大学や企業等のより一層のパートナー参画を促すとともに、ＷＩＰＯとの連携を深め、ＷＩＰＯ　ＧＲＥＥＮが環境技術のオープンイノベーションのプラットフォームとして広く認知・活用されるよう、施策の普及支援を行う必要がある。
（８）　諸外国の好事例を参考にしたコンテンツ産業の支援強化
　韓国では国を挙げてコンテンツ産業育成に取り組んでおり、コロナ禍における巣ごもり消費やデジタル化の進展を追い風に、２０２１年の韓国のコンテンツ輸出額は約１１５億ドルに達する見通しである。わが国も、クールジャパン戦略等でコンテンツ振興策を講じているが、世界のコンテンツ市場が大きく伸びる一方、日本の相対的な存在感が低下している指摘もある。諸外国の好事例を参考に、良質なコンテンツを生み出す制作事業者への支援や海外需要を取り込むための輸出支援を強化されたい。

Ⅱ．知的財産の保護と取引適正化

１．経済安全保障
（１）　国内企業に対する営業秘密・技術流出対策の指導と支援
　近年、インサイダー、移籍・退職者、産業スパイなど人を介する技術流出、また、サイバー攻撃など情報機器を介する技術流出と、日本の中小企業が有するグローバルニッチトップ技術等の重要技術が狙われている。技術流出を防ぐには、企業におけるセキュリティ意識の高さ、社内管理体制の整備が重要であるが、政府におかれては、セキュリティの専任担当者等を設置することが困難な中小企業やスタートアップに対し、被害防止のための指導や支援を継続して実施されたい。
（２）産業界への影響に配慮した特許非公開の制度設計
　わが国には、いわゆる秘密特許と言われる特許情報の公開・非公開をコントロールする制度が存在していなかったが、２０２１年１１月に設置された経済安全保障法制に関する有識者会議が２月に取りまとめた提言で、特

許非公開制度を検討する必要性を指摘している。わが国の利益を守っていくための制度整備は重要であるが、その対象範囲が広範に及べば産業およびイノベーションを阻害する恐れもあるため、制度導入にあたっては、米欧等の国際的な制度とのバランスを図りつつ、産業界への影響に配慮した制度設計とされたい。

（３）グローバル化に対応した国際裁判管轄・準拠法の明確化

取引のグローバル化やインターネット技術等の発展により、営業秘密が海外企業に流出するリスクが高まっている。不正競争防止法の平成２７年改正では、刑事規律を中心に、国外犯処罰規定（２１条６項)、海外重罰規定（２１条３項）が整備されたが、民事規律における対応は、継続的に検討すべき課題とされた。日本の重要な技術・ノウハウ等の営業秘密を外国企業が不正に取得・利用して日本企業に損害を与えた場合、疑義なくより広く不正競争防止法に基づく損害賠償請求が可能となるように、制度措置の検討を早急に開始されたい。

（４）査証制度の実効性の向上

２０２０年１０月に査証制度が導入された。２０１９年２月の産構審知財分科会特許制度小委員会の報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」では、「(査証制度は）その存在によって本手続によることなく当事者が任意に証拠を提出することが促されることを期待するものであり、これらの要件のもとで、結果として、いわば「伝家の宝刀」として運用されることが期待される。」と記されており、現在までに査証が発令されたことはない。一方、国会（第１９８回）の附帯決議で「その運用について適宜検証し、必要な見直しの検討を行うこと。」と付されたことを踏まえ、「伝家の宝刀」の位置付けを見直して使い勝手を良くするなど検討すべきである。近年、日本の重要技術等を意図的に狙う悪質な営業秘密窃取事案が散見されるが、これに対抗すべく、民事訴訟の遂行にあたり課題となり得る証拠収集手続きの強化に向け、査証制度の発令要件の緩和、不正競争防止法における査証制度の導入、査証制度の海外適用（応じない場合の真実擬制や課徴金賦課制度等も視野に）について検討されたい。

２．知財取引の適正化

（１）　「パートナーシップ構築宣言」の内容深化

「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」との内容が盛り込まれており、本宣言が広く普及することで知財取引の適正化が進むことを期待している。宣言企業は６千社を超えたが、今後は宣言企業の拡大だけでなく、宣言企業に対する働きかけ強化や状況調査等を通じて実効性を高める必要がある。

（２）　知的財産取引に関するガイドライン、契約書のひな形に関する普及促進

中小企業が自らの競争力の源泉である知財を意識し、経営に活用していける環境整備として、２０２１年３月に知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形が公表された。中小企業からは、パートナーシップ構築宣言やガイドラインの公表により、片務的な契約内容を提示されることが減少しているといった声が届く一方、契約の相手方となる大学や企業に十分に浸透していないといった声もある。さらなる普及に向け、企業や金融機関、各種団体等へのセミナー開催等広報に注力する必要がある。また、実務の現場では、長期契約を結んでおり、中小企業側からは契約見直しを提起することが困難という声も聞かれる。ガイドラインの普及にあわせて、既存の契約見直しに関する働きかけも実施されたい。

（３）　知財取引に関する更なる調査および定期的なモニタリングと結果の公表

知財取引の適正化に向け、製造業者やスタートアップ以外の企業における取引実態の調査を実施する必要がある。また、不公正な知財取引の抑止に向け、知財Ｇメンを効果的に活用し、定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果の公表が重要である。中小企業庁が２０２２年２月に公表した「取引適正化に向けた５つの取組」に基づき、下請中小企業振興法に基づく「助言（注意喚起)」の積極的な実施を通じて、中小企業が安心して取引を行うことのできる環境整備を進められたい。

（４）　標準必須特許のライセンスを巡る誠実交渉のルールの早期策定と対外発信

標準必須特許（ＳＥＰ）に関し、主に異業種間におけるライセンス交渉において、ライセンス料率の相場観の違い等から交渉が困難となり、紛争になる事例が国際的に増加している。現在、標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会が設置され、「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール」の策定に向けた検討が行われている。標準必須特許（ＳＥＰ）のライセンス紛争は、権利者と実施者間のバランスが求められる極めて難しい問題であるが、実際にわが国の企業が海外の企業から訴えられる事例も生じており、速やかなルールの策定および策定後の対外的な発信が求められる。ルールの検討にあたっては、サプライチェーン内での負担の在り方については、政府として、より大きな方向性を検討することが重要との指摘があるが、部品を納入する中小サプライヤーが過度な特許保証を求められることのないよう方向性を示されたい。

（５）　コンテンツ分野における各種ガイドラインの周知・啓発強化

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等の遵守に向け、事業者に対する周知・啓発の強化が必要である。多様な働き方の拡大を受け、フリーランスのコンテンツ制作者も増加しており、２０２１年３月に発表された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても、さらなる普及が必要である。

（６）　アプリストア市場におけるプラットフォーマーとコンテンツ事業者の公正な取引の推進

コロナ禍でコンテンツのデジタル消費が加速し、２０２１年の世界全体のアプリ支出額は前年比２割増となっ

ている。こうした中、独占禁止法上の観点から、諸外国では配信・課金サービスを握るグーグルやアップル等のプラットフォーマーへの監視が強まるほか、コンテンツ事業者からは手数料について不満の声があがっている。日本においても、市場環境が大きく変化する中、独禁法の適格な執行に向けてアプリストア市場の取引慣行を注視するとともに、プラットフォーマーに対しては、パートナーシップ構築宣言への参画を働きかけることが必要である。

Ⅲ．地方創生を推進する知財活用

（１）　地域団体商標の取得・活用の推進

商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体となって取得できる「地域団体商標」は、地域ブランドの価値の保護のみならず、地域団体商標権者が連携して地域ブランドを推進することで地域の活性化につながる仕組みとなっている。特に、２０１７年度から２０２０年度にかけて実施された特許庁主催の「地域ブランド総選挙」では、地元の学生が地域団体商標権者等と一緒に活動することにより、産学連携による地域ブランドの商品・サービスの推進につながっている。引き続き、地域活性化に資する「地域団体商標」の取得をはじめ、地域団体商標権者の新市場開拓や海外展開に向けた取組みを強力に推進されたい。

（２）　知財教育の全国的な展開と人材育成の推進、民間が取り組む知財教育活動への支援

知財教育の推進に向け、知財創造教育推進コンソーシアムでは教員が主体的に知財創造教育へ取り組むための環境整備に向けた検討が行われている。小中高等学校からの知財教育を引き続き全国的に展開するとともに、知財教育を推進する人材育成について、強力に推進されたい。特に、文部科学省が指定するスーパーサイエンスハイスクールは先進的な理数系教育を実施しており、今後の日本を担う人材教育に期待がかかるが、県内に１校しか指定校が存在しない県も存在しており、指定校の拡充と指定校における教育支援の一層の充実を図られたい。一方で、実際の教育現場は感染症対策のための対応等を含め、多忙を極めており、新たな教育要素が入る余地がないのが実情である。少年少女発明クラブ等の学校外での活動で「創造の楽しさ」を教えつつ、民間が取り組む次世代への知財教育活動への支援の強化が必要である。

（３）　第２次地域知財活性化行動計画の着実な達成・第３次地域知財活性化行動計画に向けた検討

国および各都道府県は、知財の取得・活用を促進することで地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、わが国の成長力及び地方創生に寄与することを目指し、２０１７年度より３か年ごとの目標と計画を定めた「地域知財活性化行動計画」を策定し、地域の実情に合わせた支援を展開している。２０２２年度は第２次地域知財活性化行動計画の最終年度にあたるため、期初の目標の着実な達成を期待したい。また、２０２３年度以降の第３次地域知財活性化行動計画の策定にあたっては、達成可能な数字の積み上げ式ではなく、地方創生、中小企業振興、科学技術立国の実現に何が求められるのかという視点で検討し、重要業績評価指標（ＫＰＩ）を設定すべきである。各都道府県における計画策定にあたっては、２０２２年２月に承認された「福島県知財戦略推進計画（２０２２年度～２０２６年度)」を参考に、より多くの地域で知財活用支援のレベルを引き上げられたい。

（４）　大学等の特許開放を通じた産学連携等の支援

大学や研究機関が保有する特許については多くが利用されておらず、大学等の知恵がイノベーションの創出、地方経済の活性化に結びついていない状況である。このような中、中小企業が大学等の特許を利用して事業化・製品化することは有益であり、大学等に特許を帰属させずに中小企業に無償開放し、事業化後に有償ライセンス契約に移行する取り組みを支援されたい。山口大学や徳島大学、東京大学ＴＬＯ（技術移転機関）の特許開放モデル、特許庁による開放特許データベースなど、先進的な取組みを横展開すべきである。また、日本において事業に成功しているＴＬＯの数が限られていることを踏まえ、海外の成功事例に学ぶとともに、例えば、企業から研究費を取ってきた件数や金額ではなく、企業が上げた売上や利益等の業績を評価するＫＰＩの見直し、支援人材が活動しやすい環境の整備、大学等における特許管理の柔軟性向上について、東北大学の事例も参考にしつつ対応されたい。

（５）　中小企業が安心して産学連携に取り組むことができる環境整備

産学連携が進む中で、近年、中小企業も大学と共同研究を行う等の産学連携が増加している。しかし、中小企業からは、共同研究契約の段階では、実施料の支払いを必須とする旨の通知はなかったにも関わらず、共同出願を行う段階で実施料支払いを必須条件として求められた事例があるとの声も聞かれる。中小企業が安心して大学と共同研究を実施できる環境整備のためにも、大学のホームページに掲載する共同研究契約のひな形等において、実施料支払いの要否を明記するよう働きかける必要がある

Ⅳ．知財紛争処理能力の強化

１．特許権者の金銭的救済制度の充実

（１）　利益吐き出し型賠償制度の検討

知財訴訟における損害賠償について、従来の実損填補の概念を用いた損害賠償額の算定方法では、侵害者の手元に残る利益の存在は否定できず、いわゆる「侵害した者勝ち」の状況が生まれてしまうという点に課題がある。特に、特許権は侵害が容易であり、侵害の行為により大きな利益を上げられやすい一方、これまで一度も刑事罰を科されたことがないため、抑止力が十分に機能していない。損害賠償額は知財の最終的な価値そのものであり、

この重要な経営資源である知財の価値が特許法で十分に守られないということになれば、特許出願のインセンティブが働かず、特許法の「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という目的も実現できない。したがって、令和元年改正特許法を反映した判例の動向を注視する必要はあるが、その必要性が認められた場合には、利益吐き出し型賠償制度の導入について速やかに検討を再開すべきである。また、ＡＩ、ＩｏＴ時代を迎え、企業活動が「モノの生産」から「サービスの提供」に変化してきているなか、モノの販売数量ベースで損害額を決める既存の算定方法以外の手法についても検討されたい。

２．証拠収集手続きの更なる強化

（１）　当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）導入の検討

知財訴訟においては、現行制度下でも、原告当事者本人（特許権者）が証拠閲覧請求権の放棄に同意すれば原告当事者本人の証拠へのアクセスを防ぐことは可能である。しかし、これに同意できない場合、相手方当事者に対して自社の企業秘密等の情報を開示することに対する懸念が存在するため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。訴訟に必要な証拠が適切に提供されるようにするためには、本懸念を払しょくする必要があり、当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）の導入について、査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、必要に応じて引き続きの検討を行う必要がある。検討にあたっては、被疑侵害者の企業秘密の保護、訴訟代理人の負担、原告の関与範囲等のバランスに配慮することが必要である。

３．訴訟における手続き・手数料の負担軽減

（１）　民事裁判手続きのオンライン化の推進

知財紛争処理システムの利便性を向上させ、その活用を促進するためには、ＩＴの利活用は有効な手段である。今般、民事裁判手続きのオンライン化に関する法整備が行われることとなったが、こうした動きにあわせ、システム開発や設備の導入、裁判所における専門人材の増員、サイバーセキュリティ対策等を含め、ＩＴ化を推進するために必要な環境整備を進められたい。

（２）　提訴手数料の低額化・定額化

訴額に比例した裁判費用は、中小企業やスタートアップが多額の損害賠償額を求めて訴訟提起することを困難にしている。例えば、訴額が３億円の訴訟を提起する場合には、一審だけでも手数料として９２万円を裁判所に納付する必要があることに加え、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、さらなる手数料の納付が求められる等、中小企業に訴訟提起を躊躇させる理由の一つとなっている。こうした観点から、中小企業やスタートアップが訴訟を提起する場合の提訴手数料の低額化・定額化を図られたい。

以　上

２０２１年度第２２号

２０２２年３月１０日

第２３２回議員総会決第７４４回常議員会決議

＜提出先＞　内閣府　知的財産事務局、特許庁、中小企業庁、公正取引委員会等

＜実現状況＞

例年６月を目途に政府が策定する「知的財産推進計画２０２２」への要望項目反映に向け、内閣府知的財産戦略推進事務局長および特許庁長官に陳情を行ったほか、政府の審議会等を通じて、意見活動を行う。

②　パブリックコメント

日　程	タイトル	担当部署
４月　６日	社会資本整備重点計画（素案）に対する意見	地域振興部
５月　７日	「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する中間試案」への意見	産業政策第一部
１０月　１日	「地球温暖化対策計画（案）」 に対する意見	産業政策第二部
１月１９日	第３期スポーツ基本計画　（中間報告）に対する意見	ビジネス交流部

〇社会資本整備重点計画（素案）に対する意見

１．概ね１０年から２０年先を見据えた社会資本整備の中長期的な目的について
都市と郊外、地方がそれぞれ地域全体としての価値・魅力を上げ、共存共栄する自立分散型都市構造の形成が重要。
〇新型コロナウイルスの感染拡大は、働き方や住まい方等、ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化を加速させた。地方・二地域居住への関心の高まりや地方への移転を検討している企業もあり、地方分散化は一部で進むものと思われる。
〇一方で、当所が昨年８月、会員企業に対して実施した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた都市のあり方に関するアンケート」（以下、「都市のあり方アンケート」という）では、東京で事業をすることは「メリットの方が大きい」と回答した企業が６０％、「デメリットの方が大きい」と回答した企業は２％にとどまるなど、感染症等のリスクを考慮しても、東京で事業を行うことの魅力を感じている企業が多い。
〇したがって、中長期的には、首都東京は高度な都市機能の集積により、引き続き国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図るとともに、郊外はライフスタイルの変化に合わせた自立したまちに、地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るためにコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築などを推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する、自立分散型都市構造の形成を目指すことが重要である。
〇本計画の中長期的目的として掲げられている、「真の豊かさ」を実感できる地域社会を構築していくためには、都市と郊外、地方のそれぞれにおいて、地域の自治体、住民、企業等様々な主体が協力して、地域のあるべき姿について中長期的な視点でストーリーを描き、それを共有した上で、地域全体の価値や魅力（トータルバリュー）を高めるための柔軟な制度運用や取組みを行っていく必要がある。社会資本整備においては、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備効果や整備費用のあり方を検討することが肝要である。

２．計画期間内（５年）の社会資本整備について
関係省庁ならびに地方公共団体との連携の下、各重点目標の迅速かつ着実な実施を
〇今回の計画では、５年間の短期的目標として、第４次社会資本整備重点計画でも掲げられていた４つの重点目標の他、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション」および「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」の２つが新たに加わった。これらの重点目標は、自立分散型で魅力的な都市の形成にも資するものであり、関係省庁ならびに地方公共団体と連携の上、迅速かつ着実な実施が必要である。加えて、具体的なインフラの整備においては、今後の社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に対応していくことも重要である。

３．計画期間内（５年）の社会資本整備の目標を達成するための取組の方向性について
（１）「３つの総力」を挙げた社会資本整備の深化においては、関係者の積極的な関与を促す方策やスピードアップに向けた取組みの検討・実施を
〇「主体」「手段」「時間軸」の「３つの総力」を挙げ、社会資本整備を深化するとの方向性に賛同する。社会資本整備においては、利用者たる住民や企業の積極的関与が重要である。そのためには、社会資本のストック効果の周知など情報発信を強化するとともに、施策によっては企業等へのインセンティブ付与といった方策によって社会資本整備の活用促進を図られたい。
〇さらに、インフラの整備段階から、将来の維持管理や利活用を念頭においた整備を行うことも必要である。特に、よりスピーディに整備を進めることでインフラの整備効果を早期に発現させるという視点が重要である。インフラ整備の遅延は、計画当初に見込んでいた経済効果を大きく減らすこととなる。公共用地取得に関する不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の検討・創設など、インフラ整備のスピードアップに向けた取組みもあわせて検討・実施していくことが不可欠である。

（２）「インフラ経営」においては、民間の利活用を推進するとともに、ストック効果の最大化、見える化・見せる化を
〇社会情勢の変化や人口減少・財政制約のもと、インフラを、国民が保有する「資産」と捉え、インフラのストック効果を最大化させるとの観点から、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした取組みを実施することが必要である。特に、インフラのストック効果を見える化・見せる化した上で国民・企業等に広く周知し、施策推進に向けた多様な主体の理解と参画を図っていくことが重要である。また、道路等公共空間の民間による利活用やインフラツーリズムは地域振興の観点から有効であり、取組みを推進されたい。

４．持続可能で質の高い社会資本整備を下支えするための取組について
（１）中長期的に安定的・持続的な公共投資の確保が不可欠
〇わが国は世界的にも稀にみる自然災害のリスクが高い国である。また、インフラ分野のＤＸ、脱炭素化に向けた取組みも先送りは許されず、防災・減災、ＤＸ、脱炭素化につながる地域の再設計、まちづくりを急がなければならない。

○また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により民間投資の減少が懸念されるなか、安定的・持続的な公共投資は、インフラ関連産業の事業継続ならびに人材確保・育成等の観点からも不可欠である。

（２）経済界との緊密な連携の下、インフラを下支えする建設産業の課題解決を
○建設産業の担い手確保・育成や生産性向上に向けては、適正な賃金水準の確保や週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上、建設キャリアアップシステムをはじめとしたキャリアパスの明示、人間拡張技術導入・ＩＣＴ人材育成を含めたｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの推進、多様な人材が業界についての理解を深めるための情報発信等、官民を挙げた取組みが必要である。引き続き、経済界との緊密な連携のもと、これらの課題に対して着実に取り組まれたい。

５．重点目標１：防災・減災が主流となる社会の実現について
（１）流域治水の推進に向けた周知徹底、ＢＣＰなど民間事業者による取組み促進を
○「流域治水」等の推進にあたっては、各関係者による主体的な関与を通じて、迅速かつ着実に実行されることが重要である。災害リスクや行政の防災対策を国民や企業にわかりやすく、周知徹底することが必要である。鍵となるのは、企業における浸水対策やＢＣＰ策定の推進といった主体的な取組であり、例えば、民間事業者による水災害リスクの軽減に資する建物建設に対し、建築物の容積率の最高限度を割り増す等インセンティブが付与されているが、こうした取組の拡大に向けて一層周知を図るとともに、中小規模の建築物においても浸水リスクの軽減や周辺住民等の避難に資する取組が促進されるよう制度拡充が必要である。

（２）高台まちづくりの着実な推進、災害ハザードエリアにおける開発抑制を
○「高台まちづくり」については、東商の要望等も踏まえて、『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』等、国と東京都が連携して着実に取り組んでいただいており、引き続き、地元自治体の意見や地域の実情を踏まえ、住民の理解のもと推進することが重要である。
○また、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進等については、地方公共団体はもとより国民・企業等関係先に対し、本施策の周知を徹底されたい。あわせて、住居等の移転促進のための税制上の特例措置や道路、橋、鉄道の安全なルートへの変更を後押しする支援策を新設・拡充していくことが重要である。

（３）地震対策はもとより、水害対策も含めた陸・海・空の主要な交通施設の強化を
○陸・海・空の主要な交通施設は、発災時でも機能することが極めて重要である。首都圏の鉄道施設が被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、地震対策に加え、地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策が重要である。
また、高潮や津波によって、東京湾の重要港や羽田空港などの重要施設の機能が失われないようにする必要があり、耐震化や液状化対策、高潮対策に加え非常用電源・電気設備の浸水対策等を早急に完了すべきである。
○また、地下街は設備の老朽化が進んでいるが、多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。

（４）ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの機能強化、活動に関する周知・理解促進を
○ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（国土交通省の緊急災害対策派遣隊）をはじめとした各種の防災･減災対策、災害応急対策活動への備えは極めて重要である。隊員の研修・訓練の充実や広域実働訓練の実施、ＩＣＴ技術や災害対策車両等の資機材の拡充など、体制の充実・強化を図るとともに、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥと地方公共団体が連携して訓練を実施していくことが必要である。ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動を広く一般に周知し、理解を促進していくことも肝要である。

（５）民間企業と連携した復旧・復興体制の強化に向けた取組み推進を
○大災害発生時の復旧活動の実施には、建設業をはじめとした民間企業の協力が不可欠であり、建設業の担い手の確保・育成に向けて、建設キャリアアップシステムをはじめとした各種対策を一層推進していく必要がある。
○他方、２０１８年の西日本豪雨被害早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では３６協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第３３条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受けることができたとの声が寄せられた。今後とも、災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえで適切に対応していくことが必要である。

（６）地域や企業における防災人材の育成、マイ・タイムラインの活用促進を
○実効性のある避難体制の確保に向けては、各地域、各企業の現場において、自助・共助の意識向上と防災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要である。マイ・タイムライン作成の推進にあたっては、サポート役となる地域リーダーの育成、専門家派遣を推進されたい。
○また、各企業においても防災人材が中心となり、経営者・従業員・その家族一人一人のタイムライン（事前防災行動計画）の作成を進めることが重要である。当所では東京都と協力し、２３区内で各地域の災害リス

ク状況を踏まえた、マイ・タイムライン作成セミナーを実施しており、こうした職域における取り組みを横展開していくことが必要である。

（７）都市の事前復興の周知啓発、取組促進を

○わが国は多くの災害に見舞われてきたが、その度に同じような被害を出さないよう対策を講じてきた。被災後の復興段階は、災害から得た教訓を生かし、土地利用など抜本的な対策を取る機会にもなる。災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行う、ビルド・バック・ベターの考え方が重要であり、災害への備えとしては、直接的被害を軽減する防災・減災対策に加え、間接的被害を軽減するための事前復興の取組が必要である。

○国土交通省では、２０１８年に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、市町村における復興事前準備や事前復興の取り組みを推進しており、一層の周知啓発を図られたい。

６．重点目標２：持続可能なインフラメンテナンスについて

（１）新技術の導入によるインフラの維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化の両立を

○インフラが安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、ロボット、センサー、ドローン等新技術の開発・導入の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが必要である。

○加えて、一層効果的・効率的なメンテナンス手法の確立による修繕・更新の実施に向け、産学官の多様な主体によるオープンイノベーションの手法等の活用、新たな技術によるビジネスモデルの構築を通じたメンテナンス産業の育成・拡大、生産性向上などが重要である。

（２）インフラ老朽化対策に対する国民の理解促進を

○インフラ老朽化対策の重要性に係る国民の理解促進が必要である。老朽化の危機的状況だけでなく、例えば、オープンイノベーションの手法等を活用した産学官の多様な主体による、メンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組（成功事例等）を社会に広く発信し、老朽化対策に対する国民の理解、協力を深めていくことが肝要である。

（３）インフラメンテナンスの推進に向けたノウハウ共有等、地方公共団体への支援を

○予防保全等持続的・効率的なインフラメンテナンスの推進にあたっては、ノウハウを地方公共団体等と共有していくことが重要である。地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援が必要である。

７．重点目標３：持続可能で暮らしやすい地域社会の実現について

（１）魅力的なコンパクトシティの形成に向けた課題解決の後押しを

○東京都の人口予測によれば、２０４０年にかけて都心３区（千代田区、中央区、港区）では人口増加が続くものの、その他の区や多摩地域では、総じて人口減少に転ずるものと予測されている。加えて、２０３０年代の東京における高齢者人口の絶対的な増加は、東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりに大きな影響を及ぼす。都市におけるサービスの持続性を確保するため、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していくことが重要である。

○その際、ＭａａＳ（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）など「シームレスな移動環境の充実」はコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である。民間主導による様々な検討が進んでいるが、共通基盤の構築など、解決すべき課題も多いことから、行政による民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、オープンデータを活用した基盤の構築等が重要である。

（２）地方分散化の実現に向けた人流・物流ネットワークの整備推進を

○当所の都市のあり方アンケート結果では、地方分散化を促進するための施策として「交通・物流ネットワーク等インフラの整備」を求める声が５０．４％と、最も多く挙げられた。また、そのような施策を展開することで地方への分散化が実現するか尋ねたところ、都内事業者の６８．５％が、「地方分散化が一定程度実現する」と考えていることが明らかとなった。従って、高規格道路やリニア中央新幹線等、人流・物流ネットワークの早期整備が重要である。

○さらに、観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立が重要である。スマートインターチェンジの整備や、主要観光スポットをめぐる企画料金の設定などとも合わせた「賢い料金」は、既存の高速道路の利便性向上や地域活性化に有用であり、促進していくべきである。

（３）空間・景観・環境価値の高い都市の創造を

○わが国の国際競争力の強化に向けては、空間・景観・環境価値の高い都市の創造が必要である。市街地の更新に合わせ、歴史的・文化的資源を保存して観光の視点も踏まえた活用を図り、美しい景観を備えた都市空間の形成を推進する必要がある。

（４）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進を
○鉄道駅のホームドアやエレベーター、エスカレーター及び車いすスペースの整備促進など、公共交通機関等のバリアフリー化といったハード面の整備を積極的に進める必要がある。
○また、誰もが安全・安心と感じ、持続可能な都市であるためには、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させることが重要である。当所においても、上記の認識に基づき、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をする「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しており、このような運動が共助社会の実現に向け、広く展開されることが望まれる。

８．重点目標４：経済の好循環を支える基盤整備について
（１）民間活力による都市の国際競争力強化に向けた取組み推進を
○わが国は、人口減少・少子高齢化、低い経済成長率といった難題を抱えている。これらを乗り越えていくためには、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、経済の原動力である民間の積極的な事業展開を実現し、国際競争力を強化しなければならない。当所はそのための鍵として、「東京及び首都圏が日本の成長のエンジンであり続けること」「東京と地方が共に栄える真の地方創生」が重要と考えている。
○東京及び首都圏が、世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくには、官民が連携して都市の整備・再生を強力に推進し、魅力ある都市を形成していくことが必要である。「（特定）都市再生緊急整備地域」による特別な措置や「国家戦略特区」の規制改革メニューは、都市の魅力を高めるために、極めて重要な制度である。
○また、東京及び首都圏が将来にわたり安全・安心が確保され、事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるようにすることが必要である。そのためには、新型コロナウイルス感染拡大による就業場所の分散化等を背景として、自律分散型都市構造の形成に向け、事業所や住居の機能更新ならびに高度化など土地利用が柔軟かつスピード感をもって進められることが必要である。都心はもとより郊外においても従来型の都市計画では対応できないニーズが生まれることに対応した都市計画変更・用途地域の見直し等が求められる。
○さらに、現在進められている都市の再開発が円滑に進められるとともに、再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等に向けて、容積率、日影規制などの柔軟な運用を通じた更新・建替、適切な維持・保存を図ることが重要である。

（２）首都圏三環状道路の着実な整備を
○首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、迂回機能（リダンダンシー）を発揮するなど、災害時に重要な役割を担う。
○既に概成した圏央道や外環道の開通区間では、渋滞緩和効果や沿道の企業立地増加及び資産価値上昇等、様々な経済効果が確実に表れており、着実な整備が重要である。なお、圏央道の一部の区間では未開通または暫定２車線として残っており、早期の全線開通及び４車線化が必要である。

（３）コンテナふ頭など港湾施設の機能強化を
○京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支える重要な拠点であるが、昨今シンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭しており、京浜港の国際的な地位の回復が急務である。東京港中央防波堤外側地区の国際海上コンテナターミナル整備事業などを確実に推進するとともに、港湾と各地域をつなぐ道路ネットワークの充実・強化を併せて進めることが必要である。

（４）我が国の「質の高いインフラシステム」の戦略的な海外展開を
○高速鉄道、都市鉄道などアジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、今後一層の市場拡大が見込まれている。新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムについて、わが国に強みのある技術・ノウハウを最大限に活用し、世界の需要を積極的に取り込んでいくことが期待される。

９．重点目標５：インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションについて
（１）インフラ関連産業におけるＩＣＴの活用等、現場作業の高度化・自動化支援を
○インフラを支える建設業や運輸業では、少子高齢化の進行により、人材の確保・育成が喫緊の課題になっていることからも、インフラ関連産業におけるＩＣＴの活用等、人手不足を見据えた現場作業の高度化・自動化や生産性向上の取組みが重要である。建設業ではｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの導入が推進されているが、コスト等がネックとなり中小建設業への普及が遅れていることから、公共工事の積算単価への導入コストの加算について一層の推進が必要である。

（２）官民連携による新技術活用ならびにデジタル・ガバメント実現に向けた取組の加速化を
○新技術を活用し効率的・効果的な都市を目指す「スマートシティ」の取組み加速化が必要である。国と地方公共団体が積極的に連携し、５Ｇをはじめとした高速大容量の通信規格通信環境の全国への普及や、官民による新たなサービス、新用途の拡大につなげていくことが重要である。
○とりわけ、トラックの高速道路での後続無人での隊列走行や、無人自動走行による移動サービスの実現、地

域の足を確保する「新たなモビリティ」など、自動運転技術の実用化に向けた取組が期待される。
○また、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用および移動に資するデータのオープンデータ化等、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境整備が推進されており、実用化に向けた取り組みを着実に進めていくことが重要である。
○加えて、許可申請や届出の簡素化・オンライン化をはじめ、国・地方公共団体と民間の間における各種行政手続きの徹底的な見直し、地方公共団体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の前倒し実施などを図られたい。

１０．重点目標６：インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上について
（１）都市の脱炭素化を実現する取組の推進ならびに公共交通機関の利用促進を
○２０５０年カーボンニュートラルを考えるにあたっては、エネルギー政策の基本である「３Ｅ＋Ｓ」をしっかりと踏まえる必要がある。とりわけ、わが国にとっては「エネルギー安全保障」は第一に考えるべき観点であり、様々なエネルギーをバランス良く活用することが極めて重要である。再生可能エネルギー・水素エネルギーの普及拡大を図るべく、再エネ設備や蓄電池の導入に係る周知啓発や補助、税制等のインセンティブによる自家消費の推進、個別の建物や域内における分散型エネルギー導入促進等、都市の脱炭素化を実現する取組を後押しすることが重要である。
○また、わが国の二酸化炭素排出量の約５割を占める運輸・民生（家庭、業務その他）部門における排出量の削減は、カーボンニュートラル実現に必要不可欠であると指摘されている。脱炭素化のために、住宅・建築物、インフラの省エネとともに、自動車等電動化の推進は今後ますます重要な対策となっていくが、同時に、環境にやさしい公共交通利用への転換の一層の促進も必要である。
○加えて、事業者の積極的な取組を促すため、脱炭素化に必要となる設備投資へのインセンティブ付与等による後押しをお願いしたい。なお、施策推進にあたっては、すでに高額なエネルギー本体価格に加え、あらゆるエネルギー諸課税が課されている現状等に鑑み、現在政府で検討が進められているカーボンプライシングのような規制的手法ではなく、インセンティブ手法により進められたい。さらに、事業者のみならず、住宅・建築物の所有者などによる主体的な関与を通じて脱炭素化を着実に進めるため、各関係者が脱炭素化についての理解を深めるための情報発信や、各関係者が脱炭素化に資する改修、建替え、設備投資等を行う場合のインセンティブ付与等もあわせて進められたい。

（２）道路等公的空間の活用推進を
○公的空間の整備・活用は、地域の利便性や快適性を高めるだけでなく、旅行者と住民との交流、街の賑わい創出を促し、地域の魅力・価値向上に大いに寄与するものである。とりわけ、コロナ禍において公園や緑、オープンスペース等の利活用促進への期待が高まりつつある。こうした中、飲食店等のテイクアウト、テラス営業のための路上利用に関する道路占用許可基準の緩和については、２０２１年９月３０日まで時限的措置の期限が延長されたことに加え、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」が新たに施行されるなど、施策の拡充が進んでいる。国は、各自治体に対して本施策のさらなる周知を図るとともに、全国の道路管理者との連携や省庁間のコミュニケーションを強化し、切れ目のない活用促進に努められたい。加えて、道路空間に限らず、公園緑地等の公共空間の利活用の促進も図られたい。

以上

２０２１年4月２６日提出

＜提出先＞国土交通省総合政策局社会資本整備政策課
＜実現状況＞
○「流域治水」等の推進に当たり、「水災害によるリスクや流域での取り組みを分かりやすく伝えることで、企業や住民などのあらゆる関係者が協働して取り組むことを促進すること」など、当所の意見が反映された。

○「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する中間試案」への意見

【商工会議所の基本スタンス】
○わが国の民事訴訟手続は、オンラインが十分に活用できる法制度が未整備のため、テレビ会議等のシステム利用でさえ一部の手続きに限定されている。欧米やアジア諸国等では裁判手続のＩＴ化が進展しており、日本における裁判手続のＩＴ化は喫緊の課題である。
○企業には紛争の早期解決へのニーズがあるところ、現在の紛争解決手段としての訴訟手続は迅速性に欠き、また、多くのリソースを割くことを必要とする。ＩＴ化により、裁判手続が迅速かつ効率的になり、判決・和解に至る期間短縮が実現すれば、日本企業の国際競争力の向上に資するとともに、グローバルな視点から紛争解決のためのインフラが整備され、国内での外国企業の活動の活発化にも資する。
○商工会議所は、２０２０年6月より、法制審議会　民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会に委員参画し、民事訴訟法改正の議論に参画している。

【中間試案への全体評価】
○民事訴訟手続のＩＴ化は、近年のＩＴ化やグローバル化が進む中でのビジネススピードの加速や、日本のビジネス環境整備の向上に資するものとして、評価する。
○限られた司法資源を有効活用し、司法アクセスをより容易なものとするものであり、新型コロナの感染拡大を契機に、非接触による裁判手続の必要性・重要性が高まる中、ニューノーマルへの対応は時代の要請である。
○一方、情報セキュリティの観点から、別人のなりすましや内容改ざん、漏洩等のリスクに対して、十分な配慮が必要である。また、煩雑なシステム・制度となり、企業や国民、訴訟代理人等の訴訟当事者に利用されない事態は避けなければならない。全ユーザーに使いやすく、活用される仕組みとすべきであり、企業と個人とで差はあるが、実務の現場の実態への十分な配慮が必要。

【中間試案への個別項目への意見】
○わが国のビジネス環境の整備や経済の一層の活性化に資する観点から、中間試案の個別項目ごとの意見は、以下のとおり。※項目番号等は中間試案のもの。

第１　総論
１　インターネットを用いてする申立てによらなければならない場合
○現在の裁判手続に係る時間や手間等のコストを鑑み、インターネットを用いた申立ての義務化には、賛成。
○最終的には、甲案（申立てその他の申述のうち、書面等をもってするものは電子情報処理組織を用いてしなければならない。ただし、委任を受けた訴訟代理人以外の者は、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない）を目指すこととし、まずは訴訟代理人のない当事者は任意としつつ、委任を受けた訴訟代理人について義務化を行ったうえで、甲案の実現に向け、デジタルディバイドへのサポート体制をはじめとした環境整備を進めていくべき。また、不正アクセスやシステム障害等により、システムが正常に稼働しないケースの代替手段についても十分な配慮が必要である。

３　訴訟記録の電子化
○訴訟記録の電子化については、賛成。
○裁判所事務の効率化、裁判手続の迅速化に資するものであり、当事者にも訴訟記録の確認等に係る労力・費用を削減できることから、推進すべき。
○注２（裁判所に書面を用いた申立て等をする当事者から当事者が提出した書面を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収）については、賛成。
○原則に従いオンライン申立てを行う当事者は、電磁的記録で作成・提出するために一定程度の労力・費用を費やすのに対し、例外的な措置として書面提出を認められる当事者は、裁判所から無償で電子化のサービス提供を受けることになり、公平性を欠くことになり、国民の理解を得られない。

第２　訴えの提起、準備書面の提出
○電子訴状および電子準備書面の提出については、利用者のＩＴ習熟度や利用者が使用するパソコン等のセキュリティが日々更新されている実情等にも配慮し、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに正しく記録されたことを確認でき、また、これを証するため、自動送信メールや受付完了画面の表示等を工夫することで、利用者にとって分かりやすく、安心して利用できるシステム設計となることを望む。
○注２（訴えを提起する際に、一律に、例えば数百円程度のデポジットを課す規律や一定期間を経過しても訴え提起手数料が一切納付されない場合、納付命令を経ずに命令により訴状を却下しなければならず、この命令に対しては即時抗告をすることができない規律を設けることなど）の濫訴を防止するための方策について、新たに規律を設けることに異論はない。
○濫訴を受けた側は、裁判による時間的な拘束や、弁護士費用などの経済的負担、訴えを起こされたことの精神的な苦痛等を強いられることになる。デポジットを支払うことが十分な濫訴の抑止効果となるのか、さらに検討すべき。

第３　送達
１　システム送達
○システム送達に関する規律を設けることに、異論はない。
○ただし、社内のインターネット環境やセキュリティレベルは、企業間、または部署間で整備状況は異なる。また、近年のサイバー攻撃の巧妙化・多様化への対応としてセキュリティ対策を日々強化している企業も多い。このため、届け出た通知アドレスへのメール送付のみならず、圧着ハガキ等を活用した簡易的な郵送によりシステム送達を行った旨を通知する等の柔軟な対応が必要。
○また、安定財源を確保しつつ、少子化対策を更に拡充していくには、国民の理解が不可欠であることから、本大綱が掲げている少子化対策の効果・成果について、国民にとって分かりやすい形での「見える化」を進めていく必要がある。

２　公示送達
○インターネットを活用した公示送達には、賛成。
○ただし、現在、裁判所の掲示板に慣例的に掲載されている情報については、企業においては事業活動に支障が生じ得るおそれがあるほか、個人においては、プライバシーの問題に関わることから、改めて精査が必要。

第５　口頭弁論
２　無断での写真の撮影等の禁止
○制裁を設けることに、賛成。
○企業が当事者となる民事訴訟においては、知的財産や営業秘密、顧客情報など機微な情報が含まれる恐れがあり、故意や過失の有無に関わらず、一度流出してしまった場合には当該企業の価値や信頼が大きく損なわれ、経営に甚大な影響を及ぼす。このため、写真の撮影等の行為を禁止する規律を設けるべき。

３　口頭弁論の公開に関する規律の維持
○現在の規律を維持することに、異論はない。
○ただし、将来的にＩＴ技術の進展や裁判のＩＴ化の進捗の状況を踏まえつつ、当事者のプライバシー保護等の課題を解決できるようであれば、訴訟類型によっては、インターネット中継を実施することが国民の司法への理解促進などの意義もある。中長期的には、社会の要請に応じて柔軟に検討すべき。

第６　新たな訴訟手続き
○新たな訴訟手続の規律を設けることについては、賛成。
○新たな訴訟手続で、両当事者が早期解決を望む場合、審理期間が短縮され、早期に法的判断を得られることとなる。当事者にとって終局までの予見可能性が高まることは評価できる。
○特に企業にとっては、その後の経営判断等に影響する可能性もあることから、一定のニーズはある。
○ただし、新たな訴訟手続きを利用する判断時期が第１回口頭弁論期日までとすることは同手続の利用を過度に抑制することになりかねない。他方、甲案７（４）（適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては，通常の手続により審理及び裁判をする、とする規律）については、相手方の異議申立てにより、口頭弁論終結前の程度に復し、通常の手続きにより審理・裁判をするとなると、早期解決を図りたい企業の立場からすれば、訴訟の長期化のリスクを負い、新たな訴訟手続きの本来の趣旨が損なわれることが危惧される。
○乙案１（地方裁判所においては、通知アドレスの届出をした当事者は、共同の申立てにより、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる、とする規律）についても、手続きの開始において、甲案（新たな訴訟手続きによる審理・裁判を求めた原告に対して、異議ある場合は、被告は、第１回の口頭弁論の期日の終了時まで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる）の消極的同意に比べ、積極的同意は企業にとって意思決定のハードルが高くなる恐れがある。早期解決を目指したいものの、積極的同意を要件とすることで自社内の調整・手続きに労力を割かれるなど、負担感の増加がネックとなり、却って利便性を低下させることが懸念される。
○したがって、利用者たる国民や企業の目線で甲乙両案のメリット・デメリットを勘案して、それぞれを利用しやすいように改善したうえで併存させる、あるいは双方の長所をとったハイブリッド形式などによる、使い勝手のいい制度設計にすべき。
○また、迅速に紛争解決できる手続のニーズは、インターネットによる訴訟手続とは無関係であることから、「通知アドレスの届出をした」との要件削除も検討してはどうか。

第７　争点整理手続等４争点整理手続きの在り方
４　争点整理手続きの在り方
○現行法上３種類に分かれている争点整理手続について、各手続の使い分けの基準・理由など、利用者としては分かりづらく、利用実績をみても弁論準備手続に偏っていることから、実態にあわせた見直しとともに利便性の高い制度となるような設計がなされるよう検討すべき。

第９　証人尋問等
１　証人尋問等
○ウェブ会議等を利用した証人尋問の要件について、ＩＴ活用を通じた利便性の向上を図るため、希望に応じて柔軟に認めるべき。
○なお、ア（民事訴訟法第２０４条第１号を次のように改めるー「証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって、相当と認めるとき」）に記載の「その他の事情」ならびに「相当と認めるとき」については、利用者にとって不明確であることから、想定される事例を示すことなどにより、理解促進を図られたい。既に、コロナ禍を受けてウェブ会議による証人尋問等を活用している国際商事仲裁等の実務も参考としてみてはどうか。
○また、適正な尋問を行うことができる場所についても、最寄りの裁判所のほか、一定要件を満たす通信設備を

有し、かつ、プライバシー保護が確保できる施設であれば、公的施設や訴訟代理人の事務所などもその対象として広く認め、利便性の向上を図るべき。
○注（宣誓の方法について、宣誓書の作成自体を要しないものとする考え方や、書面の形式による宣誓書に代わる新たな形式の宣誓書を創設するものとする考え方がある。）について、証人に宣誓をさせたことは、口頭弁論調書の記載事項とされていることから、宣誓書の作成自体を要しないこととすべき。

第１１　訴訟の終了
２　和解
○（３）新たな和解に代わる決定について、現状で行われている民事調停法第１７条の調停に代わる決定（１７条決定）は、あくまで民事調停法の条文であるため、民事訴訟法において手続の規律として明文化することに意義はある。
○立場や相手方との関係性から、積極的に和解に合意することが困難であるものの、裁判所によって一定の結論が示されるのであれば、紛争の早期解決を図るために、その決定に従ってもいいとする場面・ニーズはあるものと思われる。
○とりわけ、企業の法務部門の実態として、裁判所の心証が決定によって示されるのであれば、経営層への説明・コンセンサスが得やすく、組織としての意思決定の迅速化に資する。
○甲案（両当事者において和解を試みたが調わない場合において、裁判所が相当と認めるときに、当事者の意見を聴いて、当事者双方のために衡平に考慮し、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（和解に代わる決定）をすることができるとする規律）においては、裁判所が相当を認めるとき、かつ当事者の意見を聞くことを前提とし、決定の事前・事後に異議申立てをすることができるなどの措置も講じられていることから、企業に限らず、利用者側としても、選択の幅が広がるものとして有益。

第１２　訴訟記録の閲覧等
２　裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製
○利害関係のない第三者による訴訟記録のインターネット閲覧について、企業の法務部門の実態として、訴訟が発生した際、あるいは直面しそうな訴訟の先例を知る際に、過去の類似の訴訟記録が参考となるため、組織としての意思決定・対応の迅速化に資するものとして期待できる。
○一方、当事者のプライバシーや企業の営業秘密の保護などの課題もあり、国民の強い抵抗感が生じることが懸念される。このため、裁判所外の端末を利用した閲覧を認める対象者をシステム登録を行った者に限定するなどの方法をとることに加え、裁判所外の端末から閲覧可能な範囲を訴状・判決など一定の範囲に限定する（裁判所に設置された端末を用いた場合はこれまでと同様とする）などの対応が考えられる。
○米国の連邦裁判所や一定範囲の州裁判所においては当事者・利害関係人でなくとも事件記録を有償または無償で閲覧・ダウンロードできる制度となっているが、諸外国におけるシステムの制度設計や運用状況（プライバシー保護の方策等を含め）を比較したうえで、わが国においても利用者がＩＴ化のメリットを最大限に享受するとともに、当事者のプライバシーや企業の営業秘密の保護などの課題も解決できる具体的な方法を検討すべき。

第１６　手数料の電子納付
１インターネットを用いてする申立てがされた場合における手数料等の電子納付への一本化
○ペイジーによる納付の方法に一本化することに、賛成。
○ただし、クレジットカードやスマホアプリなど、キャッシュレス決済が急速に浸透していることから、システム上の決済手段を多様化することによる開発・運用コストに留意しつつ、電子納付手段の柔軟な運用も検討すべき。

以上
２０２１年５月７日提出

＜提出先＞法務省
＜実現状況＞
○法制審議会で、訴訟代理人に委任する場合におけるインターネットを用いた申立ての義務化や、「当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の特則」の規律を含んだ要綱案が結審された。

○「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見

今般、政府にてとりまとめられた標記案について、以下の通り意見を申し述べる。

１．基本的考え方
気候変動から気候危機へと事態は深刻化する中、世界は既に、地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストとして捉える時代から、「成長の機会」と位置付ける時代に突入している。わが国としても新時代に向けた大

きな成長に繋げる**「経済と環境の好循環」を目指し、日本企業の技術や製品、サービスの価値と産業競争力を高める産業政策としての視点が決定的に重要**であり、喫緊の課題である地球温暖化対策について、**国主導のもと、官民一体となって取り組まなければならない**。併せて、目標達成を確実にするためには、それぞれの施策について、誰が主体となって取り組み、また、どれ程のコストが発生し誰が負担するのか、といった点を明確にすべきである。

現在、見直しが進められている「地球温暖化対策計画（案)」（以下、「本計画」）では、２０３０年に向けて産業部門や業務部門に対し、大幅な省エネを行うことが求められている。**中小企業においても、それぞれの事業内容に照らしながら、省エネ等に積極的かつ主体的に取り組む**ことが重要である。脱炭素に向けた世界の動きの中で産業構造は大きく変化し、企業においては従来のビジネスモデルや経営戦略の見直しが必要となるが、同時に、グリーン関連を中心に新たな市場と、大きなビジネスチャンスが生まれることも期待される。**省エネ関連で優れた技術や製品、サービスを有する日本企業が世界市場を牽引できるよう、国内産業の育成や新たな市場における国際的なルール作りへの積極的関与等、政府はあらゆる政策を総動員し、日本の産業競争力を一層強化するための大規模な支援を実施すべき**である。なお、**省エネ関連の新技術の開発に係る知的財産権の不当な吸い上げ・技術流出などが生じないよう中小企業の知的財産権の保護にも留意すべき**である。

既に、サプライチェーン全体に対する脱炭素化の要請が高まり、中小企業に対してサプライチェーンを通じたＣＯ２排出削減を求める動きがある。コスト増のしわ寄せを中小企業のみが被ることの無いよう、**地域の産業や中小企業への影響などに配慮した公平な負担のあり方についても早急に検討すべき**である。エネルギーユーザー、特に**中小企業にとっては、環境面だけでなく、安価で安定したグリーン電力の供給等、経済性を考慮したバランスの取れたエネルギー政策が強く求められる**。当所が本年８月に全国の商工会議所会員事業所に対し実施した調査では、８５％超の中小企業が「電力料金の上昇は経営に悪影響／懸念がある」と回答しており、震災以降高止まりする電力料金が経営に大きな影響を及ぼしている状況が窺える。加えて、**コロナ禍の長期化の影響により、事業の建て直しを最優先せざるを得ない中小企業も多い**現状に鑑みれば、**地球温暖化対策に係るコスト負担の増大は、中小企業にとって事業継続に直結する問題であり、ひいては地域経済そのものの衰退も懸念**される。今後、本計画を実行に移していくにあたっては、こうした**地域の中小企業の厳しい現状を十分に勘案いただき、エネルギーコストの更なる上昇が中小企業の経営を圧迫し、産業競争力の低下につながることが無いよう、産業の現場の実態に照らし、不断の見直しを図りながら進めていただきたい**。

２．個別事項に対する具体的意見

「地球温暖化対策計画（案)」の内容に基づき、以下の通り意見を申し述べる。

該当頁	意見	理由
11 頁 24～26 行目 14 頁 18～33 行目	【研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等】 ➢　２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、非連続的なイノベーションを創出していかなければならず、政府が国家プロジェクトとして取組むという覚悟をもち、**国主導のもと、官民一体となり革新的イノベーションにチャレンジする旨を明記いただきたい**。	➢　２０５０年カーボンニュートラルの実現のためには、官民を挙げた革新的なイノベーションへのチャレンジが必要であり、国及び国民の強いコミットメントが必要である。洋上風力、蓄電池、水素・アンモニアの利活用、カーボンリサイクルなど、あらゆる分野において、技術開発、社会実装、量産投資によるコスト低減が求められる。
36 頁 18～28 行目	【中小企業の排出削減対策の推進】 ➢　中小企業の自主的取組への具体的な支援として、省エネルギー意識向上に向けた広報活動や設備投資等への補助に加え、**税制・資金調達上の優遇措置や業種・業態・規模別の相談窓口の設置**、また、**企業向けの各種支援策について特に中小企業が分かりやすく判別・活用できるような情報の「見える化」および手続の簡素化について強力に推進いただきたく、その旨を明記いただきたい**。	➢　各地の商工会議所からは規制的手法ではなく企業の自主的な取組みを後押しする支援に期待する声が圧倒的に多い。中小企業においても、ＣＯ２排出削減に向け、経営改善や生産性向上に繋がる省エネをはじめとした取組みは着実に進んでおり、中小企業自身の事業活動における排出抑制の取組みを後押しすることは極めて重要である。中小企業が段階的に取り組みやすい仕組みの構築と共に、中小企業個社における設備導入の支援ならびに地域における省エネ等の取組みに対する一層の支援を講じられたい。
54 頁 17～20 行目	【電力分野の脱炭素化（原子力発電)】 ➢　2050 年カーボンニュートラルの実現を	➢　原子力発電は、ＣＯ２排出削減、安価な電力供給、レジリエンス向上への貢献、および、準国産エネルギーの確保という

	確かなものとするため、原子力発電については、透明性の高いコスト検証を行い、安全性を最優先させたうえでの早期再稼働に加え、**設備利用率の向上、さらにはリプレース・新増設を含め、原発政策を推進する旨を明記いただきたい**。	点から、安全性を最優先させた上で、早期に再稼働を進めるべきであり、政府が前面に立ち、核燃料サイクル、放射性廃棄物の処理を含め、原発政策を大きく前進させることを強く期待する。
54 頁 21～25 行目	【電力分野の脱炭素化（火力発電）】 ➢ 火力発電から排出されるＣＯ２を回収するＣＣＵＳやカーボンリサイクルの仕組みの構築、水素・アンモニアの活用による火力燃料自体の脱炭素化などについて、官民をあげたイノベーションが必要であり、**ＣＣＳの適地の確保および水素・アンモニアの供給体制の構築等において政府がリーダーシップをとって推進する旨を明記いただきたい**。	➢ 火力発電は、カーボンニュートラルに向けては脱炭素化が課題であるものの、再生可能エネルギーの供給不安定性をカバーするための調整力として、また、自然災害の多いわが国にとって、安定供給・コスト抑制の観点で欠かせない電力供給源である。
57 頁 8～13 行目	【再エネの導入拡大・長期安定発電に向けた事業環境整備等】 ➢ 再生可能エネルギーを最大限導入し、長期安定的な利用を実現するための事業環境整備等について、優れた技術や製品、サービスを有する日本が世界市場を牽引できるよう、**国内産業の育成や、新たな市場における国際的なルール作りへの積極的関与等に対して、あらゆる政策を総動員し、政府が大規模に支援する旨を明記いただきたい**。	➢ かつて日本製が高い世界シェアを誇った太陽光パネルも、現在では太陽光パネルの８０％は輸入品に代替されている。ＦＩＴ制度が太陽光発電関連の産業育成には繋がったとは言い難い。一方、現在、日本企業は例えば水素やアンモニア分野で優れた技術・製品を有している。今後、世界的に市場が拡大する見込みの中、日本の技術・製品を国内外の市場で普及させることは、我が国の経済成長に繋がるものであり、そのための技術開発や社会実装のための制度整備など、あらゆる政策を総動員し、日本の産業競争力を一層強化するための支援を推進すべきである。
70 頁 3～32 行目	【Ｊ－クレジット制度の活性化】 ➢ Ｊ－クレジット制度の活性化は、「成長に資するカーボンプライシング」のために有効であり、**より簡便な参画手続きの検討などにより中小企業が活用しやすくなる取組みの推進**、並びに**「制度の周知活動強化等の制度環境整備の検討」（３０行目）について、特に中小企業に十分に認知されるよう取組みを推進することを明記いただきたい**。	➢ Ｊ－クレジット制度は、企業にとってＣＯ２排出削減のインセンティブとなり得るものであり、Ｊ－クレジットによる取引量には、まだ伸びしろがあると期待されているが、各地商工会議所に対する調査では、Ｊ－クレジット制度の認知度が課題として指摘されている。今後、特に中小企業のクレジット取引に対する自主的・積極的な取組みを促すような現行の環境価値取引が企業にしっかりと認知され活用されていくよう、一層の推進を図るべきであり、支援措置を求める。
75 頁 6～22 行目	【温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度】 ➢ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について、電子化の推進など、より活用されやすい制度作りのための見直しについては是非推進いただきたい。一方で、**任意報告事項について報告しないことが、マイナス評価や不利益な取り扱いに繋がるような制度設計は避けるべきであり、その旨を明記いただきたい**。	➢ 特に中小企業の場合は大企業に比べ余力がないことから、本制度の報告作業に十分な人手を割けるとは言い難く、対応できない状況も考えられる。また、任意報告事項の内容については、設備の重大な故障や、需要の落ち込みによる設備稼働率の低下等、会社の経営状況に直結する情報が含まれる場合もあり、報告できない場合も相当程度想定されるとして、任意報告事項として報告できないことがマイナス評価されることを懸念する声が企業からも届いている。

76 頁 14～32 行目	【成長に資するカーボンプライシング】 ➢ 成長に資するカーボンプライシングの検討にあたっては、**日本経済の足腰を支える地域経済や中小企業の現状を十分に踏まえたうえで検討を進める旨を明記いただきたい**。 ➢ また、今後の取組みについて**ロードマップを明示し、想定される道筋や時間軸を示す**ことで、カーボンプライシングを含むカーボンニュートラルへの取組みが進む中で**自社のビジネス環境や地域経済がどのように変化するのか、中小企業の理解促進を図る旨を明記いただきたい**。	➢ 足元ではコロナ禍による厳しい経営環境が継続しており、事業の建て直しを最優先せざるを得ない中小企業が多い現状において、カーボンプライシングが追加的に導入されれば、疲弊した中小企業の経営を圧迫しかねず、廃業に追い込まれる事業者が増加し、ひいては地域経済そのものの衰退を懸念する声が各地商工会議所から届いている。 ➢ カーボンプライシングを含むカーボンニュートラルへの取組みの道筋を明示し、企業の予見可能性を高めることは、ビジネスチャンスへの挑戦や技術開発への投資等、企業による積極的な対応を促すことにつながる。
81 頁 17 行目 ～82 頁 25 行目	【地球温暖化対策技術開発と社会実装】 ➢ 意欲ある企業等に適切に支援が届き、民間の取組みを力強く促すインセンティブとなるよう、**諸外国に見劣りしない大規模かつ積極的な財政支援を継続的に実施する旨を明記いただきたい**。	➢ ２０５０年カーボンニュートラルに向けた挑戦は、新時代に向けた大きな成長に繋げる「経済と環境の好循環」を目指し、日本企業の技術・製品・サービスの価値と産業競争力を高める産業政策として、官民一体となって推進する必要がある。民間企業による積極的な投資やイノベーションへの挑戦を促し、「経済と環境の好循環」を実現するため、大規模な財政支援を実施すべきである。

以　上

２０２１年１０月１日提出

＜提出先＞環境省

＜実現状況＞

環境省より、予算・税・金融などあらゆる政策を総動員して企業の前向きな挑戦を後押していく旨が回答され、１０月２２日「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。

○第３期スポーツ基本計画　（中間報告）に対する意見

はじめに

○ 新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、多くのスポーツ活動が中止、延期等を余儀なくされ、この２年間、全ての世代においてスポーツに親しむ機会が減少した。この結果、体力の低下をはじめとする身体的健康のみならず、他者とのコミュニケーション不足による精神的健康、そして社会的健康も脅かされるなど、コロナ禍による健康二次被害の影響が顕在化している。

○ 一方で、２０２１年夏の東京２０２０大会では、世界中から集まったトップアスリートにより繰り広げられた熱戦が、国内外の観戦者に大きな活力と勇気を与え、改めてスポーツの持つ力、価値が再認識される機会となった。

○ 東京２０２０のレガシーの継承にあたり、これまでスポーツマイノリティに置かれてきた人々を含む、あらゆる人が運動・スポーツを自由に、自発的に楽しむことができる機会の創出とその環境整備を加速させることが必要である。なかでも民間スポーツ施設は、地域スポーツの充実化において重要な地域資源であり、健康だけではなく、スポーツ産業の活性化にもあわせて取り組むことが不可欠である。

○ スポーツ推進の担い手は、主に行政等の公共＝「公」、市民団体等の「共」、そして民間事業者等の「民」によって構成される。これまでのスポーツ推進は主に「公」と「共」によって担われてきた。しかしながら、「公」と「共」のみに依存するスポーツ推進は頭打ちの状況にあるといえる。

○ 今後、働き盛り世代のスポーツ実施率の低さ、労働力人口の高齢化を考えると民間事業にかかわる「民」の活力の利活用が欠かせない。また地域においても同様で、「公」「共」による取り組みを超えたすべての人のスポーツを支える基盤が必要となる。さらに民間スポーツ事業者の活性化が、スポーツ産業の推進のみならず、国民スポーツ推進の柱であることも含め、民間活力の利活用、連携・協力体制の強化が求められる。

○ ポストコロナを念頭において、東京２０２０のレガシーを後世にしっかりと繋げていくためにも、第３期スポーツ基本計画の５年間は極めて重要であると考える。そのためにも、目標達成のための具体的な活動計画が求められる。地域特性や現場のニーズに応じたスポーツ施策の展開に向けて、国の第３期スポーツ基本計画が、各地の地方スポーツ推進計画の策定を後押しし、産・官・学・住民など地域の様々なステークホルダーの連携を促進するものとなることを期待する。

【第１章　１．第２期計画の総括的な評価：中間報告本文：６ページ～９ページ】

＜評価に対する意見＞

○ 令和２年度の「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によると、スポーツ実施率は２０歳以上の男女平均で５９．９％と前年より６．３％増加している。一方、同調査で運動不足を感じるとする割合も７９．６％と前年度より０．９ポイント増加しており、特に３０代から５０代の働き盛り世代で運動不足を感じるとする割合が多くなっている。

○ また、運動・スポーツ実施の阻害要因として「コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化」は４番目に多くなっている。厚生労働省の調査では、新型コロナウイルスによる日常生活の変化として、運動量は約４割の人が減少したと回答している。

○ コロナ禍による影響も踏まえ、施策目標や各種ＫＰＩの達成状況等についての確認・検証を行うべきである。

○ 東京都健康長寿医療センター研究所の青柳幸利氏による群馬県中之条町で実施した追跡調査においては、「１日８，０００歩、　うち２０分の早歩き」でメンタルの疾病から生活習慣病までを予防できるという結果が得られた。正しい運動・スポーツ習慣の定着化は、健康寿命の延伸や国民医療費の適正化につながることが期待され、さらなるエビデンスの蓄積と普及啓発が期待される。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比べた変化】

	増加した	減少した	変わらない	普段、飲酒・喫煙・ゲームはしない
食事の量	11.8%	6.9%	81.3%	
睡眠時間	12.5%	10.3%	77.2%	
運動量	7.1%	39.1%	53.8%	
飲酒量	10.5%	10.0%	61.5%	18.1%
喫煙量	4.4%	2.3%	34.6%	58.7%
カフェインの量	11.8%	5.9%	82.3%	
ゲーム時間	18.6%	2.7%	39.2%	39.5%

出典：厚生労働省　新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査結果概要（R2.12）

【第１章　２．スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方：中間報告本文９ページ～１０ページ】

＜基本計画で取り扱う「スポーツ」の捉え方に対する意見＞

○ ヒトは動物であり、動くことで生命の維持、健康の維持が可能となる。しかしながら、モータリゼーションの進展のみならず、コロナ禍にあって、動くことが極端に減少している。運動には、やりたいから実施するという、いわば「欲求としての運動」の側面と、心身の健康を維持するために最低限必要とされる、いわば「必要としての運動」の側面がある。欲求としての運動をいかに充実させるかは生きがいの創造という意味でも重要だが、さらに重要なことは、「必要としての運動」をいかにスポーツの有する価値で喜びをもって実施していくかという点である。その意味で、これまで運動やスポーツから遠ざけられてきた障害者、子ども、高齢者、女性、働き盛り世代、子育て世代へのスポーツ支援はこれまで以上に重要となっている。

○ コロナ禍により職場や学校等におけるコミュニケーション、コミュニティが減少している。一方、独居者が増加する社会において、スポーツはコミュニケーションの場として見直されている。なかでも「軽い運動」はスポーツ参画へのハードルを下げ、あらゆる世代のスポーツ実施機会の増進が期待される。

【第１章　３．新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」：中間報告本文　１１ページ～１２ページ】

＜スポーツが社会活性化等に寄与する価値を高めていく施策に対する意見＞

○ 経営者を対象とした調査では、２６．３％がコロナ禍で従業員の心の健康に悪い影響が出ていると回答しており、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、社内コミュニケーションや働く環境の悪化が見られ、従業員の心の健康への悪影響も懸念される実情が明らかとなっている。

○ スポーツ実施率の低い、働き盛り世代、子育て世代の従業員の運動機会を整備することで、心と体の健康を確保するとともに、人々の生活や心をより豊かにする社会的健康「Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ」をいかに高めるかが重要である。

○ 働き方改革、テレワークの普及に伴い、運動習慣においてもＤＸ、オンライン活用などリアルとデジタルの融合の推進が必要である。
○ 健康増進の観点から、運動に加え「食（栄養）」の充実化も含めた普及・啓発が必要である。
○ 民間スポーツ事業者を、地域のスポーツ支援の重要な担い手として位置づけ、スポーツ産業の活性化に向けた支援が必要である。

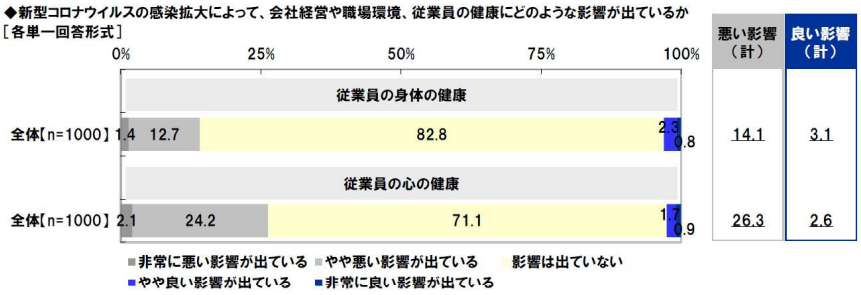

出典：アクサ生命保険　職場の健康づくりに関する意識調査 2021（R3.3 公表）

【第２章　中長期的なスポーツ政策の基本方針と第３期計画における「新たな視点」：中間報告本文　１３ページ～１６ページ】

＜新たな３つの視点に対する意見＞

企業においてはコロナ禍でテレワークが進む中、従業員の様々な健康課題が顕在化しつつある。心と体の健康を取り戻すには、運動・スポーツは有効であり、従業員に奨励するための支援、環境整備を必要としている。

（新たな視点①について）

○ 健康経営の視点、スポーツエールカンパニー事業を通じて、新しい工夫を凝らした取り組みを実施している企業を奨励するとともに、新しいスポーツの開発のみならず、楽しみ方の方法論の提示、身近で楽しめるスポーツ環境、取り組みの整備を進め、横展開していく必要がある。
○ 働く世代に対して、通勤等における積極的なウォーキングや自転車の活用を支援していく必要がある。

（新たな視点②について）

○ 業態などに応じたスポーツによる「あつまり」「ともに」「つながり」の取り組みを工夫していく必要がある。
○ テレワーク主体でつながりが希薄になっている状況に対して新しい取り組みを奨励し、リアルとデジタルの新しい融合をさらに推進する必要がある。
○ 近年、「Ｗｅｌｌ－Ｂｅｉｎｇ」の考え方を企業経営に取り入れる動きが活発化していることから、働き盛り世代、子育て世代には企業側も健康経営、生産性向上の視点を踏まえ、運動機会を確保・提供することが重要となる。

（新たな視点③について）

○ 地域の人にとって、スポーツ施設が公共であれ、民間スポーツ事業者であれ、あまり区別はなく大切なスポーツの場である。その意味で、施設受付情報、イベントの開催情報等、公共と民間を合わせて提供するなど、国民目線の「情報アクセス」を充実させるべきである。

【第５章（１）多様な主体におけるスポーツの機会創出：中間報告本文　２６ページ～３３ページ】

＜具体的施策に対する意見＞

○ 本中間報告によると、「スポーツ実施率の目標は７０％」。第２期計画の目標は６５％、令和２年度調査では５９．９％であり、高い目標を設定したと感じる。行動計画策定の際には、予算等も含め、具体的なロードマップを示すとともに、国は、４７都道府県と連携して、目標達成に向けた地方計画を策定、実現するよう、きめ細かな支援体制を構築する内容を記載すべきである。
○ コロナ禍で子供・若者の運動・スポーツの機会が減少している。部活も縮小傾向にあり、地域、民間で指導者育成を進めるとともに、民間事業者等を活用し、団体競技を含め、多種多様なスポーツができる地域スポーツ支援、環境整備が不可欠である。

○ １０代と２０代を比較するとスポーツ実施率が大きく減少することから、１０代の間に、健康増進における運動・スポーツの重要性の理解促進を図るとともに、高校等卒業後の運動・スポーツ実施支援策の検討が必要である。
○ コロナ禍でテレワークが進むなか、従業員の健康課題が顕在化しつつある。本文中に女性の健康課題、テレワーク浸透等による運動不足からくる健康課題の記述があり、それに対する具体的施策として、健康経営、ＴＨＰ指針との連携などが明記されているが、これまでの経緯・効果を考えるとどのように連携するか、踏み込んだ記述が必要である。
○ 運動・スポーツの効果などに関する健康知識の普及・啓発を明記すべきである。例えば、運動が生活習慣病の予防、肩こり・腰痛などの防止、メンタルヘルス対策に効果があることを科学的なデータとともに記すとともに、食・栄養、睡眠・休養、美容などに関係する正しい知識を広く周知すると、運動・スポーツ実施の動機づけになると思われる。
○ 子育て世代のスポーツ実施率が低い原因のひとつが「時間がない」ことである。親子で参加できる運動体験の普及など、子育ての中で運動する仕組みを推進すべきである。
○ ６０代以上に関する記述が少ない。これは比較的スポーツ実施率が高く、運動機会創出の環境整備が進んでいることが理由と思われる。他方、労働力人口の高齢化等が進むことに鑑み、行動災害防止等の観点から、高齢者に必要な運動などの情報提供等を明記すべきである。
○ スポーツの固有価値が高くても、それに関わろうとする人の文化享受能力が低いままであれば、そこに有効価値は生まれない（ラスキン，文化経済学)、という指摘からもわかるように、まず、１．スポーツに関心をもつ、２．スポーツの一通りのやり方がわかる、３．自分なりの楽しみ方を知る・実践する、４．生涯の友としてライフスタイル化する、という文化享受（あじわい、たのしむ）能力の高まりに応じた支援策が重要となる。ここに行動変容論（無関心期、準備期、活動期、継続期）をクロスさせながら、無関心層には、スポーツの必要性と重要性の理解と簡単なスポーツの実践、準備期には、体験会やイベントなどによって実施に向けた促しが重要である。さらに活動期では、一通りの楽しみ方を知る機会と自分にあったスポーツが多様に用意されているイベントや教室が効果的である。そして、「自分らしい楽しみ方を知って、実践している」という人へと導く「線的な支援策」が求められる。
○ 働き盛りの世代、子育て世代のスポーツ実施率が上がらない限り、全体のスポーツ実施率の向上は見いだせない。　その点を踏まえて、重点課題として取り組むべきである。

【第５章　（２）スポーツ界におけるＤＸの推進：中間報告本文　３３ページ～３５ページ】
＜具体的施策に対する意見＞
○ テレワークの普及により、企業は従業員等の心と身体の健康管理が難しくなり、他方、ビジネスパーソンの生活習慣の乱れ、運動不足等が指摘されている。ＤＸ、オンライン等を活用した運動習慣の定着化支援など、自宅・サテライトオフィス等における労働生産性の向上を目的としたサービス等の開発を支援すべきである。例えば、スマートウォッチなどデジタルデバイスを活用した健康管理の普及啓発の取り組みを国が後押しすることも検討されたい。

【第５章　（４）スポーツの国際交流・国際貢献：中間報告本文　４０ページ～４４ページ】
＜具体的施策に対する意見＞
○ 「国は国際的な展示会・商談会等へ、幅広い我が国のスポーツ関連産業の参加を促進する」だけではなく、初めて出展等を行う企業などへの海外販路開拓支援を積極的に行うことなどを明記すべきである。
○ 国際競技大会の誘致・開催は経済波及効果も高く、国は総合的に支援を行う体制を構築すべきである。
○ 日本のスポーツ関係企業、健康関係（健康運動、食、睡眠、その他健康関係）企業の力を国際交流・国際貢献として、積極的に発信し、世界における長寿国、健康問題対応国としてのプレゼンスを向上する取り組みを行うべきである。

【第５章　（５）スポーツによる健康増進：中間報告本文　４４ページ～４７ページ】
＜具体的施策に対する意見＞
○ 「企業、経済団体等に対し」「健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する」際に健康経営アドバイザー等、健康経営の普及者も活用すべきである。
○ 「従業員の健康づくりのために、スポーツの実施に積極的に取り組む企業の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る」について、通勤時に身体活動を取り入れることを促進するため、例えばスポーツスタイルの奨励などの機運を醸成することも検討すべきである。また、スポーツエールカンパニーの取り組みの横展開により、認定企業の拡大を図るためには、これまでの手法に留まらない方法を検討する必要がある。加えて、企業側にはこれにより、従業員のＷｅｌｌ－ｂｅｉｎｇを高めることができ、企業経営に良い影響があることも記述すべきである。

○ 健康日本２１への貢献という観点から、運動× 食（栄養）の充実にも触れると、より効果が高まるものと思われる。

【第５章　（６）スポーツの成長産業化：中間報告本文　４７ページ～４８ページ】

＜具体的施策に対する意見＞

○ 具体的施策にある内容に加え、コロナ禍で厳しい経営が続く民間スポーツ事業者が、事業改善、既存事業をベースにした新たな事業展開を検討する際の支援を行い、既存の事業も成長産業化するよう環境整備をするべきである。

○ 既存の民間スポーツ施設の活用が進むような施策を講じるよう、基本計画にも明記すべきである。

○ 国民のスポーツ実施率のトップ２０のなかに、主に民間スポーツ事業者が担っている種目、例えば、ゴルフ、ボウリング、テニス、水泳、フィットネスなど、７種目以上となっている。その意味で、民間スポーツ事業者の支援は、国民のスポーツ支援という意味でも重要である。（下図参照）

○ ２０２３年度より休日の学校運動部の地域移行化が開始される。その際、民間スポーツ事業者、あるいは、民間の指導者派遣等の動きを加速化させることで、地域のスポーツ団体（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど）といった「共」の領域のみならず、「民」の領域の活躍が期待される。もって、青少年スポーツ環境がより充実することが望まれる。

(%)

※令和2年度上位20種目抜粋	全体		男性		女性	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1 ウォーキング(散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩きなどを含む)	65.4	62.4	65.3	62.7	65.4	62.1
2 トレーニング	16.9	14.6	19.1	16.9	14.7	12.4
3 体操	16.9	14.2	12.5	11.9	21.2	16.4
4 階段昇降	16.3	16.3	17.9	17.8	14.7	14.8
5 ランニング(ジョギング)・マラソン・駅伝	14.0	13.9	20.5	19.8	7.6	7.9
6 自転車（BMX含む）・サイクリング	12.5	12.5	15.2	15.6	9.9	9.3
7 エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	7.5	7.7	2.0	2.3	12.9	13.0
8 ゴルフ(コースでのラウンド)	6.6	7.1	11.5	12.5	1.8	1.8
9 ゴルフ(練習場・シミュレーションゴルフ)	5.8	6.2	9.8	10.6	1.9	2.0
10 釣り	4.3	4.3	7.0	7.0	1.7	1.6
11 登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミング	4.1	4.4	5.3	5.2	3.0	3.7
12 ボウリング	4.0	5.7	5.2	7.3	2.9	4.2
13 水泳	4.0	5.5	4.2	5.9	3.8	5.2
14 縄跳び	3.7	2.2	3.4	2.2	4.0	2.2
15 テニス・ソフトテニス	3.3	3.8	4.1	4.8	2.5	2.8
16 バドミントン	3.0	3.5	2.9	3.7	3.1	3.3
17 ダンス	2.9	2.7	1.1	1.2	4.7	4.3
18 キャッチボール	2.7	3.0	4.4	5.0	1.1	1.0
19 キャンプ・オートキャンプ	2.5	2.4	3.5	3.2	1.5	1.6
20 卓球（ラージボール含む）	2.5	3.6	2.9	4.2	2.1	3.0

スポーツ庁：令和２年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の概要
調査方法：登録モニターを利用した Web アンケート（20,000 件）
調査対象：18～79 歳の男女　　調査実施期間：令和２年 11 月６日（金）～11 月 25 日（水）
https://www.mext.go.jp/sports/content/210225-ken_sport01-000012987.pdf

【第５章　（７）スポーツによる地方創生、まちづくり：中間報告本文　４８ページ～５１ページ】

＜具体的施策に対する意見＞

○ 「スポーツ・健康まちづくりの創出」について、「２０２６年度末に地方公共団体の４０％」という目標を設定するのであれば、それに必要な予算等を確保するとともに、その施策を活用する主体の提案の内容に、「地域により特色」があり、早期に自立、持続可能な仕組みが含まれているかが必要。また、官、学、地域の企業・団体、民間スポーツ事業者、住民等と連携ができているかについても重要である。

○ 地域スポーツコミッションの担い手として民間活力の利活用は欠かすことができない。行政、地域スポーツ団体、地域経済団体、その他関係団体が連携するとともに、同制度の周知については、国がしっかりと行うべきである。

○ 地方創生、まちづくりの観点から、スポーツと文化・芸術を結び付けたイベントや、コロナ禍で注目を集めた、地域の見どころを巡る 「まち歩き」は、スポーツと地域コミュニティの双方の活性化が期待される。各地の好事例の展開とともに、地域の特性に合った取り組みの後押しを行うべきである。

○ コロナ禍により、会社、学校等でのコミュニケーション、コミュニティが減少しており、誰にとっても参加しやすい運動機会の場が求められていることから、 「『地域』×『コミュニケーション』×『軽い運動』」が必要である。

【第５章　（８）スポーツを通じた共生社会の実現：中間報告本文　５１ページ～５４ページ】

＜具体的施策に対する意見＞

○ 「障害者スポーツの理解促進」、「障害者スポーツを体験する機会の創出」に加え、障害者スポーツ自体の魅力・楽しさを伝えることが必要である。

○ 「障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう」にするためには、競技自体の魅力・楽しさを高めることが重要。「一般と障害者の連携を推進」という記述は何を意味するか分かりづらい。
○ 「地域スポーツ環境の基盤強化」に地域の企業・事業所等との連携を通して、障害者スポーツの「する」「みる」「ささえる」 の機会を創出するスキームを検討すべきである。また、職場における障害者のスポーツ支援を充実させるべきである。

【第５章　（１０）スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」: 中間報告本文　５５ページ～６２ページ】
＜具体的施策に対する意見＞
○ すべての人に対するスポーツ実施を推進するにあたり、競技者・パラ競技者の就職支援は重要である。就職推進においては、受入企業に対する支援が必要である。
○ アマチュアスポーツについては、企業の支援がもとに成り立っているケースも多く、企業が支えやすい仕組みや企業にとってのメリット、価値を創造していくことが重要である。とりわけ、パラスポーツの支援体制については、議論の深化が必要である。
○ 職場における運動習慣の定着化を支える人材の育成とその活用についての環境整備を、国も検討すべきである。

以　上

２０２２年1月１９日提出

＜提出先＞スポーツ庁
＜実現状況＞
新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業の再活性化などが盛り込まれた第３期スポーツ基本計画が、３月２５日策定された。

(5) 調査研究

① 定期調査

1)　東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）

実　施　時　期	回　答　企　業	担　当　部　署
５月１７日　～　５月２７日（第１回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　１，１２６社	中小企業部
８月１０日　～　８月２４日（第２回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　１，１０３社	中小企業部
１１月　１日　～１１月１５日（第３回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　１，０４６社	中小企業部
２月１４日　～　２月２４日（第４回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　　９８１社	中小企業部

2)　中小企業のテレワーク実施状況に関する調査

実　施　時　期	回　答　企　業	担　当　部　署
５月１７日　～　５月２７日（第１回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　　６６２社	中小企業部
８月１０日　～　８月２４日（第２回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　　６４６社	中小企業部
１１月　１日　～１１月１５日（第３回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　　６０５社	中小企業部
２月１４日　～　２月２４日（第４回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　　５５８社	中小企業部

② 不定期調査

調　査　名	実　施　時　期	調　査　対　象	担当部署
新入社員の意識調査結果に ついて	２０２１年3月２６日 ～　4月２３日	「新入社員ビジネス基礎講座」に参加した 新入社員　８７０名	人材・能力開発部
通勤混雑緩和に向けた実態・把握調査	5月３１日～　6月１１日	東京商工会議所の会員企業１２，０２８社	地域振興部
企業における採用・人材育成・教育支援に関するアンケート調査	7月１５日～　8月２５日	東京商工会議所の会員企業5，０００社	企画調査部
多様な人材の活躍に関する調査	7月２６日～　8月１７日	東京及び各地商工会議所の会員約6，０００社	産業政策第二部
中小企業の経営課題に関するアンケート	9月１５日～１０月　6日	東京２３区内中小企業・小規模企業8，０００社	中小企業部
従業員研修の実施状況に関するアンケート	1月１４日～　1月２８日	研修センター主催の研修講座に申し込みがあった企業より無作為抽出した１，０００社	人材・能力開発部
最低賃金引上げの影響および中小企業の賃金・雇用に関する調査	2月　7日～　2月２８日	東京及び各地商工会議所の会員約6，０００社	産業政策第二部
中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート	2月１６日～　3月　1日	東京及び各地商工会議所の会員7，９２７社	地域振興部
創業・スタートアップ実態調査	2月１７日～　3月　4日	東京２３区内中小企業・小規模企業１２，０００社 （創業１０年未満企業）	中小企業部
会員企業の防災対策に関するアンケート	3月２５日～　4月１３日	東京商工会議所の会員 １２，５００社	地域振興部

⑹ 広　　報

① 広報紙

1) 東商新聞

創　刊　　１９５５年7月（２０２２年３月末紙齢２１８０号）
判　型　　タブロイド判（１２頁）：１９９３年6月５日号より
発　行　　月１回（２０日号）、発行回数１３回（２０２１年４月２０日号～２０２２年３月２０日号まで）
発行数　　通常号８０，０００部
内　容　　１～３面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報
４面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報、特集記事、経済解説記事等
５面：経済データ、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等
６面：特集記事、東商事業ＰＲ等
７面：特集記事、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等
８面：イベントガイド
９面：全面広告、特集記事、東商事業ＰＲ等
１０・１１面：会員の新商品・新サービス・新店舗紹介
１２面：特集記事、東商事業ＰＲ等

2) Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ

経営者・著名人等インタビュー、文化・地域情報に関する連載コラムなどを掲載。東商新聞に内包（４頁）、２０１３年４月２０日号より発行（通巻１０２号）。発行回数８回（２０２１年４月２０日号～２０２２年３月２０日号まで）。

3) 東商新聞ＰＬＵＳ＋

収益事業・サービスに特化したテーマで、事業概要や企業インタビューなどを掲載。東商新聞に内包（４頁）、２０２１年４月２０日号より発行（通巻３号）。発行回数３回（２０２１年４月２０日号～２０２２年３月２０日号まで）

4) ＳＰＥＣＩＡＬ　ＩＳＳＵＥ２０２０

東京２０２０大会の機運醸成を目的に、大会開催に向けたコメントや東商の歩みなどをまとめた特別号を発行。別刷４頁、２０２１年７月２０日号に同封した。

② 東商新聞号外チラシ（ｔｏｓｈｏ　ＨＥＡＤＬＩＮＥ）

東商新聞の発行にあわせて、国・都などの各種施策一覧情報、東商主催の経営に役立つ新規事業や人材支援・販路開拓支援イベント、無料のオンラインセミナーの紹介など、企業の関心の高いコンテンツをテーマに、分かりやすくまとめた号外チラシを作成した。発行回数１２回（２０２１年４月２０日号～２０２２年３月２０日号まで）。

③ 広告チラシ同封サービス（ＤＭサービス）

東商新聞と併せて、本・支部の会員サービス事業案内や調査などを同封し、原則毎月１回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めている。また、会員のビジネスチャンス拡大を目的として、会員の事業広告を同封するサービスも行っている。

配 送 頻 度　原則月１回・毎月２０日
内　　容　東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員の事業広告など。
総 同 封 数　２６４点（会員・団体７７点、東商事業等１７４点、東商新聞１３点）

④ ウェブサイト

開　　設　１９９６年7月２６日

Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／

内　　容　東商の組織概要や経営支援事業、政策要望活動、地域振興活動、支部活動のほか、助成金情報など中小企業経営に役立つ施策情報などを掲載している。２０２１年度は、非会員向けに東商の事業をカテゴリ別にＰＲするウェブサイト「東商サービス活用術」を公開。ウェブ広告も実施し、２９，０７１ＰＶを獲得。また、新型コロナウイルス対策支援として、東商の支援事業をまとめた特設サイト、感染症対策に取り組む企業をテーマに沿って紹介する５つの情報掲示板（①採用情報掲示板②飲食店応援掲示板／ｔｏｓｈｏ　ｆｏｏｄ　ｐａｒｋ③テレワーク・サテライトオフィス紹介掲示板④勇気ある挑戦掲示板／勇気ある挑戦＋１⑤医療機関サポート掲示板）、国・都などの支援施策を紹介するサイト、経営に役立つ情報をコラム形式で発信するｔｏｓｈｏ　ａｎｔｅｎｎａなど、２０２０年度に引き続き感染拡大の影響を受ける企業を支援する情報発信に取り組んだ。

アクセス数　東商ウェブ全体：７，８４４，０５２ＰＶ　※所内アクセスを除く
新型コロナウイルス関連ページ：１，０３４，８４４ＰＶ
ｔｏｓｈｏ　ａｎｔｅｎｎａ：１０２，１０８ＰＶ

⑤ 東商マイページ

開　　設　２０２２年1月６日

Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｍｙｐａｇｅ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／

内　　容　企業と東商をつなぐＷＥＢ窓口として新サービス「東商マイページ」をオープン。各種施策・法制度変更のポイントや各テーマの最新情報など、登録者や会員限定で閲覧できる、経営に役立つ動画やコラムなどを掲載。東商事業・イベントへの利用促進、会員増強のツールとして活用する。

機能追加　新イベント機能　２０２２年2月２１日

登録者数　３３，８３２人

会員限定記事数　６９件

⑥ 新イベント機能（イベントカレンダーより移行）

開　　設　２０２２年2月２１日

Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｍｙｅｖｅｎｔ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／

内　　容　東商が開催するイベントをインターネット上で閲覧、検索、申込できるシステム。東商マイページ内の機能としたことで、申込時の入力項目の削減やウェブ上でイベント申込み管理ができる仕様など、ユーザーの利便性の向上を図った。２０２１年度掲載イベント数はイベントカレンダー５，５４１件、新イベント機能では８８３件。

⑦ メールマガジン【経営力ｕｐマガジン】の発行

創　　刊　２００７年7月２６日

発　　行　毎週水曜日（２０１４年８月より週１回発行）

内　　容　会員企業のほか、広く一般社会に対し東京商工会議所の活動を周知することを目的に発行。経営支援に関する事業・イベントや、政策要望活動、地域振興活動などを紹介している。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関する支援施策情報等も積極的に発信した。２０２２年３月末日の配信数は８７，３４８件。

⑧ ＳＮＳ（Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｔｗｉｔｔｅｒ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ）を活用したＰＲ

東商の活動や事業・サービスを広く一般に周知するため、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｔｗｉｔｔｅｒで情報を発信。２０２１年度末のフォロワー数は、Ｆａｃｅｂｏｏｋ ７，５９６件、Ｔｗｉｔｔｅｒ １，４６９件。また、

より幅広い層へのアプローチしていくため、２０２１年１１月よりＩｎｓｔａｇｒａｍも開始した。Ｉｎｓｔａｇｒａｍのフォロワー数は１１２件。

⑨　動画を活用したＰＲ

東商の活動を動画で紹介するＴｏｓｈｏ　ｃｈａｎｎｅｌ！の動画投稿の再開に加え、ＴｗｉｔｔｅｒやＩｎｓｔａｇｒａｍなどのＳＮＳで配信用の短尺の事業ＰＲ動画を作成。各部署で実施している各種セミナーのオンライン化の定着に伴い、ＹｏｕＴｕｂｅの２０２１年度中動画投稿本数は１２３本。再生回数は3，５１６，７７６回。

⑩　デジタルサイネージ

本部ビル１階に設置し、東商の活動や事業・サービス等のＰＲを実施。多目的スペースで開催する関連団体や渋沢関連事業のイベントとの連動企画も行った。

⑪　ブランディング活動

創立１４０周年の際に策定したブランドスローガン「挑みつづける、変わらぬ意志で。」をもとに、東商の新たなブランドイメージの浸透・定着に取り組んだ。スローガン入りロゴマークや、冊子・封筒テンプレートの使用を促し、東商制作物のデザイン統一を進めた。

２０２１年１１月まで、東商ブランドイメージのＰＲを目的に、ブランドアンバサダーとして女子プロゴルファー 原英莉花選手を起用した。

千代田線・二重橋駅構内の電飾広告にも取り組み、東商に受け継がれる渋沢の理念をＰＲした

⑫　パブリシティ活動

1)　記者会見

定例会頭記者会見

４月　７日（１６名）	グローバルな法人税率引き下げに向けた議論/東芝に対する英投資ファンドの買収提案/選択的週休３日制/最低賃金/新型コロナウイルス第４波の懸念/緊急事態宣言から１年/ミャンマー軍事クーデター/福島第一原発汚染水処理問題
４月２２日（１６名）	新しい温室効果ガス排出削減目標/東京電力ホールディングス会長人事/日本郵政によるトール・ホールディングスの事業売却/３回目の緊急事態宣言発令/オリンピック・パラリンピックへの影響/東芝に対する英投資ファンドの買収提案/日米首脳会談
５月１３日（１４名）	河野大臣との面談（ワクチン接種に関する要請）/最低賃金/攻めの感染対策（山梨方式）/若者へのワクチン接種/景気認識について/雇用調整助成金/テレワーク実施率/経団連会長人事
６月　２日（１６名）	ワクチンの職域接種に関する商工会議所の対応/骨太の方針（最低賃金）/中小企業の私的整理の動向/景気動向/東京２０２０大会の開催
６月１７日（１９名）	緊急事態宣言の解除/東商による中小企業を対象にしたワクチンの共同接種開始/東芝の株主総会運営に関する問題/エネルギー基本計画
７月　１日（１９名）	中西宏明　前経団連会長の逝去/新型コロナワクチンの職域接種　申請受付休止問題/日銀短観/新型コロナウイルス感染状況
７月１６日（１５名）	最低賃金/酒類提供停止に係る要請の撤回/エネルギー基本計画
９月　２日（１５名）	価格交渉促進月間　キックオフイベント/新型コロナウイルス感染状況/最近の政局/経済対策/アフガニスタン情勢/最低賃金/デジタル庁の発足/東京オリンピック・パラリンピック
９月１５日（１６名）	自民党総裁選/ＧｏＴｏキャンペーン/パートナーシップ構築宣言/炭素税等のカーボンプライシング/中小企業の業況見通し/４５歳定年制
９月２９日（１５名）	自民党総裁選/緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の全面解除/中国「恒大集

団」の経営危機/米国・ＥＵによる日本産食品の輸入規制の撤廃/中国、台湾のＴＰＰ加盟申請/日本自動車工業会豊田会長の発言（カーボンニュートラル）/足元の経済状況

１０月１９日（１８名）　衆議院議員総選挙の公示/エネルギー価格の高騰/円安の影響/パートナーシップ構築宣言の参加企業２０００社達成/電磁鋼板の将来性/会頭任期満了までの残り１年間の抱負

１１月　４日（１５名）　本日公表の新たな経済対策に関する要望関連/ＲＣＥＰ協定の発効/原油価格の高止まり/ＣＯＰ２６の開催

１１月１７日（１６名）　新たな経済対策/ガソリン価格高騰に対する補助金/為替動向/経済安全保障推進法案/水際対策/パートナーシップ構築宣言

１２月　２日（１７名）　オミクロン株の出現による水際対策の強化/来年の春季労使交渉中小企業の価格転嫁の状況（パートナーシップ構築宣言）/労働力不足/ワクチンの３回目の接種/大谷翔平選手の活躍

１２月１６日（１６名）　１８歳以下への１０万円相当の給付を巡る問題/北京冬季五輪・パラリンピック大会を巡る外交問題/中台有事に関する懸念/中西宏明氏のお別れの会/ウイグル強制労働防止法案/建設工事受注動態統計の書き換え問題/３回目のワクチンの職域接種/農林水産物や食品の輸出額が初の１兆円超え/米ＦＲＢのテーパリング加速/文書通信交通滞在費の在り方/今年の漢字

１月２０日（１８名）　オミクロン株の感染急拡大とまん延防止等重点措置の適用決定/ワクチン・検査パッケージ制度/感染対策と社会経済活動の両立/中小企業の賃上げ/中小企業のＢＣＰ策定の現状と課題/「佐渡島の金山」の世界文化遺産国内推薦

２月　４日（１５名）　東京都の緊急事態宣言要請に向けた新指標公表、オミクロン株の感染拡大と中小企業のＢＣＰ策定状況/足元の原材料価格の高騰と価格転嫁の状況/春季労使交渉/年度末へ向けて政府への要望/北京オリンピック/ウクライナ情勢/欧州への液化天然ガス融通検討

２月１７日（１４名）　オミクロン株の特性に即した感染対策による活動回復に向けた緊急要望/水際対策の緩和/パートナーシップ構築宣言

３月　３日（１８名）　ロシアによるウクライナ侵攻/エネルギー価格の高騰と中小企業への影響/東日本大震災発生から１１年/春季労使交渉

３月１６日（１７名）　春季労使交渉／ウクライナ情勢／経済安全保障推進法案／男性の育児休業取得／まん延防止等重点措置の解除

b. その他記者会見

１月　５日（３４名）　経済三団体長共同記者会見

2)　会頭コメント・談話の発表

４月２２日　２０３０年度温室効果ガス排出削減目標改定について

４月２３日　４都府県に対する緊急事態宣言の再発令決定について

６月１８日　「骨太の方針２０２１」、「成長戦略実行計画」の閣議決定について

７月　１日　中西宏明・前経団連会長のご逝去に関して

７月　５日　東京都議会議員選挙結果について

７月１４日　地域別最低賃金額改定の目安について

７月２３日　「東京オリンピック・パラリンピック２０２０大会」開催について

９月２９日　自民党総裁選挙の結果について

１０月２２日　「第６次エネルギー基本計画」の閣議決定について

１１月　１日　第４９回衆議院議員総選挙の結果について

１１月　３日　地域的な包括的経済連携（ＲＣＥＰ）協定の発効について

１１月１９日　コロナ克服・新時代開拓のための経済対策について
１２月１０日　令和４年度与党税制改正大綱について
１２月２４日　令和４年度政府予算案の閣議決定について

3)　会頭インタビュー・テレビ出演・講演等（取材・収録日を記載）
６月　８日　ＮＨＫ「おはよう日本　中小企業・コロナ禍をどう乗り切る」
６月１６日　内外情勢調査会「全国懇談会　演題『コロナで考えた日本の課題と進むべき道』」
６月２４日　共同通信「最賃協議再び　雇用維持・横ばい目指す　コロナ影響とは区別を」
７月　２日　日本経済新聞「『コロナ２年目の最低賃金　労使に聞く』中小企業の生産性向上が先」
７月　６日　テレビ東京「モーニングサテライト　最低賃金はどうなる・キーマンに聞く」
９月２２日　読売新聞「コロナと経済　針路を聞く　出口戦略企業の支え」
１０月３０日　埼玉銀杏会「渋沢栄一の意志をつなぐ」
１１月２３日　Ｇ１経営者会議２０２１「グリーン・デジタル社会の実現に向けた経営者戦略とは」
１１月２６日　雑誌「財界」（新春ワイド座談会）
１１月２６日　雑誌「財界」（特集「日本再生に何が必要か？」日商・三村会頭の新・資本主義論「中小企業の果実は大企業に吸い取られている現実を」）
１２月２２日　産経新聞「新春　直球緩球」
１月１２日　日刊工業新聞「広角」
１月１３日　読売新聞「読売国際会議２０２１　感染症に強い社会・経済の実現に向けて」

4)　会頭等共同インタビュー（囲み取材等）
４月　１日　坂本一億総活躍担当大臣と古賀日本経済団体連合会審議員会議長との意見交換会後
４月　２日　東京都医師会との意見交換会後
４月２０日　日本商工会議所・東京商工会議所観光要望の赤羽国土交通大臣への手交・懇談後
５月２０日　保坂資源エネルギー庁長官への意見書手交・懇談会後
８月１９日　菅内閣総理大臣との会談後
１１月１１日　経済三団体　岸田内閣総理大臣訪問後
３月１０日　東京商工会議所次期会頭内定について
３月２８日　若宮共生社会担当大臣と十倉日本経済団体連合会会長との意見交換会後

5)　報道機関との懇談
１２月１０日（１７名）　経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・石田専務との昼食懇談会

6)　記者発表

発表日	形態	種別	内容・標題
４月　５日	資料配布	政策/周知	最低賃金引上げの影響に関する調査の集計結果
４月　８日	資料配布	政策/周知	コロナ禍からの復活に向けた、わが国の観光振興に関する重点要望
４月　８日	資料配布	政策/周知	中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート調査結果
４月１５日	資料配布	政策/周知	最低賃金に関する要望～コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を～
４月１６日	資料配布	事業/取材案内	～渋沢翁に所縁ある団体・自治体が一堂に会する～渋沢栄一翁８者連携　首脳会議初開催
４月１６日	資料配布	その他	主な行事予定（２０２１年４月１６日～５月１５日）
４月２３日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所・渋沢栄一関連事業　取り組みのご報告
４月３０日	資料配布	事業/周知	― 東京２０２０大会期間中の交通対策が一目でわかる ―　２０２０交通対策ハンドマップ（２０２１年度版）を発行
４月３０日	記者レク	政策/周知	コロナ禍における雇用・就業面での対応等に関する調査結果
５月１２日	資料配布	政策/周知	会員企業の防災対策に関するアンケート　調査結果
５月１３日	資料配布	政策/取材案内	「『エネルギー基本計画』の見直しに対する意見」の公表および保坂資源エネルギー庁長官への手交・懇談
５月１７日	資料配布	その他	主な行事予定（２０２１年５月１７日～６月１５日）
５月２５日	資料配布	政策/周知	コロナ禍における雇用・労働対策に関する緊急要望
６月　１日	資料配布	事業/取材案内	―逆境の時こそ、力を尽くす―オンラインセミナー「渋沢栄一の人となり・行動原理に学ぶ」開催
６月　１日	資料配布	事業/取材案内	「東商検定ＩＢＴ（Ｉｎｔｅｒｎｅｔ　Ｂａｓｅｄ　Ｔｅｓｔ）」本日より受付開始
６月１０日	資料配布	政策/周知	東京都の中小企業対策に関する重点要望
６月１０日	資料配布	政策/周知	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
６月１０日	資料配布	その他	東京商工会議所副会頭人事
６月１１日	資料配布	政策/周知	中小企業のイノベーション促進に向けた提言
６月１１日	資料配布	政策/周知	東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望（国土交通省あて）
６月１１日	資料配布	政策/周知	東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望（東京都あて）
６月１４日	資料配布	事業/周知	初代会頭　渋沢栄一の精神を受け継ぐ東京商工会議所のオリジナル商品　渋沢翁をデザインしたマスク３種類を新発売
６月１４日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２１年６月１６日～７月１５日）
６月１５日	資料配布	事業/周知	ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ　２０２１始動－東商２３支部青年部会員を対象とした顕彰事業を新たに立ち上げ－
６月１６日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２１年４～６月期）集計結果－付帯調査：「新型コロナウイルスによる経営への影響について」「設備投資の動向について」－

発表日	形態	種別	内容・標題
６月１６日	記者レク	政策/周知	「中小企業のテレワーク実施状況に関する調査」結果
６月１７日	資料配布	事業/周知	中小企業を対象にした新型コロナウイルス感染症ワクチン共同接種開始のお知らせ
６月２３日	資料配布	事業/取材案内	東商ジョブフェア（合同会社説明会）
６月２５日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所が実施する産学公連携相談窓口のマッチングにより中小企業の生産性向上につながる新システム開発が実現
６月２８日	資料配布	事業/周知	西武新宿線・丸ノ内線杉並区内７駅周辺キャラクターデザインコンテスト募集開始！
６月２８日	資料配布	政策/取材案内	赤羽国土交通大臣との懇談ならびに要望書手交について　～東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望～
６月２９日	資料配布	政策/周知	２０２１年度　新入社員意識調査集計結果
６月２９日	資料配布	事業/周知	「渋沢×北区　渋沢栄一が愛した東京北区グルメフェア」初開催
７月　１日	資料配布	事業/取材案内	新型コロナウイルス感染症ワクチン共同接種開始にかかる共同記者会見ならびに会場取材のご案内
７月　２日	資料配布	事業/取材案内	「渋沢栄一ゆかりの地　物産展」初開催
７月　６日	資料配布	事業/取材案内	東京商工会議所における中小企業を対象にした新型コロナウイルス感染症ワクチン共同接種開始にかかる共同記者会見ならびに会場取材のご案内【第二報】
７月　６日	資料配布	事業/周知	中小企業マーケットＴＯＫＹＯ２０２２初開催！出展者を募集
７月　６日	資料配布	政策/周知	国の中小企業対策に関する重点要望
７月　６日	資料配布	政策/周知	コロナ禍からの復活に向けた、東京の観光振興に関する重点要望
７月　９日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２１年７月１６日～８月１５日）
７月１２日	資料配布	事業/周知	「２０２０交通対策ハンドマップ（２０２１年度更新版）」を発行・配布
７月１４日	資料配布	事業/取材案内	東京商工会議所千代田支部、千代田区、興産信用金庫との地域経済発展に関する連携協定　調印式開催
７月２０日	資料配布	事業/周知	第１９回勇気ある経営大賞受賞企業決定
７月２１日	資料配布	事業/周知	新型コロナウイルスの職場内感染防止に向けた意識普及啓発マンガ「新しい日常に経営者が今できること」を作成・オンライン公開
７月２６日	資料配布	事業/周知	東京都中小企業ワクチン接種センター　飯田橋会場　申込登録を７月２７日（火）より開始
７月２８日	資料配布	事業/周知	“健康経営アドバイザー研修”をリニューアル　～感染症対策、ＳＤＧｓなど最新のトピックスを追加～
７月２９日	資料配布	事業/周知	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業　第１５回“板橋Ｆｉｎｅ　Ｗｏｒｋｅｒ”募集開始！
７月３０日	資料配布	事業/周知	「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」が本日発足
８月１０日	資料配布	事業/周知	職場で始める！”感染症対応力向上プロジェクト”２０２１年度企業向け説明会の動画配信開始　教材コンテンツを新型コロナウイルスに対応した内容に拡充

発表日	形態	種別	内容・標題
８月１３日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２１年８月１６日～９月１６日）
８月３０日	資料配布	事業/周知	ＷＥＢ冊子「東京三昧カレンダー」を創刊！
８月３１日	資料配布	事業/取材案内	「ＫＡＴＳＵＳＨＩＫＡ町工場百貨市」の開催について
９月　１日	資料配布	事業/周知	「コロナ対策サービス・備品情報掲示板」を開設
９月　３日	資料配布	事業/取材案内	第１９回勇気ある経営大賞顕彰式典の開催について
９月　７日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所北支部青年部×日テレ・東京ヴェルディベレーザ「Ｗｏｍａｎ　ｏｆ　ｔｈｅ　Ｍａｔｃｈ」について
９月１０日	資料配布	事業/周知	ウィズコロナ時代に適した東商会員向けオンライン商談システム“東商ＢＩＺ－ＯＮ“９月１４日（火）稼働開始
９月１３日	資料配布	事業/周知	ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ　２０２１　応募受付スタート
９月１３日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２１年７～９月期）集計結果－付帯調査：「新型コロナウイルスによる経営への影響について」「賃金の動向について」－
９月１３日	記者レク	政策/周知	「中小企業のテレワーク実施状況に関する調査」結果
９月１６日	記者レク	政策/周知	令和４年度税制改正に関する意見
９月１７日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２１年９月１７日～１０月１５日）
９月２８日	資料配布	事業/取材案内	第５８回日豪経済合同委員会会議の開催について
９月３０日	記者レク	政策/周知	「多様な人材の活躍に関する調査」結果
１０月　１日	資料配布	事業/周知	台東支部設立５０周年記念事業　たいとうデジタルスタンプラリー開催
１０月　１日	資料配付	事業/周知	「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト　大興電子通信㈱と新たに連携
１０月　４日	資料配付	事業/取材案内	東京商工会議所と㈱クラダシが食品ロス削減を目的とした連携協定を締結　連携協定調印式を開催
１０月　７日	資料配布	事業/取材案内	「東京商工会議所　秋のグルメ販売会」開催
１０月　８日	資料配布	事業/取材案内	沖縄食の新提案！ＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ商談会の開催について
１０月１３日	資料配布	事業/周知	第１５回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」　認定製品が決定　葛飾区産業フェアにて認定証授与式を開催
１０月１４日	資料配布	事業/周知	「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト　ＩＣｈｅｃｋ（ワクチン接種証明アプリ「ワクパス」提供）と新たに連携
１０月１４日	資料配布	政策/周知	中小流通・サービス業の生産性向上と新たな価値創造に向けた提言
１０月１４日	資料配布	政策/周知	東京都の雇用就業施策に関する要望
１０月１５日	資料配布	政策/周知	東京都の防災・減災対策に関する重点要望
１０月１５日	資料配布	政策/周知	国の防災・減災対策に関する重点要望
１０月１５日	資料配布	事業/取材案内	北陸最大級の総合技術展示会に「東京都ブース」初出展

発表日	形態	種別	内容・標題
１０月１８日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２１年１０月１８日～１１月１５日）
１０月１８日	資料配布	事業/周知	「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト　ヘイ株式会社（ネットショップ開設の「ＳＴＯＲＥＳ」他）と新たに連携
１０月２１日	資料配布	事業/取材案内	物産展「渋沢栄一のおもてなし～王子飛鳥山の茶室　無心庵から」初開催
１０月２１日	資料配布	政策/周知	２０２１年度 規制・制度改革に関する意見
１０月２６日	資料配布	政策/取材案内	二之湯内閣府特命担当大臣との懇談ならびに要望書手交について
１０月２７日	資料配布	事業/周知	東京タワーが渋沢カラーの"藍色“にライトアップ！
１１月　１日	資料配布	事業/周知	「東京都事業承継・引継ぎ支援センター」２０２１年度上半期の相談実績
１１月　２日	資料配布	事業/周知	Ｍ＆Ａに関する取材先企業のご紹介～経営者の高齢化及び親族・社内後継者不在の病院向け離床センサーメーカーのケース～
１１月　４日	資料配布	事業/取材案内	セミナー「グローバル時代にこそ学ぶ渋沢栄一」開催
１１月　５日	資料配布	事業/周知	「ｅｃｏ検定アワード２０２１」受賞者決定のお知らせ
１１月　８日	資料配布	事業/周知	Ｍ＆Ａに関する取材先企業のご紹介～社内後継者不在の受託開発ソフトウェア業のケース～
１１月　９日	資料配布	事業/周知	東京タワーが渋沢カラーの"藍色“にライトアップ！【第二報】
１１月　９日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２１年１１月９日～１２月９日）
１１月１１日	資料配布	政策/周知	「企業における採用・人材育成・教育支援に関するアンケート調査」結果
１１月１７日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所でしか見られない！渋沢栄一の貴重な資料も展示中！！ＮＨＫ大河ドラマ『青天を衝け』展を開催中
１１月１８日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所板橋支部と東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校との「連携覚書」署名について
１１月２２日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所相談センターで実施する４種類の経営相談がオンライン化！
１１月２４日	資料配布	事業/取材案内	第２０回勇気ある経営大賞　募集開始
１１月２５日	資料配布	事業/周知	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業　第１５回“板橋Ｆｉｎｅ　Ｗｏｒｋｅｒ”の受賞者１６名を決定
１１月２６日	記者レク	政策/周知	「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果
１１月３０日	資料配布	事業/取材案内	～渋沢栄一ゆかりの地～地域特産　物産展
１２月　１日	資料配布	事業/周知	中小企業マーケットＴＯＫＹＯ２０２２　来場者登録開始
１２月　５日	資料配布	事業/周知	オンラインセミナー「今こそ挑戦！海外メディアへの情報発信力向上セミナー」公開中！
１２月　８日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所が「地元東京」の冬のイベントや観光情報をお届け「東京三昧カレンダー２０２１冬号」を発行
１２月　９日	資料配布	事業/周知	「東商マイページ」１月６日（木）提供スタート
１２月１０日	資料配布	政策/周知	中小企業のＩＴ活用・デジタルシフト推進に関する意見

発表日	形態	種別	内容・標題
１２月１０日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２１年１２月１０日～１月６日）
１２月１４日	資料配布	事業/取材案内	見て、触れて、比較して、今から業務効率化を始めよう！オフィス業務スマート化展開催
１２月１５日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２１年１０～１２月期）集計結果－付帯調査：「新型コロナウイルスによる経営への影響について」「脱炭素・カーボンニュートラルへ向けた取り組みについて」－
１２月１５日	記者レク	政策/周知	「中小企業のテレワーク実施状況に関する調査」結果
１２月１６日	資料配布	政策/周知	雇用・労働政策に関する要望
１２月１６日	資料配布	政策/周知	多様な人材の活躍に関する要望
１２月２０日	資料配布	事業/取材案内	大河ドラマ「青天を衝け」クロージングイベントを開催
１２月２４日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所「２０２２年　新年賀詞交歓会」取材のご案内
１２月２７日	資料配布	事業/周知	「江戸川 建設･運輸業人材強化ハンドブック」発行
１月　６日	資料配布	事業/周知	「東商マイページ」本日より提供スタート
１月　７日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２２年1月７日～２月１０日）
１月　７日	資料配布	事業/周知	中小企業を対象にした新型コロナウイルスワクチン追加接種（３回目の接種）実施のお知らせ
１月１１日	資料配布	事業/周知	第２０回勇気ある経営大賞 エントリー募集中！
１月１４日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所主催検定試験の２０２２年度スケジュールのご案内
１月２４日	記者レク	事業/周知	「ハラスメント対策ＢＯＯＫーハラスメントのない社会へー」公開
１月２７日	資料配布	事業/周知	～東京都、東京都医師会と東京商工会議所が連携～都内にワクチン接種会場を開設
１月３１日	資料配布	事業/取材案内	展示会「第８回町工場見本市」を開催　同会場で葛飾ブランド「葛飾町工場物語」特設コーナーを設置！
２月　３日	資料配布	事業/周知	動画・報告書「苦境をチャンスに@ＭＩＮＡＴＯ」公開
２月　３日	記者レク	事業/周知	職場で始める！”感染症対応力向上プロジェクト”感染症ＢＣＰセミナーの動画配信開始
２月１０日	資料配布	事業/周知	国内最大級の食の展示会「スーパーマーケット・トレードショー２０２２」にて「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブースを出展
２月１０日	資料配布	事業/周知	中小企業を対象にした新型コロナウイルスワクチン追加接種（３回目の接種）実施のお知らせ【第二報】
２月１０日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２２年2月１１日～3月１０日）
２月１４日	資料配布	事業/周知	東京ワクチンチーム（東京都医師会、東京都看護協会、東京都薬剤師会、東京都歯科医師会）へ寄付金を贈呈
２月１８日	資料配布	事業/周知	「医がむすぶ技術と知恵 文京 医工連携事例ＢＯＯＫ」発行
２月１８日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所と東京都、東京都医師会の連携によるワクチン追加接種（３回目接種）の予約開始について
２月２１日	資料配布	事業/周知	ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ　２０２１受賞企業５社を決定

発表日	形態	種別	内容・標題
２月２２日	資料配布	事業/周知	『中小企業のイノベーション創出事例集』発行　『中小企業のためのイノベーションポータル』公開
２月２４日	資料配布	事業/周知	『スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)』に１０社を追加
２月２４日	資料配布	政策/周知	「２０３０年代に向けた企業と東京の成長に関する調査」結果
２月２５日	資料配布	事業/取材案内	中小企業を対象にしたワクチン追加接種（３回目の接種）実施のお知らせ
２月２５日	資料配布	事業/取材案内	第４５回日印経済合同委員会会議の開催について
３月　４日	資料配布	事業/周知	動画・小冊子「中央区老舗企業紹介～経営・販売取り組み事例～」公開
３月１０日	資料配布	事業/周知	「小さな会社・事業者のための葛飾区風水害ＢＣＰワークブック」発行
３月１０日	資料配布	政策/周知	中小企業・小規模事業者に対する「標的型攻撃」メール訓練実施結果
３月１０日	資料配布	その他	次期会頭の内定について
３月１１日	資料配布	その他	主な行事予定について（２０２２年３月１１日～４月１４日）
３月１４日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２２年１～３月期）集計結果－付帯調査：「新型コロナウイルスによる経営への影響について」「採用の動向について」－
３月１４日	記者レク	政策/周知	「中小企業のテレワーク実施状況に関する調査」結果
３月１５日	資料配布	事業/周知	大田区中小ものづくり企業の『技能職の働き方』をテーマにした初めてのガイドブックを発行
３月１６日	資料配布	政策/周知	社会保障における持続可能な医療制度に関する提言
３月１７日	資料配布	政策/周知	知的財産政策に関する意見
３月２２日	資料配布	事業/取材案内	マル経融資制度に係る利子補助事務の取扱いに関する協定締結式
３月３１日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（４月１日付）

⑬ 放送番組

「中小企業の底ヂカラ」（ＴＯＫＹＯ ＭＸ）

放　送　　２０２１年４月～２０２２年１月
四半期に１回第３土曜日　　８時３０分～８時４５分（全４回）

内　容　　高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業等を紹介する番組を制作・放送。

ＣＭ放映　商工会議所ＣＭ、ビジネスマネジャー検定試験、ブランドムービー、経営相談

⑭ 刊行物一覧

タイトル	発行月	価格	部署名
２０２０交通対策ハンドマップ（２０２１年度更新版）	４月	無料	東京オリンピック・パラリンピック準備室
開業ガイドブック　２０２１年度版	８月	無料	中小企業相談部
江戸川 建設・運輸業 人材強化ハンドブック（東京都地域持続化支援事業）	１２月	無料	江戸川支部
ハラスメント対策ＢＯＯＫーハラスメントのない社会へー	１月	無料	産業政策第二部
台東支部設立５０周年記念誌	１月	無料	台東支部
中小企業のイノベーション創出事例集	２月	無料	中小企業部
手に職がつく、長く働ける、働くことが楽しくなる大田区ものづくり企業～老舗からベンチャーまで４５社～	３月	無料	大田支部

(7) 証　　明

① 国内関係証明

（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
営　業　証　明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所 在 地 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同 一 法 人 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商 標 周 知 証 明	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	0
商 標 使 用 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会員証明（和文）	2	0	0	0	2	0	0	1	2	1	0	0	8
計	2	0	0	0	2	0	0	1	2	1	0	0	8

※商標周知証明は、２０２１年７月にサービス提供中止

② 特定（恵）原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定（恵）原産地証明書を、日・シンガポールＥＰＡについては当所において、その他のＥＰＡについては当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
日シンガポール	4	3	4	6	4	8	7	2	3	5	4	4	54
日メキシコ	229	171	243	235	193	162	289	204	206	165	208	236	2,541
日マレーシア	840	699	806	657	583	517	679	743	808	604	722	747	8,405
日チリ	139	157	148	184	130	132	185	178	159	133	139	166	1,850
日タイ	4,639	3,886	4,565	4,305	4,089	3,381	4,715	4,278	3,134	3,664	3,516	4,233	48,405
日インドネシア	2,246	1,967	2,539	2,338	2,075	2,077	2,703	2,497	2,442	2,054	2,242	2,719	27,899
日ブルネイ	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5
日アセアン	1,061	959	1,051	963	899	720	1,107	987	976	855	1,042	1,229	11,849
日フィリピン	400	337	346	392	348	287	381	393	289	304	336	434	4,247
日スイス	194	180	168	182	161	115	221	154	130	178	121	242	2,046
日ベトナム	1,529	1,299	1,416	1,318	1,208	886	1,334	1,254	1,240	874	1,133	1,265	14,756
日インド	2,983	2,253	2,574	2,372	2,496	1,908	3,296	2,561	2,596	2,301	2,429	3,104	30,873
日ペルー	8	9	10	11	5	7	9	8	15	11	14	9	116
日オーストラリア	244	157	289	232	216	185	317	271	242	173	200	279	2,805
日モンゴル	15	24	24	18	22	13	25	27	25	17	19	23	252
ＲＣＥＰ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	344	2,041	3,764	6,149
計	14,531	12,103	14,184	13,213	12,429	10,398	15,268	13,557	12,265	11,683	14,166	18,455	162,252

※ＲＣＥＰ協定は、２０２２年１月１日に発効

③ 貿易関係証明（非特恵原産地証明書等）

各種貿易関係証明（原産地証明、インボイス証明、サイン証明等）は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。

（単位：件）

	日本産原産地証明	外国産原産地証明	インボイス証明	サイン証明	その他の証明	合計
4月	18,210	1,202	1,640	3,236	18	24,306
5月	15,088	914	1,205	2,547	21	19,775
6月	17,284	1,160	1,492	3,202	16	23,154
7月	16,499	1,122	1,315	2,946	13	21,895
8月	15,873	1,071	1,381	2,698	21	21,044
9月	16,706	1,292	1,499	3,004	25	22,526
10月	16,644	1,206	1,343	2,776	17	21,986
11月	16,667	1,239	1,479	2,967	26	22,378
12月	17,288	1,300	1,383	3,196	27	23,194
1月	12,258	938	1,241	2,377	18	16,832
2月	15,056	1,017	1,136	3,037	14	20,260
3月	17,248	1,349	1,644	3,335	30	23,606
計	194,821	13,810	16,758	35,321	246	260,956

※「その他の証明」は、会員証明（英文・仏文・西文）、日本法人証明（英文）及び営業証明（英文）
※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」（申請後、直ちに証明書を発給）は、３０，７９１件の利用実績であった。

④　非特恵原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

（単位：件）

国名＼商品名		機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アジア	バングラデシュ	410	88	1,002	194	613	403	258	75	18	369	3,430
	ブルネイ	1	0	15	0	4	6	0	2	0	5	33
	中　国	6,835	1,049	9,332	1,352	17,951	22,129	516	1,354	325	7,839	68,682
	香　港	271	68	245	103	2,325	3,130	38	1,463	16	608	8,267
	インド	1,148	392	1,844	503	1,975	4,326	81	242	48	1,126	11,685
	インドネシア	352	25	72	201	601	769	6	494	2	286	2,808
	韓　国	280	137	132	101	1,996	1,833	8	383	17	430	5,317
	マレーシア	351	13	271	56	575	1,060	0	309	1	512	3,148
	モンゴル	17	5	65	33	12	78	1	111	3	41	366
	ミャンマー	37	8	11	9	32	13	0	2	0	32	144
	パキスタン	68	19	775	49	406	378	89	23	16	442	2,265
	フィリピン	141	20	90	39	254	123	3	97	5	123	895
	シンガポール	174	31	166	35	957	507	0	574	8	166	2,618
	スリランカ	77	24	22	12	9	154	0	21	3	27	349
	台　湾	643	48	121	53	3,835	2,318	57	9,452	13	577	17,117
	タ　イ	316	41	61	48	571	1,101	28	1,748	6	657	4,577
	ベトナム	1,437	196	548	843	3,153	2,199	481	883	27	903	10,670
	アジアその他	112	41	148	103	53	124	17	75	7	136	816
	小　　計	12,670	2,205	14,920	3,734	35,322	40,651	1,583	17,308	515	14,279	143,187
中近東	アフガニスタン	1	1	0	0	0	1	0	0	4	50	57
	バーレーン	16	6	95	17	15	28	1	12	0	94	284
	イラン	17	2	16	146	1	11	101	0	0	6	300
	イラク	24	7	0	79	18	13	4	0	1	91	237
	イスラエル	30	0	13	11	1	80	0	86	0	29	250
	ヨルダン	35	2	79	45	6	104	42	7	9	117	446
	クウェイト	206	88	267	151	207	65	44	41	38	269	1,376
	レバノン	48	1	28	24	0	25	0	22	4	39	191
	オマーン	61	28	250	57	138	90	0	0	9	186	819
	カタール	171	38	181	70	53	63	8	73	7	239	903
	サウジアラビア	752	128	434	254	334	504	22	66	38	776	3,308
	シリア	1	0	1	13	0	1	0	1	0	5	22
	トルコ	437	161	542	154	829	997	125	12	20	499	3,776
	アラブ首長国連邦	515	287	874	220	334	1,025	31	348	86	1,085	4,805
	イエメン	8	5	22	17	13	12	0	1	2	6	86
	中近東その他	22	5	15	39	24	17	42	1	1	29	195
	小　　計	2,344	759	2,817	1,297	1,973	3,036	420	670	219	3,520	17,055

国名	商品名	機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アフリカ	アルジェリア	43	2	2	65	35	29	20	0	1	59	256
	アンゴラ	2	0	61	0	7	0	0	1	0	6	77
	エジプト	222	30	126	134	100	285	3	29	5	134	1,068
	ケニア	4	1	23	3	99	17	5	2	1	51	206
	リベリア	0	0	1	0	0	0	0	2	0	2	5
	リビア	4	0	5	5	1	2	0	0	0	55	72
	モロッコ	5	0	18	18	12	28	1	4	3	4	93
	ナイジェリア	17	0	12	7	9	34	17	108	0	7	211
	南アフリカ	55	9	26	17	183	91	4	28	0	86	499
	スーダン	7	0	41	23	9	13	11	0	1	18	123
	チュニジア	10	0	1	30	2	5	0	0	3	2	53
	アフリカその他	47	10	309	116	161	109	98	225	15	407	1,497
	小　　計	416	52	625	418	618	613	159	399	29	831	4,160
欧州	オーストリア	5	1	7	2	6	33	1	1	2	14	72
	ベルギー	53	306	394	58	222	273	1	61	23	138	1,529
	キプロス	5	0	34	0	3	11	0	2	0	3	58
	チェコ	80	3	5	2	53	6	0	0	0	1	150
	デンマーク	10	69	2	0	0	23	0	2	6	3	115
	フィンランド	7	131	2	0	36	9	0	2	0	0	187
	フランス	36	5	57	10	36	582	24	56	1	29	836
	ドイツ	518	61	70	838	285	1,854	25	268	81	357	4,357
	ギリシャ	14	4	91	3	22	18	0	0	0	37	189
	オランダ	76	37	212	38	267	1,278	14	119	0	169	2,210
	ハンガリー	2	0	0	0	0	36	0	0	0	4	42
	アイルランド	0	6	48	0	4	16	2	0	0	4	80
	イタリア	47	252	552	1	392	401	100	132	40	205	2,122
	ノルウェー	0	17	13	1	219	8	2	9	0	0	269
	ポーランド	12	101	1	5	19	171	202	37	6	7	561
	ポルトガル	7	51	49	1	82	11	4	5	1	13	224
	ロシア	332	142	1,164	129	461	462	245	169	21	1,543	4,668
	スペイン	98	71	257	25	307	142	1	73	4	90	1,068
	スウェーデン	4	0	0	3	126	6	3	6	7	7	162
	スイス	3	8	1	7	17	53	4	35	0	59	187
	英　国	44	6	1	8	80	152	81	35	6	70	483
	欧州その他	49	97	551	99	471	172	84	77	48	271	1,919
	小　　計	1,402	1,368	3,511	1,230	3,108	5,717	793	1,089	246	3,024	21,488

国名 ＼ 商品名		機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
北・中南米	アルゼンチン	41	0	10	0	1	59	0	3	1	42	157
	バハマ	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	ボリビア	2	7	15	4	1	4	0	1	0	8	42
	ブラジル	102	2	0	8	312	388	21	48	34	207	1,122
	カナダ	5	2	117	15	142	87	2	75	6	82	533
	チ　リ	17	4	3	6	16	16	0	1	1	16	80
	コロンビア	10	2	141	6	63	60	0	16	0	99	397
	コスタリカ	6	0	27	4	69	16	0	2	1	0	125
	エクアドル	1	0	7	1	18	12	0	3	2	6	50
	メキシコ	51	8	160	10	502	420	9	28	11	417	1,616
	パナマ	55	0	4	1	3	51	0	13	5	0	132
	パラグアイ	8	9	37	6	0	11	0	1	1	6	79
	ペルー	4	0	3	4	172	21	0	4	2	55	265
	米　国	329	85	70	113	453	863	6	145	98	569	2,731
	ベネズエラ	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
	北・中南米その他	35	2	151	23	28	81	0	46	3	68	437
	小　　計	667	121	745	201	1,783	2,089	38	387	165	1,575	7,771
太平洋	オーストラリア	64	20	4	3	170	110	3	44	4	68	490
	ニュージーランド	11	1	1	0	9	70	0	53	0	41	186
	マーシャル諸島	5	0	5	1	0	0	0	0	1	0	12
	大洋州その他	5	3	67	34	4	3	0	27	0	11	154
	小　　計	85	24	77	38	183	183	3	124	5	120	842
国名不明											318	318
合　　計		17,584	4,529	22,695	6,918	42,987	52,289	2,996	19,977	1,179	23,667	194,821

⑤　**証明事故（原産国誤り）**

6社　４１３件

⑥　**貿易関係証明申請サポート**

【オンライン】非特恵原産地証明書作り方説明会　１８回（２７名）

【オンライン】講師派遣型セミナー　１回

個別相談会　９１回

(8) 企業信用調査

①　種類別利用件数

地域別

種別	件数	比率
国内調査	203	92.2%
海外調査	17	7.8%
合計	220	100.0%

調査種類別

種別	件数	比率
新規・最新調査	44 件	20.0%
既存調査	176 件	80.0%
合計	220 件	100.0%

② 利用件数の推移

年度	利用件数	内訳	
		国内調査	海外調査
2008	395	381	14
2009	427	405	22
2010	343	324	19
2011	254	218	36
2012	274	245	29
2013	290	271	19
2014	262	252	10
2015	282	272	10
2016	242	222	20
2017	304	284	20
2018	282	265	17
2019	242	220	22
2020	223	206	17
2021	220	203	17

(9) 使節団派遣

① 経済ミッション

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(10) 見本市・展示会

① 展示会・トレードショー出展支援

1) 今から始めよう！オフィス業務スマート化展

オフィス業務の業務効率化を図る製品・サービスを有する企業が出展し、業務効率化の課題を解決するツールを提供する展示商談会

会　　期　２０２１年１２月２１日（火）～２２日（水）

会　　場　東京商工会議所１階多目的スペースおよび５階渋沢ホール、会議室

出展者数　６１社（１階６社、５階５５社）

来場者数　４０７名

○併催企画

特別講演会　「乗り越えろ、日本に立ちはだかるＤＸの壁」

㈱日経ＢＰ　日経ビジネス副編集長　　原　隆　氏（４８名）

併催セミナー　「スマート経営への道筋～ステップアップで進める中小企業の成長戦略とは？」

Ｔ＆Ｉアソシエイツ　代表　　田　中　薫　氏（１５名）

「人を大切にするＤＸ～豊富な事例に学ぶ！デジタル時代のＩＴ活用と組織作り」

㈱ドットコネクト　代表取締役　　兎　澤　直　樹　氏（２４名）

「デジタル化の前に取り組もう！業務の棚卸と標準化」

(公財)日本生産性本部　主任経営コンサルタント　　鍛　治　田　良　氏（２６名）

「２０２０年代のオフィストレンドと今後のオフィスの役割について

～“行きたくなるオフィス”をどのように創造するのか」

㈱オカムラ　ワークデザイン研究所　所長　　内　田　道　一　氏（４１名）
ＩＴ活用相談会　　ＵＴＡＧＥ 総研㈱　代表取締役　　山　口　亨　氏

2)　スーパーマーケット・トレードショー２０２２

スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。

主　　催　(一社)全国スーパーマーケット協会　後援：東京商工会議所　他
会　　期　２０２２年2月１６日～１８日（３日間）、午前１０時～午後５時（最終日午後４時）
会　　場　幕張メッセ
出　　展　生鮮、加工食品、飲料・酒類等の食料品、飲食関連製品の製造事業者･団体
　　１，６５２社・団体、２，９７６小間
入場者数　４２，８８５人

◆東京商工会議所「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブース概要◆

会　　場　９－１１ホール内
小間仕様　３㎡（間口２．０ｍ×奥行き１．５ｍ×高さ２．４ｍ）／１小間
出展対象　東京食品をテーマとして「東京ならではの食材」「東京らしい食品」を有する食品製造事業者・団体
出展社数　２６社

○出展者説明会　　１０月２５日　午後２時～４時
○出展者サポートセミナー　　１１月１１日　午後２時～４時

3)　江戸・ＴＯＫＹＯ　技とテクノの融合展２０２２

新製品・新技術・新サービスの開発や既存事業の拡大、経営革新に取り組み自社の製品・商品・技術・サービスについて情報の発信を希望している中小企業を広く紹介する展示会。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

4)　産業交流展２０２１

原則として、首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。

２４回目はオンライン展示会・リアル展示会のハイブリットでの開催となった。

東商として出展・ブースを設け、第１９回「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のＰＲ等を実施。

主　　催　産業交流展２０２１実行委員会（東京都、東京商工会議所他）
会　　期　２０２１年１１月１７日～１２月１０日（オンライン展示会）
　　２０２１年１１月２４日～１１月２６日（リアル展示会）
出　　展　７２１社・団体
来場者数　２８，５８４人　※オンライン展（ログイン数）：１２，３８８

5)　中小企業マーケットＴＯＫＹＯ２０２２～アフターコロナの商品・サービス提案～

東京商工会議所主催では初の大規模展示会。独自の技術や珍しい商材を持つ都内中小企業が一堂に会し、製品やサービスを来場者にＰＲすることで販路拡大に繋げるとともに、東京の魅力を全国へ発信することを目的とした展示会。リアルとオンラインのハイブリッド開催。

会　　期　２０２２年1月２６日（水）～２７日（木）１０：００～１７：００　（リアル展示会）
　　２０２２年1月１７日（月）～３１日（月）　（オンライン展示会）
会　　場　東京ビッグサイト東１ホール　(リアル展示会)
主　　催　東京商工会議所
共　　催　㈱東京ビッグサイト

出展者数　２９３社・団体
小 間 数　３５５小間

来場者数　７，７５１名　※延べ来場者数
a.　イベント企画
(a) セミナー
「ｗｉｔｈコロナ、ａｆｔｅｒコロナの消費者行動はこうなる！」
世代・トレンド評論家、マーケティングライター　牛　窪　　恵　氏
「@ｃｏｓｍｅが仕掛けるデジタル×リアルの融合と小売の未来」
㈱アイスタイル・リテール 社長　遠　藤　　宗　氏
「オンラインイベントから始めるデジタルマーケティングの世界」
㈱ＪＴＢコミュニケーションデザイン
総合企画部ＤＸ推進プロジェクトデジタル戦略課 リーダー　吉　井　和　人　氏
「ウィズ・アフターコロナ ～日本の産業・社会・経営はどう変わるのか～」
㈱野村総合研究所　研究理事　未来創発センター　センター長
コンサルティング事業本部　副本部長　桑　津　浩太郎　氏
「カスミの経営戦略とＤＸの展望」
㈱カスミ　社長　山　本　慎一郎　氏
(b)　相談会
会場内イベント企画コーナー内に、バイヤーや中小企業診断士等による相談ブースを展開。
開催日時　１月２６日(水) １１：２０～１６：２０
１月２７日(木) １０：３０～１６：２０
会　　場　東１ホール内イベント企画コーナー
相 談 員　柔軟思考研究所　(現役東急ハンズバイヤー)
中小企業診断士　東　條　裕　一　氏（1/２６のみ）
中小企業診断士　村　上　知　也　氏（1/２７のみ）
中小企業診断士　坂　口　　到　氏（1/２７のみ）
東京商工会議所　経営指導員
参 加 者　２５名
(c)　学生企画
キャリア教育の一環として、高校生を対象とした出展企業ブースへの訪問・インタビューを実施。
b.　出展者説明会
開催日時　２０２１年１１月１５日(月) １４：００～１７：００
会　　場　東京ビッグサイト会議棟６階 ６０５～６０８会議室
セミナー　「展示会出展を効果的な取り組みにする５つのセオリー」
田中デザイン＆コンサルタンツ　田　中　研　二　氏

(11) 講演会・講座

コロナ禍の収束が見えない中で始まった２０２１年度､会員企業が従業員の人材育成機会を中断させることなく、かつ、受講効果が最大になる講座形態を事務局として模索しながら、通学１４９講座、オンライン７６講座、ハイブリッド３８講座を予定し、事業運営を開始した。通学講座においては、受講者数を会場定員数の半数を上限に設定したほか、カウンターシールドの設置等、感染対策を講じ運営した。感染者数が増加する局面では、オンラインやハイブリッド講座への変更も随時行い、利用企業、受講者が求める安心できる受講環境を提供した。
なお、合宿講座は、通学講座への変更を余儀なくされ、昨年度に続き、今年度も実施することができなかった。

オンライン講座（Ｚｏｏｍミーティング機能を利用）の利用者数は、２０２０年の７月に開始して以来、２，８００名を超え、運営面でも安定化を果たしつつある。また、他の商工会議所と連携して、オンライン講座を提供するスキームも軌道に乗りつつあり、９つの商工会議所から累計５１名の受講者を得た。一方で講座全体の利用企業

数１，８５０（2月中旬実績：１，８３３）件に留まり、コロナ禍前の２０１９年度の２，７１５件と比較すると大きく減少している。オンライン講座受講に対する不安も一因と思われたことから、その不安を解消し利用を促すため、接続テスト（１２回）を開催した。結果、２０２１年度の講座は計２６３回開催、総受講者数は５，７７０名であった。

＜２０２１年度　講座開催内訳＞
・通学　　１４９回開催（３，３３０名）
・オンライン　　７６回開催（１，４０６名）
・ハイブリッド　３８回開催（通学：４９６名、オンライン：５３８名）
・インハウス　　１０回開催（３２２名）

①　通学・合宿講座

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ１－２】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　２日
㈱マネジメントサポート　代表取締役　古　谷　治　子　氏	７２名
【Ａ１－３】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　２日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	７２名
【Ａ１－４】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　５日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	６４名
【Ａ１－５】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　７日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	７６名
【Ａ２－１】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　５日
㈱ノビテク　講師　　石　川　陽　子　氏	８４名
【Ａ２－１０】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　５日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	８４名
【Ａ２－２】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　８日
㈱ノビテク　講師　　石　川　陽　子　氏	６２名
【Ａ２－３】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月１３日
㈱ノビテク　講師　　戸　松　晃　子　氏	２３名
【Ａ３－１】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　５日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	８３名（計２クラス）
【Ａ３－２】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　７日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	８０名（計２クラス）
【Ａ３－３】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月１２日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	４２名
【Ａ３－５】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	５月１３日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	４１名
ｂ．合宿	
【Ｂ１－１】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	６月１５日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	１４名
【Ｂ１－２】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	１０月　６日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	１２名
【Ｂ１－３】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	１１月１５日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	８名
【Ｂ２－１】新任管理者育成コース〔３日間通学編〕	１月２６日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	８名
【Ｂ３－１】新任管理者育成コース〔通学編〕	５月１２日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１２名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｂ３－２】新任管理者育成コース〔通学編〕	６月１７日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１５名
【Ｂ３－３】新任管理者育成コース〔通学編〕	９月　８日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１６名
【Ｂ３－４】新任管理者育成コース〔通学編〕	１０月１４日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	４名
【Ｂ３－５】新任管理者育成コース〔通学編〕	１１月　８日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１１名
ｃ．階層別	
【Ｃ１－１】管理職候補・係長のための管理職養成講座	６月　８日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	２９名
【Ｃ１－２】管理職候補・係長のための管理職養成講座	９月１５日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	３２名
【Ｃ１－３】管理職候補・係長のための管理職養成講座	１１月２５日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	３４名
【Ｃ２－１】女性リーダー行動革新講座	７月１３日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２５名
【Ｃ２－２】女性リーダー行動革新講座	１０月１９日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	１４名
【Ｃ３－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	６月　３日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	１７名
【Ｃ３－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	９月　７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	１２名
【Ｃ３－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	１１月　８日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３０名
【Ｃ４－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	６月１７日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	２６名
【Ｃ４－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	１０月２０日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	２９名
【Ｃ４－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	１月２０日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	１２名
【Ｃ５－１】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	６月１０日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	１８名
【Ｃ５－２】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	７月　２日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４１名
【Ｃ５－３】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	１０月１３日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	２７名
【Ｃ５－４】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	２月１０日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	２５名
【Ｃ６－２】新入社員フォローアップ講座〔２０２１年度入社編〕	９月２８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	２８名
【Ｃ６－３】新入社員フォローアップ講座〔２０２１年度入社編〕	１１月１８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３９名
【Ｃ６－４】新入社員フォローアップ講座〔２０２１年度入社編〕	１月２５日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	２３名
【Ｃ８－１】新入社員のための社会人基礎講座	１０月　８日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４１名
【Ｃ９－１】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月１４日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４０名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｃ９－２】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月１５日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３７名
【Ｃ９－３】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月１６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３９名
【Ｃ１３－２】管理職・職場リーダーのための時間術講座	１０月２２日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	１５名
【Ｃ１４－１】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	４月２１日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	４０名
【Ｃ１４－２】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	５月１９日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	２７名
【Ｃ１４－３】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	６月１５日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	２１名
【Ｃ１６－１】女性管理職養成講座	２月　８日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２１名
【Ｃ２０－２】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	１０月　６日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	３５名
【Ｃ２０－３】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	１２月　７日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	４３名
【Ｃ２１－２】新入社員のためのロジカルシンキング講座	４月２３日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２１名
【Ｃ２３－１】ハラスメント予防対策講座	１２月１０日
日本産業カウンセラー協会　東京支部　支部長　山　田　る　り　氏	２９名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ２－１】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	１１月１１日
システムリサーチ&コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１０名
【Ｄ１３－１】会社経営を強くするビジネスデータ活用戦略講座	９月１５日
システムリサーチ&コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１３名
【Ｄ１８－１】[DX/RPA 入門]エクセルで始めてみよう 社内業務の効率化を図る実践講座	９月２９日
プロトアウトスタジオ　校長　菅　原　のびすけ　氏	１３名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ１－１】部下の育成・指導法講座	５月２５日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	１７名
【Ｅ１－２】部下の育成・指導法講座	７月１５日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	２９名
【Ｅ１－３】部下の育成・指導法講座	９月１４日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	１９名
【Ｅ１－４】部下の育成・指導法講座	２月１５日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	３９名
【Ｅ２－１】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	６月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１８名
【Ｅ２－２】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	１０月２５日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１９名
【Ｅ２－３】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	３月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	２７名
【Ｅ３－２】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	１２月　７日
ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏	２３名
【Ｅ６－１】部下との面談スキルアップ講座	１０月１３日
㈱キャラウィット　代表取締役　　上　岡　実弥子　氏	９名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ｇ．人事・総務	
【Ｇ２４－１】新任ハラスメント相談担当者の基礎実務講座	６月１１日
日本産業カウンセラー協会　東京支部　支部長　　山　田　る　り　氏	１９名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ５－１】新任経理担当者の基礎実務講座	５月２１日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	２１名
【Ｈ５－２】新任経理担当者の基礎実務講座	１月１４日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	５６名
【Ｈ６－１】経理担当者レベルアップ講座	１０月　５日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	１９名
【Ｈ６－２】経理担当者レベルアップ講座	２月１４日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	１７名
【Ｈ７－１】社長を支える経理部長の役割と実務講座	９月１６日
㈱組織デザイン研究所　相談役　　小笠原　士　郎　氏	６名
【Ｈ８－１】決算書の基礎講座	１０月２５日
湊税理士事務所　税理士　　湊　　義　和　氏	６名
【Ｈ９－１】在庫最適化のための効率的実地棚卸方法講座	１０月　７日
㈱流通エンジニアリング　エグゼクティブコンサルタント　　横　山　英　機　氏	６名
【Ｈ１０－１】法人税申告書の基礎講座	１０月２１日
渡邉一成税理士事務所　税理士　　渡　邉　一　成　氏	７名
ｉ．営業・販売	
【Ｉ１－１】営業“基礎力”養成講座	４月２０日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２１名
【Ｉ１－２】営業“基礎力”養成講座	６月２３日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	１３名
【Ｉ１－３】営業“基礎力”養成講座	１１月２５日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２９名
【Ｉ４－１】“売れる”営業チームづくり講座	１２月　９日
㈱Ｖ字経営研究所　代表取締役　　酒　井　英　之　氏	２４名
【Ｉ７－１】女性営業力養成講座	１１月　５日
クロス・コンサルティング㈱　代表取締役　　島　津　　愛　氏	１４名
【Ｉ１３－２】営業交渉力トレーニング講座	１０月１４日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	２０名
【Ｉ１４－１】目標達成のための売上を伸ばす営業スキルアップ講座	９月　９日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	１６名
【Ｉ１７－１】営業“提案力”養成講座	６月　９日
㈱日小田コンサルティング　代表取締役　　日小田　正　人　氏	２４名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ１－１】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	４月２６日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２９名
【Ｊ１－２】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	５月２７日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３４名
【Ｊ１－４】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	１０月２８日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３７名
【Ｊ２－１】信頼を得る電話応対スキルアップ講座	６月　８日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	６名
【Ｊ３－１】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	５月１７日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１８名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｊ３－３】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	３月　２日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２１名
【Ｊ４－１】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	６月１６日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	１１名
【Ｊ４－２】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	１月１９日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２１名
【Ｊ５－１】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕	７月　２日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	１４名
【Ｊ５－２】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕	１１月１６日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	１０名
【Ｊ７－１】信頼される社員の気がきく仕事術講座	９月１５日
㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏	２８名
【Ｊ７－２】信頼される社員の気がきく仕事術講座	２月　３日
㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏	３５名
【Ｊ１０－１】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	９月１３日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	１９名
【Ｊ１０－２】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	２月１６日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	４１名
【Ｊ１１－１】クレーム対応力アップ講座	７月１６日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	１２名
【Ｊ１１－２】クレーム対応力アップ講座	１２月１０日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	１１名
【Ｊ１２－１】若手・中堅社員向け段取り力向上講座	１１月１０日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	１５名
【Ｊ１６－１】リーダーのための職場活性化講座	７月１４日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	１９名
【Ｊ１６－２】リーダーのための職場活性化講座	１１月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	２３名
【Ｊ２０－２】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔応用編〕	１２月　９日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１９名
【Ｊ２１－１】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	１０月　７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３１名
【Ｊ２２－２】事務担当者のためのムダ削減と改善の具体策講座	３月　９日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	１４名
【Ｊ２６－２】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕	１１月１１日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２５名
【Ｊ２９－１】５Ｓで極める！整理整頓仕事術講座	６月１４日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	８名
【Ｊ３２－１】うっかりミス防止講座	１２月１５日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　　真理子　氏	３２名
【Ｊ３７－１】表情力向上トレーニング講座	１１月１９日
㈱ままだよしこメソッド㈱　代表取締役　間々田　佳　子　氏	９名
ｋ．貿易	
【Ｋ１－６】貿易実務講座〔基礎編〕	１月１９日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	４５名
【Ｋ５－１】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕	１１月１８日
㈱アースリンク　貿易アドバイザー　　川　村　久美子　氏	１７名
【Ｋ１３－２】非特恵原産地証明申請の基礎実務講座	１１月２５日
貿易証明アドバイザー　松　本　　猛　氏	１３名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
l．国際ビジネス	
【Ｌ１０－１】英語プレゼンテーションスキルアップ講座	１０月１５日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	８名
p．パソコン・ＩＴ	
【ＰＡ１－１】アクセス基礎２０１６	７月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＡ１－２】アクセス基礎２０１６	１０月１３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	４名
【ＰＡ２－２】アクセス応用２０１６	１１月　４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	４名
【ＰＢ－１】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６	６月２４日
東商パソコン・ＩＴ講座担当講師　　石　田　十　兄　氏	８名
【ＰＢ－２】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６	９月１７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＢ－３】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６	３月１０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１１名
【ＰＥ１－１】エクセル基礎２０１６	５月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	８名
【ＰＥ１－２】エクセル基礎２０１６	７月　６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１０名
【ＰＥ１－３】エクセル基礎２０１６	１０月２０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１０名
【ＰＥ１－４】エクセル基礎２０１６	１１月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１３名
【ＰＥ１－５】エクセル基礎２０１６	１月１９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１４名
【ＰＥ１－６】エクセル基礎２０１６	１月１９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	１０名
【ＰＥ１－７】エクセル基礎２０１６	８月１６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　志　賀　洋　美　氏	８名
【ＰＥ２－１】エクセル応用２０１６〔事前オンデマンド動画視聴あり〕	６月　４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	５名
【ＰＥ２－２】エクセル応用２０１６〔事前オンデマンド動画視聴あり〕	９月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＥ２－３】エクセル応用２０１６〔事前オンデマンド動画視聴あり〕	１１月１０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＥ２－４】エクセル応用２０１６〔事前オンデマンド動画視聴あり〕	１２月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	６名
【ＰＥ２－５】エクセル応用２０１６〔事前オンデマンド動画視聴あり〕	２月　４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	４名
【ＰＥ２－６】エクセル応用２０１６〔２日間通学編〕	８月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＥ３－１】エクセル関数応用活用編２０１６	６月１７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＥ３－２】エクセル関数応用活用編２０１６	９月１０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＥ３－３】エクセル関数応用活用編２０１６	１１月１５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１０名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【ＰＥ３－４】エクセル関数応用活用編２０１６	１２月２０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ３－５】エクセル関数応用活用編２０１６	２月１０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	５名
【ＰＥ４－１】エクセルマクロＶＢＡ入門２０１６	７月１３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＥ４－２】エクセルマクロＶＢＡ入門２０１６	１０月　６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＧ－１】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	２２名
【ＰＧ－２】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６	４月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	２１名
【ＰＧ－３】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月１５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	２１名
【ＰＧ－４】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月２０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	２１名
【ＰＧ－５】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月２２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	２３名
【ＰＨ－１】ホームページ作成［ＨＴＭＬ５／ＣＳＳ３］	５月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	５名
【ＰＨ－２】ホームページ作成［ＨＴＭＬ５／ＣＳＳ３］	１２月１６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１３名
【ＰＪ１－１】WordPressによるビジネスサイト構築〔導入&初期設定編〕〔事前オンデマンド動画視聴あり〕	６月１５日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　栗　原　篤　史　氏	１０名
【ＰＪ２－１】WordPressによるビジネスサイト構築〔コンテンツ作成&保守運用編〕〔事前オンデマンド動画視聴あり〕	７月１３日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　栗　原　篤　史　氏	１０名
【ＰＪ４－１】Googleアナリティクスによる解析実務〔初級編〕〔事前オンライン講座受講あり〕	７月　６日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　松　本　年　史　氏	７名
【ＰＪ４－２】Googleアナリティクスによる解析実務〔初級編〕〔事前オンライン講座受講あり〕	７月　６日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　松　本　年　史　氏	１４名
【ＰＰ－１】パワーポイント２０１６	７月１５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１０名
ｏ．オーダーメイド研修	
新入社員ビジネス基礎研修	４月　７日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　原　田　由美子　氏	１１名
リモート時代のプレゼン説得力・表現力研修	６月２８日
ブレイクビジョン　代表取締役　車　塚　元　章　氏	３３名
リモート時代のマネジメント力・指導力研修	７月　１日
ブレイクビジョン　代表取締役　車　塚　元　章　氏	３２名
コーチング・ハラスメント防止研修　※コロナ感染症の影響で中止	１０月　９日
クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏	中止
社内起業研修（６回シリーズ）	１０月１５日
クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏	８名
ハラスメント予防研修	２月　２日
ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員　林　光　男　氏	２６名
社会人基礎力と論理的思考力養成研修	２月　４日
クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏	５７名
ＤＸの本質と実務での進め方研修	２月　９日
Ｂｅｔｈ（合）　代表取締役　河　上　泰　之　氏	１８名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
組織活性化につながる部下育成研修	２月１０日
クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	４８名
生産性向上に向けた人材管理研修	２月２１日
クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	５４名
インボイス対応準備セミナー	２月２４日
城所総合会計事務所　所長　城　所　弘　明　氏	３５名

② オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信）講座

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ１－６Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　９日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	３８名
【Ａ１－７Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　９日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３０名
【Ａ６－１Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	３月３０日
㈱ノビテク　講師　　戸　松　晃　子　氏	１９名
ｃ．階層別	
【Ｃ７－１Ｗ】新入社員のための電話応対徹底訓練講座	４月１９日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	２３名
【Ｃ７－２Ｗ】新入社員のための電話応対徹底訓練講座	４月２２日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	１０名
【Ｃ１１－１Ｗ】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	４月２０日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　鈴　木　瑞　穂　氏	４２名
【Ｃ１１－２Ｗ】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	５月１８日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　鈴　木　瑞　穂　氏	１３名
【Ｃ１３－１Ｗ】管理職・職場リーダーのための時間術講座	８月　４日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	２８名
【Ｃ２０－１Ｗ】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	５月１４日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２５名
【Ｃ２１－１Ｗ】新入社員のためのロジカルシンキング講座	４月１３日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２５名
【Ｃ２２－１Ｗ】ベテラン社員の活かし方講座	１１月１０日
ビジネスコーチ㈱　パートナーエグゼクティブコーチ　安　室　元　博　氏	１２名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１４－１Ｗ】デザイン思考実践講座〔個別相談会付き特別講座〕	６月１８日
Ｂｅｔｈ(合)　代表取締役　　河　上　泰　之　氏　他	１６名
【Ｄ１５－１Ｗ】マーケティング発想力養成講座	１１月１２日
㈱シャイニング　認定プロフェッショナル　佐　野　青　子　氏	１８名
【Ｄ１６－１Ｗ】経営者・新規事業責任者なら知っておきたい”新規事業成功の秘訣”習得講座	７月２９日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	２３名
【Ｄ１７－１Ｗ】ＩＰランドスケープを活用した経営・新規事業・知財戦略講座	１１月　８日
㈱シクロ・ハイジア　代表取締役ＣＥＯ　小　林　　誠　氏	５名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ３－１Ｗ】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	７月　９日
ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏	２６名
【Ｅ９－１Ｗ】“折れない”部下の育て方講座	１月１９日
㈱ザ・アカデミージャパン　エグゼクティブ・トレーナー　　窪　田　晃　和　氏	１６名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｅ１０－１Ｗ】リモートマネジメント講座	９月　２日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	７名
【Ｅ１１－１Ｗ】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座	６月　２日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	１２名
【Ｅ１１－２Ｗ】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座	１１月２６日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	１３名
【Ｅ１２－１Ｗ】「自ら考え動く」チームづくり講座	１１月　４日
㈱インオーダー　コンサルタント　　高　野　有　麻　氏	３４名
ｆ．法務	
【Ｆ１４－１Ｗ】ソフトウェア契約・システム開発のトラブル対処法講座	５月１２日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	１３名
【Ｆ１５－１Ｗ】中小企業のための情報セキュリティの法的責任と実務対応	１０月２５日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	１６名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１６－１Ｗ】昇進・昇格の仕組みと管理職の選び方講座	８月２７日
㈱日本経営システム研究所　代表取締役　　中　村　壽　伸　氏	１５名
【Ｇ１７－１Ｗ】“新卒”口説ける採用面接官トレーニング講座	１０月１２日
㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏	６名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ１－１Ｗ】財務分析講座〔入門編〕	８月　６日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	２２名
【Ｈ１－２Ｗ】財務分析講座〔入門編〕	１０月１９日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	１４名
【Ｈ２－１Ｗ】財務分析講座〔実践編〕	１１月１９日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	１７名
【Ｈ１２－１Ｗ】経理・総務部門のためのＲＰＡの活かし方講座	７月１３日
ナレッジネットワーク　社長　公認会計士　　中　田　清　穂　氏	１７名
【Ｈ１５－２Ｗ】コロナショックから学ぶ 経理部門におけるテレワーク導入の課題解決講座	５月２８日
㈲ナレッジネットワーク　社長・公認会計士　　中　田　清　穂　氏	８名
ｉ．営業・販売	
【Ｉ３－１Ｗ】営業チームリーダー養成講座	６月１６日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	１１名
【Ｉ９－１Ｗ】営業アシスタント養成講座	９月１４日
ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー　　浜　崎　智　世　氏	２６名
【Ｉ１３－１Ｗ】営業交渉力トレーニング講座	７月１４日
(特)日本交渉協会　講師　　加　藤　有　祐　氏	１６名
【Ｉ１８－１Ｗ】オンライン商談力向上講座	１０月２６日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	２３名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ１－３Ｗ】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	７月２７日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１３名
【Ｊ１－５Ｗ】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	２月１４日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１３名
【Ｊ２－２Ｗ】信頼を得る電話応対スキルアップ講座	８月２４日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	１８名
【Ｊ３－２Ｗ】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	８月　３日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１４名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｊ１２－１Ｗ】若手社員向け段取り力向上講座	７月１５日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	１５名
【Ｊ１５－１Ｗ】アサーティブ・コミュニケーション講座	７月　７日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	１５名
【Ｊ１５－２Ｗ】アサーティブ・コミュニケーション講座	９月２８日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	１５名
【Ｊ１７－１Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	６月２９日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	４１名
【Ｊ１７－２Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	８月２６日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	１１名
【Ｊ１７－３Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	２月１８日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	４０名
【Ｊ１８－１Ｗ】人を動かす“数字”を使った伝え方講座	９月３０日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	２７名
【Ｊ２０－１Ｗ】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔応用編〕	９月１６日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１８名
【Ｊ２１－２Ｗ】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	１０月２６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２６名
【Ｊ２２－２Ｗ】事務担当者のためのムダ削減と改善の具体策講座	８月２６日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	３８名
【Ｊ２３－１Ｗ】周囲を巻き込むファシリテーション力養成講座	８月２５日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	２１名
【Ｊ２６－１Ｗ】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕	９月　３日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	９名
【Ｊ２７－１Ｗ】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座	７月２１日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	３８名
【Ｊ２７－２Ｗ】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座	２月１７日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	３４名
【Ｊ３０－１Ｗ】ビジネスモラル&コンプライアンス基礎講座	１０月２７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	１１名
【Ｊ３４－１Ｗ】プレゼンテーション力アップ講座〔オンライン活用編〕	１０月２０日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２１名
【Ｊ３６－１Ｗ】仕事ができる社員に変身するモチベーションアップ講座	７月２８日
㈱ポールスターコミュニケーションズ　代表取締役　　北　　宏　志　氏	１５名
【Ｊ３７－２Ｗ】表情力向上トレーニング講座	２月２１日
ままだよしこメソッド㈱　代表取締役　　間々田　桂　子　氏	３名
ｋ．貿易	
【Ｋ１－１Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	４月２２日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３３名
【Ｋ１－３Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	６月２３日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１６名
【Ｋ１－４Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	９月　８日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３５名
【Ｋ１－５Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	１０月２１日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２７名
【Ｋ１－７Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	３月　３日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１４名
【Ｋ３－１Ｗ】貿易実務講座〔輸入編〕	２月１７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２７名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｋ４－２Ｗ】貿易実務講座〔輸出編〕	２月１６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２７名
【Ｋ６－１Ｗ】貿易実務講座〔輸出編〕	９月　９日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１０名
【Ｋ１１－１Ｗ】三国間貿易における書類作成の実務とＥＰＡの利用	６月２４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１２名
【Ｋ１３－１Ｗ】非特恵原産地証明申請の基礎実務講座	５月１１日
貿易証明アドバイザー　松　本　　猛　氏	２名
【Ｋ１９－１Ｗ】貿易実務で使えるＥメール講座〔基礎編〕	２月　８日
みね事務所　代表　　峯　　愛　氏	８名
l．国際ビジネス	
【Ｌ２－１Ｗ】国際売買契約講座〔基礎編〕	６月　４日
フリーマン国際法律事務所　弁護士　　ダグラス・Ｋ・フリーマン　氏	７名
【Ｌ３－１Ｗ】英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕	７月　８日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	１２名
【Ｌ３－２Ｗ】英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕	９月１３日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	６名
【Ｌ４－１Ｗ】英文ビジネスＥメールライティング講座〔実践編〕	７月２６日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	７名
【Ｌ５－１Ｗ】海外の与信管理と債権回収講座	１１月１６日
ナレッジマネジメントジャパン㈱　代表取締役　　牧　野　和　彦　氏	１４名
【Ｌ１５－１Ｗ】「ビジネス英語」電話応対講座〔基礎編〕	５月２７日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	７名
ｐ．パソコン・ＩＴ	
【ＰＪ３－１Ｗ】Ｗｅｂ集客（マーケティング）の実務	８月　５日
（特）　ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　冨　田　さより　氏	２６名
【ＰＪ７－１Ｗ】ＳＥＯ（検索エンジン最適化）によるサイト訪問者獲得の実務	９月１３日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　並　木　　博　　氏	１３名
【ＰＪ８－１Ｗ】新任Ｗｅｂ担当者のためのＷｅｂ活用基礎講座	５月１９日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　栗　原　篤　史　氏	８名

③　ハイブリッド講座（通学・オンライン同時開催）

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数 （通学／オンライン）
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１－１】財務３表一体理解講座	６月　２日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	１６名／２３名
【Ｄ１－２】財務３表一体理解講座	１０月　５日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	８名／　９名
【Ｄ１－３】財務３表一体理解講座	２月　４日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	１５名／２６名
【Ｄ４－１】経営幹部が身につけるべき数的知識講座	９月２８日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	９名／１３名
【Ｄ８－１】売上予算必達のマネジメント講座	１０月２８日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	２０名／１１名
【Ｄ１２－１】取締役・執行役員の役割と仕事	９月２２日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	１６名／１８名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数 （通学／オンライン）
ｆ．法務	
【Ｆ１－１】ビジネス法務入門講座	５月１７日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　弁護士　住　吉　健　一　氏	５名／１６名
【Ｆ１－２】ビジネス法務入門講座	１０月１２日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　江　口　正　夫　氏	９名／２３名
【Ｆ２－１】契約実務講座〔基礎編〕	５月２８日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　江　口　正　夫　氏	１０名／２４名
【Ｆ２－２】契約実務講座〔基礎編〕	９月１７日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　江　口　正　夫　氏	１２名／１２名
【Ｆ２－３】契約実務講座〔基礎編〕	２月１５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　江　口　正　夫　氏	１０名／２５名
【Ｆ３－１】契約実務講座〔実践編〕	６月３０日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　江　口　正　夫　氏	１１名／１２名
【Ｆ３－２】契約実務講座〔実践編〕	１０月１３日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　江　口　正　夫　氏	１３名／　７名
【Ｆ３－３】契約実務講座〔実践編〕	３月　８日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　江　口　正　夫　氏	１６名／１２名
【Ｆ４－１】労働法実務講座〔入門編〕	６月２８日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　山　中　健　児　氏	１１名／　７名
【Ｆ８－１】役員に必要な会社経営の法務知識講座	７月１５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　江　口　正　夫　氏	１１名／　９名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１－１】社会保険実務講座〔入門編〕	５月１１日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　山　下　順　子　氏	１７名／１２名
【Ｇ１－２】社会保険実務講座〔入門編〕	９月２９日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　山　下　順　子　氏	１６名／　６名
【Ｇ１－３】社会保険実務講座〔入門編〕	１月１８日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　山　下　順　子　氏	２６名／１６名
【Ｇ２－１】社会保険実務講座〔実践編〕	６月　３日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　兼　子　憲　一　氏	１２名／１４名
【Ｇ２－２】社会保険実務講座〔実践編〕	１１月　９日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　兼　子　憲　一　氏	７名／１６名
【Ｇ２－３】社会保険実務講座〔実践編〕	２月　９日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　兼　子　憲　一　氏	１５名／　９名
【Ｇ４－１】給与計算の実務講座	６月　９日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　兼　子　憲　一　氏	１８名／１３名
【Ｇ４－２】給与計算の実務講座	１０月　６日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　兼　子　憲　一　氏	１０名／　７名
【Ｇ４－３】給与計算の実務講座	２月　３日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　兼　子　憲　一　氏	１６名／　９名
【Ｇ８－１】年末調整の実務講座	１０月２７日
社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　河　西　知　一　氏	４３名／２３名
【Ｇ８－２】年末調整の実務講座	１１月　４日
社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　河　西　知　一　氏	１８名／２１名
【Ｇ１１－１】働き方改革に対応した就業規則策定講座	６月２２日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　人事コンサル部　部長　特定社会保険労務士　渡　邉　哲　史　氏	６名／　６名
【Ｇ１２－１】問題社員の指導・対処法講座	１０月２９日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　人事コンサル部　部長　特定社会保険労務士　渡　邉　哲　史　氏	１１名／　８名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数 （通学／オンライン）
【Ｇ２２－１】総務担当者向け基礎実務講座	８月２０日
トムズ・コンサルタント　代表社員　特定社会保険労務士　河　西　知　一　氏	１０名／２６名
【Ｇ２２－２】総務担当者向け基礎実務講座	１０月１９日
トムズ・コンサルタント　代表社員　特定社会保険労務士　河　西　知　一　氏	６名／２２名
【Ｇ２２－３】総務担当者向け基礎実務講座	２月　２日
トムズ・コンサルタント　代表社員　特定社会保険労務士　河　西　知　一　氏	１２名／１３名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ４－１】資金繰り実務講座〔入門編〕	７月　９日
ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　井　関　臣一朗　氏	８名／　９名
【Ｈ１１－１】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座	６月２５日
南公認会計士事務所　公認会計士　南　俊　基　氏	７名／１０名
ｋ．貿易	
【Ｋ１－２】貿易実務講座〔基礎編〕	５月２５日
中矢一虎法務事務所　代表　中　矢　一　虎　氏	１８名／１７名
【Ｋ４－１】貿易実務講座〔輸出編〕	５月２６日
中矢一虎法務事務所　代表　中　矢　一　虎　氏	１０名／２３名
【Ｋ９－１】貿易・英文契約講座〔基礎レベルアップ編〕	１月　２０日
中矢一虎法務事務所　代表　中　矢　一　虎　氏	１０名／　９名
【Ｋ１８－１】貿易実務で使える英文ビジネスＥメール講座〔入門編〕	２月　４日
みね事務所　代表　峯　愛　氏	８名／　２名

④　セミナー

１１月２５日　オンライン無料セミナー
「研修活用による人材育成を成功させる”人材育成体系づくり”のコツ」（４７名）
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏

1月１８日　オンラインセミナー（会員価格　５，０００円／一般価格　１１，０００円）
「ポストコロナ時代のための人材育成体系作成基本講座」（２０名）
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　酒　井　勇　貴　氏

２月９日　文京区事業者限定セミナーオンライン無料セミナー
「ＤＸの本質と実務での進め方」（１８名）
Ｂｅｔｈ合同会社　代表取締役　河　上　泰　之　氏

２月２４日　文京区事業者限定セミナーオンライン無料セミナー
「インボイス対応準備セミナー」（３５名）
城所総合会計事務所　所長　城　所　弘　明　氏

４月１２日，５月１０日，６月７日，７月５日，８月２日，９月６日，１０月４日，１１月１日，
１２月６日，１月１１日，２月７日，３月１日
「Ｚｏｏｍミーティング接続テスト」（計２６名）
東商研修センター職員が、オンライン講座受講者を対象に、１０分程度でＺｏｏｍ使用方法を説明。

⑤ 日本女子大学との「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」に基づく連携事業

１０月１６日　オンライン開催

「業務効率を上げるタイムマネジメント講座」（３１名）

㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏

リカレント教育課程　ＩＴ活用講座（アクセス講座）への講師紹介

授業名「ＩＴリテラシー３（ＡＣＣＥＳＳ）」

ＦＵＮＣＴＩＯＮ－ＯＮＥ　　伊　藤　浩　次　氏

(12) 交流事業

① 新年賀詞交歓会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、案内対象を大幅に縮小したうえで、式典、懇親パーティの二部構成で開催した。

１月６日　於：東京會舘「ローズ」

第一部：式典（１８０名）

出席者　役員・議員、国会議員、都議会議員

※萩生田経済産業大臣、小池東京都知事、三宅東京都議会議長が来賓挨拶

第二部：懇親パーティ（１３８名）

出席者　役員・議員

※ワクチン接種済み証の提示、ＰＣＲ検査の陰性証明の提示、抗原検査受検のいずれかを義務付け

② 異業種ビジネス交流会「ｂｉｚｉｔｔｏ（ビジット）」

会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供する異業種交流会。今年度は万全の感染症対策のうえリアル形式で１回実施。

さらに、コロナ禍でリアル開催が困難となったことや、会員企業のニーズの高まりを受け、オンライン交流ツールを利用し、オンライン交流会「ｂｉｚｉｔｔｏオンライン」を実施した（計３回）。

①２０２１年　６月　３日　　５８社・５８名　（リアル交流会）

②２０２１年　９月１３日　　２８社・２８名　（オンライン交流会「ｂｉｚｉｔｔｏオンライン」）

③２０２１年１２月１７日　　２３社・２３名　（　　〃　　）

④２０２２年　３月２３日　　３５社・３５名　（　　〃　　）

③ ものづくり企業限定　ビジネス交流会（ザ・商談！し・ご・と発掘市フォローアップ交流会）

ものづくり企業向けの交流会。

例年１０月と３月に開催しているものづくり企業向け受発注商談会「ザ・商談！し・ご・と発掘市」は参加希望企業数も多く、毎回盛況の商談会である。一方、発注企業から指名されず商談会への参加ができない受注希望企業も多い。参加ができなかった受注希望企業に対して情報交換の場を与えるべく、今年度初開催。

開　催　日　　６月３０日

会　　場　　東京商工会議所Ｈａｌｌ＆Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　ＲｏｏｍＡ３－Ａ５

参加企業数　　２９社

④ 交流事業

会員交流事業

１１月５日　（１５名）　会頭・副会頭と支部会長との懇親ゴルフ

於：スリーハンドレッドクラブ

⑤　海外との交流事業

１）　訪日外国要人の接遇等

４月　１日　ロジャーズ・ジェニファー在日米国商工会議所会頭の三村会頭表敬
４月　８日　大西英司　在大韓民国日本国大使館参事官の西谷国際部長表敬
５月２０日　宋耀明　在日中国大使館経済商務公使の三村会頭表敬
６月　２日　シャイダ・モハマド・アブダリ在日アフガニスタン大使の西谷国際部長表敬
７月　９日　フィリップ・セトン駐日フランス大使の三村会頭表敬
８月２０日　柳秀直　駐ドイツ日本国大使の三村会頭表敬
９月２８日　前田哲在　駐カタール日本国大使の三村会頭表敬
１０月　１日　外務省　林禎二(前)中南米局長、小林麻紀(新)中南米局長と三村会頭との面談
１０月１５日　小林賢一　駐ラオス日本国大使の三村会頭表敬
１０月１９日　磯俣秋男 駐アラブ首長国連邦日本国大使の三村会頭表敬
１０月２１日　ベンジャミン・ヤウ　香港貿易発展局日本首席代表の西谷国際部長表敬
１１月　４日　羽田浩二　２０２５年日本国際博覧会政府代表の三村会頭表敬
１１月３０日　サンティアゴ・パルド　駐日コロンビア大使の西谷国際部長表敬
１２月１０日　小野益央　在ブリスベン総領事の三村会頭表敬
２月１６日　ラーム・エマニュエル　駐日米国大使の三村会頭表敬
２月２１日　森美樹夫　在ニューヨーク日本国総領事の三村会頭表敬
２月２５日　ピエール・フェリング 駐日ルクセンブルク大使の三村会頭表敬
３月　９日　インガ・マリーエ・ヴァイデマン・ニーハマル駐日ノルウェー大使の三村会頭表敬
３月２８日　山野内勘二駐カナダ日本国大使の三村会頭表敬
３月３０日　ジャン・アダムズ　駐日オーストラリア大使と三村会頭との懇談

(13) 技能技術の普及検定

① 検定試験

1)　日商簿記検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第１５８回	６月１３日	１　級	1,494	1,138	108	9.5%
		２　級	2,767	1,942	444	22.9%
		３　級	4,736	3,827	1,361	35.6%
		合　計	8,997	6,907	1,913	－
第１５９回	１１月２１日	１　級	1,798	1,364	129	9.5%
		２　級	2,422	1,778	532	29.9%
		３　級	4,141	3,262	916	28.1%
		合　計	8,361	6,404	1,577	－
第１６０回	２月２７日	２　級	1,699	1,176	236	20.1%
		３　級	3,369	2,538	1,018	40.1%
		合　計	5,068	3,714	1,254	－
合　　計		１　級	3,292	2,502	237	9.5%
		２　級	6,888	4,896	1,212	24.8%
		３　級	12,246	9,627	3,295	34.2%
年 度 合 計			22,426	17,025	4,744	－

2)　珠算能力検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第２２２回	６月２７日	１　級	445	424	107	25.2%
		２　級	542	516	218	42.3%
		３　級	839	812	390	48.0%
		合　計	1,826	1,752	715	－
第２２３回	１０月２４日	１　級	431	420	120	28.6%
		２　級	545	526	197	37.5%
		３　級	752	727	308	42.4%
		合　計	1,728	1,673	625	－
第２２４回	２月２０日	１　級	487	458	129	28.2%
		２　級	592	561	225	40.1%
		３　級	838	787	364	46.3%
		合　計	1,917	1,806	718	－
合　　計		１　級	1,363	1,302	356	27.3%
		２　級	1,679	1,603	640	39.9%
		３　級	2,429	2,326	1,062	45.7%
年 度 合 計			5,471	5,231	2,058	－

※リテールマーケティング（販売士）検定試験は、統一試験日におけるペーパーで行う方式は２０２０年度をもって終了し、２０２１年度からネット試験方式に移行。（東商施行なし）

3)　カラーコーディネーター検定試験

回　次	試験期間	クラス	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第５０回	（ＩＢＴ） ６月１７日～ ７月９日	アドバンス クラス	378	365	239	65.5%
		スタンダード クラス	1,885	1,794	1,492	83.2%
	（ＣＢＴ） ９月６日～ ９月２７日	アドバンス クラス	136	129	85	65.9%
		スタンダード クラス	404	387	340	87.9%
合　　計		アドバンス クラス	514	494	324	65.6%
		スタンダード クラス	2,289	2,181	1,832	84.0%
第５１回	（ＩＢＴ） １０月１４日～ １１月８日	アドバンス クラス	586	528	326	61.7%
		スタンダード クラス	1,782	1,692	1,389	82.1%
	（ＣＢＴ） １月２４日～ ２月１４日	アドバンス クラス	257	236	145	61.4%
		スタンダード クラス	904	855	723	84.6%
合　　計		アドバンス クラス	843	764	471	61.6%
		スタンダード クラス	2,686	2,547	2,112	82.9%
年 度 合 計			6,332	5,986	4,739	－

備考：共催商工会議所数　２８１（ＩＢＴのみ）

4)　ビジネス実務法務検定試験

a.　ビジネス実務法務検定試験（２・３級）

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第４９回	（ＩＢＴ） ６月１７日～ ７月９日	２　級	2,639	2,438	1,653	67.8%
		３　級	4,655	4,394	3,833	87.2%
	（ＣＢＴ） ９月６日～ ９月２７日	２　級	1,178	1,111	773	69.6%
		３　級	2,143	2,067	1,806	87.4%
合　　計		２　級	3,817	3,549	2,426	68.4%
		３　級	6,798	6,461	5,639	87.3%
第５０回	（ＩＢＴ） １０月１４日～ １１月８日	２　級	2,623	2,387	1,464	61.3%
		３　級	4,080	3,850	3,357	87.2%
	（ＣＢＴ） １月２４日～ ２月１４日	２　級	2,545	2,346	1,513	64.5%
		３　級	4,196	3,968	3,357	84.6%
合　　計		２　級	5,168	4,733	2,977	62.9%
		３　級	8,276	7,818	6,714	85.9%
年 度 合 計			24,059	22,561	17,756	－

備考：共催商工会議所数　２８１（ＩＢＴのみ）

b.　ビジネス実務法務検定試験（１級）

(a)　全国施行分

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
第５０回	１２月５日	１　級	551	458	97	21.2%	74
年 度 合 計			551	458	97	－	－

(b)　東商施行分

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第５０回	１２月５日	１　級	173	141	38	27.0%
年 度 合 計			173	141	38	－

5)　福祉住環境コーディネーター検定試験

a.　福祉住環境コーディネーター検定試験（２・３級）

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第４６回	（ＩＢＴ） ７月１４日～ ８月６日	２　級	3,241	3,071	2,641	86.0%
		３　級	1,762	1,676	1,400	83.5%
	（ＣＢＴ） ９月６日～ ９月２７日	２　級	2,018	1,971	1,673	84.9%
		３　級	667	621	538	86.6%
合　　計		２　級	5,259	5,042	4,314	85.6%
		３　級	2,429	2,297	1,938	84.4%
第４７回	（ＩＢＴ） １１月１５日～ １２月１３日	２　級	3,337	3,174	1,606	50.6%
		３　級	2,135	2,014	903	44.8%
	（ＣＢＴ） １月２４日～ ２月１４日	２　級	2,525	2,401	1,281	53.4%
		３　級	867	818	550	67.2%
合　　計		２　級	5,862	5,575	2,887	51.8%
		３　級	3,002	2,832	1,453	51.3%
年 度 合 計			16,552	15,746	10,592	－

備考：共催商工会議所数　２８１（ＩＢＴのみ）

b.　福祉住環境コーディネーター検定試験（１級）

(a)　全国施行分

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
第４７回	１２月５日	１　級	401	361	64	17.7%	77
年 度 合 計			401	361	64	－	－

(b)　東商施行分

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第４７回	１２月５日	１　級	39	34	8	23.5%
年 度 合 計			39	34	8	－

6)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数
第４１回	（ＩＢＴ） ７月１４日～ ８月６日	－	364	329
	（ＣＢＴ） ９月６日～ ９月２７日	－	161	150
合　　計		－	525	479
第４２回	（ＩＢＴ） １１月１５日～ １２月１３日	－	344	309
	（ＣＢＴ） １月２４日～ ２月１４日	－	284	255
合　　計		－	628	564
年 度 合 計			1,153	1,043

備考：共催商工会議所数　２８１（ＩＢＴのみ）

7)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３０回	（ＩＢＴ） ７月１４日～ ８月６日	－	13,432	12,655	9,406	74.3%
	（ＣＢＴ） ９月６日～ ９月２７日	－	3,203	3,108	2,420	77.9%
合　　計		－	16,635	15,763	11,826	75.0%
第３１回	（ＩＢＴ） １１月１５日～ １２月１３日	－	10,696	10,070	7,335	72.8%
	（ＣＢＴ） １月２４日～ ２月１４日	－	7,429	7,096	5,298	74.7%
合　　計		－	18,125	17,166	12,633	73.6%
年 度 合 計			34,760	32,929	24,459	－

備考：共催商工会議所数　２８１（ＩＢＴのみ）

8)　ビジネスマネジャー検定試験

a.　ビジネスマネジャー検定試験

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第１３回	（ＩＢＴ） ６月１７日～ ７月９日	－	2,872	2,772	1,730	62.4%
	（ＣＢＴ） ９月６日～ ９月２７日	－	1,315	1,279	805	62.9%
合　　計		－	4,187	4,051	2,535	62.6%
第１４回	（ＩＢＴ） １０月１４日～ １１月８日	－	2,773	2,632	1,213	46.1%
	（ＣＢＴ） １月２４日～ ２月１４日	－	1,757	1,670	608	36.4%
合　　計		－	4,530	4,302	1,821	42.3%
年 度 合 計			8,717	8,353	4,356	－

b.　ビジネスマネジャーＢａｓｉｃＴｅｓｔ（ＷＥＢテスト）　　１，８５２名

9)　和裁検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第６４回	９月１８日 ・１９日	１　級	7	7	4	57.1%
		２　級	27	24	6	25.0%
		３　級	44	34	16	47.1%
		４　級	83	77	57	74.0%
年 度 合 計			161	142	83	－

10)　メンタルヘルス・マネジメント検定試験（東商施行分）

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３１回	１１月　７日	Ⅰ　種	640	491	98	20.0%
		Ⅱ　種	2,942	2,668	1,322	49.6%
		Ⅲ　種	1,784	1,609	1,199	74.5%
		合　計	5,366	4,768	2,619	－
第３２回	３月２０日	Ⅱ　種	3,872	3,327	2,407	72.3%
		Ⅲ　種	1,406	1,228	831	67.7%
		合　計	5,278	4,555	3,238	－
合　　計		Ⅰ　種	640	491	98	20.0%
		Ⅱ　種	6,814	5,995	3,729	62.2%
		Ⅲ　種	3,190	2,837	2,030	71.6%
年 度 合 計			10,644	9,323	5,857	－

備考：大阪商工会議所主催

11)　ビジネス会計検定試験（東商施行分）

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第２９回	１０月１７日	２　級	915	678	355	52.4%
		３　級	1,546	1,276	889	69.7%
		合　計	2,461	1,954	1,244	－
第３０回	３月１３日	１　級	104	80	15	18.8%
		２　級	859	618	319	51.6%
		３　級	1,496	1,150	758	65.9%
		合　計	2,459	1,848	1,092	－
合　　計		１　級	104	80	15	18.8%
		２　級	1,774	1,296	674	52.0%
		３　級	3,042	2,426	1,647	67.9%
年 度 合 計			4,920	3,802	2,336	－

備考：大阪商工会議所主催

②　講習会・講座

1)　ビジネス実務法務検定試験、公式通信講座

講座名	受講者数
１級コース	85 名
２級コース	106 名
３級コース	275 名

2)　ビジネスマネジャー検定試験、公式通信講座

講座名	受講者数
Ｂａｓｉｃ　Ｔｅｓｔあり	97 名
Ｂａｓｉｃ　Ｔｅｓｔなし	81 名

※産業能率大学経由申込者数　３２７名

③　出 版 物

1)　カラーコーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
スタンダードクラス公式テキスト　第１版	３，４１０	２０１９年１２月発行
アドバンスクラス公式テキスト　　第２版	５，８３０	２０２０年　９月発行

2)　ビジネス実務法務検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級公式テキスト（２０２２年度版）	４，７３０	２０２２年　３月発行
２級公式テキスト（２０２２年度版）	４，６２０	２０２２年　１月発行
３級公式テキスト（２０２２年度版）	３，０８０	２０２２年　１月発行
１級公式問題集　（２０２２年度版）	３，５２０	２０２２年　３月発行
２級公式問題集　（２０２２年度版）	３，５２０	２０２２年　２月発行
３級公式問題集　（２０２２年度版）	２，６４０	２０２２年　２月発行

3)　福祉住環境コーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級公式テキスト改訂６版	５，９４０	２０２２年　３月発行
２級公式テキスト改訂６版	４，９５０	２０２２年　３月発行
３級公式テキスト改訂６版	２，７５０	２０２２年　３月発行

4)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
ＢＡＴＩＣ公式テキスト	３，０２５	２０２１年　２月発行
ＢＡＴＩＣ公式問題集	２，７５０	２０２１年　２月発行

5)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
改訂８版ｅｃｏ検定公式テキスト	２，８６０	２０２１年　１月発行
ｅｃｏ検定公式過去・模擬問題集　２０２２年版	２，２００	２０２２年　４月発行

6)　ビジネスマネジャー検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
ビジネスマネジャー検定試験公式テキスト ３ｒｄ　ｅｄｉｔｉｏｎ	３，０８０	２０２０年　１月発行
ビジネスマネジャー検定試験公式問題集 ２０２２年版	２，４２０	２０２２年　２月発行
問題解決はマネジャーの初動で決まる！ 超基本の３０ケース	２，４２０	２０１９年１０月発行

④　セミナー・視察会の開催

1）ｅｃｏ検定セミナー

ｅｃｏ検定アワード２０２１　　１１月２６日　（１６名）

2）ビジネス会計検定ＰＲセミナー（大阪商工会議所、資格の学校ＴＡＣと連携）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　７月２７日（１７６名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　８月　３日（１８１名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　１月　７日（１４９名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　１月２１日（１２４名）

3）日商簿記検定ＰＲセミナー（資格の大原と共催）

知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー　　４月　６日　（５９名）
知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー　　１月　６日　（１８名）

(14) 貿易取引斡旋

①　相談・指導

貿易専門相談

来所相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	0	3	1	0	3	0	3	0	3	2	4	3	19

（専門相談員）国際弁護士

(15) 経営改善普及事業

① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

支部名	巡回指導										
	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	創業	その他	計
千代田	3	112	15	319	6	10	21	2	2	295	785
中央	1	130	20	572	18	0	0	0	0	439	1,180
港	2	231	13	406	69	140	20	0	4	310	1,195
新宿	0	76	2	367	1	4	3	1	2	417	873
文京	13	75	10	207	4	11	15	4	1	204	544
台東	0	230	4	269	1	3	6	2	1	719	1,235
北	0	200	8	421	15	5	7	1	1	622	1,280
荒川	0	278	2	732	3	30	44	0	4	822	1,915
品川	0	187	12	200	6	4	1	1	6	417	834
目黒	8	75	3	229	0	0	0	0	0	265	580
大田	3	87	4	137	2	3	21	0	7	222	486
世田谷	1	69	52	175	12	21	12	10	2	221	575
渋谷	4	66	8	201	2	6	16	0	3	147	453
中野	0	174	2	247	8	2	0	1	1	205	640
杉並	1	55	7	86	0	1	0	1	0	230	381
豊島	1	82	5	275	5	30	2	0	1	308	709
板橋	2	493	90	575	11	30	9	1	2	501	1,714
練馬	0	172	14	273	4	2	2	2	0	227	696
江東	3	292	25	718	1	11	17	1	6	699	1,773
墨田	1	201	1	326	2	12	7	1	5	410	966
足立	0	53	6	271	2	11	5	0	0	396	744
葛飾	1	198	17	263	22	20	7	0	1	421	950
江戸川	2	30	4	179	6	6	5	0	0	362	594
本部	2	133	13	52	0	7	11	0	1	178	397
分室	0	241	0	106	78	1	0	0	0	240	666
計	48	3,940	337	7,606	278	370	231	28	50	9,277	22,165

2)　本支部別窓口指導実績

支部名	窓　口　指　導　（文書・電話等によるものを含む）										
	経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	創　業	その他	計
千代田	20	487	21	1,803	14	14	39	1	113	967	3,479
中　央	4	608	41	1,888	25	11	2	1	31	1,478	4,089
港	6	1,123	20	2,474	116	83	68	0	106	1,308	5,304
新　宿	16	533	9	1,407	24	1	43	0	127	890	3,050
文　京	11	849	35	1,140	29	32	45	6	44	456	2,647
台　東	18	843	10	1,974	16	13	12	2	25	1,586	4,499
北	7	530	55	1,116	21	4	31	0	35	948	2,747
荒　川	4	557	3	1,165	52	5	5	0	58	1,095	2,944
品　川	0	985	25	1,457	30	4	3	0	53	916	3,473
目　黒	18	330	11	1,101	8	2	0	1	19	1,456	2,946
大　田	8	736	5	1,235	6	6	16	0	63	911	2,986
世田谷	6	1,144	229	1,561	33	67	46	19	220	1,115	4,440
渋　谷	24	932	10	1,980	40	24	57	1	148	1,569	4,785
中　野	2	995	15	1,606	28	12	4	0	141	1,243	4,046
杉　並	4	877	37	1,087	24	14	2	4	75	1,200	3,324
豊　島	1	446	18	1,539	34	85	97	4	78	1,702	4,004
板　橋	16	852	31	1,088	18	9	14	0	32	715	2,775
練　馬	6	991	39	1,571	55	23	16	1	71	518	3,291
江　東	0	399	28	1,081	23	7	49	1	76	912	2,576
墨　田	12	1,028	7	1,593	23	10	5	0	47	783	3,508
足　立	53	238	18	1,532	25	14	20	2	67	1,722	3,691
葛　飾	2	1,171	145	903	85	49	69	2	36	900	3,362
江戸川	4	197	3	2,319	50	8	238	1	92	2,549	5,461
本　部	109	2,422	25	748	13	19	151	2	252	1,606	5,347
分　室	2	80	1	120	167	3	0	0	9	258	640
計	353	19,353	841	35,488	959	519	1,032	48	2,018	28,803	89,414

②　講習会・講演会等の開催による指導

1)　講師謝金無料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中　央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新　宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文　京	0	0	2	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	50
台　東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒　川	0	0	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26
品　川	0	0	1	17	0	0	0	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	2	38
目　黒	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
大　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
渋　谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	1	11
中　野	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
杉　並	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊　島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板　橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
練　馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江　東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墨　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足　立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛　飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	150	5	150
江戸川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本　部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	3	67	4	60	0	0	1	21	0	0	0	0	1	11	5	150	14	309

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	0	0	3	67	4	60	0	0	1	21	0	0	0	0	1	11	0	150	9	309

2)　講師謝金有料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	18	374	0	0	1	7	0	0	2	47	1	30	1	31	1	10	24	499
中　央	0	0	17	335	3	110	0	0	1	54	3	97	0	0	0	0	0	0	24	596
港	0	0	20	412	0	0	1	11	2	43	3	66	0	0	0	0	2	31	28	563
新　宿	0	0	14	221	4	69	1	21	2	62	4	93	0	0	0	0	0	0	25	466
文　京	0	0	13	296	3	55	2	32	0	0	3	44	1	12	0	0	0	0	22	439
台　東	0	0	12	445	4	99	2	29	2	24	0	0	0	0	1	41	1	26	22	664
北	0	0	21	413	1	22	0	0	0	0	1	12	0	0	0	0	1	25	24	472
荒　川	0	0	23	790	1	15	0	0	0	0	2	71	0	0	0	0	0	0	26	876
品　川	0	0	20	342	2	28	1	10	2	30	1	29	0	0	0	0	0	0	26	439
目　黒	0	0	13	289	5	81	0	0	0	0	3	59	1	27	0	0	1	19	23	475
大　田	0	0	16	377	3	108	0	0	2	63	4	85	0	0	0	0	0	0	25	633
世田谷	0	0	16	217	2	37	1	7	4	84	1	10	0	0	0	0	0	0	24	355
渋　谷	0	0	11	152	2	20	2	33	0	0	5	63	1	20	1	11	0	0	22	299
中　野	1	4	12	160	0	0	0	0	0	0	3	23	0	0	0	0	7	69	23	256
杉　並	0	0	13	277	3	48	2	43	0	0	6	83	0	0	1	22	1	13	26	486
豊　島	1	16	13	278	3	65	3	37	2	39	0	0	2	38	0	0	3	94	27	567
板　橋	0	0	16	392	3	84	1	35	3	76	3	34	1	12	0	0	0	0	27	633
練　馬	0	0	9	158	2	65	1	19	1	19	6	162	0	0	0	0	1	38	20	461
江　東	0	0	20	266	3	45	1	11	1	17	1	9	0	0	0	0	1	15	27	363
墨　田	0	0	17	258	1	27	0	0	3	92	1	11	0	0	1	29	1	18	24	435
足　立	0	0	12	177	3	37	5	98	0	0	3	38	1	11	0	0	1	16	25	377
葛　飾	0	0	17	119	2	23	1	6	1	8	1	7	0	0	0	0	6	153	28	316
江戸川	0	0	14	332	2	48	2	31	0	0	3	49	2	59	0	0	0	0	23	519
本　部	0	0	3	94	0	0	0	0	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0	4	125
計	2	20	360	7,174	52	1,086	27	430	27	642	59	1,092	10	209	5	134	27	527	569	11,314

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	2	20	355	7,174	52	1,086	27	430	27	642	59	1,092	10	209	5	134	23	527	560	11,314

3)　講習会（本部実施分）

No.	開催日	講演講習会の内容（テーマ）	講師名		参加者数	対象者等
			職業	氏名		
1	１０月２６日	コロナ禍のリスクマネジメント	(株)東京商工リサーチ　東京支社　上席部長	菊野　秀一　氏	２７名	小規模事業者
2	１２月２７日	展示会出展で会社をブラッシュアップ	中小企業診断士	田中　研二　氏	３８名	小規模事業者
3	１月１２日	アフターコロナに向けて新たな商品・サービスを考える	中小企業診断士	中山　誠　氏	２９名	小規模事業者
4	１月１８日	個人事業主のための確定申告セミナー	税理士	矢田　勝久　氏	３１名	小規模事業者

4)　特別講演会

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
千代田	１０月　８日	中小企業・個人事業主の上手な補助金との向き合い方	中小企業診断士　西川　智哉　氏	５０名
中央	１１月１９日	Ｗｉｔｈコロナの時代に身につけたい　オンラインパフォーマンス力アップ術	Ｅ－ＣｏｍＷｏｒｋｓ(株)　代表取締役　山本　衣奈子　氏	１５名
	１月１７日	“ガリガリ君”の開発者が語るポストコロナ時代の強小カンパニーのつくりかた	赤城乳業(株)　元常務取締役開発本部長 M.ソリューション　代表　鈴木　政次　氏	３１名
港	９月２８日	内外経済情勢の見通し～ポストコロナで日本が進むべき道～	(株)三菱総合研究所　シンクタンク部門副部長　兼　政策・経済センター長　チーフエコノミスト　武田　洋子　氏	３８名
	２月２２日	２０２２年どうなる？内外情勢と日本経済の行方	双日総合研究所　チーフエコノミスト (株)溜池通信　代表取締役　吉崎　達彦　氏	２１名
新宿	１月２７日	アフターコロナ、ニューノーマル	ｉＵ（情報経営イノベーション専門職大学）学長　中村　伊知哉　氏	２３名
	２月　３日	２０２２年の内外情勢を読む	双日総合研究所　チーフエコノミスト　吉崎　達彦　氏	３３名
文京	６月２３日	中小企業向け新型コロナウイルス感染症ワクチン接種における対応実務	(株)日本産業医支援機構　統括執行役員　佐藤　典久　氏	６７名
	２月１７日	日本経済の課題と今後の展望	(一社)日本総合研究所　会長　寺島　実郎　氏	５７名
台東	１０月２６日	台湾有事の時代をどう生き抜くか―中国の台頭と日・米・豪・印連合―	外交ジャーナリスト・作家 元ＮＨＫワシントン支局長　手嶋　龍一　氏	４３名
	２月１８日	データ分析から始める観光戦略・コロナ後を見据えた台東区の観光施策について	(株)ドコモ・インサイトマーケティング　エリアマーケティング部　副部長　森　亮太　氏 台東区　観光課　係長	２６名
北	３月　１日	「ディズニー流感動を生む企画の秘密」の著者が語る　今だからこそ知りたい夢と魔法のマーケティング術とは	経営コンサルタント　大畠　崇央　氏	８名

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
荒川	2月22日	Ｓｏｕｐ　Ｓｔｏｃｋ　Ｔｏｋｙｏの創業者が語る～やりたいことをやるというビジネスモデル	(株)スマイルズ　社長　遠藤　正道　氏	５５名
	3月　3日	オンラインでも人間関係を深める「話す」「聴く」技術～変化するコミュニケーション形態にどう対応するか～	(株)スマイルアイズボイス　社長　倉島　麻帆　氏	６４名
品川	2月14日	２０２２年日本経済の見通し～アフターコロナを見据えて～	(株)第一生命経済研究所　経済調査部主席エコノミスト　永濱　利廣　氏	３７名
目黒	10月29日	ポストコロナの消費傾向について	(株)日本経済新聞社　編集局編集委員　田中　陽　氏	１９名
大田	10月12日	渋澤栄一の「論語と算盤」で未来を拓く　～ポスト・コロナの持続可能な社会と会社経営～	シブサワ・アンド・カンパニー(株)　代表取締役　渋澤　健　氏	７６名
渋谷	2月24日	知って防ごう！詐欺の手口の悪の囁き	ジャーナリスト・ルポライター　多田　文明　氏	２１名
豊島	2月25日	ウィズコロナ下の世界・日本経済の最新動向と今後の展望	法政大学院政策創造研究科　教授　真壁　昭夫　氏	３２名
練馬	9月24日	あなたの知らないネットの世界	(一社)日本刑事技術協会　理事　森　雅人　氏	４３名
	1月18日	ユーザー目線からの商品開発&創業　ママパパ参加型育児グッズができるまで	(株)ｃｈｉｂｉｔｏ　代表取締役　阿部　裕子　氏	３８名
江東	10月14日	中小企業のためのＳＤＧｓ経営	(株)横田アソシエイツ　代表取締役　横田　浩一　氏	３３名
墨田	3月　3日	ＧＡＦＡの決算書から読み解く米国経済の行方	(株)グローバルアップライズコンサルティング　代表取締役 マサチューセッツ州立大学ＭＢＡ講師　川崎　悟　氏	１６名
足立	2月　3日	コロナ社会と日本経済の行方	経済ジャーナリスト　作家　渋和　和宏　氏	４４名
江戸川	9月17日	「折れない心のつくり方」突然背負った４０億の借金を１６年で返済した経営者に学ぶ	(株)ユサワフードシステム　代表取締役　湯澤　剛　氏	３２名
	1月25日	ＩＴ・デジタル技術の最新動向	(株)野村総合研究所　研究理事　未来創発センター長　桑津　浩太郎　氏	２６名

③　窓口専門相談

(本支部別窓口専門相談)

本部・支部	税　務		法　律		金　融・その他		計	
	回　数	人　数	回　数	人　数	回　数	人　数	回　数	人　数
千　代　田	0	0	10	34	(39) 0	(55) 0	(39) 10	(55) 34
中　　央	17	35	22	45	(7) 0	(19) 0	(7) 39	(19) 80
港	15	28	11	21	(6) 0	(8) 0	(6) 26	(8) 49
新　　宿	17	27	32	91	(14) 0	(24) 0	(14) 49	(24) 118
文　　京	13	22	11	33	(17) 0	(43) 0	(17) 24	(43) 55
台　　東	15	46	11	28	(2) 9	(5) 13	(2) 35	(5) 87
北	22	36	22	34	0	0	44	(0) 70
荒　　川	8	9	12	12	(6) 1	(19) 4	(6) 21	(19) 25
品　　川	18	26	22	30	(9) 0	(20) 0	(9) 40	(20) 56
目　　黒	19	49	11	20	(9) 0	(9) 0	(9) 30	(9) 69
大　　田	36	75	47	45	(12) 0	(11) 0	(12) 83	(11) 120
世　田　谷	25	80	18	33	(19) 12	(24) 17	(19) 55	(24) 130
渋　　谷	50	99	50	128	(2) 0	(4) 0	(2) 100	(4) 227
中　　野	19	38	22	46	(13) 1	(18) 1	(13) 42	(18) 85
杉　　並	19	52	35	50	(3) 0	(12) 0	(3) 54	(12) 102
豊　　島	5	6	31	42	(4) 0	(16) 0	(4) 36	(16) 48
板　　橋	21	29	18	22	(1) 12	(0) 12	(1) 51	(0) 63
練　　馬	17	49	11	25	(2) 22	(5) 27	(2) 50	(5) 101
江　　東	12	40	12	23	(2) 12	(5) 21	(2) 36	(5) 84
墨　　田	19	42	11	28	17	10	47	80
足　　立	19	55	12	33	(17) 0	(25) 0	(17) 31	(25) 88
葛　　飾	21	47	11	9	(23) 10	(32) 6	(23) 42	(32) 62
江　戸　川	17	35	11	22	(24) 8	(44) 11	(24) 36	(44) 68
本　　部	37	150	0	0	(11) 58	(19) 185	(11) 95	(19) 335
計	(0) 461	(0) 1,075	(0) 453	(0) 854	(242) 162	(417) 307	(242) 1076	(417) 2236

(　) は専門相談員謝金無料分

④　金融指導

（支部別金融斡旋・貸付決定状況）

制度名 / 支部名	日本政策金融公庫A				金融 Aのうちマル経				その他の金融	
	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数
本　部	27	20	230,160	173,700	0	0	0	0	3	1
千代田	190	186	1,430,600	1,399,600	184	180	1,331,000	1,300,000	0	0
中　央	280	279	2,243,000	2,240,000	280	279	2,243,000	2,240,000	0	0
港	271	261	2,314,400	2,199,400	243	239	1,842,400	1,814,900	0	0
新　宿	150	149	1,049,300	1,028,300	145	145	969,300	964,300	0	0
文　京	93	91	744,350	732,300	89	89	666,300	666,300	0	0
台　東	205	205	1,592,900	1,589,900	196	196	1,378,700	1,378,700	0	0
北	137	135	783,500	773,500	134	134	768,500	768,500	0	0
荒　川	141	140	912,100	887,100	138	138	880,100	880,100	0	0
品　川	123	120	867,300	854,300	121	118	843,300	830,300	0	0
目　黒	122	118	815,400	785,900	121	117	785,400	755,900	0	0
大　田	143	137	706,400	680,600	143	137	706,400	680,600	0	0
世田谷	151	151	834,100	834,100	151	151	834,100	834,100	0	0
渋　谷	223	220	1,853,090	1,762,650	216	216	1,729,400	1,729,400	2	2
中　野	188	187	1,525,100	1,437,600	158	158	1,029,200	1,029,200	0	0
杉　並	121	120	720,300	710,300	120	119	672,300	662,300	0	0
豊　島	151	150	918,500	902,500	149	148	900,500	897,500	0	0
板　橋	178	173	1,179,700	1,150,900	178	173	1,179,700	1,150,900	0	0
練　馬	139	135	914,500	892,500	131	130	870,400	864,400	0	0
江　東	163	161	1,123,700	1,101,200	162	160	1,122,700	1,100,200	0	0
墨　田	217	211	1,822,350	1,672,350	188	187	1,327,700	1,324,700	0	0
足　立	177	177	1,147,700	1,147,700	177	177	1,147,700	1,147,700	0	0
葛　飾	57	56	346,500	341,500	56	56	341,500	341,500	0	0
江戸川	178	171	1,372,330	1,171,460	160	156	1,033,100	978,200	0	0
浅草分室	1	1	3,300	3,300	1	1	3,300	3,300	0	0
合　計	3,826	3,754	27,450,580	26,472,660	3,641	3,604	24,606,000	24,343,000	5	3

（単位：件、千円）

斡旋									
金融機関B		Bのうち都の中小企業制度融資				合計			
斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額
22,000	7,000	3	1	22,000	7,000	30	21	252,160	180,700
0	0	0	0	0	0	190	186	1,430,600	1,399,600
0	0	0	0	0	0	280	279	2,243,000	2,240,000
0	0	0	0	0	0	271	261	2,314,400	2,199,400
0	0	0	0	0	0	150	149	1,049,300	1,028,300
0	0	0	0	0	0	93	91	744,350	732,300
0	0	0	0	0	0	205	205	1,592,900	1,589,900
0	0	0	0	0	0	137	135	783,500	773,500
0	0	0	0	0	0	141	140	912,100	887,100
0	0	0	0	0	0	123	120	867,300	854,300
0	0	0	0	0	0	122	118	815,400	785,900
0	0	0	0	0	0	143	137	706,400	680,600
0	0	0	0	0	0	151	151	834,100	834,100
10,000	8,000	2	2	10,000	8,000	225	222	1,863,090	1,770,650
0	0	0	0	0	0	188	187	1,525,100	1,437,600
0	0	0	0	0	0	121	120	720,300	710,300
0	0	0	0	0	0	151	150	918,500	902,500
0	0	0	0	0	0	178	173	1,179,700	1,150,900
0	0	0	0	0	0	139	135	914,500	892,500
0	0	0	0	0	0	163	161	1,123,700	1,101,200
0	0	0	0	0	0	217	211	1,822,350	1,672,350
0	0	0	0	0	0	177	177	1,147,700	1,147,700
0	0	0	0	0	0	57	56	346,500	341,500
0	0	0	0	0	0	178	171	1,372,330	1,171,460
0	0	0	0	0	0	1	1	3,300	3,300
32,000	15,000	5	3	32,000	15,000	3,831	3,757	27,482,580	26,487,660

⑤　中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済（愛称：経営セーフティ共済）は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合、「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の１０倍に相当する額（最高８，０００万円）」のいずれか少ない額の貸付けが、「無担保・無保証人」「無利子」で受けられる制度。

２０２１年度の実績は、新規契約者数が２２１件、貸付請求が１件／４７５万円であった。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

支部名	加入	貸付	
	件数	件数	金額
千代田	10		
中央	6		
港	11		
新宿	8		
文京	9		
台東	3		
北	7		
荒川	0		
品川	6		
目黒	8		
大田	5		
世田谷	8		
渋谷	12		
中野	8		
杉並	5		
豊島	6		
板橋	4		
練馬	13		
江東	5		
墨田	13	1	475
足立	1		
葛飾	0		
江戸川	7		
分室	0		
本部	66		
合計	221	1	475

⑥　小規模企業共済制度

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が、事業を廃止した場合や役員を退任した場合等に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば経営者の退職金制度。

２０２１年度の実績は、新規契約件数が１０１件であった。

小規模企業共済加入状況

単位：件

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部別合計
千代田		1	1										2
中央	1												1
港							1				1		2
新宿													0
文京				1			2					1	4
台東													0
北						1	1						2
荒川													0
品川	3		2										5
目黒	1	2			1								4
大田			1		1								2
世田谷	1			1	1	1							4
渋谷		1			1		2	2					6
中野	3		2	1		1		1			1		9
杉並										1			1
豊島							1						1
板橋				1			2						3
練馬				1							1	2	4
江東	1												1
墨田				1			1						2
足立		1											1
葛飾													0
江戸川						1						2	3
分室													0
本部	3	7	5	2	2	5	8		6	1	2	3	44
月別合計	13	12	11	8	6	9	18	3	6	2	5	8	101

⑦　記帳指導（本支部別実績表）

支部名	記帳相談員数（名）	指導対象者数（対象）	記帳指導件数（件）		
			指導件数	非継続指導件数	合計指導件数
千代田	－	－	－	－	－
中央	－	－	－	－	－
港	1	31	44	0	44
新宿	－	－	－	－	－
文京	－	－	－	－	－
台東	－	－	－	－	－
北	－	－	－	－	－
荒川	－	－	－	－	－
品川	－	－	－	－	－
目黒	－	－	－	－	－
大田	－	－	－	－	－
世田谷	－	－	－	－	－
渋谷	－	－	－	－	－
中野	－	－	－	－	－
杉並	－	－	－	－	－
豊島	－	－	－	－	－
板橋	－	－	－	－	－
練馬	1	32	43	5	48
江東	－	－	－	－	－
墨田	－	－	－	－	－
足立	1	143	272	27	299
葛飾	－	－	－	－	－
江戸川	－	－	－	－	－
本部	4	422	891	3	894
計	7	628	1,250	35	1,285
一支部平均		89.7	178.6	5.0	183.6

⑧　専門経営指導

２０２１年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1)　専門指導センターの指導実績

業種別	巡回指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	3	0	0	0	0	0	0	3
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	1	0	0	0	0	0	1	2
卸売業	6	1	0	0	0	0	0	7
サービス業	25	2	0	0	0	3	6	36
その他	0	0	0	0	0	0	2	2
計	35	3	0	0	0	3	9	50

業種別	窓口指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	64	0	0	0	0	6	7	77
建設業	14	0	0	0	0	3	4	21
小売業	59	0	0	0	0	10	34	103
卸売業	123	1	0	0	0	39	6	169
サービス業	356	6	1	0	0	150	224	737
その他	288	13	0	21	1	479	344	1,146
計	904	20	1	21	1	687	619	2,253

⑨　経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）

1)　目　　的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大３回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

2)　事業の内容及び結果

a．エキスパートの登録

２０２２年３月３１日現在の登録エキスパートは３５１名

b．小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、ＩＴ活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

	２０２１年度
指導企業	２９０企業
指導日数	６４９日

⑩　施策普及広報活動

1)　金融ＰＲ活動

a.　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（５１，６６０部）を作成し、支部窓口、ＤＭ、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しＰＲを行った。

b.　マル経融資のＰＲハガキ（２０１，０４０部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付して、同融資制度の普及に努めた。

2)　パンフレット・チラシ類の作成

a.　経営改善普及事業総合ガイドブック（２５，９５０部）、窓口専門相談リーフレット（３１，４８０部）、支部独自の経営改善普及事業ＰＲチラシ、ハガキ（５０４，０６０部）を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。

3)　新聞・関連団体機関紙への広告掲載

a.　マル経融資・経営相談の全面広告を、東商新聞に３回掲載し、制度の普及を図った。

b.　各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、２３区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。

4)　大都市対策特別普及振興事業

a.　「中小企業 経営・融資相談会」の開催

小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相談会を９月～１１月にかけて各支部にて実施した（来場事業所数３３３社、相談件数３７２件）。なお、ＰＲとしてインターネットリスティング広告を約２か月間、バナー広告を１か月間行った。また、ＰＲ用のハガキ（６０，８００部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付した。

b.　東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施

東京都商工会議所連合会を構成する都内８会議所で実施している経営改善普及事業（内容：マル経融資・経営相談）について日本経済新聞（全５段広告×１回）に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くＰＲを行った。

c.　テレビによる啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン（ＭＸ－ＴＶ）で、経営改善普及事業の３０秒ＣＭ（内容：マル経融資・窓口専門相談のＰＲ）を計４回放送し施策普及を展開した。

⑪　地域持続化支援事業（活性化事業）　実施状況一覧

部　署	事業名
中　央	中央区老舗企業の経営・販売取組み事例発信事業
港	苦境をチャンスに@ＭＩＮＡＴＯ
文　京	文京区内医療機器産業企業・大学・病院の連携強化、オープンイノベーション推進
大　田	区内町工場等小規模事業者の人材採用支援
豊　島	創業@としま推進事業
葛　飾	大規模水災害を見据えた小規模事業者向けＢＣＰ策定支援事業
江戸川	江戸川　建設・運輸業人材強化事業
中小企業相談部	海外展開支援事業
中小企業相談部	創業支援プログラム
中小企業部	中小企業における新事業開発好事例発信事業
中小企業部	東京の地域特性を踏まえた小規模製造業の好事例発信事業

1)　【中央支部】中央区老舗企業の経営・販売取組み事例発信事業

a.　目的

新型コロナウイルスの影響により、多くの事業者が厳しい経営環境におかれ、新しい経営ノウハウの習得が必要な状況である。中央区老舗企業のこれまで経営苦難を乗り越えてきた経験と、コロナ禍での新たな販売取組み事例等を、動画・小冊子で紹介することにより、小規模事業者の経営改善に寄与する。また、老舗の想いや歴史等、永続企業に共通する魅力も動画・小冊子に盛り込み周知することにより、老舗企業の魅力を発信するとともに、一般消費者への消費喚起を促し中央区全体の地域活性化につなげる。

b.　事業概要

本事業では、中央区内の老舗企業へアンケートを送付し、取材先５社を選定した。取材先の店舗や事務所にてインタビューや動画撮影等を実施し、『社長インタビュー編』・『店舗編』の２種類を各社ごとに作成した。『社長インタビュー編』では、「これまでの経営危機」や「経営危機をどのように乗り越えてきたか」、「コロナ禍における新たな取り組み・販売方法」等を社長自らお話いただいた。『店舗編』では、インタビュアーが実際に店舗を訪れ、老舗企業に共通する「ひと」、「繋がり」、「想い」、「歴史」等の魅力を、販売商品とともに紹介している。単なる個社の紹介にとどまらず、中央区一帯の老舗企業の魅力発信・地域活性化に繋がるように内容を工夫し、一般消費者の関心や購買意欲を掻き立てる内容にまとめた。また、制作した動画を広く周知するため、動画の概要版として小冊子を作成し、区内小規模事業者に発送するとともに、区役所、観光協会、近隣のホテル等の関係団体にも周知いただき、中央区一帯の老舗企業の

魅力発信を広く行った。

c.　作成物

(a)　動　画：中央区老舗企業紹介『社長インタビュー編』＆『店舗編』

公 開 月　２０２２年２月

掲 載 先　東商中央支部ホームページ

(b)　小冊子：中央区老舗企業紹介～経営・販売取組み事例～

発 行 月　２０２２年２月

作成部数　８，０００部

配 布 先　区内小規模事業者、中央区や観光協等の関連団体等

そ の 他　東商中央支部ホームページからＰＤＦ版のダウンロードも可

2)　【港支部】苦境をチャンスに@ＭＩＮＡＴＯ

a.　目的

新型コロナウイルスの影響で多くの区内小規模事業者の経営状況が厳しい状況が続いており、地域経済も減速傾向である。本事業にて、区内事業者がコロナ禍の厳しい経済情勢の中、奮闘する姿を区内事業者を中心に紹介することで、地域経済全体の活性化に向けた意識の醸成を図る。

さらに、区内の課題や今後の展望などについて専門家の対談を事業者向け報告書に掲載することで、今後の新たな区内産業発展に繋げる。

b.　事業概要

これまで区内の特性を活かし事業を行ってきた事業者がコロナ禍の厳しい経済情勢の中、奮闘する姿を取材し動画としてまとめる。

また、動画の取材内容を基に専門家により、港区の立地メリットを活かした今後の産業発展について議論する対談を行い、その結果を動画の取材内容とともに報告書としてまとめる。

c.　事業

(a)　ワーキンググループ

９月　８日（６名）ワーキンググループ（第１回）

ⅰ．苦境をチャンスに@ＭＩＮＡＴＯ事業について

ⅱ．その他

１月２７日（６名）ワーキンググループ（第２回）

ⅰ．制作物について

ⅱ．その他

(b)　対談

１１月２９日（５名）対談

(c)　事業成果

作成物１　報告書「苦境をチャンスに@ＭＩＮＡＴＯ」

発行日　　２０２２年２月３日

作成部数　１，０００部

配布先　　港区、港区観光協会、港区小規模事業者等

作成物２　動画「苦境をチャンスに@ＭＩＮＡＴＯ」

公開日　　２０２２年２月３日

3)　【文京支部】文京区内医療機器産業企業・大学・病院の連携強化、オープンイノベーション推進

a.　目的

文京区には本郷地域を中心に古くから医療機器産業企業が集積している。わが国の医療機器産業政策では、経済産業省のもと最先端技術の開発・医工連携が進められている他、東京都においては、医工連携ＨＵＢ機構・医療機器産業参入促進助成事業により活性化が図られている。文京区においても、大田区との地域

連携による医工連携の推進や、区内企業の海外進出支援等を実施している。当支部には医療産業分科会があり、医療機器産業は多品種小ロットかつ商品のクラスによる商流も異なることから、ニーズ・シーズのマッチングが常に課題であると聞いている。また、大学・病院というニーズ源池に対して域内企業との交流が少ないことも課題になっている。

大学･病院側にとって地場の企業がどのような技術･商材（シーズ）を所持しているかを把握することは、オープンイノベーションに有効であり、地理的・心理的に距離の近い各ファクターの連携が活性化すれば、より付加価値の高い新商品・技術の開発等に期待できる。上記背景や課題を踏まえて、文京区内の医療機器産業企業の状況、大学・企業の連携好事例をとりまとめて発信することで域内医工連携活性化の端緒とすることを目的に当事業を実施する。

b.　事業概要

事業の推進にあたっては、有識者や区内事業者・関係者で構成するワーキンググループを組織する。
文京区内医療機器産業事業者のシーズ、大学・病院のニーズを把握すべく調査・取材を実施する。
調査・取材の成果を冊子・報告資料にまとめ企業・大学・病院等配付する他、区外地域や医工連携支援組織へのＰＲとして活用する。

c.　事業

(a)　ワーキンググループ

７月　１日（７名）第１回ワーキンググループ
ⅰ.冊子構成（案）について
ⅱ.調査票（案）について
ⅲ.取材項目（案）について

７月１４日（９名）第２回ワーキンググループ
ⅰ.冊子構成（案）について
ⅱ.調査票（案）について
ⅲ.取材項目（案）について

１１月　２日（９名）第３回ワーキンググループ
ⅰ.調査結果・取材状況について
ⅱ.報告書（案）について
ⅲ.冊子配付先（案）について
ⅳ.今後のスケジュールについて

１２月２１日（９名）第４回ワーキンググループ
ⅰ.報告書（最終案）について
ⅱ.冊子配付先・ＰＲについて

(b)　調査の実施

期　　間　２０２１年８月１０日（火）～９月１０日（金）
調査対象　文京区内医療機器産業企業３３０社
回 答 数　６０件（回答率１８．２％）
調査項目　新型コロナウイルス感染症の影響について、製品・技術開発について、医工連携・マッチングについて

(c)　事業成果

作 成 物　「医がむすぶ技術と知恵 文京 医工連携事例ＢＯＯＫ」
発 行 日　２０２２年２月１８日
作成部数　４，０００部
配 布 先　文京区内の医療機器産業企業・関連中小企業・大学・病院、医工連携に取り組む商工会議所（大阪・新潟・名古屋・姫路・浜松）、文京区連携自治体（大田区・川崎市・　東大阪市）、商工組合日本医療機器協会、（一社）日本医療機器工業会、（一社）日本医療機器販売業協会、東京都医工連携ＨＵＢ機構、（公財）東京都中小企業振興公社、（国研）日本医療研究開発機構、経済産業省関東経済産業局等

4)　【大田支部】区内町工場等小規模事業者の人材採用支援

a.　目的

町工場等中小企業が採用したい人材像や社員教育制度などについて、生徒や保護者・教員の立場として関心のるポイントを高校や専門学校に予めヒアリングする。それを元に、区内の生徒を採用する意欲のある町工場等中小企業の中から、取材先を発掘する。

b.　事業概要

大田区内の中小町工場等製造業を営む企業の事業内容、人材育成内容、求める人材等の生の声を冊子としてまとめ、生徒や保護者・教員へ配布して、大田区内中小町工場等の職場環境に対して前向きなイメージを理解してもらい、就職希望先として選択する動機を向上させることで、区内町工場等中小企業の地元の生徒の採用を支援する。

c.　事業

(a)　事前ヒアリング

学校２校、企業５社

(b)　事業成果

作 成 物　「手に職がつく、長く働ける、働くことが楽しくなる大田区ものづくり企業～老舗からベンチャーまで４５社～」

発 行 日　２０２２年3月１５日

作成部数　３，０００部

配 布 先　都立六郷工科高校、大森学園高校、東京実業高校、日本工学院専門学校、都立産業技術高等専門学校、その他の区内高校、ハローワーク大森、蒲田ワークプラザ等１７か所

5)　【豊島支部】創業@としま推進事業

a.　目的

豊島区内での創業を促進・支援するため、ビジネスプランを募集し、審査・表彰・紹介を通して、プランの実現および地域企業とのネットワーク形成を推進する。また、若年世代に起業への理解及び興味関心を育成するための機会を提供し、起業精神の醸成および地域経済の更なる発展につなげることを目指す。

b.　事業概要

(a)　「としまイノベーションプランコンテスト」を開催。創業希望者及び創業後間もない事業者を対象とした「ニュービジネスプラン部門」と、大学・高校・専門学校で学ぶ学生等を対象とした「ドリームビジネス部門」のプランを募集し、審査および表彰者の選定を行った。

(b)　区内の大学生を対象に、若手起業経営者より、起業のきっかけやビジネスの課題選定、ビジネスプランの構築や実現するまでの経験について、ファシリテーターを交えたパネルディスカッションを行った。

(c)　としまイノベーションプランコンテストの表彰式を開催し、受賞者のビジネスプランやインタビュー動画制作を行った。受賞者の紹介およびＳＮＳと連携活用した情報発信を実施することにより、区内での知名度向上を図り、地域ネットワークとの連携および幅広い周知活動を図った。

c.　事業

(a)　としまイノベーションプランコンテスト

募集期間　7月１日～9月３０日

応募件数　ニュービジネスプラン部門　１０件

・テレワーク型プラン部門　１件

書類審査　１０月１８日～１１月２５日

最終審査　１２月２７日

審査結果　ニュービジネスプラン部門

・グランプリ　株式会社プログラぶっく
・審査委員会奨励賞　カフェ塾テラコヤ
ドリームビジネスプラン部門
・豊島支部事務局奨励賞　大正大学　渥美結斗氏

(b)　パネルディスカッション（オンライン開催）
１１月２６日　（２０名）　『私が「起業」を通して成し遂げたいこと』
(特)としまＮＰＯ推進協議会　代表理事　柳　田　好　史　氏
１１－１Ｓｔｕｄｉｏ　代表　砂　越　陽　介　氏
㈱Ｍｅｔａ　Ａｎｃｈｏｒ　社長　山　田　邦　生　氏

(c)　表彰式
３月　１日　（１３名）　豊島支部会長、審査委員、２０２１年度コンテスト応募者の参加による表彰式の開催

(d)　としまイノベーションプランコンテスト受賞事業者の動画制作および事業のＰＲ周知
受賞者の事業プランやインタビュー動画を制作し、ＳＮＳや区内メディアとの連携活用による情報発信を行った。

6)　【葛飾支部】大規模水災害を見据えた小規模事業者向けＢＣＰ策定支援事業

a.　目的

近年、大型台風の接近やゲリラ豪雨などの気候変動の進展に伴い、これまでの常識を超えた水災害が多発する新たなステージに入っている。葛飾区は、荒川、中川、江戸川といった大きな河川に囲まれており、区の半分近くが東京湾の海面より低いゼロメートル地帯である。また、葛飾区は、都区部で３番目に工場数が多く、水災害で被害に遭うと事業継続が難しくなる地域特性がある。

そのため、区内小規模事業者が水災害に直面した際に、事業継続するために、ＢＣＰ策定に取り組むための契機とする。

b.　事業概要

(a)　ＢＣＰの知識が不足している小規模事業者が､必要な知識を習得してＢＣＰを策定するための初めの一歩となるような、わかりやすくＢＣＰ概要・策定に取り組むための方法や手順を記載するとともに、海抜ゼロメートル地帯・都区部で３番目に工場数が多い等の葛飾区の地域特性を踏まえた冊子「小さな会社・事業者のための葛飾区風水害ＢＣＰワークブック」（Ａ４サイズ・２４ページ）を４，０００部作成し、区内小規模事業者、葛飾区、東商葛飾支部役員・評議員等に配布した。

(b)　冊子「小さな会社・事業者のための葛飾区風水害ＢＣＰワークブック」の作成をもとに、冊子の活用方法のほか、ワークなども取り入れた、小規模事業者がＢＣＰの概要の理解を進めるための契機となるセミナーを開催した。

c.　事業

(a)　ワーキンググループの実施

ＢＣＰ策定の専門家である中小企業診断士を座長に迎え、葛飾区、葛飾区内小規模事業者に委員として参画していただき、葛飾区の地域特性を踏まえ、ＢＣＰ策定に着手する際のハードルを低くして対応が可能となるよう、ワーキンググループの開催を通じて幅広いカテゴリーやジャンルの方の意見を集約して冊子へ反映した。

８月　３日（５名）第１回ワーキング
a.「大規模水災害を見据えた小規模事業者向けＢＣＰ策定支援事業」について
b.今後のスケジュールについて
c.成果物（冊子）の骨子について

１０月２０日（５名）第２回ワーキング
a.成果物（冊子）の進捗状況について
b.成果物（冊子）のデザインとレイアウトについて

１２月２１日（５名）第３回ワーキング

a. 成果物（冊子）の最終検討について
b. 今後のスケジュールについて

(b)　冊子「小さな会社・事業者のための葛飾区風水害ＢＣＰワークブック」の作成（Ａ４版　全２４ページ）

＜発行日＞　　２０２２年１月
＜発行部数＞　４，０００部
＜配布先＞　　葛飾区小規模事業者、葛飾区及び関連団体、東商葛飾支部役員・評議員　等

(C)　セミナー

２月１８日（７名）※オンライン開催
講習会「ワークブックで学ぶ！葛飾区風水害対策ＢＣＰセミナー」
知的資産経営研究所　代表・中小企業診断士　　長　島　孝　善　氏

7)　【江戸川支部】江戸川　建設・運輸業人材強化事業

a.　目的

建設・運輸業は江戸川区を代表する地場産業であるが、コロナ禍においても人手不足が続いている。また、同業界は小規模・零細企業が多く、企業体力が弱いため、通常の人材の確保に加えて、優秀な人材を採用して企業体質を強化する必要がある。その一方で、コロナ不況により若手～中高年まで比較的レベルの高い人材が労働市場に供給され始めており、採用という点では大きなチャンスとなっている。
よって、人材確保・強化の両面のノウハウを解説したハンドブックを作成・配布することで両事業の振興、ひいては地域振興につなげる。

b.　事業概要

・ワーキンググループでの小冊子の構成や配布計画等に関する協議
・小冊子の作成
・小冊子解説セミナーの実施

c.　事業

(a)　江戸川　建設・運輸業人材強化事業ワーキンググループ

５月２６日　（１８名）　①江戸川 建設・運輸業人材強化事業の目的・スケジュール案について
②人材強化ハンドブックの骨子について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためハイブリッド形式で開催

８月２６日　（１９名）　①人材強化ハンドブック 原稿素案について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためハイブリッド形式で開催

１０月２８日　（１７名）　①江人材強化ハンドブック（案）について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためハイブリッド形式で開催

(b)　小冊子「江戸川　建設・運輸業人材強化ハンドブック」の作成

＜体裁＞
Ａ４版　全８０ページ
＜作成部数＞
３，０００部
＜配布先＞
区内の建設業・運輸業の中小・小規模事業者、および区役所等行政関連団体、江戸川建設業協会、東京都トラック協会江戸川支部等業界関連団体
＜その他＞
ホームページからのＰＤＦ版ダウンロードも可

(c)　小冊子解説セミナー

２月１８日　（２１名）　採用力強化セミナー～採用がうまくいく求人票の書き方～
㈱求人　代表取締役・求人コンサルタント　　石　塚　　毅　氏
※江戸川区との共催、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

8)　【中小企業相談部】海外展開支援事業

a.　目的

海外ビジネスの経験が浅い中小・小規模事業者を対象に、海外展開相談に対応するとともに、海外ビジネスセミナーや実践型ゼミナールを通じて、海外ビジネスのノウハウ提供や人材育成を支援する。また、企業が抱える個別具体的な課題に対しては、専門家派遣等の実地指導により問題解決に寄与する。

b.　事業概要

都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、３８４社／６４４件の経営相談に対応した。

新型コロナウイルスにより海外渡航が制約される中、海外市場動向や輸出手続きなど国内での準備に役立つテーマを選定して講習会を開催するとともに､海外販路開拓手法など実践的なゼミナールを開催した。また、各国法令・規制対応など個別具体的かつ専門的な相談には専門家派遣による課題解決を図った。

各海外展開支援機関との定期的な連絡会を通じて、中小・小規模事業者向け海外展開の状況の共有や施策の情報交換を実施した。

c.　事業

(a)　海外ビジネスセミナー・ゼミナール

９月２８日　（６３名）海外向けオンライン販売（越境ＥＣ）でのプラットフォーム活用法

ジェイグラブ㈱　代表取締役　　山　田　彰　彦　氏

㈱コンパスポイント　代表取締役　　岡　田　　昇　氏

Ｓｈｏｐｉｆｙ　Ｊａｐａｎ（株）

コミュニティー&パートナーマーケティング

石　田　浩　平　氏

１１月２４日　（１６１名）発行間近！！ＲＣＥＰ協定活用ウェビナー

ＴＳストラテジー（株）　代表取締役　　藤　森　陽　子　氏

１１月２９日・１２月６日・１２月１３日・１月１７日・１月２４日（延べ５９名）

「海外展開スタートアップゼミナール」

第１回「海外ビジネスの心構えと事前準備」

第２回「海外展開事業計画の作り方（１）／自己分析と海外展開戦略」

第３回「海外展開事業計画の作り方（２）／展開国の市場・競合分析」

第４回「海外展開事業計画の作り方（３）／顧客アプローチの実践」

第５回「各社の事業計画のプレゼンテーション」

㈱ＩＡＣ　代表取締役・中小企業診断士　　秋　島　一　雄　氏

㈱ＥＸＰＬＯＤＩＡ　代表取締役・中小企業診断士　　洞　口　智　行　氏

コンサルティングオフィスＭＩＧＡ・中小企業診断士　　井　村　正　規　氏

２月１４日（６１名）知って得する！貿易トラブル対応セミナー

弁護士　　土　森　俊　秀　氏

(b)　専門家派遣

６社　延べ２１回派遣

9)　【中小企業相談部】創業支援プログラム

a.　目的

独立・開業等を志す企業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

b.　事業概要

自ら事業を起こそうとする志がある方に対して､セミナーや連続講習会､媒体作成による情報提供など、一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

c.　事業

(a) ＜東商・創業ゼミナール　６５期＞（全７回）

１０月５日、１２日、１９日、２６日、１１月２日、９日（１９名）

講　師　　四ツ柳　茂　樹　氏

＜東商・創業ゼミナール　６６期＞（全７回）

１月２７日、２月３日、１０日、１７日、２４日、３月３日、８日（２０名）

講　師　　坂　本　篤　彦　氏

(b) ＜ＴＯＫＹＯ創業応援ＤＡＹＳ＞

１１月２０日（５９名）

「ビジネスプラン作成のコツ！～わくわくする事業計画づくり～」

株式会社タスクールＰｌｕｓ　　代表取締役　　渡　邉　智　浩　氏

売上を、減らそう。～飲食店常識を覆す新しいビジネスモデルに学ぶ～

株式会社ｍｉｎｉｔｔｓ　　代表取締役社長　　中　村　朱　美　氏

１１月２７日（４１名）

「創業に必要な税務会計の知識」

税理士　　湊　　義　和　氏

(c)＜創業セミナー＞

７月１４日（２９名）　「集客につながるＷＥＢ・ＥＣ・ＳＮＳ活用」

ＢＴＩコンサルティング事務所　代表　　西　川　智　哉　氏

７月１６日（２９名）　「創業後３年未満の事業者向け

～知っている人だけが得をする補助金・助成金獲得のコツ」

クルーズコンサルティング　代表　　高　本　奈緒美　氏

１２月１６日（３２名）　「今日から役に立つ！営業力ＵＰセミナー」

水口中小企業診断士行政書士事務所　代表　　水　口　　健　　氏

(d)＜小冊子発行＞

創業に必要な基礎知識や公的支援の最新情報の他、既に創業している事例を掲載した冊子を作成。

「開業ガイドブック（２０２１年度版)」　　作成部数　４，５００部

(e)＜創業関係動画＞

創業相談で頻出するテーマについて、短編動画を作成して情報提供を行うもの。

構想編「事業計画書の作成、資金調達の方法、営業方針の作成」

中小企業診断士　　洞　口　智　行　氏

手続き編「開業の携帯、開業の手続き」

中小企業診断士・税理士　　平　川　雄　二　氏

特別編「公的支援施策の活用」

東京商工会議所　　越　川　翔　太　氏

10)　【中小企業部】中小企業における新事業開発好事例発信事業

a.　目的

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、わが国経済や、中小企業・小規模事業者の経営環境に甚大な影響が及んでいる。コロナ禍が長期化する中で、社会全体の行動変容や、ビジネス環境の急速な変化が生じ、多くの企業で変化に対応したイノベーション創出、新事業開発の重要性が高まっている。

本ワーキンググループでは、中小企業・小規模事業者が新事業開発に取り組む上での課題を、取り組みのステージごとに分析し、取り組むべきポイントを整理するとともに、実際に新事業開発により成果創出を実現した好事例を収集する。取り組みのポイントや好事例の展開を通じて、中小企業・小規模事業者における意識醸成、ならびに成果創出に結びつける。

b.　事業概要

・ワーキンググループを通じた掲載内容、事例企業の検討
・事例集、ウェブページ制作

c.　事業

(a)　ワーキンググループの実施

７月２１日（１０名）　ワーキンググループ設置について
「新事業展開事例集・ＨＰ」の構成ならびに事例企業案について
１１月　１日（１０名）　「中小企業のイノベーション創出事例集・ホームページ」について
事例集執筆のご依頼について
１２月２０日（１０名）　「中小企業のイノベーション創出事例集・ホームページ」について
「東商イノベーションフォーラム」開催概要案について
今後のスケジュールについて

(b)　「中小企業のイノベーション創出事例集」発行

作 成 物　中小企業のイノベーション創出事例集
発 行 月　２月
作成部数　１，０００部
配 布 先　東京２３区内事業者、地域金融機関、中小企業支援機関等

(c)　「中小企業のためのイノベーションポータル」公開

事例集に掲載された７社の事例記事のほか、イノベーション創出に向けた各種支援事業などを掲載した「中小企業のためのイノベーションポータル」を、事例集の発行とあわせて２月２２日にプレスリリースのうえ、公開。

(d)　オンラインイベント開催

３月２３日　（１２６名）「東商イノベーションフォーラム」

基調講演　「～環境変化をチャンスに変える～　中小企業に求められるイノベーションとは」
法政大学大学院　教授・一橋大学　名誉教授　米　倉　誠一郎　氏

経営者講演　「～日本製ビーチサンダル専門店による挑戦～
環境ビジネスと海外製品に打ち勝つブランディング戦略」
㈱ＴＳＵＫＵＭＯ　代表取締役　中　島　広　行　氏

経営者対談　「～敢えて小規模という選択、危機を乗り越えるための企業戦略～
既存技術を活かした新製品開発とＡＩを活用したデジタル分野への進出」
㈱田代合金所　代表取締役　田　邊　豊　博　氏
（進行）㈱西北社　代表取締役　塚　井　太　郎　氏

11)　【中小企業部】東京の地域特性を踏まえた小規模製造業の好事例発信事業

a.　目的

新型コロナウイルス感染症の影響が事業者にも急速に拡大し、都内製造業においても受注の減少など深刻な影響が生じている。顧客への訪問が困難になったことに加え、各種展示会も中止になるなど、既存・新規問わず、顧客と接点を持つことが難しくなり、受注環境が悪化している。

一方で、新規顧客開拓や新分野への進出に際し、デジタルツールを有効に活用することで成果を創出している中小企業も出てきている。デジタルツールは企業規模に関係なく活用できることから、取り組みを好事例として取りまとめ広く周知することで、都内ものづくり産業の生産性向上や経営改善に貢献する。

b.　事業概要

専門家ワーキンググループを設置のうえ、効果的にデジタルツールを活用している企業を取材し、「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）」へ事例１０社（累計４０社掲載）を追加するとともに、サイトのリニューアルを行い、トップページに各企業経営者の写真とともに、簡単な取り組み紹介文を掲載するなど、サイトのデザイン性・閲覧性の向上を図ったほか、各種条件を選択することで事例の絞り込みができるよう検索機能を追加した。また、「スマートものづくり実践事例集」追加企業を広く周知するため、経営者を対象としたセミナーを開催した。

c.　事業

(a)「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」への事例追加（２０２２年2月２４日）

今まで掲載していた３０社に加え、自社製品の開発をＳＮＳなどの活用により積極的に発信した事例や、低迷した業績からインターネット販売で起死回生を図った事例など、コロナ禍で落ち込む受注に対応すべく、営業力強化に取り組んだ１０社（累計４０社掲載）を新たに追加した。

また、経営者の写真と取組紹介文を一覧で紹介する等、ページのデザイン性・閲覧性を向上させたほか、「業務・場面」、「従業員規模」、「解決した課題・達成した目標」、「解決に向け導入・活用したもの」の４つの検索条件を設定し、事業者の課題に沿った事例を絞り込みができるよう検索機能を追加し、サイトのリニューアルを図った。

(b) オンラインセミナー

３月１６日（３１名）　「コロナ禍でも業績を伸ばしている
デジタルツールを活用したものづくり企業の好事例紹介」
ウイングアーク１ｓｔ㈱マーケティング本部ＵＰＤＡＴＥＲｅｐｏｒｔ調査室
主席研究員　大　川　真　史　氏
㈱石井精工　取締役　石　井　洋　平　氏
㈱ヨシズミプレス　専務取締役　吉　住　　研　氏

(c) 専門家ワーキンググループ

第１回　７月１９日（９名）
ⅰ.委員自己紹介
ⅱ.スマートものづくりサイト改訂について
ⅲ.事例取材候補企業について
ⅳ.意見交換
ⅴ.その他

第２回　１月２６日（９名）
ⅰ.「スマートものづくり実践事例集」について
ⅱ.新製品開発を目的としたゼミナール事業について
ⅲ.その他

⑫　地域持続化支援事業（拠点事業）

1)　概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の４支部内に「ビジネスサポートデスク」を２０１５年４月に設置した。

この「ビジネスサポートデスク」において、東京都の補助事業「地域持続化支援事業（拠点事業)」を実施し、支部経営指導員と連携しながら、事業承継、創業を中心に事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援を推進した。今年度もコロナ禍においても事業者に寄り添った相談体制を維持するため、Ｚｏｏｍを活用したオンラインでの相談を継続して実施した。

2)　相談実績

ビジネスサポートデスク

	窓口		巡回		窓口専門相談		派遣専門家	
	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数
東京東	372	888	269	616	79	130	124	562
東京西	667	1330	220	337	241	354	116	437
東京南	736	1504	202	358	104	120	96	498
東京北	263	517	374	885	209	402	120	644
合　計	2,038	4,239	1,065	2,196	633	1,006	456	2,141

3)ビジネスサポートデスク（東京東）

ビジネスサポートデスク（東京東）では、城東エリアの５区の小規模事業者や中小企業を対象に、コーディネーターの訪問を基本としたヒアリングによる各社の経営課題の整理を支援のスタートとして行っている。顕在化した課題解決に取り組む中で、収益力向上を目的とした事業改善・補助金活用・経営革新計画等の事業計画策定・社内規定整備を支援するため、中小企業診断士・公認会計士・税理士・社会保険労務士など各専門分野に精通した専門家を派遣し支援する複眼的経営支援を重視している。

特に本年は新型コロナウィルスの影響が長期化する中で、タブレットを使った非対面によるリモート面談を推進し、小規模事業者・中小企業の事業継続に資する支援を行った。具体的には、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業の立て直しや転換、販路拡大、生産性向上や事業承継などの経営課題解決をテーマとした事業計画の策定支援を実施した。

あわせて、当拠点でテーマに据え、推進している「事業承継」については「社長６０歳『企業健康診断』」を引き続き実施。金融機関からの協力も得ながら、事業承継への「気づき」の醸成、自社の経営状態の見える化を行い、小規模事業者・中小企業の事業承継を後押しした。

a.　事業承継支援

早期に事業承継を促すための「気づき」を与えるとともに、承継対策の実行支援までを一貫してきめ細かくサポートしている。２０１６年度に開始し、２０１８年度からエリア全域で展開した「社長６０歳『企業健康診断』」は、本年度も継続して実施した。

＜診断実施件数＞１４社

b.　後継者勉強会・交流会

１月１４日　（７名）　新規事業計画策定＆補助金活用
中小企業診断士　　中　村　　稔　氏

１月２８日　（４名）　デジタルでお客様を集めるには　※オンライン開催
中小企業診断士　　村　上　知　也　氏

２月　８日　（２名）　コロナ環境下で打ち勝つ！資金繰りの方法と留意点
※オンライン開催
公認会計士　　吉　岡　博　樹　氏

２月２８日　（５名）　予算実績管理の進め方　※オンライン開催
中小企業診断士　　木　村　洋　一　氏

C.　出張相談会

２月２２日　（４社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）
３月　８日　（５社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）

4)　ビジネスサポートデスク（東京西）

主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を中心に、事業所への巡回や窓口、Ｗｅｂ会議ツール「Ｚｏｏｍ」を活用したオンラインでの相談対応、専門家派遣により、「事業承継」や「販促・プロモーション強化」、「事業計画策定」などの課題解決に係る支援を行った。城西ブロックの各支部、地域金融機関、行政などと連携・協力し、認知度向上・相談ニーズの掘り起こしを図った。コロナ禍の影響を受け、新たなビジネスモデルを模索する小規模事業者等からの相談が非常に多く寄せられ、延相談回数は対前年比１２３．９％となった。

メインテーマである事業承継支援に関しては、コロナ禍のため、本業の改善が最優先になるなか、従前から継続支援をしている企業でも進捗が停滞するケースが見られたが、事業承継税制の特例制度の活用をはじめとする「資産」に関する承継、経営ノウハウ等の無形の資産に関する承継、次代の経営基盤づくりなどステージに応じた個別相談・支援に注力した。

a.事業承継診断事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展する中、次世代への円滑な事業承継を実現するために、城西ブロックの支部と地域金融機関の連携・協力の下、「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　２件

(a) 事業承継支援コンソーシアム

会議等の開催なし

＜構成金融機関＞

西京信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、東京信用金庫、東京三協信用金庫、第一勧業信用組合、日本政策金融公庫（新宿支店、渋谷支店、池袋支店）

b.セミナー（後継者育成事業）

事業承継の取組促進、事業承継税制の特例制度の普及のほか、後継者へ引継ぎ後をにらみ、現下の経営環境に対応するビジネスモデル構築・見直しに資するセミナーをいずれもオンラインで開催した。参加者の個別具体的な課題に関しては、必要に応じて個別相談によりフォローを行った。

７月　８日　（２６名）　新規事業計画作成のコツ・ポイントセミナー　※オンライン開催
中小企業診断士　加　藤　　直　氏

７月１５日　（２５名）　売上アップのための自社の魅力伝え方セミナー　※オンライン開催
㈱大谷秀樹事務所　代表取締役　中小企業診断士　大　谷　秀　樹　氏

７月２０日　（　８名）　資産承継対策のポイント解説セミナー　※オンライン開催
税理士法人タクトコンサルティング　税理士　川　嶋　克　彦　氏

１１月　９日　（３６名）　決算書の数値の意味がよくわかる！　財務諸表分析セミナー
※オンライン開催
渡邉一成税理士事務所　所長　税理士　渡　邉　一　成　氏

１１月１７日　（２２名）　新規事業計画作成のポイントセミナー　※オンライン開催
㈱コムラッドファームジャパン　代表取締役　中小企業診断士　平　阪　靖　規　氏

１１月２４日　（１７名）　業績改善に役立つ　経営者・後継者の心構えセミナー　※オンライン開催
オールスターズフードサービス㈱　代表取締役　桑　原　　豊　氏

１２月　３日　（１９名）　魅力や価値を伝え、お客様に選ばれるためのブランディングセミナー
※オンライン開催
中小企業診断士　水　上　洋　介　氏

１２月１０日　（１８名）　働きやすく、働きがいのある職場の仕組み作りセミナー　※オンライン開催
社会保険労務士・中小企業診断士　谷　　進　二　氏

c.出張相談会

１１月１８日　（　４社）　日本政策金融公庫　新宿支店　国民生活事業　出張相談会
１１月２９日　（　４社）　日本政策金融公庫　新宿支店　国民生活事業　出張相談会
１２月２２日　（　４社）　日本政策金融公庫　渋谷支店　国民生活事業　出張相談会
１２月２３日　（　６社）　日本政策金融公庫　渋谷支店　国民生活事業　出張相談会
１月２５日　（　４社）　日本政策金融公庫　新宿支店　国民生活事業　出張相談会
１月２７日　（　３社）　日本政策金融公庫　新宿支店　国民生活事業　出張相談会

5)　ビジネスサポートデスク（東京南）

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の小規模事業者や中小企業を対象として、８名の専門家コーディネータが丁寧なヒアリングにより多様化・専門化する経営課題を整理。個社の課題に応じて専門家派遣による個別指導のほか、窓口専門相談による指導を実施した。

特に事業承継については、事業承継対策委員会や城南ブロック各支部、地域金融機関と連携して潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進めると同時に、円滑な事業承継を促進するため、次世代を担う後継者育成を目的としたセミナーを開催。また、事業承継税制改正や特例承継計画といった事業承継における重要事項についての情報提供を推進するなど、事業者の事業承継に向けての意識醸成に努めた。

また、コロナ禍において事業維持・継続のため、事業再構築補助金をはじめとする各種支援施策の活用等

により事業転換・再構築を進める相談が増加したことに鑑み、支部・金融機関と連携し会員企業を中心に小規模事業者、中小企業、中堅企業まで支援を展開した。なお、感染拡大防止のため、ウェブを通じた非対面・非接触での相談対応を積極的に取り入れ、総支援件数は設立以来最大となった。

a. 事業承継支援

城南ブロック各支部、地域金融機関との連携・協力の下、事業承継に向けた対策が必要であることの「気付き」の提供、事業承継に向けた事業の磨き上げ、事業承継計画策定等、個別企業の具体的な事業承継支援を推進。「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　６件

b. 後継者育成事業

後継者のための事業承継セミナー

（共催：事業承継対策委員会、千代田支部・中央支部・港支部・品川支部・目黒支部・大田支部）

７月２９日　（２０名）　創業後の安定した経営を目指す！ おカネにまつわる創業セミナー
中小企業診断士　石　井　律　子　氏

１０月　６日　（１７名）　事業承継時に再確認！ 経営者保証に関するガイドライン解説セミナー
弁護士　大　西　雄　太　氏

１２月１７日　（１０名）　承継後、廃業の経験者が語る！
いざという時、起こること＆ もしもを起こさない社長の仕事
インサイトアップ株式会社　代表取締役　藤　田　雅　三　氏

c. 中堅・中小企業への支援

規模超企業　（７３社）　うち本部議員、支部役員評議員、青年部企業１５社

d. 支部との連携相談会

６月　３日　（　８社）　中央支部　融資・経営なんでも相談会
１０月２１日　（１０社）　中央支部　よろず経営相談会
１１月　４日　（　７社）　品川支部　融資・経営相談会

e. 出張相談会

１１月１０日　（　６社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 東京支店）

6)　ビジネスサポートデスク（東京北）

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を対象に、複雑かつ多様化する経営課題の解決に向けた支援を行った。具体的には事業承継をはじめ、早期の改善へ向けた事業計画策定や販売促進、組織強化など、厳しい状況を乗り越えるために必要な取り組みに対し、８名の専門家コーディネーターが課題の把握・整理を行い、内容に応じて専門家派遣や窓口専門相談などに繋ぐことで最適な支援を行った。加えてＷｅｂ相談のしくみを活用したリモート支援を積極的に推進した結果、接触感染防止に配慮しながらも昨年度実績を上回る支援を展開した。

事業推進にあたっては、城北ブロックの地域金融機関や各支部の経営指導員等と連携しながら、支援先の掘り起こしとフォローをすすめた。とりわけ本年は専門家コーディネーターによるオンラインセミナーを東京北として初めて実施し、相談ニーズの掘り起こしを図った。

また重点テーマである事業承継支援については、引き続き「社長６０歳・企業健康診断」を実施することで、事業承継対策への気づきの提供、承継前の経営の磨き上げ、さらには承継後の社内体制強化等のテーマに注力した。併せて、初めて事業承継個別相談会を実施した他、毎年恒例の城北ブロック６支部共催「次世代リーダーミーティング」をオンライン配信により開催し、引き続き若手後継者育成を目的とした事業承継・事業継続の啓発に努めた。

a. 事業承継支援

中小企業経営者の高齢化が進む中、早期に円滑な事業承継を実現するために、城北ブロックの地域金融機関や中小企業支援機関などと連携を図りながら、「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　１２社

b. 後継者育成事業

１１月１７日　（２７名）　財務諸表の読み方、活かし方、資金繰り　※オンライン開催
中小企業診断士　新　木　啓　弘　氏

１２月１日　（６０名）　次世代リーダーミーティング２０２１（Ｙｏｕｔｕｂｅ配信）
～１月３１日　「苦境を乗り越えるリーダーシップ」
～家事代行サービスのパイオニアが成功までの軌跡を語る～
株式会社ベアーズ　副社長　髙　橋　ゆ　き　氏
（共催：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立支部）

１２月１０日　（１５名）　中小企業のためのＤＸ入門　※オンライン開催
中小企業診断士　西　川　智　哉　氏

２月１５日　（１９名）　ＩＴを活用して根拠のある事業計画を作ろう！　※オンライン開催
中小企業診断士　山　岸　智　也　氏

２月２４日　（２５名）　スモールビジネスはＹｏｕＴｕｂｅ活用でコロナ禍を乗り越えろ！！
※オンライン開催
中小企業診断士　酒　井　勇　貴　氏

c. 出張相談会

６月　４日　（　５社）　個別相談会（共催：全東栄信用組合舎人支店）
７月１３日　（　７社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫東京支店）
１０月２７日　（１１社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫池袋支店）
１２月　７日　（　５社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫板橋支店）
２月　３日　（　９社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫池袋支店）
２月２２日　（　４社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）
３月　８日　（　５社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫上野支店）

d. 事業承継個別相談会

９月７日、９日、１４日、１６日　（　４社）
２月１０日　（　３社）

⑬　倒産防止特別相談事業

1)　経営安定特別相談室では、商工調停士はじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。

５９社、６０回の指導を実施した。

a.　事業の整理、破産、廃業となったもの　　７１．２％

b.　倒産を回避して経営改善等を行ったもの　２８．８％

2)　今年度も、昨年度同様に新型コロナウィルス拡大に伴う持続化等給付金支給や実質無利子の融資実行が積極的に行われたことから、全国的にも資金繰りに窮する倒産・廃業等件数が大幅に減少し、経営安定特別相談室への相談自体も大幅な減少状態が続いた。しかし、相談件数は減少したものの、その内容はそれでも資金繰りに詰まった相談が多く、破産・廃業が７割を超える結果となった。そして、その主要因は、人

の動きが止まったことによる受注減少が圧倒的に多かった。

3)　経営安定のための講習会を１回Ｚｏｏｍ（オンライン）で開催し、専門家による情報提供を行った。

4)　相談社数

①　相談受付件数	５９社
②　指導処理終結	５９社

5)　処理の内容

内訳	1.　倒産回避	１７社
	2.　整　　理	４２社
	3.　調停不能	０社

6)　指導内容

①　事業の整理・縮小	２件
②　金融・資金に関する指導	４件
③　経営・再建計画等の作成・指導	７件
④　売上・経費面の指導・助言	１件
⑤　社内外の係争に対する指導・助言	２件
⑥　その他の指導	２件

7)　開催セミナー

No.	開催日	講演講習会の内容		講　　師		参加者数
		種 類	テ　ー　マ	職　　業	氏　　名	
1	８月２０日	講習会	新型コロナ支援策でも経営安定が立ち直らないと感じたら	税理士・中小企業診断士 弁護士・中小企業診断士	賀須井章人　氏 宮原　一東　氏	３２名

(16) 奨励・後援等

①　奨　　励

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

件　名	申請事業所数	対象者数
永年功労経営者表彰	2 事業所	7 名
優良従業員表彰	55 事業所 (43 事業所)	178 名 (148 名)

(　) 内は支部申請数

②　会頭賞（後援・協賛含む）

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
５月２１日	５月２２日	第６０回東京仏壇展示コンクール	東京唐木仏壇工業協同組合
９月２７日	１０月　４日	第１１１回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	東京貴金属工芸品工業協同組合
１０月３日	１１月１２日	２０２１日本洋装技能コンクール	（一社）日本洋装協会、(公社）全日本洋裁技能協会
１１月１２日		令和３年度　関東地方発明表彰	（公社）発明協会
１２月　３日	１２月　５日	第６４回東京都児童生徒発明くふう展	東京都
２月２４日	２月２５日	第６１回東京仏壇展示コンクール ※コロナウイルス感染拡大のため延期	東京唐木仏壇工業協同組合
３月４日	３月３１日	第６０回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	東京都工芸染色協同組合
３月１０日		２０２１年度優良企業表彰	（一社）東京都信用金庫協会、しんきん協議会連合会、東京事業経営者会

③　共催・後援・協賛

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
4月　1日	2月２８日	令和３年度法人赤十字活動資金募集	日本赤十字社東京都支部
4月　1日	4月３０日	アースデイ東京２０２１	アースデイ東京２０２１実行委員会
4月　1日	１０月　7日	華人経営研究	(ＮＰＯ)日本香港協会
4月１４日	4月１７日	ＩＮＴＥＲＭＯＬＤ２０２１/（第３２回金型加工技術展）金型展２０２１	(一社)日本金型工業会
4月２７日	4月２７日	ＩＣＣ国際仲裁ウェビナー２０２１年版仲裁規則改正の最重要点	国際商業会議所日本委員会
5月１２日	5月１４日	自治体総合フェア２０２１	(一社)日本経営協会
5月１２日	5月１４日	企業立地フェア２０２１	(一社)日本経営協会
6月　1日	9月１５日	令和３年度東京都産業教育振興会「作文コンクール」	東京都産業教育振興会
6月　9日	6月１０日	ＴＳＫ&ＮＦＪ合同展２０２１Ａｕｔｕｍｎ&Ｗｉｎｔｅｒ	東京装身具工業協同組合､ニューファッションジュエリー協同組合
6月１１日	6月１８日	社会人のための歌舞伎鑑賞教室	（独）日本芸術文化振興会
6月１７日		オンラインライブ退職金・健康経営実践セミナー	アクサ生命保険㈱
6月２４日	6月２４日	マレーシア航空宇宙産業におけるビジネス機会ウェビナー	マレーシア投資開発庁
6月２８日	7月　9日	ニュージーランド・アグリテック２０２１	ニュージーランド大使館商務部／ニュージーランド貿易経済促進庁
7月　1日	7月３１日	令和３年度　ヒートポンプ・蓄熱月間オンライン開催	(一財)ヒートポンプ・蓄熱センター
7月　1日	2月２２日	第２２回テレワーク推進賞	(一社)日本テレワーク協会
7月　1日	3月３１日	第４７回発明大賞表彰事業	(公財)日本発明振興協会､㈱日刊工業新聞社
7月　4日		弁理士の日記念イベント２０２１オンライン　オンライン開催	日本弁理士会関東会
7月　5日	9月　5日	「声かけ・サポート」運動　強化キャンペーン	東日本旅客鉄道㈱
7月　7日		オンラインライブ経営者のための健康経営セミナー	アクサ生命保険㈱
7月　9日	7月２０日	社会人のための歌舞伎鑑賞教室	(独)日本芸術文化振興会
7月１３日		オンラインライブ退職金・健康経営実践セミナー	アクサ生命保険㈱
7月１５日		第１４回復興まちづくりシンポジウム～専門家と共に考える災害への備え	災害復興まちづくり支援機構
7月１７日	１２月４日	２０２１年度ワールドビジネス研究会社会貢献事業　オンライン開催	(一社)東京都中小企業診断士協会､ワールドビジネス研究会（ＷＢＳ）
7月１９日	9月５日	テレワーク・デイズ２０２１	総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府、東京都
7月２９日		ビジネスと人権に関するシンポジウム	(公財)人権教育啓発センター
8月１８日		健康経営スタートアップＷＥＢセミナー	アクサ生命保険株式会社
8月２７日	8月２７日	オンライン展示会をフル活用！新規取引先の開拓	香港貿易発展局
8月３０日	9月４日	Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構
9月　1日	１１月３０日	職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン	東京都
9月　1日	3月３１日	ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル２０２１	ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル実行委員会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
9月　6日		健康経営優良法人 直前対策オンラインセミナー	アクサ生命保険㈱
9月　9日		健康経営会議２０２１	健康経営会議実行委員会
9月　9日		社員の健康が企業を活性化　経営者のための健康経営実践セミナー	アクサ生命保険㈱
9月１０日		上野千鶴子氏オンライン特別講演会	日本小売業協会
9月１１日		国際オープンセミナー’２１ オンライン開催	(一社)東京都中小企業診断士協会
9月１８日		第２６回暮らしと事業のよろず相談会	よろず相談実行委員会
１０月　4日	１１月２６日	２０２１しんくみ食のビジネスマッチング展　－食の商談会－　オンライン開催	全国信用協同組合連合会、(一社)全国信用組合中央協会、(一社)東京都信用組合協会
１０月　6日	１０月　8日	第５３回管工機材・設備総合展 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	東京管工機材商業協同組合
１０月　6日	１０月　8日	ＩＦＰＥＸ２０２１　（第２６回フルードパワー国際見本市）	（一社）日本フルードパワー工業会、フジサンケイ ビジネスアイ
１０月１３日		健康経営優良法人 直前対策Ｗｅｂセミナー	アクサ生命保険㈱
１０月１３日	１０月１５日	「第９２回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋２０２１」「東京インターナショナル・ギフト・ショー秋２０２１ 第１０回ＬＩＦＥ×ＤＥＳＩＧＮ」	㈱ビジネスガイド社
１０月１６日	１０月１７日	ＤＩＶＥＲＳＩＴＹ　ＣＡＲＥＥＲ　ＦＯＲＵＭ　２０２１ オンライン開催	認定特定非営利活動法人ＲｅＢｉｔ
１０月１７日		東京マラソン２０２１	(一財)東京マラソン財団
１０月１８日	１０月２０日	ＩＦＦＴ／インテリア　ライフスタイル　リビング	(一社)日本家具産業振興会、メッセフランクフルト ジャパン（株）
１０月１８日	１０月１８日	ＩＣＣ国際仲裁ウェビナー　ＩＣＣ国際仲裁裁判所新所長Ｃｌａｕｄｉａ Ｓｏｌｏｍｏｎ氏を迎えて	国際商業会議所日本委員会
１０月１９日	１１月３０日	ＣＥＡＴＥＣ２０２１　ＯＮＬＩＮＥ オンライン開催	(一社)電子情報技術産業協会
１０月２１日		中小企業データ活用フォーラム２０２１	(一社)データ社会推進協議会
１０月２１日	１０月２２日	ＪＡＳＩＰＡ協業フェア２０２１ オンライン開催	(特)ＪＡＳＩＰＡ
１０月２１日	１０月２２日	テクノフェア２０２１	技術交流テクノフェア実行委員会
１０月２１日	１０月２２日	東京くらしのフェスティバル	(公財)東京都中小企業振興公社
１０月２３日		スポーツ・オブ・ハート２０２１ スポーツ・オブ・ハート２０２１　ｉｎ 大分	(一社)スポーツオブハート
１０月２７日	１０月２９日	第８０回（令和３年度）全国産業安全衛生大会・緑十字展２０２１-働く人の安心づくりフェア- 現地開催	中央労働災害防止協会
１０月２７日	１１月３０日	第８０回（令和３年度）全国産業安全衛生大会・緑十字展２０２１-働く人の安心づくりフェア- オンライン開催	中央労働災害防止協会
１０月２８日		「介護と仕事の両立推進シンポジウム」	東京都

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１０月２９日	１０月２９日	在日ポーランド商工会議所Ｐｒｅｓｅｎｔｓポーランド投資のイロハ	在日ポーランド商工会議所
１０月３０日	１１月　８日	第３４回東京国際映画祭	(公財)ユニジャパン
１１月　１日	１１月３０日	第２５回いたばし産業見本市会場とオンラインのハイブリット開催	(公財)板橋区産業振興公社、板橋区、いたばし産業見本市実行委員会
１１月　６日	１１月　７日	第２０回ドリーム夜さ来い祭り	(一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
１１月　８日	１２月　８日	連続立体交差事業の広報への協力	東京都連続立体交差事業促進協議会
１１月１０日	１１月１１日	ＴＳＫ＆ＮＦＪ合同展２０２２　Ｓｐｒｉｎｇ＆Ｓｕｍｍｅｒ	東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合
１１月１６日		令和３年度「中小企業のための障害者雇用支援フェア」 オンライン開催	東京都
１１月１７日		生活者の新ライフスタイルを考えるフォーラム	日本小売業協会
１１月１７日	１２月２７日	令和３年度防災ウーマンセミナー	東京都
１１月１７日		ＡＳＰＩＣ　ＩｏＴ・ＡＩクラウドアワード２０２１	(特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・クラウドコンソーシアム（ＡＳＰＩＣ）
１１月２４日		首都直下地震を想定した代替輸送訓練	国土交通省　北陸地方整備局
１１月２４日		１１月例会　ＶＵＣＡ時代を乗り越える変化に強い組織とは	(公社)東京青年会議所
１１月２４日	１１月２６日	ビルメンヒューマンフェア＆クリーンＥＸＰＯ２０２１	(公社)全国ビルメンテナンス協会
１１月２５日	１１月２８日	ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２１大阪・関西 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期	ツーリズムＥＸＰＯジャパン推進室
１１月２５日		ＭＣＰＣ　ａｗａｒｄ２０２１	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム
１１月２５日		知的財産セミナー２０２１ オンライン開催	日本弁理士会関東会
１１月２８日	１１月２８日	Ｉｎｖｅｓｔ　Ｏｔｔａｗａ　Ｗｅｂｉｎａｒ：カナダのイノベーション・キャピタル	Ｉｎｖｅｓｔ　Ｏｔｔａｗａ
１１月２９日		部落解放・人権文化フォーラム２０２１	部落解放・人権文化フォーラム実行委員会
１１月３０日	１１月３０日	ベトナム南部ビンズン省投資環境セミナー（オンライン）	ベトナム社会主義共和国 ビンズン省
１２月　２日	１月１４日	組合まつり　ｉｎ　ＴＯＫＹＯ ～技と味の祭典！～	東京都中小企業団体中央会
１２月　６日		第５回　東京都立大学　技術懇親会	公立大学法人東京都立大学、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１２月　７日	１２月　８日	オートカラーアウォード２０２１	(一社)日本流行色協会
１２月　８日	１２月１０日	エコプロ２０２１～持続可能な社会の実現に向けて	(一社)サステナブル経営推進機構・日本経済新聞社
１２月　８日	３月　９日	アニメビジネス・パートナーズフォーラム２０２１	(一社)日本動画協会
１２月　８日		令和３年度東京都中小企業知的財産シンポジウム	東京都、(公財)東京都中小企業振興公社
１２月　９日		エコアクション２１普及セミナー	特定非営利活動法人東京城南環境カウンセラー協議会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１２月１４日	１２月２５日	東京ミチテラス２０２１	東日本旅客鉄道(株)・三菱地所(株)
１２月１８日	１２月１９日	ものづくり・匠の技の祭典２０２１	東京都
１２月２５日		第１６回教育旅行シンポジウム	(公財)日本修学旅行協会
１２月２７日	２月　５日	令和３年度防災コーディネーター研修【地域・生活編】 オンライン開催	東京都
１２月２７日	２月　５日	令和３年度防災コーディネーター研修【職場編】 オンライン開催	東京都
１月　４日	４月４日	国内･海外“Ｍｏｎｏｚｕｋｕｒｉ”サステナブル工場 インターネット動画ＥＸＰＯ	日本技術者連盟
１月１１日	２月１５日	２０２１年度　次世代エネルギーワークショップ（若手社会人編）	一般社団法人環境政策対話研究所
１月１４日	１月３１日	第１９回東京シティガイド検定	(公財)東京観光財団
１月１７日	３月１１日	ＴＯＫＹＯイイシナオンライン商談会	東京都
１月２１日	３月２１日	東日本大震災風化防止イベント ～さらなる復興に向けて ２０２２～ 【オンラインイベント】	東日本大震災復興フォーラム実行委員会
１月２５日		オンラインセミナー「中小企業におけるハラスメントとメンタルヘルス対策」	あいおいニッセイ同和損害保険㈱
１月２６日	１月２８日	ＥＮＥＸ２０２２「第４６回地球環境とエネルギーの調和展」	(一財)省エネルギーセンター
１月２６日		令和３年度働き方改革支援セミナー	東京都社会保険労務士会
２月　２日		第２１回ＪＩＰＡ知財シンポジウム	(一社)日本知的財産協会
２月　２日	２月　５日	流通大会２０２２	(公財)流通経済研究所
２月　６日		令和３年度「東京シニアビジネスグランプリ」	（公財）東京都中小企業振興公社
２月　７日	３月１５日	脱炭素経営セミナー	東京都地球温暖化防止活動推進センター
２月　８日	２月１０日	「第９３回東京インターナショナル・ギフト・ショー春２０２２」「東京インターナショナル・ギフト・ショー春２０２２第１１回ＬＩＦＥ×ＤＥＳＩＧＮ」	㈱ビジネスガイド社
２月　８日		ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ東京２０２２ オンライン開催	東京都
２月１０日	３月１１日	東日本大震災風化防止イベント ～さらなる復興に向けて ２０２２～ 【参加型コンテンツ】	東日本大震災復興フォーラム実行委員会
２月１１日		橿原神宮紀元祭	橿原神宮
２月１５日		２月例会　予測不能な変化にどう立ち向かうのか、今求められるＳＸとは	(公社)東京青年会議所
２月１５日	２月１８日	ＪＡＰＡＮ　ＰＡＣＫ２０２２日本包装産業展	(一社)日本包装機械工業会
２月１６日	２月１８日	第５６回スーパーマーケット・トレードショー２０２２	(一社)全国スパーマーケット協会
２月１６日	２月１７日	第３１回国際ＭＩＣＥエキスポ・オンライン（ＩＭＥ２０２２ Ｏｎｌｉｎｅ）	(一社)日本コングレス・コンベンション・ビューロー
２月１８日		サイバーセキュリティ対策とテレワークセミナー	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
２月２５日	２月２５日	香港春節ビジネスセミナー「香港と日本～ビジネスチャンスの新たな可能性～」	香港貿易発展局
３月　１日	３月　４日	リテールテックＪＡＰＡＮ２０２２（第３８回流通情報システム総合展）	㈱日本経済新聞社
３月　１日		第３２回流通交流フォーラム	日本小売業協会
３月　１日	３月３１日	令和３年度福島県企業立地セミナー※オンライン開催	福島県、福島県企業誘致推進協議会
３月　２日	３月１４日	第５０回大いわて展	岩手県、岩手県内全市町村、いわての物産展等実行委員会
３月　５日	３月１１日	東日本大震災風化防止イベント ～さらなる復興に向けて ２０２２～【オフラインイベント】	東日本大震災復興フォーラム実行委員会
３月　８日	３月　９日	令和３年度総務省・ＮＩＣＴ　Ｅｎｔｒｅｐｒｅｎｅｕｒｓ’　Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ２Ｄａｙｓ	国立研究開発法人情報通信研究機構
３月１４日	３月１９日	Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構
３月１５日		アーバンフィットネスｉｎ丸の内２０２２	東京都
３月１８日		クールジャパン・マッチングアワード２０２１	クールジャパン官民連携プラットフォーム
３月２２日		日本クリエイション大賞２０２１	(一社)日本ファッション協会
３月２５日		第１回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
３月２８日		第２６回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト	（公社）日本吹奏楽指導者協会

(17) 資料収集・閲覧

①－１）　東商の蔵書資料（２０２２年３月３１日現在）

受入件数	９１２件
除籍件数	２，８２０件
蔵書総数	２０，７０６件
資料発送件数	国内１，１０６件

※除籍件数２，８２０件（日本商工会議所　国立国会図書館への寄贈を含む）

蔵書内訳分類別資料数

Ⅰ．書籍の部				計　２０，０８８
	1	和書	１１，３９２	
	2	社史・団体史	４，０８６	
	3	洋書	２２６	
	4	製本雑誌・新聞	２８６	
	5	和雑誌	３６０	
	6	新聞	４５５	
	7	洋雑誌	４	
	8	書籍（未遡及分）	３，２７９	
Ⅱ．書籍以外の部				計　６１８
	1	ビデオ	７７	
	2	ＣＤ－ＲＯＭ	５４１	

（Ⅰ.書籍１～８の内訳）

分類	年度末数	分類	年度末数
経済一般	４，４７５	社会問題	１，０２６
企業・経営	３，１４１	一般書	１，５１７
金融・銀行・保険	５１２	統計・年鑑類	１，０３４
財政	３１３	会社録	５６０
商業	１，６０１	新聞・雑誌	１，１０５
交通・運輸	５０６	書籍（未遡及分）	３，２７９
生産業	１，０１９	合計	２０，０８８

①－２）　マイクロフィルム資料

当センター所蔵資料のマイクロフィルム化	７８０リール（１０，０３７冊／２８，４２９件）

②　全国商工会議所関連資料ＤＶＤ・オンライン版頒布実績累計（２０２１年１月～１２月）

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂㈱が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」「第Ⅰ期：東京商工会議所関係資料（１８７７（明治１０）年～１９６５（昭和４０）年)」および「第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料（１９０３（明治３６）年～１９４５（昭和２０）年)」並びにシリーズ最終版「第Ⅲ期国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料（１８８７（明治２０）年～１９４５（昭和２０）年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

1）第Ⅰ期：東京商工会議所関連資料　（累積）ＤＶＤ版７１５枚　３５図書館・大学等
　　オンライン版　５大学等

2）第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料　（累積）ＤＶＤ版４５２枚　２７図書館・大学等
　　オンライン版　６大学等

3）第Ⅲ期：国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料　オンライン版　２３図書館・大学等

③　他団体資料提供

	提供資料	印刷・展示名	申請先
1	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	綾部商工会議所　市民版会報	綾部商工会議所
2	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	伊那商工会議所　パンフレット	伊那商工会議所
3	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	駒ヶ根商工会議所　会報	駒ヶ根商工会議所
4	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	佐久商工会議所　パンフレット「渋沢栄一の佐久での軌跡」	佐久商工会議所
5	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	静岡商工会議所主催渋沢栄一翁顕彰講演会「静岡の明治維新」	静岡商工会議所
6	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	静岡新聞折込広告	富士商工会議所
7	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	創立７０周年記念誌ほか、合計２件	古川商工会議所
8	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	前橋商工会議所　会報	前橋商工会議所
9	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	雑誌「財界」ほか、合計３３件	清水建設株式会社
10	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	東京ＭＸ「寺島実郎の世界を知る力」	（株）テレバイダー・エンタテイメント
11	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	東京ＭＸ１「中小企業の底ヂカラ」	ＴＯＫＹＯＭＸ
12	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	日本テレビｎｅｗｓｅｖｅｒｙ等ニュース番組ならびに日テレニュース２４（ｗｅｂサイト）	日本テレビ放送網㈱
13	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	めぐろ区報、目黒区ＨＰ（目黒区商工まつりにて渋沢栄一に講演会を開催のためＰＲに使用）	目黒区商工まつり運営事務局
14	1）紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真） 2）東京商業会議所ビル （赤レンガ）写真 3）東商ビル１Ｆ渋沢栄一像	会報「飛翔」１０月号特集「仙台商工会議所の礎を築いた３人の先達～渋沢栄一・尾高惇忠・遠藤敬止～」	仙台商工会議所
15	1）紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真） 2）東京商業会議所ビル （赤レンガ）写真 3）東京商法会議所設立儀願書	沼田商工会議所主催 「沼田ゑびす講」の商工会議所ブース展示	沼田商工会議所
16	1）紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真） 2）東京商業会議所ビル （赤レンガ）写真	福井新聞・日刊県民福井 １４０周年記念広告事業	福井商工会議所
17	サービス料金動向（昭和４８年3月期）	日本統計年鑑サイトを一橋大学データリポジトリ二次的利用	一橋大学 経済研究所 事務部 統計情報係
18	事業承継の実態に関するアンケート調査（報告書　平成３０年１月）	法人基礎テキスト事業承継（２０２２年３月版）	㈱セールス手帖社保険ＦＰＳ研究所
19	事業報告書１９６１（昭和３６）年度（ＰＲカー巡回商工相談写真	中小企業・小規模企業白書２０２２	中小企業庁
20	東京市内商店街に関する調査，１９３６（武蔵小山商店街、新宿商店街写真）	日本流通史	㈱有斐閣

21	東京商業会議所ビル （赤レンガ）写真	２０周年記念誌ほか、合計２件	海老名商工会議所
22	東京商業会議所ビル （赤レンガ）写真	つながるＮｅｗｓ（ジェイコムチャンネル地デジ１１ｃｈ）	ＪＣＯＭ㈱
23	1）東京商業会議所ビル（赤レンガ）写真 2）中野武営写真	第１回シンポジウム「輝ける讃岐人」のチラシ、プログラム、報告書、記録集、ＨＰ	(公財)山陽放送学術文化・スポーツ振興財団
24	東商ＨＰ公開の東京商業会議所ビル	一宮商工会議所創立１００周年記念式典「一宮商工会議所１００年のあゆみ」動画	一宮商工会議所
25	２０１８年展示パネル会頭写真（第3代　藤山　雷太氏）	月刊「石垣」	日本商工会議所
26	労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査昭和２６年9月（調査資料第３１号）	職業訓練関係資料（Ⅳ）＜戦後～昭和３３年＞（仮称）	田中萬年氏

④　Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズ・ギャラリー）

１２６名（２０２１年4月1日～２０２２年2月２８日）

経緯：１９２６（大正１５）年4月に設立された商工図書館は、１９９５（平成7）年6月に経済資料センターに名称変更した。２０１８（平成２９）年１２月の新ビル設立に伴い、会員が自由に閲覧できるスペースとして「Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズ・ギャラリー)」をオープンした。蔵書（東京商工会議所関連資料に特化）は全て外部倉庫。取寄せ後閲覧。

２０２２年3月1日から倉庫内の書籍整理のため、チェンバーズ・ギャラリーを1か月間休館した。

⑤　アーカイブ資料収集・整備・管理

２０２８年の東京商工会議所創設１５０周年を見据え、従来は紙資料をアーカイブとして永久保管していたが、本年度より東京商工会議所が事業活動を行う際に利用した物品、写真、デザイン等の現物を収集し、整備・管理を行う。

バーコード管理　　３２９点

ダンボール管理（バーコード未整備）５７箱

(18) 各種支援事業

① 第１９回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、過去に拘泥することなく理想を追求し、常識を打破するなど、厳しい経営環境にありながら、“勇気ある挑戦をしている”中小企業を顕彰する制度。本顕彰制度を通じ、後に続く企業に勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第１９回は、２０２０年１１月２日から２０２１年1月２５日まで募集を行い、１０７件/１０８社の応募があった。４段階にわたる厳正な選考を行った結果、５社の本賞受賞企業と奨励賞１３社を決定した。

1)　顕彰制度の概要

a.　選考基準

過去に拘泥することなく大きく経営の舵をきる決断を下し､“勇気ある挑戦”をしている企業を評価する。“勇気ある挑戦”の取り組みの結果、得られた製品・サービスの革新性などや、経営理念・経営手法を中心に選考を行い、業績・財務状況は副次的参考要素にとどめる。

b.　賞金

「大　賞」　　２００万円
「優秀賞」　　５０万円
「特別賞」　　５０万円

c.　募集期間

２０２０年１１月２日～２０２１年1月２５日

d.　応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない)。
①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。
②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。
但し、１都８県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

e.　選考経過

第一次選考会（書類審査）	３月　８日・１２日
第二次選考会（書類審査）	４月１６日
実地調査	５月　６日～５月２８日
第三次選考会（実地調査審査）	６月　９日
最終選考会（プレゼンテーション審査）	７月　７日

f.　後援・協力

後援：東京都、日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会
協力：㈱日本工業新聞社（フジサンケイビジネスアイ）

2)　運営組織

実行委員会（委員長＝東京商工会議所　副会頭　　三　部　敏　宏）
選考委員会（委員長＝早稲田大学　教授・東京大学　名誉教授　　藤　本　隆　宏　氏）
選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学　名誉教授　　鵜　飼　信　一　氏）
第一次選考委員（中小企業診断士８名で構成）

3)　応募総数

１０７件/１０８社

4)　選考結果

大　賞	（１社）	㈱三輪書店
優秀賞	（４社）	㈱新富士空調、砂山靴下㈱、㈱常磐植物化学研究所、㈱仲代金属

特別賞　該当なし

奨励賞（１３社）　アベテクノシステム㈱、㈱オーダースーツＳＡＤＡ、岡田鈑金㈱、㈱小島商店、㈲菅谷食品、第一医科㈱、㈱高砂、日進レンタカー㈱、野口倉庫㈱、細田木材工業㈱、㈱松田自動車整備工場、㈱由紀精密、㈱吉村

5)　顕彰式典

９月９日／於：オークラ東京（第７３８回常議員会と合わせてハイブリッド開催）

6)　第２０回「勇気ある経営大賞」実行委員会

１１月２２日　（６名）

7)　視察会

１１月２２日　（４名）訪問先：㈱三輪書店（於：東京リハビリ訪問看護ステーション練馬）、㈱仲代金属

8)　第２０回「勇気ある経営大賞」

募集期間　１１月２４日～２月２日

第一次・二次選考会（書類審査）　３月１１日・１７日

9)　文化学園大学の産学連携「勇気ある経営大賞」ＰＲプロジェクトの実施

文化学園大学と連携し、同大学学生が過去受賞企業の訪問などを行い、第２０回「勇気ある経営大賞」の募集ＰＲムービー、募集要項表紙デザインならびにメイキングブックを企画・制作した。

訪問した過去受賞企業：㈱飯田、㈱華光、協栄産業㈱、芝園開発㈱、㈲原田左官工業所、㈱ベアーズ、㈱マツブン

10)　メディアでのＰＲ

a.　産経新聞

９月９日に、産経新聞フジサンケイビジネスアイ特別版として、第１９回勇気ある経営大賞の実施報告を掲載し、勇気ある経営大賞の認知度向上および受賞企業のＰＲを図った。

b.　中小企業の底ヂカラ（東京メトロポリタンテレビジョン）

１０月１６日放送回にて、第１９回勇気ある経営大賞顕彰式典の様子を放映し、勇気ある経営大賞の認知度向上及び受賞企業のＰＲを図った。

②　中小企業国際展開支援事業

「中小企業海外展開エキスパート制度」の運営を通じて、海外ビジネスに課題を抱えている中小企業の実務的な問題解決を図るとともに、公的機関との連携を深め相談あっせんや支援施策の紹介などをすることにより、中小企業の国際展開を支援した。

1)　中小企業海外展開エキスパート制度

中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ個人・法人企業・団体を「中小企業海外展開エキスパート」として登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開する過程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない企業が本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。

登録エキスパート数・支援件数

・登録エキスパート企業数　４１件

・エキスパートによる支援件数　９件

2)　海外展開支援機関連絡会

中小企業の海外展開支援に携わる公的機関が参加する会合で、各機関の支援施策の理解を深めるとともに支援事例の共有を図ることを目的とする

３月１６日　（２０名）　意見交換「公的海外展開支援機関の支援施策・支援状況について」

(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構

(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、東京商工会議所

③　人材確保支援事業

1)　合同会社説明会

求職者（新卒者・留学生・中途等）に対して、直接自社の魅力や採用に関する情報をＰＲし、自社へのエントリーや採用内定につなげるためのイベント。

a.　２０２２年３月卒業の新卒者および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者・シニア人材対象＜東商ジョブフェア＞

(a)　５月１８日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(b)　７月　４日（企業３０社（うち出展２８社、出展せず来場者用ガイドブックに情報掲載２社）／求職者１１６名 ／ 面談数４５０件／ 内定２４名）

於：新宿エルタワー サンスカイルームＡ室・Ｂ１室

b.　２０２２年３月卒業の新卒者および３４歳以下の方対象＜(公財)東京しごと財団と連携＞

(a)　９月１７日（企業１０社 ／ 求職者２１名 ／ 内定０名）於：東京しごとセンター 地下２階講堂

(b)　１２月１０日（企業１０社 ／ 求職者１７名 ／ 内定４名）於：東京しごとセンター 地下２階講堂

2)　会員企業と学校法人との就職情報交換会

会員企業の人事担当者と、大学や専門学校等の会員学校法人の就職支援担当者が一堂に会し、主に２０２２年卒の採用に関する情報や、インターンシップ・職場体験等に関する事項について情報交換を行うイベント。

a.　４月２８日　第　１回　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

b.　６月２１日　第　１回（企業２０４社 ／ 学校法人６６校（うちＷＥＢ参加２校）／ 面談数２，０８２件）　於：東京都立産業貿易センター浜松町館

c.　１０月２７日　第　２回（企業１９５社 ／ 学校法人６７校（うちＷＥＢ参加２校）／ 面談数２，０８２件）　於：東京都立産業貿易センター台東館

d.　１月２１日　第　３回（企業１８４社 ／ 学校法人７６校（うちＷＥＢ参加９校）／ 面談数１，９７６件）　於：東京都立産業貿易センター浜松町館

e.　内定数　７９名

3)　東商ジョブサイト

２０２２年３月卒業の新卒者・留学生・既卒・中途・第二新卒に求人情報およびインターンシップ・職場体験情報等を提供する「東商ジョブサイト」を運営。会員企業の事業内容や募集要項等を掲載。また、人材確保の促進を目的に、希望する求人企業の登録情報を連携企業（再就職支援会社や人材紹介会社等）に提供。

a.　掲載期間：４月　１日～　２月２８日

b.　掲載数　：新卒・留学生・既卒１３２件／中途・第二新卒３９０件／登録企業数５７６社

c.　実　績　：求人閲覧数２０，００１件／応募数９１件／内定数６名　（２月２８日時点）

※なお、３月１日からの掲載情報は、２０２３年３月卒業の新卒者・留学生・既卒・中途・第二新卒を対象にした求人情報およびインターンシップ・職場体験情報に更新（掲載期間：２０２３年２月２６日まで）

d.　連携企業：㈱リクルートキャリアコンサルティング、㈱パソナ　パソナキャリアカンパニー、パーソルキャリアコンサルティング㈱、(公財)産業雇用安定センター、ディップ㈱、

㈱リクルート　就職Ｓｈｏｐ、㈱パソナ　人材紹介事業本部、
三井業際ヒューマンアセット㈱

4)　理系学校との就職オンライン面談会
会員企業の人事担当者と、企業の情報交換ニーズの高い理系会員学校法人の就職支援担当者が「就職・採用、インターンシップ」に関する情報交換を行うオンラインイベント。
a.　９月２８日～　９月３０日（企業１７社　／　理系学校法人８校　／　面談数９１件）

5)　オンラインセミナー「２３年新卒学生の動向および効果的な採用手法」
２３年卒学生の採用を予定する企業向けに、学生の動向や効果的な採用手法など最新の採用市場をテーマにしたオンラインセミナーを実施。セミナー録画を収録し、後日ＹｏｕＴｕｂｅや東商マイページに限定公開。
a.　講　　師：㈱マイナビ　就職情報営業推進統括部 統括部長　黒　野　克　仁　氏
b.　公開期間：　１月２８日～　３月３１日
c.　内　　容：２０２３年卒学生の採用市場の動向と学生の傾向
ウィズコロナ、アフターコロナにおける効果的な採用手法
志望度を上げるインターンシッププログラムの考え方

6)　学校法人への「インターンシップ・職場体験の受入情報」等の提供
会員企業の魅力発信およびインターンシップ職場体験の促進を目的に、会員企業のインターンシップ・職場体験受入情報および採用情報をとりまとめ、会員学校法人に提供。なお、関東商工会議所連合会と連携し、提供情報に、各地商工会議所の会員企業情報も含めて掲載。
a. 情報提供数　　：インターンシップ・職場体験受入企業３１４社（うち東商会員企業７５社）
採用予定企業３９１社（うち東商会員企業８６社）
b. 情報提供先学校数：１８２校（うち東商会員１２４校）
c. 連携商工会議所　：５２商工会議所

7)　東商リレーションプログラム
「中小企業の魅力発信」と「大学初年次からの職業観の醸成」を目的に、主に大学１・２年生が会員企業に訪問。経営者や従業員との交流、社内見学、グループワーク等を通じて、「仕事」に対する視野を広げ、卒業後の進路を考えるうえで参考にしてもらうプログラム。企業訪問の前には、学生が訪問する企業について知識や理解を深めるため事前研修会を実施。
a.　第１２回
(a)　事前研修会　：　１月２７日（学生１１５名）※オンラインで実施
(b)　企業訪問期間：　２月　８日～　３月１０日（企業３９社／学校法人２０校／学生のべ２７４名）

8)　業界研究ツアー　ｉｎ　中小企業マーケットＴＯＫＹＯ　２０２２
高校生が、企業活動や業界動向の理解を深めることを目的としたキャリア教育支援イベント。高校生が「中小企業マーケットＴＯＫＹＯ　２０２２」を自由に見学しながら、「ものづくり」や「フード」等の分野の出展企業に「コロナに対応した製品の開発の経緯」などについて直接インタビューを行った。
a.　日　程　：　１月２７日
参加者　：　２名（うち１名はオンラインでの参加）
協　力　：　東京都産業教育振興会

9)　会員学校への社会人講師派遣
会員大学や専門学校の学生に対し、経営者が自社の経営哲学や中小企業の魅力等を発信する講演を開催。
a.　学　校：日本工学院専門学校

講　師：東京商工会議所　青年部副会長　　井　上　博　貴
日　程：　６月１６日
テーマ：Ｉｍａｇｉｎｅ　ｙｏｕｒ　ｆｕｔｕｒｅ　活躍の場はあなた次第
学生数：１７１名
形　式：集合

b.　学　校：東洋英和女子大学
講　師：東京商工会議所　副会頭　　田　川　博　己
日　程：　７月　７日
テーマ：ニューノーマル時代におけるツーリズム産業の役割
学生数：５１名
形　式：ハイブリッド

c.　学　校：日本工学院専門学校
講　師：東京商工会議所　青年部副会長　　木　原　一　雄
日　程：１１月２２日
テーマ：～社長視点の～１０年後、輝く人材になるために
学生数：１２６名
形　式：集合

d.　学　校：実践女子大学
講　師：東京商工会議所　副会頭　　上　條　　努
日　程：１２月２３日
テーマ：女性とキャリア形成
学生数：５１名
形　式：集合

e.　学　校：駒澤大学
講　師：東京商工会議所　青年部副会長　　木　原　一　雄
日　程：　３月１０日
テーマ：魅力ある社会人になるために
学生数：３３名
形　式：オンライン

10)　東商キャリア人材サポート

会員企業間における中高年の人材移動を目的に、本事業に登録する人材を送り出す企業（人材送出企業）の人事担当者に対し、会員企業（求人企業）の求人情報を提供。その他各種事業を実施。

a.　求人情報の提供

(a)　人材送出企業：２７社

㈱ＩＨＩ、アルプスアルパイン㈱、旭化成㈱、味の素㈱、伊藤忠商事㈱、エームサービス㈱、沖電気工業㈱、コニカミノルタ㈱、㈱小松製作所、ＪＦＥスチール㈱、昭和電工㈱、住友化学㈱、住友商事㈱、ソニー㈱、大日本住友製薬㈱、帝人㈱、東レ㈱、㈱ニコン、日産自動車㈱、㈱日立製作所、富士通㈱、丸紅㈱、三井物産㈱、三菱ケミカル㈱、三菱商事㈱、ライオン㈱、ＹＫＫ㈱

(b)　求人状況

ⅰ．　求人企業数　　：２８６社
ⅱ．　求人件数　　：４３０件（２月２８日時点）

(c)　人材移動決定件数：　　３件（３社）

b.　大手企業との求人情報面談会

求人企業の採用担当者と人材送出企業の人事担当者が一堂に会し、人材の出向や転籍による受入れに向けた情報交換を行うイベント。事前に双方から提出される面談希望に基づいて作成した面談スケジュー

ルに沿って、各社１５分間の情報交換を実施。

(a)　第　1回：　6月１８日（求人企業１９社 ／ 求人件数４０件／人材送出企業１６社 ／
面談数９０件
於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４・５」他

(b)　第　2回：　9月１７日（求人企業２２社 ／ 求人件数３４件／人材送出企業１７社 ／
面談数１２１件）
於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４・５」他

(c)　第　3回：１２月　3日（求人企業２９社 ／ 求人件数６２件／人材送出企業１９社 ／
面談数１１９件）
於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４・５」他

(d)　第　4回：　3月　3日（求人企業２８社 ／ 求人件数４２件／人材送出企業２２社 ／
面談数１４２件）
於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
渋沢ホール

c.　シニア人材活用セミナー

経営課題の解決・人材確保の一助となるシニア人材の採用・活用について、人材受入側の中小企業に対し、マッチングに向けたポイントや、活用によるメリット等ノウハウを解説するオンラインセミナー。

(a)　講　師　：　㈱社会人材コミュニケーションズ　社長　　宮　島　忠　文　氏
日　程　：　　8月　5日
参加者　：　求人企業８社
内　容　：　シニア人材の魅力（実際にどのような人材がいるのか）
経営課題解決につながる採用方法および自社分析の手法
採用方法と採用ツール
優秀な人材の見極め方および受入れ方

d.　東商ワークショップ

人材送出企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化に資することを目的に、人材移動実務を中心とした共通の問題や課題について事例等を持ち寄り研究。全社が参集し情報交換を行う全体会合を年に２回開催したほか、２班に分かれ、各班それぞれでテーマを設定し、研究を行う班別会合を毎月１回程度実施。

(a)　全体会合

ⅰ．第　1回全体会合
日　程：　4月１６日
会　場：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
内　容：２０２０年度の活動実績および２０２１年度の活動計画
代表幹事・副代表幹事の選出
班の編成および班別会合キックオフ

ⅱ．第　2回全体会合
日　程：　2月　4日
形　式：Ｔｅａｍｓによるオンライン開催
内　容：班別会合の研究発表会
第１班：「シニアインターンシップ（職場体験）」

第２班：「人生１００年時代・７０歳現役時代に向けた個人へのアプローチ」

(b)　班別会合

ⅰ．　第　１班活動

（ⅰ）　会員

味の素㈱、沖電気工業㈱、大日本住友製薬㈱、帝人㈱、㈱ニコン、富士通㈱、三菱商事㈱、ＹＫＫ㈱

（ⅱ）　活動

第　１回　　５月２８日　於：　味の素㈱
第　２回　　６月２５日　於：　沖電気工業㈱
第　３回　　７月２９日　於：　Ｔｅａｍｓ
第　４回　　８月２７日　於：　Ｔｅａｍｓ
第　５回　　９月３０日　於：　Ｔｅａｍｓ
第　６回　１０月２９日　於：　Ｔｅａｍｓ
第　７回　１１月１９日　於：　三菱商事㈱
第　８回　１２月１６日　於：　ＹＫＫ㈱
第　９回　　１月　７日　於：　帝人㈱
第１０回　　１月２１日　於：　大日本住友製薬㈱
第１１回　　１月２８日　於：　Ｔｅａｍｓ

ⅱ．　第　２班活動

（ⅰ）　会員

㈱ＩＨＩ、伊藤忠商事㈱、住友商事㈱、ソニー㈱、三菱ケミカル㈱、昭和電工㈱、東レ㈱　ライオン㈱　※東レ㈱は１０月に退会

（ⅱ）　活動

第　１回　　５月２１日　於：　Ｚｏｏｍ
第　２回　　６月２５日　於：　Ｚｏｏｍ
第　３回　　７月１６日　於：　㈱ＩＨＩ
第　４回　　８月２７日　於：　Ｔｅａｍｓ
第　５回　　９月１０日　於：　Ｚｏｏｍ
第　６回　１０月１５日　於：　住友商事㈱
第　７回　１１月１９日　於：　㈱ＩＨＩ
第　８回　１２月１７日　於：　住友商事㈱
第　９回　　１月２１日　於：　Ｚｏｏｍ
第１０回　　１月２８日　於：　Ｚｏｏｍ

e.　リーダー会議

ワークショップの代表幹事、副代表幹事、各班リーダーおよびサブリーダーが、全体会合の内容やワークショップの運営・企画について議論するほか、キャリア人材サポート事業のマッチング促進に向けた意見交換の場として開催。

(a)　日　程：１２月　１日

会　場：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３」

内　容：報告　２０２１年度「ワークショップ」の活動について
議件　２０２２年度「東商ワークショップ」の運営について
２０２２年度「東商ワークショップ」の代表・副代表幹事候補について
「東商ワークショップ」の全体会合について
２０２２年度代表・副代表幹事候補への申し送り事項等について
２０２２年度「東商キャリア人材サポート」マッチング促進に向けて

f.　大手企業人事担当者の交流会

人材送出企業の担当者の情報交換と親睦を密にし、各社のキャリア活動の支援および人材移動の促進に寄与することを目的とした交流会。人事業務に関するテーマ別にグループを構成し、討議。

(a)　日　程：１１月２５日

会　場：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４・５」

テーマ：出向・転籍に関する事例・施策
社外転進に向けた対象者への支援
シニア人材のインターンシップ・社外越境プログラム
シニア社員への教育・研修
定年延長や６５歳以降雇用への対応
制度関連（再雇用制度、兼業・副業等）

g.　企業ニーズに対するアンケート調査

人材送出企業が他社から収集したい情報をテーマにし、事務局が人材送出企業のみを対象にアンケートを行うもの。取りまとめた回答内容は、人材送出企業に限定公開。

(a)　調査期間　：１０月２０日～１０月２７日

調査テーマ：高年齢者雇用安定法への対応に関する調査　～７０歳までの就業機会確保～

調査項目　：高年齢者雇用安定法改正への対応に関する、各社の現況
導入を予定・検討している対応
導入を予定・検討している対応の開始時期
対応導入に伴う経過措置的な方法の採用有無
「７０歳までの継続雇用制度の導入」を検討する場合、６５歳以降の雇用に、労使合意による条件や基準を設定する予定・検討

④　ＩＣＴ推進支援事業

2)　ザ・ビジネスモール

全国５１９の商工会議所・商工会が共同して運営（事務局：大阪商工会議所）する日本最大級の商取引支援サイト「ザ・ビジネスモール」（ｈｔｔｐ:／／ｗｗｗ．ｂ－ｍａｌｌ．ｎｅ．ｊｐ／）。会員企業に向けてインターネットを活用した企業ＰＲ、商品・サービスのＰＲ、全国の企業との商談機会などを提供している。

登録社数（２０２２年3月３１日現在）

登　録　社　数	５，８０３社

⑤　健康経営アドバイザー研修事業

企業における「健康経営」の取組みを促進するため、「健康経営」の基礎的な知識を持ち、その普及・推進を行う「健康経営アドバイザー」を認定する研修を全国で実施した。

また、健康経営アドバイザー・エキスパートアドバイザー共通テキストを改訂、７月に発行した。

1)　健康経営アドバイザー研修（Ｅラーニング）の実施

２０２０年度より健康経営アドバイザー研修を自宅・勤務先のＰＣやスマートフォン・タブレットで受講するＥラーニングを導入し、全国どこからでも受講できる体制としている。

健康経営アドバイザー認定者数：１６，３９４名

⑥　健康経営エキスパートアドバイザー研修事業

２０１８年度に健康経営アドバイザーの上級認定として中小企業に対し健康経営の実践方法を指導するための人材を育成する「健康経営エキスパートアドバイザー」研修をリリースした。２０１９年度に第２回および第３回を実施し、２０２０年度は新型コロナの影響により第４回を中止し第５回のみ実施した。

２０２１年度は第６回・第７回を実施し、第５回より導入しているＺｏｏｍによるオンライン形式のワークショップを引き続き開催した。

オンライン形式にすることで受講者の利便性が向上し、北海道から沖縄まで今までの集合形式では参加することが困難な地域からも多数の申し込みがあり、一層の拡大が期待される。

1)　対象者：　健康経営アドバイザー研修実施者及び所定の有資格者または実務経験者
有資格者は社会保険労務士、中小企業診断士、医師、保健師・看護師、労働衛生コンサルタント、健康運動指導士、管理栄養士の７資格

2)　実施方法

a）知識確認テストの実施（５０問：四肢択一、試験時間９０分）概ね８０点以上合格

b）ワークショップの実施（終了後に効果測定課題のレポート提出）

第６回

７月　１日～　７月１８日	知識確認テスト実施		
	於：　全国２６０ヶ所のテストセンター		
９月１０日	ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）		
	於：ＡＰ浜松町　会議室		
	講師	中小企業診断士	檜山敦子氏
	講師	中小企業診断士	中村　稔氏
	講師	社会保険労務士	吉野美奈子氏
９月１１日	ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）		
	於：ＡＰ浜松町　会議室		
	講師	中小企業診断士	山口　享氏
	講師	中小企業診断士	中保達夫氏
	講師	中小企業診断士	小川亮一氏
９月１２日	ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）		
	於：ＡＰ浜松町　会議室		
	講師	中小企業診断士	河崎展夫氏
	講師	中小企業診断士	中保達夫氏
	講師	社会保険労務士	山岡洋秋氏
９月１７日	ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）		
	於：ＡＰ浜松町　会議室		
	講師	中小企業診断士	檜山敦子氏
	講師	中小企業診断士	山口　享氏
	講師	社会保険労務士	吉野美奈子氏
９月１８日	ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）		
	於：ＡＰ浜松町　会議室		
	講師	中小企業診断士	島岡達郎氏
	講師	中小企業診断士	中村　稔氏
９月１９日	ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）		
	於：ＡＰ浜松町　会議室		
	講師	社会保険労務士	山岡洋秋氏
	講師	中小企業診断士	中村　稔氏
	講師	中小企業診断士	山口　享氏

第７回
１２月　１日～１２月１９日　　知識確認テスト実施
於：　全国２６０ヶ所のテストセンター
１月１４日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏
１月１５日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ品川アネックス　会議室
講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏
中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
１月１６日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏
１月２１日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　島　岡　達　郎　氏
講師　社会保険労務士　田　中　亮　子　氏
１月２２日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏
１月２３日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏

【健康経営エキスパートアドバイザー更新研修】

２０２０年９月に更新研修をリリースした。更新後の認定期間は２年間。２０２１年度の更新対象者は第２回・第３回の資格取得者。対象者は各自の健康経営アドバイザー・エキスパートアドバイザー研修用の「マイページ」にて実施。更新手続きは下記の通り。

１．認定期間中にＷＥＢ上の研修講座を３講座以上視聴
２．上記視聴完了者のみ更新研修の申込手続きに進む
３．ＷＥＢ上で更新用のテスト（５０問択一式）を受験し８０点以上で合格

⑦　メンバーズビジネスローン事業

東京商工会議所と民間金融機関（銀行・信用金庫）との提携に基づき、東商の会員事業所が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、２００４年９月１５日に本事業をスタートした。会員事業所が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごと、商品ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。利用方法は、原則として会員事業者が東商の窓口にて「会員確認書」の発行を受けた後、希望する金融機関で直接融資を申し込む。

２０２１年度末時点での提携金融機関数は７である。２０２１年度の会員確認書の発行件数は２４６件、提携金融機関による融資実行は２１９件／７億６百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では１０，０１２件、５８６億８５百万円にのぼっている。

表１　提携金融機関（２０２２年３月３１日現在）

地方銀行（１行）	きらぼし銀行
信用金庫（６金庫）	朝日信用金庫、興産信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫

⑧　創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けるか、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ２，５００万円（創業前の場合は自己資金の範囲内）までを上限額とする融資保証制度である。

２０２１年度の提携金融機関による融資実行は０件であった（２０２２年３月３１日現在の融資実行ベースの実績)。

表１　提携金融機関

地方銀行（３行）	東京都民銀行、八千代銀行、山梨中央銀行
信用金庫（７金庫）	朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫
信用組合（４組合）	全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合

⑨　創業融資（創業支援特例）

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、２０１５年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業（産業競争力強化法第２条に規定する区市町村が実施する事業）に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後５年未満の者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近１年以内に４回以上、１ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０２１年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は９３件であった。

⑩　小口資金融資（経営指導特例）

２００７年度より、東京都中小企業向け融資制度のメニューの一つとして創設された制度である。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から６ヶ月以上の経営指導を受けた小規模事業者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

２０１８年度より、本制度の融資限度額が１，２５０万円から２，０００万円へと引き上げられた。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を６ヶ月以上受け、経営指導内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０２１年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は０件であった。

⑪　記帳代行サービスと記帳相談

個人事業主の会員を対象とした記帳代行サービス。

＜２０２１年度実績＞

	代　行		相　談		
	対象者数（対象）	延件数（件）	対象者数（対象）	延件数（件）	非継続相談延件数（件）
記帳代行センター	２０	７７	１４６	１７７	４６

⑫　中小企業活力向上事業

東京都の補助事業として２３区内の中小企業を対象に、中小企業の持続的、発展的な成長に向けて、経営課題の発見（気づき）から課題解決までを切れ目なく支援することを目的に３種類の専門家派遣を実施した。

なお、当該事業の実施により、東京都中小企業振興公社の「販路拡大助成事業」や、東京都の中小企業向け融資制度「産業力強化融資（チャレンジ）」の申込要件の一部を満たすことができる。

1)　経営診断チェック（専門家派遣回数：１回）

経営指導員と中小企業診断士を企業に派遣。経営の現状分析と課題抽出等を通じて、経営者が自ら自社の経営課題を客観的に認識し気づきを得られるように導いた。

中小企業診断士の派遣回数（社数）

千代田支部	４１回（社）
中央支部	４８回（社）
港支部	５４回（社）
新宿支部	３４回（社）
文京支部	２１回（社）
台東支部	３５回（社）
北支部	２０回（社）
荒川支部	２２回（社）
品川支部	２５回（社）
目黒支部	２５回（社）
大田支部	２４回（社）
世田谷支部	２８回（社）
渋谷支部	５８回（社）
中野支部	２４回（社）
杉並支部	２４回（社）
豊島支部	２９回（社）
板橋支部	３０回（社）
練馬支部	１８回（社）
江東支部	２５回（社）
墨田支部	２５回（社）
足立支部	３０回（社）
葛飾支部	２０回（社）
江戸川支部	２６回（社）
本部	１７０回（社）
合計	８５６回（社）

2)　アシストコース（中長期課題解決支援／専門家派遣回数：最大９回）

経営診断後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。診断で判明した経営課題の解決のための方策が、将来への成長発展を見据えた中長期的な取組みで、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、事業計画づくりとその実行を支援した。

支援企業数　１５７社　　延派遣回数　１，１０９回

3)　フォローアップコース（専門家派遣回数：最大５回）

「アシストコース」等の支援を受けて「事業計画」を策定した企業が計画実行にあたり、新たな課題に直面した場合、課題の解決を継続的にサポートした。

支援企業数　　２９社　　延派遣回数　　１４２回

4)　コーディネーターによる相談、支援

中小企業活力向上事業の支援先の発掘や海外展開、社内体制整備などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため１４名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援企業数　６６４社　　延支援回数　１，７０９回

⑬　販路拡大助成事業

東京都の「販路拡大助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

＜受発注商談会＞

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京都からの委託を受けて開催した。

「２０２１年秋開催ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　１０月８日
会　　場　東京都立産業貿易センター　台東館
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他関連工事
参加企業数　発注企業・・・・・４７社
受注希望企業・・１５２社
エントリー・・・１９８社
商談件数　　４１９件

「２０２２年春開催ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　３月４日
会　　場　東京都立産業貿易センター　浜松町館
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他関連工事
参加企業数　発注企業・・・・・・５８社
受注希望企業・・・１６３社
エントリー・・・・２００社
商談件数　　４１１件

⑭　販路拡大支援事業

1)　ビジネスマッチング@ＳＭＴＳ２０２２

中小食品製造業などの取引機会の創出を図るため、首都圏における百貨店・スーパー、外食、卸のバイヤーとの受発注商談会を実施した。

開　催　日　２月１６日～１８日
会　　場　幕張メッセ「スーパーマーケット・トレードショー併設会場」
商談テーマ　「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品
共　　催　（一社）全国スーパーマーケット協会
参加企業数　バイヤー企業・・・・・・６１ブース
サプライヤー企業・・・・１４４社（エントリー２４２社)
商談件数　　３０６件
商談方式　　バイヤーによる指名商談方式

2)　東商バイヤーズミーティング

流通系企業との個別商談会。多様な企業との商談機会を提供するため、百貨店、スーパー、専門店等との個別商談機会を創出。当年度においては全５回開催。

「ドン・キホーテとの個別商談会」
開　催　日　４月２０日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　加工食品、菓子、酒・飲料、スイーツ等
企　業　数　サプライヤー企業・・１３社
　　エントリー・・・・・４９社
商談件数　　１３件

「東急ハンズとの個別商談会」
開　催　日　６月１８日（５月２８日より延期）
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　素材・道工具、ホビー・クラフト、インテリア、文具、ハウスウェア、アウトドア・トラベル、身の回り小物、ヘルス＆ビューティー、バラエティグッズ、季節用品、手作り品、食品など
企　業　数　サプライヤー企業・・　２４社
　　エントリー・・・・・１３１社
商談件数　　２４件

「イトーヨーカ堂との個別商談会」
開　催　日　６月２５日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　スイーツ、ドリンク、軽食・スナック商品等
企　業　数　サプライヤー企業・・　４社
　　エントリー・・・・・２０社
商談件数　　４件

「イトーヨーカ堂へのプレゼン提案会」
開　催　日　７月９日
会　　場　ＴＫＰ銀座ビジネスセンター
商談テーマ　テイクアウトが可能な軽食スナック・スイーツ・惣菜・弁当・名店の逸品を取り扱う飲食店等
企　業　数　サプライヤー企業・・５社
　　エントリー・・・・・９社
商談件数　　５件

「信濃屋との個別商談会」
開　催　日　３月２日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　食品全般（生鮮、グロサリー、菓子、飲料、乳製品、和日配等）
企　業　数　サプライヤー企業・・１０社
　　エントリー・・・・・４２社
商談件数　　１０件

3)　やまなみ・しまなみ商談会
やまなみ街道・しまなみ海道地域の４商工会議所（松江・尾道・今治・松山）と連携し、当地域の魅力ある食品を扱う事業者と、首都圏バイヤーとの商談会を開催。
開　催　日　１月１９日～２０日
会　　場　東京商工会議所５階会議室
商談テーマ　食品

参加企業数　バイヤー企業・・・・・　８社
　　サプライヤー企業・・・２３社
商談件数　　５６件

4)　ｔｏｓｈｏ　ｆｏｏｄ　ｐａｒｋ
「飲食店応援緊急掲示板」を、感染症対策への取り組み項目をより分かりやすく表記することで、安心して楽しめる飲食店を紹介するサイトとしてリニューアル。またＳＮＳや決済方法等、より詳細な情報の掲載が可能。
開　設　日　２０２０年１１月２日
Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｔｏｓｈｏ－ｆｏｏｄ－ｐａｒｋ．ｏｒｇ／
掲載内容　　飲食店（東商会員企業）店舗詳細、「感染症対策情報」、「店内飲食・テイクアウト・デリバリーの可否」、「営業時間」、「ウェブサイト・ＳＮＳ表記」「決済情報」等
掲載件数　　９６件
閲 覧 数　　１３，０９３件（3月末時点）

5)　オンライン商談システム「東商ＢＩＺ－ＯＮ」
「業種・内容を問わず」に「オンライン面談・商談」が「無料」で行える、東京商工会議所会員限定のビジネスマッチングシステム。
稼働開始日：２０２１年9月１４日（火）

⑮　創業支援機関との連携事業

1)　ＴＯＫＹＯ創業応援ＤＡＹＳ
２０１０年度まで国の委託事業として開催していた創業塾（創業を目指す方々を対象に、新規開業に必要な基礎知識を、短期間で一通り習得する入門コース）を、２０１１年度より㈱日本政策金融公庫の協力を得て東京商工会議所の独自事業として開催していた。今年度は、講師、内容を一部新たにし、名称を改変して実施。

⑯　東商社長ネット

○開　　設　２０１４年１２月１日
○Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｓｈａｃｈｏｎｅｔ／
○内　　容　会員企業の代表者の魅力を紹介するウェブサイト。経営理念や座右の銘などを掲載し、自社のウェブサイトへのリンク設定も可能。掲載無料。
○アクセス数　３８３，４３２ＰＶ
○登録企業数　１，３５６社

⑰　プレスリリース支援

共同通信ＰＲワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。
プレスリリース配信
新規入会（登録）３３社　　配信数　１９９本

⑱　会員企業向けセミナー・講座

1)　【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信)】インターネットに公開する前にもう一度確認したい
リーガルチェックのポイント
開　催　日　　6月２４日
講　　師　　㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス法務部　主席研究員　　林　　光　男　氏
参 加 者 数　　６０社　６８名

2)【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】今こそ挑戦！海外メディアへの情報発信力向上セミナー
開　催　日　　１１月２６日～１２月１０日配信
講　　師　　(公財)フォーリン・プレスセンター　広報戦略課　主任　　佐　藤　彩　子　氏
㈱共同通信ＰＲワイヤー　営業部　営業企画課　課長　　西　林　祐　美　氏
参 加 者 数　　５８社　６０名

3)【オンラインセミナー(Ｚｏｏｍライブ配信)】新任広報･販促等担当者向けゼロから学ぶ
リーガルチェックのポイント
開　催　日　　1月２４日
講　　師　　㈱ワールド･ヒューマン･リソーシス法務部　主席研究員　　林　　光　男　氏
参 加 者 数　　２６社　２８名

4)【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信)】
顧客目線で考える！ＳＮＳマーケティング力向上セミナ【中級編】
開　催　日　　3月　7日～3月２２日配信
講　　師　　㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
参 加 者 数　　５３社　５９名

5)【オンライン（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】広報担当者必見！コロナ禍における企業情報発信のやり方とメリット
開　催　日　　2月　1日～3月　4日配信
講　　師　　㈱はてな　執行役員／ビジネス開発本部長　　大久保　亮　太　氏
参 加 者 数　　２６名　１０５回再生

⑲　東商トク割便

郵便局のゆうメール（旧：冊子小包郵便）を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。
契約数　３６社　　利用通数　　３９,０００通

⑳　中堅・中小企業のためのＩＳＯ認証取得／規格改訂対応支援サービス事業

1)　概要
コンサルティングによるＩＳＯ９００１（品質)・ＩＳＯ１４００１（環境）の認証・取得支援を中堅・中小企業に向けて実施している。本サービスは、中堅・中小企業に利用してもらうことにより単に認証取得を行うだけでなく、経営力の向上・取引先からの信用力向上に寄与することを目的としている。

2）実施利用企業数
・ＩＳＯ９００１（品質）　　取得支援サービス　　1社　　計1社

㉑　海外展開イニシアティブ

1)　目的及び内容
中小企業の海外展開・国際ビジネス活動の一層の強化を目的に、各地商工会議所ならびに海外展開支援機関との連携・協働のもと、情報提供・普及啓発活動を実施した。

2)　実施内容
「これから越境ＥＣを始める方必見！！越境ＥＣセミナー（全６回)」
９月３０日　「入門セミナー（欧米編)」
独立行政法人中小企業基盤整備機構　中小企業アドバイザー　　横　川　広　幸　氏
アマゾンジャパン合同会社　セラーサービス事業本部
アカウントマネージャー　　川　口　凛太朗　氏

合同会社Ｚａｋｋｉ　代表社員
イーベイジャパン公認コンサルタント　　西　脇　直　人　氏

１０月　８日　「入門セミナー（東南アジア編)」
独立行政法人中小企業基盤整備機構　中小企業アドバイザー　　横　川　広　幸　氏
Ｌａｚａｄａ　Ｊａｐａｎ，Ｈｅａｄ　ｏｆ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ，
Ａｎａｎ　Ｍｅｎｇ　氏
ショッピージャパン株式会社
日本越境ＥＣチーム　アシスタントマネージャー　　安　井　裕太郎　氏

１０月１２日　「実務貿易セミナー（欧米編)」
ＤＨＬジャパン株式会社　　石　堂　　正　　氏
ＤＨＬジャパン株式会社　　柿　市　一　友　氏

１０月１３日　「実務貿易セミナー（東南アジア編)」
ＤＨＬジャパン株式会社　　石　堂　　正　　氏
ＤＨＬジャパン株式会社　　柿　市　一　友　氏

１０月２２日　「実践セミナー（マーケティング編)」
独立行政法人中小企業基盤整備機構　中小企業アドバイザー　　山　田　彰　彦　氏

１０月２５日　「実践セミナー（商品写真撮影編)」
株式会社コルプ　代表　　吉　田　貴　洋　氏

※いずれも独立行政法人中小企業基盤整備機構との共催

(19) 会員優待サービス

① チェンバーズカード

1)　カード会員

	事業所カード		個人カード		合　計
	一　般	ゴールド	一　般	ゴールド	
口　座	632	554	57	14	1,257
枚	912	847	68	24	1,851

2)　優待協力店（当所にて直接開拓した分）
５３社（件）

(20) 福利厚生支援事業

① 共　済

1)　各共済制度実績

a.　生命共済制度

・　加入事業所　　２，７９７事業所
・　加入人員　　１８，８１２人
・　加入口数　　１１８，９７４口
・　保険金・給付金支払状況（２０２０年１２月　１日～２０２１年１１月３０日）
＊死亡保険金（高度障害を含む）　　３９件　　１７３，０００，０００円

＊災害保険金　１件　６，０００，０００円
＊障害給付金　２件　２，４００，０００円
＊入院給付金　２４件　３，５０１，０００円
・ 配当金還元率　４９．５３％（２０２０年１２月　１日～２０２１年１１月３０日）

b. 特定退職金共済制度
・ 加入事業所　２，３８１事業所
・ 加入人員　４０，１８８人
・ 加入口数　３７７，５１１口
・ 給付金支払状況
＊退職年金　０人　０円
＊退職一時金　３，５５８人　３，５６７，３１７，６２６円
＊遺族一時金　２６人　４６，７９３，８７０円
＊解約手当金　４９５人　５７８，１２３，３１１円

c. 経営者年金共済制度
・ 加入事業所　３４０事業所
・ 加入人員　５５１人
・ 加入口数　３，０８４口
・ 給付金支払状況
＊退職年金　１人　６１６，４９８円
＊退職一時金　５９人　８８８，４４６，３０４円
＊遺族一時金　２人　１３，８８１，０５１円

d. 大型保障プラン
・ 加入事業所　４８７事業所
・ 加入人員　６６４人
{ 大樹生命保険　１９事業所　３９人
{ アクサ生命保険　４６８事業所　６２５人

e. がん保険共済制度
・ 加入事業所　３４１事業所
・ 加入人員　５２５人

f. マイライフ年金共済制度
・ 加入人員　１，１５７人
・ 加入口数　１７，３６４口　（内一時払）　６，１８０口
・ 給付金支払状況
＊脱退年金　２６８人　１３１，９９０，１９４円
＊脱退一時金　４２人　２４３，６６２，４２９円
＊遺族一時金　１人　８，２４２，４８７円

g. 労災上乗せ共済制度
・ 加入事業所　８２６事業所

h. ＰＬ保険制度
・ 加入事業所　１，１７５事業所

i. 所得補償共済制度
・ 加入事業所　３５１事業所
・ 加入者数　２，１２０人

j. 情報漏えい補償共済制度（個人情報漏えい共済制度から名称を変更）
・ 加入事業所　３９０事業所

k. 医療共済
・ 加入者数　１，７８１人

l. 東商 確定拠出年金
・ 成約件数　０件

m.　業務災害補償共済制度
・　加入事業所　　４，４６７事業所
n.　ビジネス総合共済制度
・　加入事業所　　３，９２８事業所
o.　団体長期所得補償共済制度
・　加入事業所　　１０５事業所

2)　ビジネス総合共済・業務災害補償共済 見積もりキャンペーン
共済新規加入を促進するキャンペーンとして初実施。２０２１年7月２６日～２０２１年9月３０日にビジネス総合共済と業務災害補償共済の見積もりを取得された会員・非会員を対象に、抽選で５０社（者）に「東商オリジナル 渋沢栄一グッズ（箸・リングノート）」を進呈した。

3)　生保推進会議の開催
a.　第１回営業担当者推進会議
○開催日　２０２１年　5月１７日　（１２名）
○会　場　オンラインによる開催
○内　容　共済制度推進について
事務取扱手引書について
その他　意見交換等
b.　第１回事務担当者会議
○開催日　２０２１年　6月　9日　（１８名）
○会　場　オンラインによる開催
○内　容　事務取扱について
事務取扱手引書についての質疑応答
その他　意見交換等
c.　第２回営業担当者推進会議
○開催日　２０２１年１０月　４日　（１２名）
○会　場　オンラインによる開催
○内　容　年間実績状況について
新年度目標額と推進について
生命共済シェア計算、表彰基準について
その他　意見交換等

4)　損保会議の開催
a.　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
第１回営業担当者会議
○開催日　２０２１年　5月　7日
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４」
○内　容　損保共済制度実績報告について
２０２１年度共済制度推進について
サポート代理店について
共済センターからの報告・連絡等
b.　第１回事務担当者会議
○開催日　２０２１年　5月１１日　（２４名）
○会　場　オンラインによる開催
○内　容　団体ＰＬ保険の事務手続きについて

所得補償共済の更改状況について
質問・意見交換
その他（連絡事項等）

c. 第２回事務担当者会議
○開催日　２０２１年１２月１３日　（２１名）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４・５」
○内　容　所得補償共済・労災上乗せ共済　新規・更改における事務手続きについて
質問・意見交換
その他（連絡事項等）

d. 第１回推進会議
○開催日　２０２１年１２月１５日　（１４名）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ１」
○内　容　２０２１年度 共同保険実績報告について
２０２２年度の募集に向けて
共済センターからの報告・連絡等

5) 表彰の実施

a. 共済制度年間功労者表彰
生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰。

○表彰対象数　個人表彰　７５名		生命共済制度	３８名	
		特定退職金共済制度	２７名	
		純新規事業所開拓	１０名	
	会社表彰　５社	生命共済制度	４社	日本生命保険相互会社
				アクサ生命保険株式会社
				第一生命保険株式会社
				住友生命保険相互会社
		特定退職金共済制度	４社	日本生命保険相互会社
				アクサ生命保険株式会社
				第一生命保険株式会社
				住友生命保険相互会社

b. 損保共済制度年間表彰
損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。
○受賞代理店数　１０１代理店（内、件数部門、保険料部門重複受賞　３１代理店）
件数部門：５７代理店
保険料部門：７５代理店

② ＣＬＵＢ　ＣＣＩ

ＣＬＵＢ　ＣＣＩというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生支援サービスを提供している。

1) 新プラン「えらべる倶楽部Ｌｉｔｅ」の導入
企業からの要望等をふまえ、低価格帯プラン「えらべる倶楽部Ｌｉｔｅ」を４つめのプランとして新たに導入した。

2)　加入状況

		加入事業者数	登録メンバー数
バフェプラン	東京商工会議所	680 社	14,240 人
	連携商工会議所	183 社	1,803 人
バフェプランＬｉｔｅ	東京商工会議所	157 社	4,740 人
	連携商工会議所	20 社	215 人
えらべる倶楽部	東京商工会議所	66 社	1,658 人
	連携商工会議所	5 社	10 人
えらべる倶楽部Ｌｉｔｅ	東京商工会議所	32 社	255 人
	連携商工会議所	4 社	21 人
合計		1,147 社	22,942 人

3)　連携商工会議所（１６ヵ所）

千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、習志野、北大阪、北九州、青梅、和泉、八千代、海老名、草加、安城、深谷

4)　入会キャンペーンの実施

○実施期間　　２０２１年１０月～２０２２年２月

期間中の入会申込者（４４社・４６２人）

③　健康管理サービス

1)　郵送によるがん検診

検査種類	受診者数
大腸がん便潜血検査	71
前立腺がん検査	43
胃がんリスク層別化検査	32
ピロリ菌抗体検査	10
ペプシノゲン検査	1
子宮頸がん予防検査	12
高リスクＨＰＶ検査	0
かんたん健診	16
合計	185

2)　雇入時・定期健診　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

a.　受診者数

検査種類	受診件数
雇入時健診	36
定期健診	246
胃がん予防健診	29
前立腺がん予防健診	20
肝炎ウイルス検査	22
卵巣がん検査	22
合計	375

b.　健診会場

丸の内二重橋ビル

3)　生活習慣病健診

a.　受診者数

検　査　種　類	受　診　件　数
生活習慣病＋定期健康診断	502
定期健康診断	152
胃がん予防健診	173
前立腺がん予防健診	98
肝炎ウィルス検査	90
卵巣がん検査	99
合　　計	1,114

b.　健診会場　　（５ヶ所）

台東区民会館、高齢者保健福祉支援センター、屋外広告ディスプレイ健保会館、すみだ産業会館、丸の内二重橋ビル

4)　腹部超音波・胃部Ｘ線健診　　受信者数　　３２名

5)　一般健診　　受診者数　　８２８名

6)　婦人科健診　　受診者数　　３１名

7)　人間ドック　　受診者数　　２６６名

8)　脳ドック　　受診者数　　4名

9)　生活習慣病健診　　受診者数　　6名

10)　ＰＥＴ－ＣＴ　　受診者数　　1名

11)　ストレスチェック制度　　受診者数　　４６６名

(21)　受託・協力事業

①　東京都中小企業再生支援協議会事業

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、「産業競争力強化法（前根拠法：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、２０１４年1月２０日より現根拠法に変更)」に基づき、東京商工会議所が認定支援機関となり、２００３年３月に東京商工会議所に設置された公正中立な公的機関である。事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行う。

1）会議

全体会議　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催

議　題　　1）再生支援業務部門における２０２０年度活動実績及び
２０２１年度活動方針（案）について

2）事業承継・引継ぎ支援センターにおける２０２０年度活動実績及び
２０２１年度活動方針（案）について

2）相談実績

	２０２１年度	設立時からの累計（２００３．３～）
相談企業数	430社	5,128社
再生計画策定支援完了件数	161件	1,090件

3）相談会

個別相談会「経営まるごと相談会」

１０月２１日・２２日

相談会参加社数　　８社

２月１７日・１８日

相談会参加社数　　２０社

4）事業再生セミナー

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

②　東京都経営改善支援センター

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画の策定費用の一部について国が支援するもの。「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、全国の中小企業再生支援協議会に設置された。東京商工会議所では、２０１３年２月に業務を開始。本事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行っている。２０１７年5月より早期経営改善計画策定支援事業を開始した。

1）申請実績

	２０２１年度	２０２１年度（早期）	設立時からの累計（２０１３．２～）
利用申請受付	67 件	130 件	2,557 件
支払申請受付	49 件	79 件	1,645 件
モニタリング実施回数	316 回	82 回	3,485 回

③　東京都事業承継・引継ぎ支援センター

後継者不在を理由に廃業を検討する中小企業が増えるなか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、廃業を選択する前に自社の事業を引継いでくれる企業を探すにあたり、M&Aの活用について詳しい専門家が公平中立な立場でアドバイスを行う「東京都事業引継ぎ支援センター（旧名称)」を東京商工会議所に設置した。２０１１年１０月３日に業務を開始し、きめ細かい支援を行っている。２０２１年4月１日より現名称。

1）相談実績

	２０２１年度	設立時からの累計（２０１１．１０～）
相談企業数	1,002社	7,541社
事業引継ぎ支援完了件数	86件	483件

④　容器包装リサイクル申請関係事業

1）概　　要

東京商工会議所では、１９９９年１１月以降、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付

代行業務を行っている。

２０２１年度におけるリサイクル制度の内容および申込手続の基本事項を確認する制度説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

2)　東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況

再商品化委託申込事業者数　　２，８５８件

⑤　制度改正に伴う専門家派遣等事業

1)　概　要

働き方改革関連法などの労働法制、消費税転嫁対策特別措置法失効に伴う２０２１年４月からの総額表示義務化に伴う価格転嫁による経営力強化および、２０２３年１０月に導入が予定されている 適格請求書等保存方式（インボイス）をはじめとする税制度などの各種制度改正への対応、民法 （債権法）・食品衛生法など各種法改正、新型コロナウイルス感染症に対する政府支援施策の活用等に関して、事業者等の相談に応ずるため、専門家の派遣、個別相談、窓口相談の設置、必要に応じて講習会・研修会等の開催、パンフレット等による周知等を行い、諸制度改正に伴い対応が必要となる小規模事業者・中小企業者等の事業活動を支援することを目的とし、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、制度改正に伴う専門家派遣等事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

労働法制、税制度、民法（債権法）、食品衛生法、新型コロナウイルス政府支援施策等の制度改正等による諸課題への対応として、経営指導員による巡回等において制度改正内容等の周知や指導、専門家による窓口相談での経営計画策定支援等、本質的な経営力強化に資する支援を行った。

併せて、講習会等の開催や専門家派遣による個別指導を実施し、中小・小規模事業者への諸制度改正の周知や支援を行った。

a.　啓発用動画

・再生回数　４４７回

b.　啓発用ツール

・啓発用ボールペン　　１０，０００本

c.　広報

（実施期間　9月1日～１１月３０日）

(a) バナー広告（２種）

・Ｇｏｏｇｌｅ　ＧＤＮ　　表示回数１２，８０９，４６６件

・ＡＤＭＡＴＲＩＸ　ＤＳＰ　　表示回数　５，０４９，４２０件

(b)リスティング広告

・Ｇｏｏｇｌｅ　　表示回数　　１９７，８３６件

(c) ＹｏｕＴｕｂｅ動画広告　　表示回数　１，８９４，９６８件

（実施期間　１２月１日～１２月２０日）

(a)リスティング広告

・Ｙａｈｏｏ！ＪＡＰＡＮ　　表示回数　１，０６４，２４３件

(b)バナー広告

・Ｇｏｏｇｌｅ　ＧＤＮ　　表示回数１１，９５４，６８３件

（実施期間　１２月２１日～1月３１日）

(a)リスティング広告（２種）

・Ｙａｈｏｏ！ＪＡＰＡＮ　　表示回数　１，３０１，１２２件

・Ｇｏｏｇｌｅ　　表示回数　　１９９，３４１件

(b)バナー広告（２種）

・Ｙａｈｏｏ！Ｄｉｓｐｌａｙ　ＡｄＮｅｔｗｏｒｋ　　表示回数１１６，１３３，６３５件

・Ｇｏｏｇｌｅ　ＧＤＮ　　表示回数　１３，９５４，５９４件

(c)ＹｏｕＴｕｂｅ動画広告　　表示回数　　２，０５８，４３６件

3)　指導など件数の実施件数

中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催	３０回／５２８人
巡回・窓口指導	４，７００件
巡回・窓口指導以外の指導（役員会での説明等）	８，３９３件
専門家派遣（制度改正エキスパート）	７０回

⑥　新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業

1)　概　要

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請等の対応を行うために、相談員を設置し、窓口での相談対応や相談会の開催、企業派遣等を実施することにより必要な支援を中小企業・小規模事業者に届け、雇用の維持と事業の継続が可能となるように支援するため、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底し、窓口相談のほか、電話やメール、オンラインによる相談等による指導の体制を整えた。専門家による相談会や窓口相談を実施し、経営計画策定の支援や各種申請のサポートを行った。

3)　指導など件数の実施件数

窓口専門相談	９，７５９件

4)　相談会　１回

経営まるっと相談会　於：ハイアットリージェンシー東京

１月２４日～１月２８日（１６９件）

⑦　電子認証サービス

1)　概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、㈱帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ㈱が発行する３タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

2)　サービス件数

サービス名	㈱帝国データバンク	セコムトラストシステムズ㈱	
	TDB TypeA	SECOM for G-ID	SECOM 行政書士
申　込　件　数	200 件	72 件	59 件

⑧　汚染負荷量賦課金申告・納付受付事業

概　要：法律に基づき、事業主が負担する汚染負荷量賦課金制度の普及・啓発ならびに申告書の受付点検事業を行った。

委託元：(独)環境再生保全機構

項目 / 委託区域	協会から委託を受けた事業所数	申告の対象となる事業所数	申告を受けた事業所数
千　代　田	92	92	92
中　央	40	40	38
港	60	60	60
新　宿	33	33	33
文　京	25	25	25
台　東	12	12	12
北	26	26	26

荒　　川	4	4	4
品　　川	26	26	26
目　　黒	16	16	16
大　　田	30	30	30
渋　　谷	25	25	25
豊　　島	11	11	11
板　　橋	27	27	27
江　　東	28	28	27
墨　　田	13	13	13
足　　立	18	18	18
葛　　飾	13	13	12
江　戸　川	10	10	10
その他の地域	279	279	278
合　　計	788	788	783

汚染負荷量賦課金申告受付期間　　２０２１年4月１日から5月１５日

２０２１年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会　　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため開催中止

⑨　経営革新計画点検業務委託事業

1)　目的及び内容

東京商工会議所では中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを行うことを目的に、２００８年１１月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計画承認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口に配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を実施した。

2)　相談実績（２０２１年4月～２０２２年3月）

経営革新計画承認件数	180 社
窓口における相談・指導	114 回
メール・電話による相談・指導	431 回

⑩　中小企業活力向上プロジェクトネクスト実行委員会事務局業務

本プロジェクトは、「中小企業活力向上プロジェクト」（２０１６年度～２０１８年度）の後継事業として２０１９年度より開始した。東京都産業労働局、（公財）東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体中央会、（一社）東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会の都内６機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで経営の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会を組成し、その事務局業務を当所が受託している。

1)　会議等の開催

a.　実行委員会

【第１回】　※書面開催

○ 日　時　　３月末

○ 議　事　　①２０２１年度事業報告（案）について

②２０２１年度収支決算（案）について

b.　幹事会

【第１回】　○ 日　時　　７月１９日　１５時００分～１６時３０分

○ 場　所　　オンライン開催（新型コロナウイルス感染症拡大予防のため）

○ 説　明　①中小企業活力向上プロジェクトネクストについて
②幹事会について
③事業計画・収支予算について
○ 議　事　事業の進捗状況について
○ 報　告　支援事例の紹介について

【第２回】○ 日　時　２月１６日　１５時００分～１６時３０分
○ 場　所　オンライン開催（新型コロナウイルス感染症拡大予防のため）
○ 説　明　①事業の実施状況について
②活力向上大会の実施について
③中小企業活力向上モデルについて
○ 議　事　予算配分変更について

c.　担当者連絡会
【第１回】○ 日　時　７月２１日　１４時００分～１５時３０分
○ 説　明　①中小企業活力向上事業の進捗状況（６月末日まで）について
②本プロジェクトの進捗状況について
③利用企業へのアンケート実施について
④活力向上モデル 支援事例の推薦について
○ 意見交換　現状の課題、今後の本事業の改善点について

2)　診断・支援ツール

a.　オンラインセミナー動画の配信

都内中小企業、小規模事業者の経営力向上を目的にＰＣ・スマートフォン・タブレット端末で視聴出来る動画を制作。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので前年度に引き続き、今年度は全３回完結のセミナーを５本公開した。

b.　公式ホームページの改修・セキュリティ対策

支援者の利便性の向上に向けた支援者向けサイトの改善の他、一般向けサイトのコンテンツの充実化、ＡＩ機能関連の実装検証などをおこなった。主な変更点は、①ハンドブック等の電子書籍ビューアーの見直し（ＨＴＭＬ５仕様）、②各種事務手続きのＷｅｂ申請対応（ファイルアップロード機能等）の実装、③専門家コラムの検索・分類（タグ）の見直し、診断事例の充実化、④ＡＩチャットボット機能のＷｅｂサイトへのテスト実装、ＳＮＳ連携等。

また、外部機関によるネットワーク脆弱性診断、Ｗｅｂアプリケーション脆弱性診断を行い、適切に対処した。

c.　専門家コラムの配信

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び本事業の登録中小企業診断士との連携強化を目的に、専門家によるコラムを公式ホームページに掲載。それぞれの中小企業診断士の専門性を活かした内容となっており計２４本のコラムを配信した。

3)　企業経営者向けセミナー

年間計５回のセミナーを下記のとおり開催した。

７月１６日（５８名）「～Ｗｉｔｈコロナ時代の新規ビジネス確立に欠かせない～
失敗しない！新規事業の立ち上げ方」
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

９月１６日（３６名）「～航空機産業からアウトドア業界へ参入中～
新たな夢へテイクオフ！ 大起産業(株)の挑戦 」
大起産業㈱　専務取締役、コンシューマ事業部長　　天　田　淳　一　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信
１１月１６日（３０名）「～主体的に働ける組織づくり～スープストックトーキョーの 『働き方“開拓”』」
㈱スープストックトーキョー　取締役副社長兼人材開発部長　　江　澤　身　和　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信
１２月１７日（２１名）「～老舗鋳物メーカーの生き残りをかけた挑戦～
石川鋳造『おもいのフライパン』誕生秘話」
石川鋳造㈱　代表取締役社長　　石　川　鋼　逸　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信
２月１４日（５６名）「“上手な”補助金・助成金の使い方と “通る”計画書の書き方」
中小企業診断士　　原　田　英　明　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

4)　支援者向け説明会

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、事前に収録した動画をオンラインにて公開する方法にて執り行った。

a.　都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした事業スキーム等の説明を行った。
４月より公開　２３区（東商）経営指導員
５月より公開　多摩地区経営指導員

b.　登録中小企業診断士を対象に、事業概要、事務手続き、診断報告書の記載方法の説明等を行った。
５月下旬より公開　登録中小企業診断士

5)　広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、ＰＲチラシの作成・配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

また、専門家支援の成果をＰＲする支援イメージ動画を制作し、公式ホームページでの配信やＷＥＢ広告にて配信。今年度からは、東京税理士会会報「東京税理士界」に本事業のＰＲ広告を掲載した。税理士・税理士法人に対して当プロジェクトの理解促進を図ることによって、支援対象とする事業者への間接的な認知度向上を図った。

6)　中小企業活力向上モデルの制作

２０１９～２０２１年度に実施された本プロジェクトの実績を集約し、様々な角度から中小企業の経営課題を分析した結果を、冊子「中小企業活力向上モデル」に取りまとめた。この冊子を都内中小企業支援機関等に提供することによって、今後の都内中小企業支援に役立てることを目的としている。

7)　中小企業活力向上大会の開催

a.　内容

都内中小企業者及び本プロジェクトに携わる支援者に対し､本事業の３年間の支援成果の発表を行った。具体的には、①有識者による基調講演、②現場で支援にあたる中小企業診断士・経営指導員等による、効果的な事例や特徴的な事例の発表とそれに対する意見交換、③利用企業の診断結果に関する分析や利用者アンケートの結果の発表を通じて、都内中小企業者へのＰＲと支援者におけるノウハウの共有を行った。

b.　開催日／場所
３月３日　Ｚｏｏｍライブ配信　（参加者　１６８名）

⑪　小規模事業者持続化補助金事業形式審査事務

1)　目的及び内容

中小企業庁は、２０１３年度補正予算分（２０１４年実施）から、小規模事業者が商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則５０万円を上限に補助金（補助率３分の２）を交付している。

東京商工会議所では、事業発足当初から、小規模事業者持続化補助金事務局を受託して運営している日本商工会議所より、事業者の形式審査事務の一部業務を再受託し、２３支部および中小企業相談センターに相談窓口を設置して対応している。相談窓口では、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行うとともに、補助金申請の際の必要書類となる「事業支援計画書」を、経営者の年齢が６０歳以上の事業者には事業承継の準備状況等をヒアリングし、「事業承継診断票」を作成・発行した。また、補助金採択者に対しては、発行した「事業支援計画書」に基づいて事後指導を実施した。

2)　「事業支援計画書」・「支援機関確認書」発行実績

a. 令和元年度補正予算

第５回（公募期間：２０２１年　２月　８日～２０２１年　６月　４日）	１，４７２件
第６回（公募期間：２０２１年　６月　７日～２０２１年１０月　１日）	１，０４０件
第７回（公募期間：２０２１年１０月　４日～２０２２年　２月　４日）	９７８件

⑫　認定経営革新等支援機関業務

1)　目的及び内容

東京商工会議所は、経済産業大臣から平成２８年７月２５日付で中小企業等経営強化法に基づく支援機関として認定を受け、認定経営革新等支援機関の関与を要する中小企業施策を会員企業等の小規模事業者・中小企業が利用しやすくするため、認定支援機関業務を行っている。

認定支援機関業務のうち、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要となる申請書・事業計画の作成支援は、会員・非会員を問わず対応している。２０１９年７月１日から、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要となる書面等は、申請書・事業計画等を確認のうえで会員に対し発行する手続きを開始した。

2)　発行実績

①「先端設備等導入計画に関する確認書」	４５件（昨年５３件）
②「事業承継・引継ぎ補助金に関する確認書」	４件（昨年３件）
③「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付に関する確認書」	４件（昨年１件）
④「中小企業経営強化税制のデジタル化設備（Ｃ類型）に関する確認書」	１件（昨年３件）
⑤「事業再構築補助金に関する確認書」	５５０件

⑬　職域における感染症対策普及促進事業

1)　目的及び内容

新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。また、２０１２年から２０１３年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。

本事業は、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得や、風しん予防対策などを支援するために、３コースの研修を提供し、企業の感染症対策を支援した。また、コースⅠとコースⅡについて、新型コロナウイルスに対応した改訂を行った。

	コース名	サポート内容	達成基準
コースⅠ	感染症理解のための従業者研修	感染症の基礎知識ドリル（研修教材）を提供し、正しい知識の定着を図る。	従業者の８割以上が教材受講

コースⅡ	感染症ＢＣＰ（業務継続計画）の作成	ＢＣＰのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。	事業所単位でのＢＣＰ作成
コースⅢ	風しん予防対策の推進	予防接種等協力医療機関を紹介し、従業者の抗体（免疫）保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。	風しん抗体保有者が従業者の９割以上

2)　活動実績

a.　新型コロナウイルスに対応した教材に改訂

	改訂内容
コースⅠ	設問・解説を新たに１５問追加（全６７問）し、従業者が新型コロナウイルスに関する知識を学べるようにリニューアル。
コースⅡ	新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症の発生段階に応じたより実用的なフォーマットにリニューアル。

b.　事業説明会（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）

職場の感染症対策講演（申込者数合計　３７５名）

第１回　「職場の感染症対策・総論」

東京医科大学院　渡航者医療センター　濱　田　篤　郎　氏

第２回　「新型コロナウイルス感染症　予防について」

大阪大学大学院　医学系研究科感染制御学　教授　忽　那　賢　志　氏

第３回　「職場での新型コロナウイルス感染症対策と検査の意義」

大東文化大学　スポーツ・健康科学部健康科学科　教授　中　島　一　敏　氏

第４回　「都内における夜間と昼間の人流の状況」

東京都医学総合研究所　社会健康医学研究センター長　西　田　淳　志　氏

第５回　「新型コロナウイルス感染症～現状と今後～」

東北医科薬科大学　医学部感染症学教室　特任教授　賀　来　満　夫　氏

c.　感染症ＢＣＰ作成支援

感染症ＢＣＰセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）

「感染症ＢＣＰセミナー～新型コロナウイルス感染症への対応～」

ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱　楠　木　紗　愛　氏

「ＢＣＰによる中小企業の危機管理」

児嶋国際特許事務所　所長　児　嶋　秀　平　氏

「感染症ＢＣＰ作成のポイントと感染症対応力向上プロジェクトの活用」

中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

d.　風しん予防啓発セミナー

「職場での風しん予防対策の推進」

国立感染症研究所感染症疫学センター　予防接種総括研究官　多　屋　馨　子　氏

e.　展示会への出展

展示会「データヘルス・予防サービス見本市２０２１」（会期：１１月３０日～１２月２日、開催形式：完全オンライン）に東京商工会議所のブースを出展し、職場での感染症対策を普及啓発した。

【展示内容】

・オンラインセミナー　「次の新型コロナ感染拡大（第６波）に向けて準備すること」

ＯＨサポート㈱　代表　　今　井　鉄　平　氏

・オンラインセミナー　「感染症ＢＣＰ作成のポイント」

中小企業診断士　　小　川　亮　一　氏

・産業保健師による相談会

f.　申し込み及び達成企業・事業所数

	コースⅠ 従業員研修	コースⅡ ＢＣＰ作成	コースⅢ 風しん対策	合 計（※）	
				延べ数	実数
申込事業所数	７２	５７	１４	１４３	９５
達成事業所数	４１	１５	５	６１	４４

※　延べ数は、各コース別事業所数の合算、実数はコースの重複を除いた事業所数。

⑭　東京都職域健康促進サポート事業

1)　目的及び内容

健康経営の普及・推進の一環として、東京都より「職域健康促進サポート事業」を受託。東京都が進める、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」等の施策について、①東京商工会議所が認定する健康経営アドバイザーが都内事業者に対し情報提供を通じた啓発活動を行うとともに、②具体的な取り組みを希望する企業に専門家を派遣し、その取り組みを支援した。

2)　活動実績

a.　情報提供・啓発活動

情報提供・啓発活動では、本事業の協力企業として、アクサ生命㈱、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループおよび㈱きらぼし銀行、明治安田生命保険相互会社、第一生命保険㈱と「連携協定」を締結し、同社に所属の健康経営アドバイザーが事業所を訪問するなど、都内約一万事業所に対し、情報提供を通じた啓発活動を行った。

b.　専門家派遣

職場の健康づくり・がん対策等について、具体的な取り組みを希望する企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家（健康経営エキスパートアドバイザー）を派遣し、１１７社延べ４６１回の支援を行なった。

c.　健康経営セミナー

７月　７日　　「オンラインライブ 経営者のための健康経営セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

８月１８日　　「健康経営®スタートアップＷＥＢセミナー」

共催：アクサ生命保険㈱・大塚製薬㈱

講師　東京商工会議所　ビジネス交流部　　高　野　恵　司

９月　６日　　「健康経営優良法人 ～中小規模法人部門～直前対策オンラインセミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

９月　９日　　「～社員の健康が企業を活性化～経営者のための健康経営実践セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱
講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

１０月１３日　　「健康経営優良法人 ～中小規模法人部門～直前対策Ｗｅｂセミナー」
共催：アクサ生命保険㈱・大塚製薬㈱
講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

⑮　地域連携型商談機会創出事業

1)　概要

地域連携型商談機会創出事業にかかる主たる取り組みである「地域連携商談・展示会事業」に関して、まず、都内食品流通企業の購買担当者が沖縄県内食品企業と商談を行う「沖縄食の新提案！ＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ商談会」を開催。①沖縄県内の食品製造業者による展示試食会、②東京都内食品バイヤーと、県内食品製造業者との商談会、及び③県内食品製造工場の視察を実施した。

次に、福井県福井市地域において「北陸技術交流テクノフェア２０２１東京都ブース出展」を展開。都内ものづくり企業と北陸地域のものづくり企業との技術交流・展示商談会を実施した。

最後に、大阪府大阪市地域において「大阪・東京ものづくり加工商談会」を昨年度に続き展開。東京都のものづくり企業と大阪地域のものづくり企業の商談･交流の場を創出する販路拡大支援事業を実施した。加えて、２０２２年度以降の事業実施を見据え、展示商談会の準備を進めた。

2)　地域連携商談・展示会事業

a.　沖縄県における商談機会創出の取り組み

一年を通じて暖かい気候の沖縄は豊かで独自の自然環境をベースに、豊富な南国の農作物に恵まれ、魅力的な地域産品を多く有していることから、常に消費者からのニーズが高い地域である。しかし首都圏と物理的に距離があることから、大手資本の商品等を除きまだ世に出回っていない商品が多数存在する。そのため、より多くの現地事業者とのビジネスチャンスの創出が期待できることから、都内食品バイヤーが沖縄県を訪問し、現地で食品製造事業者との販路拡大支援事業を実施。昨年も本地域で実施であったが、新型コロナウイルスの影響で規模を縮小したため、昨年に引き続き開催。具体的には、①沖縄県に所在する食品製造業者による展示試食会、及び②都内食品バイヤーが買い手となり、沖縄県内の食品製造業者が売り手となる商談会、さらに③沖縄県内食品製造工場の視察を開催した。

＜沖縄食の新提案！ＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ商談会　概要＞

主　　催：東京商工会議所、東京都、那覇商工会議所連合会
会　　期：１０月１４日～１５日（２日間）
会　　場：那覇市民体育館（沖縄県那覇市識名１２２７）

(a)展示試食ブース概要

会　　場：那覇市民体育館　メインアリーナ
小間仕様：３．６㎡（間口１．８ｍ　奥行１．８ｍ）
出展者数：７３社
制　作　物：出展企業商品ガイドブックを計２０００部配布
○出展者説明会（動画配信）　８月２３日撮影　於：東京商工会議所会議室
※新型コロナウイルスの影響により、動画配信に変更

(b) 沖縄食の新提案！ＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ商談会

会　　場：那覇市民体育館
参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・・・４７社・８１名
　　県内食品製造業者　・・・・・・７３社・１４９名
商談件数：３２９件
商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式

(c) 視察会

開 催 日：１０月１５日（４７社　８１名）

視 察 先：㈱福まる農場、㈲板間養殖センター

b.　福井県福井市地域における商談機会創出の取り組み

北陸地域は伝統工芸品や繊維産業で培った製造技術を背景に、今日では非鉄金属や生産用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業など裾野の広い産業集積を誇る、日本を代表するものづくり拠点の一つである。とりわけ福井県は、北陸新幹線の福井・敦賀延伸や中部縦貫自動車道の整備などを間近に控え、今後ますますのビジネス発展が期待される地域といえる。

都内ものづくり企業と北陸地域のものづくり企業との技術連携や情報交流などビジネスチャンス拡大を図るべく、「北陸技術交流テクノフェア２０２１東京都ブース出展」を実施した。また、「ふくいビジネスオンライン商談会」にも参加し、北陸地域の企業との商談機会の場を提供した。

＜北陸技術交流テクノフェア２０２１東京都ブース出展　概要＞

主　　催：技術交流テクノフェア実行委員会

（福井市、北陸経済連合会、福井県商工会議所連合会、福井商工会議所　等）

会　　期：１０月２１日～２２日　各日１０：００～１７：００

主会場　：福井県産業会館（福井県福井市下六条町１０３）

入場者数：１１，１８６人

出展企業：２０社・３７名

商談件数：８２件

オンライン商談件数：８社・１４件（ふくいビジネスオンライン商談会による）

c.　大阪府大阪市地域における商談機会創出の取り組み

大阪府大阪市は、ものづくり産業においては、機械産業や化学産業等に有数の技術をもつ企業が集積する、日本を代表するものづくり拠点の一つである。特に、機械金属関係を基盤として、幅広く多様な技術をもつ中小企業が市内には集積しており、ものづくり企業の集積地となっている。

都内ものづくり企業と大阪地域のものづくり企業との事業連携を図るべく、商談会を開催した。受注を希望する大阪地域の企業のニーズが高いことから、発注企業を東京で募集、受注希望企業を大阪地域で募集。具体的な発注案件に基づき商談会を実施。

＜大阪・東京ものづくり加工商談会　概要＞

主　　催：東京商工会議所、東京都、大阪商工会議所

共　　催：大阪府

会　　期：１２月　２日～　３日（２日間）

会　　場：大阪商工会議所　６階　末広の間

概　　要：東京側企業：１７社　大阪側企業：６０社

商談件数：１５４商談

⑯ 中小企業等アウトリーチ事業

1)　概　要

経済産業省は、中小企業の輸出管理体制構築等を支援するため、２０１９年度より「中小企業等アウトリーチ事業」を実施している。同事業は、中小企業向けの説明会の開催、輸出管理の専門家による助言・指導等を通じて、安全保障貿易管理体制の構築を支援し、中小企業の保有する機微技術の流出を防ぐことを目的としており、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

安全保障貿易管理の内容を盛り込んだ説明会を６回開催したほか、中小・小規模企業向けの相談窓口として、輸出管理に係る実務経験が豊富な専門家による個別相談会を実施し７社が参加した。

a. 中小企業向け説明会

６月２５日（１００名）オンライン

７月１６日　（５９名）オンライン

９月１７日　（６４名）オンライン
１０月２５日　（７７名）オンライン
１２月１７日　（４９名）オンライン
１月３１日（１８７名）オンライン
b. 専門家派遣（個別相談）　　７社

(22) 東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会（延期後）に向けた活動

①　＋1ＭＯＶＥＭＥＮＴ（プラス・ワン運動）の展開

1)　概要

延期となった東京２０２０大会に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、企業が現状よりも一歩前進するような挑戦を後押しすることを目的とした東京都との連携事業（＋１ＭＯＶＥＭＥＮＴ／プラス・ワン運動）を展開した。

2)　感染拡大防止と社会経済活動の両立実現に向けた活動

a.　「勇気ある挑戦＋１」特設サイトの展開

(a)　概　要　　コロナ禍でも前を向き、課題解決に向け挑戦的な取組みを続ける中小企業の事例等をインタビュー形式で紹介。

(b)　掲載社数　５１件

(c)　備　考　　中小企業部との連携事業。２０２０年１２月に特設サイトを開設し、大会実施まで継続的に更新。

b.　「ＳＴＯＰ－ｃｏｖｉｄ１９」特設サイトの展開

(a)　概　要　　大会の開催・成功に向けた環境整備のために必要な感染抑止の取組みについて、各団体から発信されている情報を取りまとめ、企業向けに最新情報を発信する特設サイトを継続的に更新。

(b)　備　考　　２０２０年１２月に特設サイトを開設、大会実施まで継続的に更新。

3)　交通輸送マネジメントに関する活動

a.　２０２０交通対策ハンドマップ（２０２１年度更新版）の発行

(a)　発行日　　２０２１年4月３０日

(b)　内　容　　大会期間中に実施される交通対策や競技会場周辺の交通規制情報、企業が取り組める対策等の情報について、２０２０年１月に発刊した同名冊子の情報を更新し発刊したもの。東京都、内閣官房、東京２０２０大会組織委員会が事務局を務める「２０２０ＴＤＭ推進プロジェクト」の協力により「東京２０２０公認プログラム」の認証を得て作成。

(c)　発行部数　１９８，０００部

(d)　配　布　　東京商工会議所本部や２３支部にて配布したほか、東商新聞のラッピングにて全会員に配布。また関係機関・団体等からの要請を受け、各所への展開を行った。

b.　大会期間中の交通対策・交通規制に関する周知チラシの配布

(a)　概　要　　大会期間中の交通対策や交通規制に関する情報の周知啓発を図るため、東商新聞のラッピングにて全会員に周知チラシを配布。

(b)　発行日　　２０２１年6月２０日

c.　ＴＤＭ特設サイトの公開

(a)　概　要　　大会期間中の交通対策や交通規制に関する情報をまとめた特設サイトを東商ウェブサイト内に公開し、会員企業への周知啓発を実施。各情報提供サイトへのリンクを設置したほか、東京商工会議所の取組みとして２０２０交通対策ハンドマップや解説動画等を紹介。

(b)　公開日　　２０２１年6月２１日

d.　ＴＤＭ解説動画の配信

(a)　概　要　　大会期間中の交通対策に関する解説動画を東京都と協力の上作成し、企業向けに配信。

(b)　配信日　　２０２１年6月３０日　配信開始

(c)　内　容　　大会期間中の交通対策、開・閉会式時の交通規制（２本掲載）

e.　築地輸送デポにおける貢献活動

(a)　概　要　　大会期間中に選手輸送の拠点となる築地輸送デポ（築地市場跡地）にて、ＴＤＭ啓発や大会車両の洗車活動をはじめとする貢献活動を実施。

(b)　内　容　　築地輸送デポ内の会場視察、大会車両の洗車活動、ＴＤＭに関する講義　等

(c)　実施日　　２０２１年6月２２日、２５日、２９日

(d)　参加者数 計８２名　※東商青年部、サポートキャスト（東商会員企業、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会の加盟企業により構成されるボランティアの登録者）等

4)　大会機運醸成に関わる活動

a.　東商新聞　号外の発刊

(a)　概　要　　東商新聞号外として、東京２０２０大会特集号を発刊。

(b)　内　容　　・東京２０２０大会に向けた東商からのメッセージ
・東京都知事、組織委員会会長、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣からの寄稿　等

(c)　発行日　　２０２１年7月２０日号

b.　大会機運盛上げに向けた動画配信

(a)　概　要　　大会機運醸成を目的とした動画を作成し、大会開催直前期に東商公式サイトにて公開。大会出場経験者ほか、三村会頭、渡辺佳英オリンピック・パラリンピック特別委員長による大会開催に向けたメッセージを配信。

(b)　公開日　　２０２１年7月２３日

(c)　出演者　　三村　明夫（東京商工会議所　会頭）
渡辺　佳英（東京商工会議所　オリンピック・パラリンピック特別委員長）
朝原　宣治（陸上競技・オリンピアン／
２００８年北京オリンピック　陸上男子４ｘ１００ｍリレー銀メダリスト）
青木　　愛（アーティスティックスイミング・オリンピアン／２００８年北京オリンピック日本代表）
根木　慎志（車いすバスケットボール・パラリンピアン／２０００年シドニーパラリンピック車いすバスケットボール　日本代表キャプテン）
田口　亜希（ライフル射撃・パラリンピアン／２００４年アテネパラリンピック、２００８年北京パラリンピック、２０１２年ロンドンパラリンピック出場）

5)　その他

a.　東京２０２０パラリンピック競技大会開会式への三村会頭出席

(a)　概　要　　東京２０２０大会組織委員会からの招待を受け、東京２０２０パラリンピック開会式に三村会頭が出席した。

(b)　開催日　　２０２１年8月２４日

(c)　会　場　　オリンピックスタジアム（国立競技場）

b.東京２０２０大会にかかる感謝状の贈呈式への三村会頭出席

７．事業　(22)東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会（延期後）に向けた活動

(a)　概　要　東京２０２０大会の開催に貢献した功労団体に対し、東京都・東京２０２０組織委員会より感謝状が贈呈された。東京商工会議所からは三村会頭が出席し、３９団体を代表して感謝状受領・挨拶を行った。
(b)　開催日　２０２１年１０月２６日
(c)　会　場　東京都庁

８．登　　録

(1) 法定台帳

① 作成・定期訂正

作　　成　　５月１０日（２０２１年度新規該当者）

定期訂正　　９月３０日（継続該当者）

② 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数	台帳提出数	提出率（%）
会　　員	36,959	16,060	43.5
非　会　員	25,451	6,555	25.8
計	62,410	22,615	36.2

③ 法定台帳の管理運用

1)五十音順整備（地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制）

2)地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料

3)２３区別「特定商工業者統計表」の作成

4)登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

(2) 貿易登録

（単位：件）

会員・非会員	新規登録	登録更新	年度末登録業者数
会　　員	234	2,262	4,982
非会員（含地区外）	236	1,095	2,632
計	470	3,357	7,614

※貿易登録の有効期間は２年間

(3) 会員之章（貸与）

2020年度末現在	新規貸与	退会・返却	2021年度末現在
４，３４０	0	30	4,310

９．事務所･建物等運用

(1) 事務所所在地

1	本部	千代田区丸の内３－２－２
2	証明センター	台東区東上野４－８－１　ＴＩＸＴＯＷＥＲＵＥＮＯ３階
3	千代田支部	千代田区神田神保町３－１９　ダイナミックアート九段下ビル２階
4	中央支部	中央区銀座１－２５－３　中央区立京橋プラザ分庁舎３階
5	港支部	港区浜松町２－４－１　世界貿易センタービルディング南館５階 ※２０２１年　５月２４日（月）より新事務所にて業務開始
6	新宿支部	新宿区西新宿６－８－２　ＢＩＺ新宿４階
7	文京支部	文京区春日１－１６－２１　文京シビックセンターＢ２階
8	台東支部	台東区花川戸２－６－５　台東区民会館１階
9	北支部	北区王子１－１１－１　北とぴあ１２階
10	荒川支部	荒川区荒川２－１－５　セントラル荒川ビル９階
11	品川支部	品川区西品川１－２８－３　品川区立中小企業センター４階
12	目黒支部	目黒区目黒２－４－３６　目黒区民センター４階
13	大田支部	大田区南蒲田１－２０－２０　大田区産業プラザ５階
14	世田谷支部	世田谷区太子堂２－１６－７　世田谷産業プラザ２階
15	渋谷支部	渋谷区渋谷１－１２－５　渋谷区立商工会館７階
16	中野支部	中野区中野２－１３－１４　中野区産業振興センター２階
17	杉並支部	杉並区上荻１－２－１　Ｄａｉｗａ荻窪タワー２階
18	豊島支部	豊島区西池袋２－３７－４　としま産業振興プラザ（ＩＫＥ・Ｂｉｚ）４階
19	板橋支部	板橋区板橋３－９－７　板橋センタービル８階
20	練馬支部	練馬区練馬１－１７－１　Ｃｏｃｏｎｅｒｉ４階
21	江東支部	江東区東陽４－５－１８　江東区産業会館２階
22	墨田支部	墨田区江東橋３－９－１０　すみだ産業会館９階
23	足立支部	足立区千住１－５－７　あだち産業センター４階
24	葛飾支部	葛飾区青戸７－２－１ テクノプラザかつしか３階
25	江戸川支部	江戸川区船堀４－１－１　タワーホール船堀３階
26	浅草分室	台東区花川戸２－１７－８　ハン六ビル８階

(2) 自己所有土地・建物の概要

① 概　要

1)　丸の内二重橋ビル

登記名	丸の内二重橋ビルディング・東京商工会議所ビル・東京會舘ビル
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 2 号　（番地：千代田区丸の内三丁目 14 番 1）
敷地面積	9,935.02 ㎡　(3,005.344 坪)　　（うち東商専有部　1,150.75 ㎡）
建築面積	8,355.06 ㎡　(2,527.406 坪)
延床面積	174,054.18 ㎡（52,651.389 坪）（容積率 1752%）　（うち東商専有部　22,424 ㎡）
構造	地上鉄骨構造、地下鉄骨鉄筋コンクリート構造
階数	地下 4 階・地上 30 階建、塔屋 2 階
高さ	150m
用途	事務所、商業施設、宴会場、会議場、駐車場
着工	２０１５年１１月１６日
竣工	２０１８年１０月１５日

事業者	三菱地所㈱、東京商工会議所、㈱東京會舘
設計監理	㈱三菱地所設計
施工	大成建設㈱、㈱関電工、高砂熱学工業㈱、㈱西原衛生工業所、 三菱電機㈱（東商専有部は、東芝エレベータ㈱）

2)　新宿三丁目イーストビル（旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル）

所 在 地	東京都新宿区新宿三丁目１番２６号（地番：新宿区新宿三丁目１３０番～１４１番）
敷地面積	2,578.69 ㎡　うち、東商所有分：176.65 ㎡（地番：１４１番）
建築面積	1,804.70 ㎡
延床面積	26,360.56 ㎡ うち、東商所有分（共有持分） 建物専有部分　577.55 ㎡ 建物共用部分　124.10 ㎡ 駐車場部分　50.19 ㎡
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階　　数	地下３階、地上１４階、ＰＨ２階
高　　さ	80.70m
用　　途	物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場
着　　工	２００４年１０月１日
竣　　工	２００７年1月３１日

(3) 建物の運用

① 定期貸室使用者（五十音順）

【丸の内二重橋ビル】

アクサ生命㈱
税理士法人かえで税理士法人
医療法人社団公颯会（東商ビル診療所）
国際商業会議所日本委員会
サーブコープジャパン㈱
㈱セブン‐イレブン・ジャパン
セントラルスポーツ㈱
タリーズコーヒージャパン㈱
(公社)　東京屋外広告協会
(一社)　東京珠算教育連盟
東京販売士協会
㈱東商サポート＆サービス
㈱東商ビル薬局
日本小売業協会
日本商工会議所
(一財)日本民族工芸技術保存協会

② 貸会議室概要

名　称	規模（㎡）	集客人数（人）			その他
		シアター	スクール	ロの字	
東京商工会議所　渋沢ホール	580	500	240		電動式移動観覧席（ロールバックチェア）、昇降式ステージ（1 台）を設置
Room A1	195	180	60	36	
Room A2／Room A3／Room A4／Room A5	85	72	24	20	
Room A1 ＋ Room A2	280	252	90	52	
Room A3 ＋ Room A4 ／ Room A4 ＋ Room A5	170	144	60	32	
Room A3 ＋ Room A4 ＋ Room A5	255	252	96	52	

Room B1 ／ Room B2	120	126	40	28	
Room B1 ＋ Room B2	240	234	80	48	
Room B3	80	80	30	24	

※政府によるコロナ緊急事態宣言発令中は、集客人数は半数以下で運用。

③　１階多目的スペースにおける展示・催事

（開催期間）２０２１年３月３０日～４月２７日
（概　　要）「NHK 大河ドラマ「青天を衝け」展」
・東京商工会議所初代会頭である渋沢栄一翁が主人公の大河ドラマ「青天を衝け」の企画展示。
（主　　催）一般財団法人 NHK サービスセンター
（協　　力）東京商工会議所

（開催期間）２０２１年５月１０日～５月１４日
（概　　要）「東京屋外広告コンクール入賞作品展」
・「東京屋外広告コンクール」に入賞した作品のパネル展示。
（主　　催）公益社団法人東京屋外広告協会

（開催期間）２０２１年６月２９日～６月３０日
（概　　要）「飲食店応援緊急企画！初夏の東商グルメ商品販売会」
・新型コロナウイルス感染拡大によって苦境を強いられている飲食・グルメ業界の応援を目的に、会員企業の飲食店によるテイクアウト商品の販売会を開催。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２１年７月７日～７月８日
（概　　要）「渋沢栄一ゆかりの地物産展」
・渋沢翁の功績を PR することを目的に、渋沢翁にゆかりのある各地域が出店し、地域特産品や渋沢に関わる商品の販売を実施。
（主　　催）東京商工会議所
（出　　店）埼玉県深谷市、東京都北区、東京都板橋区、東京都江東区、長野県上田商工会議所、北海道十勝清水町

（開催期間）２０２１年９月６日～９月２４日
（概　　要）「勇気ある経営大賞展」
・「勇気ある経営大賞」の受賞企業を紹介するバナーの展示。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２１年１０月１３日～１４日
（概　　要）「東京商工会議所　秋のグルメ販売会」
・新型コロナウイルス感染拡大によって苦境を強いられている飲食・グルメ業界の応援を目的に、議員・支部会長企業による販売会を開催。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２１年１０月２８日～１０月２９日
（概　　要）「渋沢栄一のおもてなし～王子飛鳥山の茶室：無心庵から～」
・かつて渋沢翁が国内外の要人をもてなした飛鳥山の茶室「無心庵」にちなんだ茶事のデモンストレーションと、東京都北区の銘品や渋沢翁に関わる商品を販売。

（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２１年１１月４日～１１月３０日
（概　　要）「第２回 NHK 大河ドラマ「青天を衝け」展」
・渋沢翁が主人公の大河ドラマ「青天を衝け」で東京商法会議所(現在の東京商工会議所)の設立が描かれた場面で実際に使用された小道具などを展示。
（主　　催）一般財団法人 NHK サービスセンター
（協　　力）東京商工会議所

（開催期間）２０２１年１２月８日～１２月９日
（概　　要）「～渋沢栄一ゆかりの地～地域特産 物産展」
・同年７月に実施した物産展から新たに「岡山県井原市」が加わり、地域特産品や渋沢翁に関わる商品の販売を実施。
（主　　催）東京商工会議所
（出　　店）埼玉県深谷市、長野県上田商工会議所、北海道十勝清水町、岡山県井原市

（開催期間）２０２１年１２月２１日～１２月２２日
（概　　要）「今から始めよう！オフィス業務スマート化展」
・オフィス業務の効率化を図る独自の技術・サービスを持つ中小企業が一堂に会し、販路拡大につなげることを目的とした展示商談会を実施。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　１月１９日～２０日
（概　　要）「やまなみ・しまなみ観光展」
・島根県松江市、広島県尾道市、愛媛県今治市、愛媛県松山市の観光ＰＲ展示を実施。
（主　　催）松江商工会議所、尾道商工会議所、今治商工会議所、松山商工会議所

（開催期間）２０２２年　２月２８日～４月１５日
（概　　要）「新型コロナウイルスワクチン共同接種会場」
・東京ワクチンチーム（東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都看護協会、東京都薬剤師会）と連携したワクチン共同接種を実施。
（主　　催）東京商工会議所

(4) オフィスの運用

① オフィス町内会

オフィス環境の整備を通じて事務局員一人一人の生産性を高めることを目的とし、次世代を担う若手職員を中心とした「オフィス町内会」を開催した。

1)　本部・第１回　　２０２１年７月１３日（ハイブリッド開催）
2)　本部・第２回　　２０２１年９月２８日（ハイブリッド開催）
3)　本部・第３回　　２０２２年３月　８日（オンライン開催）
4)　支部・第１回　　２０２１年７月１６日（ハイブリッド開催）
5)　支部・第２回　　２０２２年３月　９日（オンライン催）

② 東京商工会議所ビル内における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、オフィスエリアおよびカンファレンスエリア、各支部に対し、備品・什器を設置、配付した。

（備品詳細）・二酸化炭素濃度測定器（本部・支部）

・足踏み式消毒液（本部・支部）
・サーキュレーター（支部）
・空気清浄機（支部）
・ビニール対面シールド（支部）

③　職員向け弁当・パン・スイーツ販売の実施

目　　的：職員が働きやすい職場環境の整備及びコロナ禍において苦境を強いられている飲食業の会員企業支援を目的として、職員向け弁当・パン・スイーツ等の販売を実施した。

日　　程：（弁　　当）　６月　３日／　６月　８日／　６月１１日／　６月１５日／　６月１７日／
６月１８日／　６月２２日／　６月２４日／　６月２５日／　６月２９日／
７月　１日／　７月　２日／　７月　５日／　７月　７日／　７月　８日／
７月１２日／　７月１４日／　７月１５日／　７月１９日／　７月２１日／
７月２８日／　７月２９日／１０月　７日／１０月１５日／１０月２１日／
１０月２８日／１１月　４日／１１月１０日／１１月１８日／１１月２５日／
１２月　２日／１２月１０日／１２月１６日／１２月２３日／　１月１３日／
１月２０日／　１月２７日／　２月　３日／　２月１７日／　３月　１日／
３月　３日／　３月　７日／　３月　９日／　３月１５日／　３月１７日／
３月２３日／　３月２４日／　３月２８日／　３月２９日
（パ　　ン）　６月１１日／　６月１８日／　６月２５日／　７月　２日
（スイーツ）１２月１０日／１２月２７日

販売実績：弁当１，３４４食、パン４００セット

10. 関係団体への加入および連繋等

(1) 日本商工会議所

（２０２２年3月３１日現在）

日本商工会議所における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会頭	三村明夫	会頭・議員
専務理事	石田徹	専務理事
総合政策委員長	小林栄三	特別顧問・議員・総合政策委員長
税制委員長	田中常雅	特別顧問・議員・税制委員長
労働委員長	塚本隆史	特別顧問・議員・労働委員長
表彰特別委員長	石田徹	専務理事
日本商工会議所 創立１００周年特別委員長	三村明夫	会頭・議員

（共同委員長就任委員会）
総合政策委員会、産業経済委員会、国際経済委員会、観光委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、エネルギー・環境委員会
（委員就任委員会）
表彰特別委員会

（事務局職務協力）　（２０２２年3月３１日現在）

日本商工会議所における協力職務	兼務人数	当商工会議所における部署名
広報部	５人	広報部
国際部	１１人	国際部
企画調査部	５人	企画調査部
産業政策第一部	７人	産業政策第一部
産業政策第二部	８人	産業政策第二部

(2) 関東商工会議所連合会

（２０２２年3月３１日現在）

関東商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	三村明夫	会頭・議員
代表幹事	小林治彦	常務理事

（事　務　局）　（総務統括部総務課組織連携担当）

(3) 東京都商工会議所連合会

（２０２２年3月３１日現在）

東京都商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	三村明夫	会頭・議員

（事　務　局）　（総務統括部総務課組織連携担当）

(4) 全国商工会議所女性会連合会

（２０２２年3月３１日現在）

全国商工会議所女性会連合会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	市　瀬　優　子	女　性　会　会　長
常　任　理　事	緒 方 智 英 子	女　性　会　副　会　長
常　任　理　事	財　津　澄　子	女　性　会　副　会　長

（事　務　局）　　日本商工会議所 総務部(組織・運営)

(5) 関東商工会議所女性会連合会

（２０２２年3月３１日現在）

関東商工会議所女性会連合会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	市　瀬　優　子	女　性　会　会　長

（事　務　局）　　（総務統括部総務課組織連携担当）

(6) 専門図書館協議会

（２０２２年3月３１日現在）

専門図書館協議会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
◎専門図書館協議会		
会　　長	三　村　明　夫	会　頭　・　議　員
理　事　長	石　田　　徹	専　務　理　事
表彰審査委員会委員長	石　田　　徹	専　務　理　事

（事　務　局）　　専門図書館協議会（日本図書館協会会館内）

(7) その他加入団体（五十音順）

ｔｈｅ　Ｔｏｋｙｏ　Ｕ－ｃｌｕｂ
(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
(一社)海外環境協力センター
(一財)機械システム振興協会
企業史料協議会
(公社)麹町法人会
(独)国際観光振興機構
国際商業会議所日本委員会
(公財)国際人材協力機構
(公財)産業雇用安定センター
(公財)渋沢栄一記念財団
(一社)情報科学技術協会
(一社)情報サービス産業協会
(公財)新日本フィルハーモニー交響楽団
(一社)全国スーパーマーケット協会
(一社)全国福祉用具専門相談員協会
(一財)知的財産研究教育財団
中央労働災害防止協会
(一社)中高年齢者雇用福祉協会
千代田年金委員会
ＤＭＯ東京丸の内
(一財)デジタルコンテンツ協会
テロ対策東京パートナーシップ推進会議
(一社)東京ビルヂング協会
(一社)内外情勢調査会
(一財)日中経済協会
(一社)日中経済貿易センター
(特)日本ＮＰＯセンター
(公社)日本観光振興協会
(公財)日本関税協会
(一社)日本経営協会
(一社)日本経済青年協議会
(一社)日本経済調査協議会
(一社)日本原子力産業協会
(公財)日本交通公社
日本小売業協会
(一社)日本在外企業協会
(公社)日本産業衛生学会
(一財)日本産業協会
(一社)日本色彩学会
(一財)日本色彩研究所
(一社)日本商事仲裁協会
(一財)日本情報経済社会推進協会
(一社)日本テレワーク協会
(特)日本都市計画家協会
(公社)日本図書館協会

(一財)伝統的工芸品産業振興協会
(公社)東京屋外広告協会
(株)東京會舘　ユニオンクラブ
(公財)東京観光財団
(特)東京シティガイドクラブ
(一財)東京社会保険協会
(一社)東京珠算教育連盟
(公社)東京青年会議所
(一社)東京駐車協会
東京都応急手当普及推進協議会
(一社)東京都港湾振興協会
東京都産業教育振興会
(特)東京都就労支援事業者機構
東京都職業能力開発協会
(公社)東京のあすを創る協会
東京販売士協会
(一社)日本能率協会
(一社)日本販売士協会
(特)日本ＰＦＩ・ＰＰＰ協会
(一財)日本ファッション協会
(特)日本ヘルスツーリズム振興機構
(一社)日本貿易会
(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
(公財)日本ユースリーダー協会
(一社)日本流行色協会
(公社)発明協会
丸の内懇話会
丸の内災害予防普及会
丸の内美化協会
丸の内ビル防犯協会
丸の内防火防災協会
丸の内防犯協会
民間外交推進協会

(8) 外部団体就任状況

① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

（２０２１年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
環境省　中央環境審議会　地球環境部会　カーボンプライシングの活用に関する小委員会	委員	井上　博貴　(青年部副会長・新事業・イノベーション創出副委員長)
環境省　中央環境審議会　総合政策部会・地球環境部会・循環型社会部会	委員	小和田祐子　(エネルギー・環境委員会委員)
関東財務局　国有財産関東地方審議会	委員	湊元　良明　(理事・事務局長)
関東森林管理局　国有林野管理審議会	委員	小林　治彦　(常務理事)
経済産業省　営業秘密官民フォーラム	委員	松澤　克明　(知的財産戦略委員会委員)
経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　地球環境小委員会	委員	野末　　尚　(エネルギー・環境委員会共同委員長)
経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　地球環境小委員会　地球温暖化対策検討WG	委員	井上　博貴　(青年部副会長・新事業・イノベーション創出副委員長)
経済産業省資源エネルギー庁　総合資源エネルギー調査会　新エネルギー小委員会	委員	中島　彰良　(千代田支部工業分科会副分科会長)
経済産業省　世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法に関する研究会	委員	井上　博貴　(青年部副会長・新事業・イノベーション創出副委員長)
経済産業省　日本産業標準調査会基本政策部会	委員	阿部　　純　(大崎電気工業㈱取締役　技術開発副本部長　兼　研究開発センター長)
公正取引委員会　独占禁止懇話会	会員	細田　　眞　(議員・経済法規共同委員長)
厚生労働省　技能者表彰審査	委員	小林　治彦　(常務理事)
厚生労働省　雇用保険二事業懇談会	委員	坂田　甲一　(労働委員会委員)
厚生労働省　職業能力診断ツール活用促進等事業に係る提案書技術審査委員会	委員	小林　治彦　(常務理事)
厚生労働省　中央最低賃金審議会	委員	志賀　律子　(労働委員会委員)
厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会	委員	志賀　律子　(労働委員会委員)
厚生労働省　労働政策審議会　本番	委員	矢口　敏和　(議員・労働副委員長)
厚生労働省　労働政策審議会　本番	委員	小松万希子　(常議員企業)
厚生労働省　労働政策審議会　安全衛生分科会	委員	中村　節雄　(議員・中小企業のデジタルシフト推進副委員長)
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会	委員	須永　明美　(税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング　代表社員)
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会	委員	須永　明美　(税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング　代表社員)
厚生労働省　労働政策審議会労働条件分科会　最低賃金部会	委員	小松万希子　(常議員企業)
財務省　財政制度等審議会　財政制度分科会	臨時委員	広瀬　道明　(副会頭・議員・エネルギー・環境委員長)
東京労働局　職業安定部　東京都地域訓練協議会	委員	小林　治彦　(常務理事)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役　　職	氏名（東商での役職）
東京労働局　雇用保険審査	参　　与	小笠原幹治　（議員企業顧問）
東京労働局　東京地方労働審議会	委　　員	小松万希子　（常議員企業）
東京国税局　土地評価審議会	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議	構　成　員	幸本　智彦　（議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策推進会議	構　成　員	幸本　智彦　（議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策推進会議　新型コロナウイルス感染症対策分科会	構　成　員	幸本　智彦　（議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議　社会機能に関する分科会	構　成　員	幸本　智彦　（議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
内閣府　税制調査会	特別委員	田中　常雅　（特別顧問・議員・税制委員長）
法務省　日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議	構　成　員	大島　　博　（副会頭）
法務省　法制審議会　民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会	委　　員	増見　淳子　（知的財産戦略委員会委員）
法務省　法制審議会担保法制部会	臨時委員	山崎洋一郎　（議員・千代田支部副分科会長）
厚生労働省　労働政策審議会　労働施策基本方針部会	委　　員	小松万希子　（常議員企業）
厚生労働省　労働条件分科会　有期雇用特別部会	委　　員	志賀　律子　（労働委員会委員）
厚生労働省　労働条件分科会最低賃金部会	委　　員	志賀　律子　（労働委員会委員）
厚生労働省　人材開発分科会監理団体審査部会	委　　員	志賀　律子　（労働委員会委員）
厚生労働省　中央最低賃金審議会　目安に関する小委員会	委　　員	志賀　律子　（労働委員会委員）
厚生労働省　労働条件分科会　同一労働同一賃金部会	委　　員	田代　裕美　（参与）
厚生労働省　職業安定分科会　労働力需給制度部会	委　　員	田尻久美子　（労働委員会委員）
厚生労働省　雇用環境・均等分科会	委　　員	川岸　千穂　（労働委員会委員）
東京都　教育庁　都立工業高校名称検討委員会	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
経済産業省　研究開発税制等の今後の在り方に関する勉強会	委　　員	武田　健三　（品川支部会長・税制委員会副委員長）

2)　東京都関係

（２０２１年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　介護保険審査会	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
東京都　広告物審議会	委　　員	財津　澄子　（女性会副会長）
東京都　高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会	委　　員	村木　幸江　（イオン・お客さまサービス部長）
東京都　国民保護協議会	委　　員	市瀬　優子　（女性会会長）
東京都　教育委員会商業教育コンソーシアム東京	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
東京都　景観審議会	委　　員	服部津貴子　（常議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
東京都　景観審議会	委　　員	海堀　安喜　（三井不動産・専務）
東京都　技能五輪・アビリンピック２０２１推進協議会	委　　員	三村　明夫　（会頭）
東京都　国土利用審議会	委　　員	市瀬　優子　（女性会会長）
東京都　ボランティア活動推進協議会	副　会　長	佐々木　隆　（顧問）
東京都　産業交流展２０２１実行委員会	委　　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
東京都　消費生活対策審議会	委　　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
東京都　情報公開・個人情報保護審議会	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
東京都　産業労働局　東京の観光振興を考える有識者会議	委　　員	田川　博己　（副会頭・議員・観光委員長）
東京都　産業労働局　女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会	副委員長	小林　治彦　（常務理事）
東京都　信用保証補助審査会	委　　員	服部津貴子　（常議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
東京都　水道事業運営戦略検討会議	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
東京都　スポーツ振興審議会	委　　員	櫻田　　厚　（健康づくり・スポーツ振興委員会委員長）
東京都　社会福祉審議会	委　　員	渡邉　光子　（女性会会員）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都政策企画局　グローバルイベント２０２３実行委員会	委員	小林　治彦　（常務理事）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会	構成員	三村　明夫　（会頭）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会会議	構成員	石田　徹　（専務理事）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会大丸有地区整備計画作成部会	構成員	小林　治彦　（常務理事）
東京都　東京の中小企業振興を考える有識者会議	委員	大久保秀夫　（副会頭・議員・中小企業委員長）
東京都　東京万引き防止官民合同会議	構成員	小林　治彦　（常務理事）
東京都　都市計画審議会	委員	中村　節雄　（議員・中小企業のデジタルシフト推進副委員長）
東京都　環境審議会　総会・企画政策部会・カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会	委員	小和田祐子　（エネルギー・環境委員会委員）
東京都　福祉保健局　第１３期東京都福祉のまちづくり推進協議会	委員	三宅　泉　（練馬支部副会長）
東京都商店街振興組合連合会　大東京商店街まつり実行委員会	委員	三村　明夫　（会頭）

3)　その他

（２０２１年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公財)オイスカ	顧問	三村　明夫　（会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	常任顧問	三村　明夫　（会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	最高顧問	岡村　正　（名誉会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	伊東　孝紳　（顧問・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	垣内　威彦　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	大久保秀夫　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	野本　弘文　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	田川　博己　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	広瀬　道明　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	金子　眞吾　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	斎藤　保　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	上條　努　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	大島　博　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	渡辺　佳英　（特別顧問・議員・オリンピック・パラリンピック特別委員長）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	後藤　忠治　（常議員・健康づくり・スポーツ振興顧問）
外国人旅行者向け免税制度に関する協議会	会長	佐々木　隆　（顧問）
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会	代表理事	田川　博己　（副会頭・議員・観光委員長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　東京職業訓練支援センター運営協議会	委員	小林　治彦　（常務理事）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	名誉会長	岡村　正　（名誉会頭）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	顧問	三村　明夫　（会頭）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	理事・副会長	石田　徹　（専務理事）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	常任参与	中村　利雄　（顧問）
㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ	取締役	西尾　昇治　（常任参与）
東京都産業教育振興会	副会長	小林　治彦　（常務理事）
(公財)産業教育振興中央会	理事	小林　治彦　（常務理事）
「四国こんぴら歌舞伎大芝居」推進協議会	顧問	三村　明夫　（会頭）
中小企業活力向上プロジェクトネクスト　実行委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
首都圏エネルギー懇談会運営委員会	委員	石田　徹　（専務理事）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
㈱世界貿易センタービルディング	監　査　役	西尾　昇治　（常任参与）
全国健康保険協会　運営委員会	委　　員	飯野　光彦　（議員・ものづくり推進共同委員長）
(一財)全国商工会議所共済会	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
(一財)全国商工会議所共済会年金委員会	委　　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
（公財）全国中小企業振興機関協会	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
専門図書館協議会	会　　長	三村　明夫　（会頭）
専門図書館協議会	理　事　長	石田　　徹　（専務理事）
専門図書館協議会	表彰審査委員会委員長	石田　　徹　（専務理事）
地球環境基金運営委員会	委　　員	広瀬　道明　（副会頭・議員・エネルギー・環境委員長）
(公社)鉄道貨物協会	評　議　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公社)東京屋外広告協会	顧　　問	石田　　徹　（専務理事）
(公社)東京屋外広告協会	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
(一財)東京学校支援機構	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京観光財団	監　　事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京観光財団「東京シティガイド検定」検定委員会	委　　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公財)東京しごと財団	評　議　員	小林　治彦　（常務理事）
(一社)東京珠算教育連盟	会　　長	大久保秀夫　（副会頭・議員・中小企業委員長）
(一社)東京珠算教育連盟	理　事　長	西尾　昇治　（常任参与）
東京中小企業投資育成㈱	監　査　役	石田　　徹　（専務理事）
東京信用保証協会	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
東京信用保証協会　理事候補者選定に係る外部有識者委員会	委　　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都共同募金会	会　　長	三村　明夫　（会頭）
(社福)東京都共同募金会	理　事　長	西尾　昇治　（常任参与）
(社福)東京都共同募金会	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
(社福)東京都共同募金会	評　議　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都共同募金会	配　分　委　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都共同募金会奉仕者事故見舞審査委員会	委　　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公財)東京都公園協会	理　　事	小林　治彦　（常務理事）
(一社)東京都産業資源循環協会	監　　事	西尾　昇治　（常任参与）
(公財)東京都私学財団	評　議　員	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京都私学財団育英資金奨学生選考委員会	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
(社福)東京都社会福祉協議会	評　議　員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都社会福祉協議会東京善意銀行運営委員会	委　員　長	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公財)東京都スポーツ文化事業団	理　　事	西尾　昇治　（常任参与）
東京都赤十字協賛委員支部協議会	委　　員	小林　治彦　（常務理事）
東京販売士協会	副　会　長	小林　治彦　（常務理事）
(株)東京ビッグサイト	取　締　役	小林　治彦　（常務理事）
東京フットボールクラブ㈱	監　査　役	小林　治彦　（常務理事）
東京弁護士会　市民会議	委　　員	田中　常雅　（特別顧問・議員）
東京弁護士会　任官候補者審査部会	委　　員	西尾　昇治　（常任参与）
東京ボウリング場協会	理　　事	小林　治彦　（常務理事）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京メトロポリタンテレビジョン㈱	特別顧問	三村　明夫　(会頭)
㈱東京流通センター	社外取締役	石田　　徹　(専務理事)
(一社)東京労働者福祉協議会　東京国際労働事情研究会	顧問	西尾　昇治　(常任参与)
㈱東商サポート＆サービス	取締役	石田　　徹　(専務理事)
日刊工業新聞社　第18回キャンパスベンチャーグランプリ東京実行委員会	委員長	三村　明夫　(会頭)
日刊工業新聞社　第18回キャンパスベンチャーグランプリ東京実行委員会	委員	石田　　徹　(専務理事)
日本銀行　金融広報中央委員会	委員	三村　明夫　(会頭)
(一社)日本経営協会	評議員	西尾　昇治　(常任参与)
日本小売業協会	顧問	石田　　徹　(専務理事)
日本小売業協会	常任理事	小林　治彦　(常務理事)
(一社)日本珠算連盟	特別顧問	小林　治彦　(常務理事)
日本商工会議所　運営専門委員会	第３１期委員	小林　治彦　(常務理事)
日本商工会議所　表彰特別委員会	委員	小林　治彦　(常務理事)
日本商工会議所　貿易関係証明専門委員会	委員	小林　治彦　(常務理事)
日本商工会議所　貿易関係証明規律委員会	委員	湊元　良明　(理事・事務局長)
日本商工会議所　社会資本整備専門委員会	委員	宮﨑　親男　(議員・首都圏問題副委員長)
(一社)日本商事仲裁協会	理事	小林　治彦　(常務理事)
日本赤十字社　東京都支部	副支部長	三部　敏宏　(副会頭)
日本赤十字社　東京都支部	評議員	小林　治彦　(常務理事)
(一財)日本ファッション協会	理事	石田　　徹　(専務理事)
(一財)日本ファッション協会	参与	小林　治彦　(常務理事)
(一社)日本貿易会	審議員	石田　　徹　(専務理事)
(一財)日本民族工芸技術保存協会	理事長	西尾　昇治　(常任参与)
(一財)日本民族工芸技術保存協会	監事	小林　治彦　(常務理事)
(公財)日本容器包装リサイクル協会	評議員	小林　治彦　(常務理事)
(一財)日本立地センター　関東地域政策研究センター運営委員会	委員	小林　治彦　(常務理事)
防衛懇話会	副会長	三村　明夫　(会頭)
防衛懇話会	理事・常務理事	石田　　徹　(専務理事)
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	評議員	小林　治彦　(常務理事)
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	相談役	三村　明夫　(会頭)
明治神宮	責任役員・総代	三村　明夫　(会頭)
(一財)明治神宮崇敬会	会長	三村　明夫　(会頭)
(一財)明治神宮崇敬会	監事	石田　　徹　(専務理事)
(一財)明治神宮崇敬会	理事	中村　利雄　(顧問)
明治神宮武道場至誠館運営委員会	運営委員	三村　明夫　(会頭)
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	常任理事	小林　治彦　(常務理事)
日本貿易会	審議員	石田　　徹　(専務理事)
㈱中小企業基盤整備機構　ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会	委員	山下　　健　(理事・中小企業部長)
(公財)東京都生活衛生営業指導センター	理事	山下　　健　(理事・中小企業部長)
日刊工業新聞社　第18回キャンパスベンチャーグランプリ東京審査委員会	委員	山下　　健　(理事・中小企業部長)
株式会社ＪＴＢ　東京交流創造ネットワーク協議会	共同委員長	田川　博己　(副会頭・議員・観光委員長)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公財)日本チャリティ協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会	委員	山下　健　（理事・中小企業部長）
(一財)東京都つながり創成財団	評議員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(一社)東京都信用金庫協会　２０２１年度優良企業表彰制度	委員	小林　治彦　（常務理事）
(株)地域経済活性化支援機構	社外取締役	中村　利雄　（顧問）
(株)地域経済活性化支援機構　地域経済活性化支援委員会	委員	中村　利雄　（顧問）
株式会社企業再生支援機構	社外取締役企業再生支援委員	中村　利雄　（顧問）
(公財)東京オリンピックパラリンピック競技大会組織委員会	特別顧問	三村　明夫　（会頭）
日本小売業協会	顧問	三村　明夫　（会頭）

② 支部役員等

（２０２１年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(一社)千代田区観光協会	副会長	栃木　一夫　（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田	理事	栃木　一夫　（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
社会を明るくする運動千代田区推進委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
千代田区道路通称名選定委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
千代田区地球温暖化対策推進懇談会	委員	久保　和人　（千代田支部建設分科会副分科会長）
千代田区立神田一橋中学校運営協議会	委員	中山　幸豁　（千代田支部工業分科会副分科会長）
千代田区図書館評議会	委員	木原　一雄　（千代田支部卸売分科会副分科会長）
千代田区子ども・子育て会議	委員	舟橋千鶴子　（千代田支部情報産業分科会副分科会長）
千代田区個人情報保護審議会	委員	木原　一雄　（千代田支部卸売分科会副分科会長）
千代田区商工振興連絡調整会議	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
中央区観光協会	理事・副会長	大谷　信義　（常議員・中央支部会長）
(公財)中央区勤労者サービス公社	理事長	宮入　正英　（常議員・中央支部副会長）
中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会	部会員	岡本　圭祐　（中央支部小売分科会副分科会長）
中央区男女共同参画推進委員会	委員	遠藤　彬　（中央支部副会長）
日本橋再生推進協議会	委員	大谷　信義　（常議員・中央支部会長）
中央区文化・国際交流振興協会	理事	遠藤　彬　（中央支部副会長）
秩父宮みなとラグビーまつり２０２０実行委員会	会長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
(一財)ドリーム夜さ来いまつりグローバル財団	顧問	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
みなと区民まつり実行委員会	副委員長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区マラソン実行委員会	委員長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区マラソン実行委員会	副委員長	笠井　寛　（港支部観光・サービス分科会副分科会長）
港区環境審議会	委員	坂田　生子　（港支部運輸・倉庫分科会長）
新宿区景観まちづくり審議会	委員	和田総一郎　（新宿支部観光分科会副分科会長）
新宿区産業振興会議	委員	豊岡　良至　（新宿支部青年部副幹事長）
新宿区次世代育成協議会	委員	太田昌一郎　（新宿支部観光分科会副分科会長）
(社福)新宿区社会福祉協議会	理事	髙野吉太郎　（新宿支部会長）
新宿区男女共同参画推進会議	委員	藤沢　薫　（新宿支部副会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
新宿区都市計画審議会	委員	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
新宿区内万引き防止対策協議会	委員	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
新宿シティハーフマラソン実行委員会	副実行委員長	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
大新宿区まつり実行委員会	副会長	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	副会長	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
(一社)新宿観光振興協会	副会長	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
(公財)新宿区未来創造財団	理事	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
新宿区情報公開･個人情報保護審議会	委員	伊藤　英里　(新宿支部商業分科会副分科会長)
(公財)文京アカデミー	理事	根本　　達　(文京支部副会長)
文京区基本構想推進区民協議会	委員	出井　久之　(文京支部相談役)
文京区献血推進協議会	委員	髙村　　清　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区情報公開及び個人情報保護審査会	委員	犬塚　俊裕　(文京支部印刷メディア情報分科会長)
文京区青少年問題協議会	委員	岩井　良夫　(文京支部建設・不動産分科会長)
文京区生物多様性地域戦略協議会	委員	松下　和正　(文京支部建設・不動産副分科会長)
文京区地域包括ケア推進委員会	委員	古関　伸一　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区地球温暖化対策地域推進協議会	委員	関　　誠　(文京支部印刷メディア情報副分科会長)
文京区特別職報酬等審議会	委員	吉岡　　新　(文京支部会長)
文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会	委員	柳生　浩臣　(文京支部建設・不動産評議員)
文京区リサイクル清掃審議会	委員	渡辺　新吉　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	委員	佐々木浩平　(文京支部副会長)
文京区子ども・子育て会議	委員	山田真夕子　(文京支部副分科会長企業課長)
上野駅周辺滞留者対策推進協議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
国立西洋美術館世界文化遺産台東会議	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
(公財)台東区産業振興事業団	評議員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	副会長	梶原　徳二　(常議員・台東支部相談役)
台東区特別職議員報酬及び給料審議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区都市計画審議会	委員	大塚　義司　(台東支部商業副分科会長)
台東区廃棄物減量等推進審議会	委員	星野　　温　(台東支部商業副分科会長)
ときめき　たいとうフェスタ推進委員会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区産業フェア実行委員会	委員	中川　雅雄　(台東支部副会長)
台東区花とみどりの審議会	委員	大塚　義司　(台東支部商業副分科会長)
花の心プロジェクト推進協議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区産業振興計画推進会議	委員	中川　雅雄　(台東支部副会長)
台東区学校教育ビジョン策定委員会	委員	中川　雅雄　(台東支部副会長)
北区産業振興会議	委員	越野　充博　(北支部会長)
北区産業振興会議　担い手会議	委員	佐藤　文将　(北支部副会長)
(社福)北区社会福祉協議会	理事	越野　充博　(北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会　地域福祉活動計画等推進委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会　子ども・若者応援基金設置検討・準備委員会	委員	佐竹　貴宏　(北支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	監事	田口　絢子　(北支部小売・サービス・情報産業副分科会長)
北区小・中学生アイディア工夫展実行委員会	審査員	齊藤　正美　(北支部工業分科会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
北区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
(一社) 東京北区観光協会	副会長	越野　充博　(北支部会長)
(一社) 東京北区観光協会	理事	田邊恵一郎　(北支部副会長)
(一社) 東京北区観光協会	理事	杉山　徳卓　(北支部副会長・シティプロモーション・まちづくり分科会長)
東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会	会長	越野　充博　(北支部会長)
東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会　観光・産業部会	部会員	織戸　龍也　(北支部シティプロモーション・まちづくり副分科会長)
北区女性活躍推進協議会・北区男女共同参画審議会	委員	早瀬可依子　(北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員)
北区基本構想審議会	委員	織戸　龍也　(北支部シティプロモーション・まちづくり副分科会長)
王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会	委員	越野　充博　(北支部会長)
東京都北区環境審議会	臨時委員	越野　充博　(北支部会長)
北区産業関係意見交換会	委員	濱川　俊　(北支部副会長)
北区産業関係意見交換会	委員	杉本　公太　(北支部工業分科会評議員)
北区産業関係意見交換会	委員	五十嵐幸子　(北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員)
(公財)荒川区芸術文化振興財団	評議員	山下　登　(荒川支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	富永新三郎　(荒川支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
(社福)荒川区社会福祉協議会	理事	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
荒川区都市計画審議会	委員	熊井昌一郎　(荒川支部交通運輸分科会長)
荒川区国際交流協会	理事	井上　浩　(荒川支部副会長)
荒川区ブランディング推進委員会	副委員長	富永新三郎　(荒川支部会長)
荒川区ブランディング推進委員会	委員	津滝　義仁　(荒川支部印刷関連・情報副分科会長)
荒川区介護保険運営協議会	委員	増野　繁　(荒川支部副会長)
荒川区観光振興懇談会	委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
川の手荒川まつり実行委員会	委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
荒川区環境審議会	委員	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
荒川区清掃審議会	委員	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会	副会長	富永新三郎　(荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会	幹事	富永新三郎　(荒川支部会長)
荒川区・(公財)荒川区自治総合研究所	荒川区民総幸福度(GAH)推進リーダー	富永新三郎　(荒川支部会長)
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	井上　浩　(荒川支部副会長)
文化交流施設の整備に関する検討会	委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	顧問	武田　健三　(品川支部会長)
しながわ観光協会	名誉顧問	井上　裕之　(常議員・特別顧問)
しながわ観光協会	副会長	武田　健三　(品川支部会長)
品川区観光振興協議会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
(一財)品川ビジネスクラブ	副会長	武田　健三　(品川支部会長)
品川区まちづくりマスタープラン改定委員会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
品川区都市計画審議会	委員	松本　亨　(品川支部建設・不動産分科会副分科会長)
品川区景観審議会	委員	安藤　公裕　(品川支部副会長)
品川区子ども・子育て会議	委員	山下智栄子　(品川支部交通運輸副分科会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	高須　俊行　(品川支部工業副分科会長)
品川区環境活動推進会議	委員	貝塚　克実　(品川支部建設・不動産副分科会長)
エコライフめぐろ推進協会	理事長	相馬　熊郎　(目黒支部会長)
中目黒駅周辺地区街づくり協議会	委員	竹内　良信　(目黒支部副会長)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	副会長	相馬　熊郎　(目黒支部会長)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	顧問	佐藤　與治　(目黒支部顧問)
観光フェア実行委員会	部会員	富田　純明　(目黒支部商業分科会評議員)
自由が丘のまち運営会議	運営委員	小林富佐子　(目黒支部情報・卸分科会長)
目黒区環境審議会	委員	高橋　潤年　(目黒支部工業副分科会長)
(公財)目黒区国際交流協会	評議員	富田　純正　(目黒支部商業分科会長)
目黒区廃棄物減量等推進審議会	委員	小林富佐子　(目黒支部情報・卸分科会長)
(社福)目黒区社会福祉事業団	評議員	小林富佐子　(目黒支部情報・卸分科会長)
目黒区障害者差別解消支援地域協議会	委員	百瀬まなみ　(目黒支部情報・卸副分科会長)
目黒区地域保健協議会	委員	百瀬まなみ　(目黒支部情報・卸副分科会長)
目黒区地球温暖化対策地域協議会	会員	堀切　克俊　(目黒支部情報・卸副分科会長)
第５回目黒シティラン実行委員会	委員	後藤　栄太　(目黒支部建設・不動産分科会長)
第５回目黒シティラン専門部会	会員	小澤　淳二　(目黒支部情報・卸副分科会長)
(一社)大田観光協会	会長	田中　常雅　(特別顧問・大田支部顧問)
(一社)大田観光協会	副会長	浅野　　健　(大田支部顧問)
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	副会長	深尾　定男　(大田支部会長)
大田区環境審議会	委員	千葉　　茂　(大田支部副会長)
(公財)大田区産業振興協会	評議員	深尾　定男　(大田支部会長)
(公財)大田区産業振興協会　勤労者共済事業運営協議会	委員	磯　　収二　(大田支部情報・サービス分科会長)
おおたクールアクション推進連絡会	会長	浅野　　健　(大田支部顧問)
おおた少年少女発明クラブ	理事	深尾　定男　(大田支部会長)
ＯＴＡふれあいフェスタ実行委員会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
㈱大田まちづくり公社	取締役	浅野　　健　(大田支部顧問)
東京都公共職業訓練運営委員会	委員	舟久保利明　(大田支部副会長)
第１３期大田区男女共同参画推進区民会議	委員	原田由季子　(大田支部建設不動産分科会評議員)
大田区特別職報酬等審議会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
国際都市おおたフェスティバｌｎ「空の日」羽田実行委員会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
大田区「優工場」	審査委員	小松　節子　(大田支部副会長)
おおた健康プラン推進会議	委員	馬場宏二郎　(大田支部建設不動産分科会副分科会長)
大田区子ども・子育て会議	委員	田尻久美子　(大田支部情報・サービス分科会評議員)
世田谷区障害者雇用促進協議会	会長	石田　　彌　(世田谷支部副会長)
世田谷区環境審議会	委員	田中真規子　(いであ㈱ 執行役員)
(公財)世田谷区産業振興公社	理事	大場　信秀　(世田谷支部会長)
(公財)世田谷区産業振興公社	評議員	石川　和夫　(世田谷支部副会長)
世田谷区健康づくり推進委員会	委員	加藤　　研　(世田谷支部工業副分科会長)
世田谷区産業表彰審査会	委員	大場　信秀　(世田谷支部会長)
世田谷区民まつり実行委員会	委員	大場　信秀　(世田谷支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
世田谷区たまがわ花火大会実行委員会	委員	石川　和夫　（世田谷支部副会長）
世田谷２４６ハーフマラソン実行委員会	副会長	大場　信秀　（世田谷支部会長）
(公財)せたがや文化財団	評議員	島田　成年　（世田谷支部副会長）
シブヤ・アロープロジェクト実行委員会	委員	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(特)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会	理事	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(一財)渋谷区観光協会	顧問	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
渋谷区国民保護協議会	委員	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
渋谷区防災会議	委員	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(一社)渋谷再開発協会	会長代行	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(一社)渋谷未来デザイン	理事	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
渋谷パラスポーツを応援する草の根運動の会	顧問	佐藤　仁　（渋谷支部会長）
(財)中野区国際交流協会	理事	麻沼　雅海　（中野支部会長）
中野区特別職報酬等審議会	委員	星野　新一　（中野支部商業分科会評議員）
第２４期中野区都市計画審議会	委員	鈴木　照男　（中野支部建設・不動産副分科会長）
中野区帰宅困難者対策協議会	副会長	新井　建喜　（中野支部建設・不動産分科会評議員）
教育課程編成委員会	委員	中山　典隆　（中野支部情報副分科会長）
学校関係者評価委員会	委員	中山　典隆　（中野支部情報副分科会長）
中野区・杉並区・豊島区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	委員長	麻沼　雅海　（中野支部会長）
中野区地域スポーツグラブ理事会	理事	花堂　浩一　（中野支部サービス副分科会長）
(財) 中野区勤労者サービスセンター	理事	奥田由美子　（中野支部サービス副分科会長）
(財) 中野区勤労者サービスセンター	理事	谷津加大利　（中野支部サービス分科会評議員）
第６期中野区環境審議会	委員	寺崎　務　（中野支部建設・不動産副分科会長）
(一社) 杉並産業振興運営協会	理事	井口　一与　（杉並支部相談役）
(一社) 杉並産業振興運営協会	理事	坂井　潤　（杉並支部副会長）
(一社) 杉並産業振興運営協会	社員	牧野　光洋　（杉並支部副会長）
(一社) 杉並産業振興運営協会	社員	八方　淑夫　（杉並支部副会長）
(一財) 杉並区交流協会	理事	八方　淑夫　（杉並支部副会長）
(公財) 杉並区障害者雇用支援事業団	理事	牧野　光洋　（杉並支部副会長）
(公財) 杉並区障害者雇用支援事業団	評議員	神谷　次彦　（杉並支部副会長・工業分科会長）
杉並区情報公開・個人情報保護審議会	委員	氏橋　治信　（杉並支部サービス・情報産業分科会長）
杉並区特別職報酬等審議会	委員	和田　新也　（杉並支部会長）
杉並区都市計画審議会	委員	渡辺　健司　（杉並支部副会長）
杉並区社会福祉協議会	理事	柴田　豊幸　（杉並支部副会長）
杉並区立中学校職場体験学習推進委員会	委員	宇田川通宏　（杉並支部商業分科会長）
(特)すぎなみ環境ネットワーク	理事	宇田川通宏　（杉並支部商業分科会長）
すぎなみフェスタ実行委員会	委員	坂井　潤　（杉並支部副会長）
東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会	委員	志村　正之　（杉並支部副会長）
杉並区産業振興審議会	委員	八方　淑夫　（杉並支部副会長）
杉並区産業振興審議会	委員	坂井　潤　（杉並支部副会長）
杉並区環境清掃審議会	委員	渡辺　健司　（杉並支部副会長）
杉並区健康づくり推進協議会	委員	氏橋　治信　（杉並支部サービス・情報産業分科会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員長	坂井　潤　(杉並支部副会長)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	村上　良之　(杉並支部一般会員)
高円寺駅前滞留者対策連絡会	委員	城石　豊　(杉並支部商業評議員)
阿佐ヶ谷駅前滞留者対策連絡会	委員	渡辺　功一　(杉並支部建設評議員)
荻窪駅前滞留者対策協議会	委員	岡　博之　(杉並支部工業評議員)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	和田　新也　(杉並支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	志村　正之　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	坂井　潤　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	渡辺　健司　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	氏橋　治信　(杉並支部サービス・情報産業分科会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長)
杉並・地域モニター会議	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区男女共同参画推進区民懇談会	委員	森川　純一　(杉並支部商業副分科会長)
杉並区基本構想審議会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区交通安全協議会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区公契約審議会	委員	水島　隆明　(杉並支部建設分科会長)
杉並区区制施行９０周年記念事業企画委員会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
池袋駅周辺地域再生委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
池袋副都心交通戦略委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
第１５回としまものづくりメッセ実行委員会	副委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
第１５回としまものづくりメッセ企画部会	副部会長	増田　庸司　(豊島支部サービス分科会評議員)
第１７回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	里見　雅行　(豊島支部副会長)
第７１回社会を明るくする運動	常任委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	高瀬　西帆　(豊島支部情報副分科会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	寺澤　司　(豊島支部一般会員)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	吉井　直樹　(豊島支部一般会員)
(一財)東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	委員	國松　省三　(豊島支部情報分科会長)
豊島区商工政策審議会	委員	千野　富久　(豊島支部副会長兼商業分科会長)
豊島区セーフコミュニティ推進協議会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区地域公共交通会議	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区都市計画審議会	委員	上門　周二　(豊島支部建設副分科会長)
豊島区表彰審査会	委員	南山　幸弘　(豊島支部副会長)
豊島区環境審議会	委員	生田　茂　(豊島支部サービス副分科会長)
豊島区観光振興推進委員会	委員	小林　俊史　(豊島支部観光分科会評議員)
豊島区リサイクル・清掃審議会	委員	小田原治美　(豊島支部副会長企業)
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	評議員	森永　鈴江　(豊島支部サービス副分科会長)
フェスティバル/トーキョー実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
東京都共同募金会豊島地区協力会	協力委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	千野　富久　(豊島支部副会長兼商業分科会長)
池袋オータムカルチャーフェスティバル２０２０実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
東京芸術祭実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区伝統工芸士認定審査会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区都市交流推進委員会	委員	小林　俊史　(豊島支部観光分科会評議員)
豊島区制施行９０周年実行委員会	委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
板橋区観光協会	副会長	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋区産業活性化推進会議	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋区資源環境審議会	委員	中尾美佐男　(板橋支部建設副分科会長)
(公財)板橋区文化・国際交流財団	監事	吉村　健正　(板橋支部顧問)
板橋区民まつり実行委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし産業見本市実行委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋製品技術大賞審査会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし花火大会運営委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
エコポリス板橋環境行動会議	委員	永友　正志　(板橋支部副会長・建設分科会長)
(公財)板橋区産業振興公社	理事	佐藤　勝也　(板橋支部交通運輸分科会長)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	吉村　健正　(板橋支部顧問)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
練馬区安全・安心協議会	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
練馬区環境審議会	委員	藪本　史郎　(練馬支部飲食副分科会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	石塚　康夫　(練馬支部副会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	猪飼　昭彦　(練馬支部建設分科会長)
練馬区区政改革推進会議	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
練馬区子ども・子育て会議	委員	小池　道子　(練馬支部不動産分科会評議員)
(一社)練馬区産業振興公社	理事	髙橋　利充　(練馬支部副会長)
(社福)練馬区社会福祉協議会	理事	木内　幹雄　(練馬支部相談役)
練馬区循環型社会推進会議	委員	佐藤　公明　(練馬支部商業副分科会長)
練馬区聖火リレー連絡会議	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
(公財)練馬区文化振興協会	評議員	三宅　　泉　(練馬支部副会長)
練馬こぶしハーフマラソン実行委員会	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
江東エコライフ協議会	委員	市川　英治　(江東支部副会長)
江東区環境審議会	委員	市川　英治　(江東支部副会長)
江東区環境フェア実行委員会	委員	新井　英希　(江東支部副会長)
(一社)江東区観光協会	理事	市川　英治　(江東支部副会長)
(社福)江東区社会福祉協議会	理事	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区商店街振興事業検討会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区中小企業活性化協議会	座長	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区特別職報酬等審議会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区保健所運営協議会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区民まつり中央実行委員会	委員・会計監事	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区産業表彰審査会	委員長	鈴木　健之　(江東支部会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
江東地域雇用問題連絡会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東ブランド推進協議会	座長	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区地域福祉活動計画推進・評価委員会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
すみだまつり実行委員会	委員長	阿部　貴明　(墨田支部会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	小菅　崇行　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	山田　　昇　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	猪越　行廣　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	久米　信行　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	浜野　慶一　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	風間　利昭　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	廣田　健史　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	小川　正允　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	森　　八一　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	香川　省司　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	中田　清史　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	深澤　隆夫　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	老田　　勝　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	岡本　惠子　(墨田支部副会長)
(一社)墨田区観光協会	理事	久米　信行　(墨田支部副会長)
墨田区がん対策推進会議	委員	風間　利昭　(墨田支部副会長)
隅田川花火大会実行委員会	委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
(公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター	理事	風間　利昭　(墨田支部副会長)
(公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター	顧問	阿部　貴明　(墨田支部会長)
墨田区献血推進運動協議会	委員	波多野勝穂　(墨田支部運輸交通分科会長)
墨田区都市計画審議会	委員	老田　　勝　(墨田支部副会長)
墨田区老朽建物等審議会	委員	小川　正允　(墨田支部副会長)
墨田区特別職報酬等及び政務活動費審議会	委員	山田　　昇　(墨田支部副会長)
墨田区優秀技能者表彰選考委員会	選考委員	浜野　慶一　(墨田支部副会長)
墨田区生活安全推進協議会	委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
墨田区景観審議会	委員	岡本　惠子　(墨田支部副会長)
すみだ地域ブランド推進協議会	理事	小髙　　集　(墨田支部ＩＴ分科会長)
(一財)墨田まちづくり公社	評議員選定委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
(一財)墨田まちづくり公社	評議員	猪越　行廣　(墨田支部副会長)
墨田区廃棄物減量等推進審議会（第１０期）	委員	廣田　健史　(墨田支部副会長)
産業観光プラザすみだまち処運営委員会	委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	委員	久米　信行　(墨田支部副会長)
すみだの夢応援助成事業専門家会議	委員	伊藤　夏香　(墨田支部サービス分科会長)
(一財)足立区観光交流協会	評議員	近藤　　勝　(足立支部会長)
足立区特別職議員報酬等審議会	委員	堀口　宗弘　(足立支部副会長)
(公財)足立区生涯学習振興公社	監事	遠藤　　章　(足立支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理事	近藤　勝　(足立支部会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理事	遠藤　章　(足立支部副会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	山﨑　臣男　(足立支部サービス産業分科会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	島　隆行　(足立支部情報分科会評議員)
足立区景観審議会	委員	海老沼孝二　(足立支部副会長)
足立区環境審議会	委員	小泉　俊夫　(足立支部工業副分科会長)
足立区社会福祉協議会	評議員	近藤　勝　(足立支部会長)
葛飾区行政評価委員会	委員	折登　紀昭　(葛飾支部常任相談役)
葛飾区工業振興会議	会長	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区工業振興会議	副会長	浅野　文明　(葛飾支部副会長)
葛飾区伝統工芸士認定候補者審査委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区子ども・子育て会議	委員	遠藤　隆浩　(葛飾支部建設・不動産分科会評議員)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	杉野　行雄　(葛飾支部工業分科会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	浅野　文明　(葛飾支部副会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	羅山　能弘　(葛飾支部一般会員)
葛飾区産業フェア運営委員会	委員長	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	山田　賢一　(葛飾支部工業分科会評議員)
(社福)葛飾区社会福祉協議会	評議員	大塚　喜司　(葛飾支部常任相談役)
葛飾区商業振興会議	委員	瀬尾　滋　(葛飾支部副会長)
葛飾区男女平等推進審議会	委員	鈴木総一郎　(葛飾支部商業分科会長)
葛飾区地域安全活動連絡会	委員	大塚　喜司　(葛飾支部常任相談役)
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	委員	浅野　文明　(葛飾支部副会長)
葛飾区健康医療推進協議会	委員	槇野　雄平　(葛飾支部工業分科会評議員)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	遠藤　隆浩　(葛飾支部建設・不動産分科会評議員)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	秋元　成夫　(葛飾支部情報・サービス評議員)
かつしか盆まつり実行委員会	委員	矢部　文雄　(葛飾支部副会長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	近藤　宏一　(葛飾支部情報・サービス副分科会長)
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委員	鈴木三津雄　(葛飾支部交通運輸副分科会長)
新小岩創業支援施設入居審査会	委員	金子　昌男　(葛飾支部副会長)
寅さんサミット実行委員会	委員	瀬尾　滋　(葛飾支部副会長)
葛飾区東四つ木工場ビル入居審査委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区優良工場及び優良技能士選定審査委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾ブランド推進協議会	委員長	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
第３次葛飾区環境基本計画策定委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
(社副)葛飾区社会福祉協議会	理事	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区特別職議員報酬等審議会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
江戸川区産業賞表彰選考委員会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
江戸川区精神保健福祉連絡協議会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
江戸川区特別職報酬等審議会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
江戸川区民まつり実行委員会	委員	平田　善信　(顧問・名誉会長)
小岩消防署災害防止会	顧問	平田　善信　(顧問・名誉会長)
小岩消防懇話会	会長	平田　善信　(顧問・名誉会長)
都立葛西南高等学校運営連絡協議会	委員	金子　延廣　(江戸川支部評議員)
江戸川区自殺防止連絡協議会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
江戸川地域産業保健センター運営協議会	委員	平田　善信　(顧問・名誉会長)
江戸川区子ども・子育て応援会議	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
エコタウンえどがわ推進本部	本部員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
公共施設のあり方懇話会	委員	平田　善信　(顧問・名誉会長)
江戸川区男女共同参画推進区民会議	委員	守　伸之　(江戸川支部副会長)
江戸川区地域自立支援協議会	委員	髙橋　映治　(江戸川支部副会長)
新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	平田　善信　(顧問・名誉会長)
江戸川区労働報酬等審議会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)

③　事務局員

1)　政府・官庁関係

(２０２１年度在任)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
観光庁　Ｔｅａｍ　Ｗｅｌｃｏｍｅ　実行推進会議	構成員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議	構成員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議観光地域づくりWG	構成員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策WG	構成員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
関東運輸局 東京運輸支局 トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
関東地方整備局　関東地方道路協議会有識者懇談会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
関東地方整備局　事業評価監視委員会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
環境省　エコアクション２１の運営に関する検討委員会	委員	石井　照之　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
経済産業省　サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　子ども・子育て会議	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　事業主団体との協議の場	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　就職採用活動日程に関する関係省庁連絡会議	構成員	大下　英和　(産業政策第二部長)
経済産業省　プラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化に関する研究会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
経済産業省　プラスチック使用製品設計指針に関する研究会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
経済産業省　産業構造審議会臨時委員（プラスチック資源循環戦略WG、容器包装リサイクルWG、産業環境対策小委員会）	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
経済産業省　Ｊ-クレジット制度運営委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
国土交通省　トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　技能実習評価試験の整備に関する専門家会議	構成員	村田　真　(産業政策第二部主任調査役)
厚生労働省　公正採用選考人権啓発	協力員	杉崎　友則　(産業政策第二部担当部長)
厚生労働省　高等学校就職問題検討会議	構成員	杉崎　友則　(産業政策第二部担当部長)
厚生労働省　職業安定分科会　雇用保険部会	委員	杉崎　友則　(産業政策第二部担当部長)
厚生労働省　雇用環境・均等分科会	委員	杉崎　友則　(産業政策第二部担当部長)
厚生労働省　雇用均等分科会　家内労働部会	委員	杉崎　友則　(産業政策第二部担当部長)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
厚生労働省　社会復帰促進等事業に関する検討会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　生涯現役促進地域連携事業選抜・評価委員会	委　員	村田　真　（産業政策第二部主任調査役）
厚生労働省　中央最低賃金審議会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　労働政策審議会労働条件分科会　最低賃金部会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
スポーツ庁　健康スポーツ課技術審査委員会	技術審査専門委員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
東京労働局　東京地方最低賃金審議会	委　員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京労働局　東京地方最低賃金審議会　東京都最低賃金専門部会	委　員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京労働局　東京地方労働審議会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京労働局　東京地方労働審議会　労働災害防止部会	委　員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京労働局　労働者派遣事業適正運営協力員	協力員	大下　英和　（産業政策第二部長）
日本・アゼルバイジャン経済委員会	監　事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・ウズベキスタン経済委員会	監　事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・カザフスタン経済委員会	監　事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・トルクメニスタン経済委員会	監　事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・ブルガリア経済委員会	監　事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・モンゴル経済委員会	監　事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・ルーマニア経済委員会	監　事	西谷　和雄　（国際部長）
厚生労働省　労働施策基本方針部会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　同一労働同一賃金部会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　職業安定分科会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
厚生労働省　勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会	委　員	清田　素弘　（産業政策第二部労働担当課長）
厚生労働省　障害者雇用分科会	委　員	清田　素弘　（産業政策第二部労働担当課長）
厚生労働省　治療と職業生活両立支援事業広報委員会	委　員	村田　真　（産業政策第二部主任調査役）
文部科学省　留学生就職促進プログラム委員会	委　員	村田　真　（産業政策第二部主任調査役）
文部科学省　大学等におけるインターンシップ表彰選考委員会	委　員	村田　真　（産業政策第二部主任調査役）
文化庁　日本語教育人材の研修プログラム普及事業評価委員会	委　員	村田　真　（産業政策第二部主任調査役）
環境省　皇居外苑和田倉休憩所における飲食物等提供運営事業者選定委員会	委　員	染谷　政克　（総務統括部長）
総務省　情報流通行政局　「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォース構成員	構成員	長嶋　収一　（中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長）
東京労働局　東京都在籍型出向等支援協議会	委　員	清田　素弘　（産業政策第二部労働担当課長）
内閣府　首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議	委　員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
厚生労働省「令和３年度安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の広報及び運動習慣定着支援等事業」『推進運動に関わる広報業務企画検討会委員』ならびに、『シニア向け運動プログラムの策定に関する検討会委員』	委　員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
東京労働局　東京地方労働審議会　第１１期東京地方労働審議会	臨時委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京労働局　雇用保険審査	参　与	小笠原幹治　（議員企業顧問）
東京労働局　荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会	委　員	村田　真　（産業政策第二部主任調査役）
文部科学省「専修学校留学生の学びの支援推進事業」	事業実施委員	向山　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
厚生労働省　地域活性化雇用創出プロジェクト評価・選考委員会	評価委員	井上　智博　（産業政策第二部調査役）
厚生労働省　技術審査委員会	審査員	井上　智博　（産業政策第二部調査役）
厚生労働省　次世代育成支援対策推進委員会	委　員	井上　智博　（産業政策第二部調査役）
厚生労働省　技術革新（ＡＩ等）が進展する中での労使コミュニケーションに関する検討会	委　員	井上　智博　（産業政策第二部調査役）
厚生労働省　事業場における労働者の健康保持増進のための指針の手引き作成に関する調査等検討委員会	委　員	井上　智博　（産業政策第二部調査役）
厚生労働省　テレワークに対応したメンタルヘルス対策に関する調査等事業	委　員	井上　智博　（産業政策第二部調査役）

2)　東京都関係

（２０２１年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都オリンピック・パラリンピック準備局臨海部レガシースポーツイベント実行委員会	委員	渋谷　貴司　（ビジネス交流部副部長）
東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　令和3年度東京都スポーツ推進モデル企業選定委員会	委員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
東京都　エイズ専門家会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　ECO-TOP プログラム認定検討会	委員	高橋　芳行　（検定事業部長）
東京都　がん対策推進協議会	専門委員	清田　素弘　（産業政策第二部労働担当課長）
東京都　令和３年度経営革新優秀賞第二次審査会	審査員	馬目　　学　（中小企業相談部　副部長）
東京都　福祉保健局　東京都健康推進プラン２１（第二次）推進会議施策検討部会	委員	渋谷　貴司　（ビジネス交流部　会員交流センター所長）
東京都　財務局　東京都庁舎内コンビニエンスストア設置事業者選定委員会	委員	清水　　竜　（地域振興部　副部長）
東京都　「産業交流展 2020」企画選定委員会議	委員	渋谷　貴司　（ビジネス交流部副部長）
東京都　産業労働局　職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　産業労働局　'2021年世界発信コンペティション（製品・技術（ベンチャー技術）部門）審査会	審査委員	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　産業労働局　中小企業における外国人材活用に関する検討会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　産業労働局　特定技能外国人雇用支援事業	技術審査委員	向山　　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　「学生インターンシップ支援事業」技術審査委員会	委員	向山　　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」	技術審査委員	向山　　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　「海外高度人材獲得支援事業」	技術審査委員	向山　　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　「東京都テレワーク導入ツール　データーベース」追加公募（令和3年度）審査会	審査委員	長嶋　収一　（中小企業部副部長・IT 活用推進担当課長）
東京都　産業労働局　東京の産業等の魅力発信イベント実行委員会	委員	山本　泰之　（総務統括部　総務課長）
東京都産業労働局　令和３年度東京ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部　担当部長）
東京都　自殺総合対策東京会議	委員	染谷　政克　（総務統括部長）
東京都　障害者差別解消支援地域協議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　障害者就労支援協議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　消費者被害救済委員会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都　戦略政策情報推進本部　スタートアップ・エコシステム　東京コンソーシアム	理事	山下　　健　（中小企業部長）
東京都　総務局　首都圏における大規模水害広域避難検討会	構成員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
東京都　総務局　首都圏における大規模水害広域避難検討会広域避難場所検討ワーキンググループ	構成員	清水　　竜　（地域振興部　副部長）
東京都　総務局　「東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度」モデル企業選定委員会	委員	清水　　竜　（地域振興部　副部長）
東京都　退職管理委員会	委員	染谷　政克　（総務統括部長）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会	委員	山下　　健　（中小企業部長）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会	幹事	大山　智章　（中小企業部　中小企業振興担当課長）
東京都　伝統工芸品産業振興協議会	委員	山下　　健　（中小企業部長）
東京都　2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会	構成員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
東京都　2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売 PT（小売業訪日ゲスト対応協議会（仮称））	構成員	小島　和明　（地域振興部　副部長）
東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　２０２０物流 TDM 実行協議会	監事	進藤　　創　（総務統括部　副部長）
東京都　2020 物流 TDM 実行協議会	委員	進藤　　創　（総務統括部　副部長）
東京都　令和３年度 2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運営業務委託　技術審査委員会	委員	進藤　　創　（東京オリンピック・パラリンピック準備室担当副部長）
東京都　Tokyo スイソ推進チーム運営会議	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都　Tokyo スイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会	委員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都　廃棄物審議会	委員	後藤　麻里　（産業政策第二部主任調査役）
東京都　廃棄物審議会　プラスチック部会	委員	後藤　麻里　（産業政策第二部主任調査役）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　「Ｂｕｙ　ＴＯＫＹＯ　推進活動支援事業」実施運営等業務委託事業者選定に係る審査委員会	委　員	渋谷　貴司　（ビジネス交流部　会員交流センター所長）
東京都　令和３年度麻しん・風しん対策会議	委　員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
東京都　特別職報酬等審議会	委　員	染谷　政克　（総務統括部長）
東京都　総務局　帰宅困難者対策に関する検討会議	委　員	清水　　竜　（地域振興部　副部長）
東京都　産業労働局　令和3年度「EC サイト特設ページの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業」企画・運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委　員	長嶋　収一　（中小企業部副部長・IT 活用推進担当課長）
東京都　産業労働局　東京都観光事業審議会	委　員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
東京都　産業労働局　令和３年度東京都若年者就業推進ネットワーク会議	委　員	向山　　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　令和３年度東京商店街グランプリ審査会	委　員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
東京都　福祉保健局　東京都健康推進プラン２１（第二次）推進会議	委　員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
東京都　産業労働局　「Buy　TOKYO 推進活動支援事業」実施運営等業務委託（新規採択分）事業者選定に係る審査委員会	委　員	渋谷　貴司　（ビジネス交流部　会員交流センター所長）
東京都商店街振興組合連合会　大東京商店街まつり企画選定委員会	委　員	小島　和明　（地域振興部　副部長）
東京都消費生活総合センター　東京都消費者被害救済委員会	委　員	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都福祉保健局　東京都子供・子育て会議　委員	委　員	杉崎　友則　（産業政策第二部　担当部長）
東京都　労働委員会　第 45 期東京都労働委員会	使用者委員	内田　隆文　（株式会社資生堂　社友）
東京都　労働委員会　第 45 期東京都労働委員会	使用者委員	橋本　昌道　（株式会社東商サポート&サービス　顧問）
東京都　労働委員会　第 45 期東京都労働委員会	使用者委員	門馬　　卓　（鹿島建設株式会社　社友）
東京都　労働委員会　第 45 期東京都労働委員会	使用者委員	和田　慶宏　（大崎電気工業株式会社　社友）
東京都　産業労働局　EC サイトの活用による東京の特産品販売支援事業運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委　員	長嶋　収一　（中小企業部副部長・IT 活用推進担当課長）
厚生労働省　労働基準局安全衛生部　安全課　令和3年度安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の広報及び運動習慣定着支援等事業	委　員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
東京都　政策企画局　計画部計画課　「こどもスマイルムーブメント」官民推進チーム(チーム 2.07)	アドバイザー	清田　素弘　（産業政策第二部労働担当課長）
東京都　政策企画局　計画部計画課　「こどもスマイルムーブメント」官民推進チーム(チーム 2.07)	戦略的パートナー	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都　産業労働局　東京都ベンチャー技術大賞運営業務委託技術審査委員会	委　員	大山　智章　（中小企業部　中小企業振興担当課長）
東京都　産業労働局　第６４回東京都児童生徒発明くふう展に係る審査会	審査委員	紺谷　直之　（業務推進担当　課長）
東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委　員	大井川智明　（広報部長）
東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	幹　事	小林美樹子　（広報部　副部長）

3)　その他

（２０２１年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公社)ＡＣジャパン東京執行委員会	委　員	染谷　政克　（総務統括部長）
(一社)ASP・SaaS・AI・IoT クラウド産業協会　ASPIC?IoT・AI・クラウドアワード 2021　ASP・SaaS、ユーザ部門審査員	審査員	鈴木　康修　（オフィス環境部情報システム担当課長）
東京商工会議所　ザ・ビジネスモールプロジェクト	委　員	渋谷　貴司　（ビジネス交流部副部長）
(一社) 関東観光広域連携事業推進協議会	理　事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
関東地区電気使用合理化委員会	委　員	石井　照之　（産業政策第二部　環境・エネルギー担当課長）
(公財)教育資金融資保証基金	評議員	山下　　健　（中小企業部長）
(一社)産業環境管理協会　リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会	委　員	石井　照之　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
(一社)サステナブル経営推進機構　エコリーフ環境ラベルプログラム　アドバイザリーボード	委　員	大下　英和　産業政策第二部長
(一財)日本規格協会　環境管理規格審議委員会	委　員	石井　照之　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
(一財)日本品質保証機構　ＩＳＯ諮問委員会	委　員	後藤　麻里　（産業政策第二部主任調査役）
産業技術大学院大学　PBL 検討部会	委　員	長嶋　収一　（中小企業部副部長）
産業技術大学院大学運営諮問会議　実務担当者会議	委　員	長嶋　収一　（中小企業部副部長・ものづくり担当課長）
日越大学	理　事	佐々木和人　（国際部担当部長）
令和3年度低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業に係る企画競争等審査委員会	委　員	宮本　雅廣　（国際部担当部長）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
新宿三丁目イーストビル店舗床共有者協議会	会長	貫井　晴宣　（オフィス環境部長）
（一社）全国福祉用具専門相談員協会	理事	高橋　芳行　（検定事業部長）
公立大学法人東京都立大学オープンユニバーシティ企画経営委員会	委員	和泉　純治　（人材・能力開発部長）
専門図書館協議会	理事・表彰審査委員・運営委員長	大井川智明　（広報部長）
専門図書館協議会　運営委員会	委員	小林美樹子　（広報部　副部長）
専門図書館協議会　関東地区連絡会委員	委員	渡邉　浩江　（広報部　経済資料センター）
東京都職業能力開発協会	理事	大下　英和　（産業政策第二部長）
東京都職業能力開発協会	参与	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
(公社)中小企業研究センター優良中小企業表彰事業	審査専門委員	山下　　健　（中小企業部長）
(公財)東京観光財団	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(公財)東京観光財団　東京都 MICE 連携推進協議会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(公財)東京観光財団　ユニークベニュー施設の受入環境整備支援事業	審査委員	小島　和明　（地域振興部　副部長）
東京貴金属工芸品工業協同組合　第111回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	審査員	紺谷　直之　（中小企業相談部　業務推進担当課長）
(一社)東京珠算教育連盟	理事・事務局長	蓮池　秀夫　（検定事業部）
(一財)東京都営交通協力会	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
東京都応急手当普及推進協議会運営連絡会	委員	貫井　晴宣　（オフィス環境部長）
(公財)東京都環境公社　優良性基準適合認定制度における評価委員会	委員	石井　照之　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
東京都職業能力開発協会東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議	委員	和泉　純治　（人材・能力開発部長）
早稲田文理専門学校　学校関係者評価委員会	委員	向山　　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
専修学校振興構想懇談会　専門学校検討部会	委員	向山　　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
(公財)東京都人権啓発センター	理事	染谷　政克　（総務統括部長）
(公財)東京都生活衛生営業指導センター	理事	山下　　健　（中小企業部長）
(一社)留学生支援ネットワーク　アドバイザリーボード	委員	向山　　理　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
(公財)東京都中小企業振興公社	理事	山下　　健　（中小企業部長）
(一社)東京都中小企業診断士協会	理事	山下　　健　（中小企業部長）
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会　輸送連絡調整会議	委員	進藤　　創　（東京オリンピック・パラリンピック準備室担当副部長）
(社)東京のあすを創る協会	理事	高橋　芳行　（検定事業部長）
東京販売士協会	専務理事	高橋　芳行　（検定事業部長）
(一財)東京マラソン財団	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
東京みなと祭協議会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
㈱日刊工業新聞社　第18回キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）全国大会審査委員会	審査委員	山下　　健　（中小企業部長）
(特非)日本 NPO センター	理事	平澤　哲哉　（地域振興部長）
(公財)日本環境協会エコマーク運営委員会	委員	大下　秀和　（産業政策第二部長）
(公財)日本関税協会　東京支部	幹事	西谷　和雄　（国際部長）
(一社)日本経営協会	参与	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
(社)日本建築士会連合会　専攻建築士認定評議会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部長）
日本商工会議所　特定原産地証明に関する研究会	委員（座長）	山崎　幹人　（共済・証明事業部証明センター所長）
日本商工会議所　非特恵原産地証明に関する研究会	委員	山崎　幹人　（共済・証明事業部証明センター所長）
日本商工会議所　貿易関係証明発給システム評価会合	委員	山崎　幹人　（共済・証明事業部証明センター所長）
(社福)日本心身障害児協会	評議員	染谷　政克　（総務統括部長）
(一社)日本流行色協会	監事	高橋　芳行　（検定事業部長）
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会　エイジフレンドリー補助金審査委員会	副委員長	馬目　　学　（中小企業相談部　副部長）
丸の内美化協会	常務理事	貫井　晴宣　（オフィス環境部長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(一社)ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会 「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」 審査委員会	委員	鈴木　康修　(オフィス環境部　情報システム担当　課長)
慶応義塾大学大学院法務研究科　教育課程連携協議会（アドヴァイザリーボード）	委員	高橋　芳行　(検定事業部長)
公益財団法人　東京観光財団　安全・安心な展示会PR支援事業助成金審査会	委員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
東京圏国家戦略特別区域における「雇用労働相談センター」設置事業における運営協議会会議	構成員	大下　秀和　(産業政策第二部長)
(公財)日本環境協会エコマーク　運営委員会	運営委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
東京唐木仏壇工業協同組合　第61回東京仏壇展示コンクール	審査委員	紺谷　直之　(中小企業相談部　業務推進担当　課長)
東京唐木仏壇工業協同組合　第60回東京仏壇展示コンクール	審査委員	紺谷　直之　(中小企業相談部　業務推進担当　課長)
経済団体健康保険組合	選定議員	染谷　政克　(総務統括部長)
(公財)東京観光財団　令和３年度国際会議誘致・開催資金助成事業	審査委員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
(公財)東京都環境公社	評議員	大下　英和　(産業政策第二部長)
(公財)日本容器包装リサイクル協会　総務企画委員会	委員長	大下　英和　(産業政策第二部長)
(一財)ＩＳＯ／ＰＣ３３７国内委員会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
(一社)　日本洋裁協会・公益社団法人　全日本洋裁技能協会　2021全日本洋裁技能コンクール	審査委員	紺谷　直之　(中小企業相談センター　業務推進担当　課長)
(公財)日本スポーツ協会　子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業推進プロジェクト本部	委員	渋谷　貴司　(ビジネス交流部副部長)
東京ホームレス就業支援事業推進協議会	構成員	大下　英和　(産業政策第二部長)
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構運営委員会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構外部評価委員会職業能力開発専門部会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
(独)勤労者退職金共済機構　中小企業退職金共済事業	参与	大下　英和　(産業政策第二部長)
「令和3年度企業防災力向上のための事業継続計画（ＢＣＰ）策定・運用に関する調査・検討業務」検討会	委員	清水　竜　(地域振興部　副部長)
(一社) ジャパンショッピングツーリズム協会　小売業訪日ゲスト対応協議会	委員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
皇居外苑休憩所等における飲食物提供等運営事業者選定委員会	委員	染谷　政克　(総務統括部長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第27回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	馬目　学　(中小企業相談部　副部長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第27回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	紺谷　直之　(中小企業相談部　業務推進担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第27回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	吉田　晋　(中小企業相談部　主任調査役)
ツーリズム EXPO ジャパン推進室　ツーリズムEXPOジャパン2022国内・訪日展示営業・商談部会	部会員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
ツーリズム EXPO ジャパン推進室　ツーリズムEXPOジャパン2022　ブランド広報部会員	部会員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
ツーリズム EXPO ジャパン推進室　ツーリズムEXPOジャパン2022実行委員会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
大阪商工会議所　ザ・ビジネスモール　プロジェクト会議	委員	渋谷　貴司　(ビジネス交流部　副部長)
東京都工芸染色協同組合　第６０回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	審査員	馬目　学　(中小企業相談部　副部長)
(公財)東京都中小企業振興公社　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会幹事会	幹事	大山　智章　(中小企業部　中小企業振興担当課長)
日本小売業協会　流通サプライチェーン政策研究会	委員	小島　和明　(地域振興部　副部長)
警視庁　サイバーセキュリティ対策セミナー委託審査委員会	委員	長嶋　収一　(中小企業部　副部長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第27回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	阿知良　拓　(中小企業相談部　中小企業相談センター　経営相談担当課長補佐)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第27回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	紺谷　直之　(中小企業相談部中小企業相談センター業務推進担当課長)
有限責任監査法人トーマツ　業務部門における再エネ・省エネによる脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部　主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ　二酸化炭素の総量削減を目的とした効率的脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部　主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ　脱フロン・脱炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業に係る検証評価委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部　主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ　地域内での再エネ・省エネ・蓄エネによる脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部　主任調査役)
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	幹事	津田裕紀子　(総務統括部　総務課　組織連携担当課長)
丸の内二重橋ビル　防火・防災管理者協議会	副会長	貫井　晴宣　(オフィス環境部長)

④　支部事務局員

（２０２１年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)千代田エコシステム推進協議会	理事	大野　靖二　（千代田支部事務局長）
中央区大江戸まつり実行委員会	運営委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区観光協会	幹事	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区観光写真コンクール本選	審査員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区協働推進会議	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
東京駅八重洲口再開発協議会	理事	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区自殺対策協議会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
晴海四丁目公私連携幼保連携型認定こども園運営事業者選定委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
「晴海児童館」等複合施設指定管理者選定委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区福祉保健部指定管理者評価委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
「中央区立京橋こども園」指定管理者候補事業者選定委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
「中央区立敬老館」指定管理者候補事業者選定委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
港区環境美化推進協議会	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区観光振興ビジョン検討委員会	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区観光振興連携会議	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区観光フォトコンテスト	審査委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区区民まつりパレード部会	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区３Ｒ推進行動会議	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区商店グランプリ	審査委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区地域雇用問題連絡会	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区防衛親交会	常任理事	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区マラソン実行委員会	委員	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会	委員、会計	小野田賀人　（港支部事務局長）
新宿区エコ事業者連絡会	理事	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区環境審議会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター	評議員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区耐震補強推進協議会	理事	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区リサイクル清掃審議会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
大新宿区まつり実行委員会	財務部会長	森　まり子　（新宿支部事務局長）
高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	会計	森　まり子　（新宿支部事務局長）
東京都立工芸高等学校学校運営連絡協議会	委員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
文京区男女平等参画推進会議	委員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
文京区技能名匠者認定事業審査会	審査員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
文京区総合就労支援事業業務委託事業者選定委員会	委員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
(公財)台東区産業振興事業団	理事	中井　宏好　（台東支部事務局長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓（新販路開拓）支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓（アトリエ・店舗出店）支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区新製品新技術開発支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区次世代育成支援地域協議会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区産業フェア企画・運営委託プロポーザル選定委員会	委員	早坂　浩史　（台東支部経営指導員）
江戸たいとうスーパーバザール景品選考委員会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区デザイナーズビレッジ使用期間延長審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	石井　洋介　（北支部事務局長）
北区コミュニティビジネス意見交換会	委員	石井　洋介　（北支部事務局長）
荒川区自然科学フォーラム	事務局長	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会	会計監事	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
あらかわ観光ツーリズム連絡協議会	理事	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区地球温暖化対策協議会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
令和３年度城東職業能力開発連絡協議会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区ビジネスプランコンテスト２０２１最終審査会及びファイナルイベント	審査委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区観光振興功労者選考委員会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
「第27回機械要素技術展」荒川区ブースのデザイン及び設営等業務委託業者選定に伴う評価委員会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区次世代へのバトンタッチ支援事業業務委託業者選定に伴う評価委員会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
しながわ観光協会	理事	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
品川区観光振興協議会専門部会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
城南職業能力開発連絡協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
しながわＣＳＲ協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	大築　徹也　（品川支部経営指導員）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
中目黒をさらに良くする連絡会	幹事	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区技能功労者選考委員会	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区自殺対策推進会議	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区商工まつり運営委員会	委員	髙橋　祥王　（目黒支部経営指導員）
(一社)大田観光協会	監事	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	理事	小山　康司　（大田支部事務局長）
(公財)大田区産業振興協会	理事	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区地域労働関係協議会	委員	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区シティプロモーション推進会議	委員	小山　康司　（大田支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	事務局長	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	常任幹事	原田　起臣　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区雇用問題連絡会議	構成委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
世田谷区民まつり企画委員会	委員	原田　起臣　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区自殺対策協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷スイーツ&ブレッドコンテスト実行委員会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区自立支援協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
渋谷・鹿児島おはら祭大会実行委員会	監事	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区くみんの広場実行委員会	委員	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区清掃・リサイクル審議会	審議委員	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
(一社)渋谷再開発協会	理事	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
中野区国民保護協議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野まちめぐり博実行委員会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区地域包括ケア推進会議	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
いきいきプラン推進委員会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
文部科学省委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
杉並区中学校対抗駅伝大会２０２０実行委員会	委員	木下　雄貴　（杉並支部経営指導員）
第８回すぎなみ産業フェア実行委員会	委員	木下　雄貴　（杉並支部経営指導員）
池袋駅周辺混乱防止対策協議会	委員	粟野　　浩　（豊島支部事務局長）
第１５回としまものづくりメッセ企画部会	委員	粟野　　浩　（豊島支部事務局長）
第１５回としまものづくりメッセ企画部会	委員	中條　智司　（豊島支部経営指導員）
第１７回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	粟野　　浩　（豊島支部事務局長）
第１７回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	中野　庸江　（豊島支部経営指導員）
板橋区民まつり実行委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区スマートシティ推進協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区地域自立支援協議会「就労支援部会」	部会員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区中小企業勤労者福利共済事業運営協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
いたばし未来の発明王コンテスト事業運営実行委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センター指定管理者選定委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
東京都立北豊島工業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
東京都立北豊島工業高等学校学校運営連絡協議会	評価委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
東京都立練馬工業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
東京都立第四商業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者差別解消支援地域協議会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者地域自立支援協議会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
練馬区聖火リレー連絡調整部会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
江東区産学公連携連絡会	委員	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
江東区産業展実行委員会	委員	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	委員・監事	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
クリエイティブスタジオ運営協議会（墨田区創業支援事業）	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
すみだの夢応援助成事業専門家会議	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだものづくりフェア準備委員会	会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだ次世代経営研究協議会	委員/会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区障害者差別解消支援地域協議会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
商店街×学生ドリームプランコンテスト	審査委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区がん対策推進会議たばこ対策部会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会	構成員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
都立橘高等学校パートナーシップ協議会	協議委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会	委員	金井　文隆　（足立支部事務局長）
特定非営利活動法人あだち菜うどん学会	委員	金井　文隆　（足立支部事務局長）
葛飾エフエム放送㈱	監査役	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区障害者就労支援協議会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
ふるさと葛飾盆まつり企画委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」	部会員	石川　和司　（葛飾支部経営指導員）
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
寅さんサミット実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区伝統工芸士認定候補者推薦委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区生物多様性推進協議会	会員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
(一社)東京社会保険協会葛飾支部	代議員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
えどがわ起業ビジネスプランコンテスト	審査員	山本　順一　（江戸川支部事務局長）
産業ときめきフェア実行委員会	委員	山本　順一　（江戸川支部事務局長）
専門職大学　教育課程連携協議会	構成員	山本　順一　（江戸川支部事務局長）